

平成 26 年度決算検査報告

会 計 検 査 院

平成26年度決算検査報告

会計検査院

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて平成 26 年度決算検査報告を作成し、平成 27 年 11 月 6 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。

また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、平成 27 年 9 月 1 日、内閣から平成 26 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を行って平成 27 年 11 月 6 日内閣に回付した。

目 次

平成 26 年度決算検査報告 目次

目

(不当事項の件名の後に付けてある()内の数字は不当事項の一連番号を示す。)

次

	ページ
第 1 章 検査の概要	1
第 1 節 検査活動の概況	1
第 1 検査の方針	1
第 2 検査の実施	4
第 2 節 検査結果の概要	7
第 1 事項等別の検査結果	7
1 事項等別の概要	7
2 第 3 章の「個別の検査結果」の概要	10
3 第 4 章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要	44
第 2 観点別の検査結果	46
第 2 章 決算の確認	55
第 1 節 国の決算の確認	55
第 1 一般会計	55
第 2 特別会計	55
第 2 節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	56
第 3 節 政府関係機関の決算の検査完了	57
第 4 節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照	57
第 1 一般会計	57
第 2 特別会計	57
第 5 節 国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出	58
第 3 章 個別の検査結果	59
第 1 節 省庁別の検査結果	59
第 1 内閣府	59
(内閣府本府)	59
不当事項	59
予算経理	59
東日本大震災復興特別会計に納付させるべき基金の残額等を一般会計に誤って納付させていて、会計法令に違反していたもの〔内閣府本府〕(1)	59

	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	61
目次	地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金等による交付金事業の実施状況を踏まえて、今後、同種の交付金による事業を実施する際には、交付の趣旨に沿うよう地方債の償還等に交付金を充当しない取扱いとすることを明確にしたり、事業実施後の検証に係る取扱い及び消費税に係る取扱いを定めたりすることなどにより、交付金事業が適切に実施されるよう改善させたもの	61
	(警察庁)	67
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	67
	APR 形移動通信制御装置等に取り付ける基板の調達に当たり、管区警察局等において基板の保有状況を把握するなどして情報を共有し、管区内又は他の管区警察局等との間で基板の管理換を行うことなどにより、適切な調達数を決定するよう改善させたもの	67
第2	総務省	71
	不当事項	71
	役務	71
	教育分野における最先端 ICT 利活用に関する調査研究の委託契約において、委託先が実際に負担した額に基づかない時間単価を適用して人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大となっていたもの〔総務本省〕(2)	71
	補助金	72
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	72
	(1) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金が交付の対象とならない事業に交付されていたなどのもの〔総務本省、2県〕(3)-(5)	73
	(2) 地域活性化・公共投資臨時交付金が交付の対象とならない事業に交付されていたもの〔総務本省〕(6)	75
	(3) 地域情報通信基盤整備推進交付金等の交付対象事業費の積算を誤ったため、事業費が過大となっていたもの〔総務本省、青森県〕(7)	76
	(4) 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)で行った河川整備事業において護床ブロック工の施工が設計と相違していたなどのもの〔2県〕(8)(9)	77
	(5) 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金により整備した ICT 関連システムの一部が利用されておらず、補助の目的を達していなかったもの〔総務本省〕(10)	78
	(6) 情報通信利用環境整備推進交付金事業の交付対象事業費が過大に精算されるなどしていたもの〔総務本省〕(11)	79
	意見を表示し又は処置を要求した事項	80
	(1) 地域力の創造等に関するモデル事業の実施に係る契約において、実施団体に対する支払額が支払上限額を下回った場合にはその差額を精算するなど支払業務の在り方を見直すよう是正改善の処置を求めたもの	80

(2) 震災復興特別交付税の額の算定について、震災復興特別交付税の精算等が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、及び現行制度に基づく調整では短期間で解消することが困難な要調整額についてその解消が図られるよう意見を表示したものの ……………	83
(3) 消防救急デジタル無線施設の整備事業の実施に当たり、市町村における通常の消防救急業務の通信や緊急消防援助隊における大規模災害等の際の広域通信に使用する共用施設等について、補助対象事業費の算定に関する具体的な取扱いを定めるよう意見を表示したものの ……………	91
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………	95
(1) 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金等による交付金事業の実施状況を踏まえて、今後、同種の交付金による事業を実施する際には、交付の趣旨に沿うよう地方債の償還等に交付金を充当しない取扱いとすることを明確にしたり、事業実施後の検証に係る取扱い及び消費税に係る取扱いを定めたりすることなどにより、交付金事業が適切に実施されるよう改善させたもの ……………	95
(2) 電波監視システムを非常時に運用するための電力を供給する無停電電源装置等の設置等について、設置基準を明確に定めるなどし、合同庁舎等に設置された自家発電設備からの電力の供給体制を考慮して適切に実施されるよう改善させたもの ……	95
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……	98
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について ……	98
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……	99
(1) 重要物品の帳簿価格の改定について ……………	99
(2) 特定調達に係るガスの契約事務の実施について ……………	100
(3) 無線システム普及支援事業費等補助金により実施しているケーブルテレビ幹線対策事業について ……………	100
(4) 防災情報通信基盤整備事業等の実施について ……………	101
第 3 法 務 省 ……………	103
不 当 事 項 ……………	103
役 務 ……………	103
刑務所における歯科診療契約において、契約で定められた算定要件を満たさない診療費を支払っていたもの〔徳島刑務所〕(12) ……………	103
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	105
本省が、刑事施設で生産している刑務官の制服に係る原材料を一括調達するに当たり、生産施設から制服に係る原材料の在庫数量、生産状況等を報告させ、生産状況を踏まえて生産計画数量を算定するとともに、当該生産計画数量、生産施設における原材料の在庫数量等に基づき原材料の調達数量を算定することにより、調達数量が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの ……………	105

	平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	108
	刑事施設における診療所管理運營業務委託費の支払について	108
目	第 4 外 務 省	110
次	意見を表示し又は処置を要求した事項	110
	(1) 政府開発援助の実施に当たり、施設の能力を設計する場合に、需要予測を裏付け る調査を十分に実施して、その妥当性を検討し、施設の能力の設計に適切に反映 させるなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	110
	(2) 債務救済無償資金協力で我が国が資金を贈与した後、被援助国において、長期に わたり、生産物の購入等のための資金等が使用されないままの状態であったり、 使途報告書の提出が遅滞していたりなどしている事態について、本省において、 支払方法の変更後、現地口座に送金された未使用資金の残高等を把握するととも に、被援助国による資金等の早期使用及び使途報告書の遅滞のない提出につな がる働きかけを十分に行える体制を整備するよう意見を表示したもの	117
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	123
	抛出を必要とする額を邦貨で算定した上で国際機関等に対して抛出金を抛出する場 合、当該国際機関等との間で抛出金額を邦貨で伝達し、要請を受けることとする事務 手続を定めることにより、抛出を必要とする額を過不足なく抛出するよう改善させた もの	123
	平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	127
	政府開発援助の実施について	127
	平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	129
	(1) 政府開発援助の効果の発現について	129
	(2) 草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施について	130
	第 5 財 務 省	132
	不 当 事 項	132
	租 税	132
	租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの〔38 税務署〕(13)	132
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	138
	(1) 国税の口座振替納付に係る領収証書等の調達及び納税者への送付を廃止すること により、口座振替納付に係る経費の節減を図るよう改善させたもの	138
	(2) 普通財産の管理及び処分に係る業務を委託するに当たり、総合評価落札方式によ り落札者を決定する際に加点評価した提案の内容を確実に契約に反映することに より、会計法の趣旨に沿って国にとって最も有利な内容で契約を締結することと なるよう改善させたもの	141
	平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	144
	(1) 特定調達に係るガスの契約事務の実施について	144

(2) 株式会社日本政策金融公庫が中小企業事業で行う証券化支援業務の実施について	145	
(3) 国有財産台帳等における報告漏れ及び誤びゅう訂正について	145	
第6 文部科学省	147	目
不当事項	147	
役 務	147	次
全国学力・学習状況調査に係る印刷業務請負契約において、視覚に障害がある児童生徒用の問題用紙等の多くが学校等へ送付されていなかった実態を把握していなかったなどのため、印刷部数が過大となり契約額が割高となっていたもの[国立教育政策研究所](14)	147	
補助金	149	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	149	
(1) 公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの[新潟県](15)	150	
(2) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの[6道県](16)–(21)	151	
(3) 私立大学等研究設備整備費等補助金が過大に交付されていたもの[文部科学本省](22)–(26)	153	
(4) 私立学校施設整備費補助金(研究装置及びICT活用推進事業)が過大に交付されていたもの[文部科学本省](27)–(30)	154	
(5) 私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金が過大に交付されていたもの[文部科学本省](31)	156	
(6) 学校施設環境改善交付金等が過大に交付されていたもの[4道県](32)–(35)	156	
(7) 沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)が過大に交付されていたもの[文部科学本省](36)	158	
意見を表示し又は処置を要求した事項	159	
国庫補助事業により整備された学校施設の維持管理が適切に行われ、児童生徒の安全確保等が図られるよう、建築点検を適切に実施したり要是正事項を早期に是正したりすることの必要性や、要是正事項等に係る情報を一元的に管理して計画的に是正を進めていくことの重要性を周知等するよう改善の処置を要求し、及び教育委員会点検を適切に実施するための具体的な方策を検討して示すなどするよう意見を表示したもの	159	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	172	
義務教育費国庫負担金における算定総額の算定に当たり、算定上の基準日以前に遡及して支給対象とならなくなるなどした教職員の手当を反映させることについて、各都道府県が作成する調書の様式に具体的に明示することなどにより、同負担金の交付額の算定が適正かつ公平に行われるよう改善させたもの	172	
平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	175	
スポーツ振興基金の有効活用について	175	
平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	175	
国宝重要文化財等保存整備費補助金の加算率の算定について	175	

	平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	176
目 次	(1) 義務教育費国庫負担金の交付額の算定について	176
	(2) 私立学校施設における耐震補強事業の補助対象経費の取扱いについて	177
	(3) 学校施設環境改善交付金等の交付額の算定について	178
	(4) 学校情報通信技術環境整備事業で整備した電子黒板の活用等について	179
第 7	厚生労働省	180
	不当事項	180
	保険料	180
	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[17 労働局] (37)	180
	健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの[厚生労働本省] (38)	182
	役 務	185
	地域雇用創造推進事業に係る委託事業の実施に当たり、委託費の対象とはならない経費等が含まれていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[鳥取労働局] (39)	185
	保険給付	187
	労働者災害補償保険の休業補償給付等の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、34 労働基準監督署] (40)–(52)	187
	雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、39 公共職業安定所] (53)	189
	雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの[11 労働局] (54)	193
	雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)の支給が適正でなかったもの[8 労働局] (55)	195
	雇用保険の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給が適正でなかったもの[3 労働局] (56)–(58)	197
	厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省] (59)	199
	医 療 費	201
	医療費に係る国の負担が不当と認められるもの[厚生労働本省、7 厚生(支)局、32 都府県] (60)	201
	補 助 金	209
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	209
	(1) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの[18 都府県] (61)–(117)	211
	(2) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの[21 都道府県] (118)–(164)	215
	(3) 児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの[10 府県] (165)–(177)	220

(4) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(賃貸物件による保育所整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの[厚生労働本省](178) ……………	222	目 次
(5) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(地域子育て支援拠点事業に係る分)において基金が過大に使用されるなどしていたもの[厚生労働本省](179)–(181) ……………	223	
(6) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(保育士等処遇改善臨時特例事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの[厚生労働本省](182) ……………	225	
(7) 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの[13 都県](183)–(230) ……………	226	
(8) 生活保護費等負担金の算定において、負担の対象とならない不納欠損額を含めていたため、国庫負担金が過大に交付されていたもの[5 府県](231)–(238) ……………	228	
(9) 生活保護費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分)が過大に交付されていたもの[2 都県](239) ……………	230	
(10) 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの[11 道県](240)–(272) ……	231	
(11) 障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの[5 道県](273)–(278) ……………	233	
(12) 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの[4 県](279)–(282) ……………	234	
(13) 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において、仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額が基金に返還されていなかったもの[厚生労働本省](283)(284) ……………	236	
(14) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの[厚生労働本省](285)–(294) ……………	237	
(15) 独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](295) ……………	239	
(16) 放課後子どもプラン推進事業費補助金(放課後児童健全育成事業等に係る分)が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](296)(297) ……………	240	
(17) 保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業等に係る分)が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](298)–(309) ……………	241	
そ の 他 ……………	243	
介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[9 府県、4 市](310) ……………	243	
自立支援給付の介護給付費及び訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[8 府県、1 市](311) ……………	249	
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	252	
(1) 生活保護費に係る返還金等債権について、適時適切な債権管理を行うことなどにより、返還金等債権に係る負担金の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの ……………	252	

- (2) 国民健康保険に係る療養給付費負担金及び財政調整交付金の交付に当たり、都道府県に対して減額調整の対象となる高額療養費及びその集計方法等を具体的に示して、これを都道府県を通じて市町村に対して周知徹底することにより、その交付額の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの ……259
- (3) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施する賃貸物件による保育所整備事業における消費税の取扱いが適切に行われ、これにより同基金が効率的に活用されるよう是正改善の処置を求めたもの ……264
【当局が講じた処置】 ……269
- (4) 障害者自立支援給付費負担金の交付額の算定に当たり、居宅介護等に係る基準額の算定手順を明確に示すことなどにより、基準額が適正に算定されるよう是正改善の処置を求めたもの ……270
【当局が講じた処置】 ……277
- (5) 国立ハンセン病療養所における入所者の療養等に必要な物品の調達について、生活用物品の調達及び管理を行う際には、会計法令等を遵守して会計経理が適正に行われるよう是正改善の処置を求め、並びに後発医薬品の使用促進を図るよう意見を表示したもの ……277
- (6) レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムの運用状況を大幅に改善し、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果について、収集・保存されているデータを十分に活用した適切な評価を行うことができるようにするために、データの不突合の原因等を踏まえたシステムの改修等を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの ……282
- (7) 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)の支給について、障害者の就労・離職状況等を把握するとともに、これらを十分に踏まえて障害者に対する定着指導等を一層効率的、効果的に行うことなどにより、障害者の雇用の安定に資するものとなるよう意見を表示したもの ……293
- (8) 日本年金機構が保有する固定資産のうち国から出資された土地及び建物について、保有の必要性を見直すとともに、不要な資産を国庫に納付させるよう適切な制度を整備するよう意見を表示したもの ……299
- (9) 日本年金機構が行う適用促進業務において、加入指導を行うに当たり不足している情報がある場合に、関係機関にその提供を働きかけたり、的確な立入検査の手続をとるために必要な指導監督を行ったりなどして、同業務がよりの確かつ効率的に行われるよう改善の処置を要求し及び意見を表示したもの ……304
- (10) 休業補償給付等の支給に当たり、休業補償給付等の受給者データと障害厚生年金、障害基礎年金等の受給権者情報とを照合できるようにして、併給調整の確認対象者に係る情報を労働基準監督署に配信することなどにより、併給調整に係る事務を適切かつ効率的に行うよう改善の処置を要求したもの ……304

(1) 地域雇用創造推進事業及び実践型地域雇用創造事業に係る委託事業の実施に当たり、事業の実施による効果に対する評価を適切に行い、地域における効果的な雇用の創出に資するために、アウトプット実績及びアウトカム実績の把握、事業に係る個別の雇用対策事業の利用対象者の範囲の設定等を適切に実施するよう改善の処置を要求したもの	310
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	318
(1) 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付に当たり、交付額を適切に算定することなどにより、予算の効果的な執行を図るよう改善させたもの	318
(2) 緊急雇用創出事業の実施に必要な機器等をリースにより調達し、当該機器等を事業終了後も継続して使用することが見込まれる場合において、合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを実施要領に明示することなどにより、同事業の対象経費となる機器等のリース料が適切に算定されるよう改善させたもの	323
(3) 厚生労働科学研究費補助金により取得した機械器具について、研究期間の終了後に研究代表者から所属機関へ譲渡することを促して、一層の活用を図る態勢を整備するとともに、譲渡の手続が適正に行われるよう改善させたもの	327
(4) 委託契約のうち概算契約について、支出負担行為担当官、官署支出官等が行う会計事務の内容の周知徹底を図ることなどにより、検査調書の作成等が会計法令に従って適正に行われるよう改善させたもの	332
(5) 認定訓練助成事業において、算定基準等に補助対象訓練生となる者の要件及びその確認方法を明示することなどにより、事業を目的に沿って適切に実施するよう改善させたもの	334
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	339
第三者行為事故に係る年金の支給停止限度期間の設定について	339
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	340
(1) 労働保険の未手続事業に係る認定決定及び保険料の徴収について	340
(2) 厚生年金特例法の運用について	341
(3) 後期高齢者医療制度の後期高齢者医療高額医療費負担金の算定について	342
(4) 自立支援医療と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る障害者医療費国庫負担金の算定について	343
(5) 失業等給付金に係る不正受給返納金債権の債権管理について	344
(6) 国民年金の第 3 号被保険者の年金記録不整合問題への対応について	345
(7) 病床転換助成事業の実施に当たり社会保険診療報酬支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金について	346
(8) 施設に入所等している被保護者に対する保護費の支給について	347
(9) 独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について	348
(10) 国民健康保険等における海外療養費の支給について	348

第8 農林水産省	350
不当事項	350
目 予算経理	350
収穫調査に係る委託契約において、会計法令等に違反して公有林野等官行造林地に係	
る委託費を誤った歳出科目から支出していたもの〔4 森林管理署等〕(312)–(316)	350
工 事	352
国営かんがい排水事業の実施に当たり、無線伝送装置工事における電源設備の設計が	
適切でなかったため無線伝送装置が正常に稼働していない状態となっていて、工事の	
目的を達していないもの〔九州農政局〕(317)	352
補助金	354
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	354
(1) 補助の対象とならないもの	356
青年就農給付金の給付要件を満たしていない者に給付するなどしていて補助の	
対象とならないもの〔農林水産本省、2 農政局〕(318) (319)	356
バイオマス地域利活用交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない	
経費を含めていたもの〔北陸農政局〕(320)	357
農地利用集積事業の対象経費に、交付の対象とならない経費を含めていたもの	
〔農林水産本省〕(321)	357
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象	
とならない経費を含めていたもの〔沖縄総合事務局〕(322)	358
(2) 補助金等により造成した基金の使用が適切でなかったもの	359
森林整備加速化・林業再生事業費補助金により造成した基金を用いて実施した	
事業において、基金事業の対象事業費を過大に精算するなどしていたもの〔林	
野庁〕(323) (324)	359
森林整備地域活動支援交付金により造成した基金を用いて実施した事業におい	
て、交付金が過大に交付されていたもの及び補助の目的を達していなかったも	
の〔林野庁〕(325)	360
(3) 工事の設計が適切でなかったもの	361
冷凍冷蔵施設の機械基礎の設計が適切でなかったもの〔農林水産本省、中国四	
国農政局〕(326)	361
排水機場に設置した主ポンプ盤等の設備の設計が適切でなかったもの〔農林水	
産本省〕(327)	362
(4) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの	364
搾乳舎の設計及び施工が適切でなかったもの〔東北農政局〕(328)	364
穀物貯蔵サイロの設計及び施工が適切でなかったもの〔東北農政局〕(329)	365
(5) 補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの	366
補助事業により整備した施設等を無断で譲渡したり、貸し付けたりしていたも	
の〔関東農政局〕(330) (331)	366

(6) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの及び補助の対象とならないもの……………	368	
農業基盤整備促進事業等の実施に当たり、補助金の算定が適切でなかったり、		
事業の一部が補助の対象とならなかったりしていたもの〔2農政局〕(332)(333) ……	368	目
(7) 補助対象事業費を過大に精算していたもの ……………	369	
食農連携機能高度化対策事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの〔農		
林水産本省〕(334) ……………	369	次
(8) 補助の目的を達していなかったもの ……………	370	
経営体育成交付金事業の実施に当たり、施設の一部が整備されておらず、補助		
の目的を達していなかったもの〔農林水産本省〕(335) ……………	370	
そ の 他 ……………	371	
国有農地等管理処分事業事務取扱交付金が過大に交付されていたもの〔関東農政局		
(336) ……………	371	
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	373	
(1) 森林環境保全整備事業における鳥獣害防止施設等整備について、都道府県におい		
て実際に使用される資材の仕様や購入価格に係る調査を行うよう定めたり、労務		
費に係る実態調査を行い標準的な作業歩掛かりを示したりすることなどにより、		
標準単価が施工の実態を反映したものとなるよう是正改善の処置を求めたもの ……	373	
(2) 研究に関する委託事業終了後受託者等に取得物品を引き続き使用させるに当た		
り、継続使用の承諾の手続を適切に行うなどするよう適宜の処置を要求し及び是		
正改善の処置を求め、並びに継続使用させる取得物品の使用状況を定期的に把握		
するなどの取得物品の管理を適切に行うための体制を整備するよう改善の処置を		
要求したもの ……………	377	
(3) 農業・食品産業強化対策整備交付金事業について、事業実施計画における成果目		
標の目標値の確認やその算出根拠となる農産物の出荷量等の把握に努めるなどし		
て、成果目標の妥当性の審査及び評価報告書の点検評価が適切に行われるよう改		
善の処置を要求したもの ……………	382	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………	391	
(1) 配合飼料価格安定対策事業の実施に当たり、異常補填積立金の納付を確約させる		
措置を執ったり、補助金勘定における運用益等を区分経理の趣旨を踏まえて活用		
するための要件等を定めたりすることにより、配合飼料価格安定対策費補助金等		
が異常補填交付金の財源として適切に管理され、有効に活用できるよう改善させ		
たもの ……………	391	
(2) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業の実施に当たり、再生した農地の耕作状		
況を適切に確認させたり、再生後に耕作されていない場合の対応策を具体的に定		
めたり、再生作業等に係る労務費の算定を適切に行わせたりすることにより、交		
付金事業が適切に実施されるよう改善させたもの ……………	397	
(3) 暗渠排水工事の実施に当たり、吸水管の直径について、吸水管内の流速等を考慮		
した上で、各地点の排水量に応じた規格を選定することにより、経済的な設計を		
行うよう改善させたもの ……………	402	

	(4) 調査用自動車の取得台数の算定に当たり、交換基準を満たさない既存の調査用自動車の台数を控除することなどにより取得台数の削減を図るよう改善させたもの	405
目次	(5) 除塩事業の実施に当たり、降雨等の影響により塩分濃度の低下が見込まれる場合には、除塩作業の実施前に塩分濃度を再測定して除塩作業の必要性を検討するよう改善させたもの	408
	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	410
	家畜導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の返納について	410
	平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	411
	(1) 新規就農者を対象とした助成事業の実施について	411
	(2) 青年就農給付金事業の実施について	412
	(3) 経営所得安定対策等における交付金の交付対象面積について	413
	(4) レクリエーションの森における管理経営及び国有林野の貸付等について	414
	(5) 水産庁所管の政府開発援助の実施について	415
	(6) もうかる漁業創設支援事業の実施について	416
	(7) 追加的信用供与補助事業について	417
	(8) 基幹的な農業水利施設のストックマネジメントについて	418
	(9) 農山漁村 6 次産業化対策事業等における事業効果等について	419
	(10) 保証保険資金等緊急支援事業による代位弁済に係る回収金について	420
第 9	経 済 産 業 省	422
不 当 事 項		422
工 事		422
	無停電電源設備の蓄電池更新工事の施行に当たり、共通費の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの〔特許庁〕(337)	422
役 務		423
	委託契約において、委託業務の実施に要しない電気料金を含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの〔経済産業本省〕(338)	423
補 助 金		425
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	425
	(1) 補助の対象とならないもの	426
	次世代エネルギー・社会システム実証事業の実施に当たり、補助金の交付決定前に事業を実施して補助の対象とならないもの〔資源エネルギー庁〕(339)	426
	自家発電設備導入促進事業の補助対象事業費に、補助事業期間終了後に購入した燃料費を含めるなどしていたもの〔北海道経済産業局〕(340)	427
	(2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	428
	自家発電設備導入促進事業の補助対象事業費の算定に当たり、電気の供給量を誤って転記したため、補助対象事業費を過大に精算していたもの〔北海道経済産業局〕(341)	428

補助事業に使用しなかった機器の購入代金を含めていたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの[中部経済産業局] (342) ……	428	
(3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの ……	429	目
コンテンツ海外展開等促進基金を用いた事業の実施に当たり、助成金の交付決定前に事業を実施して助成の対象とならないもの[経済産業本省] (343) ……	429	次
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……	430	
(1) 自家発電設備導入促進事業等について、事業効果について改めて検証を行うとともに、将来電力需給のひっ迫等に対する緊急措置的な事業を実施する場合に備えて、事業効果を把握して検証する方法についての知見を蓄積して、これを制度設計に活用する方法を検討するよう意見を表示したもの ……	430	
(2) コンテンツ緊急電子化事業により電子化された書籍のうち配信されていない書籍について、著作権者の許諾を得るようにさせたり、配信するための技術的な修正を完了させたりして、配信が可能な状態にすることにより、電子書籍の流通の促進が図られるよう改善の処置を要求したもの ……	439	
平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……	442	
エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金の状況について ……	442	
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……	443	
補助事業又は委託事業により実施する展示会事業に係る付加価値税の取扱いについて ……	443	
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……	444	
(1) 中小企業海外展開支援事業の効果について ……	444	
(2) 株式会社日本政策金融公庫が中小企業事業で行う証券化支援業務の実施について ……	445	
(3) 石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(離島ガソリン流通コスト支援事業に係るもの)における補助単価の設定について ……	446	
(4) 補助事業により設備を整備した風力発電事業の運営状況について ……	447	
第10 国 土 交 通 省 ……	448	
不 当 事 項 ……	448	
工 事 ……	448	
橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、変位制限構造及び落橋防止構造の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの[関東地方整備局東京国道事務所] (344) ……	448	
橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、変位制限構造の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの[関東地方整備局相武国道事務所] (345) ……	451	
物 件 ……	453	
立体駐車場等の使用を許可する場合の使用料の算定を誤ったため、使用料が低額となっていたもの[東京航空局] (346) ……	453	
補 助 金 ……	455	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……	455	

	(1) 工事の設計が適切でなかったなどのもの	457
	^{かんきよ} 函渠の設計が適切でなかったもの〔4 県〕(347)–(350)	457
目	公営住宅、キャンプ場の管理棟等の木造施設の設計及び施工が適切でなかった	
	もの〔3 府県〕(351)–(353)	459
次	橋台の胸壁の設計が適切でなかったもの〔2 道県〕(354) (355)	461
	アーチカルバートの設計が適切でなかったもの〔2 県〕(356) (357)	463
	雨水貯留施設の設計が適切でなかったもの〔大阪府〕(358)	467
	^{かんきよ} 函渠の基礎の設計が適切でなかったもの〔山形県〕(359)	469
	水路工の設計が適切でなかったもの〔長崎県〕(360)	470
	護岸工の設計が適切でなかったもの〔鹿児島県〕(361)	472
	護岸工の設計が適切でなかったため工事費が不経済となっていたもの〔島根県〕	
	(362)	473
	(2) 補助の対象とならないもの及び工事が低額で実施されていたもの	475
	架空の内容の請負契約書の写しなどの書類を添付して実績報告書等を提出する	
	などとしていて補助の対象とならなかったり、実績報告書の工事費等よりも低額	
	で実施していて工事費等を過大に精算したりしていたもの〔国土交通本省〕	
	(363)–(373)	475
	(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	477
	用地の再取得に係る交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過	
	大に交付されていたもの〔山形県〕(374)	477
	交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていた	
	もの〔宮城県〕(375)	478
	建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの〔沖縄県〕(376)	479
	通信線路等の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの〔石川県〕(377)	480
	(4) 計画が適切でなかったもの	481
	防災行政無線の親局等の設備を耐震性が確保されていない建物に設置していた	
	もの〔愛知県〕(378)	481
	食肉センター整備事業の実施に当たり、食肉の需要等を正しく反映せずに算定	
	したと畜計画数に基づき設置された加圧ろ過機等が利用されていなかったもの	
	〔国土交通本省〕(379)	482
	(5) 工事の施工が設計と相違していたもの	483
	屋上防水改修工事の施工が設計と相違していたもの〔栃木県〕(380)	483
	(6) 工事の契約処置が適切でなかったもの	484
	当初契約時の外壁の改修方法を変更したのに、変更契約に適切に反映させてい	
	なかったもの〔高知県〕(381)	484
	(7) 補助の対象とならないもの	485
	港湾荷役機械等災害復旧事業において、補助の対象とならない工事の費用を含	
	めていたもの〔関東地方整備局〕(382)	485

意見を表示し又は処置を要求した事項486

- (1) 河川工事に伴う附帯工事の実施に当たり、工作物の管理者の把握に努めるよう意見を表示し、及び改築の際の工作物の構造等の決定に当たり、現行の構造令等の基準を遵守するなどし、かつ、工作物の機能を向上させる場合には、その費用の負担を求めるよう是正改善の処置を求めたもの486
- (2) 公共用財産である国有港湾施設について、公共利用の確保等が適切に行われるよう、港湾管理者に対し、使用許可を受けずに専用使用されている施設については是正のための指示をするよう、また、適切に管理するよう周知するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに地方整備局等及び港湾管理者に対し、処理要領等を周知徹底することなどにより管理及び使用が適切に行われるようを検討するよう意見を表示したもの492
- (3) 省エネ改修事業について、事業主体から提出させる証拠書類の範囲等の見直しを行ったり、審査や現地調査の体制を整備したりするよう是正改善の処置を求め、並びに関係会社等が行った改修工事において事業主体の利益相当分を排除するなどの仕組みや取得した財産等の処分制限等に関して必要な事項を交付規程等に具体的に明記等するよう改善の処置を要求し及び改修設備専用のエネルギー計測器の必要性について検討して交付規程等の見直しを行うよう意見を表示したもの497
- (4) 国とバス事業者等関係者がより緊密に連携することなどにより、地域公共交通確保維持改善事業においてノンステップバスの導入が促進されるとともに、導入されたノンステップバスが既存のバスターミナルの移動等円滑化の促進等により、その特性をいかして有効に活用されるよう意見を表示したもの504
- (5) 独立行政法人奄美群島振興開発基金の保証業務において、繰越欠損金の状況を踏まえつつ、出資による保証基金の積増しを見直すなどして、政府出資金等から成る保証基金の規模を保証債務残高の状況等を勘案した適切なものとするための措置を講ずるよう意見を表示したもの510
- (6) 共同溝における公益物件の収容状況等を踏まえて、共同溝整備計画において公益物件の収容時期をより具体的に定めるなどして公益物件の収容状況等を適切に確認できるようにするための方策を講じたり、収容を促すなどするための検討を行ったりなどして共同溝の有効利用がより図られるよう意見を表示したもの516
- (7) 一般財団法人民間都市開発推進機構が実施する住民参加型まちづくりファンド支援事業について、資金の受領者に資金の使用見込みの定期的な見直しなどを行わせることを事業実施要領等に定めることなどにより、資金の有効な活用が図られるよう改善の処置を要求したもの523
- (8) 空港施設について、空港土木施設台帳を適切に整備したり、具体的な点検項目を定めて点検を実施したり、点検の結果を踏まえて適切に修繕等を実施したりすることにより、同施設の維持管理が適切に実施されるよう改善の処置を要求したものの529

	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	535
目 次	(1) 国庫補助事業等により実施される工事等において、工事等の実施に直接必要となるものではない保管管理システムのデータ登録に係る費用について、国庫補助金等の対象とならないことを周知することにより、国庫補助金等の交付が適切に行われるよう改善させたもの	535
	(2) シールド工法による下水道管渠 ^{きょ} 築造工事における工事費の積算に当たり、シールドマシン製作原価を間接工事費の算定対象額に含めないことを明確にするよう改善させたもの	538
	(3) 船舶工事の予定価格の積算に当たり、基準労務費単価以外の単価を採用する際の基準等を明確にし、採用する際には、事前に工事内容等を十分確認するなどして、労務費等の算定を適切なものとするよう改善させたもの	540
	(4) 総価契約単価合意方式を採用した河川、道路等の工事のうち、処分費等を含む工事について、変更契約を行う際の間接工事費等の算定方法を積算基準に明確に示すとともに、その算定方法を積算システムに反映させる改修を行うことなどにより、適正な予定価格が算定されるよう改善させたもの	543
	(5) 国が管理する橋りょうの診断業務に係る委託契約について、点検業務等の情報を基にするなどして現地踏査を実施しないこととしたり、現地調査に係る費用の積算を作業の実態に即したものにしたりして適切なものとするよう改善させたもの	546
	(6) 委託契約において受託者が取得し、委託契約終了後に国が返還を受けた物品のうち重要物品に該当するものについて、物品増減及び現在額報告書に計上する必要があることを周知するなどして、物品増減及び現在額報告書への計上を適正に行うよう改善させたもの	549
	平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	552
	既設橋りょうの耐震補強工事の設計について	552
	平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	552
	(1) 車両管理業務委託契約における委託費の支払等について	552
	(2) 船舶の航行安全に係る業務費について	553
	(3) 住宅セーフティネット整備推進事業について	554
	(4) 浸水想定区域の指定等、洪水ハザードマップの作成等及び浸水想定区域図等の電子化の実施について	555
	(5) 国内広域から京浜、阪神両港へのコンテナ貨物の集約の促進に係る事業について	556
	(6) 電線共同溝における無電柱化の効果について	557
	(7) 東日本大震災の被災地における防災のための集団移転促進事業の実施について	558
	(8) 道路管理データベースシステムへの基本データの登録について	559
	(9) 調節池等の維持管理について	559
	(10) ダムの維持管理について	560
	(11) 新直轄道路における料金所予定地等の有効利用等について	561
	(12) 地方航空局が締結する空港管理業務等に係る契約の競争性の確保に向けた取組について	562

第11 環 境 省	563	
不 当 事 項	563	
工 事	563	目
侵入防止柵設置工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、侵入防止柵の所要 の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの[中部地方環境事 務所] (383)	563	次
補 助 金	564	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	564	
(1) 設備の設計が適切でなかったもの	565	
放射線監視等交付金事業により整備した太陽光発電型モニタリングポストの設 計が適切でなかったもの[原子力規制委員会] (384)	565	
(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	567	
再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金により実施した事業におい て、事業の対象とならないなどのもの[環境本省] (385)	567	
(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	568	
交付の対象とならない機器等に係る費用を計上していたため、交付金が過大に 交付されていたもの[大阪府] (386)	568	
意見を表示し又は処置を要求した事項	569	
(1) 防災拠点施設に設置する蓄電池設備について、耐震設計等に係るガイドライン等 を整備して事業主体に周知することなどにより、耐震性を適切に確保するよう適 宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	569	
(2) 国からの委託を受けて実施する国民公園の駐車場業務により委託先において生じ た積立金について、適切な規模を超える分は国庫に納付させたり、有効に活用さ せたりできるよう意見を表示し並びに委託先における経理を適切なものとするよ う適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに他の契約と重複する業 務を契約の対象から除外するよう是正改善の処置を求めたもの	573	
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	578	
(1) 溶融固化施設の運営及び維持管理並びに溶融スラグの利用について	578	
(2) 環境放射能水準調査委託費により整備するゲルマニウム半導体方式放射能検査機 器の構成について	579	
第12 防 衛 省	580	
不 当 事 項	580	
予 算 経 理	580	
警衛業務に従事する非常勤隊員に休日勤務を命じた場合において、休日給に相当する 給与のみを支給すべきであったのに、これに基本給日額を加算していたため、その支 給が過大となっていたもの[航空自衛隊第3輸送航空隊] (387)	580	

目次	物 件	581
	護衛艦「てるづき」製造請負契約において、建造保険料の額の算定を誤るなどしていたため、超過利益の返納に関する特約条項に基づき返納させるべき超過利益が過小となっていたもの〔装備施設本部〕(388)	581
	離着陸性能計測システムの調達に当たり、給付の完了の確認をするための検査が適切でなかったなどのため、契約書において指定された機器と同等の性能を有していない機器が納入されるなどしていたのに、契約金額の全額を支払っていたもの〔海上自衛隊自衛艦隊航空集団第4航空群厚木航空基地隊厚木経理隊、同群第4整備補給隊第4補給隊、同集団第51航空隊計測隊〕(389)	583
	大型破壊機救難消防車(A-MB-3)の調達に当たり、装備施設本部の契約担当官等が受領検査官に対して適切な指示をしなかったため、契約内容に適合した履行が確保されていないのに契約金額の全額を支払っていたもの〔装備施設本部〕(390)	586
	役 務	588
	技術研究開発支援システムのシステム監査に対応するための請負契約に当たり、契約する必要のない業務を契約に含めていたため、契約額が割高となっていたもの〔技術研究本部〕(391)	588
	意見を表示し又は処置を要求した事項	590
	(1) 性能を向上させる整備等を実施したのに帳簿価格が改定されていないなどしていた重要物品である基地内光伝送路について、速やかに帳簿価格を適正に改定等するよう適宜の処置を要求し、及び帳簿価格を適正に改定するための態勢を整えるなどして、物品管理簿が正確に記録されるよう是正改善の処置を求めたもの	590
	(2) 自衛艦の定期検査等に係る契約の履行に伴い発生する有価廃材の管理を適切に行うために、発生材等調書の確認に関する具体的な作業内容を明確にした作業手順等を定めるとともに、この作業手順等により、確実に発生材等調書を提出させることなどについて監督官等に対して周知徹底したり、有価廃材を確実に記載した発生材等調書を作成して監督官に提出することなどについて契約相手方となる造船会社に対して周知徹底したりするよう是正改善の処置を求めたもの	595
	(3) F-15 戦闘機の近代化改修に伴い機体から取り外されるレーダー機器について、会社における取外し後の保管等の状況を適切に把握するなどして速やかに返納させ、及び運用基地におけるレーダー機器の保有状況等を踏まえて払出しを行い必要な機能検査を実施するよう是正改善の処置を求めたもの	598
	(4) 海上自衛隊の艦船等の部隊が保有している膨張式救命胴衣について、艦船等の部隊に対して速やかに実施すべき整備内容を示した技術刊行物を配布するなどして、技術刊行物に基づく整備が適切に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの	604
	(5) 東日本大震災復興特別会計予算により取得する物品について物品管理簿への記録を適切に行うとともに、同特別会計に係る物品増減及び現在額報告書を作成するための基礎となる資料の記載が重要物品の異動の状況等を正確に反映したものとなるよう是正改善の処置を求めたもの	607

(6) 防衛装備品のライフサイクルコスト管理の実施に当たって、費用対効果の判断を踏まえた意思決定をはじめ、ライフサイクルを通じた効果的かつ効率的な防衛装備品の取得に資するとともに、費用面に係る説明責任の強化を図るために、関係組織が密接に協力する態勢を整備して、ライフサイクルコストの算定及び検証を適切に行い、その結果を適切に活用することができる方策を講ずるよう意見を表示したもの	612
(7) 駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権について、地方防衛局等と独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の支部との間で適宜情報を共有するなどの連携を図る体制や円滑に回収するための制度等を整備することにより、返納金債権の発生 の抑止及び円滑な回収が図られるよう改善の処置を要求したもの	619
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	624
(1) 非常用電源施設の整備をより効率的に実施するために、既存自衛隊施設の耐震安全性に関する施設分類等の情報を電力供給対象施設の選定等に活用するよう改善させたもの	624
(2) 海上自衛隊が保有している緊急脱出用呼吸装置について、航空基地において定期整備が適切に実施されるよう改善させたもの	627
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	630
防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について	630
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	631
米国に派遣された防衛省職員が行う前渡資金に係る会計事務等について	631
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	632
(1) F-15 戦闘機の近代化改修用通信電子機器の修理等について	632
(2) インクカートリッジ等の調達について	633
(3) 役務に関する有償援助調達に係る引合書の請求及び確認について	634
(4) 防衛装備品等の調達に関する契約における資料の信頼性確保について	634
(5) 住宅防音事業における契約手続等の公正性等の確保について	635
(第 1 内閣府(宮内庁)、第 2 総務省、第 6 文部科学省、第 7 厚生労働省、 第 8 農林水産省、第 9 経済産業省、第 10 国土交通省、第 11 環境省)	637
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	637
(1)-(8) インターネット上からの通信が可能なサーバ上で利用していたサポート期間が終了しているソフトウェアの更新等を実施するとともに、ポリシー等を改定することなどによりサポート期間が終了しているソフトウェアを利用しないよう改善させたもの	637
第 2 節 団体別の検査結果	644
第 1 沖縄振興開発金融公庫	644
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	644
情報システムに係る運用保守業務契約の予定価格の積算について	644

	第2 株式会社日本政策金融公庫	645
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	645
目	固定電話の利用に当たり、全支店の各通話区分のマイライン登録先を統一することと	
	して、本店において一括して一般競争契約を行うことなどにより、電話料金の節減を	
次	図るよう改善させたもの	645
	平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	647
	東日本大震災復興特別貸付における低利貸付の実施について	647
	第3 日本私立学校振興・共済事業団	648
	不当事項	648
	補助金	648
	私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの[日本私立学校振興・共済事	
	業団](392)-(396)	648
	平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	651
	日本私立学校振興・共済事業団の宿泊施設の運営について	651
	第4 日本中央競馬会	653
	平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	653
	特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について	653
	第5 東京地下鉄株式会社	654
	不当事項	654
	工事	654
	高架橋下の基盤整備工事の施行に当たり、機械器具経費等の積算を誤ったため、契約	
	額が割高となっていたもの[東京地下鉄株式会社本社](397)	654
	第6 中間貯蔵・環境安全事業株式会社	656
	意見を表示し又は処置を要求した事項	656
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の運転業務契約における標準分析作業に係る人件	
	費について、作業内容等を反映した月額単価を用いるなどして予定価格の積算を適切	
	に行うよう是正改善の処置を求めたもの	656
	第7 成田国際空港株式会社	660
	平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	660
	特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について	660
	第8 東日本高速道路株式会社、第9 中日本高速道路株式会社、第10 西日本高	
	速道路株式会社	661
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	661
	(1)-(3) アスファルト舗装工事における路盤材の選定に当たり、鉄鋼スラグ及び熔融スラ	
	グに係る事前確認を適切に行うなどして環境にも配慮した経済的な設計を行うよ	
	う改善させたもの	661

第11 全国健康保険協会	665
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	665
文書の保管に係る契約の締結に当たり、費用等について保管庫賃貸借契約と文書保管委託契約との比較検討を行って調達方法を決定すること及び文書保管委託契約について競争の利益を享受できるよう一般競争入札に付することを周知徹底し、より経済的な契約を締結するよう改善させたもの	665
第12 日本年金機構	669
意見を表示し又は処置を要求した事項	669
(1) 健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対して適用の促進を行う業務において、加入指導を行うに当たり不足している情報を把握して法人登記簿情報に追加することを検討したり、加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を検討したり、的確に立入検査の手続をとる方法を検討したりすることなどにより、同業務がより的確かつ効率的に行われるよう改善の処置を要求し及び意見を表示し、並びに加入勧奨に係る委託契約において業務の実績を踏まえて委託費の支払が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	669
(2) 日本年金機構が保有する固定資産のうち国から出資された土地及び建物について、保有の必要性を見直すとともに、不要な資産を国庫に納付させるよう適切な制度を整備するよう意見を表示したもの	678
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	678
(1) 厚生年金特例法の運用について	678
(2) 国民年金の第 3 号被保険者の年金記録不整合問題への対応について	678
(3) 特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について	678
第13 新関西国際空港株式会社	680
意見を表示し又は処置を要求した事項	680
空港施設について、空港土木施設台帳を適切に整備したり、具体的な点検項目を定めて点検を実施したり、点検の結果を踏まえて適切に修繕等を実施したりすることなどにより、同施設の維持管理が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの	680
第14 独立行政法人国立公文書館	685
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	685
電子公文書等の移管・保存・利用システムにおけるデータの移管状況を踏まえて、次期システムの設計に当たり、ストレージ容量及びバックアップの方法を経済的かつ効率的なものとするよう改善させたもの	685
第15 独立行政法人情報通信研究機構	690
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	690
研究所等における調達の迅速化を図るための現場購買による契約について、会計規程等の遵守について周知徹底を図ったり、現場購買を適正に実施するための体制を整備したりすることにより、会計規程等に従って適正に実施するよう改善させたもの	690

	第16 独立行政法人国立青少年教育振興機構	693
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	693
目	企画運営等業務の委託に当たり、業務の実施に要した経費の額に基づき委託費の精算	
	を適切に行うこととするよう改善させたもの	693
次	第17 独立行政法人国立科学博物館、第18 独立行政法人労働安全衛生総合研究	
	所、第19 独立行政法人海上技術安全研究所、第20 独立行政法人海技教育機構、	
	第21 独立行政法人日本スポーツ振興センター、第22 独立行政法人日本芸術文化	
	振興会	697
	平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	697
	(1)～(6) 特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について	697
	第23 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、第24 独立行政法人種苗管理	
	センター、第25 独立行政法人家畜改良センター、第26 独立行政法人水産大学	
	校、第27 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、第28 独立行政法人農	
	業生物資源研究所、第29 独立行政法人農業環境技術研究所、第30 独立行政法人	
	国際農林水産業研究センター、第31 独立行政法人森林総合研究所、第32 独立行	
	政法人水産総合研究センター	699
	不 当 事 項	699
	予 算 経 理	699
	研究用物品の購入等に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っ	
	ていたり、研究員が販売代理店に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する独立行	
	政法人に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど不適正な会計経理を行っ	
	ていたもの〔独立行政法人農林水産消費安全技術センター 2 地域センター、独立行政	
	法人種苗管理センター本所、1 農場、1 分場、独立行政法人家畜改良センター本所、	
	9 牧場、1 支場、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研	
	究機構中央農業総合研究センター、6 研究所、4 農業研究センター、独立行政法人農	
	業生物資源研究所本部、放射線育種場、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政	
	法人国際農林水産業研究センター本部、独立行政法人森林総合研究所本所、林木育種	
	センター、2 支所、3 育種場、独立行政法人水産総合研究センター 5 研究所〕(398)～	
	(441)	699
	第33 独立行政法人産業技術総合研究所	707
	意見を表示し又は処置を要求した事項	707
	産学官連携共同研究施設について、その使用状況等を把握し、長期間にわたり空室が	
	生じている場合の要因分析を行うとともに、各センターに対し必要な改善を指示する	
	などの体制を整備することなどにより今後の連携研究等に一層有効に活用されるよう	
	意見を表示し、及び貸付施設の光熱水料の算定について、施設の利用者の負担額が適	
	切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの	707
	平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	713
	研究用備品等の管理及び利活用について	713

第34 独立行政法人農畜産業振興機構	715
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	715
情報システムの開発業務に係る請負契約について、予定価格の統一的な算定方法を具	
体的に示すとともに、情報システムの開発・利用に係る調整等を所掌する部署との連	
携を図ることにより、予定価格の算定を適切なものとするよう改善させたもの	715
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	717
農業協同組合連合会等に対する肉用牛等の販売に係る補填金の交付について	717
第35 独立行政法人国際協力機構	718
意見を表示し又は処置を要求した事項	718
政府開発援助の実施に当たり、施設の能力を設計する場合に、需要予測を裏付ける調	
査を十分に実施して、その妥当性を検討し、施設の能力の設計に適切に反映させるな	
どして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	718
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	718
(1) 研修宿泊施設の管理運営委託契約により発生した収入超過額について、確実に運	
営費に充てることとするよう改善させたもの	718
(2) 特定非営利活動法人等が実施する草の根技術協力事業の実施に当たり、額の確定	
が適切に行われるよう、また事業終了後一定期間経過後の状況を把握することに	
よって得られる教訓が今後の類似事業に活かされるよう改善させたもの	720
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	725
政府開発援助の実施について	725
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	725
政府開発援助の効果の発現について	725
第36 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	726
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	726
助成事業における技術研究組合の取扱いを明確にすることにより、技術研究組合に適	
用される助成率が適切なものとなるよう改善させたもの	726
第37 独立行政法人日本学術振興会	729
不 当 事 項	729
補 助 金	729
最先端・次世代研究開発支援プログラムに係る先端研究助成基金助成金の経理が不当	
と認められるもの[独立行政法人日本学術振興会](442)	729
第38 独立行政法人理化学研究所	731
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	731
DNA 合成製品の調達に当たり、会計規程等に沿った調達の手順等を定めるなどし	
て、発注権限を有しない研究員等が直接発注したり契約担当部署が契約を締結する前	
に DNA 合成製品が納入されたりすることがないような仕組みを構築することなど	
により、調達の適正化が図られるよう改善させたもの	731

	第39 独立行政法人宇宙航空研究開発機構	734
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	734
目	資産の無償寄託等を行うに当たり、引渡しの事実を証する引渡書を作成するなどさせ	
	たり、資産責任者が引渡書の作成等を確認する体制を整備したり、無償寄託の期間を	
次	延長する際の手続を明確にしたりするなどして、無償寄託等の手続が適切に行われる	
	よう改善させたもの	734
	(第21 独立行政法人日本スポーツ振興センター)	738
	不 当 事 項	738
	予 算 経 理	738
	会計規則に定められた契約手続を経ることなく契約に係る業務を実施させていたり、	
	当該手続を経て確定した契約書に基づくことなく支払を行っていたりなどしていたも	
	の[独立行政法人日本スポーツ振興センター本部] (443)	738
	第40 独立行政法人福祉医療機構	741
	平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	741
	独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模につい	
	て	741
	第41 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	742
	不 当 事 項	742
	工 事	742
	新幹線鉄道建設事業における車両基地建設工事の実施に当たり、設計が適切でなかっ	
	たため、資材等搬入用の進入路橋りょうの上部工等の所要の安全度が確保されておら	
	ず、工事の目的を達していなかったもの[独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援	
	機構鉄道建設本部大阪支社] (444)	742
	意見を表示し又は処置を要求した事項	744
	新幹線鉄道建設事業における障害防止対策事業の実施に当たり、事業を適切に実施す	
	るために、居住実態を的確に調査及び確認したり、事業を経済的に実施するために、	
	工事内容を十分に確認したりするよう改善の処置を要求したもの	744
	第42 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	749
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	749
	国家備蓄施設における電気需給契約の契約電力について、各施設の過去の最大需要電	
	力を考慮するなどした具体的な算定方法に係る統一的な基準を定めることなどによ	
	り、電気需給契約がより経済的なものとなるよう改善させたもの	749
	平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	751
	国家備蓄施設における業務システムの構築、運用及び保守について	751
	第43 独立行政法人労働者健康福祉機構	753
	不 当 事 項	753
	予 算 経 理	753
	病院情報システムの整備に当たり、予算実施計画の示達を受けずに病院情報システム	
	の購入契約等の発注を行うなど不適正な会計経理を行っていたもの[独立行政法人労	
	働者健康福祉機構本部、総合せき損センター] (445)	753

第44 独立行政法人国立病院機構	755
不 当 事 項	755
予 算 経 理	755
地方公共団体等の要請等により医師の確保が困難な地域における診療援助活動等に従事した職員に対する付加職務手当の支給が過大となっていたもの[独立行政法人国立病院機構福井病院] (446)	755
意見を表示し又は処置を要求した事項	756
独立行政法人国立病院機構病院が重症心身障害者等に負担を求める日用品費について、負担を求める趣旨等を周知するとともに、患者負担額の具体的な算定方法を周知するなどして患者負担額を適切に算定できるよう是正改善の処置を求めたもの	756
第45 独立行政法人日本学生支援機構	760
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	760
奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について	760
第46 独立行政法人都市再生機構	762
意見を表示し又は処置を要求した事項	762
借地方式市街地住宅について、工作物等の設置に係る合意等の内容を文書等により記録して保存したり、土地賃借料の変更協議に係る事務手続の明確化を図ったりするなどして、今後の管理、運営が適切に行われるよう意見を表示したもの	762
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	767
賃貸住宅団地の駐車場について、駐車場を集約化して敷地の利活用を促進するための募集停止基準を定めるとともに、募集停止した昇降式駐車場を保守点検の対象に含めないことにより保守点検に係る業務費の算定が適切なものとなるよう改善させたもの	767
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	770
賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について	770
第47 独立行政法人日本原子力研究開発機構	772
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	772
第三者が所有する機械装置等に設置して使用する物品について、購入時に機械装置等に設置する根拠となる契約等を確認したり、外部に持ち出すときなどに実際の保管場所等を明確にしたりすることなどにより、適切に使用し管理できるよう改善させたもの	772
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	774
高速増殖原型炉もんじゅの研究開発経費及びその関連施設の利活用等について	774
第48 独立行政法人地域医療機能推進機構	776
不 当 事 項	776
予 算 経 理	776
病院等の運営に当たり、支出を行わないこととしているレクリエーション経費を支出していたもの[独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院] (447)	776

	第49 独立行政法人住宅金融支援機構	778
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	778
目	団体信用生命保険等業務について、団体信用生命保険への加入に伴う費用負担の軽減	
	や加入を継続するための費用負担の平準化等の全体加入率を改善するための処置を講	
次	ずることにより、不加入者の死亡等を原因として発生する債権の償却から生ずる損失	
	の抑制を図るよう改善させたもの	778
	第50 国立大学法人東北大学、第51 国立大学法人秋田大学、第52 国立大学法人	
	山形大学、第53 国立大学法人筑波大学、第54 国立大学法人金沢大学、第55 国	
	立大学法人山梨大学、第56 国立大学法人信州大学、第57 国立大学法人岐阜大	
	学、第58 国立大学法人浜松医科大学、第59 国立大学法人三重大学、第60 国立	
	大学法人滋賀医科大学、第61 国立大学法人京都大学、第62 国立大学法人神戸大	
	学、第63 国立大学法人鳥取大学、第64 国立大学法人島根大学、第65 国立大学	
	法人岡山大学、第66 国立大学法人山口大学、第67 国立大学法人徳島大学、第68	
	国立大学法人愛媛大学、第69 国立大学法人高知大学、第70 国立大学法人佐賀	
	大学、第71 国立大学法人長崎大学、第72 国立大学法人大分大学、第73 国立大	
	学法人富山大学	783
	平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	783
	(1)-(24) 国立大学病院管理会計システムの利用状況について	783
	第74 国立大学法人東京医科歯科大学、第75 国立大学法人長岡技術科学大学	786
	不 当 事 項	786
	予 算 経 理	786
	DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払による購入を	
	行っていたり、納品検査において現物との照合を行わず支払を行っていたりするなど	
	不適正な会計経理を行っていたもの[国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人	
	長岡技術科学大学] (448) (449)	786
	第76 国立大学法人大阪大学	788
	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	788
	自動販売機、売店等を設置するための施設の貸付けに係る契約の見直しについて	788
	第77 大学共同利用機関法人自然科学研究機構	789
	意見を表示し又は処置を要求した事項	789
	大学連携ネットワーク事業の実施に当たり、国立大学法人が独自に相互利用に供する	
	こととしている研究設備をネットワークシステムに登録するよう働きかけることなど	
	により、大学間における研究設備の全国一元的な相互利用の推進が図られるよう改善	
	の処置を要求したもの	789
	第78 首都高速道路株式会社	795
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	795
	複層構造の高速道路の桁下に設置されている照明方式の案内標識の更新に当たり、現	
	地の状況を十分確認した上で、視認性が確保できる場合には、経済的な反射方式の採	
	用を検討するよう改善させたもの	795

第79 株式会社商工組合中央金庫	798	
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	798	
東日本大震災災害復旧資金の貸付けにおける利子補給の実施について	798	目
第80 北海道旅客鉄道株式会社	799	
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	799	次
鉄道施設の維持管理について	799	
第81 四国旅客鉄道株式会社	800	
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	800	
鉄道施設の維持管理について	800	
第82 東日本電信電話株式会社、第83 西日本電信電話株式会社	801	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	801	
(1)(2) 建替工事を発注したものの地権者等から承諾を得られないなどして建て替えに 至っていないなどの管理対象電柱について、補強等を適切に行うことにより、建 て替えに至るまでの安全性の確保を図るとともに、建て替えに向けた対策の検討 等に必要な情報をデータベースに適切に登録することなどにより、建て替えの円 滑化を図るよう改善させたもの	801	
第84 日本郵便株式会社	806	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	806	
(1) 集配局等に配備されているフォークリフトの稼働状況等を把握するための体制を 整備するとともに、その稼働状況等から配備の必要性の有無や配置転換、廃車等 の判断を行う配備基準を定めることにより、保守費用等の節減を図るよう改善さ せたもの	806	
(2) 郵便局の劣化対策等工事の実施に当たり、実施方針等について定めた設計指針を 改定するなどして、投資回収期間等を踏まえて点灯時間の長い箇所に設置されて いる照明器具を優先して LED 化するよう改善させたもの	809	
第85 一般財団法人民間都市開発推進機構	812	
意見を表示し又は処置を要求した事項	812	
一般財団法人民間都市開発推進機構が実施する住民参加型まちづくりファンド支援事 業について、資金の受領者に資金の使用見込みの定期的な見直しなどを行わせること を事業実施要領等に定めることなどにより、資金の有効な活用が図られるよう改善の 処置を要求したもの	812	
第86 独立行政法人農業者年金基金	813	
意見を表示し又は処置を要求した事項	813	
旧農業者年金事業の実施に当たり、農業経営を再開するなどして経営移譲年金の支給 停止事由に該当している受給権者について支給停止の処分を行うなどとするとともに、 受給権者が支給停止事由に該当していないかの確認を行う体制を整備することなど により、経営移譲年金の支給が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善 の処置を求めたもの	813	

	第87 横浜港埠頭株式会社	819
	不 当 事 項	819
目	工 事	819
次	荷役機械の走行用レール等を設置する工事の施行に当たり、レールの敷設工費の積算 を誤ったため、契約額が割高となっていたもの[横浜港埠頭株式会社] (450)	819
	第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果	821
	第1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について	821
	第2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行 状況について	826
	第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関 する報告等	831
	第1節 国会及び内閣に対する報告	831
	第1 医療費の適正化に向けた取組の実施状況について	831
	第2 土砂災害対策に係る事業の実施状況について	848
	第3 国有林野事業の運営等について	860
	第4 政府出資株式会社等における事業及び財務の状況等について	873
	第5 地域再生法に基づく事業の実施状況等について	883
	第6 租税特別措置(法人税関係)の適用状況等について	894
	第2節 国会からの検査要請事項に関する報告	908
	第1 東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について	908
	第2 東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に ついて	923
	第3節 特定検査対象に関する検査状況	935
	第1 各府省等における情報システムに係るプロジェクト管理の実施状況等につい て	935
	第2 農林漁業における新規就業者支援事業の実施について	950
	第3 高規格幹線道路の暫定2車線道路の整備及び管理状況について	960
	第4 量的・質的金融緩和の導入及びその拡大の日本銀行の財務への影響について	972
	第5 独立行政法人理化学研究所における研究予算の執行状況等について	987
	第6 株式会社地域経済活性化支援機構による事業再生支援業務の実施状況等につ いて	997
	第4節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況	1009
	第5節 特別会計財務書類の検査	1013
	第5章 会計事務職員に対する検定	1017
	第1節 国の現金出納職員に対する検定	1017
	第2節 国の物品管理職員に対する検定	1017

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要	1019	
第1節 国の財政等の概況	1019	
第1 国の会計	1019	目
1 概況	1019	
2 一般会計	1019	次
3 特別会計	1020	
4 一般会計及び特別会計の債務	1022	
第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人	1023	
第3 財政投融资	1027	
1 財政投融资の概要	1027	
2 財政投融资の原資	1027	
3 財政投融资計画の実績	1027	
第4 個別の決算等	1029	
純計額でみた国の財政状況	1029	
第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要	1048	
第1 歳入歳出決算	1048	
1 一般会計	1048	
2 特別会計(目次30ページ参照)	1051	
第2 国税収納金整理資金の受払	1082	
第3 法律により設置されているその他の資金の受払	1083	
1 決算調整資金	1083	
2 貨幣回収準備資金	1083	
第4 債権及び債務	1084	
1 債権	1084	
2 債務	1084	
第5 国庫金、国有財産及び物品	1086	
1 国庫金	1086	
2 国有財産	1086	
3 物品	1087	
第6 財政融資資金の長期運用	1088	
第7 政府関係機関及びその他の団体	1089	
1 概況	1089	
2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算(目次30ページ参照)	1093	
3 日本放送協会の決算	1146	

特別会計及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算記述

目次

【特別会計】

	ページ
1 交付税及び譲与税配付金特別会計	1051
2 地震再保険特別会計	1052
3 国債整理基金特別会計	1053
4 外国為替資金特別会計	1054
5 財政投融资特別会計	1056
6 エネルギー対策特別会計	1058
7 労働保険特別会計	1060
8 年金特別会計	1062
9 食料安定供給特別会計	1066
10 森林保険特別会計	1072
11 国有林野事業債務管理特別会計	1073
12 貿易再保険特別会計	1074
13 特許特別会計	1074
14 自動車安全特別会計	1075
15 東日本大震災復興特別会計	1077

【国が資本金の2分の1以上を出資している法人】

[政府関係機関]

1 沖縄振興開発金融公庫	1093
2 株式会社日本政策金融公庫	1094
3 株式会社国際協力銀行	1100
4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1102

[事業団等]

1 日本私立学校振興・共済事業団	1104
2 日本銀行	1108
3 預金保険機構	1109
4 東京地下鉄株式会社	1117
5 中間貯蔵・環境安全事業株式会社	1118
6 東日本高速道路株式会社	1120
7 中日本高速道路株式会社	1120
8 西日本高速道路株式会社	1120
9 全国健康保険協会	1123
10 日本年金機構	1126
11 新関西国際空港株式会社	1127

[独立行政法人]

	ページ
国立公文書館	1129
情報通信研究機構	1129
国立青少年教育振興機構	1130
農林水産消費安全技術センター	1130
種苗管理センター	1130
家畜改良センター	1130
水産大学校	1130
農業・食品産業技術総合研究機構	1131
農業生物資源研究所	1132
農業環境技術研究所	1132
国際農林水産業研究センター	1132
森林総合研究所	1132
水産総合研究センター	1133
産業技術総合研究所	1133
農畜産業振興機構	1134
国際協力機構	1135
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1135
日本学術振興会	1136
理化学研究所	1137
宇宙航空研究開発機構	1137
日本スポーツ振興センター	1137
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1138
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1139
労働者健康福祉機構	1140
国立病院機構	1140
都市再生機構	1141
日本原子力研究開発機構	1141
地域医療機能推進機構	1142
住宅金融支援機構	1142

(注) 各法人の名称中「独立行政法人」については、記載を省略した。

[国立大学法人等]

東京医科歯科大学	1145
長岡技術科学大学	1145
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	1145

(注) 各法人の名称中「国立大学法人」については、記載を省略した。

備考

この検査報告中に表示されている金額の中には単位未満を切り捨てているものがあるので、各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないものがある。

第1章 検査の概要

第1章 検査の概要

第1節 検査活動の概況

第1 検査の方針

会計検査院は、平成27年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

平成27年次会計検査の基本方針

(平成26年9月9日策定)

会計検査院は、平成27年次の検査(検査実施期間 26年10月から27年9月まで)に当たって、社会経済の動向等を踏まえつつ、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を的確に果たすために、平成27年次会計検査の基本方針を次のとおり定める。

1 会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算を全て毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

近年、我が国の社会経済は、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題等の難しい課題に直面している。また、東日本大震災(23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害をいう。以下同じ。)からの復興が我が国の大きな課題となっており、行政等にはこうした課題への適切な対応が求められている。

一方、我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高は増加の一途をたどり、26年度末には約780兆円に達すると見込まれており、26年度一般会計予算における公債依存度は約43%、公債償還等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合は約24%となっていて、財政の健全化が課題となっている。

このような中で、政府においては、財政健全化に向けて、32年度までに国・地方の基礎的財政収支を黒字化することなどを目指して、歳出の重点化・効率化、徹底した無駄の排除による効率的・効果的な公的部門の構築等に取り組むとしている。

また、国会においては、国会による財政統制を充実・強化する観点から、予算の執行

結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

会計検査院は、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえて、平成15年度決算検査報告から内閣への送付を早期化しており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。さらに、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請に係る検査を着実に実施してその結果を国会に報告しているところであり、また、国会における決算審査の充実に資するために、国会及び内閣に対する随時の報告を毎年行ってきた。

このように財政の健全化が課題となっており、また、予算の執行結果等の厳格な評価・検証、国民への説明責任を果たしていくことなどが重視される中で、会計検査院の役割は一層重要となっており、会計検査機能に対する国民の期待も大きくなっていると考えられる。

3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- ・ 社会保障
- ・ 教育及び科学技術
- ・ 公共事業
- ・ 防衛
- ・ 農林水産業
- ・ 環境保全
- ・ 経済協力
- ・ 中小企業
- ・ 情報通信(IT)

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して横断的な検査の充実を図るとともに、社会的関心の高い事項等については必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど適時適切に対応する。

さらに、東日本大震災からの復興に向けた各種の施策については、一定期間に多額の国費が投入されていることなどを踏まえて、各事業等の進捗状況等に応じて適時適切に検査を行う。検査に当たっては、被災地域の状況等に配慮するとともに、各事業等が被災地域における社会経済の再生等に資するものとなっているかなどに留意する。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に対する検

査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

検査を行う際の観点は、次のとおりである。

- (ア) 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- (イ) 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点
- (ウ) 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
- (エ) 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点
- (オ) 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点
- (カ) その他会計検査上必要な観点

これらのうち正確性及び合规性の観点からの検査については、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、一部の府省等において不正不当な事態が見受けられたことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、入札・契約の競争性及び透明性にも十分留意して検査を行う。

経済性、効率性及び有効性の観点からの検査については、近年の厳しい経済財政状況にも鑑みて、これを重視していく。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果及び国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況について積極的に取り上げるように努めて、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価や効率的・効果的な事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についても留意して検査を行う。

そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、制度そのものの要否も含めて改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の決算等の財政についてその分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類等の公会計に関する情報の活用にも留意する。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保等に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性の確保等が図られるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるも

のとなるように、その後の是正改善等を継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるように必要な検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。そして、国会からの検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの確な検査に努める。また、国会における決算審査の充実に資するために、引き続き国会及び内閣に対する随時の報告を積極的に行うように努める。

(6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の採用、検査業務のIT化の推進等により、検査対象機関の事務・事業の全般について検査の一層の充実を図る。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を果たすために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的・弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

第2 検査の実施

1 検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

- ① 国の毎月の収入支出
- ② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- ⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法

第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

- ⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- ⑧ 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- ⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- ⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- ⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

平成27年次の検査(検査実施期間 26年10月から27年9月まで)において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、事業団、独立行政法人等220法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は4,522の団体等の会計、⑩は8法人の会計、⑪は17法人の会計、⑫は3法人の会計、⑬は129法人等の契約に関する会計である。

上記検査の対象のうち主なものの平成26年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

2 書面検査及び実地検査

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類について在庁して行う検査である。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等に職員を派遣して、実地に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

これらの方法により、会計検査院が27年次に実施した検査の実績は、次のとおりである。

- (ア) 書面検査については、26年度分の計算書14万^(注1)余冊及びその証拠書類4467万^(注2)余枚を対象に実施した。
- (イ) 実地検査については、次のとおり、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等、対象箇所となる31,427か所のうち、3,099か所において実施し、その実施率は9.8%であった。これを検査上の重要性に応じて区分してみると、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,258か所についての実施率は43.5%、②地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所6,531か所についての実施率は17.9%となっており、これらを合わせた計10,789か所についての実施率は28.0%となっている。

実地検査の対象箇所	左 の 箇 所 数 (A)	左のうち検査を実施した箇所数(B)	実 施 率 (%) (B/A)
① 検査上重要な箇所(本省、本社、主要な地方出先機関等)	4,258	1,855	43.5
② 上記の①に準ずる箇所(その他の地方出先機関等)	6,531	1,175	17.9
小 計	10,789	3,030	28.0
③ その他の箇所(郵便局、駅等)	20,638	69	0.3
計	31,427	3,099	9.8

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記 4,522 の団体等について実地検査を実施した。

そして、これらの実地検査に要した人日数は、3万5千2百余人日となっている。

また、検査の進行に伴い、疑義のある事態について、疑問点をただしたり見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しており、27年次の検査において発した質問は9百余事項となっている。

(注1) 電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により提出された5万6千余冊を含む。

(注2) 電磁的記録媒体1千1百余枚を含む。

第2節 検査結果の概要

平成27年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

第1 事項等別の検査結果

1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1) 第3章「個別の検査結果」

- ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)
(本章の15ページ参照)
(注)
- イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
(本章の24ページ参照)
- ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
(本章の33ページ参照)
- エ 「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)
(本章の39ページ参照)
- オ 「不当事項に係る是正措置等の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関して、当局において執られた是正措置の状況及び処置の履行状況についての検査の結果)
(本章の43ページ参照)

これらのうちアからエまでの各事項については、第3章の第1節及び第2節において省庁又は団体別に掲記している。

(2) 第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項)
(本章の44ページ参照)
- イ 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果)
(本章の44ページ参照)
- ウ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)
(本章の45ページ参照)
- エ 「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)
(本章の45ページ参照)
- オ 「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)
(本章の45ページ参照)

(注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1 事項等別検査結果の概要

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
不 当 事 項	450 件	164 億 6537 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条 ^{注(2)} 16 件	<16 件分> 603 億 4768 万円 (639 億 8846 万円)
	第34条及び第36条 ^{注(2)} 9 件	<8 件分> 57 億 5310 万円 5 億 1302 万円 3 億 5368 万円 194 億 1962 万円 6 億 8214 万円 301 億円 46 億 5698 万円
	第36条 ^{注(2)} 24 件	<11 件分> 60 億 7789 万円 5 億 1925 万円 204 億 1801 万円 1 兆 4984 億円 30 億 2387 万円 828 億 6896 万円 100 億 4835 万円 28 億 7111 万円 41 億 4178 万円 1469 億 5929 万円 25 億 4399 万円 5 兆 2013 億円 16 億 7785 万円

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
意見を表示し又は処置を要求した事項		3413 万円 1302 億 3081 万円 1 億 0294 万円
小 計	49 件	<35 件分> 721 億 7867 万円
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	^{注(2)} 57 件	<51 件分> 690 億 4861 万円 7 億 0706 万円 171 億 9000 万円 8814 万円 9 億 4127 万円 102 億 5687 万円 38 億 8641 万円 37 億 8079 万円 49 億 4332 万円 6054 万円 2 億 5341 万円 1 億 5616 万円 1091 億 7858 万円 19 億 2661 万円 6161 万円 1205 万円
事 項 計	556 件	<536 件分> 1568 億 6701 万円 ^{注(3)}
国会及び内閣に対する報告	6 件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	2 件	—
特定検査対象に関する検査状況	6 件	—
総 計	570 件	<536 件分> 1568 億 6701 万円 ^{注(3)}

注(1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計 18 件ある。

注(3) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの及び「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数、金額を示すと表2のとおりである。

表2 省庁等別事項別検査結果の概要

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		条(注(1))件		件		件	
内閣府 (内閣府本府)	1	3億9400万円			1	10億8240万円	2	14億7640万円
(宮内庁)					1	952万円	1	952万円
(警察庁)					1	1471万円	1	1471万円
総務省	10	13億5682万円	③④ 1 ③④・③⑥ 1 ③⑥ 1	2550万円 42億4977万円 3億2167万円	3	2億3255万円	16	注(8) 61億8631万円
法務省	1	416万円	③④ 1	3171万円			2	3587万円
外務省			注(3)、注(9) ③⑥ 2	注(3) 1628万円 (5億1925万円) (204億1801万円)	1	23億5915万円	注(3)、 注(9) 3	注(3) 23億7543万円 (5億1925万円) (204億1801万円)
財務省	1	2億7580万円			2	153億7688万円	3	156億5268万円
文部科学省	23	2億2917万円	③⑥ 1	(1兆4984億円)	2	6647万円	26	注(8) 2億7219万円 (1兆4984億円)
厚生労働省	注(4) 275	注(4) 55億1651万円	注(9) ③④ 4 注(9) ③④・③⑥ 1 注(5)、注(6) ③⑥ 6	98億4031万円 (639億8846万円) 3345万円 (5億1302万円) 54億4137万円 (30億2387万円)	注(9) 6	221億1820万円 (7億0706万円)	注(5)、 注(6)、 注(9) 292	注(4)、注(5) 注(6)、注(8) 422億3702万円 (639億8846万円) (5億1302万円) (30億2387万円) (7億0706万円)
農林水産省	25	3億0284万円	③④ 1 ③④・③⑥ 1 ③⑥ 1	11億7335万円 9億3215万円 (828億6896万円)	注(9) 6	195億2700万円 (171億9000万円) (8814万円) (9億4127万円)	注(9) 34	219億3534万円 (828億6896万円) (171億9000万円) (8814万円) (9億4127万円)
経済産業省	7	8484万円	③⑥ 2	5602万円 (100億4835万円)	1	6598万円	10	2億0684万円 (100億4835万円)
国土交通省	39	9億6240万円	注(9) ③④・③⑥ 3 注(7) ③⑥ 5	2億1201万円 (3億5368万円) (194億1962万円) (6億8214万円) 1億3973万円 (28億7111万円) (41億4178万円) (1469億5929万円) (25億4399万円)	7	22億2489万円	注(7) 注(9) 54	注(7)、注(8) 34億4965万円 (3億5368万円) (194億1962万円) (6億8214万円) (28億7111万円) (41億4178万円) (1469億5929万円) (25億4399万円)

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処 置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		条(注(1))件		件		件	
環 境 省	4	1億3588万円	③4 1 ③4・③6 1	4億0292万円 2億7357万円	1	7億1178万円	7	15億2415万円
防 衛 省	5	8億1936万円	③4 5 ③6 2	484億3897万円 1989万円 (5兆2013億円)	2	6335万円 (102億5687万円)	14	493億4157万円 (5兆2013億円) (102億5687万円)
株式会社日本 政策金融公庫					1	2986万円	1	2986万円
日本私立学校 振興・共済 事業団	5	1671万円					5	1671万円
東京地下鉄 株 式 会 社	1	920万円					1	920万円
中間貯蔵・ 環境安全事業 株 式 会 社			③4 1	3億4870万円			1	3億4870万円
東日本高速 道路株式会社					1	(38億8641万円)	1	(38億8641万円)
中日本高速 道路株式会社					1	(37億8079万円)	1	(37億8079万円)
西日本高速 道路株式会社					1	(49億4332万円)	1	(49億4332万円)
全 国 健 康 会 保 険 協 会					注(9) 1	5266万円 (6054万円)	注(9) 1	5266万円 (6054万円)
日本年金機構			注(6)、注(9) ③4・③6 1 注(5) ③6 1	注(5)、注(6) 2547万円 (301億円)			注(5) 注(6) 注(9) 2	注(5)、注(6) 2547万円 (301億円)
新 関 西 国 際 空 港 株 式 会 社			③6 1	(16億7785万円)			1	(16億7785万円)
独立行政法人 国立公文書館					1	5720万円	1	5720万円
独立行政法人 情報通信研 究 機 構					1	1億3943万円	1	1億3943万円
独立行政法人 国立青少年 教育振興機構					注(9) 1	1489万円 (2億5341万円)	注(9) 1	1489万円 (2億5341万円)
独立行政法人 農 林 水 産 消費安全技術 セ ン タ ー	2	1174万円					2	1174万円
独立行政法人 種 苗 管 理 セ ン タ ー	3	362万円					3	362万円

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

事 項 省庁又 は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処 置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		条(注(1))件		件		件	
独立行政法人 家畜改良セン ター	11	2734万円					11	2734万円
独立行政法人 水産大学校	1	1653万円					1	1653万円
独立行政法人 農業・食品総合 産業技術機構	11	4億8855万円					11	4億8855万円
独立行政法人 農業生物資源 研究所	2	4億5561万円					2	4億5561万円
独立行政法人 農業環境技術 研究所	1	6499万円					1	6499万円
独立行政法人 国際農林水産 産業研究セン ター	1	2059万円					1	2059万円
独立行政法人 森林総合研 究所	7	9485万円					7	9485万円
独立行政法人 水産総合研究 センター	5	1123万円					5	1123万円
独立行政法人 産業技術総 合研究所			注(9) ③④・③⑥ 1	2668万円 (46億5698万円)			注(9) 1	2668万円 (46億5698万円)
独立行政法人 農畜産業振 興機構					1	1040万円	1	1040万円
独立行政法人 国際協力機構			注(3) ③⑥ 1	注(3)	注(9) 2	9億0540万円 (1億5616万円)	注(3) 注(9) 3	注(3) 9億0540万円 (1億5616万円)
独立行政法人 新エネルギー ・産業技術 総合開発機構					1	4662万円	1	4662万円
独立行政法人 日本学術振 興会	1	645万円					1	645万円
独立行政法人 理化学研究所					1	3億8469万円	1	3億8469万円
独立行政法人 宇宙航空研究 開発機構					1	28億9627万円	1	28億9627万円
独立行政法人 日本スポーツ 振興センター	1	49億3985万円					1	49億3985万円

省庁又は団体名	事 項		意見を表示し又は処 置を要求した事項		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計	
	不当事項	注(2)	注(2)	注(2)	注(2)	注(2)	注(2)	注(2)
独立行政法人 鉄道建設・ 運輸施設整備 支援機構	1	2034万円	注(9) ③⑥ 1	648万円 (3413万円)			注(9) 2	2682万円 (3413万円)
独立行政法人 石油天然ガス ・金属鉱物 資源機構					1	4252万円	1	4252万円
独立行政法人 労働者健康 福祉機構	注(4) 1	注(4) 2億0370万円					1	注(4) 2億0370万円
独立行政法人 国立病院機構	1	548万円	③④ 1	2750万円			2	3298万円
独立行政法人 都市再生機構			③⑥ 1	(1302億3081万円)	注(9) 1	8409万円 (1091億7858万円)	注(9) 2	8409万円 (1302億3081万円) (1091億7858万円)
独立行政法人 日本原子力 研究開発機構					1	3465万円	1	3465万円
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	1	330万円					1	330万円
独立行政法人 住宅金融 支援機構					1	(19億2661万円)	1	(19億2661万円)
国立大学法人 東京医科学 歯科大学	1	905万円					1	905万円
国立大学法人 長岡技術学 科大学	1	352万円					1	352万円
大学共同利用 機関法人自然 科学研究機構			注(9) ③⑥ 1	7645万円 (1億0294万円)			注(9) 1	7645万円 (1億0294万円)
首都高速道路 株式会社					1	1910万円	1	1910万円
東日本電信 電話株式会社					注(9) 1	2360万円 (6161万円)	注(9) 1	2360万円 (6161万円)
西日本電信 電話株式会社					注(9) 1	404万円 (1205万円)	注(9) 1	404万円 (1205万円)
日本郵便 株式会社					2	4億5031万円	2	4億5031万円
一般財団法人 民間都市開発 推進機構			注(7) ③⑥ 1	注(7)			注(7) 1	注(7)
独立行政法人 農業者 年金基金			③④ 1	5872万円			1	5872万円

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		条(注(1))件		件		件	
横浜港埠頭株式会社	1	1110万円					1	1110万円
合計	450	164億6537万円 注(4)	注(3)、注(5) 注(7) 49	721億7867万円	57	690億4861万円	注(3) 注(5) 注(7) 556	1568億6701万円 注(4)、注(8)

注(1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の③④は会計検査院法第34条によるもの、③⑥は会計検査院法第36条によるものを示している。

注(2) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(3) 外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 厚生労働省のうち1件及び独立行政法人労働者健康福祉機構の1件は、厚生労働省及び独立行政法人労働者健康福祉機構の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 厚生労働省のうち1件及び日本年金機構の1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘であり、金額は厚生労働省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(6) 厚生労働省のうち1件及び日本年金機構の1件は、同一の業務に係る指摘である。また、金額は日本年金機構のみに計上している。

注(7) 国土交通省のうち1件及び一般財団法人民間都市開発推進機構の1件は、国土交通省及び一般財団法人民間都市開発推進機構の両方に係る指摘であり、金額は国土交通省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(8) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(①労働者災害補償保険の休業補償給付等に関するもの(187ページ及び304ページ参照)、②雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)に関するもの(195ページ及び293ページ参照)、③国民健康保険の療養給付費負担金に関するもの(211ページ及び259ページ参照)、④国民健康保険の財政調整交付金に関するもの(215ページ及び259ページ参照)、⑤生活保護費に係る返還金等債権の管理に関するもの(228ページ及び252ページ参照)、⑥障害者自立支援給付費負担金に関するもの(231ページ及び270ページ参照)、⑦住宅・建築物省エネ改修推進事業等に関するもの(475ページ及び497ページ参照))と、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(⑧地域活性化・経済危機対策臨時交付金に関するもの(73ページ及び95ページ参照)、⑨義務教育費国庫負担金に関するもの(151ページ及び172ページ参照))があり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

注(9) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計18件ある。

以上の各事項計 556 件について、事項別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)及び(3)のとおりである。

(1) 不当事項 計 450 件 164 億 6537 万余円

「不当事項」を収入、支出の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第 34 条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、同法第 31 条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第 32 条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア 収入に関するもの 計 6 件 21 億 3340 万余円

省 庁 名	予算経理	租 税	保 険 料	物 件	計
内閣府(内閣府本府)	1 ^件	1 ^件	1 ^件	1 ^件	1 ^件
財 務 省		1			1
厚 生 労 働 省			2		2
国 土 交 通 省				1	1
防 衛 省				1	1
計	1	1	2	2	6

(ア) 予算経理 1 件 3 億 9400 万余円

＜会計経理が適正を欠いていたもの＞

○内閣府(内閣府本府)

- ・東日本大震災復興特別会計に納付させるべき基金の残額等を一般会計に誤って納付させていて、会計法令に違反していたもの(1件 3 億 9400 万余円) (59 ページ記載)

(イ) 租 税 1 件 2 億 7580 万余円

＜租税の徴収が適正でなかったもの＞

○財 務 省

- ・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 2 億 7580 万余円)

(132 ページ記載)

(ウ) 保 険 料 2 件 14 億 4456 万余円

＜保険料の徴収が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 6 億 1455 万余円) (180 ページ記載)

- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの(1件 8 億 3001 万余円) (182 ページ記載)

(エ) 物 件 2 件 1903 万余円

＜使用料の徴収が適切でなかったもの＞

○国土交通省

- ・立体駐車場等の使用を許可する場合の使用料の算定を誤ったため、使用料が低額となっていたもの(1件 1356 万余円) (453 ページ記載)

＜返納金の額が過小となっていたもの＞

○防 衛 省

- ・護衛艦「てるづき」製造請負契約において、建造保険料の額の算定を誤るなどしていたため、超過利益の返納に関する特約条項に基づき返納させるべき超過利益が過小となっていたもの（1件 547万 5千円）

(581 ページ記載)

イ 支出に関するもの

計 444 件 143 億 3196 万 5 千 円 ^(注)

(注) 厚生労働省の「補助金」1 件及び独立行政法人労働者健康福祉機構の「予算経理」1 件は、厚生労働省及び独立行政法人労働者健康福祉機構の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

省庁又は団体名	予 算 理	工 事	物 件	役 務	保 険 付	医 療 費	補 助 金	そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件
総 務 省				1			9		10
法 務 省				1					1
文 部 科 学 省				1			22		23
厚 生 労 働 省				1	20	1	249	2	273
農 林 水 産 省	5	1					18	1	25
経 済 産 業 省		1		1			5		7
国 土 交 通 省		2					36		38
環 境 省		1					3		4
防 衛 省	1		2	1					4
日本私立学校振興・共済事業団							5		5
東京地下鉄株式会社		1							1
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	2								2
独立行政法人種苗管理センター	3								3
独立行政法人家畜改良センター	11								11
独立行政法人水産大学校	1								1
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	11								11
独立行政法人農業生物資源研究所	2								2
独立行政法人農業環境技術研究所	1								1
独立行政法人国際農林水産業研究センター	1								1
独立行政法人森林総合研究所	7								7

省庁又は団体名	予 経 算 理	工 事	物 件	役 務	保 給 險 付	医 療 費	補 助 金	そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件
独立行政法人 水産総合研 究センター	5								5
独立行政法人 日本学術振興会							1		1
独立行政法人 日本振興セ ンター	1								1
独立行政法人 鉄道建設・運 輸施設整備 支援機構		1							1
独立行政法人 労働者健康福 祉機構	1								1
独立行政法人 国立病院機 構	1								1
独立行政法人 地域医療機 能推進機 構	1								1
国立大学法人 東京医科歯科 大学	1								1
国立大学法人 長岡技術科学 大学	1								1
横浜港埠頭株 式会社		1							1
計	56	8	2	6	20	1	348	3	444

(ア) 予算経理

56件 63億8499万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○農林水産省

- ・収穫調査に係る委託契約において、会計法令等に違反して公有林野等官行造林地に係る委託費を誤った歳出科目から支出していたもの(5件 2076万余円) (350ページ記載)

○防衛省

- ・警衛業務に従事する非常勤隊員に休日勤務を命じた場合において、休日給に相当する給与のみを支給すべきであったのに、これに基本給日額を加算していたため、その支給が過大となっていたもの(1件 419万余円) (580ページ記載)

○独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター

- ・研究用物品の購入等に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が販売代理店に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する独立行政法人に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの

44 件	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	1174 万余円
	独立行政法人種苗管理センター	362 万余円
	独立行政法人家畜改良センター	2734 万余円
	独立行政法人水産大学校	1653 万余円
	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	4 億 8855 万余円
	独立行政法人農業生物資源研究所	4 億 5561 万余円
	独立行政法人農業環境技術研究所	6499 万余円
	独立行政法人国際農林水産業研究センター	2059 万余円
	独立行政法人森林総合研究所	9485 万余円
	独立行政法人水産総合研究センター	1123 万余円

(699 ページ記載)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・会計規則に定められた契約手続を経ることなく契約に係る業務を実施させていたり、当該手続を経て確定した契約書に基づくことなく支払を行っていたりなどしていたもの (1 件 49 億 3985 万余円) (738 ページ記載)

○独立行政法人労働者健康福祉機構

- ・病院情報システムの整備に当たり、予算実施計画の示達を受けずに病院情報システムの購入契約等の発注を行うなど不適正な会計経理を行っていたもの (1 件 2 億 0370 万円) (753 ページ記載)

○独立行政法人国立病院機構

- ・地方公共団体等の要請等により医師の確保が困難な地域における診療援助活動等に従事した職員に対する付加職務手当の支給が過大となっていたもの (1 件 548 万余円) (755 ページ記載)

○独立行政法人地域医療機能推進機構

- ・病院等の運営に当たり、支出を行わないこととしているレクリエーション経費を支出していたもの (1 件 330 万円) (776 ページ記載)

○国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人長岡技術科学大学

- ・DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払による購入を行っていたり、納品検査において現物との照合を行わず支払を行っていたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの

2 件	国立大学法人東京医科歯科大学	905 万余円
	国立大学法人長岡技術科学大学	352 万余円

 (786 ページ記載)

(イ) 工 事 8 件 9952 万余円

<設計が適切でなかったもの>

○農林水産省

- ・国営かんがい排水事業の実施に当たり、無線伝送装置工事における電源設備の設計が適切でなかったため無線伝送装置が正常に稼働していない状態となっていて、工事の目的を達していないもの (1 件 697 万余円) (352 ページ記載)

○国土交通省

- ・ 橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、変位制限構造及び落橋防止構造の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1件 2036万円) (448 ページ記載)
- ・ 橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、変位制限構造の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1件 1125 万余円) (451 ページ記載)

○環 境 省

- ・ 侵入防止柵設置工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、侵入防止柵の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1件 1049 万余円) (563 ページ記載)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

- ・ 新幹線鉄道建設事業における車両基地建設工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、資材等搬入用の進入路橋りょうの上部工等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1件 2034 万余円) (742 ページ記載)

<積算が過大となっていたもの>

○経済産業省

- ・ 無停電電源設備の蓄電池更新工事の施行に当たり、共通費の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの(1件 980万円) (422 ページ記載)

○東京地下鉄株式会社

- ・ 高架橋下の基盤整備工事の施行に当たり、機械器具経費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの(1件 920万円) (654 ページ記載)

○横浜港埠頭株式会社

- ・ 荷役機械の走行用レール等を設置する工事の施行に当たり、レールの敷設工費の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの(1件 1110万円) (819 ページ記載)

(ウ) 物 件 2件 8億 0479 万余円

<検査等が適切でなかったもの>

○防 衛 省

- ・ 離着陸性能計測システムの調達に当たり、給付の完了の確認をするための検査が適切でなかったなどのため、契約書において指定された機器と同等の性能を有していない機器が納入されるなどしていたのに、契約金額の全額を支払っていたもの(1件 4039 万余円) (583 ページ記載)
- ・ 大型破壊機救難消防車(A-MB-3)の調達に当たり、装備施設本部の契約担当官等が受領検査官に対して適切な指示をしなかったため、契約内容に適合した履行が確保されていないのに契約金額の全額を支払っていたもの(1件 7億 6440万円) (586 ページ記載)

(エ) 役 務

6 件 1 億 0813 万余円

<委託費の支払が過大となっていたもの>

○総務省

- ・教育分野における最先端 ICT 利活用に関する調査研究の委託契約において、委託先が実際に負担した額に基づかない時間単価を適用して人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1 件 311 万余円) (71 ページ記載)

○法務省

- ・刑務所における歯科診療契約において、契約で定められた算定要件を満たさない診療費を支払っていたもの(1 件 416 万余円) (103 ページ記載)

○厚生労働省

- ・地域雇用創造推進事業に係る委託事業の実施に当たり、委託費の対象とはならない経費等が含まれていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1 件 7114 万余円) (185 ページ記載)

○経済産業省

- ・委託契約において、委託業務の実施に要しない電気料金を含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1 件 1771 万余円) (423 ページ記載)

<契約額が割高となっていたもの>

○文部科学省

- ・全国学力・学習状況調査に係る印刷業務請負契約において、視覚に障害がある児童生徒用の問題用紙等の多くが学校等へ送付されていなかった実態を把握していなかったなどのため、印刷部数が過大となり契約額が割高となっていたもの(1 件 710 万円) (147 ページ記載)

○防衛省

- ・技本研究開発支援システムのシステム監査に対応するための請負契約に当たり、契約する必要のない業務を契約に含めていたため、契約額が割高となっていたもの(1 件 490 万円) (588 ページ記載)

(オ) 保険給付

20 件 2 億 9621 万余円

<保険の給付が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・労働者災害補償保険の休業補償給付等の支給が適正でなかったもの(13 件 6442 万余円) (187 ページ記載)
- ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの(1 件 2827 万余円) (189 ページ記載)
- ・雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの(1 件 1 億 6927 万余円) (193 ページ記載)
- ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)の支給が適正でなかったもの(1 件 1508 万余円) (195 ページ記載)
- ・雇用保険の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給が適正でなかったもの(3 件 470 万円) (197 ページ記載)
- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(1 件 1445 万余円) (199 ページ記載)

(カ) 医療費 1件 5億3525万余円

<医療費の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 5億3525万余円)

(201 ページ記載)

(キ) 補助金^(注) 348件 60億5516万余円

(注) 「補助金」には補助金に係る事態のほか、交付金及び負担金に係る事態を含んでいる。

<補助事業の実施及び経理が不当なもの>

○総務省

- ・地域活性化・経済危機対策臨時交付金が交付の対象とならない事業に交付されていたもの(3件 9347万余円)

(73 ページ記載)

- ・地域活性化・公共投資臨時交付金が交付の対象とならない事業に交付されていたもの(1件 12億2207万余円)

(75 ページ記載)

- ・地域情報通信基盤整備推進交付金等の交付対象事業費の積算を誤ったため、事業費が過大となっていたもの(1件 635万余円)

(76 ページ記載)

- ・地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)で行った河川整備事業において護床ブロック工の施工が設計と相違していたなどのもの(2件 1064万余円)

(77 ページ記載)

- ・情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金により整備したICT関連システムの一部が利用されておらず、補助の目的を達していなかったもの(1件 1892万余円)

(78 ページ記載)

- ・情報通信利用環境整備推進交付金事業の交付対象事業費が過大に精算されるなどしていたもの(1件 225万余円)

(79 ページ記載)

○文部科学省

- ・公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの(1件 377万余円)

(150 ページ記載)

- ・義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの(6件 4585万余円)

(151 ページ記載)

- ・私立大学等研究設備整備費等補助金が過大に交付されていたもの(5件 2343万余円)

(153 ページ記載)

- ・私立学校施設整備費補助金(研究装置及びICT活用推進事業)が過大に交付されていたもの(4件 1108万余円)

(154 ページ記載)

- ・私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金が過大に交付されていたもの(1件 593万余円)

(156 ページ記載)

- ・学校施設環境改善交付金等が過大に交付されていたもの(4件 1億2833万余円)

(156 ページ記載)

- ・沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)が過大に交付されていたもの(1件 364万余円)

(158 ページ記載)

○厚生労働省

- ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの(57件 6億7104万余円)
(211 ページ記載)
- ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(47件 5億0455万余円)
(215 ページ記載)
- ・児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの(13件 6602万余円)
(220 ページ記載)
- ・子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(賃貸物件による保育所整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの(1件 1億1900万余円)
(222 ページ記載)
- ・子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(地域子育て支援拠点事業に係る分)において基金が過大に使用されるなどしていたもの(3件 2992万余円)
(223 ページ記載)
- ・子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(保育士等処遇改善臨時特例事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの(1件 176万余円)
(225 ページ記載)
- ・生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの(48件 3億0190万余円)
(226 ページ記載)
- ・生活保護費等負担金の算定において、負担の対象とならない不納欠損額を含めていたため、国庫負担金が過大に交付されていたもの(8件 1億7894万余円)
(228 ページ記載)
- ・生活保護費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分)が過大に交付されていたもの(1件 590万余円)
(230 ページ記載)
- ・障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの(33件 7億8642万余円)
(231 ページ記載)
- ・障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの(6件 3930万余円)
(233 ページ記載)
- ・介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの(4件 4202万余円)
(234 ページ記載)
- ・介護基盤緊急整備等臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において、仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額が基金に返還されていなかったもの(2件 468万余円)
(236 ページ記載)
- ・緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの(10件 2億2201万余円)
(237 ページ記載)
- ・独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金が過大に交付されていたもの(1件 4029万余円)
(239 ページ記載)
- ・放課後子どもプラン推進事業費補助金(放課後児童健全育成事業等に係る分)が過大に交付されていたもの(2件 585万余円)
(240 ページ記載)
- ・保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業等に係る分)が過大に交付されていたもの(12件 6458万余円)
(241 ページ記載)

○農林水産省

- ・補助の対象とならないもの(5件 2043 万余円) (356 ページ記載)
- ・補助金等により造成した基金の使用が適切でなかったもの(3件 9454 万余円) (359 ページ記載)
- ・工事の設計が適切でなかったもの(2件 6346 万余円) (361 ページ記載)
- ・工事の設計及び施工が適切でなかったもの(2件 4030 万余円) (364 ページ記載)
- ・補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの(2件 2004 万余円) (366 ページ記載)
- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの及び補助の対象とならないもの(2件 1554 万余円) (368 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(1件 1578 万余円) (369 ページ記載)
- ・補助の目的を達していなかったもの(1件 183 万余円) (370 ページ記載)

○経済産業省

- ・補助の対象とならないもの(2件 4713 万余円) (426 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(2件 886 万余円) (428 ページ記載)
- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 133 万余円) (429 ページ記載)

○国土交通省

- ・工事の設計が適切でなかったなどのもの(16件 6億 8367 万余円) (457 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの及び工事が低額で実施されていたもの(11件 8937 万余円) (475 ページ記載)
- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(4件 1億 2390 万余円) (477 ページ記載)
- ・計画が適切でなかったもの(2件 1154 万余円) (481 ページ記載)
- ・工事の施工が設計と相違していたもの(1件 534 万余円) (483 ページ記載)
- ・工事の契約処置が適切でなかったもの(1件 207 万余円) (484 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(1件 130 万余円) (485 ページ記載)

○環境省

- ・設備の設計が適切でなかったもの(1件 6945 万余円) (565 ページ記載)
- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 4906 万余円) (567 ページ記載)
- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(1件 687 万円) (568 ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

- ・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの(5件 1671 万余円) (648 ページ記載)

○独立行政法人日本学術振興会

- ・最先端・次世代研究開発支援プログラムに係る先端研究助成基金助成金の経理が不当と認められるもの(1件 645 万余円) (729 ページ記載)

- (ク) その他 3件 8818 万余円
- ＜介護給付費等の支払が過大となっていたもの＞
- 厚生労働省
 - ・介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 5775 万余円) (243 ページ記載)
 - ・自立支援給付の介護給付費及び訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 2728 万余円) (249 ページ記載)
- ＜交付金の交付が過大となっていたもの＞
- 農林水産省
 - ・国有農地等管理処分事業事務取扱交付金が過大に交付されていたもの(1件 314 万余円) (371 ページ記載)
- (2) 意見を表示し又は処置を要求した事項 計 49 件
- ア 会計検査院法第 34 条の規定によるもの 16 件
- (ア) 適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの 4 件
- 厚生労働省
 - ・生活保護費に係る返還金等債権について、適時適切な債権管理を行うことなどにより、返還金等債権に係る負担金の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 90 億 1327 万円 背景金額 639 億 8846 万円) (252 ページ記載)
 - 環 境 省
 - ・防災拠点施設に設置する蓄電池設備について、耐震設計等に係るガイドライン等を整備して事業主体に周知することなどにより、耐震性を適切に確保するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 4 億 0292 万円) (569 ページ記載)
 - 防 衛 省
 - ・性能を向上させる整備等を実施したのに帳簿価格が改定されていないなどしていた重要物品である基地内光伝送路について、速やかに帳簿価格を適正に改定等するよう適宜の処置を要求し、及び帳簿価格を適正に改定するための態勢を整えるなどして、物品管理簿が正確に記録されるよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 69 億 5919 万円) (590 ページ記載)
 - 独立行政法人農業者年金基金
 - ・旧農業者年金事業の実施に当たり、農業経営を再開するなどして経営移譲年金の支給停止事由に該当している受給権者について支給停止の処分を行うなどするとともに、受給権者が支給停止事由に該当していないかの確認を行う体制を整備することなどにより、経営移譲年金の支給が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 5872 万円) (813 ページ記載)

(イ) 是正改善の処置を求めたもの

12 件

○総務省

- ・地域力の創造等に関するモデル事業の実施に係る契約において、実施団体に対する支払額が支払上限額を下回った場合にはその差額を精算するなど支払業務の在り方を見直すよう是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 2550 万円)

(80 ページ記載)

○法務省

- ・本省が、刑事施設で生産している刑務官の制服に係る原材料を一括調達するに当たり、生産施設から制服に係る原材料の在庫数量、生産状況等を報告させ、生産状況を踏まえて生産計画数量を算定するとともに、当該生産計画数量、生産施設における原材料の在庫数量等に基づき原材料の調達数量を算定することにより、調達数量が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 3171 万円)

(105 ページ記載)

○厚生労働省

- ・国民健康保険に係る療養給付費負担金及び財政調整交付金の交付に当たり、都道府県に対して減額調整の対象となる高額療養費及びその集計方法等を具体的に示して、これを都道府県を通じて市町村に対して周知徹底することにより、その交付額の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 5 億 9247 万円)

(259 ページ記載)

- ・子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施する賃貸物件による保育所整備事業における消費税の取扱いが適切に行われ、これにより同基金が効率的に活用されるよう是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 6318 万円)

(264 ページ記載)

- ・障害者自立支援給付費負担金の交付額の算定に当たり、居宅介護等に係る基準額の算定手順を明確に示すことなどにより、基準額が適正に算定されるよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 1 億 7139 万円)

(270 ページ記載)

○農林水産省

- ・森林環境保全整備事業における鳥獣害防止施設等整備について、都道府県において実際に使用される資材の仕様や購入価格に係る調査を行うよう定めたり、労務費に係る実態調査を行い標準的な作業歩掛かりを示したりすることなどにより、標準単価が施工の実態を反映したものとなるよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 11 億 7335 万円)

(373 ページ記載)

○防 衛 省

- ・自衛艦の定期検査等に係る契約の履行に伴い発生する有価廃材の管理を適切に行うために、発生材等調書の確認に関する具体的な作業内容を明確にした作業手順等を定めるとともに、この作業手順等により、確実に発生材等調書を提出させることなどについて監督官等に対して周知徹底したり、有価廃材を確実に記載した発生材等調書を作成して監督官に提出することなどについて契約相手方となる造船会社に対して周知徹底したりするよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 4869万円)
(595 ページ記載)
- ・F-15 戦闘機の近代化改修に伴い機体から取り外されるレーダー機器について、会社における取外し後の保管等の状況を適切に把握するなどして速やかに返納させ、及び運用基地におけるレーダー機器の保有状況等を踏まえて払出しを行い必要な機能検査を実施するよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 243億5267万円)
(598 ページ記載)
- ・海上自衛隊の艦船等の部隊が保有している膨張式救命胴衣について、艦船等の部隊に対して速やかに実施すべき整備内容を示した技術刊行物を配布するなどして、技術刊行物に基づく整備が適切に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 2億5626万円)
(604 ページ記載)
- ・東日本大震災復興特別会計予算により取得する物品について物品管理簿への記録を適切に行うとともに、同特別会計に係る物品増減及び現在額報告書を作成するための基礎となる資料の記載が重要物品の異動の状況等を正確に反映したものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 168億2216万円)
(607 ページ記載)

○中間貯蔵・環境安全事業株式会社

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の運転業務契約における標準分析作業に係る人件費について、作業内容等を反映した月額単価を用いるなどして予定価格の積算を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 3億4870万円)
(656 ページ記載)

○独立行政法人国立病院機構

- ・独立行政法人国立病院機構病院が重症心身障害者等に負担を求める日用品費について、負担を求める趣旨等を周知するとともに、患者負担額の具体的な算定方法等を周知するなどして患者負担額を適切に算定できるよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 2750万円)
(756 ページ記載)

- イ 会計検査院法第34条及び同法第36条の規定によるもの 9件
- (ア) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示したもの 2件
- 国土交通省
- ・公共用財産である国有港湾施設について、公共利用の確保等が適切に行われるよう、港湾管理者に対し、使用許可を受けずに専用使用されている施設については是正のための指示をするよう、また、適切に管理するよう周知するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに地方整備局等及び港湾管理者に対し、処理要領等を周知徹底することなどにより管理及び使用が適切に行われるように検討するよう意見を表示したもの (1件 背景金額 194億1962万円)
(492ページ記載)
- 環境省
- ・国からの委託を受けて実施する国民公園の駐車場業務により委託先において生じた積立金について、適切な規模を超える分は国庫に納付させたり、有効に活用させたりできるよう意見を表示し並びに委託先における経理を適切なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに他の契約と重複する業務を契約の対象から除外するよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 2億7357万円)
(573ページ記載)
- (イ) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの 1件
- 農林水産省
- ・研究に関する委託事業終了後受託者等に取得物品を引き続き使用させるに当たり、継続使用の承諾の手続を適切に行うなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに継続使用させる取得物品の使用状況を定期的に把握するなどの取得物品の管理を適切に行うための体制を整備するよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 9億3215万円)
(377ページ記載)
- (ウ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により意見を表示したもの 4件
- 総務省
- ・震災復興特別交付税の額の算定について、震災復興特別交付税の精算等が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、及び現行制度に基づく調整では短期間で解消することが困難な要調整額についてその解消が図られるよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 42億4977万円)
(83ページ記載)
- 厚生労働省
- ・国立ハンセン病療養所における入所者の療養等に必要な物品の調達について、生活用物品の調達及び管理を行う際には、会計法令等を遵守して会計経理が適正に行われるよう是正改善の処置を求め、並びに後発医薬品の使用促進を図るよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 3345万円 背景金額 5億1302万円)
(277ページ記載)

○国土交通省

- ・河川工事に伴う附帯工事の実施に当たり、工作物の管理者の把握に努めるよう意見を表示し、及び改築の際の工作物の構造等の決定に当たり、現行の構造令等の基準を遵守するなどし、かつ、工作物の機能を向上させる場合には、その費用の負担を求めるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億2209万円 背景金額 3億5368万円)

(486ページ記載)

○独立行政法人産業技術総合研究所

- ・産学官連携共同研究施設について、その使用状況等を把握し、長期間にわたり空室が生じている場合の要因分析を行うとともに、各センターに対し必要な改善を指示するなどの体制を整備することなどにより今後の連携研究等に一層有効に活用されるよう意見を表示し、及び貸付施設の光熱水料の算定について、施設の利用者の負担額が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 2668万円 背景金額 46億5698万円)

(707ページ記載)

(エ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求したもの 2件

○国土交通省

- ・省エネ改修事業について、事業主体から提出させる証拠書類の範囲等の見直しを行ったり、審査や現地調査の体制を整備したりするよう是正改善の処置を求め、並びに関係会社等が行った改修工事において事業主体の利益相当分を排除するなどの仕組みや取得した財産等の処分制限等に関して必要な事項を交付規程等に具体的に明記等するよう改善の処置を要求し及び改修設備専用のエネルギー計測器の必要性について検討して交付規程等の見直しを行うよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 8992万円 背景金額 6億8214万円)

(497ページ記載)

○日本年金機構

- ・健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対して適用の促進を行う業務において、加入指導を行うに当たり不足している情報を把握して法人登記簿情報に追加することを検討したり、加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を検討したり、的確に立入検査の手続をとる方法を検討したりすることなどにより、同業務がよりの確かつ効率的に行われるよう改善の処置を要求し及び意見を表示し、並びに加入勧奨に係る委託契約において業務の実績を踏まえて委託費の支払が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 2547万円 背景金額 301億円)

(669ページ記載)

ウ 会計検査院法第36条の規定によるもの 24件

(ア) 意見を表示したもの 12件

○総務省

- ・消防救急デジタル無線施設の整備事業の実施に当たり、市町村における通常の消防救急業務の通信や緊急消防援助隊における大規模災害等の際の広域通信に使用する共用施設等について、補助対象事業費の算定に関する具体的な取扱いを定めるよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 3億2167万円)

(91ページ記載)

○外務省

- ・債務救済無償資金協力で我が国が資金を贈与した後、被援助国において、長期にわたり、生産物の購入等のための資金等が使用されないままの状態であったり、使途報告書の提出が遅滞していたりなどしている事態について、本省において、支払方法の変更後、現地口座に送金された未使用資金の残高等を把握するとともに、被援助国による資金等の早期使用及び使途報告書の遅滞のない提出につながる働きかけを十分に行える体制を整備するよう意見を表示したもの (1件 背景金額 204億1801万円)

(117ページ記載)

○外務省及び独立行政法人国際協力機構

- ・政府開発援助の実施に当たり、施設の能力を設計する場合に、需要予測を裏付ける調査を十分に実施して、その妥当性を検討し、施設の能力の設計に適切に反映させるなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 1628万円 背景金額 5億1925万円)

(110、718ページ記載)

○厚生労働省

- ・レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムの運用状況を大幅に改善し、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果について、収集・保存されているデータを十分に活用した適切な評価を行うことができるようにするために、データの不突合の原因等を踏まえたシステムの改修等を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 27億9734万円)

(282ページ記載)

- ・特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)の支給について、障害者の就労・離職状況等を把握するとともに、これらを十分に踏まえて障害者に対する定着指導等を一層効率的、効果的に行うことなどにより、障害者の雇用の安定に資するものとなるよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 10億9151万円)

(293ページ記載)

○厚生労働省及び日本年金機構

- ・日本年金機構が保有する固定資産のうち国から出資された土地及び建物について、保有の必要性を見直すとともに、不要な資産を国庫に納付させるよう適切な制度を整備するよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 15億0154万円)

(299、678ページ記載)

○経済産業省

- ・自家発電設備導入促進事業等について、事業効果について改めて検証を行うとともに、将来電力需給のひっ迫等に対する緊急措置的な事業を実施する場合に備えて、事業効果を把握して検証する方法についての知見を蓄積して、これを制度設計に活用する方法を検討するよう意見を表示したもの（1件 背景金額 100億4835万円）

(430 ページ記載)

○国土交通省

- ・国とバス事業者等関係者がより緊密に連携することなどにより、地域公共交通確保維持改善事業においてノンステップバスの導入が促進されるとともに、導入されたノンステップバスが既存のバスターミナルの移動等円滑化の促進等により、その特性をいかして有効に活用されるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 28億7111万円)

(504 ページ記載)

- ・独立行政法人奄美群島振興開発基金の保証業務において、繰越欠損金の状況を踏まえつつ、出資による保証基金の積増しを見直すなどして、政府出資金等から成る保証基金の規模を保証債務残高の状況等を勘案した適切なものとするための措置を講ずるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 41億4178万円)

(510 ページ記載)

- ・共同溝における公益物件の収容状況等を踏まえて、共同溝整備計画において公益物件の収容時期をより具体的に定めるなどして公益物件の収容状況等を適切に確認できるようにするための方策を講じたり、収容を促すなどするための検討を行ったりなどして共同溝の有効利用がより図られるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 1469億5929万円)

(516 ページ記載)

○防衛省

- ・防衛装備品のライフサイクルコスト管理の実施に当たって、費用対効果の判断を踏まえた意思決定をはじめ、ライフサイクルを通じた効果的かつ効率的な防衛装備品の取得に資するとともに、費用面に係る説明責任の強化を図るために、関係組織が密接に協力する態勢を整備して、ライフサイクルコストの算定及び検証を適切に行い、その結果を適切に活用することができる方策を講ずるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 5兆2013億円)

(612 ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・借地方式市街地住宅について、工作物等の設置に係る合意等の内容を文書等により記録して保存したり、土地賃借料の変更協議に係る事務手続の明確化を図ったりするなどして、今後の管理、運営が適切に行われるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 1302億3081万円)

(762 ページ記載)

(イ) 意見を表示し及び改善の処置を要求したもの

2 件

○文部科学省

- ・国庫補助事業により整備された学校施設の維持管理が適切に行われ、児童生徒の安全確保等が図られるよう、建築点検を適切に実施したり要是正事項を早期に是正したりすることの必要性や、要是正事項等に係る情報を一元的に管理して計画的に是正を進めていくことの重要性を周知等するよう改善の処置を要求し、及び教育委員会点検を適切に実施するための具体的な方策を検討して示すなどするよう意見を表示したもの

(1 件 背景金額 1 兆 4984 億円)

(159 ページ記載)

○厚生労働省

- ・日本年金機構が行う適用促進業務において、加入指導を行うに当たり不足している情報がある場合に、関係機関にその提供を働きかけたり、的確な立入検査の手続をとるために必要な指導監督を行ったりなどして、同業務がよりの確かつ効率的に行われるよう改善の処置を要求し及び意見を表示したもの

(1 件)

(304、669 ページ記載)

(ウ) 改善の処置を要求したもの

10 件

○厚生労働省

- ・休業補償給付等の支給に当たり、休業補償給付等の受給者データと障害厚生年金、障害基礎年金等の受給権者情報とを照合できるようにして、併給調整の確認対象者に係る情報を労働基準監督署に配信することなどにより、併給調整に係る事務を適切かつ効率的に行うよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 5098 万円)

(304 ページ記載)

- ・地域雇用創造推進事業及び実践型地域雇用創造事業に係る委託事業の実施に当たり、事業の実施による効果に対する評価を適切に行い、地域における効果的な雇用の創出に資するために、アウトプット実績及びアウトカム実績の把握、事業に係る個別の雇用対策事業の利用対象者の範囲の設定等を適切に実施するよう改善の処置を要求したもの

(1 件 背景金額 30 億 2387 万円)

(310 ページ記載)

○農林水産省

- ・農業・食品産業強化対策整備交付金事業について、事業実施計画における成果目標の目標値の確認やその算出根拠となる農産物の出荷量等の把握に努めるなどして、成果目標の妥当性の審査及び評価報告書の点検評価が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 背景金額 828 億 6896 万円)

(382 ページ記載)

○経済産業省

- ・コンテンツ緊急電子化事業により電子化された書籍のうち配信されていない書籍について、著作権者の許諾を得るようにさせたり、配信するための技術的な修正を完了させたりして、配信が可能な状態にすることにより、電子書籍の流通の促進が図られるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 5602 万円)

(439 ページ記載)

○国土交通省

- ・空港施設について、空港土木施設台帳を適切に整備したり、具体的な点検項目を定めて点検を実施したり、点検の結果を踏まえて適切に修繕等を実施したりすることにより、同施設の維持管理が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの

(1件 背景金額 25億4399万円)

(529ページ記載)

○国土交通省及び一般財団法人民間都市開発推進機構

- ・一般財団法人民間都市開発推進機構が実施する住民参加型まちづくりファンド支援事業について、資金の受領者に資金の使用見込みの定期的な見直しなどを行わせることを事業実施要領等に定めることなどにより、資金の有効な活用が図られるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 1億3973万円)

(523、812ページ記載)

○防衛省

- ・駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権について、地方防衛局等と独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の支部との間で適宜情報を共有するなどの連携を図る体制や円滑に回収するための制度等を整備することにより、返納金債権の発生の抑止及び円滑な回収が図られるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 1989万円)

(619ページ記載)

○新関西国際空港株式会社

- ・空港施設について、空港土木施設台帳を適切に整備したり、具体的な点検項目を定めて点検を実施したり、点検の結果を踏まえて適切に修繕等を実施したりすることなどにより、同施設の維持管理が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの

(1件 背景金額 16億7785万円)

(680ページ記載)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

- ・新幹線鉄道建設事業における障害防止対策事業の実施に当たり、事業を適切に実施するために、居住実態を的確に調査及び確認したり、事業を経済的に実施するために、工事内容を十分に確認したりするよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 648万円 背景金額 3413万円)

(744ページ記載)

○大学共同利用機関法人自然科学研究機構

- ・大学連携ネットワーク事業の実施に当たり、国立大学法人が独自に相互利用に供することとしている研究設備をネットワークシステムに登録するよう働きかけることなどにより、大学間における研究設備の全国一元的な相互利用の推進が図られるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 7645万円 背景金額 1億0294万円)

(789ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

計 57 件

第1章
第2節
第1
事項等別の
検査結果

○内閣府(内閣府本府)

- ・地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金等による交付金事業の実施状況を踏まえて、今後、同種の交付金による事業を実施する際には、交付の趣旨に沿うよう地方債の償還等に交付金を充当しない取扱いとすることを明確にしたり、事業実施後の検証に係る取扱い及び消費税に係る取扱いを定めたりすることなどにより、交付金事業が適切に実施されるよう改善させたもの (1件 指摘金額 10億8240万円)

(61 ページ記載)

○内閣府(警察庁)

- ・APR 形移動通信制御装置等に取り付ける基板の調達に当たり、管区警察局等において基板の保有状況を把握するなどして情報を共有し、管区内又は他の管区警察局等との間で基板の管理換を行うことなどにより、適切な調達数を決定するよう改善させたもの (1件 指摘金額 1471万円)

(67 ページ記載)

○総務省

- ・地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金等による交付金事業の実施状況を踏まえて、今後、同種の交付金による事業を実施する際には、交付の趣旨に沿うよう地方債の償還等に交付金を充当しない取扱いとすることを明確にしたり、事業実施後の検証に係る取扱い及び消費税に係る取扱いを定めたりすることなどにより、交付金事業が適切に実施されるよう改善させたもの (1件 指摘金額 1億0420万円)

(95 ページ記載)

- ・電波監視システムを非常時に運用するための電力を供給する無停電電源装置等の設置等について、設置基準を明確に定めるなどし、合同庁舎等に設置された自家発電設備からの電力の供給体制を考慮して適切に実施されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2856万円)

(95 ページ記載)

○外務省

- ・拠出を必要とする額を邦貨で算定した上で国際機関等に対して拠出金を拠出する場合、当該国際機関等との間で拠出金額を邦貨で伝達し、要請を受けることとする事務手続を定めることにより、拠出を必要とする額を過不足なく拠出するよう改善させたもの (1件 指摘金額 23億5915万円)

(123 ページ記載)

○財務省

- ・国税の口座振替納付に係る領収証書等の調達及び納税者への送付を廃止することにより、口座振替納付に係る経費の節減を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 7億0128万円)

(138 ページ記載)

- ・普通財産の管理及び処分に係る業務を委託するに当たり、総合評価落札方式により落札者を決定する際に加点評価した提案の内容を確実に契約に反映することにより、会計法の趣旨に沿って国にとって最も有利な内容で契約を締結することとなるよう改善させたもの (1件 指摘金額 146億7560万円)

(141ページ記載)

○文部科学省

- ・義務教育費国庫負担金における算定総額の算定に当たり、算定上の基準日以前に遡及して支給対象とならなくなるなどした教職員の手当を反映させることについて、各都道府県が作成する調書の様式に具体的に明示することなどにより、同負担金の交付額の算定が適正かつ公平に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5588万円)

(172ページ記載)

○厚生労働省

- ・高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付に当たり、交付額を適切に算定することなどにより、予算の効果的な執行を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 124億8911万円)

(318ページ記載)

- ・緊急雇用創出事業の実施に必要な機器等をリースにより調達し、当該機器等を事業終了後も継続して使用することが見込まれる場合において、合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを実施要領に明示することなどにより、同事業の対象経費となる機器等のリース料が適切に算定されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 6億4225万円)

(323ページ記載)

- ・厚生労働科学研究費補助金により取得した機械器具について、研究期間の終了後に研究代表者から所属機関へ譲渡することを促して、一層の活用を図る態勢を整備するとともに、譲渡の手続が適正に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3億9901万円 背景金額 7億0706万円)

(327ページ記載)

- ・委託契約のうち概算契約について、支出負担行為担当官、官署支出官等が行う会計事務の内容の周知徹底を図ることなどにより、検査調書の作成等が会計法令に従って適正に行われるよう改善させたもの (1件 指摘金額 84億5346万円)

(332ページ記載)

- ・認定訓練助成事業において、算定基準等に補助対象訓練生となる者の要件及びその確認方法を明示することなどにより、事業を目的に沿って適切に実施するよう改善させたもの (1件 指摘金額 1億2241万円)

(334ページ記載)

○農林水産省

- ・配合飼料価格安定対策事業の実施に当たり、異常補填積立金の納付を確約させる措置を執ったり、補助金勘定における運用益等を区分経理の趣旨を踏まえて活用するための要件等を定めたりすることにより、配合飼料価格安定対策費補助金等が異常補填交付金の財源として適切に管理され、有効に活用できるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 190億4867万円 背景金額 171億9000万円)

(391ページ記載)

- ・耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業の実施に当たり、再生した農地の耕作状況を適切に確認させたり、再生後に耕作されていない場合の対応策を具体的に定めたり、再生作業等に係る労務費の算定を適切に行わせたりすることにより、交付金事業が適切に実施されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3565万円 背景金額 8814万円)

(397ページ記載)

- ・暗渠排水工事の実施に当たり、吸水管の直径について、吸水管内の流速等を考慮した上で、各地点の排水量に応じた規格を選定することにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 6150万円)

(402ページ記載)

- ・調査用自動車の取得台数の算定に当たり、交換基準を満たさない既存の調査用自動車の台数を控除することなどにより取得台数の削減を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4275万円)

(405ページ記載)

- ・除塩事業の実施に当たり、降雨等の影響により塩分濃度の低下が見込まれる場合には、除塩作業の実施前に塩分濃度を再測定して除塩作業の必要性を検討するよう改善させたもの

(1件 背景金額 9億4127万円)

(408ページ記載)

○国土交通省

- ・国庫補助事業等により実施される工事等において、工事等の実施に直接必要となるものではない保管管理システムのデータ登録に係る費用について、国庫補助金等の対象とならないことを周知することにより、国庫補助金等の交付が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2986万円)

(535ページ記載)

- ・シールド工法による下水道管渠^{きよ}築造工事における工事費の積算に当たり、シールドマシン製作原価を間接工事費の算定対象額に含めないことを明確にするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 14億1504万円)

(538ページ記載)

- ・船舶工事の予定価格の積算に当たり、基準労務費単価以外の単価を採用する際の基準等を明確にし、採用する際には、事前に工事内容等を十分確認するなどして、労務費等の算定を適切なものとするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3240万円)

(540ページ記載)

- ・総価契約単価合意方式を採用した河川、道路等の工事のうち、処分費等を含む工事について、変更契約を行う際の間接工事費等の算定方法を積算基準に明確に示すとともに、その算定方法を積算システムに反映させる改修を行うことなどにより、適正な予定価格が算定されるよう改善させたもの (1件 指摘金額 1億7470万円)
(543 ページ記載)
- ・国が管理する橋りょうの診断業務に係る委託契約について、点検業務等の情報を基にするなどして現地踏査を実施しないこととしたり、現地調査に係る費用の積算を作業の実態に即したものにしたりして適切なものとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 1億5314万円)
(546 ページ記載)
- ・委託契約において受託者が取得し、委託契約終了後に国が返還を受けた物品のうち重要物品に該当するものについて、物品増減及び現在額報告書に計上する必要があることを周知するなどして、物品増減及び現在額報告書への計上を適正に行うよう改善させたもの (1件 指摘金額 3億2713万円)
(549 ページ記載)

○防 衛 省

- ・非常用電源施設の整備をより効率的に実施するために、既存自衛隊施設の耐震安全性に関する施設分類等の情報を電力供給対象施設の選定等に活用するよう改善させたもの (1件 背景金額 102億5687万円)
(624 ページ記載)
- ・海上自衛隊が保有している緊急脱出用呼吸装置について、航空基地において定期整備が適切に実施されるよう改善させたもの (1件 指摘金額 6335万円)
(627 ページ記載)

○内閣府(宮内庁)、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

- ・インターネット上からの通信が可能なサーバ上で利用していたサポート期間が終了しているソフトウェアの更新等を実施するとともに、ポリシー等を改定することなどによりサポート期間が終了しているソフトウェアを利用しないよう改善させたもの

{	8件 指摘金額	内閣府(宮内庁)	952万円	農林水産省	3億3843万円
		総務省	9979万円	経済産業省	6598万円
		文部科学省	1059万円	国土交通省	9262万円
		厚生労働省	1196万円	環境省	7億1178万円

(637 ページ記載)

○株式会社日本政策金融公庫

- ・固定電話の利用に当たり、全支店の各通話区分のマイライン登録先を統一することとして、本店において一括して一般競争契約を行うことなどにより、電話料金の節減を図るよう改善させたもの (1件 指摘金額 2986万円)

(645 ページ記載)

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社
 - ・アスファルト舗装工事における路盤材の選定に当たり、鉄鋼スラグ及び溶融スラグに係る事前確認を適切に行うなどして環境にも配慮した経済的な設計を行うよう改善させたもの

3 件	背景金額	東日本高速道路株式会社	38 億 8641 万円
		中日本高速道路株式会社	37 億 8079 万円
		西日本高速道路株式会社	49 億 4332 万円

(661 ページ記載)

- 全国健康保険協会
 - ・文書の保管に係る契約の締結に当たり、費用等について保管庫賃貸借契約と文書保管委託契約との比較検討を行って調達方法を決定すること及び文書保管委託契約について競争の利益を享受できるよう一般競争入札に付することを周知徹底し、より経済的な契約を締結するよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 5266 万円 背景金額 6054 万円)

(665 ページ記載)

- 独立行政法人国立公文書館
 - ・電子公文書等の移管・保存・利用システムにおけるデータの移管状況を踏まえて、次期システムの設計に当たり、ストレージ容量及びバックアップの方法を経済的かつ効率的なものとするよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 5720 万円)

(685 ページ記載)

- 独立行政法人情報通信研究機構
 - ・研究所等における調達の迅速化を図るための現場購買による契約について、会計規程等の遵守について周知徹底を図ったり、現場購買を適正に実施するための体制を整備したりすることにより、会計規程等に従って適正に実施するよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 1 億 3943 万円)

(690 ページ記載)

- 独立行政法人国立青少年教育振興機構
 - ・企画運営等業務の委託に当たり、業務の実施に要した経費の額に基づき委託費の精算を適切に行うこととするよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 1489 万円 背景金額 2 億 5341 万円)

(693 ページ記載)

- 独立行政法人農畜産業振興機構
 - ・情報システムの開発業務に係る請負契約について、予定価格の統一的な算定方法を具体的に示すとともに、情報システムの開発・利用に係る調整等を所掌する部署との連携を図ることにより、予定価格の算定を適切なものとするよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 1040 万円)

(715 ページ記載)

- 独立行政法人国際協力機構
 - ・研修宿泊施設の管理運営委託契約により発生した収入超過額について、確実に運営費に充てることとするよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 2404 万円)

(718 ページ記載)

- ・特定非営利活動法人等が実施する草の根技術協力事業の実施に当たり、額の確定が適切に行われるよう、また事業終了後一定期間経過後の状況を把握することによって得られる教訓が今後の類似事業に活かされるよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 8 億 8136 万円 背景金額 1 億 5616 万円)

(720 ページ記載)

○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

- ・助成事業における技術研究組合の取扱いを明確にすることにより、技術研究組合に適用される助成率が適切なものとなるよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 4662 万円)

(726 ページ記載)

○独立行政法人理化学研究所

- ・DNA 合成製品の調達に当たり、会計規程等に沿った調達の手順等を定めるなどして、発注権限を有しない研究員等が直接発注したり契約担当部署が契約を締結する前に DNA 合成製品が納入されたりすることがないような仕組みを構築することなどにより、調達の適正化が図られるよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 3 億 8469 万円)

(731 ページ記載)

○独立行政法人宇宙航空研究開発機構

- ・資産の無償寄託等を行うに当たり、引渡しの事実を証する引渡書を作成するなどさせたり、資産責任者が引渡書の作成等を確認する体制を整備したり、無償寄託の期間を延長する際の手続を明確にしたりするなどして、無償寄託等の手続が適切に行われるよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 28 億 9627 万円)

(734 ページ記載)

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

- ・国家備蓄施設における電気需給契約の契約電力について、各施設の過去の最大需要電力を考慮するなどした具体的な算定方法に係る統一的な基準を定めることなどにより、電気需給契約がより経済的なものとなるよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 4252 万円)

(749 ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・賃貸住宅団地の駐車場について、駐車場を集約化して敷地の利活用を促進するための募集停止基準を定めるとともに、募集停止した昇降式駐車場を保守点検の対象に含めないことにより保守点検に係る業務費の算定が適切なものとなるよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 8409 万円 背景金額 1091 億 7858 万円)

(767 ページ記載)

○独立行政法人日本原子力研究開発機構

- ・第三者が所有する機械装置等に設置して使用する物品について、購入時に機械装置等に設置する根拠となる契約等を確認したり、外部に持ち出すときなどに実際の保管場所等を明確にしたりすることなどにより、適切に使用し管理できるよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 3465 万円)

(772 ページ記載)

○独立行政法人住宅金融支援機構

- ・団体信用生命保険等業務について、団体信用生命保険への加入に伴う費用負担の軽減や加入を継続するための費用負担の平準化等の全体加入率を改善するための処置を講ずることにより、不加入者の死亡等を原因として発生する債権の償却から生ずる損失の抑制を図るよう改善させたもの (1件 背景金額 19億2661万円)
(778 ページ記載)

○首都高速道路株式会社

- ・複層構造の高速道路の桁下に設置されている照明方式の案内標識の更新に当たり、現地の状況を十分確認した上で、視認性が確保できる場合には、経済的な反射方式の採用を検討するよう改善させたもの (1件 指摘金額 1910万円)
(795 ページ記載)

○東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

- ・建替工事を発注したものの地権者等から承諾を得られないなどして建て替えに至っていないなどの管理対象電柱について、補強等を適切に行うことにより、建て替えに至るまでの安全性の確保を図るとともに、建て替えに向けた対策の検討等に必要な情報をデータベースに適切に登録することなどにより、建て替えの円滑化を図るよう改善させたもの

{	2件 指摘金額	東日本電信電話株式会社	2360万円
		西日本電信電話株式会社	404万円
	背景金額	東日本電信電話株式会社	6161万円
		西日本電信電話株式会社	1205万円

(801 ページ記載)

○日本郵便株式会社

- ・集配局等に配備されているフォークリフトの稼働状況等を把握するための体制を整備するとともに、その稼働状況等から配備の必要性の有無や配置転換、廃車等の判断を行う配備基準を定めることにより、保守費用等の節減を図るよう改善させたもの (1件 指摘金額 2351万円)
(806 ページ記載)
- ・郵便局の劣化対策等工事の実施に当たり、実施方針等について定めた設計指針を改定するなどして、投資回収期間等を踏まえて点灯時間の長い箇所に設置されている照明器具を優先してLED化するよう改善させたもの (1件 指摘金額 4億2680万円)
(809 ページ記載)

(4) 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、平成25年度決算検査報告を作成するまでに当局において処置が完了していなかったものは、113件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが78件、処置が完了していないものが35件となっており、省庁等別にその概要を示すと表3のとおりである。

表3 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要

(単位：件)

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
総務省	23年度	1		1
	25年度	4	4	
法務省	25年度	1	1	
外務省	24年度	注(1) 1	注(1) 1	
	25年度	注(2) 2	注(2) 2	
財務省	25年度	注(3) 3	注(3) 3	
文部科学省	23年度	1	1	
	24年度	1	1	
	25年度	4	4	
厚生労働省	23年度	1	1	
	25年度	注(4)、注(5) 10	注(4)、注(5) 7	注(4) 3
農林水産省	23年度	1		1
	25年度	10	10	
経済産業省	22年度	1	1	
	24年度	1	1	
	25年度	注(3) 4	注(3) 3	1
国土交通省	24年度	1		1
	25年度	12	11	1
環境省	25年度	2	2	
防衛省	23年度	1		1
	24年度	1	1	
	25年度	5	4	1
沖縄振興開発金融公庫	25年度	1	1	
株式会社日本政策金融公庫	25年度	1	1	
日本私立学校振興・共済事業団	25年度	1	1	
日本中央競馬会	25年度	1	1	
成田国際空港株式会社	25年度	1	1	
日本年金機構	25年度	注(4) 3	注(4) 2	注(4) 1

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
独立行政法人 国立科学博物館	25年度	1	1	
独立行政法人 労働安全衛生総合研究所	25年度	1	1	
独立行政法人 産業技術総合研究所	25年度	1	1	
独立行政法人 海上技術安全研究所	25年度	1	1	
独立行政法人 海技教育機構	25年度	1	1	
独立行政法人 農畜産業振興機構	25年度	1	1	
独立行政法人 国際協力機構	24年度	注(1) 1	注(1) 1	
	25年度	注(2) 1	注(2) 1	
独立行政法人 日本振興センター	25年度	1	1	
独立行政法人 日本芸術文化振興会	25年度	1	1	
独立行政法人 福祉医療機構	25年度	注(5) 1	注(5) 1	
独立行政法人 石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構	25年度	1	1	
独立行政法人 日本学生支援機構	25年度	1	1	
独立行政法人 都市再生機構	25年度	1		1
独立行政法人 日本原子力研究 開発機構	23年度	1	1	
国立大学法人 東北大学	25年度	1		1
国立大学法人 秋田大学	25年度	1		1
国立大学法人 山形大学	25年度	1		1
国立大学法人 筑波大学	25年度	1		1
国立大学法人 金沢大学	25年度	1		1
国立大学法人 山梨大学	25年度	1		1

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
国立大学法 人学 信 州 大 学 法 人学	25 年度	1		1
国立大学法 人学 岐 阜 大 学 法 人学	25 年度	1		1
国立大学法 人学 浜 松 大 学 法 人学	25 年度	1		1
国立大学法 人学 三 重 大 学 法 人学	25 年度	1		1
国立大学法 人学 滋 賀 大 学 法 人学	25 年度	1		1
国立大学法 人学 京 都 大 学 法 人学	25 年度	1		1
国立大学法 人学 大 阪 大 学 法 人学	23 年度	1	1	
国立大学法 人学 神 戸 大 学 法 人学	25 年度	1		1
国立大学法 人学 鳥 取 大 学 法 人学	25 年度	1		1
国立大学法 人学 島 根 大 学 法 人学	25 年度	1		1
国立大学法 人学 岡 山 大 学 法 人学	25 年度	1		1
国立大学法 人学 山 口 大 学 法 人学	25 年度	1		1
国立大学法 人学 徳 島 大 学 法 人学	25 年度	1		1
国立大学法 人学 愛 媛 大 学 法 人学	25 年度	1		1
国立大学法 人学 高 知 大 学 法 人学	25 年度	1		1
国立大学法 人学 佐 賀 大 学 法 人学	25 年度	1		1
国立大学法 人学 長 崎 大 学 法 人学	25 年度	1		1
国立大学法 人学 大 分 大 学 法 人学	25 年度	1		1
国立大学法 人学 富 山 大 学 法 人学	25 年度	1		1
株式会社 会 社 商工組合中央公庫	25 年度	1	1	
北海道旅客鉄 道社 株 式 会 社	25 年度	1	1	
四国旅客鉄 道社 株 式 会 社	25 年度	1	1	

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
計	22年度	1	1	
	23年度	7	4	3
	24年度	注(1) 5	注(1) 4	1
	25年度	注(2)、注(3) 注(4)、注(5) 100	注(2)、注(3) 注(4)、注(5) 69	注(4) 31
合計		注(1)、注(2) 注(3)、注(4) 注(5) 113	注(1)、注(2) 注(3)、注(4) 注(5) 78	注(4) 35

注(1) 平成 24 年度決算検査報告の外務省及び独立行政法人国際協力機構の各 1 件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(2) 平成 25 年度決算検査報告の外務省及び独立行政法人国際協力機構の各 1 件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(3) 平成 25 年度決算検査報告の財務省及び経済産業省の各 1 件は、財務省及び経済産業省の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 平成 25 年度決算検査報告の厚生労働省及び日本年金機構の処置が完了したもの各 1 件及び処置が完了していないもの各 1 件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 平成 25 年度決算検査報告の厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構の各 1 件は、厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

上記のうち、処置が完了していない 35 件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

(5) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

ア 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

昭和 21 年度から平成 25 年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る 27 年 7 月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものは 42 省庁等における 449 件 109 億 2043 万余円であり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものは 42 省庁等における 443 件 108 億 0727 万余円となっている。(821 ページ記載)

イ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

平成 25 年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 98 件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったため検査の必要がなかったもの 9 件及び今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの 3 件

を除いた 86 件について改善の処置の履行状況を検査した結果、改善の処置が履行されていたものが 67 件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたものが 19 件となっていた。
(826 ページ記載)

3 第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1) 国会及び内閣に対する報告

平成 26 年 11 月から 27 年 10 月までの間に、会計検査院法第 30 条の 2 の規定により国会及び内閣に報告した事項は表 4 のとおり 6 件あり、第 4 章にその検査状況の概要を掲記した。

表 4 会計検査院法第 30 条の 2 の規定により国会及び内閣に報告した事項

事項 番号	報告事項名	報告年月日	報告事項の第 4 章における掲記の状況
①	医療費の適正化に向けた取組の実施状況について	平成 27 年 9 月 16 日	831 ページに記載
②	土砂災害対策に係る事業の実施状況について	27 年 9 月 16 日	848 ページに記載
③	国有林野事業の運営等について	27 年 9 月 16 日	860 ページに記載
④	政府出資株式会社等における事業及び財務の状況等について	27 年 9 月 30 日	873 ページに記載
⑤	地域再生法に基づく事業の実施状況等について	27 年 10 月 8 日	883 ページに記載
⑥	租税特別措置(法人税関係)の適用状況等について	27 年 10 月 8 日	894 ページに記載

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第 105 条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾して、26 年 11 月から 27 年 10 月までの間に、会計検査院法第 30 条の 3 の規定により検査結果を報告した事項は表 5 のとおり 2 件あり、その概要を掲記した。

表 5 会計検査院法第 30 条の 3 の規定により検査結果を報告した事項

事項 番号	報告事項名	検査要請の 受諾年月日	検査結果の 報告年月日	報告先 (検査要請を行った議院の委員会)
①	東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について (908 ページ記載)	平成 24 年 8 月 28 日	27 年 3 月 2 日	参議院 (参議院決算委員会)
②	東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について (923 ページ記載)	24 年 8 月 28 日	27 年 3 月 23 日	参議院 (参議院決算委員会)

(注) これまでに、①については平成 24 年 10 月 25 日及び 25 年 10 月 31 日の 2 回、②については 25 年 10 月 16 日の 1 回、会計検査院長から参議院議長に対してそれぞれ報告している。

なお、26年11月から27年10月までの間に、検査要請を受諾した事項のうち報告が未済となっている事項は1件あり、その検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請の受諾年月日は、表6のとおりである。

表6 国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項のうち報告が未済となっている事項

検査要請を行った議院の委員会	検査要請事項	検査要請の受諾年月日
参議院決算委員会	介護保険制度の実施状況について	平成27年6月23日

(3) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として6件掲記した。

- ア 各府省等における情報システムに係るプロジェクト管理の実施状況等について (935 ページ記載)
- イ 農林漁業における新規就業者支援事業の実施について (950 ページ記載)
- ウ 高規格幹線道路の暫定2車線道路の整備及び管理状況について (960 ページ記載)
- エ 量的・質的金融緩和の導入及びその拡大の日本銀行の財務への影響について (972 ページ記載)
- オ 独立行政法人理化学研究所における研究予算の執行状況等について (987 ページ記載)
- カ 株式会社地域経済活性化支援機構による事業再生支援業務の実施状況等について (997 ページ記載)

(4) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関する検査の状況について、第3章及び第4章に掲記した主なものを①東日本大震災からの復興に向けた施策等に関するもの、②国民生活の安全性の確保に関するもの、③予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの、④資産、基金等のストックに関するもの、⑤行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの、⑥社会保障に関するもの、⑦環境及びエネルギーに関するもの、⑧情報通信(IT)に関するものに区分して整理するなどした。(1009 ページ記載)

(5) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律の規定に基づき、26年11月に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する18特別会計の平成25年度特別会計財務書類について、正確性、合规性等の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。(1013 ページ記載)

第2 観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合規性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点等といった多角的な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

1 主に正確性の観点から検査したもの

検査対象機関の決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 重要物品の物品管理簿への記録について

- ・東日本大震災復興特別会計予算により取得する物品について物品管理簿への記録を適切に行うとともに、同特別会計に係る物品増減及び現在額報告書を作成するための基礎となる資料の記載が重要物品の異動の状況等を正確に反映したものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (607 ページ記載)
- ・性能を向上させる整備等を実施したのに帳簿価格が改定されていないなどしていた重要物品である基地内光伝送路について、速やかに帳簿価格を適正に改定等するよう適宜の処置を要求し、及び帳簿価格を適正に改定するための態勢を整えるなどして、物品管理簿が正確に記録されるよう是正改善の処置を求めたもの (590 ページ記載)

2 主に合規性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 不適正な会計経理について

- ・東日本大震災復興特別会計に納付させるべき基金の残額等を一般会計に誤って納付させていて、会計法令に違反していたもの (59 ページ記載)
- ・委託契約のうち概算契約について、支出負担行為担当官、官署支出官等が行う会計事務の内容の周知徹底を図ることなどにより、検査調書の作成等が会計法令に従って適正に行われるよう改善させたもの (332 ページ記載)
- ・研究所等における調達迅速化を図るための現場購買による契約について、会計規程等の遵守について周知徹底を図ったり、現場購買を適正に実施するための体制を整備したりすることにより、会計規程等に従って適正に実施するよう改善させたもの (690 ページ記載)
- ・研究用物品の購入等に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が販売代理店に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する独立行政法人に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの (699 ページ記載)
- ・DNA 合成製品の調達に当たり、会計規程等に沿った調達の手順等を定めるなどして、発注権限を有しない研究員等が直接発注したり契約担当部署が契約を締結する前にDNA 合成製品が納入されたりすることがないような仕組みを構築することなどにより、調達の適正化が図られるよう改善させたもの (731 ページ記載)

- ② 租税及び保険料の徴収について
 - ・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (132 ページ記載)
 - ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (180 ページ記載)
 - ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの (182 ページ記載)
- ③ 雇用対策のための給付金、助成金及び年金の支給について
 - ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの (189 ページ記載)
 - ・雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの (193 ページ記載)
 - ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの (199 ページ記載)
- ④ 医療費の支払について
 - ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの (201 ページ記載)
- ⑤ 工事の設計及び施工について
 - ・搾乳舎の設計及び施工が適切でなかったもの (364 ページ記載)
 - ・かんきょ 函渠の設計が適切でなかったもの (457 ページ記載)
 - ・公営住宅、キャンプ場の管理棟等の木造施設の設計及び施工が適切でなかったもの (459 ページ記載)
 - ・橋台の胸壁の設計が適切でなかったもの (461 ページ記載)
 - ・雨水貯留施設の設計が適切でなかったもの (467 ページ記載)
 - ・放射線監視等交付金事業により整備した太陽光発電型モニタリングポストの設計が適切でなかったもの (565 ページ記載)
 - ・防災拠点施設に設置する蓄電池設備について、耐震設計等に係るガイドライン等を整備して事業主体に周知することなどにより、耐震性を適切に確保するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (569 ページ記載)
- ⑥ 委託費の支払及び調達品の受領検査等について
 - ・教育分野における最先端 ICT 利活用に関する調査研究の委託契約において、委託先が実際に負担した額に基づかない時間単価を適用して人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (71 ページ記載)
 - ・刑務所における歯科診療契約において、契約で定められた算定要件を満たさない診療費を支払っていたもの (103 ページ記載)
 - ・収穫調査に係る委託契約において、会計法令等に違反して公有林野等官行造林地に係る委託費を誤った歳出科目から支出していたもの (350 ページ記載)
 - ・委託契約において、委託業務の実施に要しない電気料金を含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (423 ページ記載)
 - ・大型破壊機救難消防車(A-MB-3)の調達に当たり、装備施設本部の契約担当官等が受領検査官に対して適切な指示をしなかったため、契約内容に適合した履行が確保されていないのに契約金額の全額を支払っていたもの (586 ページ記載)
- ⑦ 補助金の経理や補助事業の実施について
 - ・地域活性化・公共投資臨時交付金が交付の対象とならない事業に交付されていたもの (75 ページ記載)

- ・学校施設環境改善交付金等が過大に交付されていたものなど (156、159 ページ記載)
 - ・子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(賃貸物件による保育所整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの (222 ページ記載)
 - ・生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの (226 ページ記載)
 - ・緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの (237 ページ記載)
- ⑧ 制度の適正な運用について
- ・独立行政法人国立病院機構病院が重症心身障害者等に負担を求める日用品費について、負担を求める趣旨等を周知するとともに、患者負担額の具体的な算定方法を周知するなどして患者負担額を適切に算定できるよう是正改善の処置を求めたもの (756 ページ記載)
 - ・普通財産の管理及び処分に係る業務を委託するに当たり、総合評価落札方式により落札者を決定する際に加点評価した提案の内容を確実に契約に反映することにより、会計法の趣旨に沿って国にとって最も有利な内容で契約を締結することとなるよう改善させたもの (141 ページ記載)
 - ・国民健康保険に係る療養給付費負担金及び財政調整交付金の交付に当たり、都道府県に対して減額調整の対象となる高額療養費及びその集計方法を具体的に示して、これを都道府県を通じて市町村に対して周知徹底することにより、その交付額の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたものなど (211、215、259 ページ記載)
 - ・障害者自立支援給付費負担金の交付額の算定に当たり、居宅介護等に係る基準額の算定手順を明確に示すことなどにより、基準額が適正に算定されるよう是正改善の処置を求めたものなど (231、270 ページ記載)
 - ・休業補償給付等の支給に当たり、休業補償給付等の受給者データと障害厚生年金、障害基礎年金等の受給権者情報とを照合できるようにして、併給調整の確認対象者に係る情報を労働基準監督署に配信することなどにより、併給調整に係る事務を適切かつ効率的に行うよう改善の処置を要求したものなど (187、304 ページ記載)
 - ・旧農業者年金事業の実施に当たり、農業経営を再開するなどして経営移譲年金の支給停止事由に該当している受給権者について支給停止の処分を行うなどするとともに、受給権者が支給停止事由に該当していないかの確認を行う体制を整備することなどにより、経営移譲年金の支給が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (813 ページ記載)
- ⑨ 債権の管理について
- ・駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権について、地方防衛局等と独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の支部との間で適宜情報を共有するなどの連携を図る体制や円滑に回収するための制度等を整備することにより、返納金債権の発生の抑止及び円滑な回収が図られるよう改善の処置を要求したもの (619 ページ記載)

- ・生活保護費に係る返還金等債権について、適時適切な債権管理を行うことなどにより、返還金等債権に係る負担金の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものなど (228、252 ページ記載)

⑩ 物品の管理について

- ・自衛艦の定期検査等に係る契約の履行に伴い発生する有価廃材の管理を適切に行うために、発生材等調書の確認に関する具体的な作業内容を明確にした作業手順等を定めるとともに、この作業手順等により、確実に発生材等調書を提出させることなどについて監督官等に対して周知徹底したり、有価廃材を確実に記載した発生材等調書を作成して監督官に提出することなどについて契約相手方となる造船会社に対して周知徹底したりするよう是正改善の処置を求めたもの (595 ページ記載)
- ・海上自衛隊の艦船等の部隊が保有している膨張式救命胴衣について、艦船等の部隊に対して速やかに実施すべき整備内容を示した技術刊行物を配布するなどして、技術刊行物に基づく整備が適切に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの (604 ページ記載)
- ・海上自衛隊が保有している緊急脱出用呼吸装置について、航空基地において定期整備が適切に実施されるよう改善させたもの (627 ページ記載)

3 主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 役務契約や工事における費用の積算について

- ・シールド工法による下水道管渠築造工事における工事費の積算に当たり、シールドマシン製作原価を間接工事費の算定対象額に含めないことを明確にするよう改善させたもの (538 ページ記載)
- ・船舶工事の予定価格の積算に当たり、基準労務費単価以外の単価を採用する際の基準等を明確にし、採用する際には、事前に工事内容等を十分確認するなどして、労務費等の算定を適切なものとするよう改善させたもの (540 ページ記載)
- ・総価契約単価合意方式を採用した河川、道路等の工事のうち、処分費等を含む工事について、変更契約を行う際の間接工事費等の算定方法を積算基準に明確に示すとともに、その算定方法を積算システムに反映させる改修を行うことなどにより、適正な予定価格が算定されるよう改善させたもの (543 ページ記載)
- ・国が管理する橋りょうの診断業務に係る委託契約について、点検業務等の情報を基にするなどして現地踏査を実施しないこととしたり、現地調査に係る費用の積算を作業の実態に即したものにしたりして適切なものとするよう改善させたもの (546 ページ記載)
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の運転業務契約における標準分析作業に係る人件費について、作業内容等を反映した月額単価を用いるなどして予定価格の積算を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの (656 ページ記載)

② 事務・事業に係る経費の節減について

- ・APR 形移動通信制御装置等に取り付ける基板の調達に当たり、管区警察局等において基板の保有状況を把握するなどして情報を共有し、管区内又は他の管区警察局等との間で基板の管理換を行うことなどにより、適切な調達数を決定するよう改善させたもの (67 ページ記載)

- ・本省が、刑事施設で生産している刑務官の制服に係る原材料を一括調達するに当たり、生産施設から制服に係る原材料の在庫数量、生産状況等を報告させ、生産状況を踏まえて生産計画数量を算定するとともに、当該生産計画数量、生産施設における原材料の在庫数量等に基づき原材料の調達数量を算定することにより、調達数量が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (105 ページ記載)
- ・国税の口座振替納付に係る領収書等の調達及び納税者への送付を廃止することにより、口座振替納付に係る経費の節減を図るよう改善させたもの (138 ページ記載)
- ・除塩事業の実施に当たり、降雨等の影響により塩分濃度の低下が見込まれる場合には、除塩作業の実施前に塩分濃度を再測定して除塩作業の必要性を検討するよう改善させたもの (408 ページ記載)
- ・固定電話の利用に当たり、全支店の各通話区分のマイライン登録先を統一することとして、本店において一括して一般競争契約を行うことなどにより、電話料金の節減を図るよう改善させたもの (645 ページ記載)
- ・集配局等に配備されているフォークリフトの稼働状況等を把握するための体制を整備するとともに、その稼働状況等から配備の必要性の有無や配置転換、廃車等の判断を行う配備基準を定めることにより、保守費用等の節減を図るよう改善させたもの (806 ページ記載)

③ 事務・事業の実態に即した費用の算定等について

- ・全国学力・学習状況調査に係る印刷業務請負契約において、視覚に障害がある児童生徒用の問題用紙等の多くが学校等へ送付されていなかった実態を把握していなかったなどのため、印刷部数が過大となり契約額が割高となっていたもの (147 ページ記載)
- ・緊急雇用創出事業の実施に必要な機器等をリースにより調達し、当該機器等を事業終了後も継続して使用することが見込まれる場合において、合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを実施要領に明示することなどにより、同事業の対象経費となる機器等のリース料が適切に算定されるよう改善させたもの (323 ページ記載)
- ・森林環境保全整備事業における鳥獣害防止施設等整備について、都道府県において実際に使用される資材の仕様や購入価格に係る調査を行うよう定めたり、労務費に係る実態調査を行い標準的な作業歩掛かりを示したりすることなどにより、標準単価が施工の実態を反映したものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (373 ページ記載)
- ・企画運営等業務の委託に当たり、業務の実施に要した経費の額に基づき委託費の精算を適切に行うこととするよう改善させたもの (693 ページ記載)

4 主に効率性の観点から検査したもの

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事務・事業の運営について

- ・非常用電源施設の整備をより効率的に実施するために、既存自衛隊施設の耐震安全性に関する施設分類等の情報を電力供給対象施設の選定等に活用するよう改善させたもの (624 ページ記載)

- ・健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対して適用の促進を行う業務において、加入指導を行うに当たり不足している情報を把握して法人登記簿情報に追加することを検討したり、加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を検討したり、的確に立入検査の手続をとる方法を検討したりすることなどにより、同業務がよりの確かつ効率的に行われるよう改善の処置を要求し及び意見を表示し、並びに加入勧奨に係る委託契約において業務の実績を踏まえて委託費の支払が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (304、669 ページ記載)
- ・郵便局の劣化対策等工事の実施に当たり、実施方針等について定めた設計指針を改定するなどして、投資回収期間等を踏まえて点灯時間の長い箇所に設置されている照明器具を優先してLED化するよう改善させたもの (809 ページ記載)

5 主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事業効果の発現について

- ・政府開発援助の実施に当たり、施設の能力を設計する場合に、需要予測を裏付ける調査を十分に実施して、その妥当性を検討し、施設の能力の設計に適切に反映させるなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの (110、718 ページ記載)
- ・レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムの運用状況を大幅に改善し、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果について、収集・保存されているデータを十分に活用した適切な評価を行うことができるようにするために、データの不突合の原因等を踏まえたシステムの改修等を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの (282 ページ記載)
- ・特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)の支給について、障害者の就労・離職状況等を把握するとともに、これらを十分に踏まえて障害者に対する定着指導等を一層効率的、効果的に行うことなどにより、障害者の雇用の安定に資するものとなるよう意見を表示したもの (293 ページ記載)
- ・地域雇用創造推進事業及び実践型地域雇用創造事業に係る委託事業の実施に当たり、事業の実施による効果に対する評価を適切に行い、地域における効果的な雇用の創出に資するために、アウトプット実績及びアウトカム実績の把握、事業に係る個別の雇用対策事業の利用対象者の範囲の設定等を適切に実施するよう改善の処置を要求したもの (310 ページ記載)
- ・認定訓練助成事業において、算定基準等に補助対象訓練生となる者の要件及びその確認方法を明示することなどにより、事業を目的に沿って適切に実施するよう改善させたもの (334 ページ記載)
- ・農業・食品産業強化対策整備交付金事業について、事業実施計画における成果目標の目標値の確認やその算出根拠となる農産物の出荷量等の把握に努めるなどして、成果目標の妥当性の審査及び評価報告書の点検評価が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (382 ページ記載)

- ・コンテンツ緊急電子化事業により電子化された書籍のうち配信されていない書籍について、著作権者の許諾を得るようにさせたり、配信するための技術的な修正を完了させたりして、配信が可能な状態にすることにより、電子書籍の流通の促進が図られるよう改善の処置を要求したもの (439 ページ記載)
- ・共同溝における公益物件の収容状況等を踏まえて、共同溝整備計画において公益物件の収容時期をより具体的に定めるなどして公益物件の収容状況等を適切に確認できるようにするための方策を講じたり、収容を促すなどするための検討を行ったりなどして共同溝の有効利用がより図られるよう意見を表示したもの (516 ページ記載)
- ② 制度の運用について
 - ・地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金等による交付金事業の実施状況を踏まえて、今後、同種の交付金による事業を実施する際には、交付の趣旨に沿うよう地方債の償還等に交付金を充当しない取扱いとすることを明確にしたり、事業実施後の検証に係る取扱い及び消費税に係る取扱いを定めたりすることなどにより、交付金事業が適切に実施されるよう改善させたもの (61、95 ページ記載)
 - ・債務救済無償資金協力で我が国が資金を贈与した後、被援助国において、長期にわたり、生産物の購入等のための資金等が使用されないままの状態であったり、使途報告書の提出が遅滞していたりなどしている事態について、本省において、支払方法の変更後、現地口座に送金された未使用資金の残高等を把握するとともに、被援助国による資金等の早期使用及び使途報告書の遅滞のない提出につながる働きかけを十分に行える体制を整備するよう意見を表示したもの (117 ページ記載)
 - ・国庫補助事業により整備された学校施設の維持管理が適切に行われ、児童生徒の安全確保等が図られるよう、建築点検を適切に実施したり要是正事項を早期に是正したりすることの必要性や、要是正事項等に係る情報を一元的に管理して計画的に是正を進めていくことの重要性を周知等するよう改善の処置を要求し、及び教育委員会点検を適切に実施するための具体的な方策を検討して示すなどするよう意見を表示したもの (159 ページ記載)
 - ・高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付に当たり、交付額を適切に算定することなどにより、予算の効果的な執行を図るよう改善させたもの (318 ページ記載)
 - ・配合飼料価格安定対策事業の実施に当たり、異常補填積立金の納付を確約させる措置を執ったり、補助金勘定における運用益等を区分経理の趣旨を踏まえて活用するための要件等を定めたりすることにより、配合飼料価格安定対策費補助金等が異常補填交付金の財源として適切に管理され、有効に活用できるよう改善させたもの (391 ページ記載)
 - ・自家発電設備導入促進事業等について、事業効果について改めて検証を行うとともに、将来電力需給のひっ迫等に対する緊急措置的な事業を実施する場合に備えて、事業効果を把握して検証する方法についての知見を蓄積して、これを制度設計に活用する方法を検討するよう意見を表示したものなど (427、428、430 ページ記載)
 - ・防衛装備品のライフサイクルコスト管理の実施に当たって、費用対効果の判断を踏まえた意思決定をはじめ、ライフサイクルを通じた効果的かつ効率的な防衛装備品の取得に資するとともに、費用面に係る説明責任の強化を図るために、関係組織が密接に協力する態勢を整備して、ライフサイクルコストの算定及び検証を適切に行い、その結果を適切に活用することができる方策を講ずるよう意見を表示したもの (612 ページ記載)

- ・団体信用生命保険等業務について、団体信用生命保険への加入に伴う費用負担の軽減や加入を継続するための費用負担の平準化等の全体加入率を改善するための処置を講ずることにより、不加入者の死亡等を原因として発生する債権の償却から生ずる損失の抑制を図るよう改善させたもの (778 ページ記載)
 - ・建替工事を発注したものの地権者等から承諾を得られないなどして建て替えに至っていないなどの管理対象電柱について、補強等を適切に行うことにより、建て替えに至るまでの安全性の確保を図るとともに、建て替えに向けた対策の検討等に必要な情報をデータベースに適切に登録することなどにより、建て替えの円滑化を図るよう改善させたもの (801 ページ記載)
- ③ 保有資産等の有効活用について
- ・賃貸住宅団地の駐車場について、駐車場を集約化して敷地の利活用を促進するための募集停止基準を定めるとともに、募集停止した昇降式駐車場を保守点検の対象に含めないことにより保守点検に係る業務費の算定が適切なものとなるよう改善させたもの (767 ページ記載)
 - ・大学連携ネットワーク事業の実施に当たり、国立大学法人が独自に相互利用に供することとしている研究設備をネットワークシステムに登録するよう働きかけることなどにより、大学間における研究設備の全国一元的な相互利用の推進が図られるよう改善の処置を要求したもの (789 ページ記載)
 - ・国からの委託を受けて実施する国民公園の駐車場業務により委託先において生じた積立金について、適切な規模を超える分は国庫に納付させたり、有効に活用させたりできるよう意見を表示し並びに委託先における経理を適切なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに他の契約と重複する業務を契約の対象から除外するよう是正改善の処置を求めたもの (573 ページ記載)
 - ・日本年金機構が保有する固定資産のうち国から出資された土地及び建物について、保有の必要性を見直すとともに、不要な資産を国庫に納付させるよう適切な制度を整備するよう意見を表示したもの (299、678 ページ記載)
 - ・産学官連携共同研究施設について、その使用状況等を把握し、長期間にわたり空室が生じている場合の要因分析を行うとともに、各センターに対し必要な改善を指示するなどの体制を整備することなどにより今後の連携研究等に一層有効に活用されるよう意見を表示し、及び貸付施設の光熱水料の算定について、施設の利用者の負担額が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (707 ページ記載)
- ④ 国の出資金等によって造成された基金等の有効活用等について
- ・独立行政法人奄美群島振興開発基金の保証業務において、繰越欠損金の状況を踏まえつつ、出資による保証基金の積増しを見直すなどして、政府出資金等から成る保証基金の規模を保証債務残高の状況等を勘案した適切なものとするための措置を講ずるよう意見を表示したもの (510 ページ記載)
 - ・一般財団法人民間都市開発推進機構が実施する住民参加型まちづくりファンド支援事業について、資金の受領者に資金の使用見込みの定期的な見直しなどを行わせることを事業実施要領等に定めることなどにより、資金の有効な活用が図られるよう改善の処置を要求したもの (523、812 ページ記載)

第2章 決算の確認

第2章 決算の確認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

第1節 国の決算の確認

会計検査院は、下記の平成26年度の国の収入支出の決算を確認した。

第1 一般会計

	歳入	104,679,121,833,757
	歳出	98,813,467,430,907

第2 特別会計

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
内閣府、総務省及び財務省		
交付税及び譲与税配付金	55,958,697,794,449	53,902,517,129,646
財務省		
地震再保険	123,363,696,856	3,781,846,885
国債整理基金	207,469,465,805,288	204,398,415,858,657
外国為替資金	3,491,680,609,962	78,312,299,463
財務省及び国土交通省		
財政投融资		
財政融資資金勘定	35,306,707,758,331	34,891,042,760,564
投資勘定	738,153,874,932	122,628,492,326
特定国有財産整備勘定	68,868,679,058	38,620,985,259
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省		
エネルギー対策		
エネルギー需給勘定	2,888,072,524,936	2,203,666,109,276
電源開発促進勘定	412,035,191,460	343,112,155,000
原子力損害賠償支援勘定	5,241,562,936,762	5,103,101,831,144
厚生労働省		
労働保険		
労災勘定	1,223,907,707,393	994,781,168,475
雇用勘定	2,407,882,080,411	2,047,307,020,521
徴収勘定	3,231,032,355,681	3,166,497,633,563
年金		
基礎年金勘定	22,346,542,248,363	21,632,721,838,319
国民年金勘定	4,560,889,414,821	4,471,827,598,681
厚生年金勘定	41,313,438,288,475	39,549,743,654,773
健康勘定	10,195,760,885,405	9,815,578,153,717
子どものための金銭の給付勘定	1,488,367,955,501	1,470,311,051,156
業務勘定	457,045,341,676	370,769,233,398

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
農 林 水 産 省		
食 料 安 定 供 給		
農業経営安定勘定	320,993,762,050	171,567,951,094
食糧管理勘定	719,998,111,767	704,176,126,266
農業共済再保険勘定	72,499,535,670	42,379,832,482
漁船再保険勘定	16,285,937,261	5,844,258,469
漁業共済保険勘定	8,611,318,515	6,316,199,376
業 務 勘 定	9,156,401,235	9,156,394,918
国営土地改良事業勘定	39,065,427,954	38,122,776,329
森 林 保 険	8,042,132,916	1,966,883,131
国有林野事業債務管理	312,111,054,479	312,111,054,479
経 済 産 業 省		
貿 易 再 保 険	81,249,628,299	2,890,493,866
特 許	323,255,582,007	116,791,737,064
国 土 交 通 省		
自 動 車 安 全		
保 障 勘 定	61,861,453,941	3,474,294,142
自動車検査登録勘定	49,959,520,480	32,720,641,985
自動車事故対策勘定	13,163,163,961	12,536,146,309
空港整備勘定	419,323,509,720	345,045,876,728
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省		
東日本大震災復興	5,357,343,560,137	3,792,102,603,007

第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の平成26年度の国税収納金整理資金の受払額を検査完了した。

		円
受 入	収 納 済 額	67,503,988,501,531
支 払	支払命令済額	11,207,564,797,824
	歳入組入額	54,722,372,276,992

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の平成26年度の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政府関係機関名	収 入 円	支 出 円
沖縄振興開発金融公庫	16,273,287,996	13,823,216,183
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	151,491,954,078	86,654,876,196
農林水産業者向け業務	50,819,013,099	49,681,784,623
中小企業者向け業務	109,560,258,862	51,649,775,527
信用保険等業務	269,144,179,586	433,555,433,634
危機対応円滑化業務	40,856,652,093	61,372,361,052
特定事業等促進円滑化業務	474,052,039	471,921,966
株式会社国際協力銀行	285,666,041,891	213,766,284,255
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	204,950,930,270	89,148,212,321

第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第1 一般会計

会計検査院が平成26年度一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第2 特別会計

会計検査院が平成26年度特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第2章
第3節
政府関係機関の決算の検査完了
第4節
国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照
第1
一般会計
第2
特別会計

第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない 予備費の支出

平成26年度における予備費使用決定額については、全て国会の承諾を受ける手続を了している。また、27年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、27年10月20日現在で次のとおりである。

			平成27年度分	
1 一般会計				2 特別会計
所	管	使用決定額 千円		
内閣府		167,273		(該当なし)
総務省		1,279,858		
法務省		430,904		
外務省		6,501,165		
国土交通省		1,352,865		
防衛省		18,676,930		
	計	28,408,995		

第2章 第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出

第3章 個別の検査結果

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第1 内 閣 府

(内閣府本府)

不 当 事 項

予 算 経 理

- (1) 東日本大震災復興特別会計に納付させるべき基金の残額等を一般会計に誤って納付させていて、会計法令に違反していたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)弁償及返納金
	東日本大震災復興特別会計 (款)雑収入 (項)返納金
部 局 等	内閣府本府
基金を設置造成等させるために交付された交付金の名称及び交付額	(1) 復興支援型地域社会雇用創造事業交付金 3,200,000,000 円 (2) 平成 23 年度新しい公共支援事業交付金 879,000,000 円
上記の交付金により設置造成等された基金の名称	(1) 社会的企業支援基金 (2) 新しい公共支援事業基金
前記の交付金が計上された予算	平成 23 年度一般会計補正予算(第 3 号)
東日本大震災復興特別会計に納付させる根拠	特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 15 号)
一般会計に誤って納付させた額	(1) 332,699,489 円(平成 25 年度) (2) 61,308,848 円(平成 25 年度)
	計 394,008,337 円

1 事業等の概要

(1) 事業の概要

ア 復興支援型地域社会雇用創造事業

内閣府は、平成 24 年 2 月に、平成 23 年度一般会計補正予算(第 3 号)(以下「23 年度 3 次補正」という。)に計上された復興支援型地域社会雇用創造事業交付金 3,200,000,000 円を一般財団法人ニューメディア開発協会(以下「財団」という。)に交付している。そして、これを受けた財団は、復興支援型地域社会雇用創造事業(以下「雇用創造事業」とい

う。)を実施するために社会的企業支援基金を設置造成している。雇用創造事業は、同基金を活用して、地域課題を解決するための新規性のある事業を行う「社会的企業」の起業等を支援するものである。

内閣府が定めた復興支援型社会的企業支援基金実施要領等によれば、財団は、雇用創造事業が終了し、雇用創造事業に係る精算が終了した時点において、同基金に残額がある場合には、これを国庫に納付することとされている。

イ 新しい公共支援事業

内閣府は、24年2月から3月までの間に、23年度3次補正に計上された「平成23年度新しい公共支援事業交付金」879,000,000円について、岩手県に249,000,000円、宮城県に267,000,000円、福島県に363,000,000円(以下、これらの県を合わせて「3県」という。)をそれぞれ交付している。そして、これを受けた3県はそれぞれ、新しい公共支援事業を実施するために22年度に設置造成した新しい公共支援事業基金に上記の額を積増している。新しい公共支援事業は、同基金を活用して、「新しい公共」の担い手となる民間非営利組織の自立的活動を支援するものである。

内閣府が定めた新しい公共支援事業実施要領等によれば、3県は、新しい公共支援事業の終了時において同基金に残額があるなどの場合には、これらを国庫に納付することとされている。

(2) 23年度3次補正に計上された復興費用に関する権利義務の復興特会への帰属

復興事業に係る歳入歳出については、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために、復興事業に関する経理を明確にすることを目的として、24年度から新たに設置された東日本大震災復興特別会計(以下「復興特会」という。)において経理することとなっている。そして、23年度3次補正に計上された費用のうち「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)第69条第5項の規定により国会の議決を受けた復興費用に関する権利義務は、特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第15号)附則第3条第1号の規定(以下「特会法改正法の規定」という。)によれば、翌年度以降に繰り越して使用することとされたものを除き復興特会に帰属することとされている。これにより、23年度3次補正に計上された復興費用のうち23年度内に交付された交付金等について、当該交付金等を活用した事業の終了に伴う精算等により生じた額を国庫に納付させる場合、国は復興特会に納付させることとなる。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、23年度3次補正に計上された復興費用のうち23年度内に交付された交付金により設置造成等された社会的企業支援基金及び3県それぞれの新しい公共支援事業基金(以下、これらを合わせて「4基金」という。)に残額が生じた場合に、当該残額を復興特会に適正に納付させているかなどに着眼して、内閣府本府において、財団及び3県に送付した国庫への納付に関する書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、4基金の残額等を国庫へ納付させるに当たり、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

ア 社会的企業支援基金

財団は、25年6月に内閣府に対して、社会的企業支援基金の残額を332,699,489円と報

告した。これを受けて、内閣府は、同年7月に同額を一般会計に納付させることとする納入告知書を送付して、財団は同月に同額を一般会計に納付していた。

イ 新しい公共支援事業基金

3県は、25年11月に内閣府に対して、22年度の設置造成分と23年度3次補正の積増し分から成る新しい公共支援事業基金の残額について、岩手県30,035,203円、宮城県20,078,586円、福島県26,500,229円とそれぞれ報告した。これを受けて、内閣府は、25年12月から26年2月までの間に、23年度3次補正の積増し分を含む残額全額を一般会計に納付させることとする納入告知書を送付して、3県は、25年12月から26年2月までの間に同額を一般会計に納付していた。さらに、福島県は、同基金の解散後に同基金から支援した金額の返納を受けたため、同年4月に1,238,936円を一般会計に納付していた。これらにより、3県から国の一般会計への納付額は計77,852,954円となった。

しかし、4基金は、23年度3次補正に復興費用として計上されて23年度内に交付された交付金によりその全額又は一部が設置造成等されたものであることから、内閣府は、当該交付金に係る4基金の残額等を、特会法改正法の規定に基づき一般会計ではなく復興特会に納付させるべきであった。

したがって、復興特会に納付させるべき4基金の残額等を一般会計に誤って納付させていた事態は、特会法改正法の規定に違反しており、ひいては復興債の償還の適切な管理に支障をきたすおそれなどがあり、アの納付額332,699,489円及びイの納付額計77,852,954円のうち23年度3次補正に係る納付額61,308,848円、計394,008,337円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、内閣府において、23年度3次補正に計上された復興費用のうち23年度内に交付された交付金により設置造成等された4基金の残額等を国庫に納付させるに当たり、特会法改正法の規定についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金等による交付金事業の実施状況を踏まえて、今後、同種の交付金による事業を実施する際には、交付の趣旨に沿うよう地方債の償還等に交付金を充当しない取扱いとすることを明確にしたり、事業実施後の検証に係る取扱い及び消費税に係る取扱いを定めたりすることなどにより、交付金事業が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)内閣本府	(項)地域活性化・生活対策推進費 (項)地域活性化・公共投資推進費 (項)地域活性化・経済危機対策推進費 (項)地域活性化推進費 (項)地域活性化・緊急総合経済対策推進費
部局等	内閣府本府		
交付の根拠	予算補助		

地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金等の概要	緊急的な経済対策のために、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として地方公共団体が作成した実施計画に基づく事業に要した費用に対して交付するもの
交 付 先	県6、市8、町3、村1、計18地方公共団体
地方債の償還等に係る事業費	21億1338万余円(平成20年度～22年度)
上記に対する交付金交付額(1)	8億9148万円
施設等の整備等に係る事業費	33億8550万余円(平成20年度～23年度)
上記のうち休止施設等の整備等に係る交付金相当額(2)	1億9092万円
(1)及び(2)の計	10億8240万円

(以下の内容は、内閣府及び総務省それぞれの検査結果に基づくものとなっているが、本項において総括的に掲記している。)

1 制度の概要

(1) 交付金の概要

国は、平成20年度から25年度までの間に、地方公共団体が「経済危機対策」(平成21年4月「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)等(以下「経済危機対策等」という。)に対応した事業を円滑に実施して、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として、地方公共団体が作成した実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるために、表のとおり、各年度の補正予算により八つの交付金(以下、これらの交付金を「8交付金」という。)を交付している。

表 8 交付金の名称、予算計上年度及び予算額 (単位：千円)

交 付 金 名	予 算 計 上 年 度	予 算 額
地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金(以下、本文において「安心交付金」という。)	平成20年度 一般会計第1次補正予算	26,000,000
地域活性化・生活対策臨時交付金(以下、本文において「生活交付金」という。)	平成20年度 一般会計第2次補正予算	600,000,000
地域活性化・公共投資臨時交付金(以下、本文において「公共交付金」という。)	平成21年度 一般会計第1次補正予算	1,379,000,000
地域活性化・経済危機対策臨時交付金(以下、本文において「経済交付金」という。)	平成21年度 一般会計第1次補正予算	1,000,000,000
地域活性化・きめ細かな臨時交付金(以下、本文において「きめ細かな臨時交付金」という。)	平成21年度 一般会計第2次補正予算	500,000,000
地域活性化交付金(きめ細かな交付金)(以下、本文において「きめ細かな交付金」という。)	平成22年度 一般会計補正予算	250,000,000
地域活性化交付金(住民生活に光をそそぐ交付金)	平成22年度 一般会計補正予算	100,000,000
地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)(以下、本文において「元気交付金」という。)	平成24年度 一般会計第1次補正予算	1,398,000,000
8 交 付 金 の 計		5,253,000,000

8 交付金の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、既存の国の補助事業の対象とはならない地方単独事業又は8 交付金の各制度要綱で定められた国の補助事業となっており、地方単独事業については、各交付金の目的において示されている経済危機対策等の決定がなされた日以降に地方公共団体において予算に計上され、実施されるものなどとなっている。

内閣府は、8 交付金の予算について、地方公共団体から提出を受けた実施計画を審査して、実施計画における交付対象経費の額に基づき配分計画を作成して、これにより交付行政庁となる各省に予算を移し替えている。そして、移替えを受けた各省は、その定めた交付要綱に基づき、地方公共団体が作成した実施計画に掲げる交付対象事業に要する費用に対して交付金を交付することとなっている。なお、実施計画に記載された交付対象事業が地方単独事業や複数の府省が所管する補助事業で構成されている場合は総務省が交付行政庁となることとなっている。

また、内閣府は、8 交付金が創設される都度、地方公共団体に対して各制度要綱の解釈を示した事務連絡等を発して、交付対象事業のうち地方単独事業に関する留意点を周知するなどしている。

(2) 交付金事業における消費税額の仕入税額控除の概要

消費税法(昭和63年法律第108号)等に基づき、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階の取引で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上げ(消費税の課税対象となる資産の譲渡等)に係る消費税額から課税仕入れ(消費税の課税対象となる資産の譲受け等)に係る消費税額を控除(以下「仕入税額控除」という。)する仕組みとなっている。

そして、事業者が地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法の適用を受ける公共法人、公益法人等(以下「地方公営企業等」という。)である場合、消費税の確定申告において、補助金収入など資産の譲渡等の対価以外の収入(以下「特定収入」という。)の額を特定収入とそれ以外の収入の合計額で除した割合(以下「特定収入割合」という。)が100分の5以下の場合、課税仕入れに係る消費税額から特定収入により賄われる課税仕入れに係る消費税額の控除(以下「調整」という。)を行う必要がないことから、この場合に、事業者は特定収入に係る課税仕入れの消費税額を実質的に負担していないことになる。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、8 交付金は地方単独事業にも充当できることから、交付対象事業の内容は多岐にわたっており、その予算額は計5兆2530億円と多額に上っている。そして、8 交付金と同種の交付金として、平成26年度一般会計補正予算に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る予算(予算額4200億円)が計上されており、内閣府及び総務省が交付行政庁となっている。

そこで、本院は、経済性、有効性等の観点から、交付金事業は経済危機対策等に対応した交付金の交付の趣旨に沿って実施されているか、8 交付金により整備又は改修された施設等

は有効に活用されているか、交付金事業における消費税の取扱いは適切に行われているかなどに着眼して、20年度から25年度までの間に交付された8交付金に係る3,120事業(事業費計4853億8428万余円、交付金交付額計3919億2992万余円)を対象として、内閣府本府、総務本省、19府県及び286市町村において、実施計画等の書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、1県及び88市町村から調書の提出を受けるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 経済危機対策等に対応して実施されたものではない事業に交付金を充当していた事態

8交付金が充当された交付金事業の実施状況等についてみたところ、2県1市1町は、生活交付金、経済交付金又は公共交付金を交付対象年度となる当該地方公共団体の予算に計上された地方債の償還や過年度の債務負担行為に基づき締結した契約の契約代金の支払に交付金を充当していた(事業費計21億1338万余円、交付金交付額計8億9148万余円)。

しかし、上記の償還に交付金が充当された地方債の対象となった事業や過年度の債務負担行為の対象となった事業は、各交付金の制度要綱に記載された経済危機対策等に対応して実施されたものではないことから、これらに係る地方債の償還や契約代金の支払に交付金を充当することは交付金の交付の趣旨に沿ったものとなっていなかった。

(注1) 2県1市1町 山口、宮崎両県、牧之原市、榛原郡吉田町

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

山口県は、平成21年度に、総務省から公共交付金の交付を受けて、漁業取締船建造事業を事業費449,500,000円(交付金交付額同額)で実施していた。同事業に関し、同県は、公共交付金の目的で示されている「経済危機対策」(平成21年4月「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)の策定されるより前の平成20年度一般会計補正予算に、20、21両年度の債務負担行為として本件漁業取締船建造費638,862千円を計上して、20年9月に漁業取締船建造工事の請負契約を締結し、このうちの21年度の支払分に交付金447,400,000円を充当していた。

(2) 整備又は改修された施設等が短期間で休止等していた事態

8交付金を充当して整備又は改修された施設や設備の利用状況についてみたところ、4県7市2町1村は、27年5月末現在で、生活交付金で整備した設備を事業実施後全く利用していなかったり、生活交付金、経済交付金、きめ細かな臨時交付金又はきめ細かな交付金で整備又は改修した施設等の一部を事業実施後9か月から5年1か月までの短期間で休止していたりなどしていた。

したがって、これらの施設等(事業費計33億8550万余円、交付金相当額計1億9092万余円)は、交付金により実施された事業の効果が十分発現していなかった。

(注2) 4県7市2町1村 岐阜、滋賀、福岡、鹿児島各県、大野、下関、下松、山陽小野田、宇和島、大牟田、糸島各市、吾妻郡東吾妻、利根郡みなかみ両町、宇陀郡曾爾村

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

滋賀県は、平成21年度に、総務省から生活交付金の交付を受けて、県有施設緊急整備(奥びわスポーツの森)事業を事業費6,844,950円(交付金交付額同額)で実施していた。同事業は、同県が、公共施設の防災対策・長寿命化を図る施策の一環として、奥びわスポーツの森のプールに設置されているろ過設備の改修工事を実施したものである。しかし、当該プールは、21年12月に同県が公表した「公の施設見直し計画」において見直し対象施設となったことなどから、23年8月でプールの運営を休止していた。

(3) 仕入税額控除した消費税額に係る交付金が交付されたままとなっていた事態

総務省から8交付金が交付された地方公共団体が一般会計から公営企業会計等の特別会計へ繰り出すなどして実施した事業についてみたところ、七つの交付金(注3)の115事業(事業費計206億5405万余円、交付金交付額計192億3315万余円)において、地方公営企業等は、特定収入割合が100分の5以下となっており、事業実施年度の消費税の確定申告において、調整を行わない課税仕入れに係る消費税額により仕入税額控除していた。

しかし、総務省が定めた交付要綱には、仕入税額控除した消費税額のうち交付金により賄われる課税仕入れに係る消費税額が確定した場合、その額に係る交付金を返還することなどの規定が定められていなかったため、地方公共団体が実質的に負担していない仕入税額控除した消費税額に係る交付金相当額計1億0420万余円が地方公共団体に交付されたままとなっていた。

(注3) 七つの交付金 安心交付金、生活交付金、公共交付金、経済交付金、きめ細かな臨時交付金、きめ細かな交付金、元気交付金

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

浜松市は、平成21年度に、総務省から公共交付金の交付を受けて、同市の一般会計から浜松市水道事業会計に対する繰出しに交付金44,000,000円を充当して、同事業会計において老朽化した配水管の更新工事を実施していた。そして、同事業会計の21年度の消費税の申告において、特定収入割合が100分の5以下となったことから、同事業会計は調整を行わずに仕入税額控除しており、その結果、仕入税額控除した消費税額に係る交付金相当額2,095,238円は同市に交付されたままとなっていた。

このように、経済危機対策等に対応して実施されたものではない事業に交付金を充当していたり、交付金により実施した施設等の整備又は改修事業の効果が十分発現していなかったり、仕入税額控除した消費税額に係る交付金が地方公共団体に交付されたままとなっていたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 内閣府において、地方単独事業の交付対象事業について、地方債の償還及び経済危機対策等の決定以前の債務負担行為に基づく事業に交付金を充当しない取扱いとすることを事務連絡等において明確に示していなかったこと

イ 内閣府において、地方公共団体が実施計画を作成する際に、長期的に事業効果の期待される施設等を交付対象事業として選定するよう、事業実施後に事業効果を検証する仕組みが各制度要綱に定められていなかったこと

ウ 総務省において、交付金により実施した事業における消費税に係る取扱いを交付要綱に定めていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、内閣府及び総務省は、今後、8交付金と同種の交付金による事業を実施する際には、同様の事態が生ずることのないよう27年8月に関係部局に通知を発するとともに、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金について、次のような処置を講じた。

ア 内閣府は、27年8月に、交付金の交付の趣旨に沿わない地方債の償還及び経済危機対策等の決定以前の債務負担行為に基づく事業に交付金を充当しない取扱いとすることを明確にした事務連絡を発して地方公共団体へ周知徹底した。

イ 内閣府は、27年2月に、地方公共団体が実施計画を作成する際に、長期的に事業効果の期待される施設等を交付対象事業として選定するよう、地方公共団体に対して事業実施後の効果の検証方法等について記載させ、事業実施後に効果を検証して内閣府に報告させる仕組みを制度要綱等に定めるなどした。

ウ 内閣府及び総務省は、27年8月に、交付要綱の一部改正を行い、消費税に係る取扱いを交付要綱に定めるとともに、事務連絡を発して地方公共団体へ周知徹底した。

(警 察 庁)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

APR 形移動通信制御装置等に取り付ける基板の調達に当たり、管区警察局等において基板の保有状況を把握するなどして情報を共有し、管区内又は他の管区警察局等との間で基板の管理換を行うことなどにより、適切な調達数を決定するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)警察庁 (項)警察活動基盤整備費
部 局 等	1 管区警察局、5 情報通信部
APR 形移動通信制御装置等に取り付ける基板の概要	APR 形移動通信制御装置等を専用回線で結ぶために必要な機能を配した電子部品であり、更新工事等に際して一時的に取り付けるもの
APR 形移動通信制御装置等に取り付ける基板の調達数及び調達額	57 枚 1519 万余円(平成 25、26 両年度)
上記のうち管理換を行うことなどにより節減できた基板の調達数及び調達額	56 枚 1471 万円

1 APR 形移動通信制御装置等に取り付ける基板の概要

警察庁は、都道府県警察本部(以下「警察本部」という。)を中心に警察署、パトカー、白バイ等(注1)の間で通信を行うことができる APR 形警察移動通信システムを全国に設置し、運用しており、これらの通信を確保するために警察本部と警察庁が設置する無線中継所等(注2)との間を結ぶ無線多重回線網を構築している。そして、この無線多重回線網に係るアンテナ設備や多重無線設備の保守等の維持管理は、警察庁の地方機関である東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部(4 方面情報通信部を含む。)及び7 管区警察局に置かれた 45 情報通信部(以下、これらをそれぞれ「情報通信部」という。)が行っている。

情報通信部は、アンテナ設備や多重無線設備の更新工事を実施する際、一時的にこれらの設備が取り外されて無線多重回線が途絶することから、途絶区間を有線の事業者回線(以下「専用回線」という。)で結ぶために、警察本部等に設置された APR 形移動通信制御装置や無線中継所に設置された APR 形基地局制御装置(以下、これらを合わせて「APR 形制御装置」という。)に専用回線用の基板(以下「基板」という。)を取り付けている。また、国内で行われる国際会議等において大規模警備等を行う際にも、臨時に設置した無線中継所と警察本部とを一時的に専用回線で結ぶために、APR 形制御装置に基板を取り付けている。

そして、基板には、伝送容量等の違いに応じて六つの規格があり、更新工事等のために一時的に使用された基板は、更新工事等の終了後に APR 形制御装置から取り外されて、情報通信部等において保有され、新たに更新工事等が実施される際に、再び APR 形制御装置に取り付けて活用することが可能となっている。

警察庁は、1管区警察局及び5情報通信部^(注3)において、2社と契約を締結し、平成25、26両年度に、基板を含む通信機器等を、25年度に計1519万余円（うち基板計47枚、調達額計1226万余円）、26年度に計433万余円（同計10枚、同計292万余円）、合計1953万余円（同計57枚、同計1519万余円）で調達している。

(注1) APR Advanced Police Radio の略称

(注2) 無線多重回線 1本の伝送路で複数の音声及びデータを同時に送受信することができる無線回線

(注3) 1管区警察局及び5情報通信部 関東管区警察局、東京都警察情報通信部、佐賀、長崎、大分、沖縄各県情報通信部

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、警察庁における基板の調達数は適切か、更新工事等の終了後に取り外されて情報通信部等が保有している基板は有効に活用されているかなどに着眼して、上記の調達契約(基板計57枚、調達額計1519万余円)を対象として、1管区警察局及び2情報通信部^(注4)において、本件契約の契約書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、全国の情報通信部等における基板の調達、使用、保有状況等について警察庁に対して調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(注4) 1管区警察局及び2情報通信部 九州管区警察局、東京都警察情報通信部、沖縄県情報通信部

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

情報通信部等は、全国の情報通信部において更新工事等の際に活用可能となる基板を、25年4月1日現在で、計167枚保有しており、これらの基板は管理換により他の情報通信部も活用できるものとなっていた。これらの167枚の基板の更新工事等における使用実績は、25年度に計39枚、26年度に計16枚となっていた。また、これらの基板は、1か月から9か月にわたる更新工事等の期間中に使用された後、いずれも取り外されて再び活用できる状態で情報通信部等において保有されていた。

これに対して、前記のとおり、1管区警察局及び5情報通信部は、25、26両年度に計57枚の基板を新規に調達していたが、全国における規格ごとの活用可能な基板数の状況等をみると、表のとおり、保有していた基板(25年4月1日現在)を全て使用していた一つの規格(規格4)を除く五つの規格の基板については、25、26両年度に調達を行わなかったとしても相当数の基板を両年度にわたり常に保有していた。

表 平成 25、26 両年度における基板の調達数と活用が可能であった基板数との比較等 (単位：枚)

基板の規格	調 達 数			保有している基板数(25年4月1日現在) (a)	25、26両年度の月当たり最大使用枚数 (b)	左の最大使用枚数となっていた時点において活用可能な基板数 (c) = (a) - (b)
	平成 25 年度	26 年度	計			
規格 1	14	2	16	47	14	33
規格 2	3	1	4	19	1	18
規格 3	0	2	2	13	2	11
規格 4	1	0	1	2	2	0
規格 5	23	4	27	64	12	52
規格 6	6	1	7	22	4	18
計	47	10	57	167	35	132

しかし、警察庁は、基板の調達に当たり、情報通信部等が保有する基板を活用することに関して、管区警察局及び情報通信部に対して特段の指示を行っておらず、また、情報通信部に対して各基板の保有枚数を定期的に管区警察局等に報告等させて基板の保有状況に関する情報を管区警察局等の間において共有することとしていなかった。

このため、前記の1管区警察局及び5情報通信部のうち1管区警察局及び4情報通信部^(注5)は、他の情報通信部等における基板の保有状況を照会することなく基板を調達していた。また、沖縄県情報通信部は、管区内の情報通信部から管理換を受けていたが、他の管区警察局等からは管理換を受けることなく不足する基板を調達していた。なお、4情報通信部^(注6)においては、他の情報通信部等に照会を行い、基板の管理換を受けて、これにより更新工事を実施していた。

(注5) 1管区警察局及び4情報通信部 関東管区警察局、東京都警察情報通信部、佐賀、長崎、大分各県情報通信部

(注6) 4情報通信部 京都府情報通信部、埼玉、香川、高知各県情報通信部

このように、全国の管区警察局及び情報通信部において、使用実績に比して相当数の基板を保有していながら、それらを活用することなく、毎年新規に調達していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた基板の調達数及び調達額)

25年度当初に保有していた活用可能な基板を管理換して活用することなどにより、25、26両年度に調達した基板計57枚、調達額計1519万余円は、活用可能な基板を全て使用していた一つの規格の基板1枚を除き新規に調達する必要はなく、基板計56枚、調達額計1471万余円を節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、管区警察局及び情報通信部において基板の調達に当たり、他の情報通信部等が保有する基板の活用を図ることの重要性に対する認識が欠けていたことにもよるが、警察庁において全国の情報通信部等が保有している基板の活用を図るための取扱いを定めて、これを周知していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、警察庁は、更新工事等の際に情報通信部において基

板を保有していない場合は、他の情報通信部等が保有する活用可能な基板の管理換により対応することとし、27年9月に全国の管区警察局及び情報通信部に対して通達を発して、管区警察局等は管区内の基板の保有状況を把握して、管区内で基板の管理換を行うとともに、管区内で基板が不足する場合には、他の管区警察局等と調整して基板の管理換を行うことなどにより、適切な調達数を決定することとする処置を講じた。

第2 総 務 省

不 当 事 項

役 務

- (2) 教育分野における最先端 ICT 利活用に関する調査研究の委託契約において、委託先が実際に負担した額に基づかない時間単価を適用して人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)情報通信技術高度利活用推進費
部 局 等	総務本省
契 約 名	平成 25 年度教育分野における最先端 ICT 利活用に関する調査研究
契 約 の 概 要	最先端の ICT を活用した教育向けシステム等の試作、試作したシステム等の検証等を実施するもの
契 約 の 相 手 方	一般社団法人日本教育工学振興会(平成 26 年 4 月 1 日以降は一般社団法人日本教育情報化振興会)
契 約	平成 25 年 11 月 随意契約
支 払	平成 26 年 4 月
支 払 額	137,767,344 円(平成 25 年度)
過大となっていた支払額	3,110,345 円(平成 25 年度)

1 委託契約の概要等

総務本省(以下「本省」という。)は、平成 25 年度に、教育分野における ICT(Information and Communication Technology)の利活用を推進するための技術的要件を整理することを目的として、教育分野における最先端 ICT 利活用に関する調査研究に係る業務(以下「委託業務」という。)を、一般社団法人日本教育工学振興会(平成 26 年 4 月 1 日以降は一般社団法人日本教育情報化振興会。以下「振興会」という。)に委託して実施し、委託費 137,767,344 円を支払っている。

委託契約書によれば、本省は、委託業務が終了して振興会から実績報告書等の提出を受け、その内容が契約の内容に適合するものかどうかなどについて審査して、適切であると認めるときは、委託契約書で定めた委託費の限度額と、実績報告書に記載された委託業務の実施に要した経費とのいずれか低い額を委託費の額として確定し、振興会へ支払うこととされている。

また、委託業務の経理処理について本省が 25 年 9 月に定めた「平成 25 年度教育分野における最先端 ICT 利活用に関する調査研究委託契約経理処理解説」によれば、人件費は、委託業務に直接従事する者(以下「従事者」という。)の給与、諸手当等とされていて、原則として、従事した月ごとに、1 時間当たりの人件費単価(以下「時間単価」という。)に委託業務に直接従事した時間を乗じて算定することとされている。時間単価には、①従事者の雇用契約書等で定められた給与等に基づき算定される時間単価(以下「実績単価」という。)と、②従事

者が事業主から受け取る給与等の報酬の月額により区分される健康保険の標準報酬月額等の等級区分に基づき本省が定める時間単価(以下「健保等級単価」という。)とがあり、従事者の所得の状況等によりいずれかを適用することとされている。そして、従事者が委託先の法人を事業主とする健康保険に加入していない出向者であるなどの場合は、原則として実績単価を適用することとされている。また、いずれの時間単価を適用した場合も、委託先の法人が実際に負担した給与等の合計額を上回らないこととされている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、委託業務の実施に要した経費は適正に算定されているかなどに着眼して、本件契約を対象として、本省及び振興会において、委託契約書、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、振興会は、従事者2名の時間単価として健保等級単価を適用しており、それぞれ2,450円、5,480円(いずれの従事者も従事した全ての月について同額)の時間単価に委託業務に直接従事した時間を乗じて、人件費として負担した額を計3,985,600円と算定していた。

しかし、これらの従事者は、いずれも振興会を事業主とする健康保険に加入していない出向者等であり、従事者の給与等に係る振興会の負担額が一部のみであることなどから、健保等級単価を適用したのは誤りであって、実績単価を適用すべき者であった。そして、これらの従事者が従事した月ごとの時間に応じて振興会が実際に負担した給与等の額に基づき算定すると、従事した月ごとの時間単価は、それぞれ2,450円が1,836円又は1,932円、5,480円が579円又は610円となり、振興会が実際に負担した給与等は前記の人件費を大幅に下回ることになる。

したがって、実績単価に基づき人件費を算定するなどして適正な委託費の額を算定すると134,656,999円となり、前記の委託費支払額137,767,344円との差額3,110,345円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、振興会において委託業務に係る適正な人件費の算定についての理解が十分でなかったこと、本省において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

(3) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの (11)

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省	(項)地域活性化・経済危機対策推進費 (項)地域活性化・公共投資推進費 (項)ユビキタスネットワーク整備費 (項)地域経済活性化・雇用創出推進費 (項)情報通信技術高度利活用推進費 (項)情報通信技術利用環境整備費
---------	---------------	--

部 局 等	総務本省、5 県
交付の根拠	予算補助
交付金事業者 (事業主体)	都、県1、市4、町2、会社1、計9 交付金事業者
交付金事業	地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、地域活性化・公共投資臨時交付金事業等
事業費の合計	2,229,218,292 円
上記に対する交付金交付額の合計	1,916,312,650 円
不当と認める交付対象事業費の合計	1,359,686,441 円
不当と認める交付金相当額の合計	1,353,716,488 円

1 補助金等の概要

総務省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、補助対象経費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、総務本省、24 都府県、474 市区町村(一部事務組合を含む。)、4 連携主体(複数の市町村等で構成される事業主体)、3 特定非営利活動法人及び23 会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、2 都県、6 市町、1 会社、計9 事業主体が地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金等を受けて実施した事業において、補助の対象とならなかったり、補助金等が過大に交付されていたりなどして、これらに係る国庫補助金1,353,716,488 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金が交付の対象とならない事業に交付されていたもののもの 3 件 不当と認める国庫補助金 93,470,668 円

地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金制度要綱(平成21年府地活第11号、総行政第185号等。以下「制度要綱」という。)等に基づき、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じた地域活性化等に資する事業として経済危機対策等を行うために、地方公共団体が作成した地域活性化・経済危機対策実施計画(以下「実施計画」という。)に基づき実施する事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費に対して、国が交付するものである。

制度要綱によれば、同交付金の交付対象事業は、実施計画を作成する地方公共団体が地域活性化等に資する事業の実施に要する費用を負担する国庫補助事業又は地方単独事業とされており、このうち

国庫補助事業については、制度要綱の別表に定められた補助事業が交付対象となるものであり、当該補助事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に交付金を充当することができるかとされている。

本院が19都府県及び301市区町村において会計実地検査を行ったところ、1県及び2市の3事業主体において、交付の対象とならない事業を交付対象事業に含めていたり、返還された交付金相当額が事業主体に滞留していたりしたため、交付金が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において本件交付金事業の適正な実施についての理解が十分でなかったこと、総務本省及び2県において本件交付金事業の審査及び事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に對する 交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要	
(3)	総務本省	山口県	地域活性化・経済危機対策臨時交付金	21、22	千円 8,192	千円 8,192	千円 8,192	千円 8,192	補助の対象外

この交付金事業は、山口県が、新型インフルエンザ患者に対応する入院医療機関及び外来医療機関での院内感染防止対策を進めるために、医療機関等に対して診療環境の整備に係る経費を助成したものである。

そして、同県は、実績報告書等において、本件交付金の交付対象事業は地方単独事業であるとしていた。

しかし、本件交付金事業は、実際には地方単独事業ではなく、国庫補助事業として実施したものであり、当該国庫補助事業は、交付対象として制度要綱の別表に定められた補助事業ではなかった。

したがって、本件交付金事業は、交付金の交付対象とは認められず、これに係る交付金8,192,000円が不当と認められる。

(4)	山口県	宇部市	地域活性化・経済危機対策臨時交付金	21、22	37,919	37,878	15,789	15,749	補助の対象外
-----	-----	-----	-------------------	-------	--------	--------	--------	--------	--------

この交付金事業は、宇部市が、地震等による倒壊の危険性等を抑止するために、老朽化した高齢者福祉施設の解体撤去を行ったものである。

そして、同市は、実施計画に基づき同施設の解体撤去を37,919,150円で実施したとする実績報告書を山口県に提出して額の確定を受けていた。

しかし、実際には、同市は、高齢者福祉施設の解体撤去工事のほか、実施計画に含まれていない解体撤去後の敷地の整地工事を実施して、これに係る工事費を実績報告の額に含めていた。

したがって、整地工事は実施計画に基づき実施されたものではないことから、交付金の交付対象とは認められず、これに係る交付金相当額15,749,400円が不当と認められる。

(5)	愛媛県	松山市	地域活性化・経済危機対策臨時交付金	21	99,328	99,328	69,529	69,529	過大交付
-----	-----	-----	-------------------	----	--------	--------	--------	--------	------

この交付金事業は、松山市が、同市の条例に定める企業立地促進奨励金事業として、企業の立地促進を図るために、立地用資産を取得し事業所の操業を開始するなどした企業に対して奨励金の交付を行ったものである。

部 局 等	交付金事業 者 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
								そして、同市は、生産設備を整備し、平成20年4月に同市内に工場の操業を開始した会社に対し、企業立地促進奨励金事業として21年度から23年度までの間に計239,304,000円の奨励金を交付し、このうち21年度の奨励金99,328,000円全額について交付金を充当していた。
								しかし、上記の会社の工場の操業停止に伴い、同市は、交付した奨励金のうち167,512,000円について、26年6月に上記の会社から返還を受けており、返還された奨励金に係る交付金相当額が、同市に滞留していた。
								したがって、企業立地促進奨励金事業に要した費用は、奨励金の総額239,304,000円から返還を受けた167,512,000円を差し引いた71,792,000円となり、これに係る交付金相当額は29,798,732円となることから、交付金交付額99,328,000円との差額69,529,268円が過大に交付されていて、不当と認められる。
(3)-(5)の計				145,439	145,398	93,511	93,470	

(2) 地域活性化・公共投資臨時交付金が交付の対象とならない事業に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,222,072,000円

地域活性化・公共投資臨時交付金は、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として、地域活性化・公共投資臨時交付金制度要綱(平成22年府地活第4号、総行応第30号等。以下「制度要綱」という。)等に基づき、公共事業及び施設費の追加に伴う地方負担の軽減を図り、国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、地方公共団体が作成した地域活性化・公共投資実施計画に基づき実施する事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費に対して、国が交付するものである。そして、制度要綱によれば、交付金の交付対象は、地方単独事業については「建設地方債の発行対象経費であるもの」などとされている。

本院が19都府県及び301市区町村において会計実地検査を行ったところ、東京都において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	交付金事業 者 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(6) 総務本省	東京都	地域活性化・公共投資臨時交付金	21、22	1,222,072	1,222,072	1,222,072	1,222,072	補助の対象外

この交付金事業は、東京都が、都の単独事業である市町村公立病院整備事業費償還補助事業(以下「償還補助事業」という。)として、市町村等が病院施設等の整備に伴い起債した過年度の地方債の償還に対して助成を行ったものである。

そして、東京都は、本件交付金事業として、償還補助事業を実施したとする実績報告書を総務本省に提出して額の確定を受けていた。

しかし、地方債の償還に対する助成に要する経費は、制度要綱で交付金の交付対象とされている「建設地方債の発行対象経費であるもの」に該当しないものであった。

したがって、償還補助事業は交付対象とは認められず、これに係る交付金1,222,072,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東京都において本件交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、総務本省において本件交付金事業の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 地域情報通信基盤整備推進交付金等の交付対象事業費の積算を誤ったため、事業費が過大となっていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 6,353,583円

地域情報通信基盤整備推進交付金は、地域の知恵と工夫をいかしつつ効果的かつ効率的な情報通信基盤整備を促進し、もって地域の情報格差を是正する事業を実施する市町村等に対して、事業の実施に要する経費の一部について、国が交付するものである。そして、その交付対象経費は、光ファイバケーブル等の線路設備及びセンター施設等の施設・設備の設置に要する経費とされている。

また、地域活性化・公共投資臨時交付金は、地域活性化・公共投資臨時交付金制度要綱(平成22年府地活第4号、総行応第30号等)等に基づき、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として、公共事業及び施設費の追加に伴う地方負担の軽減を図り、国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、地方公共団体が作成した地域活性化・公共投資実施計画に基づき実施する事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に対して国が交付するものである。そして、地域活性化・公共投資臨時交付金の交付対象事業は、地域活性化・公共投資実施計画を作成する地方公共団体が地域活性化等に資する事業の実施に要する費用の一部を負担する国庫補助事業又は地方単独事業とされており、地域情報通信基盤整備推進交付金の交付を受けて実施される事業は、地域活性化・公共投資臨時交付金の交付対象にすることができることとなっている。

本院が14道県管内の89市町村及び2連携主体において会計実地検査を行ったところ、1町において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に對する 交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(7) 総務本省、 青森県	西津軽郡 深浦町	地域情報通 信基盤整備 推進交付 金、地域活 性化・公共 投資臨時交 付金	21、22	288,844	288,844	6,354	6,353	積算過大

これらの交付金事業は、深浦町が、同町内の全域に高速ブロードバンド環境を整備するために、光ファイバケーブル等の架空配線の敷設等を実施したものである。

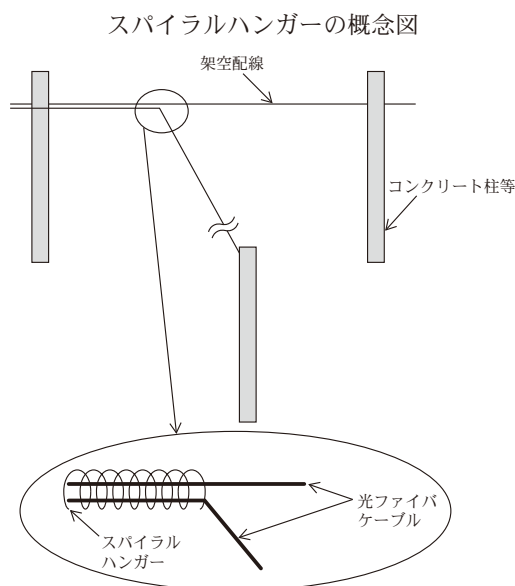
そして、同町は、上記の敷設に当たり、複数の光ファイバケーブルを一束化するなどのために、1本当たり1.5mのスパイラルハンガー(参考図参照)を996本使用し、これに単価5,800円を乗じて、スパイラルハンガーの材料費を5,776,800円と積算していた。

しかし、上記の単価5,800円は1本当たり80mのスパイラルハンガーの単価であり、1本当たり1.5mのスパイラルハンガーの単価は820円であった。

したがって、適正な単価に基づいてスパイラルハンガーの材料費を算出するなどして、地域情報通信基盤整備推進交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金の適正な交付対象事業費を算定すると282,490,417円となり、本件交付対象事業費288,844,500円はこれに比べて6,354,083円過大となっていて、これに係る交付金相当額計6,353,583円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、青森県及び総務本省において本件交付金事業の審査及び確認並びに同町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



(4) 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)で行った河川整備事業において護床ブロック工の施工が設計と相違していたなどのもの

2件 不当と認める国庫補助金 10,641,237円

地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)は、「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)制度要綱」(平成25年府地活第125号、総行応第50号等)に基づき、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的として、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月閣議決定)の迅速かつ円滑な実施ができるよう、地方公共団体が作成した「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)実施計画」に基づき実施する事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費に対して、国が交付するものである。

本院が19都府県及び302市区町村において会計実地検査を行ったところ、2市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対する 交付金 交付額	不当と認める 交付対象事業 費	不当と認める 交付金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(8)	岐阜県郡上市	地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)	25	29,526	19,586	4,146	2,750	過大交付

(156ページの文部科学省の項「学校施設環境改善交付金等が過大に交付されていたもの」に掲記)

(9)	広島県廿日市市	地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)	25	24,094	24,000	7,917	7,891	施工不良
-----	---------	-------------------------------	----	--------	--------	-------	-------	------

この交付金事業は、廿日市市が、河川整備事業の一環として、普通河川河野原川の河川断面を確保して災害に強い施設を整備するために、護床ブロック工、ブロック積護岸工等を実施したものである。

上記工事のうち護床ブロック工は、流水による河床の洗掘を防止するために、河床に20個の護床ブ

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	

ロックを設置するものであり、同市は、流水による護床ブロックの移動に対し安定を図るために、各護床ブロックを鉄筋等で連結することにより一体化して河床に設置することとして設計し、これを設計図書に明示していた。

しかし、現地において護床ブロック工の施工状況を確認したところ、各護床ブロックは鉄筋等により連結されておらず、一体化されないまま、それぞれ河床に設置された状態となっていた。

したがって、本件護床ブロック工は、施工が設計と相違していて、流水による護床ブロックの移動により河床が洗掘され護岸等の安定が損なわれるおそれがある状態となっており、護床ブロック工、ブロック積護岸工等(工事費相当額7,917,000円)は工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額7,891,237円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人が、設計図書等についての理解が十分でないまま施工していたのに、これに対する同市の監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(8)(9)の計				53,620	43,586	12,063	10,641	
----------	--	--	--	--------	--------	--------	--------	--

(5) 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金により整備した ICT 関連システムの一部が利用されておらず、補助の目的を達していなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 18,925,000円

情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金は、地域の知恵と工夫をいかし、地域の人材を活用しながら、情報通信技術(以下「ICT」という。)を導入して活用することにより、地域雇用の創出とともに、地場産業の活性化を図るなどのための事業を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費について、国が交付するものである。そして、その交付対象経費は、プログラム開発等役務費、ソフトウェア購入費等の ICT 関連システムの設計・構築に要する経費等とされている。

本院が5市、1村、2第三セクター、2一般財団法人及び4特定非営利活動法人において会計実地検査を行ったところ、1第三セクターにおいて次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(10) 総務本省	山口ケーブルビジョン株式会社	情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金	22	64,997	64,997	18,925	18,925	目的不達成

この交付金事業は、上記の事業主体が、地域コミュニティ強化による地場産業の活性化を図ることを目的として、山口市内の動画等を共有できるようにするための地域映像コンテンツ共有システムや、リアルタイムで映像を閲覧しながら特産物等を購入できるようにするための撮影システム等の整備等を行ったものである。

事業主体は、本件交付金事業とは別に、高齢者が遠隔地の家族等とコミュニケーションをとることなどを目的として、各家庭のテレビでテレビ電話を利用するための専用端末(以下「テレビ電話端末」という。)を高齢者世帯に設置し、無償で貸与するサービス(以下「サービス」という。)を単独事業として既に実施していた。そして、事業主体は、上記の地域映像コンテンツ共有システムをテレビ電話端末や

パソコン等へ、また、上記の撮影システムをテレビ電話端末へそれぞれ接続し、利用することとしていた。

しかし、事業主体は、テレビ電話端末の操作が高齢者には難しいことなどからサービスを継続するには課題があるとして、サービスを平成23年3月31日に終了することを本件交付金事業が完了する以前の同年2月15日に決定していた。そして、サービスが終了したことにより、地域映像コンテンツ共有システムのうちのテレビ電話端末への接続に係る機能と撮影システムとが、同年4月1日から利用できない状況となっていた。

したがって、上記地域映像コンテンツ共有システムのうちのテレビ電話端末への接続に係る機能及び撮影システムは、本件交付金事業の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額18,925,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、総務本省において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(6) 情報通信利用環境整備推進交付金事業の交付対象事業費が過大に精算されるなどしていたもの **1件 不当と認める国庫補助金 2,254,000円**

情報通信利用環境整備推進交付金は、公共分野における利活用を前提とした超高速ブロードバンド基盤の整備を促進することを目的として、地理的な制約から民間事業者の投資による超高速ブロードバンド基盤の整備が困難な市町村等に対して、事業の実施に要する経費の一部について、国が交付するものである。そして、その交付対象経費は、光ファイバケーブル(以下「光ケーブル」という。)等の線路設備及び局舎施設等の施設・設備の設置に要する経費とされている。

本院が1市及び4町において会計実地検査を行ったところ、1町において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(11) 総務本省	高知県安芸 郡 東洋町	情報通信利 用環境整備 推進交付金	23、24	454,245	151,415	6,761	2,254	精算過 大、補助 の対象外

この交付金事業は、東洋町が、同町内の全域に超高速ブロードバンド環境を整備するために、光ケーブル等の敷設、光ケーブル同士を接続処理するための設備である光成端架の設置等を同町の単独事業である地上デジタルテレビ放送等の再送信設備の整備と併せて行ったものである。

そして、同町は、上記光成端架の整備費の全額を交付対象事業費として実績報告を行っていた。また、同町は、光成端架内の放送専用の光ケーブル(以下「放送ケーブル」という。)の整備費を交付対象事業費に含めていた。

しかし、光成端架は、交付対象設備である光ケーブルと交付対象設備とはならない単独事業の光ケーブルとで共用されていたことから、交付対象事業費とする光成端架の整備費については、交付金事業と単独事業のそれぞれで使用する光ケーブルの心数等の割合により案分して算定する必要があった。さらに、放送ケーブルの整備費は単独事業に係る経費であり、交付対象事業費に含めることが認められない経費であった。

したがって、上記光成端架の整備費を事業別にそれぞれで使用する光ケーブルの心数等の割合により案分したり、放送ケーブルの整備費を除いたりするなどして、適正な交付対象事業費を算定すると

447,483,860 円となり、本件交付対象事業費 454,245,000 円との差額 6,761,140 円が過大に精算されるなどして、これに係る交付金相当額 2,254,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、総務本省において本件交付金事業の審査及び確認並びに同町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 地域力の創造等に関するモデル事業の実施に係る契約において、実施団体に対する支払額が支払上限額を下回った場合にはその差額を精算するなど支払業務の在り方を見直すよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)地域振興費
部 局 等	総務本省
契 約 名	平成 24 年度地域力創造のための起業者定住促進モデル事業の運営及び調査分析の請負等 9 件
契 約 の 概 要	地方公共団体等の実施団体による地域力の創造等に関するモデル事業の結果についての調査分析、報告書作成等の業務、実施団体に対する同事業の実施に要した経費の支払の業務等を行うもの
契 約 の 相 手 方	株式会社価値総合研究所、株式会社日本総合研究所、みずほ総合研究所株式会社
確定契約に基づく支払額	4 億 1257 万余円(平成 24、25 両年度)
実施団体に対する支払額と支払上限額との開差額	2550 万円(平成 24、25 両年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

地域力の創造等に関するモデル事業の実施に係る契約について

(平成 27 年 3 月 6 日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 地域力の創造等に関するモデル事業等の概要

貴省は、本格的な地方分権改革の時代を迎え、地方公共団体が時代の動きに即応し、常に新たな政策を企画し、立案して、地域活性化の基本的な要素である人材力の活性化や都市から地方への移住の推進等の重要な課題に積極的に対応していけるようにするために、様々な支援を行っている。その一環として、地域力の創造等に関するノウハウの調査分析を行い、その普及を図ることを目的として、毎年度、地域力の創造等に関するモデル事業(以下「モデル事業」という。)を実施する地方公共団体等(以下「実施団体」という。)の取組について支援を行っている。

そして、支援の対象とする実施団体を公募により選定しており、その募集要項において、貴省が負担するモデル事業の実施に要する経費の1実施団体当たりの上限額を示すとともに、モデル事業の実施に要した経費の支払を精算払により行うこととしている。

一方、モデル事業の結果についての調査分析、報告書作成等の業務、モデル事業の実施に要した経費を実施団体に支払う業務(以下「支払業務」という。)等については、平成24、25両年度に、一般競争契約により、「平成24年度地域力創造のための起業者定住促進モデル事業の運営及び調査分析の請負」等の9件の契約(以下「9契約」という。)を、株式会社価値総合研究所、株式会社日本総合研究所及びみずほ総合研究所株式会社(以下、これらの会社を「請負業者」という。)と締結して請け負わせている。そして、9契約の仕様書によれば、支払業務については、モデル事業の実施に要する経費の上限額(以下「支払上限額」という。)が示され、適正と認められる経費を対象とし、実施団体からの請求に応じて請負業者が支払うこととされている。9契約に係る契約金額、支払上限額等は、表1のとおりであり、契約金額及び支払上限額の合計は、それぞれ4億1257万余円、3億4300万円である。

表1 9契約に係る契約金額等 (単位：千円)

契約番号	契約名	契約期間	請負業者名	契約金額	支払上限額
①	平成24年度地域力創造のための起業者定住促進モデル事業の運営及び調査分析の請負	平成24年6月1日 ～ 25年3月29日	株式会社価値総合研究所	50,925	40,000
②	平成24年度「域学連携」地域づくり人育成支援事業の請負	24年9月25日 ～ 25年3月27日	同上	8,400	5,000
③	「域学連携」地域活力創出モデル実証事業の運営及び調査分析の請負	25年7月5日 ～ 26年3月27日	同上	210,000	200,000
④	平成25年度地域力創造のための起業者定住促進モデル事業の運営及び調査分析の請負	25年7月24日 ～ 26年3月28日	同上	42,000	32,500
⑤	平成25年度人材力活性化に関する調査研究事業の請負	25年7月30日 ～ 26年3月26日	同上	11,550	5,000
⑥	「域学連携」実践拠点形成モデル実証事業の運営及び調査分析の請負	25年10月7日 ～ 26年3月27日	同上	18,900	15,000
⑦	公民連携・既存ストック有効活用による地域活性化に関する調査研究事業の請負	25年8月27日 ～ 26年3月14日	株式会社日本総合研究所	18,900	12,000
⑧	「シニア地域づくり人」に関する調査研究事業の運営及び調査分析の請負	25年11月6日 ～ 26年3月27日	同上	26,704	17,500
⑨	RMO(地域運営組織)による総合生活支援サービスに関する調査研究事業の請負	25年7月18日 ～ 26年3月14日	みずほ総合研究所株式会社	25,200	16,000
9契約計				412,579	343,000

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、モデル事業の実施に係る契約形態はモデル事業の実施状況を踏まえた適切なものとなっているかなどに着眼して、貴省が24、25両年度に締結した前

記の9契約(契約金額計4億1257万余円)を対象として、貴省において契約書、仕様書等の関係書類を確認するなどするとともに、請負業者において実施団体に対する支払の記録等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴省は、前記のとおり、実施団体を公募により選定する際の募集要項において、実施団体に対するモデル事業の実施に要した経費の支払を精算払により行うこととし、また、9契約の仕様書において、支払上限額を示した上で実施団体からの請求に応じて請負業者が支払うこととしていた。一方、貴省は、9契約の契約形態を、いずれも契約が予定どおり履行された場合に契約締結時に確定した契約金額をもって契約の相手方に契約代金を支払う確定契約としていた。

そこで、モデル事業の実施に要した経費として請負業者から実施団体に支払われた額(以下「実施団体に対する支払額」という。)を、9契約の仕様書に記載されている支払上限額と比較したところ、実施団体において当初見込んでいた業務が実際には不要になったり、謝金、資料作成費等が当初の見込みより低額であったりしたことなどにより、表2のとおり、9契約の全てにおいて実施団体に対する支払額が支払上限額を下回っており、9契約で計2550万余円の開差が生じていた。

しかし、貴省は、9契約の全てを確定契約としていて、実施団体に対する支払額が支払上限額を下回っても請負業者との間で精算しないこととしており、9契約の契約締結時に確定した契約金額計4億1257万余円の全額を請負業者に支払っていた。

表2 実施団体に対する支払額と支払上限額との開差額 (単位：千円)

契約番号	契約名	支払上限額(A)	実施団体に対する支払額(B)	開差額(A-B)
①	平成24年度地域力創造のための起業者定住促進モデル事業の運営及び調査分析の請負	40,000	36,916	3,083
②	平成24年度「域学連携」地域づくり人育成支援事業の請負	5,000	4,159	840
③	「域学連携」地域活力創出モデル実証事業の運営及び調査分析の請負	200,000	189,745	10,254
④	平成25年度地域力創造のための起業者定住促進モデル事業の運営及び調査分析の請負	32,500	29,312	3,187
⑤	平成25年度人材力活性化に関する調査研究事業の請負	5,000	3,314	1,685
⑥	「域学連携」実践拠点形成モデル実証事業の運営及び調査分析の請負	15,000	14,915	84
⑦	公民連携・既存ストック有効活用による地域活性化に関する調査研究事業の請負	12,000	11,900	100
⑧	「シニア地域づくり人」に関する調査研究事業の運営及び調査分析の請負	17,500	13,185	4,314
⑨	RMO(地域運営組織)による総合生活支援サービスに関する調査研究事業の請負	16,000	14,049	1,950
9契約計		343,000	317,498	25,501

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

貴省は、地域力創造のための起業者定住促進モデル事業について、平成24年度に「平成24年度地域力創造のための起業者定住促進モデル事業の運営及び調査分析の請負」契約を契約金額50,925,000円で、25年度に「平成25年度地域力創造のための起業者定住促進モデル事業の運営及び調査分析の請負」契約を契約金額42,000,000円で、いずれも株式会社価値総合研究所と締結していた。そして、実施団体として24年度は9市町村が、25年度は7市町が、伝統的食文化の継承とこれに係る流通小売の活性化や地域内における起業を図るために、外部専門家を活用するなどして地域振興事業等のモデル事業を実施していた。貴省は、上記2契約の仕様書において、支払上限額をそれぞれ40,000,000円(9市町村分)、32,500,000円(7市町分)としていた。一方、外部専門家の現地での指導助言に係る時間数が当初の見込みより少なかったことなどにより、同社から実施団体に対する支払額は、24年度計36,916,799円、25年度計29,312,370円となり、支払上限額よりそれぞれ3,083,201円、3,187,630円下回っていた。

(是正改善を必要とする事態)

貴省において、実施団体に対する支払額が支払上限額を下回る場合に、その差額を請負業者との間で精算することとしていない事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、モデル事業の実施に要する経費は、モデル事業の実施状況によって、当初見込んでいる額から変動するおそれがあるにもかかわらず、貴省において、モデル事業の実施に係る契約形態についての検討が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴省においては、今後も引き続き、モデル事業を実施していくことが見込まれる。

については、貴省において、モデル事業の実施に係る契約形態をモデル事業の実施状況を踏まえたものとするために、実施団体に対する支払額が支払上限額を下回った場合にはその差額を精算するなど支払業務の在り方を見直すよう、是正改善の処置を求める。

- (2) 震災復興特別交付税の額の算定について、震災復興特別交付税の精算等が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、及び現行制度に基づく調整では短期間で解消することが困難な要調整額についてその解消が図られるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	交付税及び譲与税配付金特別会計(平成25年度以前は、交付税及び譲与税配付金勘定) (項)地方交付税交付金
部局等	総務本省
交付の根拠	地方交付税法(昭和25年法律第211号)、東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成23年法律第41号)

震災復興特別交付税の概要	東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税
交 付 先	3 県、10 市、4 町
上記の交付先に交付された震災復興特別交付税交付額	8229 億 9193 万余円(平成 23 年度～26 年度)
上記のうち過大に交付された震災復興特別交付税の額(1)	28 億 5359 万円
平成 26 年度末時点において短期間で解消することが困難な要調整額が生じている市町村数	25 市町村
上記の 25 市町村における要調整額(2)	13 億 9618 万円
(1)及び(2)の計	42 億 4977 万円

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

震災復興特別交付税の交付額の精算等について

(平成 27 年 10 月 29 日付け 総務大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により意見を表示する。

記

1 震災復興特別交付税の概要等

(1) 震災復興特別交付税の概要

貴省は、地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」(平成 23 年法律第 41 号)に基づき、東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して特別交付税(以下、この特別交付税を「震災復興特別交付税」という。)を 23 年度から交付している。震災復興特別交付税は、時限的な税制措置を講ずることなどにより特別に財源を確保した上で、東日本大震災の災害復旧事業等に係る道府県及び市町村の負担額等について対処するために創設された財政措置であり、震災復興特別交付税を措置するために必要な経費については、23 年度は一般会計から、24 年度以降は東日本大震災復興特別会計から、それぞれ交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れられている。そして、貴省は、23 年度 8134 億 4852 万余円、24 年度 7645 億 3608 万余円、25 年度 5070 億 7387 万余円、26 年度 5144 億 4587 万余円、計 2 兆 5995 億 0435 万余円の震災復興特別交付税を道府県及び市町村に交付している。

(2) 震災復興特別交付税の算定事項等

貴省は、道府県及び市町村に交付すべき震災復興特別交付税の額を算定するために、「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令」(平成23年総務省令第155号)等を23年度以降制定して、各年度における特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」という。)を定めている(以下、23年度から27年度まで各年度に制定している各省令を総称して「復興特交省令」という。)

震災復興特別交付税の主な算定事項には次のようなものがある。

- ア 国の補助金等(復興特交省令の別表に定められた補助金等)を受けて施行する事業に要する経費のうち道府県及び市町村が負担する額として総務大臣が調査した額(以下「補助事業等に係る地方負担額」という。)
- イ 国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業に要する経費のうち道府県及び市町村の一般会計における負担額として総務大臣が調査した額又は復興特交省令の算式によって算定した額のいずれか少ない額(以下「公営企業への一般会計繰出額」という。)
- ウ 国の補助金等を受けないで施行する災害復旧事業等に要する経費について、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条第4号の規定により地方債をもってその財源とすることができる額として総務大臣が調査した額(以下「一般単独災害復旧経費」という。)

(3) 震災復興特別交付税の額の算定等

貴省は、算定事項に関して貴省に提出させる財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」という。)の様式や補助事業等に係る地方負担額について貴省が国庫補助事業等の実施状況等に対応した必要な事項を各府省に確認した資料(以下「確認表」という。)等を都道府県及び市町村に送付している。

そして、貴省は、地方交付税法等に基づき関係する地方公共団体から提出などされた算定資料等に基づき、前記の主な算定事項等に関して、復興特交省令により、新たに生じる災害復旧事業等に必要な経費等の合計額(以下「交付基礎額」という。)を算定するなどして震災復興特別交付税の額を決定して交付しており、その決定等の時期は、23年度については24年3月、24年度以降については各年度の9月及び3月となっている。

算定資料の作成に当たっては、道府県及び市町村においては、震災復興特別交付税の担当部局が災害復旧事業等の担当部局から算定対象となる災害復旧事業等に係る経費等の情報の提供を受けたり、貴省から配布される確認表を活用したりするなどして貴省が定める様式等に従い算定資料を作成している。また、都道府県においては、市町村から提出を受けた算定資料等の審査に当たり、審査を担当する部局が必要に応じて市町村の震災復興特別交付税の担当部局に算定対象となる経費の根拠資料を提出させるなどして確認している。

(4) 震災復興特別交付税の精算

震災復興特別交付税の額の算定に際しては、復興特交省令等によれば、事業の実施状況に合わせて必要な経費の実績額又はその見込額を用いることなどにより算定することとされており、見込額を用いた場合には、実績額が確定した後に、実績額に基づき算定した額との差額について、実績額が確定した年度の3月分の震災復興特別交付税の算定において精算することとされている。

(5) 震災復興特別交付税の調整

復興特交省令によれば、過年度に算定した震災復興特別交付税の額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上回り、又は下回ることなどにより震災復興特別交付税の額が過大又は過少に算定されたと認められるときは、当該過大算定額又は過少算定額に相当する額(以下「過大過少算定額」という。)を当該年度の3月分の交付基礎額から減額し、又は当該額に加算することなどとされている。そして、交付基礎額から減額するなどした後の3月分の震災復興特別交付税の額が負数となるときは、当該額を零とすることとされ、このとき当該年度の3月分の震災復興特別交付税の額から減額することができない額(以下「要調整額」という。)については、翌年度の9月分及び3月分の交付基礎額から減額して調整することとされており、この調整は25年9月分の算定から行われている。

上記のことから、減額の調整により要調整額が解消されるためには、翌年度以降の震災復興特別交付税の算定において、要調整額を上回る交付基礎額が算定されることなどが必要となる。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、震災復興特別交付税の算定事項のうち補助事業等に係る地方負担額等について、震災復興特別交付税が適切に精算されているか、減額の調整により要調整額が解消されているかなどに着眼して、^(注)5県及び管内の28市町に交付された震災復興特別交付税23年度3876億4940万余円、24年度3060億7422万余円、25年度1816億6789万余円、26年度1640億7280万余円、計1兆0394億6432万余円及び26年度末時点で生じている2県281市町村の要調整額64億5967万余円を対象として、上記の5県及び管内の28市町において震災復興特別交付税の算定資料等により会計実地検査を行うとともに、貴省において震災復興特別交付税の精算手続や要調整額の発生状況等について確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 5県 青森、宮城、茨城、栃木、千葉各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 見込額を用いた算定額により交付された震災復興特別交付税について適切に精算が行われていなかったり、補助事業等に係る地方負担額に算定対象とならない経費を含めたりするなどしていた事態

3県10市4町 過大に交付されていた震災復興特別交付税の額 28億5359万余円
3県9市4町は、見込額を用いて算定を行った災害復旧事業等に要する経費等について、23年度から26年度までの間に、補助事業等に係る地方負担額計36億0031万余円、公営企業への一般会計繰出額計4億4130万余円、一般単独災害復旧経費計16億2134万余円、合計56億6296万余円を算定対象として貴省に報告するなどしており、同額の震災復興特別交付税の交付を受けていた。

しかし、3県9市4町においては、見込額を用いて算定された上記の経費等について、事業が完了するなどして補助事業等に係る地方負担額計16億7058万余円、公営企業への一般会計繰出額計3億4172万余円、一般単独災害復旧経費計9億3853万余円、合計29

億 5084 万余円の実績額が確定したにもかかわらず、震災復興特別交付税の算定資料の作成に当たり、事業に要した経費を見込額から実績額とすべきところ見込額のままとしていたり、同一事業の経費について誤って見込額と実績額を二重に計上していたりするなどして、表1のとおり、震災復興特別交付税計 27 億 1211 万余円が過大に交付されていた。

また、2 県 2 市は、災害復旧事業等に要する経費について、23、24 両年度及び 26 年度に、補助事業等に係る地方負担額計 1 億 4148 万余円を算定対象として貴省に報告するなどして、同額の震災復興特別交付税の交付を受けていたが、算定資料の作成に当たり、確認表に記載されていた震災復興特別交付税の算定対象とならない国庫補助事業に係る経費を誤ってそのまま計上するなどしていたため、表1のとおり、震災復興特別交付税計 1 億 4148 万余円が過大に交付されていた。

表1 3 県 10 市 4 町において過大に交付されていた震災復興特別交付税 (単位：千円)

県名	県等名	適切に精算が行われていなかった事 態	補助事業に係る地方負担額に算定対象とならな い経費を含めたりするな どした事 態	計	県名	県等名	適切に精算が行われていなかった事 態	補助事業に係る地方負担額に算定対象とならな い経費を含めたりするな どした事 態	計
青森県	八戸市	1,374	—	1,374		稲敷市	16,204	—	16,204
宮城県	宮城県	1,884,245	1,094	1,885,339	茨城県	神栖市	4,449	5,000	9,449
	多賀城市	15,500	—	15,500		銚田市	4,878	—	4,878
	栗原市	—	1,916	1,916		栃木県	真岡市	9,629	—
	大崎市	42,626	—	42,626	那須郡那須町		11,373	—	11,373
	柴田郡柴田町	32,896	—	32,896	千葉県	千葉県	520,966	—	520,966
	伊具郡丸森町	13,012	—	13,012		千葉市	32,235	—	32,235
	加美郡加美町	4,934	—	4,934		習志野市	55,970	—	55,970
	茨城県	茨城県	61,826	133,472	195,298	合計		2,712,117	141,482

なお、本院の指摘に基づき、これらの過大に交付されていた震災復興特別交付税について、貴省は、27 年 9 月分の震災復興特別交付税の額の算定に当たり、「地方団体に対して交付すべき平成二十七年分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」(平成 27 年総務省令第 45 号)を改正して減額するなどしていた。

<事例 1>

大崎市は、平成 23 年度に、国宝重要文化財等保存整備費補助金、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金(河川等災害復旧事業費補助)の交付決定をそれぞれ受けており、これらの補助事業等に係る地方負担額については、貴省から配布された確認表に記載された見込額に基づき 390,367,000 円と算定して貴省に報告して、24 年 3 月に同額の震災復興特別交付税の交付を受けていた。

しかし、同市は、26年3月までに上記の国庫補助金等の額が確定したことに伴い、補助事業等に係る地方負担額も347,741,000円と確定したにもかかわらず、算定資料の作成に当たり、震災復興特別交付税の担当部局と災害復旧事業の担当部局との間で補助事業等に係る地方負担額についての連絡が十分に行われていなかったことなどのため、その後の震災復興特別交付税の交付時点である27年3月において精算しておらず、確認表に記載された見込額のままとしていた。

したがって、見込額に基づき算定された補助事業等に係る地方負担額390,367,000円と確定した補助事業等に係る地方負担額347,741,000円との差額42,626,000円が過大となっており、震災復興特別交付税42,626,000円が過大に交付されていた。

(2) 交付基礎額が少額であるなどのため、要調整額を減額調整することができず、現行制度では短期間で要調整額を解消することが困難となっている事態

25市町村 短期間で解消することが困難な要調整額 13億9618万円

要調整額は、震災復興特別交付税の額の算定時に、交付基礎額から過大過少算定額を減額するなどした額が負数となる場合に生ずるものである。そして、要調整額は翌年度の震災復興特別交付税の額の算定時において減額調整されることになるが、東日本大震災に係る災害復旧事業等の進捗状況等により新たに災害復旧事業等の経費が生じないなどのため、翌年度以降の交付基礎額が要調整額に比べて少額であった場合などには、翌年度以降の震災復興特別交付税の額の算定時においても要調整額全額を減額調整することはできないため、要調整額が解消しないまま推移することになる。

24年度以降の地方公共団体における要調整額の推移についてみると、表2のとおり、24年度末時点から増加している状況となっていて、26年度末時点では、64億5967万余円となっている。

表2 要調整額の推移 (単位：千円)

項目 \ 時点	平成24年度末	25年度末	26年度末
各年度末時点での要調整額の合計額	2,313,740	5,350,915	6,459,674
上記の要調整額が生じている県及び市町村数	198市町村	2県241市町村	2県281市町村

26年度末時点で要調整額が生じていた2県281市町村におけるこれまでの交付基礎額の状態についてみると、26年度末時点で要調整額が1000万円以上ある2県53市町村のうち、25市町村において25年度以降2年間の交付基礎額が100万円以下となっていて、その要調整額は、表3のとおり、計13億9618万円に上っていた。

表3 25市町村における短期で解消することが困難な要調整額等 (単位：千円)

道県名	市町村名	平成26年度末要調整額	25年度以降2年間の交付基礎額計	道県名	市町村名	26年度末要調整額	25年度以降2年間の交付基礎額計
北海道	斜里郡斜里町	13,792	64	新潟県	新潟市	81,301	639
	広尾郡大樹町	16,335	73		長岡市	98,326	624
	野付郡別海町	14,785	794		三条市	402,735	164
秋田県	湯沢市	16,054	95		村上市	231,135	131
	鹿角市	43,782	279	富山県	南砺市	23,469	9
	潟上市	55,077	49	石川県	小松市	27,514	5
	山本郡三種町	10,530	43	長野県	岡谷市	11,049	2
	南秋田郡井川町	15,134	11		下伊那郡阿智村	32,050	—
	南秋田郡大潟村	13,281	28		木曾郡南木曾町	11,736	—
	雄勝郡東成瀬村	17,029	13		下高井郡野沢温泉村	15,353	792
群馬県	高崎市	44,284	283	静岡県	静岡市	26,964	198
	伊勢崎市	120,383	420	奈良県	吉野郡十津川村	20,220	—
埼玉県	幸手市	33,862	38	合計		1,396,180	

上記25市町村の要調整額を解消することが困難な状況となっているのは、災害復旧事業、復興事業等の進捗に伴う新規事業の減少等により、交付基礎額が要調整額に比べて少額となるなどのためであると考えられ、要調整額を翌年度以降の震災復興特別交付税の額から減額する現行制度に基づく調整では、今後とも短期間で要調整額を解消することが困難な状況が継続すると思料され、ひいては、震災復興特別交付税が過大に交付された状況が継続することとなると認められる。

＜事例2＞

幸手市は、災害復旧事業等に要する経費について、平成24年3月及び同年9月に、補助事業等に係る地方負担額、一般単独災害復旧経費等について、合計143,984,000円の震災復興特別交付税の交付を受けていた。そして、上記の交付額のうち、見込額等により算定した額について実績額が確定するなどしたため、33,909,000円が過大算定額となり、25年3月の交付基礎額が6,000円と少額であったことから24年度末時点の要調整額は33,903,000円となっていた。その後、同市において、25年度以降2年間に算定された交付基礎額が2,000円から15,000円までといずれも少額であったことなどから要調整額の大部分は減額することができず、26年度末時点の要調整額は33,862,000円となっていて、解消額は計41,000円にとどまっており、今後とも短期間で要調整額を解消することが困難な状況が継続すると思料される。

したがって、交付基礎額が要調整額に比べて少額となるなどのため、現行制度に基づく調整では短期間で解消することが困難な要調整額について、その解消を図る方策を検討する必要があると認められる。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

震災復興特別交付税の額の算定において、見込額を用いた算定額により交付された震災復興特別交付税について適切に精算が行われていなかったり、補助事業等に係る地方負担額に

算定対象とならない経費を含めていたりするなどして、震災復興特別交付税が過大に交付されている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。また、交付基礎額が要調整額に比べて少額であるなどのため短期間で要調整額を解消することが困難となっている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省の確認や県の審査が十分でなかったり、県及び市町村の精算の必要性についての理解が十分でなかったりしていることなどにもよるが、貴省において、次のようなことなどによると認められる。

- ア 国庫補助金等を所管する各府省が確認を適切に行えるよう各府省に対して、確認表に記載する補助金の確定額、補助事業等に係る地方負担額等の記載方法について周知徹底していないこと
- イ 算定資料に確定した実績額や算定対象となる経費が適切に計上されていることを都道府県及び市町村が確認するために必要な算定資料の様式等の検討が十分でないこと、都道府県及び市町村に対して、事業完了時に実績額を把握し、見込額との差額を精算することの必要性や適切な精算及び算定を行うための留意点について十分に周知していないこと
- ウ 交付基礎額が要調整額に比べて少額であるなどのため短期間で解消することが困難となっている要調整額について、当該要調整額を解消するための方策の検討が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

東日本大震災の災害復旧事業等に係る道府県及び市町村の負担額等については、時限的な税制措置を講ずることなどにより特別に財源を確保した上で対処することとされたことを踏まえて、震災復興特別交付税を創設して財政措置することとされたものである。そして、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」(平成27年6月復興推進会議決定)によれば、28年3月に終了する集中復興期間に続く復興・創生期間においても、震災復興特別交付税を交付するという基本的な考えが示されている。

については、貴省において、見込額を用いた算定額により交付された震災復興特別交付税の精算等が適切に行われるとともに、現行制度に基づく調整では短期間で解消することが困難な要調整額についてその解消が図られるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び意見を表示する。

- ア 各府省に対して、確認表に記載する補助金の確定額、補助事業等に係る地方負担額等の記載方法及び記載誤りの例について周知徹底すること(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)
- イ 都道府県及び市町村が実績額への反映を行ったことや算定対象となる経費であることを確認するための点検項目欄を算定資料の様式に設けたり、都道府県及び市町村に対して、算定誤りの例を通知するなどして、事業完了時に実績額を把握し、見込額との差額を精算することの必要性や適切な精算及び算定を行うための留意点について周知徹底したりすること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)
- ウ 交付基礎額が要調整額に比べて少額であるなどのため解消することが困難となっている要調整額について、当該要調整額を解消するための方策を早期に検討すること(同法第36条による意見を表示するもの)

- (3) 消防救急デジタル無線施設の整備事業の実施に当たり、市町村における通常の消防救急業務の通信や緊急消防援助隊における大規模災害等の際の広域通信に使用する共用施設等について、補助対象事業費の算定に関する具体的な取扱いを定めるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)消防庁 (項)消防防災体制等整備費 (項)東日本大震災復旧・復興消防防災体制等整備費
部 局 等	消防庁
補助の根拠	消防組織法(昭和22年法律第226号)、予算補助
補助事業者(事業主体)	市23、町1、一部事務組合9、計33事業主体
補助事業	消防救急デジタル無線施設の整備事業
補助事業の概要	消防救急活動の高度化等の観点から、都道府県及び市町村の消防救急デジタル無線施設を整備するもの
上記に係る補助対象事業費の合計	35億4136万余円(平成23、24両年度)
上記に対する国庫補助金交付額の合計	12億1617万余円
上記の国庫補助金交付額と緊急消防援助隊の活動に資する経費のみを補助対象事業費とした場合の補助金相当額との差額の合計	3億2167万円

【意見を表示したものの全文】

消防救急デジタル無線施設の整備事業に係る補助対象事業費について

(平成27年10月20日付け 消防庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 消防救急無線の概要

消防救急無線は、市町村(特別区及び市町村)の加入する一部事務組合等を含む。以下同じ。)の消防本部、消防署等に設置された無線基地局と消防車両や救急車両に装備された車載無線機等との間で、消防・救急活動の情報伝達、指揮、連絡等を行うための無線通信網であり、全国全ての消防本部等において運用されている。この消防救急無線は、消防本部の管轄区域内における日々の消火業務、救急業務等の通常の消防救急業務の通信のために日常的に使用されているほか、大規模災害等の際には、緊急消防援助隊において、各消防本部の管轄区域を越えた広域通信基盤として使用されている。

(2) 緊急消防援助隊の概要

緊急消防援助隊は、平成7年に阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて創設され、消防組法(昭和22年法律第226号)において、貴庁長官の求めに応じるなどして、地震、台風、水火災等の災害が発生した市町村の消防の応援又は支援を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊とされている。貴庁長官は、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとされている。そして、総務大臣が策定した計画(以下「基本計画」という。)に基づく緊急消防援助隊の施設の整備等に要する経費については、同法第49条第2項の規定に基づき、予算の範囲内で国が補助することとなっているが、市町村の通常の消防救急業務に要する費用については、同法第8条の規定に基づき、当該市町村が負担しなければならないこととなっている。

(3) 消防救急デジタル無線施設及び補助事業の概要

貴庁は、消防救急無線について、電波法(昭和25年法律第131号)第26条の規定に基づく周波数割当計画の変更等により、既存のアナログ方式の使用期限とされた28年5月31日までにデジタル方式に移行することとしている。そして、貴庁は、緊急消防援助隊の部隊間等の指揮・命令の伝達等を行う通信基盤として、基地局無線設備、電源設備、消防車両に装備する車載無線機、隊員が携行する携帯無線機等で構成される消防救急デジタル無線施設を整備する市町村に対して、消防防災通信基盤整備費補助金を、23年度74億0976万円、24年度6億5671万円、計80億6647万円交付している。また、24年度以降は、既存の緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付対象事業に消防救急デジタル無線施設の整備事業を追加して、同補助金を、24年度から26年度までに計117億1489万余円交付している。

そして、26年3月に変更された基本計画によれば、30年度末を目途に緊急消防援助隊の増強を図り、消防ポンプ自動車等の車両等の整備を推進していくこととされていることから、車載無線機を始めとする消防救急デジタル無線施設についても引き続き整備されていくことが見込まれる。

(4) 補助対象事業費の算定

貴庁は、消防防災通信基盤整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金(以下、これらを合わせて「補助金」という。)の補助対象となる消防救急デジタル無線施設については、補助金に係る各交付要綱(以下「交付要綱」という。)において、大規模災害の際に異なる市町村の消防職員間での通信に使用される電波の周波数(以下「共通波」という。)に係る部分(以下「共通波部分」という。)を整備することなどの要件を満たすものとしている。また、消防防災通信基盤整備費補助金Q&A集等(以下「質疑応答集」という。)において、各市町村消防の管轄区域内における通常の消防救急業務の通信のために日常的に使用される電波の周波数(以下「活動波」という。)に係る部分(以下「活動波部分」という。)と共通波部分で共用する電源設備、車載無線機等(以下「共用施設等」という。)について、補助対象とすることを妨げないとしているが、共用施設等に係る補助対象事業費の算定に関して、交付要綱、質疑応答集等に具体的な取扱いを定めていない。なお、貴庁は、質疑応答集を23年12月に改訂して、共用施設等に係る補助対象事業費の算定方法について、共通波部分と活動波部分で案分する場合も考えられるとし、共通波と活動波の波数の合計に占める共

通波の波数等の割合により整備に要した経費を案分する方法を参考として例示しているもの、必ずしもこれによる必要はないとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、消防救急デジタル無線施設の整備事業に係る補助金について、補助対象事業費の算定が適切なものとなっているかなどに着眼して、23年度から25年度までに補助金の交付を受けていた2府9^(注1)県管内の65市町村が実施した補助事業(補助金交付額23年度27億3702万余円、24年度12億2606万余円、25年度1億5447万余円、計41億1755万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、貴庁及び2府7^(注2)県管内の19市町村において、補助金に係る実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、1府4^(注3)県管内の46市町村については、関係書類を確認するなどして検査した。

(注1) 2府9県 京都、大阪両府、青森、宮城、秋田、千葉、滋賀、鳥取、山口、愛媛、宮崎各県

(注2) 2府7県 京都、大阪両府、宮城、秋田、千葉、滋賀、山口、愛媛、宮崎各県

(注3) 1府4県 大阪府、青森、千葉、鳥取、山口各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

消防救急デジタル無線施設の整備事業の実施に当たり、前記65市町村のうち2府8^(注4)県管内の32市町村は、貴庁が質疑応答集で参考として例示した方法により共用施設等の整備に要した経費を共通波部分と活動波部分で案分するなどして共通波部分の経費を補助対象事業費としていた。

一方、大阪府及び千葉、滋賀両県の管内の33市町村は、共用施設等に係る補助対象事業費の算定に関する具体的な取扱いが示されていないことなどから、共用施設等の全部又は一部の整備について、整備に要した経費を案分することなくその全額である計35億4136万余円を補助対象事業費としており、これにより、消防防災通信基盤整備費補助金計11億0797万余円、緊急消防援助隊設備整備費補助金計1億0820万余円、合計12億1617万余円の交付を受けていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

千葉市は、平成24年度に、通信基盤の高度化等により、消防本部と緊急消防援助隊との円滑な通信を確保するために、緊急消防援助隊が活用する消防救急デジタル無線施設の一部である車載無線機等の機器を2億9378万余円で購入していた。そして、千葉市は、上記の車載無線機等に共通波10波と活動波9波を実装し、緊急消防援助隊が使用する場合以外は、通常の消防救急業務において日常的に使用する共用施設等として整備していたが、上記の購入費用全額を補助対象事業費として報告し、25年4月に貴庁から消防防災通信基盤整備費補助金9792万余円の交付を受けていた。

しかし、前記のとおり、消防組織法に基づき、市町村の通常の消防に要する費用は、当該市町村が負担することとなっているところ、共用施設等に係る補助対象事業費については、市町村が負担すべき通常の消防救急業務に使用する活動波部分の経費を除外する要があると

認められる。

前記33市町村の共用施設等について、仮に、貴庁が例示している共通波と活動波の波数の合計に占める共通波の波数等の割合を用いた案分により補助対象事業費を算定すると、前記の計35億4136万余円は計25億8755万余円となる。そして、これに基づいて算定される補助金相当額は、消防防災通信基盤整備費補助金計7億9852万余円及び緊急消防援助隊設備整備費補助金計9598万円となり、前記の33市町村が交付を受けた消防防災通信基盤整備費補助金計11億0797万余円及び緊急消防援助隊設備整備費補助金計1億0820万余円との差額は、それぞれ3億0945万余円、1222万余円、計3億2167万余円となる。

(注4) 2府8県 京都、大阪両府、青森、宮城、秋田、千葉、鳥取、山口、愛媛、宮崎各県

(注5) 33市町村 千葉、銚子、市川、木更津、松戸、野田、成田、旭、習志野、柏、市原、流山、八千代、我孫子、鎌ヶ谷、君津、富津、浦安、四街道、袖ヶ浦、大阪、東大阪、大阪狭山各市、印旛郡栄町、安房郡市広域市町村圏事務組合、長生郡市広域市町村圏組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、山武郡市広域行政組合、夷隅郡市広域市町村圏事務組合、印西地区消防組合、匝瑳市横芝光町消防組合、香取広域市町村圏事務組合、湖北地域消防組合

(改善を必要とする事態)

共用施設等に係る補助対象事業費の算定において、市町村が負担すべき通常の消防救急業務に使用する活動波部分の経費を除外することなく整備に係る経費の全額を補助対象事業費としている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、交付要綱、質疑応答集等に共用施設等に係る補助対象事業費の算定に関する具体的な取扱いを定めていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴庁は、消防救急活動の高度化等の観点から、28年5月31日までに消防救急無線のデジタル化を行うこととしているほか、前記の基本計画によれば、今後とも緊急消防援助隊設備整備費補助金による消防救急デジタル無線施設の整備が行われていくことが見込まれる。

ついては、貴庁において、今後の緊急消防援助隊設備整備費補助金の算定が適切に行われるよう、共用施設等として整備される消防救急デジタル無線施設は、市町村の通常の消防救急業務において日常的に使用されるものであることを踏まえて、消防救急デジタル無線施設のうち共用施設等に係る補助対象事業費の算定に関する具体的な取扱いを定めるよう意見を表示する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金等による交付金事業の実施状況を踏まえて、今後、同種の交付金による事業を実施する際には、交付の趣旨に沿うよう地方債の償還等に交付金を充当しない取扱いとすることを明確にしたり、事業実施後の検証に係る取扱い及び消費税に係る取扱いを定めたりすることなどにより、交付金事業が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省	(項)地域活性化・緊急安心実現総合対策推進費 (項)地域活性化・生活対策推進費 (項)地域活性化・公共投資推進費 (項)地域活性化・経済危機対策推進費 (項)地域活性化推進費 (項)地域活性化・緊急総合経済対策推進費 (項)地域経済活性化・雇用創出推進費
部 局 等	総務本省	
交付の根拠	予算補助	
地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金等の概要	緊急的な経済対策のために、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として地方公共団体が作成した実施計画に基づく事業に要した費用に対して交付するもの	
交付先	府1、県5、市51、町11、計68 地方公共団体	
公営企業会計等への繰出しなどに係る事業費	206億5405万余円(平成20年度～23年度、25年度)	
上記のうち仕入税額控除した消費税額に係る交付金相当額	1億0420万円	

(制度の概要、検査の結果及び当局が講じた改善の処置については、内閣府の分と合わせて61ページの内閣府の項に総括的に掲記している。)

- (2) 電波監視システムを非常時に運用するための電力を供給する無停電電源装置等の設置等について、設置基準を明確に定めるなどし、合同庁舎等に設置された自家発電設備からの電力の供給体制を考慮して適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省	(項)電波利用料財源電波監視等実施費
部 局 等	総務本省、2 総合通信局	
電波監視システムに設置された無停電電源装置等の概要	各総合通信局等に設置されている電波監視システムが非常時に機能停止しても、他の総合通信局等から管内の電波を監視できるようにするために、通信回線用機器の電源を確保するもの	

必要がなかった無停電電源装置等の設置に要した経費(1)	2431 万円(平成 24、25 両年度)
必要がなかったバッテリーカートリッジの交換に要した経費(2)	425 万円(平成 22、23、25 各年度)
(1)及び(2)の計	2856 万円

1 電波監視システムの概要等

(1) 電波監視システムの概要

総務省は、無線局の運用を妨害したり、放送の受信に障害を与えたりする不法無線局等を探知することを目的として、電波監視システムを整備している。同システムは、電波を受信して発射源の方位等を測定する設備を備えたセンサ局と、これらのセンサ局で受信した電波の発射源の位置を特定する設備等を備えたセンタ局から構成されており、センサ局は主要都市及びその周辺の鉄塔やビルの屋上等に、センタ局は全国 11 か所の総合通信局等の庁舎内に設置されている。

そして、総務省は、人命又は財産の保護、治安の維持等に係る無線通信(以下「重要無線通信」という。)に対する妨害が発生した場合に備え、電波監視システムにより迅速に電波の発射源の特定に努めるなどの監視体制を常時維持している。

(2) 非常時における重要無線通信妨害の対処業務

総務省は、首都直下地震対策大綱(平成 17 年 9 月中央防災会議決定)において発災後の 3 日間が応急対策の目安と位置付けられていること、大規模災害の発生直後から、被災地域を中心に人命に関わる緊急対応で重要無線通信が多用されることなどから、電波監視システムによる重要無線通信妨害の対処業務を発災後 3 日間は昼夜を問わず継続することにして

(3) UPS による通信回線用機器の電源確保

総務省は、各総合通信局等に設置されているセンタ局が非常時に機能停止しても、ルータ、ハブ等の通信回線用機器が使用可能であれば、他の総合通信局等から被災地域のセンサ局が受信した電波を監視することができるよう、センタ局を広域ネットワークで接続している。

そして、総務省は、非常時においてセンタ局の通信回線用機器への電力の供給を確保するために、平成 20 年度までに、無停電電源装置 1 台と長時間の電力の供給を可能にする拡張バッテリーパック 4 台(以下、無停電電源装置及び拡張バッテリーパックを合わせて「UPS」という。)を全国 11 か所の総合通信局等に設置して、48 時間の電源確保を実施している。また、前記のとおり、首都直下地震対策大綱において発災後の 3 日間が応急対策の目安と位置付けられていること及び東日本大震災の発災後に重要無線通信が多用されたことを受けて、24 年度から 26 年度までの間に、北海道、東北、信越、北陸、東海、九州及び沖縄の各総合通信局等(以下「整備済 7 総合通信局」という。)に、拡張バッテリーパック 6 台を追加で設置して計 10 台とすることにより、72 時間の電源確保(以下「72 時間化」という。)を実施している。さらに、今後、関東、近畿、中国及び四国の各総合通信局(以下「未

整備4総合通信局」という。)においても順次、72時間化を図ることになっている。

また、UPSに内蔵されているバッテリーカートリッジは、設置後2年から3年ごとに交換する必要があるとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、UPSの設置及びバッテリーカートリッジの交換は適切なものとなっているかなどに着眼して、22年度から26年度までの間に全国11か所の総合通信局等に設置されたUPS等(設置等に要した経費計9912万余円)を対象として検査した。検査に当たっては、全ての総合通信局等のUPSの設置等について一括して契約を締結するなどしている総務本省において、契約書等の関係書類を確認するとともに、6総合通信局^(注)において、UPSの設置状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 6総合通信局 北海道、関東、信越、北陸、東海、近畿各総合通信局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 自家発電設備により72時間以上の電力の供給が確保されているにもかかわらず、UPSにより72時間化を実施していた事態

2総合通信局 設置に要した経費計2431万余円

総務本省は、72時間化を実施していくことを方針として決定していて、各総合通信局等における非常時の電波監視システムへの電力の供給体制を十分に確認していなかった。また、整備済7総合通信局のうち北陸、東海及び九州の3総合通信局においては、UPSにより72時間化が実施されていた。一方、これらの3総合通信局では、非常時における業務継続のための対策を総合的かつ計画的に推進するために策定された業務継続計画において、入居している合同庁舎に設置された自家発電設備から、非常時に電波監視システムへ電力の供給を受けることと定められていた。そして、北陸及び九州の2総合通信局においては、自家発電設備が設置された後に72時間化が実施されていた。

したがって、北陸及び九州の2総合通信局においては、72時間化(設置に要した経費計2431万余円)を実施する必要はなかった。

また、未整備4総合通信局のうち関東、近畿及び中国の3総合通信局においては、入居している合同庁舎等に、既に自家発電設備が設置されていて、このうち関東及び近畿の2総合通信局では、業務継続計画において、非常時に自家発電設備から電波監視システムへ電力の供給を受けることと定められていた。また、中国総合通信局においては、業務継続計画には明確な記載はないものの、電波監視システムは非常時に自家発電設備から72時間以上の電力の供給を受けることになっていた。したがって、これらの3総合通信局においては、今後、72時間化を図る必要はないと認められた。

なお、電波監視システムには、停電時等にサーバ等へ短時間、電力を供給するための無停電電源装置も、前記のUPSとは別に設置されている。

(2) 継続して設置する必要性がないUPSのバッテリーカートリッジの交換を行っていた事態

4総合通信局 交換に要した経費計425万余円

前記のとおり、関東、北陸、東海、近畿、中国及び九州の6総合通信局においては、合同庁舎等に設置された自家発電設備から、非常時に電波監視システムへ72時間以上の電

力の供給を受けることになっていた。このため、これらの6総合通信局に設置されたUPSについては継続して設置する必要がないものであった。

したがって、合同庁舎に自家発電設備が設置された後にUPSに内蔵されているバッテリーカートリッジの交換が行われていた関東、北陸、近畿及び九州の4総合通信局においては、22、23、25各年度に行われた計5回のバッテリーカートリッジの交換(交換に要した経費計425万余円)は必要がなかった。

上記のとおり、各総合通信局等における非常時の電波監視システムへの電力の供給体制を十分に確認することなく、72時間化を実施したり、バッテリーカートリッジを交換したりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、総務省において、72時間化やバッテリーカートリッジの交換に当たり、その必要性を判断するための設置基準を明確に定めていなかったこと、各総合通信局等における非常時の電波監視システムへの電力の供給体制を十分に確認していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、総務省は、27年8月に、UPSの設置基準を明確に定めるとともに、各総合通信局等に対して事務連絡を発して、UPSの設置及びバッテリーカートリッジの交換が適切に実施されるよう、次のような処置を講じた。

ア UPSの設置に当たっては、通信回線用機器への電力の供給体制を各総合通信局等から聴取し、合同庁舎等に設置されている自家発電設備から、非常時に電波監視システムへ72時間以上の電力の供給を受けられる場合は、追加の設置を行わないなど必要な範囲で実施することとした。

イ バッテリーカートリッジの交換に当たっては、通信回線用機器への電力の供給体制を各総合通信局等から聴取し、UPSを継続して設置する必要性を確認した上で実施することとした。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について

平成23年度決算検査報告 88ページ参照
平成24年度決算検査報告 99ページ参照
平成25年度決算検査報告 115ページ参照

1 本院が表示した意見

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)は、日本郵政公社の民営・分社化前に預入れなどが行われた定額郵便貯金等の郵便貯金及び簡易生命保険を承継して管理しているが、満期経過後の払戻しなどが行われないことから、多額の権利消滅金及び時効完成益が毎年度発生している。しかし、多額の権利消滅金及び時効完成益が毎年度継続して発生していることにより増加を続けている利益剰余金については、機構が業務を確実に履行する上で保有する必要性が乏しいと認められるのに、5年間の中期目標期間が終了す

るまでこれを保有し続けている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、機構と共に、機構が業務を履行するために保有する必要がない利益剰余金の額を速やかに把握して国庫に納付させるとともに、関係機関と調整して国庫納付の在り方について検討した上で、今後は中期目標期間の終了時だけでなく、適時に利益剰余金を国庫に納付させることが可能となるように適切な制度を整備するよう、総務大臣に対して平成24年5月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、機構と協議して、第1期中期目標期間(19年10月から24年3月まで)の終了後、利益剰余金のうち、次期中期目標期間に繰り越すべき金額を控除した残額である郵便貯金勘定382億2028万余円、簡易生命保険勘定108億2794万余円、計490億4822万余円を24年7月に機構から国庫に納付させる処置を講じていた。

一方、総務省は、適時に利益剰余金を国庫に納付させることが可能となるような制度の整備については、25年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」等を踏まえて、機構の在り方について所要の検討を進めるとともに、国の財政事情を踏まえて、機構の利益剰余金のうち将来にわたり業務を確実に履行するために保有する必要がないと認められるものに係る国庫納付の在り方について引き続き検討して、関係機関と調整した上で、適切な措置を講ずることとしている。なお、機構の26年度末利益剰余金は、郵便貯金勘定310億3109万余円、簡易生命保険勘定357億2540万余円(うち前中期目標期間繰越積立金207億8118万余円)となっている。

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 重要物品の帳簿価格の改定について

(平成25年度決算検査報告96ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

総務省は、委託事業等により、周波数帯を効率的に利用するための技術の研究開発や同省が定めた戦略的な重点研究開発目標を実現するための各種の研究開発等を多数実施しており、受託者等に対して同省が管理している物品を貸与して、必要に応じて当該物品に機能を追加して性能を向上させる改造を行わせるなどしている。物品管理法施行規則等によれば、物品管理官は、取得価格が50万円以上の機械等(以下「重要物品」という。)について、その性能を向上させる改造等を行った場合には、物品管理簿に記録された価格(以下「帳簿価格」という。)を改定することとされている。しかし、平成21年度から24年度までの間に、委託事業等により性能を向上させる改造等を行った重要物品について、帳簿価格を改定しておらず、物品管理簿、ひいては物品増減及び現在額報告書が重要物品の現況を正確に反映したものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、総務省において、性能を向上させる改造等を行ったのに帳簿価格が改定されていない重要物品について、速やかに帳簿価格を改定するとともに、性能を向上させる改造

等を行った重要物品について、適時かつ適正に帳簿価格を改定するための事務手続を明確に定めるなどして関係部局に周知徹底を図るよう、総務大臣に対して26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 性能を向上させる改造等を行ったのに帳簿価格が改定されていない重要物品について、帳簿価格を改定した。
- イ 性能を向上させる改造等を行った重要物品について、適時かつ適正に帳簿価格を改定するための事務手続を明確に定めて、27年2月に関係部局に対して通知を発して、周知徹底を図った。

(2) 特定調達に係るガスの契約事務の実施について

(平成25年度決算検査報告99ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

総務省は、一定金額以上の产品及びサービスの調達(以下「特定調達」という。)を行うに当たっては、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている政府調達に関する協定(以下「協定」という。)等及び協定その他の国際約束を実施するための「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(以下「特例政令」という。)等に従った契約手続を実施することとなっている。そして、我が国のガスの小売市場は自由化が進められており、制度上、国内外の事業者が広く参入できるような状況となっている。しかし、ガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たしているにもかかわらず、一般競争に付するなどの特定調達に係る契約手続が実施されていない事態が見受けられた。

したがって、総務省において、協定の趣旨を十分に理解した上で、これを関係部局に周知徹底し、ガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び特例政令等に基づいて実施するよう、総務大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、26年11月に関係部局に対して通知を発して、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び特例政令等に基づいて実施するよう周知徹底するとともに、同月に、特定調達の対象となる要件を満たすガスの調達契約について、上記の手続を踏まえて、官報に入札公告を掲載して一般競争に付する処置を講じていた。

(3) 無線システム普及支援事業費等補助金により実施しているケーブルテレビ幹線対策事業について

(平成25年度決算検査報告103ページ参照)

1 本院が表示した意見

総務省は、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い、従来、地上アナログテレビ放送を受

信できた地区において生じている地上デジタルテレビ放送を受信できない状況(以下「新たな難視」という。)を解消するために、平成20年度から、社団法人デジタル放送推進協会(25年4月1日以降は一般社団法人デジタル放送推進協会)に、新たな難視を解消するためのケーブルテレビ幹線対策事業(以下「対策事業」という。)を行う事業主体に対する経費の一部の補助等を実施させており、これに要する経費に対して、無線システム普及支援事業費等補助金(21年度以前は電波遮へい対策事業費等補助金)を交付している。しかし、対策事業の対象となる新たな難視となっている世帯(以下「対象世帯」という。)のケーブルテレビへの過半数の加入が確保されておらず、対策事業により整備した幹線設備が十分有効に活用されていなかったり、総務省がその原因を把握しておらず、効果が十分に発現していない対策事業において加入促進のための対策を講ずるよう事業主体に対して適切な指導及び助言を行っていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、事業主体に対象世帯ごとのケーブルテレビに加入していない原因を報告させることなどによりその実態を十分に把握するとともに、その報告内容を分析した上で対象世帯の意思を尊重しつつ27年3月末までに暫定的難視聴対策事業等の関連補助事業が終了することを周知するなどの効果的な加入促進方策を策定したり、事業主体に早急な事態の改善に向けて、加入促進方策を反映した取組計画を策定させた上でその取組状況等について必要に応じて事業主体に指導及び助言を行ったりするよう、総務大臣に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体から定期的に加入状況や加入していない原因等の報告を受けて、これらを分析するなどした上で、26年9月に、関連補助事業が終了する旨を記載した加入促進文書の配布、世帯訪問等の加入促進方策を策定した。

イ 事業主体に対して、アの加入促進方策を実施するための取組計画を策定させ、26年9月以降、その取組状況等を報告させるなどした上で当該取組等について指導及び助言を行った。

(4) 防災情報通信基盤整備事業等の実施について

(平成25年度決算検査報告107ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

総務省は、全国の都道府県等が実施する防災分野の各種事業を支援するための補助事業等を実施している。そして、多様な機関が有する台風や火災等の災害に係る管内の情報(以下「防災情報」という。)を地方公共団体等が一元的に管理し、多様なメディアを通じて迅速かつ確実に住民に伝達する情報連携システム(以下「防災システム」という。)の構築を支援するために、平成24年度に、東日本大震災の被災地方公共団体等に対して、情報通信技術利活用事業費補助金を交付して「災害に強い情報連携システム構築事業」を、また、24、25両年度に、全国の都道府県や、屋外に設置されたスピーカー等により住民へ防災情報を伝達する無線システムである同報系防災行政無線を所有しない市町村等に対象を広げて、防災情報通信基盤整備事業費補助金を交付して防災情報通信基盤整備事業をそれぞれ実施している(以

下、これらの補助事業を合わせて「補助事業」という。)。しかし、住民に対して防災情報を電子メールで一斉に配信する機能(以下「一斉配信メール機能」という。)について県と管内市町村との間で調整が行われておらず不必要な重複が生じていたり、構築された防災システムの機能の一部が当初の計画どおりに使用できないなどの状態となっていたり、総務省において、補助事業を実施している事業主体に対して、過去に実施した各種事業における取組内容等を検証し、類似のシステムの導入等の検討に際して参考となる運用等の手順等を定めた仕様書を直接提供しておらず、事業主体に対する支援が十分なものとなっていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、事業主体に対して、一斉配信メール機能について市町村と県との間で不必要な重複を生ずることがないように調整を行ったり、構築した防災システムの機能の一部が計画どおりに利用できない状態の場合はその解決に努めたり、防災システムに入力すべき情報や担当部署等を定めた運用ルールを文書化した運用マニュアルを整備したりするよう指導を行い、今後同種の事業を実施する事業主体に対しては、参考となるような情報提供や指導を行った上で、不必要な機能の重複が生じないように関係する地方公共団体等と事前の協議をしたり、入力する情報の妥当性を十分に検討したりすることなどの必要性について更なる周知を行うよう、総務大臣に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 事業主体に対して、26年12月に通知を発して、一斉配信メール機能について、県との間で不必要な重複が生ずることがないように調整を行うよう指導した。また、構築した防災システムの機能の一部が計画どおりに利用できない事業主体に対して、その解決に努めるよう指導した。
- イ 事業主体に対して、26年11月に通知を発して、防災システムに入力すべき情報や担当部署等を定めた運用ルールを文書化した運用マニュアルを整備するよう指導した。
- ウ 補助事業と同種の事業目的を有する防災情報ステーション等整備事業を実施している事業主体に対して、26年11月に通知を発して、事業の実施に当たり、参考となるような情報提供や指導を行った上で、不必要な機能の重複が生じないように関係する地方公共団体等と事前の協議をしたり、入力する情報の妥当性を十分に検討したりすることなどの必要性について更なる周知を行った。

第3 法 務 省

不 当 事 項

役 務

(12) 刑務所における歯科診療契約において、契約で定められた算定要件を満たさない診療費を支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正収容費
部 局 等	徳島刑務所
契 約 の 概 要	刑務所内の歯科診療室における被収容者に対する歯科診療を委託するもの
契約の相手方	1 歯科医師
契 約	平成 21 年 4 月、22 年 4 月、23 年 4 月、24 年 4 月、25 年 4 月、26 年 4 月 随意契約
支 払 額	34,672,980 円(平成 21 年度～26 年度)
上記のうち契約で定められた算定要件を満たしていない支払額	4,166,500 円

1 被収容者の歯科診療の概要等

(1) 被収容者の歯科診療の概要

法務省の施設等機関である刑務所、少年刑務所及び拘置所(以下、これらを合わせて「刑事施設」という。)は、被収容者が負傷し、又は疾病にかかったときなどには、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(平成 17 年法律第 50 号)の規定に基づき、原則として刑事施設内に設けられた診療所等において当該施設の職員である医師等(医師又は歯科医師をいう。以下同じ。)により診療を行うこととなっている。また、傷病の種類又は程度等に応じて必要と認めるときは、刑事施設の職員でない医師等による診療を行うことができることとなっている。

徳島刑務所(以下「刑務所」という。)では、刑務所内の歯科診療室において、刑務所の職員である非常勤歯科医師 1 名及び診療契約により歯科診療を委託した外部の歯科医師 1 名(以下「外部歯科医師」という。)により被収容者に対する歯科診療を行っている。

(2) 歯科診療に係る診療費

刑務所は、平成 21 年度から 26 年度までの間、外部歯科医師と診療契約を締結し、刑務所内の歯科診療室における被収容者に対する歯科診療を委託している。

そして、診療契約書によれば、診療費の額は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額とすることとされている。このため、刑務所が支払う診療費の額は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「厚生労働省告示」という。)等により算定した所定の診療点数に 1 点当たりの単価 10 円を乗じて算定されている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、歯科診療に係る診療費の支払が、診療契約に従って、厚生労働省告示等に定められた算定要件に基づいて適正に算定された額により行われているかなどに着眼して、21年度から26年度までに刑務所から外部歯科医師に支払われた歯科診療費計34,672,980円を対象として検査した。

検査に当たっては、刑務所において、外部歯科医師から毎月の請求書に添付して提出された請求明細書(レセプト)の請求内容と、刑務所の医務部門に保管されている診療録(以下「カルテ」という。)に記載された診療内容とを突合するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

外部歯科医師は、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たしていないのに、診療行為に係る診療点数を算定し、これに1点当たりの単価10円を乗じた額を診療費として請求していた。

そして、刑務所は、診療費の支払に当たり、これらの請求を適当であると認め、計4,166,500円の診療費を支払っていた。

これらについて、その主な態様を診療費の項目の別に示すと次のとおりである。

ア 歯科疾患管理料

歯科疾患管理料は、厚生労働省告示等によれば、継続的な歯科疾患の管理が必要な患者に対して、患者等の同意を得て管理計画書を作成し、その内容について説明等を行った場合に算定することとされている。

しかし、外部歯科医師は、管理計画書を作成していないなど、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たしていないのに歯科疾患管理料を算定し、刑務所はこれに対して、計3,110,000円の診療費を支払っていた。

イ 義歯管理料

義歯管理料のうち有床義歯管理料は、厚生労働省告示等によれば、新たに製作した有床義歯^(注)を装着した場合等において、有床義歯^{とう}の離脱、疼痛等の症状の有無に応じて検査を行い、併せて患者に対して義歯の状態を説明した上で、必要な義歯に係る管理を行った場合に算定することとされている。また、当該義歯に係る管理を行った場合は、検査の結果、調整方法、義歯に係る指導内容等の要点をカルテに記載することとされている。

しかし、外部歯科医師は、上記の要点をカルテに記載していないなど、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たしていないのに義歯管理料を算定し、刑務所はこれに対して、計809,600円の診療費を支払っていた。

(注) 有床義歯 人工歯と人工歯を埋め込む「床」部分から構成される義歯

したがって、外部歯科医師に支払った診療費計34,672,980円のうち、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たしていない診療費計4,166,500円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、外部歯科医師において本件歯科診療に係る診療費の適正な請求に対する認識が欠けていたことにもよるが、刑務所において診療費の請求に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

本省が、刑事施設で生産している刑務官の制服に係る原材料を一括調達するに当たり、生産施設から制服に係る原材料の在庫数量、生産状況等を報告させ、生産状況を踏まえて生産計画数量を算定するとともに、当該生産計画数量、生産施設における原材料の在庫数量等に基づき原材料の調達数量を算定することにより、調達数量が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正管理業務費
部 局 等	法務本省
刑事施設で生産している刑務官の制服の概要	刑事施設において懲役受刑者等の刑務作業により生産している刑務官が通常着用する勤務服
生産施設における制服に係る原材料の在庫数量	25,207.20m (平成 26 年度末現在)
上記のうち生産施設における在庫数量、生産状況等を考慮せずにより生じた当面使用する見込みのない在庫数量	11,440.70m
上記に係る調達額	3171 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

刑事施設で生産している刑務官の制服に係る原材料の調達数量について

(平成 27 年 10 月 20 日付け 法務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 刑事施設で生産している刑務官の制服に係る原材料の概要

(1) 刑事施設で生産している刑務官の制服の概要

貴省の施設等機関である刑務所及び少年刑務所(以下、これらを合わせて「刑事施設」という。)の一部は、「刑務作業の事務取扱いに関する訓令」(平成 18 年法務省矯成訓第 3332 号)、「刑務作業の事務取扱いに関する訓令の運用について」(平成 18 年法務省矯成第 3333 号。以下「通達」という。)等に基づいて、懲役受刑者等の刑務作業により、官服、被収容者用被服、畳表、サンダル、石けん等の刑事施設等の職員又は被収容者が使用する物品を生産している。

このうち官服については、通達により、^{ふもと}麓刑務所等 7 刑事施設^(注 1)が生産施設に指定されており、これらの施設は、官服のうち刑務官の通常勤務服(以下「制服」という。)、警備服等を生産している。

また、制服については、男子及び女子刑務官のそれぞれについて上衣、ズボン(厚手)、

ズボン(薄手)、ワイシャツ(長袖型)、ワイシャツ(半袖型)等の品目があり、「刑務官の服制及び服装に関する規則」(平成23年法務省矯成訓第1428号)により、各品目の生地(注1)の質、制服の様式等が定められている。

(注1) 7 刑事施設 札幌、月形、鳥取、麓、長崎、熊本各刑務所、函館少年刑務所

(2) 制服の生産体制

貴省本省は、毎年度、制服の品目ごとに刑務官の定員等を給与頻度(注2)で除するなどした数に基づいて当該制服の生産計画数量を算定している。そして、毎年度2月又は3月に、制服の生産事務の総括を行っている麓刑務所に、翌年度の制服の品目ごとの生産計画数量を通知し、制服の生産を指示している。

これを受けて、麓刑務所は、自庁を含めた生産施設ごとの生産品目、生産数量等を決定し、生産品目、生産数量、納期等を示した発注書により、自庁で生産すべき品目については自庁の生産部門に対して、麓刑務所以外の6刑事施設(以下「6刑事施設」という。)で生産すべき品目については6刑事施設に対して、それぞれ制服の生産を発注している。

各刑事施設では、発注書に基づき制服の生産を行い、発注元である麓刑務所に製作した制服を納品している。

(注2) 給与頻度 法務省の内部規程により、制服の品目ごとに、3年に1着、1年に1着等と定められている。

(3) 制服に係る原材料の調達等

貴省本省は、制服の生産に必要な表地、裏地、ボタン等の原材料について一括調達を行い、貴省本省から麓刑務所へ管理換を行っている。

原材料の一括調達に当たり、貴省本省は、翌年度(注3)の生産計画数量(着数)に制服1着当たりの生産に必要な表地、裏地等の原材料の使用数量を乗ずるなどして原材料品目ごとの調達数量を算定し、毎年度9月から11月に一般競争契約等により調達している。

調達した原材料については、翌年2月又は3月に麓刑務所へ管理換が行われ、麓刑務所は、これらの原材料を倉庫に保管し、翌年度の生産計画数量分を生産するために、自庁で使用するほか、6刑事施設に制服の生産を発注する都度、その発注分の生産に必要な分量を6刑事施設に送付している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性等の観点から、制服の生産に使用する原材料の調達数量が、生産施設における制服に係る原材料の在庫数量、生産状況等を考慮した適切なものとなっているかなどに着眼して、平成23、24、25、26各年度に貴省本省が一括調達した制服等に係る原材料(調達額計7億4857万余円)を対象として検査した。検査に当たっては、4刑事施設(注3)において、発注書、物品管理簿等の書類を確認したり、担当者から制服の生産状況等について聴取したりするとともに、貴省本省において、担当者から制服に係る原材料の調達数量の算定方法について聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 4 刑事施設 札幌、鳥取、麓、長崎各刑務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

麓刑務所において、制服の主要原材料である表地及び裏地についてみたところ、このうち

上衣及びズボン(厚手)の表地(以下「服地」という。)について、26年度末現在で25,207.20mの在庫を保有していた。

麓刑務所の年度末現在の制服に係る原材料の在庫は、毎年度2月又は3月に、貴省本省から翌年度の制服の生産計画数量分の原材料の管理換が行われることから、①翌年度生産計画数量分として、貴省本省から管理換を受けた原材料の在庫と、②当該年度までの生産計画数量の生産に使用すべき原材料の在庫とに大別される。

そこで、当該年度までの生産計画数量の生産に使用すべき服地についてみたところ、麓刑務所における23年度から26年度までの各年度末現在の在庫数量は、表のとおり、23年度92.31m、24年度1,134.50m、25年度4,353.40m、26年度11,440.70mと年々増加していた。そして、26年度末現在の服地の在庫数量11,440.70mは、男子上衣及びズボン(厚手)約3,213組分に相当するものとなっていた。

表 平成23年度から26年度までの各年度末現在の服地の在庫数量等 (単位：m)

年 度	年度首(4月1日)の服地の在庫数量 (A)	年度中の服地の受払数量		年度末(3月31日)現在の服地の在庫数量		
		貴省本省から管理換を受けた数量 (B)	麓刑務所から生産施設に払出しを行った数量等 (C)	在庫数量 (D=A+B-C)	左のうち翌年度生産計画数量分として、貴省本省から管理換を受けた在庫数量 (E)	当該年度までの生産計画数量の生産に使用すべき在庫数量 (F=D-E)
平成23	31,185.10	25,055.00	31,092.79	25,147.31	25,055.00	92.31
24	25,147.31	25,170.00	24,012.81	26,304.50	25,170.00	1,134.50
25	26,304.50	24,777.00	21,951.10	29,130.40	24,777.00	4,353.40
26	29,130.40	13,766.50	17,689.70	25,207.20	13,766.50	11,440.70

一方、麓刑務所における制服の生産発注状況について、関係書類が保存されていた24、25、26各年度分についてみたところ、各年度で、制服の生産に従事する受刑者数の減少や受刑者の高齢化により生産能力が低下しているなどとして、貴省本省から生産計画数量を指示されながら、生産指示があった前年度2月又は3月から当該年度までに、各生産施設(自庁を含む。)に生産の発注をすることができなかつたものが見受けられ、貴省本省から指示された生産計画数量に占める未発注数量の割合(未発注率)は、男子及び女子刑務官制服10品目の計で、24年度3.0%、25年度4.3%、26年度30.5%となっていた。

そこで、貴省本省の制服に係る原材料の調達数量の算定方法を確認したところ、貴省本省は、毎年度、麓刑務所に指示した過去の制服の生産計画数量に対する実際の生産状況を十分に確認しないまま生産計画数量を決定しており、これにより制服の生産を指示していた。そして、貴省本省は、原材料の調達数量の算定に当たっては原材料の在庫数量は考慮せず、生産計画数量に基づいて原材料を調達した上で、麓刑務所へ管理換を行っていた。

このため、麓刑務所では、制服に係る原材料のうち服地について、26年度末現在で11,440.70m(調達額3171万余円)を当面使用する見込みのない在庫として保有しているなどの状況となっていた。

(是正改善を必要とする事態)

貴省が生産施設における制服に係る原材料の在庫数量、生産状況等を考慮しないまま原材

料を調達している事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、生産施設から制服に係る原材料の在庫数量、生産状況等の報告を受け、これらを制服の生産計画数量の算定及び制服に係る原材料の調達数量の算定に反映させることの必要性についての認識が欠けていることなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

近年、懲役受刑者等の刑務作業による制服の生産については、受刑者数の減少、受刑者の高齢化等により、貴省から指示された生産計画数量を指示どおりに生産することが困難な状況が続いていることなどにより、生産施設における制服に係る原材料の在庫数量は年々増加する傾向となっている。

については、貴省において、刑事施設で生産している刑務官の制服に係る原材料の調達数量が適切なものとなるよう、今後は、生産施設から制服に係る原材料の在庫数量、生産状況等を報告させ、生産状況を踏まえて制服の生産計画数量を算定するとともに、当該生産計画数量、生産施設における原材料の在庫数量等に基づき原材料の調達数量を算定するよう是正改善の処置を求める。

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

刑事施設における診療所管理運営業務委託費の支払について

(平成 25 年度決算検査報告 125 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

月形刑務所等 5 刑事施設は、所在地域の医療法人又は地方公共団体と診療所管理運営業務委託契約を締結して、刑事施設内に設けられた診療所における被収容者の診療、健康診断等の業務を委託している。そして、当該委託費のうち、被収容者に対する診療等に係る医療費の部分については、契約書等に基づき、診療報酬の算定方法を定めた厚生労働省の告示(以下「厚生労働省告示」という。)によるなどして算定された額を委託先が 5 刑事施設に対して請求し、5 刑事施設は請求内容を審査した上で適当であると認めた場合に支払うこととなっている。しかし、5 刑事施設の診療所管理運営業務委託契約において、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たしていないのに、委託先との間で合意があったなどとして、当該診療に係る医療費を支払っている事態が見受けられた。

したがって、法務省において、医療費の支払額の妥当性を確保するために、5 刑事施設に対して指導を行い、医療費の算定は、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある場合を除き、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たす場合に限ることを契約書等に明記するなどするよう、法務大臣に対して平成 26 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、法務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、27 年 2 月に 5 刑事施設に対して事務連

絡を発するなどして指導を行い、これを受けて、5 刑事施設は、同年 4 月の 27 年度の診療所管理運営業務委託契約等の締結に当たり、医療費の算定は、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある場合を除き、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たす場合に限ることを契約書等に明記する処置を講じていた。

第4 外 務 省

第3章
第1節
第4
外務省

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 政府開発援助の実施に当たり、施設の能力を設計する場合に、需要予測を裏付ける調査を十分に実施して、その妥当性を検討し、施設の能力の設計に適切に反映させるなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費
	(2) 独立行政法人国際協力機構 一般勘定
部 局 等	(1) 外務本省、独立行政法人国際協力機構
	(2) 独立行政法人国際協力機構
政府開発援助の内容	(1) 無償資金協力
	(2) 技術協力
検査及び現地調査の実施事業数並びにこれらの事業に係る贈与額計又は経費累計額	(1) 90 事業 558 億 2431 万余円(平成 14 年度～25 年度)
	(2) 31 事業 86 億 4404 万余円(平成 12 年度～26 年度)
	計 121 事業
援助の効果が十分に発現していないと認められる事業数及びこれらの事業に係る贈与額計	(1) 3 事業 5 億 1925 万円(背景金額) (平成 20、21、23、24 各年度)
援助の効果が全く発現していないと認められる事業数及び贈与額	(1) 1 事業 635 万円(平成 24 年度)
調達した機材の一部が援助の目的どおりに使用されていないと認められる事業数及び調達価格	(2) 1 事業 993 万円(平成 24、25 両年度)

【意見を表示したものの全文】

政府開発援助の効果の発現について

(平成 27 年 10 月 29 日付け 外 務 大 臣 宛て)
独立行政法人国際協力機構理事長

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 政府開発援助の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助を実施している。

そして、外務省は、援助政策の企画立案や政策全体の調整等を行っている一方、独立行政

法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施等を行っている。このほか、各府省庁がそれぞれの所掌に係る国際協力として技術協力を実施するなどしている。

無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより行われるものである。無償資金協力は、平成20年9月までは外務省が実施し機構がその一部の実施の促進に必要な業務を行っていたが、同年10月以降は、外務省が実施する一部の無償資金協力を除き、機構が実施することとなっている。そして、外務省が実施する無償資金協力のうち、草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)は、比較的小規模なプロジェクトに対して、在外公館が資金を贈与するものである。

技術協力は、開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修、開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣、機材の供与等を行うもので、機構(15年9月30日以前は国際協力事業団)や各府省庁が実施することとなっている。

有償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、資金供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないように金利、償還期間等について緩やかな条件が付されている資金を供与することにより行われるもので、機構(11年9月30日以前は海外経済協力基金。同年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行)が実施することとなっている。

なお、政府は、27年2月に政府開発援助大綱(平成15年8月閣議決定)を改定して開発協力大綱を閣議決定し、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として、開発協力の実施を推進していくとしている。

26年度におけるこれらの実績は、外務省及び機構が実施した無償資金協力1843億6381万余円、機構が実施した技術協力726億8093万余円及び有償資金協力8272億9534万余円となっている。

2 本院の検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点及び着眼点)

本院は、外務省又は機構が実施する無償資金協力、技術協力及び有償資金協力(以下、これらを合わせて「援助」という。)を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査及び現地調査を実施した。

- ① 外務省及び機構は、事前の調査、審査等において、援助の対象となる事業が、援助の相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)の実情に適応したものであることを十分に検討しているか、また、交換公文、借款契約等に則して援助を実施しているか、さらに、援助を実施した後に、事業全体の状況を的確に把握、評価して、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。
- ② 援助の対象となった施設、機材等は当初計画したとおりに十分に利用されているか、また、事業は援助実施後においても相手国等によって順調に運営されているか、さらに、援助対象事業が相手国等が行う他の事業と密接に関連している場合に、その関連事業の実施に当たり、は行等が生じないよう調整されているか。

(検査及び現地調査の対象及び方法)

本院は、外務本省及び機構本部において協力準備調査報告書等により援助対象事業の説明を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、在外公館及び機構の在外事務所において事業の実施状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

さらに、本院は、援助の効果が十分に発現しているかなどを確認するために、27年次に11か国^(注)において、無償資金協力90事業(贈与額計558億2431万余円)、技術協力31事業(経費累計額86億4404万余円)、有償資金協力27事業(貸付実行累計額4173億8756万余円)、計148事業について、外務省又は機構の職員の立会いの下に相手国等の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況を確認したりして現地調査を実施した。また、相手国等の保有している資料で調査上必要なものがある場合は、外務省又は機構を通じて入手した。

(注) 11か国 カンボジア王国、インド、ケニア共和国、モザンビーク共和国、ネパール連邦民主共和国、パプアニューギニア独立国、ペルー共和国、フィリピン共和国、タンザニア連合共和国、ウズベキスタン共和国、ベトナム社会主義共和国

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査を実施したところ、無償資金協力3事業(贈与額計5億1925万余円)については援助の効果が十分に発現しておらず、また、無償資金協力1事業(贈与額635万余円)については援助の効果が全く発現していなかった。さらに、技術協力1事業については調達した機材の一部(調達価格計993万円)が援助の目的どおりに使用されていなかった。

(1) 援助の効果が十分に発現していない事業

ア 無償資金協力：ウェワク市場及び棧橋建設計画

(ア) 事業の概要

この事業は、パプアニューギニア独立国(以下「PNG」という。)東セピック州ウェワク町において、PNG政府が同町ウェワク市場を利用する水産物小売人の小売活動の促進及び水産物の鮮度を維持し流通の改善を図ることなどを目的に、水産施設の再整備として、市場棟、管理事務所棟等の市場施設の建設、棧橋の架け替え、角氷製氷機、貯水庫等の製氷施設の整備等を行うものである。

外務省は、20年10月にPNG政府との間で取り交わした交換公文に基づき、この事業に必要な資金として20年度2720万円、21年度4億7460万円、計5億0180万円をPNG政府に贈与している。

この事業の実施に先立って、機構は、20年5月に基本設計調査を実施していて、製氷施設の能力の設計に当たっては、同町内における鮮魚の流通量を算定した上で、水産物の鮮度を確保するなどのために必要な角氷の所要量の需要予測を行い、従来は必要に応じて民間の氷販売業者から氷を購入していた漁民を含む住民の全員が、製氷施設の整備後には当該製氷施設で生産された角氷を購入するようになると想定して、角氷製氷機については、1日当たり500kg(12時間当たり250kgを1日2回)と、貯水庫については、最大で1,771kgとしている。その後、事業実施機関である国家漁業公社が、市場施設の建設、棧橋の架け替え、製氷施設の整備等を行い、22年3月にこの事業を完了している。

(イ) 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、製氷施設の使用実績は、角氷製氷機については、設計で1日当たり2回使用するとされているのに、1日当たり1回の使用となっていた。また、PNG政府は、角氷製氷機で生産した角氷を貯氷するために、製氷施設内に別途小型の冷凍庫を設置していて、この事業により整備された貯氷庫については、ほとんど使用されていなかった。

そして、機構が実施した前記の製氷施設の能力の設計における角氷の所要量の需要予測において、漁民を含む住民の全員が、この事業で整備される製氷施設で生産される角氷を購入するようになるとの想定について、機構は、当該想定を裏付ける調査を全く行っていなかった。

イ 草の根無償

(ア) コンボンチャム州チューンプレイ病院整備計画

a 事業の概要

この事業は、カンボジア王国(以下「カンボジア」という。)コンボンチャム州の西部において、コンボンチャム州チューンプレイ病院(以下「チューンプレイ病院」という。)に搬送される緊急患者及び妊産婦が適切な緊急処置及び手術を受けることにより、その死亡率の低下を図ることなどを目的として、チューンプレイ病院に対して、緊急処置及び手術に必要な機材の整備等を行うものである。

在カンボジア日本国大使館(以下「カンボジア大使館」という。)は、この事業の事業実施機関であるコンボンチャム州チューンプレイ・パティエイ保健行政区との間で24年3月に贈与契約を締結して、同月にチューンプレイ病院に麻酔器等の手術機材及び手術用ハサミ、吸引管等の手術器具を整備等するための資金として92,290米ドル(邦貨換算額821万余円)を贈与している。

なお、カンボジア国内の病院は、カンボジア保健省が定めるガイドラインにより、職員数、病床数、医療機器及び医療内容を基準として分けられており、病院ごとに医療レベルが設定され、そのレベルごとに提供可能な医療サービスの内容に制限が課されている。

b 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、事業実施機関は、24年8月にチューンプレイ病院の手術室に手術機材及び手術器具の整備等を行い、同年12月に事業を完了していた。

しかし、チューンプレイ病院では、提供可能な医療サービス内容の制限により、麻酔器を使用する盲腸の切除や帝王切開等の手術等を行うことができないため、このような手術等を必要とする緊急患者及び妊産婦が搬送等されても、この事業により整備された手術機材等を使用した手術等は行われていなかった。また、整備された手術機材等について、ヘルニア及びけがの処置等の手術等に使用されていたものの、一部の手術機材等については、使用することのできる医療技術を習得した医師が同病院に配置されていなかったため、不整脈の治療等に使用される手術機材である除細動器については外部の医師が一度使用したのみであったり、手術器具によっては全く使用されていなかったりしていた。

(イ) マプト州ボアネ郡マバンジャ小学校改装計画

a 事業の概要

この事業は、モザンビーク共和国(以下「モザンビーク」という。)マプト州ボアネ郡において、安全で快適な教育環境を周辺の児童に提供するために、マバンジャ小学校の教室の修繕、机・椅子の調達、教室、トイレ等の清掃管理方法等の研修を行う衛生・健康トレーニングプログラムの実施等を行うものである。在モザンビーク日本国大使館(以下「モザンビーク大使館」という。)は、この事業の事業実施機関であるモザンビーク青少年支援協会との間で25年3月に贈与契約を締結して、同月に教室の修繕等のための資金として114,147米ドル(邦貨換算額924万余円)を贈与している。

b 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、事業実施機関は、マバンジャ小学校の教室、事務室等の修繕については完了させていたものの、机・椅子の調達については138組中117組の調達を行っておらず、衛生・健康トレーニングプログラム等については全く実施していなかった。そして、事業実施機関の代表者は所在不明であり、モザンビーク大使館は、事業実施機関との連絡が取れない状況となっていた。

また、モザンビーク大使館は、過去に実施した草の根無償による小学校建設等のこの事業と類似の事業においても、この事業と同様の事態が発生していたことから、事業実施機関の信頼性等に関する情報を確認するなどの再発防止策を検討して実施することとしていたが、モザンビーク政府に適切な情報提供を求めていなかったなど、当該再発防止策を適切に実施していなかった。

(2) 援助の効果が全く発現していない事業<草の根無償：プノンベン都コークローカー町コミュニティセンター併設託児所建設計画>

ア 事業の概要

この事業は、カンボジアのプノンベン都において、安全で快適な保育環境を提供するための、コミュニティセンターを併設する託児所を建設するものである。

カンボジア大使館は、この事業の事業実施機関であるプノンベン都コークローカー町行政局との間で25年2月に贈与契約を締結して、同月に託児所を建設するための資金として78,430米ドル(邦貨換算額635万余円)を贈与している。

草の根無償の贈与契約においては、事業実施機関は、贈与資金を適正に、かつ、専ら贈与契約に定めている事業に必要な資機材・役務の購入にのみ使用することが定められている。また、外務省が定める「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン(平成24年5月改訂)」によれば、在外公館は、事業の進捗の把握及び問題の早期発見・対応を目的として、事業の進捗状況及び調達した資機材の会計書類等を確認するモニタリングを実施することが定められている。

イ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、贈与資金は25年2月に事業実施機関に支払われたものの、本院の現地調査実施時(27年5月)においても、事業は実施されていなかった。事業実施機関は、過去に草の根無償による事業を実施した実績はなく、本来、

託児所の建設について建設業者と工事契約を締結した上で、贈与資金から建設費用を建設業者に支払うべきところ、25年3月に贈与資金の全額を工事契約とは関わりのないNGOに正当な理由なく支払っていた。カンボジア大使館は、この事業のモニタリングを試みたものの、事業実施機関から十分な協力が得られなかったこともあり、カンボジア大使館が事業実施機関による贈与資金の不適正な支払の事実を把握したのは、資金を贈与してから10か月以上を経過した26年1月であった。その後、同年7月に事業実施機関は、事業の中止を決定し、同月にカンボジア大使館に対し贈与資金を返還する旨の文書を提出したものの、贈与資金については、現地調査実施時(27年5月)においても事業実施機関から返還されていなかった。

(3) 調達した機材の一部が援助の目的どおりに使用されていない事業〈技術協力：ダルエスサラーム電力供給拡充計画フォローアップ協力〉

ア 事業の概要

この事業は、タンザニア連合共和国(以下「タンザニア」という。)ダルエスサラーム市内において、電力供給を行っているタンザニア電力供給公社(以下「公社」という。)が管理運営する送配電施設のうち基幹変電所であるイララ変電所において、過去に我が国の無償資金協力等を通じて設置された施設及び機材の機能回復を支援するなどのフォローアップ協力として、9、10両年度の我が国の無償資金協力「ダルエスサラーム電力供給拡充計画」により設置された既存の11kV遮断器3台(以下「既存遮断器」という。)等の更新等を行うものである。機構は、24、25両年度に6384万余円を支出して調達した機材を、25年7月に事業実施機関である公社に供与している。

イ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、公社は、新遮断器3台(調達価格計993万円)の供与を受けた直後から、新遮断器を既存遮断器とは別の送電経路に設置して使用していた。そして、その後、新遮断器3台を設置した送電経路による送電が停止されたため、25年10月から27年8月までの間、供与された新遮断器3台は全く使用されていなかった。一方、公社は、既存遮断器については手動による制御により引き続き使用していた。このため、イララ変電所の機能の回復のために供与された機材は、その目的どおりに使用されていない状況となっていた。

また、機構は、既存遮断器の更新及び新遮断器の設置については公社が行うこととされていたことから、当該更新及び設置が確実にされることの確認を行っていなかった。

(改善を必要とする事態)

援助の効果が十分に発現していない事態、援助の効果が全く発現していない事態及び調達した機材の一部が援助の目的どおりに使用されていない事態は適切ではなく、外務省及び機構において必要な措置を講じて効果の発現に努めるなどの改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア ウェワク市場及び棧橋建設計画については、機構において、製氷施設の能力の設計に当たって、角氷の所要量の需要予測を裏付ける調査を十分に行っておらず、当該需要予測の妥当性の検討が十分でなかったこと

イ コンボンチャム州チュンプレイ病院整備計画については、外務省において、チュンプレイ病院における医療レベルの状況や、同病院に配置されている医師の医療技術の習得状況について、事前の確認が十分でなかったこと

ウ マプト州ボアネ郡マバンジャ小学校改装計画については、外務省において、類似事業で生じていた事態の原因分析の結果、実施することとしていた再発防止策を実施することの重要性についての理解が十分でなかったこと

エ プノンペン都コークローカー町コミュニティーセンター併設託児所建設計画については、外務省において、過去に草の根無償による事業実績を有していない事業実施機関に対する贈与資金の使用及びモニタリングへの協力についての指導が十分でなかったこと

オ ダルエスサラーム電力供給拡充計画フォローアップ協力については、機構において、フォローアップ協力の実施に当たり、既存遮断器の更新が確実に行われることを確認することとはしていなかったこと

3 本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

ア ウェワク市場及び栈橋建設計画の事態を踏まえて、機構において、今後、無償資金協力を実施するに当たって、水産施設として製氷施設を整備し、需要予測に基づき製氷施設の能力を設計する場合、協力準備調査等において、当該需要予測を裏付ける調査を十分に実施し、当該調査の結果に基づき需要予測の妥当性を検討して製氷施設の能力の設計に適切に反映させること

イ コンボンチャム州チュンプレイ病院整備計画については、外務省において、事業実施機関に対し、チュンプレイ病院に配置された医師が整備された手術機材等を使用するための医療技術を習得する機会を得られるよう働きかけを行うとともに、今後、草の根無償を実施するに当たって、相手国内の医療制度等により、病院ごとに提供可能な医療サービスの内容に制限が課されている中で、病院への医療機材等を整備する場合、当該病院が提供可能な医療サービスの状況や、配置されている医師の医療技術の習得状況について、十分に確認すること

ウ マプト州ボアネ郡マバンジャ小学校改装計画については、外務省において、未調達となっている机・椅子、未実施となっている衛生・健康トレーニングプログラム等が行われるよう引き続きモザンビーク政府に事業実施機関の代表者の所在を把握するなどのための協力を得るようにするとともに、今後、草の根無償を実施するに当たって、相手国において類似事業の援助の効果が十分に発現しない事態について再発防止策がある場合、在外公館に対して当該再発防止策を確実に実施するよう指導すること

エ プノンペン都コークローカー町コミュニティーセンター併設託児所建設計画については、外務省において、贈与資金の早期の返還について事業実施機関に対して引き続き働きかけるとともに、今後、草の根無償による事業を実施するに当たって、過去に草の根無償による事業実績を有していない事業実施機関と贈与契約を締結する場合、当該事業実施機関に対して贈与資金を適正に、かつ、贈与契約に定めている事業に必要な資機材・役務の購入にのみ使用すること及び在外公館が実施するモニタリングに協力することについての指導を十分に行うこと

オ ダルエスサラーム電力供給拡充計画フォローアップ協力の事態を踏まえて、機構において、今後、過去の無償資金協力等を通じて設置した施設及び機材の更新を内容とするフォローアップ協力を実施するに当たって、相手国等が既存の機材の撤去作業及び供与した機材の設置作業を行う場合、現地確認を行ったり事業実施機関に報告させたりするなどして機材の更新が確実に終わるか確認を行うこと

- (2) 債務救済無償資金協力で我が国が資金を贈与した後、被援助国において、長期にわたり、生産物の購入等のための資金等が使用されないままの状態であったり、使途報告書の提出が遅滞していたりなどしている事態について、本省において、支払方法の変更後、現地口座に送金された未使用資金の残高等を把握するとともに、被援助国による資金等の早期使用及び使途報告書の遅滞のない提出につながる働きかけを十分に行える体制を整備するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費	
部 局 等	外務本省	
債務救済無償資金協力の概要	円借款の返済が困難となっている被援助国に対し、原則、返済額と同額の無償資金を贈与する債務救済措置	
債務救済無償資金協りに係る案件数及び贈与金額計	407 案件 4676 億 7000 万余円(昭和 53 年度～平成 14 年度)	
未使用資金に係る案件数及び残高計	19 案件	17 億 6450 万円(背景金額) (平成 27 年 4 月末時点)
未提出案件に係る案件数及び贈与額計	41 案件	186 億 5351 万円(背景金額) (平成 27 年 6 月末時点)

【意見を表示したものの全文】

債務救済無償資金協力で贈与した資金等の使用状況及び使途報告書の提出状況について

(平成 27 年 10 月 29 日付け 外務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 債務救済無償資金協力で贈与した資金等の使用及び使途報告書の提出の概要

(1) 債務救済無償資金協力の採用及び廃止の経緯

我が国は、昭和 53 年の国際連合貿易開発会議(UNCTAD)の貿易開発理事会(TDB)決議を受けて、52 年度以前に実施した円借款の返済が困難となっている国に対して債務救済措置を講ずる必要が生じたことから、原則、返済額と同額の無償資金(以下「資金」という。)を贈与すること(以下「債務救済無償資金協力」という。)による債務救済措置を採用している。そして、貴省は、53 年度から平成 14 年度までの間に債務救済無償資金協力の対象となる国(以下「被援助国」という。)30 か国に対して、計 4676 億余円の債務救済無償資金協力を実施している。

なお、被援助国が債務救済無償資金協力を受けるためには、円借款の返済をあらかじめ行わなければならないことが問題となっていたことなどを背景として、被援助国の負担軽減等のために、貴省は、15年度以降、円借款の債権放棄を実施することとする債務救済措置の見直しを行い、14年度末に債務救済無償資金協力を廃止した。

(2) 債務救済無償資金協力の実施の概要

債務救済無償資金協力の実施に当たって、年度ごとに、被援助国ごとの円借款の返済額を確認した上で、当該被援助国との間で、資金の贈与に関する合意文書(以下「交換公文」という。)を締結したり、協議を行ったりなどして合意事項を決定している。交換公文等で合意された事項の一例を示すとおおむね次のようになっている。

- ① 我が国は、当該被援助国の経済の発展と国民の福祉向上に寄与するために資金の贈与を行うこと、また、贈与の対象について、被援助国は、資金をあらかじめ両国間での合意に基づき、調達の対象を列挙した一覧表に掲げられた生産物及び同生産物に付随する役務の購入に必要な支払、並びに両国が合意するその他の支払(以下、これらの支払の原因となる行為を合わせて「生産物の購入等」という。)のために使用すること
- ② 被援助国は、我が国の銀行(以下「邦銀」という。)に、資金の受入れ及び生産物の購入等に係る代金の支払に限定された被援助国名義の口座(以下「邦銀口座」という。)を開設すること(以下、生産物の購入等のために預金された資金及び預金に伴い発生した利子を合わせて「資金等」という。)
- ③ 被援助国は、贈与された資金等を合理的な期間として贈与後2年以内に使用するよう努力すること
- ④ 被援助国は、生産物の購入等のために資金等を全て使用した場合又は我が国から要請があった場合は、遅滞なく、当該取引についての報告書面(以下「使途報告書」という。)により行うこと

②の生産物の購入等に係る代金の支払については、交換公文ごとに被援助国と邦銀との間の取決めに基づき、邦銀が被援助国に対して信用状を発行し、被援助国は、当該信用状を用いて生産物の購入等に充て、その代金の支払は邦銀が行う方法(以下「邦銀口座払」という。)を実施している。

(3) 支払方法の変更

我が国は、(1)のとおり、昭和53年度に債務救済無償資金協力を実施するに当たって、邦銀口座払によることとしてきたが、貴省本省は、邦銀において邦銀口座払を継続することが困難である事情を受け入れて、平成26年9月に邦銀口座払を廃止している。その際、貴省本省は、被援助国との間で贈与後使用されていない資金等(以下「未使用資金」という。)の使途に関する協議を行った上で、貴省本省が承認した使途に必要な資金等を、邦銀口座から振込先となる被援助国内に所在する銀行内の被援助国名義の口座(以下「現地口座」という。)に送金した上で、当該使途の支払は被援助国が直接行う方法(以下「現地口座払」という。)に変更(以下「支払方法の変更」という。)する旨の訓令を未使用資金を保有する被援助国を管轄する在外公館(以下「在外公館」という。)に発している。

(4) 債務救済無償資金協力に関する過去の検査の状況

債務救済無償資金協力に関しては、本院は、12年3月に、参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定に基づく検査要請を受けて、同年11月に「政府開発援助に関する決議」の実施状況に関する会計実地検査の結果について(以下「12年報告」という。)を

報告した。12年報告において、被援助国からの使途報告書が提出されておらず資金使途が明らかにされていないものが多かったことから、その検査結果に対する所見として、貴省において、資金使途の監視のための取組を今後より一層強化する必要がある旨を記述した。

また、本院は、15年に12年報告のフォローアップ検査を実施して、その状況を平成14年度決算検査報告の特定検査対象に関する検査状況(以下「14年度報告」という。)として掲記した。14年度報告において、本院は、使途報告書の提出状況は相当改善されたものとなっていた一方、資金等は、贈与後、合理的な期間として2年以内に使用するよう努力することとされているのに、被援助国19か国における未使用資金の残高計177億余円のうち贈与後2年を超えるものが計24億余円あり、この中には贈与後10年を超えるものも計1.3億余円あることなどを記述した。そして、貴省においては、今後とも、資金等の使用状況について一層留意するとともに、被援助国の経済の発展と国民の福祉向上に寄与することを企図して実施されているという債務救済無償資金協力による債務救済措置の趣旨が十分認識されるように被援助国に対して適時適切な助言を行う必要がある旨を所見として記述した。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

債務救済無償資金協力については、これまでに未使用資金の残高の状況及び使途報告書の提出状況について検査を実施してきたが、直近の交換公文が締結された15年12月^(注1)から11年余りが経過していることから、本院は、有効性等の観点から、長期にわたり生産物の購入等が実施されず資金等が使用されないままの状態になっているものはないか、また、支払方法の変更後においても、従前と同様、貴省本省において未使用資金の残高を十分に把握できる体制となっているか、長期にわたり使途報告書が提出されていないため資金等の使途を確認できないものはないかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、昭和53年度から平成14年度までの間に被援助国30か国^(注2)に対して贈与された債務救済無償資金協力407案件^(注3)、計4676億余円を対象に、貴省において、資金等の使用状況、使途報告書の提出状況等について、提出を受けた関係資料を分析したり、現地口座払の実施状況について説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

(注1) 平成14年度中に閣議決定し、明許繰越しを行った上で、15年4月から12月までの間に交換公文を締結したものがあることによる。

(注2) 30か国 アフガニスタン・イスラム、バングラデシュ人民、ボツワナ、ブルンジ、中央アフリカ、エジプト・アラブ、エチオピア連邦民主、ギニア、ケニア、ラオス人民民主、マダカスカル、マラウイ、モーリタニア・イスラム、マリ、ミャンマー連邦、ネパール連邦民主、ニジェール、パキスタン・イスラム、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア連邦、スリランカ民主社会主義、スーダン、タンザニア連合、トーゴ、ウガンダ、イエメン、ザンビア各共和国、ポリビア多民族国、インド

(注3) 案件 貴省が、債務救済無償資金協力の件数を被援助国別・資金贈与年度別に区分してそれぞれ集計した単位

(検査の結果)

(1) 資金等の使用及び支払方法の変更後に送金された資金等の把握の状況

ア 資金等の使用状況

邦銀口座における未使用資金の残高は、27年4月末時点で、10か国、19案件、計17億余円となっており、資金等の未使用期間は全て贈与後10年を超え、長期にわたり使用されていなかった。そして、14年度報告の15年4月末及び27年4月末の両時点における贈与後10年を超える未使用資金の残高をそれぞれ比較したところ、表1のとおり、計16億余円増えていた。

表1 未使用資金の残高の比較 (単位：百万円)

平成14年度報告 (15年4月末)時点 (A)		今回 (27年4月末)時点 (B)		増		減		差引増△減 (B)－(A)	
国数	残高	国数	残高	国数	残高	国数	残高	国数	残高
8か国	136	10か国	1,764	7か国	1,732	△5か国	△104	2か国	1,628

注(1) 14年度報告では、未使用資金の残高の集計に当たって、1か国当たり単年度の残高が50万円未満のものについて除外していることから、同じ条件で比較するために、本表においても同様に除外している。

注(2) 10か国 バングラデシュ人民、ボツワナ、中央アフリカ、マラウイ、ミャンマー連邦、ネパール連邦民主、ソマリア連邦、タンザニア連合、イエメン、ザンビア各共和国

27年4月末時点における未使用資金の残高の内訳をみると、表2のとおり、贈与後20年を超えるものが3か国、8案件、計0.3億余円あり、生産物の購入等のための資金等が使用されないままの状態が長期化している状況となっていた。

表2 未使用資金の経過期間別分類(平成27年4月末時点) (単位：百万円)

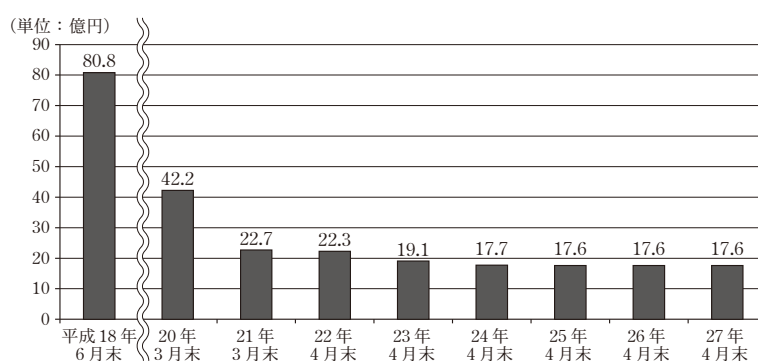
未使用資金の残高計			贈与後10年超20年以内の案件			贈与後20年超の案件		
国数	案件数	残高	国数	案件数	残高	国数	案件数	残高
10か国	19案件	1,764	9か国	11案件	1,733	3か国	8案件	31

(注) 未使用資金が複数の贈与年度に存在する被援助国があるため、国数の合計は一致しない。

前記のとおり、交換公文等での合意に基づき、被援助国は、贈与後、合理的な期間として2年以内に生産物の購入等のために資金等を使用するよう努力することとなっている。そこで、貴省における資金等の早期使用を促す取組の状況を検査したところ、貴省本省は、19年に、被援助国に対して、在外公館を通じて資金等の早期使用を申し入れるとともに、各被援助国における生産物の購入等の計画(以下「使用計画」という。)の作成の有無を確認し、作成されていない場合には、使用計画の作成及び提出を求める取組を行うことにより、実際に被援助国から具体的な資金等の使用見込みについて回答を得るなどしていた。

このような被援助国に対して使用計画の提出等を求めるなどの取組により、図のとおり、18年6月末から21年3月末までの未使用資金の残高は著しく減少していた。その一方で、貴省本省が22年12月に発した訓令によると、19年の調査時点で検討中とされていた使用計画のその後の作成状況が22年12月時点においても貴省本省に報告されていなかったり、19年の調査時点で作成されていた使用計画が27年6月時点においても実行されていないものがあったりなどして、23年4月末から27年4月末までの未使用資金の残高の減少はわずかなものとなっていて、生産物の購入等の実施を促すためのより実効性のある取組を行う必要があると認められる。

図 未使用資金の残高の推移



イ 支払方法の変更後に送金された資金等の把握の状況

貴省本省は、26年9月の支払方法の変更以前には、邦銀口座が開設されていたことにより、毎月末、邦銀から任意に交換公文ごとに邦銀口座にある未使用資金の残高の報告を受けることで、各被援助国における生産物の購入等の実施状況を把握できていた。

しかし、支払方法の変更後、貴省本省は、27年4月までに2被援助国の計3589万余円相当の未使用資金を2被援助国に係る邦銀口座から現地口座へ送金することについて承認しているが、当該未使用資金が27年9月時点で使用されていないことを2被援助国の在外公館においては把握していたものの、貴省本省においては、送金した時点から27年9月時点までの間に未使用資金の残高を把握していなかった。

このことから、長期にわたり資金等が使用されないままの状態になっているにもかかわらず、貴省本省において、未使用資金の残高に応じた資金等の使用を促したり、その使用を把握した場合に用途報告書の提出を促したりするなどの的確な対応について、在外公館に対して指示することが十分に行い得ない状況となっていると認められる。

(2) 用途報告書の提出状況

12年報告、14年度報告等を受けて、貴省は、被援助国へ交換公文に基づく用途報告書の提出の要請を行ったにもかかわらず、贈与した時点から27年6月の貴省本省会計実地検査時点までの間に、用途報告書が貴省に一度も提出されていない案件(以下「未提出案件」という。)が16か国、41案件、計186億余円あった。これら41案件は、全て贈与後10年を超え、長期にわたり未提出案件となっており、その中には、表3のとおり、贈与後20年を超える案件が10か国、24案件、計59億余円含まれていた。

そして、上記41案件の資金等の使用状況についてみると、11か国については22年4月末までに24案件に係る資金等計120億余円を全て使用していたにもかかわらず、また、残り17案件については貴省から一部使用された資金に係る用途報告書の提出の要請を過去に受けていたにもかかわらず、被援助国から用途報告書は提出されていなかった。

表3 未提出案件の経過期間別分類(平成27年6月末時点)

(単位:百万円)

未提出案件の計			贈与後10年超20年以内の案件			贈与後20年超の案件		
国数	案件数	金額	国数	案件数	金額	国数	案件数	金額
16か国	41案件	18,653	9か国	17案件	12,664	10か国	24案件	5,989

注(1) 未提出案件が複数の贈与年度に存在する被援助国があるため、国数の合計は一致しない。

注(2) 16か国 ポツワナ、ブルンジ、中央アフリカ、エチオピア連邦民主、ギニア、ケニア、マダガスカル、マラウイ、ミャンマー連邦、ネパール連邦民主、パキスタン・イスラム、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア連邦、タンザニア連合、イエメン各共和国

また、12年報告以降、貴省本省は、使途報告書の提出が遅滞している理由について在外公館に対して、報告するよう指示したところ、報告のあった13か国のうち、被援助国内で発生した政変等の影響を受けて公文書が散逸したなどとしていた8か国を除く5か国については、記録の不備や担当者の異動、書類の廃棄等を理由として提出されていなかった。これらいずれの理由も、他の被援助国においても発生し得るものとなっていて、各在外公館が個別に対応するだけでなく、各在外公館の状況を把握できる立場にある貴省本省が、把握した情報を基に、使途報告書の遅滞のない提出及び資金等の使途の確認につながる取組に関する訓令を発するなどの総合的な対策を講ずる必要があると認められる。

(改善を必要とする事態)

債務救済無償資金協力について、我が国が資金を贈与した後、長期にわたり生産物の購入等のための資金等が使用されないままの状態になっている事態、支払方法の変更後に現地口座へ送金された資金等について貴省本省が現地口座における未使用資金の残高を適時に把握しておらず、その残高に応じた適切な対応が困難となっている事態及び長期にわたり使途報告書の提出が遅滞しており、資金等の使途を確認できていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、政府承認の問題が生じているなどの理由により被援助国への接触を我が国が控えている場合があることにもよるが、貴省本省において、次のことなどによると認められる。

ア 未使用資金を保有している被援助国に対して、資金等の早期使用に向けた実効性のある取組が十分に行える体制が整備されていないこと、また、支払方法の変更後、送金後の現地口座における未使用資金の残高等を把握する体制が十分に整備されていないこと

イ 生産物の購入等が実施済みであるのに、長期にわたり使途報告書の提出が遅滞している案件について、提出の見込みが低くなる前に、これまでに貴省本省が把握している使途報告書の提出が遅滞している理由が他の被援助国においても発生し得ることを踏まえた対策を講ずる必要があるのに、その取組が十分に行われていないこと、また、現時点で生産物の購入等が未実施である案件についても、その実施後、遅滞なく提出を受けるための取組や過去の教訓を踏まえた遅滞防止策の検討を行うなど、使途報告書の遅滞のない提出及び資金等の使途の確認につながる働きかけを十分に行える体制が整備されていないこと

3 本院が表示する意見

債務救済無償資金協力は、我が国の債務救済措置の見直しにより14年度末で廃止された

が、交換公文等での合意に基づき、被援助国の経済の発展と国民の福祉向上に寄与することを企図して実施されたものであり、被援助国において早期に資金等を使用して援助の目的である生産物の購入等を実施することが望まれる。

については、貴省本省において、債務救済無償資金協力で贈与した資金等について、政府承認の問題が生じているなどの理由により被援助国への接触を我が国が控えている場合を除き、これまで得た知見を利活用するなどして、被援助国による資金等の早期使用及び使途報告書の遅滞のない提出が実施され、債務救済無償資金協力による債務救済措置の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 未使用資金を保有している被援助国に対して、使用計画に基づき生産物の購入等が実施済みとなっているなどの他の被援助国における生産物の購入等の実施事例を在外公館に周知したり、当該被援助国における他の政府開発援助のうち当該援助だけでは不足する資金の補完への活用を図ったりするなどにより、資金等の早期使用に向けたより実効性のある働きかけを行える体制を整備すること、また、支払方法の変更後、2被援助国の現地口座に送金された未使用資金について、被援助国の実情も踏まえつつ、必要に応じて随時その残高等に係る情報を把握する体制を整備した上で、その実施を2被援助国の在外公館に対して指示するとともに、今後、2被援助国以外の被援助国の現地口座に備えるため、当該指示を該当する在外公館に対しても同様に周知すること
- イ 生産物の購入等を実施した後、長期にわたり使途報告書の提出が遅滞している案件について、提出の見込みが低くなる前に提出されるよう、また、生産物の購入等が未実施の案件についても、その実施後、遅滞なく提出を受けることができるよう、あらかじめ使途報告書の作成に必要な書類の整備等を働きかけたり、使途報告書の報告項目や様式の記載例を示すことで取りまとめに時間を要する案件等にも対応できるようにしたりするなど、過去の教訓を踏まえた遅滞防止策を検討することにより、使途報告書の遅滞のない提出及び資金等の使途の確認につながる働きかけを行える体制を整備すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

拠出を必要とする額を邦貨で算定した上で国際機関等に対して拠出金を拠出する場合、当該国際機関等との間で拠出金額を邦貨で伝達し、要請を受けることとする事務手続を定めることにより、拠出を必要とする額を過不足なく拠出するよう改善させたもの

会計名、主管及び科目	一般会計	財務省主管	(部)雑収入 (款)諸収入 (項)雑入
所管、会計名及び科目	外務省所管	一般会計	(組織)外務本省 (項)国際分担金其他諸費 (項)東日本大震災復旧・復興国際分担金其他諸費
	財務省所管	一般会計	(組織)財務本省 (項)財務本省共通費

部 局 等	外務本省		
国際機関等に対する拠出の概要	国際機関等に対して、その活動に必要な経費に充てるために、資金を支出するもの		
国際機関等に対する拠出金額が邦貨で算定した拠出を必要とする額に対して過不足を生じていた拠出金の件数及び外国送金に要した邦貨額	5件 310億8115万余円(平成18、23、24各年度)		
上記の拠出金の拠出に当たり、拠出を必要とする額に対して超過又は不足を生じていた件数及び金額	超過 4件	23億4982万円(平成18、24両年度)	
	不足 1件	933万円(平成23年度)	

1 国際機関等に対する拠出の概要

(1) 国際機関等に対する拠出の概要

外務省は、国際機関、国際的な活動を行っている民間団体等(以下「国際機関等」という。)に対して、その活動に必要な経費に充てるために、資金を支出するなどして拠出等を行っている。国際機関等に対して支出されている資金は、義務的拠出金(分担金を含む)、任意拠出金等に分類される。このうち任意拠出金は、国際機関等が実施する事業等のうち、我が国が重視する特定の国や地域又は特定の分野の事業等、我が国が有益と認め、支援すべきと判断した事業等に対して自発的に支出するものである。

(2) 国際機関等に対する拠出の手続の例

外務省が、国際機関等に対して拠出金を拠出する場合の主な手続について、任意拠出金を拠出する場合の一例を示すと次のとおりである。

外務省は、国際機関等との事前協議を通じて事業を形成して、その事業を実施するために必要と見込まれる経費を積算して拠出を必要とする額を算定した上で、拠出金額として国際機関等に伝達する。そして、国際機関等から当該拠出金額の拠出を要請する文書(以下「要請書」という。)と外務省が当該要請を応諾する文書等とを交換した後に、外務省は拠出金を拠出する。

(3) 外国送金の手続

外国送金を伴う国際機関等への拠出金を拠出する場合、各省各庁の官署支出官は、支出官事務規程(昭和22年大蔵省令第94号)に基づき、外貨を基礎とする外国送金である場合には、外国送金が必要な外貨額を同規程に規定する外国貨幣換算率(以下「支出官レート」という。)により換算した邦貨額を支出の決定の金額とした上で、必要な外貨額を明らかにして、日本銀行に外国送金の依頼をすることとなっている。なお、支出官レートは、毎年度の予算編成に際して、過去の一定期間の外国為替相場の平均を踏まえて財務省により設定されている。

また、日本銀行は依頼を受けた外貨額を外国送金するが、その際に必要な邦貨額は実際に外国送金を行う日に適用される外国為替レート(以下「実勢レート」という。)により算出される。これに対して、当該外貨額を外国送金するために支出の決定の金額として日本銀行が国庫から交付を受ける邦貨額は、前記のとおり支出官レートで決定されるため、両者に差額が生ずることになる。そこで、日本銀行は、貨幣交換差増減整理手続(昭和8年蔵理第788号)に基づき、支出官レートにより決定された支出の決定の金額が、実勢レートにより算出される外国送金に必要な邦貨額に対して不足を生ずる場合には、国庫から補填を受け、余剰が生ずる場合には、余剰額を歳入に組み入れることとなっている。

このような外国送金の手続を経ることから、外貨を基礎とする外国送金を行う場合の国庫の実質的な負担額は、外国送金に必要な外貨額を支出官レートにより邦貨に換算した額ではなく実勢レートにより邦貨に換算した額となる。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

外務省が行う国際機関等に対する拠出には、拠出金により実施される事業に係る主な事業費が国内で支払われることなどから、拠出を必要とする額を邦貨で算定する場合があります。国際機関等が邦貨建て口座を保有していない場合には、外国送金する際に邦貨から外貨への換算が必要になる。

そこで、本院は、経済性、有効性等の観点から、外務省が拠出を必要とする額を邦貨で算定している場合に、国際機関等に対して外国送金された額は適切であるかなどに着眼して、平成18年度から24年度までの間に、拠出を必要とする額を邦貨で算定していた拠出金12件、外国送金に要した邦貨額計354億1811万余円を対象として、外務本省等において、国際機関等からの要請書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

検査の対象とした拠出金12件については、いずれもアジア大洋州地域等の青少年を我が国に招へいするなどの事業であり、それらの実施に伴う主要な経費は国際機関等から委託を受けた日本国内に所在する実施機関等により日本国内で支払われることなどから、外務省は、上記の事業を実施するために必要と見込まれる経費を積算して拠出を必要とする額を邦貨で算定していた。

そして、検査の対象とした国際機関等に対する拠出金のうち、拠出金7件、外国送金に要した邦貨額計43億3695万余円については、拠出先の国際機関等が邦貨建て口座を保有していることなどから、拠出を必要とする額が過不足なく拠出されていた。

一方、拠出金5件、外国送金に要した邦貨額計310億8115万余円については、次の①から⑥までのような拠出の手続や外国送金の手続がとられていたが、このうち、外務省において②及び③の拠出の手続がとられていたことから、国際機関等に対する拠出金額が拠出を必要とする額に対して過不足を生じていた。

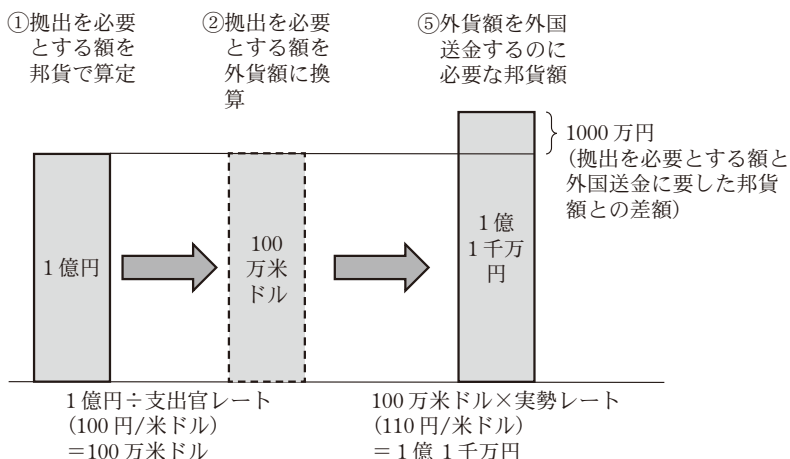
- ① 外務省は、事業を実施するために必要と見込まれる経費を積算して拠出を必要とする額を邦貨で算定する。
- ② 外務省は、拠出金額を国際機関等に外貨で伝達することとしたため、実務上、支出官レートを用いて、邦貨で算定した①の拠出を必要とする額を外貨額に換算する。

- ③ 外務省は、②の外貨額を拠出金額として国際機関等に書面で伝達して、国際機関等から②の外貨額を拠出要請の金額として記載した要請書の送付を受ける。
- ④ 外務省は、③で要請を受けた外貨額を支出官事務規程に基づき、支出官レートにより邦貨額に換算して、換算後の邦貨額を支出の決定の金額とした上で、日本銀行に③で要請を受けた外貨額の外国送金を依頼する。
- ⑤ 日本銀行は、④で依頼された外貨額を外国送金する。その際に必要な邦貨額については、実勢レートにより算出されることとなる。
- ⑥ 支出官レートにより換算した④の支出の決定の金額が実勢レートにより算出した⑤の外国送金に要した邦貨額に対して不足する場合には、貨幣交換差増減整理手続きに基づき、財務省が日本銀行に対して不足する額について補填を行う。一方で、余剰が生じた場合には、日本銀行が余剰額を歳入に組み入れる。具体的には、前記拠出金5件のうち4件について財務省が日本銀行に対して計23億4982万余円の補填を行い、1件については日本銀行が933万余円を歳入に組み入れている。

拠出を必要とする額は、外務省が事業を実施するために必要と見込まれる経費を積算して邦貨で算定したものであり、拠出を必要とする額と同価値の外貨額を国際機関等に拠出することが重要である。しかし、前記のとおり、外務省は、邦貨で算定した拠出を必要とする額を実務上支出官レートをを用いて外貨額に換算した上、当該外貨額を国際機関等に拠出する一方で、当該外貨額を国際機関等に外国送金する際は、国庫としてはこれを実勢レートにより換算した邦貨額を実質的に負担することになるため、換算に用いる支出官レートと実勢レートとの差異により拠出を必要とする額と外国送金に要した邦貨額との間にも差額が生ずることになる。

上記について図に示すと、次のとおりである。

図 拠出を必要とする額と外国送金に要した額との間に差額が生ずる過程の概念図



注(1) 図中の番号は、本文中の拠出の手續及び外国送金の手續の各番号に対応する。

注(2) 上記の金額及び外国為替レートは説明用の例示であり、「外貨額を外国送金するのに必要な邦貨額」が「拠出を必要とする額」を下回る場合もある。

このため、表1及び表2のとおり、前記拠出金5件のうち4件については、国庫は拠出を必要とする額計285億8825万余円を計23億4982万余円超過する計309億3808万余円を負担し、1件については拠出を必要とする額1億5241万余円に対して933万余円不足する1億4307万余円を負担していた。

表1 拠出を必要とする額を超過して拠出していたもの(拠出金4件)

拠出年度	項目 拠出先の国際機関等名	拠出を必要とする額	拠出金として外国送金された外貨額	外貨額Bを外国送金するための国庫の実質的な負担額	超過額
		A	B	C	C-A=D
平成18	東南アジア諸国連合	217億0850万円	1億9557万2072米ドル	230億9706万余円	13億8856万余円
18	南アジア地域協力連合	7億8400万円	706万3063米ドル	8億3414万余円	5014万余円
24	東南アジア諸国連合	58億7975万余円	7258万9592米ドル	67億6389万余円	8億8414万余円
24	カナダ・アジア太平洋財団	2億1600万円	263万4146カナダ・ドル	2億4297万余円	2697万余円
計		285億8825万余円	2億7522万4727米ドル 263万4146カナダ・ドル	309億3808万余円	23億4982万余円

表2 拠出を必要とする額に対して不足して拠出していたもの(拠出金1件)

拠出年度	項目 拠出先の国際機関等名	拠出を必要とする額	拠出金として外国送金された外貨額	外貨額Bを外国送金するための国庫の実質的な負担額	不足額
		A	B	C	A-C=D
平成23	国際連合教育科学文化機関	1億5241万余円	171万2485米ドル	1億4307万余円	933万余円

このように、国際機関等に対する拠出金の拠出に当たり、拠出を必要とする額を超過して拠出していたり、拠出を必要とする額に対して不足して拠出していたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、外務省において、拠出を必要とする額を邦貨で算定した上で国際機関等に拠出金を外国送金する場合に、邦貨額で算定した拠出を必要とする額を過不足なく外国送金するために国際機関等に邦貨で拠出金額を伝達し、要請を受けることなどの必要性についての理解が十分でなく、拠出を必要とする額を過不足なく拠出するために必要となる事務手続を定めていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、外務省は、27年9月に事務手続を定めて、拠出を必要とする額を邦貨で算定した上で国際機関等に対して拠出金を拠出する場合、当該国際機関等との間で拠出金額を邦貨で伝達し、要請を受けることなどにより、拠出を必要とする額を過不足なく拠出することとする処置を講じた。

平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の実施について

〔平成24年度決算検査報告125、707ページ参照〕
〔平成25年度決算検査報告156、841ページ参照〕

1 本院が表示した意見

外務省及び独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、国際社会の平和と発展に貢献することなどを目的として政府開発援助を実施している。しかし、無償資金協力において調達された機材等が使用されていなかったり、技術協力において設置された機材が自発的かつ継続的に維持管理されていなかったり、草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草

の根無償」という。)において調達された機材が全く使用されていなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、無償資金協力については、外務省及び機構において、相手国等に対して、機材等の使用に関して事業効果の早期発現に向けた働きかけを行うとともに、機構において、今後、相手国の公的機関で導入実績のない機材を調達する場合は、当該機材が適切に活用されるよう相手国等に対して機材設置後から適切な働きかけを行ったり、他の設備と接続して使用することにより効果を発現する機材の調達において、接続する設備の更新の必要性についても相手国等と十分に検討を行い、相手国等の実施する事業の内容等に変更の必要が生ずる場合は、相手国等と変更内容を十分確認した上でその内容の明確化を図ったりする必要がある。また、技術協力については、機構において、今後、自立型の料金徴収システムを確立し、住民自らが機材を維持管理することを含む技術協力を実施する場合は、事業の効果が持続的に発現しているかを十分に把握するとともに、問題が発生している場合は相手国等への働きかけを適切に行う必要がある。さらに、草の根無償については、外務省において、事業実施機関の対応等を注視しながら引き続き現地政府等に働きかけるなどして、贈与資金で調達された医療機材の状況や贈与資金の使用状況について把握して、その結果に応じて必要な措置を講じたり、今後、事業実施機関が不誠実な対応を執っていることなどにより事業の進捗に問題が生じている場合は、早期に現地調査を実施するなどするとともに、問題が解決し事後の検証を行うまでの期間は関係書類を保存するなどして事態の改善に十分に活用したりする必要がある。ついては、援助の効果が十分に発現するよう、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 無償資金協力について、外務省及び機構が機材等の使用に関して事業効果の早期発現に向けた働きかけを行った結果、相手国等は機材等を稼働させるなどしていた。また、機構は、25年12月に通知を発して、相手国等において導入実績のない機材が適切に活用されるよう、据付けや初期操作指導等の実施状況及び機材設置後の活用状況を把握することや、問題が確認された場合は相手国に申入れを行うことなどについて機構内部に周知した。さらに、機構は、26年1月に「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」を改訂して、他の設備と接続して使用することにより効果を発現する機材を調達する場合は、その接続する設備の更新の必要性等について相手国等と十分検討を行うことを徹底するとともに、同年2月に通知を発して、事前に合意した相手国等の実施する事業の内容等に変更の必要が生ずる場合は、改めて相手国等と変更内容について十分確認し書面等で明確化を図るよう機構内部に周知した。

イ 技術協力について、機構は、25年11月に通知を発して、事業終了後においても自立型の料金徴収システムや住民による維持管理体制が継続されているかなどの状況について把握することや、問題が発生している場合は相手国に対して対策を講ずるよう適時申入れなどを行うことについて機構内部に周知した。

ウ 草の根無償について、外務省は、現地政府等に働きかけるなどして、贈与資金で調達された医療機材の状況を把握して、26年12月に、低所得者層の住民に対して安価な医療サービスを提供するために、事業実施機関等と協議を行い一時的に保管していた当該医療機材を現地政府に引き渡すとともに、贈与資金の使用状況について把握して、27年6月に、その残金について事業実施機関の清算の処理が開始され次第返還を求める旨、現地政府に対して書簡を発した。また、外務省は、26年6月に通知を発して、事業実施機関が不誠実な対応を執っていることなどにより事業の進捗に問題が生じている場合は、早期に現地調査を実施するなどの対応を執るとともに問題が解決し事後の検証を行うまでの期間は関係書類を保存して事態の改善に十分活用するよう在外公館に周知した。

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 政府開発援助の効果の発現について

(平成25年度決算検査報告144、841ページ参照)

1 本院が表示した意見

外務省及び独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、国際社会の平和と発展に貢献することなどを目的として、開発途上地域の政府等に対する無償資金協力等の政府開発援助を実施している。しかし、一般プロジェクト無償資金協力において、しゅん工前に発生した不具合の原因究明が十分でなく、しゅん工直後から同様の不具合が新たに発生していたり、草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)において、整備した施設が使用されていなかったりして援助の効果が十分に発現していない事態及び草の根無償において、計画変更された事業が進捗せず援助の効果が全く発現していない事態が見受けられた。

したがって、施設整備を伴う一般プロジェクト無償資金協力については、機構において、今後、事業の完了前に不具合が発生した場合は、建設コンサルタントに対してその原因を適切に究明するよう働きかけを行って、その報告内容を十分に確認する必要がある。また、草の根無償については、外務省において、事業実施機関に対して、整備した施設の使用に関して事業効果の早期発現に向けた働きかけを行い、今後、宿泊施設を伴う職業訓練施設を建設する事業を実施するに当たっては、施設が計画どおりに使用されているかを随時確認し、計画どおりに使用されていない場合は事業の目的が達成されるよう適時適切な働きかけを行ったり、建設場所を変更するなどして当初想定していた条件が変更になり事業実施機関が自己負担で施設の整備を行うなどの場合はこれによる事業費の増加等が及ぼす事業への影響を十分に検討したり、井戸を掘削する事業を実施するに当たっては、事業実施機関が井戸の掘削前に行う地下水源調査の結果を十分に確認し、当初の計画を変更する場合は事業費の増加等を調査するなどした上で事業が長期化しないよう事業実施機関に十分に働きかけを行ったりする必要がある。ついては、援助の効果が十分に発現するよう、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 一般プロジェクト無償資金協力を含む機構の実施する施設整備を伴う無償資金協力について、機構は、27年6月に通知を発して、事業の完了前に不具合が発生した場合には、建設コンサルタントに対してその原因を適切に究明するよう働きかけを行って、その報告内容を十分に確認することなどについて機構内部に周知した。
- イ 草の根無償について、外務省は、事業実施機関等に対して整備した施設における事業効果の早期発現に向けた働きかけを行った結果、施設の使用状況が改善されるなどしていた。また、外務省は、27年5月に在外公館に通知を発して、宿泊施設を伴う職業訓練施設を建設する事業を実施するに当たっては、施設が計画どおりに使用されているかを随時確認し、計画どおりに使用されていない場合は事業の目的が達成されるよう事業実施機関に適時適切な働きかけを行ったり、建設場所を変更するなどして当初想定していた条件が変更になり事業実施機関が自己負担で施設の整備を行うなどの場合は当該事業費の増加等が及ぼす事業への影響を十分に検討したり、井戸を掘削する事業を実施するに当たっては、事業実施前に行う審査時に地下水源調査の結果を十分に確認し、当初の計画を変更する場合は事業費の増加等について調査するなどした上で当該変更により事業が長期化しないよう事業実施機関に十分に働きかけを行ったりすることについて周知した。

(2) 草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施について

(平成25年度決算検査報告149ページ参照)

1 本院が表示した意見

外務省は、開発途上にある国又は地域の地方公共団体、非政府組織等(以下、これらを合わせて「事業実施機関」という。)が実施する比較的小規模なプロジェクトに対して、草の根レベルに直接ひ益するきめの細かい援助として草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)を実施している。草の根無償は、在外公館が事業実施機関と贈与契約を締結して、事業実施機関に贈与資金を支払うものであり、贈与契約締結日から事業実施機関が計画していた活動を完了させる日までの期間(以下「実施期間」という。)は1年以内とすることとなっている。そして、在外公館は、事業実施中に事業実施機関から中間報告書を提出させたり、事業実施現場に赴いたりするなどしてモニタリングを実施すること、事業の完了後に事業実施機関から事業完了報告書の提出を受けるなどして事業の完了や実施状況等を確認することなどとなっている。しかし、実施期間が2年超となっていたり事業が未了となっていたりして効果の発現が遅れている事業が多数あったり、事業実施機関から速やかに事業完了報告書が提出されていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、外務省において、在外公館に対して、これまでに実施した草の根無償について、施設整備の有無等の事業内容別の進捗の傾向を十分に把握して分析し、その分析の結果を踏まえて事業のモニタリングを行ったり、見積書を確認して贈与資金を支払う場合は、事業実施国の商慣習等の事情のある場合を除いて事業実施機関に調達契約の早期の締結に向けた働きかけを行ったり、事業実施機関の事業の管理能力に差があることを考慮して、事業実施機関に事業完了報告書の作成に必要な内容を周知するなどの事業完了報告書の提出を速やかに受けられるようにするための働きかけを行ったりすることについて指導するよう、外務大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、外務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省は、本院指摘の趣旨に沿い、27年4月に在外公館に対して通知を発して、次のような処置を講じていた。

ア 施設整備を伴うなど一般的に時間が掛かる傾向にある事業について把握し分析した上で、モニタリング等を行うよう指導した。

イ 見積書を確認して贈与資金を支払う場合は、モニタリング等を通じて、調達契約の締結状況を把握して契約の早期締結に向けて対応するよう指導した。

ウ 事業完了報告書の作成に必要な内容を事業実施機関に周知するなどして、事業完了報告書の提出を速やかに受けられるようにするための取組を行うよう指導した。

第5 財 務 省

不 当 事 項

租 税

(13) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計	国税收納金整理資金	(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	38	税務署	
納 税 者	74	人	
徴収過不足額	徴収不足額	231,086,342 円(平成 21 年度～26 年度)	
	徴収過大額	44,717,000 円(平成 22 年度～24 年度)	

1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手続、納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正であるかについて申告審理を行い、必要があると認める場合には調査等を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

平成 26 年度国税收納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は 67 兆 8574 億余円となっている。このうち源泉所得税は 1396 億余円、源泉所得税及復興特別所得税^(注1)は 16 兆 4744 億余円、申告所得税は 1169 億余円、申告所得税及復興特別所得税は 2 兆 9335 億余円、法人税は 11 兆 9532 億余円、相続税・贈与税は 1 兆 9775 億余円、消費税及地方消費税は 25 兆 1897 億余円となっていて、これら各税の合計額は 58 兆 7851 億余円となり、全体の 86.6% を占めている。

(注1) 復興特別所得税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)に基づくものであり、平成 25 年 1 月から 49 年 12 月までの 25 年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の 2.1% 相当額を上乗せする形で徴収されるもの

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着眼して、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき本院に提出された証拠書類等により検査するとともに、全国の 12 国税局等及び 524 税務署のうち 12 国税局等及び 67 税務署において、申告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査等を求めて、その調査等の結果の内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、38 税務署において、納税者 74 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、72 事項計 231,086,342 円(21 年度から 26 年度まで)不足していたり、2 事項計 44,717,000 円(22 年度から 24 年度まで)過大になっていたりして、不当と認められる。

これを、税目別に示すと表のとおりである。

表 税目別の徴収過不足額等

税目	事項数	徴収不足額	事項数	徴収過大額(△)
源泉所得税、源泉所得税及復興特別所得税	2	円 7,425,442	—	円 —
申告所得税、申告所得税及復興特別所得税	19	70,326,600	1	△ 2,713,600
法人税	30	129,311,800	1	△ 42,003,400
相続税・贈与税	15	16,734,600	—	—
消費税	6	7,287,900	—	—
計	72	231,086,342	2	△ 44,717,000

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、前記の 38 税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

(4) 税目ごとの態様

この 74 事項について、源泉所得税、源泉所得税及復興特別所得税(以下、源泉所得税と源泉所得税及復興特別所得税とを合わせて「源泉所得税」という。)、申告所得税、申告所得税及復興特別所得税(以下、申告所得税と申告所得税及復興特別所得税とを合わせて「申告所得税」という。)、法人税、相続税・贈与税及び消費税の別に、その主な態様を示すと次のとおりである。

ア 源泉所得税

源泉所得税に関して徴収不足になっていた事態が 2 事項あった。これらは、報酬に関する事態である。

報酬の支払者は、支払の際に、所定の方法により計算した源泉所得税を徴収して、徴収の日の属する月の翌月 10 日(以下、この期限を「法定納期限」という。)までに国に納付しなければならないこととなっている。そして、法定納期限までに納付がない場合には、税務署は支払者に対して納税の告知をしなければならないこととなっている。

この報酬に関して、徴収不足になっていた事態が 2 事項計 7,425,442 円あった。その内容は、報酬の支払額について、法定納期限を経過した後も長期間にわたって源泉所得税が納付されていないのに、課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、納税の告知をしていなかったものである。

イ 申告所得税

申告所得税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が20事項あった。この内訳は、不動産所得に関する事態が11事項、事業所得に関する事態が6事項及びその他に関する事態が3事項である。

(ア) 不動産所得に関する事態

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が有する減価償却資産の償却費として不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該資産について取得日等に応じて定められた償却の方法に基づいて計算した金額とすることとなっている。また、個人が貸付けの用に供する不動産を取得する際に支払った仲介手数料は、その取得した不動産の取得価額に含め、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入しないこととなっている。

この不動産所得に関して、徴収不足になっていた事態が10事項計31,384,900円、徴収過大になっていた事態が1事項2,713,600円あった。その主な内容は、減価償却費の計算を誤って必要経費の額を過大に計上していたり、貸付けの用に供した不動産の取得価額に含めなければならない仲介手数料を必要経費に算入していたりしているのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていたものである。

<事例1> 貸付けの用に供した不動産の取得価額に含めなければならない仲介手数料を必要経費に算入していた事態

納税者Aは、平成23年分の申告に当たり、不動産所得の計算において、貸付けの用に供する土地建物を取得する際に支払った仲介手数料12,593,000円を必要経費に算入し、同年分の総収入金額から当該仲介手数料を含めた必要経費等の額を差し引き、不動産所得の金額を41,231,078円と算出していた。

しかし、当該仲介手数料は取得した土地建物の取得価額に含めなければならない、不動産所得の必要経費に算入することはできない。したがって、当該仲介手数料を不動産所得の必要経費から除外するなどして計算すると、納税者Aの不動産所得の金額は55,953,978円となるのに、これを見過ごしたため、申告所得税額5,889,200円が徴収不足になっていた。

(イ) 事業所得に関する事態

個人が事業を営む場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を事業所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、青色申告書の提出について税務署長の承認を受けている事業所得者が、同人の営む事業に専ら従事し生計を一にする親族(以下「青色事業専従者」という。)に対して一定の要件の下に支払った給与については、必要経費に算入することとなっている。

この事業所得に関して、徴収不足になっていた事態が6事項計35,037,400円あった。その主な内容は、青色事業専従者に対する給与の必要経費算入についての規定の適用を誤るなどして必要経費の額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、事業所得の金額を過小のままとしていたものである。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、譲渡所得等に関して、徴収不足になっていた事態が3事項計3,904,300円あった。

ウ 法人税

法人税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が31事項あった。この内訳は、受取配当等の益金不算入に関する事態が7事項、特定同族会社の留保金に対する特別税率に関する事態が3事項及びその他に関する事態が21事項である。

(ア) 受取配当等の益金不算入に関する事態

法人が内国法人から受ける配当等の金額、証券投資信託の収益の分配金のうち内国法人から受ける配当等から成る部分の金額等については、所定の方法により計算した金額を所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっている。ただし、証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金、不動産投資信託の収益の分配金等については、その全額が益金不算入の対象とならないこととなっている。

この受取配当等の益金不算入に関して、徴収不足になっていた事態が7事項計17,892,100円あった。その主な内容は、受取配当等の益金不算入の対象とならない特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金、不動産投資信託の収益の分配金等を受取配当等の益金不算入額としているのに、これを見過ごしたため、所得の金額を過小のままとしていたものである。

<事例2> 受取配当等の益金不算入の対象とならない特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金等を受取配当等の益金不算入額としていた事態

B会社は、平成24年1月から25年12月までの2事業年度分の申告に当たり、特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金の2分の1相当額及び不動産投資信託の収益の分配金の全額を受取配当等の金額に含めて受取配当等の益金不算入額を46,260,032円と計算していた。

しかし、特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金及び不動産投資信託の収益の分配金は、その全額が受取配当等の益金不算入の対象とならないため、2事業年度分の所得の金額が過小となっていたのに、これを見過ごしたため、法人税額24年12月期分6,752,700円及び25年12月期分4,633,100円、計11,385,800円が徴収不足になっていた。

(イ) 特定同族会社の留保金に対する特別税率に関する事態

株主等の1人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人が発行済株式総数又は出資総額の100分の50を超える株式数又は出資金額を有しているなどの会社(資本金又は出資金の額が1億円以下であるものを、原則として除く。以下「特定同族会社」という。)については、通常の法人税のほか、利益のうち社内に留保した金額が一定の金額を超える場合には、その超える部分の金額(以下「課税留保金額」という。)に対し特別税率の法人税を課することとなっている。

この特定同族会社の留保金に対する特別税率に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計38,872,000円、徴収過大になっていた事態が1事項42,003,400円あった。その主な内容は、特定同族会社の課税留保金額の計算を誤っているのに、これを見過ごしたため、特別税率の法人税を課していなかったものである。

＜事例3＞ 特定同族会社の課税留保金額の計算を誤り特別税率の法人税を課していなかった事態

C会社は、平成25年1月から12月までの事業年度分の申告に当たり、特定同族会社の課税留保金額の計算において、利益のうち社内に留保した金額がないとした結果、課税留保金額は算出されないとしていた。

しかし、C会社の申告書の課税留保金額に関する資料によれば、利益のうち社内に留保した金額472,556,531円があることから、所定の計算を行うと課税留保金額155,706,000円が算出され特別税率の法人税が課されるのに、これを見過ごしたため、法人税額24,641,200円が徴収不足になっていた。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、法人税額の特別控除、役員給与の損金不算入等に関して、徴収不足になっていた事態が21事項計72,547,700円あった。

エ 相続税・贈与税

相続税・贈与税に関して徴収不足になっていた事態が15事項あった。この内訳は、相続税については相続税額の加算に関する事態が5事項及びその他に関する事態が4事項、贈与税については有価証券の価額に関する事態が5事項及び直系尊属から住宅取得等資金^(注2)の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例(以下「住宅取得等資金の特例」という。)に関する事態が1事項である。

(注2) 住宅取得等資金 自己の居住の用に供する家屋の新築若しくは取得又は自己の居住の用に供している家屋の増改築等の対価に充てるための金銭

(ア) 相続税

a 相続税額の加算に関する事態

個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して相続税を課することとなっている。そして、財産を取得した者が被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者である場合には、所定の方法により計算した金額にその100分の20に相当する金額を加算するなどした金額をその者の相続税額とすることとなっている。

この相続税額の加算に関して、徴収不足になっていた事態が5事項計4,637,800円あった。その主な内容は、相続により財産を取得した者が被相続人の弟であり、一親等の血族及び配偶者以外の者であるため、相続税額を加算する必要があるにもかかわらず上記の加算をしていないのに、法令等の適用の検討が十分でなかったため、相続税額を過小のままとしていたものである。

b その他に関する事態

aのほか、有価証券の価額等に関して、徴収不足になっていた事態が4事項計3,662,000円あった。

(イ) 贈与税

個人が贈与により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して贈与税を課することとなっている。そして、取得した財産の価額は、贈与により取得した時の時価とすることとなっている。また、個人が22年1月1日以降に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受け、贈与を受けた年の所得税における合計所得金額が2000万円

以下であることなどの一定の要件を満たす場合には、住宅取得等資金の特例の規定が適用され、その贈与により取得した住宅取得等資金のうち一定の額までの金額を贈与税の課税価格に算入しないこととなっている。

この贈与税に関して、徴収不足になっていた事態が6事項計8,434,800円あった。その内容は、取引相場のない株式の価額について時価の算定を誤っていたり、住宅取得等資金の贈与を受けた年の所得税における合計所得金額が2000万円を超えているにもかかわらず誤って住宅取得等資金の特例の規定を適用していたりしているのに、これを見過ごしたため、株式の価額を過小のままとしていたり、贈与税の課税価格を過小のままとしていたりしていたものである。

＜事例4＞ 誤って住宅取得等資金の特例の規定を適用していた事態

納税者Dは、平成23年分贈与税の申告に当たり、住宅取得等資金の特例の規定を適用し、納税者Dの母から贈与された住宅取得等資金10,000,000円を課税価格に算入することなく、課税価格を1,225,000円と算出していた。

しかし、納税者Dの同年分所得税の申告書等によれば、合計所得金額が2000万円を超えていることから、住宅取得等資金の特例の規定は適用できない。したがって、課税価格は当該住宅取得等資金を算入した11,225,000円となるのに、これを見過ごしたため、贈与税額3,240,000円が徴収不足になっていた。

オ 消費税

消費税に関して徴収不足になっていた事態が6事項あった。この内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態が5事項及びその他に関する事態が1事項である。

(ア) 課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態

事業者は、課税期間における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付することとなっている。

この課税仕入れに係る消費税額の控除に関して、徴収不足になっていた事態が5事項計5,692,600円あった。その主な内容は、課税仕入れにならない給料賃金を課税仕入れに係る支払対価の額に計上しているのに、これを見過ごしたため、課税仕入れに係る消費税額の控除額を過大のままとしていたものである。

(イ) その他に関する事態

(ア)のほか、課税売上高の計上に関して、徴収不足になっていた事態が1事項1,595,300円あった。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局別に示すと次のとおりである。

国税局	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相贈統与税		消費税		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)
札幌国税局	3			2	1,720							2	1,720
仙台国税局	4			1	△ 2,713	4	6,032					4	6,032
関東信越国税局	3	1	3,559	2	9,852	1	1,575			1	784	5	15,771

国税局	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相贈 続与 税 税		消費 税		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円
東京国税局	23			15	58,753	19	108,971 1 △ 42,003	13	14,584	5	6,503	52	188,813 1 △ 42,003
金沢国税局	1							2	2,149			2	2,149
名古屋国税局	2					5	10,152					5	10,152
大阪国税局	1					1	2,580					1	2,580
広島国税局	1	1	3,865									1	3,865
計	38	2	7,425	19	70,326 1 △ 2,713	30	129,311 1 △ 42,003	15	16,734	6	7,287	72	231,086 2 △ 44,717

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 国税の口座振替納付に係る領収証書等の調達及び納税者への送付を廃止することにより、口座振替納付に係る経費の節減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国税庁 (項)税務業務費
部 局 等	国税庁
契 約 名	(1) 国税の口座振替納付に関する契約 18 契約 (2) 印刷物の刷成に関する契約(磁気テープ交換用領収証書) 6 契約 (3) 印刷物の刷成に関する契約(被覆用シール) 1 契約
契 約 の 概 要	(1) 納税者の預貯金口座から納付税額を振り替えて、領収証書を納税者に送付するもの (2) 領収証書の書式が印刷された用紙を調達するもの (3) 領収証書に貼付する被覆用シールを調達するもの
契 約 の 相 手 方	(1) 一般社団法人全国銀行協会等 9 団体 (2) トップラン・フォームズ株式会社等 2 会社 (3) シーレックス株式会社
契 約	(1) 平成 24 年 4 月、25 年 4 月 随意契約(単価契約) (2) 平成 24 年 4 月ほか、25 年 4 月ほか 一般競争契約 (3) 平成 25 年 3 月 一般競争契約
支 払 額	(1) 7 億 7494 万余円(平成 24、25 両年度) (2) 5309 万余円(平成 24、25 両年度) (3) 241 万余円(平成 24 年度) 計 8 億 3044 万余円
上記のうち節減 できた口座振替 納付に係る経費	(1) 6 億 4578 万円 (2) 5309 万円 (3) 241 万円 計 7 億 0128 万円

1 国税の口座振替納付の概要等

(1) 国税の口座振替納付の概要

国税の納付には、現金に納付書を添えて日本銀行の代理店としての金融機関(以下「日本銀行代理店」という。)や税務署の窓口で納付する方法、納税者が指定した金融機関の預貯金口座から振替により納付する方法(以下「口座振替納付」という。)等がある。このうち、口座振替納付は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(以下「振替依頼書」という。)の内容が登録された後は自動的に継続して納税することができることから、利便性が高いとして多くの納税者によって利用されており、平成27年現在、申告所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。)、個人事業者に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)等が対象となっている。

(2) 国税の口座振替納付の事務の流れ

国税庁は、毎年度、一般社団法人全国銀行協会等^(注1)9団体との間で口座振替納付1件ごとの手数料に係る単価契約(24、25両年度における単価は63円となっている。)により口座振替納付に関する基本的な事項を定めた契約(以下「基本契約」という。)を締結し、口座振替納付に係る経費として9団体に対して24年度3億8699万余円(口座振替納付の件数6,142,743件)、25年度3億8794万余円(同6,157,892件)、計7億7494万余円(同計12,300,635件)を支払っている。

そして、9団体のうち7団体は、基本契約に基づき、金融機関との間で契約を締結し、口座振替納付に係る業務を実施させている。また、2団体は自ら^(注2)が当該業務を実施している。^(注3)

この口座振替納付における事務の流れは次のようになっている。

- ① 納税者は口座振替納付を希望する税目、預貯金口座等を記載した振替依頼書を所轄税務署に提出し、所轄税務署は、審査をした上で振替依頼書を納税者が指定する金融機関に送付し、当該金融機関は振替依頼書に記載された内容の登録等を行う。
- ② 所轄税務署又は国税庁は、納税者ごとに指定した金額を当該納税者の預貯金口座から振り替えて納付するよう求める書類又は磁気媒体を納期ごとに金融機関に送付する。
- ③ 金融機関は、基本契約に基づき、送付を受けた書類又は磁気媒体により、納税者ごとに指定された金額を納税者の預貯金口座から日本銀行代理店の口座に振り替えて、納税者に代わって納付するとともに、日本銀行代理店に対して、領収証書の書式があらかじめ印刷され、当該書式に振り替えられた金額等が記載された郵便はがき大の用紙に領収印の押印を求める。
- ④ 日本銀行代理店は、領収印を押印した上で領収証書を金融機関に交付し、当該金融機関は、基本契約に基づき、当該領収証書に被覆用シールを貼付するなどした後、郵便はがきとして納税者に送付する。

納税者が日本銀行代理店の窓口で国税を納付する場合には、日本銀行代理店は日本銀行国庫金取扱規程(昭和22年大蔵省令第93号)第35条の3第1項の規定に基づき、納税者に領収証書を交付している。一方、口座振替納付の場合には、国(日本銀行代理店)にとっての納入者は納税者の預貯金口座のある金融機関であり、納税者に送付されている領収証書は、同項の規定に基づくものではなく、基本契約及び各団体が金融機関との間で締結した契約に基づくものである。

(注1) 9団体 一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、株式会社商工組合中央金庫、株式会社ゆうちょ銀行

(注2) 7団体 一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会

(注3) 2団体 株式会社商工組合中央金庫、株式会社ゆうちょ銀行

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

申告所得税及び消費税の納税者のうち口座振替納付の利用者の割合は、25年度の確定申告において、それぞれ59.3%、77.1%を占めている。そして、前記のとおり、領収証書は郵送により納税者に送付されており、その経費は多額に上っている。

そこで、本院は、経済性、効率性等の観点から、口座振替納付の都度、納税者に領収証書を送付する必要があるかなどに着眼して、国税庁及び9団体において、24、25両年度の基本契約及び領収証書等の調達契約を対象として、領収証書の送付状況、口座振替納付の履行状況、単価の内訳等について、契約書、仕様書、その他契約関係書類等で確認したり、担当者から説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 口座振替納付に係る経費等

国税庁は、前記の口座振替納付に係る経費のほかに領収証書の書式が印刷された用紙の製造請負費用として24年度2626万余円、25年度2682万余円、計5309万余円及び被覆用シールの製造請負費用として24年度241万余円を支払っていた。また、国税庁が9団体に対して支払った口座振替納付に係る手数料1件当たりの単価63円の内訳は、金融機関が納税者の預貯金口座から日本銀行代理店の口座に振り替える事務経費相当額10円、領収証書を納税者に送付するための郵送料相当額50円及びこれらに係る消費税相当額となっていた。

(2) 国税の口座振替納付に係る領収証書の必要性

国税庁は、日本銀行代理店の窓口において現金により納付を受けた場合に領収証書を納税者に交付していることと同様に取り扱う必要があるとして、口座振替納付による場合にも、基本契約及び各団体が金融機関との間で締結した契約に基づき、金融機関を通じて領収証書を納税者に送付していた。

この領収証書は、民法(明治29年法律第89号)第486条に規定されている受取証書に該当し、弁済した証拠となる書面としての性格を有することから、納税者が日本銀行代理店の窓口において納付した場合、納税者側から国税を納付した事実を明らかにするためには領収証書が必要となる。これに対して、口座振替納付の場合は、国税が振り替えられた旨、振り替えられた金額、振替日等が記帳された預貯金通帳によって納税者側から口座振替納付が行われた事実を明らかにすることが可能であると認められる。

このように、領収証書の書式が印刷された用紙及び被覆用シールを調達した上で、口座振替納付の都度、金融機関から領収証書を納税者に送付する必要性は高いとは認められないの

に、これにより多額の口座振替納付に係る経費を支払っていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた口座振替納付に係る経費)

上記のことから、口座振替納付の都度、領収証書の送付を行わないこととすると、口座振替納付に係る経費のうち郵送料相当額及びこれに係る消費税相当額 24年度3億2249万余円、25年度3億2328万余円、計6億4578万余円、領収証書の書式が印刷された用紙の製造請負費用 24年度2626万余円、25年度2682万余円、計5309万余円、被覆用シールの製造請負費用 24年度241万余円、合計7億0128万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国税庁において、口座振替納付の都度、金融機関から領収証書を納税者に送付する必要性についての検討が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国税庁は、27年4月に口座振替納付に係る領収証書の送付廃止に伴う金融機関に対する影響を調査し、その調査結果を踏まえ、同年8月に領収証書等の調達及び送付を廃止することとした。そして、金融機関との調整、的確な納税者への対応を実施するなどして、29年中を目途に領収証書等の調達及び送付を廃止し、口座振替納付に係る経費の節減を図ることとする処置を講じた。

- (2) 普通財産の管理及び処分に係る業務を委託するに当たり、総合評価落札方式により落札者を決定する際に加点評価した提案の内容を確実に契約に反映することにより、会計法の趣旨に沿って国にとって最も有利な内容で契約を締結することとなるよう改善させたもの

会 計 名	一般会計、財政投融资特別会計(支出委任分を含む。)、エネルギー対策特別会計(支出委任)、労働保険特別会計(支出委任)、年金特別会計(支出委任)、食料安定供給特別会計(支出委任)、自動車安全特別会計(支出委任)	
部 局 等	財務本省、12財務(支)局等	
契 約 の 概 要	総合評価落札方式による一般競争入札を実施して民間事業者と契約を締結し、普通財産の売払い、貸付けなどに係る申請等書類の徴求及び審査、決議書の作成等の業務や、普通財産の売払いなどの処分に当たり必要となる測量等の物件調査、草刈りや柵設置等の管理等の業務を実施するもの	
契約件数及び契約金額	111件	146億7560万余円(平成23、26両年度)
上記のうち加点評価した提案の内容の全部又は一部を契約に反映していない契約の件数及び契約金額	111件	146億7560万円

1 業務委託の概要

(1) 業務委託の概要

国有財産は、国の行政目的に直接供される行政財産とそれ以外の普通財産に分類されている。このうち、普通財産は売払い、貸付けなどの対象となる財産であり、その管理及び処分は、国有財産法(昭和23年法律第73号)により原則として財務大臣が行うこととなっている。

そのため、財務省は、「財務局の普通財産の管理処分等業務における民間競争入札実施要項」及び「財務局の未利用国有地の管理等業務における民間競争入札実施要項」(以下、これらを合わせて「要項」という。)並びに「普通財産の管理処分等業務に係る業務委託取扱要領について」(平成11年蔵理第2616号)及び「未利用国有地の管理等業務に係る業務委託取扱要領について」(平成26年財理第1597号)(以下、これらを合わせて「要領」という。)に基づき、普通財産の売払い、貸付けなどに係る申請等書類の徴求及び審査、決議書の作成等の業務や、普通財産の売払いなどの処分に当たり必要となる測量等の物件調査、草刈りや柵設置等の管理等の業務を、それぞれ民間事業者に委託して実施している。また、財務省は、特別会計に所属する普通財産の処分等事務について、特別会計を所管する各省各庁からの委任を受けて、本件業務委託の中で実施している。

国の競争契約においては、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の6第1項の規定に基づき、国にとって最も有利な価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることとなっている一方、契約の性質又は目的から、価格のみで契約の相手方を決定し難い場合には、同条第2項の規定に基づき、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができることとなっている。そして、同条第2項の趣旨は、価格以外の条件も含めて落札者を決定し、国にとって最も有利な内容で契約を締結しようとするものとされている。

要項及び要領によれば、本件業務委託に当たっては、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するために、会計法第29条の6第2項の規定に基づいて、総合評価落札方式による一般競争入札を実施することとされている。そして、財務(支)局等は、平成23年度から25年度までの間に実施する業務及び26年度から28年度までの間に実施する業務について、それぞれ対象地域ごとに総合評価落札方式による一般競争入札を実施して、23年度及び26年度に国庫債務負担行為に基づいて複数年度契約を締結している。

(2) 総合評価落札方式による落札者の決定等

要項及び要領によると、総合評価落札方式による落札者の決定等は、次の手順によることとなっている。

- ① 入札参加者は、具体的な業務の実施方法、業務の実施方針に係る改善提案等を記載した提案書を財務(支)局等に提出する。
- ② 財務(支)局等は、提案書の内容が業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるかについての項目(以下「必須評価項目」という。)7項目と、提案書の内容が効果的なものであるかについての項目(以下「加点評価項目」という。)13項目について、財務本省が定めた評価の基準により評価を行う。評価に当たり、必須評価項目については、各項目の

要件を満たしている場合に項目ごとに5点を付与し、また、加點評価項目については、提案書に効果的な改善提案等がある場合に項目ごとに最高で5点までの点数を付与(以下「加點評価」という。)し、これらの点数の合計点(以下「提案書の得点」という。)を算出する。

- ③ 入札参加資格を全て満たし、必須評価項目の要件を全て満たした者は、入札価格を記載した入札書を提出する。
- ④ 財務(支)局等は、入札書に記載された入札価格が予定価格の範囲内であった者のうち、提案書の得点を入札価格で除するなどして総合評価点を算定して、総合評価点が最も高い者を落札者として決定する。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、本件業務委託に係る契約手続について、会計法の趣旨に沿って、落札者の提案の内容が契約に適切に反映されているかなどに着眼して、12財務(支)局等が^(注)23年度及び26年度に締結した111契約(契約金額計146億7560万余円)を対象として、財務本省及び12財務(支)局等において、契約書、仕様書、提案書、評価結果書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 12財務(支)局等 北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、九州各財務局、福岡財務支局、帯広、山形、福島各財務事務所

(検査の結果)

検査したところ、12財務(支)局等は、落札者の提案書に効果的な改善提案等があったことから、上記の111契約に係る全加點評価項目計1,443項目のうち111契約に係る計1,301項目について加點評価し、落札者の総合評価点が最も高かったため、当該者を落札者として決定していた。

しかし、提案の内容の契約への反映状況についてみると、表のとおり、1契約の2項目(これらに係る加點計7点)に係る提案の内容を契約に反映しているのみであり、111契約の計1,299項目(これらに係る加點計3,524.183点)に係る提案の内容については、契約に反映されておらず、契約上、提案がなかった場合と同様に、各財務(支)局等が入札に先立って示した仕様に基づいて業務を行うものにとどまっていた。また、この点について、要領においては、財務(支)局等が加點評価した提案の内容を必ずしも契約に反映しなくてもよいかのようになっていた。

表 加點評価した提案の内容に係る契約への反映状況 (単位：件、項目、点)

区分	契約件数	加點評価項目	加點された点数
契約に反映されているもの	1 (0.9%)	2 (0.2%)	7 (0.2%)
契約に反映されていないもの	111 (100.0%)	1,299 (99.8%)	3,524.183 (99.8%)
計	111 (100.0%)	1,301 (100.0%)	3,531.183 (100.0%)

(注) 加點評価した提案の内容のうち一部のみが反映されている契約があるため、契約件数の各欄を合計しても計欄と一致しない。

＜事例＞

福岡財務支局は、平成26年2月に、福岡県の一部を対象地域とする未利用国有地の管理等業務について、総合評価落札方式による一般競争入札を実施しており、2者が入札に参加していた。入札参加者のうち落札者の提案書には、飛散石事故を防止できる草刈機の使用、不法投棄禁止看板の掲示等の仕様書記載内容に係る改善提案等があり、同支局は必須評価項目について35点、加点評価項目について47.2点を付与して提案書の得点を82.2点とし、これを落札者の入札価格2317万円を除するなどして総合評価点を354.7690点としていた。しかし、同支局が加点評価した落札者の提案の内容は契約に反映されておらず、契約上、提案がなかった場合と同様に、同支局が入札に先立って示した仕様に基づいて業務を行うものにとどまっていた。

なお、前記のとおり、加点評価した落札者の提案の内容は、契約にほとんど反映されていなかったが、仮に、全ての入札参加者について加点評価しなかったとすると、入札価格の最も低い者が最も高い総合評価点を得ていたことになる。そして、前記の111契約に係る入札価格の状況についてみると、4契約において、落札者よりも入札価格が低額であった入札参加者が1者ずつおり、これらの入札参加者の入札価格は落札者の入札価格を計2331万余円下回っていた。

このように、総合評価落札方式による一般競争入札における落札者の決定に際して加点評価した提案の内容が、契約にほとんど反映されていなかった事態は、価格以外の条件も含めて落札者を決定し、国にとって最も有利な内容で契約を締結しようとする会計法第29条の6第2項の趣旨に照らして適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、財務省において、会計法の趣旨に沿って、落札者の決定に際して加点評価した提案の内容を確実に契約に反映する必要があることについて理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、財務省は、会計法の趣旨に沿って国にとって最も有利な内容で契約を締結することとなるよう、27年9月に要領を改正して、今後締結する契約については、落札者の決定に際して加点評価した提案の内容を確実に契約に反映させることとし、その内容等について財務(支)局等に周知する処置を講じた。

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 特定調達に係るガスの契約事務の実施について

(平成25年度決算検査報告166ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

財務省は、一定金額以上の产品及びサービスの調達(以下「特定調達」という。)を行うに当たっては、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている政府調達に関する協定(以下「協定」という。)等及び協定その他の国際約束を実施するための「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(以下「特例政令」という。)等に従った契約手続を実施することとなっている。そして、我が国のガスの小売市場は自由化が進められており、制度上、国内外の事業

者が広く参入できるような状況となっている。しかし、ガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たしているにもかかわらず、一般競争に付するなどの特定調達に係る契約手続が実施されていない事態が見受けられた。

したがって、財務省において、自由化の対象となるガスの調達契約に当たっては一般競争入札を行うとともに、協定の趣旨を十分に理解した上で、これを関係部局に周知徹底し、当該競争入札が特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び特例政令等に基づいて実施するよう、財務大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、財務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、自由化の対象となるガスの調達契約については一般競争入札を行うこととし、26年9月に関係部局に対して通知を発して、当該調達が特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び特例政令等に基づいて実施するよう周知徹底するとともに、同年10月から27年3月までの間に、特定調達の対象となる要件を満たすガスの調達契約について、上記の手続を踏まえて、官報に入札公告を掲載して一般競争に付する処置を講じていた。

(2) 株式会社日本政策金融公庫が中小企業事業で行う証券化支援業務の実施について

(平成25年度決算検査報告170、526ページ参照)

(445ページの経済産業省の項に掲記)

(3) 国有財産台帳等における報告漏れ及び誤びゅう訂正について

(平成25年度決算検査報告170ページ参照)

1 本院が表示した意見

財務大臣が衆議院、参議院、内閣、内閣府、各省、最高裁判所及び会計検査院(以下「各省各庁」という。)の長から送付された報告に基づき作成する「国有財産増減及び現在額総計算書」(以下「総計算書」という。)における「(何年度何々の)報告洩」(以下「報告漏れ」という。)及び「(何々の)誤謬訂正」(以下「誤びゅう訂正」という。)また、以下、「報告漏れ」及び「誤びゅう訂正」を合わせて「報告漏れ等」という。)による増減額は毎年度多額に上っており、報告漏れ等は、総計算書の正確性を損なうものである。財務省は、平成13年に各省各庁に発した「国有財産増減及び現在額報告書の作成等について」(以下「13年通達」という。)に基づき、1件1000万円以上の報告漏れ等が発生した場合は、理由、今後の防止策等(以下、これらを「報告事項」という。)を記載した報告書(以下「発生報告書」という。)を理財局長宛てに速やかに提出させることとしている。しかし、発生原因に応じて適切な発生防止策を講ずることにより発生を抑制できる内的要因による報告漏れ等の額が多額に上っていたり、報告漏れ等の発生防止に資するために徴している発生報告書の提出が速やかかつ適切に行われていなかったり、財務省においてこれらを防止するための取組が十分に行われていなかったり、明白な誤記、誤算等の整理の誤りではないが誤びゅう訂正として処理されているものなど報告漏れ等に係る取扱いが明確となっていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、財務省において、報告漏れ等の発生原因ごとに効果的な発生防止策を改めて検討して各省各庁に対してそれらを周知するなどして国有財産台帳等の誤りの発生を防止するために適切な措置を徹底するよう求めたり、各省各庁に対して速やかかつ適切に発生報告書の提出を行うよう周知徹底を図るとともに国有財産総合情報管理システムを活用するなどして各省各庁による発生報告書の提出の失念、遅延等がないか確認したり、各省各庁で発生した報告漏れ等の状況を適時適切に把握するために、発生報告書について必要な報告事項、添付資料等を検討して書式等を定めたり、報告漏れ等に係る取扱いが明確になっていないものについてはその適切な取扱いを検討し「国有財産台帳等取扱要領について」(以下「取扱要領」という。)等に定めて各省各庁に周知徹底したりするよう、財務大臣に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、財務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 27年3月に事務連絡を発し、各省各庁に対して発生原因に応じた効果的な発生防止策を記載した手順書を配布するなどした。
- イ 各省各庁に対する説明会等において、速やかかつ適切に発生報告書の提出を行うよう周知徹底を図るとともに、前記のシステムから出力される報告漏れ等のリストを活用して発生報告書の提出漏れを確認することとした。
- ウ 27年3月に13年通達を改正して、発生報告書の報告事項を見直し、書式及び添付資料を新たに定めた。
- エ 27年3月に取扱要領を改正するなどして、報告漏れ等に係る取扱いが明確となっていないものについて、取扱いの明確化を図り、各省各庁に対して周知徹底した。

第6 文部科学省

不 当 事 項

役 務

- (14) 全国学力・学習状況調査に係る印刷業務請負契約において、視覚に障害がある児童生徒用の問題用紙等の多くが学校等へ送付されていなかった実態を把握していなかったなどのため、印刷部数が過大となり契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省所轄機関 (項)国立教育政策研究所
部 局 等	国立教育政策研究所
契 約 名	平成 22 年度全国学力・学習状況調査問題用紙(小学校)の印刷一式等 12 契約
契 約 の 概 要	全国学力・学習状況調査に係る問題用紙等の印刷を請け負わせるもの
契 約 の 相 手 方	4 者
契 約	平成 21 年 12 月ほか 契約 12 件(一般競争契約 10 件、随意契約 2 件)
契 約 額	1,003,878,657 円(平成 21 年度、23 年度～25 年度)
上記の契約における印刷部数のうち、視覚に障害がある児童生徒用の問題用紙等に係る印刷部数	201,430 部
上記印刷部数のうち過大となっていた印刷部数	88,479 部
割高となっていた契約額	710 万円(平成 21 年度、23 年度～25 年度)

1 全国学力・学習状況調査の概要等

(1) 全国学力・学習状況調査の概要

文部科学省は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握して分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることなどを目的として、平成 19 年度から毎年度、全国学力・学習状況調査(以下「学力調査」という。)を実施している。

学力調査の実施に当たっては、文部科学省初等中等教育局と国立教育政策研究所(以下「研究所」という。)とにおいて、次のとおり業務を分担している。

ア 初等中等教育局は、学力調査を実施する前年度から実施年度末日までを契約期間とする委託契約を民間業者と締結して、学力調査に必要な情報の整備、問題用紙、解答(回答)^(注1)用紙等(以下、これらを合わせて「問題用紙等」という。)の学校や教育委員会等(以下「学校等」という。)への送付、解答(回答)用紙の回収、採点、集計等の業務を行わせている(以下、委託契約を締結した民間業者を「委託業者」といい、これらの委託業務を「送付

等委託業務]という。)

イ 研究所は、教科に関する調査問題の作成、問題用紙等の印刷、調査結果に係る報告書の作成等の業務を行っている。これらのうち問題用紙等の印刷業務については、学力調査を実施する前年度に民間業者等と請負契約を締結して行わせている(以下、この請負契約を「印刷業務請負契約」といい、これによる印刷業務を「印刷業務請負」という。)。そして、請負業者は、印刷業務請負において印刷した問題用紙等を、研究所等の保管用を除いて送付等委託業務の委託業者へ直接納品することとなっている。

(2) 印刷業務請負の概要

印刷業務請負の対象となる問題用紙等は、①通常の文字により記述されている問題用紙等(以下「通常文字用紙」という。)、②視覚に障害がある児童生徒用として拡大文字又は点字により記述されている問題用紙等、③日本語指導が必要である児童生徒用として総ルビ振りにより記述されている問題用紙等(以下、②と③を合わせて「拡大文字等用紙」という。)及び④点字により記述されている問題用紙等を使用する児童生徒を指導する教員用として点字墨^(注2)訳されている問題用紙等(以下、拡大文字等用紙と合わせて「拡大文字・点字墨訳等用紙」という。)となっている。

そして、研究所は、これらの問題用紙等の印刷部数の算定に当たっては、過去の印刷部数の実績等を参考として、それぞれ学校分(児童生徒分及び教職員分)、教育委員会分等の必要部数の算定を行い、これに予備の部数を加えるなどして決定することとしている。

(注1) 解答(回答)用紙 解答用紙は、教科に関する調査問題に解答する用紙であり、回答用紙は、生活習慣や学校環境に関する調査問題に回答する用紙である。

(注2) 点字墨訳 点字で記述された文章を通常の文字に訳したもの

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、印刷業務請負について、印刷部数の算定に当たり、過去に実施された学力調査における学校等への送付の実績が適切に反映されているかなどに着眼して、21年度から25年度までの間に締結された印刷業務請負契約のうち、東日本大震災の影響により学力調査の実施が見送られた22年度契約を除いた計20契約を対象として、研究所において、予定価格調書、契約書、仕様書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、上記20契約のうち通常文字用紙のみに係る8契約を除いた12契約(契約の相手方計4者、契約額計1,003,878,657円)において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

研究所は、上記の12契約において、拡大文字・点字墨訳等用紙を、21年度36,740部、23年度43,800部、24年度61,570部、25年度59,320部、計201,430部印刷し、委託業者に納品していた。そして、研究所は、印刷業務請負の参考情報として、毎年度、委託業者に依頼して送付等委託業務における問題用紙等の送付状況の報告(以下「送付状況報告」という。)を受けていた。

しかし、送付等委託業務において、拡大文字・点字墨訳等用紙は、教職員が拡大文字等用紙の内容を通常文字用紙により把握できることなどから、その多くが学校等へ送付されていなかった。そして、研究所は、毎年度送付状況報告を受けていたにもかかわらず、このような実態を把握しておらず、拡大文字・点字墨訳等用紙の印刷部数の算定に反映させていな

かった。このため、上記印刷部数のうち計100,302部(21年度分16,852部、23年度分17,273部、24年度分34,243部、25年度分31,934部)が学校等に送付されずに処分されており、印刷部数に対する処分された部数の割合が49.8%(21年度分45.9%、23年度分39.4%、24年度分55.6%、25年度分53.8%)と、通常文字用紙の割合である7.4%と比べて著しく高い状況となっていた。

したがって、処分された拡大文字・点字墨訳等用紙の部数100,302部から、予備相当分の部数11,823部を差し引いたとしても、88,479部が過大に印刷されていたと認められ、これらを除いて契約額を修正計算すると計996,065,127円となり、本件契約額計1,003,878,657円はこれに比べて約710万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において、毎年度の送付状況報告を十分確認しておらず、拡大文字・点字墨訳等用紙の多くが学校等へ送付されていなかった実態を把握していなかったなど、印刷業務請負における印刷部数の経済的な算定に対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

補 助 金

- (15) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (36)

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省	(項)初等中等教育等振興費 (項)義務教育費国庫負担金 (項)私立学校振興費 (項)公立文教施設整備費 (項)沖縄振興交付金事業推進費
部 局 等	文部科学本省、9道県	
補助等の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)等、予算補助	
補助事業者等(事業主体)	道、県7、市4、学校法人9、計21補助事業者等(道、県6、市4、学校法人9、計20事業主体)	
間接補助事業者等(事業主体)	1市	
国庫補助金等	学校施設環境改善交付金(平成22年度以前は安全・安心な学校づくり交付金)、義務教育費国庫負担金等	
上記の国庫補助金等交付額の合計	297,804,577,092円	
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	222,070,862円	

1 補助金等の概要

文部科学省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定が適正に行われているかなどに着眼して、23 都道府県、260 市区町村、1 一部事務組合、33 国立大学法人等、89 学校法人等、25 宗教法人及び9 公益財団法人等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、7 道県、5 市、9 学校法人、計 21 事業主体が学校施設環境改善交付金(平成 22 年度以前は安全・安心な学校づくり交付金)、義務教育費国庫負担金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 222,070,862 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 3,776,099 円

公立高等学校授業料不徴収交付金(以下「交付金」という。)は、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(平成 22 年法律第 18 号)等に基づき、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、国が地方公共団体に対して交付するものである。

交付金の交付額は、同法によれば、同法の「公立高等学校^(注1)については、授業料を徴収しないものとする。」との規定の適用がないとしたならば、地方公共団体が徴収することとなる年間の授業料に相当する額(以下「年間授業料相当額」という。)に相当する金額とされている。そして、年間授業料相当額については、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令」(平成 22 年政令第 112 号)に基づき、当該地方公共団体に係る公立高等学校に当該年度の 10 月 1 日に在学する生徒の数を公立高等学校基礎授業料月額^(注2)の 12 倍に相当する額に乗ずるなどして算定することとなっている。また、文部科学省は、事務連絡等において、交付金の算定対象とする生徒の数には、10 月 1 日現在で休学している生徒のうち、既に標準修業年限^(注2)を超過している生徒及び今後標準修業年限の超過が見込まれる生徒の数を含まないこととしている。

(注 1) 公立高等学校 地方公共団体が設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部

(注 2) 標準修業年限 入学から卒業までに要する標準的な年限で、交付金の算定においては、全日制の公立高等学校では 3 年、定時制及び通信制の公立高等学校では 4 年以内とすることとなっている。

本院が、交付金の算定等について、11 都道府県及び 10 市において会計実地検査を行ったところ、1 県において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	年 度	年間授業 料相当額	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める年間 授業料相 当額	不当と認 める交付 金交付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(15) 新潟県	新潟県	22~26	24,533,966	24,533,966	3,776	3,776	交付金の算定対象とならない生徒を含めていたもの

新潟県は、同県が設置する公立高等学校に10月1日に在学する生徒のうち交付金の算定対象とする生徒の数を平成22年度55,500人、23年度54,819人、24年度53,734人、25年度51,757人、26年度34,196人として、これらに係る年間授業料相当額を22年度5,484,802,501円、23年度5,387,771,482円、24年度5,267,519,266円、25年度5,070,142,495円、26年度3,323,730,355円、計24,533,966,099円と算定し、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、同県が交付金の算定対象とした上記の生徒の数には、①10月1日より前に退学又は転学して既に当該公立高等学校に在学していない生徒、②10月1日現在で休学している生徒のうち、既に標準修業年限を超過している生徒、及び③10月1日現在で休学している生徒のうち、出席日数の不足により当該年度末での卒業が見込めないなどの理由から標準修業年限の超過が確実に見込まれる生徒が、22年度7人、23年度18人、24年度34人、25年度18人、26年度11人、計88人含まれていた。

したがって、上記の各年度における生徒の数を交付金の算定対象とする生徒の数に含めずに適正な交付金の交付額を算定すると、22年度5,484,492,028円、23年度5,386,900,390円、24年度5,266,982,257円、25年度5,068,629,776円、26年度3,323,185,549円となることから、22年度310,473円、23年度871,092円、24年度537,009円、25年度1,512,719円、26年度544,806円、計3,776,099円の交付金が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、交付金の算定対象とする生徒の数についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの

6件 不当と認める国庫補助金 45,856,763円

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。また、負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程(以下、これらを合わせて「小中学校」という。))並びに特別支援学校の小学部及び中学部に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費となっており、その額は、都道府県の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」(平成16年政令第157号。以下「限度政令」という。)に基づいて都道府県ごとに算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の3分の1となっている。

算定総額は、限度政令に基づき、小中学校の教職員に係る基礎給料月額等と同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額と、特別支援学校の小学部及び中学部の教職員に係る基礎給料月額等と同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額とを合算して算定することとなっている。

このうち、基礎給料月額等は、「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則」(平成16年文部科学省令第28号)等に基づき、都道府県ごとに当該年度の5月1日に在職する教職員を対象として算定した教職員一人当たりの給料及び諸手当の単価となっている。

また、算定基礎定数は、当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号)に基づいて標準学級数等により算定した教職員^(注1)の定数(以下「標準定数」という。)に、産休代替教職員及び育児休業代替教職員の実数を加え、育児休業

者の実数を差し引くなどして算定することとなっており、病気休暇を取得した教職員に係る代替教職員の実数は加えることとなっていない。

そして、特別支援学校については、義務教育である小学部及び中学部のほかに幼稚部と高等部を置く学校があるため、当該年度の5月1日現在における標準定数並びに産休代替教職員、育児休業代替教職員及び育児休業者の実数にそれぞれ義務制率^(注2)を乗ずるなどして小学部及び中学部に係る算定基礎定数を算定することとなっている。

(注1) 標準学級数 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号)に規定する学級編制の標準により算定した学級数

(注2) 義務制率 「小学部及び中学部の標準学級数の合計」を「小学部及び中学部の標準学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計」で除して求めた率

本院が、18都道府県において会計実地検査を行ったところ、6道県において、特別支援学校の標準定数及び義務制率については小学部及び中学部の標準学級数を用いて算定すべきであるのに、実学級数を用いて算定し、これらに基づき算定基礎定数を算定していたり、病気休暇を取得した教職員に係る代替教職員の実数は標準定数に加えることとなっていないのに、これを加えて算定基礎定数を算定していたり、実際には5月1日以前に手当の支給要件に該当しなくなっていた教職員で、5月2日以降に事務手続が行われたことにより5月1日以前に遡及して支給対象から除かれた教職員の手当の額を含めるなどして基礎給料月額等を算定していたりしていたため、負担金計45,856,763円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の6道県において、算定基礎定数や基礎給料月額等の算定方法についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

島根県は、平成24、25両年度において、小中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費の算定総額が実支出額を下回ったことから、算定総額を基に24年度12,665,329,783円、25年度12,018,111,431円の負担金の交付を受けていた。

しかし、同県は、特別支援学校の小学部及び中学部の標準定数及び義務制率の算定に当たり、標準学級数(24年度計155学級、25年度計161学級)を用いて算定すべきであるのに、実学級数(24年度計160学級、25年度計163学級)を用いて算定し、これらに基づき算定基礎定数を24年度440人、25年度432人と算定していた。

したがって、上記の標準学級数を用いて適正な標準定数及び義務制率を算定し、これらに基づき適正な算定基礎定数を算定すると、24年度429人、25年度430人となる。そして、これに基づくなどして適正な負担金の額を算定すると、24年度12,648,749,870円、25年度12,016,488,634円となることから、24年度16,579,913円、25年度1,622,797円、計18,202,710円の負担金が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	算定総額 千円	左に対する 負担金 交付額 千円	不当と認 める算定 総額 千円	不当と認 める負担 金交付額 千円	摘 要
(16) 北海道	北海道	25	217,330,401	72,439,893	34,653	11,551	基礎給料月額等の算定が過大となっていたもの
(17) 青森県	青森県	22~25	248,764,116	82,921,372	27,355	9,118	同
(18) 島根県	島根県	24、25	74,055,181	24,683,441	54,608	18,202	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	算定総額 千円	左に対する 負担金 交付額 千円	不当と認 める算定 総額 千円	不当と認 める負担 金交付額 千円	摘 要
(19)	愛媛県 愛媛県	22	60,887,626	20,295,749	4,479	1,493	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの
(20)	長崎県 長崎県	24、25	131,639,814	43,879,938	11,807	3,935	基礎給料月額等の算定が過大となっていたもの
(21)	熊本県 熊本県	24	76,744,487	25,580,920	4,666	1,555	同
(16)-(21)の計			809,421,627	269,801,314	137,570	45,856	

(3) 私立大学等研究設備整備費等補助金が過大に交付されていたもの

5件 不当と認める国庫補助金 23,433,000円

私立大学等研究設備整備費等補助金は、私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和32年法律第18号)等に基づき、私立大学における学術の研究を促進することなどを目的として、私立大学の研究設備の整備に要する経費等の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、同法等によれば、研究設備については、設備の購入に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の3分の2以内の額とすることとされている。そして、補助対象経費が500万円以上であることが交付の要件とされていることから、下限額(500万円)未満の場合は補助の対象とならないこととされている。また、保守管理料及びソフトウェア(設備と一体不可分であり、かつ、経費を区分できないものを除く。)の整備に係る経費は、補助の対象とならないこととされている。

本院が、29学校法人において会計実地検査を行ったところ、5学校法人において、補助の対象とならない保守管理料やソフトウェアの整備に係る経費を補助対象経費に含めていたため、国庫補助金計23,433,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、学校法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

学校法人東北学院は、平成23年度に実施した「大型ディスプレイ GIS 表示システム」の整備に係る経費を対象として、補助対象経費を8,820,517円(国庫補助金5,880,000円)と算定していた。

しかし、同法人は、補助の対象とならない保守管理料452,760円及びソフトウェアの整備に係る経費4,226,662円を補助対象経費に含めていた。

したがって、これらを除外すると、補助対象経費が500万円未満となることから、本件補助事業は、補助の対象とならず、国庫補助金5,880,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	事業主体	補助事業	年度	補助対象 経費 千円	左に対する 国庫補 助金交 付額 千円	不当と認 める補 助 対 象 経 費 千円	不当と認 める国庫 補助金 千円	摘 要
(22)	文部科学 本省	学校法人柘 檀学園 運動機能解 析装置シス テム等	20	12,922	8,614	12,922	8,614	補助の対象とならないソフトウェアの整備に係る経費を除外すると補助対象経費が500万円未満となるもの(東北福祉大学)

第3章 第1節 第6 文部科学省	部局等	事業主体	補助事業	年度	補助対象	左に対する	不当と認	不当と認	摘 要
					経費	国庫補助 金交付額	める補助 対象経費	める国庫 補助金	
					千円	千円	千円	千円	
(23)	文部科学 本省	学校法人東 北学院	大型ディス プレイGIS 表示システ ム	23	8,820	5,880	8,820	5,880	補助の対象 とならない ソフトウェア の整備等に 係る経費等 を除外する と補助対象 経費が500 万円未満と なるもの (東北学 院大学)
(24)	同	学校法人ト ヨタ学園	SPMコント ローラ	21	14,999	9,999	5,384	3,590	補助の対象 とならない ソフトウェア の整備等に 係る経費を 補助対象経 費に含めて いたもの (豊田工 業大学)
(25)	同	学校法人電 波学園	ドライビン グシミュ レータ(D3 Sim)等	20	76,300	50,850	5,475	3,634	同 (愛知工 科大学)
(26)	同	学校法人同 志社	粉体・薄膜・ バルク体形 状・組織観 察特性評価 装置	24	15,130	10,087	2,572	1,715	同 (同志社 大学)
(22)–(26)の計					128,172	85,430	35,175	23,433	

(4) 私立学校施設整備費補助金(研究装置及び ICT 活用推進事業)が過大に交付されてい
たもの 4 件 不当と認める国庫補助金 11,085,000 円

私立学校施設整備費補助金(研究装置及び ICT 活用推進事業)は、私立の大学、短期大学、高等専門
学校(以下、これらを合わせて「私立大学等」という。)及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図る
ことを目的として、学校法人等に対して、研究装置の整備、ICT 活用推進事業等に要する経費の一部
を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大
学・大学院等教育研究装置施設整備費))交付要綱(昭和 58 年文部大臣裁定)等によれば、私立大学におけ
る研究装置の整備については当該研究装置の購入や設置工事に要する経費を、私立大学等における
ICT 活用推進事業については音声映像装置等の ICT 装置の購入やこれに伴い実施される施設の改造工
事等に要する経費を、それぞれ補助対象経費として、これらに補助率 2 分の 1 以内を乗じて算定する
こととされている。

そして、同要綱等によれば、研究装置の整備については、ソフトウェア(装置等と一体不可分であ
り、かつ、経費を区分できないものを除く。)の整備に係る経費は補助の対象とならないこととされて
おり、また、ICT 活用推進事業については、設置後修業年限に相当する年数(大学においては原則 4
年)を経過していない学科(以下「未完成学科」という。)等に係る経費や、新增改築施設に係る工事費等
は補助の対象とならないこととされている。

本院が、28 学校法人において会計実地検査を行ったところ、4 学校法人において、研究装置の整備
について、補助の対象とならないソフトウェアの整備に係る経費を補助対象経費に含めていたり、
ICT 活用推進事業について、補助の対象とならない未完成学科に係る経費や新築施設に係る工事費等

を補助対象経費に含めていたりしていたため、国庫補助金計 11,085,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、学校法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

学校法人芝浦工業大学は、平成 21、23 両年度に、ICT 活用推進事業「豊洲・大宮・芝浦校舎遠隔及びマルチメディア教育環境整備事業」及び「大宮キャンパス 3・4 号館・齋藤記念館教育環境整備事業」を実施しており、ビデオプロジェクター、スクリーン等の ICT 装置の購入、ICT 装置の設置に必要な教室の改造工事等に係る経費を対象として、補助対象経費を 21 年度 84,251,752 円(国庫補助金 42,125,000 円)、23 年度 340,853,570 円(国庫補助金 133,750,000 円)と算定していた。

しかし、同法人は、20 年度に設置され、それぞれの交付年度時点において 4 年を経過しておらず未完成学科であったシステム理工学部生命科学科に係る経費 21 年度 8,337,204 円、23 年度 5,332,593 円を補助対象経費に含めていた。

したがって、これを除外して適正な補助対象経費を算定すると、21 年度 75,914,548 円(国庫補助金 37,957,000 円)、23 年度 335,520,977 円(国庫補助金 131,657,000 円)となり、国庫補助金計 6,261,000 円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

	部局等	事業主体	補助事業	年度	補助対象	左に対する	不当と認	不当と認	摘 要
					経費	国庫補助	める補助	める国庫	
					千円	千円	千円	千円	
(27)	文部科学 本省	学校法人岩 手医科大学	複合タンパ ク質解析シ ステム	23	89,617	44,808	3,401	1,701	補助の対象 とならない ソフトウェア の整備に 係る経費を 補助対象経 費に含めて いたもの (岩手医科 大学)
(28)	同	学校法人芝 浦工業大学	豊洲・大宮・ 芝浦校舎遠 隔及びマルチ メディア 教育環境整 備事業等	21、23	425,105	175,875	13,669	6,261	補助の対象 とならない 未完成学科 に係る経費 を補助対象 経費に含め ていたもの (芝浦工業 大学)
(29)	同	学校法人東 京工芸大学	アニメー ション制作 PC システ ム	25	119,795	59,897	3,601	1,801	補助の対象 とならない 新築施設に 係る工事費 等を補助対 象経費に含 めていたもの (東京工芸 大学)
(30)	同	学校法人日 本医科大学	生体内分子 動態・形態 総合解析シ ステム	23	95,530	37,485	3,368	1,322	補助の対象 とならない ソフトウェア の整備に 係る経費を 補助対象経 費に含めて いたもの (日本医科 大学)
(27)-(30)の計					730,048	318,065	24,040	11,085	

(5) 私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 5,933,000円

私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金は、我が国の高等教育の活性化や教育の質の向上に資することを目的として、学校法人が設置する私立大学等が大学改革に組織的及び体系的に取り組むのに必要な設備備品費等を国が当該学校法人に対して補助するものである。

私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金交付要綱(平成24年文部科学大臣決定)等によれば、この補助金の交付額は、補助事業を実施するために必要な設備備品費等のうち文部科学大臣が認める経費を補助対象経費とし、これに対して予算の範囲内で交付することとされており、次年度以降の経費は補助の対象とならないこととされている。

本院が、27学校法人において会計実地検査を行ったところ、1学校法人において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	事業主体	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
(31) 文部科学本省	学校法人榊檀学園	語学・異文化学習支援室の整備	25	千円 9,408	千円 9,408	千円 5,932	千円 5,933	補助の対象外 (東北福祉大学)

学校法人榊檀学園は、平成25年度に、同法人が設置する東北福祉大学における語学・異文化学習支援室の整備を実施しており、eラーニングシステムの利用に係る経費等を対象として、補助対象経費を9,408,032円(国庫補助金9,408,000円)と算定していた。

しかし、同法人は、補助の対象とならない次年度の同システムの利用に係る経費5,932,328円を補助対象経費に含めていた。

したがって、これを除外して、適正な補助対象経費を算定すると3,475,704円となり、これに対する国庫補助金の額は3,475,000円となることから、前記の国庫補助金交付額9,408,000円との差額5,933,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助対象経費についての理解が十分でなく、次年度の経費を含めて交付申請書、実績報告書等を提出していたのに、文部科学省においてこれらに対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(6) 学校施設環境改善交付金等が過大に交付されていたもの

4件 不当と認める国庫補助金 128,338,000円

学校施設環境改善交付金(平成22年度以前は安全・安心な学校づくり交付金。以下「施設交付金」という。)は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和33年法律第81号)等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

施設交付金の交付額は、学校施設環境改善交付金交付要綱(平成23年文部科学大臣裁定)等によれば、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)ごとに、文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」という。)を乗じて得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額(以下「交付対象工事費」という。)に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定す

際の基礎となる面積(以下「配分基礎面積」という。)を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとされている。

同要綱等によれば、交付対象事業のうち、学校水泳プール(屋内)新改築事業については、交付対象となる施設は年間を通じて利用できる屋内温水プールであって一般に開放するように配慮されていることとされており、学校屋外運動場照明施設新改築事業については、被照明面積に交付対象となる上限が設けられていて、これを超える面積を有する照明施設に係る交付対象工事費の算定に当たっては、当該超過面積に相当する工事費を除外することとされている。また、地震補強工事等を行う補強事業については、配分基礎面積は補強を要する建物の面積とすることとされており、空調設置工事等を行う大規模改造(質的整備)事業については、通常の算定割合は3分の1とすることとされているが、沖縄県については、特例として、普通教室に空調施設を整備する場合にあっては2分の1とすることなどとされている。

また、総務省所管の「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)」(以下「地域交付金」という。)は、「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)制度要綱」(平成25年府地活第125号、総行応第50号等)等に基づき、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的として、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月閣議決定)の迅速かつ円滑な実施ができるよう、地方公共団体が作成した「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)実施計画」に基づき実施する事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費に対して、国が交付するものである。そして、施設交付金の交付を受けて実施される事業は、地域交付金の交付対象にすることができることとなっている。

本院が、18道府県及び177市町村、計195地方公共団体において会計実地検査を行ったところ、4道県の4市において、整備した屋内温水プールが年間を通じて利用できるものとなっていなかったり、整備した照明施設の被照明面積が交付対象となる上限を超えているのに、当該超過面積に相当する工事費を交付対象工事費から除外していなかったり、地震補強工事を実施していない建物の面積を配分基礎面積に含めていたり、普通教室以外の教室等に空調施設を整備していて算定割合の特例を適用できないのに、誤って特例の2分の1を適用していたりなどしていたため、施設交付金計128,338,000円、地域交付金2,750,000円、合計131,088,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4市において施設交付金及び地域交付金の交付要件、交付額の算定方法等についての理解が十分でなかったこと、4道県において4市から提出された交付申請書、実績報告書等に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

札幌市は、平成22、23両年度に桑園小学校学校水泳プール(屋内)新改築事業、北九条小学校学校水泳プール(屋内)新改築事業等30事業を実施し、文部科学省から施設交付金計2,196,246,000円の交付を受けていた。

しかし、同市が上記の事業で整備した桑園小学校及び北九条小学校の学校水泳プールは、夏季の3か月間程度の外気温等を基に同期間にのみ利用するものとして設計されており、プール室や更衣室の室温を適温に保つために必要な暖房装置が設置されていないなどして、年間を通じて利用できるものとなっていなかった。そして、実際にも夏季以外は利用されておらず、また、一度も一般に開放されていなかった。このため、両小学校の学校水泳プールは、上記事業に係る施設交付金の交付対象とはならないものであった。

したがって、両小学校の学校水泳プール(屋内)新改築事業に係る経費を除いて適正な施設交付金の交付額を算定すると計2,076,613,000円となり、計119,633,000円が過大に交付されていた。

<事例2>

岐阜県郡上市は、平成24、25両年度に八幡中学校学校屋外運動場照明施設新改築事業を実施し、文部科学省から施設交付金計17,202,000円の交付を受けていた。また、総務省から地域交付金407,264,000円の交付を受けて、上記の事業に要した経費として19,586,000円を充当していた。

しかし、同市が上記の事業で整備した照明施設は、野球グラウンドの面積9,470㎡を被照明面積として設計及び施工されていて、被照明面積が交付対象となる上限6,000㎡を超えているのに、超過面積3,470㎡に相当する工事費を交付対象工事費から除外していなかった。

したがって、当該超過面積に相当する工事費を除外して、適正な施設交付金の交付額を算定すると計13,145,000円となり、また、これにより適正な地域交付金の交付額を算定すると16,836,000円となることから、施設交付金計4,057,000円、地域交付金2,750,000円、合計6,807,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付金の種類	年 度	交付金の交付額	不当と認める 交付金の交付額	摘 要
(32)	北海道 札幌市	施設交付金 (学校水泳プール(屋内)新改築事業)	22、23	2,196,246	119,633	整備した屋内温水プールが年間を通じて利用できるものとなっておらず交付対象とならないもの
(33)	岐阜県 郡上市	施設交付金 (学校屋外運動場照明施設新改築事業)、 地域交付金	24、25	36,788	6,807	交付対象となる上限を超える被照明面積に相当する工事費を交付対象工事費から除外していなかったもの
(34)	熊本県 熊本市	施設交付金 (補強事業等)	23	458,343	2,365	地震補強工事を実施していない建物の面積を含めて配分基礎面積を算定するなどしていたもの
(35)	沖縄県 南城市	施設交付金 (大規模改造(質的整備)事業)	22	103,753	2,283	普通教室以外の教室等に空調施設を整備していたのに誤って算定割合の特例を適用していたもの
(32)-(35)の計				2,775,544	128,338	

(金額を合計する際には、総務省所管の「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)」に係る金額(77ページの総務省の項「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)」で行った河川整備事業において護床ブロック工の施工が設計と相違していたなどのもの)に掲記)を控除している。)

(7) 沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)が過大に交付されていたもの
1件 不当と認める国庫補助金 3,649,000円

沖縄振興公共投資交付金(以下「交付金」という。)は、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)等に基づき、沖縄の実情に即した事業の的確かつ効果的な実施を図ることを目的として、沖縄県が作成した沖縄振興交付金事業計画(以下「事業計画」という。)に基づく事業のうち、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業の実施に要する費用に対して、国が同県に交付するものである。

文部科学省は、事業計画に基づく事業のうち、公立学校の施設整備を推進して教育環境の維持及び向上を図るために、学校施設環境改善に関する事業を行う市町村に対して同県がその費用の一部を交付するなどの場合に、同県に交付金を交付することとしている。

交付金の交付額は、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(学校施設環境改善に関する事業)(平成24年文部科学大臣決定)等によれば、事業計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(以下「交付対

象事業」という。)ごとに、文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」という。)を乗じて得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積(以下「配分基礎面積」という。)を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとされている。

また、文部科学省の事務連絡によれば、交付対象事業において、交付金及び地方債以外の移転補償費や火災保険金等の特定財源がある場合には、交付金が過大に交付されることのないように、交付金の交付額の算定に当たり、特定財源の額を基に所定の算定方法により配分基礎面積を減じた上で、これにより配分基礎額を算定することなどとされている。

本院が、同県及び管内の5市町において会計実地検査を行ったところ、1市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者(事業主体)	年度	交付金の交付額	不当と認める交付金の交付額	摘要
(36) 文部科学本省	沖縄県	浦添市	24	千円 280,849	千円 3,649	特定財源の額を基に配分基礎面積を減じていなかったもの

浦添市は、学校給食施設である港川共同調理場の敷地の一部が沖縄総合事務局が実施している道路事業区域の対象となったため、交付金の交付対象事業として同調理場を移転するなどの共同調理場改築事業等4事業を実施して、同県から交付金280,849,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、同調理場の移転に伴って沖縄総合事務局から移転補償費として874,645,800円を受領しており、交付金の交付額の算定に当たり、特定財源である上記移転補償費の額を基に所定の算定方法により配分基礎面積を減じた上で、これにより配分基礎額を算定する必要があったのに、これを行わないまま配分基礎面積を862㎡と算定するなどしていた。

したがって、上記移転補償費の額を基に所定の算定方法により配分基礎面積を733㎡に減じた上で、これにより配分基礎額を算定するなどして、適正な交付金の交付額を算定すると277,200,000円となることから、交付金3,649,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金の交付額の算定方法についての理解が十分でなかったこと、同県において同市から提出された実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

国庫補助事業により整備された学校施設の維持管理が適切に行われ、児童生徒の安全確保等が図られるよう、建築点検を適切に実施したり要正事項を早期に是正したりすることの必要性や、要正事項等に係る情報を一元的に管理して計画的に是正を進めていくことの重要性を周知等するよう改善の処置を要求し、及び教育委員会点検を適切に実施するための具体的な方策を検討して示すなどするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)公立文教施設整備費
	{平成11年度以前は、 (組織)文部本省 (項)公立文教施設整備費}

部 局 等	文部科学本省(平成13年1月5日以前は文部本省)		
補助の根拠	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号。平成18年3月31日以前は義務教育諸学校施設費国庫負担法)		
補助事業の概要	公立の小学校、中学校等の学校施設の整備を行う市町村に対してその経費の一部を補助するもの		
検査の対象とした市町村、公立小中学校及びその建築費	616市町村	8,408校	4兆0847億余円
上記に対する国庫補助金相当額			2兆0423億余円
建築点検が適切に実施されていない市町村、公立小中学校及びその建築費	45市町村	694校	3471億余円
上記に対する国庫補助金相当額(1)			1735億円
建築点検又は消防点検における要是正事項が早期に是正されていない市町村、公立小中学校及びその建築費	407市町村	4,338校	2兆2961億余円
上記に対する国庫補助金相当額(2)			1兆1480億円
教育委員会点検が実施されていない市町村、公立小中学校及びその建築費	172市町村	1,834校	8037億余円
上記に対する国庫補助金相当額(3)			4018億円
(1)から(3)までの純計	502市町村	5,992校	1兆4984億円(背景金額)

【改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

国庫補助事業により整備された学校施設の維持管理について

(平成27年10月26日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

1 学校施設の維持管理の概要

(1) 学校施設の老朽化の現状

国庫補助事業により整備された市町村立の小学校及び中学校(以下「公立小中学校」という。)の校舎等(以下「学校施設」という。)は、建築後25年以上を経過して改修を要するものがその保有面積の約7割を占めるなど、老朽化が深刻な状況となっている。このような状況を踏まえて、貴省に設置されている有識者会議が平成25年3月に取りまとめた「学校施設の老朽化対策について」(以下「報告書」という。)によれば、学校施設は、経年劣化により、外壁、窓等の落下や、鉄筋の腐食等による構造体としての強度の低下等の安全面での不具合のみならず、雨漏りなどによる設備機器の破損等の機能面での不具合が生ずることにより児童生徒の学校生活に支障を来すおそれがあるとされている。また、公立小中学校の約9割が地域の応急避難場所となっており、地域の防災機能強化の点からも早急な老朽化対策等が必要であるとされている。このため、学校施設の管理者である市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)は、学校施設の劣化状況等を適切に把握するとともに計画的に整備する必要がある、その際には、より効率的に整備を進める観点から、個々の学校施設ごとに劣化等の情報を管理するだけでなく、域内の学校施設について、一元的に管理することが有効であるとされている。

そして、貴省は、同月に各都道府県教育委員会等に対して通知を発して、市町村において報告書を活用して、学校施設の老朽化対策等に取り組むことを要請している。

(2) 学校施設の点検の概要

学校施設の管理者である市町村は、次のとおり、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び消防法(昭和23年法律第186号)に基づく点検を行うこととなっている。

ア 建築基準法に基づく点検

建築基準法第8条第1項の規定に基づき、学校施設の管理者である全ての市町村は、学校施設の敷地、構造等を常時適法な状態に維持するように努めなければならないこととなっている。また、学校施設の点検等については、同法第12条第1項又は第2項の規定に基づき、次のとおり行うこととなっている。

- ① 建築主事を置く市町村は、学校施設の管理者として、学校施設の敷地及び構造について、定期的に、一級建築士の資格を有する者等(以下「有資格者」という。)にその損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。
- ② 建築主事を置かない市町村であっても、都道府県知事が指定する学校施設を管理する市町村は、その指定された学校施設の敷地、構造及び建築設備について、定期的に、有資格者にその損傷、腐食、その他の劣化の状況等の調査をさせなければならない(以下、①の点検又は②の調査を「建築点検」といい、①及び②の市町村を合わせて「建築点検の義務がある市町村」という。)

建築点検の義務がある市町村は、同法等に基づき、原則として3年以内ごとに、「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」(平成20年国土交通省告示第282号。以下「国土交通省告示」という。)に定められた項目について、建築点検をさせなければならないこととなっている。そして、建築点検の結果、国土交通省告示に定められた各項目の判定基

準に従って是正が必要と判定された事項がある場合は、これを是正するなどして、学校施設の敷地、構造等を常時適法な状態に維持するよう努めなければならないこととなっている。

そして、貴省は、22年4月に校舎において施設の劣化による事故が発生したことなどを踏まえて、同月に各都道府県教育委員会等に対して通知を発して、建築点検の義務がある市町村による建築点検の適切な実施及び学校施設を管理する全ての市町村による学校施設の適正な維持管理に努めるよう要請している。

イ 消防法に基づく点検

消防法第17条第1項の規定に基づき、防火対象物である学校施設の管理者である市町村は、消火設備、避難設備等を、消防法施行令(昭和36年政令第37号)に定める技術上の基準に従って設置し、維持しなければならないこととなっている。また、同法第17条の3の3等の規定に基づき、学校施設の管理者である市町村は、学校施設における消火設備等について、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件について」(平成16年消防庁告示第9号)等に定められた方法に従って、6か月又は1年ごとに、消火設備等を作動させるなどして確認する点検(以下「消防点検」という。)を実施しなければならないこととなっている。そして、消防点検の結果、同告示等に定められた各項目の基準に従って不良と判定された事項がある場合は、これを是正しなければならないこととなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、効率性、有効性等の観点から、国庫補助事業により整備された学校施設の維持管理が適切に行われ、もって児童生徒の安全確保等が図られているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、26年4月時点で、20府県の616市町村が管理している公立小中学校12,537校から抽出した8,408校(建築費計4兆0847億余円、国庫補助金相当額計2兆0423億余円)を対象として、建築点検及び消防点検は適切に実施されているか、建築点検により是正が必要と判定された事項又は消防点検により不良と判定された事項は是正されているか、建築点検の義務がある市町村以外の市町村(以下「建築点検の義務がない市町村」という。)において学校施設の維持管理の一環として点検が適切に実施されているかなどについて、建築点検及び消防点検の実施状況等に係る調書を徴してその内容を分析するとともに、現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 20府県 京都、大阪両府、秋田、山形、茨城、群馬、千葉、神奈川、富山、福井、愛知、岡山、広島、徳島、香川、高知、佐賀、大分、宮崎、鹿児島各県

(注2) 建築費、国庫補助金相当額 建物面積に、公立学校建物の建築に要する経費に係る負担金等の配分基礎額の算定基準として文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた建築単価を乗じて得た額を建築費とし、建築費に補助率1/2を乗じて得た額を国庫補助金相当額として推計したもの

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 建築点検及び消防点検の実施状況

検査の対象とした20府県の616市町村(8,408校)について、21年度から24年度までの間の建築点検及び消防点検の実施状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

建築点検は、建築点検の義務がある市町村 336 市町村(建築点検の対象となる公立小中学校 5,267 校)のうち、建築点検の対象となる全ての公立小中学校について実施していたものが 291 市町村(4,511 校)となっていた。一方、建築点検の義務があるのに、建築点検の対象となる一部の公立小中学校について実施していなかったものが 9 市町(建築点検の対象となる公立小中学校 218 校のうち 156 校)、全ての公立小中学校について実施していなかったものが 36 市町村(538 校)、計 45 市町村(建築点検の義務がある市町村数全体に対する割合 13.3%。694 校(建築費計 3471 億余円、国庫補助金相当額計 1735 億余円))となっていた(表 1 参照)。

表 1 建築点検を適切に実施していなかった市町村の状況

府県名	検査の対象としたもの		建築点検の義務があるもの		一部の公立小中学校について建築点検を実施していなかったもの		全ての公立小中学校について建築点検を実施していなかったもの		建築点検を適切に実施していなかったもの	
	市町村数	公立小中学校数	市町村数 (A)	公立小中学校数 (a)	市町村数 (B)	公立小中学校数 (b)	市町村数 (C)	公立小中学校数 (c)	市町村数計 (E) = (B) + (C)	公立小中学校数計 (e) = (b) + (c)
秋田県	25	289	25	289	0	0	2	35	2	35
山形県	35	342	35	341	0	0	1	33	1	33
茨城県	44	613	44	613	2	11	4	62	6	73
群馬県	35	354	35	353	0	0	2	20	2	20
千葉県	55	844	54	837	1	9	3	29	4	38
神奈川県	33	515	12	360	0	0	3	66	3	66
富山県	15	208	2	64	0	0	1	19	1	19
福井県	17	225	17	225	0	0	0	0	0	0
愛知県	54	923	6	268	1	28	0	0	1	28
京都府	25	362	2	77	0	0	1	16	1	16
大阪府	43	733	43	733	0	0	7	104	7	104
岡山県	28	360	7	139	0	0	5	77	5	77
広島県	23	426	22	407	3	74	2	17	5	91
徳島県	24	238	1	23	0	0	0	0	0	0
香川県	18	209	18	198	0	0	3	30	3	30
高知県	35	270	1	30	0	0	0	0	0	0
佐賀県	20	221	1	26	0	0	0	0	0	0
大分県	18	293	6	132	1	8	0	0	1	8
宮崎県	26	272	4	93	1	26	2	30	3	56
鹿児島県	43	711	1	59	0	0	0	0	0	0
計	616	8,408	336	5,267	9	156	36	538	45	694
割合									13.3% (E/A)	13.1% (e/a)

また、消防点検は、616 市町村の全ての公立小中学校について実施されていた。

(2) 建築点検及び消防点検の点検結果並びに点検結果に対する対応の状況

ア 建築点検及び消防点検の点検結果並びに要是正事項の是正状況

建築点検により是正が必要と判定された事項のうち、過去に老朽化等に起因する事故が報告されるなどしている校舎外壁の劣化及び損傷、防火設備の不作動等の事項、又は消防点検により不良と判定された自動火災報知設備の不作動、避難器具の損傷等の事項(以下、これらを「要是正事項」という。)について、その件数及び是正状況をみると、次のとおりとなっていた。

建築点検の対象となる全ての公立小中学校について建築点検を実施していた291市町村4,511校、一部の公立小中学校について建築点検を実施していた9市町62校、計300市町村4,573校における要是正事項の件数は、230市町村2,438校の延べ27,118件となっていた。そして、要是正事項として、外壁、屋上、天井等の劣化及び損傷、防火設備の閉鎖又は作動の不備等が見受けられるのに、26年4月時点では是正されていない件数は192市町村2,052校(建築費計1兆1190億余円、国庫補助金相当額計5595億余円)の延べ21,871件(要是正事項件数全体に対する割合80.6%)となっており、このうち3年以上の間是正されていない件数は延べ10,106件(同37.2%)となっていた(表2参照)。

表2 建築点検における要是正事項の是正状況

府県名	建築点検を実施していたもの		要是正事項があったもの			要是正事項が是正されていないなかったもの			
	市町村数	公立小中学校数	市町村数	公立小中学校数	延べ件数 (A)	市町村数	公立小中学校数	延べ件数 (B)	3年以上の間 要是正事項が 是正されてい なかった延べ 件数 (C)
秋田県	23	254	17	160	1,772	13	136	1,473	708
山形県	34	308	28	146	512	26	109	410	5
茨城県	40	540	29	200	4,063	24	187	3,097	836
群馬県	33	333	29	253	1,823	17	158	1,432	719
千葉県	51	799	42	565	4,579	36	460	3,718	570
神奈川県	9	294	8	180	1,328	8	133	1,039	403
富山県	1	45	1	33	444	1	33	397	52
福井県	17	225	15	125	849	15	113	505	245
愛知県	6	240	6	207	2,583	5	197	2,408	1,410
京都府	1	61	1	34	544	1	33	536	444
大阪府	36	629	24	274	5,997	16	239	4,926	3,570
岡山県	2	62	2	14	27	2	14	21	9
広島県	20	316	8	74	957	8	72	738	458
徳島県	1	23	1	22	294	1	22	255	255
香川県	15	168	10	70	450	10	68	256	25
高知県	1	30	1	30	330	1	30	295	267

府県名	建築点検を実施していたもの		要是正事項があったもの			要是正事項が是正されていないかつたもの			
	市町村数	公立小中学校数	市町村数	公立小中学校数	延べ件数 (A)	市町村数	公立小中学校数	延べ件数 (B)	3年以上の間 要是正事項が 是正されてい なかつた延べ 件数 (C)
佐賀県	1	26	1	12	128	1	12	126	0
大分県	6	124	4	19	279	4	16	109	96
宮崎県	2	37	2	18	140	2	18	126	34
鹿児島県	1	59	1	2	19	1	2	4	0
計	300	4,573	230	2,438	27,118	192	2,052	21,871	10,106
割合								80.6% (B/A)	37.2% (C/A)

また、消防点検を実施していた616市町村8,408校における要是正事項の件数は、533市町村6,470校の延べ48,270件となっていた。そして、要是正事項として、屋内消火栓設備の劣化、自動火災報知設備の不作動等が見受けられるのに、26年4月時点では是正されていない件数は353市町村3,392校(建築費計1兆7844億余円、国庫補助金相当額計8922億余円)の延べ17,904件(同37.0%)となっており、このうち3年以上の間是正されていない件数は延べ6,670件(同13.8%)となっていた(表3参照)。

表3 消防点検における要是正事項の是正状況

府県名	消防点検を実施していたもの		要是正事項があったもの			要是正事項が是正されていないかつたもの			
	市町村数	公立小中学校数	市町村数	公立小中学校数	延べ件数 (A)	市町村数	公立小中学校数	延べ件数 (B)	3年以上の間 要是正事項が 是正されてい なかつた延べ 件数 (C)
秋田県	25	289	22	229	1,187	14	103	481	273
山形県	35	342	30	256	1,576	18	104	467	234
茨城県	44	613	43	551	4,697	35	373	1,613	501
群馬県	35	354	27	310	2,214	13	105	799	339
千葉県	55	844	52	732	7,541	33	460	3,919	1,456
神奈川県	33	515	32	405	3,601	22	275	1,270	399
富山県	15	208	14	150	1,243	10	53	183	82
福井県	17	225	17	224	1,565	17	216	566	238
愛知県	54	923	51	728	5,404	43	343	1,120	396
京都府	25	362	22	301	1,948	17	184	701	238
大阪府	43	733	41	664	6,378	27	418	3,623	1,164
岡山県	28	360	21	223	1,140	12	78	219	64

府県名	消防点検を実施していたもの		要是正事項があったもの			要是正事項が是正されていないもの			
	市町村数	公立小中学校数	市町村数	公立小中学校数	延べ件数 (A)	市町村数	公立小中学校数	延べ件数 (B)	3年以上の間 要是正事項が 是正されてい なかった延べ 件数 (C)
広島県	23	426	20	287	1,374	14	129	273	110
徳島県	24	238	18	170	362	12	92	137	49
香川県	18	209	16	180	1,572	11	120	1,116	507
高知県	35	270	27	196	1,232	11	83	291	121
佐賀県	20	221	15	106	1,243	9	73	414	193
大分県	18	293	15	215	1,257	12	80	316	146
宮崎県	26	272	20	211	1,022	9	36	160	56
鹿児島県	43	711	30	332	1,714	14	67	236	104
計	616	8,408	533	6,470	48,270	353	3,392	17,904	6,670
割合								37.0% (B/A)	13.8% (C/A)

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

＜事例＞

茨城県水戸市は、平成21年度から24年度までの各年度に、検査の対象とした管内の公立小中学校24校について消防点検を実施しており、その結果、要是正事項は延べ187件となっていた。そして、この中には、公立小中学校に設置されている自動火災報知設備が経年劣化や配線不良のため作動しなかったり、避難器具がフェンスなどの支障物があるため、避難時に使用できなかったりするなどしていたものが含まれていた。しかし、同市は、日常的に使用する施設設備の改修等を優先的に実施しているなどとしていて、上記の24校における要是正事項187件のうち20校の86件(要是正事項件数全体に対する割合45.9%)については是正しておらず、このうち、61件(同32.6%)については3年以上の間是正していなかった。

市町村は、要是正事項が是正されていないことについて、財政状況が厳しいことにも一因があるなどとしているものの、上記の事態については、非常時の避難行動や日常の学校生活に支障を来すおそれがあることから、児童生徒の安全確保及び学校施設の機能保全のために要是正事項を早期に是正する必要があると認められる。

なお、建築点検又は消防点検における要是正事項が早期に是正されていない市町村は、重複分を除くと407市町村(4,338校(建築費計2兆2961億余円、国庫補助金相当額計1兆1480億余円))となっていた。

イ 学校施設の劣化等の情報の管理状況

前記のとおり、貴省は、各都道府県教育委員会等を通じて、市町村において報告書を活用して、学校施設の老朽化対策等に取り組むことなどを要請しており、報告書によれば、学校施設の劣化状況等を踏まえた計画的な整備に当たっては、域内の学校施設の劣化等の情報を一元的に管理することが有効であるとされている。

そこで、要是正事項が早期に是正されていない407市町村について、要是正事項等に係る情報の管理状況をみたところ、要是正事項等を計画的に是正することなどを目的と

して、要是正事項等に係る情報をデータベース化したり、是正の優先順位を設けるなどした一覧表を作成したりするなどして一元的に管理していた市町村は26市町村にとどまっており、残りの381市町村は、これらの情報を一元的に管理していなかった。

しかし、適切に優先順位を設けて計画的に要是正事項を是正するためには、これらの情報の一元的な管理を推進することが重要であると認められる。

(3) 建築点検の義務がない市町村における点検の実施状況

前記のとおり、建築基準法第8条第1項の規定に基づき、学校施設の管理者である全ての市町村は、学校施設の敷地、構造等を常時適法な状態に維持するよう努めなければならないこととなっており、この点について、貴省は、22年4月に発した前記の通知により各都道府県教育委員会等に要請しているところである。

そこで、建築点検の義務がない280市町村(3,112校)において、21年度から24年度までの間に維持管理の一環として学校施設の点検を実施しているかについてみたところ、108市町村は、一部又は全ての公立小中学校について、有資格者が点検を行ったり、国土交通省告示を参考として点検を行ったりするなどして、市町村教育委員会が主体となつて行う専門的な点検(以下「教育委員会点検」という。)を実施していた。そして、このうち42市町村は、教育委員会点検の結果、校舎外壁の剥落、防火設備の不作動等の児童生徒の安全確保等のために是正の必要がある事項が生じていることを把握していた。しかし、残りの172市町村(建築点検の義務がない市町村数全体に対する割合61.4%。1,834校(建築費計8037億余円、国庫補助金相当額計4018億余円))は、教育委員会点検を実施していなかった(表4参照)。

表4 教育委員会点検の実施状況

府県名	建築点検の義務がないもの		教育委員会点検を実施して いた市町村数		教育委員会点検を実施して いなかったもの	
	市町村数 (A) = (C) + (D)	公立小中学校数 (B)	点検を実施して いた市町村数 (C)	是正の必要が ある事項を把握 していた市町村数	市町村数 (D)	公立小中学校数 (E)
千葉県	1	3	0	0	1	3
神奈川県	21	155	9	7	12	50
富山県	13	144	8	3	5	58
愛知県	48	655	9	3	39	515
京都府	23	285	9	5	14	184
岡山県	21	221	4	1	17	178
広島県	1	7	1	0	0	0
徳島県	23	215	9	2	14	121
高知県	34	240	16	5	18	101
佐賀県	19	195	8	3	11	107
大分県	12	161	2	1	10	147
宮崎県	22	179	10	2	12	111
鹿児島県	42	652	23	10	19	259
計	280	3,112	108	42	172	1,834
割合					61.4% (D/A)	58.9% (E/B)

教育委員会点検を実施していた事例を参考に示すと、次のとおりである。

＜参考事例＞

神奈川県綾瀬市は、学校施設の維持保全を目的として、平成18年度から毎年度、管内の公立小中学校15校全てについて、同市が設定した点検項目により一級建築士の資格を有する職員等が点検を実施している。そして、21年度から24年度までの間に実施した点検の結果、同市は、11校47か所において、施設の劣化に伴う校舎外壁のひび割れ、空調ダクトの破損等の児童生徒の安全確保等のために是正の必要がある事項が生じていることを把握しており、当該事項に係る是正のための措置を進めていた。

教育委員会点検を実施していない市町村においても、学校施設の老朽化に伴い、是正の必要がある事項が相当程度生じていると考えられるため、教育委員会点検を適切に実施することにより是正の必要がある事項の有無やその内容を把握する必要があると認められる。

(1)から(3)までのとおり、20府県502市町村が管理する公立小中学校5,992校(各事態の重複分を除く。)の建築費計2兆9968億余円(国庫補助金相当額計1兆4984億余円)について、建築点検が適切に実施されていないなどして、児童生徒の安全確保等を図るための学校施設の維持管理が適切に行われていない状況となっていた。

(1)から(3)までの事態に係る市町村数及び市町村名を示すと表5のとおりである。

表5 (1)から(3)までの事態に係る市町村数及び市町村名

検査の結果	市町村数	府県名	市町村名
(1) 建築点検及び消防点検の実施状況 建築点検が適切に実施されていなかったもの	45	秋田県	秋田市、南秋田郡井川町
		山形県	酒田市
		茨城県	水戸、古河、北茨城、取手、ひたちなか各市、結城郡八千代町
		群馬県	伊勢崎市、利根郡片品村
		千葉県	東金、八千代、白井各市、長生郡白子町
		神奈川県	横須賀、平塚、秦野各市
		富山県	高岡市
		愛知県	一宮市
		京都府	宇治市
		大阪府	岸和田、守口、茨木、寝屋川、和泉、箕面、羽曳野各市
		岡山県	岡山、玉野、笠岡、総社、新見各市
		広島県	呉、三原、福山、東広島各市、山県郡北広島町
		香川県	三豊市、小豆郡土庄町、三豊市観音寺市学校組合
		大分県	宇佐市
宮崎県	都城、延岡、日向各市		
(2) 建築点検及び消防点検における要是正事項の是正状況 建築点検における要是正事項が早期に是正されていなかったもの	192	秋田県	能代、横手、大館、男鹿、湯沢、鹿角、由利本荘、潟上、大仙、北秋田、にかほ、仙北各市、雄勝郡羽後町
		山形県	山形、米沢、鶴岡、新庄、寒河江、上山、村山、長井、天童、東根、尾花沢、南陽各市、東村山郡山辺、西村山郡河北、西川、北村山郡大石田、最上郡最上、東置賜郡高島、川西、西置賜郡小国、白鷹、東田川郡三川、庄内、飽海郡遊佐各町、最上郡鮭川、戸沢両村
		茨城県	土浦、石岡、結城、龍ヶ崎、常総、常陸太田、笠間、取手、牛久、つくば、鹿嶋、潮来、守谷、常陸大宮、那珂、筑西、稲敷、神栖各市、久慈郡大子、稲敷郡阿見、結城郡八千代、北相馬郡利根各町、那珂郡東海、稲敷郡美浦両村
		群馬県	前橋、高崎、桐生、太田、沼田、館林、渋川、みどり各市、北群馬郡吉岡、多野郡神流、甘楽郡甘楽、吾妻郡草津、利根郡みなかみ、邑楽郡明和、千代田各町、吾妻郡高山、利根郡昭和両村

検査の結果	市町村数	府県名	市町村名	
消防点検における要 是正事項が早期に是 正されていないもの	353	千葉県	千葉、銚子、市川、船橋、館山、松戸、野田、茂原、成田、佐倉、旭、習志野、我孫子、鴨川、鎌ヶ谷、君津、富津、浦安、袖ヶ浦、八街、印西、富里、南房総、匝瑳、香取、山武、いすみ各市、印旛郡酒々井、香取郡神崎、多古、東庄、山武郡芝山、横芝光、長生郡一宮、睦沢、夷隅郡大多喜各町	
		神奈川県	横浜、川崎、相模原、鎌倉、藤沢、茅ヶ崎、厚木、大和各市	
		富山県	富山市	
		福井県	福井、小浜、大野、勝山、鯖江、あわら、越前、坂井各市、吉田郡永平寺、今立郡池田、南条郡南越前、丹生郡越前、大飯郡高浜、おおい、三方上中郡若狭各町	
		愛知県	名古屋、豊橋、岡崎、春日井、豊田各市	
		京都府	京都市	
		大阪府	堺、吹田、泉大津、高槻、貝塚、河内長野、松原、大東、柏原、高石、藤井寺、東大阪、四條畷、交野各市、泉南郡熊取、岬両町	
		岡山県	倉敷、津山両市	
		広島県	広島、呉、尾道、福山、庄原、大竹、東広島、廿日市各市	
		徳島県	徳島市	
		香川県	高松、丸亀、坂出、善通寺、観音寺、さぬき各市、小豆郡小豆島、木田郡三木、綾歌郡綾川、仲多度郡琴平各町	
		高知県	高知市	
		佐賀県	佐賀市	
		大分県	中津、日田、佐伯、宇佐各市	
		宮崎県	宮崎、都城両市	
		鹿児島県	鹿児島市	
			秋田県	秋田、男鹿、湯沢、鹿角、由利本荘、潟上、北秋田、にかほ、仙北各市、山本郡三種、八峰、南秋田郡八郎潟、仙北郡美郷、雄勝郡羽後各町
			山形県	山形、米沢、酒田、新庄、上山、長井、天童、東根、尾花沢、南陽各市、東村山郡山辺、西村山郡河北、西川、大江、北村山郡大石田、東置賜郡高畠、西置賜郡小国、白鷹各町
			茨城県	水戸、日立、土浦、古河、石岡、龍ヶ崎、下妻、常総、高萩、取手、牛久、つくば、ひたちなか、鹿嶋、潮来、守谷、常陸大宮、那珂、筑西、坂東、稲敷、かすみがうら、桜川、神栖、行方、銚田、つくばみらい、小美玉各市、東茨城郡茨城、大洗、久慈郡大子、稲敷郡阿見、河内、猿島郡五霞各町、那珂郡東海村
			群馬県	前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田、沼田、館林、渋川、藤岡各市、甘楽郡甘楽、吾妻郡中之条、草津各町、吾妻郡嬬恋村
		千葉県	千葉、銚子、市川、船橋、松戸、野田、茂原、成田、佐倉、東金、旭、習志野、柏、勝浦、市原、流山、八千代、我孫子、鎌ヶ谷、君津、富津、浦安、四街道、袖ヶ浦、八街、印西、白井、南房総、匝瑳、香取、山武、いすみ各市、印旛郡酒々井町	
		神奈川県	横浜、川崎、横須賀、平塚、藤沢、小田原、三浦、秦野、厚木、大和、伊勢原、座間、南足柄各市、三浦郡葉山、高座郡寒川、中郡大磯、足柄上郡大井、松田、開成、足柄下郡箱根、湯河原、愛甲郡愛川各町	
		富山県	高岡、魚津、氷見、黒部、砺波、南砺、射水各市、中新川郡上市、立山、下新川郡朝日各町	
		福井県	福井、敦賀、小浜、大野、勝山、鯖江、あわら、越前、坂井各市、吉田郡永平寺、今立郡池田、南条郡南越前、丹生郡越前、三方郡美浜、大飯郡高浜、おおい、三方上中郡若狭各町	
		愛知県	名古屋、豊橋、岡崎、一宮、瀬戸、半田、春日井、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、犬山、常滑、江南、小牧、稲沢、新城、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、北名古屋、弥富、みよし、あま、長久手各市、愛知郡東郷、西春日井郡豊山、丹羽郡大口、扶桑、海部郡大治、蟹江、知多郡阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊各町	

検査の結果	市町村数	府県名	市町村名
		京都府	京都、福知山、舞鶴、綾部、亀岡、向日、長岡京、八幡、京田辺、京丹後、南丹、木津川各市、乙訓郡大山崎、久世郡久御山、綴喜郡井手、船井郡京丹波各町、相楽東部広域連合
		大阪府	大阪、堺、豊中、池田、高槻、貝塚、守口、茨木、八尾、泉佐野、富田林、寝屋川、松原、大東、和泉、箕面、羽曳野、高石、藤井寺、東大阪、四條畷、交野、大阪狭山各市、豊能郡豊能、泉北郡忠岡、泉南郡熊取各町、南河内郡千早赤阪村
		岡山県	岡山、津山、玉野、笠岡、井原、総社、瀬戸内、真庭各市、小田郡矢掛、苫田郡鏡野、久米郡美咲各町、笠岡市矢掛町中学校組合
		広島県	広島、呉、三原、尾道、福山、三次、大竹、東広島、廿日市、安芸高田各市、安芸郡府中、海田、熊野、山県郡北広島各町
		徳島県	徳島、鳴門、小松島、阿南、吉野川、阿波、美馬、三好各市、名西郡石井、神山、板野郡藍住、上板各町
		香川県	高松、丸亀、坂出、善通寺、観音寺、さぬき、三豊各市、小豆郡小豆島、香川郡直島、仲多度郡まんのう各町、三豊市観音寺市学校組合
		高知県	高知、室戸、南国、須崎、宿毛、四万十、香南、香美各市、安芸郡安田、土佐郡土佐両町、安芸郡芸西村
		佐賀県	佐賀、唐津、鳥栖、多久、伊万里、武雄、小城各市、三養基郡みやき、東松浦郡玄海両町
		大分県	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、豊後高田、宇佐、豊後大野、由布、国東各市、玖珠郡九重町
		宮崎県	都城、延岡、串間、西都、えびの各市、北諸県郡三股、児湯郡都農、東臼杵郡美郷、西臼杵郡高千穂各町
		鹿児島県	鹿児島、阿久根、薩摩川内、いちき串木野、南さつま、奄美、伊佐各市、薩摩郡さつま、肝属郡東串良、錦江、熊毛郡屋久島、大島郡瀬戸内、徳之島、伊仙各町
(3) 建築点検の義務がない市町村における点検の実施状況 教育委員会点検が実施されていないもの	172	千葉県	長生郡長柄町
		神奈川県	逗子市、高座郡寒川、中郡大磯、足柄上郡中井、大井、松田、山北、開成、足柄下郡箱根、真鶴、湯河原各町、愛甲郡清川村
		富山県	黒部、砺波、射水各市、中新川郡上市、下新川郡朝日両町
		愛知県	瀬戸、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、安城、西尾、蒲郡、犬山、常滑、稲沢、新城、東海、大府、知多、知立、尾張旭、高浜、岩倉、豊明、清須、北名古屋、弥富、長久手各市、愛知郡東郷、西春日井郡豊山、丹羽郡大口、扶桑、海部郡大治、蟹江、知多郡阿久比、東浦、南知多、額田郡幸田、北設楽郡設楽、東栄各町、海部郡飛鳥、北設楽郡豊根両村
		京都府	福知山、宮津、亀岡、城陽、長岡京、八幡、京丹後、木津川各市、乙訓郡大山崎、久世郡久御山、船井郡京丹波、与謝郡伊根、与謝野各町、与謝野町宮津市中学校組合
		岡山県	井原、備前、瀬戸内、真庭、美作、浅口各市、和気郡和気、都窪郡早島、浅口郡里庄、小田郡矢掛、苫田郡鏡野、勝田郡勝央、久米郡久米南、美咲、加賀郡吉備中央各町、真庭郡新庄、英田郡西粟倉両村
		徳島県	鳴門、吉野川、阿波、三好各市、勝浦郡勝浦、上勝、名西郡石井、神山、海部郡海陽、板野郡北島、板野、上板、美馬郡つるぎ、三好郡東みよし各町
		高知県	室戸、南国、香南各市、安芸郡東洋、奈半利、安田、長岡郡本山、土佐郡土佐、吾川郡いの、高岡郡佐川、越知、梶原、津野、幡多郡大月、黒潮各町、安芸郡馬路、土佐郡大川両村、日高村佐川町学校組合
		佐賀県	唐津、多久、小城、嬉野各市、神埼郡吉野ヶ里、三養基郡基山、上峰、みやき、東松浦郡玄海、西松浦郡有田、杵島郡大町各町
		大分県	臼杵、竹田、豊後高田、杵築、豊後大野、由布、国東各市、速見郡日出、玖珠郡玖珠両町、東国東郡姫島村

検査の結果	市町村数	府県名	市町村名
		宮崎県	日南、小林、西都各市、北諸県郡三股、西諸県郡高原、児湯郡新富、木城、川南、西臼杵郡高千穂、日之影、五ヶ瀬各町、児湯郡西米良村
		鹿児島県	鹿屋、枕崎、阿久根、西之表、日置、南さつま、伊佐各市、出水郡長島、姶良郡湧水、曾於郡大崎、肝属郡錦江、南大隅、大島郡瀬戸内、龍郷、天城、伊仙各町、鹿児島郡三島、十島、大島郡大和各村

(注) 下線部は、表中(2)の純計 407 市町村のうち、要是正事項等に係る情報が一元的に管理されていなかった 381 市町村である。

(改善を必要とする事態)

国庫補助事業により整備された学校施設の維持管理に当たって、建築点検が適切に実施されていない事態及び要是正事項が早期に是正されていない事態は適切ではなく改善を図る必要があると認められる。また、建築点検の義務がない市町村において教育委員会点検が実施されていないため、是正の必要がある事項の有無やその内容が把握されていない事態は適切ではなく改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、市町村において財政状況が厳しいことにもよるが、次のことなどによると認められる。

- ア 建築点検の義務がある市町村において、建築点検を適切に実施することの必要性についての認識が欠けていること、貴省において、建築点検の義務がある市町村に対してその必要性を周知するなどの取組が十分でないこと
- イ 市町村において、要是正事項を早期に是正することの必要性についての理解が十分でないこと、また、要是正事項等に係る劣化等の情報を一元的に管理して、適切に優先順位を設けて計画的に是正を進めていくことの重要性についての理解が十分でないこと、貴省において、市町村に対してその必要性等を周知するなどの取組が十分でないこと
- ウ 建築点検の義務がない市町村において、学校施設の維持管理の一環として教育委員会点検を適切に実施することにより是正の必要がある事項を把握することの重要性についての理解が十分でないこと、貴省において、建築点検の義務がない市町村に対するその重要性の周知及び教育委員会点検を適切に実施するようにさせるための具体的な方策の検討が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置及び表示する意見

近年、学校施設の老朽化が深刻な状況となっており、市町村の財政状況が厳しい中、学校施設の維持管理を適切に行っていくことはますます重要となってきている。

ついては、貴省において、国庫補助事業により整備された学校施設の維持管理が適切に行われ、もって児童生徒の安全確保等が図られるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

- ア 建築点検の義務がある市町村に対して、建築点検を実施して維持管理を適切に行うことの必要性やその手法等について、手引を作成するなどして一層の周知等を図ること(会計検査院法第 36 条による改善の処置を要求するもの)
- イ 市町村に対して、要是正事項を早期に是正することの必要性を周知すること、また、要是正事項等に係る劣化等の情報を一元的に管理して、適切に優先順位を設けて計画的に是

正を進めていくことの重要性を周知するとともに、その手法等について、具体的な事例等
を示した手引を作成するなどして提供すること(同法第36条による改善の処置を要求する
もの)

ウ 建築点検の義務がない市町村に対して、学校施設の維持管理の一環として教育委員会点
検を適切に実施するための具体的な方策を検討して示すとともに、教育委員会点検を実施
することにより是正の必要がある事項を把握することの重要性を周知すること(同法第36
条による意見を表示するもの)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

**義務教育費国庫負担金における算定総額の算定に当たり、算定上の基準日以前に遡及
して支給対象とならなくなるなどした教職員の手当を反映させることについて、各都
道府県が作成する調書の様式に具体的に明示することなどにより、同負担金の交付額
の算定が適正かつ公平に行われるよう改善させたもの**

会計名及び科目 部 局 等	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)義務教育費国庫負担金 文部科学本省、9 道県	
国庫負担の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)	
国庫負担の対象	公立の義務教育諸学校に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経 費	
義務教育費国庫 負担金における 算定総額の概要	義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することに よって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とし て交付される義務教育費国庫負担金について、都道府県ごとに国庫負 担額の最高限度の基となる額として算定されるもの	
検 査 の 対 象	9 道県	
上記の 9 道県に 対して交付され た国庫負担金	5309 億 3501 万余円(平成 24、25 両年度)	
算定総額が過大 又は過小に算定 されていた道県	9 道県	
上記の 9 道県に おいて過大又は 過小に算定され ていた算定総額 及び国庫負担金	過大に算定されていた 国庫負担金(算定総額)	2559 万円 (平成 24、25 両年度) (7677 万円)
	過小に算定されていた 国庫負担金(算定総額)	3029 万円 (平成 24、25 両年度) (9087 万円)

1 制度の概要

(1) 義務教育費国庫負担金の概要

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律
第 303 号)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国民の全てに
対してその妥当な規模と内容とを保障するために、国が必要な経費を負担することによっ
て教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、国が都道府県に対し
て交付するものである。

そして、負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程(以下、これらを合わせて「小中学校」という。))並びに特別支援学校の小学部及び中学部に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費となっており、その額は、都道府県の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」(平成16年政令第157号。以下「限度政令」という。)に基づいて都道府県ごとに算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の3分の1となっている。

(2) 算定総額の算定

算定総額は、都道府県ごとの国庫負担額の最高限度の基となる額であり、国が想定している義務教育の妥当な規模と内容とを実現しようとする場合の標準的な経費の額として、都道府県ごとに、次のとおり算定することとなっている。

すなわち、算定総額は、限度政令に基づき、小中学校の教職員に係る基礎給料月額等と同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額と、特別支援学校の小学部及び中学部の教職員に係る基礎給料月額等と同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額^(注1)とを合算して算定することとなっている。そして、基礎給料月額等は、給料及び諸手当について、「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則」(平成16年文部科学省令第28号)等(以下「施行規則等」という。)に基づき、都道府県ごとに当該年度の5月1日に在職する教職員を対象として算定することとなっている。このうち、諸手当に係る金額については、それぞれの手当の種類ごとに、当該教職員が一般職の国家公務員であると仮定した場合に支給されることとなる当該年度の5月分の金額等を基として算定した教職員一人当たりの手当の月額単価等とすることとなっている。

(注1) 諸手当 限度政令に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当等の手当

(3) 諸手当の月額単価を算定するための現員現給等調書

文部科学省は、毎年度、各都道府県が給料及び諸手当のそれぞれの月額単価を算定するために、「公立義務教育諸学校教職員の現員現給等調書」(以下「調書」という。)を各都道府県に配布して、各手当の月額単価を報告させている。そして、同省は、各都道府県が作成した調書の提出を受け、これを基に基礎給料月額等の確認を行うなどして、算定総額及び負担金の交付額を確定している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

負担金の算定の基礎となる算定総額は、都道府県ごとの国庫負担額の最高限度の基となる額となっていて、国が想定している義務教育に係る標準的な経費の額として算定するものであることから、その算定を適正に行い、負担金の交付額を適正かつ公平に算定する必要がある。

そこで、本院は、合規性等の観点から、算定総額の算定は適正に行われ、負担金の交付額が適正かつ公平に算定されているかなどに着眼して、平成24、25両年度に算定総額を基に^(注2)負担金の交付を受けた9道県に対して交付された負担金計5309億3501万余円を対象とし

て、文部科学本省及び9道県において、調書等の書類を精査するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 9道県 北海道、青森、埼玉、静岡、滋賀、島根、愛媛、長崎、熊本各県

(検査の結果)

検査したところ、9道県の全てにおいて、次のような事態が見受けられた。

前記のとおり、基礎給料月額等のうち諸手当に係る金額については、施行規則等により、都道府県ごとに当該年度の5月1日に在職する教職員を対象として、それぞれの手当の種類ごとに、当該教職員が一般職の国家公務員であると仮定した場合に支給されることとなる当該年度の5月分の金額等を基として算定した教職員一人当たりの手当の月額単価等とすることとなっている。そして、文部科学省が各都道府県に配布した24、25両年度の調書には、対象となる教職員は当該年度の「5月1日に在職する」者であることなどのほか、基礎給料月額等の諸手当のうち扶養手当、住居手当、通勤手当等は「5月2日以降の支給要件の変更については考慮しないものとする」と注記されていた。

しかし、9道県においては、この注記は、5月2日以降に支給取消又は支給認定の事務手続を行った場合にはこれらを反映しないものと解するなどして、扶養手当等の月額単価を算定していた。すなわち、実際には5月1日以前に扶養手当等の支給要件を満たさなくなっていたり新たに支給要件を満たしていたりなどした教職員で、5月2日以降に5月1日以前に遡及して扶養手当等の支給取消又は支給認定の事務手続が行われたことにより、負担金の算定上の基準日である5月1日以前に遡及して支給対象となくなったり新たに支給対象となったりなどした教職員の扶養手当等(以下「遡及分手当」という。)を月額単価に反映させていなかった。

したがって、9道県において遡及分手当を反映させた扶養手当等の月額単価に基づき算定総額を算定して適正な負担金の交付額を算定すると、6道県において、算定総額計7677万余円が過大に算定され、この結果、負担金計2559万余円が過大に交付されており、また、5県において、算定総額計9087万余円が過小に算定され、この結果、負担金計3029万余円が過小に交付されていたと認められた。

(注3) 6道県 北海道、青森、静岡、愛媛、長崎、熊本各県

(注4) 5県 埼玉、滋賀、島根、愛媛、熊本各県

このように、当該年度の5月1日に在職する教職員の扶養手当等について、遡及分手当を反映させることなく扶養手当等の月額単価を算定し、これに基づき算定総額を算定していたことにより、算定総額が適正に算定されておらず、負担金が過大又は過小に交付されていて、その交付額が適正かつ公平に算定されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、9道県において算定総額の算定についての理解が十分でなかったことにもよるが、文部科学省において、調書の注記が誤解を生じさせるものとなっていて、適正な算定総額の算定を行うために必要な注意事項を具体的に明示していなかったこと、各都道府県に対する当該取扱いの周知が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省は、算定総額の算定に当たり、当該年度の5月1日に在職する教職員に支給される諸手当には、5月2日以降に事務手続が行われたことにより算定上の基準日である5月1日以前に遡及して支給対象とならなくなるなどしたものを反映する必要があることについて、27年度の調書等に具体的に明示するとともに、各都道府県に対して、27年4月に説明会を開催したり、同年6月及び7月に事務連絡を発したりして、当該取扱いについて周知徹底を図る処置を講じた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

スポーツ振興基金の有効活用について

〔平成23年度決算検査報告208ページ参照〕
〔平成24年度決算検査報告206ページ参照〕
〔平成25年度決算検査報告227ページ参照〕

1 本院が表示した意見

文部科学省は平成2年度に独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)に250億円を出資し、センターはこれに民間からの出えん金を加えて運用型の基金としてスポーツ振興基金(以下「振興基金」という。)を設置して、その運用益等を財源としたスポーツ振興基金助成(以下「基金助成」という。)、スポーツ振興投票の収益を財源としたスポーツ振興くじ助成等の助成業務を行っている。しかし、振興基金の運用益は当初に比べて大きく減少し、これに伴い基金助成の助成額も減少していて、スポーツの振興を図るための助成業務を運用型の基金助成により実施する必然性が乏しい状況となっているのに、振興基金に多額の資金が保有されている事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、振興基金の現状を踏まえて、そのスポーツの振興に果たす役割をより効果的なものとするために、振興基金を有効に活用するための方策を検討するとともに、有効活用が図られない振興基金については、センターから国に返還させるなどして、財政資金の有効活用を図るよう、文部科学大臣に対して24年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、振興基金のうち政府出資金250億円について、スポーツの振興を図る事業をより効果的に実施していくために、27年度から32年度までの間に段階的に国庫に返納させることとして、27年9月に、センターにその手続に着手させるための通知を発するなど、財政資金の有効活用を図るための処置を講じていた。

平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国宝重要文化財等保存整備費補助金の加算率の算定について

〔平成24年度決算検査報告182ページ参照〕
〔平成25年度決算検査報告229ページ参照〕

1 本院が表示した意見

文化庁は、重要文化財の所有者等(以下「補助事業者」という。)に対して、国宝重要文化財等保存整備費補助金を交付しており、補助金交付額の算定に当たっては、文化財保存事業費関係補助金交付要綱等(以下「要綱等」という。)により、補助事業者の事業規模指数に応じて、補助率の加算を行うことができることとなっている(以下、加算された分の補助率を「加算率」という。)。しかし、事業規模指数の算出に当たり、平均収入額に算入する収入額の範囲が補助事業者の一般会計及び特別会計の会計区分別にみて統一されていないのにこれにより加算率を算定するなどしていたり、複数年度にわたり実施される補助事業において補助事業者の財政規模の変動状況が資金計画及び加算率の算定に反映されていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、文化庁において、平均収入額に算入する収入額の範囲が特別会計の収入額等も含めた収入の総額を基礎としたものとなるよう改め、この改めた内容を要綱等に明記するとともに、複数年度にわたり実施される補助事業について、補助事業者の財政規模の変動状況を資金計画及び加算率の算定に適切に反映させる仕組みを検討するよう、文化庁長官に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、文化庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文化庁は、本院指摘の趣旨に沿い、27年6月に補助率の加算について必要な事項を定めた取扱要領を策定して、平均収入額に算入する収入額の範囲は特別会計の収入額等も含めた収入の総額を基礎とすることを明記するとともに、複数年度にわたり実施される補助事業について、補助事業者の財政規模の変動状況を資金計画及び加算率の算定に適切に反映させる仕組みを定めて、28年度に実施する新規事業から適用することとするなどの処置を講じていた。

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 義務教育費国庫負担金の交付額の算定について

(平成25年度決算検査報告204ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

文部科学省は、義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)に基づき、公立の義務教育諸学校に勤務する教員、事務職員等の給与等に要する経費を負担するために、義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)を都道府県に交付している。しかし、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号)に基づく小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程の事務職員に係る定数の算定に当たり、同法第9条第4号に規定する児童生徒(以下「就学困難な児童生徒」という。)の数に、生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する要保護者が保護者である児童生徒(以下「要保護児童生徒」という。)であるものの、当該保護者が生活保護法に基づく教育扶助の受給を選択していて、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」(昭和31年法律第40号)に規定する費用等(以下「就学費用」という。)の支給を受けるものではない要保護児童生徒を含めていたため、負担金が過大に算定されている事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、要保護児童生徒の保護者が就学費用の支給を受けるのは、実質的に、要保護児童生徒が修学旅行の実施される特定の学年に在籍していて、上記の教育扶助において措置されていない修学旅行費の支給を受ける場合のみとなっていることから、就学困難な児童生徒に該当する要保護児童生徒の数を算定する際には特に注意を要することなどについて、負担金を算定するために各都道府県が作成する報告書の様式等に明示するとともに、都道府県に対して周知徹底を図るよう、文部科学大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、負担金の算定が適正に行われるよう、27年4月に、就学困難な児童生徒に該当する要保護児童生徒の数を算定する際には、要保護児童生徒の保護者が就学費用の支給を受けるのは実質的に要保護児童生徒が修学旅行の実施される特定の学年に在籍する場合であることに特に注意を要することなどについて、負担金を算定するために各都道府県が作成する報告書の様式等に明示するとともに、各都道府県の担当者を対象とした説明会を開催して、周知徹底を図る処置を講じていた。

(2) 私立学校施設における耐震補強事業の補助対象経費の取扱いについて

(平成25年度決算検査報告209ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び要求した改善の処置

文部科学省は、施設の耐震補強事業を行う学校法人に対して、私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化整備費))を交付している。そして、耐震補強事業の補助の対象となる工事の範囲等は、同省が発する通知(以下「課長通知」という。)等において定められている。しかし、補助の対象とならない備品の設置等に係る経費並びに校舎等の建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされていない工事及び耐震補強壁等の設置に伴って必要になるとは認められない工事に係る経費を補助対象経費に含めて同補助金の交付額が算定されている事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、補助の対象とならない備品の設置等に係る経費を補助対象経費に含めないことを課長通知等において明示し、これを実績報告書等に対する審査を行う都道府県及び耐震補強事業を実施しようとする学校法人に対して周知徹底したり、都道府県に対して審査を適切に行うよう指導したりするとともに、補助の対象となる工事が校舎等の建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされている工事や耐震補強壁等の設置に伴って必要となる工事に限られることを課長通知において明示し、これを都道府県及び学校法人に対して周知徹底するよう、文部科学大臣に対して平成26年9月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 27年1月に都道府県に対して発した課長通知等において補助の対象とならない備品の設置等に係る経費を補助対象経費に含めないことを明示し、同年2月に説明会を開催する

などして都道府県及び学校法人に対して周知徹底するとともに、都道府県に対して審査を適切に行うよう指導した。

イ アの課長通知等において補助の対象となる工事は校舎等の建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされている工事や耐震補強壁等の設置に伴って必要となる工事に限られることを明示し、アの説明会等において都道府県及び学校法人に対して周知徹底した。

(3) 学校施設環境改善交付金等の交付額の算定について

(平成25年度決算検査報告216ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び要求した改善の処置

文部科学省は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和33年法律第81号)等に基づき、公立の義務教育諸学校等の施設(以下「公立学校施設」という。)の整備に要する経費に充てるために、地方公共団体に対して、学校施設環境改善交付金(以下「交付金」という。)を交付する事業を実施している。しかし、公立学校施設を放課後児童クラブ等の学校教育以外の用途で使用していて、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に基づく文部科学大臣の承認(以下「転用の承認」という。)を受ける必要があるのにこれを受けないまま当該施設を交付金の交付対象に含めて交付額を算定したり、転用の承認を受けた公立学校施設以外の施設を交付金の交付対象に含めて交付額を算定したりしている事態、公立学校施設を消防法(昭和23年法律第186号)等の法令に適合させるための工事等(以下「法令適合工事等」という。)において実績報告時の交付対象工事費の減額を交付額算定上の配分基礎額に反映させていない事態及び交付申請時の交付対象工事費の上限額を実績報告時に適用していない事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、公立学校施設を学校教育以外の用途で使用する場合において、転用の承認が必要となる場合の基準等を明確に示したり、交付金の交付額の算定に当たり、学校建物内に公立学校施設以外の施設が設置されている場合には当該施設は交付対象にならないことを事業主体及び実績報告書の審査を行う都道府県に周知徹底したりするとともに、法令適合工事等において実績報告時の交付対象工事費に減額があった場合にはこれを配分基礎額にも反映させる必要があることを明確に定めたり、交付申請時の交付対象工事費の上限額を実績報告時にも適用する必要があることを明確に定めたりするよう、文部科学大臣に対して平成26年6月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 26年7月及び27年3月に都道府県等に対して発した通知等において、公立学校施設を学校教育以外の用途で使用する場合において、転用の承認が必要となる場合の基準等を明確に示した。また、26年12月に実績報告書等の記入要領を改正して都道府県に通知したり、同年9月から27年6月までの間に都道府県及び事業主体を対象とした説明会を開催したりして、交付金の交付額の算定に当たり、学校建物内に公立学校施設以外の施設が設置されている場合には当該施設は交付対象にならないことを事業主体及び都道府県に周知徹底した。

イ アの改正後の記入要領において、法令適合工事等に係る配分基礎額について、実績報告時の交付対象工事費に減額があった場合には、これを当該配分基礎額にも反映させる必要があることを明確に定めた。

ウ アの改正後の記入要領において、交付申請時の交付対象工事費の上限額について、実績報告時にも適用する必要があることを明確に定めた。

(4) 学校情報通信技術環境整備事業で整備した電子黒板の活用等について

(平成25年度決算検査報告221ページ参照)

1 本院が表示した意見

文部科学省は、学校情報通信技術環境整備事業(以下「補助事業」という。)を実施しており、公立の小学校、中学校、高等学校等に電子黒板等の情報通信技術を備えた機器(以下「ICT機器」という。)を整備する都道府県、政令指定都市及び市町村(特別区及び組合を含む。以下、これらを合わせて「事業主体」という。)に対して学校情報通信技術環境整備事業費補助金を交付している。また、電子黒板を活用した教育に関する調査研究(以下「調査事業」という。)やICT機器等に関する実証研究等を行う「学びのイノベーション事業」(以下「実証事業」という。)をそれぞれ県市町等に委託して実施している。しかし、補助事業において小学校等に整備した電子黒板について電子黒板特有の機能の活用率や児童生徒の活用が低調となっていたり、調査事業において収集した授業実践例が目的に沿って活用されていなかったり、調査事業の受託者による電子黒板の活用及び普及促進が十分でなかったり、実証事業において作成した事例集等が活用されていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、補助事業において電子黒板を整備した事業主体に対して電子黒板特有の機能を活用することによる効果や児童生徒の情報活用能力の育成に資することを周知したり、研修の実施、電子黒板の活用計画の策定等を促したり、調査事業において収集した授業実践例の活用を検討したり、調査事業の受託者に対して電子黒板の活用及び普及促進を図るよう促したり、実証事業において作成した事例集等を有効に活用することについて都道府県等に対して周知することにより、ICT機器の教育への活用及び普及促進を図ったりするよう、文部科学大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 26年12月に都道府県等に対して通知を発したり、27年1月に都道府県等の担当者を対象とした会議を開催したりして、補助事業において電子黒板を整備した事業主体に対して電子黒板特有の機能を活用することによる効果や児童生徒の情報活用能力の育成に資することを周知したり、研修の実施、電子黒板の活用計画の策定等を促したりした。

イ 27年3月に調査事業において収集した授業実践例を含めた指導資料を新たに作成し、同省のホームページに掲載するなどして周知するとともに、アの通知により、調査事業の受託者において電子黒板の活用及び普及促進が図られるよう促すことを都道府県等に対して周知した。

ウ 都道府県等に対して、アの通知及び会議により、実証事業において作成した事例集等を有効に活用することについて周知することにより、ICT機器の教育への活用及び普及促進を図った。

第7 厚生労働省

不 当 事 項

保 険 料 (37) (38)

(37) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
部 局 等	17 労働局		
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数	453 事業主	
	徴収過大があった事業主数	108 事業主	
徴収過不足額	徴収不足額	514,308,234 円(平成 24 年度～26 年度)	
	徴収過大額	100,245,583 円(平成 24 年度～26 年度)	

1 保険料の概要

(1) 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用される全ての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

なお、取締役等の役員は、業務執行権を有する者の指揮監督を受けて労働に従事している者を除き、労働者として取り扱われないこととなっている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア 事業主は、毎年度の6月1日から40日以内に、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に^(注)保険料率を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ 事業主は、次の年度の6月1日から40日以内に、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ 労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

この労働保険の保険料の平成26年度の収納済額は3兆0379億余円に上っている。

(注) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

- ① 労災保険率は、労災保険の適用を受ける全ての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して定められており、平成24年度から26年度までは事業の種類ごとに最低1000分の2.5から最高1000分の89となっている。
- ② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、24年度から26年度までは1000分の13.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の15.5、建設の事業は1000分の16.5)となっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているかなどに着眼して、全国47労働局のうち17労働局管内の事業主から短時間就労者を雇用している割合が高いなどと思われる731事業主を選定して、24年度から26年度までの間における各労働局の保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、上記の17労働局において、事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、事業主が、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者を同保険に加入させておらず、その賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額に含めるべきところ、これを算入していなかったり、労働者として取り扱われない役員の報酬等を労災保険分及び雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額から除くべきところ、これを算入したりなどしている事態が見受けられた。

このため、前記731事業主のうち、17労働局管内の453事業主について徴収額が514,308,234円不足していたり、17労働局管内の108事業主について徴収額が100,245,583円過大になっていたりして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分理解していなかったり、計算誤りをしたりなどして、賃金総額の記載が事実と相違するなどしていたのに、上記の17労働局において、これに対する調査確認が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京労働局は、食料品小売業を営む事業主Aから、平成24年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者1,819人に対して支払った賃金総額は5,491,008千円、その雇用保険分の保険料は74,128,608円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主Aは、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者890人を雇用保険に加入させておらず、確定保険料申告書において、これらの者に対して支払った賃金1,242,766千円を賃金総額に含めるべきところ、これを算入していなかった。このため、雇用保険分の保険料16,777,341円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

第3章
第1節
第7
厚生労働省

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
北海道	49	28 6	千円 13,543 △ 1,683
福島	28	21 9	24,613 △ 9,906
東京都	109	73 18	145,221 △ 18,297
神奈川県	69	41 8	84,955 △ 4,929
石川県	18	14 2	3,779 △ 3,968
福井	19	11 2	3,040 △ 111
愛知	65	39 9	18,389 △ 9,882
三重	44	29 5	22,391 △ 6,986
大阪	67	41 15	99,188 △ 31,206
和歌山	25	13 6	4,762 △ 700
岡山	29	21 6	13,181 △ 5,558
広島	38	24 5	16,166 △ 1,345
福岡	56	28 3	21,303 △ 428
佐賀	17	10 4	4,217 △ 3,218
宮崎	37	21 4	12,246 △ 1,185
鹿児島	24	18 4	7,172 △ 510
沖縄	37	21 2	20,133 △ 326
計	731	453 108	514,308 △ 100,245

(38) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

会計名及び科目	年金特別会計(健康勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
	(厚生年金勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
部局等	厚生労働本省		
健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構		
保険料納付義務者	428 事業主		

徴収不足額	健康保険保険料	283,618,061円(平成23年度～27年度)
	厚生年金保険保険料	546,395,013円(平成23年度～27年度)
	計	830,013,074円

1 保険料の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険

厚生労働省は、健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、全国9ブロック本部、312年金事務所等において当該委任され、又は委託された事務を実施している。

健康保険は、業務外の疾病、負傷等に関して医療、療養費、傷病手当金等の給付を行う保険であり、常時従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。また、厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員が被保険者となる。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とする事となっている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届
- ③ 毎年7月には、同月1日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届
- ④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届
- ⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所は、その記載内容を審査するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額^(注1)を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額^(注2)を、それぞれ決定してこれらに保険料率を乗じて得た額を保険料として算定している。厚生労働本省(以下「本省」という。)は、その算定した額を保険料として調査し決定するなどして徴収している。

保険料の平成26年度の収納済額は、健康保険保険料8兆4189億余円、厚生年金保険保険料26兆3196億余円、計34兆7385億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級 58,000 円から第47級 1,210,000 円まで、厚生年金保険では第1級 98,000 円から第30級 620,000 円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では1か年度の支給累計額で540万円、厚生年金保険では1回の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、健康保険及び厚生年金保険に係る届け書の提出が適正になされているかなどに着眼して、8ブロック本部の管轄区域内に所在する159年金事務所が管轄する事業所の事業主のうち、短時間就労者を多数使用していると見込まれるなどの1,277事業主を選定するなどして、23年度から27年度までの間における保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された保険料の調査決定等の基礎となる書類により、また、上記の159年金事務所において事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、事業主が、被保険者資格取得届等を提出していなかったり、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載したりなどしている事態が見受けられた。

このため、前記1,277事業主のうち、8ブロック本部の管轄区域内に所在する132年金事務所が管轄する428事業主について、徴収額が830,013,074円(健康保険保険料283,618,061円、厚生年金保険保険料546,395,013円)不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったり誠実でなかったりして、届出を適正に行っていなかったのに、上記の132年金事務所においてこれについての指導及び調査確認が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A会社は、食品製造業の業務に従事する従業員1,179人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち768人については勤務時間が短く常用的な使用でないなどとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の768人について調査したところ、同会社はこのうち94人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料14,265,640円、厚生年金保険保険料17,649,350円、計31,914,990円が徴収不足になっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額をブロック本部ごとに示すと次のとおりである。

ブロック本部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額		
				健康保険料 千円	厚生年金保険料 千円	計 千円
東北	東北福島等 5	30	17	9,462	14,880	24,342
北関東・信越	前橋等 7	108	29	30,103	45,039	75,142
南関東	千代田等 37	188	101	104,615	281,683	386,299
中部	富山等 14	139	58	24,465	35,878	60,343
近畿	福井等 24	262	78	48,725	65,140	113,865
中国	鳥取等 18	157	51	20,649	33,807	54,456
四国	徳島南等 7	94	29	9,655	14,843	24,498
九州	東福岡等 20	182	65	35,940	55,122	91,063
計	132 か所	1,160	428	283,618	546,395	830,013

役 務

(39) 地域雇用創造推進事業に係る委託事業の実施に当たり、委託費の対象とはならない経費等が含まれていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	鳥取労働局
契 約 名	平成 23 年度における地域雇用創造推進事業委託(平成 23 年度～25 年度)
契 約 の 概 要	雇用機会が不足している地域において雇用の創出を図ることを目的として、セミナー、研修会等の雇用対策事業を実施するもの
契 約 の 相 手 方	鳥取県雇用創造協議会
契 約	平成 23 年 7 月 随意契約
支 払 額	301,168,979 円(平成 23、24 両年度)
過大となっていた支払額	71,142,739 円(平成 23、24 両年度)

1 委託事業の概要等

鳥取労働局(以下「鳥取局」という。)は、地域雇用開発促進法(昭和 62 年法律第 23 号)等に基づき、雇用保険で行う事業のうちの雇用安定事業等の一環として、平成 23 年度から 25 年度までの間に、雇用機会が不足している地域において、市町村や経済団体等が一致協力し、創意工夫や発想をいかして雇用の創出を図ることを目的とした地域雇用創造推進事業を実施している(地域雇用創造推進事業の概要については、後掲 310 ページの「地域雇用創造推進事業及び実践型地域雇用創造事業に係る委託事業の実施に当たり、事業の実施による効果に対する評価を適切に行い、地域における効果的な雇用の創出に資するために、アウトプット実績及びアウトカム実績の把握、事業に係る個別の雇用対策事業の利用対象者の範囲の設定等を適切に実施するよう改善の処置を要求したもの」参照)。

厚生労働省が定めた地域雇用創造推進事業募集要項(平成23年職発1007第2号等。以下「募集要項」という。)等によれば、地域雇用創造推進事業は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)が市町村や経済団体等の関係者で構成される地域の協議会(以下「協議会」という。)と委託契約を締結して、セミナー、研修会等の個別の雇用対策事業(以下「個別事業」という。)を実施することとされている。また、協議会は、個別事業の一部を民間団体等へ再委託して実施することができることとされている。

そして、募集要項等によれば、地域雇用創造推進事業の委託契約の締結及び実施に当たっては、地域雇用創造推進事業委託要綱(平成21年職発0911第6号。以下「委託要綱」という。)等に基づくこととされ、委託要綱によれば、協議会は、各年度の地域雇用創造推進事業の終了後に、事業実施結果・精算報告書(以下「精算報告書」という。)等を労働局に提出し、労働局は、精算報告書等の内容を審査して委託費の額を確定することなどとされている。また、地域雇用創造推進事業の委託費の対象となる経費は、個別事業の実施に必要な講師謝金、旅費、会場借料等とされており、事業の実施に必要な不可欠とは認められない備品の購入費等は、委託費の対象とはならないなどとされている。そして、労働局は、各年度の地域雇用創造推進事業の終了後において、事業の実施状況や経理の状況の確認のために、協議会に対して関係書類の提示を求めることができるなどとされており、協議会が民間団体等に個別事業を再委託している場合は、再委託先の民間団体等に対して関係書類の提示を求めることができるなどとされている。

鳥取局は、地域雇用創造推進事業の実施に当たり、個別事業を実施するために鳥取県雇用創造協議会(以下「県協議会」という。)と委託契約を締結し、同契約に基づき、23年度102,900,040円、24年度198,268,939円、計301,168,979円の委託費を県協議会に支払っている。そして、県協議会は、民間団体等30社と再委託契約を締結して個別事業の一部を実施しており、再委託費として23年度は民間団体等20社に対して86,452,935円、24年度は民間団体等25社に対して146,971,061円、計233,423,996円を支払っている。また、再委託契約に係る契約書によれば、事業に要した経費と再委託契約額のいずれか低い額をもって再委託費の額を確定することなどとされている。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、委託費の額の確定は適正に行われているかなどに着眼して、上記の委託契約(委託費支払額計301,168,979円)を対象として、鳥取局において、委託契約書、精算報告書等の関係書類を確認するとともに、鳥取局に対して、県協議会が民間団体等に再委託して実施した再委託費の請求内容に関する調査確認を求めるなどして、会計実地検査を行った。

検査したところ、県協議会から再委託を受けていた民間団体等は、個別事業の終了後に納品されたパソコン等の購入費、個別事業以外の用務に係る旅費、個別事業の実施期間以外の期間に係る事務室使用料等の、地域雇用創造推進事業の委託費の対象とはならない経費や経費の内容や金額が確認できない経費等、23年度27,493,790円、24年度43,648,949円、計71,142,739円を含めたまま再委託費として計233,423,996円を県協議会に請求し、県協議会は、それらの請求内容を十分に確認しないまま再委託費として支払っていた。そして、鳥取局は、県協議会からの請求に基づき委託費として上記の再委託費計233,423,996円が含まれた計301,168,979円を県協議会に支払っていた。

したがって、地域雇用創造推進事業の委託費の対象とはならない経費、経費の内容や金額が確認できない経費等を差し引いて適正な再委託費の額を算定すると計 162,281,257 円となることから、前記の再委託費の支払額計 233,423,996 円との差額 71,142,739 円が県協議会から民間団体等に過大に支払われており、このため鳥取局から県協議会に委託費として同額が過大に支払われていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、県協議会において再委託費の請求内容を十分に確認していなかったことにもよるが、鳥取局において県協議会から提出された精算報告書等の審査を適切に行うことに対する認識が欠けており、関係書類の提示を求めるなどして、これらの関係書類に基づく実際の支出額等の確認を十分に行っていなかったことなどによると認められる。

保 険 給 付 (40)–(59)

(40) 労働者災害補償保険の休業補償給付等の支給が適正でなかったもの (52)

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省(平成 23 年 4 月以前は 34 労働基準監督署)(支給庁) 34 労働基準監督署(支給決定庁)
休業補償給付等の概要	業務上又は通勤による傷病に係る療養のため労働することができない労働者に対して賃金を受けていない日数について支給するもの
支給の相手方	49 人
休業補償給付等の支給額	1,201,471,539 円(昭和 60 年度～平成 27 年度)
不当と認める支給額	64,421,790 円(昭和 61 年度～平成 27 年度)

1 保険給付の概要

(1) 休業補償給付等と障害厚生年金等との併給調整

労働者災害補償保険の休業補償給付及び休業給付(以下「休業補償給付等」という。)は、業務上又は通勤による傷病に係る療養のため労働することができない労働者(以下「被災労働者」という。)に対して、賃金を受けていない日数(以下「休業日数」という。)について支給するものである。

そして、休業補償給付等は、被災労働者がその支給の原因となった傷病と同一の事由により、障害厚生年金又は障害基礎年金(以下、これらを合わせて「障害厚生年金等」という。)の支給を受ける場合には、給付基礎日額の 100 分の 60 に相当する額に障害厚生年金等の種類の別に定められた調整率(0.73 から 0.89 までの率)を乗じて得た額に減額して支給することとなっている(以下、これらの取扱いを「併給調整」という。なお、休業補償給付等、併給調整等の概要については、後掲 304 ページの「休業補償給付等の支給に当たり、休業補償給付等の受給者データと障害厚生年金、障害基礎年金等の受給権者情報とを照合できるようにして、併給調整の確認対象者に係る情報を労働基準監督署に配信するこ

となどにより、併給調整に係る事務を適切かつ効率的に行うよう改善の処置を要求したものの」参照)。

(2) 併給調整の手続

休業補償給付等の支給を受けようとする被災労働者は、同一の事由により障害厚生年金等の支給を受ける場合には、休業補償給付等に係る請求書(以下「請求書」という。)に、その障害厚生年金等の種類及び支給額並びに支給されることとなった年月日を記載して、この請求書を労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に提出することとなっている。また、休業補償給付等の支給を受けている被災労働者は、療養の開始後1年6か月を経過した日において傷病が治っていないときは、監督署長に対して、障害厚生年金等の受給の有無等を記載した届書(以下「届書」という。)を提出することとなっている。

そして、請求書又は届書の提出を受けた監督署長は、その内容を調査し確認するなどして、同一の事由により障害厚生年金等の支給を受けている被災労働者については併給調整を行った上で、休業補償給付等の支給決定を行うこととなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、休業補償給付等の支給を受けている被災労働者に対して同一の事由により障害厚生年金等が支給されている場合に休業補償給付等の併給調整が適正に行われているかなどに着眼して、全国47都道府県労働局(平成12年3月31日以前は都道府県労働基準局。以下、都道府県労働局を「労働局」という。)の321労働基準監督署(以下、労働基準監督署を「監督署」という。)のうち、21労働局管内の113監督署において、請求書、支給決定決議書、届書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、厚生労働本省から提出を受けた休業補償給付等の受給者データと、日本年金機構から提出を受けた障害厚生年金、障害基礎年金等の受給権者情報とを照合して、カナ氏名、生年月日等が一致する者で、障害厚生年金等の受給権が発生しており、かつ、併給調整を行っていない被災労働者を抽出するなどして検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、^(注1)13労働局管内の^(注2)34監督署の管轄区域に所在する事業場に勤務していた被災労働者49名については、休業補償給付等の支給を受ける原因となった傷病と同一の事由により、障害厚生年金等の支給もを受けているのに併給調整が行われていなかったことなどのため、これらの被災労働者に対して支給した休業補償給付等の額計1,201,471,539円のうち64,421,790円は支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、34監督署において、被災労働者から提出を受けた請求書又は届書の内容の調査確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 13労働局 北海道、埼玉、東京、神奈川、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広島、香川、高知、福岡、宮崎各労働局

(注2) 34監督署 札幌中央、小樽、帯広、滝川、稚内、浦河、さいたま、春日部、中央、池袋、向島、八王子、平塚、大阪中央、大阪南、天満、西野田、羽曳野、北大阪、茨木、神戸東、加古川、和歌山、和気、広島中央、三原、尾道、三次、高松、四万十、北九州東、田川、宮崎、都城各監督署

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

北海道労働局管内の札幌中央労働基準監督署(以下「札幌中央署」という。)は、管内の事業場に勤務していた被災労働者 A から、平成 19 年 6 月から 25 年 10 月までの間に計 60 回にわたり請求書の提出を受けて、18 年 1 月から 25 年 9 月までの間の休業日数計 2,803 日分に係る休業補償給付の額計 14,970,823 円の支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省(23 年 4 月以前は札幌中央署)は、A に対して同額の休業補償給付を支給していた。そして、札幌中央署は、上記休業補償給付の支給決定に当たり、A から提出を受けた請求書には障害厚生年金等の支給を受けている旨の記載がなかったことなどから、併給調整を行っていなかった。

しかし、札幌中央署は、A から提出を受けた届書に、障害厚生年金等の支給を受けている旨の記載があったにもかかわらず、その記載内容を看過するなどして、A に対する障害厚生年金等の支給状況について調査を行っていなかった。そこで、A に対する障害厚生年金等の支給状況について札幌中央署を通じて、日本年金機構の年金事務所に確認するなどしたところ、A は、休業補償給付の支給を受ける原因となった傷病と同一の事由により、18 年 10 月分から、障害厚生年金等の支給を受けており、札幌中央署は、同月以降の A の休業日数に係る休業補償給付の支給決定に当たり、併給調整を行う必要があった。

したがって、前記休業補償給付の額 14,970,823 円のうち、障害厚生年金等の支給を受けている同月から 25 年 9 月までの間の休業日数計 2,557 日分に係る休業補償給付の額計 13,656,937 円について併給調整を行ったとして適正な休業補償給付の額を算出すると、計 9,969,743 円となり、その差額 3,687,194 円は支給が適正でなかったと認められる。

なお、このうち 366,268 円については、既に時効が成立している。

なお、本院の指摘により、前記の適正でなかった支給額のうち、時効が成立しているものを除いた 36,428,632 円については、返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	労働基準監督署	併給調整を行う必要があった被災労働者数	左の被災労働者に支給した休業補償給付等の額	左のうち不当と認める休業補償給付等の額
		人	千円	千円
(40) 北海道	札幌中央等 6	12	503,690	23,827
(41) 埼玉県	さいたま等 2	3	20,101	1,737
(42) 東京都	中央等 4	4	24,226	2,386
(43) 神奈川県	平塚	1	5,067	756
(44) 大阪府	大阪中央等 7	8	92,964	11,026
(45) 兵庫県	神戸東等 2	2	33,760	647
(46) 和歌山県	和歌山	1	13,894	1,418
(47) 岡山県	和気	1	63,943	2,121
(48) 広島県	広島中央等 4	8	318,771	6,897
(49) 香川県	高松	2	13,620	3,500
(50) 高知県	四万十	1	10,807	1,002
(51) 福岡県	北九州東等 2	2	10,032	1,569
(52) 宮崎県	宮崎等 2	4	90,590	7,533
(40)-(52)の計		49	1,201,471	64,421

(53) 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)失業等給付費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁)
	39 公共職業安定所(支給決定庁)

支給の相手方	73人
不当と認める失業等給付金	(1) 求職者給付 (2) 就職促進給付
失業等給付金の支給額の合計	(1) 33,468,395円(平成22年度～26年度) (2) 15,044,544円(平成25、26両年度) 計 48,512,939円
不当と認める支給額	(1) 13,228,948円(平成22年度～26年度) (2) 15,044,544円(平成25、26両年度) 計 28,273,492円

1 保険給付の概要

(1) 雇用保険

雇用保険は、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合、被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

(2) 失業等給付金の種類

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の4種がある。

ア 求職者給付には7種の手当等があり、このうち基本手当は、失業等給付金の支給額の大半を占めており、失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、受給資格者^(注)が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。

イ 就職促進給付には6種の手当等があり、このうち再就職手当は、早期の再就職の促進を図るもので、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。また、就業促進定着手当は、再就職手当の支給を受けた者が再就職先に6か月以上雇用され、かつ、再就職後の6か月間の賃金日額が離職前の6か月間の賃金日額を下回る場合に支給される。

(注) 受給資格者 被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上(倒産等により離職した者(特定受給資格者)及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該更新がないことなどにより離職した者については、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上)あることの要件を満たしている、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(3) 失業等給付金の支給

上記の手当は、公共職業安定所が次のように支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省が支給することとなっている。

ア 基本手当については、受給資格者から提出された失業認定申告書に記載されている就職又は就労(臨時的に短期間仕事に就くこと)の有無等の事実について確認して、失業の認定を行った上で、支給決定を行う。

イ 再就職手当及び就業促進定着手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書及び就業促進定着手当支給申請書に記載されている雇入年月日や賃金額等について調査し確認した上で、支給決定を行う。

また、偽りその他不正の行為により上記の手当の支給を受け、又は受けようとした者に対しては、その支給を受け、又は受けようとした日以後、当該手当を支給しないこととなっており、公共職業安定所は、既に支給した手当の返還等を命ずることができることとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、失業等給付金の支給を受けた者(以下「受給者」という。)に対する失業等給付金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)の436公共職業安定所(平成27年3月末現在)のうち、16労働局の134公共職業安定所において会計実地検査を行い、22年度から27年度までの間における受給者から5,644人を選定して、失業等給付金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、受給者から提出された失業認定申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、他の年度分も含めて更に当該公共職業安定所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、12労働局の39公共職業安定所管内における22年度から26年度までの間の受給者73人については、再就職した後も引き続き失業等給付金の支給を受けるなどしており、これらに対する失業等給付金の支給額48,512,939円のうち28,273,492円は、支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

これを給付の種別に示すと次のとおりである。

ア 求職者給付

39公共職業安定所管内の受給者70人に対する基本手当の支給額33,468,395円のうち13,228,948円は、支給の要件を満たしていなかった。

イ 就職促進給付

20公共職業安定所管内の受給者30人に対する再就職手当等の支給額15,044,544円(再就職手当14,501,107円、就業促進定着手当543,437円)の全額は、支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなかったため、失業認定申告書、再就職手当支給申請書及び就業促進定着手当支給申請書の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、前記の39公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

京都西陣公共職業安定所は、受給者Aから、平成26年1月に就職したとする失業認定申告書及び再就職手当支給申請書の提出を受けて、これに基づき、基本手当13,526円及び再就職手当1,149,312円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、受給者Aは25年12月に就職していたのに、上記のとおり26年1月に就職したと偽って申告したことから、受給者Aに対する基本手当13,526円及び再就職手当1,149,312円、計1,162,838円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	公共職業安定所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	
				千円	千円
栃 木	鹿沼 等 3	80	4	1,703	940
	鹿沼 等 2	56	3	1,283	1,283
	小計			2,987	2,224
石 川	金沢 等 4	242	5	3,429	708
	小計	46	1	446	446
				3,876	1,154
愛 知	名古屋東 等 3	220	5	2,928	623
	名古屋南 等 2	34	1	692	692
	小計			3,620	1,315
京 都	京都西陣 等 4	233	7	1,616	419
	京都西陣 等 2	57	4	2,853	2,853
	小計			4,470	3,273
大 阪	阿倍野 等 4	180	6	2,440	1,961
	布衣 等 3	101	3	1,480	1,480
	小計			3,920	3,441
広 島	広島 等 3	176	4	1,868	1,636
	小計	32	1	670	670
				2,538	2,306
福 岡	福岡中央 等 3	164	3	1,137	1,034
	直方 等 2	51	2	177	177
	小計			1,314	1,211
佐 賀	唐津 等 3	69	6	2,636	844
	小計	17	1	331	331
				2,968	1,175
長 崎	諫早 等 2	92	3	890	705
	小計	37	2	837	837
				1,728	1,543
宮 崎	宮崎 等 2	139	4	2,471	1,406
	小計	22	1	814	814
				3,286	2,221
鹿 児 島	川内 等 3	70	6	1,797	739
	小計	26	2	788	788
				2,586	1,527
沖 縄	那覇 等 5	246	17	10,548	2,209
	小計	126	9	4,667	4,667
				15,215	6,876
求職者給付計	39か所	1,911	70	33,468	13,228
就職促進給付計	20か所	605	30	15,044	15,044
合 計				48,512	28,273

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 公共職業安定所数及び不適正受給者数については、両給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ39か所、73人である。

(54) 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	11 労働局
支給の相手方	52 事業主
雇用調整助成金の支給額の合計	579,127,474 円(平成 21 年度～26 年度)
不当と認める支給額	169,270,893 円(平成 21 年度～25 年度)

1 保険給付の概要

(1) 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、雇用保険(前掲 189 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合等における失業の予防その他雇用の安定を図るために、雇用する被保険者(以下「被保険者」という。)について休業若しくは教育訓練(以下「休業等」という。)又は出向により雇用調整を行った事業主に対して、休業手当等の一部を助成するものである。

(2) 雇用調整助成金の支給

雇用調整助成金の支給要件は、休業等の場合、売上高等が一定以上減少するなどしている事業主が、労働組合等との間で休業等についての協定を結び、これに基づいて、被保険者について休業等を行うことなどとなっている。そして、支給額は、1人1日当たりの平均賃金額^(注1)に上記の協定による賃金の支払率及び所定の助成率^(注2)を乗ずるなどして算出される額に、休業等を行った延べ人日数を乗じて、休業等を行った期間ごとに算定することとなっている。また、教育訓練を行った場合には、上記の額に、訓練費として所定の単価^(注3)に教育訓練の延べ人日数を乗じて得た額を加算することとなっている。

雇用調整助成金の支給を受けようとする事業主は、休業等を行う前に、休業等を行う期間ごとに実施計画届及び添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出し、休業等を行った後に、支給申請書及び添付書類を労働局に提出することとなっている。そして、労働局は、実施計画届、支給申請書等に記載されている休業等の実施状況、休業手当等の支払状況、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で、支給決定を行い、これに基づいて雇用調整助成金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給の取消しを行い、又は不支給とすることなどとなっている。

(注1) 1人1日当たりの平均賃金額 事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった賃金総額を、被保険者数及び年間所定労働日数で除して算出される額

(注2) 所定の助成率 原則として、中小企業以外の事業主については3分の2、中小企業事業主については5分の4。ただし、平成25年4月以降(岩手、宮城、福島各県に所在する事業主については25年10月以降)は、中小企業以外の事業主については2分の1、中小企業事業主については3分の2

(注3) 所定の単価 中小企業以外の事業主については1人1日当たり1,000円、1,200円、2,000円及び4,000円、また、中小企業事業主については1人1日当たり1,200円、1,500円、3,000円及び6,000円となっており、事業所内訓練及び事業所外訓練の別、訓練を行った時期等により単価が異なる。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する雇用調整助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち、13労働局において会計実地検査を行い、平成21年度から26年度までの間に休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けた事業主から244事業主を選定して、雇用調整助成金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された実施計画届、支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、11労働局管内における52事業主は、休業等を行っていないのに行ったなどと偽ったり、支給額算定の基礎となる休業等の延べ人日数を誤るなどしたりして申請しており、これら52事業主に対する雇用調整助成金の支給額579,127,474円のうち169,270,893円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったなどのため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、上記の11労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

京都労働局は、事業主Aから、平成21年12月から23年6月までの間に、計19回、延べ1,716人日(休業分延べ418人日、教育訓練分延べ1,298人日)の休業及び教育訓練を行ったとする支給申請書及び添付書類の提出を受けて、これに基づき、雇用調整助成金計20,839,560円(休業分3,174,530円、教育訓練分17,665,030円)を事業主Aに支給していた。

しかし、実際には、事業主Aは、被保険者の勤務の状況等について事実と相違する添付書類を作成して、休業及び教育訓練を行っていないのに、上記のとおり行ったと偽って申請していたことから、事業主Aに対する雇用調整助成金計20,839,560円(休業分3,174,530円、教育訓練分17,665,030円)の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した雇用調整助成金	左のうち不当と認める雇用調整助成金
			千円	千円
栃 木	15	3	78,953	12,989
東 京	35	5	28,650	25,722
石 川	23	5	33,977	720

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した雇用調整助成金	左のうち不当と認める雇用調整助成金
			千円	千円
愛知	14	6	51,537	24,573
京都	33	4	47,700	20,873
大阪	17	8	108,691	18,644
兵庫	25	6	104,696	10,907
広島	14	3	18,106	4,362
福岡	14	5	42,178	29,339
佐賀	12	3	17,241	7,759
大分	22	4	47,392	13,378
計	224	52	579,127	169,270

(55) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 高齢者等雇用安定・促進費
部局等	8労働局
支給の相手方	18事業主
特定就職困難者雇用開発助成金の支給額の合計	63,775,954円(平成22年度～25年度)
不当と認める支給額	15,088,752円(平成22年度～25年度)

1 保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険(前掲189ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、特定の求職者(60歳以上65歳未満の高年齢者や障害者等の就職が特に困難な者(以下「就職困難者」という。)、65歳以上の離職者等という。)の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、特定の求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成するもので、特定就職困難者雇用開発助成金(以下「就職困難者助成金」という。)、高年齢者雇用開発特別奨励金及び被災者雇用開発助成金の三つがある。

(2) 就職困難者助成金の支給

就職困難者助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等の紹介により新たに継続して雇用する労働者として雇い入れたことなどとなっている。そして、支給額は、60歳以上65歳未満の高年齢者を雇い入れた中小企業事業主の場合、原則として、新たに雇い入れた労働者1人につき90万円となっており、これを6か月ごとに2回に分け、45万円ずつ支給することとなっている。

就職困難者助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び支給要件を満たした労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書等に記載されている

当該労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で、支給決定を行い、これに基づいて就職困難者助成金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給の取消しを行い、又は不支給とすることなどとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する就職困難者助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち、13労働局において会計実地検査を行い、平成21年度から25年度までの間に就職困難者助成金の支給を受けた事業主から220事業主を選定して、就職困難者助成金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、8労働局管内における18事業主は、既に雇い入れている者又は事実上雇入れが決定している者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたこととして申請するなどしており、これら18事業主に対する就職困難者助成金の支給額63,775,954円のうち15,088,752円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったなどのため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、上記の8労働局において、これに対する調査確認等が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京労働局は、事業主Aから、就職困難者Bを平成22年9月に新宿公共職業安定所の紹介を受けて同月に雇い入れたとする支給申請書の提出を受けて、これに基づき、就職困難者助成金900,000円を事業主Aに支給していた。

しかし、実際には、就職困難者Bは同年8月から勤務しており、事業主Aは既に雇い入れている就職困難者Bに形式的に同公共職業安定所の紹介を受けさせていたことから、就職困難者Bは就職困難者助成金の対象とならず、就職困難者助成金900,000円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

また、事業主Aは、他の就職困難者2名についても就職困難者助成金計1,800,000円の支給を受けていたが、上記と同様の理由により就職困難者助成金の対象とならず、その全額が支給の要件を満たしていなかった。このため、事業主Aに対して支給された就職困難者3名に係る就職困難者助成金計2,700,000円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した就職困難者助成金	左のうち不当と認める就職困難者助成金
			千円	千円
岩手	16	1	2,100	900
栃木	28	4	12,563	2,448
千葉	20	2	6,033	2,473
東京	28	2	10,200	3,300
福井	7	2	2,318	1,868
愛知	14	1	2,915	904
大阪	15	1	5,275	1,800
広島	24	5	22,369	1,393
計	152	18	63,775	15,088

- (56) 雇用保険の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給が適正でなかったもの
 (58)

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)男女均等雇用対策費
部局等	3 労働局
支給の相手方	3 事業主
不当と認める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金	(1) 設置費助成金 (2) 運営費助成金
事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給額の合計	(1) 26,544,000 円(平成 23 年度) (2) 8,152,000 円(平成 24 年度) 計 34,696,000 円
不当と認める支給額	(1) 3,304,000 円(平成 23 年度) (2) 1,396,000 円(平成 24 年度) 計 4,700,000 円

1 制度の概要

(1) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の概要

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金(以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主の取組を促し、もってその労働者の雇用の安定に資することを目的として、自ら雇用する労働者等の子の保育を行うために一定基準を満たす事業所内保育施設(以下「保育施設」という。)の設置、運営等を行った雇用保険の適用事業主等(以下「事業主等」という。)に対して、都道府県労働局(以下「労働局」という。)が支給しているものである。

(2) 助成金の支給

厚生労働省が定めた両立支援助成金(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金、子育て期短時間勤務支援助成金)支給要領(平成 24 年 4 月雇児発 0401 第 5 号。平成 24 年 3 月以前は平成 23 年 9 月雇児 0901 第 13 号等。以下「支給要領」という。)によれば、助成金の支給対象となる費用には、保育施設の設置費、運営費等がある。これらのうち、設置費を支給対象とする助成金(以下「設置費助成金」という。)の助成率は保育施設の設置に要した費用の 3 分の 2 等で、その支給限度額は 2300 万円となっており、事業主等は、労働局の認定を受けた事業所内保育施設設置・運営計画に基づき保育施設を設置した後、保育施設の設置費等

を記載した事業所内保育施設設置・運営等支援助成金支給申請書(以下「支給申請書」という。)に、工事請負契約書(工事費内訳書を含む。)、設置費等の領収書等を添付して労働局へ提出することとなっている。

また、運営費を支給対象とする助成金(以下「運営費助成金」という。)の支給要件は、専任の保育士を常時2名以上配置することなどとなっており、支給期間は、保育施設の運営開始日から10年間などとされ、助成率は保育施設の運営に要した費用(専任の保育士等の人件費、施設が賃借である場合はその賃借料等)の合計額に対して、運営開始1年目から5年目までは3分の2等で、その支給限度額は保育施設の運営の形態等に応じた所定の額となっている。そして、事業主等は、毎年1月から12月までの運営費等を記載した支給申請書に、保育士の賃金台帳、出勤簿、保育士証、保育の実施状況を明らかにする保育日誌、保育施設が賃借である場合は当該施設の賃借料領収書等を添付して翌年1月中に労働局に提出することとなっている。

支給要領によれば、支給申請書等の提出を受けた労働局は、支給申請書に記載された設置費等の金額が領収書や賃金台帳等から算出される金額と合致するかなど支給申請書等の内容を審査して、適切なものであると認めた場合、これらの書類に基づき助成金の額を算定した上で支給決定を行い、これに基づいて助成金の支給を行うこととされている。そして、労働局は、支給の要件を満たしていなかったことが支給後に判明したり、事業主等が助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けたりなどしていた場合は、支給決定を取り消した上で支給した助成金を返還させることなどとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主等に対する設置費助成金等の支給決定が適正に行われているかなどに着眼して、全国47労働局のうち、3労働局において会計実地検査を行い、23年度から25年度までの間に設置費助成金等の支給を受けた事業主等から5事業主を選定して、設置費助成金等の支給の適否について事業主から提出された支給申請書等の書類を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、3労働局管内における3事業主が、設置費助成金の支給申請に当たり、設置費助成金の支給対象とはならない部分に係る設置費を含めるなどしたり、運営費助成金の支給申請に当たり、専任の保育士を常時2名以上配置することとする支給の要件を満たしていなかったりなどしているのに、3労働局は、これらの事業主に対して支給決定を行っていた。したがって、これら3事業主に対する設置費助成金等計34,696,000円のうち4,700,000円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、助成金の支給申請に係る審査に当たり、上記の3労働局において、事業主から提出された支給申請書等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

神奈川労働局は、平成23年度に、管内の事業主Aから保育施設(185.66㎡)の設置費を20,000,000円とする支給申請書、工事請負契約書、領収書等の提出を受けて、これに基づき算

定した設置費助成金 11,074,000 円を A に支給していた。しかし、この設置費 20,000,000 円には、当該保育施設の費用に加えて、A が自ら運営する介護施設との共有スペース (73.23㎡) の設置に要した費用が含まれており、このうち共有スペースについて、保育施設と介護施設の専有面積の比率に基づいて案分して得られる介護施設分の共有スペース (26.19㎡) に係る費用相当額は設置費助成金の支給対象とはならないことから、介護施設分の共有スペースに係る設置費助成金 429,000 円は支給の要件を満たしていなかった。

また、同局は、24 年 2 月から 12 月までの 11 か月分に係る運営費助成金について、A から支給申請書、保育士の出勤簿、保育士証、賃借料領収書等の提出を受けて、これに基づき算定した運営費助成金 5,940,000 円を A に支給していた。しかし、同年 8 月及び 9 月の 2 か月間は、保育に従事している者が保育士の資格を有していなかったことから専任の保育士を常時 2 名以上配置することとする支給の要件を満たしていなかったり、前記の自ら運営する介護施設と保育施設の面積の比率に基づく賃借料の適正な算定が行われていなかったりしていたことなどから、運営費助成金 1,080,000 円が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

以上を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金 千円	左のうち不当と認める助成金 千円	摘 要
(56) 神 奈 川	1	1	(1) 11,074 (2) 5,940	(1) 429 (2) 1,080	専任の保育士を常時 2 名以上配置することとする支給の要件を満たしていなかったものなど
(57) 大 阪	1	1	(1) 10,850	(1) 2,397	助成金の支給対象外となる経費を含めていたもの
(58) 広 島	3	1	(1) 4,620 (2) 2,212	(1) 478 (2) 316	助成金の支給対象外となる経費を含めていたものなど
(56)–(58) の計	5	3	(1) 26,544 (2) 8,152	(1) 3,304 (2) 1,396	
合 計			34,696	4,700	

(注) 「左の事業主に支給した助成金」及び「左のうち不当と認める助成金」の(1)は設置費助成金、(2)は運営費助成金に係る分である。

(59) 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	年金特別会計(厚生年金勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省
厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構
支給の相手方	39 人
老齢厚生年金の支給額の合計	34,933,271 円(平成 24 年度～26 年度)
不当と認める支給額	14,459,205 円(平成 24 年度～26 年度)

1 保険給付の概要

(1) 厚生年金保険の給付

厚生労働省は、厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、全国9ブロック本部、312年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険(前掲182ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2) 老齢厚生年金

ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を1か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等が65歳以上である場合に受給権者となる。

イ 特別支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、原則60歳以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等が受給権者となっている。

ウ 特別支給の老齢厚生年金の給付額

特別支給の老齢厚生年金の給付額(以下「年金給付額」という。)は、受給権者の被保険者期間、被保険者期間における報酬、生年月日等を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)と配偶者等について加算される額との合計額となっている。

エ 特別支給の老齢厚生年金の支給の停止

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に常用的に使用されて被保険者となった場合において、総報酬月額相当額と基本月額(注)(基本年金額を12で除して得た額)との合計額が280,000円を超えるときなどには、基本年金額の一部又は年金給付額の全部の支給を停止することとなっている。

そして、この場合の支給停止の手続は次のとおりである。

- ① 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、常用的に使用している者が受給権者であるときは、その者の年金手帳により氏名、基礎年金番号等を確認した上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届を年金事務所に提出する。
- ② 年金事務所は、これを調査し確認した上で、届出内容を機構本部に伝達する。
- ③ 機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働本省(以下「本省」という。)が確認し、決定する。

(注) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前1年間の標準賞与額(総額)を12で除して得た額との合算額

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、厚生年金保険に係る届け書の提出が適正になされているかなどに着眼して、8ブロック本部の管轄区域内に所在する81年金事務所が管轄する事業所のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者等を使用している145事業所について、

平成24年度から26年度までの間における老齢厚生年金の支給の適否を検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された年金の支給額に関する関係書類により、また、上記の81年金事務所において事業主から提出された厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、5ブロック本部の管轄区域内に所在する20年金事務所が管轄する24事業所の特別支給の老齢厚生年金等の受給権者39人については、当該事業所において常用的に使用されて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たして、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が280,000円を超えるなどしていた。このような場合には、機構本部において、基本年金額の一部又は年金給付額の全部の支給を停止するための手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届が提出されていなかったことなどからこの手続がとられておらず、本省は、これらの39人について、基本年金額の一部又は年金給付額の全部の支給を停止していなかった。

したがって、上記の39人に対する老齢厚生年金の支給(支給額34,933,271円)のうち14,459,205円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分理解していなかったり誠実でなかったりして、事業主が前記の届出を適正に行っていなかったのに、前記の20年金事務所においてこれについての指導及び調査確認が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額をブロック本部ごとに示すと次のとおりである。

ブロック本部名	年金事務所	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係る支給額	左のうち不当と認める支給額
		人	人	千円	千円
北関東・信越	渋川等 4	42	10	10,832	4,047
南関東	千代田等 10	93	20	14,247	5,792
近畿	舞鶴等 3	87	5	5,542	2,766
中国	倉敷西 1	18	1	2,328	967
九州	熊本西等 2	7	3	1,983	885
計	20か所	247	39	34,933	14,459

医 療 費

(60) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)医療保険給付諸費
		(項)生活保護費
		(項)障害保健福祉費
部 局 等	厚生労働本省、7厚生(支)局(指導監督庁)、32都府県	

国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)等
医療給付の種類	健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法等に基づく医療
実施主体	全国健康保険協会、都、府1、県17、市375、特別区23、町131、村9、後期高齢者医療広域連合43、国民健康保険組合34、計635実施主体
医療機関等数	178医療機関、1訪問看護事業所
過大に支払われていた医療費に係る診療報酬項目等	入院基本料、初診料・再診料、訪問看護療養費等
過大に支払われていた医療費の件数	115,436件(平成22年度～26年度)
過大に支払われていた医療費の額	1,395,306,955円(平成22年度～26年度)
不当と認める国の負担額	535,253,373円(平成22年度～26年度)

1 医療給付の概要

(1) 医療給付の種類

厚生労働省の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア 後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」という。)に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村(特別区を含む。以下同じ。)が加入する後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う医療

イ 医療保険制度の一環として、健康保険法、国民健康保険法等(以下「医療保険各法」という。)に規定する保険者が、医療保険各法に基づき、後期高齢者を除く被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)に対して行う医療

ウ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法等に基づき被保護者に対して行う医療

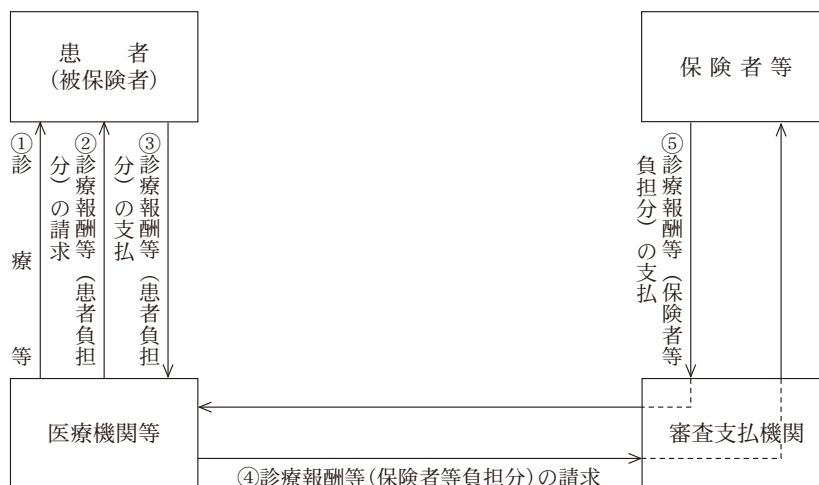
(2) 診療報酬又は訪問看護療養費

これらの医療給付においては、被保険者((1)ウの被保護者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受けた場合又は居宅において継続して療養を受ける状態にある者が訪問看護事業所の行う訪問看護を受けた場合に、広域連合、保険者、都道府県又は市町村(以下「保険者等」という。)及び患者が、これらの費用を医療機関又は訪問看護事業

所(以下「医療機関等」という。)に診療報酬又は訪問看護療養費(以下「診療報酬等」という。)として支払う。

診療報酬等の支払の手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

図 診療報酬等の支払の手続



ア 診療等を担当した医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を所定の診療点数に単価(10円)を乗ずるなどして算定する。

イ 医療機関等は、診療報酬等のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬等(以下「医療費」という。)については、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関等は、診療報酬請求書又は訪問看護療養費請求書(以下「請求書」という。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書又は訪問看護療養費明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

(3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア 高齢者医療確保法に係る医療費(以下「後期高齢者医療費」という。)については、広域連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ア) 高齢者医療確保法に基づき、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1を負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法に基づき、国は市町村等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

(ウ) 健康保険法に基づき、国は全国健康保険協会が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

イ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合の医療費は全国健康保険協会が支払った額の16.4%(平成22年6月30日以前は13%)を、②市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合の医療費は市町村が支払った額の41%(23年度以前は43%)を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合の医療費は国民健康保険組合が支払った額の47%をそれぞれ負担している。

ウ 生活保護法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は、医療の高度化や人口の高齢化に伴って、21年度に35兆円を超え、その後も毎年増加している。また、このうち後期高齢者医療費は、高齢化が急速に進展する中でその占める割合が3割を超えている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は、後期高齢者医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費の請求が適正に行われているかに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、7厚生(支)局及び32都府県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、医療費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生(支)局及び都府県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(3) 検査の結果

検査の結果、32都府県に所在する178医療機関及び1訪問看護事業所の請求に対して635実施主体において、22年度から26年度までの間における医療費が、115,436件で1,395,306,955円過大に支払われており、これに対する国の負担額535,253,373円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目等の別に整理して示すと次のとおりである。

診療報酬項目等	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額
		件	千円	千円
①入院基本料	129市区町村等 (78)	12,853	877,437	349,820
②初診料・再診料	371市区町村等 (34)	49,853	131,135	44,510
③在宅医療料	152市区町村等 (27)	15,648	113,454	40,736
④リハビリテーション料	148市区町等 (16)	14,270	93,506	36,979
⑤医学管理料	141市区町村等 (16)	13,412	65,574	21,975
⑥入院基本料等加算	132市区町等 (5)	8,948	58,312	21,374

診療報酬項目等	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額
		件	千円	千円
⑦特定入院料等	20 市区町等 (2)	400	54,132	19,295
①-⑦の計	633 実施主体 (178)	115,384	1,393,553	534,692
⑧訪問看護療養費	2 市町 (1)	52	1,752	560
①-⑧の計	635 実施主体 (179)	115,436	1,395,306	535,253

注(1) 複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬項目で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬項目等の中で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(3) ⑦特定入院料等には、特定入院料のほかに、処置料を含む。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

- ア 実施主体及び審査支払機関において、医療機関等から不適正と認められる医療費の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなかったこと
- イ 府県において、医療機関の医療従事者が不足していることを把握する資料があるにもかかわらず、その活用が十分でなく、また、地方厚生局等と府県との連携が十分でなかったこと
- ウ 地方厚生(支)局等及び都府県において、医療機関等に対する指導が十分でなかったこと

(4) 過大に支払われていた事態の詳細等

医療費が過大に支払われていた事態について、主な診療報酬項目等の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

ア 入院基本料

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定基準」という。)等によれば、入院基本料のうち、療養病棟入院基本料等については、療養病棟等に入院している患者に対して、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従い、1日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、26都府県に所在する78医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが12,853件あった。その態様は、療養病棟入院基本料等に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して、高い区分の点数で算定していたものである。

このため、上記12,853件の請求に対して、129市区町村等において医療費が877,437,521円過大に支払われており、これに対する国の負担額349,820,780円は負担の必要がなかったものである。

イ 初診料・再診料

算定基準等によれば、初診料については、患者の傷病について医学的に初診といわれる医師の診療行為があったときに、また、再診料については、その後の診療行為の都度、それぞれ算定することとされている。ただし、指定障害者支援施設等に配置されている医師(以下「配置医師」という。)が当該施設の入所者に対して行う診療については、原則として、初診料、再診料等は算定できないこととされている。

検査したところ、14都府県に所在する34医療機関において、初診料・再診料等の請求が不適正と認められるものが49,853件あった。その主な態様は、配置医師が指定障害者支援施設等の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料等を算定していたものである。

このため、上記49,853件の請求に対して、371市区町村等において医療費が131,135,026円過大に支払われており、これに対する国の負担額44,510,047円は負担の必要がなかったものである。

ウ 在宅医療料

算定基準等によれば、在宅医療料のうち、在宅時医学総合管理料等については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った医療機関が処方せん交付の有無等に応じて所定の点数を月に1回算定することなどとされている。ただし、指定障害者支援施設等の入所者に対して行う診療については、原則として、在宅時医学総合管理料等は算定できないこととされている。

検査したところ、14都府県に所在する27医療機関において、在宅医療料等の請求が不適正と認められるものが15,648件あった。その主な態様は、指定障害者支援施設等の入所者に対して行った診療について、在宅時医学総合管理料等を算定していたものである。

このため、上記15,648件の請求に対して、152市区町村等において医療費が113,454,745円過大に支払われており、これに対する国の負担額40,736,669円は負担の必要がなかったものである。

エ リハビリテーション料

算定基準等によれば、リハビリテーション料のうち、運動器リハビリテーション料については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った医療機関が同大臣の定める患者に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、発症、手術等から150日以内に限り、その届出に係る所定の点数を算定することなどとされている。そして、この場合には、レセプトの摘要欄に当該疾患名、発症日等を記載することとされている。

検査したところ、11都府県に所在する16医療機関において、リハビリテーション料等の請求が不適正と認められるものが14,270件あった。その主な態様は、患者に疾患の発症等があった後、新たな疾患の発症等がないのに、レセプトの摘要欄に150日以内に新たな疾患の発症等があったなどと記載して、150日以内に限り算定することとされている運動器リハビリテーション料の算定を繰り返し行うなどしていたものである。

このため、上記14,270件の請求に対して、148市区町等において医療費が93,506,799円過大に支払われており、これに対する国の負担額36,979,738円は負担の必要がなかったものである。

オ 医学管理料

算定基準等によれば、医学管理料のうち、特定疾患療養管理料等については、生活習慣病等を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合に算定することとされている。ただし、配置医師が指定障害者支援施設等の入所者に対して行う診療については、原則として、特定疾患療養管理料等は算定できないこととされている。

検査したところ、11都府県に所在する16医療機関において、医学管理料等の請求が不適正と認められるものが13,412件あった。その主な態様は、配置医師が指定障害者支援施設等の入所者に対して行った診療について、特定疾患療養管理料等を算定していたものである。

このため、上記13,412件の請求に対して、141市区町村等において医療費が65,574,397円過大に支払われており、これに対する国の負担額21,975,630円は負担の必要がなかったものである。

カ 入院基本料等加算

算定基準等によれば、入院基本料等加算のうち、療養病棟療養環境加算等については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った医療機関について、1日につき所定の点数を算定することとされている。ただし、療養病棟療養環境加算は、当該医療機関における医師等の数が医療法(昭和23年法律第205号)に定める標準となる数(以下「標準人員」という。)を満たしていない場合には算定できないこととされている。

検査したところ、5府県に所在する5医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが8,948件あった。その主な態様は、医師等の数が標準人員を満たしていないのに、療養病棟療養環境加算を算定していたものである。

このため、上記8,948件の請求に対して、132市区町等において医療費が58,312,805円過大に支払われており、これに対する国の負担額21,374,107円は負担の必要がなかったものである。

キ 特定入院料等

算定基準等によれば、特定入院料のうち、緩和ケア病棟入院料については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った緩和ケア病棟を有する医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している患者に対して、1日につき所定の点数を算定することとされている。ただし、緩和ケア病棟入院料は、当該医療機関における医師の数が標準人員を満たしていない場合には算定できないこととされている。

検査したところ、2県に所在する2医療機関において、特定入院料等の請求が不適正と認められるものが400件あった。その主な態様は、医師の数が標準人員を満たしていないのに、緩和ケア病棟入院料を算定していたものである。

このため、上記400件の請求に対して、20市区町等において医療費が54,132,673円過大に支払われており、これに対する国の負担額19,295,446円は負担の必要がなかったものである。

ク 訪問看護療養費

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)等によれば、訪問看護療養費のうち、訪問看護基本療養費等については、訪問看護を受けようとする者等に対して、主治医から交付を受けた訪問看護指示書等に基づき、訪問看護事業所の看護師等が訪問看護を行った場合に、1日につき所定の額を算定することなどとされている。ただし、指定障害者支援施設等の入所者に対して行う訪問看護については、原則として、訪問看護基本療養費等は算定できないこととされている。

検査したところ、1県に所在する1訪問看護事業所において、訪問看護療養費の請求が不適正と認められるものが52件あった。その態様は、指定障害者支援施設の入所者に対して行った訪問看護について、訪問看護基本療養費等を算定していたものである。

このため、上記52件の請求に対して、2市町において医療費が1,752,989円過大に支払われており、これに対する国の負担額560,956円は負担の必要がなかったものである。

医療費が過大に支払われていた事態について、医療機関等の所在する都府県別に示すと次のとおりである。

都府県名	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額 千円	不当と認める国の負担額 千円	摘 要
青 森 県	30 市区町村等 (6)	2,110	27,828	11,055	①②④⑤
秋 田 県	60 市区町村等 (6)	6,525	70,588	26,255	①②⑤
山 形 県	35 市区町等 (6)	8,511	30,569	10,500	①②④⑤
茨 城 県	49 市区町等 (7)	7,867	27,425	10,140	①②③④⑤
栃 木 県	7 市等 (3)	155	12,116	5,200	①④
埼 玉 県	23 市区町等 (11)	1,152	69,051	26,094	①⑦
千 葉 県	50 市区町等 (5)	4,823	10,586	4,013	①②
東 京 都	126 市区町等 (15)	13,677	87,249	31,643	①②③④⑤
神 奈 川 県	36 市区町等 (8)	7,049	41,545	15,475	②③⑤
新 潟 県	14 市等 (4)	3,288	23,628	8,791	②③⑥
富 山 県	1 広域連合 (2)	260	11,481	4,434	①③
石 川 県	4 市町等 (2)	608	10,132	3,937	③④
山 梨 県	19 市町村等 (1)	1,128	2,547	958	③
静 岡 県	3 市等 (1)	58	3,428	1,313	①
愛 知 県	15 市等 (1)	827	1,791	529	②
三 重 県	5 市町等 (2)	205	21,752	9,008	①
滋 賀 県	5 市等 (1)	95	7,046	2,359	①
大 阪 府	73 市町村等 (32)	22,258	309,482	121,807	①②③④⑤⑥
兵 庫 県	13 市等 (6)	1,296	38,805	15,095	①
奈 良 県	56 市町村等 (6)	5,607	19,793	6,679	①②③⑤
島 根 県	3 市等 (1)	301	24,717	9,374	①
広 島 県	11 市町等 (5)	1,775	22,747	8,927	①③④
山 口 県	16 市町等 (5)	2,050	57,218	21,710	①②④

都府県名	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払わ れていた医療 費の件数	過大に支払わ れていた医療 費の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
徳 島 県	7 市等 (2)	709	29,666	11,395	①④
香 川 県	18 市町等 (3)	1,571	4,835	1,579	①②④
愛 媛 県	77 市町等 (5)	7,442	24,335	7,252	①⑤⑥
高 知 県	4 市等 (2)	288	3,660	1,287	③
福 岡 県	67 市区町等 (13)	5,970	244,711	97,831	①③⑤⑥⑦
熊 本 県	10 市町等 (3)	862	22,911	9,172	①③⑥
大 分 県	4 市等 (2)	297	21,205	8,100	①
鹿 児 島 県	29 市区町等 (11)	6,592	106,849	41,640	①②③⑤
沖 縄 県	3 市町 (2)	80	5,593	1,685	①⑧
計	635 実施主体 (179)	115,436	1,395,306	535,253	

注(1) 計欄の実施主体数は、都府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都府県の実施主体数を合計したものと一致しない。

注(2) 摘要欄の①から⑧までは、204 ページの 2(3)の検査の結果の診療報酬項目等の別に対応している。

補 助 金

(61) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの (309)

会計名及び科目	一般会計	(組織)厚生労働本省	(項)医療保険給付諸費
			(項)高齢者等雇用安定・促進費
			(項)保育所運営費
			(項)子ども・子育て支援対策費(平成22年度は(項)地域子育て支援対策費、21年度以前は年金特別会計(児童手当勘定)(項)児童育成事業費)
			(項)生活保護費
			(項)障害保健福祉費
			(項)介護保険制度運営推進費
			(項)東日本大震災復旧・復興高齢者等雇用安定・促進費
	労働保険特別会計(労災勘定)		(項)独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費
		(雇用勘定)	(項)地域雇用機会創出等対策費

	年金特別会計(子どものための金銭の給付勘定)	(項)児童育成事業費(平成24年度は (項)育成事業費、22年度及び 23年度は年金特別会計(児童手 当及び子ども手当勘定)(項)児 童育成事業費、21年度以前は 年金特別会計(児童手当勘定) (項)児童育成事業費)
部 局 等	東日本大震災復興特別会計 厚生労働本省、38都道府県	(項)社会保障等復興政策費
補助等の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)等、予算補助	
補助事業者等 (事業主体等)	都、道、県18、市150、区12、町25、村2、独立行政法人1、計210補助事業者等(都、道、県10、市150、区12、町25、村2、独立行政法人1、計202事業主体等)	
間接補助事業者 等(事業主体)	市18、町1、計19間接補助事業者等	
国庫補助金等	障害者自立支援給付費負担金、療養給付費負担金、財政調整交付金等	
上記の国庫補助 金等交付額の合 計	1,055,558,264,561円	
不当と認める国 庫補助金等交付 額の合計	3,084,296,499円	

1 補助金等の概要

厚生労働省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体又は保険者となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体等に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、国庫補助金等の交付額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、46都道府県、1155市区町村、4一部事務組合、9広域連合及び1独立行政法人において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、12都道府県、204市区町村、1独立行政法人、計217事業主体等(うち4事業主体等が補助事業者等と間接補助事業者の両方に該当する。)が障害者自立支援給付費負担金、療養給付費負担金、財政調整交付金等を受けて実施した事業等において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金3,084,296,499円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの

57件 不当と認める国庫補助金 671,049,858円

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)等が保険者となつて、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。

市町村が行う国民健康保険の被保険者は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、一般被保険者と退職被保険者^(注1)及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)とに区分されている。国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、当該被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」という。)となっている。そして、退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に市町村に届出をすることなどとなっている。

(注1) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険の事業運営の安定化を図るために、同法に基づき療養給付費負担金(以下「国庫負担金」という。)が交付されている。

国庫負担金の交付の対象は、一般被保険者に係る医療費となっており、退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等交付金等で負担することとなっていることから、国庫負担金の交付の対象となっていない。

毎年度の国庫負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」(昭和34年政令第41号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} - \boxed{\text{保険基盤安定繰入金の1/2}^{(注2)}} + \boxed{\text{前期高齢者納付金等}^{(注3)}} = \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \times \boxed{\text{国の負担割合}^{(注4)}} = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

(注2) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注3) 前期高齢者納付金等 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)の規定により社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に要する費用として納付する前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(注4) 国の負担割合 平成18年度から23年度までは34/100、24年度以降は32/100

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合算額とすることとなっている。

ただし、届出が遅れるなどしたため退職被保険者等の資格が遡って確認された場合には、一般被保

険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

また、都道府県又は市町村が、国の負担金等の交付を受けずに自らの財政負担で、年齢その他の事由により、被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を当該被保険者に代わり医療機関等に支払う措置(以下「負担軽減措置」という。)を講じている場合がある。そして、負担軽減措置の対象者の延べ人数の被保険者数に占める割合が一定の割合以上の市町村については、負担軽減措置の対象者に係る療養の給付に要する費用の額、高額療養費の支給に要する費用の額等に、被保険者の負担の軽減の度合いに応じた所定の率を乗じて減額調整^(注5)を行うこととなっている。

(注5) 減額調整 負担軽減措置により被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金が軽減されると、一般的に受診が増えて医療給付費が増加する(波及増)傾向があるとし、波及増に係る医療給付費を国庫負担対象費用額に含めると、負担軽減措置を講じていない市町村との公平を欠くことになるとして、この波及増に係る国庫負担対象費用額を減額するために行われる調整

国庫負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書を提出し、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で厚生労働省に提出し、③厚生労働省は、これに基づき交付決定を行って国庫負担金を交付することとなっている。そして、④市町村は、当該年度の終了後に都道府県に事業実績報告書を提出し、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査した上で厚生労働省に提出し、⑥厚生労働省は、これに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、32都道府県の310市区町村において、平成21年度から25年度までの間に交付された国庫負担金について、会計実地検査を行った。その結果、18都府県の57市区町において、負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったり(後掲259ページの「国民健康保険に係る療養給付費負担金及び財政調整交付金の交付に当たり、都道府県に対して減額調整の対象となる高額療養費及びその集計方法等を具体的に示して、これを都道府県を通じて市町村に対して周知徹底することにより、その交付額の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの」参照)、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたり、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者(以下「遡及退職被保険者等」という。)に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったりするなどしていたため、国庫負担金交付額計436,234,503,783円のうち計671,049,858円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の57市区町において制度の理解が十分でなく事務処理が適切でなかったこと、上記の18都府県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどと認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

栃木県宇都宮市は、平成25年度の国庫負担金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、遡及退職被保険者等について、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った24年度以前分の医療給付費の一部を控除していなかったため、国庫負担対象費用額を過大に算定していた。

その結果、国庫負担金が6,917,389円過大に交付されていた。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に對す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(61)	青森県 黒石市	21~25	9,146,560	3,037,238	18,552	6,105	負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったもの
(62)	同 上七戸郡町	24、25	1,634,450	522,227	3,984	1,274	一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたものなど
(63)	同 上北郡 おいらせ町	21~24	4,474,461	1,499,158	13,644	4,493	負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったものなど
(64)	山形県 山形市	21~24	32,555,876	10,912,955	64,146	21,481	負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったもの
(65)	栃木県 宇都宮市	25	17,902,116	5,713,198	20,571	6,917	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(66)	同 芳賀郡 賀子町	25	1,130,356	361,873	(注6) △ 616	1,435	計算を誤って国庫負担金を過大に算定していたもの
(67)	埼玉県 草加市	24	8,594,669	2,735,595	18,630	6,145	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(68)	同 大里郡 寄居町	24	1,522,548	484,802	5,785	1,967	同
(69)	千葉県 柏市	21~24	50,065,558	16,773,260	8,443	2,794	一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(70)	同 市原市	21~24	45,767,175	15,315,400	7,693	2,512	負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったもの
(71)	同 我孫子市	22~24	11,659,080	3,973,218	7,222	2,741	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったものなど
(72)	同 浦安市	23	4,676,182	1,589,902	189,173	64,318	一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(73)	東京都 港区	24	10,141,831	3,247,040	33,984	10,874	同
(74)	同 江東区	24	19,595,776	6,266,474	7,362	2,501	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(75)	同 杉並区	22	23,777,625	8,084,523	10,095	3,432	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったものなど
(76)	同 青梅市	24	4,309,279	1,367,119	5,305	1,803	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(77)	同 羽村市	24	2,146,646	684,603	10,504	3,361	一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(78)	神奈川県 小田原市	21、22、 24	22,396,926	7,456,719	24,157	7,959	負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったもの

第3章 第1節 第7 厚生労働省

	部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
第3章 第1節 第7 厚生労働省	(79)	神奈川県	足柄下郡 湯河原町	22	1,230,637	418,416	14,750	5,026	遡及退職被保険者等に 係る遡及期間中の 医療給付費を控除し ていなかったものな ど
	(80)	新潟県	上越市	24	5,724,058	1,828,042	11,375	3,857	同
	(81)	富山県	富山市	21~25	56,483,431	18,724,285	155,384	51,829	負担軽減措置の対象 者に対する高額療養 費の一部を減額調整 の対象としていな かったもの
	(82)	同	魚津市	21~25	6,843,075	2,268,037	13,566	4,503	同
	(83)	石川県	金沢市	21~23	50,168,775	17,059,667	49,706	19,312	一般被保険者に係る 医療給付費を過大に 算定していたものな ど
	(84)	同	小松市	24	3,463,786	1,101,693	13,277	4,514	遡及退職被保険者等 に係る遡及期間中の 医療給付費を控除し ていなかったもの
	(85)	同	能美市	24	1,334,163	422,958	7,977	2,712	同
	(86)	岐阜県	多治見市	21~25	17,044,191	5,650,291	74,120	24,524	負担軽減措置の対象 者に対する高額療養 費の一部を減額調整 の対象としていな かったもの
	(87)	同	関市	21~25	17,959,338	5,956,449	60,907	20,146	同
	(88)	同	美濃市	21~25	4,363,728	1,449,269	20,139	6,659	同
	(89)	同	瑞浪市	21~25	5,318,747	1,769,197	13,762	4,558	同
	(90)	同	羽島市	21~25	13,020,949	4,321,534	85,226	28,214	同
	(91)	同	恵那市	21~25	7,481,042	2,480,326	61,763	20,463	同
	(92)	同	美濃加茂市	21~25	8,979,934	2,978,568	31,865	11,023	同
	(93)	愛知県	清須市	22	2,510,005	853,378	3,235	1,100	同
	(94)	同	弥富市	25	1,323,507	422,151	10,173	3,428	遡及退職被保険者等 に係る遡及期間中の 医療給付費を控除し ていなかったものな ど
	(95)	大阪府	大阪市	24、25	245,870,602	78,740,121	210,532	67,374	負担軽減措置の対象 者に対する高額療養 費の一部を減額調整 の対象としていな かったもの
	(96)	同	堺市	21~24	130,083,349	43,547,959	36,053	12,062	同
	(97)	同	吹田市	21~24	44,461,879	14,892,093	15,761	5,278	同
	(98)	同	貝塚市	24	3,582,289	1,144,550	62,340	19,294	一般被保険者に係る 医療給付費を過大に 算定していたもの
(99)	同	茨木市	21~24	35,522,883	11,891,286	12,850	4,295	負担軽減措置の対象 者に対する高額療養 費の一部を減額調整 の対象としていな かったもの	
(100)	同	八尾市	21~24	45,626,858	15,282,049	17,092	5,713	同	
(101)	同	泉佐野市	23、24	8,683,977	2,862,997	10,247	3,366	一般被保険者に係る 医療給付費を過大に 算定していたもの	
(102)	同	寝屋川市	22~24	27,549,341	9,171,665	10,232	3,444	負担軽減措置の対象 者に対する高額療養 費の一部を減額調整 の対象としていな かったもの	
(103)	同	摂津市	24	3,668,028	1,169,376	35,122	11,239	一般被保険者に係る 医療給付費を過大に 算定していたもの	
(104)	同	泉南郡 熊取町	24	1,584,226	502,893	31,905	10,208	同	

部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に對す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(105)	奈良県 桜井市	23	2,575,250	875,585	4,430	2,088	遡及退職被保険者等に 係る遡及期間中の 医療給付費を控除し ていなかったもの
(106)	同 香芝市	24	1,920,647	610,413	26,890	8,808	一般被保険者に係る 医療給付費を過大に 算定していたものな ど
(107)	和歌山県 和歌山市	24	13,389,827	4,278,233	5,507	1,872	遡及退職被保険者等 に係る遡及期間中の 医療給付費を控除し ていなかったもの
(108)	山口県 山口市	25	5,617,312	1,790,805	9,954	3,207	同
(109)	同 大島郡 周防大島町	24	1,110,893	354,155	5,978	1,913	負担軽減措置の対象 者に対する高額療養 費の一部を減額調整 の対象としていな かったもの
(110)	福岡県 福岡市	21~24	226,193,763	75,777,332	274,207	92,044	同
(111)	同 飯塚市	24、25	10,841,367	3,467,638	10,586	3,387	同
(112)	同 柳川市	23、24	7,633,874	2,509,999	25,519	8,449	同
(113)	同 宗像市	23、24	6,421,609	2,120,823	26,096	8,527	負担軽減措置の対象 となっている医療給 付費に係る減額調整 を誤っていたもの
(114)	同 古賀市	21~25	9,588,200	3,175,823	71,167	23,519	同
(115)	佐賀県 佐賀市	25	9,890,479	3,158,399	18,532	6,243	遡及退職被保険者等 に係る遡及期間中の 医療給付費を控除し ていなかったもの
(116)	同 武雄市	24	2,219,268	708,658	3,348	1,071	一般被保険者に係る 医療給付費を過大に 算定していたもの
(117)	同 三養基郡 みやき町	25	1,472,567	472,060	9,197	3,637	遡及退職被保険者等 に係る遡及期間中の 医療給付費を控除し ていなかったものな ど
(61)-(117)の計			1,320,254,998	436,234,503	2,010,043	671,049	

第3章
第1節
第7
厚生労働省

(注6) 芳賀郡益子町は、遡及退職被保険者等に係る医療給付費の集計を誤り、国庫負担対象費用額を過小に算定するとともに、その後の国庫負担金の算定の際には計算を誤って国庫負担金を過大に算定していた。このため、同町の「国庫負担対象費用額」は過小に算定していた額となり、また、「不当と認める国庫負担対象費用額」はマイナス表示の額となることから、当該金額については集計の対象としていない。

(2) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

47件 不当と認める国庫補助金 504,558,000円

国民健康保険(前掲211ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するために、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づいて交付されるもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。)が、医療費等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。)に満たない市町村に対して、その不足を公平に補うことを目途として交付されるもので、医療費等に係

るもの(以下「医療分」という。)、後期高齢者支援金等^(注1)に係るもの(以下「後期分」という。)及び介護納付金^(注2)に係るもの(以下「介護分」という。)の合計額が交付されている。そして、普通調整交付金の交付額は、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」(昭和38年厚生省令第10号)等に基づき、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該市町村の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

(注1) 後期高齢者支援金等 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金等

(注2) 介護納付金 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付されるもので、非自発的失業財政負担増特別交付金等がある。

財政調整交付金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出し、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で厚生労働省に提出し、③厚生労働省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、34都道府県の307市区町村において、平成21年度から25年度までの間に交付された財政調整交付金について、会計実地検査を行った。その結果、21都道府県の47市区町において、普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、調整対象収入額を過小に算定したり、特別調整交付金のうち非自発的失業財政負担増特別交付金等を過大に算定したりするなどしていたため、財政調整交付金の交付額計92,037,119,000円のうち計504,558,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の47市区町において制度の理解が十分でなく事務処理が適切でなかったこと、上記の21都道府県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について態様別に示すと次のとおりである。

ア 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していたもの

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分に係る調整対象需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る医療給付費等の合計額から療養給付費負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合計額とすることとなっている。

9府県の17市町は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかった(後掲259ページの「国民健康保険に係る療養給付費負担金及び財政調整交付金の交付に当たり、都道府県に対して減額調整の対象となる高額療養費及びその集計方法等を具体的に示して、これを都道府県を通じて市町村に対して周知徹底することにより、その交付額の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの」参照)などのため一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定しており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、交付金交付額計104,881,000円が過大に交付されていた。

イ 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していたもの

普通調整交付金の調整対象収入額は、医療分、後期分及び介護分それぞれについて、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の数を基に算定される応益保険料額と、それら被保険者の所得を基に算定される応能保険料額との合計額となっており、本来徴収すべきとされている保険料の額である。

このうち、医療分及び後期分の応能保険料額は、一般被保険者の所得(以下「算定基礎所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算定することとなっている。そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日現在において一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算定することなどとなっている。

また、介護分の応能保険料額は、介護納付金賦課被保険者について上記と同様に算定することとなっている。

5県の5市町は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、算定基礎所得金額を過小に算定するなどしており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、交付金交付額計 49,712,000 円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

新潟県南蒲原郡田上町は、平成24年度の普通調整交付金の実績報告等に当たり、保険料の賦課期日現在において一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額の算定を誤ったため、算定基礎所得金額を過小に算定しており、調整対象収入額を過小に算定していた。

その結果、適正な算定基礎所得金額により算定した調整対象収入額に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、29,434,000 円が過大に交付されていた。

ウ 特別調整交付金を過大に算定していたもの

非自発的失業財政負担増特別交付金は、賦課期日の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料(税)軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付するものである。

そして、この交付額は、一般被保険者数、非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数等から一定の計算式により調整基準額を算定し、これに基づいて算定することとなっている。

13都道府県の20市区町は、非自発的失業財政負担増特別交付金の実績報告等に当たり、非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者に算定の対象とならない者を含めたことなどのため調整基準額を過大に算定しており、非自発的失業財政負担増特別交付金を過大に算定していた。このため、交付金交付額計 223,024,000 円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

熊本市は、平成23、24両年度の非自発的失業財政負担増特別交付金の実績報告等に当たり、非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数に、国民健康保険の被保険者資格を喪失したため算定の対象とならない者を含めており、調整基準額を過大に算定していた。

その結果、適正な調整基準額に基づいて非自発的失業財政負担増特別交付金の交付額を算定すると、計 75,669,000 円が過大に交付されていた。

以上のほか、11道県の13市町は、特別調整交付金の実績報告等に当たり、対象となる保険料調定額や一般被保険者数を過大に算定するなどしていた。このため、結核・精神病特別交付金^(注3)

126,430,000 円、財政負担増影響額等特別交付金^(注4) 9,763,000 円、離職者減免特別交付金^(注5) 3,287,000 円、東日本大震災財政負担増特別交付金^(注6) 1,161,000 円等の交付金交付額計 126,941,000 円が過大に算定されていた。

(注3) 結核・精神病特別交付金 結核性疾患及び精神病に係る医療給付費等が多額である場合に交付される交付金

(注4) 財政負担増影響額等特別交付金 前年度の財政調整交付金の交付額が申請誤りなどのため過小になっていて、国民健康保険の財政負担となる影響額等がある場合に交付される交付金

(注5) 離職者減免特別交付金 一般被保険者又はその属する世帯の世帯主が経済状況の悪化に伴い離職したと保険者が認める者に対して条例に基づき保険料(税)の減免を実施した場合に交付される交付金

(注6) 東日本大震災財政負担増特別交付金 東日本大震災により被災した被保険者等に係る保険料(税)の減免措置等により財政負担が増加する場合に交付される交付金

なお、前記の47市区町のうち7市町については事態の態様が重複している。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘 要
(118)	北海道 留萌市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金) ^(注7)	24	1,879	1,117	一般被保険者数を過小に算定するなどしていたもの
(119)	同 増毛郡 増毛町	特別調整交付金(離職者減免特別交付金等)	23、24	3,874	3,323	調整対象基準額を過大に算定していたものなど
(120)	同 川上郡 弟子屈町	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	24	2,867	1,813	調整基準額を過大に算定していたもの
(121)	青森県 上北郡 おいらせ町	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	24、25	69,998	3,839	調整基準額を過大に算定していたものなど
(122)	山形県 山形市	普通調整交付金	21~24	4,662,811	11,554	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(123)	栃木県 宇都宮市	同	22、23	3,701,028	2,099	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(124)	同 小山市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	25	21,541	3,639	非自発的失業による保険税軽減世帯に係る保険税調定総額を過小に算定していたものなど
(125)	同 河内郡 上三川町	普通調整交付金	23	123,118	1,203	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(126)	群馬県 沼田市	同	23	368,335	1,083	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(127)	埼玉県 狭山市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	23	9,554	5,853	調整基準額を過大に算定していたもの
(128)	同 深谷市	普通調整交付金、特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	21~24	2,561,581	46,695	調整基準額を過大に算定していたものなど

	部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不当 と認める額	摘 要
					千円	千円	
(129)	埼玉県	草加市	普通調整交付金	21～24	2,864,524	3,301	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(130)	同	入間市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	23、24	3,940	1,587	調整基準額を過大に算定していたもの
(131)	千葉県	浦安市	同	22	8,427	2,898	同
(132)	東京都	墨田区	同	24	31,936	4,825	同
(133)	神奈川県	小田原市	普通調整交付金	21～24	1,653,866	3,140	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(134)	新潟県	南蒲原郡 田上町	同	24	107,297	29,434	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(135)	富山県	富山市	同	22～25	5,644,590	18,603	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(136)	長野県	上伊那郡 辰野町	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	24	5,907	4,033	調整基準額を過大に算定していたものなど
(137)	岐阜県	多治見市	普通調整交付金	22、24、 25	927,710	6,042	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(138)	同	関市	同	22～25	1,342,247	7,780	同
(139)	同	美濃市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	25	6,056	4,535	一般被保険者の保険税調定総額を過大に算定していたもの
(140)	同	羽島市	普通調整交付金	22～25	1,113,528	11,445	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(141)	同	恵那市	同	22～25	696,470	9,045	同
(142)	同	美濃加茂市	同	22～25	612,024	4,281	同
(143)	同	山県市	同	22	198,389	1,020	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(144)	愛知県	日進市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	23	11,109	4,923	一般被保険者数を過小に算定していたものなど
(145)	同	清須市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	23、24	18,465	7,500	調整基準額を過大に算定していたもの
(146)	京都府	京丹後市	同	23、24	13,891	9,445	同
(147)	大阪府	堺市	普通調整交付金	21～24	21,740,249	7,271	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(148)	同	泉佐野市	同	23	775,952	1,033	同
(149)	同	寝屋川市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	24	31,087	4,857	調整基準額を過大に算定していたもの
(150)	同	泉南郡 熊取町	同	22、23	11,031	8,781	同
(151)	奈良県	天理市	同	23	8,982	4,147	同
(152)	山口県	大島郡 周防大島町	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	22～25	1,045,533	50,763	結核性疾患及び精神病に係る医療給付費等を過大に算定していたもの
(153)	同	熊毛郡 上関町	普通調整交付金	25	80,836	12,407	調整対象需要額を過大に算定していたもの

	部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当 と認める額 千円	摘 要
(154)	福岡県	福岡市	普通調整交付金	21～24	37,685,435	36,140	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(155)	同	飯塚市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	25	146,841	1,372	調整基準額を過大に算定していたもの
(156)	同	柳川市	普通調整交付金	24	652,911	2,144	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(157)	同	宗像市	普通調整交付金、特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	23、24	933,006	17,081	調整基準額を過大に算定していたものなど
(158)	同	古賀市	普通調整交付金	22～24	908,741	12,852	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(159)	熊本県	熊本市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	23、24	111,043	75,669	調整基準額を過大に算定していたもの
(160)	同	八代市	同	24、25	3,489	2,406	同
(161)	同	玉名市	同	24、25	19,852	17,587	同
(162)	同	菊池市	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	25	603,065	25,499	結核性疾病及び精神病に係る医療給付費等を過大に算定していたもの
(163)	同	合志市	同	24	474,850	2,765	同
(164)	沖縄県	浦添市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	24、25	17,254	5,729	非自発的失業分の保険基盤安定負担金繰入額等を過小に算定していたもの
(118)～(164)の計					92,037,119	504,558	

(注7) 賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料(税)軽減措置により財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(3) 児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの

13件 不当と認める国庫補助金 66,022,110円

児童保護費等負担金(保育所運営費国庫負担金に係る分。以下「負担金」という。)は、保護者の労働、疾病等の事由により保育に欠ける児童の保育の実施を社会福祉法人等が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)に委託した市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、その委託に要した費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{徴収金の額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率 (1/2)}} = \boxed{\text{負担金の交付額}}
 \end{array}$$

この費用の額及び徴収金の額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

- ① 費用の額は、民間保育所の所在地域、入所定員、児童の年齢等の別に1人当たり月額で定められている保育単価に、各月の入所児童数を乗ずるなどして算出した年間の額による。
- ② 徴収金の額は、児童の扶養義務者の前年分の所得税額又は前年度分の市町村民税の課税の有無等に応じて、階層別に児童1人当たり月額で定められている徴収金基準額等から算出した年間の額に

よる。この階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の全てについて、それらの者の所得税額の合計額等により行う。なお、児童の属する世帯が母子世帯等の場合等には、階層に応じて徴収金の額を軽減する。

本院が、28 都道府県の 162 事業主体において会計実地検査を行ったところ、10 府県の 13 事業主体は、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定したり、保育単価の適用を誤るなどして費用の額を過大に算定したりしていた。

このため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、負担金計 66,022,110 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において徴収金の額又は費用の額の算定に当たっての調査確認が十分でなかったこと、府県において適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の徴収金の額を過小に算定していた事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A 市は、平成 25 年度に、民間保育所 B に保育を委託した児童 C について、その扶養義務者である母の 24 年分の所得税額及び 24 年度分の市町村民税額がないこと並びに母子世帯であることから、徴収金の額を 0 円と算定していた。しかし、実際は、母のほかに児童 C の扶養義務者として、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている、家計の主宰者である祖父がいることから、徴収金の額は、祖父の 24 年分の所得税 15 万円を基に算定すべきであり、これにより計算すると 732,000 円となり、同額が過小となっていた。

そして、同市では、このように扶養義務者の所得税額を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定していた事態が、上記を含め 22 年度 1 人、23 年度 4 人、24 年度 10 人、25 年度 12 人の児童について見受けられ、同市に係る徴収金の額が過小となっていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(165)	岩手県 花巻市	25	1,012,706	506,353	3,899	1,949	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
(166)	同 一関市	25	848,003	424,001	3,538	1,769	保育単価の適用を誤っていたものなど
(167)	秋田県 能代市	21~25	2,690,422	1,345,211	12,360	6,180	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
(168)	茨城県 神栖市	21~24	3,754,706	1,877,353	23,872	11,936	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(169)	栃木県 小山市	24、25	2,034,677	1,017,338	3,311	1,655	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(170)	同 芳賀郡 茂木町	21~25	580,528	290,264	17,649	8,824	各月の入所児童数を誤っていたものなど
(171)	千葉県 松戸市	23~25	5,323,745	2,661,872	2,432	1,216	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(172)	京都府 京都市	25	15,491,451	7,745,725	16,886	8,443	保育単価の適用を誤っていたもの
(173)	同 綾部市	25	373,107	186,553	2,496	1,248	保育単価の適用を誤っていたものなど
(174)	鳥取県 米子市	22~24	4,190,306	2,095,153	10,888	5,444	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費 千円	左に対す る国庫負 担金交付 額 千円	不当と認 める国庫 負担対象 事業費 千円	不当と認 める国庫 負担金交 付額 千円	摘 要
(175) 岡山県	岡山市	21~24	16,851,290	8,425,645	17,739	8,869	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
(176) 宮崎県	都城市	21~25	16,909,180	8,454,590	13,597	6,798	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(177) 沖縄県	南城市	23~25	2,645,247	1,322,623	3,372	1,686	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(165)-(177)の計			72,705,373	36,352,686	132,044	66,022	

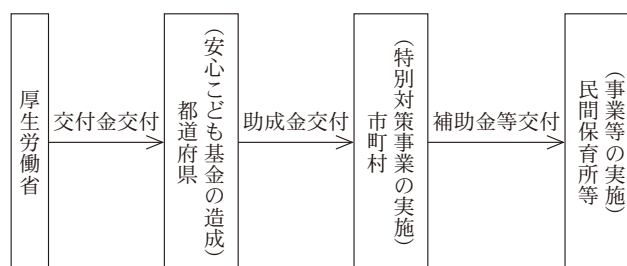
(4) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(賃貸物件による保育所整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 119,008,000 円

子育て支援対策臨時特例交付金(以下「交付金」という。)は、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の交付について」(平成21年厚生労働省発雇児第0305005号)等に基づき、保育所の整備等を実施することなどにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的として、都道府県が行う基金の造成(以下、造成された基金を「安心子ども基金」という。)に必要な経費として国が交付するものである。

都道府県は、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の運営について」(平成21年雇児発第0305005号。以下「管理運営要領」という。)に基づき、安心子ども基金の管理、運用、取崩し等に係る事業(以下「基金事業」という。)を実施することとなっており、基金事業に係る計画の範囲内で、市町村(特別区を含む。以下同じ。)等が行う26事業から成る特別対策事業に必要な経費を安心子ども基金から取り崩して支出することとなっている(以下、安心子ども基金から取り崩して支出したものを「助成金」という。)(図参照)。

図 交付金の流れ



都道府県は、管理運営要領に基づき、特別対策事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続等に関する助成要綱を定めることとなっている。

特別対策事業のうち賃貸物件による保育所整備事業(以下「整備事業」という。)は、都市部を中心とした保育所の整備が困難な状況の地域において、整備事業の実施主体である市町村が、保育所の設置主体となる事業者に対して、保育所の設置に当たって必要な建物賃借料、借上時における改修費等の費用の一部を補助金等として交付し、この補助金等の額に基づき、都道府県が安心子ども基金から取り崩して市町村に交付する助成金の額を算定することとなっている。

整備事業に係る助成金の交付額は、管理運営要領等に基づき、整備事業ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と基準額とを比較していずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額の範囲内の額とすることとなっている。また、管理運営要領等では、整備事業における国、市町村及び事業者の負担割合を定

めていることから、対象経費の実支出額に計上できる額は、市町村が事業者に交付した補助金の額を基に、国、市町村及び事業者の負担割合に従って算出した額が上限額となる。

本院が、5都府県の31市区において会計実地検査を行ったところ、1市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
					千円	千円	千円	千円
(178)	厚生労働本省	神奈川県	川崎市(事業主体)	安心こども基金	21~25	1,644,591	1,644,591	119,008
							119,008	

神奈川県は、平成21年度から25年度までに、川崎市が25事業者が実施した275整備事業に対して、同市が定めた補助要綱に基づいて算定した補助金(以下、同市から交付する補助金を「市補助金」という。)を交付したとして、同市に対して助成金計1,644,591,000円(交付金相当額同額)を交付していた。

しかし、同市は、同県に提出した実績報告書において、市補助金の額を基に、国、市町村及び事業者の負担割合に従って算出した額を上限額として対象経費の実支出額に計上するのではなく、誤って事業者の総事業費をそのまま対象経費の実支出額に計上するなどしていたため、上記275整備事業のうちの90整備事業において、国、同市及び事業者における本来の負担割合による負担となっておらず、助成金計119,008,000円(交付金相当額同額)が過大に使用されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において管理運営要領等の理解が十分でなく同市の整備事業に係る対象経費の実支出額の計上の際の調査確認が十分でなかったこと、同県において同市から提出された実績報告書等の審査及び確認並びに同市に対する指導が十分でなかったこと、厚生労働省において同県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(地域子育て支援拠点事業に係る分)において基金が過大に使用されるなどしていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 29,928,000円

地域子育て支援拠点事業(以下「拠点事業」という。)は、児童手当法(昭和46年法律第73号)等に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)等が乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもので、国は拠点事業に要する費用の一部を、平成21年度から25年度までの各年度において、表のとおり、補助している(以下、各年度の補助金、交付金、助成金を合わせて「助成金等」という。)

表 拠点事業に係る助成金等の年度別概要

年度	助成金等名	国庫補助等の概要	実施要綱
平成21	児童環境づくり基盤整備事業費補助金	市町村(指定都市及び中核市を除く。)に対して都道府県が補助する事業等に要する費用の一部を国が補助	児童環境づくり基盤整備事業の実施について(平成21年雇児発第0331037号)
22	次世代育成支援対策交付金	市町村に対して国が補助	次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について(平成22年雇児発0325第20号)
23	子育て支援交付金		平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について(平成23年雇児発0930第1号)
24			平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について(平成24年雇児発0727第5号)
25	子育て支援対策臨時特例交付金	国が交付した子育て支援対策臨時特例交付金により、都道府県に造成された基金による助成	平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について(平成21年雇児発第0305005号)

そして、各年度の実施要綱により、①週3日以上又は週5日以上開設すること、②専任の者を2名以上配置することなどが実施要件となっている。

助成金等の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

ア 児童環境づくり基盤整備事業費補助金

拠点事業に係る児童環境づくり基盤整備事業費補助金の交付額は、「児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について」(平成21年厚生労働省発雇児第0331021号)に基づき、基準額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを市町村(指定都市及び中核市を除く。)ごとに比較して少ない方の額を選定し、選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。

イ 次世代育成支援対策交付金及び子育て支援交付金

拠点事業に係る次世代育成支援対策交付金及び子育て支援交付金の交付額は、実施要綱に定める基準点数の合計点を基に算出した額と、総事業費の合計額から寄附金その他の収入額の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定するなどして得た額とする。

ウ 子育て支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成した基金からの助成金

拠点事業に係る子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金(前掲222ページの「子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(賃貸物件による保育所整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの」参照)からの助成金の交付額は、実施要綱等に基づき、対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と基準額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額とすることとなっている。

本院が、26都道府県の198市区町において会計実地検査を行ったところ、3県の3市において、助成金等の交付額の算定に当たり、地域子育て支援拠点の週当たりの開設日数を誤って過大に計上していたり、地域子育て支援拠点の開設日数が週3日未満で、週3日以上又は週5日以上開設するとした実施要件を満たしていなかったり、専任の者を2名以上配置するとした実施要件を満たしていなかったりして、交付の対象とならない事業費を含めていたため、助成金等計29,928,000円が過大に使用されるなどして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3市において実施要綱等で定められた助成金等の対象となる拠点事業についての理解が十分でなかったこと、秋田、山形両県において2市から提出された実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと、厚生労働省において秋田、山形両県及び事業主体に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

上記の事態を事業主体別に示すと次のとおりである。

部	局	等	補助事業者	間接補助事業者	国庫補助金等の種類	年 度	国庫補助金等交付額又は基金使用額	不当と認める交付金額等	摘 要
(179)	厚生労働本省	秋 田 県	大 仙 市 (事業主体)		児童環境づくり基盤整備事業費補助金	21	千円 7,069	千円 5,735	週当たりの開設日数を確保していなかったもの
					安心こども基金	25	11,073	3,404	同
					小計		18,142	9,139	
(180)	同	山 形 県	米 沢 市 (事業主体)		児童環境づくり基盤整備事業費補助金	21	7,178	1,482	週当たりの開設日数を誤っていたもの

部 局 等	補助事業者	間接補助事業者	国庫補助金等の種類	年 度	国庫補助金等交付額又は基金使用額	不当と認める交付金額等	摘 要
					千円	千円	
(181) 厚生労働本省	山形県米沢市(事業主体)	—	次世代育成支援対策交付金	22	27,400	3,423	週当たりの開設日数を誤っていたもの
		—	子育て支援交付金	23、24	54,244	7,377	同
	山形県米沢市(事業主体)	—	安心こども基金	25	18,800	2,890	同
		—	小計		107,622	15,172	
	長崎県西海市(事業主体)	—	子育て支援交付金	23、24	30,010	5,617	配置すべき専任の者の数を確保していなかったもの
(179)-(181)の計					155,774	29,928	

第3章
第1節
第7
厚生労働省

(6) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(保育士等処遇改善臨時特例事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 1,768,998 円

子育て支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金(以下「安心こども基金」という。)(前掲 222 ページの「子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(賃貸物件による保育所整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの」参照)を活用して行われる特別対策事業のうちの保育士等処遇改善臨時特例事業(以下「処遇改善事業」という。)(平成 20 年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について)(平成 21 年雇児発第 0305005 号。以下「管理運営要領」という。)(等により、保育士の確保を推進するために、保育士の処遇の改善に取り組む民間保育所へ資金の交付を行う市町村に対して助成金を交付するなどするものである。

そして、管理運営要領等によれば、助成の対象となるのは、民間保育所に勤務する職員(非常勤職員を含む。)の賃金の改善(前年度の賃金に対する改善をいう。以下同じ。)に充てられた経費であり、経営に携わる法人の役員である職員(以下「法人役員」という。)(は含まれないこととされている。また、資金の交付を受けた民間保育所において、実際に職員の賃金の改善に充てられた経費の額(以下「賃金改善額」という。)(が交付された資金の額を下回る場合には、市町村が民間保育所に対してその差額の返還を命ずることとされている。

処遇改善事業に係る助成金の交付額は、管理運営要領等に基づき、対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と基準額とを比較していずれか少ない方の額に補助率(10 分の 10)を乗じて得た額の範囲内の額とすることとなっている。

本院が、24 都道府県の 183 市区町において会計実地検査を行ったところ、1 市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
					千円	千円	千円	千円
(182) 厚生労働本省	北海道	深川市(事業主体)	安心こども基金	25	7,638	7,638	1,768	1,768

深川市は、同市が処遇改善事業を実施した 6 民間保育所から報告された事業実績等を基にするなどして、計 7,638,000 円を処遇改善事業に係る助成金の交付額とする実績報告書を北海道に提出していた。

しかし、同市は、処遇改善事業を実施した民間保育所における賃金改善額等を確認しておらず、実際の賃金改善額が報告された賃金改善額を下回っていたり、また、実際の賃金改善額を確認したところ、処遇改善事業の対象とはならない法人役員に対して支給した一時金の額を賃金改善額に含めていたり、一時金により賃金の改善を行ったとしていたが前年度に支給された一時金の水準を下回っていた賃金の改善とはなっていないかたりして、職員の賃金改善額が交付された資金の額を下回っていたにもかかわらず、管理運営要領等に規定された差額の返還を命じていなかった。

したがって、返還すべき金額を算定すると1,768,998円となることから、適正な資金の額は5,604,002円となり、助成金交付額7,638,000円(交付金相当額同額)との差額1,768,998円(交付金相当額同額)が過大に使用されていて、不当と認められる。

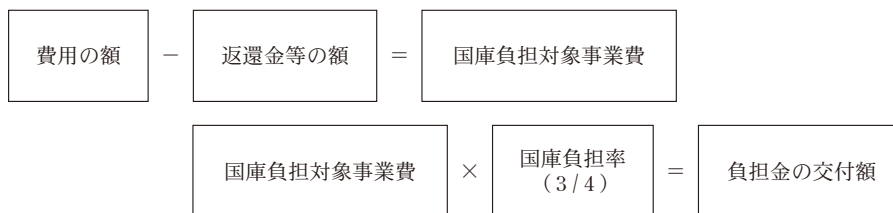
このような事態が生じていたのは、同市において管理運営要領等の理解が十分でなかったこと、処遇改善事業に係る補助対象経費の計上の際の調査及び確認が十分でなかったこと、北海道において同市から提出された実績報告書等の審査及び確認並びに同市に対する指導が十分でなかったこと、厚生労働省において北海道に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(7) 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの

48件 不当と認める国庫補助金 301,901,887円

生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金(平成20年度から25年度までは、これらを合わせて生活保護費等負担金、19年度以前は生活保護費負担金。以下「負担金」という。)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用(以下「保護費」という。)等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用することを要件としており、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)等の生活保護法(昭和25年法律第144号)以外の他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者については極力その利用に努めさせることとなっている。

負担金のうち保護費に係る交付額は、次のとおり算定することとなっている。



この費用の額及び返還金等の額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②の額とする。

- ① 保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として、その所在地域、構成員の数、年齢等の別に応じて算定される生活費の額から、被保護世帯における就労収入、年金又は手当の受給額等を基に収入として認定される額を控除して決定された生活扶助等に係る保護費の額
- ② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用について、その全額又は一部を事業主体が負担するものとして決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額

イ 返還金等の額は、急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた者が、資産を売却するなどして収入を得たときに返還する保護費の額等とする。

本院が、30都道府県の254事業主体において会計実地検査を行ったところ、13都県の48事業主体

において、被保護世帯の世帯主等に年金受給権が発生していたにもかかわらず裁定請求手続が行われていなかったことから、当該世帯主等が年金を受給しておらず年金が収入として認定されていなかったなどのため、計 265 世帯に対する保護費が過大に支給されていた。このため、負担金計 301,901,887 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において被保護者の年金受給権等に係る調査確認及び裁定請求手続に係る指導が十分でなかったこと、都県において適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

事業主体 A は、平成 11 年 6 月に世帯 B を対象として保護を開始しており、20 年 7 月から 25 年 3 月までの保護費の支給に当たり、世帯主 C からの収入はないとの届出に基づき、保護費の額を決定していた。

しかし、世帯主 C には 16 年 6 月に年金受給権が発生していたにもかかわらず、事業主体 A による調査確認が十分でなく、裁定請求手続が行われていなかったことから、世帯主 C は年金を受給していなかった。本院の検査を踏まえて、事業主体 A が裁定請求手続に係る指導を行った結果、世帯主 C は計 2,569,229 円の年金を遡及して受給した。したがって、事業主体 A がこの額を収入として認定していれば、当該収入分の保護費計 2,569,229 円は支給の必要がなく、同額が過大に支給されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(183)	埼玉県 熊谷市	20～25	102,421	76,815	9,595	7,196	年金受給権の調査が十分でなかったもの
(184)	同 川口市	20～25	117,483	88,112	24,493	18,369	年金受給権の調査が十分でなかったものなど
(185)	同 所沢市	20～25	29,291	21,968	2,824	2,118	年金受給権の調査が十分でなかったもの
(186)	同 春日部市	20～25	63,004	47,253	15,071	11,303	同
(187)	同 上尾市	21～25	21,196	15,897	4,965	3,724	同
(188)	同 草加市	20～25	17,615	13,211	7,718	5,788	同
(189)	同 越谷市	20～25	98,974	74,230	14,579	10,934	同
(190)	同 蕨市	20～25	91,828	68,871	20,765	15,573	年金受給権の調査が十分でなかったものなど
(191)	同 朝霞市	20～25	122,003	91,502	24,734	18,550	年金受給権の調査が十分でなかったもの
(192)	同 新座市	20～24	6,766	5,074	2,544	1,908	同
(193)	同 三郷市	20～25	45,146	33,859	3,622	2,716	同
(194)	同 ふじみ野市	20～25	22,445	16,834	4,969	3,726	同
(195)	千葉県 木更津市	20～24	18,439	13,829	3,342	2,506	同
(196)	同 野田市	19～25	96,665	72,499	13,530	10,147	年金受給権の調査が十分でなかったものなど
(197)	同 成田市	20～25	70,228	52,671	9,122	6,841	同
(198)	東京都 江東区	21～25	18,537	13,902	7,100	5,325	同
(199)	同 品川区	21～25	86,608	64,956	16,069	12,052	同
(200)	同 大田区	20～25	172,428	129,321	21,553	16,164	年金受給権の調査が十分でなかったもの
(201)	同 世田谷区	20～25	21,128	15,846	7,872	5,904	同
(202)	同 渋谷区	21～25	51,492	38,619	3,060	2,295	同
(203)	同 杉並区	20～25	53,093	39,820	5,129	3,846	同
(204)	同 豊島区	20～25	57,969	43,477	16,447	12,335	同

第3章 第1節 第7 厚生労働省	部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担	左に対す	不当と認	不当と認	摘 要
				対象事業 費 千円	る国庫負 担金交付 額 千円	める国庫 負担対象 事業費 千円	める国庫 負担金交 付額 千円	
(205)	東京都	練馬区	20~25	59,487	44,615	15,662	11,746	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
(206)	同	足立区	20~25	88,971	66,728	13,347	10,010	同
(207)	同	葛飾区	20~25	60,126	45,094	5,591	4,193	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
(208)	同	福生市	20~25	61,772	46,328	7,784	5,838	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
(209)	岐阜県	岐阜市	21~26	21,211	15,908	2,929	2,196	同
(210)	滋賀県	彦根市	20~25	39,025	29,269	3,964	2,973	同
(211)	同	長浜市	20~25	126,325	94,743	17,468	13,101	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
(212)	同	東近江市	20~25	77,243	57,932	11,910	8,932	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
(213)	兵庫県	兵庫県	21~26	32,547	24,410	3,038	2,279	同
(214)	同	姫路市	22~26	29,005	21,753	5,349	4,012	同
(215)	同	たつの市	21~26	7,904	5,928	2,470	1,852	同
(216)	奈良県	奈良市	19~25	170,951	128,213	20,276	15,207	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
(217)	同	大和高田市	21~25	13,717	10,287	1,723	1,292	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
(218)	同	大和郡山市	19~25	20,902	15,677	2,845	2,134	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
(219)	同	橿原市	20~25	9,698	7,273	2,973	2,229	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
(220)	同	生駒市	21~25	10,702	8,026	1,862	1,396	同
(221)	広島県	広島市	20~25	88,939	66,704	11,124	8,343	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
(222)	愛媛県	松山市	21~25	5,241	3,931	1,603	1,202	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
(223)	同	大洲市	21~26	7,032	5,274	4,688	3,516	同
(224)	同	四国中央市	23~26	10,077	7,558	1,712	1,284	同
(225)	福岡県	北九州市	20~25	37,587	28,190	5,308	3,981	同
(226)	同	福岡市	20~25	56,714	42,535	5,989	4,492	同
(227)	同	久留米市	20~25	11,601	8,701	2,253	1,690	同
(228)	長崎県	雲仙市	20~24	11,262	8,446	5,663	4,247	返還決定額を誤って いたもの
(229)	熊本県	玉名市	21~26	32,176	24,132	3,663	2,747	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
(230)	沖縄県	那覇市	21~25	24,234	18,175	2,217	1,662	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
(183)-(230)の計				2,499,229	1,874,422	402,535	301,901	

(8) 生活保護費等負担金の算定において、負担の対象とならない不納欠損額を含めていたため、国庫負担金が過大に交付されていたもの

8件 不当と認める国庫補助金 178,947,084円

生活保護費等負担金(以下「負担金」という。)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである(負担金等の概要については、後掲252ページの「生活保護費に係る返還金等債権について、適時適切な債権管理を行うことなどにより、返還金等債権に係る負担金の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの」参照)。

負担金のうち保護費に係る交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{返還金等の調定額}} + \boxed{\text{不納欠損額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\
 \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率(3/4)}} = \boxed{\text{負担金の交付額}}
 \end{array}$$

このうち、不納欠損額は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定により返還させる額及び同法第78条の規定により徴収する費用の額に係る債権(以下、これらを合わせて「返還金等債権」という。)のうち、時効が成立し権利が消滅するなどした額の合計額とすることとなっているが、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」(平成22年社援保発1006第1号)等により、返還金等債権に対して時効中断措置及び納入の指導等の措置(以下「時効中断措置等」という。)を執らないまま消滅時効が成立した場合は、適時適切な債権管理を行っていたとは認められず、これに係る不納欠損額は負担金の対象とならないとされている。

また、時効中断措置等については、保護廃止となった債務者や債務者が死亡した場合の相続人等に対して被保護者と同様に行うことが求められており、事業主体においては、保護廃止となった債務者の居住地を把握したり、死亡した債務者の相続人の有無等について調査したりする必要がある。

本院が、21都府県の195事業主体において会計実地検査を行ったところ、5府県の8事業主体において、適時適切に債権管理を行っていたとして事業実績報告書に国庫負担の対象として計上していた返還金等債権計367件に係る不納欠損額計238,596,110円、負担金相当額計178,947,084円は、実際は、債務者に対する時効中断措置等が執られていなかったり、債務者が死亡した場合の相続人等の有無が確認されていなかったり、相続人等がある場合の時効中断措置等が執られていなかったりなどして、適時適切な債権管理が行われていなかった返還金等債権に係るものであった。このため、これらの返還金等債権に係る負担金計178,947,084円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において返還金等債権を適時適切に管理する必要性についての認識が欠けていたこと及び適時適切な債権管理を行っていない返還金等債権に係る不納欠損額は国庫負担の対象とならないことについての理解が十分でなかったこと、府県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪府門真市は、平成23年度から25年度までに不納欠損処理した返還金等債権193件、計154,561,538円について、全件適切に債権管理を行っていたとして、各年度の事業実績報告書に国庫負担の対象として計上していたが、実際は、同市は、上記の返還金等債権全件について、債務者又はその相続人に対して督促を行うなどの時効中断措置等を執っておらず、適切に債権管理を行っていたとは認められない。したがって、これら返還金等債権に係る不納欠損額を国庫負担の対象としていたことは適切でなく、これに係る負担金計115,921,155円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(231)	秋田県 大館市	23、25	3,037,951	2,278,463	1,676	1,257	時効中断措置等を 執っていないもの
(232)	山形県 酒田市	25	1,268,907	951,680	1,893	1,420	同
(233)	大阪府 吹田市	24、25	20,313,925	15,235,444	24,511	18,383	同
(234)	同 和泉市	24、25	14,460,688	10,845,516	9,354	7,015	同

第3章 第1節 第7 厚生労働省	部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担	左に對す	不当と認	不当と認	摘 要
				対象事業 費	る国庫負 担金交付 額	める国庫 負担対象 事業費	める国庫 負担金交 付額	
				千円	千円	千円	千円	
(235)	大阪府	門真市	23~25	33,179,185	24,884,389	154,561	115,921	時効中断措置等を 執っていないかつたもの
(236)	島根県	松江市	24、25	8,870,186	6,652,639	10,679	8,009	同
(237)	大分県	中津市	22、23、 25	6,357,455	4,768,091	25,300	18,975	時効中断措置等を 執っていないかつたもの など
(238)	同	佐伯市	23、25	3,875,291	2,906,468	10,619	7,964	時効中断措置等を 執っていないかつたもの
(231)~(238)の計				91,363,591	68,522,693	238,596	178,947	

(9) 生活保護費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分)が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 5,908,460円

生活保護費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分。以下「負担金」という。)(生活保護費等負担金の概要については、前掲226ページの「生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの」参照)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下「事業主体」という。)が、身体上又は精神上著しい障害があるため日常生活を営むことが困難な被保護者等について、社会福祉法人等が設置する救護施設等の保護施設(以下「保護施設」という。)に入所を委託するなどした場合に、これに伴い事業主体が支弁した保護施設の事務費(以下「施設事務費」という。)の一部(4分の3)を国が負担するものである。

施設事務費の月額、施設事務費支弁基準額(以下「基準額」という。)に各月初日の入所実人員を乗するなどして算定することとなっている。

この基準額は、入所者1人当たりの月額単価であり、保護施設ごとに保護施設を管轄する都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市の市長(以下「都道府県知事等」という。)が、保護施設の所在する地域区分、取扱定員ごとに定められた一般事務費単価に看護師加算、指導員加算等の所定の単価を加算して設定することとなっている。そして、事業主体の長が保護施設に入所を委託するなどした場合、事業主体は当該保護施設を管轄する都道府県知事等が設定した基準額に基づき施設事務費を支弁することになる。

上記の加算のうち、看護師の増員が必要と認定される場合に算定される看護師加算は、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて」(昭和63年社施第85号)に定める職員配置基準による職員数が充足され、かつ、各月初日時点において、加算配置数として規定された看護師が配置されていることなどの要件を全て満たす場合に加算されることとなっている。

本院が、23都道府県及び20市において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (基準額を 設定した 者)	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に對す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(239)	東京都、 秋田県	秋田市	16事業主体 23、24	515,169	386,376	7,877	5,908	加算の要件 を満たして いなかった ものなど

秋田시는、管轄する1救護施設について、前記の職員配置基準で定める2名に加算配置数1名を加えた3名以上の看護師が配置されているなどの看護師加算の要件を満たしているとして、一般事務費単価に看護師加算等の単価を加算して当該救護施設に係る基準額(平成23年4月148,340円、同年5月から24年3月まで145,530円、同年4月149,730円、同年5月及び6月146,930円、同年7月から

10月まで146,390円、同年11月から25年3月まで146,840円)を設定していた。

そして、16事業主体は、上記の秋田市が設定した基準額に基づき、施設事務費として23、24両年度に計515,169,324円を支弁し、これに係る負担金計386,376,981円の交付を受けていた。

しかし、実際には、当該救護施設は、23年4月から24年10月までの間は看護師を2名しか配置していなかったことから、前記の看護師加算の要件を満たしていないのに、秋田市は加算の要件の理解が十分でなかったことから、前記のとおり、当該加算の単価を加算するなどして基準額を設定していた。

したがって、適正な基準額(23年4月144,760円、同年5月から24年3月まで141,950円、同年4月147,410円、同年5月及び6月144,580円、同年7月から10月まで144,050円、同年11月から25年3月まで148,090円)により施設事務費を算定すると23、24両年度の施設事務費は計507,291,374円となり、支弁された施設事務費との差額7,877,950円が過大に支弁されていた。そして、適正な施設事務費に基づき負担金を算定すると計380,468,521円となり、交付額との差額5,908,460円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、当該救護施設において制度に対する理解が十分でなかったことにもよるが、秋田市において制度に対する理解が十分でなかったため、基準額の設定に当たり施設の実態確認及び審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 16事業主体 秋田県、秋田、能代、横手、大館、男鹿、湯沢、鹿角、由利本荘、潟上、大仙、北秋田、にかほ、仙北各市、渋谷区、武蔵野市

(10) 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの

33件 不当と認める国庫補助金 786,426,141円

障害者自立支援給付費負担金(以下「負担金」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。平成25年3月31日以前は障害者自立支援法)に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事等の指定する障害福祉サービス事業者等から居宅介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、介護給付費、訓練等給付費等(以下「自立支援給付費」という。)を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 所定の方式により算定した基準額と、自立支援給付費の支給に要した費用(以下「対象経費の実支出額」という。)から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに100分の50を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、27都道府県の502事業主体において会計実地検査を行ったところ、11道県の33事業主体において、負担金の算定に当たり、誤って、基準額を過大に算定したり、対象経費の実支出額に対象とならない経費を計上したりなどしていたため、負担金計786,426,141円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、33事業主体において負担金の算定についての理解が十分でなかったため適正な実績報告を行っていなかったこと、11道県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

兵庫県宝塚市は、居宅介護等に係る障害福祉サービス費等の基準額の算定に当たり、その算定の基礎となる居宅介護等に係る利用者数の集計を誤るなどしたことから、平成21年度から24年度までの間の基準額を過大に算定するなどしていた。

この結果、国庫負担対象事業費が401,786,118円過大に算定されており、これに係る負担金200,893,060円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(240)	北海道 網走市	24	598,448	299,224	2,835	1,417	対象外経費を計上していたもの
(241)	同 稚内市	25	755,312	377,656	29,699	14,849	同
(242)	栃木県 下都賀郡野木町	24	262,257	131,128	2,153	1,076	基準額を過大に算定していたものなど
(243)	埼玉県 朝霞市	22～25	2,909,790	1,454,895	126,605	63,302	基準額を過大に算定していたもの
(244)	同 比企郡吉見町	23～25	802,014	401,007	18,586	9,293	基準額を過大に算定していたものなど
(245)	千葉県 千葉市	24	8,188,382	4,094,191	24,332	12,166	同
(246)	同 習志野市	21～25	4,759,215	2,379,607	123,874	61,937	基準額を過大に算定していたもの
(247)	同 市原市	21～24	8,427,261	4,213,630	79,985	39,992	同
(248)	長野県 飯田市	21～24	5,117,193	2,558,596	146,277	73,138	同
(249)	同 佐久市	22、23	2,319,576	1,159,788	33,066	16,533	同
(250)	同 諏訪郡下諏訪町	23	157,180	78,590	3,648	1,824	同
(251)	同 上伊那郡上辰野町	22～24	573,953	286,976	14,326	7,163	基準額を過大に算定していたものなど
(252)	同 上伊那郡箕輪町	21～23	556,687	278,343	12,244	6,122	同
(253)	同 上伊那郡南箕輪村	21～24	552,903	276,451	34,796	17,398	同
(254)	同 下伊那郡松川町	21～24	779,220	389,610	33,438	16,719	同
(255)	同 下伊那郡豊丘村	21～24	433,185	216,592	6,821	3,410	同
(256)	同 木曾郡木曾町	21～24	908,555	454,277	31,251	15,625	同
(257)	岐阜県 多治見市	24	1,075,773	537,886	25,454	12,727	対象外経費を計上していたもの
(258)	愛知県 知立市	24	485,562	242,781	4,470	2,235	基準額を過大に算定していたもの
(259)	同 高浜市	21～24	1,259,618	629,809	23,467	11,733	基準額を過大に算定していたものなど
(260)	同 日進市	22、24	756,863	378,431	6,365	3,182	同
(261)	同 愛知郡愛東郷	24	182,784	91,392	3,501	1,750	基準額を過大に算定していたもの
(262)	兵庫県 西宮市	21～24	17,718,090	8,859,045	265,995	132,997	同
(263)	同 豊岡市	23、24	2,184,003	1,092,001	33,980	16,990	対象外経費を計上していたもの
(264)	同 宝塚市	21～24	8,906,134	4,453,067	401,786	200,893	基準額を過大に算定していたものなど
(265)	同 三田市	24	935,708	467,854	5,999	2,999	基準額を過大に算定していたもの
(266)	同 美方郡新温泉町	24	245,596	122,798	3,446	1,723	同
(267)	大分県 由布市	25	568,478	284,239	3,408	1,704	基準額を過大に算定していたものなど
(268)	宮崎県 小林市	22、23、25	2,323,810	1,161,905	11,224	5,612	同

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(269) 宮崎県	東諸郡 国富町	24、25	709,327	354,663	29,338	14,669	基準額を過大に算定していたもの
(270) 同	東諸郡 綾郡町	21、22、 24、25	346,646	173,323	13,343	6,671	基準額を過大に算定していたものなど
(271) 沖縄県	浦添市	24	1,544,318	772,159	3,363	1,681	基準額を過大に算定していたもの
(272) 同	名護市	21、24、 25	2,782,696	1,391,348	13,761	6,880	同
(240)–(272)の計			80,126,554	40,063,277	1,572,852	786,426	

(11) 障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの

6 件 不当と認める国庫補助金 39,308,941 円

障害者医療費国庫負担金(以下「負担金」という。))は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。平成25年3月31日以前は障害者自立支援法。以下「法」という。))に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、居住地の市町村(特別区を含む。以下同じ。))又は都道府県が、都道府県知事等の指定する医療機関から自立した日常生活等を営むために必要な医療(以下「自立支援医療」という。))を受けた障害者及び障害児に対して、自立支援医療に要した費用(以下「自立支援医療費」という。))を支給した場合に、その支給に要する費用の100分の50を国が負担するものである。

また、医療保険の高額療養費制度は、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたって継続しなければならぬ疾病として、厚生労働大臣が定めた人工透析療法を受ける慢性腎不全等(以下「特定疾病」という。))に係る療養を受けた場合の自己負担の限度額を、被保険者の負担軽減を図るために、特例的に1万円(標準報酬月額等が所定額以上の被保険者で70歳未満の者については2万円)とし、これを超える額全額を保険者が負担する制度である(以下、高額療養費制度のうち特定疾病の患者に対するこの負担軽減制度を「医療保険の特定疾病制度」という。))。

特定疾病のうち、人工透析療法を受ける慢性腎不全の患者(以下「人工透析患者」という。))は、市町村長の支給認定を受けると自立支援医療費の支給認定障害者になるとともに、保険者の認定を受けると医療保険の特定疾病制度の対象者にもなる(以下、自立支援医療及び医療保険の特定疾病制度の両方の認定を受けた人工透析患者を「特定疾病併用者」という。))。そして、特定疾病併用者の自立支援医療費の支給に当たっては、法に基づき、医療保険により同等の給付を受けることが可能な部分については、自立支援医療費の支給の対象とならないこととなっている。

本院が、18道府県の449市町村において会計実地検査を行ったところ、5道県の6市において、特定疾病併用者の自立支援医療費の算定に当たり、誤って、医療保険の特定疾病制度の給付対象とすべき額を計上するなどしていたため、負担金計39,308,941円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、6市において制度の理解が十分でなく自立支援医療費の審査が十分でなかったため適正な実績報告を行っていなかったこと、道県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

宮崎県宮崎市は、特定疾病併用者の自立支援医療費の算定に当たり、誤って、医療保険の特定疾病制度の給付対象とすべき額を自立支援医療費として計上していたため、平成23年度10,562,231円、24年度8,400,346円、25年度7,124,732円、計26,087,309円過大に算出されていた。

この結果、国庫負担対象事業費が同額過大に算定されており、これに係る負担金計13,043,655円が過大に交付されていた。

前記の事態を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(273) 北海道	釧路市	23、24	998,928	499,464	13,948	6,974	対象外経費を計上していたもの
(274) 同	帯広市	(注) 23、24	716,263	358,131	10,327	5,163	対象外経費を計上していたものなど
(275) 栃木県	栃木市	(注) 22、23	327,278	163,639	8,285	4,142	対象外経費を計上していたもの
(276) 島根県	松江市	23、24	291,466	145,733	15,585	7,792	同
(277) 長崎県	対馬市	(注) 23	43,390	21,695	4,384	2,192	同
(278) 宮崎県	宮崎市	23～25	1,988,443	994,221	26,087	13,043	同
(273)～(278)の計			4,365,771	2,182,885	78,617	39,308	

(注) 帯広、栃木、対馬各市は、特定疾病併用者に係る自立支援医療費について、平成24年度においても他年度と同様に国庫負担対象事業費を過大に算定していたが、当該事態については平成25年度決算検査報告314ページの「特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、審査方法等を周知して、適正に審査を実施することにより、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の額の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの」に掲記していることから、特定疾病併用者に係る24年度分については除外している。

(12) 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの

4件 不当と認める国庫補助金 42,029,000円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)等を被保険者として、加齢に伴う疾病等による要介護状態等に関して必要な保険給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金(以下「交付金」という。)は、市町村間で、第1号被保険者の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び標準的な所得段階の区分(第1段階から第6段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)に格差があることによつて生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。

交付金の交付額は、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{市町村ごとの普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{調整率}^{(注)}} = \boxed{\text{交付額}}$$

(注) 調整率 当該年度に交付する交付金の総額と市町村ごとに算定した交付金の総額とのかい離を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとなっている。

ア 調整基準標準給付費額は、当該市町村における前年度の1月から当該年度の12月までにおいて、①国民健康保険団体連合会が審査決定した居宅介護サービス費、施設介護サービス費等、②市町村が支払決定した高額介護サービス費等の支給を行う介護給付に要した費用、③国民健康保険団体連合会が審査決定するなどした介護予防サービス費等の支給を行う予防給付に要した費用等の合計額とする。

イ 普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合であり、このうち、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。

交付金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上でこれを厚生労働省に提出し、厚生労働省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、26道府県の202市町村、6一部事務組合及び7広域連合において、平成24年度から26年度までの間に交付された交付金について会計実地検査を行った。その結果、4県の4市において、所得段階別加入割合補正係数の算出を誤ったり、調整基準標準給付費額の算出を誤ったりして交付金の交付額を過大に算定していたため、交付金交付額計3,215,595,000円のうち計42,029,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4市において制度を十分に理解していなかったこと、4県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

栃木県宇都宮市は、平成24、25両年度の所得段階別加入割合補正係数の算出に当たり、誤って第1号被保険者のうち所得段階が第6段階に該当する者の一部をより所得が低い第5段階に該当する者として集計していたため、第6段階に該当する者の人数を実人数より少なく算出するなどしていた。

この結果、普通調整交付金交付割合が過大に算出されており、両年度で、交付金交付額計1,501,761,000円のうち計36,923,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

部局等	交付先(保険者)	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
			千円	千円	
(279)	栃木県 宇都宮市	24、25	1,501,761	36,923	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(280)	愛知県 春日井市	24	12,393	2,754	同
(281)	三重県 津市	24	1,207,209	1,013	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(282)	大分県 中津市	26	494,232	1,339	同
(279)-(282)の計			3,215,595	42,029	

(13) 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において、仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額が基金に返還されていなかったもの

2件 不当と認める国庫補助金 4,681,938 円

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金(以下「交付金」という。)は、「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の交付について」(平成21年厚生労働省発老0701第19号)等に基づき、地域密着型サービスの拠点等の施設等を整備するために市町村(特別区を含む。以下同じ。)が策定する面的整備計画に基づく事業を支援することなどを目的として、都道府県に設置する介護基盤緊急整備等臨時特例基金(以下「基金」という。)の造成に必要な経費を国が交付するものである。

都道府県は、「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」(平成21年老発0820第5号)等に基づき、管内の市町村が基金を活用して実施する事業(以下「特別対策事業」という。)に必要な経費を基金から取り崩し、市町村に交付することなどとなっており(以下、基金を取り崩して市町村に交付する資金を「県交付金」という。)、市町村は、県交付金を財源の全部又は一部として、民間事業者等に対して補助金(以下「市補助金」という。)を交付するなどしている(以下、市補助金の交付を受けた民間事業者等を「事業者」という。)

なお、特別対策事業の実施期限は平成26年度末までとなっているが、27年12月末日までその期限を延長することができることとなっている。そして、特別対策事業を終了して基金を解散する場合には、解散するときに保有する残余额を国庫に返還しなければならないこととなっている。

消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、消費税法(昭和63年法律第108号)等に基づき消費税の課税事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階の取引で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上げ(消費税の課税対象となる資産の譲渡等)に係る消費税額から課税仕入れ(消費税の課税対象となる資産の譲受け等)に係る消費税額を控除(以下「仕入税額控除」という。)する仕組みとなっている。

そして、消費税の課税事業者である事業者が、市補助金の交付を受けて事業を実施するに当たり、建物を取得するなどした場合であって、確定申告の際に当該建物の取得等の課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、これらに係る消費税額を実質的に負担していないこととなる。

このため、事業者は、実績報告書の提出後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税に係る市補助金相当額が確定したときには、市町村にその額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととなっている。また、市町村は、当該事業者から返還を受けたときには、当該金額に係る県交付金相当額を都道府県に返還しなければならないこととなっている。さらに、都道府県は、当該市町村から返還を受けたときには、当該金額を基金に積み立てることになっている。

本院が、山形、大分両県及びこれらの2県から県交付金の交付を受けた管内の12市において会計実地検査を行ったところ、鶴岡、大分両市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

両市は、それぞれ市補助金を交付した2事業者が消費税の確定申告の際に特別対策事業に係る消費税額計8,877,636円を仕入税額控除しており、これに係る市補助金相当額が鶴岡市2,757,999円、大分市1,923,939円、計4,681,938円(県交付金相当額同額)と確定していたのに、事業者から当該金額の報告及び返還を受けていなかった。このため、両県は、それぞれ当該市補助金相当額に係る県交付金相当額山形県2,757,999円、大分県1,923,939円、計4,681,938円(交付金相当額同額)の返還を受けておらず、当該県交付金相当額を基金に積み立てていなかったもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、両市において、事業者に対して消費税の取扱いに関する指導等

が十分でなく、仕入税額控除した消費税に係る市補助金相当額の有無等について確認していなかったこと、山形県及び大分県において、それぞれ鶴岡市、大分市に対して消費税の取扱いに関する指導等が十分でなく、当該市補助金相当額に係る県交付金相当額の有無等について確認していなかったことなどによると認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

山形県鶴岡市は、平成 23、25 両年度に、それぞれ特別対策事業として、認知症高齢者グループホームの整備事業を行う十和建設株式会社に対して県交付金を財源とする市補助金 30,000,000 円を交付しており、24 年 3 月及び 26 年 3 月にそれぞれ実績報告書の提出を受けていた。

しかし、同市は、同会社が 23、25 両年度分の実績報告書の提出後に行った消費税の確定申告の際に特別対策事業に係る消費税額 23 年度 2,731,859 円、25 年度 2,572,178 円、計 5,304,037 円を仕入税額控除しており、これに係る市補助金相当額が 23 年度 1,428,571 円、25 年度 1,329,428 円、計 2,757,999 円(県交付金相当額同額)と確定していたのに、同会社から当該金額の報告及び返還を受けていなかった。このため、同県は、当該市補助金相当額に係る県交付金相当額 23 年度 1,428,571 円、25 年度 1,329,428 円、計 2,757,999 円(交付金相当額同額)の返還を受けておらず、これを基金に積み立てていなかった。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者	間接補助事業者等	補助事業	年 度	基金使用額	左に対する交付金交付額	不当と認める交付金相当額
					千円	千円	千円
(283) 厚生労働本省	山形県	鶴岡市 (事業主体)	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	23、25	60,000	60,000	2,757
(284) 同	大分県	大分市 (事業主体)	同	22	51,711	51,711	1,923
(283) (284) の計					111,711	111,711	4,681

(14) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの

10 件 不当と認める国庫補助金 222,016,588 円

緊急雇用創出事業臨時特例交付金は、厚生労働省が定めた「平成 20 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」(平成 21 年厚生労働省発職第 0130003 号)等に基づき、各都道府県が、同交付金を原資として、緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「緊急雇用創出基金」という。)を造成するために国が交付するものであり、平成 20 年度から 25 年度までに計 1 兆 5798 億余円が交付されている。

また、ふるさと雇用再生特別交付金は、同省が定めた「平成 20 年度ふるさと雇用再生特別交付金交付要綱」(平成 21 年厚生労働省発職第 0130002 号)に基づき、各都道府県が、同交付金を原資として、ふるさと雇用再生特別基金(以下「ふるさと基金」という。)を造成するために国が交付するものであり、20 年度に 2500 億円が交付されている。

そして、各都道府県及び各市町村等(以下「都道府県等」という。)は、同省が定めた「緊急雇用創出事業実施要領」(平成 21 年職発第 0130008 号)等に基づき、緊急雇用創出基金を財源として失業者に対する原則として 1 年以内の短期の雇用・就業機会を創出して提供するなどの緊急雇用創出事業を、また、同省が定めた「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領」(平成 21 年職発第 0130005 号)等に基づき、ふるさと基金を財源として地域の求職者等を雇い入れて、原則として 1 年以上の長期的な雇用機会を創出するふるさと雇用再生特別基金事業を、それぞれ実施している(以下、緊急雇用創出事業とふるさと雇用

再生特別基金事業を合わせて「基金事業」といい、また、緊急雇用創出事業実施要領とふるさと雇用再生特別基金事業実施要領を合わせて「実施要領」という。）。なお、ふるさと雇用再生特別基金事業の実施は23年度に終了している。

基金事業では、都道府県等が企画した事業を民間企業等へ委託し、当該民間企業等(以下「受託者」という。)が公募により失業者を雇い入れて行う事業(以下「委託事業」という。)等が実施されている。都道府県は、自らが委託事業を実施する場合は、委託費相当額をそれぞれの基金から取り崩して受託者に支払い、管内の市町村等が委託事業等を実施する場合は、当該市町村等に対して基金を財源とした補助金(補助率10分の10)を交付している。

実施要領等によれば、委託費の対象経費は、受託者に新規に雇用された者に係る賃金等の人件費、受託者に既に雇用されている者(以下「既存雇用者」という。)が基金事業に従事した分に係る賃金等の人件費及び基金事業の実施に必要なその他の経費とされている。そして、事業実施の要件は、新規に雇用する予定の労働者の募集に当たり、より多くの求職者に対して当該事業への応募の機会を提供する観点から、公共職業安定所への求人申込みなどにより公募を図ることなどとされている。

本院が、10都道県において、10都道県及びこれらの都道県から補助金の交付を受けた管内の132市区町村を対象に会計実地検査を行った結果、3道県^(注1)及び23市区町村^(注2)が実施した基金事業において、受託者等が、基金事業の対象とならない経費を計上したり、新規に雇用する失業者の募集に当たり公募を行っていなかったりなどしていたため、計222,016,588円(交付金相当額同額)が、10都道県^(注3)に造成されたそれぞれの基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の10都道県及び23市区町村において市区町村又は受託者から提出された委託事業に係る実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと、10都道県において23市区町村に対する指導監督が十分でなかったこと、厚生労働省において10都道県に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 3道県 北海道、山梨、広島両県

(注2) 23市区町村 函館、盛岡、花巻、一関、釜石、二戸、奥州、鶴岡、高岡、魚津、津、防府、高松、三豊各市、豊島区、上川郡東川、白老郡白老、下閉伊郡山田、九戸郡洋野、西八代郡市川三郷、南巨摩郡富士川、安芸郡府中各町、南都留郡鳴沢村

(注3) 10都道県 東京都、北海道、岩手、山形、富山、山梨、三重、広島、山口、香川各県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

岩手県下閉伊郡山田町は、緊急雇用創出基金を財源とした委託事業として、町内の物資センターの運営や防犯パトロールを行うことなどを内容とした「山田町災害復興支援事業」を平成23年度に430,593,050円で、「復興やまだ応援事業」を24年度に791,417,000円でそれぞれ特定非営利活動法人大雪りばあねっと(以下「法人」という。)に委託していた。そして、23年度事業については、同町は、法人から実績報告書の提出を受けて、委託費を430,486,582円とし、岩手県は同町に対して、緊急雇用創出基金を財源として同額の補助金を交付していた。

また、24年度事業については、事業実施期間の途中で継続が困難となったことから、同町は法人との契約の一部を解除し、法人から実績報告書の提出を受け、委託費を363,208,574円と確定し、同県は、このうち経費の内容が明らかでなく、事業との関連を確認できなかった支出等を控除し、289,423,261円が補助の対象となるとして、同町に対して、緊急雇用創出基金を財源として同額の補助金を交付していた。

そして、24年度事業において経費の内容が明らかでなく、事業との関連を確認できなかった支出等が見受けられたことから、同県は23年度事業についても、委託費の再調査を行い、23年度事業の補助金の額を262,996,133円と修正していた。

そこで、本院においても、実績報告書等を基に検査したところ、法人は、主に北海道旭川市内の法人の事務所において、既存雇用人2名が、本件委託事業に係る事務を専従で担当していたとして、事業期間内に当該2名に対して支払われた人件費23年度計7,779,000円、24年度計6,879,000円の全額を本件委託事業に要した経費として実績報告書に計上していた。

しかし、法人において、当該2名に係る業務日誌を作成していなかったことから、法人が同町へ提出した本件委託事業に係る出張の復命書等により当該2名が本件委託事業に係る事務に従事した日数を確認して、人件費を算定したところ、23年度2,034,369円、24年度2,411,000円となった。したがって、前記の実績報告書への計上額との差額23年度5,744,631円、24年度4,468,000円、計10,212,631円は、本件委託事業の対象経費とは認められない。

また、法人は、本件委託事業の実施に必要な経費とは認められない打上げ花火の購入費等2,930,527円を本件委託事業の対象経費として計上していた。

したがって、本件委託事業の対象経費とは認められない計13,143,158円(交付金相当額同額)が岩手県から同町に交付される補助金として緊急雇用創出基金から過大に取り崩され、補助の目的外に使用されていた。

なお、本件については、平成25年度決算検査報告の「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」において、検査を実施している旨を記述した(平成25年度決算検査報告1162ページ参照)。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補 助 事 業	年 度	基金造成額	左に対する	不当と認める	不当と認める
				千円	交付金交付額	基金使用額	交付金相当額
(285) 厚生労働本省	北海道	緊急雇用創出基金	20~25	53,490,000	53,490,000	6,354	6,354
		ふるさと基金	20	8,210,000	8,210,000	4,424	4,424
		小計		61,700,000	61,700,000	10,779	10,779
(286) 同	岩手県	緊急雇用創出基金	20~25	95,284,537	95,284,537	56,929	56,929
(287) 同	山形県	同	20~25	26,977,000	26,977,000	11,788	11,788
(288) 同	東京都	同	20~25	61,236,400	61,236,400	27,684	27,684
(289) 同	富山県	同	20~25	20,007,600	20,007,600	4,719	4,719
(290) 同	山梨県	同	20~25	16,691,800	16,691,800	80,548	80,548
(291) 同	三重県	同	20~25	25,585,000	25,585,000	4,386	4,386
(292) 同	広島県	同	20~25	24,916,300	24,916,300	19,285	19,285
(293) 同	山口県	同	20~25	16,105,100	16,105,100	1,579	1,579
(294) 同	香川県	同	20~25	11,755,000	11,755,000	4,315	4,315
(285)-(294)の計				360,258,737	360,258,737	222,016	222,016

(15) 独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 40,299,494円

独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金(以下「補助金」という。)は、独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金交付要綱(平成16年厚生労働省発基労第0423003号。以下「交付要綱」という。)に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)の労災病院以外の施設の施設整備及び機器整備に要する経費を国が交付するものである。

本院が、機構本部及び総合せき損センター(以下「せき損センター」という。)において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助金等の 種類	年度	補助対象 事業費	左に對する 国庫補助 金交付額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(295)	厚生労働 本省	独立行政法 人労働者健 康福祉機構	25	2,653,339	2,653,339	40,299	40,299	補助の対象 外

機構本部は、平成25年6月に、厚生労働省からせき損センターの機器整備に要する費用(203,974,000円)を含め、補助金2,660,648,000円の交付決定を受けていた。そして、せき損センターは、病院情報システム一式の購入契約(同システムのハードウェアに係る保守を含む。)及び同システムのソフトウェアに係る保守契約を計203,700,000円で締結し、同額を業者に支払っていた。そして、機構本部は、せき損センターからこの機器整備等の実施に関する報告を受けて、補助の対象経費の実支出額を2,653,339,843円とする実績報告書を厚生労働省に提出し、同額で補助金の額の確定を受けていた。

しかし、同システムのハードウェア及びソフトウェアに係る保守に要する経費(計40,299,494円)は補助の対象である機器整備に要する経費には該当しないことから、補助の対象とは認められず、これに係る補助金40,299,494円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、せき損センター及び機構本部において交付要綱の理解が十分でなかったこと、厚生労働省において機構から提出された実績報告書等の審査及び機構に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(後掲753ページの「病院情報システムの整備に当たり、予算実施計画の示達を受けずに病院情報システムの購入契約等の発注を行うなど不適正な会計経理を行っていたもの」参照)

(16) 放課後子どもプラン推進事業費補助金(放課後児童健全育成事業等に係る分)が過大に交付されていたもの 2件 不当と認める国庫補助金 5,859,000円

放課後子どもプラン推進事業費補助金(放課後児童健全育成事業等に係る分)(以下「国庫補助金」という。)は、保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の小学校に就学している児童等(以下「放課後児童」という。)に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、放課後児童の健全な育成を図ることを目的として、政令指定都市及び中核市(以下、これらを「指定都市等」という。)並びにその他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う放課後児童クラブを運営等する事業について、その事業に要する費用の一部を指定都市等に対しては直接、その他の市町村に対しては都道府県を経由して、それぞれ国が補助するものである。

国庫補助金の交付額は、交付要綱等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

ア 指定都市等が行う事業について補助する場合

所定の方法により算定した基準額と対象経費の実支出額(以下「実支出額」という。)から寄附金その他の収入額を控除した額とのいずれか少ない方の額を選定して、選定された額(以下「選定額」という。)に3分の1を乗じて得た額とする。

イ 指定都市等以外の市町村の行う事業について補助する場合

選定額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。

そして、前記の基準額については、ア、いずれの場合も、放課後児童クラブに利用の登録をし、かつ、継続的に利用する放課後児童を対象に算出した年間平均児童数等により算定することとなっている。

本院が、5道県の11市町において会計実地検査を行ったところ、北海道苫小牧市において、基準額の算定に当たり、年間平均児童数を算出する際に、放課後児童クラブを休会するなどして継続的に利用していない放課後児童を含めていたり、岡山県倉敷市において、実支出額の算定に当たり、支払の事実や内容が確認できない経費を含めていたりしていた。このため、国庫補助金計5,859,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市において交付要綱等の理解が十分でなかったことなど、厚生労働省及び北海道において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

倉敷市は、放課後児童健全育成事業等を複数の放課後児童クラブで実施しており、そのうちの1か所の放課後児童クラブの運営をA団体に委託していた。そして、同市は、A団体について支出額から保護者負担金を差し引いた額を実支出額として算定するなどして、平成21年度及び24年度に国庫補助金計196,587,000円の交付を受けていた。

しかし、A団体は、同市との委託契約において保存が義務付けられていた領収書等の証拠書類の相当数を紛失又は廃棄したとしていて、上記の実支出額には支払の事実や内容が確認できない経費が含まれていた。

したがって、支払の事実や内容が確認できない経費を実支出額から除くなどして適正な国庫補助金を算定すると計194,385,000円となることから、前記の国庫補助金との差額2,202,000円が過大となっていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者	年度	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
(296) 厚生労働本省	北海道	苫小牧市 (事業主体)	22～24	千円 73,500	千円 3,657	基準額を過大に算定していたもの
(297) 同	倉敷市 (事業主体)	—	21、24	196,587	2,202	支払の事実や内容が確認できない経費を実支出額として算定していたもの
(296)(297)の計				270,087	5,859	

(17) 保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業等に係る分)が過大に交付されていたもの
12件 不当と認める国庫補助金 64,583,000円

保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業等に係る分)(以下「補助金」という。)は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に規定する児童育成事業として、延長保育促進事業、病児・病後児保育事業等を円滑に実施し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行うこれらの事業に対して都道府県が補助する事業等に要する費用の一部を国が補助するものである。このうち、延長保育促進事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する市町村以外の者が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)において開所時間を超えて保育するなどのものであり、また、病児・病後児保育事業は、保護者が就労している場合等に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するものである。

補助金の交付額は、都道府県が補助する事業の場合、補助金に係る交付要綱等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

- ① 延長保育時間、年間延べ利用児童数等により定められた基準額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して、少ない方の額を算定する。
- ② ①により選定された額に3分の2を乗じた額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、29都道府県の226市町において会計実地検査を行ったところ、9県の11市1町において、補助金の交付額の算定に当たり、民間保育所で実施した延長保育促進事業等に係る実支出額等を確認しておらず、実支出額を過大に計上するなどしていたことから、補助金計64,583,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、11市1町において交付要綱等の理解が十分でなかったこと、9県において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったこと、厚生労働省において9県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

三重県名張市は、平成22年度から25年度までの間に、延長保育促進事業を同市の補助事業として民間保育所において実施しており、交付要綱等に基づき、基準額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額計195,352,700円を算定していた。

そして、三重県は、上記により選定された額に3分の2を乗じて得られる額と同県が同市に対して補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗ずるなどして得られる額計64,528,000円を補助金の交付額としていた。

しかし、同市は、民間保育所における実支出額等を確認しておらず、実支出額を過大に計上していたり、延長保育時間ごとに定められた基準額の適用を誤っていたりなどしていた。

この結果、22年度から25年度までの間に、補助金計16,243,000円が過大に交付されていた。

これを補助事業者別、間接補助事業者別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	国庫補助金 交付額	不当と認め る国庫補助 金交付額	摘要
					千円	千円	
(298) 厚生労働 本省	岩手県	一関市	延長保育促 進事業	25	26,172	1,016	実支出額を過大に計 上していたもの
(299) 同	秋田県	能代市	同	22~24	52,758	5,099	実支出額を過大に計 上していたものなど
(300) 同	栃木県	那須塩原市	同	22~25	42,048	10,414	同
(301) 同	新潟県	胎内市	同	24	6,288	1,517	同
(302) 同	岐阜県	揖斐郡 大野町	同	22~24	18,534	2,120	同
(303) 同	三重県	四日市市	同	22~25	160,276	7,364	基準額の適用を誤っ ていたものなど
(304) 同	同	名張市	同	22~25	64,528	16,243	実支出額を過大に計 上していたものなど
(305) 同	島根県	浜田市	同	22~25	158,182	3,706	実支出額を過大に計 上していたもの
(306) 同	同	益田市	同	22~25	57,423	8,522	基準額の適用を誤っ ていたもの
(307) 同	長崎県	島原市	同	22~24	115,709	3,425	実支出額を過大に計 上していたものなど
(308) 同	同	西海市	延長保育促 進事業、病 児・病後児 保育事業	23、24	24,738	2,427	同
(309) 同	鹿児島県	薩摩川内市	延長保育促 進事業	22、23	81,253	2,730	同
(298)-(309)の計					807,909	64,583	

そ の 他 (310) (311)

(310) 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)介護保険制度運営推進費 (項)介護納付金年金特別会計へ繰入 (平成19年度以前は、(項)老人 医療・介護保険給付諸費、(項) 国民健康保険助成費、(項)社会 保険国庫負担金) (項)生活保護費
部 局 等	9府県、4市	
国の負担の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)	
実施主体 事業者	市115、区15、町48、村11、広域連合5、計194実施主体 67事業者	
過大に支払われた介護給付費に係る介護サービス等の種類	居宅介護支援、介護保健施設サービス、介護福祉施設サービス、通所介護サービス、介護療養施設サービス等	
過大に支払われた介護給付費の件数	44,708件(平成17年度～26年度)	
過大に支払われた介護給付費の額	190,792,960円(平成17年度～26年度)	
不当と認める国の負担額	57,753,924円(平成17年度～26年度)	

1 介護給付の概要

(1) 介護保険

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、加齢に伴う疾病等による要介護状態又は要支援状態に関して必要な保険給付を行う保険である。

(2) 介護サービス及び居宅介護支援

被保険者が介護保険法に基づき受けるサービスには、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス(以下、これらを「介護サービス」という。)がある。介護サービスのうち、居宅サービスには訪問介護サービス^(注1)、通所介護サービス^(注2)、福祉用具貸与サービス^(注3)等が、施設サービスには介護福祉施設サービス^(注4)、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス^(注5)がある。

また、居宅介護支援は、在宅の要介護者がこれらの居宅サービス又は地域密着型サービスの適切な利用等を行うことができるよう、要介護者の利用する居宅サービス等の種類等

を定めた計画(以下「居宅サービス計画」という。)の作成等を行うものである。

そして、被保険者が介護サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 要介護者又は要支援者(以下、これらの者を合わせて「要介護者等」という。)に該当すること、その該当する要介護状態区分等について、市町村の認定を受ける。
- ② 都道府県知事等の指定を受けた居宅介護支援事業者等が、居宅サービス計画等の介護サービス計画を作成する。
- ③ 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事等の指定等を受けた居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者又は介護保険施設(以下、これらと居宅介護支援事業者を合わせて「事業者」という。)において介護サービスを受ける。

(注1) 訪問介護サービス 在宅の要介護者等が、当該要介護者等の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を受けるもの

(注2) 通所介護サービス 在宅の要介護者等が、指定通所介護事業所において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるもの

(注3) 福祉用具貸与サービス 在宅の要介護者等が、日常生活の自立を助けるための用具の貸与を受けるもの

(注4) 介護福祉施設サービス 指定介護老人福祉施設に入所している要介護者等が、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を受けるもの

(注5) 介護保健施設サービス 介護老人保健施設に入所している要介護者等が、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けるもの

(注6) 介護療養施設サービス 指定介護療養型医療施設の療養病床等に入院している要介護者等が、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を受けるもの

(3) 介護報酬の算定

事業者が介護サービス又は居宅介護支援を提供して請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第20号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)(以下、これらを合わせて「算定基準」という。)等に基づき、介護サービスの種類又は居宅介護支援の別に定められた単位数に単価(10円から11.26円まで)を乗ずるなどして算定することとなっている。

(4) 介護給付費

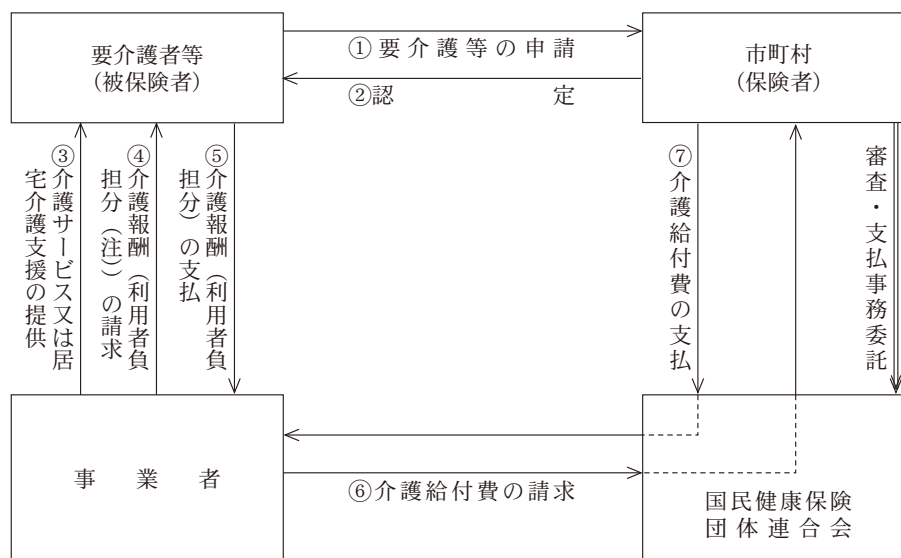
市町村は、介護保険法に基づき、要介護者等が事業者から介護サービスの提供を受けたときは、当該事業者に対して介護報酬の100分の90に相当する額を、また、居宅介護支援の提供を受けたときは、介護報酬の全額(以下、これらを「介護給付費」という。)をそれぞれ支払うこととなっている。

介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

- ① 介護サービス又は居宅介護支援の提供を行った事業者は、介護給付費を記載した介護給付費請求書等を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に送付する。

- ② 国保連合会は、事業者から送付された介護給付費請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。
- ③ 請求を受けた市町村は、金額等を確認した上で、国保連合会を通じて事業者に介護給付費を支払う。

図 介護給付費の支払の手続



(注) 要介護者等は、介護サービスの提供を受けたときは、利用者負担分として、介護報酬の100分の10に相当する額を負担する。

(5) 国の負担

介護給付費は、介護保険法等に基づき、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。

そして、公費負担については、介護保険法に基づき、介護給付費のうち、施設等分については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5(平成17年度以前は国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5)^(注7)を負担し、施設等以外の分については国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担している。

また、国は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、社会保険診療報酬支払基金が介護保険の保険者に交付する介護給付費交付金等の財源として医療保険者が同基金に納付する介護給付費納付金に要する費用の額の一部を負担している。^(注8)

(注7) 施設等分 施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等

(注8) 医療保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う市町村、全国健康保険協会、国民健康保険組合等

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護報酬の算定が適正に行われているかに着眼して、20道府県及び19市において、241事業者に対する介護給付費の支払について、介護給付費

の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、介護給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、9 府県及び4 市に所在する67 事業者に対して23 都府県の194 市区町村等の実施主体が行った17 年度から26 年度までの間における介護給付費の支払が計44,708 件、190,792,960 円過大となっていて、これに対する国の負担額57,753,924 円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これらの事態について、居宅介護支援又は介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

ア 居宅介護支援

算定基準等によれば、居宅介護支援については、居宅サービス計画における訪問介護サービス、通所介護サービス又は福祉用具貸与サービスのそれぞれの提供総数のうち、^(注9)判定期間に同一の事業者によって提供されるいずれかの介護サービスの提供数の占める割合が100分の90を超える場合(小規模な指定居宅介護支援事業所であるため作成した居宅サービス計画件数が少ないなどの正当な理由がある場合を除く。)には、特定事業所^(注10)集中減算として、当該判定期間に対応する減算適用期間の1月当たりの所定単位数から200 単位を減算することとされている。そして、指定居宅介護支援事業所が、専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員等を配置するなどした場合には、特定事業所加算(Ⅱ)として1月につき300 単位を加算することとされているが、減算適用期間については加算しないこととされている。

しかし、24 事業者は、正当な理由がないのに特定事業所集中減算を行っておらず、また、このうち3 事業者は、減算適用期間については加算しないこととされている特定事業所加算(Ⅱ)の300 単位を加算していた。

このため、24,635 件の請求に対して107 市区町村等が支払った介護給付費が59,408,353 円過大となっていて、これに対する国の負担額18,327,101 円は負担の必要がなかった。

(注9) 判定期間 3月1日から8月末日まで及び9月1日から翌年2月末日まで

(注10) 減算適用期間 判定期間が3月1日から8月末日までの場合はその年の10月1日から翌年3月31日まで、9月1日から翌年2月末日までの場合は翌年の4月1日から9月30日まで

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

事業者Aは、平成16年3月に千葉県から居宅介護支援事業所の指定を受けて居宅介護支援を行っている。そして、23年9月から26年2月までの判定期間について、居宅サービス計画における訪問介護サービス等の提供総数のうち同一の事業者によって提供されるものの占める割合が100分の90を超えているものはないとしていた。しかし、実際には、事業者Aが作成した居宅サービス計画に基づき提供された同期間の訪問介護サービスについては、同一事業者によって提供されるものの占める割合が100分の90を超えていた。したがっ

て、同期間を判定期間とした場合の減算適用期間である24年4月から26年4月までの間に行った居宅介護支援に係る介護報酬については、1月当たり、特定事業所集中減算として200単位を減算する必要があり、また、加算されていた特定事業所加算(Ⅱ)の300単位は加算できなかった。

このため、1,914件の請求に対して4市が支払った介護給付費9,971,940円が過大となっていた。

イ 介護保健施設サービス

算定基準等によれば、介護保健施設サービスについては、多床室に入所させるとその者の著しい精神症状等により同室の他の要介護者等の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして個室への入所が必要であるとの医師の判断により個室を利用する要介護者等であるなどの場合には、個室の単位数よりも単位数が高い多床室の単位数により介護報酬を算定することとされている。

しかし、11事業者は、医師の判断によらずに施設の都合等で個室を利用した場合においても多床室の単位数により介護報酬を算定していた。

このため、3,602件の請求に対して44市町村等が支払った介護給付費が43,696,577円過大となっていて、これに対する国の負担額12,763,901円は負担の必要がなかった。

ウ 介護福祉施設サービス

算定基準等によれば、介護福祉施設サービスについては、介護保健施設サービスと同様に、個室への入所が必要であるとの医師の判断により個室を利用する要介護者等であるなどの場合には、多床室の単位数により介護報酬を算定することなどとされている。

しかし、10事業者は、医師の判断によらずに施設の都合等で個室を利用した場合においても多床室の単位数により介護報酬を算定するなどしていた。

このため、4,423件の請求に対して27市町等が支払った介護給付費が37,844,373円過大となっていて、これに対する国の負担額11,412,541円は負担の必要がなかった。

エ 通所介護サービス

算定基準等によれば、通所介護サービスについては、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数による事業所規模が300人以内の場合は小規模型通所介護費、300人超750人以内(20年度までは300人超900人以内)の場合は通常規模型通所介護費、750人超900人以内の場合は大規模型通所介護費(Ⅰ)及び900人超の場合は大規模型通所介護費(Ⅱ)とし、それぞれの事業所規模ごとの区分等に応じて、小規模の事業所については大規模の事業所よりも高く定められた単位数等により介護報酬を算定することとされている。

しかし、6事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が300人を超えていたのに、通常規模型通所介護費の区分によらずに小規模型通所介護費の区分により単位数を算定していた。また、1事業者は、750人を超えていたのに、大規模型通所介護費(Ⅰ)の区分によらずに通常規模型通所介護費の区分により算定していた。さらに、2事業者は、900人を超えていたのに、大規模型通所介護費(Ⅱ)の区分によらずに大規模型通所介護費(Ⅰ)の区分により算定していた。

このため、5,694件の請求に対して24市区町が支払った介護給付費が21,288,003円過大となっていて、これに対する国の負担額6,579,835円は負担の必要がなかった。

オ 介護療養施設サービス

算定基準等によれば、介護療養施設サービスについては、介護保健施設サービスと同様に、個室への入院が必要であるとの医師の判断により個室を利用する要介護者等であるなどの場合には、多床室の単位数により介護報酬を算定することなどとされている。

しかし、10事業者は、医師の判断によらずに施設の都合等で個室を利用した場合においても多床室の単位数により介護報酬を算定するなどしていた。

このため、4,143件の請求に対して36市町村が支払った介護給付費が20,201,392円過大となっていて、これに対する国の負担額5,877,720円は負担の必要がなかった。

カ その他の介護サービス

アの居宅介護支援及びイからオまでの介護サービスのほか、短期入所生活介護サービス及び通所リハビリテーションサービスの2介護サービスについて、3事業者は、単位数の算定を誤り、介護報酬を過大に算定していた。

このため、2,211件の請求に対して9市町等が支払った介護給付費が8,354,262円過大となっていて、これに対する国の負担額2,792,826円は負担の必要がなかった。

このような事態が生じていたのは、事業者が算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、市区町村、広域連合及び国保連合会において介護給付費の請求に対する審査点検が十分でなかったこと、府県等において事業者に対して算定基準等の内容を十分に周知していないなど指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業者の所在する府県等別に示すと次のとおりである。

府県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費の件数	過大に支払われた介護給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
千葉県	8市区(1)	25、26	1,643	2,691	744	エ
船橋市	25市区町(7)	23～26	7,070	19,422	5,293	ア、エ
新潟県	22市町(6)	17～24	2,523	14,312	4,109	イ、ウ、オ
長野県	65市区町村等(15)	19～25	16,963	34,121	11,066	ア、ウ、オ
岐阜県	11市町等(1)	25	763	3,815	1,107	ア
名古屋市	2市(1)	24、25	706	1,530	453	ア
京都府	5市町(4)	17～22	3,047	11,003	3,434	ウ、オ、カ
兵庫県	15市町(5)	23～25	2,586	10,538	3,199	ア、エ
尼崎市	1市(1)	24、25	226	2,358	716	エ
長崎県	3市町(2)	24、25	727	2,432	806	ア、エ
熊本県	39市町村(16)	17～24	6,279	66,661	20,347	イ、ウ、エ、オ、カ
宮崎市	2市町(1)	24、25	333	1,210	330	オ
沖縄県	13市町等(7)	18～23	1,842	20,693	6,142	イ、ウ、カ
計	194実施主体(67)	17～26	44,708	190,792	57,753	

注(1) 計欄の実施主体数は、府県等の中で実施主体が重複することがあるため、各府県等の実施主体数を合計したものは一致しない。

注(2) 摘要欄のア、イ、ウ、エ、オ及びカは、246ページの2(2)検査の結果の居宅介護支援又は介護サービスの種類の別に対応している。

(311) 自立支援給付の介護給付費及び訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部 局 等	8 府県、1 市
国の負担の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。平成25年3月31日以前は障害者自立支援法)
実施主体	市40、町6、村3、計49実施主体
事業者	指定生活介護事業者6、指定就労移行支援事業者2、指定就労継続支援B型事業者6、計14事業者
過大に支払われた介護給付費等に係る障害福祉サービスの種類	生活介護サービス、就労移行支援サービス、就労継続支援B型サービス
過大に支払われた介護給付費等の件数	1,843件(平成20年度～25年度)
過大に支払われた介護給付費等の額	54,574,529円(平成20年度～25年度)
不当と認める国の負担額	27,287,262円(平成20年度～25年度)

1 自立支援給付の概要

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。平成25年3月31日以前は障害者自立支援法)に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。

(2) 障害福祉サービス

自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、介護給付費及び訓練等給付費(以下、これらを合わせて「介護給付費等」という。)がある。介護給付費の支給の対象には生活介護サービス等^(注1)があり、訓練等給付費の支給の対象には就労移行支援サービス、就労継続支援B型サービス等^(注2)がある。^(注3)

そして、障害者及び障害児が障害福祉サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

ア 障害者又は障害児の保護者は、居住地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から介護給付費等を支給する旨の決定を受ける。

イ 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、これらを合わせて「支給決定障害者等」という。)は、支給決定の有効期間内に都道府県知事等の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者(以下「事業者」という。)の事業所において、障害福祉サービスを受ける。

(注1) 生活介護サービス 常時介護を要する障害者に対して行われる、入浴、排せつなどの介護、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能等の向上のために必要な支援

(注2) 就労移行支援サービス 就労を希望する65歳未満の障害者で通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動等の機会の提供を通じて行われる、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

(注3) 就労継続支援B型サービス 雇用契約に基づいて通常の事業所に就労することが困難な障害者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて行われる、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

(3) 障害福祉サービスに要した費用の額の算定

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。)等に基づき、障害福祉サービスの種類ごとに定められた所定単位数に単価(10円～11.22円)を乗じて算定することとなっている。

そして、生活介護サービス、就労移行支援サービス及び就労継続支援B型サービスの各サービスに係る介護給付費等は、事業者が過度に利用者を受け入れることを未然に防止して、適正な障害福祉サービスの提供を確保するために、算定基準等に基づき、サービスの利用定員が12人以上の事業所において、直近の過去3か月間のサービスの利用者の延べ人数が、当該サービスの利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数等(以下「受入可能人数」という。)を超える場合等には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を基に算定することとなっている。

(4) 介護給付費等

市町村は、支給決定障害者等が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、これに係る介護給付費等を事業者に支払うこととなっており、介護給付費等は、障害福祉サービスに要した費用の額から当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を^しん^{しゃ}くして政令で定める負担の上限額等を控除して得た額となっている。

介護給付費等の支払手続については、①事業者が、介護給付費等を記載した介護給付費・訓練等給付費等請求書等(以下「請求書等」という。)を市町村から介護給付費等に係る支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会に送付し、②同連合会は、事業者から送付された請求書等の点検を行い、介護給付費等を市町村に請求して、③請求を受けた市町村は、金額等を算定基準等に照らして審査した上で、同連合会を通じて事業者^に介護給付費等を支払うこととなっている。

そして、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した介護給付費等の100分の50を負担している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、介護給付費等の算定が適正に行われているかに着眼して、26都道府県において、1,574事業者に対する介護給付費等の支払について、介護給付費等の

請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、介護給付費等の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

検査の結果、8府県及び1市に所在する14事業者は、事業所における直近の過去3か月間のサービスの利用者の延べ人数が受入可能人数を超えるなどしていたのに所定単位数に100分の70を乗ずることなく単位数を算定していたため、20年度から25年度までの間に、1,843件の請求に対して49市町村が支払った介護給付費等が計54,574,529円過大となっていて、これに対する国の負担額計27,287,262円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等に対する理解が十分でなかったことにもよるが、市町村において介護給付費等の算定について審査が十分でなかったこと、府県等において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

茨城県に所在する事業者Aは、生活介護サービスの提供を行った事業所における介護給付費等の算定に当たり、平成21年1月から22年6月までの間において、直近の過去3か月間の利用者の延べ人数が受入可能人数を超えているなどしていたのに、その間に障害福祉サービスの提供を受けた利用者に係る406件について、所定単位数に100分の70を乗じていなかった。

このため、406件の請求に対して8市1町1村が支払った介護給付費等が計13,557,903円過大となっていて、これに対する国の負担額計6,778,951円は負担の必要がなかった。

これを府県等別に示すと次のとおりである。

府県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費等の件数	過大に支払われた介護給付費等	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
茨城県	14市町村(2)	20~23	458	14,809	7,404	生活介護サービス
高崎市	4市村(1)	25	90	3,001	1,500	就労継続支援B型サービス
千葉県	4市町(1)	23	258	5,032	2,516	同
富山県	1市(1)	24	65	2,386	1,193	就労移行支援サービス
山梨県	2市(1)	24、25	57	1,403	701	生活介護サービス
長野県	7市町村(2)	24	141	5,734	2,867	生活介護サービス等
愛知県	9市(2)	24、25	270	8,145	4,072	就労継続支援B型サービス
京都府	5市(2)	21、22	126	4,605	2,302	生活介護サービス等
島根県	3市(2)	21~23	378	9,454	4,727	同
計	49市町村(14)	20~25	1,843	54,574	27,287	

意見を表示し又は処置を要求した事項

第3章
第1節
第7
厚生労働省

- (1) 生活保護費に係る返還金等債権について、適時適切な債権管理を行うことなどにより、返還金等債権に係る負担金の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費
部 局 等	厚生労働本省、21 都府県
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
補助事業者 (事業主体)	都、府 1、県 10、市 162、特別区 15、町 2、計 191 事業主体
国庫負担対象事業	生活保護事業
国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するためにその困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの
返還金等債権の管理体制が十分なものとなっていなかった事業主体数	128 事業主体
上記の事業主体において平成 25 年度末までに発生した債権の額	853 億 1794 万余円
上記に係る国庫負担金相当額	639 億 8846 万円(背景金額)
返還金等債権の管理が適時適切に行われていなかった事業主体数	183 事業主体
上記の債権に係る未回収残高	111 億 7346 万余円(平成 25 年度末)
上記に係る国庫負担金相当額(1)	83 億 8009 万円
債権管理が適時適切に行われていなかった返還金等債権に係る不納欠損額を事業実績報告書に計上していたため負担金が過大に交付されていた事業主体数	62 事業主体
上記に係る国庫負担対象事業費	8 億 4424 万余円(平成 25 年度)
上記に係る国庫負担金相当額(2)	6 億 3318 万円
(1)及び(2)の計	90 億 1327 万円

(2)の事態については、前掲 228 ページの「生活保護費等負担金の算定において、負担の対象とならない不納欠損額を含めていたため、国庫負担金が過大に交付されていたもの」参照

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

生活保護費に係る返還金等の債権管理について

(平成 27 年 10 月 20 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 生活保護費に係る返還金等の概要

(1) 生活保護費等負担金の概要

貴省は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)等に基づき、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下「事業主体」という。)が、法による生活保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)に支弁した保護に要する費用(以下「保護費」という。)等に対して、その 4 分の 3 を生活保護費等負担金(以下「負担金」という。)として交付している。

(2) 保護費の返還等

事業主体は、法第 63 条の規定により、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させたり、法第 78 条の規定により、不実の申請等により保護を受けるなどした者から、その費用の額の全部又は一部を徴収したりすることができることとなっている(以下、法第 63 条の規定による返還金及び法第 78 条の規定による徴収金を合わせて「返還金等」という。)

(3) 返還金等債権の管理

事業主体は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)等に基づき、上記の返還金等に係る債権(以下「返還金等債権」という。)を管理することとなっている。そして、返還金等債権が発生した場合、事業主体は当該返還金等債権について調査した上で決定(以下「調定」という。)し、債務者に対して納入の通知を行い、指定した履行期限までに債務を履行しない債務者に対しては、期限を指定して督促したり、債務者に債務の一部を納付させるなどして債務の承認をさせたりするなどの時効を中断するための措置(以下「時効中断措置」という。)を執ることとなっている。

そして、地方自治法等により、返還金等債権は、時効中断措置が執られないなどの場合、その発生から 5 年で時効により消滅することとなっており、消滅した返還金等債権については不納欠損の処理(以下「不納欠損処理」という。)を行うこととなっている。

(4) 生活保護費等負担金の算定

負担金のうち保護費に係る交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{返還金等の調定額}} + \boxed{\text{不納欠損額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}}$$

$$\boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率(3/4)}} = \boxed{\text{負担金の交付額}}$$

このうち、「返還金等の調定額」は、返還金等及びその他の収入について調定した額(分割して調定する場合はその年度に調定した額)の合計額とし、不納欠損額は、時効が成立し消滅するなどした返還金等債権の額の合計額とすることとなっている。

(5) 平成16年度決算検査報告に対する貴省の対応

本院は、平成16年度決算検査報告において、「生活保護費に係る返還金等の調定額の算出を適切に行わせることなどにより、生活保護費国庫負担金の算定が適正なものとなるよう改善させたもの」を掲記して、不納欠損処理を行うまでの返還金等債権の管理が十分に行われていないため負担金の算定が適正でなかった事態等について指摘した。貴省は、本院の指摘を踏まえて、事業主体に対して、債権管理を適切に行ったもののやむを得ない事由により不納欠損処理が行われたものに限り負担金の対象となることを明確にするなどの改善の処置を講じた。

(6) 返還金等債権に係る債権管理を行う上での留意事項

貴省は、上記の指摘を受けたこと及び不納欠損額等が前記のとおり負担金の算定額に直接影響することなどを踏まえて、平成22年10月に「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」(平成22年社援保発1006第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を発出して、次の事項等に留意した上で返還金等債権の管理及び負担金の算定を適正に行うよう、都道府県を通じるなどして事業主体に周知している。

- ① 期限までに債務を履行しない債務者(保護廃止となった者及び債務者が死亡した場合の相続人等を含む。)に対して、時効中断措置及び納入の指導等の措置(以下「時効中断措置等」という。)を執るとともにその経過を債権管理台帳等に記録すること
- ② 返還金等債権に対して時効中断措置等を執らないまま消滅時効が成立した場合は、適切な債権管理を行っていたとは認められず、これに係る不納欠損額は国庫負担の対象とならないこと。また、事業主体は事業実績報告書に計上する不納欠損額が適切に債権管理を行った返還金等債権に係るものか十分に確認を行い、都道府県においても十分に審査及び確認を行うこと

このため、事業主体は、保護廃止となった債務者の居住地や死亡した債務者の相続人等の有無について調査するなどの債務者の状況に応じた適切な対応が求められるほか、その実施状況について債権管理台帳等に記録する必要がある。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

返還金等は本来保護費として支弁されるべきではないものであること、不誠実な被保護世帯が適正に収入申告等を行っている被保護世帯よりも有利にならないよう被保護世帯間の公平性を確保する必要があること、全国の事業主体における25年度の不納欠損額は、41億9808万余円と10年前に比べて約4倍に増加しており、これらの不納欠損額の一部を国が負担していることなどから、返還金等債権を適時適切に管理する重要性は一層高まっている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、返還金等債権の管理は適時適切に行われているか、事業実績報告書に計上された不納欠損額は適時適切に債権管理が行われていた返還金等債権に係る額となっているかなどに着眼して、貴省及び21都府県の195事業主体において、25年度末までに発生した返還金等債権^(注1)301,718件、計1040億6958万余円(負担金相当額計780億5219万余円)を対象として、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(注1) 21都府県 東京都、京都、大阪両府、秋田、山形、栃木、埼玉、千葉、石川、長野、愛知、三重、滋賀、奈良、島根、広島、山口、福岡、大分、宮崎、沖縄各県

(注2) 平成20年度以前に発生した返還金等債権については、25年度末時点で未回収残高がある債権及び25年度に不納欠損処理を行った債権を検査の対象とした。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 保護費に係る返還金等債権の状況

前記21都府県の195事業主体において25年度末までに発生した返還金等債権の状況は、表1のとおりとなっていて、返還金等債権301,718件、計1040億6958万余円のうち、不納欠損処理が行われたもの及び未回収となっているものが129,642件、計490億2000万余円(不納欠損額及び未回収残高の合計額。全体の47%)に上っている。

表1 195事業主体において平成25年度末までに発生した返還金等債権の状況

平成25年度末までに発生した返還金等債権		25年度末までに回収したもの		25年度末までに不納欠損処理が行われたもの		25年度末の未回収残高	
件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
301,718	104,069,588	249,642	55,049,587	9,937	3,185,683	119,705	45,834,317

(注) 返還金等債権の一部を回収するなどしている場合があるため、平成25年度末までに回収したものなどの件数の合計は、25年度末までに発生した返還金等債権の件数と一致しない。

これらのうち、法第78条によるものが計329億1466万余円と上記490億2000万余円の67%を占め、過半が不実の申請等により保護を受けた者等に係るものとなっている。また、未回収となっている返還金等債権の多くは、分割して返済され、債権管理が長期化する傾向にある。そして、未回収となっている返還金等債権のうち、6か月以上延滞が続いていて回収が進んでいない未回収残高10万円以上の債権(一部の事業主体については未回収残高上位200件まで。以下「長期延滞債権」という。)は19,688件、計164億7875万余円(195事業主体における25年度末の未回収残高計458億3431万余円の35%)に上っている。

(2) 返還金等債権に係る債権管理の状況

ア 返還金等債権の管理体制が十分なものとなっていない事態 128事業主体
 25年度末までに発生した返還金等債権249,889件、計853億1794万余円
 (負担金相当額計639億8846万余円)
 (ア及びイの事態には重複しているものがある。)

21都府県の195事業主体に係る返還金等債権の管理体制についてみたところ、128事業主体においては、保護費に係る返還金等債権を管理する上で必要な時効中断措置等の措置の実施時期、方法を定めた要綱、マニュアル等(以下「債権管理マニュアル等」という。)が整備されていなかったり、債務者に対する時効中断措置等の実施状況等を記録することや当該記録を保存することが定められていなかったりなどして、延滞の発生率が高かったり債権管理が長期化する傾向にあったりするなどの保護費に係る返還金等債権の特徴に応じた適時適切な債権管理を長期的かつ継続的に行っていく体制となっていなかった。

イ 長期延滞債権の管理が適時適切に行われていない事態 183 事業主体

14,409 件、未回収残高計 111 億 7346 万余円(負担金相当額計 83 億 8009 万余円)

保護費に係る返還金等債権については、延滞の発生率が高く、不実の申請等により保護を受けた者等に係る返還金等債権が多い傾向があることから、債権管理を行う上で留意する必要があるが、182 事業主体の長期延滞債権 14,082 件(未回収残高計 108 億 9463 万余円、負担金相当額計 81 億 7097 万余円)については、延滞が生じた後の督促を行ったり、定期的な納入の指導を行ったりするなどの時効中断措置等が適時適切に執られていなかった。

また、延滞が生じた場合の督促、納入の指導等の措置を執る上で債務者の居住地の把握は必須であるが、86 事業主体の長期延滞債権 2,065 件(未回収残高計 15 億 6872 万余円、負担金相当額計 11 億 7654 万余円)については、保護廃止となった債務者の転居が判明しているにもかかわらず居住地の調査が行われていなかった。

そして、債務者の債務は、債務者の死亡後、相続人等が相続放棄しない限り相続人等に承継されるため、債務者が死亡した場合は速やかに相続人等の調査を行い、相続人等に対して相続の意思の確認を行う必要があるが、121 事業主体の長期延滞債権 1,417 件(未回収残高計 11 億 0192 万余円、負担金相当額計 8 億 2644 万余円)については、債務者の死亡後における相続人等の有無についての調査を行っていなかったり、相続人等に対して時効中断措置が執られていなかったり、相続の状況の確認が行われていなかったりしていた。

貴省及び各都府県は、毎年度、施行事務監査を行っているが、多くの場合、ア及びイの事態については、監査項目に加えられておらず十分な把握に至っていなかったり、把握に至っていても十分な指導が行われていなかったりしていた。

ア及びイの事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

三重県松阪市は、平成 25 年度末時点で返還金等債権 1,453 件(未回収残高計 2 億 1687 万余円)を管理しているが、債権管理マニュアル等を制定しておらず、時効中断措置等の実施状況について記録を残すこととしていなかった。

そして、同市は、上記の返還金等債権のうち、長期延滞債権 149 件(未回収残高計 7835 万余円)全件について、最長 8 年の延滞が発生しているにもかかわらず時効中断措置等を執るなどの債権管理を適切に行っておらず、これらのうち 101 件(未回収残高計 5590 万余円)については債権額全額が未回収のままとなっていた。

さらに、上記 149 件のうち 108 件(未回収残高計 4634 万余円)については、債務者の転居後に債務者の居住地を調査しておらず、22 件(未回収残高計 1403 万余円)については、債務者の死亡後に相続人の有無等を調査していなかった。

(3) 債権管理が適時適切に行われていなかった返還金等債権に係る不納欠損額を事業実績報告書に計上していたため負担金が過大に交付されていた事態 62 事業主体

2,869 件、過大となっていた国庫負担対象事業費計 8 億 4424 万余円
(負担金相当額計 6 億 3318 万余円)

不納欠損額は、債務者に対して債務者の状況に応じた必要な措置を適時適切に実施した返還金等債権に係るものでなければ、国庫負担の対象とならない。

62事業主体は、返還金等債権2,869件に係る不納欠損額計8億4424万余円について適時適切に債権管理を行っていたとして、25年度の事業実績報告書に国庫負担の対象として計上していた。

しかし、実際は、債務者に対する時効中断措置等が執られていなかったり、債務者の居住地の調査が行われていなかったり、債務者の死亡後の相続人等に対する債権管理が行われていなかったりなどして、債務者の状況に応じた必要な措置が適時適切に執られていなかった。このため、62事業主体における返還金等債権2,869件に係る国庫負担対象事業費計8億4424万余円、負担金相当額計6億3318万余円が過大に交付されていた。

これを都府県別に示すと、表2のとおりである。

表2 負担金が過大に交付されていたもの(平成25年度)

都府県名	事業主体数	債権管理が適時適切に行われていなかった債権数(件)	過大となっていた国庫負担対象事業費(千円)	過大に交付されていた負担金相当額(千円)
秋田県	1	2	1,654	1,240
山形県	2	9	2,133	1,600
栃木県	2	20	5,090	3,818
埼玉県	4	137	53,662	40,246
千葉県	4	69	15,852	11,889
東京都	15	575	272,391	204,293
愛知県	4	205	65,030	48,772
京都府	1	412	44,971	33,728
大阪府	6	177	121,695	91,271
島根県	1	34	7,149	5,362
広島県	8	517	67,116	50,337
福岡県	3	354	106,074	79,555
大分県	3	101	25,602	19,202
宮崎県	3	16	6,613	4,959
沖縄県	5	241	49,204	36,903
計	62	2,869	844,243	633,182

(注) 単位未満を切り捨てているため、各項目を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

また、貴省及び各都府県は、事業実績報告書の添付資料により、不納欠損額に係る債権管理の状況の確認及び審査を行ったとしているが、当該資料に記載すべき事項が具体的に定められておらず、状況の確認に必要な情報を事業主体が記載していないなどして、債権管理の状況を十分に把握できる状況となっていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

大分県佐伯市は、平成25年度に不納欠損処理した返還金等債権4件、計167万余円について、全件適切に債権管理を行っていたとして、事業実績報告書に国庫負担の対象として計上していたが、実際は、同市は、上記の返還金等債権全件について、債務者に対して督促を行うなどの時効中断措置等を執っておらず、適切に債権管理を行っていたとは認められない。した

がって、これら返還金等債権に係る不納欠損額を国庫負担の対象としていたことは適切でなく、これに係る負担金125万余円が過大に交付されていた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

返還金等債権の管理体制が十分なものとなっていなかったり、延滞が生じている返還金等債権の管理が適時適切に行われていなかったり、適時適切に債権管理が行われていない返還金等債権に係る不納欠損額を国庫負担の対象としていたため負担金が過大に交付されていたりしている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

- ア 事業主体において、返還金等債権を適時適切に管理するとともに、管理の実施状況を記録及び保存することの必要性についての認識が欠けていること、また、適時適切な債権管理を行っていない返還金等債権に係る不納欠損額は国庫負担の対象とならないことについて理解が十分でないこと
- イ 都府県において、事業主体における返還金等債権に係る管理体制、債権管理の実施状況及び不納欠損の状況について施行事務監査等において十分に把握せず指導を行っていないこと並びに事業実績報告書の審査及び確認が十分でないこと
- ウ 貴省において、保護費に係る返還金等債権の特徴に応じた時効中断措置等の方法や実施時期及びその記録・保存の必要性並びにそれらを債権管理マニュアル等に規定することなどにより適時適切に債権管理を行う体制を整備することの必要性について周知が十分でないこと、また、事業主体における債権管理の状況について十分に把握しておらず、施行事務監査においても十分確認していないこと、さらに、事業実績報告書の添付資料の様式を債権管理の状況を的確に把握できるものとしておらず、事業実績報告書の審査及び確認が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

近年、返還金等債権及び負担金の算定の対象となる不納欠損額は増加傾向にあり、返還金等債権を適時適切に管理し不納欠損額の発生の防止を図る取組の重要性が一層高まっている。

ついては、貴省において、適時適切に債権管理が行われていない返還金等債権に係る不納欠損額を国庫負担の対象としていた事業主体に対して、過大に交付されていた負担金の返還の手続を速やかに行わせるよう是正の処置を要求するとともに、事業主体において返還金等債権の管理及び返還金等債権に係る負担金の算定が適正に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 事業主体に対して、保護費に係る返還金等債権の特徴に応じた適時適切な債権管理を行う体制を整備する必要があること、返還金等債権に係る不納欠損額は負担金の算定要素であること及び債権管理を適時適切に行っていない場合には国庫負担の対象とならないことについて周知徹底を図ること
- イ 都道府県に対して、債権管理マニュアル等を整備することなどによる債権管理体制の整備について事業主体に対する指導及び助言を行うことや、施行事務監査並びに事業実績報告書の審査及び確認を十分に行うことについて周知及び指導を行うこと

ウ 貴省が事業主体に対して行う施行事務監査の際に、返還金等債権の管理状況を的確に把握し、債権管理が適時適切に行われていない事業主体に対しては指導の徹底を図ること。また、事業実績報告書の添付資料を見直すなどして、不納欠損処理を行った返還金等債権は適時適切に債権管理を行っていたものかを貴省や都道府県が的確に把握できるようにすること

- (2) 国民健康保険に係る療養給付費負担金及び財政調整交付金の交付に当たり、都道府県に対して減額調整の対象となる高額療養費及びその集計方法等を具体的に示して、これを都道府県を通じて市町村に対して周知徹底することにより、その交付額の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費
部 局 等	厚生労働本省(交付決定庁)、14 都府県(支出庁)
交 付 の 根 拠	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
交 付 先 (保 険 者)	市 43、区 2、町 11、計 56 市区町
療養給付費負担金及び財政調整交付金の概要	市町村の国民健康保険事業運営の安定化を図るため及び市町村の国民健康保険に係る財政力の不均衡を調整するために交付するもの
上記の保険者に交付した負担金及び交付金交付額の合計	5917 億 5177 万余円(平成 21 年度～25 年度)
過大に交付されていた負担金及び交付金交付額	5 億 9247 万円(平成 21 年度～25 年度)

(前掲 211 ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」及び 215 ページの「国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの」参照)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

国民健康保険に係る国庫負担金の交付額算定における高額療養費の減額調整について

(平成 27 年 10 月 29 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 制度の概要

(1) 国民健康保険及び高額療養費の概要

貴省は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)に基づく国民健康保険制度を所管している。国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)等が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等の給付を行う保険である。

そして、医療機関等で療養の給付等を受ける国民健康保険の被保険者(以下「被保険者」という。)は、法に基づき、療養の給付に要する費用の額等のうち、年齢等の区分ごとに定められた割合に応じた額を一部負担金として当該医療機関等に支払わなければならないことなどとなっている。ただし、この一部負担金が一定の限度額(以下、この限度額を「自己負担限度額」という。)を超える場合には、法に基づき、市町村等から当該被保険者等に対し、当該自己負担限度額を超える額を高額療養費として支給することとなっている。

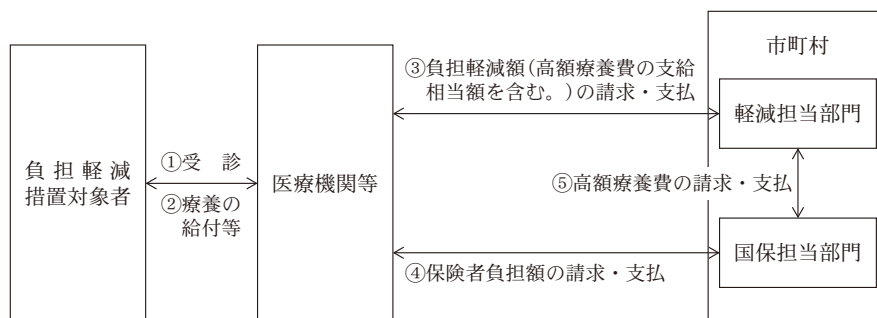
(2) 負担軽減措置及び負担軽減措置対象者に係る高額療養費の支給

市町村等において、国庫助成を受けることなく自らの財政負担で、年齢その他の事由により、被保険者の一部負担金に相当する額の全部又は一部を当該被保険者に代わって医療機関等に支払う措置(以下「負担軽減措置」という。)を講じている場合がある。

そして、負担軽減措置を講じている市町村においては、負担軽減措置の対象となる被保険者(以下「負担軽減措置対象者」という。)の一部負担金が自己負担限度額を超える場合には、一部負担金から高額療養費の支給額を控除した額を負担軽減措置の対象とすること、また、負担軽減措置対象者に対する高額療養費の支給については、負担軽減措置対象者に対して直接その支払を行うのではなく、主として次の2通りの方法により行うことが通例となっている。

ア 市町村の負担軽減措置の担当部門(以下「軽減担当部門」という。)が医療機関等に対して高額療養費の支給相当額を含む負担軽減措置による負担軽減額の支払を行った後に、当該市町村の国民健康保険の担当部門(以下「国保担当部門」という。)が軽減担当部門の請求に基づき、当該軽減担当部門に対して高額療養費の支払を行うもの(以下「償還払い」という。図1参照。)

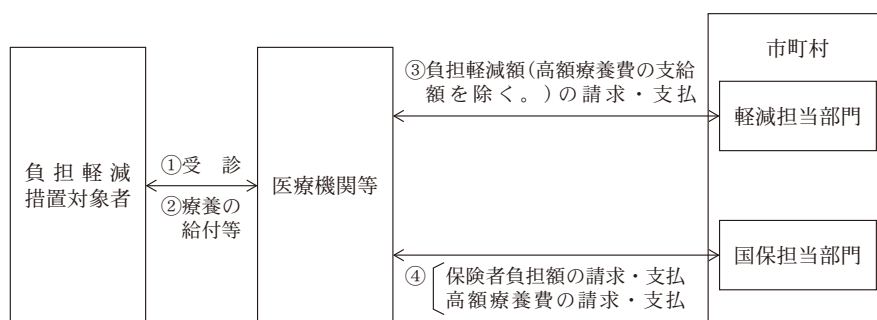
図1 償還払いによる高額療養費の支給の流れ



(注) 国民健康保険における一部負担金の割合が3割(保険者負担額7割)であり、自己負担なしの負担軽減措置対象者を例にして記載している(図2についても同じ。)

イ 市町村の軽減担当部門が医療機関等に対して高額療養費の支給額を除く負担軽減措置による負担軽減額の支払を行い、当該市町村の国保担当部門が医療機関等からの請求に基づき、当該医療機関等に対して高額療養費の支払を行うもの(以下「現物給付」という。図2参照。)

図2 現物給付による高額療養費の支給の流れ



(3) 国民健康保険について行われる国庫助成

貴省は、国民健康保険の保険者である市町村に対して各種の国庫助成を行っており、その主なものとして、療養給付費負担金(以下「負担金」という。)及び財政調整交付金がある。

負担金は、法に基づき、市町村が行う国民健康保険の事業運営の安定化を図るために交付するものである。そして、その交付額は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合算額(以下「医療給付費」という。)から所定の額を控除するなどして算出した額に、国の負担割合を乗ずるなどして算定することとなっている。

また、財政調整交付金は、法に基づき、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するために交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。このうち普通調整交付金(以下「交付金」という。)は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。)が医療給付費等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。)に満たない市町村に対して、その不足を公平に補うことを目途として交付するものである。そして、その交付額は、当該市町村の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

そして、貴省が負担金及び交付金(以下、これらを合わせて「国庫負担金」という。)を交付するに当たり、都道府県は、市町村が提出した交付申請書及び事業実績報告書の内容を審査した上で、当該交付申請書及び事業実績報告書を貴省に提出することとなっている。

(4) 国庫負担金の交付額の算定における減額調整

国庫負担金は、いずれも各市町村における医療給付費を交付額算定の基礎とするもので、医療給付費が増加すれば、国庫負担金の交付額も増加することになる。

そして、貴省は、一般に、負担軽減措置を講じている市町村では、負担軽減措置を講じていない市町村と比べて被保険者の医療機関への受診等が増えて、医療給付費が増加する(以下、このことを「波及増」という。)傾向があるとしている。そして、波及増となった医療給付費をそのまま国庫負担金の交付額算定の基礎に含めると、負担軽減措置を講じている市町村に対する国庫負担金の交付額が増加して、負担軽減措置を講じていない市町村との公平を欠くことになるとしている。

そこで、貴省は、国庫負担金の交付額の算定に当たり、負担軽減措置対象者の延べ人数の被保険者数に占める割合が一定の割合以上の市町村については、負担軽減措置対象者に係る医療給付費に所定の減額調整率を乗じて、波及増に係る医療給付費を減額することとしている(以下、この減額調整率を乗じて行う医療給付費の減額を「減額調整」という。)。そして、減額調整は負担軽減措置対象者に係る医療給付費を対象として行われるものであることから、負担軽減措置対象者に対する高額療養費については、償還払い又は現物給付のいずれの方法によりその支払が行われる場合であっても、原則として、減額調整の対象とする必要があるとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、負担軽減措置を講じている市町村における国庫負担金の交付額の算定に当たり、減額調整は適切に行われているか、特に、負担軽減措置対象者に対する高額療養費については、償還払い又は現物給付のいずれの方法によりその支払が行われる場合であっても減額調整の対象とされているかなどに着眼して、貴省本省及び22都府県^(注)の負担軽減措置を講じている295市区町村において、平成21年度から25年度までの間に交付された国庫負担金を対象として、国庫負担金の実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(注) 22都府県 東京都、大阪府、青森、秋田、山形、栃木、群馬、千葉、神奈川、富山、石川、岐阜、愛知、兵庫、和歌山、広島、山口、徳島、福岡、佐賀、熊本、大分各県

(検査の結果)

検査したところ、14都府県の56市区町(これらの市区町に交付された国庫負担金交付額計5917億5177万余円)において、次のような事態が見受けられた。

6都府県の29市区町は、国庫負担金の交付額の算定に当たり、負担軽減措置対象者に対する高額療養費のうち、国保担当部門が現物給付により医療機関等に対して支払ったものについては減額調整の対象としていたが、償還払いにより軽減担当部門に対して支払ったものについては集計しておらず、当該高額療養費を減額調整の対象としていなかった。このため、国庫負担金の交付額算定の基礎とされた医療給付費が過大に算出されていた。

また、9県の27市町は、国庫負担金の交付額の算定に当たり、負担軽減措置対象者に対する高額療養費のうち、国保担当部門が償還払いにより軽減担当部門に対して支払ったものについては減額調整の対象としていたが、現物給付により医療機関等に対して支払ったものについては集計しておらず、当該高額療養費を減額調整の対象としていなかった。このため、国庫負担金の交付額算定の基礎とされた医療給付費が過大に算出されていた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

岐阜県内の各市町村は、重度心身障害者等の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的として、重度心身障害者に対して一部負担金に相当する額の全部を助成するなどの負担軽減措置を講じている。しかし、14市町のうち、多治見、関、美濃、瑞浪、羽島、恵那、美濃加茂の7市は、国庫負担金の交付額の算定に当たり、負担軽減措置対象者に対する高額療養費のうち、国保担当部門が現物給付により医療機関等に対して支払ったものについては集計しておらず、当該高額療養費を減額調整の対象としていなかった。そして、岐阜県は、実績報告書の審

査に当たり、減額調整の対象となる高額療養費について十分な審査を行っていなかった。このため、上記の7市においては、国庫負担金の交付額算定の基礎とされた医療給付費が過大に算出されており、平成21年度から25年度までの間に、負担金計1億1559万余円、交付金計4220万余円、合計1億5779万余円が過大に算定され、交付されていた。

そこで、上記14都府県の計56市区町において、国保担当部門が償還払いにより軽減担当部門に対して支払った高額療養費を集計し、又は現物給付により医療機関等に対して支払った高額療養費を集計し、いずれも減額調整の対象とした上で、国庫負担金の交付額算定の基礎となる医療給付費を算出して、適正な国庫負担金の交付額を算定したところ、国庫負担金が合計で5億9247万余円(負担金計4億4302万余円、交付金計1億4944万余円)過大に算定され、交付されていた。

これを都府県別及び国庫負担金別に示すと表のとおりである。

表 過大交付額の都府県別及び国庫負担金別内訳 (単位：千円)

都府県名	償還払い・ 現物給付別	市区町名	過大交付額		
			負担金	交付金	計
青森県	現物給付	黒石市、東津軽郡今別町、東津軽郡外ヶ浜町、上北郡七戸町、上北郡おいらせ町(5市町)	10,681	5,185	15,866
秋田県	償還払い	南秋田郡五城目町(1町)	325	98	423
山形県	現物給付	山形市(1市)	21,481	11,554	33,035
栃木県	現物給付	鹿沼市(1市)	1,784	546	2,330
千葉県	償還払い	松戸市、君津市、市原市、印西市、成田市、山武市(6市)	3,947	1,393	5,340
	現物給付	香取市、銚子市(2市)	643	468	1,111
東京都	償還払い	立川市、調布市、武蔵村山市、羽村市、新宿区、文京区(6市区)	7,816	1,664	9,480
神奈川県	償還払い	小田原市、逗子市、足柄下郡箱根町、足柄下郡湯河原町、愛甲郡愛川町(5市町)	9,702	3,184	12,886
富山県	現物給付	富山市、魚津市、滑川市、黒部市、砺波市(5市)	59,783	21,344	81,127
岐阜県	現物給付	多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市(7市)	115,590	42,202	157,792
愛知県	現物給付	清須市、弥富市(2市)	950	0	950
大阪府	償還払い	大阪市、堺市、吹田市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、摂津市、交野市、泉南郡熊取町(10市町)	103,693	20,763	124,456
和歌山県	償還払い	西牟婁郡白浜町(1町)	832	296	1,128
山口県	現物給付	大島郡周防大島町(1町)	1,913	0	1,913
福岡県	現物給付	福岡市、飯塚市、柳川市(3市)	103,881	40,749	144,630
合計	償還払い(6都府県 29市区町)		126,318	27,398	153,716
	現物給付(9県 27市町)		316,710	122,048	438,758
	計 (14都府県 56市区町)		443,029	149,446	592,475

(注) 端数処理の関係で、負担金の「合計」欄は、各都府県の計数を集計しても一致しない。

(是正改善を必要とする事態)

負担軽減措置を講じている市町村において、国庫負担金の交付額の算定に当たり、負担軽減措置対象者に対する高額療養費のうち、国保担当部門が、償還払いにより軽減担当部門に対して支払ったものを減額調整の対象としていなかったり、現物給付により医療機関等に対して支払ったものを減額調整の対象としていなかったりしているため、国庫負担金が過大に算定され、交付されている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 市町村及び都府県において、国庫負担金の交付額の算定に当たり、負担軽減措置対象者に対する高額療養費については、償還払い又は現物給付のいずれの方法によりその支払が行われる場合であっても減額調整の対象としなければならないことについての理解が十分でなく、市町村による当該高額療養費の集計が適切に行われていないこと、また、都府県による減額調整についての審査が十分に行われていないこと
- イ 貴省において、都道府県に対して減額調整の対象となる高額療養費及びその集計方法等を具体的に示しておらず、これを都道府県を通じて負担軽減措置を講じている市町村に対して周知徹底していないこと

3 本院が求める是正改善の処置

国民健康保険制度は、我が国の社会保障制度において重要な役割を果たしているもので、毎年度、保険者である市町村等には多額の国庫負担金等が交付されている。そして、我が国の急速な高齢化の進行等を踏まえて国民医療費は増加の一途をたどっていることなどから、国庫負担金の交付額の算定及び交付を適正なものとして制度を適切かつ公平に運用することがこれまで以上に強く求められている。

については、貴省において、都道府県に対して減額調整の対象となる高額療養費及びその集計方法等を具体的に示して、これを都道府県を通じて市町村に対して周知徹底することにより、国庫負担金の交付額の算定が適正なものとなるよう是正改善の処置を求める。

(3) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施する賃貸物件による保育所整備事業における消費税の取扱いが適切に行われ、これにより同基金が効率的に活用されるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)子ども・子育て支援対策費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	5 都府県
賃貸物件による保育所整備事業の概要	都市部を中心とした保育所の整備が困難な状況の地域において、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うために、賃借料、借上時における改修費等に要する費用の一部を助成するもの
実施主体	29 市区

助成事業数及び 助成対象事業費	205 事業	87 億 3296 万余円 (平成 21 年度～24 年度)
上記に係る助成 金額		21 億 4248 万余円
助成対象事業費 のうち仕入税額 控除された消費 税額		2 億 5374 万余円
上記に係る助成 金相当額		6318 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施する賃貸物件による
保育所整備事業における消費税の取扱いについて

(平成 27 年 4 月 28 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求め
る。

記

1 制度の概要

(1) 子育て支援対策臨時特例交付金の概要

貴省は、「平成 20 年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について」(平成 21 年厚生労働省発雇児第 0305005 号)等に基づき、保育所の整備等を実施すること
などにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とし
て、都道府県に対して、平成 20 年度以降、子育て支援対策臨時特例交付金(以下「交付金」
という。)を交付して基金を造成させている。そして、その交付額は、20 年度 958 億 6700
万円、21 年度 1631 億 7500 万円、22 年度 967 億 8700 万円、23 年度 1276 億 9751 万余
円、24 年度 1675 億 0764 万余円、計 6510 億 3415 万余円となっている。

都道府県に造成された基金を活用して行われる保育所の整備等の事業については、「平
成 20 年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(平成 21 年雇
児発第 0305005 号。以下「管理運営要領」という。)等に基づき、都道府県が、事業に必要な
経費を必要に応じ基金から取り崩して市町村(特別区を含む。以下同じ。)に助成金として
助成することとなっている。そして、都道府県は、市町村が行う当該助成金を活用した事
業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続等について助成要綱を定めるこ
ととなっている。また、市町村は、保育所の整備等を行う事業者に対して当該助成金を助
成する場合に、管理運営要領に定められた助成に当たっての条件(以下「助成条件」とい
う。)を付すこととなっている。

(2) 賃貸物件による保育所整備事業の概要

都道府県に造成された前記の基金を活用して行われる保育所の整備等の事業のうち、賃
貸物件による保育所整備事業は、都市部を中心とした保育所の整備が困難な状況の地域に

において、同事業の実施主体である市町村が、保育所の設置主体となる事業者に対して、保育所の設置に当たって必要な建物の賃借料、借上時における改修費等の費用(以下「助成対象事業費」という。)の一部を助成するものである。そして、同事業における事業者は、市町村以外の者であって、継続的に保育を実施できる者とされているため、従来、保育所の設置等を行っている社会福祉法人等だけでなく、株式会社が事業者となることがある。

(3) 消費税額の仕入税額控除の概要

消費税法(昭和63年法律第108号)等に基づき、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階の取引で重ねて課税されないように、事業者による確定申告において、課税売上げ(消費税の課税対象となる資産の譲渡等)に係る消費税額から課税仕入れ(消費税の課税対象となる資産の譲受け等)に係る消費税額を控除(以下「仕入税額控除」という。)する仕組みとなっている。

(4) 賃貸物件による保育所整備事業における消費税の取扱い

賃貸物件による保育所整備事業の事業者が消費税の課税事業者であり、かつ、同事業の対象となる建物の賃借、改修等により事業者が得る売上げが課税売上げとなるなどの場合、当該建物の賃借、改修等は課税仕入れに該当する。そして、事業者が確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合、事業者はこれらに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、管理運営要領では、保育所の整備等を行う事業者に対し市町村が助成することにより実施する事業に対して都道府県が助成金を助成する場合、都道府県は、市町村に対して、助成要綱において、アの消費税の取扱いに関する条件(以下「消費税取扱条件」という。)を付し、イのとおり事業者が仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額を納付させることとなっている。

ア 市町村において、事業者に対して、事業完了後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額が確定した場合、事業者は速やかに市町村長に対して報告を行うこと、当該助成金相当額を市町村に納付することなどを、助成条件として付すこと

イ 上記の助成条件により事業者から市町村に当該助成金相当額の納付があった場合には、都道府県は市町村に対してこれを納付させること

しかし、事業者が仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額が確定した場合に当該事業者が行う報告及び当該助成金相当額の納付に関する具体的な事務処理の手続については、都道府県及び市町村に対して示されていない。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、待機児童に対する国民の関心が高まっており、保育所の整備の一層の促進等が強く求められる状況になっていることから、多くの保育所の整備が進められている。そして、賃

貸物件による保育所整備事業においては、事業者の中に株式会社等の消費税の課税事業者が多数含まれていると見込まれる。

そこで、本院は、合規性、効率性等の観点から、上記の事業における消費税の取扱いが適切に行われ、これにより交付金により造成された基金が効率的に活用されているかなどに着眼して、5都府県^(注)において、21年度から24年度までの間に、31市区が、事業者である46の株式会社に助成金を助成した282事業(助成金計29億6873万円)を対象に消費税の取扱いに関する調書、実績報告書等の提出を求めて、内容を確認し、分析するなどして検査した。

(注) 5都府県 東京都、大阪府、神奈川、愛知、兵庫各県

(検査の結果)

検査したところ、5都府県の29市区が事業者である27の株式会社に助成金を助成した205事業(助成対象事業費計87億3296万余円、助成金計21億4248万余円)において、当該事業者は、消費税の課税事業者であり、事業の対象となる建物の賃借、改修等により事業者が得る売上げが課税売上げとなることなどから、確定申告により課税売上高に対する消費税額から、上記の助成対象事業費計87億3296万余円に係る消費税額計2億5374万余円を仕入税額控除していた。

そこで、上記の仕入税額控除された消費税額に係るその後の取扱いの状況についてみたところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 東京都及び東京都管内の23市区における状況

東京都は、事業の実施に当たり、消費税取扱条件を助成要綱において管内の市町村に明示しておらず、事業の実施主体である管内の23市区も、事業者に助成するに当たり定めた要綱、要領等に消費税取扱条件を助成条件として明示していなかった。このため、上記205事業のうち23市区に係る126事業において仕入税額控除された消費税額に係る助成金相当額計3071万余円が、事業者に対して交付されたままとなっていた。

(2) 4府県及び4府県管内の6市における状況

大阪府、神奈川県、愛知県及び兵庫県は、事業の実施に当たり、消費税取扱条件を助成要綱において管内の市町村に明示していたが、事業の実施主体である4府県管内の6市は、事業者に助成するに当たり定めた要綱、要領等に消費税取扱条件を助成条件として明示していなかった。このため、前記205事業のうち6市に係る79事業において仕入税額控除された消費税額に係る助成金相当額計3247万余円が、事業者に対して交付されたままとなっていた。

この結果、表のとおり、事業者から29市区を経て5都府県に納付されないままとなっている助成金相当額は205事業に係る計6318万余円となる。

表 事業者から29市区を経て5都府県に納付されないままとなっている助成金相当額の内訳

都道府県名	市町村名	消費税取扱条件の明示の有無		助成事業数	助成対象事業費 (千円)	助成金額 (千円)	助成対象事業費のうち仕入税額控除された消費税額 (千円)	左のうち助成金相当額 (千円)
		都道府県から市町村に交付する助成要綱	市町村から事業者に交付する要綱、要領等					
東京都	千代田区	無	無	2	234,108	22,325	5,619	535
	中央区		無	7	232,814	64,998	5,429	1,530
	港区		無	12	440,001	101,458	10,348	2,537
	文京区		無	2	73,865	21,006	3,330	947
	台東区		無	4	201,463	35,165	4,560	786
	品川区		無	12	666,760	125,707	12,146	2,495
	目黒区		無	4	183,106	46,666	5,999	1,420
	大田区		無	10	411,349	76,026	10,847	1,985
	杉並区		無	3	142,957	45,372	6,332	1,989
	北区		無	2	59,976	12,810	1,720	367
	荒川区		無	2	64,387	16,568	900	231
	板橋区		無	9	210,239	59,171	3,213	929
	練馬区		無	24	902,089	195,184	30,838	6,730
	足立区		無	2	32,144	13,603	274	116
	江戸川区		無	5	202,969	37,778	6,722	1,153
	三鷹市		無	1	57,435	12,500	2,582	562
	府中市		無	2	44,245	13,250	1,856	556
	調布市		無	9	265,418	63,232	11,660	2,713
	町田市		無	1	89,144	16,666	2,434	455
	小金井市		無	5	106,420	27,900	2,458	658
小平市	無	1	74,025	12,500	3,328	562		
国分寺市	無	2	122,915	22,500	2,771	507		
西東京市	無	5	202,876	46,675	3,965	945		
東京都の計	23市区	—	—	126	5,020,715	1,089,060	139,341	30,715
神奈川県	横浜市	有	無	49	2,069,551	690,820	65,118	21,595
	川崎市		無	20	1,289,668	250,000	39,811	7,917
	大和市		無	5	103,960	55,894	2,609	1,424
大阪府	八尾市	有	無	3	52,727	24,687	1,303	611
愛知県	長久手市	有	無	1	149,200	20,025	4,074	546
兵庫県	伊丹市	有	無	1	47,145	12,000	1,484	377
4府県の計	6市	—	—	79	3,712,253	1,053,426	114,402	32,473
合計	29市区	—	—	205	8,732,968	2,142,486	253,744	63,189

(是正改善を必要とする事態)

事業者が仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額が事業者から29市区を経て5都府県に納付されないままとなっていて、この結果、交付金により造成された基金が効率的に活用されないこととなっている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、東京都及び東京都管内の23市区並びに4府県管内の6市において、事業者が株式会社等の消費税の課税事業者である場合、助成対象事業費に係る消費税額を確定申告の際に仕入税額控除できる場合があることについての理解が十分ではないことにもよるが、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 都道府県が消費税取扱条件を助成要綱に記載して市町村に明示する必要があること、また、市町村が当該助成要綱に従って消費税取扱条件を事業者に対して明示する必要があることについての都道府県及び市町村に対する周知徹底が十分でないこと
- イ 事業者が仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額が確定した場合に当該事業者が行う報告及び当該助成金相当額の納付に関する具体的な事務処理の手続を、都道府県及び市町村に対して示していないこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、25年度の補正予算及び26年度の当初予算においても、各都道府県に対して交付金を交付して基金の積増しを行っており、賃貸物件による保育所整備事業は27年度以降も引き続き実施されることが見込まれる。

については、貴省において、都道府県に対して通知を発するなどして、基金を活用して実施する事業における消費税の取扱いが適切に行われ、これにより基金が効率的に活用されるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 都道府県が消費税取扱条件を助成要綱に記載して市町村に明示する必要があること、また、市町村が当該助成要綱に従って消費税取扱条件を事業者に対して明示する必要があることを、都道府県に対して周知徹底するとともに、都道府県を通じて市町村に対して周知徹底すること
- イ 事業者が仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額が確定した場合に当該事業者が行う報告及び当該助成金相当額の納付に関する具体的な事務処理の手続を示して、都道府県に対して周知するとともに、都道府県を通じて市町村に対して周知すること

【当局が講じた処置】

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、27年7月に都道府県に対して通知を発して、次のような処置を講じていた。

- ア 都道府県が消費税取扱条件を助成要綱に記載して市町村に明示する必要があること、また、市町村が当該助成要綱に従って消費税取扱条件を事業者に対して明示する必要があることを、都道府県に対して周知徹底するとともに、都道府県を通じて市町村に対して周知徹底した。
- イ 事業者が仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額が確定した場合に当該事業者が行う報告及び当該助成金相当額の納付に関する事務処理について、手続を具体的に示して、都道府県に対して周知するとともに、都道府県を通じて市町村に対して周知した。

(4) 障害者自立支援給付費負担金の交付額の算定に当たり、居宅介護等に係る基準額の算定手順を明確に示すことなどにより、基準額が適正に算定されるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部 局 等	厚生労働本省、10 府県
国庫負担の根拠	障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月 1 日以降は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」)
補助事業者(事業主体)	市 46、町 30、村 11、計 87 事業主体
国庫負担対象事業	自立支援給付のうち介護給付費等の支給
国庫負担対象事業の概要	障害者又は障害児の保護者に対して、市町村が介護給付費等を支給する場合に、その支給に要する費用の一部を負担するもの
上記の 87 事業主体に対する国庫負担金交付額	117 億 7372 万余円(平成 24 年度)
国庫負担金が過大となっていた事業主体数	50 事業主体
上記の事業主体に係る過大となっていた国庫負担金交付額	1 億 1982 万円(平成 24 年度)
国庫負担金が過小となっていた事業主体数	37 事業主体
上記の事業主体に係る過小となっていた国庫負担金交付額	5157 万円(平成 24 年度)

(前掲 231 ページの「障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

障害者自立支援給付費負担金の基準額の算定について

(平成 27 年 3 月 26 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 自立支援給付制度の概要

自立支援給付制度は、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月 1 日以降は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。以下「法」という。)に基づき、障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことなどができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行

うものである。

貴省は、法に基づき、障害者等が都道府県知事等の指定する障害福祉サービス事業者等(以下「事業者」という。)から訪問系サービスである居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援(以下「居宅介護等」という。)や、訪問系サービス以外のサービスである就労継続支援、施設入所支援等の各種の障害福祉サービスを受けたときに、事業主体である市町村(特別区を含む。以下同じ。)が障害者本人又は障害児の保護者に介護給付費、訓練等給付費等(以下「介護給付費等」という。)を支給した場合に、その支給に要する費用の100分の50の額を障害者自立支援給付費負担金(以下「負担金」という。)として当該事業主体に交付している。

(2) 介護給付費等の支給決定

介護給付費等の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、事業主体(原則として居住地の市町村)に申請を行い、介護給付費等を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けることとなっている(以下、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者を「支給決定障害者等」という。)。また、事業主体は、介護給付費等の支給決定を行うに当たって、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、当該障害者等の心身の状態を総合的に示す障害程度区分を認定することとなっている。

(3) 介護給付費等の額及び支払手続

障害者等が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときに事業主体が支給決定障害者等に支給する介護給付費等の額は、同サービスに要した費用の額から支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしんしゃくして障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号。25年4月1日以降は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」)で定める額等(以下「利用者負担額」という。)を控除して得た額となっている。

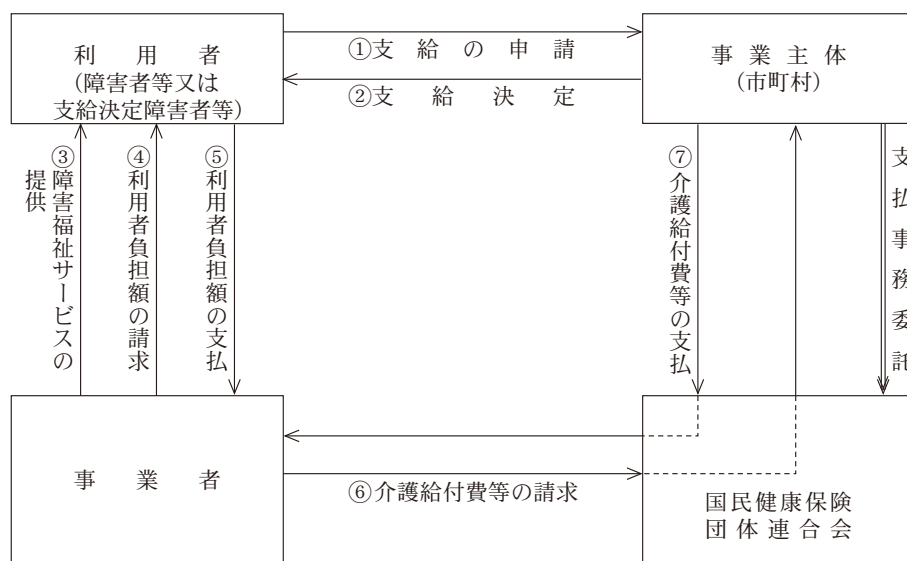
また、事業主体は、支給決定障害者等への介護給付費等の支給に代えて事業者が介護給付費等を支払うことができることとなっている。そして、ほとんどの事業主体は、介護給付費等の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に委託している。この場合の介護給付費等の支払手続については、次のとおりとなっている(図1参照)。

ア 事業者が介護給付費等の額等を記載した介護給付費・訓練等給付費等請求書等を国保連合会に送付する。

イ 国保連合会は、事業者から送付された請求書等の点検を行い、介護給付費等の支払を事業主体に請求する。

ウ 請求を受けた事業主体は、金額等を審査した上で、国保連合会を通じて事業者が介護給付費等を支払う。

図1 介護給付費等の支払手続



(4) 法の施行に伴う制度の変遷

自立支援給付制度は、身体障害、知的障害等の障害の種類ごとに異なる法律に基づき居宅生活支援費等を支給していた支援費制度に代えて、障害の種類にかかわらず一元的に介護給付費等の支給等を行う制度として、法の施行に伴い18年4月に創設された。

従前の支援費制度においては、事業主体が訪問系サービスに相当する居宅介護等事業のサービスを受けた障害者等に居宅生活支援費等を支給した場合に、それらの支給に要した費用について国及び都道府県が予算の範囲内で補助を行っており、事業主体の間でサービスの実施状況に格差が生じていた。そこで、自立支援給付制度においては、事業主体が法施行後の訪問系サービスである居宅介護等に係る介護給付費等を支給した場合に、それらの支給に要した費用について国及び都道府県が義務的に負担することにより、介護給付費等の財源が安定的に確保されることになった。

(5) 介護給付費等に係る国庫負担対象事業費の算定

貴省は、訪問系サービス以外のサービスに係る介護給付費等については、事業主体が支払った介護給付費等からその費用のための寄附金その他の収入額を差し引いた額(以下「差引額」という。)を国庫負担対象事業費としているが、訪問系サービスである居宅介護等に係る介護給付費等については、事業主体の間の障害福祉サービスの格差の解消を図り、限りある国費を事業主体に公平に配分するために、「障害者自立支援給付費等国庫負担(補助)金交付要綱」(平成21年厚生労働省発障第0511002号。以下「交付要綱」という。)により、国庫負担対象事業費の算定方法を次のように定めている(図2参照)。

ア 3月から翌年2月までを一年度として当該年度に属する月ごとに、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」(平成18年厚生労働省告示第530号。以下「告示」という。)に掲げる障害程度区分等の区分に応じて定められた単位数に居宅介護等の障害福祉サービスを受けた障害者等の人数(以下「利用者数」という。)を乗じ

て、これらを合計した国庫負担基準単位を算定し、これに事業主体が所在する地域区分に応じて定められている単価(10円～10.81円)を乗じて国庫負担基準額(図2の①)を算定する。

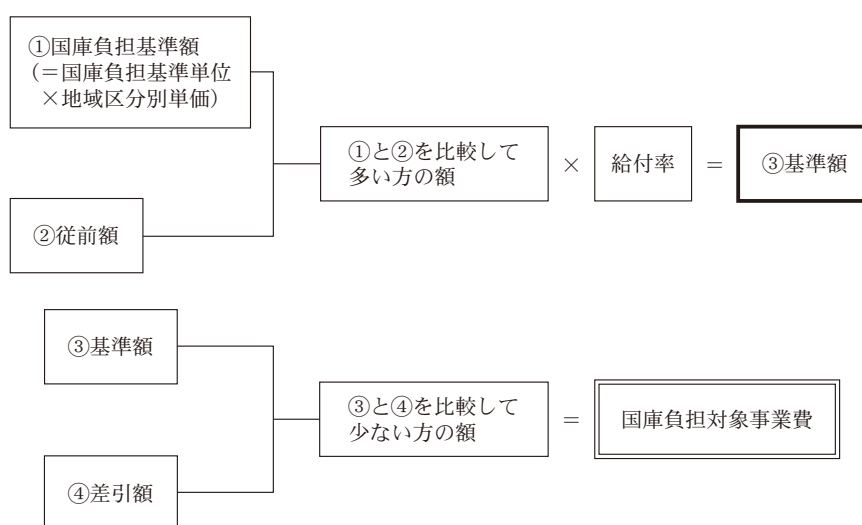
また、上記の単位数は3年ごとに見直されることになっており、24年4月に、単位数のほか単価(以下、これらを合わせて「単位数等」という。)が改定されたため、同月以降に係る分については、改定後の単位数等を用いて、国庫負担基準額を算定することとなっている。

イ 国庫負担基準額と17年度に交付を受けた居宅介護等に相当するサービスに係る国庫補助金の額等に基づいて算定した額(図2の②。以下「従前額」という。)とを比較して多い方の額^(注1)に給付率を乗じて、負担金算定の基礎となる基準額(図2の③)を算定する。

ウ 基準額と差引額(図2の④)とを比較して少ない方の額を国庫負担対象事業費とする。

(注1) 給付率 居宅介護等に係る当該年度の7月サービス提供分の介護給付費等の額(過誤請求分を除く。)を、当該介護給付費等の額に居宅介護等に係る利用者負担額を加えた額で除した割合

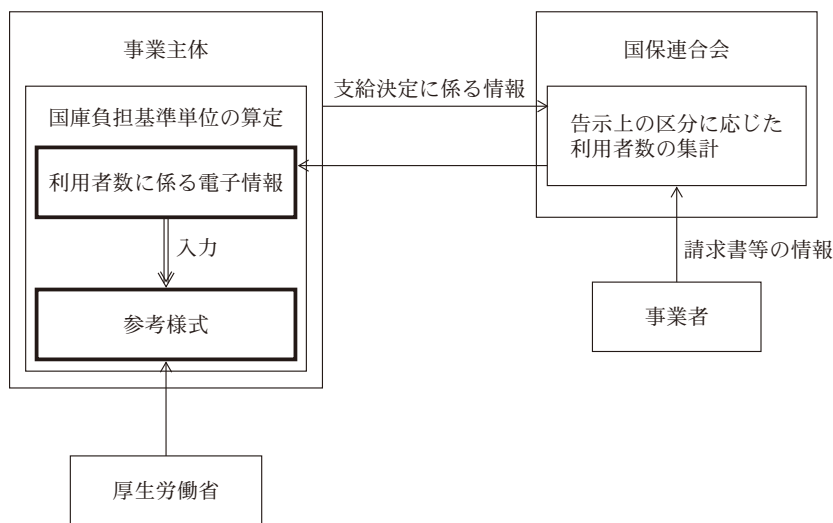
図2 交付要綱等に基づく国庫負担対象事業費の算定方法



国庫負担基準額の算定要素となっている国庫負担基準単位を算定するには、月ごとに、告示上の区分に応じた利用者数の集計等を行う必要があるが、この集計等を行う事業主体には相当な事務負担が生じていた。このため、貴省は、事務負担の軽減を目的として、表計算ソフトにより作成した国庫負担基準単位を算定するための参考様式を、都道府県等を通じて事業主体に送付している。この参考様式には告示上の区分ごとの単位数があらかじめ入力されていて、事業主体が各区分に応じた利用者数を入力すれば、両者を乗じて得られる値の合計値である国庫負担基準単位が自動的に算定される。また、国保連合会は、介護給付費等の請求内容の点検のために事業主体から提供を受けた支給決定に係る情報と事業者から提出を受けた請求書等の情報を活用して、利用者数の集計を行っている。そして、ほとんどの事業主体は、国保連合会から委託契約に基づき上記の利用者数に係る電子

情報の送付を受けて、これを参考様式に入力することにより国庫負担基準単位の算定を行うことができる状況になっている(図3参照)。

図3 参考様式を活用した国庫負担基準単位の算定



しかし、上記の参考様式や利用者数に係る電子情報が事業主体に送付される際に、これらを活用するなどした基準額の具体的な算定の手順等については明確に示されていない。

(6) 事業実績報告書等に係る都道府県の審査等

事業主体は、当該年度の事業が完了したときは、事業実績報告書に關係資料を添えて都道府県に事業実績報告を行うこととなっている。そして、都道府県は、事業主体から事業実績報告書及び關係資料を受領したときは、その内容を審査して、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたときは、これを取りまとめた上で、翌年度の6月末日までに貴省に提出することとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、19年度以降の検査報告において、負担金が過大に交付されていた事態を不当事項として掲記しており、これらの中には基準額を過大に算定していた事態が見受けられている。

そして、前記のとおり、貴省は、限りある国費を公平に配分するために、居宅介護等の訪問系サービスに係る負担金の算定の基礎となる基準額の算定方法を定めている。また、告示上の単位数等が改定されている年度においては、3月分と4月以降に係る分については異なる単位数等を用いて基準額を算定する必要があり、24年度においては、単位数等の改定のほか、告示上の区分の改定が行われており、特に留意して基準額を算定する必要がある。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、事業主体において基準額の算定が適正に行われて国費の公平な配分に資するものになっているかなどに着眼して、貴省及び10府県(注2)の351事業主体において、24年度に交付された居宅介護等に係る負担金183億9119万余円について、事業実績報告書の内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 10府県 京都府、秋田、石川、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、山口各県

(検査の結果)

検査したところ、10府県の281事業主体(負担金交付額170億5843万余円)において、基準額の算定について次のような事態が見受けられた。

(1) 独自の単位数又は利用者数に基づいて算定していた事態

10府県の138事業主体は、国庫負担基準単位について、参考様式等を活用せず告示と異なる独自の単位数により算定したり、利用者数に係る電子情報を活用せずにこれと異なる独自の利用者数により算定したりして、基準額を誤って算定していた。

(2) 参考様式及び利用者数に係る電子情報を活用していたものの、参考様式への入力手順を誤るなどしていた事態

10府県の143事業主体は、参考様式及び利用者数に係る電子情報を活用していたものの、24年3月サービス提供分の利用者数の情報を誤って同年4月の改定後の単位数が記載された参考様式に入力するなどして、基準額を誤って算定していた。

(1)及び(2)の事態に係る281事業主体の基準額を修正計算すると、表のとおり、168事業主体において基準額が12億9658万余円過大に算定されており、また、113事業主体において基準額が5億1294万余円過小に算定されていた。この結果、87事業主体(負担金交付額117億7372万余円)において、交付額の算定が誤っており、50事業主体において負担金が1億1982万余円過大に交付され、また、37事業主体において負担金が5157万余円過小に交付されていた。

表 基準額及び負担金の交付額の算定誤りの状況
(態様別内訳)

態 様	基準額の算定誤り						負担金の交付額の算定誤り					
			過大に算定		過小に算定				過大に算定		過小に算定	
	事業 主体数	負担金 交付額	事業 主体数	基準額	事業 主体数	基準額	事業 主体数	負担金 交付額	事業 主体数	負担金 交付額	事業 主体数	負担金 交付額
(1) 独自の単位数又は利用者数に基づいて算定していた事態	138	千円 2,124,592	101	千円 1,053,153	37	千円 143,959	41	千円 679,606	30	千円 62,973	11	千円 1,801
参考様式等を活用せず、独自の単位数により算定	9	177,884	6	374,135	3	6,515	6	150,513	5	20,326	1	221
利用者数に係る電子情報を活用せず、独自の利用者数により算定	129	1,946,707	95	679,017	34	137,443	35	529,092	25	42,646	10	1,579
(2) 参考様式及び利用者数に係る電子情報を活用していたものの、参考様式への入力手順を誤るなどしていた事態	143	14,933,846	67	243,436	76	368,987	46	11,094,118	20	56,853	26	49,774
計	281	17,058,438	168	1,296,589	113	512,947	87	11,773,725	50	119,827	37	51,576

(府県別内訳)

府 県 名	基準額の算定誤り						負担金の交付額の算定誤り					
			過大に算定		過小に算定				過大に算定		過小に算定	
	事業 主体数	負担金 交付額	事業 主体数	基準額	事業 主体数	基準額	事業 主体数	負担金 交付額	事業 主体数	負担金 交付額	事業 主体数	負担金 交付額
	千円		千円		千円		千円		千円		千円	
秋 田 県	18	234,619	9	10,974	9	3,511	10	161,803	6	1,093	4	280
石 川 県	15	346,815	11	31,440	4	5,920	4	233,424	2	253	2	1,926
長 野 県	55	953,283	37	251,141	18	39,533	25	719,836	19	52,658	6	370
岐 阜 県	38	553,352	26	134,328	12	20,413	1	28,063	1	550	—	—
愛 知 県	47	5,236,220	25	469,495	22	137,148	17	3,864,973	8	30,402	9	20,862
三 重 県	25	683,748	13	119,095	12	137,530	9	418,516	5	2,769	4	12,518
滋 賀 県	17	1,068,411	13	176,038	4	77,051	1	9,068	1	112	—	—
京 都 府	19	2,777,452	7	16,797	12	39,255	6	2,195,895	2	115	4	3,978
兵 庫 県	34	4,768,636	24	85,812	10	24,681	10	3,895,491	6	31,872	4	9,068
山 口 県	13	435,897	3	1,465	10	27,900	4	246,651	—	—	4	2,571
10 府 県	281	17,058,438	168	1,296,589	113	512,947	87	11,773,725	50	119,827	37	51,576

(1)の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

長野県上伊那郡南箕輪村は、平成24年度の国庫負担基準単位を263万余単位と算定し、これに基づくなどして基準額を2638万余円としていた。

しかし、同村は、国庫負担基準単位の算定に当たり、参考様式や利用者数に係る電子情報を活用しておらず、介護給付費等の支出済額を単価で割り戻した告示と異なる独自の単位数により国庫負担基準単位を算定していた。

そこで、告示等に基づき適正な国庫負担基準単位を算定したところ88万余単位となり、これに基づくなどして算定した適正な基準額は880万余円となった。この結果、基準額が1758万余円過大に算定されており、負担金879万余円が過大に交付されていた。

(是正改善を必要とする事態)

多くの事業主体において、基準額が適正に算定されていないため、負担金が過大に交付されていたり、過小に交付されていたりして、国費の公平な配分が十分に図られていない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体において、参考様式及び利用者数に係る電子情報を活用して基準額を算定できることの認識が欠けていたり、これらを活用するなどした基準額の算定の手順等に対する理解が十分でなかったりしていること
- イ 府県において、事業主体に対して基準額の算定過程を示す資料等の提出を求めるなどしておらず、基準額の審査の必要性についての理解が十分でないこと
- ウ 貴省において、事業主体に対して、参考様式及び利用者数に係る電子情報を活用して基準額を算定できることやこれらを活用するなどした基準額の具体的な算定の手順等を明確に示していないこと

3 本院が求める是正改善の処置

近年、障害福祉サービスを提供する事業者が増加し、同サービスの周知が進んだことから、同サービスを利用する障害者等は増加し、事業主体における介護給付費等の支払額及び貴省における負担金の交付額も年々増加している。

については、貴省において、事業主体における負担金の交付額の算定に当たり、居宅介護等に係る基準額の算定が適正に行われ、国費の公平な配分に資するよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 事業主体に対して、参考様式や利用者数に係る電子情報を活用するなどして基準額を算定する場合の手順等を明確に示すなどすること

イ 都道府県に対して、事業主体に基準額の算定過程を示す資料等の提出を求めるなどした上で適正な審査を行うよう周知徹底すること

【当局が講じた処置】

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、27年6月に都道府県等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して、参考様式や利用者数に係る電子情報を活用するなどして基準額を算定する場合の手順等を明確に示すなどした。

イ 都道府県に対して、事業主体に基準額の算定過程を示す資料等の提出を求めるなどした上で適正な審査を行うよう周知徹底した。

- (5) 国立ハンセン病療養所における入所者の療養等に必要な物品の調達について、生活用物品の調達及び管理を行う際には、会計法令等を遵守して会計経理が適正に行われるよう是正改善の処置を求め、並びに後発医薬品の使用促進を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国立ハンセン病療養所 (項)国立ハンセン病療養所 運営費
部 局 等	厚生労働本省
検査の対象	厚生労働本省、13 国立ハンセン病療養所
療養所が調達する生活用物品の概要	入所者が居住する施設内等での療養生活において使用する物品
生活用物品の調達額(1)	7946 万余円(平成 25、26 両年度)
(1)のうち適正に契約に関する事務を行っていないものに係る額(2)	2561 万円
(1)のうち検収を行うことなく購入代金を支払っているものに係る額(3)	1558 万円

(1)のうち備品として物品管理簿に記録するなどして管理していないものに係る額(4)	839 万円
(2)から(4)までの純計	3345 万円
療養所が調達する医薬品の概要	入所者の治療に必要な医薬品
医薬品の調達額	12 億 7657 万余円(平成 25、26 両年度)
上記のうち後発医薬品のある先発医薬品の調達額	5 億 1302 万円(背景金額)

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

国立ハンセン病療養所における物品の調達等について

(平成 27 年 10 月 29 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により意見を表示する。

記

1 国立ハンセン病療養所等の概要

(1) 国立ハンセン病療養所の概要

貴省は、厚生労働省設置法(平成 11 年法律第 97 号)に基づき全国の 13 か所に設置された国立ハンセン病療養所(以下「療養所」という。)において、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(平成 20 年法律第 82 号。以下「促進法」という。)に規定する入所者に対して、必要な療養等を行っている。

そして、療養所は、促進法等に基づき、入所者に対する必要な療養が確保されるよう、入所者に住居、医療、食事等を提供しており、多くの療養所は、毎年度、療養所の入所者が居住する施設内等で使用する家電製品等の物品(以下「生活用物品」という。)を入所者の要望に基づき国の物品として調達するなどして、入所者に対して供用している。また、療養所は、療養所内で必要な医薬品についても、国の物品として調達して、入所者に対して処方している。

(2) 国の物品調達契約及び物品管理の事務

国の物品調達契約の事務は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)等の会計法令等に従って執行される。このうち、契約に関する事務については、会計法によれば、各省各庁の長がその管理を行い、各省各庁の長から契約に関する事務の委任を受けた職員が契約担当官等として当該事務を行うこととされている。そして、契約の締結については、会計法等によれば、原則として競争に付することとされているが、予定価格が 160 万円を超えない財産を買い入れる場合等には、随意契約によることができることとされている。そして、契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならないこととされている。

また、会計法によれば、契約担当官等は、請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の

確認をするため必要な検査(以下「検収」という。)を行わなければならないこととされている。

一方、物品管理法(昭和31年法律第113号)等によれば、国の物品管理については、各省各庁の長が物品の取得、保管、供用及び処分(以下、これらを合わせて「管理」という。)を行い、各省各庁の長からその管理に関する事務の委任を受けた職員が物品管理官として当該事務を行うこととされている。そして、物品管理官は、物品管理簿を備えて、その管理する物品の分類及び品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を記録することとされている。

また、貴省では、厚生労働省所管物品管理取扱規程(平成13年厚生労働省訓第30号)に基づき、物品管理官は、物品のうち、その性質上原形のまま比較的長期の使用に耐え得るものについては、取得価格がおおむね5万円未満のものを除き、備品として物品管理簿に記録するなどして管理することとなっている。

(3) 後発医薬品の使用促進の取組

医薬品には、新しい有効成分、効能及び効果を有していて、臨床試験等により有効性及び安全性が確認されて、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)に基づいて厚生労働大臣に承認された医薬品(以下「先発医薬品」という。)、先発医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果について同一性を有する医薬品(以下「後発医薬品」という。)等がある。そして、後発医薬品は、先発医薬品の特許等の期間満了後に販売される医薬品で、先発医薬品に比べて開発期間が短いため、先発医薬品の薬価より安価となるのが一般的となっており、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等であるとして上記の法律に基づいて厚生労働大臣に承認されたものである。

貴省は、従前から、後発医薬品の普及を図ってきたが、平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、その中で30年3月末までに後発医薬品の数量シェア(後発医薬品の数量を、後発医薬品のある先発医薬品の数量と後発医薬品の数量の合計で除して得た割合。以下同じ。)を60%以上とする目標を定め、使用促進のための施策に積極的に取り組んでいる。そして、27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、後発医薬品の数量シェアの目標値を29年央に70%以上とするとともに、30年度から32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とすることが定められている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

全国の13療養所^(注1)における27年3月末時点における入所者は計1,722名となっており、療養所は、毎年度、入所者の療養に必要ななどとして多額の生活用物品や医薬品を調達している。また、後発医薬品の使用促進については、27年6月の閣議決定等を踏まえ、貴省の施設等機関である療養所においても後発医薬品の使用の促進を図る必要がある。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、生活用物品の調達及び管理に係る会計経理は適正に行われているか、後発医薬品の使用促進に努めているかなどに着眼して、13療養所において、25、26両年度における生活用物品の調達額(25年度計4085万余円、26年度計3860万余円、合計7946万余円)及び医薬品の調達額(25年度計6億5055万余円、26年

度計6億2601万余円、合計12億7657万余円)を対象として、貴省本省において、療養所における後発医薬品の使用促進等に係る指導状況等について聴取するとともに、13療養所のうち9療養所^(注2)において、生活用物品の調達及び管理に係る会計経理や医薬品の調達状況について関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、残りの4療養所についても、調書の提出を受けるなどして同様の事項について検査した。

(注1) 13療養所 松丘保養園、東北新生園、栗生楽泉園、多磨全生園、駿河療養所、長島愛生園、邑久光明園、大島青松園、菊池恵楓園、星塚敬愛園、奄美和光園、沖縄愛楽園、宮古南静園

(注2) 9療養所 東北新生園、栗生楽泉園、多磨全生園、駿河療養所、長島愛生園、邑久光明園、大島青松園、菊池恵楓園、沖縄愛楽園

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 療養所における生活用物品の調達及び管理の状況

ア 生活用物品の調達状況

13療養所のうち11療養所は、生活用物品を調達しており、このうち5療養所においては、入所者が希望する生活用物品を療養所がとりまとめ、会計法令等に従って調達し、入所者に供用していた。

しかし、他の6療養所においては、次のような事態が見受けられた。

すなわち、生活用物品の調達に当たり、療養所が見積書を徴取した上で業者及び購入価格を決定して発注するのではなく、入所者が生活用物品を業者に発注して、療養所は、後日、当該業者から提出を受けた請求書等に基づき購入代金を支払っていた(25年度76件1390万余円、26年度81件1170万余円、計157件2561万余円)。

また、これら6療養所のうち4療養所は、業者が入所者に対して直接生活用物品の納品を行っていたため、検収を行わないまま当該業者から提出を受けた請求書等に基づき購入代金を支払っていた(25年度60件862万余円、26年度66件696万余円、計126件1558万余円)。

イ 生活用物品の管理状況

療養所が25年度以降に調達し、入所者への供用状況を確認できた生活用物品のうち、備品として管理すべき物品の管理状況についてみたところ、5療養所において、物品管理簿に記録するなどして管理していないものが見受けられた(25年度に4療養所で60個408万余円、26年度に4療養所で68個430万余円、計128個839万余円)。

ア及びイのとおり、6療養所において、入所者が生活用物品を直接業者に発注していて、療養所が適正に契約に関する事務を行っていないなかったり、4療養所において、検収を行わないまま業者から提出を受けた請求書等に基づき購入代金を支払っていたり、5療養所において、備品として管理すべき生活用物品を物品管理簿に記録するなどして管理していないなかったりして、会計経理が適正に行われていない状況となっていた。

(2) 後発医薬品の使用促進等の状況

ア 後発医薬品の使用促進の状況

13療養所は、後発医薬品のある先発医薬品を25年度延べ2,416品目計2億8172万余円、26年度延べ2,119品目計2億3129万余円、合計延べ4,535品目5億1302万余円

調達していた。また、後発医薬品を25年度延べ841品目計5470万余円、26年度延べ981品目計6417万余円、合計延べ1,822品目1億1887万余円調達していた。

そして、26年度の後発医薬品の数量シェアについて、療養所ごとにみると、60%以上70%未満が3療養所、50%以上60%未満が2療養所、40%以上50%未満が1療養所、30%以上40%未満が2療養所、20%以上30%未満が5療養所となっていた。このように、後発医薬品の数量シェアが60%以上となっていて後発医薬品の使用の促進が図られていると認められる療養所が3療養所ある一方で、後発医薬品の数量シェアが30%未満となっていて後発医薬品の使用の促進が十分図られていないと認められる療養所が5療養所見受けられるなど、後発医薬品の使用促進の状況が区々となっていた。

そこで、後発医薬品の使用の促進が図られている3療養所についてみると、医薬品の安定供給、先発医薬品との薬価差、他病院等の使用実績等を考慮した後発医薬品の選定基準を制定するなどして、積極的に先発医薬品から後発医薬品への切替えを行っていたり、後発医薬品への切替えの際には、入所者への説明を十分に行うなどして入所者の理解を得た上で使用の促進を図っていたりなどしていた。一方、後発医薬品の使用の促進が図られていない療養所は、このような取組が十分でなく、後発医薬品への切替えの検討を積極的に行っていなかった。

イ 後発医薬品の調達状況に係る情報の把握

後発医薬品のある先発医薬品のうち、26年度の調達額がいずれかの療養所で100万円を超えている22品目計6855万余円について、他の療養所が後発医薬品を調達していないかみたと、同一剤形・規格の後発医薬品を調達しているものが13品目見受けられたが、後発医薬品への切替えが行われている療養所が少ない状況であった。

療養所において、他の療養所が調達している後発医薬品の具体的な調達情報を得て、当該療養所の医師、入所者等に対して十分説明することは、後発医薬品に関する医師、入所者等の理解を深めることになる。また、安定供給を行う医薬品メーカーの情報等を把握することで、安定供給に対する不安を軽減することになる。しかし、各療養所は、上記の13品目のように他の療養所における後発医薬品の具体的な調達情報や医薬品メーカーの情報等を把握していなかった。

ア及びイのとおり、後発医薬品の使用の促進が図られている療養所がある一方で、使用の促進が図られていない療養所があったり、療養所間で後発医薬品の具体的な情報等が共有されていなかったりしている状況となっていた。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

療養所における生活用物品の調達について、療養所が適正に契約に関する事務を行っていないか、検収を行わないまま業者から提出された請求書等に基づき購入代金を支払っていたり、備品として管理すべき生活用物品を物品管理簿に記録するなどして管理していなかったりして会計経理が適正を欠いている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。また、後発医薬品の使用の促進が十分図られていない療養所がある事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 貴省本省において、療養所に対して生活用物品の調達及び管理に当たり会計法令等を遵守するよう指導が十分でないこと、また、後発医薬品の使用の促進が図られている療養所

の情報を収集していなかったり、調達している後発医薬品に関する具体的な情報を療養所間で共有させていなかったりしていること

イ 療養所において、基本的な会計経理を適正に行う認識が欠けていること、また、先発医薬品から後発医薬品への切替えの可能性についての検討や、医師、入所者等に対する後発医薬品についての説明が十分に行われていないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

療養所は、今後も療養に必要な物品を多額に調達することが見込まれている。また、後発医薬品の使用促進については27年6月の閣議決定等を踏まえ、療養所においても後発医薬品への切替えの促進を図る必要がある。

については、貴省において、次のとおり、療養所が生活用物品の調達及び管理を行う際には会計法令等を遵守して会計経理が適正に行われるよう是正改善の処置を求めるとともに、後発医薬品の使用促進を図るよう意見を表示する。

ア 療養所に対して、生活用物品の調達及び管理に当たっては、見積書を徴取した上で業者及び購入価格を決定するなどして契約に関する事務を行ったり、検収を行った上で請求書等に基づき支払ったり、備品として物品管理簿に記録するなどして管理したりして、会計経理を適正に行うよう周知し、指導すること(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

イ 後発医薬品の使用の促進が図られている療養所の情報を収集して、どのような方策によって促進が図られているかなどを検討した結果を各療養所に提供すること、療養所に対して、療養所が調達している後発医薬品の具体的な情報等を療養所間で共有することにより、医師、入所者等に対する後発医薬品についての説明を十分に行うよう指導すること(同法第36条による意見を表示するもの)

(6) レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムの運用状況を大幅に改善し、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果について、収集・保存されているデータを十分に活用した適切な評価を行うことができるようにするために、データの不突合の原因等を踏まえたシステムの改修等を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの

会計名及び科目 部 局 等	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費 厚生労働本省
レセプト情報・ 特定健診等情報 データベースシ ステムの概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第16条の規定に基づく全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するために、全ての保険者等から、全ての特定健診等データ及び全てのレセプトデータを収集・保存した上で、両データの突合・分析等を行うことにより、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果等について適切な分析を行うことなどを目的として構築されたデータベースシステム
上記システムの 構築等に要した 経費	27億9734万円(平成20年度～26年度)

【意見を表示したものの全文】

レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムにおける収集・保存データの不適合の状況等について

(平成27年9月4日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 レセプト情報・特定健診等情報データベースシステム(NDBシステム)等の概要

(1) 医療費適正化計画と生活習慣病予防対策の概要

貴省は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第8条の規定に基づき、医療に要する費用の適正化(以下「医療費適正化」という。)を総合的かつ計画的に推進するために、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるとともに、5年ごとに、5年を1期として、医療費適正化を推進するための計画(以下「全国医療費適正化計画」という。)を定めることとなっている。また、都道府県は、高齢者医療確保法第9条の規定に基づき、基本方針に即して、5年ごとに、5年を1期として、医療費適正化を推進するための計画(以下「都道府県医療費適正化計画」といい、全国医療費適正化計画と合わせて「医療費適正化計画」という。)を定めることとなっている。

平成20年3月に定められた当初の基本方針及び24年9月改正後の基本方針では、医療費の急増を抑えていくための重要な政策の一つとして、生活習慣病予防対策が掲げられている。そして、都道府県は、これを踏まえて、都道府県医療費適正化計画において、医療保険制度の下における全国健康保険協会、健康保険組合、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、共済組合等の保険者(以下「保険者」という。)が生活習慣病予防対策として実施する特定健康診査及び特定保健指導(以下、特定健康診査と特定保健指導を合わせて「特定健診等」という。)に関する目標を定めることとなっている。

また、貴省は、健康保険法(大正11年法律第70号)等の規定に基づき、保険者のうち全国健康保険協会、健康保険組合、市町村及び国民健康保険組合(以下「補助対象保険者」という。)に対し、全国健康保険協会特定健康診査・保健指導補助金等の国庫補助金(以下「国庫補助金」という。)を交付して、特定健診等の実施を助成している。補助対象保険者に対する国庫補助金の交付額は、20年度から26年度までの合計で1257億余円(見込み)となっている。

(2) 医療費適正化計画の実績に関する評価

貴省及び都道府県は、高齢者医療確保法第12条の規定に基づき、医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、当該計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行うとともに、その結果を公表することとなっている。

また、貴省及び都道府県は、これらの評価を行うに当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第3条及び第4条の規定に基づき、医療費適正化計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況のほか、当該施策に要した費用に対する効果に係る調査及び分析を行うことなどとなっている。

(3) レセプト情報・特定健診等情報データベースシステム(NDB システム)の概要

貴省は、「医療サービスの質の向上等のためのレセプト情報等の活用に関する検討会」が20年2月7日に公表した報告書を踏まえて、全ての保険者から全ての特定健診等の内容等に関する電子情報(以下「特定健診等データ」という。)を、また、全ての保険者等(保険者のほか、都道府県の区域内の全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合を含む。)から全てのレセプトの内容等に関する電子情報(以下「レセプトデータ」という。)を収集・保存した上で、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果等について適切な分析を行うことなどを目的として、レセプト情報・特定健診等情報データベースシステム(以下「NDB システム」という。)を構築し、21年4月からその運用を開始している。

20年9月に作成されたNDBシステムの入札仕様書(以下「入札仕様書」という。)によれば、NDBシステムに収集・保存するデータを活用して行われる分析の内容は、①レセプトデータに関する分析、②特定健診等データに関する分析及び③特定健診等データとレセプトデータとの突合データに関する分析とされている。このうち③の突合データに関する分析は、特定健診等を受診した全ての被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)の特定健診等データと同一人の全てのレセプトデータを突合した上で、追跡調査を行うなどして詳細な分析等を行い、生活習慣病予防対策が医療費適正化に及ぼす影響等について評価するものである。

そして、貴省は、30年度に予定されている第2期医療費適正化計画の実績に関する評価においては、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果について、NDBシステムに収集・保存されているデータの十分な突合・分析等により得られる詳細な分析データに基づき適切な評価を行うことにしている。

(4) 特定健診等データ及びレセプトデータの収集方法等

図1のとおり、NDBシステムに収集・保存する特定健診等データについては全国の特健診等の実施機関(以下「健診等実施機関」という。)が、レセプトデータについては医療機関又は薬局(以下「医療機関等」という。)が、被保険者(特定健診等については受診の対象となる被保険者。以下同じ。)の受診内容等のデータとともに、被保険者の加入する保険者の番号、被保険者証等記号・被保険者証等番号、生年月日、氏名等(以下「被保険者の個人情報」という。)を入力している。

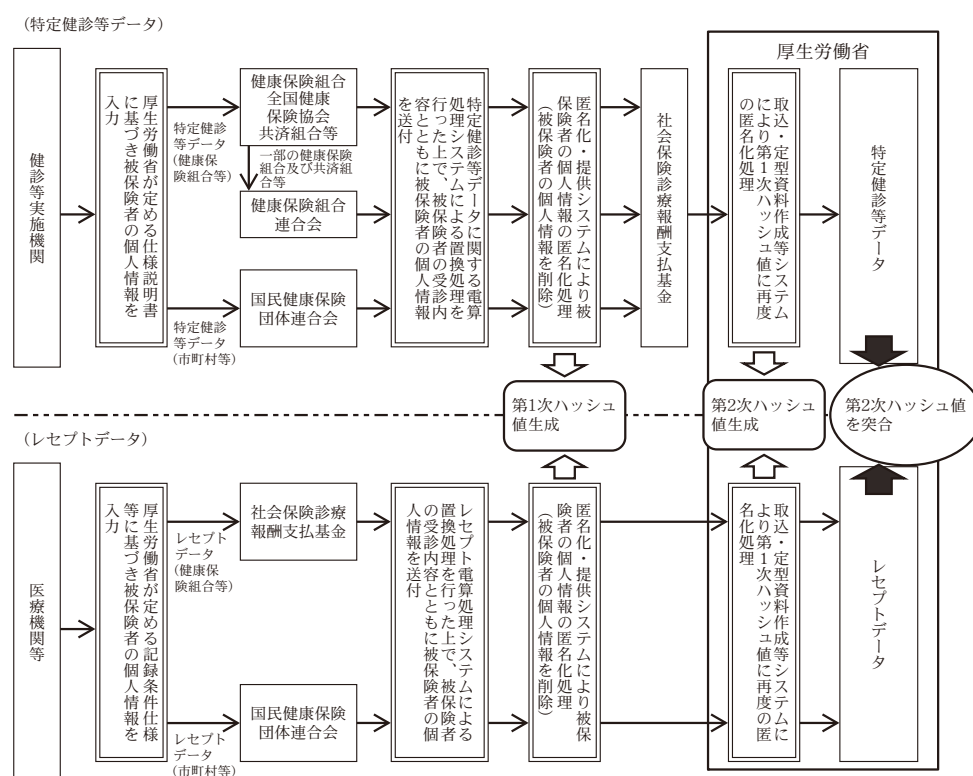
そして、特定健診等データについては、健診等実施機関が「特定健診の電子的なデータ標準様式特定健診情報ファイル仕様説明書」(以下「仕様説明書」という。)に基づき入力することとなっている。一方、レセプトデータについては、従来、医療機関等が「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」等(以下「記録条件仕様等」という。)に基づき入力しているものである。

また、貴省は、NDBシステムの運用に当たり、保険者、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)及び国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」といい、国保連合会と支払基金を合わせて「審査支払機関」という。)に対して、特定健診等データ及びレセプトデータにそれぞれ含まれる被保険者の個人情報については、これを匿名化する処理(以下「匿名化処理」という。)を行うよう通知するとともに、匿名化処理を行うためのシステムである匿名化・提供システムを提供している。匿名化処理は、被

保険者の個人情報疑似乱数化された別の文字列(以下「ハッシュ値」という。)に置き換えるものである。

保険者、健康保険組合連合会及び審査支払機関は、健診等実施機関又は医療機関等から送付された特定健診等データ及びレセプトデータについて匿名化処理を行い、生成された第1次ハッシュ値(ハッシュ値を生成した後、元の被保険者の個人情報を削除したもの。以下同じ。)をNDBシステムに送付している。そして、貴省は、送付された第1次ハッシュ値に再度の匿名化処理を行って第2次ハッシュ値を生成し、これをNDBシステムに保存している。

図1 NDBシステムの概念図



注(1) 健康保険組合等には、全国健康保険協会、共済組合等を含む。

注(2) 市町村等には、国民健康保険組合を含む。

(5) NDBシステムの構築等に係る経費及び保存データ

NDBシステムの構築、運用等に係る経費は、20年度から26年度までの間の累計で27億9734万余円となっている。

そして、NDBシステムには、27年2月末現在で特定健診等データ約1億2000万件及びレセプトデータ約87億8900万件が保存されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、NDBシステムは所期の目的どおり運用されているか、特に、第2期医療費適正化計画の実績に関する評価において、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果について、NDBシステムに収集・保存されているデータの突合・分析等により得られる詳細な分析データに基づき適切な評価を行うことができる運用状況となっているかなどに着眼して、貴省、22都県の155市区町(155

保険者)、2国民健康保険組合、全国健康保険協会本部及び2健康保険組合において、関係書類の提出を受けるとともに、関係者から説明等を徴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 22都県 東京都、青森、秋田、栃木、群馬、神奈川、富山、石川、山梨、岐阜、愛知、三重、兵庫、和歌山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、熊本、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) NDB システムにおける特定健診等データとレセプトデータの突合状況

NDB システムの運用における特定健診等データとレセプトデータの突合状況について、23、24 両年度における各保険者の特定健診データ(特定健診等データから特定保健指導に関するデータを除いたもの。以下同じ。)のレセプトデータとの突合率^(注2)により確認したところ、次のとおり、多数の保険者について、特定健診データをレセプトデータと突合できない状況となっていた。

すなわち、23 年度では全 3,420 保険者のうち 1,943 保険者(56.8%)、24 年度では全 3,403 保険者のうち 1,667 保険者(49.0%)の特定健診データをレセプトデータと突合することが全くできない状況となっていた。特に、これらの保険者のうち、全国健康保険協会については、23、24 両年度ともに、特定健診データをレセプトデータと突合することが全くできない状況となっていた。また、健康保険組合についても、23、24 両年度ともに、ほぼ全ての保険者について、すなわち、23 年度では全 1,429 保険者のうち 1,418 保険者について、24 年度では全 1,412 保険者のうち 1,403 保険者について、特定健診データをレセプトデータと突合することが全くできない状況となっていた(表1及び表2参照)。

このほか、国民健康保険の保険者である市町村及び国民健康保険組合についてみると、23 年度では全 1,903 保険者のうち 488 保険者(409 市町村及び 79 国民健康保険組合)、24 年度では全 1,903 保険者のうち 227 保険者(194 市町村及び 33 国民健康保険組合)の特定健診データをレセプトデータと突合することが全くできない状況となっていた(表1及び表2参照)。

以上のことから、NDB システムにおいて、収集・保存されている多数の保険者の特定健診等データをレセプトデータと突合できない事態が生じていることが判明した。

(注2) 突合率 突合率は次の算式により算出されるものである。

$$\text{突合率(\%)} = \frac{\text{②}}{\text{①}} \times 100$$

①：全ての特定健診データ(第2次ハッシュ値)の件数

②：①と突合できる全てのレセプトデータ(第2次ハッシュ値)について、同一の保険者における同一の被保険者を名寄せして個人単位^(注)のデータとした上で、これを集計したものの件数

表1 保険者別の特定健診データとレセプトデータの突合率の分布状況

平成23年度

(単位：保険者数)

保険者		全体	全国健康保険協会	健康保険組合	市町村	国民健康保険組合	共済組合等
突合率	80%以上	1,162	0	9	1,044	58	51
	60%以上80%未満	251	0	1	235	15	0
	40%以上60%未満	6	0	0	2	4	0
	20%以上40%未満	4	0	0	1	3	0
	0%以上20%未満	1,997	1	1,419	457	84	36
	うち、0%	1,943	1	1,418	409	79	36
計		3,420	1	1,429	1,739	164	87

平成24年度

(単位：保険者数)

保険者		全体	全国健康保険協会	健康保険組合	市町村	国民健康保険組合	共済組合等
突合率	80%以上	1,512	0	8	1,345	108	51
	60%以上80%未満	103	0	0	91	12	0
	40%以上60%未満	3	0	0	2	1	0
	20%以上40%未満	7	0	0	5	2	0
	0%以上20%未満	1,778	1	1,404	296	41	36
	うち、0%	1,667	1	1,403	194	33	36
計		3,403	1	1,412	1,739	164	87

注(1) 「共済組合等」の欄は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、警察共済組合、公立学校共済組合、日本私立学校振興・共済事業団等の合計である。

注(2) 特定健康診査を受診しても医療機関等を受診しない者等がいることから、突合率が100%になることはない。

表2 保険者別の特定健診データとレセプトデータの不突合の状況

平成23年度

(単位：件)

保険者	全体	全国健康保険協会	健康保険組合	市町村	国民健康保険組合	共済組合等
①：全ての特定健診データ(第2次ハッシュ値)の数	23,615,176	4,990,532	7,922,629	7,370,368	628,401	2,703,246
②：①と突合できる全てのレセプトデータ(第2次ハッシュ値)の数	4,483,229	0	29,978	3,713,843	160,078	579,330
不突合の件数(①-②)	19,131,947	4,990,532	7,892,651	3,656,525	468,323	2,123,916
突合率(②/①)	19.0%	0.0%	0.4%	50.4%	25.5%	21.4%

平成 24 年度

(単位：件)

第 3 章
第 1 節
第 7 厚生労働省

保 険 者	全 体	全国健康保 険協会	健康保険組 合	市町村	国民健康保 険組合	共済組合等
①：全ての特定健診データ (第 2 次ハッシュ値)の数	24,656,823	5,451,153	8,230,619	7,600,042	646,004	2,729,005
②：①と突合できる全ての レセプトデータ(第 2 次 ハッシュ値)の数	6,149,288	0	23,619	5,179,655	351,101	594,913
不突合の件数(①-②)	18,507,535	5,451,153	8,207,000	2,420,387	294,903	2,134,092
突合率(②/①)	24.9%	0.0%	0.3%	68.2%	54.3%	21.8%

注(1) 「共済組合等」の欄は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、警察共済組合、公立学校共済組合、日本私立学校振興・共済事業団等の合計である。

注(2) 特定健康診査を受診しても医療機関等を受診しない者等がいることから、突合率が 100% になることはない。

(2) NDB システムにおける収集・保存データの不突合の重要な要因

ア 特定健診等データ及びレセプトデータの入力形式等

前記の事態を踏まえて、特定健診等データ及びレセプトデータのそれぞれの被保険者の個人情報を入力文字の種類・形式(英数、漢字等の別及び全角・半角文字の別)や数字等の入力方法(以下、これらを合わせて「入力形式等」という。)について確認したところ、例えば、健診等実施機関では、特定健診等データの入力の際に、「被保険者証等記号」を全角文字で入力するなどしているのに、医療機関等では、レセプトデータの入力の際に、これを半角英数文字で入力するなど、被保険者の個人情報の入力形式等が両データで異なるものとなっていた。

そこで、仕様説明書及び記録条件仕様等のそれぞれにおける被保険者の個人情報等の入力形式等に関する指示内容の記載について確認したところ、例えば、「被保険者証等記号」及び「被保険者証等番号」等の入力形式等に関する両者の指示内容は異なるものとなっており、しかも、レセプトデータについては「半角英数文字又は全角文字(漢字・カナ・数字等を含む。)」で入力することとなっているなど、指示内容が選択可能なものとなっていた(表 3 参照)。

このため、同一の被保険者の個人情報であるのに、両データで被保険者の個人情報の入力形式等が異なるものとなっていて、異なるハッシュ値が生成される場合があることが判明した。

イ レセプト電算処理システム等における置換処理

レセプトデータについては、従来、審査支払機関のレセプト電算処理システムにおいて、例えば、半角英数文字又は全角文字で入力された「被保険者証等記号」については全て全角文字に置き換えるなど、被保険者の個人情報の入力形式等を同じものとする処理(以下「置換処理」という。)が行われていた。

一方、特定健診等データについては、一部の保険者、健康保険組合連合会又は国保連合会の特定健診等データに関する電算処理システムにおいて、例えば、半角英数文字又は全角文字で入力された「被保険者証等記号」については全て半角英数文字に置き換えるなど、レセプト電算処理システムとは異なる置換処理が行われていた。

このため、両データで被保険者の個人情報の入力形式等が同じ場合であっても、異なるハッシュ値が生成される場合があることも判明した。

ウ 匿名化・提供システムにおける置換処理

匿名化・提供システムも、特定健診等データとレセプトデータとで被保険者の個人情報の入力形式等(置換処理が行われた後のものを含む。以下同じ。)が異なっている場合に、匿名化処理の過程で「被保険者の生年月日のうち和暦のものは西暦に置き換える」など一定の置換処理を行う機能を有している。

しかし、この置換処理機能は、「被保険者証等記号」等の入力形式等が異なっている場合には置換処理を行うことになっていないなど、限定的な機能となっていて、両データで被保険者の個人情報の入力形式等が異なる全ての場合に置換処理を行うものとなっていなかった(表3参照)。

以上のように、同一の被保険者であっても、特定健診等データとレセプトデータとでは被保険者の個人情報の入力形式等が異なっている場合があり、その場合には、それぞれの匿名化処理の過程で異なるハッシュ値が生成され、NDBシステムには異なる第2次ハッシュ値が保存されることになる。そして、このことがNDBシステムにおいて、多数の保険者について両データを突合できない事態を生じさせている重要な要因となっていると認められた。

表3 レセプトデータと特定健診等データの入力形式等の相違及び置換処理の内容等

種類 項目	レセプトデータの入力形式等	特定健診等データの入力形式等	匿名化・提供システムにおける置換処理
保険者番号	8桁以内で設定された保険者番号については、右詰めに記録し残りは“スペース”を記録する。	8桁に満たない場合には先頭の0をつけて8桁とする。	半角スペースは全て0に置換する。
被保険者証等記号・被保険者証等番号	半角英数文字又は全角文字(漢字・カナ・数字等を含む。)	全角だけからなる文字列又は半角だけからなる文字列のどちらかとする。	全角・半角スペースは全て削除する。
	健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票及び国民健康保険被保険者証等の「記号及び番号」欄の記号(番号)を左詰めに記録する。	ただし、電子化レセプトを作成している医療機関においては、これにかかわらず電子化レセプトでの記述形式と同一とすること(注)	
生年月日	和 暦	西 暦	西暦に変換する。
性 別	男=「1」、女=「2」	男=「1」、女=「2」	
氏 名	半角英数文字又は全角文字(漢字・カナ・数字等を含む。)	全角カナ氏名	
	姓と名の間に“スペース”を1桁記録する。	空白を含まない。	全角・半角スペースは全て削除する。

(注) 平成24年10月改定の仕様説明書では、この記述は削除されている。

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

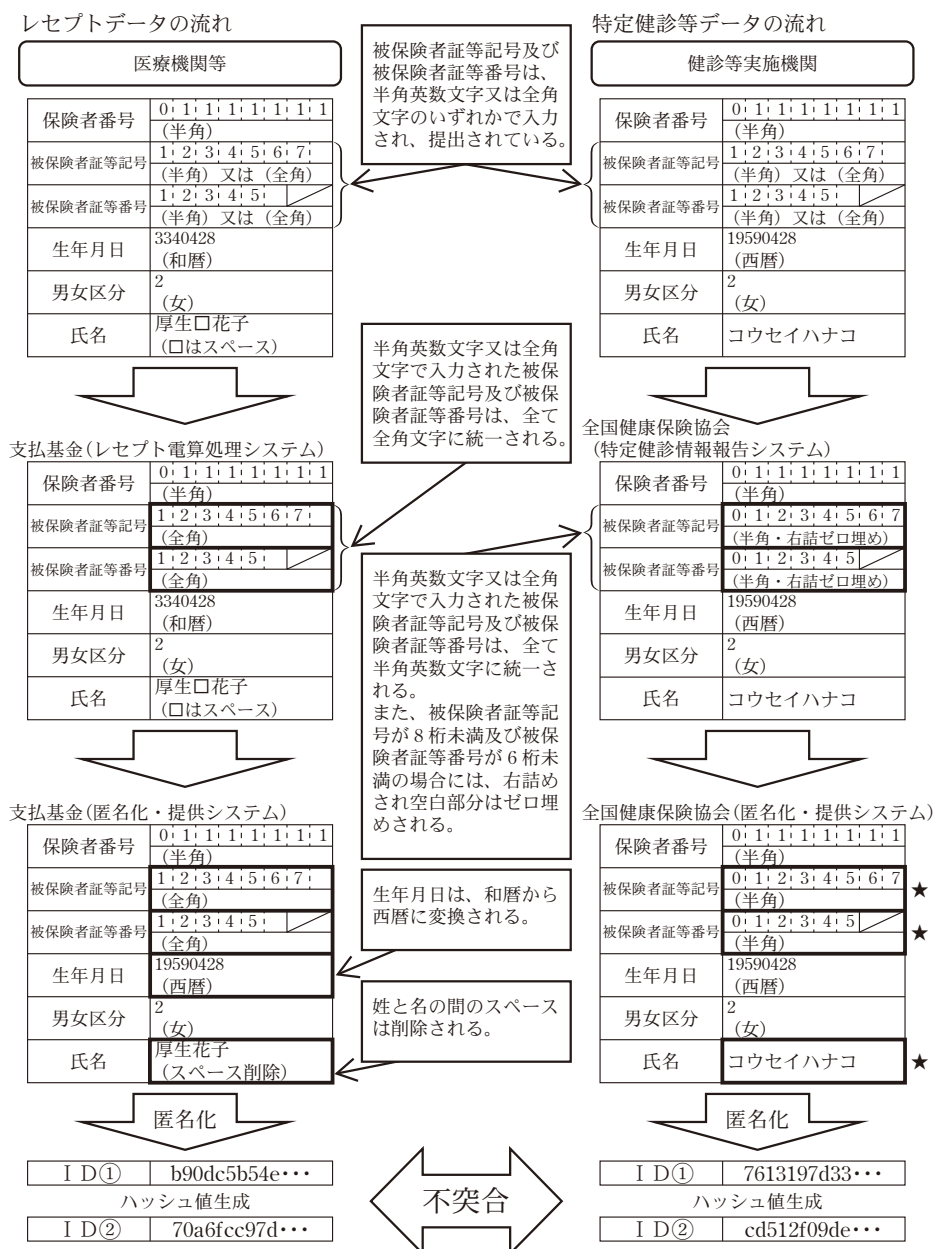
全国健康保険協会は、NDBシステムの構築に合わせて、特定健診等データを支払基金に送付するためのシステム(以下「特定健診情報報告システム」という。)を構築し、平成21年4月から運用している。そして、特定健診情報報告システムでは、健診等実施機関から送付された特定健診等データに含まれる「被保険者証等記号」及び「被保険者証等番号」については、全て半角英数文字に置き換えるという置換処理が行われている。

しかし、従来、支払基金のレセプト電算処理システムでは、同協会の特定健診情報報告システムにおける置換処理とは逆に、レセプトデータとして入力された被保険者の個人情報のうち半角英数文字で入力された「被保険者証等記号」、「被保険者証等番号」及び「氏名」については、全て全角文字に置き換えるという置換処理が行われていた。

また、特定健診情報報告システムでは、健診等実施機関から同協会に送付された特定健診等データについては、「被保険者証等記号」が8桁未満の場合及び「被保険者証等番号」が6桁未満の場合には右詰めの入力とし、空白部分については0を入力するという置換処理が行われている。しかし、支払基金におけるレセプト電算処理システムでは、医療機関等から支払基金に提出されたレセプトデータについて、同様の置換処理は行われていなかった。

以上のようなことから、同協会の被保険者の個人情報については、特定健診等データとレセプトデータのそれぞれの匿名化処理の過程で異なるハッシュ値が生成され、NDBシステムには異なる第2次ハッシュ値が保存されていたことになり、NDBシステムにおいて、同協会の特定健診等データをレセプトデータと突合することは全くできない状況(突合率0%)となっていた(図2参照)。

図2 レセプトデータと特定健診等データの不突合の状況(全国健康保険協会の例)



注(1) ID①は、保険者番号、被保険者証等記号、被保険者証等番号、生年月日、男女区分から生成される。

注(2) ID②は、生年月日、男女区分、氏名から生成される。

注(3) ★はレセプトデータとの不突合を生じているデータ

(3) 特定健診等データとレセプトデータの突合に関する検証等

入札仕様書によれば、NDBシステムにおいて実際に特定健診等データとレセプトデータを突合することができるかどうかについての検証(以下「突合検証」という。)は、設計・開発段階において、受託業者が模擬データを作成して行うこととされている。そして、貴省は、模擬データの作成については、受託業者が仕様説明書及び記録条件仕様等に基づき行ったとしており、突合検証は21年3月に行われている。

しかし、貴省は、被保険者の個人情報を入力形式等が特定健診等データとレセプトデータとで異なる場合があるなどのため、同一の被保険者の個人情報であっても両データで異

なるハッシュ値が生成される場合があることなどについては想定しておらず、突合検証に当たり、受託業者と十分な協議を行っていなかった。このため、受託業者により作成された模擬データは、被保険者の個人情報の入力形式等が両データで異なる場合があるなどの実態を適切に反映したものとなっていなかったと認められる。

そして、貴省は、NDBシステムの運用開始された同年4月以降も、実際にNDBシステムに収集・保存されている特定健診等データ及びレセプトデータを用いた突合検証を一切行っていない。

また、貴省の「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」(24年2月24日開催)の資料には、22年4月から23年3月までの間のNDBシステムにおける特定健診等データとレセプトデータとの突合率は男性で9.8%、女性で15.7%と記載されている。したがって、貴省は、遅くともこの24年2月の時点では、NDBシステムにおいて両データの不突合が生じている事態を把握していたことになる。

しかし、貴省は、当時、上記のような不突合が生じている原因について、被保険者の加入する保険者の変更等によるものではないかと推測したり、突合の精度には限界があると説明したりするなどして、事態の原因究明と改善に向けた調査等を速やかに実施していなかった。

(改善を必要とする事態)

NDBシステムは、27億9734万余円の経費を投じて構築されたものであるのに、被保険者の個人情報の入力形式等が特定健診等データとレセプトデータとで異なるものとなっていたり、電算処理システムにおける置換処理が特定健診等データに関する電算処理システムとレセプト電算処理システムとで異なるものとなっていたり、匿名化・提供システムにおける置換処理機能が限定的なものとなっていたりするなどしているため、多数の保険者の特定健診等データをレセプトデータと突合できない状況となっている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のようなことなどによると認められる。

- ア 従来のレセプトデータの入力形式等に対する理解が十分でないため、仕様説明書の作成に当たり、被保険者の個人情報を特定健診等データとして入力する際には、その入力形式等をレセプトデータの入力形式等と同一のものとするなどの指示を十分に行っていないこと
- イ 審査支払機関のレセプト電算処理システム等における置換処理に関する理解が十分でないため、特定健診等データとレセプトデータとで被保険者の個人情報の入力形式等が同じ場合であっても、それぞれ異なる内容の置換処理が行われる結果、生成されるハッシュ値は異なったものとなる場合があることについての認識が欠けていること
- ウ 匿名化・提供システムの設計等に当たり、特定健診等データとレセプトデータとで被保険者の個人情報の入力形式等が異なる場合があることを踏まえた十分な置換処理機能を用意していないこと
- エ NDBシステムの運用に当たり、実際に収集・保存された特定健診等データとレセプトデータを用いた突合検証を全く行っていないこと

3 本院が表示する意見

貴省は、生活習慣病予防対策として特定健診等を実施している全国の補助対象保険者に対して多額の国庫補助金を交付しているのに、NDBシステムにおいて収集・保存されている多数の保険者の特定健診等データをレセプトデータと突合できない事態が生じており、このまま推移すれば、30年度に予定されている第2期医療費適正化計画の実績に関する評価において、当該施策が医療費適正化に及ぼす効果について、収集・保存されているデータの十分な突合・分析等により得られる詳細な分析データに基づき適切な評価を行うことは困難であると見込まれる。

については、貴省において、NDBシステムの運用状況を大幅に改善し、第2期医療費適正化計画の実績に関する評価に当たっては、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果について、収集・保存されているデータを十分に活用した適切な評価を行うことができるようにするために、データの不突合の原因等を踏まえたシステムの改修等を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

- (7) 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)の支給について、障害者の就労・離職状況等を把握するとともに、これらを十分に踏まえて障害者に対する定着指導等を一層効率的、効果的に行うことなどにより、障害者の雇用の安定に資するものとなるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 高齢者等雇用安定・促進費
部 局 等	厚生労働本省、16 労働局
特定就職困難者雇用開発助成金の概要	障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して賃金の一部に相当する額を助成するもの
支給の対象となった障害者に係る助成金の支給件数及び支給額	3,236 件 38 億 5606 万余円(平成 23 年度～25 年度)
上記のうち早期に離職していた障害者に係る助成金の支給件数及び支給額	1,364 件 10 億 9151 万円

【意見を表示したものの全文】

特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)の支給に係る障害者の離職状況等について

(平成 27 年 10 月 29 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 特定就職困難者雇用開発助成金の概要

貴省は、雇用保険で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和 49

年法律第116号)等に基づき、特定の求職者(60歳以上65歳未満の高年齢者や障害者等の就職が特に困難な者(以下「就職困難者」という。)、65歳以上の離職者等をいう。)の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、特定の求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成する特定求職者雇用開発助成金を支給している。特定求職者雇用開発助成金には、特定就職困難者雇用開発助成金(以下「就職困難者助成金」という。)、高年齢者雇用開発特別奨励金等があり、このうち就職困難者助成金は、就職困難者を雇い入れた事業主に対して、支給されるものである。

就職困難者助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所(以下、公共職業安定所の出張所も含めて「安定所」という。)等の紹介により新たに雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、かつ、就職困難者助成金の支給終了後も継続して雇用すること(就職困難者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。)が確実であると認められることなどとなっている。

就職困難者助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び雇用継続に係る事業主からの申立書等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっており、労働局の助成金担当部門が当該書類を審査した上で支給決定を行うこととなっている。そして、就職困難者助成金は、就職困難者によって区分されており、障害者を対象とした就職困難者助成金の助成対象期間及び一人当たりの支給額は、障害の種類、労働時間及び事業主の規模により定められていて、重度障害者等を除く身体障害者及び知的障害者が1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として中小企業に就職した場合は、それぞれ1年6か月及び135万円(重度障害者等の場合は2年及び240万円)で、助成対象期間を6か月ごとに3回に分けてそれぞれ45万円ずつ(重度障害者等の場合は、4回に分けてそれぞれ60万円ずつ)支給されるなど高年齢者等の他の就職困難者の場合(1年及び90万円等)と比べて助成対象期間が長く、支給額も多くなっている。

(2) 障害者等に対する定着指導の概要

安定所は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害者の職業の安定を図るために、障害者及び当該障害者を雇用している事業主に対して、その作業環境に適応させるなどのために必要な助言又は指導(以下「定着指導」という。)を行うことができることとなっている。これは、障害者は職場生活の適応上の問題等への対応を十分に行うことが難しい場合が多いこと、障害者が離職した場合に直ちに生活の困窮につながるような事態を未然に防止する必要があることなどによるものである。

各安定所の障害者担当部門は、貴省が定めた「障害者職業紹介業務取扱要領」(平成23年職発0509第5号)に基づき、個々の障害者の状況等を踏まえた定着指導を行うこととなっている。そして、定着指導は、事業所への訪問、電話等により、就職後2か月以内に初回の指導を行い、少なくとも1年間は継続的に実施し、その後も定期的、計画的に実施することとなっている。また、貴省が各労働局に対して発した「障害者に対する就職後の指導等の実施について」(平成22年職高障発0608第2号)において、定着指導は、就職困難者助成金の支給終了後においても機会を捉えて継続して実施することとなっている。

(3) 障害者に関する事業主の雇用義務等

障害者雇用促進法等によれば、常時雇用する労働者(以下「常用労働者」という。)の数が50人以上(平成25年3月31日以前は56人以上。以下同じ。)の事業主(以下、常用労働者数50人以上201人未満の事業主を「中規模事業主」、同201人以上の事業主を「大規模事業主」という。)は、その雇用する労働者に占める障害者の割合(以下、この割合を「障害者の雇用割合」という。)を一定の率(2.0%(25年3月31日以前は1.8%)。以下、この率を「法定雇用率」という。)以上としなければならないこととされている(以下、障害者の雇用割合を法定雇用率以上としなければならないことを「障害者の雇用義務」という。)。一方、常用労働者数が50人未満(25年3月31日以前は56人未満)の事業主(以下「小規模事業主」という。)については、障害者の雇用義務は課せられていない。

また、障害者雇用促進法等によれば、大規模事業主は、障害者の雇用義務のほかに、障害者の雇用割合が法定雇用率に達しない場合は、不足する障害者数に応じて所定の障害者雇用納付金(不足する障害者一人当たり月額50,000円)を納付しなければならないこととされている(表1参照)。

表1 障害者に関する事業主の雇用義務等

事業主の規模	障害者の雇用義務の有無	障害者雇用納付金の納付義務の有無
大規模事業主	有	有
中規模事業主	有	無
小規模事業主	無	無

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

障害者の雇用については、その一層の推進を図るために、25年4月に法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられたほか、27年4月からは、障害者雇用納付金の納付義務が課せられる事業主の範囲が拡大され、常用労働者数が201人以上から101人以上に引き下げられている。そして、前記のとおり、障害者の雇用義務は、中規模事業主や大規模事業主については課せられているものの、小規模事業主には課せられておらず、小規模事業主に対する就職困難者助成金の支給は、障害者の雇用を促す重要な誘因になると思料される。また、就職困難者助成金のうち障害者に係る23年度から25年度までの支給額は計598億3476万余円と多額に上っている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、就職困難者助成金の支給対象となった障害者(以下「支給対象障害者」という。)の就労・離職状況はどのようになっているか、支給対象障害者に対する定着指導等が効率的、効果的に行われて、就職困難者助成金の支給が障害者の雇用の安定に資するものとなっているかなどに着眼して、16労働局が23年度において支給対象障害者に係る初回の支給決定を行った4,792事業主、8,305件(支給対象障害者8,305人)のうち、障害者に係る支給件数が多いなどの1,064事業主、3,236件(同3,236人)に係る支給額計38億5606万余円を対象として、16労働局及び管内の114安定所(以下、労働局と安定所を合わせて「労働局等」という。)において、事業所別支給歴照会票、求職管理情報等の関係書類により、支給対象障害者の就労・離職状況、支給対象障害者に対する職業紹介、定着指導等の実施状況等を確認するとともに、貴省本省において、障害者の就労・離職

状況の把握や労働局等に対する指導の状況を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、16労働局及び管内の187安定所から支給対象障害者の就労・離職状況や定着指導等の実施状況等に関する調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(注) 16労働局 岩手、栃木、千葉、東京、石川、福井、愛知、京都、大阪、広島、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄各労働局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 支給対象障害者の就労・離職状況

検査の対象とした1,064事業主に雇用された支給対象障害者3,236人について、27年3月末時点における就労・離職状況をみると、引き続き同じ事業主に雇用されていたのは1,571人(支給対象障害者3,236人に占める割合48.5%)であり、残りの1,665人(同51.4%)は、いずれも雇入れ後5年以内に離職していて、このうち1,364人(支給額計10億9151万余円)は、雇入れ後3年未満(就職困難者助成金の支給終了後1年から2年)で離職(以下、雇入れ後3年未満の離職を「早期離職」といい、早期離職した者を「早期離職者」という。)しており、支給対象障害者3,236人に占める早期離職者の割合(以下、支給対象障害者に占める早期離職者の割合を「早期離職率」という。)は42.1%となっていた。

また、27年3月末時点で離職していた上記の1,665人について、離職した時期と就職困難者助成金の支給との関係を見ると、1,257人は、支給中又は支給終了後1年以内に離職していて、支給対象障害者3,236人に占める割合は38.8%となっていた(表2参照)。

表2 支給対象障害者の就労・離職状況(平成27年3月末時点)

就労・離職の状況	人数(支給対象障害者3,236人に対する割合)
在職者	1,571人(48.5%)
雇入れ後5年以内の離職者	1,665人(51.4%)
計	3,236人(100.0%)
早期離職者	1,364人(42.1%)
就職困難者助成金の支給中又は支給終了後1年以内の離職者	1,257人(38.8%)

さらに、前記の早期離職者1,364人について、事業主の障害者の雇用義務等の有無による早期離職率をみると、障害者の雇用義務が課せられている中規模事業主及び大規模事業主は、それぞれ34.0%、31.8%となっているのに対して、小規模事業主は50.7%となっており、障害者の雇用義務が課されていない小規模事業主の方が早期離職率が高い状況となっていた(表3参照)。

表3 事業主の障害者の雇用義務等の有無による早期離職率

事業主の規模	障害者の雇用義務の有無	支給対象障害者数(A)	早期離職者数(B)	早期離職率(B/A)
大規模事業主	有	728人	232人	31.8%
中規模事業主	有	844人	287人	34.0%
小規模事業主	無	1,664人	845人	50.7%
計		3,236人	1,364人	42.1%

(2) 労働局等における就労・離職状況等の把握等

(1)の状況を踏まえて、労働局等において、支給対象障害者の就労・離職状況等の把握及び検証、支給対象障害者に対する職業紹介及び定着指導がどのように実施されているかについて更に検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 支給対象障害者の就労・離職状況等の把握及び検証の状況

16 労働局の助成金担当部門は、障害者に係る就職困難者助成金の初回の支給申請時に事業主から雇用継続に係る申立書を提出させて、支給対象障害者について65歳に達するまで継続して雇用する予定があるか、支給終了後も引き続き雇用する見込みがあるかなどについて審査した上で支給決定を行っていた。そして、各回の支給決定の際に、支給対象障害者の就労・離職状況を把握し、当該支給対象障害者が支給中に離職した場合には、事業主に対して退職届の写しを提出させるなどして離職の事実及びその理由が自己都合又は事業主都合のいずれによるものかを確認していた。しかし、支給対象障害者が支給中又は支給終了後に離職した場合に、事業主を通じて、当該支給対象障害者が離職するに至った具体的な事情や理由についてはほとんど調査しておらず、これにより把握した情報を就職困難者助成金の支給決定時における審査等に活用できない状況となっていた。

また、16 労働局管内の安定所の障害者担当部門は、事業主から雇用保険の資格喪失届が提出された場合等において、支給対象障害者が離職した事実等を把握していたが、上記と同様に、支給対象障害者本人及び当該事業主に対して具体的な離職理由等を十分に調査しておらず、これにより把握した情報を定着指導等の実施に活用できない状況となっていた。

そして、前記のとおり、就職困難者助成金の支給要件が支給終了後も継続して雇用することが確実であると認められることなどとなっているにもかかわらず、多数の早期離職者が見受けられ、具体的な離職理由等の調査及び把握が十分に行われていないことなどを踏まえると、障害者の雇用に関して、離職の実態等を踏まえた事業主に対する助成の効果を検証するための手法を確立して、その結果を活用していく必要があると認められるが、貴省は、就職困難者助成金について、障害者に着目した助成の効果の検証については特に行っていなかった。

イ 支給対象障害者に対する職業紹介の実施状況

安定所は、職業安定法(昭和22年法律第141号)等に基づき、求職及び求人の申込みを受けて、就職を希望する障害者に対してその就職先をあっせんする職業紹介を行っている。そして、16 労働局管内の安定所における支給対象障害者3,236人について、就職困難者助成金の支給を受けた事業主に雇用される前に行われた職業紹介の実施状況についてみると、安定所は、当該支給対象障害者からの求職票を基に、本人の障害の状況、希望する業務の内容、労働条件等を把握するとともに、求人の申込みをしている事業主からの求人票を基に、求人を募集している業務の内容、労働条件、設備等の職場環境や通勤の利便性等を把握して、双方の適合性を考慮して職業紹介を行っていた。

障害者に対する職業紹介に当たっては、紹介しようとする事業主において、これまでに雇い入れた障害者の就労・離職等の雇用状況や、当該障害者が離職した場合の具体的な離職理由等についても考慮する必要があると認められるが、上記3,236人のうち、そ

の66.7%に当たる2,159人については、これを考慮した職業紹介が行われていなかった。

ウ 支給対象障害者に対する定着指導の実施状況

安定所は、前記のとおり、障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業の安定を図るために定着指導を行うことができることとなっている。そして、16労働局管内の安定所における支給対象障害者3,236人に対する定着指導の実施状況をみると、就職後から27年3月末までの間に定着指導が行われていたのは1,373人(支給対象障害者3,236人に占める割合42.4%)となっており、残りの1,863人(同57.5%)に対しては、定着指導が全く行われていなかった(表4参照)。

表4 支給対象障害者に対する定着指導の実施状況

支給対象障害者数(A)	定着指導あり(B)	割合(B/A)	定着指導なし(C)	割合(C/A)
3,236人	1,373人	42.4%	1,863人	57.5%

そして、上記の3,236人が雇用された事業主の障害者の雇用義務等の有無による支給対象障害者に対する定着指導の実施割合をみると、障害者の雇用義務が課せられている中規模事業主及び大規模事業主は、それぞれ46.6%(支給対象障害者844人のうち394人)及び48.9%(同728人のうち356人)となっていた。一方、小規模事業主は37.4%(同1,664人のうち623人)となっており、障害者の雇用義務が課せられている事業主に比べて早期離職率が高い小規模事業主において定着指導の実施割合が低く、前記の職業紹介と同様に、支給対象障害者に対する定着指導の実施に当たり、当該事業主における障害者の就労・離職等の雇用状況等については考慮されているとは認められなかった(表5参照)。

表5 事業主の障害者の雇用義務等の有無による支給対象障害者に対する定着指導の実施状況

事業主の規模	障害者の雇用義務の有無	支給対象障害者数(A)	定着指導あり(B)	実施割合(B/A)
大規模事業主	有	728人	356人	48.9%
中規模事業主	有	844人	394人	46.6%
小規模事業主	無	1,664人	623人	37.4%
計		3,236人	1,373人	42.4%

(改善を必要とする事態)

早期離職している支給対象障害者が多数見受けられる一方で、当該支給対象障害者の就労・離職状況等の把握及び検証が行われていなかったり、事業主における障害者の雇用状況等を考慮した職業紹介や定着指導が行われていなかったりなどしている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 労働局等において、支給対象障害者の就労・離職状況や離職した場合の具体的な離職理由等を把握して調査する必要性についての認識が欠けていること、また、貴省本省において、多数の支給対象障害者が早期離職しているなどの実態等を十分に踏まえて障害者の雇

用に関する事業主に対する助成の効果の検証を行うことの必要性についての認識が欠けていること

- イ 安定所において、事業主における障害者の就労・離職等の雇用状況等を考慮して職業紹介や定着指導を行うことの必要性についての認識が欠けていること

3 本院が表示する意見

障害者の雇用については、法定雇用率の引上げ、障害者雇用納付金の納付義務が課せられる事業主の範囲の拡大等により一層の推進が図られてきている。その一方で、前記のとおり支給対象障害者の多くが早期離職しており、その雇用の安定が十分に図られていない状況が見受けられる。

については、貴省本省において、障害者の就労・離職状況等の把握や定着指導等を一層効果的、効果的に行うことなどにより、就職困難者助成金の支給が障害者の雇用の安定に資するものとなるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 労働局等に対して、障害者の就労・離職状況や具体的な離職理由等の把握及び調査を十分に行うよう指導するとともに、貴省本省において、障害者の離職の実態等を十分に踏まえて障害者の雇用に関する事業主に対する助成の効果の検証を行うこと

- イ 労働局等に対して、事業主における障害者の就労・離職等の雇用状況等を考慮して職業紹介や定着指導を行うよう指導すること

- (8) 日本年金機構が保有する固定資産のうち国から出資された土地及び建物について、保有の必要性を見直すとともに、不要な資産を国庫に納付させるよう適切な制度を整備するよう意見を表示したもの

部 局 等	厚生労働本省、日本年金機構	
検 査 の 対 象	厚生労働本省、日本年金機構	
設 置 根 拠 法	日本年金機構法(平成 19 年法律第 109 号)	
日本年金機構が 国から承継した 土地及び建物の 価額(平成 22 年 1 月 1 日現在)	土地	658 億 2025 万円
	建物	345 億 4201 万余円
	計	1003 億 6226 万余円
日本年金機構が 保有している土 地及び建物の帳 簿価額(平成 26 年度末現在)	土地	658 億 1718 万余円
	建物	376 億 5960 万余円
	計	1034 億 7679 万余円
平成 24 年度か ら 26 年度まで に継続的に入居 者のいないなど の宿舍の土地及 び建物に係る帳 簿価額(26 年度 末現在)(1)	土地	7 億 2172 万円
	建物	9264 万円
	計	8 億 1436 万円
処分方針等が決 まらない事務所 等の土地及び建 物に係る帳簿価 額(平成 26 年度 末現在)(2)	土地	6 億 5520 万円
	建物	1829 万円
	計	6 億 7349 万円

日本年金機構内部に留保されている国から承継した土地の一部を売却して得た資金(平成26年度末現在)(3)	現金及び預金	1369万円
(1)から(3)までの計		15億0154万円

【意見を表示したものの全文】

日本年金機構が保有している固定資産の状況について

(平成27年10月20日付け 厚生労働大臣宛て
日本年金機構理事長)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 日本年金機構の概要

厚生労働省は、厚生年金保険事業、国民年金事業等の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。

機構は、平成22年1月に、社会保険庁の廃止に伴い、日本年金機構法(平成19年法律第109号。以下「機構法」という。)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、同大臣と密接な連携を図りながら、当該委任され、又は委託された事務を行うことにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営等を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的とする特殊法人として設立された。そして、機構は、上記の事業に関する業務を行うために、本部のほか、全国9ブロック本部、312年金事務所等を設置している。

(2) 機構が保有している固定資産

機構は設立の際、年金特別会計で保有していた固定資産計1031億1159万余円を承継しており、その資産は国から出資されたものとされている(以下、この資産を「政府出資財産」という。)。このうち、土地は計658億2025万円、建物は計345億4201万余円となっていた。また、機構は設立後資産を取得するなどしており、26年度末では、土地帳簿価額が計658億1718万余円、建物帳簿価額が計376億5960万余円となっていて、そのほとんどが政府出資財産である。

そして、機構法によれば、重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととされており、日本年金機構の財務及び会計に関する省令(平成21年厚生労働省令第166号)において、この重要な財産は、土地及び建物とされている。

(3) 固定資産の管理

日本年金機構会計規程(平成22年規程第50号)によれば、資産管理責任者(各ブロック本部管理部長等)は、固定資産等の使用、保管状況を常に把握し、その取得、維持保全、処分等について、日本年金機構固定資産等管理細則(平成22年細則第23号。以下「細則」という。)で定めるところにより、適正に管理しなければならないこととされている。

細則によれば、資産管理責任者は管理する固定資産について、使用する必要がなくなったとき又は使用できなくなったときは、統括資産管理責任者(機構本部財務部管理室長)に売却又は除却の検討を依頼しなければならないこととされており、統括資産管理責任者は資産管理責任者から依頼を受けたときは、当該固定資産の状況を確認し、処分の一必要の検討を行った上で、資産管理責任者へ検討結果の通知を行うこととされている。

(4) 不要となった土地及び建物の国庫納付に係る制度

現在の機構法では、機構において、機構の保有する政府出資財産の土地及び建物が不要となった場合に、当該土地及び建物を国庫に納付(土地及び建物を売却して得た資金の納付を含む。以下同じ。)することができるような制度とはなっていない。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

機構が保有する土地、建物等の資産の多くは政府出資財産であり、機構は、これらの資産について、有効に活用する必要がある。

そこで、本院は、有効性等の観点から、機構の保有する政府出資財産のうち宿舎、事務所等の土地及び建物(以下「土地及び建物」という。)について保有の必要性は適時適切に見直されているか、機構において不要となった土地及び建物を国庫に納付することができるような制度となっていないことにより不合理な事態が生じていないかなどに着眼して、機構が承継した土地及び建物を対象として検査した。

検査に当たっては、機構本部及び9ブロック本部において、宿舎、事務所等の使用状況等に関して徴した調書を確認したり、宿舎、事務所等の現況を配置図等の関係書類により確認したりするとともに、厚生労働省において、土地及び建物の国庫納付に係る制度の現状について確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 機構における土地及び建物の使用状況等について

ア 長期間入居者のいない宿舎や他の宿舎に集約が可能な宿舎を保有し続けている事態

機構が保有している宿舎は、昭和36年度から平成15年度までの間に国において順次設置され、機構設立時に承継されて26年度末現在、207棟(設置戸数計2,473戸)となっており、その内訳は、独身寮宿舎が10棟(同365戸)、単身用宿舎が40棟(同475戸)、世帯用宿舎が157棟(同1,633戸)となっている。なお、機構設立後に宿舎の用途を廃止し、処分を行ったことはない。

そして、表1のとおり、各年度末における入居率は60%台で推移していた。

表1 各年度末における入居率

区 分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
各年度末の設置戸数(A)	2,473	2,473	2,473	2,473	2,473
各年度末の入居戸数(B)	1,536	1,670	1,685	1,628	1,638
入居率(%) (B/A)	62.1	67.5	68.1	65.8	66.2

機構の職員は、全国に所在する事業所間において広域異動する場合があるため、宿舎への入居の要件を満たす者が常に多数存在する一方、人事異動に伴う退居で一時的に入

居戸数が設置戸数を大きく下回る宿舎もあることから、こうした事情も考慮して、入居者がいない状態が継続している宿舎がないかなどについて検査した。

(ア) 長期間入居者のいない宿舎を保有し続けている事態

26年度末現在、入居者のいない宿舎は、13棟(設置戸数計248戸)となっており、そのうち、24年度から26年度までの間、継続的に入居者がいない状態となっていた宿舎は7棟(設置戸数計170戸、土地帳簿価額計704,628,595円、建物帳簿価額計86,033,500円)で、その状況は表2のとおりとなっていた。

表2 平成24年度から26年度までの間、継続的に入居者のいない宿舎 (単位：円)

宿舎名	所在都道府県名	宿舎形態	設置戸数	帳簿価額(平成26年度末)	
				土地	建物
桜	北海道	世帯用	9	15,100,000	26,763,000
1区			4	33,800,000	7,900,000
1区第2			2		3,950,000
幕張寮	千葉県	独身寮	42	388,461,859	0
東久留米寮	東京都	独身寮	105	227,666,736	33,200,500
西原	沖縄県	世帯用	4	39,600,000	7,110,000
西原第2			4		7,110,000
計			170	704,628,595	86,033,500

注(1) 桜、1区、1区第2の各棟は、機構が承継した当初から入居者がいない。

注(2) 幕張寮と東久留米寮は同一敷地内に世帯用宿舎があるため、土地帳簿価額については、宿舎全体の帳簿価額を独身寮宿舎と世帯用宿舎の敷地面積の割合で案分して算出している。

<事例>

桜宿舎は、昭和61年12月に、社会保険庁(当時)の世帯用宿舎として北海道小樽市内に設置された。しかし、機構が国から承継した当初から入居者がおらず、平成22年9月以降、防犯のために入口を木板で閉鎖するなどしていた。このような状態にもかかわらず、機構は、桜宿舎の処分を検討することなく保有し続けている。

(イ) 他の宿舎に集約が可能な宿舎を保有し続けている事態

宿舎の集約化に当たっては、立地や近隣の宿舎の入居状況、単身用の居室に世帯では入居できないことによる制約及び一時的に入居希望が増える場合があることを考慮し個別に検討する必要がある。このような状況を踏まえて検査したところ、次のとおり、機構が国から承継した当初から集約化が可能な状態が続いている事態が見受けられた。

鷺山宿舎(設置戸数2戸、土地帳簿価額17,100,000円、建物帳簿価額6,614,000円)は、2年3月に、社会保険庁(当時)の世帯用宿舎として岐阜県岐阜市内に設置された。しかし、鷺山宿舎の近隣には、全戸が世帯用の学園町宿舎(設置戸数9戸)があり、通勤可能な事業所までの所要時間は鷺山宿舎と同様で、さらに、学園町宿舎には、機構設立以降、空室が継続的に3戸はある状態であった。このように、学園町宿舎の空室の数が常に鷺山宿舎の設置戸数を上回ることから、鷺山宿舎は、廃止して学園町宿舎に集約することが可能であると認められる。

イ 処分方針等が決まらない事務所等を保有し続けている事態

京都事務センターは24年8月に、阿波半田年金事務所は25年12月にそれぞれ事務所を移転しており、旧京都事務センター(土地帳簿価額415,000,000円、建物帳簿価額0円)及び旧阿波半田年金事務所(土地帳簿価額25,200,000円、建物帳簿価額18,290,750円)については、それぞれ実質的に設置当初の使用目的である事務所としての使用を終了していた。

しかし、機構は、両資産について、事務所の移転以降、保有の必要性を見直すことなく、26年度末現在においても処分方針を決めておらず、暫定的に倉庫として保有し続ける見込みとしている。

また、兵庫事務センター熊内倉庫(旧兵庫社会保険事務局熊内庁舎。土地帳簿価額172,000,000円、建物帳簿価額0円)は昭和37年に、群馬倉庫(旧渋川社会保険事務所。土地帳簿価額43,000,000円、建物帳簿価額0円)は44年にそれぞれ事務所として設置されたが、社会保険庁時代に事務所を移転したことに伴い、いずれも倉庫として使用されていた。そして、機構は、機構設立後においても両資産を引き続き倉庫として使用しているとしている。

そして、機構は、両資産について、平成24年度に実施した耐震診断の結果、耐震性が確保されていないことが判明したが、建物が老朽化しており、修繕には多額の費用を要することから、将来的には取り壊すとしている。

しかし、機構は、26年度末現在において、両資産について具体的な処分計画を策定していない。

(2) 土地及び建物を売却して得た資金の国庫への納付について

機構は、明石年金事務所の土地の一部(敷地面積91.28㎡)及び一関年金事務所の土地の一部(同15.19㎡)を、地方公共団体又は国の求めに応じて、25年6月及び26年1月にそれぞれ売却しており、売却して得た資金は明石年金事務所分13,053,040円、一関年金事務所分641,018円、計13,694,058円となっていたが、この資金について、前記のとおり国庫に納付することができる制度がないため、機構内部に留保されたままとなっている。また、今後、土地及び建物を売却する場合、当該売却により得る資金も同様に機構内部に留保されることになる。

(改善を必要とする事態)

機構において、長期間入居者のいない宿舍や他の宿舍に集約が可能な宿舍を保有し続けている事態、処分方針等が決まらない事務所等を保有し続けている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

また、厚生労働省において、機構の土地及び建物が不要となった場合に、これを国庫に納付することができるような制度を整備しておらず、土地の一部を売却して得た資金が機構内部に留保されたままとなっている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

ア 機構において、土地及び建物については廃止や売却を想定しておらず、財産の維持を目的とした管理をしていることから、土地及び建物の保有の必要性を見直し、保有の必要性がなくなった土地及び建物を把握して、処分することの検討が十分でないこと

イ 厚生労働省において、機構が保有する土地及び建物の必要性を見直すよう指導することについての認識が欠けており、また、機構の保有する土地及び建物が不要となる場合に国庫に納付させることができるような制度の整備を検討していないこと

3 本院が表示する意見

特殊法人化に伴って機構が国から承継した土地及び建物のうち不要となった固定資産については速やかに国庫に納付する要がある。そして、保有し続ける土地及び建物の中に、長期間にわたり使用されていない土地及び建物がある状況は、早急に解消する要がある。

については、厚生労働省及び機構において、機構の保有する土地及び建物について、保有の必要性を見直し、保有する合理的理由が認められない土地及び建物については、速やかに国庫に納付するよう、次のとおり意見を表示する。

ア 機構において、前記の長期間入居者のいない宿舍や他の宿舍に集約が可能な宿舍及び処分方針等が決まらない事務所等について、処分等を検討すること。そして、検討の結果、保有する合理的理由が認められないと判断した土地及び建物については、国庫に納付することができるような制度が整備され次第、土地及び建物を売却して機構内部に留保されている資金と合わせて確実に国庫への納付を行えるよう備えること。また、個々の土地及び建物について保有の必要性を見直すよう、資産管理責任者に周知徹底を図ること

イ 厚生労働省において、アにより上記の宿舍、事務所等を含めた個々の土地及び建物の保有の必要性を見直した結果、機構が保有する合理的理由が認められない資産については、これを国庫に納付させるよう適切な制度を整備すること

- (9) 日本年金機構が行う適用促進業務において、加入指導を行うに当たり不足している情報がある場合に、関係機関にその提供を働きかけたり、的確な立入検査の手続をとるために必要な指導監督を行ったりなどして、同業務がよりの確かつ効率的に行われるよう改善の処置を要求し及び意見を表示したもの

(平成27年10月26日付けで厚生労働大臣宛てに本院が改善の処置を要求し及び意見を表示したもの及び同日付けで日本年金機構理事長宛てに本院が改善の処置を要求し及び意見を表示し並びに是正改善の処置を求めたものの内容は、669ページの日本年金機構の項に総括的に掲記している。)

- (10) 休業補償給付等の支給に当たり、休業補償給付等の受給者データと障害厚生年金、障害基礎年金等の受給権者情報とを照合できるようにして、併給調整の確認対象者に係る情報を労働基準監督署に配信することなどにより、併給調整に係る事務を適切かつ効率的に行うよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省(平成23年4月以前は30労働基準監督署)(支給庁) 30労働基準監督署(支給決定庁)
給付の根拠	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
休業補償給付等の概要	業務上又は通勤による傷病に係る療養のため労働することができない労働者に対して賃金を受けていない日数について支給するもの

併給調整の概要	休業補償給付等の支給を受ける原因となった傷病と同一の事由により障害厚生年金等の支給を受ける場合に、休業補償給付等の支給額を減額するもの
併給調整の確認対象者として把握されていなかった被災労働者数	333 人
上記のうち併給調整を行う必要のあった被災労働者数	42 人
上記の42人に対する休業補償給付等の支給額	11 億 0291 万余円(昭和 60 年度～平成 27 年度)
上記のうち適正でなかったと認められる支給額	5098 万円(昭和 61 年度～平成 26 年度)

(前掲 187 ページの「労働者災害補償保険の休業補償給付等の支給が適正でなかったもの」参照)

【改善の処置を要求したものの全文】

労働者災害補償保険の休業補償給付等と厚生年金保険の障害厚生年金等との併給調整について

(平成 27 年 10 月 26 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 保険給付の概要

(1) 休業補償給付等と障害厚生年金等との併給調整等

労働者災害補償保険は、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。)に基づき、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に対して療養補償給付、休業補償給付、休業給付、傷病補償年金、傷病年金、障害補償年金、障害年金等の保険給付等を行うものである。

このうち、休業補償給付は業務上の傷病に係る療養のため、また、休業給付は通勤による傷病に係る療養のため、それぞれ労働することができない労働者(以下「被災労働者」という。)に対して、賃金を受けていない日数(以下「休業日数」という。)について支給するものであり、その支給額は、1 日につき被災労働者の平均賃金(注1)から算定した給付基礎日額(注2)の 100 分の 60 に相当する額に、休業日数を乗じて算出することとなっている(以下、休業補償給付及び休業給付を合わせて「休業補償給付等」という。)

そして、労災保険法によれば、休業補償給付等は、その支給を受ける被災労働者が支給の原因となった傷病と同一の事由により、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)の規定による障害厚生年金又は国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)の規定による障害基礎年金(以下、これらを合わせて「障害厚生年金等」という。)の支給を受ける場合には、1 日につき給付基礎日額の 100 分の 60 に相当する額に、労働者災害補償保険法施行令(昭和 52 年政令第

33号)で障害厚生年金等の種類の別に定められた調整率(0.73から0.89までの率)を乗じて得た額に減額して支給することとされている(以下、これらの取扱いを「併給調整」という。)

なお、前記労働者災害補償保険の傷病補償年金、^(注3)傷病年金、^(注4)障害補償年金、障害年金等(以下、これらを合わせて「労災年金」という。)についても、その支給を受ける被災労働者が支給の原因となった傷病と同一の事由により、障害厚生年金、障害基礎年金等の支給を受ける場合には、休業補償給付等と同様に併給調整を行うこととされている。

(2) 休業補償給付等に係る併給調整の手続等

休業補償給付等の支給を受けようとする被災労働者は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号。以下「規則」という。)によれば、休業の期間、療養の期間、傷病名、傷病の経過等を記載した休業補償給付等に係る請求書(以下「請求書」という。)を労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に提出することとされている。その際、同一の事由により障害厚生年金等の支給を受ける場合は、請求書に、その障害厚生年金等の種類及び支給額並びに支給されることとなった年月日を記載することなどとされている。

また、休業補償給付等の支給を受けている被災労働者は、療養の開始後1年6か月を経過した日において傷病が治っていないときは、監督署長に対して、傷病の名称、部位、状態等を記載した届書(以下「届書」という。)を提出することとされている。その際、同一の事由により障害厚生年金等の支給を受ける場合は、被災労働者は、上記の記載事項に加えて、その障害厚生年金等の種類及び支給額並びに支給されることとなった年月日を記載することなどとされている。その後、被災労働者は、毎年1月分の休業日数に係る休業補償給付等を請求する際には、傷病の名称、部位、状態等を記載した報告書(以下「報告書」という。)に診断書を添付して提出することなどとされている。

監督署長は、「労災保険給付業務事務取扱手引」(平成25年基発1021第1号厚生労働省労働基準局長通達)等に基づき、休業補償給付等の支給を受けようとする被災労働者から提出を受けた請求書等の内容や事実関係を調査し確認するなどして、さらに、休業補償給付等と同一の事由による障害厚生年金等の受給の有無を確認し、併給調整を行うかどうか決定した上で、休業補償給付等の支給決定を行うこととなっている。

そして、当該支給決定に基づき、平成23年4月以前は監督署長が、同年5月以降は厚生労働省労働基準局長が、それぞれ被災労働者に休業補償給付等を支給することとなっている。

(3) 併給調整の確認対象者の把握

貴省本省は、労災年金と障害厚生年金、障害基礎年金等との併給調整に係る事務を適切かつ効率的に行うために、17年10月に社会保険庁(22年1月1日以降は日本年金機構。以下同じ。)との間で協定を締結して、同庁から障害厚生年金、障害基礎年金等の受給権者情報(以下「年金等受給権者情報」という。)の提供を受けている。そして、貴省本省は、18年度以降、貴省本省が保有する労災年金の受給者データと、年金等受給権者情報とを照合して、併給調整を行う必要があるか否かなどについて確認を行うべき者(以下「併給調整の確認対象者」という。)を抽出したリスト(以下「厚年情報照合リスト」という。)を作成し、おおむね1年に1回、労働基準監督署(以下「監督署」という。)に厚年情報照合リストを配信している。配信を受けた監督署は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)からの指導及

び監督に基づき、厚年情報照合リストに表示された併給調整の確認対象者から定期的に提出される書類の審査を行い、併給調整の要否等についての確認を行っている。また、労働局は、監督署による厚年情報照合リストの活用結果を取りまとめて貴省本省に報告している。

一方、休業補償給付等と障害厚生年金等との併給調整については、労災年金のように、併給調整の確認対象者を把握するための仕組みが構築されておらず、年金等受給権者情報との照合等も行われていない。このため、監督署において、請求書又は届書に障害厚生年金等の支給を受けている旨の記載がない場合、審査担当者等は報告書に添付された診断書等の記載内容からその症状が障害厚生年金等の支給に該当するか推測するなどして、個別な判断により併給調整の確認対象者を把握している。

(注1) 平均賃金 原則として、業務若しくは通勤による負傷が発生した日又は診断によって業務若しくは通勤による疾病の発生が確定した日以前の3か月間に被災労働者に対して支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額

(注2) 給付基礎日額 平均賃金に相当する額とし、1円未満を切り上げるなどして算出した金額

(注3) 傷病補償年金、傷病年金 業務上又は通勤による傷病に伴う療養開始から1年6か月以降に、休業補償給付等の受給者の傷病が治らず、かつ一定以上の重篤な症状になった場合、その程度に応じて支給される労働者災害補償保険の年金給付。業務上の事由による傷病の場合は傷病補償年金が、通勤による傷病の場合は傷病年金が、それぞれ支給される。

(注4) 障害補償年金、障害年金 業務上又は通勤による傷病が治り、障害が残った場合、その程度に応じて支給される労働者災害補償保険の年金給付。業務上の事由による傷病の場合は障害補償年金が、通勤による傷病の場合は障害年金が、それぞれ支給される。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、休業補償給付等について、併給調整が適正に行われていなかったため、その支給が適正に行われていなかった事態を不当事項として平成24年度決算検査報告及び平成25年度決算検査報告に掲記した。

そして、平成25年度決算における休業補償給付等の支給額は1002億余円と多額に上っており、その受給期間が1年6か月以上の長期受給者も2万余名と多数存在する状況となっている。

そこで、本院は、合規性、効率性等の観点から、休業補償給付等の併給調整に係る事務が適切かつ効率的に行われ併給調整が適正に行われているかなどに着眼して、17労働局管内の監督署が休業補償給付等の支給決定を行った被災労働者について、貴省本省から提出を受けた休業補償給付等の受給者データ(以下「休業補償給付等受給者データ」という。)(注5)と、日本年金機構から提出を受けた年金等受給権者情報とを照合して、必要な情報を抽出するとともに、上記の17労働局において、当該情報を用いて、請求書、支給決定決議書、届書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注5) 17労働局 北海道、福島、東京、神奈川、石川、福井、愛知、三重、大阪、和歌山、岡山、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島、沖縄各労働局

(検査の結果)

前記のとおり、貴省本省において、休業補償給付等と障害厚生年金等との併給調整については、併給調整の確認対象者を把握するための仕組みが構築されておらず、年金等受給権者情報との照合等を行われていない。そこで、本院において、上記17労働局管内の監督署が休業補償給付等の支給決定を行った被災労働者について、休業補償給付等受給者データと年金等受給権者情報とを照合し、カナ氏名、生年月日等が一致する者で、障害厚生年金等の受給権が発生しており、かつ、併給調整を行っていない被災労働者を抽出したところ、17労働局管内の103監督署が支給決定を行った360名がこれに該当した。

そして、これらの360名について、上記の103監督署が併給調整の確認対象者として把握しているか確認したところ、これらの被災労働者から提出を受けた請求書又は届書に障害厚生年金等の支給を受けている旨の記載がなかったことなどから、前記のとおり、審査担当者等は報告書に添付された診断書等の記載内容からその症状が障害厚生年金等の支給に該当するか推測するなど個別に判断して、27名については併給調整の確認対象者として把握していたが、残りの333名については併給調整の確認対象者として把握していなかった。

そこで、休業補償給付等の支給決定を行った監督署を通じて、日本年金機構の年金事務所に、333名に対する障害厚生年金等の支給の状況、事由等を確認するなどしたところ、42名については、休業補償給付等の支給を受ける原因となった傷病と同一の事由により障害厚生年金等の支給を受けていたことから、これらの42名に対して休業補償給付等の支給決定を行った11労働局管内の30監督署^(注6)において、併給調整が適正に行われていなかった^(注7)。

したがって、昭和61年3月から平成27年5月までの間に、貴省本省(23年4月以前は30監督署)が上記の42名に対して支給した休業補償給付等の額計11億0291万余円のうち、障害厚生年金等の支給を受けている間の休業日数に係る休業補償給付等の額は計3億1814万余円となっており、42名について併給調整を行ったとして適正な休業補償給付等の額を算出すると計2億6716万余円となることから、その差額5098万余円は支給が適正でなかったと認められる。

上記の事態について、事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

本院において、休業補償給付等受給者データと年金等受給権者情報とを照合した結果、宮崎労働基準監督署(以下「宮崎署」という。)管内の事業場に勤務していた被災労働者Aが抽出された。

そして、Aに対する休業補償給付等の支給状況について確認したところ、宮崎署は、Aから平成16年12月から26年12月までの間に計111回にわたり請求書の提出を受けて、16年11月から26年12月までの間の休業日数計3,377日分に係る休業補償給付の額計14,652,803円の支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省(23年4月以前は宮崎署)は、Aに対して同額の休業補償給付を支給していた。

しかし、宮崎署の審査担当者等は、Aから提出を受けた請求書及び届書には障害厚生年金等の支給を受けている旨の記載がなかったことなどから、Aの症状が障害厚生年金等の支給に該当するか推測するなど個別に判断して、17年2月にAに対して休業補償給付等の支給を開始してから26年12月までの9年以上にわたり、Aを併給調整の確認対象者として把握しておらず、障

害厚生年金等の受給状況についてその間年金事務所に確認を行っていなかった。

そこで、宮崎署を通じて年金事務所に確認するなどしたところ、Aは、休業補償給付の支給を受ける原因となった傷病と同一の事由により、12年8月分から16年9月分までは障害厚生年金、同年10月分以降は障害厚生年金等の支給を受けており、宮崎署は、同年11月以降のAの休業日数に係る休業補償給付の支給決定に当たり、併給調整を行う必要があった。

したがって、17年2月から26年12月までの間に、貴省本省(23年4月以前は宮崎署)が、Aに対して支給した16年11月から26年12月までの間の休業日数計3,377日分に係る休業補償給付の額計14,652,803円の全額について併給調整を行ったとして適正な休業補償給付の額を算出すると、計10,694,959円となり、その差額3,957,844円は支給が適正でなかった。

(注6) 11 労働局 北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、和歌山、岡山、広島、福岡、佐賀、
宮崎各労働局

(注7) 30 監督署 札幌中央、小樽、帯広、滝川、稚内、浦河、中央、池袋、向島、八王子、
平塚、名古屋南、豊田、大阪中央、天満、西野田、羽曳野、北大阪、茨木、和歌山、和気、広島中央、三原、尾道、三次、北九州東、田川、武雄、宮崎、都城各監督署

(改善を必要とする事態)

休業補償給付等の支給決定に当たり、監督署の審査担当者等の個別的な判断により併給調整の確認対象者を把握しているため、本院におけるデータ照合により抽出した休業補償給付等の支給を受けている被災労働者のほとんどが併給調整の確認対象者として把握されておらず、その結果、併給調整が適正に行われずにその支給が適正となっていない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、休業補償給付等の支給については、労災年金のように、併給調整の確認対象者を把握するための仕組みが構築されておらず、年金等受給権者情報との照合等が行われていないことから、障害厚生年金等の支給を受けている可能性があつて、かつ、休業補償給付等の支給を受けていて併給調整を行っていない被災労働者に係る情報を監督署に配信するなどしていないこと、また、労働局において、監督署に対して併給調整の確認対象者を適切に把握することなどについての指導及び監督が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

休業補償給付等の支給額は毎年度多額に上っており、今後も同様の事態が生ずることが見込まれる。

については、貴省において、併給調整に係る事務を適切かつ効率的に行うために、労災年金について厚年情報照合リストを監督署に配信して併給調整に係る事務の効率化を図っているのと同様に、休業補償給付等についても、日本年金機構との間で締結している協定を改正するなどし、休業補償給付等受給者データと年金等受給権者情報とを照合し、併給調整の確認対象者を抽出するなどして、それらの者に係る情報を監督署に配信するなどするとともに、労働局に対して、監督署が上記の情報を活用するなどして併給調整の確認対象者を適切に把握することなどについて指導するよう改善の処置を要求する。

- (11) 地域雇用創造推進事業及び実践型地域雇用創造事業に係る委託事業の実施に当たり、事業の実施による効果に対する評価を適切に行い、地域における効果的な雇用の創出に資するために、アウトプット実績及びアウトカム実績の把握、事業に係る個別の雇用対策事業の利用対象者の範囲の設定等を適切に実施するよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)地域雇用機会創出等対策費		
部 局 等	厚生労働本省、15 労働局		
委託事業の概要	雇用機会が不足している地域において雇用の創出を図ることを目的として、市町村、経済団体等地域の関係者から構成される地域雇用創造協議会から提案を受けた創意工夫や発想をいかした雇用対策事業を選抜し、選抜した雇用対策事業を委託契約に基づいて実施するもの		
検査対象とした事業数及び委託契約額(1)	15 労働局	43 事業	33 億 2088 万余円(平成 20 年度～24 年度)
(1)のうちアウトプット実績の把握等が適切に実施されていなかった事業数及び委託契約額(2)	14 労働局	38 事業	25 億 8495 万円
(1)のうちアウトカム実績の把握等が適切に実施されていなかった事業数及び委託契約額(3)	12 労働局	33 事業	26 億 2918 万円
(1)のうち利用対象者の範囲の設定等が適切に実施されていなかった事業数及び委託契約額(4)	5 労働局	8 事業	4 億 6644 万円
(1)のうち個別事業の利用者について地域求職者以外的人数が地域求職者的人数を上回っていた事業数及び委託契約額(5)	13 労働局	23 事業	16 億 3093 万円
(2)から(5)までの純計	15 労働局	40 事業	30 億 2387 万円(背景金額)

(前掲 185 ページの「地域雇用創造推進事業に係る委託事業の実施に当たり、委託費の対象とはならない経費等が含まれていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの」参照)

【改善の処置を要求したものの全文】

地域雇用創造推進事業及び実践型地域雇用創造事業の実施による効果の把握等について

(平成 27 年 10 月 29 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 地域雇用創造推進事業等の概要

貴省は、地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)等に基づき、雇用保険で行う事業のうち雇用安定事業等の一環として、平成19年度から23年度までの間に、雇用機会が不足している地域において、市町村や経済団体等が一致協力し、創意工夫や発想をいかして雇用の創出を図ることを目的とした地域雇用創造推進事業を実施している。また、貴省は、24年度からは、当該事業による地域活性化の取組とそれに則した実践的な人材育成等を一体的に進めて、より効果的な雇用の創出等を目的とした実践型地域雇用創造事業を実施している(以下、これらの事業を合わせて「パッケージ事業」という。)。そして、パッケージ事業は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)が市町村や経済団体等の関係者で構成される地域の協議会(以下「協議会」という。)と委託契約を締結して実施されている。

貴省が定めた実践型地域雇用創造事業実施要領(平成24年職発0405第15号。24年3月以前は地域雇用創造推進事業実施要領。以下「実施要領」という。)及び実践型地域雇用創造事業募集要項(平成24年職発0201第4号。24年1月以前は地域雇用創造推進事業募集要項。^(注1)以下「募集要項」という。)によれば、パッケージ事業は実施対象地域(以下「対象地域」という。)を定めて行い、事業実施期間は3か年を上限とすることなどとされている。

(注1) 実施対象地域 地域雇用開発促進法に定める地域であって、事業の実施までに地域雇用創造計画を策定して労働局長の同意を得ていること、公共職業安定所における一般又は常用有効求人倍率が、直近3年間の平均及び直近1年間で全国平均以下であることなどの条件を満たす市町村等

パッケージ事業においては、セミナー、研修会等の地域求職者の就職促進や創業に直接かつ高い効果がみられる個別の雇用対策事業(以下「個別事業」という。)を実施することとなっており、個別事業の内容は、①事業主を対象とした事業所の規模拡大に必要な中核的人材の確保等の取組(以下「雇用拡大メニュー」という。)、②地域求職者を対象とした研修等の取組(以下「人材育成メニュー」という。)、③地域求職者を対象とした合同就職セミナー等の取組(以下「就職促進メニュー」という。)などとなっている。そして、募集要項等によれば、パッケージ事業は雇用の創出を図ることを目的としていることから、利用対象者は、雇用拡大メニューについては事業主、また、人材育成メニュー及び就職促進メニューについては原則として地域求職者とするなどとされている。

(注2) 地域求職者 対象地域内において、求職している失業者、創業を希望している者及び事業所に在職しながら転職等を希望している者

パッケージ事業の実施に当たり、協議会は、個別事業の内容、その実施によって生ずる雇用の創出効果に係る数値目標等を事業構想として定め、労働局を經由して貴省に提案することとなっている。そして、貴省は、提案された事業構想を有識者等で構成される事業構想選抜・評価委員会(以下「第三者委員会」という。)に諮った上で選抜することとなっており、19年度から24年度までの間に委託契約が締結され実施されているパッケージ事業は、220事業、委託契約額計193億5408万余円となっている。

(2) パッケージ事業の実施による効果の把握等

募集要項等によれば、協議会は、個別事業の実施によって生ずる雇用の創出効果に係る

数値目標の設定について、個別事業ごとに、個別事業を利用する地域求職者の人数等の見込みをアウトプット指標として、また、個別事業を利用する地域求職者の就職者数等の見込みをアウトカム指標としてそれぞれ設定することなどとされている。そして、協議会は、最大3年間とされている事業実施期間中、パッケージ事業の実施による効果としてアウトプット指標の達成状況(以下「アウトプット実績」という。)及びアウトカム指標の達成状況(以下「アウトカム実績」という。)をそれぞれ把握することとされており、アウトプット実績に計上されたものがアウトカム実績に計上できていることになっている。また、新規学卒者等はアウトプット実績に、個別事業の利用前に就職が決まっている者や新規学卒者等はアウトカム実績に、それぞれ計上できないこととされており、貴省によれば、対象地域外からの求職者が個別事業を利用し、対象地域内において就職又は創業した場合は、アウトカム実績として計上できているとしている。そして、協議会は、事業実施期間中、各年度の事業終了後に、把握した各年度末におけるアウトプット実績及びアウトカム実績を事業実績報告書に記載し、労働局に提出することとされている。

募集要項等によれば、協議会は、事業実施期間中、各年度の事業実績報告書のアウトカム実績に翌年度の4月から6月までのアウトカム実績を加えるなどして作成した中間評価報告書を、各年度の事業が終了した翌年度の7月頃に、労働局を通じて貴省に提出することとされており、貴省は、当該中間評価報告書について、第三者委員会の審査を受けた上で、翌年度以降の事業の継続の可否を決定することなどとされている。そして、募集要項によれば、中間評価報告書に基づくアウトカム実績が、事業構想で定めた個別事業ごとのアウトカム指標を集計したパッケージ事業全体のアウトカム指標(以下「事業全体のアウトカム指標」という。)の5割を達成できない場合、事業の初年度と2年度目の2年連続で9割を達成できない場合等については、事業の継続要件を満たさないとされていることから、貴省は、原則として翌年度以降の事業を継続しないことなどとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、雇用機会が不足している地域において、地域の自主性等を重視しながら地域の雇用の創出を効果的に促進することが重要であるとしており、毎年度多額の予算を計上し、パッケージ事業を実施している。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、パッケージ事業に係るアウトプット実績及びアウトカム実績は適切に把握されているか、個別事業の利用対象者の範囲は事業の目的に沿って適切に設定されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、19年度から24年度までの間に労働局と協議会との間の委託契約により実施されたパッケージ事業220事業(委託契約額計193億5408万余円)のうち、15^(注3)労働局管内で実施された43事業(委託契約額計33億2088万余円)を対象として、労働局において、協議会によるアウトプット実績及びアウトカム実績の把握に係る根拠資料を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、貴省本省を通じて、上記の43事業について、労働局におけるアウトプット実績及びアウトカム実績の確認状況等に関する調書の提出を受けて、その内容を分析するなどの方法により検査した。

(注3) 15労働局 北海道、秋田、神奈川、新潟、静岡、大阪、兵庫、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、高知、福岡、大分各労働局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) アウトプット実績及びアウトカム実績の把握等の状況

前記の15労働局管内の43事業に係る個別事業990件のうち、14労働局管内の38事業に係る個別事業867件(これらに係るパッケージ事業の委託契約額計25億8495万余円)のアウトプット実績は、表1のとおり、雇用拡大メニュー5,414社、人材育成メニュー23,886人及び就職促進メニュー13,711人となっていた。しかし、これらのアウトプット実績には、新規学卒者等のアウトプット実績には計上できないと認められるものが雇用拡大メニュー1,086社、人材育成メニュー3,787人及び就職促進メニュー1,714人含まれるなどしており、これらについて適正なアウトプット実績を算出すると、雇用拡大メニュー4,348社、人材育成メニュー20,231人及び就職促進メニュー11,997人となる。

(注4) 14労働局 北海道、秋田、新潟、静岡、大阪、兵庫、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、高知、福岡、大分各労働局

表1 38事業に係る個別事業867件のアウトプット実績

個別事業の内容	事業実績報告書等におけるアウトプット実績 (A)	アウトプット実績には計上できないと認められるもの (B) = (B1) + (B2)	新規学卒者等	計上誤りによるもの	アウトプット実績に計上することができずに計上していなかったもの (C)	事業実績報告書等を修正した後のアウトプット実績 (A) - (B) + (C)
			(B1)	(B2)		
雇用拡大メニュー(社)	5,414	1,086	788	298	20	4,348
人材育成メニュー(人)	23,886	3,787	2,778	1,009	132	20,231
就職促進メニュー(人)	13,711	1,714	1,488	226	0	11,997

また、前記の個別事業990件のうち、12労働局管内の33事業に係る個別事業779件(これらに係るパッケージ事業の委託契約額計26億2918万余円)のアウトカム実績は、表2のとおり、雇用拡大メニュー332人、人材育成メニュー3,868人及び就職促進メニュー1,812人となっていた。しかし、これらのアウトカム実績には、重複して計上するなどしていた計上誤りによるもの、対象地域外からの求職者で就職先等が対象地域外であったもの、個別事業の利用前に就職が決まっていたものなどのアウトカム実績には計上できないと認められるものが、雇用拡大メニュー39人、人材育成メニュー612人及び就職促進メニュー294人含まれるなどしており、これらについて適正なアウトカム実績を算出すると、雇用拡大メニュー294人、人材育成メニュー3,310人及び就職促進メニュー1,531人となる。

以上のように、適正なアウトプット実績又はアウトカム実績が計上されていない個別事業については、パッケージ事業による雇用の創出効果に関して適切な評価を行うことができないおそれがあると認められる。

(注5) 12労働局 北海道、秋田、神奈川、大阪、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、高知、福岡、大分各労働局

表2 33事業に係る個別事業779件のアウトカム実績

(単位：人)

個別事業の内容	事業実績報告書等におけるアウトカム実績 (A)	アウトカム実績には計上できないと認められるもの (B) = (B1) + (B2) + (B3) + (B4)	計上誤りによるもの				アウトカム実績に計上することができないのに計上していたもの (C)	事業実績報告書等を修正した後のアウトカム実績 (A) - (B) + (C)
			計上誤りによるもの (B1)	対象地域外からの求職者で就職先等が対象地域外であったもの (B2)	個別事業の利用前に就職が決まっていたもの (B3)	その他 (B4)		
雇用拡大メニュー	332	39	26	0	11	2	1	294
人材育成メニュー	3,868	612	232	105	119	156	54	3,310
就職促進メニュー	1,812	294	162	52	2	78	13	1,531

そして、労働局は、事業実績報告書等に記載されたアウトプット実績及びアウトカム実績について、算定の根拠となる個別事業の利用者名簿等の資料による確認を全く行っていないなったり、一部の実績についてのみ確認しているなど確認を十分に行っていないなどしていた。

また、第三者委員会による中間評価報告書に基づく前記43事業の審査の結果、42事業については事業の継続要件を満たしているなどとされたことから、翌年度以降も事業は継続して実施されていた。そこで、上記の42事業について、前記の適正なアウトカム実績に基づいて事業の継続要件を満たしているかをみたところ、中間評価報告書に基づくアウトカム実績が、事業全体のアウトカム指標の5割を達成できていない事業が2事業、事業の初年度と2年度目の2年連続で9割を達成できていない事業が2事業見受けられ、これら4事業は事業の継続要件を満たしていなかったため、原則として事業を継続することができなかつたと認められる(表3参照)。

表3 4事業における事業継続要件の適否の状況等

(単位：円)

労働局名	地域雇用創造推進事業名	受託者(協会名)	委託契約締結年度	事業実施年度	委託契約額	事業実施年度ごとの事業全体のアウトカム指標に対するアウトカム実績の達成率					事業の継続要件の状況注(2)	左の結果、事業継続要件を満たした事業にかかった委託契約額(事業実施年度)
						20	21	22	23	24		
大阪労働局	空港周辺移転跡地(国の有効利用促進条例をとりまわすこと)の活用による産業雇用創出	豊中市雇用創造協会	平成20	20	4,717,595	0.0%	85.8%	71.3%			アウトカム実績が事業全体のアウトカム指標に対して5割未満	122,700,681 (21、22両年度)
				21	61,336,049							
				22	61,364,632							
徳島労働局	渦巻く市民力がいきいき鳴門市地域を未来へつなぐ」との雇用創出	鳴門市地域雇用創造協会	21	21	注(1) 0	注(1)	43.1%	36.9%			アウトカム実績が事業全体のアウトカム指標に対して事業の初年度と2年度目の2年連続で9割未満	32,804,000 (23年度)
				22	33,818,000							
				23	32,804,000							
神奈川労働局	[かわさき基準] (通称 KIS: Kawasaki Innovation Standard) の理念を活かす産業人材育成	川崎市地域雇用創造推進協会	21	21	113,686,000	78.5%	79.3%	77.2%			アウトカム実績が事業全体のアウトカム指標に対して事業の初年度と2年度目の2年連続で9割未満	145,480,000 (23年度)
				22	145,454,000							
				23	145,480,000							
高知労働局	成長可能性の高い分野で、高度人材を実践的に育成し、さらなる安定雇用を創出	高知市雇用創造推進協会	22	22	32,732,000	76.1%	63.0%	46.4%			アウトカム実績が事業全体のアウトカム指標に対して事業の初年度と2年度目の2年連続で9割未満	52,987,000 (24年度)
				23	55,251,000							
				24	52,987,000							

注(1) 委託契約締結は平成21年度中であるが、委託契約書の事業実施期間は、事業構想の事業実施期間に基づく22、23両年度となっている。

注(2) 継続要件を満たさないと判断された最初の時点をもって、事業は原則として継続できなかったものと判断している。

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

<事例1>

徳島労働局は、平成21年度に鳴門市地域雇用創造協会と委託契約(22、23両年度の委託契約額計66,622,000円)を締結し、対象地域を鳴門市とする地域雇用創造推進事業「渦巻く市民力がつくるいきいき鳴門一人と地域を未来へつなぐ」との雇用創出—」を実施していた。そして、同協会は、22年度分の中間評価報告書において、アウトカム実績は60人であり、事業構想で定めた22年度の事業全体のアウトカム指標65人に対する達成率は92.3%であったとして同局に報告し、同局は当該中間評価報告書を貴省に提出して翌年度の23年度も同事業は継続して実施されていた。

しかし、同局は、中間評価報告書等におけるアウトカム実績等が適切に算定されているかなどを確認を十分に行っておらず、アウトカム実績には、鳴門市外からの求職者等で就職先等が鳴門市外であった者や新規学卒者等のアウトカム実績には計上できないと認められるものが32人含まれていた。

そこで、上記の32人を除いて適正なアウトカム実績を算出すると28人となり、これに基づき事業全体のアウトカム指標に対するアウトカム実績の達成率を算出すると43.1%となり、5割未満となる。したがって、当該事業は事業の継続要件を満たさないこととなることから、翌年度の23年度は、原則として事業を実施することができなかったと認められる。

(2) 個別事業の利用対象者の範囲の設定、利用者の状況等

前記の個別事業990件について、個別事業の利用対象者の範囲の設定や募集の状況をみると、5労働局管内の8事業に係る個別事業148件(雇用拡大メニュー22件、人材育成メニュー111件及び就職促進メニュー15件。これらに係るパッケージ事業の委託契約額計4億6644万余円)^(注6)は、募集案内等の利用対象者を「先着順」、「誰でも可能」等としていて、個別事業の利用対象者の範囲の設定や募集の方法が適切ではなく、上記の5労働局は、個別事業における利用対象者の範囲の設定等の状況について確認を十分に行っていないかった。

(注6) 5労働局 大阪、兵庫、岡山、高知、福岡各労働局

一方、前記の15労働局管内の43事業に係る人材育成メニュー及び就職促進メニューの個別事業729件のうち、アウトプット実績に占める地域求職者の人数と地域求職者以外の人数を確認できた個別事業722件について、実際の利用者の状況をみると、13労働局管内の23事業に係る個別事業149件(これらに係るパッケージ事業の委託契約額計16億3093万余円)^(注7)において、人材育成メニュー等については原則として地域求職者を利用対象者とするものとされているのに、求職していない在職者等の地域求職者以外の人数が地域求職者の人数を上回っており、このうち9件においては地域求職者が1人もいない状況となっていた。そして、上記の13労働局は、人材育成メニュー等の個別事業における地域求職者の人数等の利用者の状況の確認を十分に行っていないかった。

(注7) 13労働局 北海道、秋田、新潟、静岡、大阪、兵庫、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、高知、大分各労働局

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

<事例2>

高知労働局は、平成22年度に高知市雇用創出促進協議会と委託契約(22年度から24年度までの3か年の委託契約額計140,970,000円)を締結し、対象地域を高知市とする地域雇用創造推進事業「成長可能性の高い分野で、高度人材を実践的に育成し、さらなる安定雇用を創造」を実施していた。そして、同協議会は、23年度に、人材育成メニューとして「観光資源ブラッシュアップ実践講座」(利用定員20人、事業費1,741,867円)を実施し、アウトプット実績を18人として事業実績報告書等に記載し、同局に提出していた。

しかし、同講座の募集案内を確認したところ、同協議会は、同講座の利用対象者の範囲の設定や募集に当たり、利用対象者を「市内宿泊施設の職員向け」として旅館等から推薦を受けた職員に限定し、地域求職者を対象としていなかった。

その結果、上記の18人に地域求職者は1人もおらず、アウトカム実績も0人となっていた。

(改善を必要とする事態)

アウトプット実績及びアウトカム実績を協議会が適切に把握していない事態、個別事業の利用対象者の範囲の設定等が適切なものとなっていない事態、人材育成メニュー等の個別事業において地域求職者以外の人数が地域求職者の人数を上回っている事態、及び労働局がそれらの確認を十分に行っていないなどの事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 労働局等に対して、協議会がアウトプット実績及びアウトカム実績を適切に把握することや個別事業の利用対象者の範囲の設定等を適切に行うこと、労働局がそれらの確認を適切に実施することなどについての具体的な指示を行っていないこと
- イ 事業の実施に当たり、人材育成メニュー等に係る個別事業において、原則として地域求職者が対象であることについて、労働局等に対する周知等を十分に行っておらず、地域求職者以外の人数が地域求職者の人数を上回っている個別事業が多数見受けられる事態について、その原因等の検証を十分に行っていないこと

3 本院が要求する改善の処置

依然として雇用機会が不足している地域がある中で、雇用の創出に向けた意欲の高い地域の自主性を重視しながら、パッケージ事業の実施により今後も地域の雇用の創出を効果的に促進していくことが重要である。

については、貴省において、今後、パッケージ事業の実施による効果に対する評価を適切に行い、地域における効果的な雇用の創出に資することとなるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 労働局に対して、協議会がアウトプット実績及びアウトカム実績を適切に把握する具体的な方法や個別事業の利用対象者の範囲の設定等を適切に行うこと、労働局がそれらの確認を適切に実施することなどについて、実施要領及び募集要項に明示するなどして周知すること
- イ 人材育成メニュー等に係る個別事業の対象について、原則として地域求職者とすることを実施要領及び募集要項に明示するなどして、労働局等に対して周知等すること、また、地域求職者が対象となっていない個別事業については、その原因等の検証を十分に行った上で、検証結果を踏まえた改善策を労働局等に対して周知すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付に当たり、交付額を適切に算定することなどにより、予算の効果的な執行を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費
部 局 等	厚生労働本省
交付の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
交付先	45 国民健康保険団体連合会
交付金事業の概要	国が各都道府県の国民健康保険団体連合会に対して高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を交付し、国民健康保険団体連合会ではこれにより国保高齢者医療制度円滑導入基金の積み増しを行うとともに、同基金を取り崩すことにより指定公費負担医療費の支払を行うもの
上記の国民健康保険団体連合会に交付した交付金交付額の合計	2954億0711万余円(平成23、24両年度)
上記のうち過大に交付されていた交付金交付額	124億8911万円

1 交付金の概要等

(1) 70歳から74歳までの被保険者等の療養の給付に係る一部負担金等の特例措置

厚生労働省は、健康保険法(大正11年法律第70号)等に基づく医療保険制度を所管している。そして、医療保険制度の下における被保険者等は、医療機関等において療養の給付を受けるなどしたときは、一部負担金として、療養の給付に要する費用の額のうち年齢等の区分ごとに定められた割合に応じた額を当該医療機関等に支払わなければならないことなどとなっている。

この療養の給付に係る一部負担金等のうち70歳から74歳までの被保険者等に係るものの負担割合は、従前は1割となっていたが、平成18年の医療制度改革において見直しが行われ、20年4月1日以降は、原則として2割となっている。

しかし、厚生労働省は、見直しの初年度の20年度に、70歳から74歳までの被保険者等が20年4月1日から21年3月31日までの間に受けた療養の給付に係る一部負担金等のうち、当該医療制度改革により新たな負担増となる1割に相当する額(以下「指定公費負担医療費」という。)については、国が当該被保険者等に代わって医療機関等に支払うことなどとする特例措置(以下「特例措置」という。)を設けている。

そして、厚生労働省は、その後も特例措置を継続して実施しているが、「平成26年度予算編成の基本方針」(平成25年12月閣議決定)等に基づき、26年4月1日以降に新たに70歳となる被保険者等については療養の給付に係る一部負担金等の負担割合を法定の2割とする一方で、26年3月31日までに70歳に達していた被保険者等については引き続き特例措置の対象としている。このため、特例措置は、これらの被保険者等が75歳に達する30年度末まで存続することになっている。

(2) 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金等の概要

医療保険制度のうち、国民健康保険(前掲211ページ「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)における特例措置の実施に当たっては、各都道府県単位で設立されている国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)が、医療機関等において診療を行った月の翌々月に当該診療に係る医療給付費(療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額。以下同じ。)の支払を行うときに、この支払と併せて、当該医療機関等に対して指定公費負担医療費の支払を行うことなどとなっている。

厚生労働省は、19年度末に、各国保連合会において20年度の指定公費負担医療費の支払のために必要となる資金を高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金として各国保連合会に交付し、国保高齢者医療制度円滑導入基金(以下「国保基金」という。)を造成させている。そして、各国保連合会では、これを取り崩すことにより指定公費負担医療費の支払を行っている。その後も同省は、20年度から24年度までの各年度の年度末に、各国保連合会において翌年度の指定公費負担医療費の支払に必要な資金を高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金(以下「交付金」という。)として各国保連合会に一括して交付しており、各国保連合会では、その交付を受けて国保基金の積み増しを行った上で、翌年度に指定公費負担医療費の支払を行っている。

厚生労働省が全国の国保連合会に対して19年度から24年度までの間に交付した交付金等の交付額、及び全国の国保連合会において20年度から25年度までの間に指定公費負担医療費の支払のために国保基金を取り崩した額は表1のとおりとなっており、毎年度多額に上っている。

表1 交付金等の交付額等 (単位：千円)

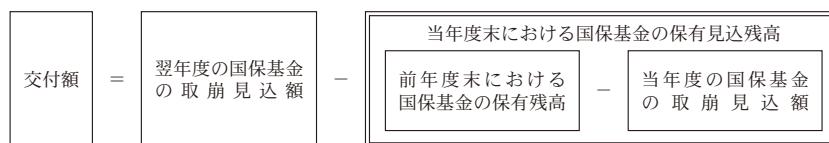
交付年度	交付額	執行年度	取崩額
平成19	104,404,206	20	144,121,460
20	212,781,549	21	160,672,107
21	181,850,203	22	160,883,657
22	179,378,585	23	166,545,928
23	163,300,764	24	168,617,095
24	163,141,409	25	173,854,939

(注) 平成20年度を取崩額には、20年度の交付額を取り崩した額が一部含まれている。

(3) 交付金の交付額の算定方法

厚生労働省は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金交付要綱(厚生労働事務次官通知)を毎年度定めており、これに基づき交付金の交付額の算定を行っているが、23年度にその算定方法の見直しを行ったとしている。同省は、この見直しについて、交付額の算定に当たり翌年度の指定公費負担医療費の支払に必要な額を超える算定を行うことのないようにするために、翌年度の指定公費負担医療費の支払に充当できる各国保連合会の国保基金の保有残高については、これを翌年度の指定公費負担医療費の支払に必要な額から控除することにしたとしている。そして、23、24両年度の交付金の交付額については、図の算定方法により算定を行っている。

図 交付金の交付額の算定方法(平成 23、24 両年度)



(注) 「前年度末における国保基金の保有残高」には、前年度末に既に交付済みとなっている当年度分の指定公費負担医療費の支払のための交付金の額が含まれている。

厚生労働省は、交付金の交付額の算定の基礎となるのは図の「翌年度の国保基金の取崩見込額」であり、これは翌年度の指定公費負担医療費の支払に必要なと見込まれる12か月分の額であるとしているが、上記の算定方法の見直しの趣旨に基づき、「当年度末における国保基金の保有見込残高」がある場合には、これを「翌年度の国保基金の取崩見込額」から控除している。

そして、厚生労働省は、「翌年度の国保基金の取崩見込額」及び「当年度末における国保基金の保有見込残高」を算出するなどのために、各国保連合会に対して、交付金の各年度の取崩実績額、年度末における国保基金の保有残高等を報告させており、このうち、年度末における国保基金の保有残高については、同省に提出する国保基金の事業実績報告書(以下「事業実績報告書」という。)の「年度末保管額」欄に記載させることとしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、交付金の交付額は、前記の算定方法の見直しの趣旨に基づき、翌年度の指定公費負担医療費の支払に必要な額として適切に算定され、交付されているかなどに着眼して、厚生労働省が23、24両年度に47国保連合会に対して交付した交付金(23年度計1633億0076万余円、24年度計1631億4141万余円、合計3264億4217万余円)を対象として、同省及び25国保連合会において会計実地検査を行うとともに、同省から47国保連合会に対する交付金の交付額の算定に係る関係書類の提出を受け、その内容を精査するなどして検査した。

(注) 25国保連合会 北海道、山形県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、香川県、高知県、福岡県、長崎県、宮崎県、鹿児島県各国保連合会

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

厚生労働省は、23、24両年度の交付金の交付額の算定に当たり、「前年度末における国保基金の保有残高」については、前年度の事業実績報告書に記載されている「年度末保管額」から2月診療分及び3月診療分に係る指定公費負担医療費の支払額を控除して算出していた。これについて、同省は、この「年度末保管額」は3月末現在のものであり、3月末現在では未払となっている2月診療分(4月取崩し)及び3月診療分(5月取崩し)に係る支払額が含まれていることから、これらの支払額を控除する必要があるとしていた。

しかし、厚生労働省は、各国保連合会に対して、事業実績報告書に記載する「年度末保管額」については、過年度の事業実績報告書において3月末現在における国保基金の保有残高を記載して報告していた場合を除き、原則として、4月末現在における国保基金の保有残高

を記載して報告するよう通知していた。そこで、各国保連合会が事業実績報告書に記載していた「年度末保管額」について確認したところ、47都道府県のうち、東京都、山梨県両国保連合会は、3月末現在の保有残高を「年度末保管額」として同省に報告していたのに対して、これらの2国保連合会を除く45道府県の国保連合会(以下「45国保連合会」という。)は、2月診療分に係る支払額を取り崩した後の4月末現在の保有残高を「年度末保管額」として同省に報告していた。そして、同省は、このように各国保連合会が報告した「年度末保管額」には3月末現在の保有残高であるものと4月末現在の保有残高であるものとが混在しているのに、これを的確に把握することなく、一律に3月末現在のものとして「前年度末における国保基金の保有残高」を算出していた。その結果、45国保連合会の「前年度末における国保基金の保有残高」は、既に取り崩済となっている2月診療分に係る支払額が重複して控除されることになり、当該1か月分が過小となっていて、これにより交付金の交付額は、翌年度の指定公費負担医療費の支払に必要と見込まれる12か月分の額よりも1か月分が過大に算定されていた。

これらを踏まえて、2月診療分に係る支払額(23年2月診療分131億2286万余円、24年2月診療分124億8911万余円)を控除せずに「前年度末における国保基金の保有残高」を算出するなどして23、24両年度における45国保連合会に対する交付金の交付額を算定したところ、表2及び表3のとおり、当該交付金の交付額(23年度計1489億4797万余円、24年度計1464億5913万余円、合計2954億0711万余円)は、23、24両年度を通じて、24年2月診療分に係る指定公費負担医療費の支払額に相当する124億8911万余円が過大に算定され、交付されていると認められた。

表2 平成23、24両年度を通じて過大に交付されていると認められた額 (単位：千円)

年度	翌年度の国保基金の取崩見込額 (A)	当年度末における国保基金の保有見込残高 (B) = (C) - (G)					交付金交付額 (A) - (B)	差引 (交付金交付額への影響額)	計 (23、24両年度を通じて過大に算定され、交付されていると認められた額)		
		前年度末における国保基金の保有残高 (C) = (D) - (E) - (F)		当年度の国保基金の取崩見込額 (G)	交付金交付額 (A) - (B)	差引 (交付金交付額への影響額)				計 (23、24両年度を通じて過大に算定され、交付されていると認められた額)	
		年度末保管額 (D)	年度末保管額から控除する額								
			2月診療分に係る支払額 (E)								3月診療分に係る支払額 (F)
平成23	161,849,153	192,246,533	13,122,865	13,122,865			166,000,801	153,099,624	12,901,176		148,947,976
	161,849,153	192,246,533	0	13,122,865	179,123,667	153,099,624	26,024,042	135,825,111			
24	159,346,042	191,222,878	12,489,111	13,294,602	165,439,164	152,552,256	12,886,907	146,459,134	△ 633,754		
	159,346,042	178,100,012	0	13,294,602	164,805,410	152,552,256	12,253,153	147,092,888			

注(1) 各年度の上段は厚生労働省による算定額を、下段は本院の指摘に基づく修正額をそれぞれ記載している。

注(2) 端数処理の関係で算式と一致しない計数となっている欄がある。

注(3) 平成23年度の「2月診療分に係る支払額」(E)及び「3月診療分に係る支払額」(F)が同額となっているのは、厚生労働省において、実際の支払額ではなく、過去の支払実績等に基づいて算出した平均支払額を用いて当該支払額としていたためである。

注(4) 平成24年度における修正後の「年度末保管額」(D)については、23年度の過大交付額の修正に伴い生じる減少額(△13,122,865千円)を反映させている。このため、24年度の交付額は633,754千円過小となっている。

表3 国保連合会別の過大交付額等

(単位：千円)

国保連合会名	交付金 交付額	過大交付額	国保連合会名	交付金 交付額	過大交付額
北海道国保連合会	14,278,736	650,067	京都府国保連合会	6,680,913	280,884
青森県国保連合会	3,385,047	156,348	大阪府国保連合会	26,422,085	1,108,545
岩手県国保連合会	3,703,941	163,043	兵庫県国保連合会	15,312,803	651,284
宮城県国保連合会	8,493,625	308,509	奈良県国保連合会	3,663,138	156,104
秋田県国保連合会	2,751,737	133,744	和歌山県国保連合会	2,761,999	121,841
山形県国保連合会	2,800,136	127,772	鳥取県国保連合会	1,294,446	57,904
福島県国保連合会	6,448,968	246,584	島根県国保連合会	1,580,648	77,461
茨城県国保連合会	7,270,602	295,222	岡山県国保連合会	5,167,926	220,879
栃木県国保連合会	4,772,200	197,540	広島県国保連合会	7,001,568	302,870
群馬県国保連合会	4,748,927	196,288	山口県国保連合会	4,212,551	186,498
埼玉県国保連合会	18,750,130	761,264	徳島県国保連合会	1,862,832	85,781
千葉県国保連合会	15,781,201	641,918	香川県国保連合会	2,746,023	118,600
神奈川県国保連合会	22,505,773	919,609	愛媛県国保連合会	3,852,979	167,496
新潟県国保連合会	5,740,856	250,681	高知県国保連合会	2,037,374	90,764
富山県国保連合会	2,543,463	108,583	福岡県国保連合会	12,360,490	539,556
石川県国保連合会	2,782,865	116,832	佐賀県国保連合会	2,260,951	100,405
福井県国保連合会	1,730,572	78,463	長崎県国保連合会	3,468,254	153,423
長野県国保連合会	5,338,910	222,683	熊本県国保連合会	4,463,747	200,344
岐阜県国保連合会	5,592,766	237,687	大分県国保連合会	3,285,064	143,905
静岡県国保連合会	9,910,306	412,418	宮崎県国保連合会	2,980,114	134,381
愛知県国保連合会	18,352,100	743,706	鹿児島県国保連合会	4,385,622	198,944
三重県国保連合会	4,724,807	201,233	沖縄県国保連合会	2,260,130	97,257
滋賀県国保連合会	2,937,764	123,768	計	295,407,110	12,489,111

注(1) 交付金交付額は、平成23、24両年度の合計額である。

注(2) 端数処理の関係で、各欄の計数を集計しても「計」欄とは一致しない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

厚生労働省は、平成24年度の大阪府国保連合会の交付金の交付額の算定に必要となる23年度末の国保基金の保有残高の算出に当たり、同国保連合会が同省に報告した23年度の年度末保管額は24年3月末現在のものとして、当該年度末保管額168億3517万余円から、24年2月診療分(24年4月取崩分)に係る指定公費負担医療費の支払額11億0854万余円及び24年3月診療分(24年5月取崩分)に係る指定公費負担医療費の支払額11億7768万余円を控除していた。しかし、同国保連合会は、同省からの通知に基づき、24年2月診療分に係る指定公費負担医療費の支払額を取り崩した後の24年4月末現在の国保基金の保有残高を同省に報告していた。したがって、同省における23年度末の国保基金の保有残高の算出に当たり、24年2月診療分の支払額を控除する必要はなかった。また、23年度においても同様の事態が見受けられた。その結果、同国

保連合会に対する交付金の交付額は、23、24両年度を通じて、11億0854万余円過大に算定され、交付されていた。

このように、45国保連合会に対して、翌年度の指定公費負担医療費の支払に必要と見込まれる12か月分の額を1か月分上回る交付額を算定し、交付していた事態は、前記の交付額の算定方法の見直しの趣旨に沿わないもので、予算の効果的な執行を図る見地からみて適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、交付額の算定方法の見直しの趣旨に基づき、各国保連合会における国保基金の保有残高を的確に把握した上で交付額を算定して、予算の効果的な執行を図ることについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、27年度の特例措置の実施に必要な交付金の交付額の算定に当たっては、交付額の算定方法の見直しの趣旨に基づき、各国保連合会における国保基金の保有残高を的確に把握した上で、同年度の指定公費負担医療費12か月分の支払に必要と見込まれる額を適切に算定するなど、予算の効果的な執行を図る処置を講じた。

- (2) 緊急雇用創出事業の実施に必要な機器等をリースにより調達し、当該機器等を事業終了後も継続して使用することが見込まれる場合において、合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを実施要領に明示することなどにより、同事業の対象経費となる機器等のリース料が適切に算定されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)高齢者等雇用安定・促進費 (項)東日本大震災復旧・復興高齢者等雇用安定・促進費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	6道県
補助事業の概要	緊急雇用創出事業臨時特例交付金の交付を受け、失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出して提供するなどの事業を実施するための基金を造成するもの
緊急雇用創出事業の概要	民間企業への委託等により、失業者に対する短期の雇用機会の創出等を図るもの
上記事業の終了後に受託者等が自らの負担によるなどして行う事業に係るリース料を含めていた事業数及び事業費	22事業 39億3578万余円(平成23年度～25年度)

上記の事業に対する緊急雇用創出事業臨時特例交付金相当額	39 億 3578 万余円
過大に算定されていたと認められたリース料	6 億 4225 万余円(平成 23 年度～25 年度)
上記のリース料に対する緊急雇用創出事業臨時特例交付金相当額	6 億 4225 万円

1 制度の概要

(1) 緊急雇用創出事業の概要

厚生労働省は、平成 20 年秋以降、深刻な経済不安を背景にして、派遣労働者のいわゆる雇止めなどの雇用不安が社会問題化するなど、地域の雇用情勢が全国的に急激に悪化したことから、20 年度に都道府県に対して、「平成 20 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」(平成 21 年厚生労働省発職第 0130003 号)等に基づき緊急雇用創出事業臨時特例交付金(以下「緊急雇用交付金」という。)1500 億円を交付し、その後、平成 25 年度第 1 次補正予算まで累次の追加交付を行い、累計で 1 兆 5798 億余円を都道府県に交付している。そして、緊急雇用交付金の交付を受けた都道府県は、これを原資として緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「基金」という。)を造成し、失業者に対する原則として 1 年以内の短期の雇用・就業機会を創出して提供するなどの緊急雇用創出事業(以下「基金事業」という。)を実施している(基金事業の実施期間、対象となる経費(以下「対象経費」という。)等については、前掲 237 ページの「緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの」参照)。

なお、25 年度末時点での基金残高は、3779 億 0580 万余円となっている。

(2) 緊急雇用創出事業に必要となる機器等の取扱い

厚生労働省が定めた「緊急雇用創出事業実施要領」(平成 21 年職発第 0130008 号。以下「実施要領」という。)等によれば、基金事業を実施する場合に基金事業を受託した民間企業等(以下「受託者」という。)や自ら失業者を雇い入れて事業を実施する各都道府県及び各市町村等(以下、受託者と合わせて「受託者等」という。)が取得する財産は、取得価格等が 50 万円未満のものとし、50 万円以上の財産の取得は認めないこととされている。そして、基金事業を実施する上で 50 万円以上の機器等を必要とする場合は、原則としてリース等により調達することとされているが、厚生労働省は、実施要領等において、基金事業の対象経費となる機器等のリース料の算定に用いるリース期間の設定方法については、明示していない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、基金事業の対象経費となる機器等のリース料の算定に係るリース期間は適切に設定され、リース料が適切に算定されているかなどに着眼して、厚生労働本省、7 道県及び 5 県管内の 13 市町において、23 年度から 25 年度までの間に実施された基金事業を対象として、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行う

とともに、7道県及びその管内の56市町村(上記5県管内の13市町を含む。)において実施された基金事業のうち、契約金額が100万円以上のリース契約を締結していて、当該リース契約に係るリース料を対象経費として計上している175事業(事業費計117億5307万余円、このうち機器等に係るリース料計13億1660万余円)を対象として、リース契約に関する調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注1) 7道県 北海道、岩手、秋田、山形、山梨、愛媛、沖縄各県

(注2) 5県 岩手、秋田、山形、愛媛、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記175事業のうち、3道県及び7道県管内の38市町村が委託するなどして実施した77事業(事業費計65億4392万余円、このうち基金事業の対象経費となるリース料計9億6427万余円)については、基金事業を開始するに当たり、事業を実施した道県又は市町村と受託者との間で締結された協定書等において、基金事業の終了後も受託者等が自らの負担によるなどして事業を継続して実施することが予定されていた。

そして、上記77事業のうち、道及び5県管内の17市町村が委託するなどして実施した22事業(事業費計39億3578万余円、このうち基金事業の対象経費となるリース料計7億7949万余円)については、機器等の使用可能年数として一般的に認められている「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間(以下「法定耐用年数」という。)よりも短期間となっている1年以内の事業期間又は当該事業期間内における当該機器等の使用期間(以下「事業期間等」という。)をリース期間と設定してリース料を算定しており、この額を基金事業の対象経費としていた。また、上記の22事業については、受託者等が基金事業の終了後も、リースにより調達された機器等をリース料の10分の1程度の低額で再リースしたり、低額で買い取ったりするなどして継続して使用していた。

しかし、基金事業において調達した機器等について、事業期間等をリース期間と設定しリース料を算定して、この額を基金事業の対象経費とすることは、基金事業の終了後に受託者等が自らの負担によるなどして行う事業で使用する当該機器等に係るリース料も基金事業の対象経費に含めることになる。このため、基金事業の終了後も受託者等が継続して使用する見込みのある機器等をリースにより調達する場合のリース料の算定に当たっては、事業期間等をリース期間として設定するのではなく、法定耐用年数等の合理的な基準に基づいてリース期間を設定し、事業期間等に発生した分のリース料のみを基金事業の対象経費とするのが適切であると認められる。

そして、前記の22事業について、リースにより調達された機器等の法定耐用年数をリース期間と設定しリース料を算定して事業期間等に発生するリース料のみを基金事業の対象経費とすると、表のとおり、リース料は計1億3724万余円となり、当初基金事業の対象経費として計上したリース料計7億7949万余円との差額6億4225万余円は過大に算定されていたと認められた。

(注3) 3道県 北海道、岩手、沖縄両県

(注4) 5県 岩手、秋田、山形、愛媛、沖縄各県

(注5) 17市町村 盛岡、花巻、北上、一関、釜石、二戸、奥州、にかほ、鶴岡、西予、名護各市、下閉伊郡山田、九戸郡洋野、雄勝郡羽後、国頭郡本部、島尻郡南風原各町、国頭郡今帰仁村

表 過大に算定されていた額の道県別内訳 (単位：件、千円)

道県	実施主体	事業数	事業費支払額	基金事業の対象としたリース料(A)	法定耐用年数をリース期間と設定し算定したリース料(B)	過大額(A-B)
北海道	北海道	1	25,149	464	83	381
岩手県	盛岡市	2	423,456	173,058	36,213	136,845
	花巻市	1	152,846	52,998	10,740	42,257
	北上市	1	1,127,865	7,864	1,123	6,741
	一関市	1	275,913	112,998	29,756	83,241
	釜石市	1	21,043	5,836	273	5,563
	二戸市	1	121,342	53,743	5,206	48,537
	奥州市	1	339,595	132,993	19,743	113,250
	山田町 洋野町	1 1	430,593 184,580	18,808 53,432	2,522 6,846	16,285 46,586
秋田県	にかほ市	3	409,499	31,761	2,744	29,016
	羽後町	1	98,800	33,964	3,955	30,008
山形県	鶴岡市	1	129,913	51,675	10,599	41,075
愛媛県	西予市	1	118,518	40,297	5,961	34,336
沖縄県	名護市	1	30,543	2,434	289	2,145
	今帰仁村	1	10,088	1,600	228	1,371
	本部町	2	15,700	4,338	648	3,690
	南風原町	1	20,333	1,223	305	917
計	1道17市町村	22	3,935,781	779,493	137,242	642,251

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

岩手県九戸郡洋野町は、平成24年度に、コールセンター業務等の実施によって、コールセンター等の情報通信技術を活用した新たな業種に対応できる人材を育成することを目的とする「コールセンター人材育成事業」を基金事業として契約金額1億8989万余円(変更契約金額2億2209万余円)で株式会社Aに委託し、同会社が当該事業を実施したことを確認して、1億8458万余円を同会社に支払っており、岩手県は同町に対して、基金を財源として同額の補助金を交付していた。そして、本件基金事業が開始される前の24年3月に同町と同会社との間で締結された「事業所立地に関する協定書」等において、同会社が基金事業の終了後も自らの負担によるなどしてコールセンター業務等を継続して実施することが予定されていた。

同会社は、コールセンター業務用機器等のリース料について、法定耐用年数(6年等)よりも短期間となっている基金事業の期間内の使用期間(以下「使用期間」という。)である8か月をリース期間と設定し5343万余円と算定して、同額を基金事業の対象経費としていた。

しかし、基金事業において調達した機器等について、使用期間をリース期間と設定しリース料を算定して、この額を基金事業の対象経費とすることは、基金事業の終了後に同会社が自らの負担によるなどして行う事業で使用する当該機器等に係るリース料も基金事業の対象経費に含めることになる。

このように、前記の22事業において基金事業の終了後に受託者等が自らの負担によるなどして行う事業で使用するリース機器等に係る経費分も含めて基金事業の対象経費としていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、基金事業に必要となる機器等をリースにより調達する場合に、基金事業の対象経費となる機器等のリース料の算定に用いるリース期間の設定方法を実施要領等に明示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、27年5月に実施要領を改正して、委託者と受託者との間で文書等により基金事業の終了後における当該基金事業によらない事業の継続について合意があったとみなされる場合は、原則としてリース物件の法定耐用年数をリース期間として設定し、リース期間を通じた均等払いとすることとして、事業期間等に発生した分のリース料のみを基金事業の対象経費とすることを実施要領に明示するなどし、同年4月1日に遡及して適用することとして、都道府県等に対して周知を図る処置を講じた。

- (3) 厚生労働科学研究費補助金により取得した機械器具について、研究期間の終了後に研究代表者から所属機関へ譲渡することを促して、一層の活用を図る態勢を整備するとともに、譲渡の手続が適正に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)厚生労働科学研究費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業	厚生労働科学研究費補助
補助事業の概要	厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする研究事業等を行うもの
検査の対象とした12機関に所属する研究代表者等が厚生労働科学研究費補助金により取得した機械器具の数量及び取得価格	1,075 個 23 億 5311 万余円(平成 21 年度～25 年度)
上記のうち平成25年度末までに研究期間が終了した数量及び取得価格(他機関へ移転されるなどした機械器具を除く。)(1)	718 個 15 億 6036 万余円
(1)のうち研究代表者等の所属機関に譲渡されていなかったが適切に管理されるなどしていた機械器具の数量及び取得価格(2)	358 個 7 億 0706 万円(背景金額)

(1)のうち研究代表者等の所属機関に譲渡されていなかった上に適切に管理されていなかったなどの機械器具の数量及び取得価格(3)	116 個	2 億 8262 万円
(1)のうち研究代表者等の所属機関に譲渡されていたが譲渡手続が適正に行われていなかった機械器具の数量及び取得価格(4)	63 個	1 億 1639 万円
(3)及び(4)の計	179 個	3 億 9901 万円

1 厚生労働科学研究費補助金の概要

(1) 厚生労働科学研究費補助金の概要

厚生労働省は、厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的として、研究事業等を行う個人である研究者等に対して、厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年厚生省告示第130号)等(以下「取扱規程等」という。)に基づき、厚生労働科学研究費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。取扱規程等によれば、補助金の交付先である個人は国内の試験研究機関等に所属する研究代表者とされており、研究代表者が研究を複数の者と共同で実施する場合の組織は研究代表者、研究分担者等により構成されることとされている。

(2) 機械器具の管理

取扱規程等によれば、研究事業により取得した機械器具でその価格が単価30万円以上の機械器具については、厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して処分してはならないこととされており、また、研究事業により取得した機械器具については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、事業の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこととされている。そして、機械器具を取得したときは、その機械器具を保管する研究代表者又は研究分担者が機械器具保管証を作成した上で、研究代表者が総括管理すること、研究代表者は機械器具を処分するまで機械器具の管理状況を把握することなどとされている。

(3) 機械器具の譲渡

「厚生労働科学研究費補助金により取得した財産の取扱いについて」(平成14年厚科第0628003号厚生科学課長決定。以下「課長決定」という。)によれば、補助金の交付を受けて取得した機械器具については、補助金の交付を受けた研究代表者が補助金の目的に沿って適正に活用するために、研究期間の終了後においても引き続き所属機関で、研究事業と類似した研究活動に利活用する場合、財産処分の承認の手続の簡素化を図ることとされている。そして、研究代表者が、所属機関に補助金により取得した機械器具を譲渡する場

合は、譲渡を行う前に「厚生労働科学研究費補助金に係る財産処分報告書」(以下「処分報告書」という。)により厚生労働大臣等に報告することとし、報告があった場合には、厚生労働大臣等の承認があったものとして取り扱うこととされている。また、厚生労働省は、処分報告書について研究代表者のみが提出できるとしている。

厚生労働省は、課長決定について、研究期間の終了後に研究代表者の所属機関に機械器具を譲渡することを促すものであり、これにより同一機器の重複購入を防止するとともに、機械器具の一層の活用を図るとしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、効率性等の観点から、補助金により取得した機械器具は、研究代表者の所属機関への譲渡は進んでいるか、研究期間の終了後も、適切に管理され、活用されているか、所属機関への譲渡の手続は適正に行われているかなどに着眼して、平成21年度から25年度までの間に12機関に所属する研究代表者等が取得した機械器具1,075個(取得価格計23億5311万余円。研究分担者が研究代表者から補助金の配分を受けて取得した機械器具を含む。以下同じ。)を対象として、厚生労働本省及び10機関^(注1)において関係書類により会計実地検査^(注2)を行うとともに、2機関については調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注1) 10機関 国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立感染症研究所、国立障害者リハビリテーションセンター、独立行政法人国立健康・栄養研究所(平成27年4月1日以降は、独立行政法人医薬基盤研究所と統合し、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所)、独立行政法人医薬基盤研究所(27年4月1日以降は、独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合し、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所)、独立行政法人国立がん研究センター(27年4月1日以降は国立研究開発法人国立がん研究センター)、独立行政法人国立循環器病研究センター(27年4月1日以降は国立研究開発法人国立循環器病研究センター)、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター(27年4月1日以降は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター)、独立行政法人国立成育医療研究センター(27年4月1日以降は国立研究開発法人国立成育医療研究センター)

(注2) 2機関 独立行政法人国立国際医療研究センター(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人国立国際医療研究センター)、独立行政法人国立長寿医療研究センター(27年4月1日以降は国立研究開発法人国立長寿医療研究センター)

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 研究期間の終了後における機械器具の管理等

ア 機械器具の譲渡の状況

12機関に所属する研究代表者等が21年度から25年度までの間に取得した機械器具1,075個(取得価格計23億5311万余円)についてみると、このうち、780個(取得価格計16億3107万余円)については、25年度末までに機械器具を使用するとした研究の研究期間が終了していた。そこで、研究代表者等が退職する際に機械器具を次の所属機関である大学等に移転しているなどの機械器具62個(取得価格計7070万余円)を除いた718

個(取得価格計15億6036万余円)の機械器具についてみると、26年度末時点で、244個(取得価格計5億7067万余円)は研究代表者等から所属機関に譲渡されていたが、残りの474個(取得価格計9億8968万余円)は所属機関に譲渡されていなかった。

これを機関別にみたところ、全ての機械器具について譲渡を受けている機関が3機関、一部の機械器具について譲渡を受けている機関が1機関となっており、残りの8機関においては機械器具の譲渡を全く受けていなかった。全ての機械器具について譲渡を受けている3機関は、機械器具の納品後又は研究期間の終了後に、機関から研究代表者等に対して譲渡に関する意思の確認を行った上で、一括して譲渡の手続を行っていた。

一方、前記8機関の研究代表者によれば、機械器具を所属機関に譲渡していない理由は、研究代表者が機械器具を所属機関に譲渡済みであると誤認していたこと、課長決定があることを認識していなかったこと、研究代表者の所属機関に機械器具を譲渡することを促している課長決定の趣旨が伝わっていなかったことなどとしていた。このように、厚生労働省の意向が十分に周知されていないことなどから、研究代表者からは譲渡に関する意思表示がなされず、譲渡が進んでいなかったと史料される。

イ 譲渡されていなかった機械器具の管理状況等

研究期間の終了後に研究代表者等の所属機関に譲渡されていない9機関の機械器具474個(取得価格計9億8968万余円)についてみたところ、358個(取得価格計7億0706万余円)については適切に管理されるなどしていたが、116個(取得価格計2億8262万余円。重複分を除く。)について、次のような事態が見受けられた。

(ア) 機械器具を研究代表者等が管理していなかった事態

機械器具の管理状況についてみたところ、機械器具を取得した研究代表者等が退職又は異動し、管理者が不在のまま、所属していた機関において引き続き使用されている機械器具が6機関において66個(取得価格計2億2811万余円)見受けられた。この機械器具66個は研究代表者等が不在の状況で使用されており、研究代表者による総括管理等が行われておらず、善良な管理者の注意をもって適切に管理されていない状況であった。

(イ) 機械器具の効率的な運営が図られていなかった事態

機械器具の活用状況についてみたところ、倉庫に保管されるなどして、使用されていない機械器具が7機関において53個(取得価格計5725万余円)見受けられた。研究期間が終了し、機械器具を取得した研究代表者等にとっては使用する見込みのない機械器具であっても、所属機関に譲渡することにより、同一機器の重複購入を防止するとともに、他の研究者が使用することにより活用が図られるが、所属機関への譲渡は行われておらず、効率的な運営が図られていない状況であった。

したがって、研究代表者等の所属機関に譲渡するなどして、機械器具を適切に管理し、また、効率的な運営を図る必要があると認められた。

(2) 機械器具の譲渡の手続が適正に行われていなかった事態

前記のとおり、課長決定によれば、研究代表者が機械器具を所属機関へ譲渡を行う前に処分報告書により厚生労働大臣等に報告があった場合には、厚生労働大臣等の承認があったものとして取り扱うこととされている。

研究期間の終了後等に研究代表者等の所属機関に譲渡された4機関の機械器具244個

(取得価格計5億7067万余円)についてみたところ、181個(取得価格計4億5427万余円)については適正に譲渡の手続が行われていたが、63個(取得価格計1億1639万余円。重複分を除く。)について、次のとおり、譲渡の手続が適正に行われていない事態が見受けられた。

すなわち、厚生労働大臣等に処分報告書を提出する前に、譲渡の手続が行われている機械器具が3機関において53個(取得価格計1億0955万余円)見受けられ、厚生労働大臣等の譲渡の承認を得ずに譲渡が行われていた。

また、研究代表者ではなく、研究分担者が処分報告書を提出している機械器具が3機関において11個(取得価格計824万余円)見受けられたが、これを厚生労働大臣等は受領しており、機械器具は研究代表者等の所属機関に譲渡されていた。

(1)及び(2)について、機関別に示すと、表のとおりである。

表 厚生労働科学研究費補助金により研究代表者等が取得した機械器具の所属機関への譲渡の状況等

(単位：個)

機関名	(1)ア 機械器具の譲渡の状況		(1)イ 譲渡されていない機械器具の管理状況等		(2) 機械器具の譲渡の手続が適正に行われていなかった事態			
	研究代表者等の所属機関に譲渡されなかった機械器具	研究代表者等の所属機関に譲渡されていた機械器具	(ア) 研究代表者等が管理していなかった事態	(イ) 効率的な運営が図られていなかった事態	処分報告書を提出する前に譲渡を行っていた事態	処分報告書を研究代表者以外の者が提出していた事態		
国立保健医療科学院	11	0	1	0	/	/		
国立感染症研究所	156	0	23	31				
国立障害者リハビリテーションセンター	32	0	7	13				
(独)国立がん研究センター	106	0	24	4				
(独)国立循環器病研究センター	92	0	0	1				
(独)国立国際医療研究センター	16	0	2	1				
(独)国立成育医療研究センター	36	0	9	2				
(独)国立長寿医療研究センター	9	0	0	0				
国立医薬品食品衛生研究所	16	42	0	1			1	1
(独)国立健康・栄養研究所	0	9	/	/			9	0
(独)医薬基盤研究所	0	94			0	5		
(独)国立精神・神経医療研究センター	0	99			43	5		
計	474 (9機関)	244 (4機関)			66 (6機関)	53 (7機関)	53 (3機関)	11 (3機関)

(注) 機関名の(独)は、独立行政法人の略である。

このように、補助金により取得した機械器具について、所属機関への譲渡が進んでいなかったり、研究代表者等が不在となっているため適切に管理されていなかったり、研究期間の終了後に機械器具が使用されておらず効率的な運営が図られていなかったり、所属機関への譲渡の手続が適正に行われていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 厚生労働省において、補助金により取得した機械器具を研究代表者の所属機関に譲渡することを促している課長決定の趣旨が研究代表者等に周知徹底されていなかったり、処分報告書を研究代表者のみが提出できることが課長決定において明確にされていないなどその記載内容が十分なものとなっていなかったり、機械器具の譲渡について研究代表者の意思を確認する機会を設けていなかったりなどしていたこと
- イ 研究代表者において、補助金で取得した機械器具については、研究期間の終了後も、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ることが求められていることについての認識が欠けていたり、機械器具を所属機関に譲渡する際の手続について理解が十分でなかったりなどしていたこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、27年7月に課長決定等を改正して、同年8月にその趣旨について研究代表者に事務連絡を発して、課長決定が研究期間の終了後に所属機関へ機械器具を譲渡することを促すものであることを周知したり、所属機関を通じて研究代表者に対して譲渡の意思を確認する機会を設けたりして譲渡を促し、一層の活用を図る態勢を整備するとともに、譲渡の手続が適正に行われるよう周知徹底を図るなどの処置を講じた。

- (4) 委託契約のうち概算契約について、支出負担行為担当官、官署支出官等が行う会計事務の内容の周知徹底を図ることなどにより、検査調書の作成等が会計法令に従って適正に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)厚生労働本省共通費 等 労働保険特別会計(労災勘定) (項)労働安全衛生対策費 労働保険特別会計(雇用勘定) (項)地域雇用機会創出等対策費 等 労働保険特別会計(徴収勘定) (項)業務取扱費
部 局 等	厚生労働本省
検査調書の概要	請負契約又は物品の買入れその他の契約について、その受ける給付の完了の確認をするために必要な検査を完了した場合において支出負担行為担当官等が作成する書面
検査の対象とした委託契約の件数及び支払額	186件 84億5346万余円(平成25年度)
検査調書に基づかず支払われていた契約件数及び支払額	186件 84億5346万円(平成25年度)

1 制度の概要

(1) 厚生労働省における委託契約の概要

厚生労働省は、毎年度、国の事務、事業、調査、試験研究等(以下「委託業務」という。)を同省以外の機関等に委託する契約(以下「委託契約」という。)を多数締結しており、「(目)〇〇委託費」(国の事務、事業、調査、試験研究等を委託する経費を計上するための予算科目。以下「委託費目」という。)から委託業務の実施の対価として多額の支出を行っている。

厚生労働省における委託契約には、契約締結時に契約金額を確定するものと、契約締結時には契約金額の確定が困難なことから契約金額を概算額として、委託業務の完了後に実績に基づき契約金額を確定するもの(以下「概算契約」という。)がある。

(2) 国の契約における検収の概要

会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等によれば、支出負担行為担当官は、請負契約又は物件の買入れその他の契約については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認をするために必要な検査(以下「検収」という。)を行わなければならないとされている。検収は、支出負担行為担当官、支出負担行為担当官から検収を命ぜられた補助者又は各省各庁の長若しくはその委任を受けた職員から検収を命ぜられた職員(以下「支出負担行為担当官等」という。)が、契約書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

そして、支出負担行為担当官等は、検収を行った場合には、原則として契約金額が200万円を超えない契約に係るものである場合を除き、検査調書を作成しなければならないとされている。

また、検査調書を作成しなければならない場合においては、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができないとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、^(注) 合規性等の観点から、委託費目による委託契約について、会計法令に従って適正に会計事務が行われているかに着眼して検査した。

検査に当たっては、厚生労働本省(以下「本省」という。)の平成25年度予算の委託費目による委託契約の大部分を占める概算契約で、検査調書を作成しなければならない契約金額200万円を超えるもののうち、計186件、支払額計84億5346万余円を対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)により本院に提出された支出計算書及びその証拠書類を確認するなどの方法により書面検査を行うとともに、本省において、検収の実施状況について聴取するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注) 委託費目による委託契約 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の適用がある国庫補助金等に該当するもの及び地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく法定受託事務等の法令の定めにより国の事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行うこととなっているものに係る契約は、請負契約又は物件の買入れその他の契約には該当しないことから除いている。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

検査の対象とした前記の契約 186 件は、全て請負契約又は物件の買入れその他の契約に該当し、検収を行って、検査調書を作成しなければならないものであった。

しかし、本省は、上記の契約 186 件、支払額 84 億 5346 万余円について、全て検収を行う必要がない契約であると認識していたため、検査調書が作成されていなかった。

このため、結果として、検査調書に基づかずに委託費が支払われていたと認められた。

このように、本省が委託費目による委託契約のうち概算契約について、全て検収を行う必要がある契約であるのに検収を行う必要がない契約であると認識していた結果、検査調書が作成されておらず、検査調書に基づかずに委託費が支払われていた事態は適正ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、本省において、会計法令の理解が十分でなく、委託費目による委託契約のうち概算契約について、会計法令において検収を行う必要があるとされている請負契約又は物件の買入れその他の契約には該当しないと認識していたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、27 年 8 月に関係部署に対して通知文書を発して、委託費目による委託契約のうち概算契約については、検収を行う必要があるものとして、同年 9 月 1 日以降に委託業務が完了する契約から、支出負担行為担当官等が、検収を確実にを行い、通知文書で示す様式に従い検査調書を作成すること、及び官署支出官が、確実に検査調書を確認することを周知徹底するなどの処置を講じた。

(5) 認定訓練助成事業において、算定基準等に補助対象訓練生となる者の要件及びその確認方法を明示することなどにより、事業を目的に沿って適切に実施するよう改善させたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 職業能力開発強化費
部 局 等	厚生労働本省
交 付 の 根 拠	雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
交 付 先	9 都道府県
認定訓練助成事業の概要	中小企業事業主等が行う認定職業訓練に要する経費に対して都道府県が助成した経費の一部について補助金を交付する事業
207 中小企業事業主等が行った認定職業訓練に対して 9 都道府県が助成した額	10 億 8917 万余円(平成 23 年度～25 年度)
上記に対する補助金交付額	5 億 4458 万余円

上記のうち69 中小企業事業主 等が行った認定 職業訓練に対し て9都道府県が 助成した額	4億0514万余円
上記に対する補 助金交付額	2億0257万余円
上記の訓練に係 る補助対象訓練 生のうち中小企 業事業主に雇用 されているとし ていた訓練生の 数	延べ12,973人
上記のうち雇用 保険の被保険者 資格を取得して おらず補助対象 訓練生とはなら なかった訓練生 の数	延べ4,465人
認定訓練助成事 業の目的に沿っ ていない認定職 業訓練を対象に 交付されていた 補助金額	1億2241万円(平成23年度～25年度)

1 制度の概要

(1) 認定訓練助成事業の概要

厚生労働省は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく能力開発事業の一環として、中小企業事業主、中小企業事業主の団体又はその連合団体、職業訓練法人等(以下、これらを「中小企業事業主等」という。)が行う認定職業訓練を振興するために認定訓練助成事業を実施している。そして、認定職業訓練に要する建物賃借料、講師謝金、教材費等の経費に対する助成を行う都道府県に対して、認定訓練助成事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。認定職業訓練は、事業主等が行う職業訓練のうち、職業に必要な技能及び知識を習得させるための訓練等について、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき、都道府県知事から厚生労働省令で定める職業訓練の水準の維持向上のための基準に適合するものであることの認定を受けて実施するものである。

厚生労働省は、補助金の交付に当たり、交付要綱を定めるとともに、毎年度、都道府県に対して、同要綱に基づき補助金の交付額を算定するために、補助金の交付対象となる訓練、経費等について定めた「職業能力開発校設備整備費等補助金(認定職業訓練助成事業費)における補助対象経費の算定基準について」(平成25年能発0405第1号。平成25年3月以前は平成24年能発0406第6号等。以下「算定基準」という。)等を発出している。

(2) 補助金の交付対象

雇用保険法等によれば、能力開発事業は、雇用保険の被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者に関して、職業生活の全期間を通じてこれらの者の能力を開発し、向上させることを促進するために行うこととされていることから、能力開発事業に要する費用には、労働保険の保険料のうち、雇用保険の適用事業の事業主が負担する保険

料が充てられることとされている。また、同法等によれば、雇用保険の被保険者は、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者とされているが、事業主と同居している親族は事業主との雇用関係が明確でないため原則として被保険者とならないこととされている。

厚生労働省は、認定訓練助成事業が雇用保険法に基づいた能力開発事業の一環として実施される事業であることを踏まえて、算定基準等において、補助金の交付対象となる訓練生(以下「補助対象訓練生」という。)について、「中小企業事業主に雇用されている者」、「学卒未就職者」等に該当する者としている。また、補助金の交付対象となる認定職業訓練の訓練科については、訓練科(訓練科に複数のコースが設定されている場合はコース。以下同じ。)ごとに、訓練生のうち補助対象訓練生の人数が全体の訓練生数の3分の2以上であることなどの要件を満たす訓練科としている。

(3) 補助金の算定方法等

交付要綱によれば、補助金の交付額は、都道府県が認定職業訓練を行う中小企業事業主等に対して助成した経費のうち補助対象となる経費の総額と、算定基準により算定して得た額(以下「補助対象基準額」という。)のいずれか低い額の2分の1以内の額とされている。そして、補助対象基準額は、補助対象訓練生の人数に所定の単価を乗ずるなどして算定することとなっている。厚生労働省は、23年度から25年度までの間に、認定訓練助成事業により中小企業事業主等に対して助成した実績のない香川、沖縄両県を除く45都道府県が中小企業事業主等に対して助成した額計40億1725万余円に対して、補助金計20億0853万余円を交付している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、補助金の交付額の算定の基礎となる補助対象訓練生について、能力開発事業の趣旨を踏まえ、認定訓練助成事業の目的に沿って、適切な者が対象とされ、認定訓練助成事業が適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、^(注1)12都道府県が23年度から25年度までの間に、訓練生延べ54,669人を対象として認定職業訓練を行った243中小企業事業主等に対して助成した額計13億1377万余円に対し、厚生労働省が交付した補助金計6億5688万余円を対象として、厚生労働本省及び12都道府県において、中小企業事業主等から12都道府県に提出された実績報告書等の書類を確認するとともに、12都道府県に補助対象訓練生等に関する調書の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 12都道府県 東京都、北海道、大阪府、神奈川、石川、愛知、滋賀、兵庫、岡山、広島、福岡、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

厚生労働省は、認定訓練助成事業について、能力開発事業の一環として実施される事業であることを踏まえて、認定訓練助成事業の目的に沿って、従前から、補助対象訓練生となる「中小企業事業主に雇用されている者」の要件については、中小企業事業主に雇用されていて雇用保険の被保険者資格(以下「被保険者資格」という。)を取得している者のことであり、被保険者資格を取得していない者は「中小企業事業主に雇用されている者」には含めないことにしている。

しかし、厚生労働省は、算定基準等において、補助対象訓練生となる「中小企業事業主に雇用されている者」について、中小企業事業主に雇用されている者で、被保険者資格を取得している者であることを明示していなかった。このため、算定基準等においては、「中小企業事業主に雇用されている者」であれば被保険者資格を取得していない者であっても補助対象訓練生に含まれることになっていた。

12 都道府県は、中小企業事業主等が行う認定職業訓練に要する経費に対する助成を行うに当たり、それぞれの実情に応じて独自の助成金等交付要綱等(以下「助成要綱等」という。)を定めており、補助金は都道府県が上記の経費に対する助成に要した経費のうち要件を満たす経費について交付されることとなっている。そして、助成要綱等によれば、「中小企業事業主に雇用されている者」等が助成対象となる訓練生(以下「助成対象訓練生」という。)とされており、「中小企業事業主に雇用されている者」の要件等についても、各都道府県が助成要綱等で独自に定めている。

そこで、前記 12 都道府県の 243 中小企業事業主等が行った認定職業訓練に係る補助対象訓練生延べ 54,669 人のうち「中小企業事業主に雇用されている者」としていた延べ 50,928 人が被保険者資格を取得しているかについてみたところ、9 都道府県^(注2)の 207 中小企業事業主等が行った認定職業訓練(9 都道府県が助成した額計 10 億 8917 万余円、これに対する補助金交付額計 5 億 4458 万余円)のうち 69 中小企業事業主等が行った認定職業訓練(補助対象訓練生延べ 14,879 人)において、「中小企業事業主に雇用されている者」としていた訓練生延べ 12,973 人の中に、被保険者資格を取得していない者が延べ 4,465 人含まれていた(表参照)。

表 12 都道府県における補助対象訓練生の状況

都道府県名	検査の対象とした認定職業訓練			左のうち被保険者資格を取得していない者が含まれていた認定職業訓練			
	中小企業事業主等数	補助対象訓練生数	うち「中小企業事業主に雇用されている者」の人数	中小企業事業主等数	補助対象訓練生数	うち「中小企業事業主に雇用されている者」の人数	うち被保険者資格を取得していない者の人数
北海道	45	7,717 人	7,674 人	2	447 人	445 人	3 人
東京都	46	13,810 人	12,766 人	17	5,003 人	3,967 人	1,858 人
神奈川県	25	4,893 人	4,773 人	20	2,823 人	2,703 人	1,180 人
滋賀県	8	1,016 人	894 人	8	1,003 人	887 人	339 人
大阪府	27	2,330 人	2,330 人	14	728 人	728 人	372 人
兵庫県	23	3,020 人	2,689 人	2	409 人	249 人	115 人
岡山県	3	2,853 人	2,768 人	1	201 人	116 人	79 人
広島県	15	2,725 人	2,488 人	1	418 人	405 人	1 人
福岡県	15	10,291 人	8,941 人	4	3,847 人	3,473 人	518 人
9 都道府県	207	48,655 人	45,323 人	69	14,879 人	12,973 人	4,465 人
石川県	12	1,378 人	1,250 人	—	—	—	—
愛知県	19	2,788 人	2,507 人	—	—	—	—
鹿児島県	5	1,848 人	1,848 人	—	—	—	—
3 県	36	6,014 人	5,605 人	—	—	—	—
12 都道府県	243	54,669 人	50,928 人	69	14,879 人	12,973 人	4,465 人

(注) 人数は、全て延べ人数である。

そして、上記の9都道府県における助成対象訓練生の状況についてみると、^(注3)6都府県は、助成する年度の助成要綱等において、「中小企業事業主に雇用されている者」について、被保険者資格を取得している者に限定せずに助成対象訓練生とすることなどとしており、前記のとおり、算定基準等に「中小企業事業主に雇用されている者」が被保険者資格を取得している者であることが明示されていないことなどから、被保険者資格を取得していない者も含めて助成対象訓練生を全て補助対象訓練生としていた。また、^(注4)3道県は、助成する年度の助成要綱等において、「中小企業事業主に雇用されている者」について、被保険者資格を取得している者であることを明示しているものの、被保険者資格を取得しているか否かの確認を十分に行っていなかったことから、被保険者資格を取得していない者についても補助対象訓練生としていた。そして、上記の9都道府県において、補助対象訓練生としていた「中小企業事業主に雇用されている者」で被保険者資格を取得していない者についてみると、その主なものは、訓練生が事業主と同居している親族であったり、短時間就労者であったりなどして、被保険者となる要件を満たしていない者であった。

また、前記の69中小企業事業主等が行った認定職業訓練において、被保険者資格を取得していない者を除外して補助対象訓練生数を算定した場合に、当該訓練の訓練科694コース（訓練科にコースが設定されていない場合は1コースとして算定。以下同じ。）のうち、補助対象訓練生の人数が全体の訓練生数の3分の2未満等となることから訓練科自体が補助金の交付対象にならなくなるコースが438コース含まれていた。

したがって、前記の補助対象訓練生延べ14,879人に係る補助金交付額計2億0257万余円（9都道府県が助成した額計4億0514万余円）について、被保険者資格を取得していない者延べ4,465人を補助対象訓練生から除外するとともに、これに伴い、訓練科自体が補助金の交付対象にならなくなる上記の438コースを除外して補助金額を算定すると計8015万余円となり、上記の2億0257万余円との差額1億2241万余円が認定訓練助成事業の目的に沿っていない認定職業訓練を対象に交付されていた。^(注5)

(注2) 9都道府県 東京都、北海道、大阪府、神奈川、滋賀、兵庫、岡山、広島、福岡各県

(注3) 6都府県 東京都、大阪府、神奈川、滋賀、兵庫、福岡各県

(注4) 3道県 北海道、岡山、広島両県

(注5) 北海道においては、補助金交付の上限額を下回る額で補助金の交付を受けていたことなどから、差額が発生していない。

このように、9都道府県が補助対象訓練生としていた訓練生の中に、被保険者資格を取得しておらず、「中小企業事業主に雇用されている者」には含めないことにしていた者が含まれていて、認定訓練助成事業が同事業の目的に沿って適切に実施されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、補助対象訓練生となる「中小企業事業主に雇用されている者」は、中小企業事業主に雇用されている者であって被保険者資

格を取得している者であるとする要件やその確認方法について、算定基準等に明示しておらず、都道府県に対して周知等をしていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、27年4月に算定基準等を改正して、補助対象訓練生となる者の要件について、「中小企業事業主に雇用されている者」は被保険者資格を取得している者であることを明確にするとともに、その確認方法として雇用保険被保険者証の写しによることとするを明示して、都道府県に対して周知徹底を図るなどの処置を講じた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

第三者行為事故に係る年金の支給停止限度期間の設定について

平成23年度決算検査報告 305 ページ参照
平成24年度決算検査報告 358 ページ参照
平成25年度決算検査報告 362 ページ参照

1 本院が表示した意見

厚生労働省は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき年金給付を行っており、年金給付の原因である被保険者の障害又は死亡が交通事故等のように被保険者又はその遺族(以下、これらを合わせて「被保険者等」という。)に対して第三者が損害賠償の義務を負う事故(以下「第三者行為事故」という。)によるものであり、被保険者等が第三者から損害賠償を受けたときは、その損害賠償額を限度として年金の支給停止ができることとなっている。しかし、昭和36年に発した「厚生年金保険法第40条第2項の規定による取扱いについて」又は37年に発した「国民年金法に基づく給付と損害賠償額との調整について」(以下、これらを合わせて「取扱通知」という。)により24月と設定された支給停止限度期間の見直しが行われていないため、支給停止解除後の年金の支給額と第三者からの損害賠償額との重複額(以下「二重補償額」という。)が多額に上っている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、年金給付により被保険者等の生活を保障していくという公的年金制度の目的等も勘案して、支給停止解除後の二重補償額が多額に上ることを避けるための方策を検討するよう、厚生労働大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、27年9月に取扱通知を改正し、支給停止解除後の二重補償額が多額に上ることを避けるための方策として、24月と設定されていた支給停止限度期間を36月に見直し、同年10月以降に発生する第三者行為事故から適用することとする処置を講じていた。

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 労働保険の未手続事業に係る認定決定及び保険料の徴収について

(平成 25 年度決算検査報告 297 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省は、労働者災害補償保険及び雇用保険(以下、両保険を総称して「労働保険」という。)を管掌しており、業務若しくは通勤による労働者の負傷等又は労働者の失業(以下、これらを合わせて「保険事故」という。)が発生した場合に、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づき、療養補償給付、失業等給付等を行っている。そして、都道府県労働局(以下「労働局」という。)は、労働保険の適用対象となる事業であるにもかかわらず、事業主が保険関係成立届を提出しない事業(以下「未手続事業」という。)において保険事故が発生した場合等には、職権により保険関係成立届を作成し、時効にかからない保険年度の保険料を対象に職権により保険料の額を決定して(以下、この決定をすることを「認定決定」という。)、保険料を徴収することになっている。しかし、認定決定すべき保険年度の保険料について認定決定を行っていなかったり、労働者災害補償保険分又は雇用保険分的一方について保険料を算定することなく認定決定を行っていたりして、保険料の徴収額が不足している事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、徴収額が不足している保険料について、既に消滅時効が成立しているものなどを除き速やかに徴収するように認定決定を行うとともに、未手続事業において保険事故が発生した場合等における認定決定及び保険料の徴収について、既に労働局に対して発出した認定決定等に係る通知の内容に、認定決定に際して保険料を徴収する権利が時効により消滅することのないよう適時適切に時効の中断措置を執ることを盛り込んだ内部規程を整備するなどして労働局に対して統一的な取扱いを周知し、その徹底を図ることにより、法令等に基づき適正に認定決定を行い、これに基づいて保険料の徴収が行われるよう、厚生労働大臣に対して平成 26 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、徴収額が不足している保険料について、既に消滅時効が成立しているものなどを除き 27 年 3 月までに認定決定を行うとともに、労働局に対して統一的な取扱いを周知し、その徹底を図るために、同年 1 月に通達及び事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 未手続事業において保険事故が発生した場合等における認定決定及び保険料の徴収について、既に労働局に対して発出した認定決定等に係る通知の周知徹底を図ること、認定決定に際して保険料を徴収する権利が時効により消滅することのないよう事業主から債務承認書を徴するなどして適時適切に時効の中断措置を執ることなどを指示した。

イ アの指示の内容を盛り込んだチェックリストを整備したり、上記の通達及び事務連絡の内容について労働局の担当職員を参加させた会議において説明したりするなどした。

(2) 厚生年金特例法の運用について

(平成25年度決算検査報告302、790ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

日本年金機構(以下「機構」という。)は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)等に基づき、厚生労働省から委託を受けて、被保険者から厚生年金保険料を源泉控除していたにもかかわらず当該保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない事業主等に対して、未納の厚生年金保険料に相当する額に所定額を加算した額(以下「特例納付保険料」という。)について納付の勧奨(以下「納付勧奨」という。)等を行っている。しかし、過半の年金事務所において、納付勧奨等の対象となる事業主等(以下「対象事業主等」という。)に対する特例納付保険料の納付勧奨等が「厚生年金特例法業務処理マニュアル」(以下「マニュアル」という。)等に定められた所定の回数行われておらず、その結果、特例納付保険料の納付を適切に行わせることができていないなどしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行っていなかった事案についてマニュアル等に定められた処理を完了するとともに、今後、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等の進捗状況を年金事務所内での確に把握して、その状況を機構本部に報告するようにマニュアル等の改正等を行ったり、年金事務所に納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行うことを周知徹底したりするよう、また、厚生労働省において、対象事業主等に対する納付勧奨等がマニュアル等に従って適切に行われるように機構に対して必要な指導監督を行うよう、厚生労働大臣及び日本年金機構理事長に対して平成26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、機構において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行っていなかった事案について、マニュアル等に定められた処理を適切に行うとともに、次のような処置を講じていた。

ア 機構は、26年11月に年金事務所に対して指示文書を発出し、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等の進捗状況を年金事務所内での確に把握して、その状況を機構本部に報告させることとするともに、納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行うことを周知徹底した。また、27年6月に上記の指示文書の内容等を明確化した「厚年特例法による納付勧奨・徴収マニュアル」を新たに策定し、同年7月に関係職員に対して研修を行い、同マニュアルに従って納付勧奨等を適切に行うことを周知徹底した。

イ 厚生労働省は、26年10月に機構に対して通知を発出し、年金事務所において対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等がマニュアル等に従って適切に行われているか機構本部が確認を行い、その結果を厚生労働省に定期的に報告することなどを指示した。

一方、厚生労働省は、機構から受けるイの報告内容の詳細について機構と検討を進めており、今後、機構本部からの確認結果の報告を踏まえて、更に必要な指導監督を行うこととしている。

(3) 後期高齢者医療制度の後期高齢者医療高額医療費負担金の算定について

(平成 25 年度決算検査報告 308 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省は、後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に対して、後期高齢者に対する高額な医療給付の発生による財政負担を緩和するために、後期高齢者医療高額医療費負担金(以下「高額医療費負担金」という。)を交付している。そして、高額医療費負担金の算定に当たっては、後期高齢者医療広域連合電算処理システムにおける診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)のうち一定点数を超えるものを抽出するなどの機能を利用して、当該年度における後期高齢者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額(以下「療養に係る費用」という。)のうち 80 万円を超える部分の額(以下「対象超過額」という。)の合計額を算出(以下「抽出処理」という。)するように広域連合に通知している。しかし、レセプトが医療機関又は薬局(以下「医療機関等」という。)に返戻されて、その後再提出された場合には、別個のレセプトとして管理されることなどから、広域連合においてレセプトが再提出された場合に対象超過額を当該年度内又は翌年度以降に重複して算出していたり、当該年度の療養に係る費用に対する損害賠償金等の収入があるのに控除を適切に行っていなかったり、厚生労働省において過年度の療養に係る費用に対する収入を考慮した減額調整(以下「過年度収入額調整」という。)を適切に行うための具体的な定めを設けていなかったりして、高額医療費負担金が過大に交付されている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、過大な高額医療費負担金の交付を受けていた広域連合に適正な精算を行わせるようにするとともに、医療機関等に返戻されたレセプトが再提出された場合に対象超過額が重複して算出されないように対応策を講じて、その対応策に基づき、都道府県を通じて、広域連合に対して具体的な指導又は助言を行ったり、また、都道府県を通じて、広域連合に対して収入の控除等を適切に行う方法について具体的な指導又は助言を行ったり、過年度収入額調整について交付要綱等にその具体的な内容及び方法に関する定めを設けたりするよう、厚生労働大臣に対して平成 26 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、26 年 10 月及び 11 月に都道府県に対して通知等を発し、また、27 年 7 月に交付要綱を改正するなどして、過大な高額医療費負担金の交付を受けていた広域連合に適正な精算を行わせるようにするとともに、広域連合において高額医療費負担金の算定が適正に行われるよう、次のような処置を講じていた。

ア 医療機関等に返戻されたレセプトが当該年度内に再提出された場合に対象超過額が重複して算出されないよう、抽出処理はレセプトの提出を受けた月ごとに行うのではなく、広域連合が事業実績報告書を提出する際に年 1 回行うこととするとともに、翌年度以降にレセプトが再提出された場合にも対象超過額が重複して算出されないよう、事後に適切な調整を行うこととするなどの対応策を講じて、その対応策に基づき、都道府県を通じて、広域連合に対して具体的な指導等を行った。

イ 都道府県を通じて、広域連合に対して事業実績報告書に添付する精算書の各欄の記載方法を明確に示すなどして、収入の控除等を適切に行う方法について具体的な指導等を行うとともに、過年度収入額調整について交付要綱等にその具体的な内容及び方法に関する定めを設けた。

(4) 自立支援医療と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る障害者医療費国庫負担金の算定について

(平成25年度決算検査報告314ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。平成25年4月1日以降は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づき、事業主体である市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事等の指定する病院等(以下「指定医療機関」という。)から、自立した日常生活等を営むために必要な医療を受けた障害者及び障害児に対して、当該医療に要した費用(以下「自立支援医療費」という。)を支給した場合に、障害者医療費国庫負担金(以下「負担金」という。)を交付している。自立支援医療費の支給に当たっては、医療保険で同等の給付を受けることが可能な部分はその支給対象とならないこととなっている。そして、人工透析療法を受ける慢性腎不全患者のうち、市町村長(特別区にあつては区長)から自立支援医療費の支給認定を受けるとともに、厚生労働大臣が定めた特定の疾病の患者に対する負担軽減制度である医療保険の特定疾病制度による認定を保険者から受けた者(以下「特定疾病併用者」という。)については、医療保険の特定疾病制度による自己負担限度額を超える全額を医療保険が負担することから、自立支援医療費の支給額が通常よりも低額となる。このため、特定疾病併用者に係る自立支援医療費については、医療保険の特定疾病制度の給付対象額が含まれていないことなどを確認し、適正な給付を図ることとされている。しかし、医療保険の特定疾病制度の給付対象額が含まれるなどして自立支援医療費が過大に支給されている事態や、事業主体において特定疾病併用者を把握しておらず特定疾病併用者に係る自立支援医療費の額の審査を全く実施していないため、その額が適正か検証できない状況となっている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、事業主体に対して、特定疾病併用者に該当する者の情報の把握及び特定疾病併用者に係る自立支援医療費の額が適正かの検証を行わせ、過大に支給されていた額について過誤調整を行わせるなどした上で、過大支給額に係る負担金について返還等の措置を講じさせるとともに、都道府県を通じて特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査の必要性、方法等を周知して事業主体が適正に審査を行うよう徹底を図り、特定疾病併用者の情報を的確に把握し、その情報を有効に活用して審査を実施できる体制を整備するよう指導したり、また、都道府県が、事業主体に対して、研修会の開催等により特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査の必要性、方法等を周知して適切に助言等の援助を行ったり、指定医療機関に対して、適正な請求が行われるよう自立支援医療費の支給に係る制度等について明確に周知して指導したりするよう、厚生労働大臣に対して26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、26年11月に都道府県等に対して通知を発するなどして、特定疾病併用者に係る自立支援医療費が過大に支給されていた事業主体に対して、過大支給額について過誤調整を行わせるなどした上で、当該額に係る負担金について返還等の措置を行わせたり、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の額が適正か検証できない状況となっていた事業主体に対して、特定疾病併用者に該当する者の情報の把握及び特定疾病併用者に係る自立支援医療費が適正かの検証を行わせ、過大支給額について過誤調整を行わせるなどした上で、当該額に係る負担金について返還等の措置を行わせたりするとともに、27年4月に都道府県等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 事業主体に対して、都道府県を通じて、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査の必要性、方法等を示して、適正に審査を行うよう周知徹底を図った。特に、特定疾病併用者の情報を把握していない事業主体において、特定疾病併用者の情報を的確に把握し、その情報を有効に活用して審査を実施する体制を整備するよう指導した。
- イ 都道府県に対して、研修会の開催等により、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査の必要性、方法等について事業主体に周知徹底を図るよう技術的助言等を行ったり、自立支援医療費の支給に係る制度等について指定医療機関に周知徹底を図るよう指導したりした。

(5) 失業等給付金に係る不正受給返納金債権の債権管理について

(平成25年度決算検査報告321ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

厚生労働省は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づき、雇用保険の被保険者に対して失業等給付金を支給しており、不正受給が判明した場合の返納金債権及び損害賠償金債権(以下、これらを合わせて「不正受給返納金債権」という。)の債権管理については、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)等に基づき、都道府県労働局及び公共職業安定所(以下、これらを合わせて「労働局等」という。)が行っている。しかし、労働局等における不正受給返納金債権の債権管理について、相当期間を経過しても納付されない場合に、督促状の送付、債務者の財産状況の調査(以下「財産調査」という。)及び国税滞納処分の例による財産の差押え(以下「自力執行」という。)が適切に行われていなかったり、債務者が労働局等の管轄外に転居した場合の債権管理事務の引継ぎ(以下「債権管理事務の引継ぎ」という。)が行われていなかったり、消滅時効が完成した場合の不納欠損としての整理(以下「不納欠損としての整理」という。)が直ちに行われていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働本省において、労働局等に対して、財産調査及び自力執行についての具体的な実施方法を示すとともに、督促状の送付、財産調査、自力執行、債権管理事務の引継ぎ及び不納欠損としての整理を適切に行うよう指導し、また、労働局等において、上記の指導に基づき、担当職員に対して、督促状の送付、財産調査、自力執行、債権管理事務の引継ぎ及び不納欠損としての整理を適切に行うことについて周知徹底を図るよう、厚生労働大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 厚生労働本省において、26年11月に、労働局等に対して通知を発して、督促状の送付、財産調査、自力執行、債権管理事務の引継ぎ及び不納欠損としての整理を適切に行うよう指導するとともに、都道府県労働局の担当職員を参加させた会議等において財産調査及び自力執行についての具体的な実施方法を示した。

イ 労働局等において、アの通知等に基づき、管内の担当職員に対して研修等を実施するなどして、督促状の送付、財産調査、自力執行、債権管理事務の引継ぎ及び不納欠損としての整理を適切に行うよう周知徹底を図った。

(6) 国民年金の第3号被保険者の年金記録不整合問題への対応について

(平成25年度決算検査報告326、790ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

日本年金機構(以下「機構」という。)は、国民年金の第3号被保険者のうち、第1号被保険者の要件に該当することとなったのにオンラインシステム上の年金記録(以下「オンライン記録」という。)は第3号被保険者のままとまっていてオンライン記録と実態に不整合が生じている者について、第1号被保険者に資格を切り替える処理(以下「種別変更の処理」という。)を行うなどしている。そして、機構本部が発出した「第3号被保険者不整合記録を有する者に係る種別変更処理事務取扱要領の改訂等(指示・依頼)」等(以下「事務取扱要領等」という。)によれば、不整合が生じている者がオンライン記録上の現住所から転出していて、転出先の住所が判明した場合には、オンライン記録上の現住所を管轄する年金事務所が転出先の住所を管轄する年金事務所(以下「転出先年金事務所」という。)に種別変更の処理を引き継ぐこととされている。しかし、上記のオンライン記録上の現住所を管轄する年金事務所が種別変更の処理を転出先年金事務所に引き継いでいなかったり、転出先年金事務所が速やかに種別変更の処理を行っていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継ぐ場合の具体的な引継方法等を事務取扱要領等において明示し、各年金事務所に種別変更の処理を事務取扱要領等に従って適切に行うことを周知徹底したり、厚生労働省において、オンライン記録と実態に不整合が生じている期間を有する者に係る種別変更の処理状況を適切に把握して、機構に対して必要に応じて指導を行ったりするよう、厚生労働大臣及び日本年金機構理事長に対して平成26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 機構は、27年1月及び8月に各年金事務所等に対して事務取扱要領等を補完する指示文書を発出し、種別変更の処理を引き継ぐ場合の具体的な引継方法等を明示したり、上記の指示文書等に従って種別変更の処理を適切に行うよう周知徹底したりした。

イ 厚生労働省は、機構に対して26年10月に通知を発出し、機構から、四半期ごとに種別変更の処理状況の確認結果を報告させることにより、これを適切に把握し、機構に対して必要に応じて指導を行うこととした。

(7) 病床転換助成事業の実施に当たり社会保険診療報酬支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金について

(平成25年度決算検査報告331ページ参照)

1 本院が表示した意見及び求めた是正改善の処置

病床転換助成事業(以下「転換事業」という。)は、厚生労働省が定めた医療費適正化に関する施策についての基本的な方針に基づき、医療保険制度及び後期高齢者医療制度が適用される療養病床の介護保険施設等への転換を促進するために、平成20年度から都道府県が実施している事業である。転換事業の実施に要する費用の一部は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が都道府県に交付する病床転換助成交付金をもって充て、同交付金は支払基金が保険者から徴収する病床転換支援金をもって充てることとなっており、支払基金は転換事業に係る経理を他の経理と区分するために病床転換助成事業特別会計(以下「特別会計」という。)を設けている。そして、厚生労働省は、病床転換支援金を支払基金に納付する保険者のうち、全国健康保険協会、市町村及び国民健康保険組合に対して、国民健康保険病床転換支援金負担金等(以下「国庫補助金」という。)を交付しているが、支払基金が保険者から病床転換支援金とともに徴収する病床転換助成関係事務費拠出金については国庫補助金の交付の対象外となっている。しかし、転換事業の実施状況は極めて低調となっており、病床転換支援金の大部分が支払基金の特別会計の事業費勘定における利益処分後の積立金残高(以下「剰余金」という。)となっていて、転換事業の実施に必要な資金としてほとんど活用されていなかったり、剰余金が国庫補助金の交付の対象外である病床転換助成関係事務費拠出金に係る経理を行う特別会計の事務費勘定に繰り入れられて、事務の処理に要する経費の財源に充当されていたりしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、支払基金において剰余金となっている病床転換支援金に含まれる国庫補助金相当額の有効な活用を図るために、病床転換支援金の十分な活用について見直しなどを行うとともに、国庫補助金相当額が含まれる病床転換支援金の一部を特別会計の事務費勘定に繰り入れて事務の処理に要する経費の財源に充当している支払基金の経理について、国庫補助金相当額の返還を含む見直しの指導等を行うよう、厚生労働大臣に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示し、及び同法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金の活用等については、療養病床の在り方等に関する検討会での議論等を踏まえて、検討を進めることとしており、また、病床転換支援金の一部を事務費の財源に充当している支払基金の経理については、28年度から適正なものとするよう検討を進めているところである。

(8) 施設に入所等している被保護者に対する保護費の支給について

(平成 25 年度決算検査報告 337 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び表示した意見

厚生労働省は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)等に基づき、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下、これらを「事業主体」という。)が同法による保護(以下「保護」という。)を受ける者(以下「被保護者」という。)に支弁した保護に要する費用(以下「保護費」という。)について、生活保護費等負担金を交付している。保護のうち生活扶助は、基準生活費、特別の需要がある者に対する各種の加算等で構成されていて、著しい障害があるなどのため救護施設に入所している被保護者(以下「救護施設入所者」という。)については、救護施設基準生活費が算定され、各種の加算等が計上されることとなっている。そして、金銭管理能力がないために救護施設の長等に金銭の管理を委ねている救護施設入所者において、合理的な目的のない手持金の累積が生ずる場合には、「入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱いについて」に定められた各種の加算等(以下「加算等」という。)について、消費の実態に見合った額を計上することとなっているが、事務的な理由等から消費の実態に見合った額の計上が困難な場合であって、かつ、手持金の累積額が加算等の 6 か月分の額に達しているときは、加算等の計上を停止することとなっている。また、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が保護の趣旨目的に反すると認められる場合は、最低生活の維持のために活用すべき資産に該当することとなっている。しかし、事業主体が、救護施設基準生活費と障害者加算を合わせた額の 6 か月分の額に達したときに加算等の計上の停止を行うと誤って認識していたことから、救護施設入所者のうち金銭の管理を委ねている者について、手持金の額が障害者加算の 6 か月分の額に達しているのに、加算等について停止の検討をすることなく計上を続けている事態や、認知症対応型共同生活介護等を行う住居等に入居している被保護者(以下「グループホーム等入居者」という。)のうち同様に金銭の管理を委ねている者について、多額の手持金を保有しているのに手持金の保有状況を把握しないまま保護費を支給している事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、救護施設入所者について、事業主体に対して救護施設基準生活費は加算等の 6 か月分の額の算出に含めないことを示して加算等の計上の停止の検討が適切に行われるよう周知徹底するとともに、グループホーム等入居者について、事業主体の意見等を踏まえつつ手持金の保有状況や使用目的の確認を行うことについての方策を検討することにより、金銭管理を委ねている被保護者について、合理的な目的のない手持金が生ずることのないよう、厚生労働大臣に対して平成 26 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、27 年 3 月に都道府県等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 救護施設入所者について、救護施設基準生活費は加算等の 6 か月分の額の算出に含めないことを明確に示して加算等の計上の停止の検討を適切に行うよう周知徹底した。

イ グループホーム等入居者について、事業主体の意見等を踏まえつつ手持金の保有状況や使用目的の確認を行うことについての方策を検討して、その結果、新たに、グループホーム等入居者の手持金等資産の保有状況に関する確認方法を定めた。

(9) 独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について

(平成 25 年度決算検査報告 343、854 ページ参照)

1 本院が表示した意見

独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人福祉医療機構法(平成 14 年法律第 166 号)に基づき、政府出資金を原資として労災年金担保貸付事業(以下「労災貸付事業」という。)を行っている。労災貸付事業は、平成 22 年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において廃止することとされ、これを受けて、厚生労働省は、23 年 3 月に、「年金担保貸付制度の廃止に向けた今後の対応方針」を策定し、その後、機構が貸付限度額の引下げ等の措置を講じたことなどから貸付残高は年々減少している。しかし、厚生労働省において事業規模に見合った資産規模を十分に検証していなかったことから、機構において貸付金の原資として使用される見込みのない多額の政府出資金に係る資産を保有している事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、労災貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要となる政府出資金の額を機構と検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、機構において独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に基づき、不要財産として速やかに国庫に納付することにより、政府出資金が適切な規模となるよう、厚生労働大臣及び独立行政法人福祉医療機構理事長に対して 26 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

厚生労働省は、労災貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要となる政府出資金の額を機構と検討し、その結果、機構は、必要額を超えて保有されていると認められた政府出資金 14 億 3359 万余円について、独立行政法人通則法第 46 条の 2 の規定に基づき、27 年 2 月に不要財産の国庫納付に係る厚生労働大臣の認可を受けて、同年 3 月に国庫に納付した。

(10) 国民健康保険等における海外療養費の支給について

(平成 25 年度決算検査報告 349 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)等に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)等が行う保険給付に関する事務を所管している。そして、保険者である市町村及び広域連合(以下「保険者等」という。)は、海外渡航期間中に現地の病院等で診療等を受けた被保険者から療養費(以下「海外療養費」という。)の支給申請があった場合には、審査を行った上で海外療養費を支給することとなっている。しかし、保険者等において、海外療養費の支給に当たり、被保険者が保険者等である市町村又は広域連合

の区域内(以下「市町村等の区域内」という。)に生活の本拠を有する者であるかについての審査を行っていた事績を確認することができない状況となっていたり、国内の保険医療機関等において同様の疾病等について療養の給付等を受けた場合を標準として算定される額(以下「標準額」という。)の算定を行うことなく実際に海外の病院等に対して支払われた額に基づき支給額を決定していたりしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、海外療養費の支給に当たり適切な審査等が行われるよう、保険者等に対して、都道府県を通じるなどして、海外療養費の支給に当たってはパスポート(写し)の提出を受けるなどして被保険者の海外渡航期間を確認するほか、その理由、渡航期間中の居住実態等についても併せて確認することなどにより、当該被保険者が市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかどうかの審査を行う必要があることについて周知したり、審査の具体的な方法等について技術的助言を行ったり、海外療養費の支給額の算定のために必要となる標準額の算定方法を具体的に示して、その周知徹底を図ったりするよう、厚生労働大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、社会保障審議会医療保険部会における議論等を踏まえて、保険者等における海外療養費の支給に当たってはパスポート(写し)の提出を受けることを厚生労働省令に規定した上で、保険者等に対して被保険者の海外渡航期間を確認するほか、渡航の理由、渡航期間中の居住実態等についても併せて確認することなどにより、当該被保険者が市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかどうかの審査を行う必要があることやその具体的な方法等について周知することとしており、また、海外療養費の支給額の算定のために必要となる標準額の算定方法を具体的に示して、その周知徹底を図ることとしている。

第8 農林水産省

不 当 事 項

予 算 経 理

- (312) 収獲調査に係る委託契約において、会計法令等に違反して公有林野等官行造林地に係
 (316) る委託費を誤った歳出科目から支出していたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)国有林野産物等売払及管理処分業務費
部 局 等	4 森林管理署等
契 約 名	平成 25 年度会津森林管理署収獲調査業務委託(官行造林)等 5 契約(平成 25、26 両年度)
契 約 の 概 要	立木を売り払おうとするときに、立木の樹種、樹高、胸高直径、品質等の調査を委託するもの
契 約 の 相 手 方	2 指定調査機関
支 出 額	26,536,612 円(平成 25、26 両年度)
上記のうち誤った歳出科目から支出した額	20,767,098 円

1 収獲調査の概要等

国は、森林・林業基本法(昭和 39 年法律第 161 号)等に基づき、国有林野の管理及び経営の事業について、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給することなどを旨としてその運営を行うこととなっている。そして、森林管理局は、国有林野の管理経営に関する計画を定め、森林管理署等は、当該計画に従い、立木の売払いなどの林産物の供給を行っている。また、森林管理署長等は、国有林野において立木を売り払おうとするときは、「国有林野の産物売払手続」(昭和 25 年農林省訓令第 102 号)等に基づき、農林水産大臣が指定する者(以下「指定調査機関」という。)等に、立木の樹種、樹高、胸高直径、品質等の調査(以下、この調査を「収獲調査」という。)を行わせなければならないこととなっている。そして、上記の手続は、公有林野等官行造林地(以下「官行造林地」という。)における立木の売払いについても同様となっている。

財政法(昭和 22 年法律第 34 号)において、歳出予算は、目的に従って項に区分しなければならないと規定され、また、各省各庁の長は、歳出予算等については、各項に定める目的の外にこれを使用することができないと規定されている。

また、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)等において、支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官を含む。)は、法令又は予算の定めるところに従い、支出負担行為をしなければならないこととなっており、農林水産省会計事務取扱規程(昭和 44 年農林省訓令第 9 号)等において、森林管理局長が支出負担行為担当官に、森林管理署長等が分任支出負担行為担当官にそれぞれ指定されている(以下、財政法、会計法、農林水産省会計事務取扱規程等の法令等を

合わせて「会計法令等」という。)

林野庁は、指定調査機関による収穫調査を委託契約により実施しており、委託契約に係る経費(以下「委託費」という。)については、歳出科目に定められた目的に従って、国有林野における収穫調査に係る経費を(組織)林野庁(項)国有林野産物等売払及管理処分業務費から、また、官行造林地における収穫調査に係る経費を(組織)林野庁(項)森林整備・保全費からそれぞれ支出することとしている。

(注1) 公有林野等官行造林地 公有林野等官行造林法(大正9年法律第7号。昭和36年廃止)に基づき、国が地方公共団体の所有する森林、原野等に造林した土地

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、収穫調査に係る委託費が予算の目的に応じた適正な歳出科目から支出されているかなどに着眼して、平成25、26両年度において森林管理局及び森林管理署等が締結した収穫調査に係る委託契約を対象として、7森林管理局^(注2)及び29森林管理署等^(注3)において、会計実地検査を行うとともに、7森林管理局から調書を徴したり、支出負担行為決議書等の書類の提出を受けたりするなどして検査した。

(注2) 7森林管理局 北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局

(注3) 29森林管理署等 根釧西部、宗谷、十勝東部、岩手南部、会津、磐城、棚倉、茨城、日光、東信、南信、飛騨、東濃、島根、安芸、四万十、大分、宮崎南部、西都児湯、鹿児島、北薩、沖縄各森林管理署、東大雪、上小阿仁、最上、南会津各森林管理署支署、埼玉、千葉、香川各森林管理事務所

検査したところ、25、26両年度において関東森林管理局会津森林管理署及び同署南会津支署並びに九州森林管理局大分、熊本南部両森林管理署(以下「4森林管理署等」という。)が締結した計5件の委託契約における委託費の支出について、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、分任支出負担行為担当官である4森林管理署等の署長は、上記の5契約における委託費計26,536,612円について、(組織)林野庁(項)国有林野産物等売払及管理処分業務費の歳出科目から支出する支出負担行為を行っており、関東、九州両森林管理局において、当該支出負担行為に基づき、委託費全額が上記の歳出科目から支出されていた。

しかし、5契約により実施した収穫調査は、その全部又は一部が官行造林地における収穫調査であったにもかかわらず、官行造林地に係る委託費が、(組織)林野庁(項)森林整備・保全費の歳出科目から支出されていなかった。

したがって、上記の5契約における委託費計26,536,612円のうち、官行造林地に係る委託費計20,767,098円については、会計法令等に違反して誤った歳出科目から支出されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、分任支出負担行為担当官等において、官行造林地における収穫調査に係る委託費の経理に当たり、適正な歳出科目から支出することに対する理解が十分でなかったこと、森林管理局において、森林管理署等に対する予算執行に関する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを契約別に示すと次のとおりである。

	森林管理署等名	年 度	契 約 名	委託費支出額	支出すべき歳出科目	誤って支出した歳出科目	誤った歳出科目から支出した額
				千円			千円
第3章 第1節 第8 農林水産省	(312) 関東森林管理局会津森林管理署	25	平成25年度会津森林管理署収穫調査業務委託(官行造林)	3,940	(項)森林整備・保全費	(項)国有林野産物等売払及管理処分業務費	3,940
	(313) 関東森林管理局会津森林管理署南会津支署	25	平成25年度会津森林管理署南会津支署収穫調査業務委託(官行造林)	3,535	(項)森林整備・保全費	(項)国有林野産物等売払及管理処分業務費	3,535
	(314) 同	26	平成26年度会津森林管理署南会津支署収穫調査業務委託(官行造林)	6,384	(項)森林整備・保全費	(項)国有林野産物等売払及管理処分業務費	6,384
	(315) 九州森林管理局大分森林管理署	25	収穫調査委託	3,202	(項)森林整備・保全費 (項)国有林野産物等売払及管理処分業務費	(項)国有林野産物等売払及管理処分業務費	2,286
	(316) 九州森林管理局熊本南部森林管理署	26	収穫調査委託	9,473	(項)森林整備・保全費 (項)国有林野産物等売払及管理処分業務費	(項)国有林野産物等売払及管理処分業務費	4,620
	(312)-(316)の計			26,536			20,767

工 事

(317) 国営かんがい排水事業の実施に当たり、無線伝送装置工事における電源設備の設計が適切でなかったため無線伝送装置が正常に稼働していない状態となっていて、工事の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)離島振興事業費
部 局 等	九州農政局
工 事 名	徳之島用水(二期)農業水利事業徳之島ダム水管理制御施設建設工事
工 事 の 概 要	徳之島ダム下流の固定堰地点における河川流量を管理するために、河川水位のデータを無線伝送装置を用いて徳之島用水管理所に送信する機器等を設置するなどのもの
工 事 費	230,475,000 円(当初契約額 224,175,000 円)
請 負 人	株式会社明興テクノス
契 約	平成24年1月 一般競争契約
支 払	平成24年2月、11月、12月、25年4月 計4回
不適切な設計となっていた工事費	6,970,378 円(平成23、24両年度)

1 工事の概要

この工事は、九州農政局が、平成23、24両年度に、鹿児島県大島郡天城町大字瀬滝地内において、国営かんがい排水事業の一環として、徳之島ダム水管理制御施設に係る設備工等を工事費230,475,000円で実施したものである。

設備工等のうち、無線伝送装置工事(以下「伝送装置工事」という。)は、徳之島ダム下流の

固定堰地点における河川流量を管理するために、同地点の河川水位のデータを徳之島用水管理所に送信する無線伝送装置(以下「伝送装置」という。)等を設置するものである。伝送装置については、商用電源が利用できない山間部にあり、太陽電池パネル(以下「パネル」という。)で発電した電力及び当該電力により充電された蓄電池からの電力を供給する電源設備によって稼働させるものとなっている。

伝送装置工事の実施に当たり、同局は、九州農政局徳之島用水農業水利事業所(以下「徳之島事業所」という。)の職員を工事の適正な施工を確保するために必要な監督を行う監督職員に任命して、請負人から提出される実施仕様書及び詳細図等(以下「提出図書」という。)の承諾等を行わせている。そして、請負人は、提出図書において、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(27年4月1日以降は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)が公表している「大規模太陽光発電システム導入の手引書」(平成23年3月。以下「手引書」という。)等を参考に、パネルの容量を110Wとするなどすれば、伝送装置の消費電力を賄えるとして設計し、徳之島事業所の監督職員は、提出図書を審査した上で承諾して、これにより請負人に施工させていた。

2 検査の結果

本院は、合規性、有効性等の観点から、工事の設計が適切に行われているかなどに着眼して、徳之島事業所において、本件工事を対象に、提出図書等の書類及び現地の状況等を検査するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

手引書によれば、パネルの容量の計算を行う前提となる発電量は、パネルのシステム定格出力に、日射量、日数及び各種の補正係数を乗ずる計算式によって算出することとされている。そして、これらの各項目のうち日射量については、手引書において関連規程・規格とされている「太陽光発電システムの発電電力量推定方法(JIS C 8907)」(平成17年10月。以下「JIS規格」という。)によれば、パネルの設置位置に最も近い地点の日射量データのうち、設置されるパネルの方位角及び傾斜角(以下「パネル設置角度」という。)に係る数値を適用することとされている。また、JIS規格及びその附属書によれば、各種の補正係数については、パネルへの日射が日陰により妨げられる場合の日陰補正係数のほか、発電量の低減要素となる各種の補正係数を考慮することとされている。

しかし、請負人は、提出図書を作成するに当たり、固定して設置することとしていた実際のパネル設置角度に係る日射量の数値ではなく、月ごとに変動する最適傾斜角度に係る日射量の年平均値の数値を適用して発電量を算出していた。さらに、その算出に当たっては、日陰補正係数以外の係数を一切見込んでいなかった。

そこで、改めて、実際のパネル設置角度に係る日射量の数値や日陰補正係数に加えて各種の補正係数を適用して発電量を再計算すると、110Wの容量のパネルでは12月から3月までの各月において、消費電力量を賄えない発電量となっていた。特に1月においては月間の発電量が4.60kWhとなり、月間の消費電力量5.36kWhを0.76kWh下回っていた。

現に、伝送装置の通信状況を確認したところ、25年3月の完成検査日から27年2月の会計実地検査時点までの1年11か月の間に、186回(日数計187日)、累計115,293分間(約80日間相当)、電力不足により通信が途絶していた。

これらのことから、伝送装置の電源設備については、提出図書において、消費電力に見合

うパネルの容量等についての検討が十分でなく、このため、伝送装置を正常に稼働させるために必要となる電力量が不足する設計となっていた。

したがって、伝送装置工事は、提出図書における電源設備の設計が適切でなかったため伝送装置が正常に稼働していない状態になっており、工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額 6,970,378 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、徳之島事業所において提出図書の承諾に当たって審査が十分でなかったこと、九州農政局において徳之島事業所に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 方位角 真南を0度とした場合のパネルの設置角度

(注2) 傾斜角 設置されたパネルが水平面(地面)となす角度

補 助 金

- (318) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (335)

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省	(項)食品産業競争力強化対策費 (項)担い手育成・確保対策費 (項)農業・食品産業強化対策費 (項)農業経営対策費 (項)農業生産基盤保全管理等推進費 (項)農山漁村6次産業化対策費 (項)農業競争力強化基盤整備事業費 (項)農業生産基盤整備・保全事業費 (項)農山漁村活性化対策費 (項)地域自主戦略推進費 (項)農山漁村地域整備事業費 (組織)林野庁 (項)森林整備・保全費 (項)森林整備・林業等振興対策費 食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定) (項)農業経営基盤強化事業費
部 局 等	農林水産本省、林野庁、6農政局、沖縄総合事務局	
補助等の根拠	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)、予算補助	
補助事業者等(事業主体)	道、県11、市2、団体4、計18補助事業者等(県1、団体3、計4事業主体)	
間接補助事業者等(事業主体)	市9、村1、その他12、計22間接補助事業者等(市2、その他12、計14事業主体)	
補助事業等	農業・食品産業強化対策整備交付金事業、森林整備加速化・林業再生基金事業等	

事業費の合計	2,407,240,310 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	1,465,601,961 円
不当と認める事業費の合計	417,804,502 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	271,965,835 円

1 補助金等の概要

農林水産省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、有効性等の観点から、45 都道府県、1,742 市町村等及び 182 団体において、実績報告書、設計図面等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、1 県、14 市等、3 団体、計 18 事業主体が実施した農業・食品産業強化対策整備交付金事業、森林整備加速化・林業再生基金事業等に係る国庫補助金 271,965,835 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助の対象とならないもの
- 5 件 不当と認める国庫補助金 20,439,074 円
- (2) 補助金等により造成した基金の使用が適切でなかったもの
- 3 件 不当と認める国庫補助金 94,540,925 円
- (3) 工事の設計が適切でなかったもの
- 2 件 不当と認める国庫補助金 63,468,632 円
- (4) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの
- 2 件 不当と認める国庫補助金 40,308,596 円
- (5) 補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの
- 2 件 不当と認める国庫補助金 20,048,719 円
- (6) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの及び補助の対象とならないもの
- 2 件 不当と認める国庫補助金 15,541,958 円
- (7) 補助対象事業費を過大に精算していたもの
- 1 件 不当と認める国庫補助金 15,784,193 円
- (8) 補助の目的を達していなかったもの
- 1 件 不当と認める国庫補助金 1,833,738 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助の対象とならないもの 5件 不当と認める国庫補助金 20,439,074 円
 青年就農給付金の給付要件を満たしていない者に給付するなどしていて補助の対象とならないもの (2件 不当と認める国庫補助金 5,500,000 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(318) 東北農政局	宮城県	栗原市 (事業主体)	青年就農給付金	24	10,500	10,500	1,500	1,500
農林水産本省	全国農業会議所	同	同	25	11,360	11,360	250	250
			小計		21,860	21,860	1,750	1,750
(319) 九州農政局	宮崎県	日向市 (事業主体)	同	24	18,230	18,230	750	750
農林水産本省	全国農業会議所	同	同	25	21,800	21,800	3,000	3,000
			小計		40,030	40,030	3,750	3,750
(318) (319) の計					61,890	61,890	5,500	5,500

これらの補助事業は、2事業主体が、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るために、経営の不安定な就農初期段階の者(以下「新規就農者」という。)に対して、原則として年間1,500,000円の青年就農給付金(以下「給付金」という。)を給付する事業に要した経費について、平成24年度に2農政局から国庫補助金を、25年度に農林水産本省が交付した国庫補助金を財源として資金を造成している全国農業会議所から補助金を、それぞれ交付したものである。

新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(平成24年23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)等によれば、給付金の給付要件は、新規就農者本人が農地の所有権又は利用権を有しており、原則として本人の所有と親族以外からの貸借が主であること、本人が農業法人の代表者であるなど農業経営に関する主宰権を有していることなどとされている。そして、事業主体は、主宰権の有無について農業法人の登記に係る履歴事項全部証明書等により確認することとされている。また、事業主体は、新規就農者の前年の繰越控除前の総所得が250万円以上であった場合には、当年度分の給付金の給付を停止することとされている。

2事業主体は、新規就農者計26名に対して給付金を給付するなどして本件補助事業を事業費計61,890,000円で実施したとして、2県に実績報告書を提出し、これにより同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、栗原市は、新規就農者1名について、本人の経営部門に係る農地が親族からの貸借のみとなっていた期間があったのに、この期間に係る給付金を給付していた。また、日向市は、新規就農者1名について、本人が履歴事項全部証明書において農業法人の代表者となっておらず主宰権を有していないのに給付金を給付していたり、別の新規就農者1名について、農業経営開始後の24年の繰越控除前の総所得が250万円以上となっていたのに、25年度分の給付金の給付を停止していなかったりしていた。

したがって、2事業主体が給付要件を満たしていない新規就農者に給付するなどした給付金計5,500,000円(栗原市分1,750,000円、日向市分3,750,000円)は補助の対象とは認められず、これらに係る国庫補助金相当額計5,500,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において給付金の給付に当たっての審査及び確認が十分でなかったこと、2県において2事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 繰越控除前の総所得 地方税法(昭和25年法律第226号)に定められた合計所得金額をいい、同法の規定による純損失等の繰越控除前の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額を指す。

バイオマス地域利活用交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない経費を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 6,804,000円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(320)	北陸農政局	阿賀野市	新潟特殊企業株式会社(事業主体)		バイオマス地域利活用交付金	23	510,000	255,000	13,602	6,804

この交付金事業は、新潟特殊企業株式会社(以下「会社」という。)が、食品廃棄物等を炭化燃料や肥料等として製品化することで、廃棄物の適正な処理及びバイオマス資源の有効な利用を図るために、阿賀野市内に乾燥・炭化施設等を設置したものである。

「バイオマス地域利活用交付金実施要領」(平成23年22環第312号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)等によれば、交付の対象となる経費は、工事費及び事務費とされている。

会社は、本件交付金事業について、機械設備工事に要する経費、機械設備の搬入等の現場管理に必要な作業員に係る経費等の工事費を交付対象事業費とし、事業費510,000,000円(交付対象事業費同額)で実施したとして、阿賀野市に実績報告書を提出して、これにより交付金255,000,000円の交付を受けていた。

しかし、会社は、本工事の施工に直接付随する工事費とは認められない工事完了後における機械設備の運転指導に従事する作業員に係る経費等計13,602,000円を交付対象事業費に含めていた。

したがって、これらの本工事の施工に直接付随する工事費とは認められない経費計13,602,000円は、本件交付金の交付の対象とは認められず、これらに係る交付金相当額計6,804,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において交付金事業における交付の対象となる経費についての理解が十分でなかったこと、同市において実績報告書の審査及び確認並びに会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

農地利用集積事業の対象経費に、交付の対象とならない経費を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 5,272,009円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(321)	農林水産本省	北海道	阿寒農業協同組合(事業主体)		農地利用集積	22	74,600	74,600	5,272	5,272

この補助事業は、阿寒農業協同組合が、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑化を図ることを目的として実施した農地利用集積円滑化事業(以下「円滑化事業」という。)に要した経費について、北海道が同組合に交付した利用集積交付金(以下「交付金」という。)を対象として、農林水産省が国庫補助金を交付したものである。円滑化事業は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき、市町村、農業協同組合等の農地利用集積円滑化団体が、農地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して、農地等の売渡し、貸付けなどを行う事業である。

農地利用集積事業実施要領(平成22年21経営第6901号農林水産事務次官依命通知)等によれば、交付金

は、円滑化事業により農地について所定の要件を満たす利用権^(注)の設定が行われた場合に、10a 当たり 2 万円が農地利用集積円滑化団体に対して交付されることとされている。そして、農業経営基盤強化促進法等によれば、農地とは耕作の目的に供される土地とされており、農地に該当するかどうかは、土地の現況、耕作の有無等を総合的に勘案して決定することとされている。

同組合は、利用権の設定が行われた土地の面積計 37,450.8a を交付対象面積とし、これに上記の交付単価を乗ずるなどして得た 74,600,000 円の交付金の交付を受けていた。

しかし、現地の状況を確認するなどしたところ、上記の土地には、現況が山林等であって耕作の目的に供されていない土地が計 2,786.8a 含まれていた。

したがって、上記の耕作の目的に供されていない土地の面積を控除して適正な交付金額を計算すると、69,327,991 円となり、交付された交付金との差額 5,272,009 円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額 5,272,009 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同組合において交付対象面積に含めていた土地の現況等についての確認が十分でなかったこと、北海道において本件補助事業に係る審査、確認及び同組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 利用権 農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない経費を含めていたもの (1 件 不当と認める国庫補助金 2,863,065 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(322)	沖縄総合事務局	沖縄	石垣島土地改良区	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	23	68,586	54,868	3,578	2,863	

この交付金事業は、石垣島土地改良区が、石垣市栄地区の畑地において、農業用排水施設の整備により農業生産等を向上させるために、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の事業メニューの一つである農業用排水施設としてパイプラインの敷設工事、スプリンクラーの設置工事等を実施し、同工事の着手後に別の事業メニューである暗渠排水^{きよ}として吸水管等を埋設する工事を追加して実施したものである。

そして、同土地改良区は、本件交付金事業を事業費 68,586,000 円で実施したとして、交付金 54,868,800 円の交付を受けていた。

しかし、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領(平成 19 年 19 企第 101 号)等によれば、交付決定後に土地改良事業に該当する事業メニューを追加する場合は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)に定められている土地改良区における総会の議決や事業参加資格を有する者の同意を得るなどの手続を行った上で、事前に都道府県知事の承認を受けなければならないことなどが要件とされているのに、同土地改良区はこれらの手続を行わずに前記の暗渠排水に係る工事を追加していた。

したがって、暗渠排水に係る工事費 3,578,832 円は交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額 2,863,065 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同土地改良区において前記実施要領等の理解が十分でなかったこと、沖縄県において交付金事業に係る審査及び確認並びに同土地改良区に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助金等により造成した基金の使用が適切でなかったもの

3件 不当と認める国庫補助金 94,540,925 円

森林整備加速化・林業再生事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、基金事業の対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 92,070,925 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(323)	林	野	庁	佐賀県	佐賀市	21～23	217,548	215,500	87,526	85,506
(324)	同	同	同	武雄市	同	22、24、25	47,711	28,076	6,843	6,564
(323)	(324)の計						265,259	243,576	94,370	92,070

これらの補助事業は、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることなどを目的として、「森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱」(平成21年21林整計第82号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、林野庁が都道府県に対して基金を造成させるために森林整備加速化・林業再生事業費補助金を交付するものである。そして、基金を造成した都道府県は、間伐等の事業(以下「基金事業」という。)を実施する事業主体に対して、この基金を取り崩すなどして補助金(以下「基金補助金」という。)を交付している。

前記の2事業主体は、本件基金事業について、事業費計265,259,763円で実施したとして実績報告書を提出し、佐賀県から基金補助金計248,283,610円(国庫補助金相当額計243,576,183円)の交付を受けていた。

しかし、2基金事業において、基金事業の対象となる事業費(以下「基金事業対象事業費」という。)を過大に精算したり、補助の対象とならない経費を基金事業対象事業費に含めたりしていたため、取り崩された基金計92,070,925円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において基金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、佐賀県において実績報告書の審査及び確認並びに2事業主体に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

富士大和森林組合は、平成21年度から23年度までの間に、施業面積計839.23haの間伐及び森林作業道計23,972mの開設の事業を事業費計217,548,763円(基金事業対象事業費計217,520,093円)で実施したとして、佐賀市に対して実績報告書を提出し、基金補助金計215,500,000円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、同組合は、林業事業体に請け負わせた請負額や直営による作業員の労務費等の経費を過大に算定していたり、上記の面積計839.23haに間伐事業を実施していない面積計29.64haを含めていたりなどしていた。また、同組合は、佐賀県による各年度の事業計画の承認日より前に着手するなどして、補助の対象とならない施業面積計89.56haの間伐及び森林作業道の開設計3,458mの事業に係る経費を基金事業対象事業費に含めていた。

このため、基金事業対象事業費計87,526,886円(国庫補助金相当額計85,506,793円)が過大に精算されるなどしていた。

森林整備地域活動支援交付金により造成した基金を用いて実施した事業において、交付金が過大に交付されていたもの及び補助の目的を達していなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,470,000円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
							千円	千円	千円	千円	
(325)	林	野	庁	長	野	県	25	4,940	2,470	4,940	2,470
				大田市、北安曇郡松川村	森林整備地域活動支援交付金						
				大北森林組合(事業主体)							

この交付金事業は、計画的かつ適切な森林の保護等に関する森林経営計画の作成の促進を支援することなどを目的として、林野庁が都道府県に対して基金を造成させるために森林整備地域活動支援交付金を交付するものである。

森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成14年13林政企第118号農林水産事務次官依命通知)等によれば、都道府県は、林野庁の交付金により造成した基金を取り崩して、市町村を通じて交付金(以下「県交付金」という。)を森林組合等の交付対象者に交付することとされている。そして、森林経営計画の作成を促進することを目的とした事業について、市町村は、森林の情報を収集したり、森林経営計画の策定について森林所有者等の合意を取り付けたりするための活動等(以下、これらを「地域活動」という。)に係る実施結果報告書の提出を交付対象者から受けて、森林経営計画の策定について書面により森林所有者等の合意が得られるなどした森林(以下「積算基礎森林」という。)の面積に要領等で定める交付単価を乗じて算出するなどした額を交付対象者に交付することとされている。また、市町村は、実施結果報告書の提出の翌年度までに森林経営計画が策定されなかったなどの場合、交付対象者に県交付金を返還させて、これを都道府県に返還することとされている。

そして、大北森林組合(以下「組合」という。)は、平成25年度に、長野県から県交付金の交付を受けて、大田市及び松川村の森林について、森林経営計画の作成を促進することを目的として、地域活動を事業費計4,940,000円(県交付金計2,470,000円、国庫交付金相当額同額)で実施していた。

しかし、組合は、森林経営計画の策定について書面により森林所有者等の合意が得られていない松川村の森林計30.00haを積算基礎森林としていた。また、組合は、実施結果報告書の提出の翌年度までに大田市の森林に係る森林経営計画を策定していなかったが、同市は、組合に対して県交付金を返還させていなかった。

したがって、県交付金の交付の対象とならない森林を積算基礎森林としていたり、実施結果報告書の提出の翌年度までに森林経営計画が策定されておらず補助の目的を達していなかったりしていたため、取り崩された基金計2,470,000円(国庫交付金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、2市村において実施結果報告書及び森林経営計画の策定状況の確認並びに組合に対する指導等が十分でなかったこと、同県において2市村及び組合に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 工事の設計が適切でなかったもの 2件 不当と認める国庫補助金 63,468,632 円
 冷凍冷蔵施設の機械基礎の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 49,764,812 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(326)	中国四国農政局		八幡浜市	八幡浜漁業協同組合(事業主体)	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	23	226,689	107,947	165	78
	農林水産本省		愛媛県	八幡浜市	地域自主戦略交付金	24	185,545	88,354	104,343	49,686
				八幡浜漁業協同組合(事業主体)						
計							412,234	196,301	104,508	49,764

第3章 第1節 第8 農林水産省

この交付金事業は、八幡浜漁業協同組合(以下「漁協」という。)が、愛媛県八幡浜市八幡浜港地区において、老朽化した水産物冷蔵保管施設を建て替えることにより、農山漁村の活性化を図るために、平成23年度に冷凍冷蔵施設(延べ床面積 1,357.6 m²)の建築、同施設の冷却に必要な冷凍機5基を据え付けるためのコンクリート造の基礎(以下「機械基礎」という。)の築造等を八幡浜市を通じて交付された農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により実施し、24年度に冷凍機を調達した上で、それらを機械基礎にアンカーボルトで固定して据え付けるなどの工事を愛媛県及び八幡浜市を通じて交付された地域自主戦略交付金により実施したものである。

このうち、機械基礎は、建物の床スラブ上に厚さ10cmの押さえコンクリートを打設するなどした後、その上に厚さ30cmのコンクリートを打設して築造したものである。

本件機械基礎の設計については、「建築設備耐震設計・施工指針」(財団法人日本建築センター編。以下「指針」という。)に基づき行っている。指針によれば、本件冷凍機(重量2.2t~4.7t)のように、大型で重量のある設備機器を据え付ける場合には、機械基礎は、建物の床スラブと一体構造とすることとされている。

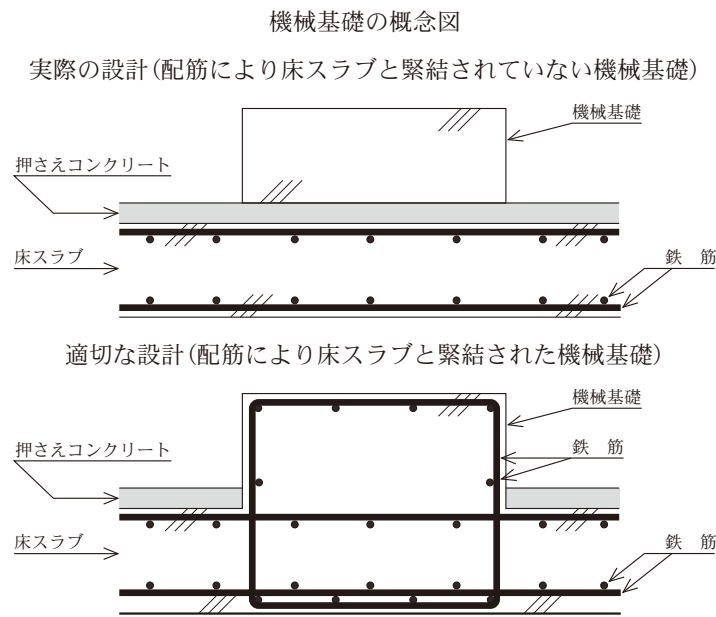
しかし、指針において、機械基礎と建物の床スラブとを一体構造とするためには、配筋して緊結することとなっているのに、誤って、これを緊結することとしていなかった(参考図参照)。このため、冷凍機5基は、構造耐力上安全な構造となっていない機械基礎に設置されている状態になっていた。

したがって、本件機械基礎及びこれに据え付けられた冷凍機(工事費相当額104,508,926円)は、機械基礎の設計が適切でなかったため、構造耐力上安全が十分に確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計49,764,812円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、漁協において委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったこと、八幡浜市において本件交付金事業に係る審査及び確認並びに漁協に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

第3章
第1節
第8
農林水産省



排水機場に設置した主ポンプ盤等の設備の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 13,703,820円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(327) 農林水産本省	千葉県 (事業主体)	—	農山漁村地域整備交付金等2事業	25	29,778	14,889	27,407	13,703

この交付金事業は、千葉県が、大網白里市堀川地区において、排水機場の機能を保全することなどを目的として、主ポンプ盤、コントロールセンター盤、補助継電器盤各1面(以下、これらの機器を合わせて「新規製作盤」という。)等の製作及び据付け並びに既設の主ポンプ盤、コントロールセンター盤各3面(以下、これらの機器を合わせて「移設盤」という。)の移動及び据付けなどを実施したものである。

本件新規製作盤及び移設盤の設計については、「電気設備計画設計技術指針(高低圧編)」(農林水産省農村振興局監修)、「建築設備耐震設計・施工指針」(財団法人日本建築センター編)等(以下、これらを「指針等」という。)に基づき行っている。指針等によれば、機器を据え付けるためのアンカーボルトは、必ずく体コンクリートに埋め込むこととされている。

請負人は、指針等に基づき、アンカーボルトについて耐震設計計算を行い、新規製作盤については、これを据え付けるための架台と床面とをアンカーボルト(埋込長さ50mm)計22本を使用して固定することとし、移設盤については、これを据え付けるための溝形鋼と床面とをアンカーボルト(埋込長さ90mm)計12本を使用して固定することとしていた。そして、耐震設計計算の結果や図面等を記載した耐震計算書(以下「設計図面等」という。)を同県に提出し、同県は、設計図面等を審査するなどした上で承認し、これにより施工していた。

しかし、前記のとおり、機器を据え付けるためのアンカーボルトは、必ずく体コンクリートに埋め込むこととなっているのに、誤って、新規製作盤については、主ポンプ盤を固定するためのアンカー

ボルト6本のうち片側の2本(参考図1参照)、コントロールセンター盤を固定するためのアンカーボルト8本のうち片側の4本及び補助継電器盤を固定するためのアンカーボルト8本全てを、建屋建設時に打設した厚さ30cmのラフコンクリートに埋め込むこととしていた。また、移設盤についても同様に、移設盤を固定するためのアンカーボルト12本全てをラフコンクリートに埋め込むこととしていた(参考図2参照)。このため、本件工事でラフコンクリートに埋め込んだアンカーボルトは、地震時に生ずる引抜力に抵抗するための耐力が確保されていない状態となっていた。

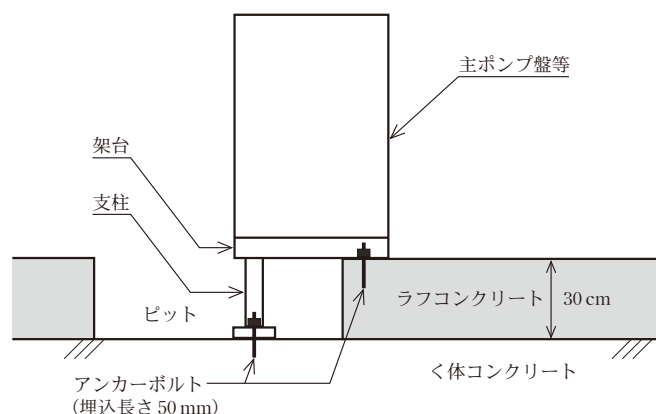
したがって、新規製作盤及び移設盤(工事費相当額27,407,640円)は、設計が適切でなかったため、地震時に転倒するなどして破損するおそれがあり、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっており、これに係る交付金相当額13,703,820円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、設計図面等に誤りがあったのに、これに対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) ラフコンクリート ビット築造のために機械室床の上に増打ちされるなどのコンクリートで、構造用としての強度を期待しないもの

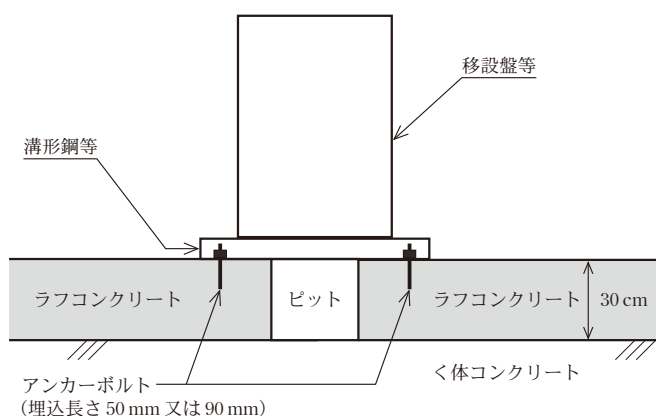
(参考図1)

片側のアンカーボルトがラフコンクリートに埋め込まれた据付概念図



(参考図2)

全てのアンカーボルトがラフコンクリートに埋め込まれた据付概念図



(4) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの

2件 不当と認める国庫補助金 40,308,596 円

搾乳舎の設計及び施工が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 31,204,925 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
(328) 東北農政局	山形県	財団法人や まがた農業 支援セン ター (事業主体)	畜産担い手 育成総合整 備	21	101,642	50,820	62,410	31,204

この補助事業は、財団法人やまがた農業支援センター(平成23年4月1日以降は公益財団法人やまがた農業支援センター。以下「支援センター」という。)が、新庄市大字昭和地内において、畜産業の担い手育成に資する施設として、搾乳舎(木造平屋建て、延べ面積289.1㎡)等の建築工事及び当該搾乳舎内における搾乳設備の設置工事を実施したものである。

支援センターは、この搾乳舎について、柱、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により建設することとし、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づき、地震や風により生ずる水平力に抵抗するために、柱と柱との間に筋交いなどを設置した耐力壁を張り間方向^(注)に14か所及び桁行方向^(注)に14か所それぞれ配置することとしていた。そして、耐力壁を構成する46か所の柱については、水平力により生ずる引抜力に抵抗するために、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1460号)等に基づき、必要な引抜耐力を有する金物等を選定して^{はり}梁、土台、基礎コンクリート等と接合することとしていた(参考図参照)。

支援センターは、上記のように耐力壁を配置すれば、設計計算上の耐力壁の長さが、張り間方向及び桁行方向とも水平力に対して必要な長さをそれぞれ上回ることなどから安全であるとして設計し、これにより施工することとしていた。

しかし、支援センターは、本件搾乳舎の設計に当たり、設計図書において、筋交いを取り付けた柱は金物を使用して梁及び土台と接合する旨の記載をしていたものの、柱ごとに必要となる金物の引抜耐力を示していなかった。このため、耐力壁を構成する14か所の柱において、必要な引抜耐力を下回る金物により梁等と接合されていた。また、本件搾乳舎の施工に当たり、耐力壁を構成する12か所の柱において、設計と相違して、金物により梁等と接合されていなかった。

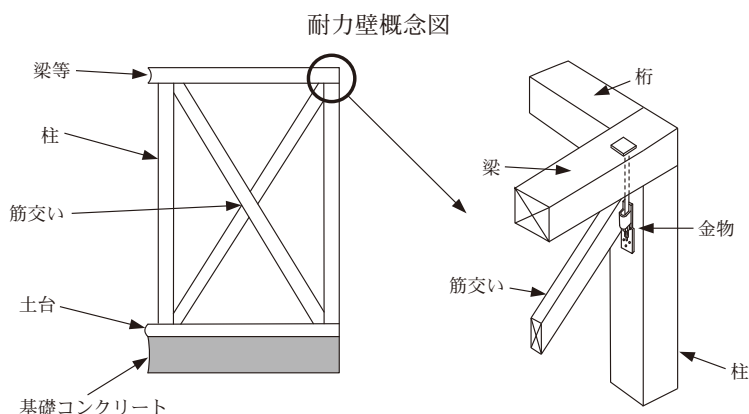
このように、梁、土台等との接合が適切でない柱で構成された壁は耐力壁とは認められないことから、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると、張り間方向で21.60m、桁行方向で17.10mとなり、水平力に対して必要な耐力壁の長さ、張り間方向で62.99m、桁行方向で32.08mをそれぞれ大幅に下回っていた。

したがって、本件搾乳舎は、設計及び施工が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、搾乳舎及びこれと一体的に設置された搾乳設備(工事費相当額計62,410,774円)に係る国庫補助金相当額計31,204,925円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、支援センターにおいて木造建築物の設計についての理解が十分でなかったり、施工についての監督が十分でなかったりなどしていたこと、山形県において支援センターに対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 張り間方向・桁行方向 一般的に建物の短辺方向を張り間方向といい、長辺方向を桁行方向という。

(参考図)



穀物貯蔵サイロの設計及び施工が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 9,103,671円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(329) 東北農政局	秋田県	鹿角市	農業・食品産業強化対策整備交付金 株式会社ファー夢かづの (事業主体)	25	98,710	47,005	19,117	9,103

この交付金事業は、株式会社ファー夢かづの(以下「会社」という。)が、鹿角市において、地域の特産米の品質及び収量の安定化と低コスト化に対する取組としてコルゲート鋼板造の穀物貯蔵サイロ(延床面積 53.1㎡。以下「サイロ」という。)等を設置するなどしたものである。

サイロは、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、「容器構造設計指針・同解説」(社団法人日本建築学会編集。以下「指針」という。)等によれば、地震その他の振動等に対して構造計算上安全なものでなければならないとされている。そして、会社は、指針に基づきサイロの有効重量等により算定した地震力を考慮して、サイロと鉄筋コンクリート造の基礎を有効長さ 57mm のすみ肉溶接により作製した接続金具(以下「アンカー金具」という。)を用いて 22 か所で接合すれば、地震時におけるアンカー金具の溶接部 1 か所当たりのせん断力が許容せん断力を下回ることなどから構造計算上安全であるとして、これにより施工することとしていた。

しかし、会社は、上記の地震力の算定に当たり、指針によればサイロの有効重量はサイロの満載重量の 80% を下限とすることとされているのに、誤ってサイロの満載重量の 50% とするなどして、地震力を過小に算定していた。

また、施工業者は、施工に当たり、アンカー金具による接合を誤って 19 か所としていたり、19 か所全てのアンカー金具のすみ肉溶接の有効長さを前記の 57mm を下回る 27mm から 34mm としていたりなどしていた。

そこで、地震力を適正に算定した上で、実際の施工状況に基づき改めて構造計算を行ったところ、アンカー金具の溶接部 1 か所当たりの地震時におけるせん断力は 36.7kN、許容せん断力は 13.6kN となり、せん断力が許容せん断力を大幅に上回っているなどして、構造計算上安全であるとされる範囲に収まっていなかった。

したがって、サイロ(工事費相当額計 19,117,710 円)は、設計及び施工が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額 9,103,671 円が不当と認めら

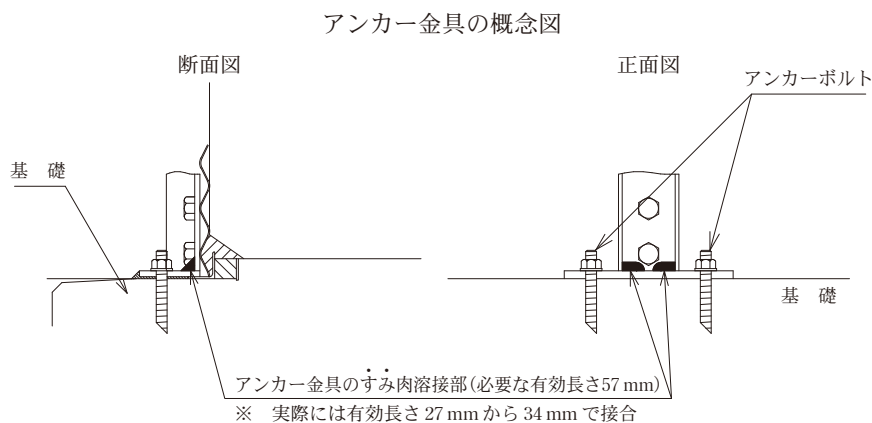
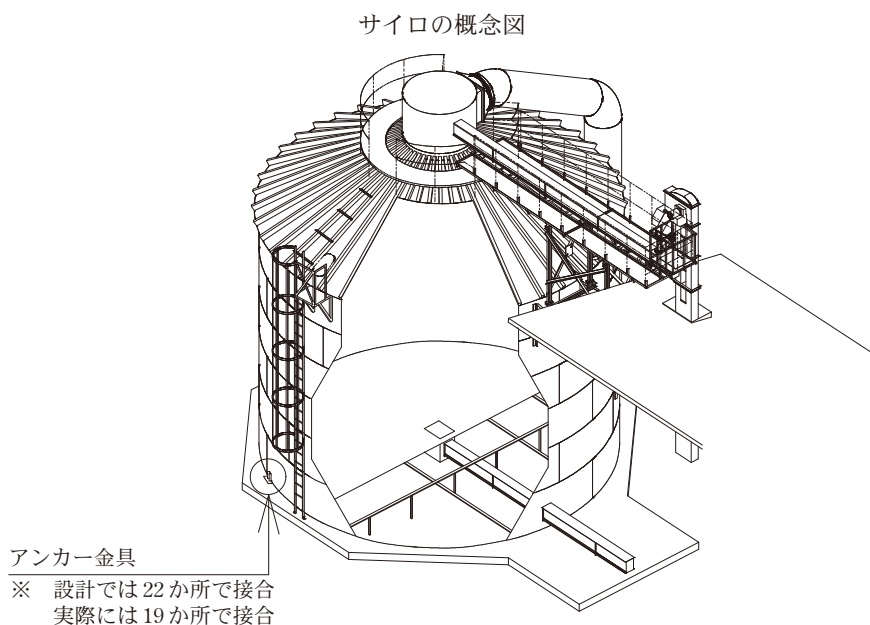
れる。

このような事態が生じていたのは、会社においてサイロの設計についての理解が十分でなかったり、施工についての監督及び検査が十分でなかったりなどしていたこと、鹿角市において会社に対する指導が十分でなかったこと、秋田県において同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) すみ肉溶接 ほぼ直交する二つの部材の面をつなぐ三角形の断面を持つ溶接

(注2) せん断力・許容せん断力 「せん断力」とは、外力が材に作用して、これを切断しようとする力の大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容せん断力」という。

(参考図)



(5) 補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの

2件 不当と認める国庫補助金 20,048,719円

補助事業により整備した施設等を無断で譲渡したり、貸し付けたりしていたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 20,048,719円)

補助事業者等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定等に基づき、処分制限期間内に補助事業等により取得した財産を補助金等の交付の目的に反し

て譲渡したり、貸し付けたりなどするときは、当該補助事業等を所掌する各省各庁の長の承認を受けなければならないことなどとなっている。そして、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)に基づき、農林水産大臣は、補助事業等により取得した財産を、処分制限期間内に、有償で譲渡する場合においては、残存簿価等に国庫補助率を乗じた金額を、また、有償により遊休期間内の一時貸付けを行う場合においては、貸付けにより生ずる収益に国庫補助率を乗じた金額(以下「貸付料に係る交付金相当額」という。)を国庫に納付することなどを条件として付した上で承認を行うこととなっている。

しかし、農業・食品産業強化対策整備交付金事業の2事業主体は、処分制限期間内であるにもかかわらず、上記の承認を受けずに無断で当該事業により取得した財産を譲渡したり、貸し付けたりしていた。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において補助事業により取得した財産の適正な処分についての理解が十分でなかったこと、2県において、2事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費		左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					有償貸付けした年度	有償貸付けにより収納した貸付料			
					千円	千円	千円	千円	千円
(330) 関東農政局	栃木県	上都賀農業協同組合(事業主体)	農業・食品産業強化対策整備交付金	20	21,367	10,175	2,384	1,135	

上都賀農業協同組合(栃木県鹿沼市所在)は、平成20年度に、同組合以外の者に貸し付けることを目的として、トマトの園芸用ハウス内の保温性を高める外張りの多重化のための被覆材(以下「外張設備」という。)の設置を事業費21,367,500円で実施したとして、交付金10,175,000円の交付を受けていた。

そして、同組合は、外張設備について、21年3月に、上都賀トマト省エネルギー設備第2利用組合(以下「利用団体」という。)が所有する園芸用ハウス5棟(面積8,106㎡)に設置した上で、利用団体とリース契約を締結していた。

しかし、同組合は、外張設備について、28年3月までが処分制限期間(耐用年数7年に相当する期間)内であるにもかかわらず、前記の承認を受けずに無断で、リース契約期間が満了となった26年2月に利用団体に1,508,409円で譲渡していた。

したがって、外張設備の譲渡時点における残存簿価2,384,159円に係る交付金相当額1,135,312円が不当と認められる。

(331) 関東農政局	山梨県	北杜市	農業・食品産業強化対策整備交付金	18	551,472	262,606	37,138	17,684	
		梨北農業協同組合(事業主体)		22~26	2,580	1,228	2,580	1,228	
小計								18,913	

梨北農業協同組合(山梨県北杜市所在)は、平成18年度に、地域における将来の担い手を育成して確保することなどを目的として、水稻の育苗センター1棟、育苗ハウス22棟(以下、これらを合わせて「育苗施設」という。)の整備を事業費551,472,600円で実施したとして、交付金262,606,000円の交付を受けていた。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する	不当と認	不当と認
						国庫補助金等交付額	める事業費	める国庫補助金等相当額
					有償貸付けした年度	左のうち国庫補助金等交付相当額	不当と認める貸付料	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
同組合は、育苗施設を整備した後の19年度から21年度までの間、本件交付金事業の事業実施計画に沿って施設を利用していた。そして、22年度以降は、育苗施設の遊休期間(毎年度、7月から翌年3月までの間)に、育苗ハウスを野菜等の生産農家に有償(1棟当たり3万円、22年度から26年度までにおける貸付料計2,580,000円)で貸し付けていた。								
しかし、同組合は、育苗ハウスについて、34年4月までが処分制限期間(耐用年数15年に相当する期間)内であるにもかかわらず、前記の承認を受けずに無断で貸し付けており、また、貸付料に係る交付金相当額を国庫に納付していなかった。								
したがって、育苗ハウスの貸付時点における残存簿価37,138,220円に係る交付金相当額17,684,837円及び22年度から26年度までにおける貸付料に係る交付金相当額1,228,570円が不当と認められる。								
(330)	(331)	の計			572,840	272,781	39,522	18,820
		計			2,580	1,228	2,580	1,228
								20,048

(6) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの及び補助の対象とならないもの

2件 不当と認める国庫補助金 15,541,958円

農業基盤整備促進事業等の実施に当たり、補助金の算定が適切でなかったり、事業の一部が補助の対象とならなかったりしていたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 15,541,958円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する	不当と認	不当と認
						国庫補助金等交付額	める事業費	める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(332)	東北農政局	庄内赤川土地改良区(事業主体)	農業基盤整備促進等2事業	24、25	32,907	32,895	13,238	13,238
(333)	近畿農政局	関津土地改良区(事業主体)	農業基盤整備促進	26	3,015	3,015	2,303	2,303
(332)	(333)	の計			35,922	35,910	15,541	15,541

これらの補助事業は、2事業主体が、ほ場の既設吸水管の排水機能を補完するために、吸水管や疎水材等で構成される暗渠排水施設(以下、この施設を「暗渠排水」という。)の新設を実施したものである。暗渠排水は、ほ場内に吸水管を埋設するなどして、ほ場内の地下水、地表残留水等を吸水管に導き入れて排水路まで自然に流下させるものである。

農業基盤整備促進事業実施要領(平成25年24農振第2090号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。)等によれば、助成の対象となる経費は、暗渠排水の新設に必要な経費とされており、その助成額は、施工対象の耕地面積(以下「受益面積」という。)に助成単価を乗じた額とされ、吸水管の間隔が10m以下の場合の助成単価は、10a当たり15万円とされている。また、吸水管の間隔が10m以上となる場合には、10mを吸水管の間隔で除した割合を乗ずることにより、受益面積を割り引いて助成額を算定することとされている。

しかし、2事業主体において、本件補助事業で新設した吸水管の間隔が10m以上となっていたほ場に係る助成額について、受益面積を割り引いて算定していなかったり、暗渠排水の新設に該当せず補助の対象とならない掃流工^(注2)の補修及び疎水材の入替えのみを実施したほ場の面積を受益面積に含めて助成額を算定していたりしているなどの事態が見受けられた。

したがって、本件補助事業について、受益面積を割り引いたり、補助の対象とならないほ場の面積を除いたりするなどして適正な国庫補助金額を算定すると、計20,368,042円となり、国庫補助金交付額計35,910,000円との差額15,541,958円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において要領等の理解が十分でなかったこと、2農政局において本件補助事業に係る審査及び確認並びに2事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

庄内赤川土地改良区(山形県鶴岡市所在)は、ほ場のうち既設の吸水管だけでは十分な排水効果が得られていない箇所に暗渠排水を新設しており、受益面積計2,143aのうち計1,753aで、新設した吸水管の間隔が10m以上(11.0m~30.0m)となっていた。

しかし、同土地改良区は、上記計1,753aのほ場に係る助成額について、要領等に基づいて、10mを吸水管の間隔で除した割合(0.33~0.90)を乗ずることにより、受益面積を割り引いて算定すべきであったのに、受益面積計1,753aに助成単価(15万円/10a)を乗じていた。

また、同土地改良区は、計192aのほ場で暗渠排水の新設に該当せず補助の対象とならない掃流工の補修及び疎水材の入替えのみを実施していたのに、これらのほ場の面積を受益面積に含めていた。

したがって、本件補助事業について、受益面積を割り引いたり、補助の対象とならないほ場の面積を除いたりするなどして適正な国庫補助金額を算定すると、計19,656,411円となり、国庫補助金交付額計32,895,000円との差額13,238,589円が過大に交付されていた。

(注1) 疎水材 吸水効率を高める目的で、吸水管の周囲を覆うのに用いる透水性の材料(碎石、粃殻等)

(注2) 掃流工 吸水管等の管路内の付着物を流水により除去するとともに、水酸化鉄等の付着を防止することを目的として設置する施設

(7) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 15,784,193円

食農連携機能高度化対策事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 15,784,193円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(334)	農林水産	本省	株式会社 JTB西日本 (事業主体)	—	食農連携機能高度化対策事業	21	141,540	141,540	15,784	15,784

この補助事業は、株式会社JTB西日本(大阪市所在。以下「会社」という。)が、農商工連携の取組を通じた地域経済の活性化を図るために、地域の食品産業と農林水産業等との連携により開発された新商品等の販路拡大のための商談会等の開催、新商品等の販路促進のための販路促進会の開催や商品カタログ等の作成・普及等(以下、これらを合わせて「商談会の開催等」という。)を実施したものである。

本件補助事業に係る補助金の交付決定の際に付された条件等によれば、国庫補助金の交付額については、交付決定通知において決定された国庫補助金の額と補助事業に要した実支出額とのいずれか低い額とすることとされている。

会社は、本件補助事業について、商談会の開催等に従事した職員の人件費(以下「推進員手当」という。)等の経費を補助対象事業費とし、事業費 141,540,978 円(補助対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、会社が補助対象事業費に含めていた推進員手当 72,817,576 円は、会社が業務を受託するために設定した技術者の職種ごとの日額単価を用いて算定した額であり、実際に商談会の開催等に従事した職員の給与額等に基づく実支出額より高い額となっていた。

したがって、推進員手当を実支出額に基づくなどして、適正な補助対象事業費を算定すると 125,756,785 円となることから、前記の補助対象事業費 141,540,978 円との差額 15,784,193 円が過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額 15,784,193 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において交付決定の際に付された条件等についての理解が十分でなかったこと、農林水産本省において実績報告書の審査及び確認並びに会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(8) 補助の目的を達していなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,833,738 円
 経営体育成交付金事業の実施に当たり、施設の一部が整備されておらず、補助の目的を達していなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,833,738 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(335) 農林水産本省	北海道	士別市	経営体育成交付金	22	29,295	13,950	3,667	1,833
		株式会社						
		ファーム						
		6・6						
		(事業主体)						

この交付金事業は、株式会社ファーム6・6(以下「会社」という。)が、士別市国営上士別地区において、経営の規模拡大、複合化・多角化等を図るために、共同利用施設として水稻の育苗施設(ビニールハウス)の整備を実施したものである。

会社は、育苗施設 25 棟(設置面積計 15,750 m²)の整備に必要な資材を事業費 29,295,000 円(交付対象事業費 27,900,000 円)で購入し、平成 23 年 3 月に育苗施設を整備したとして、交付金 13,950,000 円の交付を受けていた。

しかし、会社は、育苗施設を整備するに当たり、所要の手続を行うことなく、25 棟から 26 棟(当初と同じ設置面積計 15,750 m²)に変更した上で、このうち 4 棟(設置面積計 2,142 m²)は使用する見込みがないことなどから、棟の長手方向のアーチパイプの骨組み部分のみを施工しただけで妻面の出入口の扉や骨組み部分等を施工していなかった。そして、26 年 11 月の会計実地検査時点においても、当該 4 棟は育苗施設として使用できない状態のままとなっていた(参考図参照)。

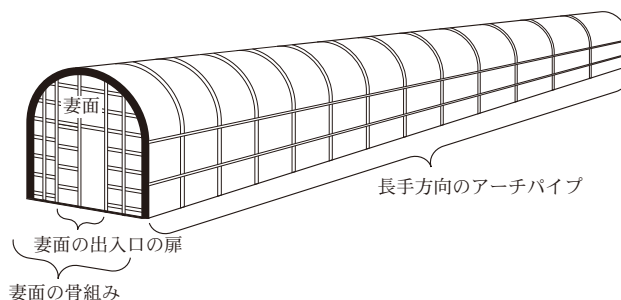
したがって、使用できない状態のままとなっていた育苗施設 4 棟(交付対象事業費 3,667,476 円)は、補助の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額 1,833,738 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、士別市において本件交付金事業に係る審査及び確認並びに会社に対する指導が適切でなかったこと、北海道において同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

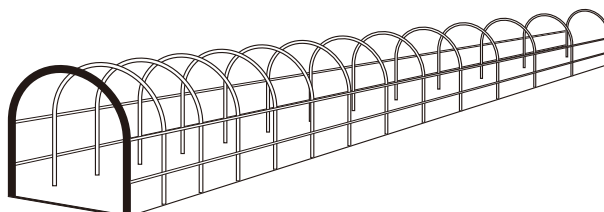
(参 考 図)

育苗施設(ビニールハウス)の概念図

<事業を完了したもの(育苗施設(ビニールハウス))(22棟)>



<事業を実施していなかったもの(4棟)>



そ の 他

(336) 国有農地等管理处分事業事務取扱交付金が過大に交付されていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)優良農地確保・有効利用対策費 〔平成25年度以前は、食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定) (項)農業経営基盤強化事業費〕
部 局 等	関東農政局
交 付 の 根 拠	農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第8条等の規定により、なお従前の例による又はなおその効力を有することとされている改正前の農地法(昭和27年法律第229号)等、地方財政法(昭和23年法律第109号)
国有農地等管理处分事業事務取扱交付金の概要	都道府県が行う国有農地等の管理等に関する事務に必要な経費に対して交付するもの
交 付 先	東京都
交付金交付額	483,005,019円(平成22年度～26年度)
過大に交付されていた交付金の額	3,145,730円(平成22年度～26年度)

1 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の概要

(注)
国有農地等の管理等に関する事務(以下「国有農地等管理事務」という。)は、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第8条等の規定により、なお従前の例による又はなおその効力を有することとされている改正前の農地法(昭和27年法律第229号)等に基づき都道府県が行うこととなっており、農林水産省は、これに要する経費として、国有農地等管理処分事業事務取扱交付金(平成25年度以前は農業経営基盤強化事業事務取扱交付金。以下「国有農地等交付金」という。)を交付している。

そして、上記の国有農地等管理事務に要する経費は、国有農地等管理処分事業事務取扱交付金交付要綱(昭和31年31農地第3569号)等によれば、国有農地等の管理、売払い等に関する事務の取扱いに要する経費及び国有農地等管理事務に従事する職員(以下「従事職員」という。)の人件費とされている。

都道府県は、国有農地等交付金の精算に当たり、毎年度、精算報告書とともに、従事職員の氏名や国有農地等管理事務に従事した割合等を記載した事業実績書を地方農政局等へ提出することとなっている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、国有農地等交付金が適正に交付されているかなどに着眼して、関東農政局において、22年度から26年度までの間に東京都に交付された国有農地等交付金計483,005,019円を対象として、精算報告書、事業実績書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

都は、22年度から26年度までの間の国有農地等交付金の精算に当たり、従事職員の人件費とは別に、従事職員の所属する部署で国有農地等管理事務ではなく給与事務等を担当して前記の事業実績書に記載していない職員に係る超過勤務手当を、国有農地等管理事務の取扱いに要した経費として、22年度から24年度までの間の各年度765,000円、25年度505,710円、26年度345,020円、計3,145,730円含めており、関東農政局もこれを含めた計483,005,019円を国有農地等交付金として交付していた。

したがって、これらの国有農地等管理事務に従事していない職員に係る超過勤務手当の額を除くなどして22年度から26年度までの間の適正な国有農地等交付金の額を算定すると計479,859,289円となり、上記の国有農地等交付金の交付額計483,005,019円との差額3,145,730円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、都において国有農地等交付金の交付対象となる経費について理解が十分でなかったこと、関東農政局において国有農地等交付金の交付に当たって都に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 国有農地等 自作農創設を目的に国が不在地主等から買収して小作人に売り渡すために取得した農地又は採草放牧地から成る国有農地及び食糧増産と帰農促進を目的に国が土地の所有者から買収して取得した未墾地等の開拓財産

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 森林環境保全整備事業における鳥獣害防止施設等整備について、都道府県において実際に使用される資材の仕様や購入価格に係る調査を行うよう定めたり、労務費に係る実態調査を行い標準的な作業歩掛かりを示したりすることなどにより、標準単価が施工の実態を反映したものとなるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)森林整備事業費
部 局 等	林野庁
補助の根拠	森林法(昭和26年法律第249号)
補助事業者	17道府県
間接補助事業者(事業主体)	市町村44、森林組合等198、計242事業主体
補助事業	森林環境保全整備事業
補助事業の概要	森林環境の保全に資するために、市町村、森林組合等が造林、間伐等の施業を行い、これと一体的に鳥獣害防止施設等の整備等を行うもの
鳥獣害防止施設等整備の概要	防護柵、幼齢木保護具及び剥皮防止帯の設置並びに忌避剤の散布及び塗布等を行うもの
上記の事業主体が実施した鳥獣害防止施設等整備に係る事業費	137億9020万余円(平成25、26両年度)
上記に対する国庫補助金相当額	41億4081万余円
低減できたと認められる事業費	39億0846万余円(平成25、26両年度)
上記に対する国庫補助金相当額	11億7335万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

森林環境保全整備事業における鳥獣害防止施設等整備の標準単価の設定について

(平成27年10月29日付け 林野庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 補助事業の概要

(1) 森林環境保全整備事業の概要

貴庁は、森林環境保全整備事業実施要綱(平成14年13林整整第882号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、自然環境の保全等の森林の有する多面的機能の維持、増進を図り、森林環境の保全に資することを目的として、市町村、森林組合等が事業主体となって実施する森林環境保全整備事業(以下「整備事業」という。)に対して都道府県が補助する場合等に、その費用の一部として、都道府県に森林環境保全整備事業費補助金を交付している。

森林環境保全整備事業実施要領(平成14年13林整整第885号林野庁長官通知)等(以下「要領

等」という。)によれば、整備事業においては、鹿等の鳥獣による森林被害の防止、鳥獣の移動の制御等を図るために、防護柵、幼齢木保護具等の鳥獣害防止施設等の整備(以下「鳥獣害防止施設等整備」という。)を、造林、間伐等の施業と一体的に行うことができるとされている。

また、整備事業に係る補助金額は、市町村が請負により事業を実施する場合を除いて、都道府県が定めた標準単価に事業量等を乗ずるなどして算定した事業費を補助の対象とし、所定の補助率を乗ずるなどして算定することとされている。

(2) 鳥獣害防止施設等整備における標準単価

〔森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について〕(平成23年林野庁森林整備部整備課長通知)によれば、整備事業における標準単価は、事業に直接必要となる資材費及び労務費の直接費に、これに一定の割合を乗じて算定する共通仮設費を加えたものとされている。また、標準単価における資材費及び労務費の算定は、次のとおりとされている。

ア 資材費は、原則として算定時の最新の市場価格とし、物価資料や資材の製造会社等(以下「製造会社」という。)の見積価格等を参考に定める。

イ 労務費のうち労務賃金単価は、原則として「公共工事設計労務単価」(農林水産省及び国土交通省決定)を用いる。また、貴庁が、1m等の単位当たりの作業に必要な作業員数(以下「作業歩掛かり」という。)を提示している場合はこれを用いるが、貴庁が作業歩掛かりを提示していない場合は都道府県が適宜の方法により把握したものをを用いる。

そして、貴庁は、鳥獣害防止施設等整備に係る資材費については、鳥獣被害の状況、鳥獣の生態や気象条件等に応じて求められる性能等が地域ごとで異なることから都道府県が定めることにしており、また、労務費の作業歩掛かりについては、貴庁が労務費の作業歩掛かりを提示していないことから都道府県が適宜の方法により把握した作業歩掛かりを用いることにしている。

さらに、標準単価は、事業主体が低コスト化を図りつつ事業を適切に実施する上で重要な要素であることから、都道府県は、標準単価の設定に用いる作業歩掛かりについて、上記の鳥獣害防止施設等整備のように貴庁が提示していない場合には、実態とかい離しないよう適時適切に見直すことなどとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

鳥獣による森林被害については、鹿等の鳥獣の増加等を背景として、林業被害に加え、土壌浸食を防止する下草や低木等の消失等が深刻化し、生物多様性や森林の公益的機能への影響が懸念されていることから、鳥獣害防止施設等整備の重要性は年々高まっている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、整備事業における鳥獣害防止施設等整備の実施に当たって、各都道府県が定めた標準単価の内容が施工の実態を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、17道府県管内の44市町村及び198森林組合等の計242事業主体が、平成25、26両年度に実施した、防護柵の設置(長さ計2,570,593.5m)、幼齢木保護具の設置(対象面積計147.84ha)、剥皮防止帯の設置(同計4,907.12ha)並びに忌避剤の散布及び塗布(同計960.27ha)の鳥獣害防止施設等整備(事業費計137億9020万余円、国庫補助金相当額計41億4081万余円)を対象として、貴庁及び17道府県において、各事業主体が道府県に提

出している交付申請書や整備に要した資材の購入に係る領収書等の支払関係書類等を確認するとともに、鳥獣害防止施設等整備を実施した現地に赴いてその実施状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 17 道府県 北海道、京都府、群馬、神奈川、福井、長野、静岡、愛知、滋賀、兵庫、鳥取、島根、徳島、愛媛、熊本、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

17 道府県は、毎年度、鳥獣害防止施設等整備に係る標準単価を見直しており、その設定状況についてみると、一定の資材の使用や作業歩掛かりを想定した上で、資材費については製造会社の見積価格等を参考にして定め、一方、労務費については、貴庁が作業歩掛かりを提示していないことから、落石防止網を設置する作業歩掛かりや製造会社から徴した作業歩掛かりを参考にするなどして算定し、これらに共通仮設費を加えて標準単価を設定していた。

そこで、これらの17 道府県が設定した標準単価を構成する資材費及び労務費と、前記の242 事業主体が実施した鳥獣害防止施設等整備に係る実際の資材費及び労務費とを、森林組合等が資材を調達した際の納品書や労務費に係る森林所有者等への請求書等を確認するなどして比較したところ、大半の鳥獣害防止施設等整備において、次のように、実際の資材費や労務費が標準単価を構成する資材費や労務費を下回っており、実際の施工に要した事業費が補助の対象とした事業費を下回っていた。

ア 資材費については、実際に使用されている資材の仕様が想定していた仕様よりも簡易であったり、多くの資材を一括して購入しているため購入価格が安価になっていたりなどして、実際の資材費が標準単価を構成する資材費を下回っていた。

イ 労務費については、実際の作業が想定していた作業よりも簡易であったり、資材の軽量化等により作業効率が従前よりも改善されているにもかかわらず、従前の作業歩掛かりを使用したりするなどして、実際の労務費が標準単価を構成する労務費を下回っていた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

熊本県は、平成25年度に、同県管内の5市町村及び18森林組合等の計23事業主体から防護柵計286,616.0mを設置したとの申請を受け、事業費計7億9476万余円を補助の対象として、補助金3億1790万余円(国庫補助金相当額計2億3842万余円)を交付している。

同県は、毎年度、標準単価として「森林環境保全整備事業標準単価表」を定めており、同年度における防護柵設置の標準単価の設定に当たり、資材費について製造会社3社から見積価格を徴するなどして、また、労務費について上記のうち1社から設置に係る作業歩掛かりを徴するなどして、1m当たりの標準単価を構成する資材費を927円、労務費を297円と設定するなどしていた。

しかし、前記の23事業主体が実施した防護柵の設置について実際の施工に要した事業費を確認したところ、実際に使用した1m当たりの資材の購入価格の平均額は544円、1m当たりの施工に要した労務費の平均額は238円となっており、標準単価を構成している資材費及び労務費を下回っていた。このため、実際の施工に要した事業費計4億6402万余円は、補助の対象とした

前記の事業費計7億9476万余円を3億3073万余円下回っていた。

一方、前記の242事業主体における鳥獣害防止施設等整備の中には、実際の施工に要した事業費が補助の対象とした事業費を上回っていたものも見受けられたが、25、26両年度に17道府県において整備された鳥獣害防止施設等について、施設等ごとの事業費等の全体の状況をみると、表のとおり、実際の施工に要した事業費が補助の対象とした事業費を、15道府県における防護柵の設置で35億5317万余円(当該施設等整備事業費に占める割合33.8%)、8府県における幼齢木保護具の設置で9536万余円(同20.9%)、5府県における剥皮防止帯の設置で2億2630万余円(同8.4%)、7道府県における忌避剤の散布及び塗布で3361万余円(同22.2%)下回っていた。その結果、実際の施工に要した事業費は、計98億8174万余円となり、補助の対象とした前記の事業費137億9020万余円を39億0846万余円(同28.3%)下回っていた。

表 鳥獣害防止施設等ごとの事業費等の全体の状況 (単位：千円)

鳥獣害防止施設等	整備が実施された道府県	事業費(A)		実際の施工に要した事業費(C)		事業費差引額(E) = (A) - (C)	国庫補助金相当額差引額(B) - (D)	(E) / (A) × 100
		国庫補助金相当額(B)		国庫補助金相当額(D)				
防護柵の設置	15道府県 ^{注(1)}	10,505,832	3,151,840	6,952,653	2,085,793	3,553,178	1,066,047	33.8%
幼齢木保護具の設置	8府県 ^{注(2)}	454,973	140,161	359,612	111,553	95,361	28,608	20.9%
剥皮防止帯の設置	5府県 ^{注(3)}	2,678,131	803,428	2,451,823	734,817	226,308	68,611	8.4%
忌避剤の散布及び塗布	7道府県 ^{注(4)}	151,269	45,380	117,652	35,295	33,617	10,085	22.2%
計	17道府県	13,790,208	4,140,812	9,881,741	2,967,459	3,908,466	1,173,353	28.3%

注(1) 北海道、京都府、群馬、神奈川、福井、長野、静岡、滋賀、兵庫、鳥取、徳島、愛媛、熊本、宮崎、鹿児島各県

注(2) 京都府、長野、滋賀、兵庫、島根、徳島、愛媛、熊本各県

注(3) 京都府、福井、長野、滋賀、熊本各県

注(4) 北海道、京都府、群馬、長野、静岡、愛知、滋賀各県

注(5) 「整備が実施された道府県」は、複数の鳥獣害防止施設等の整備が実施された道府県があるため、合計しても「計」と一致しない。また、金額は単位未満切捨てのため、合計しても「計」と一致しない。

このように、17道府県の242事業主体が実施した鳥獣害防止施設等整備については、全体で実際の施工に要した事業費が補助の対象とした事業費を下回っており、実際の施工に要した事業費が補助の対象とした事業費を上回っているものを考慮しても、施工の実態を反映した標準単価を設定していれば、上記の39億0846万余円(国庫補助金相当額計11億7335万余円)が低減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

鳥獣害防止施設等整備の実施に当たり、道府県において、実際の施工に要した事業費が補助の対象とした事業費を下回っており、施工の実態を反映した適切な標準単価が設定されていない事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴庁において、鳥獣害防止施設等整備に係る標準単価のうち、資材費について、実際に使用される資材の仕様や購入価格を調査するよう要領等に定めていなかったり、労務費について、標準的な作業歩掛かりを提示していなかったりしていること、また、施工の実態を反映した適切な標準単価を設定することについて道府県に対する指導が十分でないこと
- イ 道府県において、毎年度の標準単価の見直しの際に、施工の実態を十分に把握せずに標準単価を設定していること

3 本院が求める是正改善の処置

貴庁においては、鳥獣の増加を背景とした森林被害の増加により、森林の生物多様性や公益的機能への影響も懸念されていることから、造林、間伐等と一体的に実施する鳥獣害防止施設等整備を、今後も引き続き実施することとしている。

については、貴庁において、鳥獣害防止施設等整備について、都道府県が設定している標準単価が施工の実態を反映したものとなるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 要領等を改正して、資材費について、都道府県において実際に使用される資材の仕様や購入価格に係る調査を行うよう定めるとともに、労務費について、作業歩掛かりに係る実態調査を行い、その結果を踏まえて標準的な作業歩掛かりを提示すること
- イ 都道府県に対して、アの要領等の改正内容を周知するとともに、標準単価の内容と施工の実態がかい離することのないよう、標準単価を適時適切に見直すよう周知徹底を図ること

- (2) 研究に関する委託事業終了後受託者等に取得物品を引き続き使用させるに当たり、継続使用の承諾の手続を適切に行うなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに継続使用させる取得物品の使用状況を定期的に把握するなどの取得物品の管理を適切に行うための体制を整備するよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)農林水産技術会議
		(項)農林水産業研究開発費(平成19年度以前は、 (項)農林水産業技術振興費)
		(項)放射能調査研究費
		(項)原子力試験研究費
		(項)地球環境保全等試験研究費
		(項)科学技術戦略推進費
		東日本大震災復興特別会計
		(組織)農林水産技術会議
		(項)農林水産業復興政策費
		平成23年度は、一般会計
		(項)東日本大震災復旧・復興農林水産業研究開発費

部 局 等	農林水産技術会議事務局	
取得物品の概要	研究に関する委託事業を実施するために、委託費により受託者等が取得した3万円以上の試験機器等	
検査の対象とした平成21年度から25年度までの間に研究期間が終了した委託事業に係る取得物品の数量及び取得価格	4,219 個	53 億 4859 万余円
継続使用の承諾の経緯を経ないまま引き続き受託者等に使用させていた取得物品の数量及び取得価格(1)	767 個	7 億 4510 万円
無断で処分されたり、紛失したりしていた取得物品の数量及び取得価格(2)	29 個	1548 万円
遊休していた取得物品の数量及び取得価格(3)	232 個	2 億 3519 万円
(1)から(3)までの純計	924 個	9 億 3215 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求したものの全文】

研究に関する委託事業により取得した物品の管理について

(平成 27 年 10 月 8 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第 36 条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 委託事業等の概要

(1) 委託事業の概要

貴省は、農林水産政策上重要な研究のうち、貴省自らが企画及び立案し、年度ごとの進行管理を行うことによつて重点的に実施することとしている委託によるプロジェクト研究等を、3年間から5年間の研究期間を前提として、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構)等の研究機関に委託して実施している。そして、貴省農林水産技術会議事務局(以下「事務局」という。)は、これらの委託事業に係る事務を行っている。

事務局は、委託事業の実施に当たり、研究機関が委託事業を実施するのに必要な経費について、毎年度、研究機関との間で締結する委託契約に基づいて委託費として支払っており、受託者である研究機関、再委託先等(以下、これらを「受託者等」という。)は、委託費により必要な試験機器等の物品を取得している(以下、委託事業により取得した取得価格3万円以上の物品を「取得物品」という。)

(2) 取得物品の管理手続等

事務局は、委託事業に係る委託契約書の各規定の趣旨、具体的な事務手続等について定めた委託契約書実施細則を受託者等に交付しており、委託契約書において、受託者等は委託契約書実施細則を遵守することとされている。

委託契約書、委託契約書実施細則等(以下、これらを「委託契約書等」という。)によれば、取得物品の所有権は、委託事業の終了の時期(委託事業が複数年度において実施することを予定する研究事業の一部として行われるものである場合は、当該研究事業の最終年度に当たる委託事業の終了の時期。以下、この時期の経過後を「委託事業終了後」という。)までの間は受託者等に帰属すること、受託者等は、取得物品を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないことなどとされている。また、委託事業終了後、原則として、事務局が受託者等から取得物品の引渡しを受けて、その所有権を国に移転することとされている。

ただし、委託事業終了後、取得物品について全く残存価値がないと判断した場合、残存価値が低いと判断した場合又は残存価値があっても引渡費用をかけてまで引渡しを求めることが適当でないと判断した場合等は、受託者等からの報告に基づき取得物品の引渡しを要しないとすることができるとされている。

また、受託者等が委託事業終了後に同種の研究を実施するために取得物品の継続使用を希望する場合は、委託事業終了後に、受託者が事務局に提出する実績報告書に継続使用を希望する受託者等の名称、継続使用の目的及び期間を記載して申請し、事務局の承諾を得て継続使用することができるとされており、その場合の所有権は引き続き受託者等に帰属することとされている。そして、事務局は、取得物品の継続使用を希望する受託者等に対して、継続使用する取得物品を善良なる管理者の注意をもって管理すること、継続使用中止するなどして継続使用の目的及び期間に変更が生じた場合は遅滞なく事務局に報告することなどの条件を付して、継続使用の申請の内容が適切と認められる場合は承諾するとされている。また、受託者等の責めに帰すべき事由により継続使用が中止された場合は、継続使用を中止した時点における取得物品の残存価額を受託者等から事務局に納付させるとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、取得物品が委託契約書等に基づいて適切に管理されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、貴省の委託事業を実施している研究機関のうち、事務局が多額の委託費を支払っている5独立行政法人^(注)(27年4月1日以降は国立研究開発法人)において21年度から25年度までの間に研究期間が終了した委託事業(これらに係る取得物品4,219個、取得価格計53億4859万余円)を対象として、事務局及び5独立行政法人において、委託事業の実績報告書、取得物品の継続使用の承諾に係る関係書類、各独立行政法人の資産管理台帳等进行检查するとともに、委託事業終了後も受託者等が継続使用としている取得物品等を現地において確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 5独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所の各独立行政法人
(以下、各独立行政法人の名称中、「独立行政法人」については、記載を省略した。)

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた((1)及び(2)の事態には重複しているものがある。)

(1) 継続使用の承諾の手続を経ないまま引き続き受託者等に取得物品を使用させていた事態

前記 4,219 個の取得物品のうち、事務局が委託事業終了後に引渡しを受けていた取得物品は 1 個(取得価格 7560 万円)のみとなっており、残りの 4,218 個(取得価格計 52 億 7299 万余円)のうち取得物品の引渡しを要しないとして処分された 65 個(同 2323 万余円)を除く 4,153 個(同 52 億 4975 万余円)については、引き続き受託者等に使用させていた。このうち、継続使用の承諾の手続を経ないまま引き続き受託者等に使用させていた取得物品が 767 個(同 7 億 4510 万余円)見受けられた(表参照)。

(2) 受託者等に引き続き使用させている取得物品の管理が適切でなかった事態

上記の取得物品 4,153 個について、委託契約書等に基づく管理の状況を確認したところ、次のとおり、事務局に無断で処分されたり、遊休したりなどしている取得物品が 261 個(同 2 億 5067 万余円)見受けられた(表参照)。

ア 取得物品が無断で処分されたり、紛失したりしていた事態

委託事業終了後、事務局の継続使用の承諾を得ていた取得物品 10 個(同 383 万余円)、継続使用の承諾を得ていない取得物品 19 個(同 1164 万余円)、計 29 個(同 1548 万余円)については、受託者等において無断で処分されたり、紛失したりして、受託者等の責めに帰すべき事由により継続使用が中止されていた。しかし、事務局は、受託者等から継続使用を中止する旨の報告がなかったことなどから、無断処分等の事態を把握しておらず、委託契約書等に基づいて、取得物品の継続使用を中止した時点における残存価額について受託者等から納付させるなどしていなかった。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

<事例 1>

事務局は、平成 23 年度に「重要政策課題への機動的対応の推進及び総合科学技術会議における政策立案のための調査」を農業環境技術研究所に委託した。同研究所は、23 年 11 月に、放射性物質の空間線量率を測定するサーベイメータ(以下「測定機器」という。) 4 台(単価 510,300 円、取得価格計 2,041,200 円)を購入して研究に使用していた。

委託事業終了後、同研究所は、測定機器を引き続き使用するとして、事務局の継続使用(継続使用期間は 24 年 4 月から 29 年 3 月まで)の承諾を得ていたが、その後測定機器 1 台の所在が確認できない状況となっていた。しかし、事務局は、このような事態を把握しておらず、委託契約書等に基づいて、測定機器の継続使用を中止した時点における残存価額を同研究所から納付させるなどしていなかった。

イ 取得物品が遊休していた事態

委託事業終了後、事務局の継続使用の承諾を得ていた取得物品 147 個(同 1 億 8321 万余円)、継続使用の承諾を得ていない取得物品 85 個(同 5198 万余円)、計 232 個(同 2 億 3519 万余円)が、受託者等において研究内容の変更等により使用されることなく遊休していた。しかし、事務局は、受託者等から継続使用を中止する旨の報告がなかったことなどから、このような事態を把握しておらず、取得物品の引渡しを受けて国の物品として、他の研究機関等において有効活用を図るなどしていなかった。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

<事例2>

事務局は、平成19年度から24年度までの間に「アグリ・ゲノム研究の総合的な推進」を国際農林水産業研究センターに委託し、同センターは、19年8月に全自動洗浄機1台(取得価格2,998,275円)を購入して研究に使用していた。

委託事業終了後、同センターは、全自動洗浄機を使用して実験器具の洗浄を行うとして、事務局の継続使用(継続使用期間は25年4月から35年3月まで)の承諾を得ていたが、研究方法が変更となり、大量の試験器具の洗浄を行う必要がなくなったことから、洗浄機は使用されなくなり、遊休していた。しかし、事務局は、このような事態を把握しておらず、洗浄機の引渡しを受けて有効活用を図るなどしていなかった。

表 平成21年度から25年度までの間に研究期間が終了した委託事業に係る取得物品

上段：事務局から継続使用の承諾を得ていたもの
 中断：継続使用の承諾の手続を経ていないもの
 下段：上段及び中段の計

独立行政法人名	取得物品		うち委託事業終了後に引渡しを受けた取得物品及び引渡しを要しないとして処分された取得物品		委託事業終了後も引き続き受託者等に使用させていた取得物品		うち無断で処分されたり、紛失したりしていたもの		うち遊休しているもの		ア及びイの計	
			個数	金額(千円)	個数	金額(千円)	個数	金額(千円)	個数	金額(千円)	個数	金額(千円)
	個数	金額(千円)	個数	金額(千円)	個数	金額(千円)	個数	金額(千円)	個数	金額(千円)	個数	金額(千円)
農業・食品産業技術総合研究機構	2,754	3,878,505	〈1〉 (48)	〈75,600〉 (19,439)	2,325	3,419,620	2	1,057	78	148,963	80	150,021
					380	363,846	3	9,036	40	20,212	43	29,249
					2,705	3,783,466	5	10,094	118	169,176	123	179,270
農業生物資源研究所	636	830,349	(4)	(658)	562	722,769	3	519	18	8,627	21	9,146
					70	106,921	1	268	2	2,257	3	2,526
					632	829,691	4	788	20	10,884	24	11,673
農業環境技術研究所	439	317,549	(12)	(2,929)	244	193,570	3	2,056	18	11,115	21	13,172
					183	121,048	5	1,145	30	16,250	35	17,396
					427	314,619	8	3,201	48	27,366	56	30,568
国際農林水産業研究センター	75	68,942	—	—	72	67,222	—	—	9	7,017	9	7,017
					3	1,719	—	—	—	—	—	—
					75	68,942	—	—	9	7,017	9	7,017
森林総合研究所	315	253,247	(1)	(212)	183	101,463	2	201	24	7,492	26	7,694
					131	151,571	10	1,195	13	13,260	23	14,456
					314	253,034	12	1,397	37	20,752	49	22,150
合計	4,219	5,348,594	〈1〉 (65)	〈75,600〉 (23,239)	3,386	4,504,647	10	3,835	147	183,216	157	187,051
					767	745,106	19	11,647	85	51,981	104	63,628
					4,153	5,249,754	29	15,482	232	235,197	261	250,679

(注) 表中の〈 〉は事務局が引渡しを受けた取得物品、()は引渡しを要しないとして処分された取得物品である。

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

事務局が継続使用の承諾の手続を経ないまま引き続き受託者等に取得物品を使用させていたり、受託者等に引き続き使用させている取得物品が無断で処分されたり、遊休したりなどしている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。また、事務局が受託者等に継続使用させている取得物品の使用状況を把握するなどしていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事務局において、委託事業終了後、委託契約書等に基づいて、取得物品の継続使用の承諾の手続を適切に行うことの必要性についての理解が十分でないこと、受託者等に対して、継続使用する取得物品を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、継続使用を中止する場合等には遅滞なく報告させることについて周知徹底が十分でないこと、受託者等に継続使用させている取得物品の使用状況を把握して、その有効活用を図ることなどの必要性についての理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

貴省は、今後も委託によるプロジェクト研究等を推進していくこととしており、受託者等において研究に必要な試験機器等を多数購入することが見込まれる。

については、貴省において、継続使用の承諾の手続を経ないまま引き続き受託者等に使用させている取得物品については、速やかに継続使用の承諾の手続を行ったり、無断で処分されるなどしている取得物品については、継続使用を中止した時点を確認した上で、残存価額がある場合にこれを納付させるなどしたり、遊休している取得物品については、現在の状態を確認した上で、使用可能な場合にその引渡しを受けて有効活用を図るなどしたりするよう是正の処置を要求するとともに、委託事業終了後に引き続き受託者等に使用させる取得物品の管理が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 委託事業終了の際、受託者等から提出される実績報告書を確認した上で、取得物品の受託者等からの引渡しや継続使用の承諾の手続等を適切に行うこと(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

イ 受託者等に対して、継続使用する取得物品を善良なる管理者の注意をもって管理し、取得物品の継続使用を中止する場合等は、遅滞なくその旨を報告するよう周知徹底を図ること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

ウ 受託者等に継続使用させている取得物品の使用状況を定期的に把握して、継続使用させる必要がないと判断した場合は、取得物品の引渡しを受けて有効活用を図るなど、取得物品の管理を適切に行うための実効性のある体制を整備すること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

(3) 農業・食品産業強化対策整備交付金事業について、事業実施計画における成果目標の目標値の確認やその算出根拠となる農産物の出荷量等の把握に努めるなどして、成果目標の妥当性の審査及び評価報告書の点検評価が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業・食品産業強化対策費
部 局 等	農林水産本省
補助等の根拠	卸売市場法(昭和46年法律第35号)、予算補助
補助事業者	28都道府県
間接補助事業者(事業主体)	市23、町10、村2、団体等826、計861事業主体
補助事業等	農業・食品産業強化対策整備交付金事業

補助事業等の概要	農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、食品流通の合理化等の地域における生産から流通・消費までの対策を総合的に推進するもの	
事業実施計画における成果目標の妥当性の審査が十分に行われていない事業数及び事業費	703 事業	2144 億 8158 万余円(平成 17 年度～25 年度)
上記に対する交付金交付額(1)		731 億 5481 万円
成果目標の実質的な評価が行われていない事業数及び事業費	201 事業	408 億 9651 万余円(平成 17 年度～23 年度)
上記に対する交付金交付額(2)		196 億 7390 万円
(1)及び(2)の純計		828 億 6896 万円(背景金額)(平成 17 年度～25 年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

農業・食品産業強化対策整備交付金事業における成果目標の達成状況の評価等について

(平成 27 年 10 月 29 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 農業・食品産業強化対策整備交付金事業の概要等

(1) 農業・食品産業強化対策整備交付金事業の概要

貴省は、「強い農業づくり交付金実施要綱」(平成 17 年 16 生産第 8260 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、食品流通の合理化等の地域における生産から流通・消費までの対策を総合的に推進することとしている。そして、平成 17 年度以降、産地競争力の強化、食品流通の合理化等を政策目的とする農業・食品産業強化対策整備交付金事業により、施設等を整備する事業(以下「整備事業」という。)を実施する事業主体に交付金を交付する都道府県に対して、農業・食品産業強化対策整備交付金(17 年度から 25 年度までの交付金交付額計 2586 億 7528 万余円)を交付している。

(2) 事業実施計画における事業の採択要件等

実施要綱等によれば、事業主体は、目標年度^(注1)における成果目標を設定するなどして、その成果目標等を記載した事業実施計画を都道府県に提出することとされており、提出を受けた都道府県は、採択要件に適合しているかなど、その内容について必要な審査及び指導を行うとともに、地方農政局等(以下「農政局等」という。)とその成果目標の妥当性について協議することとされている。そして、採択要件については、各事業において成果目標の基準を満たしていること、整備事業を実施する場合は、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることなどとされている。

(注1) 目標年度 産地競争力の強化を目的とする取組については、原則として、事業実施年度の翌々年度とされている。また、食品流通の合理化を目的とする取組については、事業完了年度(卸売市場の移転新設等に係る事業は事業全体の完了年度)から3年(ただし、取扱数量の増加を目標とする場合は5年以内)とされている。

ア 成果目標の設定

目標年度において達成すべき成果目標の基準については、「強い農業づくり交付金の配分基準について」(平成17年16生産第8451号大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「配分基準」という。)(注2)において、整備事業の対象施設ごとに、単位面積当たりの労働時間の短縮、販売額の増加、収量の増加、取扱量の増加等の増減率を所定の割合以上とすることなどが示されており、事業主体は、これらの中から二つ以内の成果目標を設定することとなっている。

(注2) 整備事業の対象施設 産地競争力の強化を目的とする取組に係る対象施設は、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設等の共同利用施設等がある。また、食品流通の合理化を目的とする取組に係る対象施設は、卸売市場における売場施設、貯蔵・保管施設等がある。

イ 費用対効果分析による投資効率等の検討

実施要綱等によれば、事業主体は、総事業費が原則として5000万円以上の整備事業を実施する場合、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成17年16生産第8452号総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「分析指針」という。)により、整備する施設等の導入効果について費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討することとされている。そして、投資効率は、分析指針に定められた次の算定式により算定される。

$$\text{投資効率} = \{(\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額}\} \div \text{総事業費}$$

(注3) 還元率 将来発生する効果額を現在価値に換算するための社会的割引率及び整備される施設等の耐用年数から算出したもの

(注4) 廃用損失額 事業の実施に伴い、財産処分され、又は事業の目的以外に転用される既存の施設等の残存価格

上記の算定式のうち、年総効果額は、施設等の導入により発生する①生産力増加効果、②品質向上効果、③生産コスト節減効果、④取扱量向上効果等(以下、これらを「効果項目」という。)の年効果額を合計して算定するものであり、それぞれの年効果額について、例えば、①作付面積、単位面積当たりの収量の増加等に伴う生産量の増加、②品質向上に伴う販売額の増加、③単位面積当たりの労働費等の削減に伴う生産コストの節減、④売場施設の拡大等に伴う取扱量の増加等の指標により算出することとなっている(以下、年効果額を算出するための指標を「効果指標」という。)

なお、費用対効果分析の投資効率に係る事業実施後の評価は行うこととなっていない。

(3) 成果目標の達成状況に係る評価

実施要綱等によれば、事業主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、評価報告書を作成して都道府県に提出すること

などとされている。そして、都道府県は、評価報告書の内容について点検評価を行い、その結果を農政局等に報告するとともに、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合には、事業主体に対して、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせることとされている。

また、農政局等は、都道府県から評価報告書の点検評価の結果について報告を受けた場合には、成果目標の達成度等の評価を行い、必要に応じて、その結果を踏まえて、都道府県を指導することとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、整備事業の事業実施計画における成果目標の妥当性の審査が十分に行われているか、評価報告書の点検評価は適切に行われているかなどに着眼して、産地競争力の強化及び食品流通の合理化を目的とする取組に係る整備事業のうち、28都道府県が17年度から25年度までの間に実施し、費用対効果分析が行われた整備事業1,260事業(注5)(事業実施計画に記載された成果目標数1,988件。事業費計3107億0265万余円、交付金交付額計1190億8399万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、農林水産本省及び28都道府県において、事業実施計画の事業内容、成果目標の達成状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注5) 28都道府県 東京都、北海道、大阪府、秋田、山形、茨城、栃木、千葉、新潟、富山、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、奈良、和歌山、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 事業実施計画における成果目標の妥当性の審査等

ア 成果目標の内容と費用対効果分析の主要な効果項目の内容との関連性

整備事業1,260事業のうち935事業(全体の74.2%)では、事業実施計画に記載された成果目標の内容は、費用対効果分析の主要な効果項目の内容と関連があるものとなっていた。一方、表1のとおり、残りの325事業(同25.8%。事業費計1363億2455万余円、交付金交付額計365億9657万余円)では、①成果目標の内容を農産物の全出荷量に占める上位規格品の割合を増加させることなど品質向上に関するものとして設定している一方で、費用対効果分析の効果項目の内容を施設等の整備により農産物の生産力を増加させることなど生産量増加に関するものとしているなどして、成果目標の内容が費用対効果分析の効果項目の内容と直接関連がないものが108事業、②成果目標に対応する費用対効果分析の効果項目の年効果額が年総効果額の50%未満となっているものが217事業となっており、これらの事業については、各都道府県において成果目標の内容と費用対効果分析の主要な効果項目の内容との関連性に留意した審査が十分に行われていたとは認められない。

表1 成果目標の内容と費用対効果分析の効果項目の内容との関連性 (単位：事業)

取組	整備事業の対象施設等	費用対効果分析の対象事業数	①成果目標の内容が費用対効果分析の効果項目の内容と直接関連がないもの	②成果目標に対応する費用対効果分析の効果項目の年効果額が年総効果額の50%未満となっているもの				合計 ①+②
				年総効果額の10%未満	年総効果額の10%以上30%未満	年総効果額の30%以上50%未満	計	
産地競争力の強化を目的とする取組	乾燥調製施設	150	5	43	23	11	77	82
	穀類乾燥調製貯蔵施設	100	20	3	11	1	15	35
	農産物処理加工施設	176	9	5	6	3	14	23
	集出荷貯蔵施設	282	19	11	16	8	35	54
	農産物被害防止施設	99	1	0	0	0	0	1
	生産技術高度化施設	251	17	17	13	9	39	56
	その他	165	33	12	5	11	28	61
	計	1,223	104	91	74	43	208	312
食品流通の合理化を目的とする取組	卸売市場における売場施設等	37	4	6	3	0	9	13
合計		1,260	108	97	77	43	217	325

(注) その他の欄は、「耕種作物小規模土地基盤整備」「共同育苗施設」「産地管理施設」「種子種苗生産関連施設」「有機物処理・利用施設」及び「共同利用機械整備」である(以下同じ)。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 設定した成果目標に対応する費用対効果分析の効果項目の年効果額が年総効果額の50%未満となっている事態

長崎県佐世保市は、食品流通の合理化を目的とする取組として、平成17、18両年度に、佐世保市中央卸売市場内において、青果物の取扱量の増加等に対応して青果棟の増改築等を行っている(事業費23億8856万余円、交付金交付額7億9618万余円)。同市は、事業実施計画の策定に当たり、成果目標を「施設の維持管理コストの削減」と設定して、成果目標の目標値を13年度から15年度までの青果棟に係る施設の維持管理費の平均値1376万円/年より68万余円/年削減した1307万余円/年とすることとしている。一方、費用対効果分析において、取扱量向上効果(年総効果額の89.1%)、品質向上効果(同4.3%)、物流コスト削減効果(同3.0%)、施設活用効果(同2.3%)及び施設維持管理コスト削減効果(同1.4%)の各効果項目の年効果額を合計して年総効果額2億4011万余円を算定していた。このように、設定した成果目標が費用対効果分析の主要な効果項目に対応しておらず、設定した成果目標を達成した場合の施設の維持管理費の削減額は、年総効果額の0.29%に過ぎないものとなっていた。

イ 成果目標の目標値と費用対効果分析の効果指標の計画値との整合性等

成果目標の内容が費用対効果分析の主要な効果項目の内容と関連があるものとなっていた整備事業935事業の成果目標1,538件についてみると、表2のとおり、①成果目標の目標値が費用対効果分析の効果指標の計画値と整合していないものが369件、②成果目標の目標値に施設等の導入による受益地区に係る生産量等ではなく統計資料等による地域全体の生産量等が用いられているものが129件、計498件(①及び②の重複を除いた純計459件、378事業。事業費計781億5702万余円、交付金交付額計365億5824万余円)となっており、これらについて、各都道府県において成果目標の目標値と費用対

効果分析の効果指標の計画値との整合性等に留意した審査が十分に行われていたとは認められない。

表2 成果目標の目標値と費用対効果分析の効果指標の計画値との整合性等

取組	整備事業の対象施設等	成果目標数(件)	①成果目標の目標値が費用対効果分析の効果指標の計画値と整合していないもの(件)			②成果目標の目標値に統計資料等による地域全体の生産量等が用いられているもの(件)	合計①+②(件)	①及び②の純計(件)	左に対する事業数(純計)(事業)
			成果目標の目標値を高く設定	費用対効果分析の計画値を高く設定	計				
産地競争力の強化を目的とする取組	乾燥調製施設	100	12	14	26	2	28	27	27
	穀類乾燥調製貯蔵施設	123	11	20	31	11	42	42	34
	農産物処理加工施設	284	49	47	96	31	127	115	84
	集出荷貯蔵施設	396	41	53	94	11	105	100	79
	農産物被害防止施設	122	18	1	19	14	33	27	25
	生産技術高度化施設	302	31	21	52	32	84	76	67
	その他	171	25	15	40	27	67	60	52
	計	1,498	187	171	358	128	486	447	368
食品流通の合理化を目的とする取組	卸売市場における売場施設等	40	6	5	11	1	12	12	10
合計		1,538	193	176	369	129	498	459	378

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞ 成果目標の目標値が費用対効果分析の効果指標の計画値と整合していない事態

札幌市は、食品流通の合理化を目的とする取組として、平成17、18両年度に、札幌市中央卸売市場内において老朽化、狭あい化等に対応するために、青果棟、管理センター等を全面的に建て替えるなどの整備を行っている(事業費75億2241万余円、交付金交付額25億6175万余円)。同市は、事業実施計画の策定に当たり、成果目標の目標値を6年度から15年度までの青果物の平均取扱量326,776t/年(推計値)より1.5%増加の331,678t/年とする一方、費用対効果分析における効果指標となる青果物の取扱量等の計画値を、成果目標の目標値より多い363,893t/年とし、これを根拠として卸売場等の必要面積を整備前の1,301㎡増と計算していた。なお、目標年度とした23年度の青果物の実際の取扱量は303,924tにとどまっていた。

ア及びイのとおり、計703事業(事業費計2144億8158万余円、交付金交付額計731億5481万余円)については、各都道府県において、事業実施計画における成果目標の妥当性の審査が十分に行われていない状況となっている。

上記の状況に鑑みて、703事業のうち目標年度が到来し、かつ、各都道府県が成果目標を全て達成したと評価している268事業について、本院が主要な効果指標の達成状況を検証したところ、表3のとおり、136事業(全体の50.7%。事業費計282億4049万余円、交付金交付額計122億9428万余円)は、主要な効果指標である生産量の増加等の実績が計画に達していなかった。

表3 703事業における費用対効果分析の主要な効果指標の達成状況

取組	整備事業の対象施設等	アに係る事業数 (事業)	イに係る事業数 (純計) (事業)	ア及びイの計 (事業)	左のうち目標年度が到来した事業数 (事業)	(成果目標)				
						全て達成 (a) (事業)	(費用対効果分析)			
							うち生産量等の効果指標達成 (b) (事業)	(割合) (b/a)	うち生産量等の効果指標未達成 (c) (事業)	(割合) (c/a)
産地競争力の強化を目的とする取組	乾燥調製施設	82	27	109	96	47	17	36.2%	30	63.8%
	穀類乾燥調製貯蔵施設	35	34	69	49	17	4	23.5%	13	76.5%
	農産物処理加工施設	23	84	107	87	31	9	29.0%	22	71.0%
	集出荷貯蔵施設	54	79	133	98	39	20	51.3%	19	48.7%
	農産物被害防止施設	1	25	26	26	19	12	63.2%	7	36.8%
	生産技術高度化施設	56	67	123	114	64	34	53.1%	28	43.8%
	その他	61	52	113	82	43	31	72.1%	12	27.9%
	計	312	368	680	552	260	127	48.8%	131	50.4%
食品流通の合理化を目的とする取組	卸売市場における売場施設等	13	10	23	10	8	3	37.5%	5	62.5%
合計		325	378	703	562	268	130	48.5%	136	50.7%

(注) 生産技術高度化施設に係る64事業のうち2事業は、関係書類が処分されていて分析できなかったため、費用対効果分析の割合を合計しても100%にならない。

(2) 都道府県が実施した評価報告書の点検評価等

整備事業1,260事業(成果目標数1,988件)のうち、各都道府県が評価報告書の提出を受けて点検評価を行うことができたのは、目標年度が到来している967事業(同1,413件)である。これら1,413件の成果目標ごとの達成状況についてみると、表4のとおり、各都道府県が成果目標を達成していないと評価しているものは423件、189件、計612件あり、これらは、各都道府県及び各農政局等の指導の対象となり、改善に向けた取組が行われるものである。

表4 評価報告書の点検評価の状況

取組	整備事業の対象施設等	検査対象		目標年度が到来している整備事業の成果目標の達成状況									
				成果目標を達成したとしているもの		成果目標を一部達成したとしているもの				成果目標を達成していないとしているもの		計	
		事業数	成果目標数	事業数	成果目標数	事業数	成果目標数	達成	未達成	事業数	成果目標数	事業数	成果目標数
産地競争力の強化を目的とする取組	集出荷貯蔵施設等	1,223事業	1,928件	472事業(49.8%)	594件(42.8%)	187事業(19.7%)	374件(26.9%)	187件	187件	289事業(30.5%)	420件(30.3%)	948事業(100%)	1,388件(100%)
食品流通の合理化を目的とする取組	卸売市場における売場施設等	37事業	60件	14事業(73.7%)	18件(72.0%)	2事業(10.5%)	4件(16.0%)	2件	2件	3事業(15.8%)	3件(12.0%)	19事業(100%)	25件(100%)
計		1,260事業	1,988件	486事業(50.3%)	612件(43.3%)	189事業(19.5%)	378件(26.8%)	189件	189件	292事業(30.2%)	423件(29.9%)	967事業(100%)	1,413件(100%)

一方、各都道府県が成果目標を達成したと評価している612件、189件、計801件についてみると、表5のとおり、①成果目標の目標値が全出荷量に占める契約取引分の出荷量

の割合等として設定されるなどして、出荷量等の実績が計画を下回っていても、その割合等の数値が目標値に達していることから成果目標を達成したと評価しているものが203件、②事業実施後の農産物の生産量等の実績が霜等による被害により計画を下回っていても、被害防止施設等を整備することによりその対策が完了して被害が発生しないものとして、成果目標を達成したなどと評価しているものが17件、計220件(①及び②の重複を除いた純計219件、201事業。事業費計408億9651万余円、交付金交付額計196億7390万余円)が含まれていた。

表5 達成したとしている成果目標についての評価の状況

取組	整備事業の対象施設等	成果目標が達成したとしている成果目標数(件)	①出荷量等の実績が計画を下回っていても、その割合等の数値が目標値に達していることから成果目標を達成したと評価しているもの(件)	②被害防止施設等を整備することによりその対策が完了して被害が発生しないものとして、成果目標を達成したなどと評価しているもの(件)	計 ①+② (件)	①及び②の純計 (件)	左に対する事業数 (事業)
産地競争力の強化を目的とする取組	乾燥調製施設	79	15	0	15	15	14
	穀類乾燥調製貯蔵施設	53	12	0	12	12	12
	農産物処理加工施設	157	46	0	46	46	40
	集出荷貯蔵施設	136	56	2	58	58	53
	農産物被害防止施設	106	13	10	23	22	22
	生産技術高度化施設	157	39	5	44	44	39
	その他	93	20	0	20	20	19
	計	781	201	17	218	217	199
食品流通の合理化を目的とする取組	卸売市場における売場施設等	20	2	0	2	2	2
合計		801	203	17	220	219	201

このように、220件(純計219件)に係る201事業については、各都道府県及び各農政局等による評価報告書の点検評価において、成果目標の実質的な評価が行われていない状況となっている。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例3＞ 割合として設定される成果目標の目標値の算出の根拠となる出荷量について、計画に対する実績の達成状況を確認しないまま、成果目標を達成したとして評価している事態

いみず野農業協同組合(富山県射水市所在)は、産地競争力の強化を目的とする取組として、平成23年度に、枝豆をブランド化して販売し、生産者所得を向上させるために、集出荷貯蔵施設等を整備している(事業費8427万余円、交付金交付額2899万余円)。同組合は、事業実施計画における成果目標を「全出荷量に占めるブランド野菜の割合を5ポイント以上増加」と設定し、目標値を枝豆の全出荷量に占めるブランド品の割合の100%としていた。そして、同組合は、評価報告書において、出荷した枝豆全てがブランド品として出荷されたことから、成果目標を達成したと評価してその結果を報告し、報告を受けた富山県も、点検評価の結果、成果目

標を達成したと評価していた。しかし、枝豆の出荷量について、計画上は170tであったのに対して、実績は41.1tにとどまっていたのに、富山県は、点検評価において、出荷量の計画に対する達成状況を確認していなかった。

＜事例4＞ 事業実施後の農産物の生産量等の実績が霜等による被害により計画を下回っていても、被害防止施設等を整備することによりその対策が完了して被害が発生しないものとして、成果目標を達成したなどと評価している事態

青戸西茶生産組合(鹿児島県南九州市所在)は、産地競争力の強化を目的とする取組として、平成19年度に、降霜による茶芽の被害を未然に防ぎ、茶園(面積15.4ha)から安定した茶の生産を行うために、防霜施設277基を整備している(事業費6698万余円、交付金交付額3349万余円)。同組合は、事業実施計画における成果目標を「風・霜等による被害が軽減される面積の割合が事業実施地区全体の60%以上」と設定し、目標値を当該地区の対象面積に対して被害が軽減される面積の割合を100%としていた。そして、同組合は、評価報告書において、防霜施設を整備することによりその対策が完了し霜による被害が発生しないものとして、成果目標を達成したと評価してその結果を報告し、報告を受けた鹿児島県も、点検評価の結果、成果目標を達成したと評価していた。しかし、茶の生産量について、計画上は77.4tであったのに対して、実績は降霜による被害等により52.9tとなっているのに、鹿児島県は、点検評価において、これらの状況を確認していなかった。

(改善を必要とする事態)

整備事業の実施に当たり、事業実施計画における成果目標の妥当性の審査が十分に行われていなかったり、評価報告書の点検評価において成果目標の実質的な評価が行われていなかったりしている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省本省において、事業実施計画における成果目標の妥当性の審査及び評価報告書の点検評価の具体的な方法について明確に示していないこと
- イ 農政局等において、都道府県から提出を受けた評価報告書の点検評価に当たり、成果目標の目標値の算出根拠となる出荷量等を把握した上で、成果目標の達成度等の評価を行うことの重要性の理解が十分でないこと
- ウ 都道府県において、事業実施計画における成果目標の妥当性について審査することの重要性の理解が十分でないこと及び評価報告書の点検評価に当たり、成果目標の目標値の算出根拠となる出荷量等の把握に努めて、その達成状況等について勘案した上で審査することの重要性の理解が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、消費者・実需者の需要に応じて、国産農畜産物を安定的に生産して供給するとともに、輸出を拡大する産地体制等を構築するために、27年度以降も引き続き、農業・食品産業強化対策整備交付金事業を実施することとしている。

については、貴省において、整備事業を適切に実施することの重要性を踏まえて、事業実施計画における成果目標の妥当性の審査及び評価報告書の点検評価が適切に行われるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 貴省本省において、事業実施計画における成果目標の妥当性の審査及び評価報告書の点検評価のための手引等を作成するとともに、必要に応じて、配分基準において示している成果目標の基準等を見直すこと
- イ 農政局等に対して、都道府県から提出を受けた評価報告書の点検評価に当たり、アの手引等により、成果目標の目標値の算出根拠となる出荷量等の把握に努めて、その達成状況等について十分に勘案した上で、成果目標の達成度等を評価するよう指示すること
- ウ 都道府県に対して、事業実施計画における成果目標の妥当性の審査に当たり、アの手引等により、成果目標の内容が費用対効果分析の主要な効果項目の内容と関連性が確保されるよう留意するとともに、成果目標の目標値と費用対効果分析の効果指標の計画値との整合性が確保されていることなどの確認を適切に行うよう、また、評価報告書の点検評価に当たり、アの手引等により、成果目標の目標値の算出根拠となる出荷量等の把握に努めて、その達成状況等について勘案した上で審査するよう周知すること。そして、出荷量等の実績が計画を下回るなどの状況になっている場合には、現状を的確に把握した上で、必要に応じて、事業主体に対して、改善に向けた指導等を行うよう周知すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 配合飼料価格安定対策事業の実施に当たり、異常補填積立金の納付を確約させる措置を執ったり、補助金勘定における運用益等を区分経理の趣旨を踏まえて活用するための要件等を定めたりすることにより、配合飼料価格安定対策費補助金等が異常補填交付金の財源として適切に管理され、有効に活用できるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)国産農畜産物・食農連携強化対策費 (項)牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費 等
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	公益社団法人配合飼料供給安定機構
補助事業	配合飼料価格安定対策事業
補助事業の概要	国際的要因に起因する配合飼料価格の大幅な変動が畜産経営に及ぼす影響を緩和するために、公益社団法人配合飼料供給安定機構が実施する異常補填交付金の交付等に要する経費について補助金を交付するもの
異常補填積立基金の造成額累計	3326 億 8711 万余円 (平成 26 年度末)
上記のうち補助金を財源とする造成額累計	1807 億 6426 万余円

納付を確約させる措置を執っていない異常補填積立金額に相当する補助金額(1)	171 億 9000 万円(背景金額)(平成 26 年度末)
異常補填交付金の財源として活用できない状況となっていた補助金の運用益の額(2)	79 億 7147 万円(平成 26 年度末)
根拠なく積立金勘定に貸し付けられていた補助金額(3)	110 億 7720 万円(平成 26 年度末)
(2)及び(3)の計	190 億 4867 万円

1 配合飼料価格安定対策事業の概要

(1) 配合飼料の価格差補填の概要

農林水産省は、食料・農業・農村基本法(平成 11 年法律第 106 号)等に基づく施策の一環として、国際的要因に起因する配合飼料価格の大幅な変動が畜産経営に及ぼす影響を緩和するために、配合飼料価格安定対策事業を実施している。

配合飼料価格安定対策事業として昭和 49 年度から行われている異常価格差補填(以下「異常補填」という。)は、通常価格差補填(以下「通常補填」という。)を補完するものとして実施されている。

通常補填は、43 年度から、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金等 3 法人^(注)(以下「3 法人」という。)が畜産経営者のほか、配合飼料製造業者又は農業協同組合連合会(以下「飼料メーカー」という。)等から徴収した通常補填積立金を財源として実施しており、当該四半期における輸入原料価格が直前 1 年間における輸入原料価格の平均価格を上回る場合に、その上回る額が畜産経営者に通常補填金として交付されるものである。

一方、異常補填は、輸入原料価格が当該四半期の直前 1 年間における輸入原料価格の平均価格の 115% を超える場合に、その超える部分の額が 3 法人から畜産経営者に異常補填金として交付されるものである。すなわち、配合飼料の価格差補填は、通常補填及び異常補填の二段階の仕組みで実施することになっている。

そして、同省は、公益社団法人配合飼料供給安定機構(51 年 5 月 15 日から平成 25 年 3 月 31 日までは社団法人配合飼料供給安定機構。昭和 51 年 5 月 14 日以前は社団法人配合飼料価格安定特別基金。以下「安定機構」という。)が、配合飼料価格安定対策事業実施要綱(昭和 50 年 50 畜 B 第 302 号農林事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づいて行う配合飼料価格安定対策事業としての異常補填に要する経費について、配合飼料価格安定対策費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

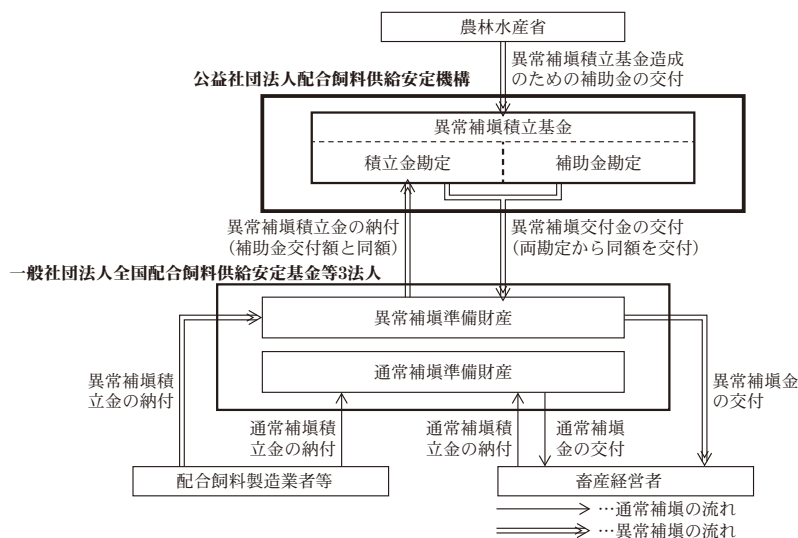
(注) 一般社団法人全国配合飼料供給安定基金等 3 法人 一般社団法人全国配合飼料供給安定基金(平成 26 年 3 月 31 日以前は社団法人全国配合飼料供給安定基金)、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金(昭和 48 年 3 月 31 日から平成 26 年 3 月 31 日までは社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金、昭和 48 年 3 月 30 日以前は社団法人全国乳

牛配合飼料価格安定基金)、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金(平成15年1月31日から25年3月31日までは社団法人全日本配合飼料価格・畜産安定基金、15年1月30日以前は社団法人全日本配合飼料価格安定基金)

(2) 異常補填積立基金の概要

安定機構は、実施要綱、公益社団法人配合飼料供給安定機構業務方法書(以下「業務方法書」という。)等に基づいて、補助金、3法人が飼料メーカーから徴収して納付する異常補填積立金(以下「積立金」という。)及びこれらから生ずる運用益を財源として異常補填積立基金を造成している(平成26年度末までの造成額累計3326億8711万余円。このうち補助金を財源とする造成額累計1807億6426万余円)。安定機構は、積立金の納付額が原則として同省から交付される補助金の額を下限とすることとなっていることを踏まえて、配合飼料価格安定対策事業の開始以降、積立金の納付額を補助金の交付額と同額としている。そして、積立金の納付は、補助金の交付が当該事業年度のおおむね6月の年1回行われるのに対して、業務方法書に基づき、同事業年度の9月30日及び3月31日を期限として年2回行われることとなっている。また、安定機構は、補助金を他の資金と区分して使用するために、異常補填積立基金の財源のうち、補助金について補助金勘定を、積立金について積立金勘定をそれぞれ設けて区分経理することとなっており、勘定ごとに運用して造成している。そして、安定機構は、積立金の納付額を補助金の交付額と同額としていることから、異常補填積立基金の両勘定から同額を支出することにして、異常補填を行うための交付金(以下「異常補填交付金」という。)を交付し、3法人は、異常補填交付金の交付を受けて、畜産経営者に対して異常補填金を交付することとしている(図1参照)。なお、過去10年間における最大規模の異常補填交付金の交付額は、19年度中に交付された479億8500万余円及び20年度中に交付された420億4878万余円となっている。

図1 通常補填及び異常補填の概要



2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、異常補填積立基金において補助金等が異常補填交付金の財源として適切に管理され、有効に活用されているかなどに着眼して、異常補填積立基金(26年度末の正味財産残高は、補助金勘定399億7899万余円、積立金勘定148億1752

万余円、計 547 億 9652 万余円)を対象として、農林水産本省及び安定機構において実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 異常補填積立基金における両勘定の造成状況

ア 補助金の交付額及び積立金の納付額

農林水産省は、異常補填積立基金の残高が減少したため、23、24、25 各年度に安定機構に対して異常補填交付金の財源として計 345 億円の補助金を交付した。しかし、同省は、飼料メーカーの収益の悪化により、3 法人が各年度内に当該補助金に相当する積立金を安定機構に納付することが困難と見込まれたことから、実施要綱を改正し、業務方法書の例外的な措置として、当該補助金に相当する積立金について、24 年度から 29 年度までの各年度に分割して納付させることとした。この結果、表 1 のとおり、26 年度末で当該補助金の交付額がそれに相当する積立金の納付額を 171 億 9000 万円上回っており、両勘定間の残高の開差額に係る補助金は、異常補填交付金の交付に当たり、両勘定から同額を支出することになっているため、異常補填交付金の財源としては活用できない状況となっていた。このため、同年度末における異常補填交付金の交付可能額は約 183 億円にとどまっており、過去 10 年間における最大規模の交付額を考慮すると、今後、交付ができなくなるおそれがあるなど異常補填積立基金の残高は必ずしも十分な規模とはなっていないかった。

表 1 補助金の交付額及び積立金の納付額

補助金の交付年度	補助金勘定 (国)	積立金の納付年度	積立金勘定 (3 法人)	積立金の納付状況 (26 年度末現在)
平成 23	97 億円	24	48 億 5000 万円	納付済み
		25	48 億 5000 万円	
24	148 億円	25	13 億 8000 万円	
		26	62 億 3000 万円	
		27	71 億 9000 万円	
25	100 億円	28	50 億円	171 億 9000 万円
		29	50 億円	

しかし、このような状況にもかかわらず、安定機構は、3 法人に対して、書面により後年度の分割納付に係る納付額、納付期限等を通知するなどして積立金の納付を確約させる措置を執っていないかった。このため、後年度に分割納付させることとした積立金の納付が確約されておらず、既に交付された両勘定の開差額に係る補助金 171 億 9000 万円が現に活用できないだけでなく、今後も引き続き活用できないおそれがある状況となっていた(図 2 参照)。

イ 両勘定における運用益

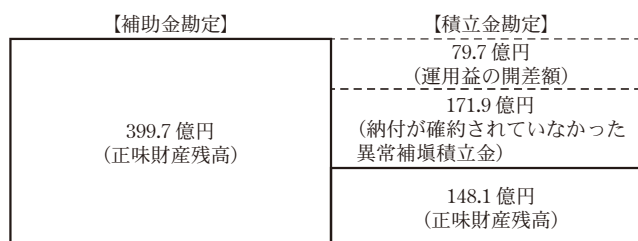
補助金の交付及び積立金の納付の時期が異なるため、両勘定における運用期間等も異なることから、26 年度末までの各勘定の運用益の総額は、補助金勘定 393 億 8410 万余円、積立金勘定 277 億 3268 万余円となっていた。その結果、異常補填交付金の交付に

係る業務に要する経費等を差し引いた運用益の同年度末における残高は、表2のとおり、補助金勘定356億6224万余円、積立金勘定276億9077万余円と、補助金勘定が積立金勘定を79億7147万余円上回っており、前記のとおり、異常補填積立基金の残高は必ずしも十分な規模とはなっていない状況の中で、この両勘定間の運用益の残高の開差額は、異常補填交付金の交付に当たり、両勘定から同額を支出することになっているために、異常補填交付金の財源として活用できない状況となっていた(図2参照)。

表2 両勘定における運用益(平成26年度末までの累計額)

勘定	補助金勘定 (A)	積立金勘定 (B)	差引 (A) - (B)
運用益の総額(a)	393億8410万余円	277億3268万余円	116億5142万余円
交付の業務に要した経費等の総額(b)	37億2185万余円	4190万余円	36億7995万余円
差引 (a) - (b)	356億6224万余円	276億9077万余円	79億7147万余円

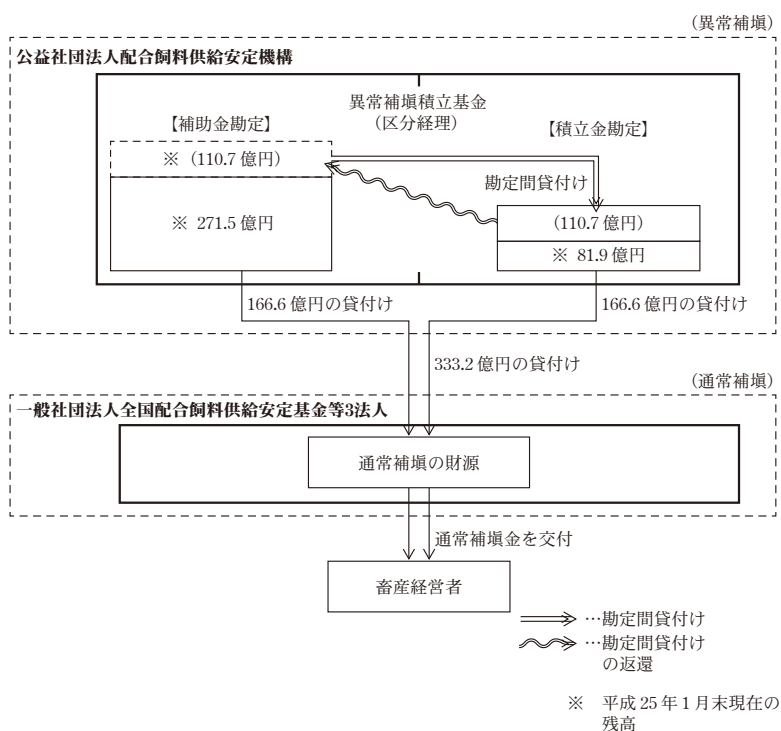
図2 異常補填積立基金における両勘定の造成状況(平成26年度末現在)



(2) 異常補填積立基金の管理

24年度に3法人の通常補填の財源が再度不足した一方、通常補填の財源を負担する飼料メーカーも収益が悪化したことから、新たな通常補填の積立てを行うことが困難な状況となっていた。このため、農林水産省は、3法人が通常補填を行うための措置として、24年11月に実施要綱を改正し、異常補填積立基金を取り崩して通常補填の財源に充てるために3法人に計333億2098万円の貸付けを行うこととした。当該貸付けに当たり、安定機構は、積立金勘定の残高が貸付けに必要な額を下回っていたことなどから、計110億7720万余円を補助金勘定から積立金勘定に貸し付けていた(以下「勘定間貸付け」という。)。しかし、区分経理を行う両勘定において、勘定間貸付けについて明確な根拠がなく、また、勘定間貸付けの返還の手続等についての定めがなかったことから、3法人に対する上記の貸付け計333億2098万円が両勘定に同額ずつ償還された場合においても、積立金勘定に償還された貸付金のうち勘定間貸付けに係る金額が速やかに補助金勘定に返還されずに積立金勘定に滞留するおそれがある状況となっていた(図3参照)。

図3 異常補填積立基金における貸付けの状況



このように、3法人に対して、後年度に分割納付させることとした積立金の納付を確約させる措置が執られておらず、既に交付された補助金が現に活用できないだけでなく、今後も引き続き活用できないおそれがある状況となっていたり、両勘定間の運用益の残高の開差額が異常補填交付金の財源として活用できない状況となっていたり、勘定間貸付けの明確な根拠がなく、また、勘定間貸付けの返還の手続等についての定めがないことから勘定間貸付けに充てられた補助金が速やかに補助金勘定に返還されずに積立金勘定に滞留するおそれがある状況となっていたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、3法人に対して、異常補填交付金の財源として交付された補助金に相当する積立金の納付を確約させるような措置を講じて、既に交付された補助金が有効に活用できるようにしたり、補助金勘定の運用益について有効に活用できるようにしたり、区分経理の趣旨を踏まえて補助金が有効に活用できるようにしたりすることについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、当面の対応として、補助金等が異常補填交付金の財源として適切に管理され、有効に活用できるよう、次のような処置を講じた。

ア 安定機構から3法人に対して、27年4月に27年度の積立金の納付額等について、27年7月に実施要綱を改正して28、29両年度の積立金の納付額等について書面により通知させたり、この通知に基づき3法人の事業計画に両年度の積立金の納付について記載させたりして、今後の積立金の納付を確約させた。

イ 安定機構に対して、27年9月に業務方法書を変更させて、区分經理の趣旨を踏まえ、補助金勘定における運用益を含む資金について活用する要件を定めるなどするとともに、勘定間貸付けの返還に係る手続等を定めさせた。

- (2) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業の実施に当たり、再生した農地の耕作状況を適切に確認させたり、再生後に耕作されていない場合の対応策を具体的に定めたり、再生作業等に係る労務費の算定を適切に行わせたりすることにより、交付金事業が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)優良農地確保・有効利用対策費 (平成21年度は、(項)農地等整備・保全推進費)		
部 局 等	農林水産本省、7農政局、沖縄総合事務局		
補助の根拠	予算補助		
補助事業者	22道県協議会		
間接補助事業者等(事業主体)	72地域協議会		
補助事業	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業		
補助事業の概要	農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図るために、耕作放棄地を再生して利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的及び包括的に支援する事業		
再生した農地の耕作状況を確認していなかった地域協議会数、事業数及び交付金額(1)	23地域協議会	137件	7294万円(平成21年度～25年度)
再生した農地がやむを得ない理由によらず耕作されていないもののうち農地の適切な保全管理が行われていなかった地域協議会数、事業数及び交付金額(2)	7地域協議会	10件	472万円(平成21年度～24年度)
再生した農地がやむを得ない理由によらず耕作されていないもののうち耕作が再開される見通しが立っていない地域協議会数、事業数及び国庫交付金額(3)	12地域協議会	25件	1478万円(平成21年度～24年度)
(1)から(3)までの純計			8814万円(背景金額) (平成21年度～25年度)

労務費の算定に 当たり作業従事 者に対する日当 等の支払の実態 を反映していな かった地域協議 会数、事業数及 び交付金額	40 地域協議会 484 件 2 億 0094 万余円(平成 21 年度～26 年度)
上記のうち節減 できた交付金相 当額	3565 万円

1 事業の概要

(1) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業の概要

農林水産省は、平成 21 年度から、耕作放棄地を再生して利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的及び包括的に支援する耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業(以下「交付金事業」という。)を実施している。

交付金事業は、都道府県単位に設置された都道府県協議会が、農林水産省から交付された耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を原資として 21 年度から 26 年度までの間に基金を造成し、30 年度までを実施期間として、基金から市町村、農業団体等により構成された地域協議会を通じるなどして耕作放棄地の再生利用等に取り組む農業者、農業者等の組織する団体等(以下「取組主体」という。)に対して耕作放棄地再生利用交付金(以下「交付金」という。)を交付する仕組みとなっている。なお、平成 26 年度補正予算からは、基金を造成せず、基金がなくなった都道府県協議会を通じるなどして年度ごとに交付金を交付する仕組みに改められている。

(2) 交付金の交付対象事業等

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成 21 年 20 農振第 2207 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等によれば、耕作放棄地を再生して利用する活動に対する支援として交付金の交付対象となる取組は、障害物除去、深耕、整地等の再生作業、肥料の投入等の土壌改良、再生した農地への作物導入等の営農定着及び実証ほ場の設置、運営等の経営展開とされている。また、耕作放棄地を再生して利用する活動に附帯して行う場合における支援として交付金の交付対象となる取組は、農業用排水施設等の基盤整備等の施設等補完整備とされている。

実施要綱等によれば、上記取組のうち再生作業は、貸借等により再生作業が終了した後には農地において 5 年間以上耕作する農業者等を確保するなどして行うこととされている。そして、自然災害その他のやむを得ない理由が認められる場合を除き、長期間にわたり、再生した農地が耕作の目的に供されるために、地域協議会は、取組主体の再生作業が終了した後に、農地が通算 5 年間耕作されるまで、毎年度、耕作状況を確認して、農地を耕作する農業者等に対する指導、支援等を行うこととされている。

(3) 再生作業等に係る交付対象事業費

実施要綱等によれば、再生作業等に係る交付金の交付額は、交付対象事業費に 2 分の 1 等乗じて得た金額以内とするなどとされており、重機を用いて行う再生作業等に係る交付対象事業費には、再生作業等に従事した取組主体等の労務費を計上することができるこ

ととされている。そして、労務費は、再生作業等に係る従事時間に作業内容に応じた職種
の公共工事設計労務単価(農林水産省及び国土交通省決定)を乗じて算定することとされてい
る。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、法規性、経済性、有効性等の観点から、耕作放棄地を再生して利用する取組等は
実施要綱等に基づき適切に実施されているか、交付対象事業費は適切に算定されているか、
再生した農地が耕作されるなど交付金事業の効果は発現しているかなどに着眼して、21年
度から26年度までの間の基金からの交付金交付額計72億7496万余円を対象として、農林
水産本省、29道県協議会及び管内の528地域協議会^(注)において、交付申請書、実績報告書等
の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 29道県協議会 北海道耕作放棄地対策、青森県担い手育成総合支援、山形県耕作放棄地
対策、栃木県耕作放棄地対策、群馬県担い手育成総合支援、千葉県耕作放棄地対策、
神奈川県耕作放棄地対策、山梨県耕作放棄地対策、長野県農業再生、新潟県担い手育
成総合支援、岐阜県農業再生、三重県農業再生、滋賀県農業再生、兵庫県農業活性
化、奈良県農業再生、和歌山県耕作放棄地対策、鳥取県農業再生、島根県農業再生、
岡山県耕作放棄地解消対策、広島県耕作放棄地再生利用推進、山口県地域農業戦略推
進、徳島県担い手育成総合支援、愛媛県農業再生、福岡県耕作放棄地対策、佐賀県耕
作放棄地対策、熊本県担い手育成総合支援、大分県耕作放棄地対策、宮崎県担い手育
成総合支援、沖縄県耕作放棄地対策各協議会

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 再生した農地の耕作状況を確認していなかった事態

実施要綱等によれば、前記のとおり、地域協議会は、取組主体の再生作業が終了した後
に、農地が通算5年間耕作されるまで、毎年度、耕作状況を確認することとされている。

しかし、479地域協議会において実施された再生作業計6,259件のうち、表1のとおり、
23地域協議会において実施された再生作業計137件(交付金計7294万余円)について
は、毎年度、再生した農地の耕作状況を確認していなかった。

表1 再生した農地の耕作状況を確認していなかった事態

道県名	地域協議会数	事業数	交付金額(万円)
北海道	5	30	4945
栃木県	3	5	393
長野県	6	8	409
和歌山県	1	18	142
岡山県	3	42	412
熊本県	3	29	912
沖縄県	2	5	77
計	23	137	7294

(注) 交付金額は単位未満を切り捨てているため、各道県の交付金
額を合計しても計欄と一致しない。

(2) 再生後に耕作されていない場合において、農地の適切な保全管理が行われていなかったり、耕作が再開される見通しが立っていなかったりしていた事態

上記の479地域協議会において実施された再生作業計6,259件のうち、48地域協議会において実施された再生作業計122件については、自然災害その他のやむを得ない理由に該当しない取組主体の経営状態の悪化、転居等の理由により、再生した農地が耕作されていない時期があった。

このうち、表2のとおり、7地域協議会において実施された再生作業計10件(交付金計472万余円)については、再び耕起等を必要とする状態になるなど農地の適切な保全管理が行われていなかった。また、表3のとおり、12地域協議会において実施された再生作業計25件(上記7地域協議会の計10件のうち、3地域協議会の計5件が含まれる。交付金計1478万余円)については、26年度末時点で新たな耕作者が確保されていないなどのため、農地の耕作が再開される見通しが立っていなかった。

これらのことから、再生した農地が耕作の目的に供されていない状況となっていて、耕作放棄地を再生して利用する取組を支援する交付金事業の効果が十分に発現していないと認められた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

都城地域担い手育成総合支援協議会は、平成21、22両年度に、山之口町宇都頭地区において、耕作放棄地となっていた農地572aを対象として、農地の所有者との間で利用権を設定し再生作業を実施した取組主体に対して、交付金3,024,000円を交付している。しかし、当該農業者は、22、23両年度にキャベツを作付していたものの、24年度以降、資金繰りの悪化を理由として当該農地を耕作しておらず、草刈等の農地の適切な保全管理も行っていなかったため、当該農地は再び耕起を実施しなければ耕作できない状態になっていた。また、27年4月の会計実地検査時点で、新たな耕作者も確保されていないため、当該農地で耕作が再開される見通しが立っていない状況となっていた。

表2 再生した農地がやむを得ない理由によらず耕作されていないもののうち農地の適切な保全管理が行われていなかった事態

県名	地域協議会数	事業数	交付金額(万円)
千葉県	1	1	19
鳥取県	1	1	23
岡山県	1	1	20
熊本県	1	2	31
宮崎県	1	2	302
沖縄県	2	3	75
計	7	10	472

(注) 交付金額は単位未満を切り捨てているため、各県の交付金額を合計しても計欄と一致しない。

表3 再生した農地がやむを得ない理由によらず耕作されていないもののうち耕作が再開される見通しが立っていなかった事態

県名	地域協議会数	事業数	交付金額(万円)
青森県	1	1	34
千葉県	1	2	16
長野県	1	1	40
三重県	1	1	19
和歌山県	1	1	5
鳥取県	1	1	66
岡山県	1(1)	1(1)	20(20)
広島県	1	4	14
熊本県	1(1)	3(2)	57(31)
宮崎県	3(1)	10(2)	1203(302)
計	12(3)	25(5)	1478(353)

注(1) 交付金額は単位未満を切り捨てているため、各県の交付金額を合計しても計欄と一致しない。

注(2) ()内の数字は、表2の事態と重複しているもの

(3) 労務費の算定に当たり、作業従事者に対する日当等の支払の実態を反映していなかった事態

40 地域協議会において実施された重機を用いて行う再生作業等計 484 件(交付対象事業費計 3 億 3709 万余円、交付金計 2 億 0094 万余円)については、取組主体がパートタイム作業従事者等を雇って再生作業等に從事させており、これらの作業従事者に対して公共工事設計労務単価よりも安価な日当等が支払われていた。しかし、上記の 40 地域協議会は、再生作業等に係る従事時間に一律に公共工事設計労務単価を乗じて労務費を算定していて、労務費の算定に取組主体以外の作業従事者に対する日当等の支払の実態が反映されていなかった。

したがって、公共工事設計労務単価よりも安価な日当等が支払われていた上記の作業従事者について、実際に支払われた日当等に基づいて当該労務費を算定すると、交付対象事業費は計 2 億 8173 万余円となり、これに係る交付金相当額は計 1 億 6528 万余円となつて、実際に交付された交付金計 2 億 0094 万余円との差額 3565 万余円を節減できたと認められた。

このように、再生した農地の耕作状況について地域協議会が確認していなかったり、再生後に耕作されていない場合において、農地の適切な保全管理が行われていなかったり、耕作が再開される見通しが立っていなかったり、重機を用いて行う再生作業等に係る労務費について、公共工事設計労務単価よりも安価な日当等が支払われている作業従事者の従事時間に公共工事設計労務単価を乗じて算定していたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 地域協議会において、再生した農地の耕作状況を確認する必要性についての認識が欠けていたこと

イ 農林水産省において、再生後に耕作されていない場合の対応策について地域協議会に示していなかったこと

ウ 農林水産省において、重機を用いて行う再生作業等に係る労務費の算定について、取組主体以外の作業従事者に対する日当等の支払の実態を反映させるという認識が欠けていたこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、27年9月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じた。

ア 再生した農地について、毎年度の耕作状況の確認を徹底するよう地域協議会に対して周知した。

イ 再生後に耕作されていない場合の対応策について、取組主体が営農可能である場合には、耕作の再開のために必要な指導及び支援を行ったり、営農可能ではないが農地の保全管理を行うことができる場合には、保全管理を行うよう指導したり、営農可能ではなく農地の保全管理を行うこともできない場合には、新たな耕作者を確保したりするなど、耕作の再開に向けた手順を定めて、これを地域協議会に対して周知した。

ウ 重機を用いて行う再生作業等に係る労務費について、取組主体以外に対して公共工事設計労務単価よりも安価な日当等の支払がある場合、支払実績額をもって労務費とすることとした。

(3) 暗渠排水工事の実施に当たり、吸水管の直径について、吸水管内の流速等を考慮した上で、各地点の排水量に応じた規格を選定することにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農山漁村地域整備事業費 (項)北海道開発事業費 等	
部 局 等	農林水産本省 直轄事業 北海道開発局札幌開発建設部 補助事業 6 農政局等	
事業及び補助の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)等、予算補助	
事業主体	直轄事業 1 開発建設部 補助事業 県10、市3、町4、村2、土地改良区6 計 26 事業主体	
工事の概要	ほ場内の地下水、地表残留水等を排除するために、ほ場内に吸水管や疎水材等で構成される暗渠排水施設を整備するもの	
事業費	直轄事業 49 工事	139 億 0152 万余円(平成24年度～26年度)
	補助事業 467 工事	209 億 2556 万余円(平成24年度～26年度)
	(国庫補助金等相当額	112 億 5175 万余円)

吸水管の直径について各地点の排水量に応じた規格を選定することが可能である吸水管敷設工費の積算額	直轄事業	8 工事	2 億 3721 万余円(平成 24 年度～26 年度)
	補助事業	143 工事	9 億 7769 万余円(平成 24 年度～26 年度)
低減できた積算額	直轄事業		2460 万円(平成 24 年度～26 年度)
	補助事業		6490 万円(平成 24 年度～26 年度)
	(国庫補助金等相当額)		3690 万円)

1 事業の概要

(1) 暗渠排水施設の整備の概要

農林水産省は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)等に基づき、水田を畑地としても利用するなど水田の汎用化を図ることなどを目的として、国が国営農地再編整備事業等を行う直轄事業又は地方公共団体等が農山漁村地域整備交付金事業等を行う国庫補助事業(以下「補助事業」という。)により、吸水管や疎水材等で構成される暗渠排水施設(以下、この施設を「暗渠排水」という。)の整備を実施している(以下、暗渠排水を整備する工事を「暗渠排水工事」という。)。暗渠排水は、ほ場内に吸水管を埋設するなどして、ほ場内の地下水、地表残留水等を吸水管に導き入れて排水路まで自然に流下させることにより排除するものである。

(2) 暗渠排水の吸水管に係る設計及び材料費の積算

農林水産省は、暗渠排水の計画及び設計に係る技術基準として、「土地改良事業計画設計基準 計画「暗きよ排水」(平成 12 年 12 構改 C 第 517 号農林水産事務次官依命通知)等(以下「計画設計基準等」という。)を定めており、国及び地方公共団体等(以下、これらを合わせて「事業主体」という。)は、暗渠排水の計画及び設計に当たり、計画設計基準等を適用するなどして、暗渠排水工事を行っている。計画設計基準等によれば、暗渠排水の吸水管の直径については、①最小直径を 50mm とし、吸水管が受け持つ計画暗渠排水量(以下「排水量」という。)、吸水管内の平均流速(管周辺土砂の吸出し及び泥土の堆積が生じない流速とされる秒速 0.2m から 0.5m までの範囲)等により算定すること、②吸水管の敷設勾配が地形、配置形状からやむを得ず緩勾配となる場合は、通水不良となることを避けるために一回り管径を大きくすることなどとされている。

また、吸水管の種類については、硬質塩化ビニル製の有孔管等の合成樹脂管が一般的に広く使用されており、直径 50mm、60mm、75mm、80mm 等の規格がある。

そして、事業主体は、「土地改良事業等請負工事標準歩掛」(平成 26 年 25 農振第 2162 号等農林水産省農村振興局長通知)を適用するなどして吸水管敷設に要する施工費(以下「吸水管敷設工費」という。)の積算を行っており、このうち吸水管の材料費については、吸水管の単価に延長を乗ずるなどして算定している。この単価については、事業主体が定めるなどした資材単価表、市販の積算参考資料等に基づき決定しており、これらによれば、一般的に吸水管は、直径が小さいほど安価とされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

農林水産省は、土地改良長期計画(平成 24 年 3 月閣議決定)に基づき、平成 24 年度から 28

年度までの間に、水田の汎用化を図ることなどを目的として、全国で10万haのほ場に暗渠排水を整備することとしており、その後も引き続き整備していくことが見込まれる。

そこで、本院は、経済性等の観点から、暗渠排水における吸水管の規格の選定に当たり、経済的な設計が行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、24年度から26年度までの間に、事業主体が合成樹脂管を選定した暗渠排水工事のうち、北海道開発局札幌、釧路両開発建設部において実施された直轄事業49工事(工事費総額139億0152万余円、吸水管敷設工費の積算額計12億6733万余円)及び17^(注1)道県の43地方公共団体等において実施された補助事業467工事(事業費総額209億2556万余円、国庫補助金等相当額計112億5175万余円、吸水管敷設工費の積算額計55億1720万余円)を対象として、設計図書等の書類、現地の状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 17道県 北海道、青森、山形、栃木、千葉、新潟、岐阜、滋賀、鳥取、広島、徳島、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、上記の直轄事業49工事のうち、吸水管について最小直径の規格を選定するなどしていた6工事を除く北海道開発局札幌開発建設部が実施した43工事(吸水管敷設延長計884,965m、吸水管敷設工費の積算額計10億3862万余円)においては、吸水管内の排水量が最大となる最下流地点の排水量に基づいて吸水管の直径について80mmの規格のみを選定するなどしている状況であった。また、上記の補助事業467工事のうち、吸水管について最小直径の規格を選定するなどしていた230工事を除く14^(注2)道県の40地方公共団体等が実施した237工事(吸水管敷設延長計1,582,429m、吸水管敷設工費の積算額計14億8445万余円)においては、上記と同様に吸水管の直径について60mm、75mm、80mm等の規格のうち一つの規格のみを選定している状況であった。

(注2) 14道県 北海道、青森、山形、栃木、千葉、滋賀、鳥取、広島、徳島、福岡、佐賀、熊本、大分、沖縄各県

しかし、暗渠排水は、地下水等を吸水管に導き入れて排水路まで自然に流下させるものであるため、上流地点の排水量は下流地点の排水量より少なくなることから、事業主体は、吸水管の規格の選定に当たり、吸水管の直径について、吸水管内の流速等を考慮した上で、各地点の排水量に応じて規格を選定することを検討する必要がある。

そして、北海道開発局札幌開発建設部が実施した前記43工事のうち8工事(吸水管敷設延長計187,437m、吸水管敷設工費の積算額計2億3721万余円)及び14^(注3)道県の40地方公共団体等が実施した前記237工事のうち、10県の25地方公共団体等が実施した143工事(吸水管敷設延長計927,525m、吸水管敷設工費の積算額計9億7769万余円)においては、上流地点の吸水管について排水量に応じて下流地点の規格より直径が小さい規格を選定しても、吸水管内の平均流速が管周辺土砂の吸出し及び堆積が生じない流速の範囲内となっていた。したがって、これらの工事の設計に当たっては、吸水管内の流速等を考慮した上で、上流地点の吸水管について最下流地点の規格より直径が小さい規格を選定して経済的な設計とすることが可能であったと認められた。

(注3) 10県 青森、山形、栃木、千葉、滋賀、鳥取、福岡、熊本、大分、沖縄各県

このように、暗渠排水工事における吸水管の規格の選定に当たり、吸水管内の流速等を考慮した上で、上流地点の吸水管について下流地点の規格より直径が小さい規格を選定するこ

とが可能であるのに、吸水管の直径の規格を各地点の排水量に応じて選定する経済的な設計を行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた吸水管敷設工費の積算額)

前記の8工事及び143工事における吸水管の直径について、吸水管の規格を各地点の排水量に応じて選定して設計することとして、吸水管敷設工費の積算額を計算すると、直轄事業で2億1257万余円、補助事業で9億1270万余円となり、積算額を直轄事業で約2460万円、補助事業で約6490万円(国庫補助金等相当額約3690万円)それぞれ低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、暗渠排水工事における吸水管の規格の選定に当たり、事業主体において経済的な設計を行う必要性についての理解が十分でなかったこと、農林水産省において事業主体に対して吸水管の直径の規格を各地点の排水量に応じて選定して設計することについての周知が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、27年9月に北海道開発局、地方農政局等及び北海道に対して通知を発して、暗渠排水工事に使用する吸水管の規格の選定に当たり、吸水管の直径について、吸水管内の流速等を考慮した上で、各地点の排水量に応じた規格を選定することにより、経済的な設計を行うよう、周知徹底するとともに、地方農政局等を通じて都府県等に対しても同様に周知するなどの処置を講じた。

(4) 調査用自動車の取得台数の算定に当たり、交換基準を満たさない既存の調査用自動車の台数を控除することなどにより取得台数の削減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)地方農政局 (項)地方農政局	
部 局 等	農林水産本省、7農政局	
調査用自動車の概要	農林水産物の流通監視や各種の統計調査業務等に使用されている自動車	
調査用自動車の取得台数及び取得費	166台	1億6199万余円(平成25、26両年度)
上記のうち取得する際に交換基準を満たさない既存の調査用自動車の台数を控除することなどにより削減できた取得台数及び節減できた取得費相当額	43台	4275万円

1 調査用自動車の管理の概要

(1) 調査用自動車の概要

農林水産省は、公用車等を多数保有して、管理及び運用を行っている。このうち、同省の地方支分部局である農政局、北海道農政事務所(以下、これらを総称して「農政局等」と

いう。)及び地域センター^(注1)が管理する小型貨物自動車及び軽貨物自動車(以下「調査用自動車」という。)は、農林水産物の流通監視や各種の統計調査業務等に使用されている。

(注1) 地域センター 農政局等の地域センター。ただし、農政局等が所在する道府県のうち農政局等の地域センターの管轄区域外の区域にあっては当該区域を管轄する農政局等

(2) 減車計画への取組

農林水産省は、「地方農政事務所等のライトバンの配置台数の見直しについて」(平成20年1月)及び「調査用自動車第6次整備計画の見直しについて」(平成20年1月)(以下、これらを合わせて「減車計画」という。)に基づき、平成20年度から27年度までの間に計1,320台の調査用自動車を削減することとしている。

(3) 調査用自動車の取得及び廃車等

農政局等は、国の所有に属する自動車等の交換に関する法律(昭和29年法律第109号)に基づく交換契約等により調査用自動車を取得している。既存の調査用自動車については、この交換契約により下取り(以下「廃車」という。)に出すほか、物品管理法(昭和31年法律第113号)等に基づき、廃棄、売払、管理換及び供用換(以下、これらを合わせて「廃車等」という。)を行っている。

また、調査用自動車の取得に当たって、農林水産本省(以下「本省」という。)は、農政局等及び地域センターが管理する調査用自動車の稼働状況等に基づき取得台数を決定し、農政局等に対して取得台数の割当てを行っている。

一方、調査用自動車の廃車等に当たって、本省は、毎年度交換契約による取得台数及び減車計画を勘案するなどして農政局等ごとに決定した台数を農政局等に対して通知するとともに、調査用自動車の経過年数、走行距離等により交換基準(25年度の交換基準は取得から8年を経過した調査用自動車であること、26年度の交換基準は取得から10年を経過又は10万キロを走行した調査用自動車であること)を設定して示している。そして、これを受けて農政局等は、調査用自動車の稼働状況等に基づいて管内の地域センターに対して廃車等台数を割り当てており、地域センター等はこれに基づき廃車等を行っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、調査用自動車の管理が適切に行われているかなどに着眼して、農政局等及び地域センターが管理する調査用自動車のうち、25年度に取得した67台(物品管理簿価格計7187万余円)、26年度に取得した99台(同計1億0135万余円)の計166台(同計1億7322万余円)及び25年度に廃車等をした220台(同計1億5874万余円)、26年度に廃車等をした147台(同計1億2147万余円)の計367台(同計2億8021万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、本省、8農政局等及び20地域センター^(注2)において、交換契約書、車歴簿等の書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの45地域センター^(注3)については、交換契約書、車歴簿の写しなどの書類を本省から提出させた上で検査した。

(注2) 8農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道農政事務所

(注3) 20地域センター 函館、旭川、青森、盛岡、千葉、静岡、浜松、新潟、富山、豊橋、津、奈良、和歌山、鳥取、松江、山口、福岡、北九州、佐賀、長崎各地域センター

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

8 農政局等は、本省から割り当てられた調査用自動車の取得台数を基に、交換契約等により、25年度に67台、26年度に99台の調査用自動車を取得していた。

一方、調査用自動車の廃車等に当たって、本省は、前記のとおり、交換契約等による取得台数及び減車計画に基づくなどして台数を決定し、農政局等は、これを受けて25年度に取得台数と同数の67台に減車計画を勘案した153台を加えた計220台、26年度に取得台数と同数の99台に減車計画を勘案した48台を加えた計147台を、それぞれ廃車等台数として管内の地域センターに対して割り当てていた。

しかし、廃車をした調査用自動車の中には、本省において、交換基準を満たしていない調査用自動車を減車計画により削減する台数に含めて取得台数を算定していたり、農政局において交換基準を満たしていない調査用自動車の廃車をしていたりしたため、7農政局において、交換基準を満たしていない調査用自動車が25年度2台、26年度41台の計43台含まれていた。

したがって、25、26両年度の交換契約等における取得台数67台、99台から交換基準を満たしていない調査用自動車の台数2台、41台を控除して取得台数を決定したとすれば、調査用自動車の取得台数はそれぞれ65台、58台となり、上記の2台、41台に係る取得費相当額25年度173万余円、26年度4102万余円の計4275万余円が節減できたと認められた。

なお、交換基準を満たしていないのに廃車をしていた計43台の調査用自動車について、車歴簿等により修理費等の維持費を確認したところ、廃車等の対象としていない調査用自動車に比べて多くの修理を要していたという事実は確認できなかったことから、安全性に問題がなく使用できたものと考えられる。

このように、調査用自動車を取得する際に、廃車等をする事とされた調査用自動車が交換基準を満たしていないのに、これを考慮していなかったため、調査用自動車の取得費の節減が図られていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、本省において、調査用自動車の取得台数の算定に当たり、交換基準を満たしていない調査用自動車を減車計画等により削減する台数に含めないことや、農政局において、交換基準を満たしていない調査用自動車の廃車をせずに、取得及び廃車の台数を決定し、取得台数の削減を図ることの重要性について、理解が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、27年9月に各農政局等に事務連絡を発して、今後、本省において、調査用自動車の取得台数を算定する際には、取得の対象となる交換基準を満たす調査用自動車の台数から、交換基準を満たしていない減車計画等による減車台数を控除することにより取得台数を算定して各農政局等へ通知することや、各農政局等において、交換基準を満たしていない調査用自動車の廃車等をせず、調査用自動車の保有状況、年式等を考慮した上で、取得台数を決定することとする旨の周知徹底を図るなどの処置を講じた。

(5) 除塩事業の実施に当たり、降雨等の影響により塩分濃度の低下が見込まれる場合には、除塩作業の実施前に塩分濃度を再測定して除塩作業の必要性を検討するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農地等保全事業費 (項)東日本大震災復旧・復興農地等保全事業費
	東日本大震災復興特別会計 (組織)農林水産本省 (項)東日本大震災復興事業費
部 局 等	農林水産本省、東北農政局
補助の根拠	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律(平成23年法律第43号)
補助事業者	宮城県
除塩事業の概要	東北地方太平洋沖地震により引き起こされた津波により、塩分濃度が基準値以上となっている農地において、土壌中に残留する過剰な塩分を真水で流し出すもの
除塩作業の実施前に塩分濃度を再測定せずに平成24年4月以降、除塩作業を開始した件数及びこれに係る国庫補助金額	83件 9億4127万円(背景金額)(平成24年度～26年度)

1 事業の概要

(1) 除塩事業の概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により引き起こされた津波により、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉各県の太平洋沿岸においては、水田等の農地に海水が浸入して塩分が残留するなどの塩害が発生して、多くの農地において営農ができない状況となった。そこで、国は早期に営農を再開できるようにするために、「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」(平成23年法律第43号)を制定し、農林水産省は「東日本大震災に対処するための農用地の除塩に係る特定災害復旧事業実施要綱」(平成23年23農振第372号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、23年度以降、今回の津波により農地が受けた塩害を除去する事業(以下、塩害を除去するための作業を「除塩作業」、この事業を「除塩事業」という。)を実施している。

実施要綱等によれば、除塩事業は、塩害を受けた農地の塩分(塩素)濃度(以下「塩分濃度」という。)が基準値(水田の場合は0.1%、畑作地の場合は0.05%)以上となっている場合に実施することとされており、国が事業主体となる直轄事業又は国庫補助金の交付を受けて県、市町村等が事業主体となる補助事業により実施している。

(2) 除塩作業の内容等

農林水産省は、23年6月に、除塩作業等についての基本的な考え方を取りまとめた「農地の除塩マニュアル」(平成23年6月農林水産省農村振興局制定。以下「除塩マニュアル」という。)を策定している。除塩マニュアルにおいては、除塩作業は土壌中に残留する過剰な塩

分を真水で流し出すことを基本としていることから、事業主体があらかじめ土壌の塩分濃度等の調査を行って除塩対象区域を選定した農地において、除塩に必要な用水及び排水系統の確保や湛水、排水等の作業後に塩分濃度の測定を行い塩分濃度が基準値未満になったことを確認することなどの一連の除塩作業等が示されている。

また、農地の塩分濃度は降雨等の影響により基準値未満に低下する場合があります、東北農政局が23年9月に公表した報告書においても、降雨等による除塩の効果は、ほ場条件等によりばらつきが生じているものの、降雨等の影響により塩分濃度が基準値未満になった例が報告されている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

除塩作業については、前記のとおり、用水及び排水系統の確保が必要となることから、津波による被害が大きかった地域においては、用排水路等の復旧が完了するまで作業を実施できなかったことなどのため、27年度以降も除塩事業を実施する予定となっている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、除塩作業の必要性の検討は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、23年度から26年度までの間に、東北農政局仙台東土地改良建設事業所が直轄事業として除塩作業を実施した契約17件(除塩作業面積計611ha、事業費計1億6322万余円)、^(注)5県及び管内の14市町が補助事業として除塩作業を実施した契約204件(除塩作業面積計7,582ha、事業費計24億5100万余円、国庫補助金計22億0462万余円)を対象として、除塩事業実施計画書等の関係書類、現地の状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 5県 青森、岩手、宮城、福島、千葉各県

(検査の結果)

前記のとおり、農地の塩分濃度は降雨等の影響により基準値未満に低下する場合があります、その例は東北農政局が23年9月に公表した報告書においても報告されている。

そして、宮城県以外の各事業主体においては、同年3月から12月までの間に除塩事業の対象区域を選定するための塩分濃度を測定した後、22、23両年度に速やかに除塩作業を開始するか、24年度以降に除塩作業を開始する場合は塩分濃度を再測定するなどしていた。また、塩分濃度の再測定を実施していた東北農政局仙台東土地改良建設事業所、青森、岩手両県及び福島県管内の3市町は、再測定の結果塩分濃度が基準値を下回っていたり、農家が降雨等の影響により塩分濃度が基準値未満になったと判断して営農を再開したりするなどしていたため、当初除塩作業を計画していた農地から27年度以降に実施する予定の農地を除いた計2,345haのうち、計954haについて除塩作業を実施していなかった。

しかし、宮城県が23年5月から12月までの間に除塩事業の対象区域を選定するための塩分濃度を測定して、その後除塩作業を実施した計117件の契約のうち、23年度中に除塩作業を開始した契約を除く83件(除塩作業面積計2,500ha、事業費計10億4585万余円、国庫補助金計9億4127万余円)については、除塩作業の実施前に塩分濃度を再測定して除塩作業の必要性を検討することなく、塩分濃度を測定した日から相当の期間が経過した24年4月から26年6月までの間に除塩作業を開始していた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

宮城県は、亘理郡山元町内の一部の地区において、除塩作業(実施面積 18.03ha)を事業費 672 万余円(国庫補助金 605 万余円)で実施している。この除塩作業の対象区域については、平成 23 年 6 月に測定した農地の塩分濃度が基準値(0.1% 又は 0.05%)を上回る 0.3% から 0.35% までとなっていた区域を選定して、これに基づき東北農政局に申請していた。

しかし、同県は、除塩作業の開始が塩分濃度の測定から 2 年 6 か月以上経過した 26 年 1 月となっていたにもかかわらず、除塩作業の実施前に塩分濃度を再測定して除塩作業の必要性を検討していなかった。

このように、農地の塩分濃度は、除塩事業の対象区域を選定するための塩分濃度を測定した時点から相当の期間が経過するなどして、降雨等の影響により低下する可能性があるにもかかわらず、除塩作業の実施前に塩分濃度を再測定して除塩作業の必要性を検討していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、除塩事業の対象区域を選定するための塩分濃度を測定した時点から相当の期間が経過するなどして、降雨等の影響により塩分濃度が低下する可能性があるのに、事業主体において除塩作業の実施前に塩分濃度を再測定して除塩作業の必要性を検討することについての理解が十分でなかったことにもよるが、農林水産省において除塩作業の実施前に塩分濃度を再測定して除塩作業の必要性を検討することを除塩マニュアルに明記していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、27 年 9 月に、除塩事業の対象区域を選定するための塩分濃度を測定した時点から相当の期間が経過するなどして降雨等の影響により塩分濃度の低下が見込まれる場合には、事業主体において、除塩作業の実施前に塩分濃度を再測定して除塩作業の必要性を検討することを除塩マニュアルに明記するとともに、地方農政局等に対して通知を発して除塩マニュアルの内容を周知徹底する処置を講じた。

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

家畜導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の返納について

〔平成 23 年度決算検査報告 407 ページ参照〕
〔平成 24 年度決算検査報告 452 ページ参照〕
〔平成 25 年度決算検査報告 502 ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置

農林水産省は、家畜導入事業のうち特別導入事業の実施に必要な資金に充てるための基金を造成する事業主体に補助金を交付する都道府県に対して、国庫補助金を交付していた。そして、本事業を平成 17 年度に終了させたことに伴い、各事業主体は、18 年度から 23 年度までに本事業に係る基金の国庫補助金相当額を、都道府県を經由して国庫に納付することとなった。しかし、鹿児島県は「鹿児島県家畜導入事業実施要領」等を定めて、本事業の事業主体となっていた同県下の市町村が引き続き本事業と同様の事業を実施できるようにしてい

た。そして、この事業の財源として、事業主体が特別導入事業により造成した基金を取り崩すことができることとしていたため、同県下の34事業主体は、18年度以降、国庫補助金相当額の納付を全く行っておらず、また、農林水産省も、国庫補助金相当額の納付の進捗に向けた具体的な措置を十分に講じていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、本事業に係る事業主体間の公平を確保するとともに、国費を効率的に使用することができるようにするために、鹿児島県下の34事業主体が納付すべきであった国庫補助金相当額を速やかに返納させるよう、農林水産大臣に対して24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、農林水産本省及び鹿児島県において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、25年3月に、鹿児島県から国庫補助金相当額の返納について詳細な返納計画を提出させた上で、34事業主体のうち9事業主体については、本院指摘の趣旨に沿い、18年度から23年度までに納付すべきであった国庫補助金相当額の全額に24年度に発生した利子を加えた額を25年4月に国庫に返納させる処置を講じていた。

一方、農林水産省は、残る25事業主体について、上記の返納計画に基づき、18年度から23年度までに納付すべきであった国庫補助金相当額にその後発生する利子を加えた額を24年度から29年度までに分割して返納させることとしており、返納計画に沿って、上記の額の一部について25年4月、26年4月及び27年4月にそれぞれ国庫に返納させていたものの、残りの国庫補助金相当額は返納されていない。

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 新規就農者を対象とした助成事業の実施について

(平成25年度決算検査報告407ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

農林水産省は、新規就農定着促進事業等を実施している市町村、地域協議会等(以下「協議会等」という。)に対して、担い手育成・確保対策整備費補助金等の国庫補助金等を交付している。新規就農定着促進事業等は、新規就農者による農業用機械の導入等に要する費用の一部について助成を行う事業であり、その助成対象者については、農業以外の職業に恒常的に従事し、片手間に農業に従事するような者は原則として対象にならないとされており、また、親の農業経営の下で農業に従事する者(以下「親元就農者」という。)が助成対象者と認められるためには、自らが経営責任を有する部門を親の経営と明確に区分する必要があるとされている。しかし、助成対象者が自らの農業経営以外の職業に常勤で従事していて片手間に農業に従事していたり、親元就農者である助成対象者が自ら農業経営を行っているとは認められなかったりしているなどの事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、新規就農者を対象とした助成事業の実施要綱等に、自らの農業経営以外の職業に常勤で従事していて片手間に農業に従事している者については原則として助成の対象とならないことを明確にするとともに事業実施後のフォローアップ等の

実施方法を具体的に定めたり、親元就農者に対して助成する場合に協議会等が確認する事項を明確にするとともに事業実施後のフォローアップ等の実施方法を具体的に定めたりするよう、農林水産大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、27年4月までに、24年度までに廃止された新規就農定着促進事業等に代わり新規就農者を助成対象としている経営体育成支援事業の実施要綱を改正するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 助成の対象とする新規就農者を農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)等により市町村が定める農業所得の目標等に照らして適切であると認定された認定新規就農者に限ることにより、自らの農業経営以外の職業に常勤で従事していて片手間に農業に従事している者は助成の対象とならないことを明確にするとともに、地方農政局長等に対して事務連絡を発して、事業実施後のフォローアップに当たっては、原則として現地調査を実施することや、税務申告書類等を確認することなどを具体的に定めて周知した。
- イ 親元就農者を助成の対象とする場合には、自らが行う農業経営と親族の経営との区分を明確にすることが必要とされている認定新規就農者に限ることにより、後継事業を実施している市町村が確認する事項を明確にするとともに、アで発した事務連絡に、事業実施後のフォローアップに当たっては、農業経営の収支に関する帳簿等を確認することなどを具体的に定めて周知した。

(2) 青年就農給付金事業の実施について

(平成25年度決算検査報告411ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置及び表示した意見

農林水産省は、平成24年度から、新規就農総合支援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)等に基づき、都道府県等を事業主体として、就農に向けて研修を受ける者に対して準備型の青年就農給付金(以下「準備給付金」という。)を、経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対して経営開始型の青年就農給付金(以下「経営給付金」という。)を、それぞれ給付する青年就農給付金事業を実施している。しかし、青年就農給付金の給付を受けようとする者は生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないことが要件(以下、この要件を「重複受給禁止要件」という。)となっているのに失業等給付金を受給している者に青年就農給付金を給付していたり、準備給付金の給付期間に対応する研修期間を通して研修が実施されたことを確認できない月に係る準備給付金を給付していたり、経営給付金の給付に当たり設定する経営開始時期が各々の農業経営の実態に即して設定されていなかったり、前年の総所得が250万円未満であれば総所得の多寡にかかわらず経営給付金の給付額を一律にしていたりしている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、実施要綱等により、事業主体が重複受給禁止要件を確認する際に本人からの自己申告のみでなく客観的な資料により確認するようにすること及び農業大学校等の教育機関における研修状況を確認する際に準備給付金の給付期間に対応する研修期間を通して実際に研修が実施されることを確認するようにすることを具体的に示した

り、経営給付金における経営開始時期を農業経営の実態に即して設定する方法を具体的に示したり、経営給付金の給付額を新規就農者の総所得に応じた適切な額とするための基準を検討して給付額を見直したりするよう、農林水産大臣に対して26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、27年4月までに実施要綱を改正するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 前職を離職した者については申請手続の際に失業等給付金の申請に必要な離職票の原本の提示を求めて重複受給禁止要件を確認すること及び前記の教育機関でのカリキュラム以外に先進農家等で研修を計画して実施している者については研修状況を定められた様式において報告させることを具体的に示した。
- イ 給付要件の確認方法を定めた「青年就農給付金の事務手続きの手引き」を改正して、経営給付金における経営開始時期を農業経営の実態に即して統一的に設定できるように、経営開始時期の設定方法を具体的に示した。
- ウ 新規就農者の前年の総所得に応じて経営給付金の給付額を変動させる仕組みを導入した。

(3) 経営所得安定対策等における交付金の交付対象面積について

(平成25年度決算検査報告418ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置及び求めた是正改善の処置

農林水産省は、農業者戸別所得補償制度実施要綱(以下「実施要綱」という。)等に基づき、平成23年度から農業者戸別所得補償制度(25年5月から26年3月までは経営所得安定対策。26年4月からは経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金)を実施している。同制度においては、水田活用の所得補償交付金(25年5月からは水田活用の直接支払交付金。同交付金の中には、地域振興作物等の生産を支援するための助成を行う産地資金(26年4月からは産地交付金)がある。)等について、それぞれ地域農業再生協議会(以下「協議会」という。)が確認した本地面積(作付けが可能な面積であり交付対象面積の基本となる面積)を基に地方農政局等の地域センター等が算定した交付対象面積に交付単価を乗ずるなどして算出した額を販売農家等に対して交付することとなっている。しかし、本地面積の算定根拠が明確でなかったり、本地面積が適切に確認されていなかったり、園芸施設で作付けされる作物に対して産地資金を交付する際に本地面積等を交付対象面積としたりしている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、実施要綱等により、協議会において本地面積の算定根拠を資料等により明確にすることを明示して、地域センター等に対して実施要綱等により明示した内容について協議会への周知徹底を図るよう指示したりするとともに、実施要綱等に、本地面積の定期的な確認方法として、水稻共済細目書との照合による場合には、他の公的資料との照合も併せて行う必要があることを明示したり、園芸施設で作付けされる作物に対して産地交付金を交付する場合の交付対象面積は園芸施設の設置面積とするなどの適切な

算定方法を明示したり、地域センター等に対してこれらの内容及び農地転用等の情報が反映された公的資料との定期的な照合等の本地面積の適切な確認の実施について協議会への周知徹底を図るよう指示したりするよう、農林水産大臣に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求し、及び同法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、27年4月に経営所得安定対策等実施要綱を改正するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 協議会において本地面積の算定根拠を資料等により明確にするために、交付対象水田の確認に要した資料を次に確認を行うまで保管することを明示して、地域センター等に対して改正内容について協議会への周知徹底を図るよう指示した。
- イ 本地面積の定期的な確認方法として、水稻共済細目書のほか、土地登記簿等の農地転用等に係る情報が反映された公的資料との照合も併せて行うことを明示した。
- ウ 施設園芸を交付対象とする場合の交付対象面積は生産に用いる園芸施設の面積とすることを明示した。
- エ 27年5月に、地域センター等に対してイ及びウの内容並びに本地面積の適切な確認の実施について協議会への周知徹底を図るよう指示した。

(4) レクリエーションの森における管理経営及び国有林野の貸付等について

(平成25年度決算検査報告424ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置及び求めた是正改善の処置

林野庁は、国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」(以下「レク森」という。)として選定している。しかし、レク森の管理経営が関係通知等に従って計画的かつ適切に行われていない事態、レク森の廃止を含めた区域の変更、統合等の設定の見直しが十分に行われていなかったり、レク森の質的向上を図るための取組や需要動向等の把握が行われていなかったりしている事態、レク森の施設の用に供している国有林野の使用許可又は貸付け(以下「貸付等」という。)が関係法令等に従って適正に行われていない事態、経過措置として無償とされている貸付等について、有償化に向けた継続的な折衝等が行われていない事態が見受けられた。

したがって、林野庁において、各森林管理局に対して、レク森の現況に合わせて速やかに管理経営方針書(以下「方針書」という。)を作成又は変更することについて指導を徹底し、レク森の現況を適時適切に各森林管理署等から各森林管理局に報告させるための手続を定めさせるとともに、各森林管理局及び各森林管理署等に対して、方針書に従ってレク森の管理経営を計画的かつ適切に行うことについて指導を徹底したり、各森林管理局に対して、再度全てのレク森を対象に設定の見直しを行わせることやレク森の需要動向等を把握した上で質的向上を図るための具体的な取組を方針書に明記して方針書に従ってレク森の管理経営を行うことについて指導を徹底するとともに、需要動向等の把握の具体的な方法について検討した上で各森林管理局に示したり、各森林管理署等に対して、レク森の施設の用に供する国有林

野の貸付等を関係法令等に従って適正に行うことについて指導を徹底したり、経過措置の対象となる無償の貸付等についての具体的な判断基準や手続等を明確に定めた通知を発するなどして有償化に向けた継続的な折衝を行う体制を整備するとともに、各森林管理署等に対して、経過措置の対象を通知に基づき適切に判断することや有償化に向けた折衝の結果等を書面で記録等することについて指導を徹底したりするよう、林野庁長官に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求し、及び同法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 26年10月に各森林管理局に対して事務連絡を発するなどして、方針書を27年度末までに作成し、又は各森林管理局長が5年ごとに定めることとなっている国有林野の管理経営に関する計画の策定に合わせて変更するよう指導を徹底し、各森林管理局にレク森の現況を各森林管理署等から各森林管理局に毎年度報告するよう定めさせるとともに、各森林管理局及び各森林管理署等が方針書に従ってレク森の管理経営を計画的かつ適切に行うよう指導を徹底した。

イ 26年10月に各森林管理局に対して事務連絡を発するなどして、アの管理経営に関する計画の策定に合わせてレク森の廃止を含めた設定の見直しを行わせたり、レク森の需要動向等を把握した上で質的向上を図るための具体的な取組を方針書に明記して方針書に従ってレク森の管理経営を行ったりするよう指導を徹底するとともに、需要動向等の具体的な把握方法として、アンケートの実施、地元市町村等への聞き取りなどの方法を示した。

ウ 27年4月に通知を改正するなどして、森林管理署等が国有財産法(昭和23年法律第73号)等に基づき無償で貸付等を行う場合は、事前に森林管理局長の承認を得ることとするなどした上で、同年6月に実施した会議等を通じて、各森林管理署等に対して、レク森の施設の用に供する国有林野の貸付等を、関係法令等に従って適正に行うよう指導を徹底した。

エ 27年4月に通知を改正するなどして、経過措置の対象となる無償の貸付等についての具体的な判断基準や手続等を明確に定めて、有償化に向けた継続的な折衝を行う体制を整備した。また、27年6月に実施した会議等を通じて、各森林管理署等に対して、経過措置の対象を改正した通知等に基づき適切に判断したり、有償化に向けた折衝の結果等を書面で記録等したりするよう指導を徹底した。

(5) 水産庁所管の政府開発援助の実施について

(平成25年度決算検査報告430ページ参照)

1 本院が表示した意見

水産庁は、我が国の政府開発援助の一環として、我が国漁業の海外漁場の確保と水産資源の持続的利用の推進により総合的な食料安全保障の確立を図ることを目的として、国際漁業振興協力事業を実施しており、同事業の実施に当たり、我が国と入漁関係にある開発途上国(以下「相手国」という。)の水産業の開発、振興等を図るために公益財団法人海外漁業協力財団(以下「財団」という。)に対して、財団が相手国内で実施する水産施設の修理、資機材の供

与等の援助に要する経費について国庫補助金を交付している。しかし、財団が修理等した施設等が稼働を停止するなどして援助の効果が十分に発現していなかったり、施設等の本体に組み込まれていて単体で利用されることのない資機材等について現状報告を受ける対象となっていないなどのため援助のフォローアップを十分に行うことができなかつたり、相手国が免除又は負担することとなっている現地で調達した資機材等に係る付加価値税を財団が負担していたりしている事態が見受けられた。

したがって、水産庁において、財団に対して、援助の効果が十分に発現していない要因を解消するための相手国への助言を適時適切に行わせたり、事前調査において援助の効果の持続的な発現を妨げる要因の把握をさせたり、援助の効果を発現させる方策に関して必要に応じて相談等を行うよう相手国に周知させたり、単体では利用されることのない資機材等もフォローアップできるよう資機材等のリストの作成対象を見直させたり、付加価値税についての適切な対処がなされるよう相手国に働きかけさせたりするとともに、財団に対する指導監督の徹底を図るよう、水産庁長官に対して平成26年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、水産庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、水産庁は、本院指摘の趣旨に沿い、26年10月に財団に対して文書を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 援助の効果が十分に発現していない事態を把握した場合は、その要因を解消するための相手国への助言を適時適切に行ったり、事前調査の項目に援助の効果が十分に発現することを妨げる要因となる事項を含めたり、援助の効果を発現させる方策に関して必要に応じて問合せや相談を行うよう相手国に周知したりするよう指示した。
- イ 単体では利用されることのない資機材等もフォローアップできるよう、資機材等のリストの作成対象の見直しを指示した。
- ウ 付加価値税の免除又は負担について適切な対処がなされるように、相手国に働きかけるよう指示した。
- エ 財団がア、イ及びウを受けて必要な処置を講じ、その後の事業において実施していることを確認するなどして指導監督の徹底を図った。

(6) もうかる漁業創設支援事業の実施について

(平成25年度決算検査報告436ページ参照)

1 本院が表示した意見

水産庁は、新しい操業体制等による収益性の向上を実証し、その結果の普及や啓発を図るなどする「もうかる漁業創設支援事業」を実施しており、平成19、20両年度に社団法人大日本水産会(25年4月1日以降は一般社団法人大日本水産会。以下「水産会」という。)に対して、21年度及び23年度から25年度までの間に特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構(以下「機構」といい、機構と水産会を合わせて「機構等」という。)に対して、それぞれ補助金を交付している。そして、機構等は、補助金により基金を造成し、機構等が設置した漁業に関する有識者等で構成される漁業改革推進集中プロジェクト中央協議会(以下「中央協議会」という。)により、収益性の向上が確保されると認められた改革計画(以下「認定改革計

画]という。)に基づき実証事業を実施する水産業協同組合等(以下「事業実施者」という。)に対して、同基金から本件事業に必要な経費を助成金として交付している。しかし、事業実施者が認定改革計画に基づく取組の一部を実施していない事態、多数の本件事業において、漁船等の減価償却費計上前の利益が認定改革計画における目標を下回っていたり、赤字になっていたりとしている事態及び実証事業として実施した取組の効果の検証が十分でないなどの事態が見受けられた。

したがって、水産庁において、事業実施者が本件事業の目的等について十分に理解して認定改革計画に基づく取組を実施するよう、機構を通じて事業実施者に周知等するための方策を検討したり、厳しい経営環境の下でも操業が継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図るために、収益性の向上が十分に期待できる事業とするための方策を検討したり、事業実施者が、事業終了後に、実施した取組の結果と認定改革計画とを比較して検証することや新船建造の見通しなどを検証することができるようにするための方策を検討したりするよう、水産庁長官に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、水産庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、水産庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 26年10月に、機構に対して通知を発して、事業実施者が事業の目的等を理解して認定改革計画に基づく取組を実施するよう、機構から事業実施者等に周知等するよう指示した。
- イ 27年2月に、本件事業に係る要綱等を改正して、収益性の向上が期待できるよう、中央協議会が本件事業の実施に係る指導、助言を行うことなどを定めるとともに、助成内容を変更した。
- ウ イの要綱等の改正において、中央協議会において事業実施者が実施した取組の結果等を検証することなどを定め、事業終了後に、実施した取組の結果と認定改革計画とを比較して検証したり、新船建造の見通しなどを検証したりできるようにした。

(7) 追加的信用供与補助事業について

(平成25年度決算検査報告441ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、平成19年度から、地域農業の担い手の育成や確保を図るなどのために、市町村が策定した経営体育成支援計画等に基づいた融資が円滑に行われるように、経営体育成支援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)等に基づき、追加的信用供与補助事業(以下「事業」という。)を実施している。事業は、市町村等を経由して、当該融資に係る保証を引き受けた農業信用基金協会(以下「協会」という。)に対して、当該融資について債務不履行に陥った農業者等に代わって実施する融資機関への債務の弁済(以下「代位弁済」という。)及び当該農業者等に対する求償権の償却に伴う費用の補填に充てるための経費の助成を行うものである(以下、農林水産省が協会に対する助成を行うために市町村等に交付している補助金を「補助金」といい、市町村等が協会に対して助成している助成金を「助成金」という。25年度までの助成金交付先は33協会)。しかし、農林水産省において、事業が開始されてから相

当期間が経過し、当該融資における債務不履行がほとんど発生していないにもかかわらず、協会における代位弁済の発生状況等を補助金交付額の算定に反映させる検討を行っていなかったり、33協会のうち20協会において、各協会が保証している債務の全てが不履行となり全額を代位弁済するとした場合において各協会が負担することとなる額(以下「協会の最大負担額」という。)を上回る助成金を保有していて、助成金に係る補助金が効果的に活用されていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、補助金の算定方法について、代位弁済の発生状況等を十分に踏まえて見直したり、協会の最大負担額を上回る額の助成金を保有している協会に対して、当該上回る額に係る補助金を適時適切に国庫に返還させたりするよう、農林水産大臣に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 27年2月及び4月に実施要綱を改正して、補助金の算定方法について、代位弁済の発生状況等を踏まえて見直しを行った。

イ 27年4月に実施要綱を改正して、活用される見込みのない助成金に係る補助金の返還に関する規定を新たに設けて、補助金を適時適切に国庫に返還させることとした。そして、26年度末時点において協会の最大負担額を上回る額の助成金を保有していた協会に対して、当該上回る額に係る補助金を27年9月末までに国庫に返還させた。

(8) 基幹的な農業水利施設のストックマネジメントについて

(平成25年度決算検査報告448ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、基幹的な農業水利施設の劣化の状況に応じた補修等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図る取組(以下「ストックマネジメント」という。)を推進している。しかし、土地改良調査管理事務所等及び府県において、機能診断及び機能保全計画の対象施設を選定する際の優先度に係る客観的な選定基準が設定されていなかったり、維持管理の範囲を超える規模の補修等の対策工事が、施設の劣化予測を踏まえて作成された複数の実施時期及び工法の組合せ(以下「シナリオ」という。)のうち機能保全コストを比較するなどして選定された最適なシナリオを踏まえて、適時に実施されていなかったり、土地改良区等の施設管理者による施設監視が適切に実施されていないことから施設の劣化状況が継続的に把握されていなかったりしている事態、また、府県において、優先度が高いと考えられる施設が機能診断等の対象施設として選定されていなかったり、ストックマネジメントに関する情報がデータベースにおいて一元的に蓄積されていなかったり、機能診断の対象施設について土地改良施設管理円滑化事業(以下「円滑化事業」という。)の定期診断が重複して実施されていたりなどしている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、施設監視の具体的な方法について「農業水利施設の機能保全の手引き」(以下「手引」という。)等で明確にし、また、機能診断の対象施設について円滑化事業における定期診断を重ねて行わないよう見直しを行った上で、土地改良調査管理事務所等に対して、機能診断等の対象施設を選定する際の客観的な選定基準を設定するなどし

て優先度の高い施設を選定すること、土地改良区における自己負担金の準備等に関する優良事例集の配布や施設の劣化状況の継続的な把握をするなどして、最適なシナリオを踏まえて対策工事を適時に実施するための取組を促進すること及び土地改良区等に、ストックマネジメントの重要性について周知し、施設監視を適切に行うとともに自己負担金の準備を適時にを行うよう助言することを周知徹底したり、都道府県に対して、上記の内容に加えて、実施方針において優先度の高い施設を選定すること及びストックマネジメントに関する情報をデータベースに一元的に蓄積することの重要性について周知徹底したり、対策工事の実施状況及び関連情報のデータベースへの蓄積状況について定期的に把握したりするよう、農林水産大臣に対して平成26年9月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 27年5月に手引を改定して、施設監視の具体的な方法について明確にした。また、26年8月に地方農政局等に対して事務連絡を発して、機能診断の対象施設について、円滑化事業において同じ内容の定期診断を重ねて行わないよう調整を図る見直しを行った。
- イ 27年6月までに、土地改良調査管理事務所等に対して、改定した手引等により機能診断及び機能保全計画の対象施設を選定する際の客観的な選定基準を定めて優先度の高い施設を選定すること、同年5月に作成した優良事例集を土地改良区に対して配布したり、手引に基づき施設の劣化状況を継続的に把握したりなどして、最適なシナリオを踏まえて対策工事を適時に実施するための取組を促進すること及び土地改良区等に、ストックマネジメントの重要性について周知したり、手引に基づく施設監視を適切に行うとともに優良事例集を参考にして自己負担金の準備を適時にを行うよう助言したりすることを、会議等において周知徹底した。
- ウ 26年11月に都道府県に対して事務連絡を発して、イの処置に加えて、実施方針において優先度の高い施設を選定すること及びストックマネジメントに関する情報をデータベースに一元的に蓄積することの重要性について周知徹底した。
- エ 26年8月に地方農政局等に対して事務連絡を発して、都道府県等から定期的に報告を受けることにより、対策工事の実施状況及び関連情報のデータベースへの蓄積状況を把握することとした。

(9) 農山漁村6次産業化対策事業等における事業効果等について

(平成25年度決算検査報告458ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、農山漁村の6次産業化に向けた取組を推進することなどを目的として、農山漁村6次産業化対策事業等を実施する事業主体に国庫補助金を交付しており、事業主体は、目標年度における成果目標や費用対効果分析により算出した投資効率等を記載した事業実施計画を地方農政局等へ提出し、地方農政局等は提出された事業実施計画の内容を審査することとなっている。しかし、平成20年度から23年度までの同事業等の実施に当たり、目標年度における成果目標等の達成率が低調になっているなどして事業効果が十分に発現していなかったり、費用対効果分析が適切に実施されていなかったりしている事態が見受け

られた。

したがって、農林水産省において、事業実施計画の審査のための手引等(以下「手引」という。)を作成するとともに実施要領等において投資効率の算定過程が分かる根拠資料等を事業実施計画に添付することを明記したり、また、事業実施計画に記載する成果目標の達成に必要な新商品等の販路の開拓等について、6次産業化を推進する支援機関(以下「サポート機関」という。)等との個別相談を活用するなどして事前の取組を十分に行うとともに事前の取組状況の詳細を事業実施計画に記載するよう事業主体に周知したり、手引により事前の取組状況についての審査を適切に行ったり、事業主体が費用対効果分析を適切に実施できるよう指導等を行うとともにその審査及び確認を適切に行ったり、事業効果が十分発現していないと認められる事業主体に対して目標年度に達していない場合であってもサポート機関等を活用し速やかに改善計画を作成させるなどしてより効果的な指導等を行ったりすることについて地方農政局等に対して指示したり、さらに、25年度以降の6次産業化ネットワーク活動整備交付金事業において交付金を交付している都道府県等に対して通知を发出するなどして地方農政局等に対して指示した内容を周知したりするよう、農林水産大臣に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 26年10月に、手引を作成したり、実施要領等を改正して費用対効果分析における投資効率の算定過程が分かる根拠資料等を事業実施計画に添付することを明記したりした。
- イ 同月に、地方農政局等に対して通知を发出して、サポート機関等との個別相談を活用するなどして成果目標を達成するために行った事前の取組内容が分かる資料を事業実施計画に添付するよう事業主体に周知したり、手引により新商品等の販路の開拓等の事前の取組状況についての審査を行ったり、事業主体が費用対効果分析を適切に実施できるよう指導等を行うとともにその審査及び確認を適切に行ったり、事業効果が十分発現していないと認められる事業主体に対して目標年度に達していない場合であってもサポート機関等を活用し速やかに改善計画を作成させるなどしてより効果的な指導等を行ったりするよう指示した。
- ウ 同月に、6次産業化ネットワーク活動整備交付金事業において交付金が交付されている都道府県等に対して地方農政局等を通じて通知を发出して、イの内容を周知した。

(10) 保証保険資金等緊急支援事業による代位弁済に係る回収金について

(平成25年度決算検査報告466ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

水産庁は、漁業信用基金協会(以下「協会」という。)の債務保証が付された融資を受けた中小漁業者等が平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれによる津波を原因として債務不履行に陥り、岩手、宮城、茨城、千葉各県の協会が当該中小漁業者等に代わって債務の弁済(以下「代位弁済」という。)を行った場合に、各協会に対して、代位弁済に係る経費の一部を助成するために保証保険資金等緊急支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付している。また、水産庁は、協会と代位弁済に係る保険契約を締結している独立行政法人

農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)に対して、代位弁済に係る保険金の支払に要する経費を助成する保証保険資金等緊急支援事業交付金(以下「交付金」という。)を交付している。しかし、26年3月末時点で、岩手、宮城、茨城各県の協会(以下「3協会」という。)において、補助金に係る要綱等では代位弁済により取得した求償権の行使による回収金(以下「協会回収金」という。)に係る国庫補助金相当額が全ての代位弁済案件に係る求償権の回収等まで国庫に返還されない規定となっていたため滞留していたり、信用基金において、3協会から納付された協会回収金のうち保険金に相当する額(以下「信用基金回収金」という。)に係る交付金相当額が年度末において生じているにもかかわらず、交付金に係る要綱では返還額の算定等のための基準が定められていないため国庫に返還されないまま年度を越えて滞留していたりしている事態が見受けられた。

したがって、水産庁において、協会回収金に係る国庫補助金相当額及び信用基金回収金に係る交付金相当額を適時適切に国庫に返還させることが可能となるよう、補助金に係る要綱等を速やかに改正して3協会に周知して、これに基づき滞留している国庫補助金相当額を国庫に返還させたり、信用基金回収金に係る交付金相当額を国庫に返還する場合の返還額の算定等のための基準を速やかに定めて信用基金に周知して、これに基づき滞留している交付金相当額を国庫に返還させたりするよう、水産庁長官に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、水産庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、水産庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 協会回収金に係る国庫補助金相当額を毎年度国庫に返還させることが可能となるよう、27年3月に補助金に係る要綱等を改正して3協会に周知して、国庫補助金相当額計1億0367万余円を同月に国庫に返還させた。
- イ 信用基金回収金に係る交付金相当額を毎年度国庫に返還させることが可能となるよう、27年3月に交付金に係る要綱を改正して返還額の算定等のための基準を定めて信用基金に周知して、交付金相当額2億3980万余円を同月に国庫に返還させた。

第9 経済産業省

不当事項

工 事

(337) 無停電電源設備の蓄電池更新工事の施行に当たり、共通費の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	特許特別会計 (項)事務取扱費
部 局 等	特許庁
工 事 名	無停電電源設備の蓄電池更新工事
工 事 の 概 要	蓄電池が期待寿命を経過した無停電電源設備の性能維持を目的として、蓄電池を更新するもの
契 約 額	151,200,000 円(平成 26 年度)
請 負 人	三菱電機ビルテクノサービス株式会社
契 約	平成 26 年 9 月 一般競争契約
支 払	平成 26 年 11 月
割高となっていた契約額	980 万円(平成 26 年度)

1 工事等の概要

特許庁は、蓄電池が期待寿命を経過した無停電電源設備の性能維持を目的として、平成 26 年 9 月に、無停電電源設備の蓄電池更新工事契約を一般競争契約により、三菱電機ビルテクノサービス株式会社と契約額 151,200,000 円で締結して、蓄電池の更新等の工事(以下「本件工事」という。)を施行している。

特許庁は、本件工事の予定価格の積算に当たり、蓄電池の更新等の直接工事費を、業者から見積りを徴するなどして 111,269,900 円と算定していた。また、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等(以下「共通費」という。)については、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議において統一基準とされた「公共建築工事共通費積算基準」(以下「積算基準」という。)に基づいて計算された共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率の主なものが掲載されている市販の積算参考資料(以下「積算参考資料」という。)を基に、直接工事費に共通仮設費率を乗じて共通仮設費を 3,694,160 円、直接工事費と共通仮設費を合計した純工事費に現場管理費率を乗じて現場管理費を 18,405,746 円、純工事費と現場管理費を合計した工事原価に一般管理費等率を乗じて一般管理費等を 12,870,186 円と算定していた。そして、工事原価と一般管理費等を合計した工事価格に消費税等相当額を加えて工事費を 157,939,191 円と算定していた。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、特許庁において、予定価格の積算内訳書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、特許庁が本件工事の予定価格を積算した26年8月時点より前の同年3月には積算基準が26年版に改定されていたことから、特許庁は、26年版の積算基準を基に共通費を算定すべきであったのに、誤って、この改定に対応していない積算参考資料を用いていた。また、積算基準によれば、共通費は算定式を用いて算定することとされているが、特許庁は、算定式を用いずに、積算参考資料に掲載されている直接工事費等の金額区分別の主な率から、例えば共通仮設費率については、実際の直接工事費が111,269,900円であるのに直接工事費区分「9百万円」の率を選定するなど、実際の直接工事費等の額とは異なる金額に係る率を誤って選定して、共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率をそれぞれ3.32%、16.01%、9.65%として、共通費を算定していた。

したがって、26年版の積算基準に基づいて計算した正しい共通仮設費率1.53%、現場管理費率6.08%及び一般管理費等率9.28%により、共通費を修正計算すると、共通仮設費は1,702,429円、現場管理費は6,868,717円、一般管理費等は11,058,954円となる。そして、これらを含めた工事費の総額は141,372,000円となることから、本件契約額151,200,000円はこれに比べて約980万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、特許庁において、積算基準に対する理解が十分でなかったこと並びに本件工事の予定価格の積算に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

役 務

(338) 委託契約において、委託業務の実施に要しない電気料金を含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)経済産業本省 (項)ものづくり産業振興費(平成19年度は、(項)産業技術振興費)
	(2) エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	経済産業本省
契 約 名	(1) 戦略的技術開発委託費(植物機能を活用した高度モノ作り基盤技術開発/植物利用高付加価値物質製造基盤技術開発に係るもの) (国庫債務負担行為に係るもの)
	(2) エネルギー使用合理化技術開発等(密閉型植物工場を活用した遺伝子組換え植物ものづくり実証研究開発)
契 約 の 概 要	(1) 閉鎖された人工的な環境下における生産に適した植物の開発研究等を行うもの
	(2) 密閉型植物工場を利用した遺伝子組換え植物による物質生産システムの実証開発等を行うもの
契 約 の 相 手 方	独立行政法人産業技術総合研究所(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人産業技術総合研究所)
契 約	(1) 平成19年4月 随意契約

	(2) 平成23年10月、24年4月、25年4月、26年4月	随意契約
支 払	(1) 平成23年5月	
	(2) 平成24年4月、25年4月、26年4月、27年4月	
支 払 額	(1) 797,364,274 円(平成19年度～22年度)	
	(2) 237,189,525 円(平成23年度～26年度)	
	計 1,034,553,799 円	
過大となつてい た支払額	(1) 15,417,446 円(平成19年度～22年度)	
	(2) 2,294,700 円(平成23年度～26年度)	
	計 17,712,146 円	

1 委託業務の概要

経済産業本省(以下「本省」という。)は、平成19年度から22年度までに、「戦略的技術開発委託費(植物機能を活用した高度モノ作り基盤技術開発/植物利用高付加価値植物質製造基盤技術開発に係るもの)(国庫債務負担行為に係るもの)」を、また、23年度から26年度までに、「エネルギー使用合理化技術開発等(密閉型植物工場を活用した遺伝子組換え植物ものづくり実証研究開発)」を、それぞれ独立行政法人産業技術総合研究所(27年4月1日以降は国立研究開発法人産業技術総合研究所。以下「研究所」という。)に委託して実施(以下、委託したこれらの技術開発等を合わせて「委託業務」という。)し、委託費19年度から22年度まで計797,364,274円、23年度から26年度まで計237,189,525円、合計1,034,553,799円を支払っている。

委託業務は、植物による有用物質の生産に必要な基盤技術を開発することを目的として、閉鎖された人工的な環境下における生産に適した植物の開発研究等を実施したものである。

委託契約書によれば、本省は、委託業務が完了して研究所から実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施に要した経費(以下「委託対象経費」という。)の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき額を確定して、精算払により支払うことなどとされている。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、委託対象経費は適切に計上されているかなどに着眼して、本件委託契約を対象として、本省及び研究所において、実績報告書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

研究所は、委託業務を研究所北海道センター(以下「センター」という。)内に設置した密閉型植物工場(以下「植物工場」という。)で実施しており、植物工場分の電気料金19年度から22年度まで計71,122,578円、23年度から26年度まで計16,832,936円、合計87,955,514円を、委託業務の実施に要したとして委託対象経費に計上していた。

センターの電気料金については、電力会社との電気需給契約に基づき、植物工場を含むセンター全体に係る電気料金が毎月請求されており、その請求額は、センター全体の契約電力1,400kWに基本料金単価を乗ずるなどして算出された基本料金及び使用電力量に応じた電力量料金の合計額となっている。

そして、研究所は、前記の植物工場分の電気料金を、月ごとに次の①及び②の金額を合計

するなどして算定していた。

① 植物工場分の基本料金として、センター全体に係る基本料金のうち、委託業務を実施する植物工場分として特定された契約電力 330kW に基本料金単価を乗じて算出した金額 617,100 円

② 植物工場分の電力量料金として、センター全体に係る電気料金の請求額から①の 617,100 円を控除した残額(以下「控除残額」という。)を植物工場とそれ以外の施設との使用電力量の割合で案分するなどして算出した金額

しかし、研究所は、上記の植物工場分の電気料金の算出に当たり、控除残額には植物工場以外の施設分の契約電力 1,070kW に係る基本料金が含まれていたのに、これをセンター全体に係る電気料金の請求額から控除しないなどしていた。このため、控除残額を案分するなどして算定した植物工場分の電気料金には、委託業務の実施に要しない植物工場以外の施設分の基本料金の一部が含まれていた。

したがって、委託業務の実施に要しない電気料金を委託対象経費に計上しないこととして適正な委託費を算定すると、19年度から22年度まで計 781,946,828 円、23年度から26年度まで計 234,894,825 円、合計 1,016,841,653 円となり、前記の委託費支払額 19年度から22年度まで計 797,364,274 円、23年度から26年度まで計 237,189,525 円、合計 1,034,553,799 円との差額 17,712,146 円が過大に支払われていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において委託対象経費の算定についての理解が十分でなかったこと、本省において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

- (339) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (343)

所管、会計名及び科目	経済産業省所管 一般会計 (組織) 経済産業本省 (項) コンテンツ産業強化費 (組織) 資源エネルギー庁 (項) 東日本大震災復旧・復興電力需要抑制対策費 (組織) 中小企業庁 (項) 経営革新・創業促進費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項) エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	経済産業本省、資源エネルギー庁、2 経済産業局
補助の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	5 会社等(3 会社)
間接補助事業者(事業主体)	2 会社

補助事業	次世代エネルギー・社会システム実証事業、自家発電設備導入促進事業等
事業費の合計	267,256,080 円
補助対象事業費の合計	228,428,338 円
上記に対する国庫補助金交付額の合計	129,361,055 円
不当と認める補助対象事業費の合計	98,419,962 円
不当と認める国庫補助金相当額の合計	57,336,132 円

1 補助金等の概要

経済産業省所管の補助事業は、企業、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、17 道府県、46 市町村及び 894 会社等において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、5 会社が事業主体となって実施した次世代エネルギー・社会システム実証事業、自家発電設備導入促進事業等に係る国庫補助金 57,336,132 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 補助の対象とならないもの

2 件 不当と認める国庫補助金 47,134,775 円

(2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

2 件 不当と認める国庫補助金 8,864,357 円

(3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 1,337,000 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助の対象とならないもの 2 件 不当と認める国庫補助金 47,134,775 円

次世代エネルギー・社会システム実証事業の実施に当たり、補助金の交付決定前に事業を実施していて補助の対象とならないもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 40,064,758 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(339) 資源エネルギー庁	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 (東京都豊島区)	三菱電機株式会社 (東京都千代田区)	次世代エネルギー・社会システム実証	24	145,092 (120,314)	80,209	60,097	40,064

この補助事業は、次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金の交付を受けた一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(以下「協議会」という。)が、再生可能エネルギーを効率的に活用するエネルギーマネジメントシステムを構築することなどにより産業競争力の強化を図ることを目的として、地域において同システムの実証等を行う事業主体に対して、これに要する経費を補助するものである。事業主体は、平成24年度に、電力会社等からの節電要請に対する一般家庭の行動に関する実証に要したとする事業費145,092,944円(補助対象事業費120,314,980円)に対して、国庫補助金80,209,986円の交付を受けていた。

協議会が経済産業省の補助事業事務処理マニュアルに準拠して作成した本件補助事業に係る公募要領によれば、協議会が補助金の交付決定を通知する前に事業主体が発注等を完了させた設備等は、補助金の交付対象にはならないこととされている。

しかし、事業主体は、ソフトウェア開発等の10契約に係る経費84,875,101円について、24年5月の交付決定より後に発注を行ったとして、実績報告書において本件事業に要した経費に含めていたが、実際には補助金の交付決定より前に発注を行っており、一部の契約では作業等を履行させており、上記の10契約に係る経費は補助の対象とならないものであった。

したがって、補助の対象とならない上記の経費を除いて、適正な補助対象事業費を算定すると60,217,843円となり、前記の補助対象事業費120,314,980円との差額60,097,137円が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額40,064,758円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する理解が十分でなかったこと、協議会において事業主体に対する指導並びに実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

自家発電設備導入促進事業の補助対象事業費に、補助事業期間終了後に購入した燃料費を含めるなどしていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 7,070,017円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(340) 北海道経済産業局	株式会社知床ランドホテル (北海道斜里郡斜里町) (事業主体)	—	自家発電設備導入促進	24	22,446 (21,377)	10,688	14,140	7,070

この補助事業は、電力需給がひっ迫する、又はひっ迫するおそれがある地域において、電気の供給力を強化し、もって電力需給状況の安定化に資することを目的として、事業主体が休止している自家発電設備の再稼働を行ったものである。

本件補助事業に係る交付要綱等によれば、補助対象経費は、自家発電設備で発電した電気を自家消費する目的で、休止している自家発電設備を再稼働した場合の稼働に要した燃料費とされている。

事業主体は、それまで休止していた自家発電設備を再稼働させて、補助事業期間中にA重油270,000Lの燃料費を要したとして事業費計22,446,000円(補助対象事業費計21,377,142円)に対して国庫補助金計10,688,571円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記の補助対象事業費に、補助事業期間終了後に購入したA重油36,000Lに係る燃料費を含めたり、補助の対象とならない温水を生産するボイラーを運転するために要したA重油133,473Lに係る燃料費を含めたりするなどしていた。

したがって、適正な補助対象事業費を算定すると計7,237,107円となり、前記の補助対象事業費計21,377,142円との差額14,140,035円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額7,070,017円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、北海道経済産業局において事業主体に対する指導、実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

2件 不当と認める国庫補助金 8,864,357円

自家発電設備導入促進事業の補助対象事業費の算定に当たり、電気の供給量を誤って転記したため、補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 5,473,881円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(341) 北海道経済産業局	日本製紙株式会社 (東京都千代田区) (事業主体)	—	自家発電設備導入促進	24	48,671 (46,353)	15,451	16,421	5,473

この補助事業は、電力需給がひっ迫する、又はひっ迫するおそれがある地域において、電気の供給力を強化し、もって電力需給状況の安定化に資することを目的として、事業主体が自家発電設備の増出力により電気事業者に電気の供給を行ったものである。

本件補助事業に係る交付要綱等によれば、補助対象経費は、電気事業者に電気を供給するための発電に要した燃料費であって、平成22年7月から9月までの平均発電実績と比較して増加した電気の供給量に係る燃料費とされている。

事業主体は、北海道工場旭川事業所において、石炭及びC重油により増出力した電気の供給量から算出した燃料費に係る事業費計48,671,178円(補助対象事業費計46,353,502円)を対象として国庫補助金計15,451,167円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は実績報告書を作成するに当たり、C重油による実際の電気の供給量は490,212kWhであったのに、石炭による電気の供給量1,045,584kWhを誤って転記していた。

したがって、上記のC重油による電気の供給量490,212kWhを用いて適正な補助対象事業費を算定すると計29,931,858円となり、前記の補助対象事業費計46,353,502円との差額16,421,644円が過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額5,473,881円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助対象事業費の算定に当たり確認が十分でなかったこと、北海道経済産業局において事業主体に対する指導、実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

補助事業に使用しなかった機器の購入代金を含めていたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,390,476円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(342) 中部経済産業局	株式会社日本海殖産興業 (石川県金沢市) (事業主体)	—	事業化・市場化支援	22	17,825 (16,976)	11,317	5,085	3,390

この補助事業は、中小企業の新たな事業活動の促進を図ることなどを目的として、事業の分野を異にする2以上の中小企業者が「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成11年法律第18号)に基づく主務大臣の認定を受けた計画に従って新たな事業活動を実施する場合に、その代表者に対して、必要な経費の一部を補助するものである。事業主体は、配送業務において配送先の在宅・不在の情報を蓄積して効率的な配送ルートを作成するシステムを開発して販売する事業に係る計画について上記の認定を受け、この計画に基づき、上記のシステムを組み込んだナビゲーション端末機器(以下「端末」という。)を実際に使用してデータを採取するなどの実証試験等を事業費17,825,200円(補助対象事業費16,976,379円)で実施したとして中部経済産業局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金11,317,331円の交付を受けていた。そして、事業主体は、上記のシステムの販売先として想定される複数の企業に端末を貸し出すなどして上記の実証試験を7日間で実施することとし、このために80台の端末が必要であるとしていた。

しかし、事業主体は、実証試験に必要であるとして購入して貸し出した端末のうち30台について、貸出先の企業から7日間では期間が短く対応できないとして使用されないまま返却されており、補助事業に使用していなかったのに、この購入代金5,085,714円を補助対象事業費に含めていた。

したがって、上記の補助事業に使用していなかった端末30台の購入代金5,085,714円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額3,390,476円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、中部経済産業局において実績報告書等の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,337,000円

コンテンツ海外展開等促進基金を用いた事業の実施に当たり、助成金の交付決定前に事業を実施して助成の対象とならないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,337,000円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(343) 経済産業本省	特定非営利活動法人映像産業振興機構 (東京都中央区)	株式会社オン・ザ・ライン (東京都港区)	コンテンツ海外展開等促進	25	33,220 (23,406)	11,694	2,675	1,337

この補助事業は、日本の映像素材等の海外発信に対する総合的な支援を実施することにより、関連産業の海外展開の拡大や観光等の促進につなげることを目的として、平成24年度に、特定非営利活動法人映像産業振興機構(以下「機構」という。)が、経済産業省からコンテンツ海外展開等促進事業費補助金の交付を受けるとともに、総務省から情報通信利用促進支援事業費補助金の交付を受けて、コンテンツ海外展開等促進基金(以下「基金」という。)を造成したものである。

機構は、コンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付要綱(平成25年財情第7号)等に基づき、プロモーション(PRイベントの開催等)等を行う事業主体に対して、事業の実施に必要な経費の一部を対象にコンテンツ海外展開等促進事業助成金(以下「助成金」という。)を基金を取り崩して交付している。

機構が経済産業省の補助事業事務処理マニュアルに準拠して作成した助成金事務処理マニュアルによれば、機構の交付決定以降に事業主体の発注が行われ、実績報告書の提出日までに支払が行われたものに係る経費を助成の対象とすることとされている。

事業主体は、25年11月5日に機構から助成金の交付決定を受けて、日本をテーマにしたコンサートを海外で開催するプロモーション3件を事業費計33,220,758円(助成対象事業費計23,406,335円)で実施したとしていた。そして、事業主体は、事業完了後に実績報告書を機構に提出し、機構は、その内容を審査し、基金のうち、経済産業省からの国庫補助金による造成部分を取り崩して助成金計11,694,000円を交付していた。

しかし、事業主体は、実際には、3件の助成事業に伴う宿泊、渡航等のために必要な発注及びこれらに係る経費計2,675,432円の支払を助成金の交付決定より前に行っていたにもかかわらず、当該経費を助成対象事業費に含めていた。そして、宿泊費等に係る領収書等の写しの日付を交付決定後の日付に改ざんし、これらを実績報告書に添付して機構に提出していた。

したがって、交付決定より前に発注及び支払を行っていたものに係る経費計2,675,432円は助成の対象とはならず、取り崩された基金1,337,000円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において助成事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、機構において事業主体に対する指導が十分でなかったこと、経済産業省において機構に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 自家発電設備導入促進事業等について、事業効果について改めて検証を行うとともに、将来電力需給のひっ迫等に対する緊急措置的な事業を実施する場合に備えて、事業効果を把握して検証する方法についての知見を蓄積して、これを制度設計に活用する方法を検討するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)地域経済活性化対策費 (組織)資源エネルギー庁 (項)東日本大震災復旧・復興電力需要抑制対策費 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	資源エネルギー庁、8 経済産業局
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	173 民間団体等(平成 23、24 両年度)
間接補助事業者 (事業主体)	68 民間団体等(平成 25 年度)
補助事業	自家発電設備導入促進事業(平成 23、24 両年度) 自家発電設備導入緊急対策事業(平成 24 年度) 分散型電源導入促進事業(平成 25 年度)

補助事業の概要	電力需給がひっ迫する、又はひっ迫するおそれがある地域において、電気の供給力を強化し、電力需給状況の安定化に資することを目的として、民間団体等が電気事業者への電気の供給又は自家消費のために、重油、ガス、石炭等を燃料として使用する自家発電設備の新増設・増出力、休止・廃止設備の再稼働を行う場合に必要な費用について補助するものなど	
検査の対象とした事業件数及びこれに対する国庫補助金交付額	314 件	278 億 6915 万余円(平成 23 年度～25 年度)
事業の実施期間中の自家発電設備の運転状況が低調となっている自家発電設備の導入に係る事業件数及び国庫補助金交付額(1)	76 件	54 億 6300 万円(平成 23 年度～25 年度)
事業の終了後の自家発電設備の運転状況が低調となっている自家発電設備の導入に係る事業件数及び国庫補助金交付額(2)	73 件	51 億 7598 万円(平成 23 年度～25 年度)
増出力に必ずしも当たらない発電に要した燃料費が補助対象事業費に含まれるなどしている事業件数及び国庫補助金交付額(3)	19 件	34 億 2838 万円(平成 23 年度～25 年度)
増出力対象時間帯における増出力量がそれ以外の時間帯の増出力量に比べて少なくなっている事業件数及び国庫補助金交付額(4)	15 件	21 億 1375 万円(平成 24、25 両年度)
(1)から(4)までの純計		100 億 4835 万円(背景金額)(平成 23 年度～25 年度)

(前掲 427 ページの「自家発電設備導入促進事業の補助対象事業費に、補助事業期間終了後に購入した燃料費を含めるなどしていたもの」及び 428 ページの「自家発電設備導入促進事業の補助対象事業費の算定に当たり、電気の供給量を誤って転記したため、補助対象事業費を過大に精算していたもの」参照)

【意見を表示したものの全文】

自家発電設備導入促進事業等の効果の把握について

(平成27年10月22日付け 資源エネルギー庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 自家発電設備導入促進事業等の概要

貴庁は、平成23年度以降に、東日本大震災の影響等によって電力需給がひっ迫する、又はひっ迫するおそれがある地域^(注1)において、電気の供給力を強化し、電力需給状況の安定化に資することを目的として、民間団体等が電気事業者への電気の供給(以下「売電」という。)又は自家消費のために、重油、ガス、石炭等を燃料として使用する自家発電設備の新增設・増出力、休止・廃止設備の再稼働を行う場合に必要な費用の2分の1以内又は3分の1以内を補助するなどの自家発電設備導入促進事業等(以下「自家発電事業」という。)を実施している。

自家発電事業には、自家発電設備の新增設等を行う場合に必要な設備の購入費等を補助する事業(以下「設備補助」という。)と、増出力等を行った自家発電設備に要した燃料費について補助する事業(以下「燃料費補助」という。)とがある。

(注1) 電力需給がひっ迫する、又はひっ迫するおそれがある地域 次式で示される電力の供給予備率が、安定的な電力供給に最低限必要とされる3%に満たない又はその可能性がある地域

$$\text{供給予備率(\%)} = \frac{\text{ピーク時供給電力} - \text{予想最大電力}}{\text{予想最大電力}} \times 100$$

(2) 事業の執行体制及び予算の執行

貴庁は、23、24両年度において、国の歳出予算により自家発電事業を行うこととして、8経済産業局^(注2)が自家発電事業を実施する民間団体等(以下「事業主体」という。)の公募、選定等の業務を行っていた。その後、貴庁は、25年度に、30年3月末までを期限とした取崩し型の基金(80億円)を分散型電源導入促進事業費補助金(うち自家発電設備導入促進事業)により造成することとして、同基金の管理団体を公募により選定するとともに、別の公募により選定した民間事業者に、事業主体の公募、選定等の業務を行わせている。

(注2) 8経済産業局 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州各経済産業局

自家発電事業の23年度から26年度までの執行額は、表1のとおり、国の歳出予算により直接執行された額計250億7656万余円、基金により執行された額計57億7003万余円、合計308億4659万余円となっており、基金の26年度末残高は22億2996万余円となっている。

表1 自家発電事業の予算の執行状況

(単位：千円)

執行年度	予算等	会計名等	科目(項)(目)	国の予算により直接執行された額	基金により執行された額	年度末時点の基金残額		
平成23	平成23年度特別会計第1次補正予算	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)	(項)エネルギー需給構造高度化対策費 (目)エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金	7,348,559				
	平成23年度一般会計第3次補正予算	一般会計	(項)東日本大震災復旧・復興電力需要抑制対策費 (目)電力需要抑制対策事業費補助金	3,017,235				
24	平成23年度一般会計第3次補正予算(繰越し分)	一般会計	(項)東日本大震災復旧・復興電力需要抑制対策費 (目)電力需要抑制対策事業費補助金	14,443,757				
	平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費	一般会計	(項)地域経済活性化対策費 (目)自家発電設備導入緊急対策費補助金	220,010				
25	平成23年度一般会計第3次補正予算(繰越し分)	一般会計	(項)東日本大震災復旧・復興電力需要抑制対策費 (目)電力需要抑制対策事業費補助金	46,999				
	平成25年度特別会計予算	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)	(項)エネルギー需給構造高度化対策費 (目)エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金	(8,000,000) <基金造成> (C)			4,501,137	3,498,862
26							1,268,894	2,229,967 (C) - (B)
計				25,076,562 (A) (8,000,000)			5,770,032 (B)	
執行額の合計							30,846,594 (A) + (B)	

そして、自家発電事業は、電力供給が逼迫するおそれがあると考えられた地域を選定するなどして、表2のとおり、23年度から26年度までに計12回公募によって実施されてきた。

表2 自家発電事業の実施地域、公募等の状況

年度	事業実施回数	予算等	実施時期	自家発電事業の実施地域	公募期間	事業の実施期間
平成23	1	平成23年度特別会計第1次補正予算	夏期及び冬期	東北、東京両電力管内	23年5月6日～5月23日	交付決定日～24年2月29日
	2	平成23年度一般会計第3次補正予算	冬期	沖縄県を除く。	23年11月1日～11月22日	～24年3月30日
	3	平成23年度一般会計第3次補正予算(二次募集)	冬期	同上	23年11月29日～12月16日	～24年3月30日
24	4	平成23年度一般会計第3次補正予算(繰越し分)	夏期及び冬期	同上	24年2月29日～3月30日	～25年3月29日
	5	平成23年度一般会計第3次補正予算(繰越し分、二次募集)	夏期及び冬期	同上	24年5月25日～6月29日	～25年3月29日
	6	平成23年度一般会計第3次補正予算(繰越し分、三次募集)	冬期	北海道電力管内	24年8月28日～10月12日	～25年3月29日
	7	平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費	冬期	同上	24年11月30日～12月14日	～25年3月29日
	8	平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費(二次募集)	冬期	北海道、中部、北陸、関西、中国、四国及び九州各電力管内	25年1月28日～2月22日	～25年3月29日
25	9	平成25年度特別会計予算(基金事業)	夏期及び冬期	沖縄県を除く。	25年5月16日～6月6日	～26年3月31日
	10	平成25年度特別会計予算(基金事業、二次公募)	冬期	北海道電力管内	25年10月15日～12月6日	～26年3月31日
26	11	平成25年度特別会計予算(基金事業)	夏期	中部、北陸、関西、中国、四国及び九州各電力管内	①26年5月16日～6月6日 ②26年6月9日～7月10日	～26年9月30日
	12	平成25年度特別会計予算(基金事業、二次公募)	冬期	北海道電力管内	①26年10月14日～11月4日 ②26年11月5日～11月20日	～27年3月31日

(3) 交付要綱等の内容

貴庁は、自家発電事業の実施に当たり、自家発電設備導入促進事業費補助金交付要綱(平成23・05・10財資第6号経済産業大臣制定)等(以下「要綱等」という。)を定めており、公募の都度、その時点における電力需給のひっ迫の状況に応じて、要綱等において、増出力の対象、売電を行う時間帯の対象範囲等の交付要件等を変更してきている。

そして、貴庁は、要綱等において、設備補助及び燃料費補助について次のように定めている。

(ア) 設備補助においては、自家発電事業の実施期間中に自家発電設備を最大限の日数で運転することとなっているほか、自家発電設備を新增設(以下「自家発電設備の導入」という。)する場合には、自家発電事業の終了後も導入した設備を効果的に運用することが求められている。

(イ) 燃料費補助においては、過去の一定期間(以下「基準期間」という。)の稼働実績と比較して増出力した電力量に要した燃料費を補助対象事業費とすることとしている。また、24年度以降については、冬期の一部地域を除き、9時から20時までなどの時間帯(以下「増出力対象時間帯」という。)に自家発電設備を増出力することとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

自家発電事業は、東日本大震災を契機として発生した電力需給のひっ迫等に対応するために国が執った緊急措置の一環として実施されたものであり、これまでに多額の国費が投入されている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、自家発電事業について、電気の供給力の強化又は電力需給状況の安定化に資する事業となっているか、事業を継続して実施するに当たり、実施済みの事業の効果を十分に把握して検証を行い、その結果を翌年度以降の事業に反映させているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、23年度から25年度までに191事業主体が実施した自家発電事業314件(国庫補助金交付額計278億6915万余円)を対象として、貴庁、6経済産業局及び107事業主体において事業に係る実績報告書等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、^(注3)それ以外の84事業主体から自家発電設備の運転状況等に関する調書の提出を受けて、その内容を分析するなどして検査した。

(注3) 6経済産業局 北海道、東北、関東、中部、近畿、九州各経済産業局

(検査の結果)

検査したところ、23年度から25年度までの電力需要のピーク期間である夏期及び冬期それぞれの期間に自家発電事業が実施されたことにより、各年度における電力が最小25万kW、最大114万kWの範囲で増加したことに伴って、供給予備率が最小0.1ポイント、最大1.8ポイントの範囲で向上している一方で、次のような事態が見受けられた。

(1) 設備補助における事業の実施期間中の自家発電設備の運転状況

自家発電設備の導入については、前記のとおり、要綱等において、自家発電事業の実施期間中に自家発電設備を最大限の日数で運転することとなっている。

しかし、自家発電設備の導入を補助の対象とした76事業主体に係る76件(国庫補助金交付額計54億6300万余円)における電力需要の夏期のピーク期間の7月から9月までの約90日間、又は、冬期のピーク期間の12月から翌年3月までの約120日間に対する平均運転日数をみたところ、自家発電設備の導入期限が電力需要のピーク期間の最終月とされていたため、表3のとおり、それぞれ33.6日(稼働率36.4%)、24.0日(稼働率19.7%)にとどまっており、運転日数が10日に達していなかった自家発電事業が21件(国庫補助金交付額計13億5483万余円)あった。

表3 事業の実施期間中の自家発電設備の運転状況

年度	夏期又は冬期のピーク期間 (ピーク期間日数) (A)	自家発電設備の導入						休止・廃止設備の改修				
		事業主体数 (事業件数)	国庫補助金 交付額 (千円)	平均運転 日数(日) (B)	稼働率 (%) (B/A)	うち運転日数が10日未満 のもの		事業主体数 (事業件数)	国庫補助金 交付額 (千円)	平均運 転日数 (日) (C)	稼働率 (%) (C/A)	
						事業件 数	国庫補助金 交付額 (千円)					
平成 23	7月～9月(92日間)	36(36)	3,858,224	34.1	37.0	10	1,015,269	3.0	7(7)	840,842	60.5	65.7
	12月～翌3月(122日間)			12.7	10.4			2.4			31.0	25.4
	12月～翌2月(91日間)			63.0	69.2			—			—	—
24	7月～9月(92日間)	25(25)	1,127,480	33.5	36.4	9	311,158	5.7	25(25)	860,397	61.2	66.5
	12月～翌3月(121日間)			28.4	23.4			3.2			98.6	81.4
25	7月～9月(92日間)	15(15)	477,302	28.0	30.4	2	28,410	0.0	7(8)	103,956	54.0	58.6
	12月～翌3月(121日間)			29.3	24.2			4.0			106.1	87.6
計 (又は平均)	7月～9月	76(76)	5,463,007	33.6	36.4	21	1,354,837	4.0	32(40)	1,805,196	59.9	65.0
	12月～翌3月			24.0	19.7			2.8			97.7	80.7
	12月～翌2月			63.0	69.2			—			—	—

注(1) 複数の事業を実施している事業主体があるので重複を控除している。
 注(2) 夏期、冬期の両ピーク期間を通じて事業を実施している事業主体があるので両ピーク期間のうち稼働率の高いピーク期間を集計の対象としている。
 注(3) 平成23年度の冬期は、事業の終期が2月末までの事業と3月末までの事業とがある。

一方、休止・廃止設備を改修して再稼働するなどの場合の平均運転日数は59.9日(稼働率65.0%)、97.7日(稼働率80.7%)となっていた。

(2) 自家発電事業により導入された自家発電設備の自家発電事業の終了後の運転状況

自家発電設備の導入については、前記のとおり、自家発電事業の終了後も導入した設備を効果的に運用することが求められている。

しかし、前記76件のうち事業終了後の運転記録が保管されていないなどのため実績が確認できなかった3件を除く73件(国庫補助金交付額計5億7598万余円)について、自家発電事業の終了後の自家発電設備の運転状況をみると、表4のとおり、稼働率は平均32.6%にとどまっていた。また、20事業主体に係る20件(国庫補助金交付額計5億7653万余円)においては稼働率が10%未満となっており、19事業主体に係る19件(国庫補助金交付額計5億5819万余円)においては自家発電設備が全く運転されていない状況となっていた。

表4 事業の終了後の自家発電設備の運転状況

事業実施年度	事業主体数 (事業件数)	国庫補助金交 付額(千円)	26年度末までの 各ピーク期間の合 計日数に対する運 転日数の割合(稼 働率)の平均(%)	ピーク期間に対する運転日数 の割合が10%未満の事業		全く運転されていない事業	
				事業主体数 (事業件数)	国庫補助金交 付額(千円)	事業主体数 (事業件数)	国庫補助金交 付額(千円)
平成 23	34(34)	3,820,446	26.3	13(13)	412,415	13(13)	412,415
24	24(24)	878,234	32.0	6(6)	151,842	5(5)	133,502
25	15(15)	477,302	47.8	1(1)	12,280	1(1)	12,280
計	73(73)	5,175,983	32.6	20(20)	576,538	19(19)	558,198

そして、上記の全く運転されていない自家発電設備19件には、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)等に基づき、通常は停電時以外は運転が認められていないが、電気事業者

による使用電力削減要請がなされたこととみなされた23年7月から9月までの間だけ停電時以外にも運転が認められたことから補助の対象となった非常用自家発電設備が10件(国庫補助金交付額計3億3724万余円)含まれていた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

事業主体Aは、平成23年度に、大気汚染防止法等に基づき、23年7月から9月までの間だけ停電時以外の運転が認められた非常用自家発電設備を設置して自家消費することで電力需要を抑制するとして非常用自家発電設備を設置して、5277万余円の国庫補助金の交付を受けていた。

上記の非常用自家発電設備は、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づき停電時に必要となる需要設備に電気を供給するために既に設置されていた非常用自家発電設備とは異なり、一般の需要設備にしか電気を供給することができない設備であった。

このため、本件非常用自家発電設備は、大気汚染防止法等により、停電時以外の運転が認められた期間を過ぎた23年10月以降は使用できないこととなっており、自家発電事業の終了後は全く運転されない状況となっていた。

しかし、停電時に必要となる需要設備に電気を供給するために設置された非常用自家発電設備(以下「法定発電機」という。)は、一定規模の建物であれば設置が義務付けられており多数設置されている。よって、これらの法定発電機から一般の需要設備に対しても電気を供給できるよう配線等を変更する費用を補助対象経費としていれば、事業の実施期間中に電力需要を抑制できるとともに、事業終了後も引き続き法定発電機として停電時に使用されるものであると認められた。

(3) 燃料費補助における増出力の算定方法

前記のとおり、自家発電事業は23年度から26年度までの間に計12回の公募によって実施されており、貴庁はその都度増出力の対象等の交付要件等を変更してきており、燃料費補助では、基準期間の稼働実績と比較して増出力した電力量に要した燃料費を補助対象事業費とすることとしていた。

しかし、貴庁は増出力の比較対象となる基準期間における稼働実績の算定方法を要綱等に明確に示していなかったため、表5のとおり、燃料費補助により事業を実施した116事業主体に係る235件(国庫補助金交付額計226億6850万余円)をみたところ、9事業主体が実施した19件(国庫補助金交付額計34億2838万余円)において、増出力に必ずしも当たらない発電に要した燃料費が補助対象事業費に含まれるなどしていた。

表5 増出力に必ずしも当たらない発電に要した燃料費が補助対象事業費に含まれるなどしていた事業

年 度	事業主体数 (事業件数)	国庫補助金交付額 (千円)	左のうち、増出力に必ずしも当たらない発電に要した燃料費が補助対象事業費に含まれるなどしていた事業	
			事業主体数 (事業件数)	国庫補助金交付額 (千円)
平成23	51(52)	7,683,850	6(6)	1,385,915
24	107(118)	11,921,163	9(9)	1,739,703
25	52(65)	3,063,494	4(4)	302,767
計	116(235)	22,668,508	9(19)	3,428,385

(注) 複数の事業を実施している事業主体があるので重複を控除している。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

事業主体Bは、平成24年4月27日から24年9月30日までの間に、基準期間の稼働実績である1時間当たり供給量951kWに対して、4,546kWを増出力して5,497kWを売電したとする実績報告書を提出して、4948万余円の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、増出力の比較対象となる基準期間における稼働実績の算定方法が、基準期間における供給量を、基準期間において売電を行った376.5時間で除すのか、暦日数に24時間を乗じた2,208時間で除すのか、要綱等において明確に示されていなかったため、Bは前者(2,786kW)ではなく、後者(951kW)を稼働実績としていた。このため、増出力したとする電力が大きく算定されており、自家発電事業によって実質的に増出力に寄与していたのは、上記5,497kWから2,786kWを控除した2,711kWであった。

(4) 増出力対象時間帯における増出力量の状況

燃料費補助の実施に当たっては、前記のとおり、24年度以降、要綱等において、冬期の一部地域を除き、増出力対象時間帯に自家発電設備を増出力することとなっている。

しかし、増出力対象時間帯が指定されている99事業主体に係る152件(国庫補助金交付額計139億1844万余円)をみたところ、10事業主体に係る15件(国庫補助金交付額計21億1375万余円)において、事業主体が自家発電事業を実施する以前から売電契約を締結して、増出力を行う十分な余力がなかったため、表6のとおり、増出力対象時間帯の増出力量がそれ以外の時間帯の増出力量に比べて少なくなっており、補助の対象となった燃料費の多くが増出力対象時間帯の増出力に使用されたことにはなっていなかった。

表6 増出力対象時間帯における増出力量がそれ以外の時間帯の増出力量に比べて少なくなっている事業

年 度	事業主体数 (事業件数)	国庫補助金交 付額(千円)	左のうち、「増出力対象時間帯における増出力量<増出力対象時間帯以外の時間帯にお ける増出力量」となっている事業主体数(事業件数)				
			国庫補助金交 付額(千円)	増出力対象時間帯 における増出力量 (kWh) (A)	増出力対象時間帯以 外の時間帯にお ける増出力量(kWh) (B)	全増出力量に対する 増出力対象時間帯に おける増出力量の割 合(%) $\frac{(A)}{(A)+(B)} \times 100$	
平成 24	86(88)	10,863,818	9(9)	1,843,700	27,123,324	233,747,030	10.3
25	51(64)	3,054,623	6(6)	270,054	41,689,276	232,332,568	15.2
計	99(152)	13,918,441	10(15)	2,113,755	68,812,600	466,079,598	12.8

(注) 複数の事業を実施している事業主体があるので重複を控除している。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例3＞

事業主体Cは、平成24年4月27日から25年3月29日までの間に、基準期間の稼働実績である1時間当たり供給量6,634kWに対して、7,871kWを増出力して売電したとする実績報告書を提出して、2億3439万余円の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、上記の1時間当たり供給量6,634kWは1日の平均値であり、増出力対象時間帯に限ると1時間当たり12,385kWを売電していたことから、増出力対象時間帯に増出力できる余力がほとんどない状態であった。そのため、電力需要のピークとなる7月から9月までの増出力対象時間帯における増出力量は、補助の対象となった増出力量の14.1%に過ぎなかった。

(5) 自家発電事業の事業効果の把握状況等

貴庁は、自家発電事業を継続して実施するに当たり、上記のように事業効果が十分に発現しているとは認められない事態が見受けられたのに、事業の効果を把握することとしていなかった。そのため、自家発電事業の事業効果について十分な検証を行っておらず、導入した自家発電設備の稼働率を上げるための方策や実態を踏まえた要綱等の見直しを検討するなどして翌年度以降の事業に反映させることとしていなかった。

(改善を必要とする事態)

自家発電事業については、自家発電事業の実施期間中の自家発電設備の運転状況が低調となっていたり、非常用自家発電設備も含めた自家発電事業の終了後の自家発電設備の運転状況が低調となっていたり、増出力に必ずしも当たらない発電に要した燃料費が補助対象事業費に含まれるなどしていたり、増出力対象時間帯における増出力量がそれ以外の時間帯の増出力量に比べて少なくなっていたりする事態が見受けられた。その背景には、自家発電事業が、国の緊急措置の一環として、東日本大震災を契機として発生した電力需給のひっ迫等に対応するために、電力の確保・安定供給を最優先に実施されたものであり、事業の制度設計に多くの時間をかけることができなかった状況があったと思われる。このような状況においては、事業実施中における検証とそれに基づく見直しがより重要であるにもかかわらず、実施済みの事業の効果を把握した上で検証して、翌年度以降の事業にその検証結果を十分に反映させないまま事業を継続してきた事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、自家発電事業を継続するに当たり、実施済みの事業の効果を十分に把握した上で検証する方法についての検討が十分でなく、翌年度以降の事業に検証した結果を反映させることとしていないことによると認められる。

3 本院が表示する意見

電力の需給状況は、自家発電事業が開始された当時の厳しい状況に比べて改善されているが、貴庁は、今後も自家発電事業も含めた電力需給のひっ迫等に対する緊急措置的な事業を実施する必要に迫られる可能性がある。

については、貴庁において、自家発電事業について、事業効果について改めて検証を行うとともに、将来同様の緊急措置的な事業を実施する場合に備えて、事業効果を把握して検証する方法についての知見を蓄積して、これを制度設計に活用する方法を検討するよう意見を表示する。

- (2) コンテンツ緊急電子化事業により電子化された書籍のうち配信されていない書籍について、著作権者の許諾を得るようにさせたり、配信するための技術的な修正を完了させたりして、配信が可能な状態にすることにより、電子書籍の流通の促進が図られるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)東日本大震災復旧・復興地域経済活性化対策費
部 局 等	経済産業本省
補助の根拠	予算補助

補助事業者	一般社団法人日本出版インフラセンター	
補助事業	被災地域販路開拓支援事業(コンテンツ緊急電子化事業)	
補助事業の概要	東北関連情報の発信、東日本大震災の被災地域における知へのアクセス向上及び被災地域における新規事業の創出を促進して、持続的な復興及び振興や我が国全体の経済回復を目的として、電子書籍の流通の促進に適切な形式による書籍等の電子化等を行う事業	
電子化された書籍数及び国庫補助金交付額	64,833 件	9 億 8646 万余円(平成 23、24 両年度)
上記のうち配信が可能な状態にならなかった書籍数及び国庫補助金交付額	1,687 件	5602 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

コンテンツ緊急電子化事業により電子化された書籍について

(平成 27 年 10 月 2 日付け 経済産業大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 コンテンツ緊急電子化事業の概要等

(1) コンテンツ緊急電子化事業の概要

貴省は、平成 23、24 両年度に地域経済産業活性化対策費補助金(被災地域販路開拓支援事業(コンテンツ緊急電子化事業))交付要綱(平成 23・11・21 財情第 2 号)等に基づき、東北関連情報の発信、東日本大震災の被災地域(以下「被災地域」という。)における知へのアクセスの向上及び被災地域における新規事業の創出を促進して、持続的な復興及び振興や我が国全体の経済回復を図ることを目的として、電子書籍の流通の促進に適切な形式による書籍等の電子化等を行う事業(以下「コンテンツ緊急電子化事業」という。)を実施している。

貴省は、コンテンツ緊急電子化事業の実施に当たり、平成 23 年度「被災地域販路開拓支援事業(コンテンツ緊急電子化事業)」に係る補助事業募集要領に基づき補助事業者を募集して、一般社団法人日本出版インフラセンター(以下「センター」という。)を補助事業者として選定し、センターに対して事業を実施するための経費の一部として国庫補助金を交付している。

そして、センターは、上記の要領に基づき、コンテンツ緊急電子化事業のうち書籍を電子化する作業(以下「電子化作業」という。)等の業務を、被災地域で電子化作業を行うことなどの要件を満たした業者に委託している。

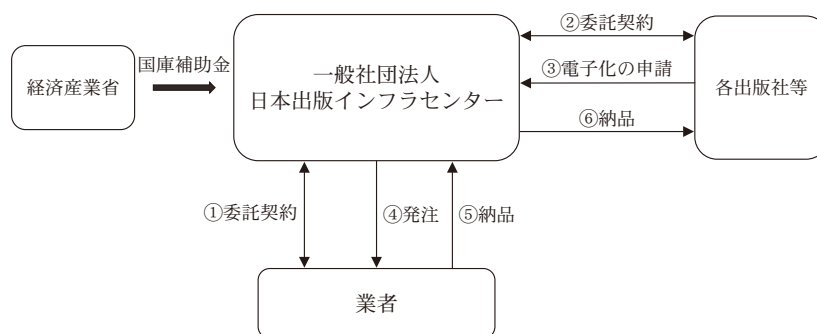
また、センターは、有識者委員会において、被災地域の持続的な復興及び振興や我が国全体の経済回復に資する書籍等を選定するための方針を定めている。そして、24 年度にコンテンツ緊急電子化事業により電子化された書籍は 64,833 件に上っている。

(2) コンテンツ緊急電子化事業の事務手続の概要

コンテンツ緊急電子化事業の事務手続の概要は、次のとおりとなっている(図参照)。

- (ア) センターは書籍の電子化を希望する各出版社等との間で電子化作業等に関する委託契約を締結し、各出版社等は同契約に基づいて電子化の申請を行う。
- (イ) センターは各出版社等から前記の方針に基づいて申請のあった書籍について業者に電子化作業の指示を行う。
- (ウ) センターは、業者との間で締結した委託契約に基づいて、業者から納品された電子化された書籍が仕様書どおりに制作されているか検査を行う。

図 コンテンツ緊急電子化事業の事務手続の概要



2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

コンテンツ緊急電子化事業は、電子化作業を事業の対象としているが、電子書籍の流通の促進が図られるよう実施されていることから、電子化された書籍の配信が可能な状態にすることが重要である。

そこで、本院は、有効性等の観点から、コンテンツ緊急電子化事業により電子化された書籍の配信が可能な状態になっているかなどに着眼して、前記の電子化された書籍 64,833 件（事業費 18 億 5289 万余円、国庫補助金交付額 9 億 8646 万余円）を対象として、貴省本省及びセンターにおいて、交付申請書、実績報告書等の書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴省及びセンターは、コンテンツ緊急電子化事業において、電子化された書籍の配信が要件とされていないことから、電子化された書籍 64,833 件の配信状況について把握していなかった。

そこで、電子化された書籍 64,833 件の配信状況について、センターに調査を求めたところ、出版社等からの回答が得られるなどした 18,463 件のうち 16,087 件は配信されていたが、残りの 2,376 件は配信されていないことが判明した(表 1 参照)。そして、2,376 件のうち出版社等が配信の準備を行っているなどの 689 件を除いた 1,687 件(国庫補助金交付額計 5602 万余円)は、出版社等が著作権者の許諾を得ていなかったり、出版社等が配信するための技術的な修正を完了していなかったりしたため、電子化作業が完了していても配信が可能な状態になっていなかった(表 2 参照)。

表1 電子化された書籍の配信状況

電子化された書籍数	配信状況が把握できた書籍数		配信状況が確認できていない書籍数(注)
64,833 件	18,463 件		46,350 件
	配信済	16,087 件	
	配信未済	2,376 件	

(注) 電子化された書籍数から配信状況が把握できた書籍数及び国庫補助金を返還した書籍数 20 件を差し引いた書籍数

表2 配信が可能な状態になっていなかった書籍数等

区 分	書籍数	国庫補助金交付額
著作権者の許諾を得ていない書籍	924 件	1340 万余円
配信するための技術的な修正を完了していない書籍	763 件	4261 万余円
計	1,687 件	5602 万余円

(改善を必要とする事態)

出版社等が著作権者の許諾を得ていなかったり、出版社等が配信するための技術的な修正を完了していなかったりして、コンテンツ緊急電子化事業により電子化された書籍の配信が可能な状態になっていない事態は事業の目的からみて適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省及びセンターにおいて、電子化された書籍の配信状況を把握し、配信されていない場合、その原因を分析することが十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

コンテンツ緊急電子化事業は、電子書籍の流通の促進が図られるよう実施されていることから、電子化された書籍の配信が可能な状態にすることが重要である。

ついては、貴省において、コンテンツ緊急電子化事業により電子化された書籍について、配信状況が確認できていない電子化された書籍も含めて配信が可能な状態になっているか把握した上で、出版社等に著作権者の許諾を得るようにさせたり、出版社等において配信するための技術的な修正を完了させたりして、配信が可能な状態になるようにセンターに指示することにより、電子書籍の流通の促進が図られるよう改善の処置を要求する。

平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金の状況について

平成 22 年度決算検査報告 452 ページ参照
 平成 23 年度決算検査報告 517 ページ参照
 平成 24 年度決算検査報告 477 ページ参照
 平成 25 年度決算検査報告 543 ページ参照

1 本院が表示した意見

エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金(以下「整備資金」という。)は、原子力発電施設等の設置を円滑に進めるための電源立地地域対策交付金の一部に対応できるようあらかじめ資金として積み立てることにされたものである。しかし、原子力発電所の事故等により、原子力発電施設の着工までには今後も長期間を要し、整備資金に係る需要が増大する時期についても更に遅れることが見込まれるにもかかわらず、当面需要が見込まれない多額の資金が滞留しているなどの事態が見受けられた。

したがって、経済産業省において、整備資金の積立ての対象とされている14基の原子力発電施設のうち、当面の間は、着工済み3基のみを対象にするなどして、資金残高の規模を縮減させるとともに、エネルギー基本計画の見直しなどを踏まえて、今後整備資金に係る需要額の算定が必要になる場合には、原子炉設置許可申請を着工の現実性の指標にするなどして需要額の算定対象とする原子力発電施設を選定することにより積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう、経済産業大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、資源エネルギー庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、整備資金について、24年度から26年度までの間に計223億6247万余円を取り崩す一方で新たな積立てを行わないことにより、資金残高を26年度末に403億9787万余円まで縮減して、平成27年度予算においても173億8070万余円を取り崩して資金残高の規模を更に縮減することとし、今後とも、電源立地対策の財政需要に応じて、資金残高の縮減を図りつつ、今後のエネルギー政策の状況等を踏まえて資金を滞留させないよう適切に判断していくこととする処置を講じていた。

平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

補助事業又は委託事業により実施する展示会事業に係る付加価値税の取扱いについて

〔平成24年度決算検査報告470ページ参照〕
〔平成25年度決算検査報告545ページ参照〕

1 本院が要求した改善の処置

経済産業省は、地域中小企業の海外販路の拡大を図ることなどを目的として、海外での展示会等に出展等する補助事業者又は受託事業者である本邦企業等(以下「事業者」という。)に対して補助金を交付し又は委託費を支払っている。そして、展示会等に係る会場の賃借等の海外で行われる調達には一般に現地国の付加価値税が課税されているが、一旦支払った付加価値税の還付等を受けられる場合がある。しかし、補助金交付要綱等及び委託事業の契約書等に事業者が還付を受けた付加価値税から手数料等の経費を差し引くなどした額(以下「還付額」という。)の取扱いが定められていないことなどから、事業者が付加価値税の還付を受けているのに還付額に係る国費相当額を国庫に納付していなかったり、付加価値税の還付等を受けられる可能性が高いのに還付手続を行っていなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、経済産業省において、付加価値税の還付を受けているのに国庫に納付されていない還付額に係る国費相当額の国庫納付について事業者と協議を行ったり、付加価値税の還付に係る取扱い等を定めたり、関係部局及び事業者に対して付加価値税の還付制度等を周知したりなどするよう、経済産業大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、経済産業本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、補助事業及び委託事業に関して、展示会事業に係る付加価値税のうち還付を受けているのに国庫に納付されていない還付額に係る国費相当額の国庫納付について事業者と協議を行ったり、補助事業に関して26年3月に、委託事業に関して27年6月にそれぞれ関係部局に対して事務連絡を発して、展示会事業に係る付加価値税の還付を受けた場合は、還付額に係る国費相当額を国庫に納付させることなどを補助金交付要綱等及び委託事業の仕様書等に定めたり、関係部局及び事業者に対して付加価値税の還付制度等を周知したりするなどの処置を講じていた。

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 中小企業海外展開支援事業の効果について

(平成25年度決算検査報告519ページ参照)

1 本院が表示した意見

中小企業庁は、複数の中小企業等が連携して世界に通用するブランド力の確立を目指す取組(以下「プロジェクト」という。)に要する経費の一部を補助することにより、地域中小企業の海外販路の拡大を図ることなどを目的として、戦略事業(戦略策定段階に係る事業)及びブランド事業(海外市場開拓段階に係る事業)から構成される中小企業海外展開支援事業(JAPANブランド育成支援事業)(以下「海外展開事業」という。)を実施しており、中小企業等の事業主体に対して国庫補助金を交付している。しかし、プロジェクト採択時の審査において、当初の事業計画が十分に検討されていない計画不備等を事前に把握するための事業主体に対する基本的な適格性の審査が十分でなかったり、ブランド事業終了後のフォローアップが十分でなかったりなどして、多くの事業主体において海外販路の拡大がなされておらず、海外展開事業の効果が十分に発現していなかったり、成果実績を適切に把握していなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、中小企業庁において、各プロジェクトについて、長期的な事業展開の見通しに係る審査や計画不備等を事前に把握することができるような審査を行うこと、審査の視点ごとに設けた審査項目の評価を明確に示すなどして審査過程を事後的に検証して今後の審査に反映できるようにすることなどの採択時の審査方法の見直しを行ったり、ブランド事業終了後におけるフォローアップについて、海外販路の拡大状況の実態を把握するとともに、必要に応じて事業主体に対する指導、助言等を行い、事業主体が適時適切に公的機関等による更なる支援を受けられるようにするなどして、体制を整備したり、成果実績の適切な把握について、海外展開事業の事務処理要領に具体的な指標を明記するなどして、調査方法が実態を反映するものとなるよう十分に検討したりするよう、中小企業庁長官に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、中小企業庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、中小企業庁は、本院指摘の趣旨に沿い、27年3月にふるさと名物応援事業補助金(JAPANブランド育成支援事業)に係る交付要綱等を改正し、次のような処置を講じていた。

- ア 長期的な事業展開の見通しや計画不備等を事前に把握するために、事業主体が提出する国庫補助金の交付申請書にブランド事業を実施するための自己負担分の資金調達方法を記載させるなどして審査に活用したり、海外市場における関税、輸送費用等の把握等の状況を審査項目に追加したり、審査過程を事後的に検証し今後の審査に反映できるようにするために審査の視点ごとに審査委員の意見を付したりすることとして、採択時の審査方法の見直しを行った。
- イ ブランド事業終了後のフォローアップのために、交付要綱に定める事業化状況報告書に海外販路の拡大状況の実態を把握するための成約件数等を記載する欄を新たに設けて、補助事業終了後に事業主体から提出させるとともに、経済産業局が事業主体に対して必要に応じて指導、助言等を行ったり、事業主体が公的機関等による更なる支援を受けられるようにしたりすることを事務処理要領に明記して、体制を整備した。
- ウ 成果実績の適切な把握のために、交付要綱に定める実績報告書の様式に商談及び成約の件数等を記載する様式を加えて、補助事業終了後に事業主体から提出させることとした。

(2) 株式会社日本政策金融公庫が中小企業事業で行う証券化支援業務の実施について

(平成25年度決算検査報告170、526ページ参照)

1 本院が表示した意見

株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、国から出資を受けて、中小企業者への無担保資金の円滑な供給及び資金調達手段の多様化等を図るために、財務大臣及び経済産業大臣を主務大臣として、中小企業事業において、証券化支援保証業務及び売掛金債権証券化等支援業務(以下、これらを合わせて「両業務」という。)を実施している。しかし、両業務の実績については低調又は皆無な状況が継続しており、中小企業者への無担保資金の円滑な供給等を図る両業務の目的が十分に達成されず、ひいては政府出資金が有効に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、財務省及び中小企業庁において、公庫と連携して、両業務の現在までの実績、制度創設時からの環境の変化、今後の展望等を踏まえて、両業務の必要性を十分に検討し、両業務が今後も必要であると判断する場合には、制度の枠組み等について検討するなどした上で、中小企業庁において、これらを踏まえた結果、政府出資金に余剰が生ずることとなる場合には、当該政府出資金の取扱いについて具体的な方策を検討するよう、財務大臣及び経済産業大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、財務本省及び中小企業庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省及び中小企業庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 財務省及び中小企業庁は、27年6月に、公庫に設置された「新たな中小企業貸付債権証券化に向けた検討会」において、中小企業貸付債権証券化市場を取り巻く現在の環境は厳しいものの、中小企業者への無担保資金の円滑な供給等の必要性は高いことから、同市場のインフラを維持・整備することが重要であり、そのためには、公庫が両業務を継続的に実施していくことが証券化に取り組む関係者のノウハウを維持する観点からも重要であるとの報告が取りまとめられたことを踏まえて、公庫と連携して、両業務の必要性を検討した。その結果、両業務が今後も必要であると判断して、業務の実績を上げるために証券化の対象となる債権の範囲を拡大する新たな取組を行うこととした。
- イ 中小企業庁は、アの検討会の報告を踏まえて、27年6月に同時点での経済状況を基に今後の計画を作成し、政府出資金については余剰が生じないとした。なお、同計画については、3年経過後を目途に見直すこととしている。

(3) 石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(離島ガソリン流通コスト支援事業に係るもの)における補助単価の設定について

(平成25年度決算検査報告531ページ参照)

1 本院が表示した意見

資源エネルギー庁は、平成23年度から、全国石油商業組合連合会を通じて、離島の消費者に対して本土に比べて高額なガソリン小売価格の値引きを行う事業を実施する揮発油販売業者等に当該経費を助成する離島ガソリン流通コスト支援事業を実施しており、助成額については、揮発油販売業者等が値引きしたガソリンの販売数量に、離島までの輸送の形態等に応じて離島ごとに設定した補助金額の単価(以下「補助単価」という。)を乗じて算出することとしている。しかし、実際の輸送条件が同一でない離島に同一の補助単価が設定されていたり、離島の住民等に対するガソリン小売価格から算出される各離島における平均価格(以下「離島価格」という。)が距離や航路等からみて当該離島に経済的に影響があると考えられる本土地域のガソリン小売価格(以下「本土価格」という。)を下回っているのに補助単価の見直しが行われていなかったりなどして、同事業の実施後も離島価格が本土価格を大きく上回っている離島がある一方、離島価格が本土価格を下回っている離島が多数ある事態が見受けられた。

したがって、資源エネルギー庁において、離島価格が本土価格を継続的に下回っている離島が多数見受けられるなどの場合には、ガソリンの輸送費を調査するなどして、補助単価の見直しの可否を検討し、実態に即した補助単価の見直しを行うよう、資源エネルギー庁長官に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、資源エネルギー庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、26年度に離島におけるガソリンの輸送費等の実態を把握するための調査を行っており、実態に即した補助単価の見直しについて、その調査結果を踏まえた検討を行っている。

(4) 補助事業により設備を整備した風力発電事業の運営状況について

(平成25年度決算検査報告535ページ参照)

1 本院が表示した意見

資源エネルギー庁は、平成9年度から24年度までの間に、風力発電等の新エネルギーの導入等を行おうとする地方公共団体、民間事業者等(以下、これらを合わせて「事業者」という。)に対して、直接、又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(27年4月以降は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構。以下「機構」という。)等を経由して、国庫補助金を交付している。しかし、一部の事業者において継続的に発電実績が低迷していたり、多数の事業者において風車の稼働停止の抑制等のために有益と考えられる取組を実施するに至っていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、資源エネルギー庁において、24年7月から固定価格買取制度が実施されて発電実績の向上のための取組を行いやすい環境になっている中で、多額の補助金により整備された風力発電設備が長期間にわたってより一層有効に活用されるようにするために、重大な事故等が発生した場合等にとどまらず、発電実績が低迷している場合においても当該事業者の運営状況を十分に把握し、事業者に対して効率的な事業運営のために有益と考えられる情報の提供を一層進めることについて検討して必要とされる方策を策定するよう、資源エネルギー庁長官に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、資源エネルギー庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 27年2月に事業者に対して事務連絡を発して、各年度の計画発電量に対する実際の発電量の比率が50%未満の場合には事業の運営状況を報告させて、発電実績が低迷している事業者を把握することとした。

イ 27年2月に事業者に対して、風力発電設備の保安に関する情報の提供を始めるとともに、同年4月に機構においても、風力発電設備の故障・事故とメンテナンスとの関連性等の分析結果について取りまとめを行い公表するなどして、風車の稼働停止の抑制等のために有益と考えられる情報の提供を拡充した。

第10 国土交通省

不 当 事 項

工 事 (344) (345)

(344) 橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、変位制限構造及び落橋防止構造の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)道路交通安全対策事業費
部 局 等	関東地方整備局東京国道事務所
工 事 名	H26 志村橋耐震補強工事
工 事 の 概 要	既設橋りょうに変位制限構造及び落橋防止構造を設置するもの
工 事 費	101,034,000 円
請 負 人	極東興和株式会社 東京支店
契 約	平成 26 年 3 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 27 年 2 月
支 払	平成 26 年 5 月、27 年 3 月
不適切な設計となっていた変位制限構造及び落橋防止構造の設置に係る工事費	20,360,000 円(平成 26 年度)

1 工事の概要

この工事は、関東地方整備局東京国道事務所(以下「事務所」という。)が、既設橋りょうの耐震対策の一環として、平成 25、26 両年度に、東京都板橋区東坂下地先において、耐震補強工として一般国道 17 号の橋りょう(昭和 7 年築造。橋長 57.8m、幅員 25.7m)の橋台 2 基及び橋脚 2 基に架設した 9 本の鋼鈹桁(以下「橋桁」という。)に変位制限構造及び落橋防止構造(以下、これらを総称して「両構造」という。)を工事費 101,034,000 円で設置したものである(参考図参照)。

このうち、変位制限構造は、地震発生時において橋桁等に作用する橋軸方向及び橋軸直角方向の水平力に対して、橋台等と橋桁との間の相対変位が大きくなるように支承部と補完し合って抵抗するために設置するものであり、落橋防止構造は、地震発生時における橋軸方向の水平力に抵抗して橋桁の落下を防止するために設置するものである。

事務所は、両構造の設計を「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づき行うこととしており、これを設計コンサルタントに委託し、設計業務委託の成果品の提出を受けていた。

上記の成果品によれば、橋台 2 基に設置する両構造は、いずれも、ボルト(長さ 155mm～220mm、径 24mm)により橋桁に固定した鋼板(橋軸方向の長さ 492mm～1,640mm、橋軸直角方向の長さ 633mm～1,045mm、厚さ 40mm。以下、鋼板を橋桁に固定しているボルトを「取付ボルト」という。)と橋台の橋座部に垂直に埋め込んだアンカーバー(45mm×45mm)とを組み合わせ

た構造となっており、橋台1基につき変位制限構造を6個、落橋防止構造を8個設置すれば、両構造に作用する水平力に対していずれも安全であるとして、これにより施工していた。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、工事の設計が示方書等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、事務所において、本件工事を対象に、設計図面、設計計算書等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、橋台2基に設置した変位制限構造は、アンカーバーと取付ボルトが橋軸方向に離れているため、地震発生時に橋桁に作用する橋軸直角方向の水平力により、鋼板に曲げモーメントが作用することになっていた。^(注1) このため、取付ボルトには、水平力によるせん断力に加えて、曲げモーメントによるせん断力が作用することになるのに、事務所は、設計において、この曲げモーメントによるせん断力を考慮していなかった。そこで、改めて橋台2基に設置した12個全ての変位制限構造の取付ボルトに生ずるせん断応力度^(注2)を計算すると、1,505N/mm²から4,481N/mm²となり、許容せん断応力度300N/mm²を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

また、橋台2基に設置した落橋防止構造は、地震発生時に橋桁に作用する橋軸方向の水平力に抵抗するものであるが、前記のとおり、変位制限構造と同様の構造となっていることから、橋軸直角方向の水平力に対しても抵抗することになり、落橋防止構造の取付ボルトにも曲げモーメントによるせん断力が作用することになっていた。そこで、改めて橋台2基に設置した16個全ての落橋防止構造の取付ボルトに生ずるせん断応力度を計算すると、15個の落橋防止構造において、303N/mm²から1,845N/mm²となり、許容せん断応力度300N/mm²を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、橋台2基に設置した全ての変位制限構造及び15個の落橋防止構造は、設計が適切でなかったため、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態になっていて工事の目的を達しておらず、これらに係る工事費相当額20,360,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

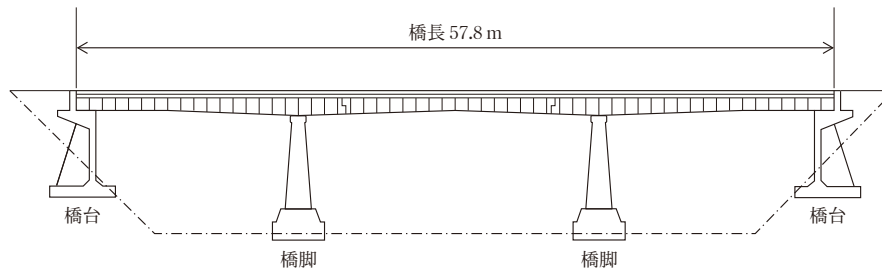
(注1) 曲げモーメント 外力が部材に作用し、これを曲げようとする力の大きさをいう。

(注2) せん断応力度・許容せん断応力度 「せん断応力度」とは、外力が材に作用して、これを切断しようとする力が掛かったときに、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容せん断応力度」という。

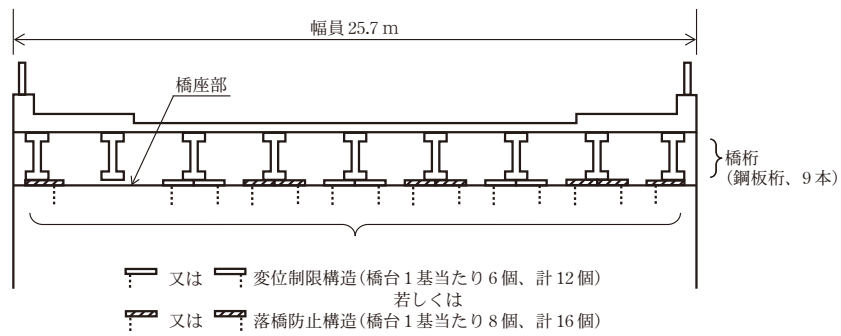
(参考図)

第3章
第1節
第10
国土交通省

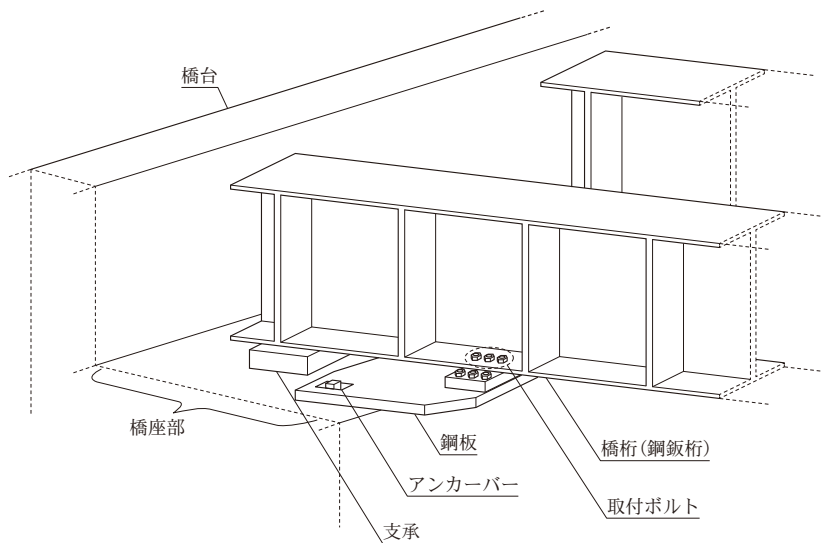
橋りょう概念図

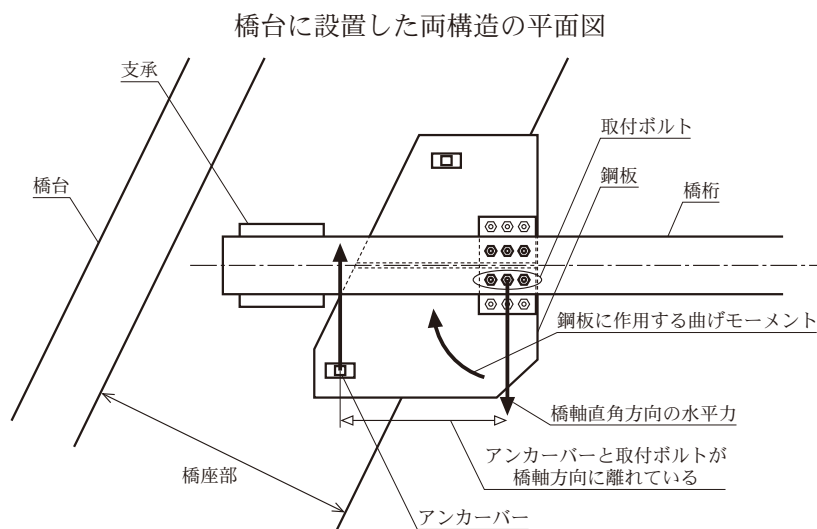


橋台正面図



橋台に設置した両構造 (変位制限構造及び落橋防止構造) の概念図





(345) 橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、変位制限構造の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省(平成25年度以前は社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)) (項)道路交通安全対策事業費
部 局 等	関東地方整備局相武国道事務所
工 事 名	H25 16号管内橋梁 ^{りょう} 耐震補強補修他工事
工 事 の 概 要	既設橋りょう(3か所)等に耐震補強工、橋りょう補修工等を施工するもの
工 事 費	132,406,800円
請 負 人	太啓建設株式会社 関東支店
契 約	平成25年9月 一般競争契約
しゅん功検査	平成26年7月
支 払	平成25年10月、26年8月
不適切な設計となっていた変位制限構造の設置に係る工事費	11,258,000円(平成25、26両年度)

1 工事の概要

この工事は、関東地方整備局相武国道事務所(以下「事務所」という。)が、既設橋りょうの耐震対策等の一環として、平成25、26両年度に、一般国道16号の橋りょう(3か所)等の耐震補強工、橋りょう補修工等を工事費132,406,800円で実施したものである。このうち、相模原市緑区元橋本町地先の橋りょう(昭和61年築造。橋長274.6m、幅員31.0m)は、橋台2基、橋脚12基、プレストレストコンクリート製の中空床版の上部工等からなり、本件工事では、耐震補強工として起点側の橋台及び上部工に、地震発生時において上部工に作用する水平力に対して橋台と上部工との間の相対変位が大きくなるように支承部と補完し合って抵抗するために、橋軸方向及び橋軸直角方向のそれぞれに変位制限構造を設置していた(参考図参照)。このうち、橋軸方向の変位制限構造は、橋台の前面と上部工の下面とに2個

1組の鋼製ブラケット(橋台の鋼製ブラケットの高さ1,380mm~1,430mm、幅960mm~1,046mm、上部工の鋼製ブラケットの高さ270mm、幅500mm~650mm)をそれぞれアンカーボルト(長さ650mm~1,100mm、径35mm~51mm)により固定する構造となっており、これを10組設置していた。そして、橋台の鋼製ブラケットは、地震発生時に支承が破損した場合に、上部工を支えることにより路面に生ずる段差を小さくするための段差防止構造も兼ねていた。

事務所は、変位制限構造に係る設計を「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づき行うこととしており、これを設計コンサルタントに委託し、設計業務委託の成果品の提出を受けていた。

上記の成果品によれば、橋台の鋼製ブラケットが変位制限構造として機能した場合の水平力により橋台の鋼製ブラケットを固定するアンカーボルトに生ずる引張応力度は285N/mm²(注)から290N/mm²、段差防止構造として機能した場合に上部工の自重によりアンカーボルトに生ずる引張応力度は88.2N/mm²から179.9N/mm²とされており、事務所は、これらの引張応力度がいずれもアンカーボルトの許容引張応力度300N/mm²を下回ることなどから安全であるとして、これにより施工していた。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、工事の設計が示方書等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、事務所において、本件工事を対象に、設計図面、設計計算書等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、本件橋りょうにおいて、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、前記のとおり橋台の鋼製ブラケットは橋軸方向の変位制限構造と段差防止構造の機能を兼ね備えていることから、地震発生時に支承が破損した場合には、橋軸方向の変位制限構造に作用する水平力と、段差防止構造に作用する上部工の自重との両方が同時に鋼製ブラケットに作用することになるのに、事務所は、アンカーボルトの引張応力度については、前記のとおりそれぞれが個別に作用した場合に生ずる引張応力度について確認したのみで、同時に作用した場合に生ずる引張応力度については検討していなかった。

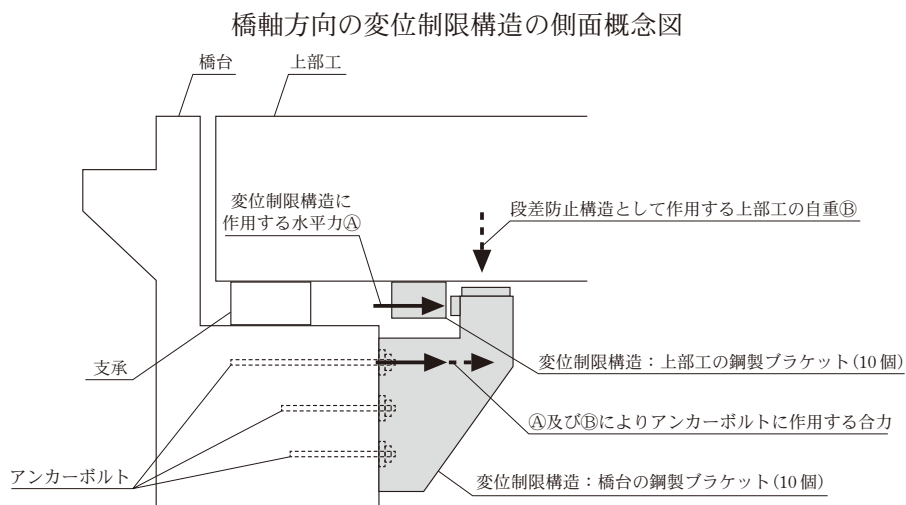
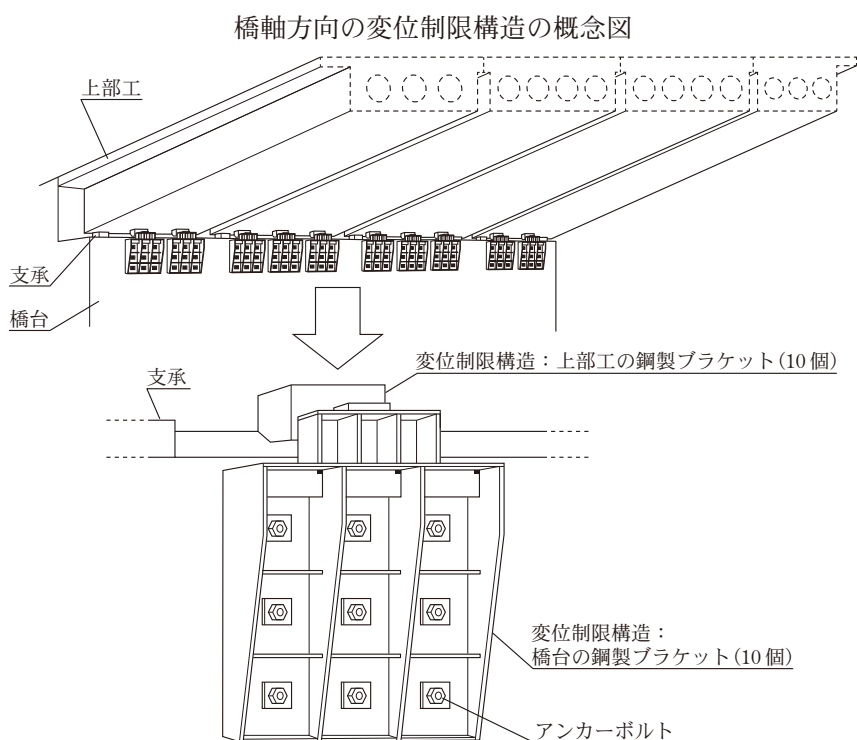
そこで、改めて地震発生時に支承が破損して水平力と自重の両方が橋台の鋼製ブラケットに同時に作用した場合について、鋼製ブラケット10個に取り付けられたアンカーボルトに生ずる引張応力度を計算すると、351N/mm²から499N/mm²となり、許容引張応力度300N/mm²を大幅に上回っており、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、橋台の鋼製ブラケットは、設計が適切でなかったため、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態になっていて、変位制限構造は工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額11,258,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が掛かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(参考図)



物 件

(346) 立体駐車場等の使用を許可する場合の使用料の算定を誤ったため、使用料が低額となっていたもの

会計名及び科目	自動車安全特別会計(空港整備勘定) (款)雑収入 (項)雑収入
部 局 等	東京航空局
立体駐車場等の使用許可の概要	東京航空局が管理している立体駐車場等の使用を許可するもの
使用許可の相手方	5者

使用許可	平成26年3月
使用料	2,370,356,964円(平成26年度)
低額となっていた使用料	13,560,020円(平成26年度)

1 使用許可等の概要

東京航空局(以下「東京局」という。)は、平成26年3月、日本空港ビルディング株式会社等5^(注)者に対して、国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づき、東京局が管理している立体駐車場、トンネル、鉄道施設及びモノレール施設(以下「立体駐車場等」という。)の行政財産について、同年4月から27年3月までの間に係る使用を許可している。

国土交通本省及び東京局は、立体駐車場等の行政財産で国以外の者に使用させるもの(以下「使用許可財産」という。)の使用料について、「国が管理する空港等において国以外の者に土地等を使用させ又は収益させる場合の使用料について」(平成18年財理第4030号財務省理財局長通達)等に基づき、次のように算定することとしている。

- ① 国土交通本省は、使用料算定のために、5年に1回使用許可財産の鑑定を不動産鑑定評価会社(以下「鑑定会社」という。)に委託して行う。
- ② 東京局は、上記の鑑定が行われた次年度以降の使用料算定のために、4年間を限度として、使用料(消費税相当額を含まない額。以下「使用料(消費税抜き)」という。)の前年度からの変動率の調査を鑑定会社に委託して行う。
- ③ 上記の調査委託に当たり、東京局は、使用許可財産の前年度末現在の国有財産台帳価格から消費税相当額を控除した額(以下「国有財産台帳価格(消費税抜き)」という。)を算出して鑑定会社に示す。
- ④ 鑑定会社は、国有財産台帳価格(消費税抜き)に期待利回りを乗ずることなどにより使用料(消費税抜き)に相当する額として算出した額(以下「使用料相当額」という。)と、前年度に算出された使用料相当額との比率により、使用料(消費税抜き)の前年度からの変動率を使用許可財産ごとに算出する。
- ⑤ 東京局は、調査を実施した年度の使用料(消費税抜き)に上記の変動率を用いて得た額に、消費税相当額を加算するなどして翌年度の使用料を算定する。

東京局は、25年度に、26年度の使用料算定のための変動率(以下「26年度変動率」という。)の調査を鑑定会社に委託しており、同局は、使用許可財産ごとの25年度の使用料(消費税抜き)に26年度変動率を用いて得た額に、消費税相当額を加算して、立体駐車場等の26年度の使用料を計2,370,356,964円と算定している。

(注) 日本空港ビルディング株式会社等5者 日本空港ビルディング株式会社、一般財団法人空港環境整備協会、北海道旅客鉄道株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京モノレール株式会社

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、使用料の算定が適切に行われているかなどに着眼して、本件立体駐車場等に係る使用料を対象として、東京局において、使用料算定調書等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

東京局は、26年度変動率の調査の委託に際して、国有財産台帳価格(消費税抜き)を算出するに当たり、国有財産台帳価格から消費税率を一律5%として計算して得た消費税相当額を控除していた。

しかし、本件立体駐車場等の中には、元年4月の消費税導入前又は消費税率が3%となっていた間(元年4月から9年3月まで)に取得等したものが含まれていたにもかかわらず、東京局は、誤ってそれらについても消費税率を5%として計算して得た消費税相当額を控除していたため、国有財産台帳価格(消費税抜き)を過小に算出していた。そのため、鑑定会社が当該価格を基に算出した26年度変動率は本来の値より小さくなり、この変動率を用いて東京局が算定した26年度の使用料は過小となっていた。

したがって、本件立体駐車場等に係る使用料について、適正に算出した国有財産台帳価格(消費税抜き)を基に算出した変動率を用いて修正計算すると、適正な26年度の使用料は計2,383,916,984円となり、本件の26年度の使用料計2,370,356,964円はこれに比べて13,560,020円低額となっていて、不当と認められる(表参照)。

表 使用料が低額となっていた使用許可財産 (単位：円)

使用許可財産	使用許可の相手方	東京局が算定した使用料 (A)	適正な使用料 (B)	低額となっていた使用料 (B-A)
東京国際空港第1立体駐車場	日本空港ビルデング株式会社	610,129,214	612,445,052	2,315,838
東京国際空港第2立体駐車場	一般財団法人空港環境整備協会	548,025,143	551,477,094	3,451,951
新千歳(南千歳~新千歳空港)トンネル	北海道旅客鉄道株式会社	60,469,885	61,546,371	1,076,486
京浜急行羽田空港線鉄道施設	京浜急行電鉄株式会社	512,604,902	516,977,431	4,372,529
東京モノレール施設	東京モノレール株式会社	639,127,820	641,471,036	2,343,216
計		2,370,356,964	2,383,916,984	13,560,020

(注) 使用料には、使用許可財産に係る土地、建物附帯工作物等の使用料が含まれる。

このような事態が生じていたのは、東京局において、本件立体駐車場等の使用料の算定に当たり、国有財産台帳価格に含まれる消費税相当額の確認が十分でなかったことによると認められる。

補 助 金

- (347) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
- (382)

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省	(項)地球温暖化防止等対策費 (項)総合的物流体系整備推進費 (項)社会資本総合整備事業費 (項)離島振興費
---------	-----------------	---

		(項)離島振興事業費
		(項)河川等災害復旧事業費
		(項)沖縄振興交付金事業推進費
	社会資本整備事業特別会計(治水勘定)	(項)河川整備事業費
	東日本大震災復興特別会計	(項)社会資本総合整備事業費
		(項)東日本大震災復興推進費
部 局 等	国土交通本省、1 地方整備局、16 道府県	
補助等の根拠	下水道法(昭和33年法律第79号)、河川法(昭和39年法律第167号)、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)等、予算補助	
補助事業者等(事業主体)	県7、市16、団体1、計24補助事業者等(県6、市16、計22事業主体)	
間接補助事業者等(事業主体)	町1、団体6、個人事業者4、計11間接補助事業者等	
補助事業等	社会資本整備総合交付金事業、住宅・建築物省エネ改修等推進事業、住宅・建築物省エネ改修推進事業等	
事業費の合計	6,448,856,690 円	
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	3,285,087,405 円	
不当と認める事業費の合計	1,899,165,234 円	
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	917,223,982 円	

1 補助金等の概要

国土交通省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、44 都道府県、734 市区町村等、177 団体、5 個人事業者において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、6 県、17 市町、6 団体、4 個人事業者、計 33 事業主体が実施した社会資本整備総合交付金事業、住宅・建築物省エネ改修等推進事業、住宅・建築物省エネ改修推進事業等に係る国庫補助金等計 917,223,982 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 工事の設計が適切でなかったなどのもの

16 件 不当と認める国庫補助金 683,678,769 円

(2) 補助の対象とならないもの及び工事が低額で実施されていたもの

11 件 不当と認める国庫補助金 89,373,000 円

(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	4 件	不当と認める国庫補助金	123,900,541 円
(4) 計画が適切でなかったもの	2 件	不当と認める国庫補助金	11,540,890 円
(5) 工事の施工が設計と相違していたもの	1 件	不当と認める国庫補助金	5,343,269 円
(6) 工事の契約処置が適切でなかったもの	1 件	不当と認める国庫補助金	2,079,220 円
(7) 補助の対象とならないもの	1 件	不当と認める国庫補助金	1,308,293 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 工事の設計が適切でなかったなどのもの

				16 件	不当と認める国庫補助金	683,678,769 円	
<small>かんきよ</small> 函渠の設計が適切でなかったもの				(4 件	不当と認める国庫補助金	98,743,500 円)	
部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(347) 山形県	寒河江市	社会資本整備総合交付金 (下水道)	23、24	147,924 (147,924)	73,962	138,062 (138,062)	69,031
(348) 栃木県	鹿沼市	同	24、25	46,756 (43,165)	21,582	21,583 (21,583)	10,791
(349) 兵庫県	神戸市	同	24、25	66,475 (29,353)	14,676	12,628 (12,628)	6,314
(350) 鳥取県	境港市	同	23、24	101,040 (95,146)	47,573	25,214 (25,214)	12,607
(347)-(350)の計				362,196 (315,589)	157,794	197,487 (197,487)	98,743

これらの交付金事業は、4市が、下水道事業の一環として、雨水管、マンホール等を整備するなどの工事を実施したものであり、このうち雨水管の整備は、道路を開削してかんきよ函渠を埋設し、その埋戻し、舗装の復旧等を行ったものである。

道路の構造については、道路法(昭和27年法律第180号)によれば、当該道路の交通状況等を考慮して、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならぬことが原則とされており、舗装の構造については、「舗装の構造に関する技術基準・同解説」(社団法人日本道路協会編)によれば、道路管理者が、この原則に従って、道路に下水道管等を埋設しようとする事業者に対して路面の機能を損なわないよう指導する必要があるとされている。そして、本件工事に係る4道路管理者は、道路を開削した場合の復旧について、路面の機能を損なわないように開削前と同じ舗装厚とすることなどとしていた。

また、函渠の勾配については、「下水道施設計画・設計指針と解説」(社団法人日本下水道協会編。以下「指針」という。)によれば、適切な流速を確保するために必要な勾配としなければならないとされている。

4市は、函渠の設計に当たり、指針等に基づいて、適切な流速を確保するために必要な勾配が確保されるように函渠を埋設する深さを決定し、これにより施工していた。

しかし、4市は、函渠を埋設する深さの決定に当たり、土被り厚について開削前の道路の舗装厚を確保するようしていなかったなどのため、函渠が舗装の一部である下層路盤、上層路盤等に入り込

んでいて、開削前と同じ舗装厚を満たしていなかった。このため、函渠が下層路盤、上層路盤等に入り込んでいる箇所とそれ以外の箇所とは舗装厚が異なっていて、舗装構造が様でなく、不同沈下に伴う路面の不陸等が生じて路面の機能が損なわれるおそれがあるなどの状況となっていた。

したがって、前記の工事のうち雨水管の整備については、函渠の設計が適切でなかったため、路面の機能が損なわれて安全かつ円滑な交通が確保されないおそれがある状態になっており、舗装構造が様でなくなった区間に係る交付金相当額計 98,743,500 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4市において、函渠の設計に当たり、函渠を道路に埋設する際に路面の機能を維持することについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

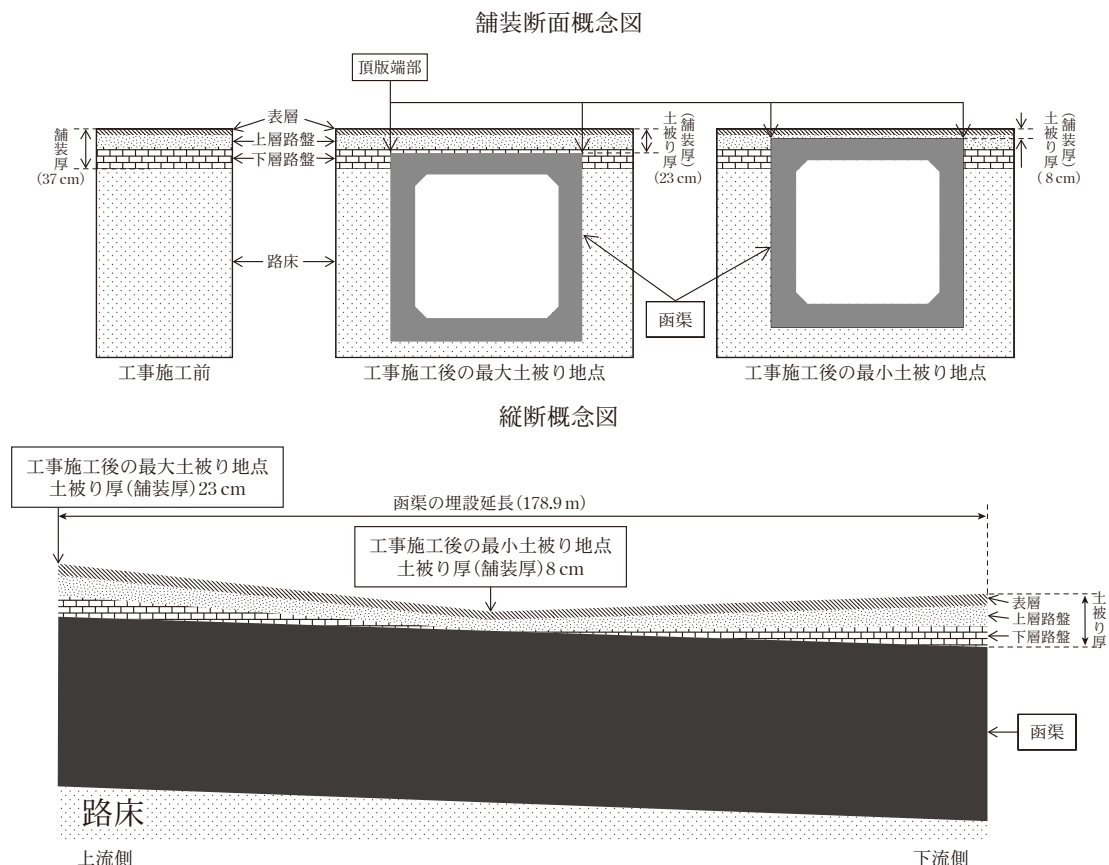
＜事例＞

山形県寒河江市は、同市越井坂町地内において、市道南町4号線の車道(道路幅員7.2m、舗装厚37cm)及び市道^{しんざんもたて}新山本楯堤防線の車道(道路幅員7.7m、舗装厚37cm)を開削して、函渠(内空断面の幅2.2m、高さ1.9m、延長178.9m)を埋設し、舗装の復旧等を行っていた。そして、同市は、函渠を埋設する深さの決定に当たって、土被り厚を8cmから23cmまでとし、これにより施工していた(参考図参照)。

しかし、道路の舗装厚については、上記のとおり、土被り厚を8cmから23cmまでとしたため、函渠を埋設した全延長178.9mの区間において、函渠が舗装の一部である下層路盤又は上層路盤に入り込んでいて、開削前と同じ舗装厚37cmを満たしていなかった。そして、函渠を埋設した箇所の一部においては、函渠の頂版端部に沿って舗装に最大2.1mmのひび割れが生じていた。

したがって、本件函渠(工事費相当額138,062,000円、交付金相当額69,031,000円)は、設計が適切でなかったため、路面の機能が損なわれて安全かつ円滑な交通が確保されないおそれがある状態になっていた。

(参 考 図)



公営住宅、キャンプ場の管理棟等の木造施設の設計及び施工が適切でなかったもの

(3件 不当と認める国庫補助金 33,535,750 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(351) 栃木県	日光市	社会資本整備総合交付金 (公営住宅等整備)	22	17,010 (16,200)	7,290	13,667 (13,016)	5,857
(352) 大阪府	箕面市	同 (都市再生整備計画)	22	77,681 (77,680)	30,527	21,881 (21,881)	8,500
(353) 広島県	尾道市	同 (公営住宅等整備)	24	69,342 (47,776)	21,499	61,855 (42,619)	19,178
(351)–(353)の計				164,033 (141,656)	59,316	97,404 (77,516)	33,535

第3章 第1節 第10 国土交通省

これらの交付金事業は、3市が、公営住宅等整備事業及び都市再生整備計画事業の一環として、柱、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により公営住宅、キャンプ場の管理棟等の木造施設(以下「木造建築物」という。)の建築等を実施したものである。

木造建築物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づき、地震や風により生ずる水平力に抵抗するために、柱と柱との間に筋交いなどを設置した耐力壁を張り間^(注1)方向及び桁行方向^(注1)に配置し、設計計算上の耐力壁の長さが水平力に対して必要な長さをそれぞれ上回るなど設計計算上安全な構造のものでなければならないこととなっている。そして、耐力壁を構成する柱については、水平力により生ずる引抜耐力に抵抗するために、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1460号。以下「告示」という。)等に基づき、筋交いの向きや種類、柱の位置等に応じて、必要な引抜耐力を有する金物等^{はり}を選定して、梁、土台、基礎コンクリート等と接合することとなっている(参考図1参照)。

しかし、2市において、金物を使用する箇所やその種類を設計図書に示していなかったため、金物を全く取り付けておらず、柱、土台等の部材を組み合わせた^(注2)だけで施工していたり、出隅の柱について、出隅の柱以外の柱に適用する係数を用いるなどして設計計算を行ったため、必要な引抜耐力を下回る金物を選定し、これにより施工していたりなどしている事態が見受けられた。また、1市において請負人が、筋交いを出隅の柱の柱脚部に取り付けることとしていたのに、誤って柱頭部に取り付けたため、金物の引抜耐力が不足して、引抜耐力に対して抵抗できない状態となっている事態が見受けられた(参考図2参照)。

このように、梁、土台等との接合方法が適切でない柱で構成された壁は設計計算上耐力壁とは認められないことから、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると、張り間方向及び桁行方向の両方又は一方において、水平力に対して必要な長さを下回っていて、木造建築物の所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計33,535,750円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市において委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったこと、1市において請負人が設計図書、法令等についての理解が十分でないまま施工していたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

尾道市は、公営住宅等整備事業の一環として、同市西藤町及び美ノ郷町^{みのごうちょう}地内において、割石住宅及び下三^{しもみ}成住宅^{なり}(両住宅とも間取りと構造が同じ木造2階建て各1棟)の建築等を行った。

耐力壁を構成する柱については、告示等に基づいて出隅の柱等の柱の位置により定められている係数等を基に設計計算するなどして金物等を選定し、土台等と接合することとしていた。

しかし、同市は、出隅の柱について、出隅の柱以外の柱に適用する係数を用いるなどして設計計算を行ったため、金物を選定する際の計算値を過小に算出し、その結果、必要な引抜耐力を下回る金物を選定し、これにより施工するなどしていた。

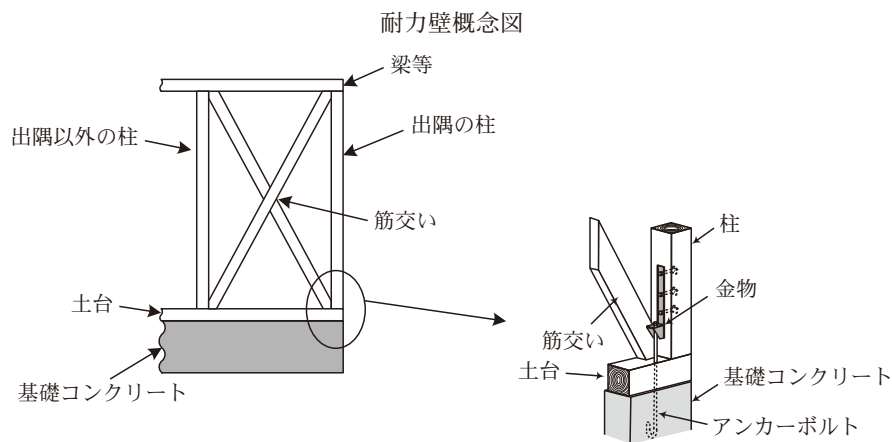
このように、必要な引抜耐力を下回る金物で接合された柱で構成される壁は設計計算上耐力壁とは認められないことから、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると、1階部分は張り間方向で33.72m、桁行方向で28.50mとなり、水平力に対して必要な長さ36.78m及び33.44mをそれぞれ下回っていた。また、2階部分は桁行方向で9.50mとなり、水平力に対して必要な長さ12.98mを大幅に下回っていた。

したがって、本件住宅2棟(工事費相当額計61,855,290円、交付対象工事費計42,619,000円、交付金相当額計19,178,550円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

(注1) 張り間方向・桁行方向 一般的に建物の短辺方向を張り間方向といい、長辺方向を桁行方向という。

(注2) 出隅の柱 建物の外側の隅の柱

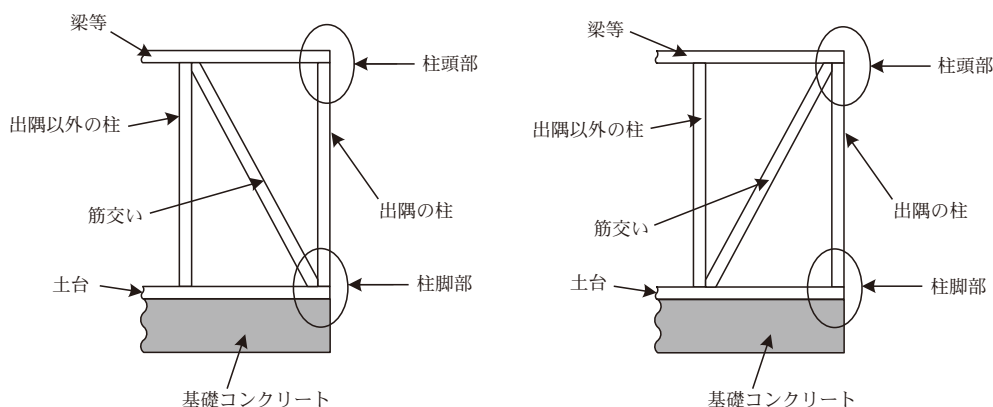
(参考図1)



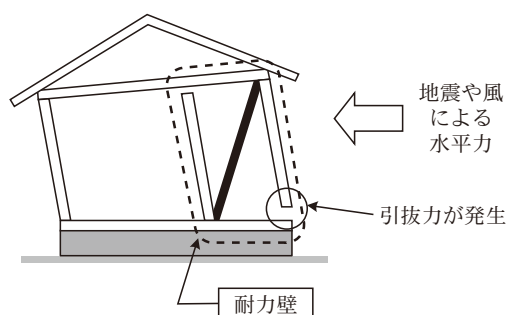
(参考図2)

出隅の柱の筋交い設置概念図

[筋交いを出隅の柱の柱脚部に取り付けた場合(設計)] [筋交いを出隅の柱の柱頭部に取り付けた場合(施工)]



引抜力の概念図



橋台の胸壁の設計が適切でなかったもの

(2件 不当と認める国庫補助金 299,291,100円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(354) 北海道	札幌市	社会資本整備総合交付金(道路)	23~25	882,871 (554,775)	332,865	421,906 (421,857)	253,114
(355) 鹿児島県	鹿児島市	同(土地区画整理)	23~25	186,564 (138,059)	75,932	113,457 (83,958)	46,176
(354)(355)の計				1,069,435 (692,834)	408,797	535,363 (505,815)	299,291

これらの交付金事業は、2市が、道路整備事業又は土地区画整理事業の一環として、橋りょうを新設するために、下部工として橋台2基の築造等、上部工として桁の製作、架設等を実施したものである。

これらの橋りょうについては、地震発生時における桁の落下を防止するために、橋台の胸壁と桁をPC鋼材で連結する落橋防止構造を左岸側及び右岸側の両橋台の胸壁にそれぞれ設置していた。そして、2市は、橋台の胸壁の設計に当たり、地震発生時に、落橋防止構造を通じて両橋台のそれぞれの胸壁に作用する水平力に対して、所要の斜引張鉄筋を配置すれば、斜引張鉄筋が許容するせん断力^(注1)が負担するせん断力^(注2)を上回ることから、応力計算上安全であると、これにより施工することとした。

しかし、橋台の胸壁に配置する斜引張鉄筋について、札幌市は誤った橋台の幅を基に本数を算出したり、鹿児島市は設計計算書とは異なった配置間隔により配筋図を作成したりしていた。

そこで、各橋台の胸壁に実際に配置された斜引張鉄筋を基に改めて応力計算を行ったところ、斜引張鉄筋が許容するせん断力が負担するせん断力を大幅に下回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっておらず、各橋台の胸壁及びこれらと落橋防止構造で連結されている桁等は、いずれも所要の安全度が確保されていない状態になっており、これらに係る交付金相当額計 299,291,100 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

札幌市は、同市南区みすまい簾舞地先において、橋りょう(橋長 85.7m、幅員 11.5m～13.7m)を新設していた(以下、当該工事における右岸側の橋台を「A1 橋台」、左岸側の橋台を「A2 橋台」という)。

そして、同市は、橋台の胸壁の設計に当たり、地震発生時に、落橋防止構造を通じて A1 橋台、A2 橋台それぞれの胸壁に作用する水平力に対して、両橋台ともに径 13mm の斜引張鉄筋を横方向に 50cm 間隔で 1 列当たり 40 本配置すれば、斜引張鉄筋が許容するせん断力が負担するせん断力を上回ることから、応力計算上安全であるとして設計し、これにより施工することとしていた(参考図参照)。

しかし、同市は、A1 橋台の幅は 20.4m、A2 橋台の幅は 13.4m であるのに、斜引張鉄筋の設計に当たり、誤って、両橋台とも幅 20.4m に 50cm 間隔で配置することとしていた。このため、幅 13.4m である A2 橋台の胸壁に実際に配置されている横方向 1 列当たりの斜引張鉄筋は 26 本となり、上記の 40 本に比べて大幅に不足している状態となっていた。

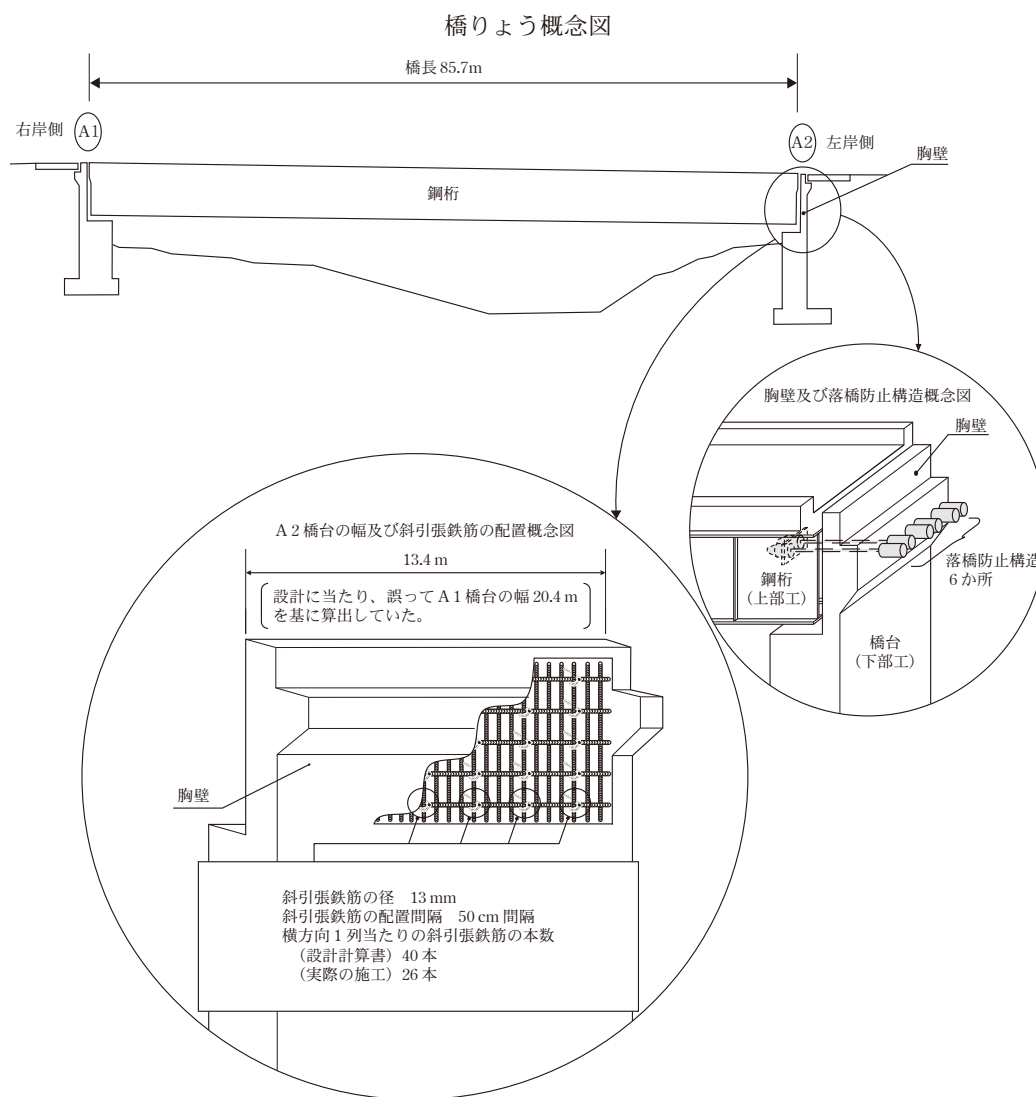
そこで、A2 橋台の胸壁に実際に配置された横方向 1 列当たりの斜引張鉄筋 26 本を基に改めて応力計算を行ったところ、斜引張鉄筋が許容するせん断力は 2,174.1kN となり、負担するせん断力 3,040.4kN を大幅に下回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件 A2 橋台の胸壁は設計が適切でなかったため、同胸壁及びこれと落橋防止構造で連結されている鋼桁等(これらの工事費相当額 421,906,000 円、交付金相当額 253,114,200 円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

(注1) 斜引張鉄筋 せん断力(材を切断しようとする力)により材に斜めに生ずる引張力に抵抗するために、胸壁等の前面側と背面側の主鉄筋をつなぐ鉄筋

(注2) 許容するせん断力・負担するせん断力 「負担するせん断力」とは、材に生ずるせん断力のうち、コンクリートが負担するせん断力を差し引いた値をいう。この数値が設計上許される上限を「許容するせん断力」という。

(参考図)



アーチカルバートの設計が適切でなかったもの

(2件 不当と認める国庫補助金 36,246,850 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
(356) 鳥取県	鳥取県	社会資本整備総合 交付金 (道路)	23~26	千円 498,359 (498,359)	千円 348,851	千円 43,598 (43,598)	千円 30,518

この交付金事業は、鳥取県が、国道181号岸本バイパス新設事業の一環として、西伯郡伯耆町金廻地内において、道路の盛土により失われる既存の用排水路の機能を確保するなどのために、プレキャストコンクリート製のアーチカルバート(内空断面の幅2.0m、高さ2.5m、延長106.7m。以下「カルバート」という。)の築造、軟弱地盤対策工、盛土工等を実施したものである。

同県は、本件カルバートの基礎地盤については、土質調査等により、表層には軟弱な地層が分布し、その下層には支持地盤となり得る良質な砂れき層が分布していて、その下流側の一部が下方に傾斜し、下流側の区間では軟弱な地層が厚くなっていると推定していた。

このため、同県は、「道路土工 カルバート工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「カルバート工指針」という。)に基づき、上記下流側の区間の軟弱な地層については、碎石に置き換える置換工を採用することとし、また、支持地盤が下方に傾斜している区間については、不同沈下を防止するために、砂れき層の一部をかきほぐして1：4の勾配の緩和区間を設けた上で、本件カルバートを施工することとしていた(参考図1参照)。

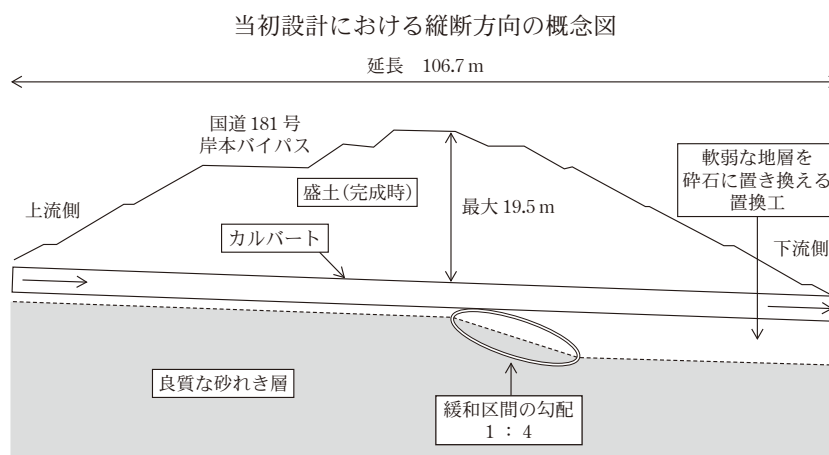
しかし、設計図面、施工写真等及び現地の状況を確認したところ、本件カルバートの設計は次のとおり適切でなかった。

すなわち、同県は、緩和区間を設けることとしていた区間において、当初良質な砂れき層と推定していた地層の一部が、実際には岩盤層となっていたことなどから、かきほぐすことなく、そのまま支持地盤とすることとして設計を変更して、これにより施工していた。その結果、緩和区間を設けることとしていた区間は最大1：2.7程度の勾配となり、カルバート工指針に基づく緩和区間より急な勾配となっていた(参考図2参照)。このため、緩和区間を設けることとしていた区間を含む下流側の区間(延長計45.4m)において、20mmから109mmの不同沈下が生じ、これにより目地に最大18mmの段差や隙間が生じていたり、コンクリートが剥離して鉄筋等が露出していたりなどしていた。

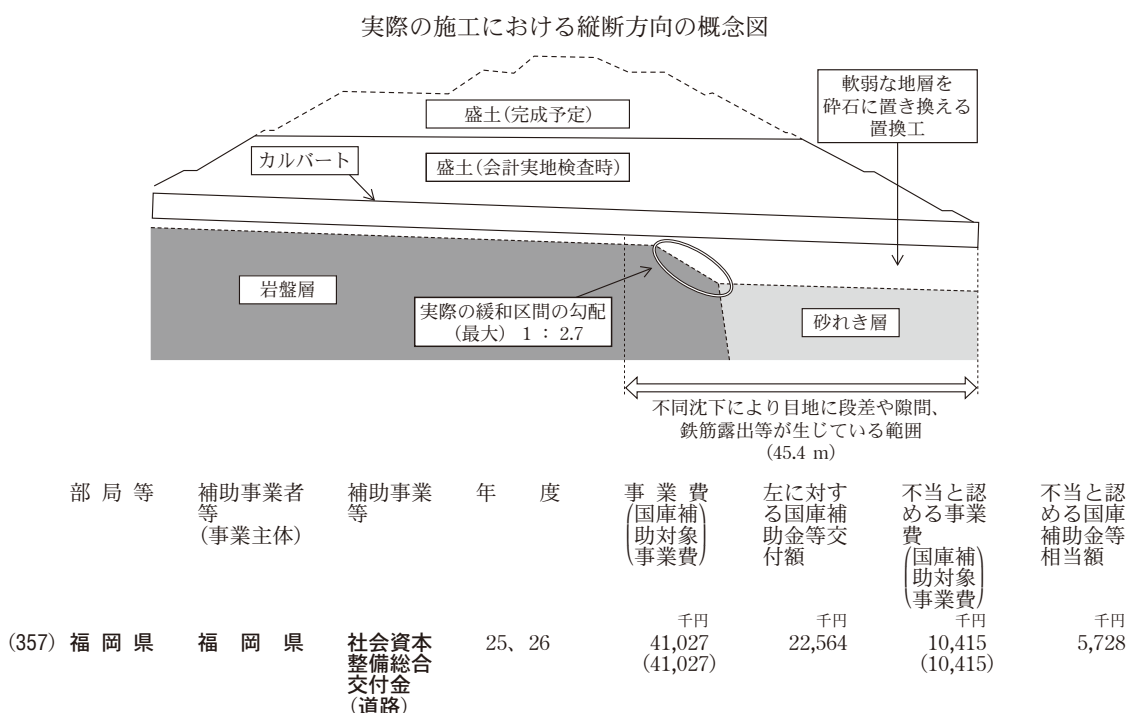
したがって、本件カルバート工等(工事費相当額計43,598,000円)は、緩和区間を設けることとしていた区間を含む下流側の区間に係る設計が適切でなかったため、目地に段差や隙間が生じていたり、コンクリートが剥離して鉄筋等が露出していたりなどして、カルバートの安全性及び水路としての長期的な止水性が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計30,518,600円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、カルバートの設計に当たり、カルバート工指針等の理解が十分でなく、施工に当たり当初の設計と地盤条件が相違していたことに対する施工方法の検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図1)



(参考図2)



この交付金事業は、福岡県が、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づき宮若市に代わって実施した市道勝野長井鶴線新設事業の一環として、宮若市上大隈地内において、既存の水路の機能を維持するために、アーチカルバート(以下「カルバート」という。)の築造、盛土工等を実施したものである。

このうち、カルバート(内空断面の幅1.50m、高さ1.50m、延長44.0m)は、水路が道路下を横断する箇所に築造するものであり、カルバート上の盛土の土被り厚に応じて、Ⅱ型(外幅1.78m、高さ1.80m、延長計10.0m)、特厚型(外幅1.86m、高さ1.89m、延長計10.0m)及び特々厚型(外幅1.86m、高さ1.92m、延長計24.0m)のプレキャストコンクリート製のカルバートにより施工するものである。また、同県は、カルバートの基礎地盤が軟弱であったことから、基礎地盤を強化して所要の支持力が得られるよう、当初設計において基礎地盤を碎石に置き換える地盤改良を行うこととしていたが、施工に当たり、湧水の排出が困難であったことなどから、基礎地盤をセメントにより固結させ安定させるセメント安定処理による地盤改良(幅2.06m、深さ0.8mから1.8m)に設計変更を行い、カルバートの全延長にわたって施工している。

同県は、カルバートの設計を「道路土工 カルバート工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)等に基づいて行っており、特厚型及び特々厚型の設計については、構造計算書において、それぞれの最大土被り厚を8.11m及び9.28m、鉛直土圧係数をそれぞれ1.0としてカルバートに作用する鉛直土圧を計算するなどして、主鉄筋に生ずる引張応力度(常時)^(注1)が許容引張応力度(常時)^(注2)を下回ること、また、コンクリートに生ずるせん断応力度(常時)^(注2)が許容せん断応力度(常時)^(注3)を下回ることなどから、いずれも応力計算上安全であるとしていた(参考図参照)。

しかし、指針等によれば、本件カルバートのように、基礎工としてセメント安定処理のような剛性の高い地盤改良をカルバートの外幅程度に行う場合において、最大土被り厚をカルバートの外幅で除した値が1以上となる場合には、鉛直土圧係数を1.0から割増しして鉛直土圧を計算することとされているのに、同県は、前記の設計変更を行う際に、この割増し計算を行うことなく、当初設計のまま施工していた。

このため、カルバート(延長 44.0m)の基礎のうち、地盤改良の幅がカルバートの外幅程度となっている範囲に設置した特厚型(同 8.0m)及び特々厚型(同 24.0m)の鉛直土圧係数及び鉛直土圧については、それぞれの最大土被り厚 8.11m及び 9.28mをカルバートの外幅 1.86mで除した値が特厚型で 4.36、特々厚型で 4.99 となることから、指針等による正しい鉛直土圧係数は 1.6 となる。

そこで、正しい鉛直土圧係数 1.6 により鉛直土圧を求めるなどして主鉄筋及びコンクリートについて改めて応力計算を行ったところ、次のとおり、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

ア 円弧部頂点の主鉄筋に生ずる引張応力度(常時)は、特厚型で 202.4N/mm²、特々厚型で 209.7N/mm²となり、鉄筋の許容引張応力度(常時)160N/mm²をいずれも大幅に上回っていた。

イ 底版隅角部のコンクリートに生ずるせん断応力度(常時)は、特厚型で 0.942N/mm²、特々厚型で 0.884N/mm²となり、それぞれのコンクリートの許容せん断応力度(常時)0.606N/mm²、0.591N/mm²を大幅に上回っていた。

したがって、カルバートのうち、前記の特厚型(延長 8.0m)及び特々厚型(同 24.0m)(工事費相当額 10,415,000 円)は設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額 5,728,250 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、カルバートの基礎の地盤改良の設計変更に当たり、これによる鉛直土圧への影響に対する検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(注 1) 鉛直土圧係数 カルバートを設計する際に、その上にある盛土の重量を算定するのに用いる係数。

カルバート上の盛土とカルバート周辺の盛土には相対変位が生ずることから、カルバート上部の盛土に作用する下向き[・]のせん断力を考慮して求められる。

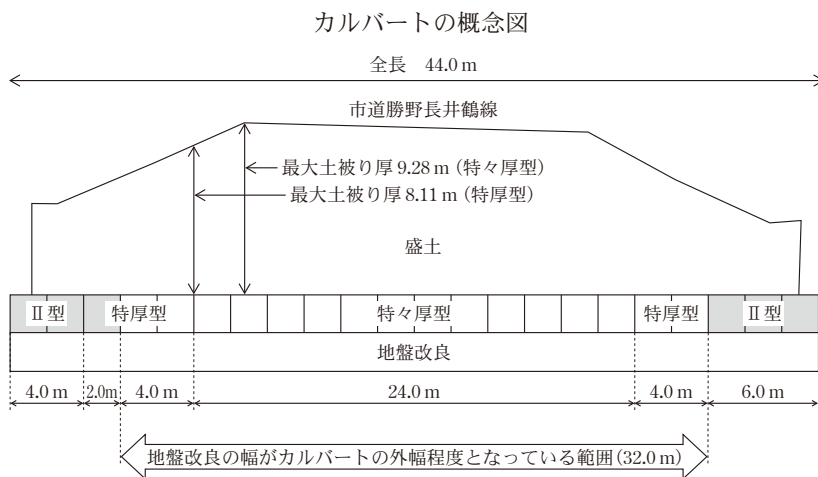
(注 2) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(注 3) 常時 地震時等に対応する表現で、土圧など常に作用している荷重及び輪荷重など作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。

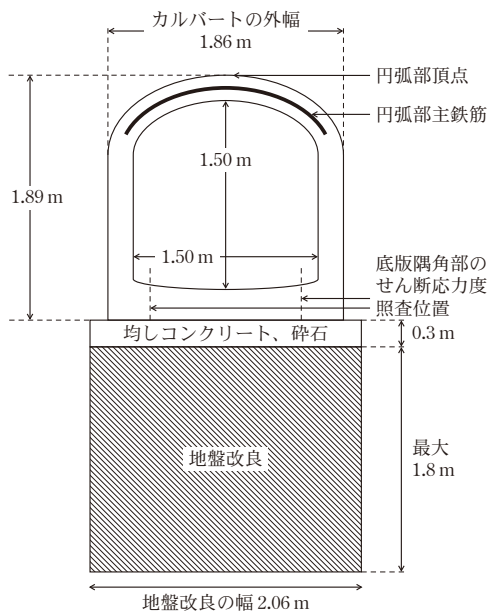
(注 4) せん断応力度・許容せん断応力度 「せん断応力度」とは、外力が材に作用し、これを切断しようとする力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容せん断応力度」という。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円

(参考図)



カルバート(特厚型)断面概念図



(356) (357) の計				539,386 (539,386)	371,416	54,013 (54,013)	36,246
----------------	--	--	--	----------------------	---------	--------------------	--------

雨水貯留施設の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 178,428,000 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(358) 大阪府	東大阪市	社会資本整備総合交付金 (下水道)	24~26	555,172 (545,000)	272,500	356,856 (356,856)	178,428

この交付金事業は、東大阪市が、下水道事業の一環として、同市高井田西及び森河内西地内において、雨天時における未処理排水を一時的に貯留することなどを目的として、雨水貯留施設(以下「貯留施設」という。)等を整備したものである。

このうち、貯留施設の整備については、市道^{しぶかわはなてん}渋川放出線の車道等を開削し、^{かんきよ}函渠(内空断面の幅2.5m、高さ2.6m又は2.9mのもの2連。参考図参照)を延長165m敷設するなどしたもので、その工法の決定に当たっては、原地盤が軟弱地盤であることなどを考慮して、原地盤を開削しながら上部を開放したシールド機を推進させて函渠等を敷設していく工法(以下「開削型シールド工法」という。参考図参照)を採用している。

同市は、貯留施設の設計を、開削型シールド工法による施工を行っている企業で構成される協会が作成した「設計・積算要領(案)」、「技術資料(案)」(以下、これらを合わせて「設計指針」という。)等に基づき実施している。設計指針によれば、開削型シールド工法は、基礎地盤を乱すことなく掘削が行えるため、基礎地盤の強度低下をほとんど招くことがないとされている。このため、開削型シールド工法においては、函渠等敷設後に原地盤と置き換わることになる函渠、埋戻土、裏込注入材等を合計した重量(以下「置換重量」という。)が函渠等敷設前の原地盤重量を下回る場合(以下、置換重量と原地盤重量とを比較する方法を「重量比較法」という。)には、基礎地盤が安定しているため、基礎地盤の支持力に対する検討を行う必要はないとされている。一方、置換重量が原地盤重量を上回る場合には、基礎地盤が安定しないおそれがあるため、基礎地盤の支持力に対する検討を行う必要があるとされており、その際、裏込注入材による周面^(注1)摩擦力を考慮して行うこととされている(参考図参照)。

そして、同市は、貯留施設の設計に当たり、本件工事の起点側と終点側の2か所の地質調査結果を基にして重量比較法を用いることとし、置換重量を起点側で668.41kN/m、終点側で672.68kN/mと算出し、それぞれ原地盤重量683.23kN/m、680.62kN/mを下回ることから設計計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、同市は、上記の置換重量の算出に当たり、設計指針において、重量比較法を用いて置換重量を算出する際には考慮することとされていない裏込注入材による周面摩擦力を考慮していたことから、置換重量が過小に算出されていた。

そこで、改めて裏込注入材による周面摩擦力を考慮せずに置換重量を算出したところ、起点側で712.63kN/m、終点側で716.90kN/mとなり、それぞれ前記の原地盤重量683.23kN/m、680.62kN/mを上回っており、基礎地盤の支持力に対する検討を行う必要があった。そして、設計指針等に基づき、基礎地盤の支持力に対する検討を行ったところ、基礎地盤に作用する鉛直荷重^(注2)は起点側で133.04kN/m²、終点側で133.78kN/m²となり、それぞれ許容鉛直支持力^(注2)度48.08kN/m²、48.32kN/m²を大幅に上回っていて、設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

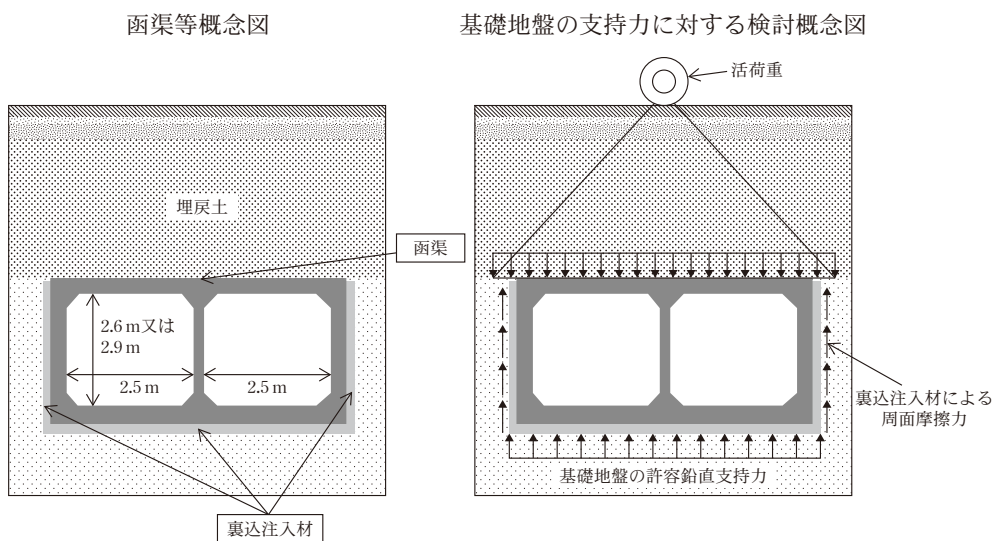
したがって、貯留施設(工事費相当額356,856,000円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額178,428,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

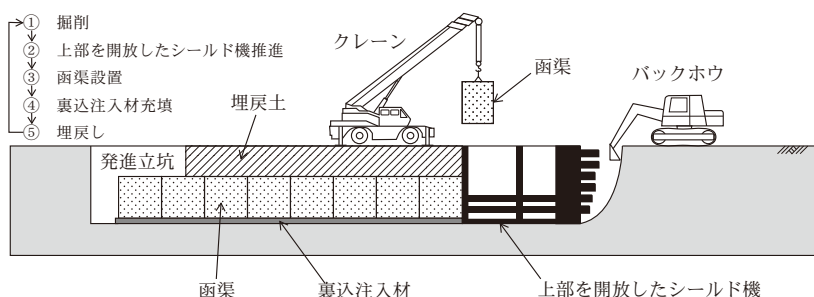
(注1) 周面摩擦力 函渠の周面に充填された裏込注入材と地盤とが接する摩擦によって鉛直荷重に抵抗する方向に働く力をいう。

(注2) 鉛直荷重・許容鉛直支持力度 「鉛直荷重」とは、構造物の自重等が地盤に対し鉛直方向に働く単位面積当たりの力をいい、鉛直荷重を基礎底面地盤が支えることのできる設計上許される単位面積当たりの限度を「許容鉛直支持力度」という。

(参考図)



開削型シールド工法概念図



かんきよ
函渠の基礎の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 22,799,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
(359) 山形県	酒田市	社会資本整備総合 交付金 (下水道)	23, 24	千円 110,400 (109,177)	千円 54,588	千円 45,598 (45,598)	千円 22,799

この交付金事業は、酒田市が、下水道事業の一環として、同市東泉町地内において、雨水管及び集水柵を整備するなどの工事を実施したものである。

このうち雨水管の整備は、主要な市道間を接続する道路である市道東泉町二丁目11号線の車道(車道幅員6.1m~7.4m)を開削して、軟弱地盤の地盤改良を兼ねた基礎として、こま型ブロック計1,365個及び間詰砕石(以下、これらを合わせて「^{かんきよ}函渠の基礎」という。)を地中に敷設するなどし、その上に函渠(内空断面の幅800mm~1,400mm、高さ800mm~1,400mm、延長233.5m)を設置して、その埋戻し、舗装の復旧等を行ったものである(参考図参照)。

同市は、本件函渠及び函渠の基礎の設計を、「道路土工 カルバート工指針」(社団法人日本道路協会編)、「地盤改良工法便覧」(日本材料学会土質安定材料委員会編) (以下、これらを合わせて「設計指針」という。)等に基づいて行っている。そして、同市は、函渠の基礎の設計に当たり、本件函渠を埋設する市道が道路構造令(昭和45年政令第320号)に定める普通道路に当たるものの、計画交通量が少なく、大型

自動車の通行も少ないとして、設計自動車荷重を 14t とした上で、函渠の基礎に作用する鉛直荷重を^(注2) 83.18kN/m²と算出し、許容鉛直支持力度^(注2) 84.64kN/m²を下回ることなどから設計計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、道路構造令及び設計指針によれば、普通道路に函渠等を埋設する場合、基礎に作用する鉛直荷重の算定に当たって用いるべき設計自動車荷重は 25t とされている。そして、本件函渠を埋設する市道は、計画交通量が少ないとはいえ、主要な市道間を接続する道路であり、実際に大型自動車の通行が見込まれる普通道路であることから、函渠の基礎の設計に当たっては、大型自動車の通行量の多寡にかかわらず設計自動車荷重を 25t として設計すべきであった。

そこで、改めて設計自動車荷重を 25t として函渠の基礎に作用する鉛直荷重を算出したところ、125.72kN/m²となり、前記の許容鉛直支持力度 84.64kN/m²を大幅に上回っているなどして、設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

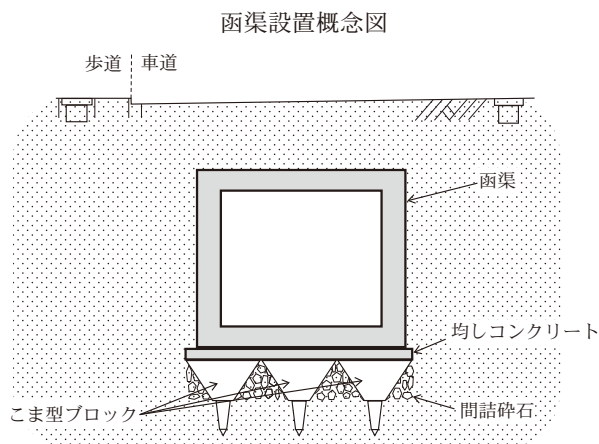
したがって、本件函渠及び函渠の基礎等(工事費相当額計 45,598,000 円)は、函渠の基礎の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計 22,799,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、函渠の基礎の設計に当たり、函渠を大型自動車の通行が見込まれる普通道路に埋設する場合に用いるべき設計自動車荷重についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 普通道路 小型道路(長さ 6.0m以下、幅 2.0m以下等の自動車等及び歩行者又は自転車等のみの通行の用に供する道路)以外の道路をいう。

(注2) 鉛直荷重・許容鉛直支持力度 「鉛直荷重」とは、構造物の自重等が地盤に対し鉛直方向に働く単位面積当たりの力をいい、鉛直荷重を基礎底面地盤が支えることのできる設計上許される単位面積当たりの限度を「許容鉛直支持力度」という。

(参 考 図)



水路工の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 5,951,400 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(360) 長 崎 県	長 崎 県	社会資本整備総合 交付金 (道路)	25	27,188 (27,188)	19,032	8,502 (8,502)	5,951

この交付金事業は、長崎県が、一般国道382号道路改良事業の一環として、対馬市上県町佐須奈地内において、バイパス整備に伴い既設の土水路の機能を確保するなどのために、水路工及び地下排水工を実施したものである。

このうち水路工は、工場で作られたL型ブロック(高さ1.4m、幅0.6m)を左右に配置して側壁及び底版の一部とし、その間を鉄筋で連結した上でコンクリートを打設して底版の一部(厚さ0.15m、幅0.7m。以下「底版コンクリート」という。)とするなどした水路(内空断面の幅1.7m、延長85.5m。以下「L型ブロック水路」という。)等を築造するものである。

同県は、L型ブロック水路の設計を「土地改良事業計画設計基準・設計[水路工]」(農林水産省農村振興局制定。以下「設計基準」という。)等に基づき行っている。そして、設計基準等によれば、鉄筋コンクリートにおいては、土圧等の外力に対して鉄筋とコンクリートが一体となって働く必要があるため、鉄筋端部同士の接合は極めて重要であり、完全に行われなければならないとされており、鉄筋端部を重ね合わせて接合する場合、重ね合わせる長さは鉄筋の径の30倍以上を確保しなければならないこととされている。

同県は、底版コンクリートの鉄筋の配置について、左右に設置するL型ブロックの底版には、あらかじめ径13mmの張出鉄筋がそれぞれ水路の横断方向に突出するように埋め込まれていて、左右の張出鉄筋の端部を水路の中央で重ね合わせ、これに水路の縦断方向に径13mmの配力鉄筋を配置すれば、L型ブロック水路に作用する土圧等に対して安全であるとして、これにより施工していた(参考図参照)。

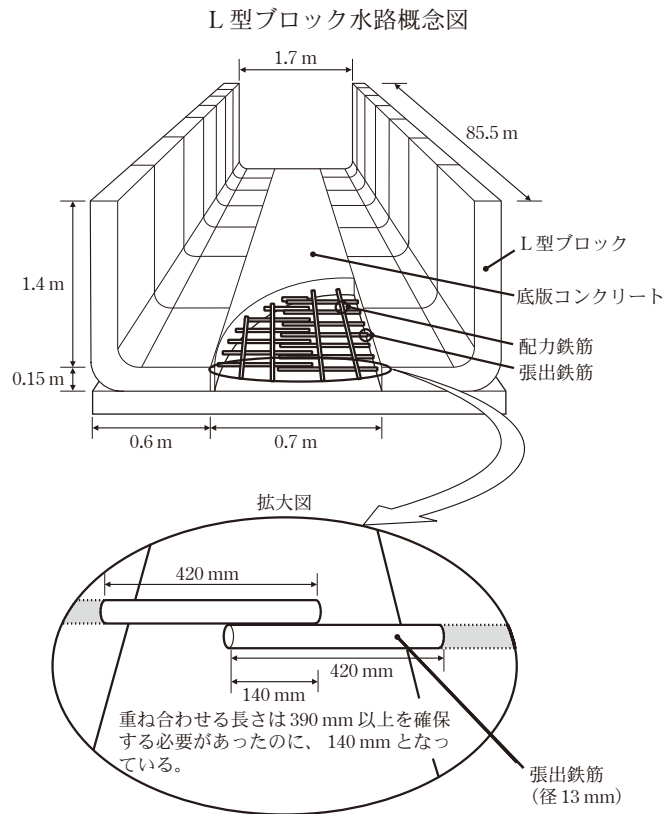
しかし、底版コンクリートの鉄筋の配置についてみると、左右に設置したL型ブロックの底版から突出している張出鉄筋の長さはそれぞれ420mmとなっていて、それらを水路の中央で重ね合わせる長さは140mmとなり、径13mmの張出鉄筋の端部を重ね合わせて接合する際に必要な長さの390mm以上に比べて著しく不足した状態となっていた。このような状態では、鉄筋とコンクリートが一体となって働くことができず、底版コンクリートは土圧等の外力に対応できないものとなっていた。

したがって、L型ブロック水路(工事費相当額8,502,000円)は、底版コンクリートの鉄筋の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額5,951,400円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)

第3章
第1節
第10
国土交通省



護岸工の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 5,340,669円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(361) 鹿児島県	鹿児島県	河川等災害復旧	24, 25	36,127 (36,127)	24,096	8,007 (8,007)	5,340

この補助事業は、鹿児島県が、出水郡長島町の二級河川指江川において、豪雨により被災した護岸等を復旧するために、護岸工等を実施したものである。このうち、護岸工(高さ2.2m~4.4m、左右両岸の工事区間延長は合計355.0m)は、河岸を保護するために、石積護岸等を築造したものである。

本件護岸工の設計は、建設省河川砂防技術基準(案)同解説(社団法人日本河川協会編)等に準拠して同県が制定した「災害復旧事業の手引(技術編)」(以下「手引」という。)等に基づき行われている。手引によれば、岩線又は現況最深河床から護岸本体底面までの深さ(以下「根入れ深さ」という。)については、流水による河床の洗掘に対応するために、護岸の基礎部の位置する層の土質が軟岩(I)の場合は岩線から0.5m、岩以外の場合で河川の状態が標準である場合は現況最深河床高から1.0mを確保することとされている。

同県は、本件護岸工のうち延長合計114.0mについては、護岸の基礎部の位置する層の土質を軟岩(I)と判定して、根入れ深さを0.5mとするなどして設計していた。そして、同県は、本件護岸工の施工時に、護岸の基礎部の位置する層の土質を当初設計どおりの軟岩(I)であるとして、上記のとおり根入れ深さ0.5mで施工していた(参考図参照)。

しかし、現地において護岸の基礎部の位置する層の土質を確認したところ、上記の114.0mのうち100.5mについては、当初設計時に判定した軟岩(I)ではなくれき質土であり、護岸の基礎部の位置す

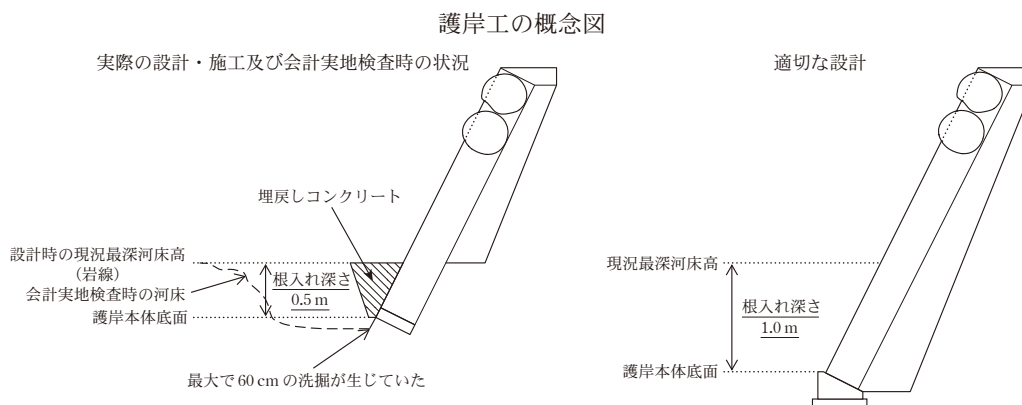
層の土質が岩以外の場合で河川の状況が標準である場合に該当することから、設計を変更して根入れ深さを1.0m確保する必要があった。

このため、本件護岸工は手引により必要とされる根入れ深さ1.0mが確保されておらず、河床の洗掘が進行すると護岸等に損傷が生ずるおそれがある状況となっていた。現に、護岸の前面において河床に洗掘が生じており、その深さは設計時の現況最深河床高から最大で60cmとなっていた(参考図参照)。

したがって、本件護岸工のうち前記の100.5m(工事費相当額8,007,000円)は、設計が適切でなかったため、護岸等が河床の洗掘に対応できない構造となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額5,340,669円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、護岸の基礎部の位置する層の土質が当初設計と異なっていた際に根入れ深さを再検討し、設計変更を行うなどの適切な処置を行うことに対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



護岸工の設計が適切でなかったため工事費が不経済となっていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,342,500円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(362) 島根県	島根県	河川総合 開発	24、25	125,786 (125,786)	62,893	6,685 (6,685)	3,342

この補助事業は、島根県が、浜田市三階町地内において、平成24、25両年度に浜田ダムの下流に建設中である第二浜田ダムの貯水池内に存する地すべり土塊の対策工として、押え盛土工、護岸工、掘削工等を実施したものである。このうち護岸工は、第二浜田ダムに貯水が開始されるまでの河川の流水や貯水開始後の貯留水の水位変化による影響から、法面を保護するために、ブロックマット護岸(段数5段、敷設面積計5,948㎡)及び大型土のう488個の設置等を実施したものである(参考図1参照)。

同県は、当初、護岸工により設置されるブロックマット護岸の最下段における河川の流水の設計流量を流域からの流入量の実績等に基づき4m/sと算出し、設計流速を2.73m/sと算定していた。そして、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」(社団法人全国防災協会編)によれば、ブロックマット護岸が、河川の流水の作用に対して設計上安全とされる流速(以下「設計対応流速」という。)は4.0m/s以下とされており、上記の設計流速2.73m/sは、設計対応流速を下回っていることなどから、ブロックマット護岸を設置すれば設計上安全であるとし、これにより施工することとしていた。

その後、同県は、ブロックマット護岸の施工中に、第二浜田ダムに貯水が開始されるまでの約3年間については、設計流量に出水時における浜田ダムからの放流水も考慮する必要があるとして、当初の設計流量である4 m³/sを建設中の第二浜田ダムの転流工^(注)の流下能力と同量の50m³/sに変更していた。そして、同流量における設計流速がブロックマット護岸の設計対応流速4.0m/sを上回ることが予想されたことから、ブロックマット護岸の最下段を保護するために、その前面に大型土のう(高さ1.0m、直径1.1m、重量2t)を1段から5段まで、計488個設置するなどの設計変更を行い、これにより25年5月までに施工していた(参考図2参照)。

しかし、「[耐候性大型土のう積層工法]設計・施工マニュアル」(財団法人土木研究センター編)によれば、大型土のうの設計対応流速は4.0m/s以下とされており、ブロックマット護岸の設計対応流速と同じ流速までしか対応できないものであった。そして、設計変更後の設計流速を算定すると4.80m/sとなり、大型土のうの設計対応流速を上回っていることから、大型土のうは、河川の流水に対して安全な構造とはなっておらず、ブロックマット護岸の最下段を保護する機能を有していなかった。現に、25年6月の梅雨前線による降雨に伴う浜田ダムからの放流により大型土のうの施工箇所において流速4.46m/sの流水が生じ、これにより大型土のうの大半が流出していた。

そして、同県は、上記の事態を受けて、25年6月から8月までの間に、流速を低下させるために河床の幅を2.5mから4.0mに拡幅するなどの掘削工等を実施して、ブロックマット護岸の最下段における設計流速を3.83m/sに低下させていた(参考図3参照)。

このようなことから、本件工事は、設計流量を50m³/sに変更した際に、設計流速を低下させるために、河床を拡幅するなどの適切な設計変更を行って施工することとしていれば、大型土のうを設置することなく、ブロックマット護岸の最下段を保護することができたと認められる。

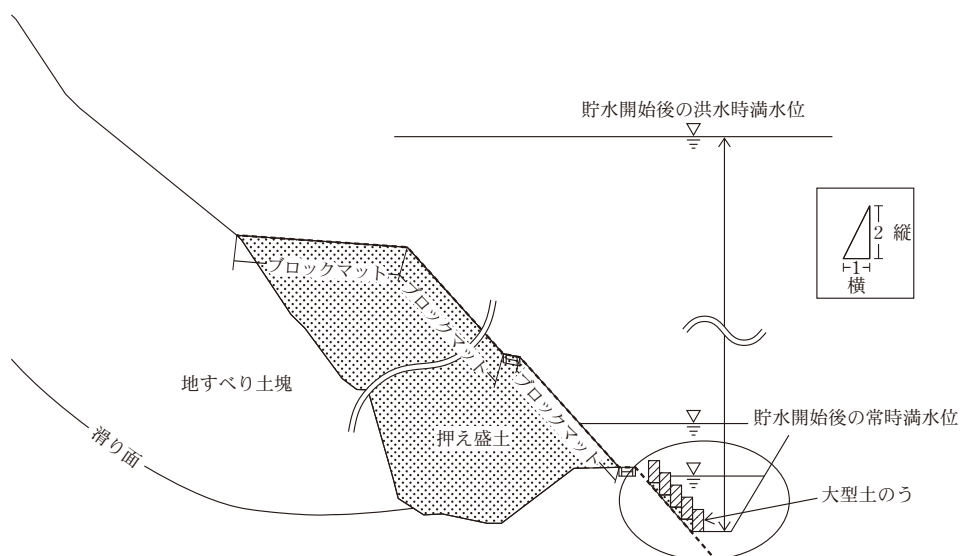
したがって、本件護岸工のうち、大型土のう計488個(工事費相当額6,685,000円)は、設計が適切でなかったため、設置する必要がなかったと認められ、これに係る国庫補助金相当額3,342,500円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、護岸工の設計に当たり、設計流量に基づく流速に対して安全な構造とするための検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 転流工 ダム本体工事の施工期間中、河川の流水を一時的に迂回して通水させるための水路トンネルなどをいう。

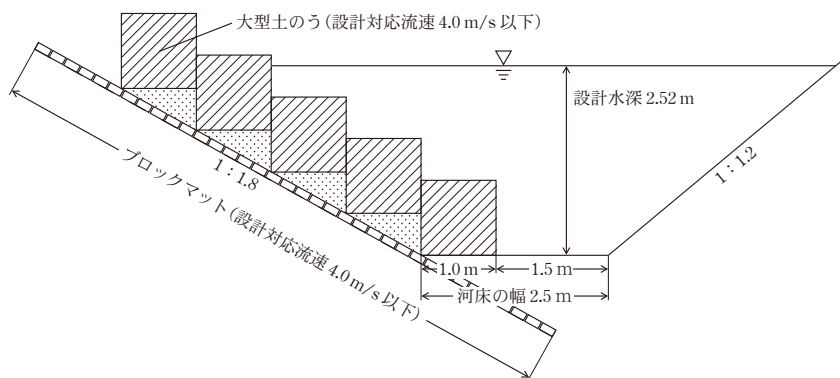
(参考図1)

地すべり土塊の対策工の全体概要



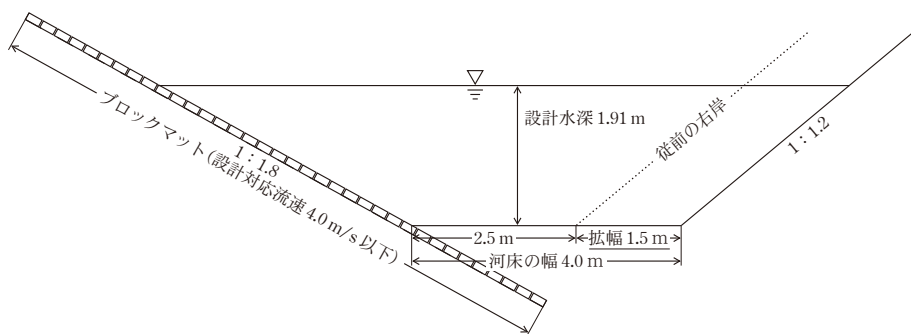
(参考図2)

設計変更後の施工の状況(設計流量 50m³/s 流下時、設計流速 4.80m/s)



(参考図3)

掘削工施工後の状況(設計流量 50m³/s 流下時、設計流速 3.83m/s)



(2) 補助の対象とならないもの及び工事が低額で実施されていたもの

11件 不当と認める国庫補助金 89,373,000円

架空の内容の請負契約書の写しなどの書類を添付して実績報告書等を提出するなどして補助の対象とならなかったり、実績報告書の工事費等よりも低額で実施して工事費等を過大に精算したりしていたもの (11件 不当と認める国庫補助金 89,373,000円)

住宅・建築物省エネ改修推進事業(平成25年度繰越分を含む。以下「24年度事業」という。)、住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業(25年度繰越分を含む。以下「24年度補正事業」という。)及び住宅・建築物省エネ改修等推進事業(26年度繰越分を含む。以下「25年度事業」という。))は、既存の住宅や建築物の省エネルギー化の推進を図ることを目的として、サッシ、空調設備等を省エネルギー型の設備に取り替えるなどの省エネルギー改修工事等(以下「改修工事」という。)を行う建築主、請負業者等の民間事業者等(以下「事業主体」という。)に対して、改修工事に要する費用(以下「工事費」という。)の3分の1以内の額に、必要となる附帯事務費の額を加えた額を補助するなどのものである(以下、工事費に附帯事務費を加えた費用を「工事費等」という。))。

そして、これらの事業は、国土交通大臣が公募により選定した者(以下「事務事業者」という。)を通じて行われ、事務事業者には株式会社URリンケージが選定されており、同会社は国土交通省から国庫補助金の交付を受けて、これらの事業に係る事業主体からの実績報告書等の審査等の事務を行っている。

住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱(平成24年国住生第2号等)、「住宅・建築物省CO₂先導事業(建築物部門)及び住宅・建築物省エネ改修等推進事業補助金交付規程」等によれば、実績報告書等を提出する際には、請負契約書の写しなどの書類を添付することなどとされている。

本院が67事業主体において会計実地検査を行ったところ、9事業主体(24年度事業3事業主体、24年度補正事業2事業主体、25年度事業6事業主体。2事業主体は重複している。)が実施した計11件(24年度事業3件、24年度補正事業2件、25年度事業6件)の各補助事業(国庫補助金交付額計127,536,000円)において、架空の内容の請負契約書の写しなどの書類を添付して実績報告書等を提出するなどしていて補助の対象とならなかつたり、実績報告書の工事費等よりも低額で改修工事を実施していて工事費等を過大に精算したりしていたため、国庫補助金相当額計89,373,000円が過大に精算されるなどして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、9事業主体において補助事業の適切な実施及び適正な経理に対する認識が著しく欠けていたこと、事務事業者において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと、国土交通省において事務事業者に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

〈事例1〉 架空の内容の請負契約書の写しなどの書類を添付して実績報告書等を提出して、補助の対象とならない事態

株式会社マイホームセンター(大阪市所在)は、同会社が所有するビルに係る断熱サッシ、屋上断熱屋根等を設置するなどの改修工事について、工事費等78,448,950円(国庫補助対象事業費74,721,000円)で関係会社と請負契約を締結して実施したとして、実績報告書を提出し国庫補助金25,015,000円の交付を受けていた。

しかし、改修工事の請負契約の締結状況等をみると、実績報告書等に添付された請負契約書の写しなどは架空の内容のもので、同会社は関係会社と請負契約を締結しておらず、請負代金も支払っていなかった。

そして、実際には、同会社が自ら改修工事を実施しており、実際に要した費用は23,607,802円と実績報告書の工事費等よりも大幅に低額となっていて、同会社は工事費を自ら全く負担することなく全て国庫補助金で賄っていた。

したがって、本件事業は、請負契約が実際には締結されていないにもかかわらず、架空の内容の請負契約書の写しなどの書類を添付して実績報告書等を提出するなどして、その実施が著しく適切を欠いており、これに係る国庫補助金25,015,000円は補助の対象とは認められない。

〈事例2〉 実績報告書の工事費等よりも低額で実施して、工事費等を過大に精算していた事態

B(佐賀県鳥栖市在住)は、同人が所有する事務所等の用に供しているビルに係る既存の窓ガラスを複層ガラスに取り替えるなどの改修工事について、工事費等29,816,000円(国庫補助対象事業費28,406,000円)で同人が代表取締役を務める会社と請負契約を締結したとして、実績報告書を提出し国庫補助金9,605,000円の交付を受けていた。

しかし、本件改修工事の請負代金の支払状況等をみると、同人は上記の工事費等に係る請負代金29,816,000円を支払ったとしていたが、上記の会社から18,130,000円が返金されていて実質的な値引きを受けるなどしており、実際に要した費用は11,686,000円と実績報告書の工事費等よりも大幅に低額となっていた。

したがって、適正な工事費等は11,686,000円(国庫補助対象事業費11,013,000円)となり、これに基づき適正な国庫補助金額を算定すると3,724,000円となることから、国庫補助金9,605,000円との差額5,881,000円が過大に精算されていた。

前記の事態を態様別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額	
					千円	千円	千円	千円	
ア 架空の内容の請負契約書の写しなどの書類を添付して実績報告書等を提出するなどしていて補助の対象とならない事態									
(363)	国土交通本省	株式会社URリンケージ	株式会社マイホームセンター	住宅・建築物省工ネ改修推進	24、25	78,448 (74,721)	25,015	78,448 (74,721)	25,015
(364)	同	同	有限会社グリーンエージ	住宅・建築物省工ネ改修等緊急推進	25	33,408 (31,829)	10,763	33,408 (31,829)	10,763
(365)	同	同	株式会社ハウスリフォーム	住宅・建築物省工ネ改修等推進	25、26	11,340 (10,800)	3,000	11,340 (10,800)	3,000
アの計						123,197 (117,350)	38,778	123,197 (117,350)	38,778
イ 実績報告書の工事費等よりも低額で改修工事を実施していて工事費等を過大に精算していた事態									
(366)	国土交通本省	株式会社URリンケージ	株式会社大敷組	住宅・建築物省工ネ改修推進	24	48,825 (36,578)	12,192	25,966 (19,926)	6,642
(367)	同	同	株式会社鮮ど市場	同	25	48,683 (46,365)	15,453	7,733 (7,365)	2,454
(368)	同	同	A	住宅・建築物省工ネ改修等緊急推進	25	22,420 (21,360)	7,223	14,965 (14,358)	4,856
(369)	同	同	有限会社グリーンエージ	住宅・建築物省工ネ改修等推進	25	88,353 (84,175)	28,464	65,177 (63,132)	21,349
(370)	同	同	A	同	25	20,118 (19,167)	6,481	14,634 (14,183)	4,796
(371)	同	同	B	同	25	29,816 (28,406)	9,605	18,130 (17,393)	5,881
(372)	同	同	C	同	25	19,824 (18,887)	6,387	10,000 (9,594)	3,245
(373)	同	同	D	同	25	9,188 (8,753)	2,953	4,260 (4,077)	1,372
イの計						287,228 (263,691)	88,758	160,867 (150,028)	50,595
ア、イの合計						410,426 (381,041)	127,536	284,065 (267,378)	89,373

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示しており、同一の個人事業者については同一のアルファベットで表示している。

(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

4件 不当と認める国庫補助金 123,900,541円

用地の再取得に係る交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 85,872,277円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額	
				千円	千円	千円	千円	
(374)	山形県	米沢市	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画)	22	1,585,858 (1,585,858)	634,343	214,680 (214,680)	85,872

この交付金事業は、米沢市が、都市再生整備計画事業の一環として、米沢総合公園区域を拡大するために、米沢市土地開発公社(以下「開発公社」という。)に平成2、3両年度に先行取得させていた事業用地のうち65,803.2㎡(以下「本件用地」という。)を、開発公社から1,585,858,566円(交付対象事業費同額、交付金交付額634,343,426円)で再取得したものである。

都市再生整備計画事業に適用される「まちづくり交付金制度の適正な活用について」(平成20年国都事第14号。以下「通知」という。)等によれば、先行取得した土地を、交付金を充てる事業の用に供する土地として再取得する場合の取得費用については、原則として、再取得時の近傍類地の取引価額を勘案した額(以下「再取得時の時価」という。)の範囲で適切な価額を交付対象事業費に計上できることとされており、先行取得時における土地の取得費、補償費、事務費等、直接管理費及びこれらの費用に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額の合計額(以下「再取得時まで」に要した費用)という。)と再取得時の時価との低い方の額を交付対象事業費とすることとされている。

そして、同市は、本件用地を含む土地の鑑定評価を22年7月に行い、これに基づき、本件用地の再取得時の時価を1,585,858,566円と算定して、再取得時まで「に要した費用と比較することなく、この額を交付対象事業費として計上していた。

しかし、本件用地の再取得時まで「に要した費用について、開発公社の決算書の明細表等により確認したところ、その額は再取得時の時価より低い1,371,177,873円となっていた。

したがって、適正な交付対象事業費は、本件用地の再取得時まで「に要した費用1,371,177,873円であり、本件の交付対象事業費は、これに比べて214,680,693円過大になっており、これに係る交付金相当額85,872,277円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、通知の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 23,480,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(375) 宮城県	石巻市	東日本大震災復興交付金 (市街地復興効果促進)	25	千円 1,150,066 (1,150,066)	千円 920,052	千円 29,351 (29,351)	千円 23,480

この交付金事業は、石巻市が、東日本大震災により相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために復興交付金事業計画に基づき実施する必要がある事業の一環として、市街地再開発事業等と一体となってその効果を増大させるために必要な復興まちづくりのための住民合意形成の促進等を行う事業(以下「市街地復興効果促進事業」という。)を基金を造成して実施するものである。

東日本大震災復興交付金制度要綱(平成24年府復第3号等)、東日本大震災復興交付金基金交付要綱(平成24年国官会第2412号国土交通事務次官通知)等(以下、これらを総称して「要綱等」という。)によれば、市街地復興効果促進事業に係る交付金の交付額は、市町村が実施する市街地再開発事業等の基幹事業(以下「対象基幹事業」という。)の交付対象事業費(以下「対象基幹事業費」という。)の合計額に10分の2

を乗ずるなどして得られる額(以下「効果促進事業費」という。)に10分の8を乗じて算定することとされている。ただし、対象基幹事業に民間事業者等が費用の一部を負担する事業が含まれている場合には、対象基幹事業費の合計額から民間事業者等の負担額を減じた額に10分の2を乗ずるなどして効果促進事業費を算定することとされている。

また、復興庁が決定した復興交付金交付可能額(以下「交付可能額」という。)の通知を受けた市町村は、通知で示された交付可能額の範囲内で、要綱等に基づく上記の算定方法により交付申請額を算定して、交付金の交付申請をすることとなっている。

しかし、同市は、交付申請書の作成に当たり、誤って対象基幹事業費の合計額から民間事業者等の負担額を減ずることなく効果促進事業費を1,150,066,000円と算定していた。

したがって、対象基幹事業費の合計額から民間事業者等の負担額を減ずるなどして適正な効果促進事業費を算定すると1,120,715,000円となることから、上記の効果促進事業費1,150,066,000円はこれに比べて29,351,000円過大となっており、これに係る交付額23,480,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、復興庁が通知した交付可能額において民間事業者等の負担額が含まれていたことにもよるが、同市において交付可能額の範囲内で効果促進事業費を適切に算定することについての理解が十分でなかったこと、宮城県において交付申請書の審査が十分でなかったことによると認められる。

建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 12,216,000円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額	
					千円	千円	千円	千円	
(376)	沖縄県	沖縄県	島尻郡南風原町	沖繩振興公共投資交付金	24、25	73,697 (73,697)	58,957	15,270 (15,270)	12,216

この交付金事業は、南風原町が、都市計画道路宮平学校線街路事業の一環として、道路を拡幅する上で支障となる車検修理工場(鉄筋コンクリート、軽量鉄骨及び鉄骨造り平屋建て)等の所有者に対し、その移転に要する建物移転料、工作物移転料等の費用(以下「移転補償費」という。)として、73,697,000円を補償したものである。

同町は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)等に準じて制定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準」(昭和37年用地対策連絡会決定。以下「補償基準」という。)等に基づき行うこととしており、補償基準等によれば、建物等の移転料の対象となるのは、原則として、取得し、又は使用する土地にある建物等とされている。

同町は、本件移転補償の実施に当たり、本件道路の拡幅に支障となる車検修理工場とともに営業活動を行っているとして、道路を挟んで反対側に立地する板金工場等についても移転料の対象として移転補償費を算定し、補償していた。

しかし、道路を挟んで反対側に立地する板金工場等は、取得する土地にある建物等ではないことから、本件道路の拡幅の支障とはならず移転料の対象とはならないと認められた。そして、板金工場等が車検修理工場と近接しなくなることに伴い増加する車両運搬作業等に要する費用は、その他の通常生ずる損失として補償すべきであった。

したがって、板金工場等を移転料の対象としないこととし、上記の費用をその他の通常生ずる損失として補償するなどして適正な補償費を算定すると58,427,000円となり、本件移転補償費73,697,000円はこれに比べて15,270,000円過大となっており、これに係る交付金相当額12,216,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、移転補償費の算定に当たり、補償基準等における建物等の移転料等の対象についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

通信線路等の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,332,264円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(377) 石川県	金沢市	社会資本整備総合交付金 (下水道)	25	21,325 (21,325)	10,662	4,664 (4,664)	2,332

この交付金事業は、金沢市が、下水道事業の一環として、市道有松・^{しじま}四十万線の車道部分に埋設する雨水管等の整備に伴い支障となる銅線、光ファイバ及びこれらを保護するためにマンホール間に設置された管路を移設するために、電気通信事業者に対し、代替の銅線、光ファイバ及び管路(以下、これらを合わせて「通信線路」という。)等の新設に要する費用として21,325,531円(交付金交付額10,662,765円)を補償したものである(参考図参照)。

「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」(昭和42年閣議決定)、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(昭和42年用地対策連絡会。以下、これらを合わせて「公共補償基準」という。)等によれば、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる施設等と同等の代替施設を建設する場合には、当該公共施設等の建設に要する費用から既存公共施設等の機能廃止時までの財産価値の減耗分(以下「減価相当額」という。)等を控除して補償費を算定することとされている。一方で、鉄道の線路、電線路等の既存公共施設等の一部を移設する場合において、1管理区間のうち支障となる区間がごく僅かであり、移設後の当該代替施設が既存公共施設等の1管理区間全体の耐用年数の延長に寄与しないことが明らかである場合には、財産価値の向上につながらないことから、減価相当額の全部又は一部を控除しないで補償費を算定することができることとされている。

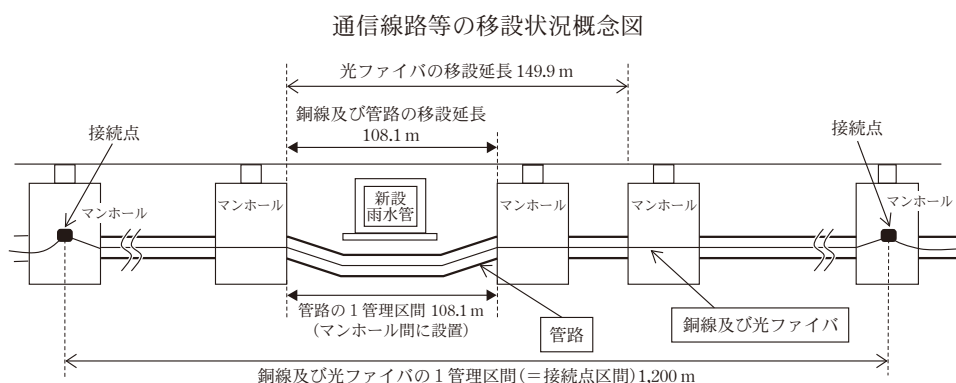
同市は、本件補償において、銅線及び光ファイバの1管理区間として電気通信事業者が接続点を起終点として設定した区間が1,200mであったことから、当該管理区間が管路にも該当するとして、銅線、光ファイバ及び管路の1管理区間を1,200mであるとしていた。そして、通信線路においては、当該1管理区間1,200mのうち、その一部である銅線108.1m、光ファイバ149.9m及び管路108.1mを移設するものであることから、新設される代替の通信線路が既存の通信線路の耐用年数の延長に寄与しないことが明らかな場合に該当するとして減価相当額を控除しないなどして補償費を算定していた。

しかし、通信線路のうち管路については、銅線及び光ファイバのように接続点を起終点として設定された1管理区間ではなく、マンホール間に設置されていることから、管路の1管理区間は、マンホールを起終点とした区間108.1mとなる。このため、管路については、1管理区間の一部を移設するものではなく、その区間全てを移設するものであることから、新設される代替の管路が既存の管路の耐用年数の延長に寄与することになり、本件補償に当たっては、公共補償基準等に従い、当該管路の移設に係る減価相当額を補償費から控除すべきであった。

したがって、管路の減価相当額 5,196,425 円を控除の対象とするなどして適正な補償費を算定すると 16,661,002 円となり、本件補償費 21,325,531 円はこれに比べて 4,664,529 円過大となっており、これに係る交付金相当額 2,332,264 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、補償費の算定に当たり、公共補償基準における減価相当額等の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



(4) 計画が適切でなかったもの 2件 不当と認める国庫補助金 11,540,890 円

防災行政無線の親局等の設備を耐震性が確保されていない建物に設置していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 9,527,450 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(378) 愛知県	高浜市	社会資本整備総合 交付金 (都市防災総合推 進)	24	88,819 (88,819)	44,409	19,055 (19,054)	9,527

この交付金事業は、高浜市が、都市防災総合推進事業の一環として、防災行政無線の設備を設置し、防災情報通信ネットワークを整備する工事を実施したものである。

同市は、地震防災対策として今後5年間で緊急に整備すべき事業に関する計画である「地震に強い都市づくり推進五箇年計画」の一部として防災情報通信ネットワークに係る整備計画(以下「整備計画」という。)を定めており、整備計画に基づき、本件工事で、東南海・南海地震の発生時に市民に迅速かつ正確な情報を伝達等するための防災行政無線の設備として、市内の各地で拡声放送を行う子局に対してデータを送信等する親局1基、現場や避難場所等において使用する携帯型無線機等とデータを送受信する移動系指令局1基等を、災害対策本部が置かれる市庁舎に設置するなどしていた。

本件交付金事業は、「地震に強い都市づくり推進五箇年計画」に基づくものであり、設置する防災行政無線の設備は、地震発生時における迅速な避難等のために必要な情報を伝達するものであることから、上記の親局、移動系指令局等の設備は、地震発生時に有効に機能するよう耐震性能を有する建物に設置する必要がある。

しかし、整備計画においてこれらの設備を設置することとされた市庁舎は、同市が平成21年に「既存鉄筋鉄骨コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」(財団法人日本建築防災協会編)等に基づき行った耐震診断の結果によると、構造耐震指標が災害対策本部の設置場所としての用途を考慮した補正係数を用いるなどして同市が目標値として設定した0.75に対して0.34となっていて、地震時における耐震性が確保されていない状況となっていた。

したがって、本件工事で設置した親局1基、移動系指令局1基等の設備(工事費相当額計19,055,008円)は、整備計画が適切でなかったため、耐震性が確保されていない建物に設置されていることから、地震発生時に防災行政無線として有効に機能しない状態になっており、これに係る交付金相当額9,527,450円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、防災行政無線の設備である親局、移動系指令局等の設置に当たり、その設置場所の耐震性の確保の必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

食肉センター整備事業の実施に当たり、食肉の需要等を正しく反映せずに算定したと畜計画数に基づき設置された加圧ろ過機等が利用されていないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,013,440円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(379) 国土交通 本省	鹿児島県	徳之島愛ランド広域連合	徳之島食肉センター整備	23	29,295 (29,295)	14,647	4,026 (4,026)	2,013

この補助事業は、大島郡徳之島町、天城町及び伊仙町の3町で構成する徳之島愛ランド広域連合(以下「広域連合」という。)が、奄美群島振興開発事業の一環として、徳之島町亀津地内において、老朽化した食肉センターの建て替えに伴う排水処理施設工事を実施したものである。そして、施設の整備に当たっては、平成33年度の年間と畜数を小動物(豚等)10,400頭、大動物(牛等)500頭とする計画に基づきと畜に伴い発生する汚水の量等を算定し、汚水の処理過程で発生する汚泥を脱水し廃棄するために必要であるとして加圧ろ過機、汚泥ポンプ等(以下「加圧ろ過機等」という。)を設置していた。

しかし、施設整備後の実際の年間と畜数は、25、26両年度とも小動物2,000頭程度、大動物50頭程度となっていて、上記のと畜計画数と大きくかい離しており、この計画は、広域連合がと畜計画数を算定するに当たり、奄美群島の他の市町村と協議を行わず独自の判断で他の市町村でのと畜数3,067頭を加えるなどして作成して、広域連合域内の食肉の需要等を正しく反映した計画となっていなかった。そして、実際の年間と畜数が少なかったことや既設の沈殿浄化槽を利用していたことなどから、加圧ろ過機等により処理する汚泥がほとんど発生しなかったため、加圧ろ過機等は全く利用されていなかった。したがって、食肉の需要等を正しく反映せずに算定したと畜計画数に基づき設置した加圧ろ過機等が利用されていない事態は適切ではなく、加圧ろ過機等の設置に係る国庫補助金相当額2,013,440円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、広域連合において適切な年間と畜計画数や既設の沈殿浄化槽の活用を考慮するなどして加圧ろ過機等の必要性を決定することについての認識が欠けていたこと、鹿児島県において広域連合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 工事の施工が設計と相違していたもの 1件 不当と認める国庫補助金 5,343,269 円
 屋上防水改修工事の施工が設計と相違していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 5,343,269 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(380) 栃木県	鹿沼市	社会資本 整備総合 交付金 (公営住 宅等ス トック総 合改善)	23	34,933 (34,933)	17,466	10,686 (10,686)	5,343

この交付金事業は、鹿沼市が、同市坂田山地内において、坂田山市営住宅(鉄筋コンクリート造3階建て2棟)の外壁及び屋上防水改修工事を実施したものである。

このうち、屋上防水改修工事は、経年劣化した既設防水層等の上に塩化ビニル製の防水シート計1,081㎡の張付け、排水口回りに塩化ビニル製の改修用ドレン計14か所の取付けなどを実施したものである。

同市は、防水シートの張付けを、固定金具で全面を点状等に固定する「機械的固定工法」で行うこととし、排水口回りの処理については、風圧による防水シートの波打ち現象等の影響が及ばないよう「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」「(財団法人建築保全センター編)、防水シートの製造メーカーの仕様等に基づいて、①改修用ドレンを排水口に取り付け、②その周囲から300mm程度の位置に固定金具を設置し、③改修用ドレンから固定金具までの間は別の防水シートを接着剤等で貼り付け、機械的固定工法で施工されている防水シートの端部と固定金具とを固定するなど設計し、これにより施工することとしていた(参考図参照)。

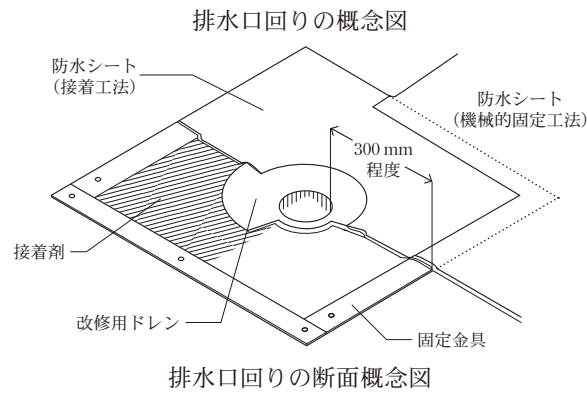
しかし、現地の状況を確認したところ、排水口回りに固定金具や別の防水シートは施工されておらず、機械的固定工法で施工された防水シートの端部が改修用ドレンのつばに直接貼り付けられていた。このため、本件工事の排水口回りについては、風圧による防水シートの波打ち現象等の影響により、貼り付けた部分に力が加わり、改修用ドレンと防水シートとの間に口開きが生じ、防水層の内側に雨水等が浸入したり、防水シートと共に改修用ドレンが引っ張られて改修用ドレンが破損したりするなどのおそれがある状況となっていた。

したがって、本件屋上防水改修工事(工事費相当額10,686,538円)は、施工が設計と相違していたため、所要の防水性能が確保されていない状態となっていて工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額5,343,269円が不当と認められる。

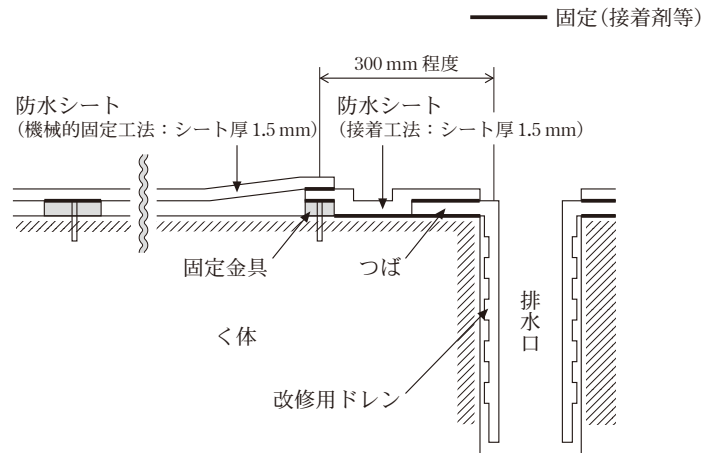
このような事態が生じていたのは、請負人が粗雑な施工を行っていたのに、これに対する同市の監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)

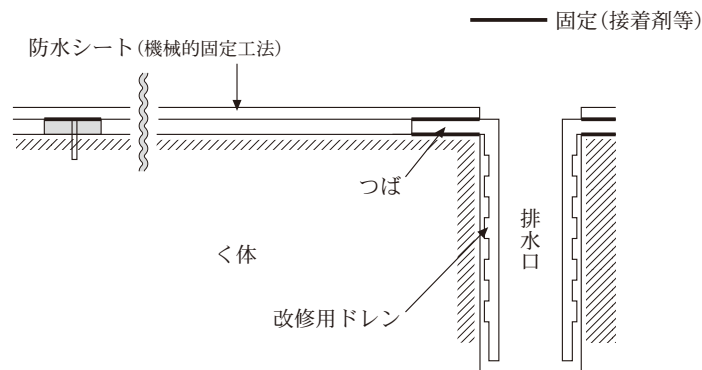
第3章
第1節
第10
国土交通省



[設計]



[施工]



(6) 工事の契約処置が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 2,079,220円
当初契約時の外壁の改修方法を変更したのに、変更契約に適切に反映させていなかったもの
(1件 不当と認める国庫補助金 2,079,220円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(381) 高知県	香美市	社会資本整備総合交付金 (公営住宅等ストック総合改善)	24	千円 33,312 (28,666)	千円 14,333	千円 4,832 (4,158)	千円 2,079

この交付金事業は、香美市が、同市土佐山田町^{いげのき}神母ノ木^{のき}地内において、同市が管理している片地団地(鉄筋コンクリート造2階建て4棟)について、外壁、屋上等が経年劣化したことから、外壁及び屋上防水改修工事を工事費33,312,300円(交付対象事業費28,666,000円、交付金交付額14,333,000円)で実施したものである。

このうち、外壁改修工事は、外壁の^{ひび}割れが生じている箇所(以下「^{ひび}割れ部」という。)等を改修するなどのもので、設計図書等によれば、当初契約時の^{ひび}割れ部の改修は、エポキシ樹脂を^{ひび}割れ部に注入する工法(以下「エポキシ樹脂工法」という。)によることとされていた。また、当初契約時の設計図書等における^{ひび}割れ部の改修に係る設計数量については、概数(計20.0m)によることとされ、工事着工後、請負人が目視及び打診により施工する数量について現地調査を行って、同市が確認した上で概数で計上した設計数量を施工する数量に変更して変更契約を締結することとされていた。そして、請負人による現地調査の結果、^{ひび}割れ部の改修に係る設計数量は計255.6mであったが、同市と請負人との協議の結果、^{ひび}割れの幅はいずれも0.2mm未満と鉄筋コンクリート構造等に影響を及ぼす大きさではないことなどから、^{ひび}割れ部の改修方法は、エポキシ樹脂工法によらず、塗膜防水材料を増塗りする工法(以下「塗膜防水工法」という。)によることとして、これにより施工していた。

しかし、同市は、上記の改修方法等の変更に伴い、これに沿った変更契約を締結しなければならないのに、誤って、1m当たりの施工単価が塗膜防水工法より高額なエポキシ樹脂工法のまま設計数量を計255.6mに変更して変更契約を締結していた。

したがって、^{ひび}割れ部の改修方法について、エポキシ樹脂工法から実際の施工方法である塗膜防水工法へ変更したとして、工事費を修正計算すると28,479,843円(交付対象事業費24,507,560円)となり、前記の工事費33,312,300円(交付対象事業費28,666,000円)はこれに比べて4,832,457円(交付対象事業費4,158,440円)過大となっており、これに係る交付金相当額2,079,220円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、改修方法の変更を適切に反映して変更契約を締結すべきであったのに、その認識が欠けていたことなどによると認められる。

(7) 補助の対象とならないもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,308,293円
 港湾荷役機械等災害復旧事業において、補助の対象とならない工事の費用を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,308,293円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(382) 関東地方整備局	茨城県	港湾荷役機械等災害復旧	23	31,395 (24,486)	12,243	2,616 (2,616)	1,308

この補助事業は、茨城県が、港湾荷役機械等災害復旧事業の一環として、茨城港大洗港区マリーナ地区において東日本大震災によって被害を受けた同県が所有するマリーナ施設を復旧するために、クラブハウスのテラス等の修繕、駐車場から駐艇場に降りる階段のスロープ化、浄化槽の撤去等の工事を事業費31,395,000円(補助対象事業費24,486,000円、国庫補助金交付額12,243,000円)で実施したものである。

港湾荷役機械等災害復旧費補助金交付要綱(平成23年国港総第75号国土交通省港湾局長通知)等によれば、補助の対象となる事業は、東日本大震災によって被害を受けた施設を原形に復旧することを目的とする事業であることなどとなっている。

しかし、本件工事のうち階段のスロープ化等は、利用者の利便性向上のための改修等であって、災害復旧を目的としたものとは認められないのに、同県は、誤って、階段のスロープ化等に係る工事費を補助対象事業費に含めていた。

したがって、本件工事について、階段のスロープ化等に係る工事費を除いて適正な補助対象事業費を算定すると21,869,415円となることから、前記の補助対象事業費24,486,000円はこれに比べて2,616,585円過大となっており、これに係る国庫補助金相当額1,308,293円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において補助対象の範囲についての確認が十分でなかったこと、関東地方整備局において補助対象の範囲についての審査及び確認並びに同県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 河川工事に伴う附帯工事の実施に当たり、工作物の管理者の把握に努めるよう意見を表示し、及び改築の際の工作物の構造等の決定に当たり、現行の構造令等の基準を遵守するなどし、かつ、工作物の機能を向上させる場合には、その費用の負担を求めるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 平成25年度以前は、 一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 社会資本整備事業特別会計(治水勘定) (項)河川整備事業費 等
部 局 等	16 府県
補助の根拠	河川法(昭和39年法律第167号)、予算補助
事業主体	府1、県15、市1、計17事業主体
附帯工事の概要	河川工事により必要を生じた許可工作物の改築等を河川工事と合わせて施行するもの
附帯工事を含む契約件数及び工事費	544件 386億7385万余円(平成22年度～26年度) (国庫補助金等交付額 192億3652万余円)
附帯工事を実施した工作物の施設数及び工事費相当額	594施設 164億7040万余円(平成22年度～26年度) (国庫補助金等相当額 84億3535万余円)
管理者を把握していない施設数及び工事費相当額(1)	103施設 2億9477万円(平成22年度～26年度) (国庫補助金等相当額 1億5083万円)
構造令等の基準に適合していないなどの施設数及び工事費相当額(2)	83施設 2億5088万円(平成22年度～26年度) (国庫補助金等相当額 1億2209万円)

機能向上費用の負担を求めている施設数及び工事費相当額(3)	66 施設	5 億 6349 万円(平成 22 年度～26 年度)
	(国庫補助金等相当額	2 億 7097 万円)
(1)及び(3)の純計	140 施設	7 億 2495 万円
	(国庫補助金等相当額	3 億 5368 万円)(背景金額)

【意見を表示し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

河川工事に伴う附帯工事により改築を実施した工作物の維持管理及び費用負担等について

(平成 27 年 10 月 29 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示し、及び同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求める。

記

1 河川工事に伴う附帯工事による許可工作物の改築等の概要

(1) 河川の管理

貴省は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。)等に基づき、洪水等による災害の発生が防止され、流水の正常な機能が維持されるなどするよう河川を総合的に管理することにより、公共の安全を保持することなどを目的として、堤防、護岸等の河川管理施設を整備する河川工事を直轄事業及び補助事業により実施している。

そして、河川の管理については、法等によれば、一級河川は国土交通大臣が、二級河川は都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。)がそれぞれ管理者として行うこととされている(以下、一級河川の管理者と二級河川の管理者を合わせて「河川管理者」という。)。また、一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間(以下「指定区間」という。)内の国土交通大臣の権限に属する事務の一部は当該一級河川の部分の存する都道府県の知事等が行うこととすることができる(以下、河川管理者と指定区間内の事務の一部を行う都道府県知事等を合わせて「河川管理者等」という。)

(2) 許可工作物の概要

ア 工作物を設置する場合の手続等

河川区域内の土地には、河川管理施設のほかに、その流域において農業用水を取水又は排水するなどのために、堰、樋門、排水^{せき}管等の工作物が設置されている。

法によれば、河川区域内の土地に工作物を設置しようとする者は、土地の占用の許可と合わせて設置の許可を河川管理者等から受けなければならないこととされている(以下、許可を受けて設置された工作物を「許可工作物」という。)

そして、河川管理者は、河川現況台帳を法等により調製及び保管しなければならないとされており、河川現況台帳には、許可工作物について、許可等を受けた者等の河川の使用の許可等の概要を記載することとなっている。

イ 許可工作物の維持管理

法等によれば、河川管理者等は、許可工作物の管理者が適切な維持管理を行わないことなどにより河川管理上の支障があると認める場合には、必要な範囲内で監督処分を行うことができるなどとされている。

そして、許可工作物の管理者は、平成25年6月の法等の改正(同年12月施行)により、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならないことが明確化され、河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)で定める、堤内地の地盤高が計画高水位より低い区間の堤防に設置された樋門等については、1年に1回以上の適切な頻度で点検を行うこととなった。

ウ 許可工作物の構造等

法によれば、許可工作物は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造でなければならないとされており、許可工作物のうち、堰、樋門その他の主要なものの構造等については、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号。以下「構造令」という。)等に定められている。

エ 河川管理者等が実施する許可工作物の改築等の費用負担等

本来、河川管理者等の工事施行の権限は、河川工事に限られるものであるが、河川工事により許可工作物の改築工事等の必要が生じた場合には、当該河川工事と合わせて実施することができることとなっている(以下、河川工事と合わせて実施する許可工作物の改築工事等を「附帯工事」という。)

そして、河川管理者等は、附帯工事の実施に当たり、「河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則」(昭和40年建設省令第20号。以下「取扱規則」という。)において、附帯工事に要する費用、その負担に関する事項等を定めて許可工作物の管理者に通知しなければならないこととなっている。

また、河川管理者等は、附帯工事に要する費用のうち、対象となった許可工作物の従前の機能を保持するために必要な費用を限度として負担することとなっている。このため、管理者等の要望により機能を向上させる場合には、附帯工事に要する費用のうち、当該機能の向上に係る費用(以下「機能向上費用」という。)を許可工作物の管理者に負担させるために、あらかじめ費用の負担について当該工作物の管理者と協定を締結しなければならないこととなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

河川区域に設置されている工作物には設置されてから長期間が経過しているものもあり、中には許可工作物として設置されていないなどして、河川管理者等が工作物の管理者を把握していない場合がある。そして、このような工作物については、河川管理者等が管理者を把握することにより法等に従い適切に維持管理が行われるなどしたり、附帯工事により改築等を実施するに当たり管理者が把握できない場合であっても構造令等に適合させたりする必要がある。

そこで、本院は、合規性、経済性、有効性等の観点から、附帯工事により改築等を実施した工作物について、管理者が把握され、維持管理が適切に行われているか、構造令等の基準に適合しているか、機能向上費用は適切に負担されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、26道府県等が管理している一級河川の指定区間及び二級河川において、22年度から26年度までの間に実施された附帯工事を含む河川工事544件(工事費計386億7385万余円(国庫補助金等交付額計192億3652万余円)、このうち附帯工事により改築し

た樋門等 594 施設に係る工事費相当額計 164 億 7040 万余円(国庫補助金等相当額計 84 億 3535 万余円))を対象として、上記の 26 道府県等において、管理者の把握状況及び附帯工事の実施状況について調書等を徴するとともに、河川現況台帳等、許可工作物の申請書及び許可書、契約書、設計書、図面等並びに現地を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注) 26 道府県等 北海道、京都府、秋田、山形、茨城、群馬、埼玉、千葉、富山、福井、愛知、三重、兵庫、奈良、鳥取、島根、山口、徳島、香川、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県、千葉、名古屋両市

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 工作物の管理者を把握していないため適切な維持管理を行わせることができない事態

許可工作物については、前記のとおり、法等の改正により、管理者による維持管理の義務が明確化されており、また、河川管理者等においては、許可工作物の維持管理が適切に行われず河川管理上の支障があると認める場合にはその管理者に対して監督処分を行うことができることとなっていることなどを踏まえると、河川管理者等が工作物の管理者に適切な維持管理を行わせるためには、工作物の管理者を把握しておく必要がある。

しかし、10 県等は、附帯工事により改築した樋門等計 103 施設(工事費相当額計 2 億 9477 万余円、国庫補助金等相当額計 1 億 5083 万余円)について、河川現況台帳等に記載がないことなどにより管理者が把握できないなどとして、取扱規則に基づく通知を行わないまま附帯工事を実施していた。そして、このうち 6 県等は、前記の河川法施行規則に定められている樋門等に該当する計 14 施設の管理者を把握していなかったため、これらの施設に河川管理上の支障が生じた場合には、河川管理者等による必要な範囲での監督処分を行うことなどができない状況となっていた(表参照)。

(2) 附帯工事により改築した樋門が現行の構造令等の基準に適合していないなどの事態

河川管理者等は、附帯工事を実施する際に、工作物の維持管理が適切に行えるようになり、河川管理施設が有効に機能したりするよう、工作物を現行の構造令等の基準に適合させるなどする必要がある。

そして、樋門については、構造令等において、堆積土砂等の排除に支障のない構造とすることとなっており、長さが 5 m 以上、又は堤内地の地盤高が計画高水位よりも低い箇所に設置する場合の内径は、11 年に構造令等が改正されるまでは 0.6m 以上とすることとなっていたが、改正後は 1 m 以上とすることなどとなった。しかし、13 府県等は、附帯工事により改築した樋門計 74 施設(工事費相当額計 2 億 0645 万余円、国庫補助金等相当額計 9988 万余円)について、上記の条件に該当する箇所に設置しているのに、土砂等の堆積が少ないなどと判断したことなどにより、1 m 未満の内径としていたため、現行の構造令等の基準に適合していない状態となっていた。

また、樋門は、改定解説・河川管理施設等構造令(財団法人国土技術研究センター編)によれば、堤内地の地盤高が計画高水位より低い箇所に設置する際にはゲートを設置して、洪水等により河川の水位が上昇した場合にゲートを全閉することにより流水が堤内地に逆流することを防止する堤防としての機能を有するものとされている。しかし、群馬県は、附帯工事により改築した農業用の排水管渠^{きよ} 9 施設(工事費相当額計 4442 万余円、国庫補助金

等相当額計 2221 万余円)について、堤内地の地盤高が計画高水位よりも低いことから、ゲートを設置して堤防としての機能を付加させて、樋門として改築する必要があったにもかかわらず、管理者等からの要望によりゲートを設置していなかった。このため、上記の 9 施設は、洪水時において、堤防と一体となって流水が堤内地に逆流することを防止することができない状況となっていた(表参照)。

(3) 附帯工事における機能向上費用の負担が適切でない事態

附帯工事の実施に当たっては、許可工作物の設置当初と比べて周辺の様子が変化したことなどに伴う許可工作物の管理者や地元からの要望等により、樋門等の内径を大きくしたり、樋門等へごみなどの流入を防止するためのスクリーン等を設置したりするなど、従前より機能を向上させる場合がある。そして、このような場合には、河川管理者等は、許可工作物の管理者に対して機能向上費用の負担を求める必要がある。

しかし、12 府県は、附帯工事により改築した樋門等計 37 施設(工事費相当額計 4 億 3017 万余円、国庫補助金等相当額計 2 億 0285 万余円)について、管理者を把握しているにもかかわらず、機能向上費用を負担させていなかった。また、6 県は、附帯工事により改築した樋門等計 29 施設(工事費相当額計 1 億 3332 万余円、国庫補助金等相当額計 6812 万余円)について、管理者を把握していないことから附帯工事の通知や、費用負担についての協議を行えず、機能向上費用を負担させることができない状況となっていた。したがって、これらの計 66 施設に係る機能向上費用は、本来、許可工作物の管理者が負担すべき費用であることから、国庫補助金等の交付対象額から控除すべきであったと認められる(表参照)。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

千葉県は、平成 25 年度に二級河川作田川水系作田川の河川改修工事の附帯工事として、排水管の改築工事を工事費 44,704,080 円(国庫補助金等 22,352,040 円)で実施した。同県は、本件工事の対象とした排水管(内径 0.8m)は、作田川と並行する水路からの排水のために設置されていたものであるが、地元からの要望により、水路の流量を排水するのに必要な内径を確保するために、内空断面高さ 2.2m、幅 1.9m の樋門に改築していた。

しかし、同県は、当該排水管の管理者を把握していなかったため、本来は管理者が負担すべき機能向上費用を負担しており、これを国庫補助金等の交付対象額に含めていた。

表 各事態の府県等別の施設数一覧

(単位：施設)

府県等	(1)工作物の管理者を把握していないため適切な維持管理を行わせることができない事態	(2)附帯工事により改築した樋門が現行の構造令等の基準に適合していないなどの事態			(3)附帯工事における機能向上費用の負担が適切でない事態		
		うち河川法施行規則に定められている樋門等に該当するもの	樋門の内径が現行の構造令等の基準に適合していないもの	ゲートを設置し樋門として改築する必要があったもの	工作物の管理者を把握していたもの	工作物の管理者を把握していなかったもの	計
茨城県	1	—	7	—	3	1	4
群馬県	—	—	9	9	1	—	1
埼玉県	8	—	8	—	2	—	2
千葉県	32	3	8	—	5	14	19
富山県	13	1	3	—	1	3	4
福井県	11	4	5	—	2	—	2
愛知県	—	—	10	—	5	—	5
京都府	—	—	5	—	1	—	1
兵庫県	—	—	4	—	—	—	—
奈良県	—	—	3	—	—	—	—
鳥取県	—	—	7	—	7	—	7
島根県	3	—	—	—	—	1	1
徳島県	3	2	—	—	—	—	—
宮崎県	7	1	—	—	2	6	8
鹿児島県	—	—	1	—	6	—	6
沖縄県	21	—	—	—	2	4	6
千葉市	4	3	4	—	—	—	—
計	103	14	74	9	37	29	66

(改善及び是正改善を必要とする事態)

府県等が、附帯工事により改築を実施した工作物について、管理者を把握していないことにより適切な維持管理を行わせることができない状況となっている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。また、現行の構造令等の基準に適合させないまま改築を実施するなどしていたり、工作物の機能を向上させた場合の機能向上費用の負担を管理者に求めていなかったりしている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 府県等において、附帯工事により改築を実施する工作物について、管理者を把握して適切な維持管理を行わせることについての理解が十分でないこと、主要な許可工作物は構造令等の基準に適合させなければならないことについての理解が十分でないこと及び許可工作物の機能を向上させる場合にはその管理者に対して機能向上費用の負担を適切に求めることとする取扱規則の趣旨についての理解が十分でないこと

イ 貴省において、府県等に対し、附帯工事により改築を実施する工作物について、本来の管理者に適切な維持管理を行わせるために、その管理者を把握すること、改築に当たっては現行の構造令等の基準を遵守すること及び機能向上させる場合には取扱規則に基づいてその管理者に機能向上費用の負担を求めることについての周知が十分でないこと

3 本院が表示する意見及び求める是正改善の処置

貴省は、洪水等による災害の発生の防止等を図るために実施する河川工事に伴う附帯工事を今後も補助事業等により実施することになる。

については、貴省において、河川工事に伴う附帯工事により改築する工作物の維持管理及び費用負担等が適切なものとなるよう次のとおり意見を表示し是正改善の処置を求める。

ア 都道府県等に対して、工作物の適切な維持管理が行われるよう、地方整備局等における許可工作物の管理者の把握方法等について情報提供を行うなどして、工作物の管理者の把握に努めることを周知すること(会計検査院法第36条による意見を表示するもの)

イ 都道府県等に対して、改築の際の工作物の構造等の決定に当たり、現行の構造令等の基準を遵守すること、工作物の機能を向上させる場合には、取扱規則に基づいてその管理者に機能向上費用の負担を求めることなどについて周知徹底すること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

- (2) 公共用財産である国有港湾施設について、公共利用の確保等が適切に行われるよう、港湾管理者に対し、使用許可を受けずに専用使用されている施設については是正のための指示をするよう、また、適切に管理するよう周知するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに地方整備局等及び港湾管理者に対し、処理要領等を周知徹底することなどにより管理及び使用が適切に行われるように検討するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(港湾勘定)(平成19年度以前は、港湾整備特別会計(港湾整備勘定))(項)港湾事業費 等
部 局 等	8 地方整備局等
事業の根拠	港湾法(昭和25年法律第218号)等
国有港湾施設の管理委託の概要	国が整備するなどした港湾施設のうち公共用財産として区分された施設について、港湾管理者に管理委託するもの
検査の対象とした国有港湾施設	4,182 施設
上記施設の管理委託契約書に記載された施設の価額	4 兆 4018 億余円
一部又は全部において公共利用の確保がされていなかったり、野積場として管理使用されていたりしている施設数及び施設の価額	93 施設 194 億 1962 万円(背景金額)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに意見を表示したものの全文】

国有港湾施設の管理及び使用について

(平成 27 年 10 月 29 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第 36 条の規定により意見を表示する。

記

1 国有港湾施設の概要等

(1) 国有港湾施設の整備等

貴省は、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)等に基づき、国が行う直轄事業、地方公共団体等の港湾管理者が行う補助事業等により港湾施設の整備事業を実施している。

上記により整備された港湾施設のうち、貴省が直轄事業で整備したり、公有水面埋立てにより国に帰属したりなどした港湾施設(以下「国有港湾施設」という。)は、国有財産として国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)、港湾法等に基づき管理されることとなっている。

(2) 国有港湾施設の区分等

国有財産は、国有財産法第 3 条において、行政財産と普通財産に分類することとなり、行政財産は、公用財産、公共用財産、皇室用財産及び森林経営用財産をいい、普通財産は行政財産以外の一切の国有財産をいうこととなっている。また、行政財産のうち公共用財産とは、国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したものとされている。

国有港湾施設については、「国有港湾施設等処理要領について」(昭和 37 年蔵管第 388 号大蔵省管財局長、港管第 266 号運輸省港湾局長通知。以下「処理要領」という。)等に基づき、公用財産、公共用財産又は普通財産に区分することとなり、それぞれの概要は表 1 のとおりとなっている。

表 1 公用財産、公共用財産及び普通財産の区分

区 分	概 要
公 用 財 産	直轄工事により生じた土地又は工作物のうち公用のため国において必要なもの及びその他の国有港湾施設等で国において国の事務又は事業の用に供し又は供するものと決定したもの
公 共 用 財 産	次に掲げる港湾施設又は港湾施設になるべき土地若しくは工作物 水域施設(航路、泊地等)、外郭施設(防波堤、防潮堤等)、係留施設(岸壁、物揚場等)、臨港交通施設(道路、橋りょう等)、港湾公害防止施設、廃棄物処理施設、港湾環境整備施設(緑地、広場等)、その他(荷さばき施設等で公共用財産とすることが妥当なものとして財務、国土交通両省において協議決定されたもの)
普 通 財 産	公用財産及び公共用財産以外の一切の国有港湾施設

表 1 の公共用財産のうち、「その他(荷さばき施設等で公共用財産とすることが妥当なものとして財務、国土交通両省において協議決定されたもの)」は、「荷さばき施設等のうち公共用財産として処理するもの等について」(昭和 37 年蔵管第 388 号大蔵省管財局長、港管第 266 号運輸省港湾局長通知)によれば、荷さばき施設、旅客施設、船舶役務用施設、港湾役務提供用移動施設及び港湾施設用地とされている。このうち、荷さばき施設については、荷さばき貨物(寄託貨物を含まない。)の荷さばき又は仮置きのための施設で、不特定多数の貨主の利用のために開放されており、特定の港湾運送事業者等の専用に供されない荷さばき上屋(付属設備を含む。)や特定の倉庫業者等の野積場等として専用に供されない荷さ

ばき地で港湾管理者が直接管理運営するものなどとなっている。ただし、「国有港湾施設等処理要領等の取扱いについて」(昭和37年港管第267号運輸省港湾局長通知)によれば、荷さばき施設の公共性の判定に当たっては、当該施設の使用の実態に主眼を置き、当該施設の位置、構造等及び当該施設が所在する港湾の港湾施設の状況等を勘案し、港湾機能の増進を図るよう実情に応じ弾力的に行うものとされている。また、荷さばき施設をいったん公共用財産として処理した後も、使用の実態が非公共的になった場合は、事情変更による再処理を行うよう留意することとされている。

(3) 国有港湾施設の管理委託等

国有港湾施設は、港湾法第54条等の規定に基づき、公共用財産として区分されたものは、貴省が所管し、港湾管理者へ管理委託等することとなっている。また、普通財産として区分された国有港湾施設は、原則として財務省が所管し、港湾管理者等へ貸付け等することとなっている。

貴省が所管する公共用財産である国有港湾施設を港湾管理者へ管理委託する場合は、港湾法施行令(昭和26年政令第4号)第17条等の規定に基づき、管理委託契約書に国有港湾施設の種類、名称、構造、価額、管理の委託を開始する年月日、その他必要な事項等を定めておかなければならないこととなっている。このうち、施設の価額は、原則として当該施設の建設費等の事業費に相当する額を記載している(以下、管理委託契約書に記載された価額を「記載価額」という。)が、整備した時期が古い施設等については、価額が不明なものもある。

港湾運送業者、倉庫業者等の事業者(以下「港湾事業者」という。)等が港湾管理者が管理する港湾施設を使用する場合、港湾管理者が定める管理条例等に基づき、港湾管理者から一時的な専用使用等の許可(以下「使用許可」という。)を受けて使用することとなっている。また、「国有港湾施設の管理委託の事務取扱について」(昭和34年港管第1135号運輸省港湾局長、大臣官房会計課長通知)等によれば、管理委託された国有港湾施設における恒久的な建築物その他の構築物の設置に関しては、港湾管理者は事前に貴省に協議し、その指導を受けて遺漏のないように努めなければならないこととされている。

そして、処理要領によれば、公共用財産として処理された国有港湾施設であっても、公共用財産に該当しなくなったものは、用途廃止のうえ普通財産として財務省へ引き継ぐものとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省が港湾管理者に管理委託した国有港湾施設は、公共用財産であることから、公共の用に供すべき財産としてその管理等が適切に行われる必要がある。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、公共用財産である国有港湾施設の公共利用の確保がされているかなどに着眼して、9地方整備局等管内の166港湾に所在する貴省が港湾管理者に管理委託している国有港湾施設4,182施設(記載価額計4兆4018億余円)を対象として、貴省本省及び7地方整備局等において、管理委託契約書、港湾台帳等の書類、現地の状況を確認するなどのほか、調書の作成及び提出を求めるなどして会計実地検査を行った。

(注1) 9 地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、九州各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(注2) 7 地方整備局等 関東、中部、近畿、中国、九州各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(検査の結果)

検査したところ、公共用財産として管理委託されている国有港湾施設の公共利用の確保等^(注3)について、8 地方整備局等管内の35 港湾に所在する国有港湾施設93 施設、記載価額計194 億1962 万余円において、次のような事態が見受けられた(表2 参照)。

(注3) 8 地方整備局等 関東、北陸、中部、近畿、中国、九州各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(1) 管理委託された国有港湾施設が港湾管理者から使用許可を受けずに港湾事業者等に専用使用されていて公共利用の確保がされていない事態

ア 港湾管理者から使用許可を受けずに無断で専用使用されている事態

港湾事業者等が港湾施設を使用する場合、前記のとおり、港湾管理者から使用許可を受けて使用することとなっている。しかし、管理委託された国有港湾施設のうち3 港湾における6 施設(記載価額計6 億6372 万余円)は、港湾事業者等によりその一部が無断で専用使用されていた(表2 参照)。

<事例1>

苅田港本港地区の緑地敷(面積31,370.57㎡、記載価額6486 万余円)は、港湾の環境整備のため、緑地を整備するための敷地として、貴省が港湾管理者である福岡県に管理委託している公共用財産である。当該緑地敷の使用状況等について現地で確認したところ、A 港湾事業者が同県から使用許可を受けずに、当該緑地敷の一部を長期間にわたり、碎石等の資材置き場として専用使用していた。

イ 港湾管理者から使用許可を受けた範囲を超えて専用使用されている事態

港湾管理者は、港湾事業者等に対して港湾施設の使用許可をするに当たり、使用する面積等を定めており、使用許可を受けた面積等の範囲内で当該施設を使用することとなっている。しかし、管理委託された国有港湾施設のうち6 港湾における20 施設(記載価額計54 億1198 万余円)は、港湾管理者から当該施設又は別の施設の使用許可を受けた港湾事業者等により使用許可を受けた範囲を超えて、当該施設の一部が専用使用されていた(表2 参照)。

(2) 管理委託された国有港湾施設において、特定の港湾事業者等が恒久的な建築物その他の構築物を設置し、継続して長期間にわたり専用使用していて、公共利用の確保がされていない事態

公共用財産として管理委託された国有港湾施設のうち24 港湾における46 施設(記載価額計54 億9548 万余円)では、港湾管理者から使用許可を受けた港湾事業者等が恒久的な建築物その他の構築物を設置し、継続して長期間にわたり専用使用していた(表2 参照)。なお、前記のとおり、管理委託された国有港湾施設における恒久的な建築物その他の構築物の設置に関しては、港湾管理者は、事前に貴省に協議し、その指導を受けて遺漏のないように努めなければならないこととなっているが、これらについては、港湾管理者は事前に貴省との協議を行っていなかった。

＜事例2＞

横須賀港久里浜地区の荷さばき地敷(面積5,203.64㎡、記載価額2761万余円)は、貴省が港湾管理者である神奈川県横須賀市に管理委託している公共用財産である。当該施設の使用状況等について現地で確認したところ、当該荷さばき地の一部の使用許可を受けたB港湾事業者が、同市から許可を受けた上で、荷さばき地に事務所(RC造2階建て)を設置し、継続して長期間にわたり専用使用していた。また、同市は事務所の設置の許可に当たり、貴省との協議を行っていなかった。

(3) 管理委託された国有港湾施設が公共用財産とされていない野積場として管理又は使用されている事態

処理要領によれば、港湾施設のうち、野積場等の保管施設については、国有港湾施設のうち公共用財産とするものに含まれていない。このため、公共用財産である国有港湾施設の用途を野積場等の保管施設に変更する場合、区分を公共用財産から普通財産に変更等する必要がある。しかし、管理委託された国有港湾施設のうち11港湾における24施設(記載価額計83億2395万余円)は、管理委託契約書における用途が野積場とされていたり、管理委託契約書における用途が荷さばき地等であるのに、実際は港湾管理者が野積場として管理又は使用許可していたりしていた(表2参照)。

＜事例3＞

伏木富山港富山地区の8号野積場敷地(面積992.85㎡、記載価額1102万余円)は、貴省が港湾管理者である富山県に管理委託している国有港湾施設である。当該施設の使用状況等について現地で確認したところ、当該施設は、当初公共用財産である岸壁の一部であったものが、平成19年に、前面の埋立により土地となったことに伴い、野積場の敷地に用途が変更されていた。しかし、公共用財産とされていない野積場の敷地へ用途が変更されたのに、普通財産への区分の変更等は行われず、その後も公共用財産として管理委託され、野積場の敷地として管理及び使用されている事態となっていた。

なお、上記(1)から(3)までの事態について、重複する施設があるため、合計数から重複分を除くと35港湾、93施設(記載価額計194億1962万余円)となる。

表2 (1)から(3)までの各事態に係る港湾数、施設数及び港湾名

検査の結果		港湾数	施設数	港湾名
(1)	管理委託された国有港湾施設が港湾管理者から使用許可を受けずに港湾事業者等に専用使用されていて公共利用の確保がされていない事態	3	6	釧路港、増毛港、荻田港
	管理委託された国有港湾施設が港湾管理者から使用許可を受けずに港湾事業者等に専用使用されていて公共利用の確保がされていない事態	6	20	小樽港、釧路港、紋別港、神戸港、荻田港、大牟田港
(2)	管理委託された国有港湾施設において、特定の港湾事業者等が恒久的な建築物その他の構築物を設置し、継続して長期間にわたり専用使用していて、公共利用の確保がされていない事態	24	46	室蘭港、函館港、釧路港、留萌港、奥尻港、浦河港、焼尻港、天売港、白老港、鹿島港、木更津港、東京港、横浜港、川崎港、横須賀港、伏木富山港、清水港、下関港、岩国港、宇部港、北九州港、荻田港、平良港、中城湾港
(3)	管理委託された国有港湾施設が公共用財産とされていない野積場として管理又は使用されている事態	11	24	伏木富山港、衣浦港、尼崎西宮芦屋港、岩国港、宇部港、荻田港、大牟田港、鹿児島港、大根占港、那覇港、本部港

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

公共用財産として貴省が各港湾管理者に管理委託している国有港湾施設について、使用許可を受けずに専用使用されていて公共利用の確保がされていない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。また、特定の港湾事業者が長期間にわたり継続的に専用使用していて公共利用の確保がされていない事態、公共用財産とされていない野積場として管理又は使用されている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

- ア 港湾管理者において、貴省が管理委託している国有港湾施設は、公共用財産であることから、適切に管理し、港湾事業者等に使用させる場合には、公共利用を確保することが重要であることについての理解が十分でないこと
- イ 貴省において、地方整備局等及び港湾管理者に対して公共利用の確保等が適切に行われるために必要な処理要領等の周知徹底等が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに表示する意見

国有港湾施設のうち、公共用財産となる施設については、今後も、港湾法等に基づき、貴省が港湾管理者に管理委託することとなっている。また、港湾施設の整備に伴い、貴省が新たに港湾管理者に公共用財産である国有港湾施設を管理委託することも見込まれる。

については、貴省において、これらの公共用財産である国有港湾施設の公共利用の確保等が適切に行われるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに意見を表示する。

- ア 港湾管理者に対して、使用許可を受けずに専用使用されている施設については是正のために必要な処置を執るよう指示するとともに、公共用財産である国有港湾施設を適切に管理するよう周知すること(会計検査院法第34条による是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めるもの)
- イ 地方整備局等及び港湾管理者に対して、処理要領等について周知徹底することなどにより、公共用財産である国有港湾施設の管理及び使用が適切に行われるように検討すること(同法第36条による意見を表示するもの)

- (3) 省エネ改修事業について、事業主体から提出させる証拠書類の範囲等の見直しを行ったり、審査や現地調査の体制を整備したりするよう是正改善の処置を求め、並びに関係会社等が行った改修工事において事業主体の利益相当分を排除するなどの仕組みや取得した財産等の処分制限等に関して必要な事項を交付規程等に具体的に明記等するよう改善の処置を要求し及び改修設備専用のエネルギー計測器の必要性について検討して交付規程等の見直しを行うよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)地球温暖化防止等対策費
部 局 等	国土交通本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	株式会社 UR リンケージ

間接補助事業者 (事業主体)	(1) 25 事業主体 (2) 31 事業主体 (3) 18 事業主体 (1)から(3)までの純計 67 事業主体	
補助事業	(1) 住宅・建築物省エネ改修推進事業 (2) 住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業 (3) 住宅・建築物省エネ改修等推進事業	
補助事業の概要	地球温暖化防止等の対策の一環として、既存の住宅や建築物の省エネルギー化を推進するために、民間事業者等が行う省エネルギー改修工事等に要する費用の一部を補助するもの	
国庫補助対象事業費	36 億 0491 万余円(平成 24、25 両年度)	
上記に対する国庫補助金交付額	11 億 6932 万余円	
省エネ改修事業の経理等が適正でないなどしていた事業主体数及び過大となっているなどしていた国庫補助金相当額	11 事業主体	8992 万円(平成 24、25 両年度)
関係会社等に請け負わせた改修工事において利益の割合が高くなっているなどしていた事業主体数及び国庫補助金交付額(1)	4 事業主体	7388 万円(平成 24 年度)
取得した財産等の取扱いに対する理解が十分でないなどしていた事業主体数及び国庫補助金交付額(2)	41 事業主体	6 億 2921 万円(平成 24、25 両年度)
改修設備専用のエネルギー計測器が省エネルギー活動等に十分に活用されていない事業主体数及び国庫補助金相当額(3)	24 事業主体	1211 万円(平成 24、25 両年度)
(1)から(3)までの純計	47 事業主体	6 億 8214 万円(背景金額)(平成 24、25 両年度)

(前掲 475 ページの「架空の内容の請負契約書の写しなどの書類を添付して実績報告書等を提出するなどしていて補助の対象とならなかつたり、実績報告書の工事費等よりも低額で実施していて工事費等を過大に精算したりしていたもの」参照)

【是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

省エネ改修事業に係る経理等の適正化等について

(平成 27 年 10 月 15 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、並びに同法第 36 条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示する。

記

1 事業の概要

(1) 省エネ改修事業の概要

貴省は、地球温暖化防止等の対策の一環として、既存の住宅や建築物の省エネルギー化の推進を図ることを目的として、平成 24 年度は住宅・建築物省エネ改修推進事業及び住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業を、25 年度は住宅・建築物省エネ改修等推進事業をそれぞれ実施している(以下、これらを合わせて「省エネ改修事業」という。)。省エネ改修事業は、サッシ、空調設備等を省エネルギー型の設備に取り替えるなどの省エネルギー改修工事等(以下「改修工事」という。)を行う建築主、請負業者等の民間事業者等(以下「事業主体」という。)に対して、改修工事に要する費用(以下「工事費」という。)の 3 分の 1 以内の額に、必要となる附帯事務費の額を加えた額を補助するなどのものである(以下、工事費に附帯事務費を加えた費用を「工事費等」という。)

そして、省エネ改修事業は、国土交通大臣が公募により選定した者(以下「事務事業者」という。)を通じて行われ、事務事業者には株式会社 UR リンケージが選定されており、同会社は貴省から国庫補助金の交付を受けて、省エネ改修事業に係る事業主体からの実績報告書等の審査、国庫補助金の交付、現地調査等の事務を行っている。

(2) 省エネ改修事業の実施

ア 省エネ改修事業に係る規定等

省エネ改修事業の実施に当たっては、住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱(平成 24 年国住生第 2 号等)、国土交通大臣の承認を受けて事務事業者が定めた「住宅・建築物省 CO₂ 先導事業(建築物部門)及び住宅・建築物省エネ改修等推進事業補助金交付規程」(以下「交付規程」という。)、事務事業者が事務手続等の業務の実施に必要な事項として定めたマニュアル等(以下、交付規程とマニュアル等を合わせて「交付規程等」という。)に基づいて適正な経理処理により事業を実施することとなっている。

交付規程等によれば、事業主体は、工事費等の価格の妥当性等について第三者に合理的に説明できるように留意することとされていて、交付申請時には、見積書、請負契約書の写しなどを、実績報告時には、製品の出荷証明書の写しなどの改修工事の事実を証明する書類をそれぞれ提出することとされている。

また、事業主体は、改修工事を事業主体(個人)自らが代表取締役を務める会社、子会社等の関係会社(以下、これらの会社を「関係会社等」という。)に行わせることも可能となっている。

イ 省エネ改修事業で取得した財産等の取扱い

貴省住宅局所管の補助事業で取得した財産等の取扱いは、「住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて」(平成 20 年国住総第 67 号。以下「財産取扱通知」という。)等に定められている。財産取扱通知等によれば、取得した財産等の処分(補助金

等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、又は取り壊すことなどをいう。以下同じ。)に当たっては、国土交通大臣の承認及び処分の区分に応じた国庫納付等が必要とされている。また、処分しようとする財産等については、当該財産を取得後、国土交通大臣が定める期間(以下「処分制限期間」という。)を経過していれば、国土交通大臣の承認を受ける必要はないこととされている。

そして、事務事業者は、交付規程等により、省エネ改修事業で事業主体が取得した財産等についても財産取扱通知等の定めるところにより取り扱うことにしている。

ウ 省エネ改修事業後のエネルギー使用量の計測

省エネ改修事業は、交付規程等により、事業完了後のエネルギー使用量を計測して、継続的にエネルギー使用量を把握して管理する、エネルギー使用量のいわゆる「見える化」を図り、これに基づき空調設備の設定温度を調整するなどの省エネルギー活動に取り組むこととなっている。そして、事業完了後原則2年間は、エネルギー使用量の計測結果を、事務事業者に報告(年1回、計2回)することとなっている。

また、住宅以外の建築物で空調設備、LED照明設備等の設備に係る改修工事を行う事業主体は、建物全体のエネルギー使用量のほかに改修した設備のエネルギー使用量も計測して、それぞれ報告することとなっている。そして、改修した設備のエネルギー使用量は、電力会社等からの請求書等では把握できないことから、当該設備に係る改修工事を行った多くの事業主体は、省エネ改修事業において改修設備専用のエネルギー計測器(以下「専用計測器」という。)を導入し、使用量の報告を行っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、省エネ改修事業について、経理等は適正か、工事費は割高なものとなっていないか、取得した財産等の取扱いは適切か、導入した専用計測器は活用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、14都府県管内において、67事業主体が、24、25両年度事業として実施した(事業主体数については、24、25両年度事業の重複を除外している。以下同じ。)計74件の省エネ改修事業(国庫補助対象事業費計36億0491万余円、国庫補助金計11億6932万余円)を対象に、実績報告書と証拠書類とを突合したり、現地を確認したりするとともに、貴省及び事務事業者において、実績報告書の審査の事務の状況等について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注) 14都府県 東京都、京都、大阪両府、栃木、神奈川、富山、石川、愛知、広島、山口、福岡、佐賀、熊本、宮崎各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 省エネ改修事業に係る経理等が適正でないなどの事態

11事業主体が実施した計13件の省エネ改修事業(国庫補助対象事業費計4億2381万余円、国庫補助金計1億4172万余円)において、実績報告書の工事費等よりも低額で改修工事を実施するなどしており、国庫補助金相当額計8992万余円が過大に精算されるなどしていた。

しかし、前記のとおり、事務事業者は、実績報告書等の審査に当たり、製品の出荷証明書等の写しなどの改修工事の事実を証明する書類は提出させることとしていたものの、領収書の写しなどの支払総額を証明する書類を提出させることとしておらず、工事費等について十分な審査を実施していなかった。また、実際に領収書の写しなどのおりに支払われているかを確認するためには、必要に応じて現地に赴いて、帳簿等の関係書類を確認することも必要になるが、事務事業者が省エネ改修事業の一部を抽出して実施している現地調査では、改修工事の内容の確認等は行っているものの、支払総額を証明する書類等の原本や帳簿等の関係書類について審査を行うことはしていなかった。このようなことから、事務事業者は、上記の事態を把握できていなかった。

(2) 関係会社等に請け負わせた改修工事において利益の割合が高くなっているなどの事態

9事業主体が実施した計10件の省エネ改修事業は、関係会社等と改修工事に係る請負契約を締結しており、このうち、4事業主体の4件において(1)の事態が見受けられたほか、残りの5事業主体のうち4事業主体の4件(国庫補助対象事業費計2億2326万余円、国庫補助金計7388万余円)において次のような事態が見受けられた。

すなわち、工事原価を確認することができた2事業主体の2件の改修工事の利益(売上高－工事原価)の割合(利益/売上高)をみると、それぞれ53.3%、71.6%となっていて、関係会社等以外の者に改修工事を請け負わせた場合と比べて利益の割合が高くなっていた。また、残りの2事業主体の工事費の内訳をみると、2事業主体の2件の空調設備、LED照明設備等の設備の単価が市場価格より割高と考えられるカタログ等の定価のまま計上されていた。

関係会社等に改修工事を請け負わせる場合には、関係会社等が多額の利益を見込んだり、市場価格より割高な費用を計上したりすることなどにより、事業主体が工事費を増加させてより多くの国庫補助金を受領することが可能となる。その結果、実質的に事業主体の自己負担額が減少して、関係会社等以外の者に改修工事を請け負わせる場合と比べて公平性を欠くこととなることが想定される。現に、貴省を含め各省が実施する他の補助事業の中には、補助対象事業の実績額の中に事業主体の利益相当分が含まれることは補助金交付の目的上ふさわしくないとの考えに基づき、利益相当分を排除する仕組みが定められているものもある。

しかし、省エネ改修事業においては、交付規程等において、関係会社等に改修工事を行わせる場合に事業主体の利益相当分を排除する仕組みが定められておらず、また、改修工事を請け負った関係会社等に対して工事原価等の情報を提供させるなどの仕組みも定められていなかったため、工事費等の価格の妥当性等について第三者が合理的に検証できない状況となっていた。

<事例1>

A社は、平成24年度に、省エネ改修事業として、本社ビルの断熱サッシ入替えなどの改修工事を、工事費4725万円で関係会社等に請け負わせていた。

しかし、本件改修工事の工事原価は、契約額の半額以下の2208万余円に過ぎず、関係会社等における本件改修工事の利益の割合は53.3%に上っていた。そして、A社は、関係会社等の利益を多く含んだ国庫補助対象事業費4533万円で補助金の交付を申請し、1533万円の国庫補助金を受領していた。

(3) 取得した財産等の取扱いに対する理解が十分でないなどの事態

41 事業主体が実施した計 44 件の省エネ改修事業(国庫補助対象事業費計 19 億 4500 万余円、国庫補助金計 6 億 2921 万余円)において、取得した財産等の取扱いに対する理解が十分でないなどの事態が見受けられた。

すなわち、事務事業者は、省エネ改修事業において、①取得した財産等を処分するためには国土交通大臣の承認が必要であること、②処分した場合は国庫納付等の条件が付されること及び③取得した財産等の処分制限期間が記載された財産取扱通知等の定めるところにより取り扱うことを交付規程等で定めているとしている。

しかし、交付規程等には、上記の内容について、その他関連通知等に定めるところにより行わなければならないと記載されているだけで、財産取扱通知等の名称等が具体的に明記されていなかった。

このため、前記の会計実地検査を行った 67 事業主体のうち、財産取扱通知等の内容を承知しているか確認できた 48 事業主体において、取得した財産等の取扱いに関する重要な事項である前記の内容を全て承知していたのは、7 事業主体(14.6%)に過ぎず、残りの 41 事業主体においては省エネ改修事業で取得した財産等の取扱いに対する理解が十分でない状況となっていた。現に、1 事業主体においては、改修工事を行った集合住宅 2 棟が国土交通大臣の承認を受けずに第三者に譲渡されていて、補助金の交付の目的である省エネルギー化の推進に寄与しているか確認できない状況となっていた。

(4) 専用計測器が省エネルギー活動等に十分に活用されていない事態

24 事業主体が実施した計 25 件の省エネ改修事業(専用計測器等に係る国庫補助対象事業費計 3656 万余円、国庫補助金相当額計 1211 万円)において、専用計測器が十分に活用されていない事態が見受けられた。

すなわち、前記のとおり、事業主体は、エネルギー使用量のいわゆる「見える化」を図るなどして省エネルギー活動に取り組むこととなっている。しかし、前記の会計実地検査を行った 67 事業主体のうち、専用計測器を導入し、かつ、その活用状況を確認できた 33 事業主体の 34 件についてみると、24 事業主体の 25 件の専用計測器は、事務事業者へのエネルギー使用量の報告に活用されるだけで、省エネルギー活動等に十分に活用されていない状況となっていた。そして、上記の 24 事業主体に対してその理由を確認したところ、その多くは、省エネルギー活動等については改修設備ごとではなく、建物全体で取り組んでいるため、電力会社等からの請求書等でエネルギー使用量を把握できれば十分であるとのことであった。

<事例 2>

B 法人は、平成 24 年度に、省エネ改修事業として自らが経営する介護老人保健施設の空調設備の改修工事を行った際、併せて専用計測器等(国庫補助対象事業費 210 万円、国庫補助金相当額 70 万円)も導入していた。

しかし、B 法人は、計測データの取得、保存等を行う既設のパソコンを更新した際、更新したパソコンにその機能等を移行しなかったため、改修設備のエネルギー使用量を 2 年以上にわたって把握しておらず、専用計測器を省エネルギー活動等に活用していない状況となっていた。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

省エネ改修事業に係る経理等が適正でないなどの事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。また、関係会社等に請け負わせた改修工事において利益の割合が高くなっているなどの事態及び取得した財産等の取扱いに対する理解が十分でないなどの事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。さらに、専用計測器が省エネルギー活動等に十分に活用されていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において省エネ改修事業の適切な実施及び適正な経理に対する認識が著しく欠けていることにもよるが、貴省において事務事業者に対して次のことについて指導監督を十分に行っていないことなどによると認められる。

- ア 支払が適正に行われたことなどを確実に確認するなど、省エネ改修事業の適正な経理等を確保するなどのために必要な審査体制等を整備していないこと
- イ 事業主体の関係会社等が改修工事を行った場合、改修工事の工事原価等を把握するための仕組みや、価格の妥当性等を確保するために事業主体の利益相当分を排除するなどの仕組みを交付規程等に定めていないこと
- ウ 取得した財産等の取扱いに関する定めを交付規程等に具体的に明記していないこと
- エ 専用計測器が省エネルギー活動等に十分に活用されていない状況を踏まえ、その必要性について検討していないこと

3 本院が求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置及び表示する意見

貴省は、今後も引き続き、既存の建築物の省エネルギー改修を促進するなどのために、民間事業者等の支援を推進していくことが見込まれる。

については、貴省において、省エネ改修事業に係る経理等の適正化及び事業の適切な実施を図るよう、次のとおり是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求し及び意見を表示する。

- ア 事務事業者に対して、支払が適正に行われたことなどを確実に確認できるよう、事業主体から提出させる証拠書類の範囲及び審査方法の見直しを行わせるとともに、交付規程等に必要な事項を定めるなどして審査や現地調査の体制を整備させること(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)
- イ 事務事業者に対して、事業主体の関係会社等が行った改修工事の工事原価等を把握するための仕組みや、価格の妥当性等を確保するために事業主体の利益相当分を排除するなどの仕組みを交付規程等に定めさせること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)
- ウ 事務事業者に対して、取得した財産等の処分制限等に関して必要な事項を交付規程等に具体的に明記して事業主体に周知させること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)
- エ 事務事業者に対して、専用計測器の必要性について検討させて、必要に応じて交付規程等の見直しを行わせること(同法第36条による意見を表示するもの)

- (4) 国とバス事業者等関係者がより緊密に連携することなどにより、地域公共交通確保維持改善事業においてノンステップバスの導入が促進されるとともに、導入されたノンステップバスが既存のバスターミナルの移動等円滑化の促進等により、その特性をいかして有効に活用されるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)地域公共交通維持・活性化推進費(平成22年度以前は、(項)地域公共交通維持・活性化推進費、(項)総合的バリアフリー推進費) 東日本大震災復興特別会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅・地域公共交通等復興政策費 等	
部 局 等	国土交通本省	
補助の根拠	予算補助	
補助事業者(事業主体)	116 事業者	
補助事業	地域公共交通確保維持改善事業(平成22年度以前は地方バス路線運行維持対策事業及び公共交通移動円滑化設備整備事業)	
補助事業の概要	地域公共交通の確保、維持及び改善を支援するために、地域の公共交通機関の利便性の向上の促進等を図ることを目的として、ノンステップバス等の導入の経費の一部を補助するもの	
検査対象とした車両数及びこれに係る国庫補助金額	3,082 両 48 億 0995 万余円(平成22年度～26年度)	
導入目標を定めていない補助事業者数及び導入したバスの車両数	17 補助事業者	149 両
上記149両のバスに係る国庫補助金相当額(1)	4 億 8836 万円(平成22年度～26年度)	
ノンステップバス導入の効果が十分発揮できないものとなっているバスターミナルを運営している補助事業者数及び導入したバスの車両数	13 補助事業者	466 両
上記466両のバスに係る国庫補助金相当額(2)	7 億 5900 万円(平成22年度～26年度)	
ノンステップバスの運行情報の提供が十分でなかった補助事業者数及び導入したバスの車両数	55 補助事業者	1,152 両

上記1,152両のバスに係る国庫補助金相当額(3)		17億1390万円(平成22年度～26年度)
乗務員等に計画的な教育訓練を実施していないなどの補助事業者数及び導入したバスの車両数	42 補助事業者 526 両	
上記526両のバスに係る国庫補助金相当額(4)		9億2005万円(平成22年度～26年度)
(1)から(4)までの純計	85 補助事業者 1,715 両	28億7111万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金によるノンステップバスの導入及びその活用の状況について

(平成27年10月29日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 地域公共交通確保維持改善事業等の概要

(1) ユニバーサルデザイン政策大綱の概要

貴省は、平成17年7月に、ユニバーサルデザイン政策大綱(以下「政策大綱」という。)を作成して、障害の有無、年齢等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市等をデザインするというユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、可能な限り全ての人が、自由に社会に参画して、安全で豊かに暮らせるように、連続した移動環境等をハード、ソフトの両面から継続して整備、改善していくという理念に基づき、施策を推進していくとしている。そして、政策大綱では、既存施設について、空間的な制約等から、移動等円滑化が十分でないものがあるが、対応が不十分な施設を利用し続けることは社会全体の移動等円滑化を遅らせる要因となるため、様々な工夫により、既存施設の移動等円滑化を更に進める必要があるとしている。

(2) 移動等円滑化の促進に関する基本方針等の概要

政策大綱を踏まえて制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)は、公共交通機関の旅客施設及び車両等並びに道路、建築物等の構造及び設備を改善するための措置等を講ずることにより、移動等円滑化の促進を図ることを目的としている。貴省は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するために、同法に基づき、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国土交通省等告示第1号。以下「基本方針」という。)、 「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第111号。以下「施設等基準」という。)、 「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第116号。以下「道路基準」という。)等を定めている。

(注1) 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること

基本方針は、移動等円滑化が国や地方公共団体のみならず、民間事業者等の協力がなければ促進が図られないことから、国、地方公共団体、高齢者、障害者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ総合的かつ計画的に推進していくために必要な事項が定められている。そして、移動等円滑化に係る施策のうち、バス事業に関して、前記のユニバーサルデザインの考え方に基づく様々な利用者が乗降しやすい構造となっているノンステップバスについて、32年度末までに普及率を約70%とする移動等円滑化の目標を定めている。

施設設置管理者が講ずべき措置として、ノンステップバスの運行情報等を高齢者、障害者等へ分かりやすく提供する必要がある、さらに、運行情報等を事前に把握できるよう、インターネット等により提供することが望ましいとしている。そして、乗務員等が高齢者、障害者等に適切な対応を行うよう継続的な教育訓練を実施する必要がある、そのため、高齢者、障害者等の意見を反映した対応マニュアルの整備及び計画的な研修の実施等に努めるべきことなどを定めている。

また、導入したノンステップバスがその効用を最大限発揮するために、施設等基準は公共用通路と車両等の乗降口との間に、高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路を乗降場ごとに1経路以上設けなければならないことなどを、道路基準は車椅子使用者がスロープ板を使用してノンステップバスに安全かつ円滑に乗降等ができる停留所の規格等をそれぞれ定めている。

(3) 地域公共交通確保維持改善事業の概要

貴省は、地域の特性や実状に最適な移動手段が提供され、また、移動等円滑化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保、維持及び改善を支援するために、バス事業者等に対して地域公共交通確保維持改善事業費補助金を交付している。この補助金には、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号ほか。以下「要綱」という。)によれば、車両減価償却費等国庫補助金(22年度はバス運行対策費車両減価償却費等国庫補助金)及びバリアフリー化設備等整備事業に係る補助金(22年度以前は公共交通移動円滑化設備整備費補助金。以下、これらを合わせて「両補助金」という。)等がある。

このうち、車両減価償却費等国庫補助金は、バス事業者に対して、利用者の利便性の向上等のために、地上面から床面までの高さがおおむね30cm以下で、乗降口に階段がなく、高齢者、障害者等がバスの乗降口からバス内部へ円滑に移動できるノンステップバスの導入に要する経費を補助するほか、地上面から床面までの高さが65cm以下と従来のバス車両よりは低床化されているワンステップバス導入に要する経費も補助するものである。ワンステップバスは乗降口の段差が完全には解消されていないものの、現状、ノンステップバスより比較的低価格なものがあることや運行路線の勾配、起伏等に対応する必要性も考えられることなどから、補助の対象とされている。また、バリアフリー化設備等整備事業に係る補助金は、公共交通機関における高齢者、障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図ることを目的として、ノンステップバスの導入に要する経費を補助するものである。

要綱によれば、地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たっては、都道府県、市区町村、交通事業者、地方運輸局等、地域の多様な関係者から成る協議会(以下「協議会」とい

う。)を組織することとされている。そして、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握して、協議会での議論を経て、移動に当たっての様々な障害の解消等を図る取組についての計画(以下「交通計画」という。)を協議会、都道府県又は市区町村が策定することとされ、バス事業者のバス車両の導入の目的、目標、効果等を定めることとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、鉄道駅の移動等円滑化及び高齢者、障害者等が利用する施設と道路等の移動等円滑化の状況について、平成22年度決算検査報告に「鉄道駅等の移動等円滑化に当たり、補助金により整備される移動等円滑化設備が円滑化基準に適合するなどして適切に整備されるとともに、整備の効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの」及び「移動等円滑化に係る事業の実施に当たり、移動等円滑化の一体的推進等が適切に行われ、事業が計画的かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求し、踏切道等における事業が適切に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの」を掲記している。

そこで、本院は、有効性等の観点から、地域公共交通の確保、維持及び改善のために、鉄道駅から高齢者、障害者等が利用する施設までの主な移動手段として、両補助金で導入されたノンステップバス及びワンステップバスについて、その導入の効果が当該地域で発現するよう協議会において適切に検討が行われ、バス事業者において車両減価償却費等国庫補助金によるノンステップバスの導入が目標を定めて計画的に行われているか、両補助金により導入されたノンステップバスが経由するバスターミナルにおいて移動等円滑化が確保されているか、移動等円滑化促進のための運行情報の提供及び教育訓練は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

22年度から26年度までの間に、6^(注2)地方運輸局等の管内に所在する両補助金のいずれか又は両方の交付を受けた116バス事業者(以下「補助事業者」という。)が運行している、車両減価償却費等国庫補助金により導入されたノンステップバス304両及びワンステップバス153両(計457両、国庫補助金計17億9655万余円)並びにバリアフリー化設備等整備事業に係る補助金により導入されたノンステップバス2,625両(国庫補助金計30億1339万余円)の計3,082両(国庫補助金計48億0995万余円)を対象として、65補助事業者において事業完了実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、51補助事業者から関係書類の提出を受けるなどして検査した。

(注2) 6地方運輸局等 東北、関東、近畿、中国、四国各運輸局、沖縄総合事務局

(検査の結果)

移動等円滑化は、前記のとおり、総合的かつ計画的に推進する必要がある、基本方針等の趣旨を踏まえた様々な事業が展開されている。地域公共交通確保維持改善事業においても、ノンステップバスの導入を推進することとしており、導入に当たって、両補助金の交付を受けようとする場合は、要綱に基づき、協議会等が導入の目標等を定めた交通計画を策定することとなっている。

そして、策定された交通計画に沿って、22年度から26年度までの間に両補助金で導入されたノンステップバスは2,929両に及んでおり、これらのノンステップバスは運行されることにより、導入された地域の移動等円滑化に寄与するものとなっている。

そこで、基本方針等の移動等円滑化の施策の趣旨を踏まえ、地域公共交通確保維持改善事業によるノンステップバスの導入状況や高齢者、障害者等に対する補助事業者の取組の状況等について検査したところ、次のような状況となっていた。

(1) ノンステップバス等の導入状況

車両減価償却費等国庫補助金の交付を受けた53補助事業者では、前記のとおりノンステップバス304両のほかワンステップバスを153両導入していた。このうち34補助事業者はノンステップバスのみを260両導入していたが、19補助事業者は、ワンステップバス153両(国庫補助金相当額4億9405万余円)を含めて導入していた。

しかし、前記のとおり、基本方針において国やバス事業者を含めた関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくこととしているが、19補助事業者のうち、17補助事業者(ワンステップバスの導入車両数149両、国庫補助金相当額4億8836万余円)が交通計画において目標としていたのは、同補助金により導入するノンステップバス及びワンステップバスの車両数のみであって、基本方針の趣旨を踏まえ、補助事業者が保有するバス全体に占めるノンステップバスの割合を考慮した導入目標等を定めていないなどの状況となっていた。

(2) バスターミナルの移動等円滑化の状況

両補助金によりノンステップバスを導入した107補助事業者のうち、14補助事業者は、自らが整備して運営しているバスターミナル21か所を経由する路線でノンステップバスを運行している。

しかし、前記のとおり、政策大綱において、既存施設の移動等円滑化については、様々な工夫により、移動等円滑化を進める必要があるとしているが、13補助事業者に係る19か所のバスターミナルにおいては、表のとおり、乗降場等の誘導ブロックが一部未整備となっていたり、車道と乗降場との間に必要な高さが確保されていなかったり、乗降場から公共用通路までの経路に段差があったりなどしている中、既存施設の移動等円滑化が進展していなかった。このため、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な移動が確保されておらず、前記の13補助事業者が両補助金により導入したノンステップバス466両(国庫補助金相当額計7億5900万余円)について、その特性をいかした導入の効果が十分発現していない状況となっていた。

表 高齢者、障害者等の安全かつ円滑な移動が確保されていないバスターミナル

事 態	バスターミナル数	補助事業者数
乗降場等の誘導ブロックが一部整備されていない事態	14か所	11者
車道と同一となっていて、乗降場の高さが確保されていない事態	5か所	4者
乗降場から公共用通路までの経路の段差が解消されていない事態	3か所	3者
乗降場に進入防止柵がないため、安全性が確保されていない事態	8か所	6者
乗降場から公共用通路までの経路の幅140cmが確保されていない事態	3か所	3者
乗降場から公共用通路までの経路上の待合室等のドアの幅80cmが確保されていない事態	1か所	1者
計	19か所	13者

注(1) 複数の事態に該当しているバスターミナル及び補助事業者があるため、バスターミナル数及び補助事業者数を合計しても計とは一致しない。

注(2) 経路の幅140cm及びドアの幅80cmは施設等基準に定める基準値である。

(3) 高齢者、障害者等に対する補助事業者の取組の状況

両補助金によりノンステップバスを導入した107補助事業者のうち55補助事業者(導入車両数1,152両、国庫補助金相当額17億1,390万余円)は、停留所でノンステップバスの運行情報を表示しておらず、インターネット等による情報提供も行っていなかった。

また、前記107補助事業者のうち、42補助事業者(導入車両数526両、国庫補助金相当額9億2,005万余円)は、教育訓練の一環として、車椅子使用者が乗降車する際のスロープ板及び車椅子固定装置の操作要領や、ノンステップバスへの乗車の際に高齢者、障害者等が歩道上の停留所から車道に一度降りた後に、バスの乗降口に上ることにならないように停留所との間に間隔を空けずに停車することなどについて、高齢者、障害者等への対応マニュアルを整備しておらず、乗務員等に対する計画的な研修も実施していなかった。

このとおり、補助事業者において、高齢者、障害者等へ運行情報を適切に提供していなかったり、乗務員等に対して教育訓練を実施していなかったりして、高齢者、障害者等に対する補助事業者の取組が十分ではない状況となっていた。

(4) 交通計画の策定状況

交通計画の策定状況についてみると、車両減価償却費等国庫補助金に係る交通計画を策定した25協議会等及びバリアフリー化設備等整備事業に係る補助金の交通計画を策定した60協議会等の計85協議会等(このうち5協議会等は両補助金の両方に係る交通計画を策定している。)では、23年度から26年度までの間に、交通計画を238計画策定している。

そして、交通計画の策定に当たっては、協議会での議論を経ることとなっているが、85協議会等のうち20協議会等が策定した55計画全てにおいて、実際には一度も協議会で議論されることなく、補助事業者の窓口担当者等が作成した計画案を関係者に書面で回付して、これを交通計画としたものであり、協議会が十分機能していない状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

補助事業者がノンステップバスの導入目標を定めていなかったり、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な移動が確保されていなかったり、高齢者、障害者等に対する補助事業者の取組が十分ではなかったり、交通計画の策定に際して協議会が十分機能していなかったりしている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

- ア 補助事業者において、基本方針で定めているノンステップバスの普及率の目標についての理解が十分でなく、計画的な導入を行うことについての検討が十分でないこと
- イ 補助事業者において、移動等円滑化のため、バスターミナルについて、施設等基準及び道路基準に沿った整備及び運用の重要性や必要な対策等の検討を行うことに対する理解が十分でないこと
- ウ 補助事業者において、運行情報の提供や乗務員等に対する教育訓練の実施等、高齢者、障害者等のための取組に対する理解が十分でないこと
- エ 貴省において、要綱等に基づき、補助事業の実施に当たっては、協議会での議論を経て交通計画を策定することとなっているものの、その開催方法等が明確になっていないなど、協議会が十分機能するような検討がなされていないこと

3 本院が表示する意見

貴省は、今後も引き続きユニバーサルデザインの考え方に基づく様々な施策を展開していくこととしている。そして、地域公共交通の確保、維持及び改善のために、今後も引き続き両補助金によりノンステップバスの導入の促進を図ることとしている。

については、貴省において、基本方針で定めたノンステップバスの普及率の目標が達成されるよう、国とバス事業者等関係者の連携をより緊密にして、ノンステップバスの導入が促進され、また、両補助金により導入したノンステップバスがその特性をいかして有効に活用されるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 補助事業者に対して、移動等円滑化が国や地方公共団体のみならず、バス事業者を含めた民間事業者等の協力がなければ促進が図られないという基本方針の趣旨を踏まえて、基本方針に定められているノンステップバスの普及率の目標を考慮して各年度の導入目標を定めるなどの具体的な取組を行うことの重要性について周知徹底すること
- イ 補助事業者に対して、移動等円滑化が十分でない既存施設を利用し続けることは社会全体の移動等円滑化を遅らせる要因となるため、様々な工夫により、その移動等円滑化を更に進める必要があるという政策大綱の趣旨を踏まえて、ノンステップバスが発着する既存のバスターミナルの移動等円滑化の必要性について周知徹底すること
- ウ 補助事業者に対して、基本方針等の趣旨を踏まえて、分かりやすい運行情報の提供や乗務員等に対する教育訓練の実施等、高齢者、障害者等のための取組の必要性について周知徹底すること
- エ 協議会の開催方法等をより明確にするなど、基本方針の趣旨を踏まえた協議会の在り方について、協議会、地方運輸局等に対して、周知徹底すること

- (5) 独立行政法人奄美群島振興開発基金の保証業務において、繰越欠損金の状況を踏まえつつ、出資による保証基金の積増しを見直すなどして、政府出資金等から成る保証基金の規模を保証債務残高の状況等を勘案した適切なものとするための措置を講ずるよう意見を表示したもの

部 局 等	国土交通本省
検査の対象	国土交通本省、独立行政法人奄美群島振興開発基金本部
独立行政法人奄美群島振興開発基金の保証業務の概要	奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき、奄美群島において奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関から資金の貸付け等を受ける場合に、上記の事業を行う者等の金融機関に対する債務の保証を行うもの
上記の保証業務に係る保証基金の額	45億7343万余円(平成26年度末)
上記の保証基金に係る政府及び地方公共団体からの出資金の額	78億0178万余円
上記のうち政府出資金の額	41億4178万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

独立行政法人奄美群島振興開発基金に対する出資による保証基金の積増しについて

(平成 27 年 10 月 15 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 独立行政法人奄美群島振興開発基金の保証業務等の概要

(1) 保証業務の概要

貴省が所管している独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「奄美基金」という。)は、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号。以下「特別措置法」という。)等に基づき、平成 16 年 10 月 1 日に解散した特殊法人の奄美群島振興開発基金(以下「旧奄美基金」という。)の業務を承継して、同日に設立された。奄美基金は、特別措置法等に基づき、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域)における産業の振興開発を促進するために、奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者に対して事業資金を貸し付ける融資業務を行うとともに、同計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関から資金の貸付け等を受ける場合に、上記の事業を行う者等から保証料を徴収して金融機関に対する債務を保証する保証業務を行っている(以下、保証業務の対象者を「債務者等」という。)

そして、保証業務において、債務者等が債務不履行に陥った場合に、当該債務者等に代わって金融機関に債務の弁済(以下「代位弁済」という。)を行い、代位弁済により取得した求償権の行使により、事後に債務者等から資金の回収を行っている(以下、この回収した資金を「回収金」という。)

(2) 債務の保証に係る保険制度

奄美基金の保証業務と同様な業務は、信用保証協会法(昭和 28 年法律第 196 号)に基づき全国に設置されている 51 の信用保証協会が行っている。信用保証協会が代位弁済を行った場合には、中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)に基づき株式会社日本政策金融公庫と締結した保険契約により、代位弁済の額に填補率(主に 70% 又は 80%)を乗じた額が保険金として同公庫から支払われることとなっている。

一方、奄美基金は中小企業信用保険法に基づく上記の保険の対象となっていないことから、代位弁済を行った場合には、奄美基金がその費用を全額負担することとなる。

(3) 保証基金及び出資金

奄美基金の業務について定める独立行政法人奄美群島振興開発基金業務方法書(以下「業務方法書」という。)第 4 条第 1 項によれば、奄美基金が債務を保証することができる額は、保証業務に必要な基金(以下「保証基金」という。)の 15 倍が最高限度とされている。保証基金は、保証業務における損失の最終的な担保として、保証料、回収金等の収入が代位弁済による支出に不足する場合に不足額を補填するための資金となるものであり、その額は次の計算式により算定される。

$$\boxed{\text{保証基金}} = \boxed{\text{政府及び地方公共団体からの出資金}} + \boxed{\text{毎事業年度の利益金を積立金として積み立てた金額及び債務保証損失引当金のうち一般貸倒引当金に相当する額等の合計額}} - \boxed{\text{保証業務に係る繰越欠損金}}$$

(注1) 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成16年法律第11号)附則第6条第6項の規定により政府及び地方公共団体から出資があったものとされた金額に係るものを含む。

(注2) 「一般貸倒引当金」とは、破綻懸念のない事業者等に対する保証に係る引当金である。

また、保証基金を運用して得られる収益(以下「保証基金の運用益」という。)は人件費等の費用に充てられるなどしており、保証基金は奄美基金の経営基盤として保証業務の損益の改善に資するものである。

そして、政府及び地方公共団体は、奄美基金の保証基金の造成と、これによる経営基盤の強化を図るために、保証業務に対して出資を行っており、保証業務に対する出資額は、近年、毎年度3億3400万円となっている(表1参照)。

表1 各年度の出資額の推移 (単位：千円)

区 分	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
出資額	200,000	402,000	502,000	502,000	502,000	334,000	334,000	334,000	334,000	334,000	334,000
(うち政府出資)	(200,000)	(200,000)	(300,000)	(300,000)	(300,000)	(200,000)	(200,000)	(200,000)	(200,000)	(200,000)	(200,000)

(注) 平成16年度の期間は16年10月1日から17年3月31日までである。以下の表も同じ。

(4) 奄美基金に対する国の方針

旧奄美基金は、奄美群島の基幹産業である大島紬業の不振等による経済状況の悪化により、代位弁済が増加するなどして保証業務の損益が悪化したことから、13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、保証残高の縮小等の措置を講じて財務の健全化を図ることとされた。

しかし、その後も保証業務の損益が改善されなかったため、25年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、奄美基金は、財務状況を着実に改善するために、リスク管理債権割合の縮減及び繰越欠損金の削減の具体的な計画を策定するとともに、26年度から30年度までを計画期間とする中期計画(以下「第3期中期計画」という。)にその計画を反映することとなっている。

(5) 経営改善計画及び第3期中期計画

奄美基金は、上記25年12月の閣議決定を踏まえて、26年3月に、26年度から35年度までの収支計画を含む経営改善計画を策定し、保証料等の業務収入の増加、リスク管理債権の削減と不良債権の回収の増加等を着実に進めることにより、リスク管理債権割合の縮減及び繰越欠損金の解消を目指すこととしている。そして、経営改善計画では、26年度末の保証業務に対する出資金を基に、その運用益も考慮して、50年度までの繰越欠損金の予測を立てており、これによると、繰越欠損金は49年度に解消することとなっている。

そして、奄美基金は、第3期中期計画において、経営改善計画を着実に実行するよう努めるとともに、「財務内容の改善を図り、業務収支の安定的な黒字化を実現し、国からの出資金に依存しない、経営努力による保証基金の造成に努める」こととし、奄美群島の経済状況、奄美基金の経営状況等を勘案して、「毎年度、国からの出資の在り方について見直しを行う」こととしている。

経営改善計画は26年度末の保証業務に対する出資金を基に策定されているが、各年度の出資額の算定に当たっては、奄美基金は貴省と協議した上で、代位弁済に当たり保険契

約を締結することとした場合に支払われる保険金に相当する額(以下「保険金相当額」という。)を保証基金の運用益により補填するとの考え方に基づいており、26年度の出資額の算定においては、第3期中期計画の最終年度における保険金相当額を補填するために必要な保証基金の額になるまで、保証業務への出資を継続することを前提としたものとなっている。

そして、26年度末における奄美基金の保証基金に係る出資金は78億0178万余円(うち政府出資金41億4178万余円)、繰越欠損金は33億0484万余円、保証基金の額は45億7343万余円と多額に上っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、奄美基金の保証業務に対する出資について、政府出資金等から成る保証基金は適切な規模となっているか、経営基盤の強化のために効果的に活用されているかなどに着眼して、奄美基金に対して交付された上記の政府出資金41億4178万余円を対象として、貴省本省において奄美基金に対する出資の考え方についての説明を聴取したり、奄美基金本部において出資金、保証基金、保証業務の損益等の状況等を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

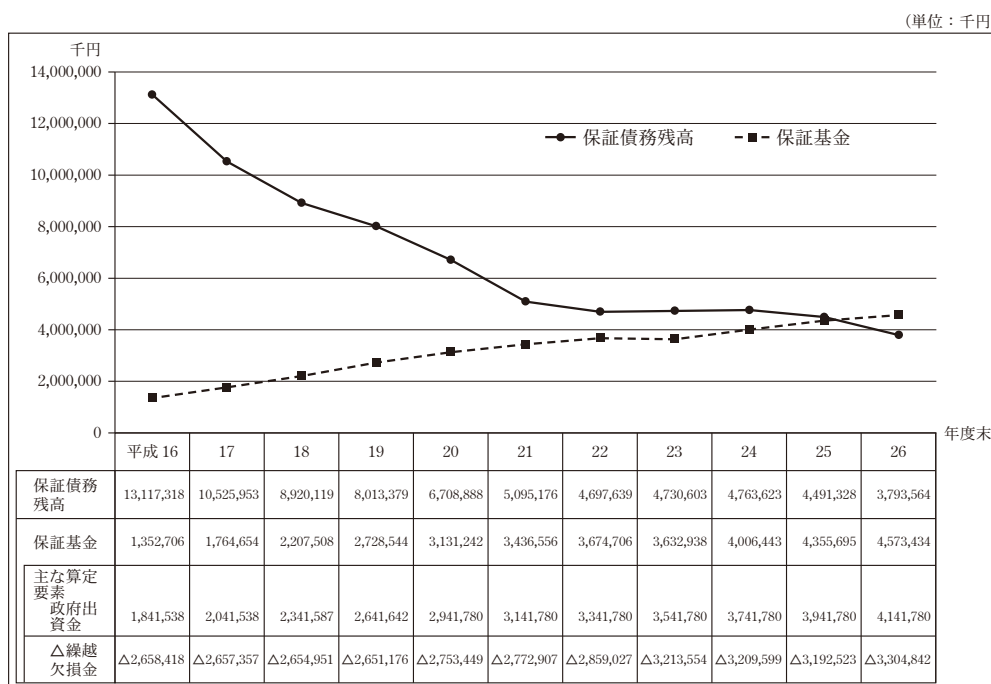
(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 保証基金の造成の状況

保証基金の推移をみると、図のとおり、保証基金の算定要素である繰越欠損金は16年度末の26億5841万余円から26年度末の33億0484万余円へと増加しているものの、保証基金の額は政府出資が毎年度行われていることなどから16年度末の13億5270万余円から26年度末の45億7343万余円に増加している。一方、保証債務残高の推移をみると、16年度末の131億1731万余円から26年度末の37億9356万余円に減少している。

図 保証基金、保証債務残高等の推移



そこで、前記の業務方法書第4条第1項の規定を参考に、26年度末の保証債務残高37億9356万余円を15で除することにより最低限必要な保証基金の額を試算すると2億5290万余円となり、26年度末の保証基金の額45億7343万余円は、これを大幅に上回っている。

また、保証基金は、前記のとおり、保証業務における損失の最終的な担保となるものであるが、26年度末において、保証基金の額45億7343万余円は保証債務残高37億9356万余円を超えており、仮に全ての保証債務が代位弁済に陥って保証基金の資金を充当したとしても保証基金に余剰が生ずる状況となっていることから、損失の最終的な担保としての保証基金の規模は十分な大きさとなっている。

(2) 保証収支の推移の状況

前記の保険の対象となっている信用保証協会においては、代位弁済による支出を、保証料、回収金、保険金等の収入で負担することになるが、奄美基金においては、前記のとおり、保険金相当額を保証基金の運用益で補填するとの考え方に基づいて出資額の算定を行っており、代位弁済による支出を、保証料、回収金等の収入で負担するとともに、保証基金の運用益で補填すると考えられる。そこで、奄美基金におけるこれらの収入から代位弁済による支出を差し引いた保証収支についてみると、表2のとおりとなっていて、22年度以降は、保証基金の運用益で補填しなかったとしても、保証料、回収金等の収入のみで代位弁済による支出を負担できる状況となっている。このため、22年度以降の状況を踏まえると保険金相当額を保証基金の運用益で補填するために出資を継続して保証基金を積み増す必要はないと認められる。

表2 保証収支の推移 (単位：千円)

区 分	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
保証料等	84,970	62,433	114,061	81,447	60,908	47,335	65,789	69,651	60,125	91,523	26,240
回収金	227,568	196,266	228,568	166,542	169,294	189,724	215,520	117,067	162,541	135,553	144,649
保証基金の運用益 (A)	3,630	10,500	13,763	22,297	24,868	22,529	22,758	25,099	26,163	25,874	23,053
収入 計(B)	316,169	269,200	356,393	270,287	255,071	259,589	304,068	211,818	248,830	252,950	193,942
代位弁済による支出 (C)	248,505	499,461	444,473	423,781	273,866	713,583	58,123	51,187	107,445	188,245	88,767
保証収支 (D) = (B) - (C)	67,663	△ 230,260	△ 88,079	△ 153,494	△ 18,795	△ 453,994	245,945	160,630	141,385	64,704	105,174
保証基金の運用益 を除いた保証収支 (D) - (A)	64,032	△ 240,760	△ 101,843	△ 175,791	△ 43,664	△ 476,524	223,186	135,531	115,222	38,830	82,121

注(1) 「保証料等」は、キャッシュフロー計算書の保証料収入、延滞保証料収入、損害金収入及び責任共有負担金を合算した額である。

注(2) 「回収金」は、キャッシュフロー計算書の求償権の回収による収入及び償却求償権の回収による収入を合算した額である。

注(3) 「保証基金の運用益」は、損益計算書の受取利息及び有価証券利息を合算した額である。

注(4) 「代位弁済による支出」は、キャッシュフロー計算書の代位弁済による支出の額である。

(3) 経営基盤としての保証基金

保証業務における損失の最終的な担保としての保証基金の規模は、前記のとおり、十分な大きさとなっているが、保証基金は保証業務の損益の改善に資するという経営基盤の強化を図る目的も有している。

損益計算書における保証業務の損益を構成要素別に整理すると、債務の保証及び求償権の回収に係る損益(以下「保証損益」という。)、保証基金の運用益等の収益、並びに保証業務に係る人件費等の費用となる。保証損益において利益が生じた場合は、当該利益、保証

基金の運用益等の収益で、保証業務に係る人件費等の費用を負担することとなる。一方、保証損益において損失が生じた場合は、保証基金の運用益等の収益のみで当該損失及び人件費等の費用を負担することとなる。

16年度から26年度までの間の保証業務の損益をみると、表3のとおり、保証損益において、損失が生じていたり、利益が少額であったりした場合、当期純損失となり、繰越欠損金が増加することとなる。このため、繰越欠損金の解消のために、奄美基金は第3期中期計画において業務収入の増加、リスク管理債権の削減等、保証損益の改善のための取組等を実施することとしている。

表3 保証業務の損益の推移 (単位：千円)

区分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
保証損(△)益 A	92,066	120,334	114,619	100,633	△13,793	24,874	△3,670	△272,529	84,486	80,267	△30,574
保証基金の運用益 B	3,630	10,500	13,763	22,297	24,868	22,529	22,758	25,099	26,163	25,874	23,053
その他の収益 C	238	285	182	196	395	37,198	92	283	319	198	512
△人件費等の費用 D	△66,082	△130,058	△126,160	△119,352	△113,743	△104,060	△105,300	△107,380	△107,014	△89,264	△105,309
当期純利益 A+B+C+D (△当期純損失)	29,853	1,061	2,405	3,775	△102,273	△19,457	△86,120	△354,526	3,954	17,075	△112,318
△繰越欠損金	△2,658,418	△2,657,357	△2,654,951	△2,651,176	△2,753,449	△2,772,907	△2,859,027	△3,213,554	△3,209,599	△3,192,523	△3,304,842
保証基金 E	1,352,706	1,764,654	2,207,508	2,728,544	3,131,242	3,436,556	3,674,706	3,632,938	4,006,443	4,355,695	4,573,434
運用利回り B/E	0.26% (年利換算 0.53%)	0.59%	0.62%	0.81%	0.79%	0.65%	0.61%	0.69%	0.65%	0.59%	0.50%

注(1) 「保証損(△)益」は、損益計算書の保証料収入、延滞保証料収入、損害金収入、責任共有負担金、保証債務損失引当金戻入及び償却求償権取立益を加算し、保証債務損失引当金繰入、求償権償却引当金繰入及び求償権償却損失を控除したものである。

注(2) 「その他の収益」は損益計算書の雑益、償却承継債権取立益及び償却承継債権利息の合計である。

注(3) 「△人件費等の費用」の主なもの、損益計算書の役員報酬、職員給与、賞与引当金繰入及び退職給付引当金繰入の人件費である。

一方、保証基金の運用益は、表3のとおり、保証基金が16年度末の13億5270万余円から26年度末の45億7343万余円と増加しているにもかかわらず、保証基金に対する運用益の率(以下「運用利回り」という。)が年利0.50%から0.81%までとなっているため、363万余円から2616万余円までとなっている。このように、現在の金利状況では運用利回りが低いことから、保証業務に対する出資を継続して保証基金を積み増すことにより保証基金の運用益を増加したとしても、繰越欠損金の解消に効果的とはいえないと認められる。

(改善を必要とする事態)

貴省において、保証基金の額が保証債務残高に比べて大きな額となっていたり、保険金相当額を保証基金の運用益で補填しなくても保証料、回収金等の収入のみで代位弁済による支出を負担できる状況となっていたり、保証基金を積み増しても繰越欠損金の解消に効果的でなかったりしているにもかかわらず、保証業務に対する出資を継続して保証基金を積み増している事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、奄美群島における経済状況が厳しく、奄美基金の保証業務の損益の改善が進まない状況にあるものの、繰越欠損金の解消に効果的ではない保証基金の積増しを継続していて、保証基金の規模について保証債務残高の縮小という状況等を勘案したものとしていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

奄美基金は財務内容の改善を図り政府からの出資金に依存しない経営努力による保証基金の造成に努めることとし、毎年度、政府からの出資の在り方について見直しを行うこととしているが、保証債務残高が縮小しているにもかかわらず政府等から継続して出資を受けており、出資金等から成る保証基金の額が保証債務残高を超えている状況となっている。また、奄美基金においては、解消を求められている繰越欠損金が増加している状況となっている。

については、貴省において、繰越欠損金の状況を踏まえつつ、出資による保証基金の積増しを見直すなどして、今後の保証基金の規模を保証債務残高の状況等を勘案した適切なものとするための措置を講ずるよう意見を表示する。

- (6) 共同溝における公益物件の収容状況等を踏まえて、共同溝整備計画において公益物件の収容時期をより具体的に定めるなどして公益物件の収容状況等を適切に確認できるようにするための方策を講じたり、収容を促すなどするための検討を行ったりなどして共同溝の有効利用がより図られるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (平成19年度以前は、道路整備特別会計) (項)道路事業費	
部 局 等	5 地方整備局	
事業の根拠	共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律第81号)	
事業主体	8 国道事務所等	
共同溝事業の概要	道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的として共同溝の整備を実施するもの	
8 国道事務所等が管理している共同溝の箇所数及び事業費(1)	330 箇所	4798 億 6647 万余円(昭和38年度～平成25年度)
(1)のうち建設完了後20年以上を経過して公益物件の収容が整備計画と比較して遅れている共同溝の箇所数及び事業費(2)	214 箇所	1419 億 4222 万円(昭和38年度～平成6年度)
(1)のうち建設完了後5年以上20年未満を経過して公益物件が全て未収容となっている共同溝の箇所数及び事業費(3)	5 箇所	50 億 1707 万円(平成13年度～18年度)
(2)及び(3)の計	219 箇所	1469 億 5929 万円(背景金額)
		(昭和38年度～平成6年度、13年度～18年度)

【意見を表示したものの全文】

共同溝の有効利用等について

(平成27年10月26日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

1 共同溝事業の概要等

(1) 共同溝事業の概要

貴省は、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律第81号。以下「共同溝法」という。)に基づき、道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的として、共同溝の整備を実施している。

共同溝は、2者以上の電気通信事業者、電気事業者、ガス事業者、水道事業者、公共下水道管理者等(以下、これらを合わせて「公益事業者」という。)が設置する電線、ガス管、水管又は下水道管(以下、これらを総称して「公益物件」という。)を収容するために、国、都道府県等の道路管理者が道路の地下に設ける施設であり、公益事業者が個別に整備している複数の公益物件を集約することにより、交通が著しくふくそうしている道路等で路面掘削を伴う道路の占用に関する工事が頻繁に行われることを防止したり、震災発生時等におけるライフラインの機能の保全が図られたりすることなどの効果が期待されている。

国土交通大臣は共同溝の整備に当たって、共同溝法等によれば、共同溝を整備すべき道路を指定するとともに、道路管理者は共同溝の建設を希望する公益事業者から提出された申出が相当であると認められるときに、当該共同溝の建設を行うこととされている。共同溝の建設を希望する公益事業者は、共同溝の建設に当たって、公益物件の種類及び構造のほか、収容時期や収容のために必要となるスペース等を記載した計画書(以下「敷設計画書」という。)を添付して申出を行い、道路管理者は、公益事業者から提出された複数の公益物件を収容するために必要な規模及び構造となるよう共同溝を建設している。

そして、道路管理者は、共同溝の建設完了後、直ちに、共同溝の占用許可を申請した公益事業者(以下「占用申請者」という。)に占用を許可するとともに、共同溝法等により75年間と見込まれている期間にわたって共同溝を管理することになっている。

また、共同溝法等によれば、国が道路管理者として共同溝を整備する場合の本工事費、附帯工事費等の事業費については、占用申請者もその事業費の一部を負担しなければならないこととされている。

(2) 共同溝事業における整備計画等

道路管理者は、共同溝を建設しようとするときは、共同溝の位置及び名称並びに構造、占用申請者別の占用部分及び公益物件の収容の概要等を記載した共同溝整備計画(以下「整備計画」という。)を作成しなければならないこととなっており、共同溝の建設完了後等に整備計画を変更しようとする場合は、当該共同溝の占用許可を受けた者(以下「占用許可者」という。)等の意見を徴することとなっている。整備計画には、公益事業者が提出した敷設計画書等に基づき公益物件の種類、構造、将来の需要分も含めた数量、収容時期、必要な収容スペース等を記載することとなっており、公益物件の収容時期は、共同溝の建設完了後20年未満と20年以降とに区分等して明示することとなっている。

また、共同溝法等においては、占用許可者等以外の公益事業者は、共同溝の占用許可に係る権利及び義務について占用許可者等から譲渡を受けることにより、公益物件を収容することができることとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、建設完了後の共同溝に公益物件が整備計画どおりに収容され有効に利用されているかなどに着眼して、共同溝法が施行された昭和38年度から平成25年度までの間に整備された共同溝のうち、26年度末現在、5地方整備局管内の8国道事務所等^(注2)が管理している計330か所の共同溝、延長計311.1km、事業費(占用申請者の負担費用を除く。以下同じ。)計4798億6647万余円を対象として、公益物件の収容状況等について、整備計画等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 5地方整備局 関東、中部、近畿、中国、九州各地方整備局

(注2) 8国道事務所等 千葉、東京、相武、名古屋、大阪、兵庫、岡山各国道事務所、熊本河川国道事務所

(検査の結果)

(1) 整備計画における公益物件の収容状況

8国道事務所等が管理している計330か所の共同溝について、共同溝の建設完了後の経過年数をみると、表1のとおり、26年度末現在、建設完了後の経過年数が20年以上の共同溝が231か所(延長計179.4km)、20年未満の共同溝が99か所(同131.7km)となっている。

表1 国道事務所等別、経過年数等別の共同溝の箇所数(平成27年3月末現在)

地方整備局名	国道事務所等名	建設完了後の経過年数							計
		20年以上 (箇所)	20年以上			20年未満 (箇所)	20年未満		
			40年以上(昭和49年度以前)	30年以上未満(50年度~59年度)	20年以上未満(60年度~平成6年度)		10年以上未満(7年度~16年度)	10年未満(17年度~26年度)	
関東	千葉	8	0	3	5	3	0	3	11(23.6)
	東京	156	40	69	47	27	11	16	183(117.3)
	相武	10	0	8	2	7	3	4	17(11.0)
中部	名古屋	28	5	12	11	26	16	10	54(87.5)
近畿	大阪	12	0	3	9	18	13	5	30(38.9)
	兵庫	13	0	5	8	8	7	1	21(13.1)
中国	岡山	2	0	0	2	9	3	6	11(14.9)
九州	熊本河川	2	0	0	2	1	1	0	3(4.5)
	計	231(179.4)	45	100	86	99(131.7)	54	45	330(311.1)

(注) 計欄の括弧書きは、延長をkmで示している。また、表示単位未満を切り捨てているため各国道事務所等の延長を合計しても計欄の延長とは一致しない。

ア 整備計画と比較した公益物件の収容状況

整備計画においては、前記のとおり、公益物件は共同溝の建設完了後20年未満と20年以降とに区分して収容時期が明示されている。そこで、前記330か所の共同溝のうち建設完了後の経過年数が20年以上の231か所について、公益物件が整備計画どおりに収容されているか検査したところ、建設完了後20年未満の間に収容することとして整備計画に記載された公益物件が全て収容されている共同溝は、4国道事務所等^(注3)が管理して

いる計 17 か所のみとなっており、7 国道事務所等が管理している 214 か所の共同溝(延長計 171.7km、事業費計 1419 億 4222 万余円)については、公益物件の一部の収容が整備計画と比較して遅れている。

また、前記 231 か所の共同溝の建設完了後の経過年数を 10 年ごとに区分して、経過年数別に公益物件の収容状況についてみると、表 2 のとおり、整備計画どおりに公益物件が収容されている共同溝の箇所数の割合は、20 年以上 30 年未満で 8.1%、30 年以上 40 年未満で 9.0%、40 年以上 50 年未満で 2.2%、50 年以上で 0 %となっており、年数の経過に伴い公益物件の収容が進むなどの傾向は見受けられなかった。

表 2 建設完了後の経過年数が 20 年以上の共同溝における公益物件の収容状況 (平成 27 年 3 月末現在)

建設完了後の経過年数	建設完了後の経過年数が 20 年以上の共同溝 (A)		公益物件が整備計画どおりに収容されている共同溝 (B)		公益物件の一部の収容が整備計画と比較して遅れている共同溝		公益物件が整備計画どおりに収容されている割合 (= (B)/(A))	
	箇所数 (箇所)	延長 (km)	箇所数 (箇所)	延長 (km)	箇所数 (箇所)	延長 (km)	箇所数 (%)	延長 (%)
20 年以上～30 年未満	86	69.8	7	4.5	79	65.3	8.1	6.4
30 年以上～40 年未満	100	65.6	9	2.5	91	63.1	9.0	3.8
40 年以上～50 年未満	44	43.2	1	0.6	43	42.5	2.2	1.3
50 年以上	1	0.6	0	0	1	0.6	0	0
計	231	179.4	17	7.7	214	171.7	7.3	4.2

(注) 延長は表示単位未満を切り捨てているため計欄は一致しない。

そして、公益物件が整備計画どおりに収容されている箇所数の割合は、建設完了後 20 年以上を経過してもいずれも 10% 未満と低いままとなっており、このように公益物件の収容が進まない事態は、75 年間と見込まれている期間にわたって、今後も長期間継続するおそれがあると認められる。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

<事例 1>

東京国道事務所が管理している「品川(6)共同溝(大森中 1～大森中 1)」(建設着手昭和 53 年度、建設完了 55 年度、延長 160m、事業費 2 億 0530 万円)は、整備計画によれば、4 者の占用許可者が建設完了後 20 年未満の間に、① A 社の通信線 70 条、② B 社の電線 32 条、③ C 社の通信線 6 条及び④ D 社のガス管 2 本(延長 18m 及び 160m)の四つの公益物件を収容するとともに、建設完了後 20 年以降には更に A 社が通信線 70 条を追加して収容している。しかし、同共同溝は、平成 26 年度末現在、建設完了後 30 年以上経過しているにもかかわらず、整備計画作成時の見込みほど需要が増加していないことなどにより、D 社のガス管の一部(延長 18m 及び延長 160m のうち 18m)が収容されているだけで、他の公益物件は全延長にわたり未収容となっていて、整備計画と比較して収容が大幅に遅れている。

(注 3) 4 国道事務所 千葉、東京、相武、名古屋各国道事務所

(注 4) 7 国道事務所等 千葉、東京、名古屋、大阪、兵庫、岡山各国道事務所、熊本河川国道事務所

イ 占用許可者別又は公益物件別の収容状況

占用許可者別又は公益物件別の収容状況をみると、次のとおりとなっていた。

(ア) 建設完了後の経過年数が20年以上の共同溝

建設完了後20年以上を経過して公益物件の収容が整備計画と比較して遅れている前記214か所の共同溝について、占用許可者別の公益物件の収容状況をみると、複数の占用許可者のうち、少なくとも1者以上の占用許可者に係る公益物件が全延長にわたり未収容となっている共同溝が、52か所で見受けられた(表3参照)。また、52か所の共同溝の整備計画における占用許可者数についてみると、表4のとおり、3者から6者までとなっており、複数の者に係る公益物件が全延長にわたり未収容となっている共同溝が11か所あり、中には4者のうち3者に係る公益物件が全延長にわたり未収容となっている共同溝も見受けられた。

表3 1者以上の占用許可者に係る公益物件が全延長にわたり未収容となっている52か所の共同溝(平成27年3月末現在)

地方整備局名	国道事務所等名	箇所数(箇所)	共同溝名
関東	千葉	1	谷津～幕張(2)
	東京	43	日本橋、日本橋、保木間(西保木間1～西保木間2)、保木間(西保木間2～西保木間2)、保木間(西保木間2～西保木間3)、馬喰町、本田(四ツ木5～四ツ木5)、本田(四ツ木5～白鳥2)、青戸～金町、金町(2)(金町4～金町5)、金町(2)(金町5～金町6)、東小松川(松島1～中央2)、東小松川(中央2～中央2)、東小松川(中央2～西一之江2)、銀座、品川(6)(大森中1～大森中1)、東六郷、志村、志村(その3)、四谷(四谷1～四谷1、四谷3～四谷4)、四谷(四谷1～四谷2)、四谷(四谷2～四谷2)、四谷(四谷2～四谷2、四谷2～四谷3)、四谷(四谷2～四谷2)、四谷(四谷3～四谷3)、四谷(四谷3～四谷3)、四谷(四谷4～内藤町)、新宿御苑～角筈(内藤町～内藤町)、新宿御苑～角筈(内藤町～新宿4)、新宿御苑～角筈(新宿4～西新宿)、本郷(本郷2～本郷2)、本郷(本郷2～本郷2)、本郷(本郷2～本郷1)、本郷(本郷1～本郷4)、本郷(本郷4～本郷4)、本郷～大塚(供給管)(春日2～小日向4)、本郷～大塚(供給管)(小日向4～小日向4)、本郷～大塚(春日2～春日2)、本郷～大塚(春日2～小日向4)、本郷～大塚(小日向4～小日向4)、葛西(臨海町4～臨海町1)、葛西(臨海町1～臨海町1)、砂町(その2)
中部	名古屋	2	大治、名東(Ⅰ)
近畿	大阪	4	第1次福島、第1次福島(その3)、第1次福島(その4)、第2次福島供給管
九州	熊本河川	2	熊本(Ⅰ期)、熊本(Ⅱ期)
計		52	

(注) 共同溝名には、同名の箇所が含まれる。

表4 52か所の共同溝の占用許可者数別の公益物件の収容状況(平成27年3月末現在)

区分	1者に係る公益物件が全延長にわたり未収容となっている共同溝(箇所)	複数の者(箇所)	2者に係る公益物件が全延長にわたり未収容となっている共同溝		計
			3者に係る公益物件が全延長にわたり未収容となっている共同溝		
占用許可者が3者の共同溝	8	7	7	0	15
占用許可者が4者の共同溝	27	4	3	1	31
占用許可者が5者の共同溝	1	0	0	0	1
占用許可者が6者の共同溝	5	0	0	0	5
計	41	11	10	1	52

また、前記 214 か所の共同溝について、公益物件の種類別の収容状況をみると、表 5 のとおり、整備計画と比較して、水管は 95.0%、下水道管は 94.1% が収容されている一方、電線は 19.4% と収容が遅れている。さらに、前記 52 か所の共同溝についてみると、複数の占有許可者のうち、1 者以上の占有許可者に係る公益物件が全延長にわたり未収容となっている公益物件の種類は、いずれも電線又はガス管となっている(表 5 (D)参照)。

表 5 公益物件の種類別の収容状況(平成 27 年 3 月末現在)

公益物件の種類	214 か所の共同溝の占有許可者別の公益物件数(A) (件)	整備計画どおりに収容されている公益物件数(B)	整備計画どおりに収容されている公益物件数の割合(= (B)/(A)) (%)	複数の占有許可者のうち、1 者以上に係る公益物件が全延長にわたり未収容となっている 52 か所の共同溝の占有許可者別の公益物件数(C)		
				整備計画どおりに収容されている公益物件数(D)	整備計画どおりに収容されている公益物件数の割合(= (D)/(C))	(%)
電線(電力線及び通信線)	595	116	19.4	149	106	71.1
ガス管	105	79	75.2	35	14	40.0
水管	40	38	95.0	13	13	100
下水道管	17	16	94.1	6	6	100
計	757	249	32.8	203	139	68.4

(イ) 建設完了後の経過年数が 20 年未満の共同溝

建設完了後の経過年数が 20 年未満の 99 か所の共同溝について、公益物件が整備計画どおりに収容されているか検査したところ、建設完了後 20 年未満の間に収容するとして整備計画に記載された公益物件が全て未収容となっている共同溝が 10 か所見受けられたが、このうち建設完了後の経過年数が 5 年以上の共同溝が 5 か所(延長計 4.9km、事業費計 50 億 1707 万余円)となっており、その未収容の公益物件はいずれも電線となっている(表 6 参照)。

表 6 建設完了後の経過年数が 5 年以上 20 年未満の共同溝のうち公益物件が全て未収容となっている 5 か所の共同溝(平成 27 年 3 月末現在)

地方整備局名	国道事務所名	箇所数(箇所)	共同溝名
関東	相武	4	調布・府中、国立～日野、国立～日野(2)、国立～日野(4)
近畿	兵庫	1	神戸長田
計		5	

上記について事例を示すと、次のとおりである。

<事例 2>

相武国道事務所が管理している「国立～日野共同溝」(建設着手平成 7 年度、建設完了 14 年度、延長 1,686.5m、事業費 10 億 1716 万余円)及び「国立～日野(2)共同溝」(同 11 年度、同 14 年度、同 512m、同 3 億 7623 万余円)は、整備計画によれば、3 者の占有許可者が建設完了後 20 年未満の間に、① E 社の電線 20 条、② F 社の通信線 30 条及び③ G 社の通信線 6 条の三つの公益物件を収容することとしている。しかし、両共同溝は、26 年度末現在、建設完了後 10 年以上経過しているが、公益物件が全て未収容となっていた。

(2) 国道事務所等による共同溝の利用のための取組

8 国道事務所等は、整備計画と比較して公益物件の収容が遅れている占有許可者に対して収容を促すとともに、共同溝法等において、占有許可に係る権利及び義務の譲渡を行うことができるとなっていることから、当該公益物件に係る占有許可者からの権利及び義務の譲渡に関する相談を受け付けるなどの対応を行っているとしている。そして、8 国道事務所等によると、公益物件の収容が整備計画と比較して遅れていることなどについて、その主な理由は、整備計画作成時の見込みほど需要が増加してないため公益物件を収容するまでに至らなかつたり、需要が増加したとしても通信技術等の進歩により既存幹線ケーブル等で対応できたりしていることなど、占有許可者の事情等としている。

しかし、国道事務所等は、整備計画における公益物件の収容時期を共同溝の建設完了後20年で区分していることなどから、占有許可者等に対して、公益物件の具体的な収容時期について十分に確認しておらず、占有許可に係る権利及び義務について他の公益事業者への譲渡についても積極的に働きかけてはいなかった。

共同溝は占有申請者が提出した敷設計画書等に示された複数の公益物件を収容するために必要な規模及び構造として整備されており、整備計画どおりに公益物件が収容されなければ、整備した収容スペースが有効に利用されないこととなる。一方、未収容となっている当該スペースを将来の事業の用に供するなどのために保有し続ける必要があるなどとして他の公益事業者への権利及び義務の譲渡等が進んでいないこともあることなどから、国道事務所等は、建設完了後も公益物件の収容状況を十分に確認するなどして、他の公益事業者への権利及び義務の譲渡を働きかけるなどより積極的に共同溝の有効利用を図る必要がある。

(改善を必要とする事態)

多くの共同溝において整備計画と比較して電線やガス管等の公益物件の収容が遅れていたり公益物件の一部又は全てが未収容となっていたりしているにもかかわらず、共同溝の利用を促すための取組を十分に行っていないことなどにより、共同溝の一部が長期間にわたって有効に利用されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 貴省において、公益物件の収容状況等を踏まえて、公益物件の収容状況等を適切に確認するための方策や、整備計画と比較して公益物件の収容が遅れている場合に収容を促したり他の公益事業者への権利及び義務の譲渡を働きかけたりなどするための検討が十分でなく、国道事務所等に対してより積極的に共同溝の有効利用を図るための指導が十分でないこと

イ 国道事務所等において、整備計画の作成に当たり、公益事業者から提出された敷設計画書等における具体的な収容時期の確認が十分でなく、また、公益物件の収容状況等を踏まえて、収容を促したり他の公益事業者への権利及び義務の譲渡を働きかけたりすることを十分に行っていないこと

3 本院が表示する意見

貴省は、これまでに多額の国費を投じて共同溝の整備を実施してきており、今後も引き続き共同溝を整備していくこととしている。そして、共同溝は、複数の公益物件を交通が著しくふくそうしている道路下に集約して管理するとともに、震災発生時等におけるライフラインの機能の保全という防災の観点からも重要な施設であり、共同溝は長期間にわたって利用されていくものであることから、公益物件が早期に收容されることなどにより、有効に利用されることが求められている。

については、貴省において、今後の共同溝の整備が適切に実施されるとともに、共同溝の有効利用がより図られるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 公益物件の收容状況等を踏まえて、整備計画における公益物件の收容時期をより具体的に定めるなどして公益物件の收容状況等を適切に確認できるようにするための方策を講ずること、整備計画と比較して公益物件の收容が遅れている場合において收容を促したり他の公益事業者への権利及び義務の譲渡を働きかけたりなどするための検討を行うこと
- イ 国道事務所等に対して、アを踏まえて、公益物件の收容状況や具体的な收容時期等を公益事業者に提示させるなどして十分確認させるとともに、より積極的に、收容を促したり他の公益事業者への権利及び義務の譲渡を働きかけたりなどさせるよう指導すること

- (7) 一般財団法人民間都市開発推進機構が実施する住民参加型まちづくりファンド支援事業について、資金の受領者に資金の使用見込みの定期的な見直しなどを行わせることを事業実施要領等に定めることなどにより、資金の有効な活用が図られるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市再生・地域再生整備事業費 (平成19年度以前は、(項)都市環境整備事業費) (項)港湾事業費
部 局 等	国土交通本省 一般財団法人民間都市開発推進機構(平成25年3月31日以前は財団法人民間都市開発推進機構)
補助の根拠	予算補助
住民参加型まちづくりファンド支援事業の概要	一般財団法人民間都市開発推進機構が、国土交通省からの補助を受け、住民等による都市開発事業等への助成を行うまちづくりファンドに対して資金を拠出して支援を行うもの
検査の対象とした97ファンドに拠出した民都資金の額	29億4560万円(平成17年度～26年度)
上記に対する国庫補助金交付額	29億4560万円

資金が使用見込みの見直しなどが行われず長期にわたり使用されていなかったまちづくりファンド数及び民都資金の額(1)	11 ファンド	1 億 1876 万余円
資金を使用して整備された施設等が継続的に維持管理されずに撤去等されていたまちづくりファンド数及び民都資金相当額(2)	10 ファンド	2097 万余円
(1)及び(2)の純計	20 ファンド	1 億 3973 万余円
上記に対する国庫補助金相当額		1 億 3973 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

住民参加型まちづくりファンド支援事業の実施について

(平成 27 年 10 月 29 日付け 国土交通大臣宛て)
 一般財団法人民間都市開発推進機構理事長
 標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 住民参加型まちづくりファンド支援事業の概要等

(1) 事業の概要

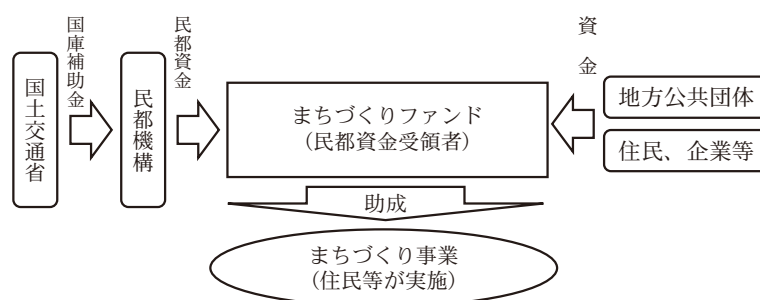
国土交通省は、都市再生推進事業制度要綱(平成 12 年建設省経宅発第 37-2 号、建設省都計発第 35-2 号、建設省住街発第 23 号建設省建設経済局長、都市局長、住宅局長通知)等に基づき、地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりへ誘導するなどのために、平成 17 年度から、一般財団法人民間都市開発推進機構(25 年 3 月 31 日以前は財団法人民間都市開発推進機構。以下「民都機構」という。)が行う住民参加型まちづくりファンド支援事業(以下「支援事業」という。)に対して、補助金を交付している。

支援事業は、公益信託^(注1)、公益法人、非営利法人、地方公共団体が設置する基金等(以下、これらを合わせて「まちづくりファンド」という。)に対して地方公共団体、住民、企業等が資金の拠出等を行う場合、上記の補助金の交付を受けた民都機構がまちづくりファンドに対して資金(以下、この資金を「民都資金」といい、拠出後の民都資金には運用益を含む。)を拠出して支援を行うものである(以下、民都資金の拠出を受けてまちづくりファンドを運営する者を「民都資金受領者」という。)

民都資金は、まちづくりファンドから、住民等が実施する公共公益施設整備等の都市開発事業等への助成等に充てられることとなっている(以下、助成により住民等が実施する都市開発事業等を「まちづくり事業」という。図参照)。

(注 1) 公益信託 受託者である信託銀行等が、個人や法人との信託契約等に基づき、一定の公益目的に従い財産の管理、処分等をすべきものとするものであり、信託された財産は、受託者に属することとなっている。

図 事業の概要



(2) 民都資金の拠出

民都機構は、住民参加型まちづくりファンド支援事業実施要領(平成18年要領第7号)等(以下「要領等」という。)を定め支援事業を実施している。

要領等によれば、民都資金の拠出を受けようとする者は資金拠出申請書を民都機構に提出し、民都機構はこれを住民参加型まちづくりファンド選定委員会へ付議し、当該まちづくりファンドが行う助成がまちの魅力づくりなどに寄与するものであるかなどについての審査を経て、支援の対象とするまちづくりファンドを選定することとされている。民都機構は、民都資金を拠出するまちづくりファンドを選定した場合、民都資金受領者との間で民都資金に関する契約を締結し、この契約に基づき、民都資金を拠出することとされている。

そして、民都機構は、17年度から26年度までの間に、国土交通省から計35億2960万円の補助金の交付を受け、民都資金として同額を計116ファンドに対し拠出している。

(3) 助成の概要

要領等によれば、まちづくり事業の対象は、景観形成、まちの魅力向上、観光振興等の良好なまちづくりに資する施設等の新設、改修、保全等とされている(以下、まちづくり事業で整備された施設等を「助成施設等」という。)。そして、民都資金受領者は、まちづくり事業の選定に当たり、審査委員会を設置して、その審査を経るものとされ、公益性等の観点からまちの魅力づくりや活性化等に寄与することができるものを選定することが望ましいとされている。

(4) 基金基準の概要

「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月閣議決定。以下「基金基準」という。)において、補助金等の交付により造成した基金を保有する法人が当該基金により実施している事業に関し、補助金等を交付した府省(以下「所管府省」という。)が補助金交付要綱等に基づく指導監督を行う場合の基準が定められている。そして、基金基準によれば、上記の基金を保有する法人は、少なくとも5年に1回は定期的に基金の見直しを行い、直近3年以上事業実績がないなどの使用見込みの低い基金については、基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返納等、その基金の取扱いを検討することなどとされている。

また、国以外の者を經由して間接的に国の補助金等の交付を受けて設置造成されている基金(以下「間接補助基金」という。)についても同様の見直しが行われるよう、所管府省は補助金等を經由させた法人に対して要請を行うこととされている。

そして、民都資金の拠出を受けているまちづくりファンドは、基金基準上の間接補助基金には該当しないものであるが、民都資金が国の補助金を財源とした資金であることから、基金基準の趣旨を踏まえて間接補助基金と同様に取り扱われる必要がある。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、まちづくりファンドにおいて、民都資金は使用見込みの見直しが行われるなどして適切に使用されているか、助成施設等は整備後に有効に活用されているかなどに着眼して、民都機構が17年度から26年度までの間に民都資金を拠出した116ファンドのうち、97ファンドに拠出した民都資金29億4560万円を対象として、^(注2)国土交通省、民都機構及び88民都資金受領者において、機構拠出金活用状況報告書、収支状況報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、^(注3)公益信託の受託者である7民都資金受領者において、上記と同様の方法により実地に調査を行った。

(注2) 88民都資金受領者 山形、埼玉、香川各県、山形、土浦、筑西、かすみがうら、渋川、富岡、川口、行田、本庄、銚子、四街道、海老名、魚津、氷見、七尾、加賀、茅野、多治見、恵那、土岐、豊橋、蒲郡、常滑、高浜、長浜、宮津、南丹、岸和田、枚方、東大阪、神戸、益田、高梁、倉敷、玉野、福山、東広島、松山、福岡、大牟田、八女、大野城、うきは、佐賀、唐津、平戸、大分、宮崎、日向、浦添各市、虻田郡喜茂別、積丹郡積丹、木曾郡木曾、可児郡御嵩、丹羽郡大口、与謝郡伊根、伊都郡高野、安芸郡熊野、世羅郡世羅、神石郡神石高原、綾歌郡宇多津、遠賀郡遠賀、北松浦郡小値賀、国頭郡本部各町、一般社団法人尾道観光協会、一般財団法人開陽丸青少年センター、一般財団法人置賜地域地場産業振興センター、一般財団法人柏市みどりの基金、一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社、公益社団法人高山青年会議所、公益財団法人札幌市公園緑化協会、公益財団法人秋田市総合振興公社、公益財団法人東京都公園協会、公益財団法人立川市地域文化振興財団、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター、公益財団法人名古屋市みどりの協会、公益財団法人名古屋まちづくり公社、公益財団法人淡海文化振興財団、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター、公益財団法人山口きらめき財団、特定非営利活動法人つるおかランド・バンク、特定非営利活動法人大和社中、特定非営利活動法人住民の力、特定非営利活動法人泊瀬門前町再興フォーラム、特定非営利活動法人ASUKA自然塾

(注3) 7民都資金受領者 株式会社りそな銀行、株式会社千葉銀行、株式会社広島銀行、株式会社四国銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三井住友信託銀行株式会社、株式会社しんきん信託銀行

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 民都資金が使用見込みの見直しなどが行われず長期にわたり使用されていない事態

前記97ファンドのうち、26年度末において民都資金の残高があるまちづくりファンドは57ファンドとなっており、これらのまちづくりファンドに拠出された民都資金は計17億8800万円、残高は表1のとおり、計9億4100万余円となっている。そして、57ファンドのうち30ファンドは、民都資金が拠出されてから5年以上経過しているが、民都資金の使用見込みの見直しなどを行っていない。

このうち、8ファンドにおいては、直近3年以上にわたり、まちづくり事業への助成が全く行われておらず、拠出された民都資金計2億6600万円のうち、表1のとおり、計8635万余円が使用されていない。

上記の8ファンドは、基金基準における5年に1回の定期的な基金の見直しが行われたとした場合、直近3年以上助成が行われていないことから、使用見込みの低い基金に該当すると認められる。

また、前記57ファンドのうち3ファンドについては、民都資金が拠出されてから基金基準で定期的な基金の見直しが必要とされる5年を経過していないものの、表1のとおり、拠出された民都資金計3240万余円が3年以上まちづくり事業への助成に全く使用されていなかった。

表1 まちづくりファンドの民都資金の残高

区 分	まちづくりファンド数	民都資金の残高
平成26年度末に民都資金の残高があるまちづくりファンド	57 ファンド	9億4100万余円
うち民都資金が拠出されてから5年以上経過しているまちづくりファンド	30 ファンド	3億7699万余円
うち3年以上にわたり民都資金が使用されていないまちづくりファンド(A) (まちづくりファンドの名称)	8 ファンド 〔 銚子市協働のまちづくり推進基金 茅野市パートナーシップのまちづくり基金 大口町ふるさとづくり基金 宮津市まちづくり基金 東大阪市ふるさと創生基金 五條市新町地区まちづくり拠点ファンド 小値賀町振興基金 公益信託那覇市 NPO 活動支援基金 〕	8635 万余円
うち民都資金が拠出されてから5年経過していないが、3年以上使用されていないまちづくりファンド(B) (まちづくりファンドの名称)	3 ファンド 〔 水の郷きもべつまちづくり振興基金 大野城市まちづくりパートナー基金 本部町ちゅらまちづくり応援基金 〕	3240 万余円
(A)と(B)の計	11 ファンド	1億1876万余円

国土交通省は、民都機構に対し、まちづくりファンドに拠出した民都資金が長期にわたり使用されないことがないように、積極的な助成の推進について要請を行っていたが、まちづくりファンドにおける民都資金の活用状況の把握が十分でなく、基金基準の趣旨を踏まえて民都資金の使用見込みの見直しなどを行うことについては、明確に要請を行っていなかった。そして、民都機構は、民都資金の使用見込みの定期的な見直しなどについて要領等に定めていなかった。

<事例1>

長崎県北松浦郡小値賀町は、平成20年度に、街並み景観保全と空き古民家建造物の再生10件(民都資金使用見込額4500万円)、国際交流事業の促進5件(同300万円)及び新たな物産開発の拠点整備1件(同200万円)に対して助成を行うとして、同町が設置した小値賀町振興基金に民都資金5000万円の拠出を受けている。しかし、これらの事業のうち、22年度に、空き古民家建造物の再生2件(事業費計3802万余円)に対して助成を行い、民都資金2000万円を使用したものの、その他14件については、他の補助事業等を活用したなどのため、まちづくりファンドからの助成が全く行われず、民都資金は、直近4年以上にわたり全く使用されることなく、26年度末の残高は3010万余円となっていた。そして、同基金は、民都資金の拠出を受けてから5年以上経過しているが、同町は、民都資金の使用見込みの見直しを行っていなかった。

(2) 助成施設等が継続的に維持管理されずに撤去等されている事態

26年度までに助成が行われた92ファンドの1,039事業における助成施設等の利活用の状況についてみたところ、表2のとおり、10ファンドの10事業(事業費計3028万余円)において、助成施設等が継続的に維持管理されずに撤去されていたり、遊休していたりなどして、有効に活用されていなかった。そして、これらの助成施設等に係る民都資金相当額は計2097万余円となっていた。これらのまちづくり事業の中には、民都資金受領者において、まちづくり事業の選定における審査基準の中に、助成施設等を継続的に活用できるかなどの観点を明確に示しておらず、まちづくり事業の選定の審査が継続性の観点から十分に行われていないものなどが見受けられた。

表2 助成施設等が継続的に維持管理されずに撤去等されているまちづくりファンド

まちづくりファンド数 (まちづくりファンドの名称)	助成施設等が撤去されていたり遊休していたりなどするまちづくり事業	左のまちづくり事業の事業費	左のうち撤去等された助成施設等に係る民都資金相当額
10 ファンド 〔ぎふ景観まちづくりファンド 高山JCまちづくり基金 財団法人名古屋市みどりの協会 財団法人名古屋都市センター 岸和田市歴史的町並み保全基金 東広島市地域振興基金 公益信託こうちNPO 地域社会づくりファンド 福岡市NPO 活動支援基金 佐賀市ふるさとづくり基金 公益信託那覇市NPO 活動支援基金〕	10 事業	3028 万余円	2097 万余円

<事例2>

公益社団法人高山青年会議所は、平成20年度に、同青年会議所が設置した高山JCまちづくり基金に民都資金500万円の拠出を受け、24年度に、育児の情報交換ができるなどの場を提供する市民が運営する団体Aに対し、Aが提供している施設の老朽化に伴う改装等に要する費用328万余円の一部の助成を行うとして、民都資金160万円を使用している。そして、Aは、同施設の運営が困難となり、27年2月をもって同施設を閉鎖していた。

同青年会議所が設置した審査会では、まちづくり事業を選定する際の審査において、不特定多数の市民の参加が可能な事業であるかなどの観点からは審査されていたが、利用者の需要やAの運営体制は同施設を継続的に活用できるものかなどの観点からは十分に審査されていなかった。

(改善を必要とする事態)

まちづくりファンドにおいて、民都資金が使用見込みの見直しなどが行われず長期にわたり使用されていなかったり、助成施設等が継続的に維持管理されずに撤去等され有効に活用されていなかったりなどしている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、民都資金受領者において、助成の適切な実施についての理解が十分でないことにもよるが、主として国土交通省及び民都機構において次のことなどによると認められる。

- ア 国土交通省において、民都機構に対して民都資金の使用見込みの定期的な見直しなどを行うことについて明確に要請を行っていないこと
- イ 民都機構において、民都資金の使用見込みの見直し及び使用見込みの低い民都資金の取扱いについて要領等に明確に定めていないこと並びにまちづくり事業の選定における助成施設等の継続性の審査等に関する規定を民都資金受領者が整備することについて要領等に定めていないこと

3 本院が要求する改善の処置

まちづくりファンドを活用して住民等による自発的なまちづくり事業を推進し、住民参加型のまちづくりの促進を図るために、引き続き、国土交通省は支援事業に対して補助金を交付して、民都機構は支援事業を実施することが見込まれる。

については、国土交通省及び民都機構において、まちづくりファンドの民都資金の有効な活用が図られるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 国土交通省において、民都機構に対して、民都資金の使用見込みの定期的な見直しなどを行うことについて明確に要請を行うこと
- イ 民都機構において、民都資金の使用見込みの定期的な見直し、使用見込みが低い民都資金の民都機構への返還等について要領等に明確に定め、民都資金受領者に周知するとともに、まちづくり事業の選定における助成施設等の継続性の審査等に関する規定を民都資金受領者が整備することについて要領等に定め、民都資金受領者に周知すること

(8) 空港施設について、空港土木施設台帳を適切に整備したり、具体的な点検項目を定めて点検を実施したり、点検の結果を踏まえて適切に修繕等を実施したりすることにより、同施設の維持管理が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	自動車安全特別会計(空港整備勘定) (平成25年度以前は、社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)) (項) 空港等維持運営費 等
部 局 等	国土交通本省、26 空港事務所等
空港施設の維持管理の概要	空港施設に求められる機能を維持するために、点検を実施したり、必要に応じて修繕等を実施したりなどするもの
空 港 施 設 数	2,198 施設
上記の国有財産台帳価格	7597 億 7291 万余円(平成26年度末)
維持管理が適切に行われていない空港施設数	114 施設
上記の国有財産台帳価格	25 億 4399 万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

空港施設の維持管理について

(平成 27 年 10 月 19 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 空港施設の維持管理の概要

(1) 空港施設の概要

貴省は、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)等に基づき、平成 26 年度末現在、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる 20 空港(以下「国管理空港」という。)(注 1)において、航空機の離着陸に必要な滑走路、着陸帯、誘導路等から構成される空港基本施設及び空港機能を確保する上で必要な場周柵、排水施設等の土木施設(以下、これらを合わせて「空港土木施設」という。)、電波により航空機の航行を援助する航空保安無線施設等の無線関係施設及び灯光により航空機の航行を援助する航空灯火その他航空保安上必要な灯火(以下「航空灯火施設」という。)を管理している(以下、空港土木施設、無線関係施設及び航空灯火施設を合わせて「空港施設」という。)

また、貴省は、防衛省等が管理する飛行場、新関西国際空港株式会社等の会社が管理する空港及び地方公共団体が管理する空港に設置されている空港施設の一部並びに空港の場外に設置されている空港施設についても管理している。

そして、空港等に設置された空港事務所等は、航空法の規定に基づき、空港保安管理規程を定めるなどして空港施設を管理している(以下、空港保安管理規程等に基づいた空港施設の機能を維持するための管理を「維持管理」という。)

(注 1) 20 空港 東京国際、新千歳、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、八尾、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇各空港

(2) 空港施設の維持管理

貴省は、空港土木施設の維持管理については、空港事務所が空港保安管理規程を定める際に適用する標準的な事項を示した「空港内の施設の維持管理指針」(平成 25 年 9 月国土交通省航空局制定。同年 9 月以前は「空港土木施設管理規程」(平成 15 年 12 月国土交通省航空局制定)。以下「維持管理指針」という。)を定め、航空機の運航の安定性等を確保することとしている。

そして、空港事務所は、空港土木施設の維持管理に当たり、維持管理指針に基づき長期的な視点に立った維持管理・更新計画(以下「維持管理計画」という。)を定め、これに基づき維持管理を実施している。

また、貴省は、無線関係施設又は航空灯火施設の維持管理については、航空機の航行の安全を確保することを目的として、「管制技術業務処理規程」(昭和 42 年 3 月運輸省航空局制定)等(以下「管技規程等」という。)又は「航空灯火電気施設業務処理規程」(昭和 42 年 3 月運輸省航空局制定)等(以下「灯火規程等」という。)を定め、空港事務所等は、これに基づき維持管理を実施している。

ア 空港施設の台帳等の整備

貴省は、維持管理指針において、空港土木施設の維持管理のためには各施設の設計等に関する情報が必要であり、これらの情報を常に最新の状態で保存し、維持管理に活用

することが重要であるとしている。そして、空港事務所においては、各施設の配置図、構造図等の図面情報や数量等を記載した空港土木施設台帳を整備することとしている。

また、貴省は、管技規程等又は灯火規程等に基づき、空港事務所等が無線関係施設又は航空灯火施設の情報を記載した施設原簿を整備することとしている。

イ 空港施設の点検の実施

貴省は、維持管理指針において、空港土木施設に求められる機能を維持するために、施設の異常の有無等を日常的に把握する巡回点検、滑走路等の施設の異常の程度や状態等を確認して評価する定期点検等を行うこととしている。そして、空港事務所は、維持管理計画に基づきこれらの点検を実施している。

また、貴省は、管技規程等又は灯火規程等に基づき、空港事務所等が無線関係施設の障害の発生を未然に防止するために必要な点検を実施したり、航空灯火施設の機能の低下を防ぎ、事故を未然に防止し、運転の万全を期するために必要な点検を実施したりして、空港施設の機能を維持することとしている(以下、無線関係施設に関する点検を「無線点検」、航空灯火施設に関する点検を「灯火点検」という。)

ウ 空港施設の修繕等

空港事務所は、イの空港土木施設に関する点検結果を踏まえて、維持管理計画に定めている修繕基準に基づき修繕等を行うことなどにより、空港土木施設の機能を維持し、安全を確保することとしている。

また、空港事務所等は、イの無線関係施設及び航空灯火施設に関する点検結果を踏まえて修繕等を行うことなどにより、無線関係施設の機器や設備の機能を維持したり、航空灯火施設を正常な状態に保持したりすることとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、法規性、有効性等の観点から、空港施設の台帳等が適切に整備されているか、点検が適切に実施されているか、点検結果が修繕等に活用されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、貴省が国管理空港等に設置している空港施設 2,198 施設(国有財産台帳価格計 7597 億 7291 万余円)(空港土木施設 558 施設(同計 7524 億 6542 万余円)、無線関係施設 465 施設(同計 53 億 7530 万余円)、航空灯火施設 1,175 施設(同計 19 億 3218 万余円))を対象として、27 空港事務所等^(注2)において点検報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、26 空港事務所等^(注3)から関係書類の提出を受けるなどの方法により検査した。

(注2) 27 空港事務所等 東京、新千歳、釧路、函館、仙台、成田、新潟、中部、大阪、関西、広島、岩国、高松、松山、福岡、熊本、鹿児島、那覇各空港事務所、静岡、神戸、石垣各空港出張所、福江、宮古両空港・航空路監視レーダー事務所、札幌、東京、福岡、那覇各航空交通管制部

(注3) 26 空港事務所等 稚内、丘珠、三沢、百里、小松、八尾、美保、徳島、高知、北九州、長崎、大分、宮崎各空港事務所、旭川、帯広、中標津、女満別、青森、富山、岡山、奄美、下地島各空港出張所、秋田、能登両空港・航空路監視レーダー事務所、釧路、平田両航空路監視レーダー事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 空港土木施設台帳の整備状況

1(2)アのとおり、空港事務所は、維持管理指針に基づき、空港土木施設の維持管理のために、各施設の図面情報や数量等を記載した空港土木施設台帳を整備することとなっている。

しかし、15 空港事務所が管理する 15 空港等の 26 施設(国有財産台帳価格計 16 億 5408 万余円)においては、施設の全て又は一部の図面情報等が空港土木施設台帳に記載されておらず、維持管理に十分に活用できるように空港土木施設台帳が適切に整備されていなかった(後記の表の(1)参照)。

<事例 1>

熊本空港事務所は、維持管理指針に基づいて熊本空港土木施設台帳を整備していた。しかし、平成 27 年 4 月の会計実地検査で確認したところ、同台帳には、空港の制限区域内に設置されていて雨水を排水するための水路に設けられた水門(国有財産台帳価格 1 円)の全ての図面情報が記載されておらず、維持管理に十分に活用できるように空港土木施設台帳が適切に整備されていなかった。また、水門は全体的に腐食が進行していて、開閉機操作台に穴が開いているなどの状況となっていた。

(2) 点検の実施状況

ア 空港土木施設の巡回点検の実施状況

1(2)イのとおり、空港事務所は、維持管理計画に基づき、空港土木施設の異常の有無等を日常的に把握するために巡回点検を実施することとなっている。

しかし、各空港等の維持管理計画において、場周柵、門扉等の巡回点検の点検項目が具体的に定められていなかったため、巡回点検が適切に実施されておらず 4 空港事務所が管理する 4 空港の 4 施設においては、場周柵等が劣化して損傷した状況となっていた部分(国有財産台帳価格計 101 万余円)があるにもかかわらず、当該状況が適切に把握されていなかった(後記の表の(2)ア参照)。

イ 無線点検及び灯火点検の実施状況

貴省は、管技規程等又は灯火規程等において、無線関係施設又は航空灯火施設ごとに点検周期、点検項目、点検方法等の点検内容を定めている。そして、無線関係施設又は航空灯火施設を維持管理する空港事務所等は、管技規程等で定められた点検内容に従って無線点検又は灯火点検を実施している。

無線関係施設は主に、送受信装置、通信制御装置、電源設備、アンテナ、アンテナを取り付けるための鉄塔等で構成されていて、航空灯火施設は主に、灯器、電源設備、灯柱等で構成されている。貴省は、無線関係施設のうち送受信装置等の機器や設備については管技規程等において、灯柱に灯器が取り付けられている航空灯火施設のうち灯器等の機器や設備については灯火規程等において、点検内容を具体的に定めており、空港事務所等は当該箇所について無線点検又は灯火点検を実施していた。

しかし、鉄塔については管技規程等で無線点検の対象としていないことや点検項目を定めていないこと、灯柱については灯火規程等で灯火点検の対象として明確にしてい

事務所等があり、鉄塔がある無線関係施設 465 施設のうち 15 空港事務所等が管理する 32 施設の鉄塔(国有財産台帳価格計 4 億 9245 万余円)及び灯柱がある航空灯火施設 1,175 施設のうち 11 空港事務所が管理する 11 空港等における 41 施設(同計 1871 万余円)の灯柱では、錆が生じていて、中には板厚減少まで進行しているものがあるなど、劣化や損傷が発生している状況になっていた(後記の表の(2)イ参照)。

<事例 2>

新潟空港事務所は、航空機と直接交信するために鉄塔にアンテナを設置した対空通信施設を管理しており、アンテナについては無線点検を実施している。しかし、鉄塔(国有財産台帳価格計 328 万余円)については無線点検の対象となっていないことから、平成 26 年 11 月に会計実地検査で現地を確認したところ、鉄塔の支柱等の鋼管部材に板厚減少を伴う腐食が見られた。そして、同事務所が、27 年 1 月に高所作業車を使うなどして鉄塔を詳細に点検したところ、鋼管部材を貫通する穴が複数開いている状況となっていた。

(3) 点検の結果を踏まえた修繕等の実施状況

ア 滑走路、着陸帯及び誘導路の勾配管理

貴省は、航空機の離着陸のために設けられている滑走路、航空機が離着陸の際に滑走路から逸脱した場合の航空機の安全の確保及び被害の軽減のために設けられている着陸帯並びに滑走路と駐機場等を結ぶために設けられている誘導路の横断勾配等について、航空法施行規則(昭和 27 年運輸省令第 56 号)第 92 条の規定に基づき、航空機の安全かつ効率的な離着陸、走行等のために、最大横断勾配の基準値(1.5% から 5% まで)に適合するように維持管理することなどとしている。

空港事務所は、維持管理計画において、滑走路等の横断勾配等が当該基準値に適合しているかを確認するために、定期点検で滑走路路面等の横断勾配等の測定を実施して、測定された勾配の値が基準値を超過している場合には、勾配値が基準値以内となるよう修繕を行うこととなっている。

しかし、4 空港事務所が管理する 4 空港の 5 施設においては、横断勾配の定期点検の結果、測定値が修繕を必要とする基準値を超過している箇所(国有財産台帳価格計 2 億 1842 万余円)があることを把握していたにもかかわらず、横断勾配を是正するための適切な修繕を行っておらず、修繕の予定も立てていなかった(後記の表の(3)ア参照)。

<事例 3>

釧路空港事務所は、釧路空港の維持管理計画に基づき、滑走路等の横断勾配の定期点検を平成 26 年 1 月に実施している。このうち、着陸帯の横断勾配についてみたところ、修繕を必要とする基準値 2.50% に対して測定値の最大が 3.10% であるなど、5 か所(国有財産台帳価格計 1 億 5385 万余円)で測定値が基準値を超過している状況であった。そこで、前回実施した 20 年 10 月の点検結果をみたところ、その 5 か所とも測定値が基準値を超過している状況であったにもかかわらず、いずれの定期点検後も勾配是正の修繕を行っておらず、修繕の予定も立てていなかった。

イ 滑走路の滑り摩擦の管理

貴省は、維持管理指針において、航空機の着陸時における滑走路路面とタイヤとの間の摩擦によりゴムが滑走路に付着することなどによって、滑走路の滑り摩擦係数^(注 4)が低下し、基準値以下となった場合には、ゴム除去等の措置の検討を行うこととしている。

空港事務所は、維持管理計画において、滑走路の滑り摩擦係数の定期点検を実施し、測定された滑り摩擦係数の値が基準値以下となった場合には、ゴム除去等の措置を講ずるなどの滑り摩擦係数が基準値を上回るための措置を行うこととしている。

しかし、7空港事務所が管理する7空港の7施設においては、滑り摩擦係数の定期点検の結果、測定値が基準値以下となっている部分(国有財産台帳価格計1億5930万余円)があることを把握していたにもかかわらず、ゴム除去等の適切な措置を講じていなかった(後記の表の(3)イ参照)。

<事例4>

東京空港事務所は、東京国際空港の維持管理計画に基づき、東京国際空港のD滑走路の滑り摩擦係数の測定を平成24年9月に実施している。測定結果は、測定値が最も低いところでゴム除去等の措置を行うこととしている基準値0.44以下の0.33となっていた部分(国有財産台帳価格8070万余円)があった。しかし、同事務所は、ゴム除去等の措置を行っておらず、その後、25年8月に再度測定したところ、滑り摩擦係数が0.20にまで更に低下しており、同年11月から12月にかけてゴム除去を実施するまでの約15か月間、基準値を大きく下回っている状況となっていた。

(注4) 滑り摩擦係数 路面の滑り抵抗性を表す係数

表 (1)、(2)、(3)の各事態の空港事務所等、空港施設数及び当該国有財産台帳価格一覧

	検査の結果		空港事務所等数	空港事務所等名	維持管理が適切に実施されなかった空港施設数	国有財産台帳価格
	施設の区分	事態				
(1) 台帳の整備状況	空港土木施設	空港土木施設台帳が適切に整備されていなかった事態	15	新千歳、丘珠、函館、仙台、東京、広島、岩国、高松、松山、福岡、長崎、熊本、大分、鹿児島、那覇各空港事務所	26	16億5408万円
(2) 点検の実施状況	ア	空港土木施設	4	新千歳、新潟、高松、那覇各空港事務所	4	101万円
	イ	無線関係施設	15	新千歳、函館、仙台、東京、新潟、中部、大阪、大分、宮崎、鹿児島、那覇各空港事務所、旭川、中標津両空港出張所、秋田、福江両空港・航空路監視レーダー事務所	32	4億9245万円
		航空灯火施設	11	新千歳、函館、仙台、小松、松山、福岡、北九州、長崎、熊本、鹿児島、那覇各空港事務所	41	1871万円
(3) 修繕等の実施状況	ア	空港土木施設	4	釧路、函館、東京、鹿児島各空港事務所	5	2億1842万円
	イ	空港土木施設	7	釧路、函館、仙台、東京、高松、熊本、長崎各空港事務所	7	1億5930万円
計			26		114	25億4399万円

注(1) 複数の事態に該当する施設があるため、空港事務所等数及び空港施設数は集計しても計欄と一致しない。

注(2) 国有財産台帳価格は、国有財産台帳価格相当額が1円未満のものや該当する部分の内訳が不明であるため算出ができないものについては含んでいない。

(改善を必要とする事態)

空港土木施設台帳に施設の図面情報等を記載していない事態、空港施設の点検において点検項目を具体的に定めていないなどの事態、空港土木施設の定期点検の結果を踏まえて適切に修繕等を実施していない事態は適切ではなく改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 空港事務所において、空港土木施設台帳に記載すべき施設の図面情報等について確認が十分でないこと、維持管理計画を策定する際に巡回点検で確認する点検項目の検討が十分でないこと、また、定期点検の結果、測定値が修繕を必要とする基準値を超過するなどした場合において、適切に修繕等を実施しなければならないことについての認識が欠けていること
- イ 貴省において、無線関係施設及び航空灯火施設について、鉄塔及び灯柱に係る具体的な点検項目を管技規程等及び灯火規程等で定めていないこと

3 本院が要求する改善の処置

滑走路等の空港施設の機能を適切に発揮させるためには、空港機能の保全を図りつつ、空港施設の適切な維持に加えて、既存施設の老朽化に対応することが重要であり、点検の着実な実施等、予防保全の手法を用いた適切な維持管理を実施することが必要である。

ついては、貴省において、空港施設の維持管理が適切に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 空港事務所に対して、空港土木施設台帳を維持管理に十分に活用するために、施設の図面情報等を記載して適切に整備すること、空港土木施設に係る具体的な点検項目を定めて巡回点検を実施すること及び滑走路等の点検の結果、測定値が修繕を必要とする基準値を超過するなどの事態が生じた場合には適切に修繕等を実施することを周知徹底し、空港土木施設の維持管理を適切に実施するように指導すること
- イ 無線関係施設及び航空灯火施設について、鉄塔及び灯柱に係る具体的な点検項目を定めて、空港事務所等に対して適切に無線点検及び灯火点検を実施するように指導すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 国庫補助事業等により実施される工事等において、工事等の実施に直接必要となるものではない保管管理システムのデータ登録に係る費用について、国庫補助金等の対象とならないことを周知することにより、国庫補助金等の交付が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)地域連携道路事業費 等
	平成 25 年度は、
	社会資本整備事業特別会計 (治水勘定) (項)河川整備事業費 (道路整備勘定)(項)道路交通安全対策事業費 等
	東日本大震災復興特別会計 (組織)国土交通本省 (項)東日本大震災復興事業費

部 局 等	2 県
補助の根拠	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)等
補助事業者 (事業主体)	2 県
保管管理システムの概要	発注者が電子化された図面等の成果品の検索及び再利用を行うことなどを目的としてデータを登録しておくもの
保管管理費を国庫補助金等の対象経費として計上していた契約件数及びこれらの金額	3,281 件 5812 万円(平成 25、26 両年度)
上記に対する国庫補助金等相当額	2986 万円

1 保管管理システムの概要等

(1) 保管管理システムの概要

国土交通省は、平成7年度以降、公共事業の施工等の各プロセスで発生する書類、図面等の各種情報を電子化し、効率的に交換・共有・連携することなどを目的として、電子入札システム、情報共有システム、保管管理システム等から構成される公共事業支援統合情報システム(以下「CALs/EC」という。)を導入するための取組を行っている。そして、同省は、13年6月に地方公共団体等への導入推進を促すことを目的として、「CALs/EC 地方展開アクションプログラム」を発表しており、都道府県は、電子県庁の実現等の一環として、CALs/EC に対する取組を行っている。

CALs/EC のシステムのうち、保管管理システムは、工事契約又は調査、測量、設計、試験等の業務契約に伴い電子納品された図面等の成果品の中で、利用頻度の高い構造物の諸元等のデータを登録しておくことにより、発注者が電子化された図面等の成果品の検索及び再利用を行うことなどを目的としたものである。

(2) 国庫補助金等の交付対象となる経費

国土交通省は、国庫補助金等の交付について、「国土交通省所管補助金等交付規則」(平成12年総理府・建設省令第9号。以下「規則」という。)等に基づき実施している。

そして、都道府県が国庫補助金等の交付申請を行う際の交付対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、工事では、規則に基づき定められた「補助事業等に係る工事設計書の作成について」(昭和34年建設省会発第107号)等において示されており、工事の実施に必要な費用となっている。また、業務では、都道府県が、国土交通省が定めた「設計業務等標準積算基準」等を参考に定めた積算基準等において示されており、業務の実施に必要な費用となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

都道府県が国庫補助事業等により工事又は業務を実施するに当たっては、CALs/EC が導入されていて、CALs/EC を使用する際に発生する費用が国庫補助金等の交付対象となっている場合がある。

そこで、本院は、合規性等の観点から、CALs/ECのうち保管管理システムが導入されている場合に、国庫補助事業等により実施される工事又は業務について、工事等の実施に直接必要な費用が国庫補助金等の対象経費として交付申請され、国庫補助金等の交付が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、27道府県^(注)が25、26両年度に国庫補助事業等により実施した河川事業、道路事業等に係る契約を対象に、27道府県において、保管管理システムのデータ登録に係る費用について、関係書類を確認するなどして、会計実地検査を行った。

(注) 27道府県 北海道、京都府、秋田、山形、茨城、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山、福井、愛知、三重、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、27道府県において保管管理システムを導入しているのは、26年4月1日現在、22府県となっていた。このうち、茨城、千葉両県は、工事契約又は業務契約において得た電子成果品のデータについて、県の外郭団体である公社や技術センター(以下「公社等」という。)と協定を締結しておくことにより、保管管理システムに登録させていた(以下、データを保管管理システムに登録する作業を「登録作業」という。)。そして、両県は、登録作業の際に発生する費用(以下「保管管理費」という。))については、個々の契約の請負業者が公社等に支払うこととしていたことから、茨城県では特許使用料に準ずるなどとして、千葉県では電子データとその保管管理は不可分なものであることから品質管理又は出来形管理のためなどに必要な費用として、国庫補助金等の対象経費として交付申請していた(両県における25、26両年度の合計は契約件数3,281件、対象経費として計上していた保管管理費の金額5812万円、国庫補助金等相当額2986万余円)。

しかし、登録作業については、県職員が当該契約終了後に新たな工事又は業務を実施するに当たり、各種説明資料を作成するなどの際に電子データを再利用等するために行うものであることから、両県が国庫補助金等の対象経費として交付申請していた保管管理費は、工事等の実施に直接必要となる費用に該当するものではない。

なお、両県を除く20府県では、職員自らが登録作業を行っていたり、外注により登録作業を行っている場合でも保管管理費については県費で負担していたりなどして、国庫補助金等の対象経費として交付申請していなかった。

このように、事業主体において、工事等の実施に直接必要となるものではない保管管理費を国庫補助金等の対象経費として交付申請していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、両県において、国庫補助事業等により工事又は業務を実施するに当たり、国庫補助金等の対象となる経費は工事等の実施に直接必要となる費用であるということに対する理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、27年9月に都道府県に対して事務連絡を発して、保管管理費については、国庫補助事業等の実施に直接必要な費用でないことから、国庫補助金等の対象にならないことを周知して、国庫補助金等の交付が適切に行われるよう処置を講じた。

(2) シールド工法による下水道管渠^{きよ}築造工事における工事費の積算に当たり、シールドマシン製作原価を間接工事費の算定対象額に含めないことを明確にするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等
部 局 等	13 都道府県
補助の根拠	下水道法(昭和33年法律第79号)
補助事業者 (事業主体)	都、府1、県2、市21、計25事業主体
シールド工法による下水道管渠築造工事の概要	シールドマシンを推進させながら地盤を掘削するなどして下水道管渠を築造する工事
シールド工法による下水道管渠築造工事に係る工事件数及び工事原価	54件 1514億8449万余円(平成24年度から26年度までにしゅん功したもの)
上記のうち低減できた工事原価の積算額	30億5860万円
上記に対する国庫補助金等相当額	14億1504万円

1 下水道シールド工事の概要

(1) 下水道事業におけるシールド工法の概要

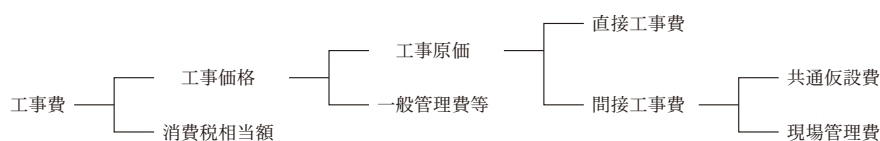
国土交通省は、下水道法(昭和33年法律第79号)等に基づき、下水道の整備を図ることにより都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することなどを目的として、下水道事業を行う地方公共団体等(以下「事業主体」という。)に対し、毎年度、多額の国庫補助金等を交付している。そして、事業主体は、近年、集中豪雨等による都市部の浸水被害に対応するなどのために、シールド工法による下水道管渠^{きよ}築造工事(以下「下水道シールド工事」という。)を多数実施している。

下水道シールド工事は、シールド本体、カッター本体、駆動用モーター類等で構成されたシールドマシンと呼ばれる鋼製の円筒形掘削機を推進させながら地盤を掘削し、シールドマシン後部の内側でセグメントと呼ばれる鋼製、鉄筋コンクリート製のブロックをリング状に組み立てて下水道管渠を築造するものである。

(2) 下水道事業における工事費の積算

事業主体は、下水道事業における工事費の積算に当たっては、国土交通省制定の「土工事標準積算基準書」(以下「国交省積算基準」という。)等を準用するなどしており、国交省積算基準によれば、工事費は、直接工事費と間接工事費とを合算した工事原価に一般管理費等を加算するなどして積算することとされている。このうち、間接工事費は、工事現場において必要となる費用を計上するものであり、直接工事費を算定対象額として、当該算定対象額に共通仮設費率又は現場管理費率を乗ずるなどして算定することとされている(図1参照)。

図1 工事費の積算体系図



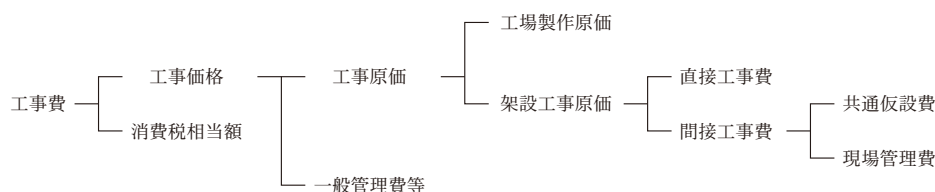
(3) 下水道シールド工事における工事費の積算

事業主体は、下水道シールド工事における工事費(以下「下水道シールド工事費」という。)の積算に当たっても、国交省積算基準等を準用するなどしており、直接工事費に計上するシールド本体、カッター本体等を工場で作る費用(以下「シールドマシン製作原価」という。)等については、通常、シールドマシンが、工事現場に合わせて設計され、製作から試運転までを工場で行い、工事現場へ輸送した上で工事に使用されるものことから、製作メーカー等から見積りを徴するなどして、これらを基に決定している。

(4) 工場製作に係る費用を含む工事費の積算

間接工事費を構成する共通仮設費及び現場管理費は、工事現場において必要となる費用を計上するものであることから、国交省積算基準においては、工場製作に係る費用を含む工事費の積算について、工場で作る費用である工場原価は間接工事費の算定対象額に含めない取扱いとなっており、間接工事費の算定の際に用いる共通仮設費率及び現場管理費率は、工場原価を間接工事費の算定対象額に含めないことを前提に設定した率となっている。そして、工場製作に係る費用を含む工事費の積算のうち、鋼橋の製作・架設工事に係る工事費(以下「鋼橋製作・架設工事費」という。)の積算については、工事原価を、工場で作る費用(以下「工場製作原価」という。)と工事現場で鋼橋を架設する費用(以下「架設工事原価」という。)とに分けて積算するなどして、工場製作原価を間接工事費の算定対象額に含めない取扱いとなっている(図2参照)。

図2 鋼橋製作・架設工事費の積算体系図



2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、下水道シールド工事費の積算は適切なものとなっているかなどに着眼して、25都府県市(以下「25事業主体」という。)^(注)が実施し、平成24年度から26年度までにしゅん功した下水道シールド工事計54件(事業費総額1112億9616万余円、国庫補助金等相当額520億7763万余円)を対象として、設計図書、見積書等の書類を確認する方法により会計実地検査を行った。

(注) 25都府県市 東京都、大阪府、千葉、三重両県、札幌、さいたま、柏、昭島、横浜、川崎、横須賀、平塚、藤沢、茅ヶ崎、名古屋、四日市、桑名、京都、大阪、堺、東大阪、神戸、和歌山、高知、福岡各市

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、25 事業主体は、下水道シールド工事計 54 件の工事原価を計 1514 億 8449 万余円と積算しており、これらの工事原価については、間接工事費を国交省積算基準に定められている共通仮設費率及び現場管理費率を用いて算定していたが、鋼橋製作・架設工事費の積算方法とは異なり、シールドマシン製作原価を間接工事費の算定対象額に含めていた。

しかし、シールドマシン製作原価は、工場でシールドマシンを製作する費用であり、国交省積算基準に定められている下水道シールド工事に係る共通仮設費率及び現場管理費率は、前記のとおり、工場原価を間接工事費の算定対象額に含めないことを前提に設定されているものであることから、25 事業主体は、下水道シールド工事についても鋼橋製作・架設工事費の積算方法と同様に、シールドマシン製作原価を間接工事費の算定対象額に含めない取扱いとする必要があると認められた。

このように、下水道シールド工事について、シールドマシン製作原価を間接工事費の算定対象額に含めて積算していたため、間接工事費が過大に積算されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた工事原価の積算額)

上記のことから、25 事業主体の下水道シールド工事計 54 件の積算について、シールドマシン製作原価を間接工事費の算定対象額に含めないこととして工事原価の修正計算を行うと計 1484 億 2582 万余円となり、前記の工事原価計 1514 億 8449 万余円に比べて 30 億 5860 万円(国庫補助金等相当額 14 億 1504 万円)低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、25 事業主体において下水道シールド工事費の積算における間接工事費の取扱いについての理解が十分でなかったことにもよるが、国土交通省において下水道シールド工事費の積算におけるシールドマシン製作原価を間接工事費の算定対象額に含めない取扱いとしていることを事業主体に対して明確に示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、27 年 8 月に、全国の事業主体に対して事務連絡を発して、下水道シールド工事に係る積算が適切に行われるよう、シールドマシン製作原価を間接工事費の算定対象額に含めない取扱いとしていることを明確に示すなどの処置を講じた。

- (3) 船舶工事の予定価格の積算に当たり、基準労務費単価以外の単価を採用する際の基準等を明確にし、採用する際には、事前に工事内容等を十分確認するなどして、労務費等の算定を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)海上保安庁 (項)船舶交通安全及海上治安対策費
部 局 等	海上保安庁本庁等
契約の概要	船舶の給気等に係る改良改修工事等を実施するもの
契約の相手方	三井造船株式会社

契 約	平成 24 年 8 月～25 年 9 月 随意契約
基準労務費単価 を採用しなかつ た工事の契約件 数及び契約金額	3 件 8 億 4115 万余円(平成 24、25 両年度)
上記に係る労務 費等の算定額	2 億 7970 万余円
低減できた労務 費等の算定額	3240 万円(平成 24、25 両年度)

1 船舶工事等の概要

(1) 船舶工事の概要

海上保安庁は、保有する巡視船艇等の船舶(以下「船舶」という。)の性能及び機能の維持並びに向上を図り、もって船舶による海上保安業務の適切な遂行に資することを目的として、船舶安全法(昭和 8 年法律第 11 号)、海上保安庁船舶整備規則(平成 16 年海上保安庁訓令第 11 号)等に基づき、船舶の整備を適正かつ効率的に行うこととしている。

海上保安庁は、保有する船舶のうち 9 隻において、定期整備と同時に給気等に係る改良改修を行う船舶工事(以下「改修工事」という。)を実施している。このうち、3 隻の改修工事の内容については、建造時における船体の改修に係るものであることから、3 隻が所属する管区海上保安本部(以下「所属管区本部」という。)は、平成 24、25 両年度に、改修工事を 3 隻の建造会社である三井造船株式会社(以下「造船会社」という。)と随意契約を締結している。なお、残りの 6 隻の改修工事については、船体の改修に係るものではないことから、見積合わせを行った上で当該 6 隻を建造した会社以外の会社と随意契約を締結している。

(2) 船舶の整備に係る予定価格の積算について

海上保安庁本庁は、海上保安庁船舶建造修繕等積算基準(平成 25 年保総政第 363 号)及び海上保安庁船舶建造修繕等積算基準算出要領(平成 25 年保装船第 1341 号)(25 年 3 月以前は船舶修繕積算基準(昭和 52 年保経経第 246 号)。以下、これらを「積算基準」という。)等に基づき、労務費等単価に工数を乗ずるなどして、船舶の建造及び整備に係る予定価格の積算を行うこととしている。

このうち、労務費等単価については、海上保安庁本庁は、海上保安庁予定価格作成要領(昭和 42 年保経契第 66 号)により定めることとしており、同要領に基づき、海上保安庁総務部長が、毎年度「製造業等に係る労務費等単価及び諸経費率について」を定めて、各管区海上保安本部に労務費等単価(以下「基準労務費単価」という。)を通知している。また、工数については、積算基準において、標準的な工事内容の項目等ごとに工数基準が定められている。

そして、積算基準では、工数基準が定められていない工事内容の項目等に係る工数について、類似の整備例又は参考見積りなどの内容を検討して算定するものとし、また、その計算に当たっては船舶の整備費用等の市況を勘案することなどとされている。これに対して、労務費等単価については、基準労務費単価を採用しない場合の基準や手続等は定められていない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

海上保安庁は船舶を多数保有しているが、船舶の運用の多様化に伴い船舶工事の内容が複雑になっており、3隻の改修工事のように船体の改修に係る船舶工事も行われるようになっている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切なものとなっているかなどに着眼して、所属管区本部が24、25両年度に締結した3隻の改修工事に係る契約3件、契約金額3億0765万円、2億7300万円、2億6050万余円、計8億4115万余円を対象として、海上保安庁本庁及び所属管区本部において契約書、仕様書、予定価格調書等の関係書類を確認するとともに、造船会社において工事内容等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

所属管区本部は、3隻の改修工事の予定価格の積算に当たり、改修工事の内容が、船体の改修に係る設計及び船体、機関、電気各工種の工事であり、建造時の知見等の技術を必要とすること、積算基準に工数基準が定められていないことなどから、改修工事の内容の全てにおいて造船会社のみが施行可能であるとして、基準労務費単価を採用せず、造船会社から徴した参考見積書に記載された労務費等単価(以下「基準外労務費単価」という。)を採用した。そして、所属管区本部は、工数に基準外労務費単価を乗ずるなどして予定価格を積算しており、3隻の改修工事に係る労務費等についてはそれぞれ1億1322万余円、8608万余円、8039万余円、計2億7970万余円と算定し、24年8月、25年6月及び9月に造船会社と契約していた。

そこで、積算に採用した基準外労務費単価は、基準労務費単価よりも割高なものとなっていたため、3隻の改修工事の内容等を確認したところ、実際には、上記と異なり、船体の改修に係る設計は、造船会社が施行していたが、船体、機関、電気各工種の工事は、造船会社以外の者に施行させていた。このため、所属管区本部は、造船会社以外の者が施行していた工事については、建造時の知見等の技術を必要としない工事であったことから、定期整備と同様に、基準外労務費単価を採用するのではなく船舶の建造及び整備で採用している基準労務費単価により労務費等を算定すべきであったと認められた。

したがって、3隻の改修工事の予定価格の積算に当たり、その工事内容等を十分確認することなく、基準外労務費単価を採用して算定していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた労務費等の算定額)

上記により、3隻の改修工事の予定価格について、実際に造船会社において施行していた船体の改修に係る設計は基準外労務費単価のままとし、造船会社以外の者が施行していた工事内容は基準労務費単価を用いて労務費等を修正計算すると、それぞれ1億0305万余円、7461万余円、6963万余円、計2億4730万余円となり、前記の算定額2億7970万余円に比べて計約3240万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、海上保安庁において、船舶工事の予定価格の積算に当たり、基準外労務費単価を採用する際の基準や手続等が明確に定められていなかったこと、工事内容等の確認が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上保安庁本庁は、27年9月に積算基準を改正し、各管区海上保安本部等に対して通知を発して、基準労務費単価以外の単価を採用する際の基準、手続及び確認すべき事項を明確にするとともに、各管区海上保安本部等は、船舶工事の予定価格の積算に当たり、基準労務費単価以外の単価を採用する際には、海上保安庁本庁と事前に協議を行い工事内容等を十分確認して、労務費等の算定を適切なものとする処置を講じた。

- (4) 総価契約単価合意方式を採用した河川、道路等の工事のうち、処分費等を含む工事について、変更契約を行う際の間接工事費等の算定方法を積算基準に明確に示すとともに、その算定方法を積算システムに反映させる改修を行うことなどにより、適正な予定価格が算定されるよう改善させたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(治水勘定) (項)河川整備事業費 等 (道路整備勘定) (項)地域連携道路事業費 等
部 局 等	7 地方整備局
事業の根拠	河川法(昭和39年法律第167号)、道路法(昭和27年法律第180号)等
事業主体	22 事務所
工事の概要	総価契約単価合意方式を採用した河川、道路等の工事のうち処分費等を含む工事
工事費	39 工事 156億2791万余円(平成25年度)
工事費の積算額	156億4790万余円
変更契約の予定価格が適正に算定されていなかった工事件数及び積算額	過大 11件 1億0820万円 過小 28件 6650万円

1 事業の概要

(1) 積算基準及び積算システムの概要

国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備を図るために、河川、道路等の工事を請負契約により多数実施している。これらの工事の契約に当たっては、会計法(昭和22年法律第35号)等に基づき、それぞれ予定価格の作成、入札等の手続を経て契約を締結している。また、工事の品質が確保されることを目的として「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)が定められており、発注者の責務として、予定価格を適正に算定することなどが規定されている。

そして、国土交通省は、工事の予定価格を適正に算定することなどを目的として、土木工事標準積算基準書(以下「積算基準」という。)を定めており、積算基準に示された各種算定式等の内容に基づき予定価格を迅速に算定するために、各地方整備局等が共通して使用する土木工事積算システム(以下「積算システム」という。)を構築して管理している。

(2) 処分費等を含む工事における間接工事費等の算定方法

予定価格は、積算基準に基づき、工事に直接必要な費用である直接工事費と間接的に必要な費用である共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等(以下、これらを合わせて「間接工事費等」という。)により構成されている。

このうち、間接工事費等については、積算基準によれば、間接工事費等の対象額(以下「対象額」という。)に所定の率を乗じて算定することとされており、共通仮設費については直接工事費を、現場管理費については直接工事費に共通仮設費を加えた純工事費を、一般管理費等については純工事費に現場管理費を加えた工事原価を、それぞれ対象額とすることとされている(以下、これらの算定に用いる直接工事費、純工事費及び工事原価を合わせて「直接工事費等」という。)。また、掘削土砂等の処分費等を含む工事における対象額を算定するに当たっては、処分費等について直接工事費の3%に相当する額を上限額(最大3000万円)とすることとされていることから、直接工事費等から処分費等の全額を控除した額に、直接工事費の3%に相当する額を加算するなどして算定することとなる(以下、この算定方法を「3%ルール」という。)

(3) 総価契約単価合意方式を採用した工事の変更積算における間接工事費等の算定方法

国土交通省は、河川、道路等の工事において、変更契約を行う場合等に予定価格を算定するための単価等を、受注者と発注者との間で前もって協議し、合意しておく総価契約単価合意方式を平成22年4月から導入している。

総価契約単価合意方式には、発注者が予定価格を算定する際に使用する単価(以下「官積算単価」という。)及び工事の契約締結後に受注者から提出される請負代金内訳書の単価を基に合意単価を決定する単価個別合意方式(以下、官積算単価に対する合意単価の比率を「合意比率」という。)と、官積算単価により算定した工事費の積算額に対する契約金額の比率(以下「請負比率」という。)を基に合意単価を決定する単価包括合意方式とがある(以下、合意比率と請負比率を合わせて「合意比率等」という。)

そして、積算基準によれば、変更契約を行う場合の予定価格の算定(以下「変更積算」という。)に当たり、直接工事費については、合意単価により算定することとされており、また、間接工事費等については、図のとおり、官積算単価により算定した対象額に合意比率等を乗ずるなどして算定することとされている。

図 変更積算における間接工事費等の算定方法

$$\text{契約変更後の間接工事費等} = B \left[\frac{\text{契約変更後の対象額(官)}}{\text{契約変更前の対象額(官)}} \times \text{合意比率等} \right] \times \frac{C_1 \left[\begin{array}{l} \text{合意した間接工事費等} \\ \text{又は} \\ \text{契約変更前の} \\ \text{間接工事費等(官)} \end{array} \times \text{請負比率} \right]}{C_2 \left[\frac{\text{契約変更前の対象額(官)}}{\text{契約変更前の対象額(官)}} \times \text{合意比率等} \right]} \times \frac{D_1 \left[\frac{\text{Bに対する}}{\text{間接工事費等の率}} \right]}{D_2 \left[\frac{\text{C}_2 \text{に対する}}{\text{間接工事費等の率}} \right]}$$

(注) (官)は官積算単価により算定した額を示している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

河川、道路等の工事においては、工事の進捗に伴い、掘削土砂等の増減が生ずることなどにより変更契約が行われる場合がある。

そこで、本院は、法規性、経済性、有効性等の観点から、総価契約単価合意方式を採用した河川、道路等の工事のうち処分費等を含む工事(以下「特定工事」という。)について、積算システムによる変更積算が積算基準に基づき適正に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、7^(注1) 地方整備局管内の22^(注2) 事務所が25年度に契約を締結した特定工事のうち、当初契約又は変更契約において5000万円以上の処分費等を計上しており、変更契約において処分費等の増減が大きい39工事(河川工事16件、道路工事23件)を対象として、設計内訳書等の関係書類及び積算システムによる算定方法を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 7 地方整備局 東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局

(注2) 22 事務所 能代河川国道、下館河川、荒川上流河川、京浜河川、相武国道、北首都国道、千葉国道、常総国道、三重河川国道、静岡河川、愛知国道、名四国道、福井河川国道、福知山河川国道、姫路河川国道、和歌山河川国道、紀南河川国道、鳥取河川国道、日野川河川、土佐国道、大分河川国道、北九州国道各事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

積算基準においては、前記のとおり、処分費等を含む工事における間接工事費等の算定に当たっては、対象額について3%ルールを適用することが示されていた。また、総価契約単価合意方式を採用した工事の変更積算における間接工事費等の算定に当たっては、官積算単価により算定した対象額に合意比率等を乗ずるなどする算定方法が示されていた。しかし、これらの算定を合わせて行う必要がある特定工事の変更積算における間接工事費等の算定に当たり、3%ルールを適用する対象額にどのように合意比率等を反映させるのか明確に示されておらず、容易に理解できる内容となっていなかった。このようなことから、積算システムにより特定工事の変更積算における間接工事費等を算定するに当たり、対象額に合意比率等を乗ずる場合に、直接工事費等から控除する処分費等(以下「控除処分費等」という。)に総価契約単価合意方式に基づいた合意比率等が乗じられていない計算となっていた。

このため、積算システムにより算定された特定工事の契約変更後の予定価格は、控除処分費等に合意比率等を乗じて算定した積算額に対して、処分費等の額が契約変更前に比べて減額される工事では過大に算定され、増額される工事では過小に算定される事態となっていた。

このように、特定工事の変更積算に当たり、積算基準において間接工事費等の算定方法が明確に示されていなかったため、積算システムにおいて契約変更後の間接工事費等が正しく算定されるようになっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(過大又は過小に算定されていた積算額)

前記の 39 工事について、控除処分費等に合意比率等を乗ずる算定方法により契約変更後の予定価格を修正計算した結果、処分費等が契約変更後に減額となっていた 11 工事(河川工事 6 件、道路工事 5 件)の積算額計 33 億 6124 万余円は計 32 億 5296 万余円となり、約 1 億 0820 万円が過大に算定されていた。一方、処分費等が契約変更後に増額となっていた 28 工事(河川工事 10 件、道路工事 18 件)の積算額計 122 億 8665 万余円は計 123 億 5324 万余円となり、約 6650 万円が過小に算定されていた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において特定工事の変更積算に当たり、間接工事費等の算定方法を積算基準に明確に示していなかったこと、積算システムにおいて控除処分費等に合意比率等を乗じた算定方法を適切に反映させていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、27 年 3 月に、積算基準を改定して、総価契約単価合意方式を採用した処分費等を含む工事の変更積算に当たり、間接工事費等の算定方法を明確に示すための算定例を追記し、その内容を各地方整備局等に通知を発するなどして周知徹底するとともに、控除処分費等に合意比率等を乗じた算定方法を積算システムに反映させる改修を行うなどして、27 年 4 月以降に変更契約を行う工事から適正な予定価格が算定されるよう処置を講じた。

- (5) 国が管理する橋りょうの診断業務に係る委託契約について、点検業務等の情報を基にするなどして現地踏査を実施しないこととしたり、現地調査に係る費用の積算を作業の実態に即したものにしたりして適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)
	(項)道路交通安全対策事業費
	(項)北海道道路交通安全対策事業費
	(項)沖縄道路交通安全対策事業費
部 局 等	8 技術事務所等
契 約 名	H24 管内橋 梁 ^{りょう} 診断等調査検討業務等 16 件
契 約 の 概 要	国道の橋りょうの維持管理を計画的に行うために、橋りょうの定期点検のうち各部材等に対して補修等の対策区分を判定及び分類する業務を委託するもの
契約件数及び契約金額	22 件 34 億 5257 万余円(平成 24、25 両年度)
上記のうち現地踏査を実施しないことにより節減できた契約件数及び契約金額	13 件 1 億 1724 万円

診断業務における現地調査に係る費用の積算額	1 億 5679 万余円(平成 24、25 両年度)
上記のうち低減できた積算額	3590 万円

1 診断業務に係る委託契約の概要

国土交通省は、国が管理する国道について、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)等に基づき、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めている。

そして、同省は、国が管理する橋りょうについて、損傷が顕在化する前の軽微な段階で対策を行う予防保全型の補修により計画的な維持管理を行うために、平成 16 年 3 月に策定した「橋梁^{りょう}定期点検要領(案)」に基づき、5 年に 1 回の頻度で定期的な点検(以下「定期点検」という。)を実施している。

定期点検は、橋りょうの部材等ごとに損傷の状況を把握して損傷程度の評価(以下「点検業務」という。)を行うとともに、当該部材等に対して補修等の対策区分を判定及び分類(以下「診断業務」という。)し、これらの結果に基づいて橋りょう管理カルテ等を作成し記録するものであり、国土交通省は、当該定期点検の結果等に基づいて、橋りょうの維持管理を行っている。

点検業務については、主に国道事務所等が管内の橋りょうを対象に実施しており、診断業務については、統一的な診断を実施するために、地方整備局ごとに設置されている技術事務所、北海道開発局及び沖縄総合事務局(以下、これらを合わせて「技術事務所等」という。)が各局管内の橋りょうを対象に実施している(以下、定期点検の対象となっている橋りょうを「点検橋りょう」という。)

診断業務は、表のとおり、現地踏査及び現地調査を実施することとしている。

表 診断業務における現地踏査及び現地調査の作業内容

作 業 名	作 業 内 容
現 地 踏 査	橋りょうの種別、形式、橋長等の諸元の確認を行い、現地調査を実施する際の直近の留意点を把握するもの。この際、現地の交通状況や現地調査に伴う交通規制の方法等の現地状況についても調査し記録する。
現 地 調 査	現地踏査の結果等を踏まえて、近接目視を行い、対策区分の判定等に必要な情報を得るためのもの。

各技術事務所等は、診断業務の実施に当たっては、点検業務との間で高所作業車を効率的に使用したり、橋りょうの損傷の状況等の情報を共有したりすることなどから、診断業務に係る契約の仕様書により点検業務と連携を図ることとしている。

そして、各技術事務所等は、診断業務に係る契約の予定価格について、当該契約の仕様書に定められた内容に基づく見積書を複数の業者から徴し、これに基づくなどして積算し、一般競争入札等により民間業者と委託契約を締結している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性等の観点から、診断業務における現地踏査がその必要性を十分に検討した上で実施されているか、現地調査に係る費用の積算が作業の実態に即したものとなっているかなどに着眼して、24、25両年度に締結した診断業務に係る委託契約計22件、契約金額計34億5257万余円を対象として、10技術事務所等^(注1)において、契約書、仕様書、見積書等の書類及び作業実態を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 10技術事務所等 北海道開発局、沖縄総合事務局、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各技術事務所

(検査の結果)

検査したところ、8技術事務所等^(注2)が締結した診断業務に係る委託契約計16件について、次のような事態が見受けられた。

(注2) 8技術事務所等 沖縄総合事務局、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各技術事務所

(1) 現地踏査を実施する必要がなかった事態

7技術事務所等^(注3)は、診断業務に係る委託契約計13件において、点検橋りょうの全てに対して現地踏査を実施することとしていた。

しかし、国土交通省は、16年度以降順次定期点検を実施しており、委託契約計13件の現地踏査の対象とされた点検橋りょうのうち初回点検が未実施の742橋を除く計7,245橋については、点検橋りょうの情報が橋りょう管理カルテ等により管理され、橋りょうの諸元を確認できる状況となっていた。そして、7技術事務所等は、国道事務所等が実施している点検業務の情報を基に現地調査を実施する際の直近の留意点等を把握できる状況となっていた。

したがって、上記の委託契約については、現地踏査を実施する必要がなく、点検業務等の情報を基に現地調査を実施することが可能であると認められた。

(注3) 7技術事務所等 沖縄総合事務局、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国各技術事務所

(2) 現地調査に係る費用の積算が作業の実態に即したものとなっていなかった事態

4技術事務所等^(注4)は、診断業務に係る委託契約計8件の現地調査に係る費用について、橋りょう検査員やその補助者を配置するなどして現地調査を実施することとして1橋当たりの所要人日数を算出し、これに橋りょう検査員等の労務単価と点検橋りょう数を乗じて現地調査費を計1億5679万余円と積算していた。

しかし、現地調査の橋りょう検査員等の配置について確認したところ、積算では橋りょう検査員とその補助者を配置することとしているのに、実態は契約の仕様書に基づいて点検業務と連携を図って同行動することにより、補助者を配置していないなど、積算が作業の実態に即したものとなっていなかった。

そこで、現地調査の実作業人日数について作業報告書等を基に確認したところ、積算では1.29人日としているのに実態は0.47人日となっているなどしていた。

したがって、前記の委託契約計8件については、現地調査に係る費用の積算に当たり、作業の実態に即したものとする必要があると認められた。

(注4) 4技術事務所 関東、北陸、中部、九州各技術事務所

このように、橋りょうの診断業務の実施に当たっては、点検業務等の情報を基に現地調査を実施することが可能であるのに現地踏査を実施していたり、現地調査に係る費用の積算が作業の実態に即したものとなっていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた契約金額及び低減できた積算額)

前記により、7技術事務所等の診断業務に係る委託契約計13件について、初回点検を実施していないなどの一部の橋りょうを除き、現地踏査を実施しないこととすると、契約金額は計33億3533万余円となり、前記の契約金額計34億5257万余円を計1億1724万余円節減できたと認められた。

また、4技術事務所の診断業務に係る委託契約計8件について、現地調査における橋りょう検査員等の作業人日数を作業の実態に即したものとするなどして算出すると、現地調査に係る費用の積算額は計1億2053万余円となり、前記費用の積算額計1億5679万余円を計約3590万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、7技術事務所等において現地踏査の必要性の検討が十分でなかったこと、4技術事務所において現地調査の作業の実態を十分に把握してその実態に即した費用の積算を行っていなかったこと、また、国土交通省において技術事務所等に対して上記についての周知が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、27年5月に地方整備局等に対して事務連絡を発するなどして、橋りょうの診断業務の実施及び委託契約に係る積算が適切に行われるよう次のような処置を講じた。

- ア 技術事務所等に対して、点検業務等の情報を基にするなどして現地踏査を実施しないこととするよう周知した。
- イ 技術事務所等に対して、現地調査に係る費用について、作業の実施方法ごとの条件を明示して見積書を徴し、実態に合わせて設計変更するなどして、費用の積算を作業の実態に即したものとするよう周知した。

- (6) 委託契約において受託者が取得し、委託契約終了後に国が返還を受けた物品のうち重要物品に該当するものについて、物品増減及び現在額報告書に計上する必要があることを周知するなどして、物品増減及び現在額報告書への計上を適正に行うよう改善させたもの

会	計	名	一般会計
			社会資本整備事業特別会計(港湾勘定) (平成26年度以降は、一般会計)
			社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定) (平成26年度以降は、自動車安全特別会計(空港整備勘定))
部	局	等	5 地方整備局

物品の概要	委託契約において受託者が取得し、委託契約終了後に国が返還を受けた物品	
独立行政法人港湾空港技術研究所との委託契約による返還物品のうち重要物品に該当するものの数量及び価格	135 個	5 億 6490 万余円(平成 25 年度末)
上記のうち物品増減及び現在額報告書に計上されていなかった重要物品の数量及び価格	66 個	3 億 2713 万円

1 物品管理の概要

(1) 委託契約において取得した物品の取扱いの概要

国土交通省は、毎年度、独立行政法人港湾空港技術研究所(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人港湾空港技術研究所。以下「港空研」という。)その他の独立行政法人等と試験研究に関する委託契約を多数締結している。そして、委託契約において当該法人が取得した物品のうち契約終了時に残存価値があるものについては、国へ返還させることとしており(以下、委託契約において受託者が取得し国へ返還する物品を「返還物品」という。)、返還物品の引渡しを受けたときは、国の物品として物品管理簿に記録し、受託者における減価償却費相当額を控除した額を国の取得価格としている。

なお、当該法人が、委託契約終了後も返還物品を継続して試験研究等に利用する必要がある場合には、当該法人が年度ごとに貸付けの申請を行い、国土交通大臣等が、これを承認することにより、当該法人に対して無償で貸付けを行っている。

(2) 国における物品の管理等

物品管理法(昭和 31 年法律第 113 号)等によれば、国の物品については、各省各庁の長が物品の取得、保管、供用及び処分(以下、これらを合わせて「管理」という。)を行い、各省各庁の長からその管理に関する事務の委任を受けた職員が物品管理官として当該事務を行うこととされている。

物品管理官は、物品管理簿を備えて、その管理する物品の分類及び品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を記録することとされており、取得価格が 50 万円以上の機械及び器具(以下「重要物品」という。)については、その価格も記録しなければならないこととされている(以下、物品管理簿に記録された価格を「帳簿価格」という。)

各省各庁の長は、重要物品について、毎会計年度末の物品管理簿の記録内容に基づき、物品増減及び現在額報告書を作成し、翌年度の 7 月 31 日までに財務大臣に送付することとされている(以下、各省各庁の長が作成する物品増減及び現在額報告書を「物品報告書」という。)。そして、財務大臣は、各省各庁の長から送付された物品報告書に基づき、物品増減及び現在額総計算書(以下「総計算書」という。)を作成することとされ、内閣は、総計算書に基づき、毎会計年度末における物品の現在額等について、国会に報告することとされている。

(3) 国土交通省における物品の管理等

国土交通省は、国土交通省所管物品管理事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第63号)により、物品管理官として指定する官職及び委任する事務の範囲を定めており、前記の委託契約を締結している地方整備局等においては、地方整備局総務部総括調整官等が物品管理官に指定されて、返還物品等の管理を行うこととなっている。

また、国土交通省の物品管理官は、管理する物品のうち重要物品について、物品増減及び現在額報告書を作成し、国土交通大臣に提出することとされている(以下、物品管理官が作成する物品増減及び現在額報告書を「管理官報告書」という。)。そして、提出された管理官報告書に基づき、国土交通大臣が物品報告書を作成している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性、合規性等の観点から、返還物品のうち重要物品に該当するものが、物品管理簿に記録された内容に基づいて、適正に物品報告書に計上されているかなどに着眼して、国土交通省が25年度末において管理していた返還物品で重要物品に該当するものを対象として検査した。

検査に当たっては、国土交通本省及び7地方整備局等において、物品管理簿、管理官報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行ったほか、管理官報告書の作成に係る調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注1) 7地方整備局等 東北、関東、中部、中国、四国、九州各地方整備局、沖縄総合事務局

(検査の結果)

検査したところ、5地方整備局^(注2)においては、港空研からの返還物品で重要物品に該当するもの135個(帳簿価格計5億6490万余円)のうち66個(帳簿価格計3億2713万余円)について、25年度の管理官報告書に計上していなかった。このため、国土交通大臣が作成する同年度の物品報告書においても計上されていなかった。

(注2) 5地方整備局 東北、関東、中部、中国、四国各地方整備局

このように、返還物品で重要物品に該当するものについて、管理官報告書に計上していなかったことにより、物品報告書が、国の物品の現況を正確に反映したものとなっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、5地方整備局において、返還物品であっても取得価格が50万円以上の機械及び器具については重要物品に該当することについての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、25年度の物品報告書に計上されていなかった重要物品に該当する返還物品について、26年度の管理官報告書及び物品報告書に計上した。そして、27年8月に、事務連絡を発して、返還物品のうち重要物品に該当するものについて、管理官報告書に確実に計上する必要があることを、地方整備局等に周知する処置を講じた。

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

既設橋りょうの耐震補強工事の設計について

〔平成 24 年度決算検査報告 505 ページ参照〕
〔平成 25 年度決算検査報告 646 ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

国土交通省は、地震による橋脚の倒壊や橋桁の落下等の被害を未然に防止するために、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業等により、既設橋りょうの耐震補強工事を多数実施している。しかし、既設橋りょうの耐震補強工事の設計に当たり、当該耐震補強工事によって橋脚の自重が増加することによる基礎部分への影響を照査するなどして検討した上で橋りょう全体としての耐震性能を確保できる工法を選定していなかったり、橋りょうの耐震性能が確保されないおそれがある場合に橋脚の基礎部分の耐震補強の要否等について更に詳細に検討していなかったりして、橋りょう全体としての耐震性能が確保されているかどうか明確となっていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、橋りょう全体としての耐震性能が確保されているかどうか明確となっていない橋りょうについて更なる耐震補強の要否等の検討が今後適切に行われるよう、橋りょう全体としての耐震性能を確認するなどするとともに、今後の既設橋りょうの耐震補強工事の設計が適切に行われるよう、橋脚の基礎部分への影響を照査するなどして検討した上で橋りょう全体としての耐震性能を確保できる工法を選定したり、橋りょうの耐震性能が確保されないおそれがある場合には、橋脚の基礎部分の耐震補強の要否等について更に詳細に検討したりするなどの耐震補強設計の考え方を国道事務所等に周知徹底し、この考え方を地方公共団体に対しても助言するよう、国土交通大臣に対して平成 25 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人土木研究所と既設橋りょうの耐震補強設計の考え方について検討を行い、27 年 6 月に各地方整備局等に対して事務連絡を発して、既設橋りょうの耐震補強設計の考え方を国道事務所等に周知徹底し、この考え方を地方公共団体に対しても助言する処置を講じていた。

一方、国土交通省は、橋りょう全体としての耐震性能が確保されているかどうか明確となっていない橋りょうについて、上記事務連絡の考え方にに基づき、引き続き耐震性能照査を実施するなどし、橋りょう全体としての耐震性能を確認することとしている。

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 車両管理業務委託契約における委託費の支払等について

(平成 25 年度決算検査報告 574 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、地方整備局、北海道開発局、これらの管内の河川事務所、国道事務所等の職員の移動等の用に供するために、公用車(以下「車両」という。)を多数保有し、車両管理業

務委託契約に基づき車両管理業務として受託者が手配した運転手(以下「車両管理員」という。)が車両を運行している。しかし、委託業務が全く実施されていない日(以下「非運行日」という。)は車両管理員による業務を要しない日となるのに、非運行日に係る月額基本料金を減額することなく車両管理委託費(以下「委託費」という。)を支払っている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、車両管理業務委託契約の実施に関して、災害等の緊急事態における車両の運行体制について配慮しつつ、業務委託契約書、車両管理業務委託仕様書等に非運行日に係る委託費の取扱いを明確に定めるよう、国土交通大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、26年12月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、業務委託契約書、車両管理業務委託仕様書等に非運行日に係る月額基本料金を減額することなどを明記することとして、27年度に締結する車両管理業務委託契約から適用する処置を講じていた。

(2) 船舶の航行安全に係る業務費について

(平成25年度決算検査報告577ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、港湾整備事業の一環として、浚渫^{しゅんせつ}工事等の港湾工事を毎年度多数実施しており、港湾施設の工事施工区域近辺で工事用船舶と一般船舶(以下「船舶」という。)が輻輳^{ふくそう}することとなる工事の実施に当たって、工事に先立って、船舶の航行安全対策を策定している。そして、航行安全対策が必要とされた港湾及び航路における船舶の航行の安全管理等を行うために、船舶航行安全管理業務(以下「管理業務」という。)を請負契約により実施している。そして、管理業務費の積算は、同省港湾局制定の「港湾請負工事積算基準」等(以下「積算基準等」という。)に基づき直接人件費及び直接経費を合算するなどして行われている。直接人件費の積算については、積算基準等において定義されている管理業務に従事する技術者ごとの業務内容に対応した職種を適用して、その職種ごとに定められた労務単価に作業従事人日数を乗ずるなどして行われており、直接経費の積算については、必要経費を積み上げて算出(以下、必要経費を積み上げて算出する直接経費を「積上経費」という。)するなどして行われている。しかし、管理業務費の積算に当たり、管理業務を実施し統括する技術者及びその者の指示の下に工事請負業者等との連絡や資料の作成等の業務を担当する技術者のそれぞれに適用する職種について、業務内容を十分に考慮することなく決定して直接人件費を算出していたり、ファックスその他の通信手段で航行安全対策の対象となる工事情報等を港湾関係者に随時伝達できると考えられるのに、必要性を十分に検討することなく、見積りに基づき工事情報を周知するためのリーフレット等の印刷、配布の作業等に関する経費を積上経費として計上して、当該作業等を実施させていたりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、管理業務費の積算に当たり、職種の適用方法や積上経費として計上する作業等について明確な基準を定めるなどして、直接人件費の算出において適用する職種を業務の内容に即したものとし、また、管理業務において必要性を十分に検討した上で作業等を実施することにより、管理業務費の低減を図るよう、国土交通大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、管理業務費の積算について、職種の適用方法や積上経費として計上する作業等についての明確な基準を定めるなどした「航行安全対策業務積算基準」を作成し、27年3月に各地方整備局等に対して事務連絡を発して、同年4月以降に締結する契約から適用することとし、また、管理業務において必要性を十分に検討した上で作業等を実施するよう各地方整備局等の担当者に周知して、管理業務費の低減を図る処置を講じていた。

(3) 住宅セーフティネット整備推進事業について

(平成25年度決算検査報告581ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び表示した意見

国土交通省は、高齢者世帯等の住宅確保要配慮者(以下「要配慮者」という。)の居住の安定確保を図るなどのために、空き家を有する既存の民間賃貸住宅(以下「賃貸住宅」という。)の改修工事を行う事業主体に対して、要配慮者の入居等を条件として、当該改修工事費の一部を補助する住宅セーフティネット整備推進事業(以下「SN事業」という。)を実施している。そして、国土交通省は、SN事業の実施に当たり、国土交通大臣が公募により選定した者(以下「事務事業者」という。)に国庫補助金を交付して、事業主体から提出された完了実績報告の審査等の事務を行わせている。しかし、SN事業の対象となった賃貸住宅が国庫補助金の交付を受けるための要件(以下「補助要件」という。)を満たしておらず、国庫補助金が過大に交付されていたり、補助要件を満たしているかなどについて確認ができなかったりしている事態や、事務事業者から定期的に賃貸住宅の入居の有無等の管理状況の報告(以下「管理状況報告」という。)の提出を求めていなかったり、要配慮者に対して賃貸住宅に関する正確な情報が提供されていなかったりなどして、SN事業実施後に的確な管理が図られていないなどの事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、SN事業の補助要件を満たしていることや支払が適正に行われたことなどを確実に確認できるよう審査等の体制を整備したり、個人や民間事業者が事業主体となって要配慮者の住宅確保に係る各種の施策を実施する場合に補助要件を満たしていることなどを確実に確認できるよう事業の実施方法や審査体制を整備したりするとともに、SN事業実施後の賃貸住宅について、定期的に管理状況報告の提出を求めるなどして管理状況を的確に把握するための実効性のある措置を講じたり、地方公共団体等の協力を得るなどして要配慮者に賃貸住宅に係る情報を的確に提供したりするよう、国土交通大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 事務事業者に対して、SN事業の実施について、26年4月に交付申請書を提出する際の建築士等による補助要件の確認や完了実績報告書を提出する際の工事費の支払を証する書

類の提出等の手続をマニュアルに定めさせて手続の厳格化を図った。そして、26年9月に審査等に係る要領を作成させるなどして、審査等に係る体制の強化を図った。また、27年度に創設された個人や民間事業者が事業主体となって実施する要配慮者の住宅確保に係る新規の事業においても、上記の手続の厳格化を図った。

イ 事務事業者等に対して、SN事業実施後の賃貸住宅について、27年1月から定期的に事業主体から管理状況報告を徴取させることとして、地方公共団体等の協力を得るなどして要配慮者に賃貸住宅に係る情報を的確に提供させるなどした。

(4) 浸水想定区域の指定等、洪水ハザードマップの作成等及び浸水想定区域図等の電子化の実施について

(平成25年度決算検査報告587ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置

国土交通省は、水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)等に基づき、浸水想定区域の指定並びに浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面(以下「浸水想定区域図」という。)の作成、公表及び関係市町村への通知に係る事業を国の直轄事業として実施するとともに、都道府県が行う浸水想定区域の指定等に係る事業及び浸水想定区域をその区域に含む市町村(以下「浸水想定区域市町村」という。)が行う洪水予報等の伝達方法や避難場所等を浸水想定区域図に記載した洪水ハザードマップの作成等に係る事業に対する国庫補助事業等を実施している。しかし、これらの事業において、浸水想定区域図の公表及び関係市町村への通知が行われていなかったり、浸水想定区域図の通知後の洪水ハザードマップの作成が行われていなかったり、洪水ハザードマップへの法等で定められている事項等の記載等及び洪水ハザードマップに係る情報の提供が行われていなかったり、電子化ガイドラインに基づく浸水想定区域図等の作成が行われていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、法等に基づく浸水想定区域図の公表及び関係市町村への通知を行っていない県、洪水ハザードマップへの法等で定められている事項等の記載等を行っていない浸水想定区域市町村、並びに洪水ハザードマップに係る情報の提供を適正に行っていない浸水想定区域市町村に対して、これらを適正に行うよう助言するなどするとともに、河川国道事務所等(以下「事務所等」という。)及び都道府県に対して、浸水想定区域図の公表及び関係市町村への通知を法等に基づき適正に行うよう周知徹底を図ったり、浸水想定区域市町村に対して、浸水想定区域図の通知後の洪水ハザードマップの作成を法等に基づき適正に行い、また、洪水ハザードマップへの法等で定められている事項等の記載等及び洪水ハザードマップに係る情報の提供を適正に行うよう周知徹底を図ったり、事務所等及び都道府県に対して、浸水想定区域図等の作成を電子化ガイドラインに基づき行う趣旨や目的を十分理解した上で適切に行うよう周知徹底を図ったりするよう、国土交通大臣に対して平成26年2月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 法等に基づく浸水想定区域図の公表及び関係市町村への通知を行っていなかった県に対して、浸水想定区域図の公表及び関係市町村への通知を法等に基づき適正に行うよう助言するなどしたり、洪水ハザードマップへの法等で定められている事項等の記載等を行っていなかった浸水想定区域市町村及び法等に基づく洪水ハザードマップに係る情報の提供を行っていなかった浸水想定区域市町村に対して、27年1月に説明会を開催して、早急に是正できるような手法を情報提供するなどしたりした。
- イ 26年2月に事務連絡を発して、事務所等及び都道府県に対して、浸水想定区域図の公表及び関係市町村への通知を法等に基づき適正に行うよう周知徹底を図ったり、浸水想定区域市町村に対して、浸水想定区域図の通知後の洪水ハザードマップの作成を法等に基づき適正に行い、また、洪水ハザードマップへの法等で定められている事項等の記載等及び洪水ハザードマップに係る情報の提供を適正に行うよう周知徹底を図ったり、事務所等及び都道府県に対して、浸水想定区域図等の作成を電子化ガイドラインに基づき行う趣旨や目的を十分理解した上で適切に行うよう周知徹底を図ったりした。

(5) 国内広域から京浜、阪神両港へのコンテナ貨物の集約の促進に係る事業について

(平成25年度決算検査報告593ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、国内広域から京浜港(東京、川崎、横浜各港)及び阪神港(大阪、神戸両港)へのコンテナ貨物の集約を促進するなどの施策を実施しており、その一環として、関東、近畿両地方整備局が荷主企業の工場等と大型コンテナ船が寄港する主要港湾のコンテナターミナルとの間の輸送を内航船により行う内航フィーダー輸送のための航路を新規開設等する内航船社等を対象として、平成21年度から25年度までの間に内航フィーダー輸送に係る運営業務を委託する事業等(以下「フィーダー機能強化事業」という。)を実施している。しかし、一部のフィーダー機能強化事業において、事業計画における目標輸送量に対する輸送実績の割合が事業実施期間の最終年度において50%を下回っており、当該事業の事業計画の審査等に当たり、目標輸送量を設定した具体的な根拠や政策目標との整合性に関する十分な根拠を事業計画に記載させておらず、これらを十分に確認していなかったり、的確な事業評価等に資するための事業報告書の提出を求めていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、フィーダー機能強化事業の実施状況を踏まえて、26年度以降、フィーダー機能強化事業に代わって、京浜、阪神両港の港湾運営会社に対して経費の一部を補助することにより実施される国際戦略港湾競争力強化対策事業が効果的に実施されるよう、事業の成果指標となる目標数量や政策目標との整合性等の具体的な根拠を事業計画に記載させるなどして事業計画の審査等を的確に行うことを検討したり、事業の実施状況等を十分把握できるような事業報告書を作成させることにより、事業の的確な評価や今後実施する事業の計画及び実施に反映することを検討したりするよう、国土交通大臣に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、内航船社等の事業計画や事業報告書の内容等の検討については、国際戦略港湾競争力強化対策事業の補助事業者である港湾運営会社が実施することとし、本院指摘の趣旨に沿い、阪神港における港湾運営会社である阪神国際港湾株式会社に対して指導を行っていた。そして、これに基づき同会社は、同事業の一環として内航船社等への委託事業として実施する阪神港への貨物集約の促進に係る事業において、次のような処置を講じていた。

ア 事業の成果指標となる目標数量や政策目標との整合性等の具体的な根拠を事業計画に記載させるなどしてその審査等を的確に行うこととした。

イ 事業の実施状況等を十分把握できるような事業報告書を作成させて、事業の的確な評価や今後実施する事業の計画及び実施に反映することとした。

そして、京浜港については、27年9月末現在、港湾運営会社が設立されていないため、国際戦略港湾競争力強化対策事業は実施されていないが、国土交通省は、京浜港において、港湾運営会社が設立され、同会社が補助事業者となった場合は、阪神港と同様の処置を講ずることとした。

(6) 電線共同溝における無電柱化の効果について

(平成25年度決算検査報告599ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、安全かつ円滑な交通の確保を図ることなどを目的として、電線を入溝する管路等を道路の地下に整備して無電柱化の推進を図る電線共同溝整備事業を、国道事務所等が事業主体となる直轄事業又は都道府県等が事業主体となる交付金等事業として実施している。そして、事業主体は、電線共同溝の整備完了後の占用の許可を申請した電気事業者、電気通信事業者等(以下、これらを合わせて「占用予定者」という。)の意見を聴いて、電線共同溝整備計画(以下「整備計画」という。)を策定することができることとなっており、整備計画を策定した場合には、整備計画に基づき整備を行わなければならないこととなっている。しかし、電線共同溝の整備が完了してから長期間経過しているのに無電柱化が完了していなかったり、占用予定の管路延べ延長に対する電線が入溝されていない管路延べ延長の割合が高かったりして電線共同溝を整備した効果が発現していない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、事業主体に対して、既に電線共同溝を整備した箇所における電線及び電柱の撤去を占用予定者等に働きかけることを周知したり、占用予定者の電柱の撤去予定時期を整備計画の策定時点で事業主体が把握してその進捗管理を行うなどの、無電柱化の効果を早期に発現させるための方策を検討してその結果を周知したり、地元関係者の実情を踏まえた整備計画の策定又は見直しをするなどして計画的な無電柱化の推進を図ることを周知したりするとともに、電線共同溝の整備前及び整備後において、将来の需要に応じて必要となる電線の条数及びその入溝状況を十分に把握してその実態を踏まえるなどして、整備する管路の必要条数を事業主体に決定させるための方策を検討し、その結果を周知するよう、国土交通大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、事業主体に対して、26年11月に通達を発し、占用予定者等に対して電線等を撤去するよう要請したり、27年8月に通達を発し、整備計画に電柱の撤去予定時期を記載することとしてその進捗管理の徹底を図るよう周知したり、地元関係者の実情を踏まえた整備計画の策定又は見直しをするなどして計画的な無電柱化の推進を図るよう周知したりする処置を講じていた。

一方、国土交通省は、27年1月から、整備する管路の必要条数について占用予定者と調整を開始しており、同年4月から実施している電線の入溝状況についての調査結果を踏まえるなどして、整備する管路の必要条数の考え方を事業主体に周知する処置を講ずることとしている。

(7) 東日本大震災の被災地における防災のための集団移転促進事業の実施について

(平成25年度決算検査報告603ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、東日本大震災の被災地において、住民の居住に相当でないと認められる区域から移転しようとする者(以下「移転者」という。)が一定規模以上の土地(以下「住宅団地」という。)内の宅地又は災害公営住宅へ集団的に移転することを促進する防災のための集団移転促進事業を実施しており、岩手、宮城、福島各県管内の25市町村に対して、その費用の一部に充てるために東日本大震災復興交付金を交付している。しかし、住宅団地の整備に時間を要する中、移転者の意向が変化するなどして住宅団地へ移転を希望する者のうち宅地の貸付け又は分譲を希望する者(以下「宅地希望者」という。)が減少して、住宅団地の宅地に空き区画が生じている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、移転者の意向の変化等を把握するために、適時適切な意向調査等を行うよう市町村に対して助言等を行ったり、宅地希望者の意向が変化することなどにより住宅団地の宅地に空き区画が生ずるおそれがある場合には、事業規模の縮小、公共施設や公益的施設の用地への当該空き区画の転用等により事業計画の適切な見直しを行い、移転者の中から再募集を行うなどの措置を講ずるよう市町村に対して周知を図り、必要に応じて助言等を行ったりするよう、国土交通大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 27年5月までに市町村等の担当者を対象として開催した説明会において、当初の事業計画の作成時のみならず、住宅団地の用地取得時や造成工事着手時、また、事業の途中であっても、移転者の意向の変化等を把握するために適時適切な意向調査等を実施するよう助言等を行った。

イ アの説明会等において、宅地希望者の意向が変化することなどにより住宅団地の宅地に空き区画が生ずるおそれがある場合には、事業規模を縮小したり、公共施設や公益的施設の用地への当該空き区画の転用を検討したりするなどして事業計画の見直しを行うとともに、移転者の中から再募集を行うなどの住宅団地を最大限活用するための措置を講ずるよう周知し、市町村からの個別の相談に応じて助言等を行った。

(8) 道路管理データベースシステムへの基本データの登録について

(平成 25 年度決算検査報告 610 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、国が維持、修繕及び災害復旧その他の管理を行う一般国道の橋りょう、トンネル等の施設(以下、これらの施設を合わせて「道路施設」という。)に関する情報の一元化及び共有化を図ることなどにより、災害時等において迅速かつ的確な対応ができるように道路管理データベースシステム(以下「道路管理 DBS」という。)を地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局(以下、これらを合わせて「地方整備局等」という。)のほか、地方整備局等管内の国道事務所、河川国道事務所、技術事務所等(以下、これらを合わせて「国道事務所等」という。)に導入している。そして、国土交通省は、道路管理 DBS に、新設、改良等を行った道路施設の名称、所在地等の文字データや延長等の数値データからなる諸元、図面等の道路施設基本データ(以下「基本データ」という。)を登録するなどの業務を委託している。しかし、災害時等において迅速かつ的確な対応を行うために重要となる道路管理 DBS の機能を活用するのに必要な供用中の道路施設に係る基本データが多数登録されておらず、その状態が計画的に解消されていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、地方整備局等及び国道事務所等に対して、道路管理 DBS の機能を活用して災害時等において迅速かつ的確な対応を行うためには最新の道路施設の情報が登録されていることが重要であることについて周知徹底を図るとともに、基本データが登録されていない状態を解消するための計画等を作成させるなどの必要な指導を行うよう、国土交通大臣に対して平成 26 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、26 年 11 月に地方整備局等に対して通達を発して、次のような処置を講じていた。

ア 地方整備局等及び国道事務所等に対して、道路管理 DBS の機能を活用して災害時等において迅速かつ的確な対応を行うために、道路管理 DBS に最新の道路施設の情報が登録されていることが重要であることについて周知徹底を図った。

イ 地方整備局等及び国道事務所等に対して、基本データが登録されていない状態を解消するための指導を行い、道路管理 DBS に未登録の基本データを登録するための計画を作成させた。

(9) 調節池等の維持管理について

(平成 25 年度決算検査報告 614 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)等に基づき、洪水等による災害の発生を防止するための総合的な治水対策の一環として、調節池や流域貯留浸透施設(以下、これらの施設を合わせて「調節池等」という。)を、調節池整備事業や流域貯留浸透事業として国庫補助事業等により整備している。そして、調節池等の維持管理について、河川管理者である都道府県及び政令市並びに流域の市区町村(以下「都道府県等」という。)は、同省の通達等に基づ

き、管理マニュアルを整備し、これを各施設に適用して、適切な維持管理を行うことなどとなっている。しかし、都道府県等が管理マニュアルを整備していないなどのため、点検の有無が不明となっているなどして適切な維持管理が行われていなかったり、学校等の公共施設等の管理者が都道府県等と協議を行うことなく流域貯留浸透施設に公共施設等を増築するなどして適切な維持管理が行われていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、都道府県等に対して、調節池等に係る管理マニュアルを整備してこれに基づく適切な維持管理を行うことを周知徹底するとともに、地方整備局等が都道府県等の維持管理の状況を把握したり、都道府県等に対して、公共施設等の管理者が流域貯留浸透施設に公共施設等の増築等を行う場合には、事前に十分協議を行うなど適切な維持管理を行うことを周知徹底したりするよう、国土交通大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、26年9月及び10月に地方整備局等に対して事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 都道府県等に対して、調節池等に係る管理マニュアルを整備してこれに基づく適切な維持管理を行うことを周知徹底するとともに、地方整備局等が都道府県等から維持管理の状況について報告を受けることにより点検の実施状況等を把握した。

イ 都道府県等に対して、公共施設等の管理者と公共施設等の増築等の情報の共有化を図ることなどを定めた管理マニュアルを整備して、公共施設等の管理者が流域貯留浸透施設に公共施設等の増築等を行う場合には、事前に十分協議を行うなど適切な維持管理を行うことを周知徹底した。

(10) ダムの維持管理について

(平成25年度決算検査報告618ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、河川の水量を一時的に貯留して調節(以下「洪水調節」という。)を行うダムについて、建設等のほか、日常の維持、修繕その他の管理(以下「維持管理」という。)を行っており、また、ダムの建設等を行う道府県に対して補助金又は交付金を交付している。そして、道府県は、自ら建設するなどしたダムの維持管理等を行っている。しかし、県が管理するダムにおいて、計測、設備の修繕等が3年以上にわたり行われていなかったり、地方整備局等管内の事務所等及び道府県が管理するダムにおいて、堆砂量があらかじめ計画する年数の間に貯水池に堆積すると推定される土砂の量(以下「計画堆砂量」という。)を上回っていたり、洪水調節を行うための容量(以下「洪水調節容量」という。)内に堆砂していたり、洪水調節容量内の堆砂状況が不明となっていたり、ダム管理用制御処理設備に設定されている貯水位に対応する貯水量の情報が堆砂測量の結果を反映していなかったり、道府県が管理するダムにおいて、地震が発生した際にダムの維持管理を行う者にその情報が適時に通報されなかったり、予備発電設備について所要の連続運転可能時間が確保されているか明らかでなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、道府県に対して、ダムの維持管理に必要な計測、設備の修繕等を適切に行うよう周知したり、地方整備局等管内の事務所等及び道府県に対して、堆砂量が既に計画堆砂量を著しく上回っている場合及び洪水調節容量内に堆砂している場合における対策等を行うことについて検討すること、洪水調節容量内の堆砂状況を把握すること、及び堆砂測量の結果を反映した貯水位に対応する貯水量の情報をダム管理用制御処理設備に設定することを検討することを周知したり、道府県に対して、ダム地点における地震が発生した際に速やかに臨時点検が行える体制を整備すること、及び予備発電設備について燃料補給の難易度等の現状等を踏まえて所要の連続運転可能時間が確保されているか検討することを周知したりするよう、国土交通大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、26年11月に地方整備局等及び道府県に対して事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 道府県に対して、ダムの維持管理に必要な計測を適切に行ったり、点検の結果等の分析及び評価を行った上で必要な設備の修繕等を行ったりするよう周知した。

イ 地方整備局等管内の事務所等及び道府県に対して、洪水調節容量内に土砂が堆積し、所要の洪水調節容量が不足するなどの場合には、堆砂の程度やダムの機能に及ぼす影響等を踏まえて、堆砂対策について検討したり、洪水調節容量内の堆砂状況を把握したり、堆砂測量で得られた堆砂状況の結果を反映したデータをダム管理用制御処理設備に設定することについて検討したりするよう周知した。

ウ 道府県に対して、地震発生時に速やかに臨時点検が行える体制を整備したり、予備発電設備について燃料補給の難易度等の現状等を考慮した上で所要の連続運転可能時間が確保されているか検討したりするよう周知した。

(11) 新直轄道路における料金所予定地等の有効利用等について

(平成25年度決算検査報告625ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、平成15年度から、旧日本道路公団(以下「公団」という。)又は公団の分割民営化に伴って設立された東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が整備することとされていた高速自動車国道の一部区間を直轄事業により新直轄道路として整備することとなり、公団等が取得するなどした用地の譲渡を受けるなどしている。これらの用地には、公団等が料金所を整備することを予定して取得した用地、公団等がインターチェンジを設置することを予定して取得した用地等のうち国土交通省が規模を縮小したインターチェンジを設置することとしたために生じた残余地及び公団等が休憩施設を整備することを予定して取得した用地(以下、これらを合わせて「料金所予定地等」という。)が含まれている。そして、料金所予定地等は、国有財産として用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分が求められている。しかし、料金所予定地等の一部又は全体が有効利用されていない状況において、これらの用地を有効利用等するための具体的な計画が定められていなかったり、保有し続ける必要性が具体的に検討されていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、有効利用されていない料金所予定地等について、地方整備局及び国道事務所等に対して、地方公共団体等との必要に応じた調整等を通じて有効利用等するための具体的な計画を定めたり、有効利用されていない用地を今後も保有し続ける必要性の具体的な検討を行ったりするように周知するよう、国土交通大臣に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、26年11月に地方整備局等に対して通知を発するなどして、有効利用されていない料金所予定地等について、地方公共団体等との必要に応じた調整等を通じて有効利用等するための具体的な計画を定めたり、有効利用されていない用地を今後も保有し続ける必要性の具体的な検討を行ったりするよう周知する処置を講じていた。

(12) 地方航空局が締結する空港管理業務等に係る契約の競争性の確保に向けた取組について

(平成25年度決算検査報告630ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省の地方航空局は、空港の管理運営等のために必要な各種業務等(以下「空港管理業務等」という。)に係る契約を毎年度多数締結している。空港管理業務等には省令に基づき立入りが制限されている区域(以下「制限区域」という。)において実施する業務等があり、国土交通省は制限区域における空港管理業務等のうち、航空灯火施設維持工事、土木施設維持修繕工事、有害鳥類防除業務及び空港警備業務(以下、これらを合わせて「制限区域業務」という。)に係る契約について、同一内容の業務の受注実績を求めていた競争参加資格要件を緩和するなどの競争性の確保に向けた取組を推進してきている。しかし、事業者に対して、制限区域業務の内容、作業環境等に関する理解の促進を図る取組が十分に行われていなかったり、入札公告において入札説明書等の交付場所を契約を発注する東京、大阪両航空局に限定していたりしている中で、1者応札の割合が高くなっている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、地方航空局に対して、制限区域業務の内容、作業環境等について、事業者の理解の促進を図るために、事業者ごとに業務説明及び現地見学を実施したり、事業者が入札に参加するに当たり大きな負担とならないよう、空港管理業務等の実施場所である空港等を管轄する各空港事務所等を含め広く入札説明書等を交付したりすることなどを検討するように指導するよう、国土交通大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 26年11月に地方航空局に対して事務連絡を発して、制限区域業務の内容、作業環境等について、事業者ごとに業務説明及び現地見学を実施するなどするよう指導した。

イ 27年1月に地方航空局に対して事務連絡を発して、事業者が地方航空局管内の各空港事務所等でも入札説明書等の交付を受けることができる旨を入札公告に明記するよう指導した。

第11 環 境 省

不 当 事 項

工 事

(383) 侵入防止柵設置工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、侵入防止柵の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境本省 (項)自然公園等事業費
部 局 等	中部地方環境事務所
工 事 名	平成 21 年度片野鴨池侵入防止柵設置工事
工 事 の 概 要	道路に隣接する国指定片野鴨池鳥獣保護区への人の立入りを防止するなどのために、侵入防止柵の新設等を行うもの
工 事 費	11,200,153 円
請 負 人	アジア工業合資会社(平成 25 年 8 月 1 日以降はアジア工業株式会社)
契 約	平成 21 年 6 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 21 年 9 月
支 払	平成 21 年 11 月
不適切な設計となっていた工事費	10,490,585 円(平成 21 年度)

1 工事の概要

この工事は、中部地方環境事務所(以下「事務所」という。)が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化のための事業として、平成 21 年度に、石川県加賀市片野町地内において、国指定片野鴨池鳥獣保護区(以下「片野鴨池鳥獣保護区」という。)への人の立入りの防止、隣接している県道を通行する車両の前照灯による光の入射の防止等を目的として、高さ 2.5m の柵(延長 91.5m)及び門扉(4 か所。以下、これらを合わせて「侵入防止柵」という。)の新設等を工事費 11,200,153 円で実施したものである。

侵入防止柵は、角形鋼管の支柱をコンクリートブロック基礎(縦 0.6m、横 0.6m、高さ 1.1 m。以下「基礎」という。)に建て込んで 2.0m 間隔で設置し、この支柱に角材を 5 段据え付け、これに板材(幅 9.0cm、厚さ 2.0cm、長さ 2.4m)を壁板として組み合わせるなどしたものである(参考図参照)。

事務所は、侵入防止柵の設置に当たり、片野鴨池鳥獣保護区の地形等を考慮するなどして、隣接している県道の道路敷地に侵入防止柵を設置することとし、「自然公園等事業技術指針」(環境省自然環境局自然環境整備課制定。以下「技術指針」という。)等に基づき、必要となる高さや延長等の設計を行って、これにより施工していた。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、侵入防止柵の設計が技術指針等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、事務所において、設計図書等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、技術指針等によれば、侵入防止柵を含む自然公園等施設の設置に当たっては、当該施設の形態、構造等の安全性について計算を行うことなどとされている。しかし、事務所は、侵入防止柵の設計に当たり、風荷重による転倒等に対する安定計算等を行っていなかった。

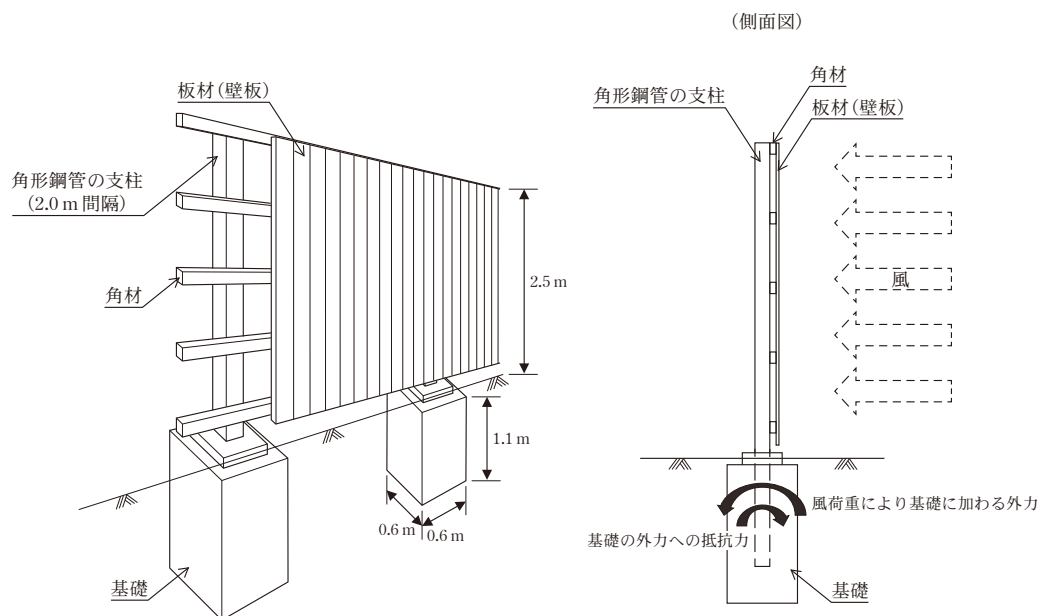
そこで、技術指針等において示されている「車両用防護柵標準仕様・同解説」(社団法人日本道路協会編)等に基づき安定計算を行ったところ、風荷重により基礎に加わる外力が基礎の外力への抵抗力を上回り、侵入防止柵の転倒に対する安全率は0.37となり、許容値である1.2を大幅に下回っており、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、侵入防止柵は、基礎の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額10,490,585円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、侵入防止柵の設計における安定計算の必要性に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

侵入防止柵の概念図



補 助 金

- (384) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
- (386)

所管、会計名及び科目	環境省所管 一般会計 (組織)環境本省
	(項)環境保健対策推進費
	(項)東日本大震災復旧・復興環境・経済・社会の統合的向上費
	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管
	エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定)
	(項)電源立地対策費

部 局 等	環境本省、原子力規制委員会(平成25年3月31日以前は文部科学本省)、大阪府
補助等の根拠	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)、予算補助
補助事業者等(事業主体)	県2、市1、計3補助事業者等
補助事業等	放射線監視等交付金事業、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業、公害健康被害補償給付支給事務費交付金事業
事業費の合計	297,161,324円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	206,933,450円
不当と認める事業費の合計	134,080,018円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	125,395,450円

1 補助金等の概要

環境省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性、有効性等の観点から、30道府県、270市町村等及び5会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、2県、1市、計3事業主体が実施した放射線監視等交付金事業、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び公害健康被害補償給付支給事務費交付金事業に係る国庫補助金等計125,395,450円が不当と認められる。

これを不当の態様別に掲げると次のとおりである。

(1) 設備の設計が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 69,457,500円

放射線監視等交付金事業により整備した太陽光発電型モニタリングポストの設計が適切

でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 69,457,500円)

部 局 等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(384) 原子力規制委員会	鹿児島県	放射線監視等交付金	24	69,457 (69,457)	69,457	69,457 (69,457)	69,457

この交付金事業は、鹿児島県が、放射線監視等交付金交付規則(昭和49年科学技術庁告示第6号)等に基づき、九州電力株式会社川内原子力発電所からおおむね30km圏内の区域において放射線を24時間連続して監視することを目的として、太陽光パネルで発電される電力により稼働し、空間放射線量率を測定して、その情報を伝送する装置(以下「太陽光発電型モニタリングポスト」という。)を計25局整備したものである(参考図参照)。

同県は、太陽光発電型モニタリングポストの仕様について、購入仕様書において、放射線を24時間連続して監視できること、電源を太陽光パネルと蓄電池とを組み合わせた自立型とすること、太陽光パネルの出力を95W以上とすること、蓄電池を太陽光パネルとの組合せで連続測定が可能となる容量とすることなどとしていた。そして、太陽光発電型モニタリングポストの製作、設置等については、設計を含めてその契約の受注者に行わせることとして、契約締結後に受注者から提出される内容確認仕様書等に同県が承認を与えることにより行うこととしていた。

しかし、同県は、受注者が提出した内容確認仕様書における電源に係る記載内容が購入仕様書と同一で、具体的な設計上の値が示されていないなどしているのに、24時間連続して放射線を監視するという機能の実現可能性について十分に審査、確認等を行うことなく内容確認仕様書に承認を与えていた。

その後、受注者は、出力120Wの太陽光パネル、容量210Ahの蓄電池等を備えた太陽光発電型モニタリングポストを設置し、同県は、これを検査した上で平成25年3月に引渡しを受けていたが、同年5月から、電圧の低下により空間放射線量率が測定できなくなる事態が頻繁に発生していた。このため、同県は、同月及び同年12月に、受注者が行った設計の妥当性について検証を行い、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(27年4月1日以降は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)がインターネット上で公開している日射量のデータベース閲覧システムにおいて地点を「川内」と選択したときに得られる月平均の斜面日射量の値を用いて太陽光パネルの発電電力量を317.32Wh/日と算出し、これが太陽光発電型モニタリングポストの消費電力量216Wh/日を上回ることなどから、設計上の問題はないとしていた。

しかし、上記の閲覧システムは、「川内」のほかにも30km圏内に分散して整備した太陽光発電型モニタリングポストの設置場所に近接する四つの地点を選択することができ、月平均だけでなく日ごとの斜面日射量の値を得ることもできるものとなっていた。また、太陽光発電型モニタリングポストの実際の設置状況をみると、全ての局に防護柵等が設置されており、局によっては樹木等がすぐ近くにあるため、これらの影が太陽光パネルに映り込む状況となっていた。

そこで、前記の閲覧システムで得られる五つの各地点における月平均の斜面日射量の値を用いるとともに、太陽光パネルに影が映り込むことなども考慮して、改めて太陽光パネルの発電電力量を計算したところ、「川内」を含めた3地点において、発電電力量が消費電力量216Wh/日を下回る結果となった。

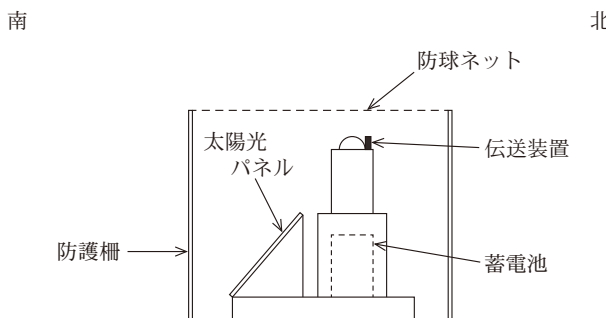
さらに、前記の閲覧システムで得られる日ごとの斜面日射量の値を用いて日ごとの発電電力量を算出し、これと消費電力量とを比較して蓄電池の蓄電状況の推移を試算したところ、5地点全てにおいて、発電電力量が消費電力量を下回る日が連続して蓄電量が減少し、太陽光発電型モニタリングポストの稼働に必要な電力を確保することができない期間が生ずる結果となった。現に、全ての局において断続的に空間放射線量率を測定できない事態が発生しており、その時間は25局の合計で、25年度は3,421時間、26年度は3,816時間となっていて、中には、測定できない時間が月(744時間)の約3割に当たる222.8時間となっていた月がある局もあった。

したがって、同県が整備した太陽光発電型モニタリングポスト(事業費69,457,500円)は、安定した稼働に必要な電源に係る設計が適切でなかったため、放射線を24時間連続して監視する機能を維持することができない状態になっており、これに係る交付金69,457,500円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、太陽光発電型モニタリングポストの安定した稼働に必要な電源を確保することについての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

太陽光発電型モニタリングポストの概念図



(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1 件 不当と認める国庫補助金 49,067,950 円

再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金により実施した事業において、事業の対象とならないなどのもの (1 件 不当と認める国庫補助金 49,067,950 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	実施年度	基金使用額	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める基金使用額	不当と認める国庫補助金等相当額
(385) 環境本省	山 形 県	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金	25、26	千円 49,067	千円 49,067	千円 49,067	千円 49,067

この補助事業は、平成 23 年度に、環境省が東日本大震災による被災地域の復旧・復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給のひっ迫への対応の必要性に鑑み、再生可能エネルギー等を活用したエネルギーシステムを導入することなどを目的として、東北を中心とした被災地等の地方公共団体に対して、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金(以下「基金」という。)を造成させるために地域環境保全対策費補助金を交付するものである。

山形県は、「平成 23 年度地域環境保全対策費補助金(再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金)及び災害廃棄物処理促進費補助金(災害等廃棄物処理基金)交付要綱」(平成 23 年 11 月環境事務次官通知)、「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要綱」(平成 23 年 11 月環境省総合環境政策局長及び大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)及び「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の取扱いについて」(平成 23 年 12 月環境省総合環境政策局環境計画課通知)(以下、これらを合わせて「要綱等」という。)に基づき、基金を財源として、災害時の避難所、災害対策本部等の防災拠点となる施設等(以下「防災拠点施設」という。)において、太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置する工事等を自ら実施するほか、管内の市町村等が実施する上記の工事等に対して、基金を取り崩して同県からの補助金(以下「県補助金」という。)として交付している。

要綱等によれば、設置される太陽光発電設備等は、地震等の災害が発生し、電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点施設において必要な機能を確認するためのものとされている。このことから、太陽光発電設備等を設置する施設については、防災拠点施設として位置付けることなどされており、また、防災拠点施設として所要の耐震性が確保されている必要があるとされている。

そして、山形県は、25 年度に、美術作品の展示室等から構成される県立施設(以下「展示施設」という。)に、太陽光発電設備等を設置する工事等を自ら工事費等計 29,230,950 円(国庫補助金相当額同額)

で、また、最上郡戸沢村は、県補助金の交付を受けて、25、26両年度に、同村の公民館(以下「公民館」という。)に太陽光発電設備等を設置する工事等を工事費等計 21,655,500 円(県補助金 19,837,000 円、国庫補助金相当額同額)でそれぞれ実施していた。

しかし、展示施設は同県の地域防災計画等において防災拠点施設として位置付けられていないなど、要綱等に定める防災拠点施設には該当しないものとなっていたり、同村が策定した太陽光発電設備等の整備計画が適切ではなく、所要の耐震性が確保されていない公民館に太陽光発電設備等が設置されていたりしていた。

したがって、山形県及び戸沢村が設置した太陽光発電設備等(工事費等計 50,886,450 円)は、事業の対象とならないものとなっていたり、災害時にその機能を発揮できないおそれがあり事業の目的を達していなかったりしていたため、取り崩された基金計 49,067,950 円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、山形県において要綱等における基金による事業の対象についての理解が十分でなかったり、戸沢村において太陽光発電設備等を設置する施設の耐震性等に係る確認等を適切に行っていなかったりしていたことなどによると認められる。

(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 6,870,000 円

交付の対象とならない機器等に係る費用を計上していたため、交付金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 6,870,000 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(386) 大阪府	堺市	公害健康被害補償給付支給事務	23~25	176,817 (176,817)	88,408	13,736 (13,736)	6,870

この交付金事業は、堺市が、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)等に基づき、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染等による健康被害に係る損害を填補するための補償等を行う事務を、公害健康被害補償給付支給事務費交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けて実施したものである。

公害健康被害補償給付支給事務費交付金交付要綱(昭和54年7月環境事務次官通知。以下「要綱」という。)によれば、交付金の交付額は、要綱に定められた種目ごとの基準額と同種目の対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定するなどして得た額を合計して交付対象事業費を算定して、これに2分の1を乗ずるなどして得た額とすることとされている。

同市は、本件交付金事業の交付対象事業費の算定に当たり、各種目のうち補償給付等事務費については、同市が運用している公害補償システム、食品衛生システム、環境衛生システム等を構成するパーソナルコンピュータ22台、プリンタ8台及びサーバ3台の機器等(以下、これらの機器等を合わせて「システム機器等」という。)の全体に対して、公害補償システムの運用のために使用している機器等の使用割合が90%であるとして、各年度のシステム機器等に係るリース料に0.9を乗ずるなどして実支出額を算定していた。そして、平成23年度から25年度までの間において、上記の算定方法により算定するなどした補償給付等事務費の実支出額と基準額とを比較して、各年度とも実支出額の方が

少なかったことから、これらの実支出額と、他の種目において選定するなどして得た額を合計して交付対象事業費を計 176,817,374 円と算定していた。

しかし、公害補償システムの運用のために使用している機器等は、実際にはパーソナルコンピュータ 22 台のうち 6 台、プリンタ 8 台のうち 1 台、サーバ 3 台のうち 2 台(1 台は他のシステムと共同で使用)等となっており、これを基にシステム機器等の全体に占める公害補償システムに係る機器等の使用割合を算出すると 40.2% となり、同市が補償給付等事務費の実支出額の算定に用いた使用割合の 90% を大幅に下回っていた。

したがって、公害補償システムの運用のために実際に使用している台数を基にするなどして算出される使用割合により適正な交付対象事業費を算出すると計 163,081,306 円となり、前記の交付対象事業費計 176,817,374 円との差額 13,736,068 円が過大になっており、これに係る交付金相当額 6,870,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、交付の対象となる経費の範囲についての確認が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 防災拠点施設に設置する蓄電池設備について、耐震設計等に係るガイドライン等を整備して事業主体に周知することなどにより、耐震性を適切に確保するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境本省 (項)東日本大震災復旧・復興環境・経済・社会の統合的向上費 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	環境本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	6 県
基金の名称	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等
再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等による事業の概要	地震等の災害時に電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点施設において必要な機能を確保するなどのために太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置するもの
所要の耐震性が確保されていない蓄電池設備の設置者及び基数	24 県市町村等 106 基
上記の蓄電池設備に係る工事費相当額	4 億 0679 万余円(平成 24 年度～26 年度)
上記に対する国庫補助金相当額	4 億 0292 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

防災拠点施設に設置する蓄電池設備の耐震性について

(平成27年10月19日付け 環境大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等の概要

貴省は、東日本大震災による被災地域の復旧・復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給のひっ迫への対応の必要性等に鑑み、平成23、24、25各年度に、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入等を支援することなどを目的として、「平成23年度地域環境保全対策費補助金(再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金)及び災害廃棄物処理促進費補助金(災害等廃棄物処理基金)交付要綱」(平成23年11月環境事務次官通知)、「平成24年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー等導入推進基金)交付要綱」(平成24年5月環境事務次官通知)等に基づき、各道府県及び政令指定都市に対して、地域環境保全対策費補助金又は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を交付し、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金又は再生可能エネルギー等導入推進基金を造成させるとともに、その管理等を行わせている(以下、これらの基金を「基金」といい、基金の造成、管理等を行っている道府県等を「事業主体」という。)

(2) 蓄電池設備等の設置

事業主体は、「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領」(平成23年11月環境省総合環境政策局長及び大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)等に基づき、基金を活用し、災害時の避難所、災害対策本部等の防災拠点となる施設等(以下「防災拠点施設」という。)において、太陽光発電設備、蓄電池設備等を整備する工事を自ら実施するほか、管内の市町村等が実施する上記の工事に対して、基金を取り崩して事業主体からの補助金として交付している。

上記の工事により設置される蓄電池設備は、太陽光発電設備等で発電するなどした電気を蓄えて、地震等の災害が発生し、電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点施設において必要な機能を確保するためのものである。

(3) 蓄電池設備の耐震性等

貴省が事業主体に対して示した「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の取扱いについて」(平成23年12月環境省総合環境政策局環境計画課通知)等(以下「取扱通知」という。)によれば、蓄電池設備については、地震等の災害時に、防災拠点施設において必要な機能を確実に確保する必要があることなどから、設置する蓄電池設備は施設等に附属する設備として床等に固定するなどとされている。そして、貴省によれば、防災拠点施設の耐震性ととともに、蓄電池設備についても床等に固定することにより耐震性を確保する必要があるなどとしている。

また、蓄電池設備を含めた設備機器の具体的な耐震設計の方法等については、国、地方公共団体等が実施する設備機器の設置工事における技術上の指針として広く使用されてい

る「建築設備耐震設計・施工指針」(国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修。以下「耐震設計指針」という。)等に定められている。耐震設計指針等によれば、設備機器の設置に当たっては、地震時の移動、転倒等を防止して、耐震性を確保するために、設備機器に作用する水平力や鉛直力に応じて適切なアンカーボルトを選定して固定することなどとされている。そして、アンカーボルトの設計に当たっては、地震時に作用する引^(注1)抜力が許容引^(注1)抜力を上回らないようにすることとされており、設備機器を設置する施設等の種類や階数、設備機器の重要度等に応じて定められている係数である設計用標準震度を用いるなどして引抜力を算出することなどとされている。

(注1) 引^(注1)抜力・許容引^(注1)抜力 「引^(注1)抜力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たりに作用する力をいう。また、当該ボルトに作用することが許容される引^(注1)抜力の上限を「許容引^(注1)抜力」という。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

基金により実施する事業は、東日本大震災等を踏まえて、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入等を支援することなどを目的とするものであり、これにより設置される蓄電池設備は、地震等の災害が発生し、電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点施設において必要な機能を確保するためのものであることから、その耐震性を確保しておくことは重要である。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、防災拠点施設に設置された蓄電池設備について、耐震性の確保が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、貴省本省及び23年度から25年度までの間に基金を造成した10事業^(注2)主体において、106県市町村等が、24年度から26年度までの間に防災拠点施設計327施設で実施した太陽光発電設備等の整備工事(工事費計80億7268万余円、国庫補助金相当額計69億8851万余円)により設置した蓄電池設備計398基を対象として、耐震設計の内容等について、設計図書及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 10事業主体 京都府、秋田、山形、茨城、栃木、兵庫、和歌山、徳島、大分、宮崎各
県

(検査の結果)

検査したところ、前記のとおり、取扱通知等では、蓄電池設備は施設等に附属する設備としてアンカーボルト等により床等に固定して、その耐震性を確保するなどとなっているものの、その固定方法や耐震設計の方法について準拠すべき具体的な指針や留意点等が明示されていないなどのため、蓄電池設備の耐震性の確保に係る取扱いが各県市町村等において異なっていた。

そして、6事業^(注3)主体の24県市町村^(注4)等が、24年度から26年度までの間に防災拠点施設計88施設で実施した太陽光発電設備等の整備工事(工事費計13億7152万余円、国庫補助金相当額計13億1126万余円)により設置した蓄電池設備計106基(工事費相当額計4億0679万余円、国庫補助金相当額計4億0292万余円)については、所要の耐震性が確保されておらず、地震等の災害時に、転倒するなどして破損するおそれがある事態が見受けられた。

これらを態様別に示すと、次のとおりである。

ア 耐震設計に関する検討を行っておらず蓄電池設備をアンカーボルト等により固定していない事態 (4 事業主体 18 県市町村等)

(注5)
4 事業主体の 18 県市町村等は、24 年度から 26 年度までの間に、防災拠点施設計 75 施設で実施した太陽光発電設備等の整備工事において、蓄電池設備の設置に当たり、耐震設計に関する検討を行っていなかった。このため、上記の工事により設置した蓄電池設備計 92 基(工事費相当額計 3 億 0615 万余円、国庫補助金相当額計 3 億 0273 万余円)は、コンクリート床等にアンカーボルト等で固定されておらず、所要の耐震性が確保されていない状態になっていた。

イ 蓄電池設備をアンカーボルトにより固定しているものの、耐震設計計算上の検討を全く又は十分に行っておらずアンカーボルトの選定が適切でない事態 (4 事業主体 7 県市村)

(注6)
4 事業主体の 7 県市村は、24 年度から 26 年度までの間に、防災拠点施設計 13 施設で実施した太陽光発電設備等の整備工事において、蓄電池設備の設置に当たり、蓄電池設備をアンカーボルトにより固定しているものの、アンカーボルトに係る耐震設計計算上の検討を全く行っていなかったり、耐震設計計算上の検討を十分に行わずに誤った設計用標準震度を用いてアンカーボルトの引抜力を算出したりなどしていた。このため、上記の工事により設置した蓄電池設備計 14 基(工事費相当額計 1 億 0063 万余円、国庫補助金相当額計 1 億 0019 万余円)は、アンカーボルトが適切に選定されておらず、所要の耐震性が確保されていない状態になっていた。

<事例>

秋田県は、平成 25 年度に、防災拠点施設である鹿角地域振興局庁舎において、太陽光発電設備等を整備する工事を、工事費 2692 万余円で実施している。同県は、本件工事で設置した蓄電池設備(高さ 220cm、重量 570kg、工事費相当額 702 万余円、国庫補助金相当額同額)の設置に当たり、耐震設計指針等を参考にするなどして耐震設計計算書を作成しており、設計用標準震度を 1.0 と設定してアンカーボルトの引抜力を算出するなどしていた。そして、同県は、同計算書に基づき蓄電池設備をアンカーボルト 4 本(径 12mm、埋込長さ 60mm)で床に固定すれば、地震時にアンカーボルトに作用する引抜力が許容引抜力を上回らないことから、耐震設計計算上安全であるとしていた。

しかし、同県は、アンカーボルトの引抜力の算出に当たり、施設の種類や蓄電池設備の重要度等の耐震設計計算上留意すべき点について十分に検討していなかった。そして、上記の庁舎は災害応急対策活動に必要な施設であり、また、蓄電池設備は災害時において災害対策本部としての活動を行うために必要となる重要機器であることなどから、本件蓄電池設備に係る耐震設計計算を行う場合、設計用標準震度を 2.0 とすべきであった。そこで、改めて耐震設計計算を行ったところ、地震時にアンカーボルトに作用する引抜力は 11.10kN/本となり、許容引抜力 7.46kN/本を大幅に上回っていて、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

(注 3) 6 事業主体 秋田、山形、茨城、兵庫、大分、宮崎各県

(注 4) 24 県市町村等 秋田県、大館、男鹿、村山、水戸、高萩、那珂、坂東、稲敷、かすみがうら、桜川、神栖、行方、洲本、竹田各市、山本郡藤里、三種、南秋田郡五城目、井川、東置賜郡高島各町、南秋田郡大潟、稲敷郡美浦、東白杵郡椎葉各村、湖東地区行政一部事務組合

(注 5) 4 事業主体 秋田、山形、茨城、大分各県

(注 6) 4 事業主体 秋田、茨城、兵庫、宮崎各県

(是正及び是正改善を必要とする事態)

耐震設計に関する検討を行っておらず蓄電池設備をアンカーボルト等により固定していなかったり、蓄電池設備をアンカーボルトにより固定しているものの、耐震設計計算上の検討を全く又は十分に行っておらずアンカーボルトの選定が適切でなかったりして、蓄電池設備の所要の耐震性が確保されておらず、地震等の災害時に、転倒するなどして破損するおそれがある事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、蓄電池設備を設置した区市町村等において耐震性の確保等についての理解が十分でないこと、事業主体において市町村等に対する蓄電池設備の耐震性の確保に係る助言が十分でないこと、貴省において蓄電池設備の耐震性を確保するための準拠すべき具体的な指針や耐震設計計算上の留意点等を事業主体に明示していないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入等を推進するために、防災拠点施設における蓄電池設備等の整備工事は今後も多数実施されることが見込まれている。

については、貴省において、区市町村等が基金により実施する事業により防災拠点施設に設置する蓄電池設備について、所要の耐震性を適切に確保し、もって地震等の災害時における防災拠点施設において必要な機能を確実に確保するよう、アのとおり是正の処置を要求し及びイのとおり是正改善の処置を求める。

ア 事業主体に対して、24 区市町村等における蓄電池設備のうち耐震性が確保されていないものについて必要な耐震措置を講じさせること

イ 蓄電池設備の耐震性を確保するための準拠すべき具体的な指針、耐震設計計算上の留意点等を明示したガイドライン等を整備して、事業主体に対して周知徹底することにより、事業主体から管内の市町村等に対して耐震性を確保するための助言等を適切に行わせること

- (2) 国からの委託を受けて実施する国民公園の駐車場業務により委託先において生じた積立金について、適切な規模を超える分は国庫に納付させたり、有効に活用させたりできるよう意見を表示し並びに委託先における経理を適切なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに他の契約と重複する業務を契約の対象から除外するよう是正改善の処置を求めたもの

部 局 等	環境本省
契 約 名	国民公園内駐車場等整理清掃業務委託
契 約 の 概 要	国民公園内に設置された駐車場における利用車両の整理、場内の清掃等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	一般財団法人国民公園協会(平成 16 年 8 月 1 日から 24 年 7 月 31 日まででは財団法人国民公園協会、16 年 7 月 31 日以前は財団法人国民公園保存協会)
契 約	昭和 62 年 4 月 随意契約

積立金として計上されている額(1)	7065万円(平成26年度末)
区分経理が適切に行われていなかった額(2)	5618万円(平成17、18両年度、21年度～26年度)
重複して契約の対象とされている業務に係る収益及び費用の計上額(3)	収益 6788万円(平成26年度) 費用 7886万円(平成26年度)
(1)から(3)までの計	2億7357万円

【意見を表示し並びに適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

国からの委託を受けて実施する国民公園の駐車場業務により委託先において生じた積立金の取扱いなどについて

(平成27年10月29日付け 環境大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第36条の規定により意見を表示し、並びに同法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 契約等の概要

(1) 駐車場業務委託契約の概要

貴省は、「旧皇室苑地^{えん}の運営に関する件」(昭和22年12月閣議決定)、環境省設置法(平成11年法律第101号)等に基づき、旧皇室苑地のうち、国が直接管理して広く一般国民に開放されることとなった皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑(以下、これらを合わせて「国民公園」という。)を管理している。そして、貴省は、国民公園内に設置された駐車場において利用車両の整理、場内の清掃等の業務(以下「駐車場業務」という。)を実施して、来園者の利便性の向上に資するなどのために、昭和62年に財団法人国民公園保存協会(平成24年8月1日以降は一般財団法人国民公園協会。以下「協会」という。)との間で、国民公園内駐車場等整理清掃業務委託契約(以下「駐車場業務委託契約」という。)を締結している。

駐車場業務委託契約の有効期間は、昭和62年4月1日から63年3月31日までとなっているが、貴省又は協会から契約解除の意思表示がない限り、期間満了後1年間順次継続することとなっていて、これまでにどちらからも契約解除の意思表示がないことから現在まで継続している。また、駐車場業務を実施するために必要な経費については、協会が駐車場等の利用者から徴収する整理清掃協力費による収入をもって支弁することになっているため、貴省は協会に対して委託費を支払っていない。

(2) 駐車場業務に係る経理等

協会の駐車場業務に係る経理等については、駐車場業務委託契約において、次のとおり定められている。

ア 協会は、駐車場等整理清掃特別会計(以下「駐車場特別会計」という。)を設置し、整理清掃協力費による収入及び駐車場業務に要する支出を他の経理と明確に区別して経理(以下「区分経理」という。)する。

イ 協会は、毎会計年度、駐車場特別会計の予算を作成し、あらかじめ貴省の承認を得る。

ウ 協会は、貴省の承認を得て定めた会計経理基準によって駐車場特別会計の経理を行う。

エ 協会は、駐車場特別会計において毎会計年度の決算上生じた剰余金を積立金として積み立てる。また、決算上損失が生じた場合はその損失を積立金から減額し、なお不足があるときは繰越欠損金として処理する。

オ 協会は、毎会計年度、駐車場特別会計の決算を行い、決算書を貴省に提出する。

カ 協会は、駐車場業務委託契約が解除されたときは、駐車場特別会計を精算し、剰余の資産は貴省に引き渡す。

(3) 第1期市場化テスト事業及び第2期市場化テスト事業の実施

貴省は、駐車場業務委託契約以外に、国民公園内の駐車場等以外の区域に係る清掃、植生管理等の業務(以下「管理運営業務」という。)について、平成18年度以前は一括して、19年度以降は皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑のそれぞれについて企画競争を実施した上で、随意契約により協会に委託しており、管理運営業務を実施するために必要な経費として協会に対して委託費を支払っている。また、貴省は、国民公園内に設置された売店、レストラン等の施設について、17年度以前は協会に対し、18年度以降は、施設ごとの公募により選定した協会等の事業者に対し、国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づく使用許可を行って、各施設の運営に係る業務(以下「収益施設業務」という。)を実施させている。

ただし、これらの業務のうち、新宿御苑の管理運営業務については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)に基づく公共サービス改革基本方針(平成20年12月閣議決定)において、22年7月から25年6月までの間、民間競争入札の対象となる公共サービス(以下「第1期市場化テスト事業」という。)として選定されたことから、貴省は、22年6月に、総合評価落札方式による一般競争入札により契約の相手方を選定して、国民公園協会・昭和造園グループと委託契約を締結している。

その後、公共サービス改革基本方針(平成24年7月閣議決定)において、25年7月から30年6月までの間、民間競争入札の対象となる公共サービス(以下「第2期市場化テスト事業」という。)として、新宿御苑の管理運営業務に加えて新宿御苑の駐車場業務や収益施設業務等が選定されたことから、貴省は、25年6月に、これらの業務を一括して第1期市場化テスト事業と同様の方式により契約の相手方を選定して、国民公園協会・昭和造園グループと委託契約を締結している。

そして、第2期市場化テスト事業に係る委託契約においても、委託先が駐車場業務に関して区分経理を行うこと、毎会計年度の決算上生じた剰余金を積立金として積み立てることなどとなっている。また、国民公園協会・昭和造園グループにおいては、代表者である協会が経理を行うこととなっている。

これらの各業務に係る契約形態等をまとめると、表1のとおりである。

表1 各業務に係る契約形態等

公園名等 契約等期間	皇居外苑、京都御苑			新宿御苑		
	駐車場業務	管理運営業務	収益施設業務	駐車場業務	管理運営業務	収益施設業務
～平成22年6月末					委託契約	
22年7月～ 25年6月末	駐車場業務 委託契約	委託契約	使用許可	駐車場業務 委託契約	第1期市場化 テスト事業に 係る委託契約	使用許可
25年7月～				第2期市場化テスト事業に係る委託契約		

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、国民公園の管理に当たり、駐車場業務、管理運営業務及び収益施設業務を協会に委託するなどして、このうち、駐車場業務については、昭和62年の協会との契約締結後、長期間が経過している。また、各業務はそれぞれ異なる契約形態等により実施されており、必要な経費の財源も業務ごとに異なっている。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、協会において駐車場特別会計に係る区分経理は適切に行われているか、貴省と協会との間で締結された各業務に係る委託契約等の内容が、現状においても適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、協会が内規に基づいて会計帳簿等を保存している平成17年度から26年度までの間の駐車場業務に係る経理、21年度から26年度までの間の管理運営業務に係る経理(契約金額計9億3275万余円)並びに第1期市場化テスト事業及び第2期市場化テスト事業に係る経理(契約金額計9億0534万円)を対象として、貴省本省及び3国民公園管理事務所^(注1)並びに協会において、契約書、仕様書、協会が決算書として貴省に提出している正味財産増減計算書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 3国民公園管理事務所 皇居外苑、京都御苑、新宿御苑各管理事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 駐車場特別会計における積立金の状況

協会は、駐車場業務委託契約等に基づき、駐車場特別会計において、各会計年度の一般正味財産期末残高を積立金として経理していた。そして、前記のとおり、駐車場業務委託契約が解除されたときは、駐車場特別会計を精算し、剰余の資産があるときはこれを貴省に引き渡すこととなっているが、駐車場業務委託契約は、昭和62年以降、現在まで長期間にわたって継続しており、契約内容の見直しも行われていない。このため、駐車場特別会計における積立金は、貴省に引き渡されることのないまま協会が保有しており、表2のとおり、協会の平成26年度決算(26年12月末時点)における積立金の額は、7065万余円となっていた。

表2 駐車場特別会計の状況

(単位：千円)

年度	当期収益(a)	当期費用(b)	当期一般正味財産増減額 (A) = (a) - (b)	一般正味財産期首残高 (B)	一般正味財産期末残高(積立金) (A) + (B)
平成17	377,974	411,169	△ 33,195	△ 3,298	△ 36,493
18	373,934	354,356	19,578	△ 36,493	△ 16,915
19	378,741	345,099	33,642	△ 16,915	16,727
20	372,772	371,857	915	16,727	17,642
21	354,278	358,393	△ 4,115	17,642	13,527
22	332,612	341,975	△ 9,363	13,527	4,163
23	306,238	282,824	23,413	4,163	27,577
24	324,713	285,365	39,347	27,577	66,924
25	315,760	303,378	12,381	66,924	79,306
26	313,100	321,750	△ 8,649	79,306	70,656

(注) 平成25年度及び26年度の当期収益、当期費用等には、第2期市場化テスト事業の対象となった新宿御苑の駐車場業務の実施により生じたものが含まれている。

貴省は、駐車場特別会計が決算上の損失を生じた場合、積立金から減額して補填することになっていることなどから、駐車場業務を安定的に実施するための備えとして、協会に一定額の積立金を保有させる必要があるとしている。しかし、積立金を具体的にどの程度の規模とするのが適切であるかや、積立金のうち適切な規模を超える分の取扱いについて検討していなかった。

(注2) 会計年度 協会の会計年度である毎年1月1日から12月31日まで

(2) 駐車場特別会計に係る区分経理の状況

前記のとおり、協会は、駐車場業務委託契約に基づき、駐車場特別会計を設置し、区分経理を行うこととなっている。しかし、協会は、17、18両年度の収益施設業務で生じた損失を処理するための費用計4350万余円や、21年度から26年度までの間の管理運営業務に係る人件費計1267万余円、合計5618万余円を駐車場特別会計に計上していて、駐車場特別会計に係る区分経理を適切に行っていなかった。このため、駐車場特別会計における積立金の額は、本来計上されるべき額より少額となっている。

そして、貴省は、駐車場業務委託契約に基づき、毎会計年度、協会から駐車場特別会計の決算書等を提出させているが、支出の内容について十分な確認を行っておらず、上記の事態を把握していなかった。

(3) 新宿御苑の駐車場業務に係る委託の状況

貴省は、25年6月に、新宿御苑の駐車場業務が契約の対象に含まれる第2期市場化テスト事業に係る委託契約を締結したにもかかわらず、駐車場業務委託契約の対象から新宿御苑の駐車場業務を除外していなかった。このため、新宿御苑の駐車場業務(26年度における収益の計上額6788万余円、費用の計上額7886万余円)は重複して契約の対象とされていた。

(改善並びに是正及び是正改善を必要とする事態)

国からの委託を受けて実施する駐車場業務により協会において生じた積立金について、長期間にわたって契約内容が見直されておらず、積立金の適切な規模や取扱いについて検討されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。また、協会において、駐車場特別会計に係る区分経理が適切に行われていないことにより、駐車場特別会計の積立金の額が、本来計上されるべき額よりも少額となっている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。さらに、新宿御苑の駐車場業務が他の契約と重複して契約の対象とされている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、協会において駐車場業務委託契約に基づいて駐車場特別会計に係る区分経理を適切に行うことの認識が欠けていることにもよるが、貴省において次のことなどによると認められる。

- ア 駐車場業務委託契約の契約内容を見直すこと及び駐車場特別会計における積立金の適切な規模や取扱いを検討することの必要性に対する認識が欠けていること
- イ 駐車場特別会計の決算書等の確認が十分でないこと

3 本院が表示する意見並びに要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、「旧皇室苑地の運営に関する件」等に基づき、国民の福祉に寄与するなどのために、今後も引き続き国民公園の管理を行っていくこととしている。そして、駐車場業務につ

いては、当面、駐車場業務委託契約等により実施することが見込まれる。

については、貴省において、国民公園の適切な管理に資するよう、駐車場業務委託契約の契約内容、駐車場特別会計の経理等に関し、次のとおり意見を表示し並びに是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 契約内容を見直すなどして、協会が保有する積立金について、その適切な規模を検討するとともに、これを超える分は国庫に納付させたり、有効に活用させたりできるようにすること(会計検査院法第36条による意見を表示するもの)

イ 過去の駐車場特別会計に係る経理を精査して、積立金の額を本来計上すべき額にさせるとともに、今後、駐車場特別会計に係る区分経理が適切に行われるよう、決算書等の確認を十分に行うこと(同法第34条による是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めるもの)

ウ 契約内容を見直すなどして、他の契約と重複する新宿御苑の駐車場業務を契約の対象から除外すること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 溶融固化施設の運営及び維持管理並びに溶融スラグの利用について

(平成25年度決算検査報告662ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び表示した意見

環境省は、廃棄物処理施設を整備する市町村、一部事務組合、広域連合等(以下「事業主体」という。)に対して、循環型社会形成推進交付金等(以下「交付金等」という。)を交付している。そして、事業主体は、交付金等の交付を受けて、ダイオキシン類の削減や廃棄物の容積の減容に資するために、焼却灰等を加熱し、溶融した後に冷却してガラス質の固化物(以下「溶融スラグ」という。)等を生成する施設(以下「溶融固化施設」という。)を設置している。しかし、事業主体において、適切な運営及び維持管理を行っておらず長期にわたって溶融固化施設を使用していなかったり、生成した溶融スラグの全部又は大半を建設資材等として利用することなく埋立処分したりなどしている事態が見受けられた。

したがって、環境省において、交付金等により設置された溶融固化施設について、適時適切に使用状況等を把握し、長期にわたって使用されていない溶融固化施設が見受けられた場合には、交付金等の交付要綱等に基づいた適切な運営及び維持管理が行われているかなどについて確認した上で、溶融固化施設の経過年数、交付金等事業の効果の発現状況、地域の実情等を踏まえて、今後の継続的な使用の再開等に向けた対応方針を検討するよう事業主体に促したり、今後の継続的な使用を見込むことができない溶融固化施設について財産処分を含めた取扱方針を策定して事業主体に対して示したりするとともに、溶融スラグの利用を促進している事業主体等の具体的事例や溶融スラグの品質確保に係る技術的知見等を活用するなどして、事業主体等に対して溶融スラグの利用に係る助言及び情報提供を行う体制を整備するよう、環境大臣に対して平成26年9月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 交付金等により設置された全ての溶融固化施設の使用状況等を把握した上で、27年4月に都道府県に対して通知を発して、長期にわたって使用されていない溶融固化施設について、今後の継続的な使用の再開等に向けた対応方針を検討するよう事業主体に促すとともに、今後の継続的な使用を見込むことができない場合の財産処分を含めた新たな取扱方針を事業主体に周知した。
- イ 27年3月及び6月に開催した事業主体等に対する説明会及び研修会において、溶融スラグを有効に利用している事例や溶融スラグの品質確保に係る技術的知見等を活用するなどして、助言及び情報提供を行うとともに、今後の説明会等においても、助言及び情報提供を行うこととした。

(2) 環境放射能水準調査委託費により整備するゲルマニウム半導体方式放射能検査機器の構成について

(平成25年度決算検査報告 668 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

原子力規制委員会(平成25年3月31日以前は文部科学省)は、全国における環境放射能の水準を把握するなどのために、ゲルマニウム半導体方式放射能検査機器(以下「検査機器」といい、検査機器を構成する機器を「構成機器」という。)による試料のガンマ線放出核種分析等の環境放射能水準調査(以下「水準調査」という。)を都道府県及び財団法人日本分析センター(25年4月1日以降は公益財団法人日本分析センター。以下、都道府県と同センターを合わせて「都道府県等」という。)に委託して実施している。そして、検査機器については、都道府県等に調達及び整備を行わせており、都道府県等は、それぞれが検査機器の構成を独自に検討した上で、入札や契約に必要な仕様書を作成するなどしている。しかし、検査機器の増設や一部更新を行う際に検査機器ごとに構成機器を全て備える必要はなく、構成機器の仕様に応じてその調達数を少なくすることにより、構成機器の調達に要する費用の節減を図り、水準調査を経済的に実施することができるのに、このような費用の節減に向けた取組が行われていない事態が見受けられた。

したがって、原子力規制委員会において、今後の検査機器の整備に当たり、検査機器の標準的かつ経済的な構成例を都道府県等に対して示すことなどにより、構成機器の調達に要する費用の節減を図り、水準調査を経済的に実施することが可能となるよう、原子力規制委員会委員長に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、原子力規制委員会において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、原子力規制委員会は、本院指摘の趣旨に沿い、26年11月に都道府県等に対して事務連絡を発して、構成機器の調達に要する費用の節減を図り、水準調査を経済的に実施できるよう、検査機器の標準的かつ経済的な構成例等を示すとともに、検査機器の増設等を行う場合には調達しようとする構成機器の仕様等について事前に協議を行うこととする処置を講じていた。

第12 防 衛 省

不 当 事 項

予 算 経 理

- (387) 警衛業務に従事する非常勤隊員に休日勤務を命じた場合において、休日給に相当する給与のみを支給すべきであったのに、これに基本給日額を加算していたため、その支給が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	航空自衛隊第3輸送航空隊
非常勤隊員に支給する給与の概要	行政職俸給表に基づき算定する非常勤隊員の基本となる給与の日額のほか勤務の実績に応じて常勤隊員に支給される休日給等に相当する給与を支給するもの
警衛業務に従事する非常勤隊員に対する給与の支給額	91,459,150 円(平成 23 年度～26 年度)
上記のうち過大となっていた支給額	4,198,400 円

1 警衛非常勤隊員等に係る給与等の概要

航空自衛隊第3輸送航空隊(以下「第3輸送隊」という。)は、輸送機による物資等の空中輸送業務のほか、航空自衛隊美保基地の会計、警備等の基地業務を任務としている。そして、このうち基地正門の警戒、出入者の監視等を行う警衛業務については、平成23年度から同業務に従事させるために非常勤隊員(以下「警衛非常勤隊員」という。)を採用して行わせている。

非常勤隊員の給与は、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)によれば、「一般職に属する非常勤の職員の例により、給与を支給する」こととされている。そして、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)によれば、「常勤を要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する」こととされている。

そして、航空幕僚監部は、航空自衛隊における警衛非常勤隊員に係る給与の支給に関してその運用の統一を図るために、「非常勤の隊員に係る給与の支給について(通達)」(平成23年空幕厚第84号例規)及び「警衛業務従事者(非常勤隊員)の採用について(通達)(登録外報告)」(平成23年空幕運第157号。以下、これらを合わせて「給与通達等」という。)をそれぞれ発して、原則として一般職給与法別表第一に掲げる行政職俸給表に基づき基本となる給与の日額(以下「基本給日額」という。)を算定して支給することなどを示している。

給与通達等によれば、警衛非常勤隊員の1日の勤務時間は7時間45分以内とされ、7時間45分のフルタイム勤務を行った場合には、行政職俸給表に基づき基本給日額を8,200円と算定して、この額に勤務地に応じた地域手当相当額を加算した額を、毎月、勤務日数に応

じて支給することとされている。

また、警衛非常勤隊員に常勤隊員であれば休日給が支給される勤務(以下「休日勤務」という。)を命じた場合には、給与通達等によれば、警衛非常勤隊員に休日給を支給することはできないが、常勤隊員との均衡を考慮し、予算の範囲内で休日給に相当する給与の額(以下「休日給相当給与」という。)を実績に応じて給与として支給することができることとされている。そして、休日給相当給与は、基本給日額に休日勤務の割増率を乗ずるなどした額から休日勤務1時間当たりの金額を求め、実際に休日勤務を行った時間数を乗じて算定することとされている。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、警衛非常勤隊員に対する給与は適正に算定されているかなどに着眼して、第3輸空隊において、23年度から26年度までの間に警衛非常勤隊員計16人に対して支給された給与計91,459,150円を対象として、出勤簿、支給調書等の関係書類を確認するとともに、航空幕僚監部において、給与通達等の解釈を聴取するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

第3輸空隊は、警衛非常勤隊員に休日勤務を命じた場合において、給与通達等に基づき休日給相当給与のみを支給すべきであったのに、これに基本給日額を加算して支給していた。

したがって、23年度から26年度までの間に第3輸空隊の警衛非常勤隊員に対して支給された給与計91,459,150円のうち、休日給相当給与に加算して支給された計512日分の基本給日額計4,198,400円は過大に支給されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、第3輸空隊において、警衛非常勤隊員に休日勤務を命じた場合における給与の支給に関して給与通達等の理解が十分でなかったことによると認められる。

物 件 (388)-(390)

- (388) 護衛艦「てるづき」製造請負契約において、建造保険料の額の算定を誤るなどしていたため、超過利益の返納に関する特約条項に基づき返納させるべき超過利益が過小となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)弁償及返納金
部 局 等	装備施設本部(平成27年10月1日以降は防衛装備庁)
契 約 名	護衛艦(2245)製造請負契約
契 約 の 概 要	護衛艦「てるづき」を建造するもの
契 約 の 相 手 方	三菱重工業株式会社
契 約	平成21年2月 指名競争契約
納 入	平成25年3月
支 払 額	32,073,720,000円(平成21年2月～25年3月)

返納させていた 超過利益	1,199,929,237 円(平成 26 年度)
返納させるべき 超過利益	1,205,399,302 円(平成 26 年度)
過小となってい た超過利益	5,470,065 円(平成 26 年度)

1 製造請負契約の概要等

(1) 製造請負契約の概要

装備施設本部(平成 27 年 10 月 1 日以降は防衛装備庁。以下「装本」という。)は、海上幕僚監部の調達要求に基づき、護衛艦「てるづき」(以下「護衛艦」という。)を建造するために、21 年 2 月に、三菱重工業株式会社(以下「会社」という。)と艦船製造請負契約を締結しており、契約金額 32,073,720,000 円を同月から 25 年 3 月までの間に 10 回(前金払を含む。)に分けて支払っている。

装本は、本件契約の予定価格について、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」(昭和 37 年防衛庁訓令第 35 号)に基づき、原価計算方式により、直接材料費、直接経費等の製造原価に、一般管理及び販売費、利子並びに利益から成る総利益、建造保険料を加えるなどした計算価格に消費税及び地方消費税額を加えた額を基準として決定している。

上記のうち建造保険料は、会社が護衛艦の建造中の偶然の事故により負担する経済的損失を填補するために付すこととなっている船舶建造保険の保険料として計上されている。建造保険料の額は、会社が製造する護衛艦の契約金額と、装本等が別に調達し会社に官給して護衛艦に搭載されることになる武器類、ぎ装品等の価額(以下、これらの武器類、ぎ装品等を合わせて「官給品」といい、この価額を「官給品価額」という。)との合計額である付保対象額に所定の保険料率を乗じて算定することとなっている。

(2) 超過利益の返納に関する特約条項の概要

本件契約には、「契約事務に関する達」(平成 18 年装備本部達第 4 号)等に基づき、会社に超過利益が生じた場合には超過利益を返納させることとする特約条項(以下「超利条項」という。)が付されている。超利条項において、超過利益とは、契約金額から会社が契約の履行のために支出し又は負担した費用に適正利益を加えた金額(以下「実績価格」という。)を控除した金額であるとされており、その計算に関する手続は次のとおりとなっている。

(ア) 会社は、装本が定める実績価格に関する計算基準及び会社が定める原価計算に関する規則に基づき、契約の履行のために支出し又は負担した費用を計算した実際価格計算書を装本に提出する。

(イ) 装本は、地方防衛局の原価監査官等に実際価格計算書の適否を審査するための原価監査を実施させ、原価監査官等は、原価監査を完了した場合には原価監査報告書を作成して装本に提出する。

(ウ) 装本は、原価監査報告書に基づき査定を行い、実績価格を確定させるための価格査定調書を作成する。

そして、装本は、上記の計算の結果、超過利益が生じた場合には、会社に超過利益相当額の返納を請求することとなっている。

本件契約において、会社は 25 年 6 月に実際価格計算書を提出しており、これを受けて

九州防衛局長崎防衛支局の原価監査官は原価監査を実施した上で原価監査報告書を作成して同年8月に装本に提出している。そして、装本は、原価監査報告書に基づき査定を行い、26年9月に価格査定調書を作成し、実績価格を30,873,790,763円で確定させて、前記の契約金額32,073,720,000円との差額1,199,929,237円を超過利益として、同年10月に会社から同額を返納させている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、超利条項に基づく超過利益の計算は適切に行われているかなどに着眼して、本件契約を対象として、装本及び会社において、契約書、実際価格計算書、原価監査報告書、価格査定調書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

装本は、実績価格の確定に当たり、価格査定調書において建造保険料の額を285,349,042円としていた。この額は、会社が提出した実際価格計算書を査定した上で算定した付保対象額65,372,060,251円に保険料率0.4365%を乗じたものであり、この付保対象額の中の官給品価額は35,968,450,000円となっていた。そして、装本は、契約を締結する前の21年1月に、海上幕僚監部から徴取した調達予定の官給品に係る所要額が記載された文書を基に、同月時点での概算額として算定された上記の官給品価額をそのまま採用していた。

しかし、超過利益については、概算額を基に計算するのではなく、会社が契約の履行のために実際に支出し又は負担した費用を基に計算すべきであるのに、装本は、実績価格の確定における建造保険料の額の算定に当たり、誤って、前記の概算額を基に計算しており、正しくは、護衛艦の引渡時に会社から提出された生産明細書^(注)により確認できる官給品の実績額34,794,608,147円を官給品価額とすべきであった。

(注) 生産明細書 物品と国有財産の区分を明らかにするなどの目的で作成され、艦船製造の完了時における官給品の納品書等に基づく実績額等を含む明細書

したがって、上記実績額の34,794,608,147円を官給品価額として採用するなどして実績価格の確定における適正な建造保険料の額を算定すると280,185,761円となる。そして、これに基づくなどして会社から返納させるべき超過利益を計算すると1,205,399,302円となり、前記の超過利益1,199,929,237円との差額5,470,065円が過小となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、装本において、超過利益の計算に当たり、建造保険料に係る官給品価額の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

- (389) 離着陸性能計測システムの調達に当たり、給付の完了の確認をするための検査が適切でなかったなどのため、契約書において指定された機器と同等の性能を有していない機器が納入されるなどしていたのに、契約金額の全額を支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	海上自衛隊自衛艦隊航空集団第4航空群厚木航空基地隊厚木経理隊 (契約部局、支払部局)、同群第4整備補給隊第4補給隊(受領検査部局)、同集団第51航空隊計測隊(調達要求部局)
契 約 名	離着陸性能計測システム売買契約

契約の概要	航空機の離着陸距離を測定するための長時間記録高速度カメラ等で構成される計測システム一式を購入するもの
契約の相手方	株式会社フォトロン
契約	平成26年5月 一般競争契約
納入	平成27年2月
支払	平成27年3月
支払額	40,392,000円(平成26年度)
不当と認める支払額	40,392,000円(平成26年度)

1 離着陸性能計測システムの調達に係る売買契約等の概要

(1) 契約の概要

海上自衛隊自衛艦隊航空集団第51航空隊計測隊(以下「計測隊」という。)は、航空機の離着陸性能が要求性能に適合するかを評価するなどのために、航空機の離着陸距離を測定する業務を実施しており、この業務に必要となる長時間記録高速度カメラ、撮影時のカメラの角度情報をデータ化する角度情報変換器、計測したデータを解析するためのパーソナルコンピュータ等の13種類の機器から構成される離着陸性能計測システム(以下「計測システム」という。)について、平成26年3月17日に計測隊が所在する厚木航空基地の契約担当官である同集団第4航空群厚木航空基地隊厚木経理隊長(以下「経理隊長」という。)に対して調達要求を行っている。そして、契約担当官である経理隊長は、株式会社フォトロン(以下「会社」という。)との間で、同年5月20日に契約金額40,392,000円で計測システムの売買契約を締結している。

契約書において、計測システムの納期は27年2月27日とされており、会社は同月23日に納入している。そして、経理隊長は、同年3月6日に会社から請求書の送付を受けて、同月17日に契約金額の全額を会社に支払っている。

(2) 給付の完了の確認に関する検査

契約担当官等は、会計法(昭和22年法律第35号)等に基づき、物件の買入れなどの契約については、自ら又は補助者に命じて、給付の完了の確認をするために必要な検査をしなければならないこととなっている。そして、「調達品等に係る監督及び検査に関する訓令」(昭和44年防衛庁訓令第27号)において、必要があると認められる場合には、契約担当官等は、調達品等に係る検査の一部として、その品質の確認のための検査(以下「完成検査」という。)を行うこととなっている。また、調達品等の受領に際して行われる検査(以下「受領検査」という。)は、その品質及び数量を確認することとなっているが、完成検査が既に行われた場合には、受領検査官は、完成検査合格証を確認した後に受領検査を行うこと、また、この場合には、数量及び輸送中の事故の有無を確認すれば足りることとなっている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、物品の調達が会計法令に基づき適正に行われているかなどに着眼して、本件契約を対象として、第4航空群及び第51航空隊が所在する厚木航空基地において、契約書、納品書、検査調書、支払関係書類等により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

ア 会社は、26年11月28日に、計測隊に対して、計測システムを構成する13種類の機器のうちの7種類の機器について、製造中止等を理由に、同等の性能を有する別の機器を代替品として納入したい旨を経理隊長宛ての書面で申し入れていた(以下、この書面を「申入書」という。)。しかし、申入書を受領した計測隊は、その内容を契約業務を担当する経理隊に伝えていなかったため、契約担当官である経理隊長は、申入書の内容が妥当なものであるか否か、契約金額を含め契約変更が必要か否かなどの検討を全く行っていなかった。また、計測隊は、申入書の内容が妥当なものであるか否かについて検討を十分に行うことなく了承していたが、申入書に記載された代替品が契約書において指定された機器と同等の性能を有しているかについて本院が確認したところ、小型モニタ等3種類の機器の代替品については同等の性能を有しないものとなっていた。特に、小型モニタの代替品は長時間記録高速度カメラと接続ができず、申入書による機器構成のままでは計測システムは全体として作動しないものとなっていた。

イ 本件契約では、契約条項に基づき、完成検査が行われることとなっていたが、契約担当官である経理隊長は、完成検査を行う補助者を任命しておらず、また、自らも完成検査を行っていなかった。

ウ 受領検査官について、契約担当官である経理隊長は、同基地に所在する第4航空群第4整備補給隊第4補給隊(以下「補給隊」という。)に所属する隊員を任命していた。そして、受領検査に際しては、完成検査合格証がないことなどから、完成検査が行われていないことが明らかであり、同隊員は、受領検査として品質及び数量の確認を行うべきであった。しかし、同隊員は、外装に貼付されているラベル記載の品名が納品書の品名と合致しているかなどの確認を行ったが、外装を開けて実際に納入された機器の品質及び数量を確認することは行っておらず、このため、同隊員は、納品書及び外装に貼付されたラベルに記載されていた契約書指定の機器の品名とは異なる代替品が納入されていたことを看過していた。

また、申入書において代替品を納入することにはなっていなかった長時間記録高速度カメラについては、27年4月の会計実地検査時には修理等の実施を理由として会社に引き取られていたため現物の確認はできなかったものの、会計実地検査を受けて計測隊が会社に改めて確認した結果から、会社が納品日に納入したカメラは契約書において指定されたものではなく、性能を満たさない別のカメラであった可能性が高いと認められた。

このように、本件契約について、契約書において指定された機器と同等の性能を有していない機器が納入されるなどしていたのに、適正に履行されたとして契約金額の全額が支払われており、その支払額40,392,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、契約担当官である経理隊長及び補給隊の受領検査官において会計法令等に関する知識及び理解が十分でなかったこと、計測隊において物品の調達に係る事務の適正な実施に対する基本的な認識が欠けていたことなどによると認められる。

- (390) 大型破壊機救難消防車(A-MB-3)の調達に当たり、装備施設本部の契約担当官等が受領検査官に対して適切な指示をしなかったため、契約内容に適合した履行が確保されていないのに契約金額の全額を支払っていたもの

会計名及び科目	東日本大震災復興特別会計 (組織)防衛本省 (項)防衛復興政策費
部 局 等	装備施設本部(平成 27 年 10 月 1 日以降は防衛装備庁)
契 約 名	大型破壊機救難消防車(A-MB-3)売買契約
契 約 の 概 要	飛行場等において発生する航空機火災の消火等を行う大型の空港用化学消防車である大型破壊機救難消防車(A-MB-3) 8 台を購入するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社モリタ
契 約	平成 24 年 3 月 一般競争契約
受 領 検 査	平成 26 年 3 月
支 払	平成 26 年 4 月
支 払 額	764,400,000 円
不当と認める支払額	764,400,000 円

1 大型破壊機救難消防車(A-MB-3)の調達に係る売買契約等の概要

(1) 契約の概要

装備施設本部(平成 27 年 10 月 1 日以降は防衛装備庁。以下「装本」という。)は、航空自衛隊からの調達要求に基づき、23 年度に、3 か年度の国庫債務負担行為により、飛行場等において発生する航空機火災の消火等を行う大型の空港用化学消防車である大型破壊機救難消防車(A-MB-3) (以下「A-MB-3」という。) 8 台を調達するために、株式会社モリタ(以下「会社」という。)と売買契約(契約金額 764,400,000 円)を一般競争入札により締結している。

会社は、納期である 26 年 3 月 31 日までに、A-MB-3 を納入場所である航空自衛隊の 5 基地^(注)に納入している。そして、装本は、同年 4 月 2 日に会社からの請求書の送付を受けて、同月 22 日に契約金額の全額を会社に支払っている。

(注) 5 基地 千歳、松島、小松、百里、小牧各基地

(2) 給付の完了の確認に関する検査

契約担当官等は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)等に基づき、物件の買入れなどの契約については、自ら又は補助者に命じて、給付の完了を確認するために必要な検査を行い、検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならないこととなっている。また、検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができないこととなっている。そして、「調達品等に係る監督及び検査に関する訓令」(昭和 44 年防衛庁訓令第 27 号。以下「訓令」という。)において、当該契約の目的である調達品等を契約履行の場所に送付するに先立ち、必要があると認められる場合には、契約担当官等は調達品等に係る検査の一部として、その品質の確認のための検査(以下「完成検査」という。)を行うこととなっている。また、調達品等の受領に際して行われる検査(以下「受

領検査」という。)は、その品質及び数量を確認することとなっているが、完成検査が既に行われた場合には、完成検査合格証を確認した後に受領検査を行うこと、また、この場合には、数量及び輸送中の事故の有無を確認すれば足りることとなっている。

装本の契約担当官等は、訓令に基づき、本件契約の完成検査に当たり、会社の工場が所在する地域を管轄する近畿中部防衛局の職員を補助者(以下「完成検査官」という。)に、また、受領検査については、納入場所である5基地の隊員を補助者(以下「受領検査官」という。)に、それぞれ任命している。そして、受領検査官等は検査の実施に関して疑義が生じた場合には、契約担当官等の指示を受けなければならないこととなっている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、A-MB-3の給付の完了の確認に関する検査が会計法令等に基づき適正に行われ、契約内容に適合した履行が確保されているかなどに着眼して、本件契約を対象として、千歳、小松、百里各基地において納入されたA-MB-3の現物や受領検査調書等の関係書類を確認するとともに、装本、航空幕僚監部及び航空自衛隊補給本部において契約書、完成検査調書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。また、松島、小牧両基地については、装本、航空幕僚監部及び航空自衛隊補給本部を通じて関係書類を徴するなどして検査した。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

装本は、本件契約の完成検査に当たり、「中央調達に係る資料監督方式及び資料検査方式の適用基準について(通達)」(平成18年装本品管第33号)に基づき、A-MB-3が市販品であるため、契約相手方の作成する社内検査成績書のみを審査する資料検査方式を採用することとし、完成検査官は会社の社内検査成績書を審査する限りにおいては問題がなかったことから26年2月25日に完成検査を合格としていた。そして、受領検査官は、会社が納期である同年3月31日までにA-MB-3を5基地にそれぞれ納入しており、上記のとおり既に完成検査が行われていたことから、完成検査合格証を確認した上で、数量及び輸送中の事故の有無について確認し、問題がなかったことなどから受領検査を合格として受領検査調書を作成していた。そして、装本は、当該検査調書等に基づき、前記のとおり764,400,000円を支払っていた。

しかし、5基地の車両器材隊が、上記の受領検査に併せて、航空自衛隊車両等整備基準等に基づきA-MB-3の整備及び機能の点検を行っており、走行等に支障を来すおそれのあるトルクコンバータ部分及びパワーステアリングポンプ部分からのオイル漏れ、エンジン冷却装置の冷却水漏れなどの各種の不具合を納入された8台全てについて計66件発見していた。そして、受領検査官は、A-MB-3について、受領検査で確認が求められている数量等に問題はなかったが、多数の不具合が発見されたことから、受領検査について疑義が生じたとして、訓令に基づき、装本の契約担当官等に指示を仰いでいた。

これに対して、装本の契約担当官等は、受領検査官からその不具合の詳細について十分に聴取することなく、装本が受領検査の合否を判定する立場にないことや、訓令においては完成検査が既に行われた場合の受領検査は数量等の確認等を行えば足りることとなっていることなどを回答するにとどまっていた。そして、この回答を受けて、受領検査官は、前記のとおり受領検査を合格とする受領検査調書を作成していた。

しかし、装本の契約担当官等は、会計法令等に従い、受領検査時に明らかに契約内容に適

合しない不具合が発見されていたのであれば、不具合の詳細を十分に聴取するなどした上で、受領検査の判定は合格とすべきではない旨の指示をすべきであった。そして、受領検査時に発見された前記66件の不具合の修補が全て完了したのは、26年7月であり、5基地は、それまでの約3か月間、老朽化のため更新の対象であったA-MB-3の不用決定を延長するなどして運用することで、飛行訓練等に対処せざるを得ないなどの状況となっていた。

このように、本件契約で調達した8台のA-MB-3について、契約内容に適合した履行が確保されていないのに、適正に履行されたとして受領検査を合格と判定する受領検査調書が作成されて、これに基づき契約金額の全額が支払われており、その支払額764,400,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、装本において、契約担当官等として、会計法令等に従い、受領検査についての疑義に関する受領検査官からの問合せの内容を十分把握した上で、受領検査官に対して適切な指示をしなければならないという認識が欠けていたことなどによると認められる。

役 務

(391) 技術研究開発支援システムのシステム監査に対応するための請負契約に当たり、契約する必要のない業務を契約に含めていたため、契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)研究開発費
部 局 等	技術研究本部(平成27年10月1日以降は防衛装備庁)
契 約 名	技術研究開発支援システムのシステム監査対応役務
契 約 の 概 要	技術研究開発支援システムを対象としたぜい弱性等に関するシステム監査に対応するための支援業務を行わせるもの
契 約 の 相 手 方	新日鉄住金ソリューションズ株式会社
契 約	平成26年12月 公募実施後の随意契約
契 約 額	5,918,400円(平成26年度)
割高となっていた契約額	490万円(平成26年度)

1 契約等の概要

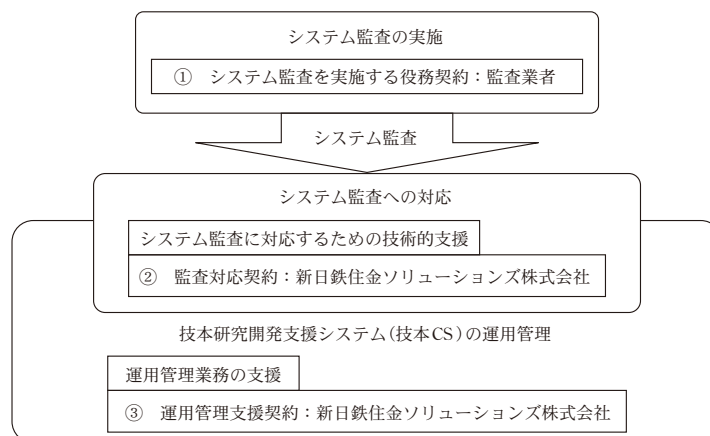
技術研究本部(平成27年10月1日以降は防衛装備庁。以下「技本」という。)は、各種装備品等の研究開発に必要な科学技術計算等を行う「技術研究開発支援システム」(以下「技本CS」という。)について、毎年度、「防衛省の情報保証に関する訓令」(平成19年防衛省訓令第160号)等に基づき、監査業者に請け負わせるなどしてシステム監査を実施している(図の①参照)。そして、技本は、26年度のシステム監査に当たり技術的な支援が必要であるとして、26年12月に技本CSのシステム監査に対応するための支援業務を、公募による随意契約により契約額5,918,400円で新日鉄住金ソリューションズ株式会社に請け負わせている(以下、この請負契約を「監査対応契約」という。図の②参照。)

監査対応契約の業務内容は、技本CSに関する各種の設定情報等を提示するなどして監査

業者が行うヒアリングに対応したり、監査対象となるサーバ等の機器のデータについてバックアップ作業を行ったり、システム動作スケジュールを確認したり、ぜい弱性に関する監査による技本CSへの影響を防止する措置を講じたりすることなどとなっている。

また、技本は、技本CSの運用管理に当たり、毎年度、技本CSの安定稼動に必要な支援を通年で受けるための契約(以下「運用管理支援契約」という。)を締結しており、26年度については、26年4月に新日鉄住金ソリューションズ株式会社と契約している(図の③参照)。

図 平成26年度の技本CSに関する契約に係る概念図



2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、監査対応契約の業務内容について必要性の検討が十分に行われているかなどに着眼して、技本において、監査対応契約を対象に、契約書、仕様書等の内容を確認するとともに、監査対応契約以外の技本CSの運用管理に係る契約の業務内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

前記のとおり、技本は、技本CSの運用管理に当たり、毎年度、運用管理支援契約を締結していた。

そして、運用管理支援契約の業務内容は、26年3月に技本CSが更新されるまでは利用者からの問合せ対応や端末機器の出納管理等となっていたが、技本CSの更新に合わせて大幅な見直しが行われたことにより、技本が26年4月に新日鉄住金ソリューションズ株式会社と締結した26年度の運用管理支援契約(図の③参照)の業務内容には、技本CSに関する各種の設定情報等の管理、データ等のバックアップ作業、システム動作スケジュールの管理・調整等の業務が追加されるなどしていた。

しかし、技本は、前記のとおり26年12月に新日鉄住金ソリューションズ株式会社と監査対応契約(図の②参照)を締結するに当たって、26年度の運用管理支援契約の業務内容を十分考慮することなく、監査対応契約の業務内容を定めて契約していた。

このため、26年度におけるシステム監査の対応内容を確認したところ、監査対応契約の業務のうち、ぜい弱性に関する監査による技本CSへの影響を防止する措置として新たに監査専用サーバを設定して調整するなどした業務を除いた業務は、運用管理支援契約に基づき、技本CSに関する各種の設定情報等を監査業者に提示したり、バックアップ作業を行ったり、システム動作スケジュールを確認したりすることなどにより、十分に対応が可能な業務と認められた。

したがって、監査対応契約において、新たに監査専用サーバの設定等を行う業務を除く業務については、監査対応契約の業務内容に含める必要がなく、これらを除いて契約額を修正計算すると987,449円となり、本件契約額5,918,400円はこれに比べて約490万円割高となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、技本において、技本CSの更新時に運用管理支援契約の業務内容を大幅に見直したのに、監査対応契約で行う業務の必要性の検討が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 性能を向上させる整備等を実施したのに帳簿価格が改定されていないなどしていた重要物品である基地内光伝送路について、速やかに帳簿価格を適正に改定等するよう適宜の処置を要求し、及び帳簿価格を適正に改定するための態勢を整えるなどして、物品管理簿が正確に記録されるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名	一般会計	
部局等	航空幕僚監部、航空自衛隊補給本部、71基地	
物品の分類	(分類)防衛用品 (品目)防衛用電気通信機器	
基地内光伝送路の概要	光ファイバーケーブル等により構成される装備品で、基地及び分屯基地において各種システムを運用するための大容量・高速のデータ通信を行うもの	
基地内光伝送路に係る整備費	146億1091万余円(平成18年度～26年度)	
上記の整備が実施された基地数及び帳簿価格	73基地	77億9004万余円(平成27年2月末)
帳簿価格が過小に記録されていた基地数及び価格(1)	64基地	68億9003万円
帳簿価格が過大に記録されていた基地数及び価格(2)	7基地	6916万円
(1)及び(2)の計	71基地	69億5919万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

重要物品である基地内光伝送路の整備に伴う帳簿価格の改定等について

(平成27年10月29日付け 防衛省航空幕僚長宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 基地内光伝送路及び物品管理の概要

(1) 基地内光伝送路の概要

貴自衛隊は、平成18年度から、基地(分屯基地を含む。以下同じ。)において各種業務処理に使用する事務共通システム等を運用するために、大容量・高速のデータ通信を行う基地内光伝送路(以下「光伝送路」という。)の整備を実施している。

そして、貴自衛隊は、光伝送路の整備に当たっては、毎年度、貴自衛隊補給本部長(以下「補給本部長」という。)が装備施設本部(27年10月1日以降は防衛装備庁)に複数の基地に係る整備を一括して調達要求し、同本部が一般競争入札を実施した上で、落札業者と契約を締結している。基地における光伝送路の整備は、基地によっては複数回の契約により逐次整備を実施することにより性能を向上させる(以下、初回の契約による整備を「初回整備」、2回目以降の契約により性能を向上させる整備を「改造」という。)などして、27年2月までに整備を実施した73基地^(注1)における整備費は14契約計146億1091万余円となっている。

光伝送路は、光ファイバーケーブルや接続機器であるノード等から構成される装備品であり、貴自衛隊は光伝送路を基地ごとに物品として管理している。

(注1) 73基地 千歳、三沢、松島、百里、入間、熊谷、市ヶ谷、府中、目黒、十条、横田、静浜、浜松、岐阜、小牧、小松、奈良、美保、防府南、防府北、春日、築城、芦屋、新田原、那覇各基地、当別、根室、稚内、襟裳、網走、奥尻島、長沼、八雲、大湊、車力、東北町、加茂、秋田、山田、大滝根山、木更津、峯岡山、立川、佐渡、新潟、御前崎、高蔵寺、輪島、饗庭野、笠取山、白山、経ヶ岬、串本、高尾山、見島、高良台、背振山、福江島、海栗島、高畑山、下甕島、沖永良部島、宮古島、久米島、与座岳、恩納、知念、霞ヶ浦、習志野、武山、硫黄島、土佐清水、奄美大島各分屯基地

(2) 国における物品の管理等

物品管理法(昭和31年法律第113号)等によれば、国の物品については、各省各庁の長が物品の取得、保管、供用及び処分(以下、これらを合わせて「管理」という。)を行い、各省各庁の長からその管理に関する事務の委任を受けた職員が物品管理官として当該事務を行うこととされている。

物品管理官は、物品管理簿等を備えて、その管理する物品の分類及び品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を記録することとされており、国が所有する物品のうち重要なものとして政令で定めるもの^(注2)(以下「重要物品」という。)については、その価格も記録しなければならないこととされている(以下、物品管理簿に記録された価格を「帳簿価格」という。)

(注2) 国が所有する物品のうち重要なものとして政令で定めるもの 取得価格(取得価格がない場合又は取得価格が明らかでない場合は、見積価格。以下同じ。)が50万円以上の機械、器具等。ただし、防衛省所管防衛用品の分類に属する装備訓練に必要な機械及び器具(普通自動車及び小型自動車を除く。)については、当分の間、取得価格が300万円以上の機械及び器具

また、物品管理法施行規則(昭和31年大蔵省令第85号)によれば、物品管理官は、財務大臣の定めるところにより、帳簿価格を改定しなければならないこととされ、これを受けて

財務大臣が定めた「物品管理簿に記録された価格の改定について」(昭和36年歳計第862号)によれば、物品管理官は、重要物品について、その性能を向上させる改造等を行った場合には、帳簿価格を改定することとされている。

各省各庁の長は、重要物品について、毎会計年度末の物品管理簿の記録内容に基づいて、物品増減及び現在額報告書(以下「物品報告書」という。)を作成し、翌年度の7月31日までに財務大臣に送付することとされている。そして、財務大臣は、各省各庁の長から送付された物品報告書に基づき、物品増減及び現在額総計算書(以下「総計算書」という。)を作成し、内閣は、総計算書に基づき、毎会計年度末における物品の現在額等について、国会に報告することとされている。

(3) 貴自衛隊における物品の管理等

貴自衛隊においては、防衛省所管物品管理取扱規則(平成18年防衛庁訓令第115号)に基づき、貴幕僚長が物品管理官に指定されている。また、基地の業務担当部隊等の長が物品管理官の事務の一部を分掌する分任物品管理官に指定されて、基地における物品の管理に関する事務を行っている(以下、基地においてこの事務を行う分任物品管理官を「基地分任官」という。)

基地分任官は、航空自衛隊物品管理補給規則(昭和43年航空自衛隊達第35号)等に基づき、管理する物品の異動の都度、取得価格等を電算機に入力することなどにより、帳簿価格を記録することとなっており、帳簿価格は、当初締結した契約を変更して契約金額を変更した場合はその変更金額を考慮するとともに、消費税込みの価格とすることとなっている。

そして、改造等を行った後の価格が明確でない場合や、契約書等に個々の装備品の取得価格が明示されていない場合には、調達要求を実施した分任物品管理官(以下「調達要求分任官」という。)がその価格を示すこととなっており(以下、調達要求分任官が示す価格を「設定価格」という。)、重要物品に該当する光伝送路の場合は、個々の装備品の取得価格が明示されていないことから、調達要求分任官である補給本部長が設定価格を基地分任官に示すこととなる。

そして、物品管理官である貴幕僚長が管理する重要物品に係る物品報告書の作成手順は、次のとおりとなっている。

- ① 基地分任官等は、報告対象年度に受払のある重要物品の増減等を電算機に入力処理を行い、入力データを補給本部長に送信する。
- ② 補給本部長は、重要物品の毎会計年度間における増減等を記入した資料である「物品増減及び現在額報告総括書」及び同内訳表(以下、両者を合わせて「総括書等」という。)を作成して、貴幕僚長に報告する。
- ③ 貴幕僚長は、総括書等を基に物品報告書に関する資料を作成した上で、防衛大臣に提出する。
- ④ 防衛大臣は、防衛省各機関の物品管理官から提出を受けた上記の資料を基に物品報告書を作成する。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、物品管理簿は、物品管理法に従って物品を適切に管理するための帳簿であ

り、また、重要物品の現在額等を国会に報告するための基礎となる帳簿である。

そこで、本院は、正確性、合規性等の観点から、貴自衛隊が初回整備及び改造を実施している光伝送路について、帳簿価格が正確に記録されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、初年度の契約を締結した19年2月から27年2月までの間に貴自衛隊73基地に光伝送路を整備した前記の14契約における整備費計146億1091万余円を対象として、貴幕僚監部及び貴自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)において、総括書等の作成方法等を担当者から聴取したり、上記73基地のうち20^(注3)基地において、光伝送路の管理状況等を確認したりして会計実地検査を行うとともに、残りの53基地については、貴幕僚監部及び補給本部を通じて物品管理簿等の関係資料を徴することなどにより検査した。

(注3) 20基地 千歳、三沢、百里、入間、市ヶ谷、十条、横田、静浜、浜松、小牧、小松、美保、防府南、防府北、春日、築城、新田原、那覇各基地、木更津、背振山両分屯基地

(検査の結果)

上記の73基地における光伝送路の管理状況等を物品管理簿等に基づき検査した結果、27年2月末時点の帳簿価格は計77億9004万余円となっていて、これに係る上記の整備費計146億1091万余円と比較して著しい開差があったことから、帳簿価格を詳細に確認したところ、次のとおり、正確に記録されていない事態が見受けられた。

(1) 初回整備時における70基地の帳簿価格が誤っていた事態

基地分任官は、基地における光伝送路の初回整備時に、補給本部が示した設定価格を帳簿価格として記録するなどしていた。

しかし、73基地のうち千歳、百里、横田各基地を除く70基地の帳簿価格は、補給本部が示した設定価格に消費税が含まれていなかったため消費税を含まない価格となっていたり、変更契約による減額が反映されていなかったりしていたほか、整備が行われた当時の補給本部や基地分任官が確認した金額に誤りがあったため、正確に記録されていなかった。

そして、70基地について、消費税を含めたり、契約変更による減額を反映したりするなどして、初回整備時における適正な帳簿価格を算定すると、帳簿価格は、58基地において計3億5688万余円が過小に、また、12基地において計6932万余円が過大に、それぞれ記録されていた。

(2) 改造を実施した25基地の帳簿価格が誤っていた事態

73基地のうち25^(注4)基地は光伝送路の改造が実施されていたが、初回整備時において2(1)のとおり帳簿価格が正確に記録されていない状況となっていた(横田基地を除く。)ことに加えて、2回目以降の契約により改造を実施しているのに、帳簿価格が適正に改定されていなかった。

(注4) 25基地 三沢、松島、入間、市ヶ谷、府中、目黒、横田、静浜、岐阜、奈良、防府北、春日、築城、芦屋、那覇各基地、根室、稚内、奥尻島、饗庭野、白山、福江島、高畑山、沖永良部島、宮古島、久米島各分屯基地

基地分任官は、改定を行っていなかった理由について、基地では当該基地に係る取得価格が把握できなかったためとしている。また、補給本部長は、契約書等に基地ごとの取得

価格が明示されていないなどの場合には、光伝送路の調達要求分任官として設定価格を基地分任官に示す必要があったのに、これを行っていなかった。補給本部は、その理由について、光伝送路の整備は複数の基地を一括して実施する契約となっていたため、契約書等では基地ごとの内訳となる整備費が把握できないことなどから、基地ごとの設定価格を把握することは困難であったためとしている。

しかし、補給本部は、18年度以降、基地において初回整備を実施した場合には、基地ごとの内訳となる整備費を算定するよう契約会社に依頼して、この算定価格を当初の設定価格として基地に示していたとのことであったため、改造についても同様に設定価格を把握することは十分可能であったと認められた。

したがって、補給本部が本院の検査を受けて基地ごとの内訳となる整備費を算定するよう契約会社に依頼し確認した結果に基づき、改造における適正な設定価格を算定すると、帳簿価格は、25基地において計65億3330万余円が過小に記録されていた。

これらのことから、27年2月末時点の帳簿価格と適正な帳簿価格を比較すると、表のとおり、64基地において計68億9003万余円が過小に、7基地において計6916万余円が過大にそれぞれ記録されていて、計71基地において修正が必要な帳簿価格は、合計69億5919万余円となる。

表 71基地における帳簿価格の誤りの状況 (単位：千円)

区 分	平成27年2月末時点の帳簿価格	適正な帳簿価格	差 額
帳簿価格が過小に記録されていた64基地	5,258,016	12,148,048	6,890,031
帳簿価格が過大に記録されていた7基地	351,498	282,334	69,164
計			6,959,196

(注) 千円未満を切り捨てているため、合計は一致しない。

このように、光伝送路について、価格改定等を適正に行っていなかったため物品管理簿が正確に記録されておらず、総括書等が重要物品の増減等を正確に反映したものとなっていない状況となっていた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

貴自衛隊において、光伝送路について価格改定等を適正に行っておらず、物品管理簿、総括書等が重要物品の増減等を正確に反映したものとなっていない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、補給本部において、改造等を実施した重要物品の価格改定等を適正に行うことについての理解が十分でないこと、補給本部及び基地分任官において、帳簿価格を正確に記録することについての理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

物品管理簿は、国の物品を管理するための基本的な帳簿であり、各省各庁の長は、物品管

理簿の記録内容に基づいて、毎年度、物品報告書を作成している。そして、総計算書は物品報告書に基づき作成されており、総計算書に基づき毎会計年度末における重要物品の現在額等を国会に報告することは、国民に対して重要物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっている。このように、国の物品について、物品管理法等に基づき、正確に物品管理簿に記録することは、極めて重要である。

そして、貴自衛隊は、今後も光伝送路の整備を実施することが見込まれており、整備の都度、帳簿価格を改定等することとなる。

については、貴自衛隊において、物品管理簿が正確に記録され、ひいては物品報告書等に正確に反映されるよう、アのとおり是正の処置を要求し及びイのとおり是正改善の処置を求める。

ア 補給本部は基地分任官に対して、光伝送路の適正な設定価格を示すとともに、基地分任官は帳簿価格が適正になるよう速やかに改定等を行うこと

イ 光伝送路の整備に伴い帳簿価格の改定等を行う必要が生じた場合には、適時かつ適正に改定等するよう、補給本部が基地ごとの設定価格を把握して基地分任官に示す態勢を整備するとともに、価格改定の処理方法について実施要領等を作成して基地に対して通知するなどして、周知徹底すること

- (2) 自衛艦の定期検査等に係る契約の履行に伴い発生する有価廃材の管理を適切に行うために、発生材等調書の確認に関する具体的な作業内容を明確にした作業手順等を定めるとともに、この作業手順等により、確実に発生材等調書を提出させることなどについて監督官等に対して周知徹底したり、有価廃材を確実に記載した発生材等調書を作成して監督官に提出することなどについて契約相手方となる造船会社に対して周知徹底したりするよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費 (項)艦船整備費 (項)南極地域観測事業費
部 局 等	海上自衛隊補給本部、横須賀地方総監部、大湊地方総監部
契 約 名	「あすか」定期検査請負契約等 157 件
契 約 の 概 要	自衛艦の諸性能を確認するなどの検査及び検査により判明した要修理箇所の修理等を行うもの
契 約 の 相 手 方	株式会社アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッド(平成 25 年 1 月 1 日以降は合併によりジャパン マリンユナイテッド株式会社)、ジャパン マリンユナイテッド株式会社(24 年 12 月 31 日以前はユニバーサル造船株式会社)、函館どつく株式会社
契 約 金 額	525 億 2736 万余円(平成 20 年度～25 年度)
管理が適切に行われていなかった上記の契約に係る有価廃材の時価相当額	4869 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

自衛艦の定期検査等に係る契約の履行に伴い発生する有価廃材の管理について

(平成 27 年 10 月 29 日付け 防衛省海上幕僚長宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求め

記

1 自衛艦の定期検査等契約の概要等

貴自衛隊は、船舶の造修等に関する訓令(昭和 32 年防衛庁訓令第 43 号)等に基づき、自衛艦の定期検査及び年次検査を行うこととしており、5 地方総監部^(注1)は、造船会社と毎年度多数の定期検査及び年次検査に係る契約(以下「定期検査等契約」という。)を締結している。定期検査等契約の内容は、主として、自衛艦の諸性能を確認するなどの検査及び検査により判明した要修理箇所の修理等から成っており、造船会社は、定期検査等契約の仕様書に基づき、自衛艦を検査するとともに、老朽化等による要修理箇所については、老朽化した部材を撤去し、新しい部材に交換するなどしている。

そして、契約担当官等は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)等に基づき、地方総監部等の職員の中から監督官を任命して、定期検査等契約の監督を実施している。

定期検査等契約において撤去された部材のうち売払いが可能な銅等の有価廃材は、国が所有する動産であって、物品管理法(昭和 31 年法律第 113 号)上の物品に該当するものであり、各地方総監部に置かれた分任物品管理官等が管理することとなっている。また、貴自衛隊は、自衛艦を含む装備品等の補給に関する基準等として海上自衛隊補給実施要領(平成 18 年補本装補第 2072 号。以下「実施要領」という。)を定めており、実施要領によれば、定期検査等契約の監督官は、定期検査等契約において発生する有価廃材に常に留意することとされている。

造船会社は、定期検査等契約の履行に伴い有価廃材が発生した場合、その契約条項に基づき、善良な管理者の注意をもって有価廃材を保管することとなっている。そして、造船会社は、定期検査等契約の履行後速やかに、発生した有価廃材の種類及び数量を記載した発生材等調書を当該契約の監督官に提出して、その確認を受けなければならないこととなっており、確認を受けた有価廃材について、当該有価廃材を管理する分任物品管理官等の指示に従い貴自衛隊に返還することとなっている。

(注 1) 5 地方総監部 横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各地方総監部

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、定期検査等契約の履行に伴い発生する有価廃材の管理が適切に行われているかなどに着眼して、横須賀、大湊両地方総監部が平成 20 年度から 25 年度までの間に^(注2)7 社との間で締結した定期検査等契約のうち、21 年度から 25 年度までの間に履行が完了した計 377 契約(契約金額計 1102 億 5048 万余円)を対象として検査した。検査に当たっては、ジャパン マリンユナイテッド株式会社(24 年 12 月 31 日以前はユニバーサル造船株式会社。25 年 1 月 1 日に株式会社アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッドと合併)及び函館どつく株式会社において、定期検査等契約の仕様書、発生材等調書等の書類を確認したり、担当者から説明を聴取したり、有価廃材の保管場所を実地に確認したり

などするとともに、海上幕僚監部、貴自衛隊補給本部及び横須賀地方総監部において、有価廃材の取扱いについて担当者から説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、大湊地方総監部から発生材等調書の記載状況等に関して報告を求めて、その報告内容を確認するなどして検査した。

(注2) 7社 株式会社アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッド(平成25年1月1日以降は合併によりジャパン マリンユナイテッド株式会社)、株式会社川崎造船(22年10月1日以降は合併により川崎重工業株式会社)、川崎重工業株式会社、ジャパン マリンユナイテッド株式会社(24年12月31日以前はユニバーサル造船株式会社)、函館どつく株式会社、三井造船株式会社、三菱重工業株式会社

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記の7社との間の377契約のうち^(注3)3社との間の157契約(契約金額計525億2736万余円)についてみたところ、その履行に伴い有価廃材が発生していた。しかし、これらの契約の監督官は、発生材等調書が作成されず提出されていなかったのに発生材等調書が提出されていないことを見逃していたり、発生材等調書に発生した有価廃材の一部しか記載されていなかったのに発生が見込まれる有価廃材の数量と比較して発生材等調書に記載された有価廃材の数量が妥当であるか十分確認を行っていなかったりしていた。このため、上記の157契約において発生していた有価廃材の一部(時価相当額計4869万余円)^(注4)は、貴自衛隊に返還されておらず、造船会社において亡失していたり、民間の船舶等から発生した有価廃材と混在して返還すべき有価廃材を特定できない状況となっていたりしていた(ジャパン マリンユナイテッド株式会社との間の150契約に係る返還されていない有価廃材の時価相当額4664万余円)^(注5)、函館どつく株式会社との間の7契約に係る返還されていない有価廃材の時価相当額205万余円)。

(注3) 3社 株式会社アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッド、ジャパン マリンユナイテッド株式会社、函館どつく株式会社

(注4) 時価相当額は、造船会社において亡失するなどしていた有価廃材を確認した時点における市場価格等である。

(注5) ジャパン マリンユナイテッド株式会社との間の契約件数及び有価廃材の時価相当額には、株式会社アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッドとの間の契約に係る分を含んでい

る。これらの事態は、貴自衛隊において、定期検査等契約の履行に伴い発生する有価廃材の管理が適切に行われていない状況となっていると認められる。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

横須賀地方総監部は、平成23年度に護衛艦「きりしま」の定期検査等契約を契約金額4億1685万円で株式会社アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッドと締結しており、その仕様書によれば、海洋生物付着防止装置(船体に電流を流すことにより護衛艦に貝等の海洋生物が付着することを防止する装置)を構成する銅製の電極、アルミ製の電極等の部品を交換することとされていた。そして、当該契約において、同会社が実際に電極等を交換した結果、有価廃材が発生していた。

しかし、同会社は、当該電極等に係る有価廃材を発生材等調書に記載しておらず、同地方総監部の監督官は、発生材等調書に記載された有価廃材の数量が妥当であるか十分確認を行っていなかった。その結果、当該有価廃材(時価相当額 95 万余円)は、同会社において亡失するなどして、貴自衛隊に返還されていなかった。

(是正改善を必要とする事態)

貴自衛隊において、定期検査等契約の監督官が、契約の履行に伴い有価廃材が発生していたにもかかわらず、発生材等調書が提出されていないことを見過ごしていたり、提出された発生材等調書の記載内容について十分確認を行っていなかったりしていたことから、定期検査等契約に係る有価廃材の一部を返還させておらず、有価廃材の管理が適切に行われていない事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、造船会社が契約条項に定められた発生材等調書を適切に作成するなどしていないことなどにもよるが、定期検査等契約の監督官において、発生材等調書を確実に提出させること及び提出された発生材等調書の記載内容について十分確認を行うことの必要性についての理解が十分でないこと、また、貴自衛隊において、実施要領により監督官は有価廃材に常に留意することとしているのみで、発生材等調書の確認に関して監督官が行う具体的な作業内容を明確に定めていないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴自衛隊は、今後も自衛艦の定期検査等契約を締結していくことが見込まれることから、その履行に伴い発生する有価廃材について適切に管理を行っていく必要がある。

については、貴自衛隊において、自衛艦の定期検査等契約の履行に伴い発生する有価廃材の管理を適切に行うために、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 定期検査等契約の履行に伴い発生する有価廃材が記載された発生材等調書の確認に関して監督官が行う具体的な作業内容を明確にした作業手順等を定めるとともに、監督官に対して、この作業手順等により、確実に発生材等調書を提出させること、仕様書等に基づき発生材等調書に記載された有価廃材の数量等の確認を十分に行うことなどについて周知徹底すること

イ 定期検査等契約の契約相手方となる造船会社に対して、定期検査等契約の履行に伴い発生する有価廃材を確実に記載した発生材等調書を作成して、これを監督官に提出することなどについて周知徹底すること

- (3) F-15 戦闘機の近代化改修に伴い機体から取り外されるレーダー機器について、会社における取外し後の保管等の状況を適切に把握するなどして速やかに返納させ、及び運用基地におけるレーダー機器の保有状況等を踏まえて払出しを行い必要な機能検査を実施するよう是正改善の処置を求めたもの

会 計 名	一般会計
部 局 等	航空幕僚監部、航空自衛隊補給本部、航空自衛隊第3補給処
物品の分類	(分類)防衛用品 (品目)防衛用航空機用機器

F-15 戦闘機の近代化改修に伴い取り外されるレーダー機器の概要	F-15 戦闘機の近代化改修において実施されるレーダーの換装に伴い機体から取り外されるトランスミッタ等
取外しから3か月以上補給処に返納されることなく会社において保管されていたレーダー機器の数量及び価格(1)	154 個 147 億 6731 万円(平成 21 年 2 月～27 年 5 月)
返納から3か月以上運用基地に払い出されることなく補給処において保管されていたレーダー機器の数量及び価格(2)	150 個 136 億 9031 万円(平成 21 年 2 月～27 年 5 月)
(1)及び(2)の純計	256 個 243 億 5267 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

F-15 戦闘機の近代化改修に伴い取り外されるレーダー機器の管理等について

(平成 27 年 10 月 29 日付け 防衛省航空幕僚長宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 F-15 戦闘機の近代化改修に伴い取り外されるレーダー機器の管理等の概要

(1) 近代化改修に伴い取り外されるレーダー機器の概要等

貴自衛隊は、F-15 戦闘機(以下「F-15」という。)を平成 26 年度末現在で 201 機保有している。そして、将来における技術的水準の動向に対応し、我が国の防空体制の向上を図るために、目標物を早期に発見する役割を担う重要な装置であるレーダーの換装等を行う F-15 の近代化改修を 16 年度から実施しており、26 年度までの間に 84 機の近代化改修の契約を三菱重工業株式会社(以下「会社」という。)と締結している。

貴自衛隊は、F-15 の近代化改修を引き続き推進することとしており、近代化改修を実施した機体と実施していない機体(以下「非近代化機」という。)を共に、今後も長期間にわたり運用することを予定している。そして、非近代化機のレーダーの構成品(以下「レーダー機器」という。)であるトランスミッタ等は、既に製造会社による生産が終了していることなどから、近代化改修に伴い取り外されるものについては、非近代化機の不具合発生時等の交換用の部品(以下「補用部品」という。)として使用することとしている。

近代化改修の契約における仕様書によれば、換装に伴い機体から取り外されるレーダー機器については、会社が、通信電子機器の補給を担当している貴自衛隊第 3 補給処(以下「第 3 補給処」という。)と返納について事前に調整した上で、取外し作業終了後、航空自衛隊物品管理補給手続(平成 4 年補給本部長制定及び平成 25 年補給本部長制定。以下「補給手続」という。)に基づいて速やかに第 3 補給処へ返納することとされている。

(2) 第3補給処に返納されるレーダー機器の取扱い

貴自衛隊は、会社から第3補給処に返納されるレーダー機器については、機能検査を実施しなければ使用可能であるかどうかなどの状態を決定することができない要検査物品として管理しているが、第3補給処には機能検査のための試験器材等がないため、第3補給処が、これらの試験器材等を保有するF-15の運用基地(以下「運用基地」という。)に払い出し、運用基地の整備部隊が、機能検査を実施することになっている。

運用基地は、レーダー機器が上記の機能検査に合格した場合はそのまま、不具合が発見され運用基地で修理可能な場合は修理を行った上で修理完了品を、それぞれ運用基地における使用可能品として保管し、補用部品として使用している。また、機能検査において不具合が発見され運用基地で修理できない場合は、要修理品として第3補給処に返納し、第3補給処は外注により修理を行うことにしている。

(3) 補用部品等についての補給支援

貴自衛隊は、補用部品等についての補給支援を実施するに当たり、補給手続等に基づき、補用部品等の管理及び補給を最も経済的かつ効率的に統制し、保有する装備品の完全な状態を維持することを目的として、補用部品等の在庫品目及び数量の統制を行っている。^(注1)そして、補給処長等は、在庫統制基準を、物品の品目ごと、基地ごとに原則年1回設定することとしていて、この在庫統制基準に基づくなどして、補給支援のために、補給処は、基地に対して補用部品等の払出しを行っており、基地は、部隊等に対して運用上必要な補用部品等の払出しを行っている。レーダー機器については、第3補給処長が在庫統制基準を設定している。

また、補給処長は、補給処から基地等に対して補用部品等の払出しを行うに当たっては、優先順位を指定することとしている。優先順位には、30日以内に管理換を完了する「普通」、部隊等の行動能力に支障等を来さないよう20日以内に管理換を完了する「至急」、部隊等の任務遂行ができない場合又は重大な支障があるなどの場合で7日以内に管理換を完了する「緊急」、「緊急」と同じ場合で更に速やかに管理換を完了する「特別緊急」の種類があり、これに基づいて払出しのための所要の措置を執ることとしている。

(注1) 在庫統制基準 基地における補用部品等の在庫品目及び数量の統制の根拠となる保有の基準で、補用部品等の数量で表した保有の目標等

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、貴自衛隊は、F-15の近代化改修に伴い取り外されるレーダー機器を会社から返納させて、補用部品として補給支援を行っている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、会社において取り外されたレーダー機器は速やかに第3補給処に返納されているか、返納されたレーダー機器は運用基地に払い出され機能検査が実施されているかなどに着眼して、21年2月から27年5月までの間に近代化改修に伴い取り外されたレーダー機器6品目計360個367億0705万余円(27年5月末現在の物品管理簿上の単価に会社において取り外された数量を乗じた価格の合計額。以下同じ。)を対象として、航空幕僚監部、装備施設本部(平成27年10月1日以降は防衛装備庁)、貴自衛隊補給本部、第3補給処及び7運用基地^(注2)において、近代化改修の契約書、管理換票、物品管理簿等の関係書類を確認するとともに、会社において、契約関係資料等を確認するなどし

て会計実地検査を行った。

(注2) 7運用基地 千歳、百里、岐阜、小松、築城、新田原、那覇各基地

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 7運用基地におけるレーダー機器の保有状況

前記のとおり、レーダー機器は非近代化機の不具合発生時等における補用部品として使用されていることから、7運用基地における24年度以降のレーダー機器の不具合の発生状況を整備記録等により確認したところ、度々不具合が発生していて、7運用基地から第3補給処に要修理品として返納されているものが多数見受けられた。

そこで、これらの不具合に対応するなどのための7運用基地それぞれにおけるレーダー機器の保有状況についてみたところ、25、26両年度において、運用基地ごと、品目ごとのレーダー機器の使用可能品の保有数(以下「保有数」という。)が、それぞれの運用基地におけるレーダー機器の在庫統制基準を恒常的に下回っている傾向が見受けられた。そして、25、26両年度の各四半期末における7運用基地の保有数の合計及び在庫統制基準の合計により比較してみると、表1のとおり、6品目中、レシーバを除く5品目について、7運用基地の保有数の合計が在庫統制基準の合計を恒常的に下回っている傾向が見受けられ、27年5月末においても下回っている状況となっている。

表1 レーダー機器ごとの7運用基地の保有数の合計が在庫統制基準の合計を下回っている数

(単位：個)

機 器 名	平成25年度				26年度				27年 5月末
	第1四 半期末	第2四 半期末	第3四 半期末	第4四 半期末	第1四 半期末	第2四 半期末	第3四 半期末	第4四 半期末	
トランスミッタ	0	11	11	11	11	21	21	21	21
レシーバ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アナログ・プロセッサ	4	8	8	8	8	12	10	12	11
デジタル・プロセッサ	0	4	5	5	4	9	9	9	9
データ・プロセッサ	0	2	1	0	2	1	5	5	5
パワー・サプライ	0	1	2	0	2	1	0	2	4

(2) 会社において取り外されたレーダー機器の第3補給処への返納状況

前記の近代化改修に伴い会社において取り外されたレーダー機器6品目計360個のうち、27年5月末までに第3補給処に返納されていたレーダー機器は6品目計328個であった。そして、これらの返納状況についてみると、表2のとおり、取外してから返納までに3か月以上要していたものが6品目計138個131億8627万余円見受けられた。

また、上記の取り外されたレーダー機器6品目計360個のうち、6品目計32個は、27年5月末において、会社から第3補給処に返納されていないものであり、これらのうち取外してから3か月以上経過しているものが6品目計16個15億8104万余円見受けられた。

上記のとおり、取外してから3か月以上第3補給処に返納されることなく会社に保管されていたレーダー機器は、6品目計154個147億6731万余円となっており、これらのレーダー機器は仕様書により取外し作業終了後速やかに返納させることとされているのに、会社において長期間保管されたままとなっていて返納が遅延している事態となっていると認

められる。

表2 会社において取り外されたレーダー機器の第3補給処への返納状況 (単位：個、千円)

機器名	会社から第3補給処に返納されていたもの					会社から第3補給処に返納されていなかったもの					取外しから3か月以上第3補給処に返納されることなく会社に保管されていたもの	
	うち取外しから第3補給処に返納されるまでの期間が3か月以上		うち半年以上	うち1年以上	保管数	うち取外しから経過している期間が3か月以上		うち半年以上	うち1年以上			
	返納数	返納数(a)	価格(b)	返納数		返納数	保管数(c)	価格(d)	保管数	保管数		
トランスミッタ	54	31	3,305,468	12	0	5	2	213,256	1	0	33	3,518,724
レーダー	55	27	1,174,041	17	1	6	4	173,932	2	0	31	1,347,973
アナログ・プロセッサ	55	18	1,162,998	13	1	5	2	129,222	1	0	20	1,292,220
デジタル・プロセッサ	55	18	4,912,956	13	1	5	2	685,084	1	0	20	5,598,040
データ・プロセッサ	54	26	2,041,364	17	1	6	4	314,056	2	0	30	2,355,420
パワー・サプライ	55	18	589,446	13	1	5	2	65,494	1	0	20	654,940
計	328	138	13,186,273	85	5	32	16	1,581,044	8	0	154	14,767,317

このような状況となっている理由について、会社において確認したところ、会社は、レーダー機器を取り外した後、機体番号ごとに取りまとめて返納の手続をしており、また、レーダー機器の一品目であるトランスミッタについては、返納時の損傷を防止するために、事前に専用コンテナの官給を第3補給処から受けることにしていたが、この専用コンテナについて取り外されたトランスミッタに見合った数の官給がないことから取りまとめたレーダー機器について返納の手続をすることができていないためであるとしていた。

そして、このような状況にもかかわらず、第3補給処は、レーダー機器の返納について、会社との事前の調整を十分に行っておらず、また、レーダー機器が会社において長期間保管されたままとなっていて返納が遅延している事態やその理由について適切に把握していなかった。

(3) 第3補給処に返納されたレーダー機器の運用基地への払出しの状況

前記の27年5月末までに第3補給処に返納されていたレーダー機器6品目計328個のうち、27年5月末までに7運用基地に払い出されていたレーダー機器は6品目計278個であった。そして、これらの払出しの状況についてみると、表3のとおり、第3補給処に返納されてから7運用基地への払出しまでに3か月以上要していたものが6品目計118個106億4408万余円見受けられた。

また、上記のレーダー機器6品目計328個のうち、6品目計50個は、27年5月末において、第3補給処から運用基地に払い出されていなかったものであり、これらのうち第3補給処に返納されてから3か月以上経過しているものが、トランスミッタを除く5品目計32個30億4622万余円見受けられた。

上記のとおり、返納されてから運用基地に払い出されることなく第3補給処に3か月以上保管されていたレーダー機器は、6品目計150個136億9031万余円となっており、こ

これらのレーダー機器は要検査物品であるのに、運用基地に払い出されることなく第3補給処において長期間保管されたままとなっている事態となっていると認められる。

表3 第3補給処に返納されたレーダー機器の運用基地への払出し状況 (単位：個、千円)

機器名	第3補給処から7運用基地に払い出されていたもの					第3補給処から運用基地に払い出されていなかったもの					会社から返納されてから運用基地に払い出されることなく第3補給処において3か月以上保管されていたもの	
	うち返納されてから7運用基地に払い出されるまでの期間が3か月以上			うち半年以上		うち返納されてから経過している期間が3か月以上			うち半年以上			
	払出数	払出数 (a)	価格 (b)	払出数	払出数	保管数	保管数 (c)	価格 (d)	保管数	保管数	(a+c)	価格 (b+d)
トランスミッター	51	20	2,132,560	16	11	3	0	—	0	0	20	2,132,560
レシーバ	46	21	913,143	15	9	9	6	260,898	4	0	27	1,174,041
アナログ・プロセッサ	49	21	1,356,831	15	8	6	3	193,833	1	0	24	1,550,664
デジタル・プロセッサ	44	16	3,900,626	10	7	11	8	1,905,136	6	3	24	5,805,762
データ・プロセッサ	47	22	1,727,308	13	7	7	4	314,056	2	1	26	2,041,364
パワー・サプライ	41	18	613,618	13	8	14	11	372,303	9	5	29	985,921
計	278	118	10,644,086	82	50	50	32	3,046,226	22	9	150	13,690,312

このような状況となっている理由について、第3補給処において確認したところ、(1)のとおり7運用基地においてレーダー機器の不具合等により保有数が恒常的に在庫統制基準を下回っている傾向となっており、7運用基地全ての在庫統制基準を均等に満たすだけの払出しを行うことができない状況下で、特定の運用基地に払出しを行った場合、当該払出しを受けた運用基地から不具合等が発生した他の運用基地に管理換を行う必要が生じる可能性があり、この際に輸送に時間や費用がかかるなどの理由により、第3補給処において要検査物品を集中的に保管して、実際に不具合等が発生した運用基地に払出しを行うことにしているためであるとしていた。

そこで、7運用基地に払い出された前記のレーダー機器6品目計278個の払出しに係る優先順位を確認したところ、保有数が在庫統制基準を下回っている運用基地において不具合等が発生した際に払出しを行っていたことなどのため、その全てが「至急」以上の取扱いとなっており、特に、そのうち6品目計95個は「緊急」、1品目12個は「特別緊急」の取扱いで払出しが行われていた。

しかし、このように、「至急」以上の優先順位で払出しを行ったとしても、機能検査の結果、要修理品とされて補用部品として使用できない可能性があることを考慮すると、実際に不具合等が発生してから払出しを行うのではなく、運用基地のレーダー機器の保有状況等を踏まえて払出しを行い、機能検査を実施する必要があると認められる。

(2)及び(3)の事態に係るレーダー機器の数量は、重複分を除くと、6品目計256個243億5267万余円となる。

(是正改善を必要とする事態)

運用基地においてレーダー機器の保有数が在庫統制基準に対して下回っている傾向にある

状況下で、近代化改修に伴う取外し作業終了後速やかに第3補給処に返納することとされているレーダー機器が会社において長期間保管されたままとなっていて返納が遅延していたり、運用基地において機能検査を実施する必要があるレーダー機器が第3補給処において長期間保管されたままとなっていたりする事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、第3補給処において、レーダー機器の返納についての会社との調整が十分でないこと、レーダー機器が会社に長期間保管されたままとなっていて返納が遅延している事態やその理由について適切に把握していないこと、運用基地のレーダー機器の保有状況等を踏まえて払出しを行い機能検査を実施することの必要性についての理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

近年、F-15等による緊急発進(スクランブル)の回数が急増する中、搭載する通信電子機器等については、補給支援の役割が一層重要になってきている。

また、貴自衛隊において、今後も非近代化機の運用を予定しており、レーダー機器については、製造会社による生産が終了していることなどから、近代化改修に伴い取り外されるものを補用部品として使用する必要性は年々高まってきている。

については、貴自衛隊において、効率的かつ有効な補給支援が実施できるよう、第3補給処に対して、F-15の近代化改修に伴い今後取り外されるレーダー機器について、会社との調整を十分に行ったり、取外し後の状況を適切に把握したりして速やかに返納させること、及び運用基地のレーダー機器の保有状況等を踏まえて払出しを行い必要な機能検査を実施することについて周知徹底するよう是正改善の処置を求める。

- (4) 海上自衛隊の艦船等の部隊が保有している膨張式救命胴衣について、艦船等の部隊に対して速やかに実施すべき整備内容を示した技術刊行物を配布するなどして、技術刊行物に基づく整備が適切に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの

会 計 名	一般会計
部 局 等	海上自衛隊補給本部
物 品 の 分 類	(分類)防衛用品 (区分)非消耗品 (区分)消耗品
艦船等の部隊が保有している膨張式救命胴衣の概要	海上自衛隊の艦船の洋上任務に従事する隊員が着用し、海中に落下するなどした際に人体を浮揚させて隊員の生命を守るための救命器材
検査の対象とした膨張式救命胴衣の数量及び物品管理簿価格	6,166 着 2億5626万円(平成27年3月末現在)
上記のうち整備を適切に実施していなかった数量及び物品管理簿価格	6,166 着 2億5626万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

膨張式救命胴衣の整備について

(平成27年10月13日付け 海上自衛隊補給本部長宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 膨張式救命胴衣の整備の概要

(1) 膨張式救命胴衣の概要

貴自衛隊は、艦船の洋上任務に従事する隊員が海中に落下するなどした際に、人体を浮揚させて隊員の生命を守るために、各種の艦船用救命胴衣を多数保有している。救命胴衣の型式は、あらかじめ浮力材が装着されている固型式と、気室が膨張して浮力を発揮する膨張式の二つに大別される。固型式の救命胴衣は、艦船の全ての乗組員用に装備され、膨張式の救命胴衣は、特定の任務に従事する乗組員用に装備されている。

そして、膨張式の救命胴衣のうち主なものとしては、①着用者が海中に落下した際に水分に反応して自動的に充気装置が作動することで、炭酸ガスにより膨張する型式、②着用者が作動レバーを引くことで、炭酸ガスにより膨張する型式があり、①の型式は、艦上で回転翼機の整備に従事する整備員等用に、②の型式は、防火、防水活動等の応急対応に従事する隊員用にそれぞれ装備されている(以下、これらを合わせて「膨張式救命胴衣」という)。

(2) 膨張式救命胴衣の整備の概要

貴本部(平成22年3月31日以前の所管は海上幕僚監部)は、固型式の救命胴衣の整備については、構造が簡易であるため、日常的に外観目視等により製品の状態が良好に維持されていることを確認すればよいとしている。一方、膨張式救命胴衣の整備については、所定の機能を発揮できるよう、製造会社の技術的知見に基づくなどして、型式ごとに制定した技術刊行物(上記①の型式については4年8月制定、②の型式については6年3月制定)において、確実に実施すべき整備の間隔、方法等の内容を定めている。具体的には、外観上の変質の有無等を確認する目視点検、充気装置のレバーの作動確認、気室の気密性能を確認する漏えい試験等を3か月に1度の間隔で実施すること、実際に充気装置を作動させて膨張性能を確認する膨張試験を1年に1度の間隔で実施することなどとされており、また、これらの整備は、隊員自ら又は外注により実施することとされている。

(注1) 技術刊行物 貴自衛隊の使用する装備品等の構造、取扱い及び整備に関して制定された取扱説明書等の刊行物で、制定したときから貴自衛隊において効力を生ずるものとされているもの

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、膨張式救命胴衣が国の物品として所定の機能を発揮できるよう、整備を適切に実施しているかなどの点に着眼して、海上幕僚監部、貴本部及び5地方総監部(注2)において、27年3月31日現在で艦船、造修補給所等(以下「艦船等の部隊」という)が保有する膨張式救命胴衣計6,477着のうち、初回の整備の実施時期が到来していない311着を除く6,166着(物品管理簿価格計2億5626万円)を対象として、整備の実施状

況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注2) 5 地方総監部 横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各地方総監部

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴本部は、前記のとおり膨張式救命胴衣に係る技術刊行物を制定したものの、そのいずれについても艦船等の部隊に全く配布しておらず、実施すべき整備内容を周知していなかった。

一方、貴本部は、隊員が使用する装備品のうちの37品目について、隊員自らが実施する最小限の点検整備等を周知するため、25年7月に、需品部長名で「隊員の安全確保等に係る需品の点検整備等の徹底について(通知)」(平成25年補本需整第1419号)を発出しており、この37品目には、膨張式救命胴衣も含まれていた。しかし、この通知では、膨張式救命胴衣に係る目視点検、充気装置のレバーの作動確認等については整備を実施すべき項目として規定されていたものの、漏えい試験及び膨張試験については整備を実施すべき項目に含まれていなかった。

この結果、いずれの艦船等の部隊においても、検査対象とした全6,166着について、上記通知の前後を問わず、技術刊行物において実施することとされている漏えい試験及び膨張試験を全く実施していなかった。

なお、貴自衛隊の航空部隊においては、本件の膨張式救命胴衣とは型式の異なる膨張式の救命胴衣を使用しており、貴本部は、これらの救命胴衣については、技術刊行物を各航空基地に配布している。そして、この技術刊行物においても、本件の膨張式救命胴衣と同様に、漏えい試験、膨張試験等を所定の間隔で実施することなどとされており、これを受けて各航空基地においては、隊員自らが必要な整備を実施していた。

以上のことから、膨張式救命胴衣計6,166着(物品管理簿価格計2億5626万円)は、所定の機能が確保されているかどうか十分確認できていない状態となっており、隊員が海中に落下するなどした際に所定の機能が発揮できないおそれがある事態となっていた。

(是正改善を必要とする事態)

膨張式救命胴衣について、技術刊行物に基づく整備が適切に実施されておらず、所定の機能を発揮できないおそれがある事態は、国の物品を良好な状態で管理する上で、ひいては隊員の生命を守る上で適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴本部において、膨張式救命胴衣について、定期的に整備を実施することの重要性についての認識が欠けていて、技術刊行物を艦船等の部隊に対して配布しないままとなっているため、艦船等の部隊が本来実施すべき整備内容を把握することができないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴自衛隊は、任務の遂行に資するため、膨張式救命胴衣を今後も継続的に使用することが見込まれている。そして、国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所要の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければならないとされていることから、膨張式救命胴衣が国の物品として所定の機能を発揮し、隊員の生命を守るという目的を果たすことができるよう、技術刊行物に基づく整備を適切に実施する必要がある。

については、貴本部において、艦船等の部隊に対して速やかに実施すべき整備内容を示した技術刊行物を配布して、艦船等の部隊がこれに基づき適切に整備を実施することを指導するよう是正改善の処置を求める。

- (5) 東日本大震災復興特別会計予算により取得する物品について物品管理簿への記録を適切に行うとともに、同特別会計に係る物品増減及び現在額報告書を作成するための基礎となる資料の記載が重要物品の異動の状況等を正確に反映したものとなるよう是正改善の処置を求めたもの

会 計 名	東日本大震災復興特別会計	
部 局 等	内部部局、陸上、海上、航空各幕僚監部、陸上自衛隊補給統制本部、海上、航空両自衛隊補給本部	
東日本大震災復興特別会計予算により取得する物品の概要	東日本大震災により被災して使用することが困難になるなどした物品の代替物品等として取得する物品	
上記の物品のうち陸上、海上、航空各自衛隊が取得した重要物品の数量及び価格	(1) 2,442 個	336 億 8495 万余円(平成 24 年度)
	(2) 1,733 個	335 億 7987 万余円(平成 25 年度)
	計 4,175 個	672 億 6482 万余円
上記のうち東日本大震災復興特別会計に係る物品増減及び現在額報告書に増減が記載されなかった重要物品	(1) 849 個	59 億 9414 万円
	(2) 1,588 個	108 億 2801 万円
	計 2,437 個	168 億 2216 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

東日本大震災復興特別会計予算により取得した物品の管理について

(平成 27 年 10 月 29 日付け 防衛大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 物品の管理等の概要

(1) 国における物品の管理等

物品管理法(昭和 31 年法律第 113 号)等によれば、国の物品については、各省各庁の長が物品の取得、保管、供用及び処分(以下、これらを合わせて「管理」という。)を行い、各省各庁の長からその管理に関する事務の委任を受けた職員が物品管理官として当該事務を行うこととされている。そして、物品管理官は、物品管理簿を備えて、その管理する物品の分類及び品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を記録することとされている。

また、各省各庁の長は、国が所有する物品のうち重要なものとして政令で定めるもの^(注)

(以下「重要物品」という。)について、毎会計年度末の物品管理簿の記録内容に基づいて、物品増減及び現在額報告書(以下「物品報告書」という。)を作成し、翌年度の7月31日までに財務大臣に送付することとされている。そして、財務大臣は、各省各庁の長から送付された物品報告書に基づき、物品増減及び現在額総計算書(以下「総計算書」という。)を作成することとされ、内閣は、総計算書に基づき、毎会計年度間における物品の増減及び毎会計年度末における物品の現在額について、国会に報告することとされている。

(注) 国が所有する物品のうち重要なものとして政令で定めるもの 取得価格(取得価格がない場合又は取得価格が明らかでない場合は、見積価格。以下同じ。)が50万円以上の機械、器具等。ただし、防衛省所管防衛用品の分類に属する装備訓練に必要な機械及び器具(普通自動車及び小型自動車を除く。)については、当分の間、取得価格が300万円以上の機械及び器具

(2) 貴省における物品の管理等

貴省は、防衛省所管物品管理取扱規則(平成18年防衛庁訓令第115号。以下「取扱規則」という。)により、物品管理官として指定する官職及び委任する事務の範囲を定めており、陸上、海上、航空各自衛隊(以下「各自衛隊」という。)に属する物品の管理に関する事務については、各自衛隊の幕僚長を物品管理官に指定している。

そして、防衛大臣は、前記のとおり、物品報告書を財務大臣に送付するに当たり、各物品管理官に対して、その管理する重要物品について、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額を、翌年度の6月30日までに報告させることとしている。

この報告を行うに当たり、各自衛隊の物品管理官である各幕僚長は、陸上自衛隊においては陸上自衛隊補給統制本部に、海上自衛隊においては海上自衛隊補給本部に、航空自衛隊においては航空自衛隊補給本部(以下、これらを合わせて「補給統制本部等」という。)に、それぞれ物品報告書を作成するための基礎となる資料(以下「基礎資料」という。)を作成させており、補給統制本部等は、物品管理官の事務の一部を分掌する分任物品管理官(以下、物品管理官と分任物品管理官を合わせて「物品管理官等」という。)から物品管理簿に記録されている重要物品の異動についての資料の提出を受けるなどして基礎資料の作成を行っている。

また、取扱規則によれば、各自衛隊の物品管理官等が備える物品管理簿の様式等は、各幕僚長がそれぞれ別に定めるところによることとされており、これを受けて各幕僚長がそれぞれ様式等を定めている。

(3) 東日本大震災復興特別会計に係る物品報告書の作成等

東日本大震災復興特別会計(以下「復興特会」という。)は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るなどのために、復興事業に関する経理を明確にすることを目的として、平成24年4月に設置されたものである。

復興特会に関する事務は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等に基づき、復興特会全体の計算整理に関するものについては復興大臣が行い、その他のものについては所掌事務の区分に応じて所管大臣が行うこととなっている。

そして、復興特会に係る物品報告書の調製については、復興大臣が、その指定する職員(以下「総括部局長」という。)に行わせることとなっている。また、東日本大震災復興特別会計事務取扱規則(平成24年内閣府・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・

厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号)によれば、所管大臣が指定する職員(以下「所管部局長」という。)は、復興特会に係る物品報告書に記載すべき事項を明らかにした書類(以下「復興物品報告書類」という。)を作成し、翌年度の7月15日までに、総括部局長に送付しなければならないこととされており、送付を受けた総括部局長は、これらを取りまとめて復興特会に係る物品報告書を作成し、財務大臣に送付することとされている。

(4) 復興特会予算により取得する物品の管理等

貴省は、東日本大震災により被災して使用することが困難になるなどした車両、通信機器等の代替物品等を復興特会予算により取得している。

そして、24年度以降、これら復興特会予算により取得する物品の取扱いについては、復興庁予算・会計班から「復興費用で取得した物品の帰属する会計について」(平成24年12月3日付け)が発出されており、専ら復興事業に使用するという特別な場合を除き、当該代替物品は各省各庁が法令に定める所掌事務を遂行するために取得するものであるとの考えの下に一般会計へ管理換をして、一般会計で管理することとなっている。このため、復興特会に係る物品報告書においても、復興特会予算により取得する重要物品(以下「復興物品」という。)は、取得時に復興特会に属する物品として一度整理した上で、同一年度内に一般会計へ管理換をすることとなっており、当該重要物品の取得による増と一般会計への管理換による減を両方記載することとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性、合規性等の観点から、物品報告書作成の基礎となる物品管理簿の記録は適切に行われているか、復興物品報告書類の基礎資料の記載は復興物品の取得等の状況を正確に反映したものとなっているかなどに着眼して、24、25両年度に各自衛隊が取得した復興物品4,175個(取得価格計672億6482万余円)及び技術研究本部が取得した復興物品4個(取得価格計29億6940万円)を対象に、貴省内部部局、陸上、海上、航空各幕僚監部、補給統制本部等及び技術研究本部において、復興物品に係る物品管理簿の記録を確認したり、担当者から復興物品報告書類の作成の状況等を聴取したりするなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 物品管理簿への記録の状況

貴省は、24年4月に復興特会が設置される以前は、一般会計のみを所管していた。そして、各自衛隊においては、復興特会が設置された24年4月以降、復興特会に係る物品管理簿を新たに備えたり、物品管理簿の様式等を変更したりするなど、復興特会予算により取得した物品と一般会計予算により取得した物品を区別して記録する仕組みが設けられていなかった。

このため、各自衛隊の物品管理簿には、一般会計予算により取得した物品と復興特会予算により取得した物品とが区別されることなく記録されるなどして、各自衛隊が24、25両年度に取得した復興物品(表1参照)については、物品管理簿の記録の内容に基づいて、復興物品報告書類の基礎資料を作成することができない状況となっていた。

表1 各自衛隊が24、25両年度に取得した復興物品

組織	年度	数量(個)	価格(円)
陸上自衛隊	24	1,892	24,821,283,330
	25	1,634	16,874,024,379
陸上自衛隊計		3,526	41,695,307,709
海上自衛隊	24	254	3,706,940,998
	25	23	7,936,971,718
海上自衛隊計		277	11,643,912,716
航空自衛隊	24	296	5,156,729,840
	25	76	8,768,874,536
航空自衛隊計		372	13,925,604,376
総計		4,175	67,264,824,801

(2) 復興物品報告書類の作成及び復興特会に係る物品報告書の記載の状況

貴省内部部局は、復興物品について、一般会計に係る物品報告書を作成する際と同様に、各幕僚長が補給統制本部等に作成させた基礎資料に基づき、復興物品の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額を、所管部局長である経理装備局会計課長(27年10月1日以降は大臣官房会計課長)に報告させるなどして復興物品報告書類を作成している。

復興物品報告書類は、物品報告書と同様に物品管理簿の記録の内容に基づいて作成する必要がある。しかし、補給統制本部等は、前記のとおり、物品管理簿の記録の内容に基づいて復興物品報告書類の基礎資料を作成することができない状況となっていたことから、報告対象期間に取得した重要物品に係る契約書を個別に確認して、報告対象となる重要物品を特定する作業を行った上で、重要物品の増減等を集計する方法により作成していた。補給統制本部等は、この重要物品を特定する作業を行った際に、報告対象である復興物品を見落としており、復興物品報告書類の基礎資料には、計上すべき一部の復興物品の増減が計上漏れとなっていた。

そして、各幕僚長は、上記の誤った基礎資料を基に、所管部局長である経理装備局会計課長に復興物品の増減等を報告しており、同課長はこの誤った報告に基づいて復興物品報告書類を作成して、総括部局長に送付していた。

この結果、24、25両年度の復興特会に係る物品報告書における貴省所管分の記載については、表2のとおり、各自衛隊が取得した復興物品計4,175個のうち、計2,437個(計168億2216万余円)の復興物品に係る増減が記載されていなかった。

表2 各自衛隊が取得した復興物品のうち復興特会に係る物品報告書に増減が記載されていない復興物品

平成24年度			
組織	品名	数量(個)	価格(円)
陸上自衛隊	演習場整備器材Ⅷ型(クラッシャ)	4	129,150,000
	広帯域多目的無線機(携帯用)	4	26,600,000
	広帯域多目的無線機(車両用)	819	5,153,250,000
	広帯域多目的無線機(機上用)	16	240,160,000
	LR-2用急患空輸用リフター	2	7,833,000
	陸上自衛隊 平成24年度計	845	5,556,993,000
海上自衛隊	NLRN-90 計器着陸装置	1	270,900,000
	ウォータージェット装置	1	112,455,000
	海上自衛隊 平成24年度計	2	383,355,000
航空自衛隊	ユーティリティ整備車	1	1,875,300
	ホイールクレーン	1	51,922,500
	航空自衛隊 平成24年度計	2	53,797,800
平成24年度総計		849	5,994,145,800
平成25年度			
組織	品名	数量(個)	価格(円)
陸上自衛隊	野外通信システム	1,515	9,343,780,000
	野外通信システム	72	1,080,720,000
	航空気象装置 JMMQ-M7	1	403,515,000
平成25年度総計		1,588	10,828,015,000

なお、上記に加えて、復興特会に係る物品報告書における貴省所管分の記載について、陸上自衛隊が24年度に一般会計予算により取得した重要物品計2個(計6510万円)の増減が誤って記載されており、また、技術研究本部が25年度に取得した復興物品1個(2億5200万円)の増減が記載されていないかった。

そして、これらの誤びゅうについては、貴省が総括部局長に送付した26年度の復興物品報告書類において調整され、これにより、総括部局長から財務大臣に送付された26年度の復興特会に係る物品報告書において調整されている。

(是正改善を必要とする事態)

各自衛隊において、物品管理簿に一般会計予算により取得した物品と復興特会予算により取得した物品を区別することなく記録していて、物品管理簿の記録のに基づいて復興物品報告書類の基礎資料を作成することができない状況となっている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 貴省内部部局において、復興特会予算により取得した物品の管理の事務は、取扱規則に定める物品管理官等に委任する事務の範囲に含まれることを明確にして、各自衛隊等の物

品管理官等に対して周知する必要性についての理解が十分でないこと

- イ 各自衛隊において、物品管理簿に一般会計予算により取得した物品と復興特会予算により取得した物品を区別して記録する必要性についての理解が十分でないこと。また、所管部局長への報告の基となる復興物品報告書類の基礎資料は、物品報告書と同様に物品管理簿の記録の内容に基づいて作成する必要があることについての認識が欠けていること

3 本院が求める是正改善の処置

物品管理簿は、国の物品を管理するための基本的な帳簿であり、物品報告書は、物品管理簿の記録の内容に基づいて作成するものとされている。そして、総計算書は物品報告書に基づき作成されており、総計算書に基づき毎会計年度間における重要物品の増減等を国会に報告することは、国民に対して重要物品の異動の状況等を明らかにするという性格を有するものとなっている。また、物品報告書等の計数に基づいて特別会計財務書類が作成されており、同書類は、内閣から国会に提出されるとともに、インターネット等の方法により国民に開示されている。このように、国の物品について、物品管理法等に基づき、適切に物品管理簿に記録するとともに、その記録の内容に基づいて正確な物品報告書を作成することは、極めて重要である。

については、貴省において、復興特会予算により取得する物品について、物品管理簿への記録を適切に行うとともに、復興物品報告書類の基礎資料の記載が重要物品の異動の状況等を正確に反映したものとなるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 貴省内部部局において、復興特会予算により取得した物品の管理に関する事務は、取扱規則に定める物品管理官等に委任する事務の範囲に含まれることを明確にして、各自衛隊等の物品管理官等に周知徹底すること
- イ 各自衛隊において、物品管理簿に一般会計予算により取得した物品と復興特会予算により取得した物品を区別して記録する仕組みを設けるよう指導するとともに、復興物品報告書類の基礎資料は物品管理簿の記録の内容に基づいて作成する必要があることについて、各自衛隊の物品管理官等に周知徹底すること

- (6) 防衛装備品のライフサイクルコスト管理の実施に当たって、費用対効果の判断を踏まえた意思決定をはじめ、ライフサイクルを通じた効果的かつ効率的な防衛装備品の取得に資するとともに、費用面に係る説明責任の強化を図るために、関係組織が密接に協力する態勢を整備して、ライフサイクルコストの算定及び検証を適切に行い、その結果を適切に活用することができる方策を講ずるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費 等 東日本大震災復興特別会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費 等
部 局 等	内部部局、装備施設本部、技術研究本部、陸上、海上、航空各幕僚監部等(平成27年10月1日以降は内部部局、防衛装備庁、陸上、海上、航空各幕僚監部等)
ライフサイクルコストの概要	製品、構造物等の構想から開発、取得、運用・維持を経て廃棄に至るまでの過程における費用の総額

ライフサイクルコストが適切に算定されていない防衛装備品	14 品目
上記に係るライフサイクルコスト	15 兆 8140 億円
上記のうち平成25年度までの実績値であるとして計上された契約金額等	5 兆 2013 億円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

防衛装備品のライフサイクルコスト管理の実施について

(平成 27 年 9 月 30 日付け 防衛大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) ライフサイクルコストの概要及び目的

ライフサイクルコスト(以下「LCC」という。)は、製品、構造物等の構想から開発、取得、運用・維持を経て廃棄に至るまでの過程(以下「ライフサイクル」という。)における費用の総額とされ、製品、構造物等の取得に必要な初期費用と運用・維持等に必要な運営費用により構成されている。

防衛装備品の LCC については、「平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成 16 年 12 月安全保障会議及び閣議決定)において、その抑制に向けた取組を推進することとされ、その後、「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成 25 年 12 月国家安全保障会議及び閣議決定)において、研究開発を含め、防衛装備品の効果的・効率的な取得を実現するため、プロジェクト・マネージャーの仕組みを制度化し、技術的視点も含め、防衛装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理を強化するとともに、更なる長期契約の導入の可否や企業の価格低減インセンティブを引き出すための契約制度の更なる整備を検討し、ライフサイクルを通じての費用対効果の向上を図ることとされた。

貴省は、防衛装備品の LCC の面からの管理(以下「LCC 管理」という。)の全省的な取組を推進するために、平成 20 年度から試行的に LCC 管理を行った。そして、開発や量産に着手するなどの各段階における費用対効果の判断を踏まえた意思決定をはじめ、ライフサイクルを通じた効果的かつ効率的な防衛装備品の取得に資するとともに、費用面に係る説明責任の強化を図るために、上記試行の成果を踏まえて、22 年 3 月に「ライフサイクルコスト管理実施要領」(平成 22 年防経装第 3918 号。以下「実施要領」という。)等を定めて、22 年度以降、本格的な LCC 管理を行っている。

貴省は、LCC の低減を図るためには、取得費用だけでなく、運用・維持等を行うために必要な運営費用を含めた総額を総合的に検討することが必要であるとしており、LCC 管理を実施して運用・維持段階におけるコスト低減のための施策の検討を踏まえた意思決

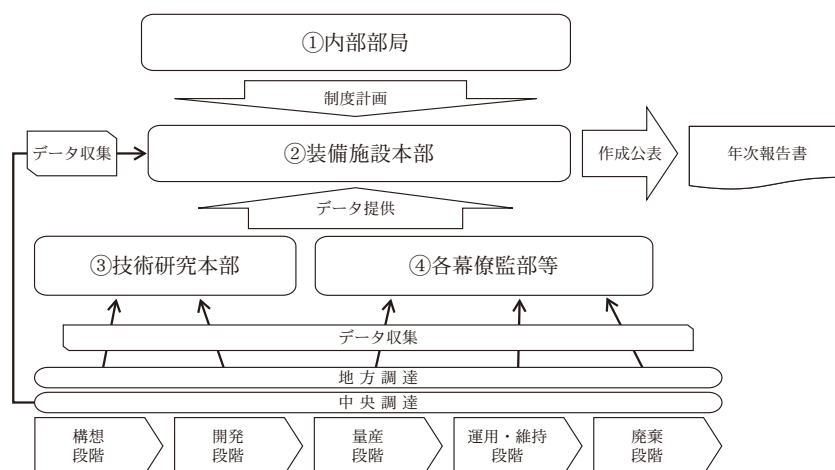
定を可能とすることなどにより、ライフサイクル全体に対する費用の面からの最適化を実現することになっている。

(2) LCC 管理の体制

防衛装備品のライフサイクルの各段階においては、貴省の内部部局(以下「内局」という。)、装備施設本部(以下「装本」という。)、技術研究本部(以下「技本」という。)、陸上、海上、航空各幕僚監部(以下「各幕」という。)等の複数の組織が関与しており、実施要領によれば、LCC 管理の実施に当たっては、各組織は相互に密接に協力するものとされている。そして、実施要領に基づき、装本が23年4月に定めた「ライフサイクルコストの算定要領」(平成23年装本原管第1579号。以下「算定要領」という。)によれば、LCC 管理の実施に当たっての各組織の役割は次のとおりとされている(図参照)。

- ① 内局は、制度計画における中心的な役割を担い、装本、技本、各幕等相互間の協力が円滑に行われるように連絡調整を実施する。
- ② 装本は、実務における中心的な役割を担い、技本、各幕等の協力の下で、装本が行う防衛装備品の調達(以下「中央調達」という。)及び中央調達以外の防衛装備品の調達(以下「地方調達」という。)に係る契約金額等のデータを収集するなどして、LCC の算定及び検証を実施し、その結果を年に一度、ライフサイクルコスト管理年次報告書(以下「年次報告書」という。)として作成し、公表するとともに、LCC の算定方法及び検証方法の見直しを行う。
- ③ 技本は、特に装本と協力して、構想、開発の両段階における見積量産単価の算定方法の確立を行うとともに、地方調達のうち技本が行う調達に係る契約金額等のデータを収集して装本に送付する。
- ④ 各幕等は、特に装本と協力して、防衛装備品の運用維持費の算定方法の確立を行うとともに、地方調達のうち各自衛隊が行う調達に係る契約金額等のデータを収集して装本に送付する。

図 各組織の役割の概念図



(3) LCC の算定方法

算定要領によれば、装本は、防衛装備品の機能及び性能が明らかになった時点で、技本と協力して量産に移行する段階の見積量産単価を算定するとともに、取得総額、運用維持費等を算出してLCCを算定することとされている。LCC算定に必要な契約金額等のデー

タについては、中央調達に係る分は装本が収集することとされており、契約1件ごとの金額が多額であり、1契約でもそのデータが収集されなかった場合はLCCの算定に大きな誤差が生じるため、収集漏れがないよう各幕等が作成する調達要求書に防衛装備品を特定するための機種名等のキーワードを記載することとされている。また、地方調達に係る分は技本、各幕等が収集することとされており、データの収集に当たっては、可能な限り1件ごとの契約金額を収集し、契約金額の収集が困難な場合は、予算金額等で代用することとされている。そして、予算金額等で代用する場合は、その算定根拠等を記録として残し、複数の組織において情報を共有することとされている。

また、装本は、LCCを算定する際には、上記の契約金額等のほか、防衛装備品の運用に当たって必要となる部隊整備等に係る人件費、燃料費、施設費、廃棄費等についても算定することとされている。このうち、人件費については、運用・維持段階におけるコストの重要な部分を占めるものであり、一般的に防衛装備品の機能を向上させることにより省力化が図られる場合が多いことから、防衛装備品の取得、改修、運用等に当たって、複数の候補の中から省力化等が図られた最適な候補を選定するための意思決定の指標として算定する必要があるとしている。

(4) LCCの検証方法

算定要領によれば、装本は、毎年度、LCCの見積値を実績値に更新して、両者のかい離度合いを測定し、大きなかい離が生じた場合は、その原因が単価や数量の変動によるものか、為替、物価等の外部要因によるものかなどを特定するための分析(以下「差異分析」という。)を行うこととされている。また、LCCの見積値と実績値がほぼ一致している場合であっても、見積量産単価と収集した契約金額等の実績に基づいて算定した量産単価(以下「実績量産単価」という。)に差異がある場合は、その原因を分析することとされている。このように、毎年度、費用面から防衛装備品の取得が計画どおりに進捗しているかを検証することによって、効果的かつ効率的な防衛装備品の取得に資するものとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

防衛装備品は、高性能化等に伴い高額化する傾向にあり、長期間にわたり運用されることから、LCC管理を適切に実施することにより、ライフサイクルを通じた効果的かつ効率的な防衛装備品の取得に資するとともに、費用面に係る説明責任の強化を図ることが重要である。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、装本におけるLCCの算定及び検証が技本、各幕等と協力して適切に行われているかなどに着眼して、26年度の年次報告書において25年度までの契約金額等の実績値が計上されている14品目(LCC計15兆8140億円、うち契約金額等計5兆2013億円(表1参照))を対象として、内局、装本、技本、各幕において、LCCの算定内容、契約金額等のデータの収集の状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

表1 平成26年度の年次報告書における25年度までの契約金額等の実績値が計上されている防衛装備品

番号	自衛隊別	対象の防衛装備品	算定期間	前提条件とする取得数量	LCC	左のうち平成25年度までの契約金額等の実績値
1	航空自衛隊	戦闘機(F-2)	昭和53年度～平成52年度	94機(注)	3兆4732億円	2兆3193億円
2	海上自衛隊	固定翼哨戒機(P-1)	4年度～64年度	約70機	3兆0853億円	6054億円
3	陸上自衛隊	10式戦車	8年度～81年度	約300両	7318億円	1553億円
4	航空自衛隊	輸送機(C-2)	5年度～68年度	約30機	1兆8831億円	3622億円
5	海上自衛隊	哨戒ヘリコプター(SH-60K)	4年度～54年度	約100機	1兆1232億円	4860億円
6	陸上自衛隊	03式中距離地对空誘導弾	昭和60年度～平成53年度	約20式	4836億円	3481億円
7	陸上自衛隊	11式短距離地对空誘導弾	17年度～83年度	約50式	2848億円	336億円
8	陸上自衛隊	12式地对艦誘導弾	9年度～60年度	約100式	2051億円	585億円
9	航空自衛隊	次期戦闘機(F-35A)	21年度～65年度	42機	2兆2216億円	1960億円
10	海上自衛隊	救難飛行艇(US-2)	5年度～45年度	約10機	2961億円	1885億円
11	陸上自衛隊	多用途ヘリコプター(UH-60JA)	7年度～72年度	約40機	3796億円	2220億円
12	陸上自衛隊	野外通信システム	16年度～49年度	約30式	3211億円	1518億円
13	海上自衛隊	回転翼哨戒機(能力向上型)	19年度～73年度	約90機	9835億円	63億円
14	海上自衛隊	25年度型護衛艦	22年度～71年度	2隻	3420億円	683億円
計					15兆8140億円	5兆2013億円

(注) 94機のほか、試作機として4機取得している。

(検査の結果)

検査したところ、LCCの算定及び検証は、次のような状況となっていた。

ア 装本は、前記のとおり、LCCの算定に当たっては、ライフサイクルの全ての段階において、技本、各幕等と協力して、可能な限り1件ごとの契約金額のデータを収集することとされている。

しかし、装本は、14品目全てについて、24年度までの中央調達及び地方調達の1件ごとの契約金額のデータを収集しておらず、また、25年度についても、14品目のうち4品目について、収集していなかった(表2参照)。そして、これら4品目のLCCの算定内容をみると、中央調達に係る契約については、契約金額ではなく予算金額等に基づき実績値を算定していたり、どのような根拠に基づき算定した金額であるのか確認できなかったりしており、地方調達に係る契約についても、予算金額等を用いたもの以外は、実績値の内容が記録として残されておらず、その算定根拠が確認できない状況となっていた。

なお、25年度における1件ごとの契約金額のデータを収集している10品目についても、調達要求書に防衛装備品を特定するための機種名等のキーワードを記載していないなどのため、データの収集漏れが発生しているおそれがある状況となっていた。

イ 装本は、前記のとおり、LCCを算定する際には、防衛装備品の運用に当たって必要となる部隊整備等に係る人件費についても算定することとされている。

しかし、装本は、防衛装備品の部隊運用を掌握する立場にないことから、部隊整備等に係る人件費を算定するためには、実際に運用する各幕等から防衛装備品ごとの配置人員等の情報を収集することが不可欠であるのに、算定要領において、防衛装備品ごとの部隊整備等に必要な人員数の算出方法を具体的に定めていなかった。そして、各幕等は予算上、部隊ごとの定員管理等は行っているものの、上記の人員数を算出する方法がないなどとし

て、部隊整備等に係る人員数等の情報を収集していなかったため、装本は14品目全てにおいて将来発生する人件費の見積値を算定していなかった。また、10品目については、運用・維持段階となっているのに、部隊整備等に要した人件費も算定していなかった(表2参照)。

ウ 装本は、前記のとおり、各幕等と協力して、LCCの見積値と実績値とのかい離度合いを測定し、大きなかい離が生じた場合は、差異分析を行うこととされている。

しかし、14品目のうち差異分析を行う必要のない8品目(26年度の年次報告書から算定対象となった2品目及び防衛計画の大綱等で取得数量等の前提条件に変更があったことに伴い取得総額等の見直しを行った6品目)を除く6品目について、LCCの見積値と実績値に大きなかい離が生じていると認められる費目が見受けられるなどしているのに、一部の費目について差異分析を行っていない(表2参照)。

エ 装本は、前記のとおり、量産に移行する段階の見積量産単価を算定し実績量産単価と差異が生じた場合は、その原因を分析することとされている。

しかし、ライセンス生産や輸入による取得で開発を伴わない3品目、開発段階を終了しておらず契約の実績値がない1品目及び運用・維持段階となっていて取得が終了している1品目の計5品目を除く9品目について、上記分析の前提となる見積量産単価を算定していなかった(表2参照)。

上記の各事態のうち、ア、イ及びウの事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

装本は、航空自衛隊において使用されているF-2戦闘機(以下「F-2」という。)について、平成12年度から23年度までに94機を調達し、1機当たり約30年運用・維持するとして、26年度の年次報告書におけるLCCを、94機に試作機の4機を加えた計98機で約3兆4732億円と算定している。そして、装本は、LCCの算定対象であるF-2の能力向上のための改修事業に係る25年度までの契約金額等の実績値を約470億円として計上している。

しかし、検査したところ、装本は、上記の事業以外に、別途、F-2に係る能力向上のための改修事業を実施していたのに、当該事業に係る25年度までの契約金額の実績値約160億円を計上しておらず、LCCの実績値が過小に計上されていた。また、その他の契約においても、1件ごとの契約金額のデータを収集しておらず、予算金額等に基づき実績値を算定するなどしていたり、運用・維持段階となっているのに、部隊整備等に要した人件費を算定していなかったりしていた。さらに、LCCの見積値と実績値に大きなかい離が生じていると認められる費目が見受けられるのに、一部の費目について差異分析を行っていない。

表2 防衛装備品別の事態区分

番号	事態の態様 対象の防衛装備品	ア		イ		ウ	エ
		平成24年度までの1件ごとの契約金額のデータを収集していないもの	25年度に1件ごとの契約金額のデータを収集していないもの	将来発生する人件費を見積もったもの	左のうち部隊整備等に要した人件費も算定していないもの	一部の費目について差異分析を行っていないもの	見積量産単価を算定していないもの
1	戦闘機(F-2)	○	○	○	○	○	—
2	固定翼哨戒機(P-1)	○		○	○	○	○
3	10式戦車	○		○	○	○	○
4	輸送機(C-2)	○	○	○	—	○	○
5	哨戒ヘリコプター(SH-60K)	○	○	○	○	—	○
6	03式中距離地对空誘導弾	○	○	○	○	○	○
7	11式短距離地对空誘導弾	○		○	○	—	○
8	12式地对艦誘導弾	○		○	○	—	○
9	次期戦闘機(F-35A)	○		○	—	—	—
10	救難飛行艇(US-2)	○		○	○	—	○
11	多用途ヘリコプター(UH-60JA)	○		○	○	—	—
12	野外通信システム	○		○	○	○	○
13	回転翼哨戒機(能力向上型)	○		○	—	—	—
14	25年度型護衛艦	○		○	—	—	—
	計	14品目	4品目	14品目	10品目	6品目	9品目

(注) 事態の態様に該当するものを「○」、該当しないものを「空欄」、算定又は差異分析の必要のないものを「—」としている。

(改善を必要とする事態)

LCCの算定に当たり、契約金額等のデータの収集等が適切でなかったり、部隊整備等に係る人件費を算定していなかったりしている事態及びLCCの検証に当たり、一部の費目について差異分析を行っていないかったり、見積量産単価を算定していなかったりしている事態は、LCC管理の実施により効果的かつ効率的な防衛装備品の取得を行うことができなくなるおそれがあるだけでなく、費用面に係る説明責任の強化が図られていないことなどから適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省においてLCC管理の実施に当たり、各組織がそれぞれの役割を認識して相互に密接に協力する態勢が整っていないこと、装本、技本、各幕等において契約金額、人件費等のデータの収集等を適切に行ってLCCを算定したり、差異分析等によりLCCの検証を適切に行ったりすることの必要性についての理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省は、LCC管理の目的を、防衛装備品のライフサイクルの各段階において、効果的かつ効率的な防衛装備品の取得に資するとともに、費用面に係る説明責任の強化を図ることにあるとしている。そして、貴省は、防衛装備品の研究開発、調達等に係る取得関連部門(内局の一部、装本の一部、技本、各幕の一部)を集約、統合した外局として、27年10月に防衛装備庁を新設し、防衛装備品のライフサイクルを通じた一貫した管理を一層強化する体制を構築するとしている。しかし、LCCの算定及び検証が前記のような状況のまま推移すると、LCC管理の目的を達成できなくなるおそれがある。

については、貴省において、LCC管理の目的の達成を図るために、新設される防衛装備庁と各幕等が、それぞれのLCC管理上の役割を適切に認識し、相互に密接に協力する態勢を整備して、今後のLCCの見積値の算定や見積値の実績値への更新を適切に行うとともに、これに基づく差異分析等の検証を適切に行い、その結果を防衛装備品の取得の意思決定等に適切に活用することができる方策を講ずるよう意見を表示する。

- (7) 駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権について、地方防衛局等と独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の支部との間で適宜情報を共有するなどの連携を図る体制や円滑に回収するための制度等を整備することにより、返納金債権の発生を抑止及び円滑な回収が図られるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計	(部)雑収入	(款)諸収入
		(部)歳入外債権	(款)前渡資金返納金債権
	特別調達資金	(部)特別調達資金債権	(款)諸収入債権
部局等	内部部局、4防衛局		
債権の概要	駐留軍等労働者に対する給与の過払いにより発生する返納金債権		
平成25年度末現在の地方防衛局における駐留軍等労働者に対する前渡資金に係る返納金債権の件数及び金額(1)	207件	1800万円	
平成25年度末現在の地方防衛局における駐留軍等労働者に対する特別調達資金に係る返納金債権の件数及び金額(2)	116件	188万円	
(1)及び(2)の計	323件	1989万円	

【改善の処置を要求したものの全文】

駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権の発生を抑止と円滑な回収について

(平成27年10月29日付け 防衛大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権の概要

(1) 駐留軍等労働者の概要

貴省は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(昭和35年条約第7号)に基づき、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等(以下「駐留軍等」という。)に必要な労働力を提供するために、駐留軍等のために労務に服する者(以下「駐留軍等労働者」という。)を雇用している。

そして、駐留軍等労働者の給与については、基本給、時間外勤務給、扶養手当、通勤手当、住居手当、退職手当等の給与の支払に要する経費の全部又は一部を我が国が国費で負担することとなっており、当該会計年度の前々年度以前3会計年度の年平均駐留軍等労働者数の平均を限度として算定した労働者数分を、我が国が負担する分として前渡資金から駐留軍等労働者に対して支払っている。

また、上記の労働者数を上回って雇用された駐留軍等労働者の給与については駐留軍等が負担することとなるが、貴省は、特別調達資金設置令(昭和26年政令第205号)等に基づき特別調達資金を設置して、駐留軍等から代価の支払を受けるまでの間、一時的に駐留軍等に代わって特別調達資金から駐留軍等労働者に対してこれを支払っている。

これらの前渡資金及び特別調達資金からの給与の支払については、それぞれ地方防衛局等に設置された資金前渡官吏及び資金出納官吏が行っている。

(2) 駐留軍等労働者の給与に関する業務の概要

駐留軍等労働者の給与に関する業務については、貴省が行うこととなっている給与の額の決定及びその支払を除き、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(以下「機構」という。)が独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構業務方法書(平成14年内閣総理大臣認可)に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当等(以下、これらを合わせて「扶養手当等」という。)に係る届出の受理及び給与の計算を行うこととなっている。そして、機構の各支部においては、給与に関する業務として、上記のほか駐留軍等労働者の給与の支払手続の周知等の業務も行っている。

機構は、これらの業務を含む業務方法書で定められた業務全般について、貴省等の関係機関と緊密な連携を保ち、適正かつ効率的に運営することとなっている。

(3) 駐留軍等労働者に対する給与の支払手続等の概要

貴省及び機構が行う駐留軍等労働者に対する給与の支払手続については、①支払の基礎となる駐留軍等労働者の勤怠情報を駐留軍等が管理していることから、駐留軍等が、駐留軍等労働者の個人別の支給職種、対象号俸、超過勤務時間、休暇等を記録した稼働記録を作成し、②機構の支部が、稼働記録に基づき駐留軍等労働者の個人別の給与計算を行い、給与支払表等を作成し、③地方防衛局等が、稼働記録と給与支払表に基づき支払決議の手続を行い、駐留軍等労働者に給与を支払うこととなっている。

また、駐留軍等労働者に対する扶養手当等の認定等については、機構の支部が駐留軍等労働者から扶養親族届、通勤届、住居届等の書類の提出を受けて、申請された内容と添付書類の内容を確認し、地方防衛局等が認定に関する決裁手続を行うことになっている。なお、機構の支部は、駐留軍等労働者に対する扶養手当等について、年に1回申請内容についての確認を行っているが、変更事由が発生した場合は、適時に駐留軍等労働者本人が機構の支部に変更申請を行うように駐留軍等労働者に対して周知を行っている。

(4) 給与の過払い及び返納金債権の概要

駐留軍等が、駐留軍等労働者から誤った内容の申告を受けるなどして稼働記録を作成した場合には、機構の支部における基本給等の計算や、地方防衛局等における駐留軍等労働者に対する給与の支払も誤った内容により行われることになる。そして、駐留軍等が給与の支払後に稼働記録の誤りを発見して稼働記録の訂正を行った場合、これを受けて機構の支部は駐留軍等労働者に対する給与の過払いなどを把握することになる。

また、駐留軍等労働者において、扶養手当等の変更事由が発生した際に、これらの手続を行う必要があることを失念していたり、必要となる書類を添付していなかったりなどで、扶養手当等の変更に伴う申請が遅延したなどの場合、扶養手当等の過払いなどが生ずることになる。そして、機構の支部は年1回の確認等に伴い、扶養手当等の変更に伴う申請が行われた際に駐留軍等労働者に対する給与の過払いなどを把握することになる。

そして、機構の支部は、駐留軍等労働者に対する給与の過払いを把握した際には、当該駐留軍等労働者に対して過払いが発生した旨の連絡を行い、翌月の給与において調整すること(以下「翌月調整」という。)の合意を得て調整することにしており、翌月調整ができなかった場合には、過払額を計算した結果を作成して、地方防衛局等に対して、給与の過払いによる返納金に係る債権(以下「返納金債権」という。)が発生した旨の通知を行うことになっている。

(5) 債権管理の概要

貴省は、国の債権の管理に関する法律(昭和31年法律第114号。以下「債権管理法」という。)等に基づき債権の管理に関する事務を行っている。地方防衛局等において、前渡資金から支払った給与に係る返納金債権で、給与支給日の属する年度に発生したものについては地方防衛局等に設置された資金前渡官吏が管理に関する事務を行っており、当該年度に収納できなかったものについては地方防衛局に設置された歳入徴収官が資金前渡官吏から当該返納金債権を引き継ぐなどしてその管理に関する事務を行っている。

また、特別調達資金から支払った給与に係る返納金債権の管理に関する事務については、特別調達資金債権管理事務取扱規則(昭和33年大蔵省令第45号)等に基づき、地方防衛局に設置された特別調達資金債権管理職員が行っている。

そして、地方防衛局等は、前渡資金及び特別調達資金から駐留軍等労働者に支払った給与の過払額を返納金債権として管理することとなった場合、債権発生通知書、債権管理簿及び納付書を作成することとなっている。これらのうち納付書は、当該駐留軍等労働者に送付されるもので、納付書を受領した当該駐留軍等労働者は債務者として告知を受けた金額を納付しなければならないこととなっている。

なお、貴省は、貴省の職員に対して支払った給与に係る返納金債権については、債権管理法等に基づき、資金前渡官吏が、その支払った日の属する年度内において、一括又は複数月にわたって当該職員に対して支払うべき給与から控除して徴するなどして回収を行っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権の発生^(注1)の抑止や円滑な回収が図られているかなどに着眼して、内部部局、4防衛局及び機構において会計実地検査を行った。

(注1) 4防衛局 北関東、南関東、九州、沖縄各防衛局

検査に当たっては、個別の債権の発生状況や回収状況を検査することから、内部部局及び4防衛局において、25年度末までに発生した駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権で歳入徴収官等が資金前渡官吏から引き継ぐなどして26年度に管理している返納金債権(323件、平成25年度末の現在額計1989万余円。このうち前渡資金に係る返納金債権

は207件、計1800万余円、特別調達資金に係る返納金債権は116件、計188万余円。表参照)を対象として、これらに係る債権管理計算書及び債権管理簿を確認したり、債権の内容について説明を聴取したりするなどの方法により検査した。

表 平成25年度末現在における防衛局ごとの駐留軍等労働者の返納金債権の状況

区 分	防衛局名	件 数	平成25年度末現在額
前渡資金	北関東防衛局	27件	2,176千円
	南関東防衛局	49件	4,644千円
	九州防衛局	4件	1,730千円
	沖縄防衛局	127件	9,456千円
	小 計	207件	18,007千円
特別調達資金	北関東防衛局	2件	64千円
	南関東防衛局	33件	663千円
	九州防衛局	1件	62千円
	沖縄防衛局	80件	1,096千円
	小 計	116件	1,887千円
計		323件	19,894千円

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

25年度末現在の駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権323件、計1989万余円のうち、過年度に発生した返納金債権で25年度末までに回収されなかった返納金債権が288件、計1836万余円、25年度に発生した返納金債権で当該年度中に回収されなかった返納金債権が35件、計153万余円となっていた。

そして、返納金債権の発生事由については、駐留軍等において駐留軍等労働者からの誤った内容の申告に基づくなどして稼働記録が作成されたことにより発生した過払いについて、翌月調整ができなかったことによるもの(25年度末現在で42件、計210万余円)や、扶養手当等の変更事由が発生した際の当該駐留軍等労働者からの変更申請の遅延等により発生した過払いについて、翌月調整ができなかったことによるもの(同264件、計1752万余円)などとなっていた。

地方防衛局等は、駐留軍等労働者に対する給与の過払額のうち翌月調整ができなかったものについて機構の支部から通知を受けた時点で、返納金債権の発生を認識することになるが、機構の支部から駐留軍等労働者に対して過払いが発生した旨の連絡が行われてから、翌月調整ができずに返納金債権が発生するに至るまでの地方防衛局等における対応をみたところ、次のとおりとなっていた。

2防衛局の3防衛事務所^(注2)の資金前渡官吏等においては、給与の過払いが発生した際に、機構の支部と連携して、機構の支部が当該駐留軍等労働者に対して、過払いの発生事由や、翌月調整を行うこと、翌月調整ができなかった場合に地方防衛局等から今後の手続に関する通知が届くことなどについて十分な説明を行うことなどにより、返納金債権の発生を抑止し、返納金債権が発生した場合でも円滑な回収を行っている例が見受けられた。

(注2) 3 防衛事務所 南関東防衛局座間、富士両防衛事務所、九州防衛局佐世保防衛事務所
 一方、3 防衛局の3 防衛事務所等の資金前渡官吏等においては、機構の支部が、返納金債権の発生の抑止のために、給与の過払いが発生した際に当該駐留軍等労働者に対して過払いの発生事由、返納の手続等について十分な説明を行っているかなどを把握していなかった。

(注3) 3 防衛事務所等 沖縄防衛局、北関東防衛局横田防衛事務所、南関東防衛局横須賀防衛事務所

また、駐留軍等労働者が返納に応じない理由として、一括による返納が困難であるとしてあるにもかかわらず、地方防衛局等において、貴省職員の給与に係る返納金債権の取扱いを参考にするなどして、資金前渡官吏等が複数月にわたって当該駐留軍等労働者に対して支払う給与から控除して徴収するなどの返納金債権をより円滑に回収するための制度等を整備することについて十分に検討していなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

南関東防衛局における返納金債権の平成25年度末現在額は、82件、計530万余円となっており、このうち横須賀防衛事務所において発生した返納金債権は、81件、計528万余円(うち前渡資金に係る返納金債権49件、計464万余円、特別調達資金に係る返納金債権32件、計63万余円)となっていた。

このことについて、南関東防衛局は、駐留軍等労働者に対する給与の過払いが発生した際に、機構の横須賀支部が駐留軍等労働者に対して、過払いの発生事由、返納の手続等について十分な説明を行っておらず、翌月調整できずに債権が発生し、横須賀防衛事務所が当該駐留軍等労働者に納付書を送付したものの、これを受け取った当該駐留軍等労働者は、債権の発生事由や返納の手続きが分からないなどとして返納に応じていないことよるとしている。

しかし、南関東防衛局は、座間防衛事務所では、給与の過払いが発生した際に、機構の座間支部が当該駐留軍等労働者に対して十分な説明を行うことにより、債権の発生の抑止と円滑な回収を図っていることを把握していたが、横須賀防衛事務所への周知が十分でなく、また、横須賀防衛事務所は、機構の横須賀支部との間で、当該駐留軍等労働者に対する過払いの発生に伴う説明状況等に関して情報の共有を十分に行っていなかった。

(改善を必要とする事態)

貴省において、給与の過払いが発生した際に機構の支部が駐留軍等労働者に対して過払いの発生事由、返納の手続等について十分な説明を行っているかなどを把握していなかったり、返納金債権をより円滑に回収するための制度等を整備することについて十分に検討していなかったりして、給与の過払額が当該駐留軍等労働者から返納されずに返納金債権として管理されている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 地方防衛局等において、機構の支部との間で、駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権の発生の抑止のために適宜情報を共有するなどの連携の体制が十分に整備されていないこと

イ 貴省において、貴省職員の給与に係る返納金債権の取扱いを参考にするなどして、駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権を円滑に回収するための制度等を整備することの必要

性に対する認識が欠けていること

3 本院が要求する改善の処置

貴省においては、今後も駐留軍等労働者に対する給与の支払に当たって、駐留軍等や駐留軍等労働者における手続の遅延等に伴い、給与の過払いが生ずることが見込まれ、返納金債権が発生した場合には、当該債権の管理を行うことになる。

ついては、貴省において、駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権の発生の抑止と円滑な回収に資するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権の発生の抑止のために、機構の支部が当該駐留軍等労働者に対して国の返納金債権について十分な説明を行っているかなどについて、地方防衛局等と機構の支部との間で、適宜情報を共有するなどの連携を図る体制を整備すること

イ 駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権について、当該駐留軍等労働者から同意を得て、資金前渡官吏等が給与の支払った日の属する年度内に複数月にわたって当該駐留軍等労働者に支払う給与から控除して徴収するなどの返納金債権を円滑に回収するための制度等を整備すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 非常用電源施設の整備をより効率的に実施するために、既存自衛隊施設の耐震安全性に関する施設分類等の情報を電力供給対象施設の選定等に活用するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)東日本大震災復旧・復興施設整備費 東日本大震災復興特別会計 (組織)防衛本省 (項)施設整備費
部 局 等	内部部局(自衛隊施設の取得等に関する制度及び基本計画の承認に関する事務の所掌部局)、装備施設本部(平成27年10月1日以降は内部部局)(建設工事の実施に関する事務の所掌部局)、8防衛局等(契約及び支払部局)
災害対処に係る非常用電源施設の整備の概要	駐屯地や基地等の災害への対応能力の強化に資することなどを目的として、非常用発電機等の非常用電源施設を整備するもの
非常用電源施設の整備を含む整備工事の契約件数及び契約金額	30件 126億4024万余円(平成23年度～26年度)
上記のうち既存自衛隊施設の施設分類等の情報を十分に把握しないまま実施された非常用発電機の整備を含む工事の契約件数及び契約金額相当額	30件 102億5687万円(背景金額)

1 災害対処に係る非常用電源施設の整備等の概要

(1) 平成23年度第3次補正予算による非常用電源施設の整備の概要

防衛省は、東日本大震災への対応に当たり、同大震災発生時に一時的に停電となり駐屯地や基地等の機能が低下したことなどを踏まえて、今後の震災等の災害への対応能力の強化に資することなどを目的として、平成23年度第3次補正予算(以下「震災補正予算」という。)により、陸上自衛隊の71駐屯地(分屯地を含む。以下同じ。)に非常用発電機室を新設するなどして、非常用電源施設を整備している。

防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令(平成19年防衛省訓令第66号。以下「取得訓令」という。)等によれば、工事により施設を取得する場合、整備要求元は、建設工事の実施に関する事務を所掌する装備施設本部(平成27年10月1日以降は内部部局。以下同じ。)と協議した上で、基本計画書を作成し、基本計画の承認に関する事務を所掌する内部部局の審査を受けるなどして防衛大臣の承認を受けることとされている。

前記非常用電源施設の整備に当たっては、整備要求元の陸上自衛隊が、23年11月に当該整備に係る基本計画書について防衛大臣の承認を受けている。

そして、この承認を受けて、整備工事を担当する8防衛局等^(注)は、取得訓令に基づき陸上自衛隊と連絡調整を行うなどして、工事の実施に必要な実施計画書を作成するとともに、陸上自衛隊から示された各駐屯地における非常用発電機の電力供給の対象とする施設(以下「電力供給対象施設」という。)の選定結果等を踏まえて、国庫債務負担行為等により23年度から26年度までの間に契約件数30件、契約金額計126億4024万余円(うち非常用電源施設に係る契約金額相当額102億5687万余円)で各駐屯地に非常用発電機の設置等を行う工事を実施している。

(注) 8防衛局等 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州各防衛局、東海防衛支局

(2) 自衛隊施設の整備に関する基準の概要

防衛省は、防衛施設として必要な性能の確保を図ることを目的として、自衛隊施設の性能に関する基本的事項を定めた「自衛隊施設の基本的性能基準について」(平成15年防官施第1959号。以下「基本的性能基準」という。)に基づき、施設の重要度等を勘案して自衛隊施設を分類して、この分類(以下「施設分類」という。)に応じた整備水準で工事を実施している。

また、自衛隊施設の耐震安全性に関する施設分類は、「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成8年建設省計発第100号建設事務次官決定)に定められた耐震安全性の分類と同様に、機能確保の程度に応じて、構造体(壁、柱等)をⅠ類、Ⅱ類又はⅢ類、建築非構造部材(天井材、外壁、建具等)をA類又はB類、建築設備(電力供給設備、空気調和設備等)を甲類又は乙類に分類した上で、これらの分類を組み合わせ、大地震動後に求められる自衛隊施設としての機能確保の程度が高い施設から順に、①ⅠA甲施設、②ⅡA甲施設、③ⅡA乙施設、④ⅡB乙施設及び⑤ⅢB乙施設の5種類となっている。

そして、上記施設分類のうち、ⅠA甲施設及びⅡA甲施設の中には司令部庁舎等が、また、ⅡB乙施設及びⅢB乙施設の中には浴場、厚生施設等がそれぞれ含まれている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性等の観点から、震災補正予算により整備された非常用電源施設について、既存自衛隊施設の重要度等を考慮して電力供給対象施設が選定されているかなどに着眼して、前記の8防衛局等が71駐屯地で実施した非常用発電機の設置等を行う工事を対象として検査した。検査に当たっては、内部部局、装備施設本部、陸上幕僚監部、8防衛局等において、基本計画書、契約関係書類、設計図書等を確認したり、部隊要望資料、既存自衛隊施設の耐震安全性に関する施設分類等に係る調書を徴取したりするとともに、40駐屯地において、現地の状況等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記のとおり、耐震安全性に関する施設分類は、大地震動後に求められる自衛隊施設としての機能確保の程度に応じて分類されている。

しかし、自衛隊施設の整備を担当する装備施設本部及び内部部局は、本件非常用電源施設の整備に係る基本計画書について、陸上自衛隊と協議する際や審査を行う際に、電力供給対象施設に選定された既存自衛隊施設の耐震安全性に関する施設分類等を確認していなかった。また、整備工事を担当する8防衛局等も、実施計画書の作成等の過程において、陸上自衛隊から示された電力供給対象施設の耐震安全性に関する施設分類等を十分に把握していなかった。

これらのことから、71駐屯地に27年1月1日時点で存在する自衛隊施設(延床面積200㎡以上(木造は同500㎡以上))1,905棟について、耐震安全性に関する施設分類別に非常用電源への対応状況をみると、表のとおり、本件整備工事で電力供給対象施設に選定されたのは466棟(全体に占める割合24.5%)となっていた。このうち、司令部庁舎等の大地震動後に求められる自衛隊施設としての機能確保の程度が高いⅠA甲施設及びⅡA甲施設は205棟(同10.8%)となっており、浴場、厚生施設等のⅡB乙施設及びⅢB乙施設は195棟(同10.2%)となっていた。一方、本件整備工事後も非常用電源に対応していない施設は1,371棟(同72.0%)となっており、このうち航空機の格納庫等のⅠA甲施設は342棟(同18.0%)となっていた。

表 耐震安全性に関する施設分類別の非常用電源への対応状況

耐震安全性に関する施設分類	非常用電源に対応している施設		非常用電源に対応していない施設 (C)	計 (D) = (A) + (C)
	(A)	うち、本件整備工 事の電力供給対象施設 (B)		
I A 甲施設及びII A 甲施設	棟 256	棟 205	棟 410	棟 666
I A 甲施設	189	140	342	531
II A 甲施設	67	65	68	135
II A 乙施設	72	66	149	221
II B 乙施設及びIII B 乙施設	206	195	812	1,018
II B 乙施設	150	140	694	844
III B 乙施設	56	55	118	174
計	534	466	1,371	1,905

(注) 非常用電源に対応していない施設 1,371 棟のうち、I A 甲施設 2 棟及びII B 乙施設 1 棟は、本件整備以降に実施された整備により非常用電源に対応している。

また、駐屯地ごとにみると、一部の駐屯地においては、I A 甲施設及びII A 甲施設を電力供給対象施設として選定していない一方で、II B 乙施設及びIII B 乙施設を選定している状況となっていた。

このように、災害時における駐屯地等の機能強化を図るための非常用電源施設の整備及び電力供給対象施設の選定に当たり、既存自衛隊施設の耐震安全性に関する施設分類等の情報を十分に把握していなかった事態は、限られた予算でより効率的な施設整備を実施する必要があることなどを踏まえると適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、防衛省において、部隊運用を担う整備要求元の陸上自衛隊と自衛隊施設の整備を担当する内部部局等との間で行われる非常用電源施設の整備に係る協議等の際に、基本的性能基準に基づく既存自衛隊施設ごとの耐震安全性に関する施設分類等の情報を確実に把握するなどして電力供給対象施設を選定することの重要性に対する理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛省は、災害対処に係る非常用電源施設の整備をより効率的に実施するために、27年10月に基本的性能基準等を改正して、既存自衛隊施設の耐震安全性に関する施設分類等に関する情報を記載する様式を定めるとともに、これを基本計画の承認を受ける際に添付させることとして、既存自衛隊施設ごとの基本的性能基準に基づく重要度等を把握して、電力供給対象施設の選定に活用する処置を講じた。

(2) 海上自衛隊が保有している緊急脱出用呼吸装置について、航空基地において定期整備が適切に実施されるよう改善させたもの

会 計 名	一般会計
部 局 等	海上自衛隊補給本部、5 航空基地

物品の分類	(分類)防衛本省 (区分)非消耗品	
物品の概要	海上自衛隊の回転翼機及び救難飛行艇が不時着水して機体が水没した場合に、搭乗員が機体から脱出して海面上に浮上するまでの間、空気を供給して搭乗員の生命を守るための救命器材	
検査の対象とした緊急脱出用呼吸装置の数量及び物品管理簿価格	1,875本	2億0688万余円(平成27年3月末現在)
上記のうち定期整備が適切に実施されていなかった数量及び物品管理簿価格	606本	6335万円

1 緊急脱出用呼吸装置の整備等の概要

(1) 緊急脱出用呼吸装置の概要

海上自衛隊は、回転翼機及び救難飛行艇が不時着水して機体が水没した場合に、搭乗員が機体から脱出して海面上に浮上するまでの2分から6分程度の間、空気を供給して搭乗員の生命を守るための救命器材である緊急脱出用呼吸装置(以下「呼吸装置」という。)を9航空基地^(注1)において多数保有している。

(注1) 9航空基地 鹿屋、厚木、館山、大村、岩国、徳島、舞鶴、小松島、大湊各航空基地

呼吸装置は、タンク、バルブ、減圧器、ホース、マウスピース等の部品から構成されており、タンクに高圧で充填されている空気をバルブを開いて解放して、減圧器により減圧した後、ホースとマウスピースを通じて搭乗員に供給する仕組みとなっている。また、これらの部品の接続部等には、呼吸装置への水等の流入を防止したり、呼吸装置から空気が漏れないよう密封したりするために、ゴム製の円形リング(以下「Oリング」という。)が取り付けられている。

呼吸装置は、海上自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)が装備施設本部(平成27年10月1日以降は防衛装備庁)に対して調達要求を行い、装備施設本部が購入契約を締結することにより調達されており、これまでは、双信商事株式会社製又はイオンインターナショナル株式会社製の呼吸装置(以下、双信商事株式会社製の呼吸装置を「A型呼吸装置」、イオンインターナショナル株式会社製の呼吸装置を「B型呼吸装置」という。)のいずれかが調達されている。

(2) 呼吸装置の整備の概要

補給本部は、A型呼吸装置及びB型呼吸装置のそれぞれについて、製造会社の技術的知見や、タンクの取扱いなどに関する高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)等の規定を踏まえるなどして技術刊行物^(注2)を制定しており、その中で、呼吸装置が所定の機能を発揮する上で必要とされる整備に関する事項を定めている。

(注2) 技術刊行物 海上自衛隊の使用する装備品等の構造、取扱い及び整備に関して制定された取扱説明書等の刊行物で、制定したときから海上自衛隊において効力を生ずるものとされているもの

そして、技術刊行物によれば、次のような整備を所定の周期ごとに実施することとされており(以下、これらの整備を「定期整備」という。)、呼吸装置を保有する9航空基地においては、定期整備をいずれも外注により実施している。

- ① A型呼吸装置については、タンクについて、所定の箇所の有害な傷又は異常の有無の確認等を行う外観検査を1年ごとに、所定の圧力を加えて漏れ又は異常膨張の有無の確認等を行う耐圧試験を5年ごとにそれぞれ実施すること、また、タンク及び減圧器についてOリングの交換を1年ごとに実施すること
- ② B型呼吸装置については、2年に1回以上の頻度で、タンクの目視検査や、減圧器の完全なオーバーホール等の整備を実施すること

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

海上自衛隊は、呼吸装置を今後も継続的に使用することとしており、その所定の機能を発揮できるよう、定期整備を適切に実施する必要がある。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、呼吸装置が国の物品として所定の機能を発揮できるよう、定期整備を適切に実施しているかなどに着眼して、海上幕僚監部、補給本部及び9航空基地において、9航空基地が27年3月31日現在で保有する呼吸装置計2,727本のうち、近年調達されたものであって初回の定期整備の実施時期が到来していない852本を除く1,875本(物品管理簿価格計2億0688万余円)を対象として、定期整備に係る契約関係書類、検査成績書等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、27年3月31日現在において、所定の周期を経過しているにもかかわらず定期整備を実施していなかったものが見受けられ、このうち、外注に係る契約の準備期間等を考慮してもなお適切とは認められない、所定の周期を3か月以上経過しているものが、次のア及びイのとおり、5航空基地^(注3)が保有する呼吸装置計606本(物品管理簿価格計6335万余円)について見受けられた。

ア A型呼吸装置について、1年ごとの外観検査及びOリングの交換を実施していなかったもの^(注4) 3航空基地が保有する呼吸装置計345本(物品管理簿価格計4633万余円)

イ B型呼吸装置について、2年に1回以上の頻度のタンクの目視検査、減圧器の完全なオーバーホール等の整備を実施していなかったもの^(注5)

4航空基地が保有する呼吸装置計261本(物品管理簿価格計1702万余円)

(注3) 5航空基地 館山、大村、舞鶴、小松島、大湊各航空基地

(注4) 3航空基地 館山、大村、舞鶴各航空基地

(注5) 4航空基地 大村、舞鶴、小松島、大湊各航空基地

補給本部は、上記606本の呼吸装置について、不測の事態等に備えるための保管用として通常時に使用することのないよう明確に区分して管理していたのであれば、必ずしも定期整備を実施していなくても支障はないとしていた。しかし、上記606本の使用状況についてみると、所定の周期を経過してからも使用を継続していたことが推定されるものが混在していて、明確な区分がなされていたとは認められない状況となっていた。

このように、呼吸装置について、定期整備を適切に実施しておらず、所定の機能を発揮できないおそれがあった事態は、国の物品を良好な状態で管理する上で、ひいては隊員の生命

を守る上で適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

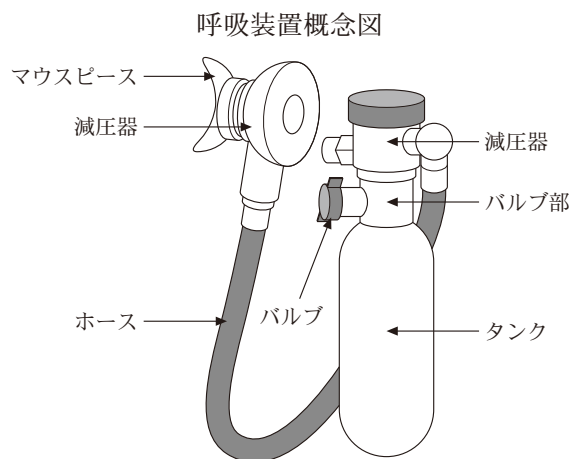
このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 航空基地において、定期整備を適切に実施することの重要性についての理解が十分でなかったこと
- イ 補給本部において、定期整備を適切に実施することの重要性について航空基地に対する指導が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、補給本部は、通常時に使用する呼吸装置と不測の事態等に備えるための保管用の呼吸装置とを明確に区分して管理するための方針を定めた上で、27年8月に航空基地に対して通知を発して、保有する呼吸装置を当該方針に基づき区分した上で、定期整備を適切に実施していなかった呼吸装置のうち通常時に使用するものについては速やかに整備を実施するよう指導するとともに、定期整備を適切に実施することの重要性について改めて周知して、以降も確実に実施するよう指導する処置を講じた。

(参 考 図)



平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について

平成 23 年度決算検査報告 693 ページ参照
 平成 24 年度決算検査報告 633 ページ参照
 平成 25 年度決算検査報告 722 ページ参照

1 本院が表示した意見

防衛省は、自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち指定する区域(以下「補助対象区域」という。)内において、日本放送協会と放送の受信についての契約を締結した者に対して、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(以下「テレビ聴取障害」という。)の対策として、放送受信料のうち地上系放送分の半額相当額を補助している。しかし、補助対象区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(以下「指定基準」という。)を定めた際の根拠資料が残されておらず、指定基準がテレビ放送の聴取

における航空機騒音の実態を適切に反映したものとなっているか不明となっている事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を反映させたものとなっているかを検証し、指定基準を見直すなどして、防衛施設周辺放送受信事業により補助金を交付する根拠について透明性を十分に確保するよう、防衛大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、防衛省内部部局、各地方防衛局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年度には指定基準の見直しなどに係る検討のための基礎的な資料を収集し整理するために文献調査等を実施し、25年度にはテレビ聴取障害の定義付けや指定基準の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、26年度には25年度の検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査を実施して、その結果について検討委員会において検証を行った。そして、27年度は検討委員会において26年度までの調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行っており、今後も引き続き検討を行い、指定基準の見直しなどの所要の処置を講ずることとしている。

平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

米国に派遣された防衛省職員が行う前渡資金に係る会計事務等について

〔平成24年度決算検査報告597ページ参照〕
〔平成25年度決算検査報告726ページ参照〕

1 本院が求めた是正改善の処置及び要求した改善の処置

防衛省は、米国に派遣した職員(以下「派遣職員」という。)を資金前渡官吏として任命し、前渡資金を交付して、公務に要する経費の支払を行わせている。また、派遣職員には、渡航費及び滞在費として、旅費が支給されるなどしている。しかし、資金前渡官吏が前渡資金に係る会計事務を適正に行っていないか、派遣職員が国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に基づく旅行命令の変更の申請を行っていないか、これらに関する会計監査が十分機能していないか、公務を行うための現地事務所(以下「事務所」という。)の借上費用の低減等を図るための検討が行われていない事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、資金前渡官吏の会計事務及び派遣職員の旅行について十分にその実態を把握したり、内部監査の強化等の方策を策定し実施することとするなどして体制の整備を図ったり、指導等を十分に行うなどして会計事務職員としての資質を十分に確保したりするとともに、事務所の借上げの実態等に係る情報を一括して管理したり、事務所の集約化、統合化、借上費用の低減等を図るための検討を行い必要な見直しを行ったりするよう、防衛大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 各派遣機関から任命された資金前渡官吏の会計事務及び派遣職員の旅行について調査を行い実態を把握するとともに、26年4月に通達を発して内部監査の強化を図ったり、指導用のマニュアルを策定したりするなどした。

また、同年5月に通知を発して、資金前渡官吏等に対して上記のマニュアルにより指導等を行うなどした。

イ 事務所の借り上げの実態や派遣職員の派遣先における公務の遂行等に係る情報を一括して管理することとした。

そして、内部部局及び装備施設本部は、バージニア州アーリントンの同一の建物内にそれぞれ借り上げていた2事務所を集約することとして、借上費用の低減を図っていた。

また、27年6月に事務連絡を発して、各派遣機関等において、事務所の契約更新時期に、事務所の集約化、統合化、借上費用の低減等を図るための検討を行うこととし、今後にも必要に応じて事務所の設置場所を見直すこととした。

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) F-15 戦闘機の近代化改修用通信電子機器の修理等について

(平成25年度決算検査報告678ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

航空自衛隊は、F-15 戦闘機の近代化改修用として、レーダー・セット及びセントラル・コンピュータ(以下「VCC」といい、レーダー・セットと合わせて「レーダー・セット等」という。)の調達を行っている。そして、レーダー・セット等に機能不良等の不具合が発生した場合は、製造会社で^{かし}瑕疵の修補又は不具合の修理(以下「修理等」という。)を行うことになっている。しかし、レーダー・セット等のうちレーダー・データ・プロセッサ(以下「RDP」という。)及びVCCに組み込まれているライセンス契約に基づき作成されたソフトウェアの技術情報について、ライセンス上の制約により製造会社が閲覧できないことなどから、不具合が発生したこれらの機器の修理等が行われていない事態が見受けられた。

したがって、航空自衛隊において、RDPについてライセンス契約において技術情報の閲覧が認められていない者が閲覧しても支障のないソフトウェアを調達するなどした上で早急に修理等に着手したり、VCCについて技術情報を閲覧させない処置が行われていないものの消去等を進めて早急に修理等に着手したりするとともに、今後レーダー・セット等のようなソフトウェアを組み込んだ上で使用する通信電子機器を新規に導入する際は、修理等に支障を及ぼす点がないか十分に検討して、支障がある場合には導入までに所要の対策を執ることとする処置を講ずるよう、防衛省航空幕僚長に対して平成26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、航空幕僚監部等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、航空自衛隊は、本院指摘の趣旨に沿い、RDPについて、27年2月にライセンス契約において技術情報の閲覧が認められていない者が閲覧できないようにするソフトウェアの調達を実施した上で、修理契約の仕様書を改訂するなどして修理等に着手したり、VCCについて、26年12月に技術情報を閲覧させない処置が行われていなかったものの消去等を実施するとともに、修理契約を締結するなどして修理等に着手したりした。また、技術情報を含むソフトウェアを組み込んだ上で使用する通信電子機器を新規に導入する際は、導入前の検討段階において、ライセンス上の制約等により修理等に支障を及ぼす点がないか検討して、必要に応じて所要の対策を執ることとする処置を講じていた。

(2) インクカートリッジ等の調達について

(平成25年度決算検査報告682ページ参照)

1 本院が表示した意見

陸上自衛隊は、各種のプリンタ、複合機、複写機等に補充する多種類のインクカートリッジ、トナーカートリッジ(以下「インクカートリッジ等」という。)を補給処統制品目(補給処において調達が可能であり、かつ、補給処において調達することを有利とするなどの品目)に区分して、各方面隊の補給処に調達させて、当該方面区内に所在する駐屯地の部隊等に対して補給を行わせている。そして、各方面隊の方面総監部が所在する5駐屯地(以下、これらの駐屯地を「方面総監部駐屯地」という。)は、同一方面区内の各補給処からインクカートリッジ等の補給を受けているものの、補給が間に合わないなどの場合には補給処統制品目と同一の規格のインクカートリッジ等(以下「同一規格品」という。)を調達していた。しかし、数量を取りまとめて計画的に調達している補給処と比較して、各方面総監部駐屯地における1回当たりの調達数量が少数であることなどから、同一規格品の調達単価(契約金額を調達数量で割り戻した金額又は単価契約の場合の契約単価。以下同じ。)が同一方面区内の各補給処における調達単価よりも割高になっていたり、各補給処で単価契約により調達したインクカートリッジ等について、入札の際に示す当該契約期間内に調達する予定数量が調達実績数量を大幅に下回っていて、規模の利益を享受できない状況となっていたりしている事態が見受けられた。

したがって、陸上幕僚監部及び補給統制本部において、各方面総監部駐屯地で調達しているインクカートリッジ等を同一方面区内の各補給処で調達したり、各方面総監部駐屯地で調達する分も計画的にまとめて調達したりするなどの経済的な調達方法を検討し、陸上幕僚監部、補給統制本部及び各補給処において、各補給処でインクカートリッジ等を単価契約により調達するに当たり、規模の利益を享受するための経済的な調達方法を検討するよう、防衛省陸上幕僚長に対して平成26年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、陸上幕僚監部等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、陸上幕僚監部は、本院指摘の趣旨に沿い、26年度から、単価契約によりインクカートリッジ等を調達するときには、入札参加者が最終的な調達数量を予測できるよう入札説明書に過去の調達実績数量等を記載するなどするとともに、27年度から、全部隊等

において使用するインクカートリッジ等のうち、年度中の調達数量を計画できる同一規格品については、補給処が計画的に調達することとする処置を講じていた。

(3) 役務に関する有償援助調達に係る引合書の請求及び確認について

(平成25年度決算検査報告687ページ参照)

1 本院が表示した意見

防衛省は、アメリカ合衆国政府(以下「米国政府」という。)から有償援助により防衛装備品及び役務の調達(以下「FMS調達」という。)を行っており、自衛隊が同国等において実施される米軍との共同訓練に参加するなどに当たり必要となる現地における訓練に関する支援(以下「訓練支援」という。)及び米軍各機関との連絡調整等の公務を目的として派遣される連絡官等が同国において行う業務に関する支援(以下「連絡官支援」という。)の役務について、FMS調達により給付を受けている。しかし、訓練支援及び連絡官支援の役務について、米国政府から送付を受けた役務の内容及び条件を記載した書類(以下「引合書」という。)に支出負担行為担当官が署名した引合受諾書に細目ごとの役務の内容や価格が記載されていなかったり、引合書を請求する書類(以下「LOR」という。)に具体的な役務の内容や価格が記載されていなかったりなどして、米国政府から給付される役務の内容や価格が、給付を要求した役務の内容等を反映した妥当なものであるか十分に検証できない事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、FMS調達による役務の調達について、調達要求元におけるLORの作成や米国政府から送付された引合書の確認に当たり、必要に応じて価格や調達条件等を米国政府に照会等を行うなどして、LORに給付を要求する役務のより具体的な内容や価格を記載するなど、給付される役務の内容や価格の妥当性について十分な検証を行うための方策を検討するよう、防衛大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、26年11月に関係部署に対して通知を発して、LORの作成や米国政府から送付された引合書の確認に当たっては、役務の具体的な内容や価格について米国政府に照会等を行い、その状況を確実に記録することとするなどして、給付される役務の内容や価格の妥当性について十分な検証を行うための処置を講じていた。

(4) 防衛装備品等の調達に関する契約における資料の信頼性確保について

(平成25年度決算検査報告692ページ参照)

1 本院が表示した意見

防衛省は、防衛装備品及びその修理等の役務(以下、これらを「防衛装備品等」という。)の調達に当たり、原価計算方式により予定価格を算定した契約において、契約の履行に要するなどした費用が原価として妥当であるか否かを審査するための原価監査を行ったり、原価計算方式により予定価格を算定した契約を締結している民間企業(以下「防衛関連企業」という。)に対して、その原価計算システムの適正性を確認するための制度調査を行ったりしている。平成24年1月以降、防衛関連企業7社による過大請求事案が相次いで発覚し、防衛省

は、契約の相手方が提出等する資料について、一層の信頼性を確保するために「契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について(通達)」(以下「25年通達」という。)を発するなどして再発防止策を講じている。しかし、防衛関連企業12社において、原価計算等に関する規程類が十分整備されていなかったり、原価計算に係る工数の計上に当たり、工数が適正に計上されているか検証するための作業指示や作業実績に関する資料を保存していなかったり、不正な工数の付替えを防止するための工数修正の証拠の記録及び保存を行っていなかったりなどして、実績工数の客観性を検証することができないなどの事態が見受けられた。

したがって、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保して、防衛装備品等の調達価格の透明性を確保するために、防衛省において、防衛関連企業に対して、25年通達の一層の徹底を図るために原価監査等の機会も活用するなどして、原価計算等に関する規程類が十分に整備されているか、当該規程類に基づく適正な会計処理を行っているか、原価計算に係る適正な工数の計上を行う体制が整っているかなどについて早急に調査を行い、必要に応じて防衛関連企業に対して改善を求めるなどの方策を検討するよう、防衛大臣に対して26年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、防衛省内部部局、装備施設本部等(内部部局等の一部及び装備施設本部は、27年10月1日以降は防衛装備庁)において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 25年通達に基づき、原価計算等に関する規程類の整備、当該規程類に基づく会計処理、原価計算に係る工数の計上を行う体制の整備等の状況について、防衛関連企業に対する26年度の制度調査において確認した。また、全ての防衛関連企業に対して、これらの点について早急に聞き取り調査を行い、その結果、不備があった防衛関連企業に対しては、速やかな改善を求めた。

イ 装備施設本部において、原価監査官に対して、企業の規程類の確認の重要性等について指導を行い、原価監査の際に規程類の整備等の状況について確認することとした。

一方、防衛省は、前記の聞き取り調査において不備があった防衛関連企業及び25年通達の制定後に制度調査を行っていない防衛関連企業を対象に、27、28両年度に引き続き制度調査等を行い、必要に応じて防衛関連企業に対して改善を求めることとしている。

(5) 住宅防音事業における契約手続等の公正性等の確保について

(平成25年度決算検査報告699ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

防衛省は、「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」(昭和49年法律第101号)等に基づき、防衛大臣が指定する飛行場等の周辺区域において、当該区域に指定される以前から所在する住宅の所有者等が住宅に遮音機能等を付加するための防音工事等を実施する場合に、その費用を補助する住宅防音事業を実施している。そして、同事業における契約手続等の公正性、透明性、競争性等を確保させるために、住宅の所有者等である補助事業者に対して、交付決定額及び予定価格を提示せずに見積書を徴取した上で工事業者との請負契約(以下「工事契約」という。)等を締結すること、共同住宅の複数世帯に係る防音工事を同一時期に

発注する場合において原則として競争入札又は複数の工事業者からの見積書の徴取(以下「複数見積徴取等」という。)を実施した上で工事契約を締結することなどを求めている。また、これらの事務手続に不慣れな補助事業者を支援する業務(以下「支援業務」という。)を外部業者に委託している(以下、支援業務に係る委託の契約を「支援契約」という。)。しかし、防音工事について、工事契約の金額等が公正に決定されているかの確認等が行われていなかったり、補助事業者に対して共同住宅の複数世帯に係る防音工事を同一時期に発注する場合に求めている複数見積徴取等の実施が徹底されていなかったり、最低制限価格の設定状況等の具体的な確認が行われていなかったり、工事業者と過去に人事面において関連があると疑われる者に支援業務を実施させていたりするなどの事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、契約手続の実施手順等を具体的に明示するなどした上で補助事業者に対する説明を徹底したり、補助事業者から見積書を提出させるなどして工事契約の金額等の決定過程を確認したり、また、補助事業者に複数見積徴取等を実施させた上で工事契約を締結させるために支援業務の一つとして複数見積徴取等に係る業務を加えるなどの支援体制を整備したり、補助事業者が工事契約の入札の際に最低制限価格を設定している場合に工事契約の金額等の決定過程及び妥当性を確認する体制を整備したり、さらに、支援契約に係る入札参加資格を見直したり、入札参加資格を確認する体制を強化したりするよう、防衛大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局、各地方防衛局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、27年1月に支援業務の実施要項を制定するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 補助事業者に対して契約手続の実施手順等を具体的に明示した説明資料を用いて説明することを支援業務に追加したり、補助事業者から見積書等を提出させるようにして、防音工事に係る工事契約の金額等の決定過程を確認したりすることとした。
- イ 共同住宅の複数世帯に係る防音工事を同一時期に発注する場合において、補助事業者から複数の工事業者からの見積書等を提出させることを支援業務に追加して支援体制を整備したり、補助事業者が最低制限価格を設定している場合に、その必要性や妥当性に関して、様式を定めて設定理由等を把握するなどの工事契約の金額等の決定過程及び妥当性を確認する体制を整備したりした。
- ウ 過去に資本又は人事面において関連がある者でないことなどを支援契約に係る入札に参加する者に必要な資格として追加するとともに、入札に参加する者に当該資格を確認できる書類を提出させるようにして入札参加資格を確認する体制を強化した。

(第1 内閣府(宮内庁)、第2 総務省、第6 文部科学省、第7 厚生労働省、第8 農林水産省、第9 経済産業省、第10 国土交通省、第11 環境省)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(8) インターネット上からの通信が可能なサーバ上で利用していたサポート期間が終了しているソフトウェアの更新等を実施するとともに、ポリシー等を改定することなどによりサポート期間が終了しているソフトウェアを利用しないよう改善させたもの

部 局 等	(1) 宮内庁 (2) 総務本省 (3) 文部科学本省 (4) 厚生労働本省 (5) 農林水産本省 (6) 経済産業本省 (7) 国土交通本省 (8) 環境本省
会 計 名	(1) 一般会計 (2) 一般会計 (3) 一般会計 (4) 労働保険特別会計 (5) 一般会計 (6) 特許特別会計 (7) 一般会計 (8) 一般会計、エネルギー対策特別会計
ソフトウェアのサポートの概要	セキュリティホールが見つかったソフトウェアの利用者に対して当該ソフトウェアを開発したメーカー等が注意喚起等の情報や対策用ファイルを提供するサービス
インターネット上からの通信が可能なサーバ上でソフトウェアのサポート期間が終了しているにもかかわらず当該ソフトウェアを利用していた情報システムの数	(1) 2システム (2) 1システム (3) 2システム (4) 2システム (5) 4システム (6) 1システム (7) 6システム (8) 3システム
上記に係る運用・保守等契約の支払額のうちサポート期間の終了後に係る支払相当額	(1) 952万円(平成25年度) (2) 9979万円(平成25年度) (3) 1059万円(平成25年度) (4) 1196万円(平成25年度)

- (5) 3億3843万円(平成25年度)
- (6) 6598万円(平成25年度)
- (7) 9262万円(平成25年度)
- (8) 7億1178万円(平成25年度)

1 情報セキュリティ対策の概要

(1) 政府における情報セキュリティ対策の概要

政府は、官民における統一的、横断的な情報セキュリティ対策の推進を図るために、平成17年5月に、内閣に情報セキュリティ政策会議(27年1月9日以降はサイバーセキュリティ戦略本部)を設置している。同会議は、24年4月に、各府省庁が最低限実施すべき情報セキュリティ対策を推進するための組織・体制、規程類の整備等について定めた「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準(平成24年度版)」及び情報システムに求められる技術的な情報セキュリティ要件等について定めた「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準(平成24年度版)」をそれぞれ策定している。そして、「政府機関の情報セキュリティ対策における政府機関統一管理基準及び政府機関統一技術基準の策定と運用等に関する指針」(平成24年4月情報セキュリティ政策会議改定)によれば、各府省庁は、自らの管理下にある情報資産に責任を持ち、それぞれの業務や情報システムの形態に適した情報セキュリティ対策を講じていくことが原則とされており、上記の両基準等で定められている水準以上の情報セキュリティの確保を目的として省庁対策基準(以下「ポリシー」という。)等を策定することとされている。

各府省庁は、ポリシーにおいて、情報セキュリティ対策に関する事務の統括者として、情報システムごとに情報システムセキュリティ責任者(国土交通省においてはシステム管理者。以下「責任者」という。)を置き、責任者は、情報システムの管理業務において必要な単位ごとに情報システムセキュリティ管理者(国土交通省においてはシステム管理要員。以下「管理者」という。)を置くことを定めている。各府省庁のポリシーによれば、責任者は、所管する情報システムで利用しているソフトウェアの種類及びバージョンを記載した文書を整備することとされ、また、管理者は、管理対象となる電子計算機等上で利用しているソフトウェアに関して、プログラムの不具合が原因となって発生する情報セキュリティ上の欠陥(以下「セキュリティホール」という。)に関連する情報が公開された場合は、これを適宜入手するとともに、入手した情報に基づき対策を講ずることとされている。

(2) サポート期間の終了に伴う情報セキュリティ上のリスク

ソフトウェアを開発したメーカー等(以下「メーカー等」という。)は、一般的に、当該ソフトウェアの利用者に対するサポートを行っており、当該ソフトウェアにセキュリティホールが見つかった場合には、注意喚起等の情報やセキュリティホールへの対策を講ずるためのファイル(セキュリティホールを解消するための修正プログラム、バージョンアップのためのソフトウェア等。以下「対策用ファイル」という。)を提供している。しかし、ほとんどの場合、メーカー等によるソフトウェアのサポートの提供期間(以下「サポート期間」という。)は、ソフトウェアの販売又は提供の開始から一定の期間が経過した後を終了する。この場合、管理者は、当該ソフトウェアのセキュリティホールに関連する情報の入

手が困難になったり、対策用ファイルを手に入ることができなくなったりして、ポリシーに従ったセキュリティホールへの対策(以下「セキュリティホール対策」という。)を講ずることができなくなる。その結果、当該ソフトウェアを利用している情報システムにおいて、不正侵入、コンピュータウイルスへの感染等、ひいては情報の改ざん・漏えい、システム停止等が発生するリスクが高まることとなる。このため、これらのリスクを回避するためには、サポートが継続している後継となるソフトウェアへの更新等を実施する必要がある。

(3) サポート期間の終了時期を予測するための情報

メーカー等は、一般的に、利用者がソフトウェアの導入・更新、予算確保等に係る計画を立てやすくするために、サポート期間の終了時期を予測するための情報として、ソフトウェアのサポートに関するライフサイクルポリシーを策定して、公表している。また、ソフトウェアによっては、メーカー等が上記のライフサイクルポリシーを公表せずにサポートの提供を突然終了する場合があるが、このようなソフトウェアについても、一般的に、メーカー等は後継となるソフトウェアの販売等を開始して一定期間経過後にサポートの提供を終了するなどしていることから、後継となるソフトウェアの販売の状況等がサポート期間の終了時期を予測するための情報となり得る。

(4) 情報システムの構築又は更改の際のソフトウェアの選定等

サポート期間が終了しているソフトウェアを利用している情報システムについては、情報セキュリティ上のリスクを回避するために、速やかに後継となるソフトウェアへの更新等を実施する必要がある。しかし、一般的に、ソフトウェアの更新等に当たっては、情報システムの動作確認や改修が必要となることなどから、完了するまでには長期間を要することとなる。したがって、責任者は、情報システムの構築又は更改の際に、ソフトウェアのサポート期間の終了時期を予測するための情報を考慮して、次期更改時期まで対策用ファイルの提供が継続されると見込まれるソフトウェアをあらかじめ選定しておく必要がある。また、その後も、サポート期間の終了時期を予測するための情報を適宜入手して、後継となるソフトウェアへの更新等をサポート期間の終了日までに完了させる計画を策定する必要がある。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

行政の情報化、電子政府の推進等により、情報システムは、国の機関の事務運営に欠かせないものとなっている。その一方で、インターネットを通じたサイバー攻撃による情報セキュリティに対する脅威は深刻化しており、国益の毀損、行政事務の停滞等の損失を国の機関にもたらすリスクが高まっている。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、各省庁におけるセキュリティホール対策が適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、情報システムで幅広い利用実績があり、メーカー等のサポート期間が25年度中に終了した4種類のサーバ用ソフトウェア(以下、これらのソフトウェアを「検査対象ソフトウェア」という。表1参照)のいずれかを利用して、インターネットに接続している^(注1)8省庁の情報システム44システム(運用・保守等に係る契約に基づく25年度の支払

額計 41 億 4730 万円。表 2 参照)を対象として、調書を徴してその内容を分析するなどして
 検査するとともに、上記の 8 省庁において、ネットワーク構成図、運用・保守契約書等の関
 係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注 1) 8 省庁 宮内庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土
 交通省、環境省

表 1 検査対象ソフトウェアの概要

ソフトウェアの 名称	メーカー等の名称	種 別	販売等 の開始 時期	サポート期間の 終了日	サポートに關する ライフサイクル ポリシーの公 表の有無
Microsoft SQL Server 2000	マイクロソフト コーポレーション	データベース管理 システム	平成 12 年	25 年 4 月 9 日	有り
Red Hat Enter prise Linux 3	レッドハット イン コーポレイテッド	オペレーティング システム	15 年	26 年 1 月 30 日	有り
Apache Struts 1	ジ アパッチ ソフ トウェア ファウン デーション	Web アプリケー ションフレーム ワーク	13 年	25 年 4 月 5 日	無し
Apache HTTP Server 2.0	ジ アパッチ ソフ トウェア ファウン デーション	Web サーバソフ トウェア	14 年	25 年 7 月 9 日	無し

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) インターネット上からの通信が可能なサーバ上でサポート期間が終了している検査対象
 ソフトウェアを利用していた事態

前記のとおり、サポート期間が終了しているソフトウェアを情報システムで利用してい
 る場合、不正侵入、コンピュータウイルスへの感染等、ひいては情報の改ざん・漏えい、
 システム停止等が発生するリスクが高まることとなる。そして、一般的にセキュリティ
 ホールを対象としたサイバー攻撃は、インターネット上からの通信が可能なサーバ(参考
 図参照)に対して行われる。

(注 2) インターネット上からの通信が可能なサーバ インターネットに接続している情報シ
 ステムにおいて、インターネット上の利用者からの情報の閲覧、検索、登録等の要
 求に応える役割を持つサーバ

しかし、表 2 のとおり、8 省庁は、前記インターネットに接続している情報システム
 44 システムのうち 21 システムにおいて、インターネット上からの通信が可能なサーバ上
 で検査対象ソフトウェアのサポート期間が終了しているにもかかわらずこれを利用して
 いた。そして、上記 21 システムの運用・保守等に係る契約に基づく 25 年度の支払額のうち、サポート期間の終了後に係る支払相当額は、計 13 億 4067 万円となっていた。

(参 考 図)

インターネットに接続している情報システムとインターネット上からの通信が可能なサーバの一例

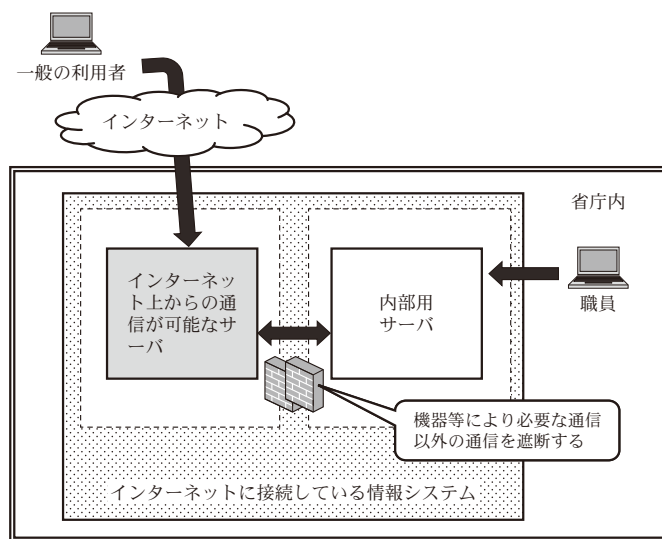


表2 8省庁における検査対象ソフトウェアの利用状況

省 庁 名	検査対象ソフトウェアのいずれかを利用 して、インターネットに接続して いる情報システム		左のうち、インターネット上からの通信 が可能なサーバ上でソフトウェアのサ ポート期間が終了しているにもかかわ らず当該ソフトウェアを利用していた情報 システム	
	情報システ ム数	運用・保守等に係る契約に 基づく平成25年度の支払 額 (万円)	情報システ ム数	運用・保守等に係る契約に 基づく25年度の支払額 のうちサポート期間の終了後 に係る支払相当額 (万円)
宮 内 庁	2	965	2	952
総 務 省	4	9 億 2778	1	9979
文 部 科 学 省	2	1380	2	1059
厚 生 労 働 省	4	2521	2	1196
農 林 水 産 省	6	7 億 5782	4	3 億 3843
経 済 産 業 省	3	2 億 9155	1	6598
国 土 交 通 省	18	10 億 8262	6	9262
環 境 省	5	10 億 3887	3	7 億 1178
計	44	41 億 4730	21	13 億 4067

(2) サポート期間の終了に関する対応が適切でなかった事態

ア サポート期間の終了に係る情報の把握状況

前記8省庁の21システムのうち、検査対象ソフトウェアのサポート期間の終了後、直ちに当該終了に係る情報を入手していた宮内庁の2システム及び文部科学省の1システムを除く7省の18システムにおいて、責任者が、所管する情報システムで利用しているソフトウェアの種類及びバージョンを記載した文書を適切に整備していなかったり、責任者が文書を整備していたものの、管理者がソフトウェアのサポート期間の終了

日に係る情報を適宜入手していなかったりしていた。このため、管理者は、検査対象ソフトウェアのサポート期間の終了後、2か月から13か月が経過してから運用・保守業務の請負業者から連絡を受けたことなどによりサポート期間の終了を把握していた。これらのうち、管理者が本院の検査を契機としてサポート期間の終了を把握していたものが4省の5システムあった。^(注3)

(注3) 4省 厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省

イ 情報システムの構築又は更改の際のソフトウェアの選定状況等

前記のとおり、責任者は、情報システムの構築又は更改の際に、次期更改時期まで対策用ファイルの提供が継続されると見込まれるソフトウェアをあらかじめ選定したり、後継となるソフトウェアへの更新等をサポート期間の終了日までに完了させる計画を策定したりする必要がある。

しかし、前記8省庁の21システムにおいて、責任者が、上記のとおり必要とされているソフトウェアの選定や計画の策定を適切に行っていなかった。

このように、インターネット上からの通信が可能なサーバ上でサポート期間が終了しているソフトウェアを利用していたり、サポート期間の終了を管理者が把握するまでに長期間を要していたり、情報システムの構築又は更改の際の次期更改時期まで対策用ファイルの提供が継続されると見込まれるソフトウェアの選定や、後継となるソフトウェアへの更新等に係る計画の策定を行っていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 8省庁において、サポート期間が終了しているソフトウェアを利用した場合、セキュリティホール対策を講ずることができなくなり、不正侵入、コンピュータウイルスへの感染等、ひいては情報の改ざん・漏えい、システム停止等が発生するリスクが高まることについての理解が十分でなかったこと
- イ 7省において、ポリシーに対する理解等が十分でなく、ソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期間の終了日に係る情報の収集を適切に行うための体制が十分整備されていなかったこと
- ウ 8省庁において、情報システムの構築、更改等の際に、将来、サポート期間が終了しているソフトウェアを利用することとなる事態を回避するための検討が十分行われていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、各省庁は、27年7月までに、インターネット上からの通信が可能なサーバ上で利用していた検査対象ソフトウェアの更新等を実施するとともに、情報セキュリティ対策の一層の充実に資するよう、次のような処置を講じた。

- ア 8省庁は、電子計算機等上でサポート期間が終了しているソフトウェアを原則として利用しないことについて、ポリシー等に明記した。
- イ 7省は、責任者に対して通知を発して、所管する情報システムにおいて利用しているソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期間の終了日に係る情報について、現在の状況を正確に反映した文書を整備し、これらの内容に変更がある場合は文書を更新すること

並びに情報システムの構築、更改、運用・保守等の業務を調達する場合は、当該業務で納入又は更新を行うソフトウェアに関する上記の情報及びこれらの変更情報を提供させることを調達仕様書に明記することについて周知した。

ウ 8省庁は、情報システムの構築又は更改の際の次期更改時期まで対策用ファイルの提供が継続されると見込まれるソフトウェアの選定や、後継となるソフトウェアへの更新等に係る計画の策定を行うことについて、ポリシー等に明記した。

第2節 団体別の検査結果

第1 沖縄振興開発金融公庫

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

情報システムに係る運用保守業務契約の予定価格の積算について

(平成25年度決算検査報告730ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)は、沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)に基づき、沖縄県内において産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金の貸付け等の業務を行っており、当該業務に係る各種の情報システムを円滑かつ安定的に運用するために、一般競争契約により、2会社と情報システムの運用業務及び保守業務(以下、運用業務と保守業務とを合わせて「運用保守業務」という。)に係る契約(以下「運用保守業務契約」という。)を締結して実施させている。しかし、運用保守業務契約の予定価格の積算に当たり、過去の運用保守業務の実態を把握してこれを反映させることが重要であるのに、作業種別ごとの技術者数、作業時間等の実績が報告されず、公庫において運用保守業務の実態を把握できない状況となっているなどして、予定価格が過大に積算されている事態が見受けられた。

したがって、公庫において、作業種別ごとの技術者数、作業時間等の実績が確認できる書類を契約の相手方から提出させて、当該実績により把握した運用保守業務の実態を踏まえるなどして予定価格の積算を適切なものとするよう、沖縄振興開発金融公庫理事長に対して平成26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、公庫本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、公庫は、本院指摘の趣旨に沿い、26年度の契約の相手方から作業日報により実績を報告させるなどして、27年度の契約に係る予定価格の積算に反映させて、また、同年度の契約に係る仕様書に基づき、契約の相手方から作業種別ごとの技術者数、作業時間等の実績を取りまとめた報告書を定期的に提出させることとして、28年度以降の予定価格の積算を適切なものとする処置を講じていた。

第2 株式会社日本政策金融公庫

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

固定電話の利用に当たり、全支店の各通話区分のマイライン登録先を統一することとして、本店において一括して一般競争契約を行うことなどにより、電話料金の節減を図るよう改善させたもの

科 目	業務諸費
部 局 等	株式会社日本政策金融公庫本店、152 支店
契 約 の 概 要	貸付先等への連絡のために、固定電話を利用するもの
電話料金の支払額	3 億 2790 万余円(平成 25 年度)
上記のうち節減できた支払額	2986 万円

1 公庫の固定電話に係る契約の概要等

(1) 公庫の設立の経緯等

株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)に基づき、平成20年10月に旧国民生活金融公庫、旧農林漁業金融公庫、旧中小企業金融公庫(以下、これらを「旧公庫」という。)等が統合して、旧公庫等の一切の権利及び義務を承継して設立した。そして、旧公庫の業務を承継した国民生活事業、農林水産事業及び中小企業事業(以下、これらを合わせて「3事業」という。)において、それぞれ貸付業務等を行っている。

(2) 固定電話に係る契約の概要

13年5月に、利用者が、固定電話の通話・通信料(以下「通話料」という。)について、「市内通話・通信」「県内市外通話・通信」「県外通話・通信」等の通話区分ごとに電気通信事業者をあらかじめ選んで登録(以下「マイライン登録」といい、登録した電気通信事業者を「マイライン登録先」という。)することが可能な電気通信事業者選択サービス(以下「マイラインサービス」という。)が開始された。そして、マイラインサービスに係る通話料については、電気通信事業者によって各種の割引制度が設定されており、その一つとして、全ての通話区分のマイライン登録先を当該電気通信事業者にした場合に適用される割安な料金が設定されている。また、多数の電話回線をまとめて契約すると電気通信事業者が公表している料金よりも割安に提供される場合がある。

旧公庫はそれぞれ、マイラインサービスの開始を受けて、各支店においてマイライン登録を行っていた。そして、公庫は、本店の固定電話については、24年11月に本店を移転する際に一般競争契約によりIP電話サービス契約を締結する一方、支店の固定電話については、公庫の設立後も、3事業において旧公庫がそれぞれ行ったマイライン登録をそのまま継続するなどしている。公庫の各支店は、支店の各事業のマイラインサービスに係る通話料に、固定電話から携帯電話、IP電話等への通話料及び固定電話に係る東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対する回線使用料等を加えた料金(以下「電話料金」という。)について、各電気通信事業者から送付された各事業に係る請求書を確認し

て、支払を行っている。そして、全152支店における25年度の電話料金の支払額は、3事業で計3億2790万余円となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、公庫の固定電話に係る電話料金の節減が図られているかなどに着眼して、全支店における上記の支払額を対象として、本店及び8支店において、各電気通信事業者からの請求書等を確認したり、マイライン登録先の選定や請求内容の把握状況等について担当者から説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行うとともに、本店から残りの支店に係る関係資料の提出を受けるなどの方法により検査した。

(注) 8支店 水戸、池袋、千住、奈良、和歌山、広島、下関、佐賀各支店

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

26年9月時点の全支店のマイライン登録先をみると、144支店において各通話区分のマイライン登録先が統一されていない状況となっていた。

しかし、各通話区分のマイライン登録先を一つの電気通信事業者に統一していれば割安な電話料金が適用できたことになり、さらに、26年9月時点の公庫の支店の電話回線数は計2,893回線と多数であることから、本店において一括して全支店分の契約を一般競争契約により行えば、競争の利益を享受して、より経済的な契約が可能になると見込まれた。

また、本店は、各支店の毎月の電話料金の支払額については把握しているものの、より経済的な契約を行うための検討に必要な情報である電話回線ごとの通話区分別通話料、通話区分別通話時間等については把握していなかった。

このように、144支店の各通話区分のマイライン登録先が統一されていない状況となっていたり、本店において支店の通話区分別通話料、通話区分別通話時間等について把握することとなっていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた電話料金の支払額)

各電気通信事業者への電話料金の支払実績等から公庫が推定した固定電話のマイライン登録先に係る25年度の通話の状況を基に、本院が、全支店の各通話区分のマイライン登録先を一つの電気通信事業者に統一した場合に適用される割引を適用したと仮定して通話料を試算したところ、25年度の電話料金の支払額は2億9804万余円となり、前記の支払額3億2790万余円と比べて2986万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、公庫において、旧公庫がそれぞれ締結した契約をそのまま継続するなどして、電話料金の節減を図るための検討が十分に行われていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、公庫は、全支店の各通話区分のマイライン登録先を統一することとして、27年5月に、本店において一括して一般競争契約を行うとともに、今後に向けてより経済的な契約を行うための検討に必要な情報である電話回線ごとの通話区分別通話料、通話区分別通話時間等を本店において継続的に把握して管理することとするなどの処置を講じた。

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

東日本大震災復興特別貸付における低利貸付の実施について

(平成25年度決算検査報告734ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、国民一般向けの業務である国民生活事業及び中小企業者向けの業務である中小企業事業における貸付けの一環として、東日本大震災により被害を受けた者に対して東日本大震災復興特別貸付を実施している。このうち、事業所等が全壊したり流失したりするなどの直接被害を受けた者等に対する貸付利率を基準利率から一定利率引き下げるなどする貸付けにおいては、貸付利率を引き下げることができる貸付金額に、より多くの借受者が限りある復興予算を効果的に利用できるようにするために限度額(以下「低利適用限度額」といい、低利適用限度額が設けられている貸付けを「低利貸付」という。)が設けられている。そして、低利貸付と同様の貸付けは、株式会社商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行(以下、これらを合わせて「他の融資機関」という。)においても行われており、公庫及び他の融資機関が同一の借受者に併せて低利貸付を行おうとする場合の低利適用限度額は、公庫及び他の融資機関における低利貸付の貸付金元高の合計金額により判断することとなっている。しかし、借受者が低利適用限度額を超えて低利貸付を受けていないかについて実効性のある確認を行うような仕組みとなっていなかったり、低利適用限度額を超えて低利貸付が行われていたりしている事態が見受けられた。

したがって、公庫において、低利適用限度額を超えて低利貸付が行われている貸付けについて、低利貸付に適用される利率と低利適用限度額を超えた金額の貸付けに適用される利率との差により算出した利息相当額(以下「差額利息」という。)のうち、まだ徴求していないものを徴求するとともに、公庫と他の融資機関との間で、低利貸付の貸付金元高の合計金額を把握するための協力体制が執られるよう協定等を締結したり、内規において、当該協定等に基づくなどして、他の融資機関や公庫の他の事業から貸付金元高に係る証ひょうの提供を受けることなどにより低利適用限度額の確認を行い、その内容を記録するなどのための具体的な方法を財務省及び中小企業庁と協議した上で定めて、各支店に周知したりするよう、株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁に対して平成26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、公庫本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、公庫は、本院指摘の趣旨に沿い、差額利息について借受者に対し徴求して、27年4月までに全額を受領するとともに、次のような処置を講じていた。

ア 公庫と他の融資機関との間で、27年3月に、低利貸付の貸付金元高の合計金額を適切に把握するための覚書を締結した。

イ 他の融資機関や公庫の他の事業から貸付金元高に係る証ひょうの提供を受けるなどして低利適用限度額の確認を行いその内容を記録することとするよう、財務省及び中小企業庁と協議した上で27年3月に公庫の東日本大震災復興特別貸付の事務取扱いに係る規程を改正し、同年4月から実施する旨を各支店に周知した。

第3 日本私立学校振興・共済事業団

第3章
第2節
第3

不 当 事 項

補 助 金

- (392) 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの
(396)

科 目	(助成勘定)補助金経理 (項) 交付補助金
部 局 等	日本私立学校振興・共済事業団
補 助 の 根 拠	私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)
事 業 主 体	5 学校法人
補 助 の 対 象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額	13,564,488,000 円(平成 24、25 両年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	16,713,000 円(平成 24、25 両年度)

日本私立学校振興・共済事業団

1 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等^(注)を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高めることを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

(注) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(2) 補助金の額の算定

事業団は、私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和 52 年文部大臣裁定)等に基づき、補助金の額を算定する資料(以下「算定資料」という。)として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料等を提出させている。

ア 申請年度の 5 月 1 日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料

イ 学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出等に関する資料

そして、事業団は、算定資料に基づき、私立大学等経常費補助金配分基準(平成 10 年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定)に定める方法により、補助金の額を算定している。

(3) 一般補助

事業団は、次の①から③までの方法により、私立大学等における経常的経費に対する一般補助の額を算定している。

① 経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分して、経費区分ごとに専任教員等の数、専任職員数、学生数等に所定の補助単価を乗ずるなどして補助金の基準額を算定する。

そして、上記のうち専任教員等については、1週間の割当授業時間数が6時間以上であることが、算定対象となる要件の一つとなっている。

② 各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案して、補助金の重点的な配分を行うために、収容定員に対する在籍学生数の割合、専任教員等の数に対する在籍学生数の割合、学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額の割合等に基づいて増減率を算定する。

③ ①で算定した経費区分ごとの基準額に②で算定した増減率を乗ずるなどの方法により得られた金額を合計して、一般補助の額とする。

(4) 特別補助

上記のほか、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定分野、課程等に係る教育の振興のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付すること(以下「特別補助」という。)ができることとなっている。

特別補助の項目には「授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実」があり、これは、経済的に修学困難な学生(外国人留学生は除く。)を対象に「入学金・授業料減免等の給付事業」等(以下「授業料減免事業等」という。)を実施するなどしている私立大学等に対して、授業料減免事業等に係る所要経費の2分の1以内の額等を増額するものである。そして、算定対象となるのは、主たる家計支持者の収入金額が、基準となる額(給与所得者は841万円、給与所得者以外は355万円)以下の学生に対する授業料減免事業等に係る所要経費となっている。

(5) 私立大学等改革総合支援事業の支援対象校に対する補助金の増額

平成25年度以降、事業団及び文部科学省は、教育の質的転換、地域発展、産業界・国内外の大学等との連携等の改革に取り組む私立大学等に対する支援を強化するために、私立大学等改革総合支援事業(以下「総合支援事業」という。)を実施している。

総合支援事業の実施に当たり、文部科学省は、各学校法人が改革の取組状況を回答して事業団に提出した私立大学等改革総合支援事業調査票(以下「総合支援事業調査票」という。)に基づく点数により、支援対象校を選定している。そして、事業団は、提出された総合支援事業調査票を算定資料として、支援対象校として選定された私立大学等に対して、一般補助の額の増額を行うとともに、特別補助の「私立大学等改革総合支援事業の支援対象校に対する増額」の項目により、総合支援事業調査票の点数に応じて定められた額の増額を行っている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、一般補助における専任教員等の数は適切に算定されている

か、特別補助の算定対象となる経費は適切に算定されているか、また、総合支援事業の支援対象校に対する補助金の増額は適切に行われているかなどに着眼して、事業団が24、25両年度に補助金を交付している636学校法人のうち30学校法人において、算定資料等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、5学校法人において、事業団に提出した算定資料に、一般補助の算定対象とならない専任教員等を含めたり、特別補助の算定対象とならない経費を含めたり、総合支援事業調査票に実態と異なる改革の取組状況を回答したりなどしていたのに、事業団は、これらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金計16,713,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5学校法人が、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていなかったりしているのに、事業団において、これらの学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

学校法人東洋大学は、一般補助において、事業団に提出した算定資料に、東洋大学における平成24、25両年度の算定対象の専任教員等について、1週間の割当授業時間数が6時間を下回っていて、算定対象とならない教員を含めて計上していた。

したがって、これを除外して算定すると、適正な補助金の額は、24年度2,027,437,000円、25年度2,290,336,000円となり、それぞれ2,900,000円、4,938,000円、計7,838,000円が過大に交付されていた。

<事例2>

学校法人酪農学園は、特別補助において、事業団に提出した算定資料に、酪農学園大学における平成24、25両年度の授業料減免事業等に係る所要経費について、主たる家計支持者の収入金額が基準となる額を超えていて、算定対象とならない学生に対する授業料減免の額を含めて計上していた。

また、総合支援事業において、同学校法人は、25年度の同大学に係る総合支援事業調査票の提出に当たり、地域を対象とした課題解決型学習やフィールドワーク等、学生が主体的に地域と関わる正課の授業の実施について、「8単位以上を必修としている」と回答していたが、実際には6単位しか必修としておらず、総合支援事業調査票の点数が過大となっていた。

したがって、特別補助の算定対象とならない授業料減免事業等に係る所要経費を除外するとともに、適正な総合支援事業調査票の点数に基づいて算定すると、適正な補助金の額は、24年度715,864,000円、25年度744,463,000円となり、それぞれ1,070,000円、1,140,000円、計2,210,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額	不当と認める 補助金額	摘要
		千円	千円	
(392) 学校法人 酪農学園 (北海道江別市)	24 25 小計	716,934 745,603 1,462,537	1,070 1,140 2,210	特別補助において算定対象とならない経費が含まれていたものなど(酪農学園大学)
(393) 学校法人 東洋大学 (東京都文京区)	24 25 小計	2,030,337 2,295,274 4,325,611	2,900 4,938 7,838	一般補助において算定対象とならない専任教員等が含まれていたもの(東洋大学)
(394) 学校法人 日本医科大学 (東京都文京区)	24 25 小計	3,651,713 3,724,567 7,376,280	3,665 1,000 4,665	一般補助において収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率の算定が誤っていたものなど(日本獣医生命科学大学)
(395) 学校法人 関西文理総合学園 (滋賀県長浜市)	25	280,243	1,000	総合支援事業において総合支援事業調査票の点数に応じて定められた額の増額が誤っていたもの(長浜バイオ大学)
(396) 学校法人 天満学園 (大阪府堺市)	25	119,817	1,000	同(太成学院大学)
(392)-(396)の計		13,564,488	16,713	

第3章
第2節
第3
日本私立学校振興・共済事業団

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

日本私立学校振興・共済事業団の宿泊施設の運営について

(平成 25 年度決算検査報告 740 ページ参照)

1 本院が表示した意見

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、福祉事業の一環として、私立学校教職員共済制度の加入者の保養若しくは宿泊又は教養のための施設(以下「宿泊施設」という。)の運営管理を行っている(以下、この事業を「宿泊事業」という)。宿泊事業に係る経理である宿泊経理の状況をみると、平成 24 年度は利益を計上しているが、24 年度末における繰越欠損金は 121 億 5722 万余円と多額に上っており、加入者等の利用の向上を図るとともに、一般利用者の利用を向上させて収益を得ることで宿泊事業の採算性を確保することが重要である。しかし、事業団において、宿泊施設の利用の向上を図るに当たって事業の有効性を評価するための重要な指標である加入者等の利用に係る目標が定められていなかったり、宿泊施設のうち複数の営業部門を有する「会館」における営業部門別の収支状況が管理されていなかったり、経営分析の結果の活用が十分なものとなっていなかったり、運営の改善に向けた取組が十分なものとなっていなかったり、事業の意義が低下し又は著しい不採算に陥っている施設は整理するとして「特殊法人等整理合理化計画」(以下「整理合理化計画」という。)の趣旨を踏まえた宿泊施設の統廃合に係る検討が継続的に行われていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、事業団において、全利用数に係る目標だけでなく宿泊施設の設置目的を踏まえて加入者等の利用に係る目標も設定した上で、それらの目標の達成に向けた取組を行った、各営業部門の共通経費等に係る配賦基準を設定するなどの営業部門別の収支状況の管理

方法及び当該収支状況に関する情報の活用方法について検討したり、経営分析の結果のより有効な活用方法について検討したり、各宿泊施設の附帯設備の活用を図るなどして運営の改善に向けた取組を更に推進したり、整理合理化計画の趣旨を踏まえて宿泊事業の見直しについて継続的に検討したりするよう、日本私立学校振興・共済事業団理事長に対して26年7月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、事業団において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、事業団は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 27年2月に各宿泊施設に対して通知を発して、各宿泊施設は、同年3月に加入者等の利用に係る目標を設定し、当該目標の達成に向けて、同年4月の宿泊利用料金の改定に際して、加入者等の料金について優遇措置を実施するなどして目標の達成に向けた取組を行った。
- イ 26年7月に各営業部門の共通経費等に係る配賦基準を設定して、各会館において当該配賦基準により営業部門別の収支状況を管理することとした。そして、各会館は、配賦基準に基づいて作成した営業部門別の収支状況に関する情報を活用して、現状の分析及び課題等の抽出を行うとともに、課題等の改善に向けた取組を行った。
- ウ 近隣の同格ホテルのRev PAR(1日1室当たりの客室売上高)との比較による経営分析の結果を27年4月の宿泊利用料金改定の際の判断材料とするなどして、経営分析の結果のより有効な活用を図った。
- エ 27年3月に各宿泊施設に対して通知を発して、附帯設備の利用状況調査の結果に基づいて附帯設備の転用等による活用を図ることとするなどして、運営の改善に向けた取組の更なる推進を図った。
- オ 整理合理化計画の趣旨等を踏まえて、27年6月に宿泊施設の経営改善等に係る新たな検討基準を策定して、当該検討基準に従って宿泊事業の見直しを継続的に検討していくこととした。

第4 日本中央競馬会

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について

(平成25年度決算検査報告748ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)は、一定金額以上の产品及びサービスの調達(以下「特定調達」という。)を行うに当たっては、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている政府調達に関する協定(以下「協定」という。)等及び協定等を遵守した契約事務を行うために競馬会が定めた「日本中央競馬会契約事務取扱要領」(以下「要領」という。)に従った契約手続を実施することとなっている。そして、我が国の電気及びガスの小売市場は自由化が進められており、制度上、国内外の事業者が広く参入できるような状況となっている。しかし、電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たしているにもかかわらず、一般競争に付するなどの特定調達に係る契約手続が実施されていない事態が見受けられた。

したがって、競馬会において、協定の趣旨を十分に理解した上で、これを関係部局に周知徹底し、電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び要領に基づいて実施するよう、日本中央競馬会理事長に対して平成26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、競馬会本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、競馬会は、本院指摘の趣旨に沿い、27年2月及び6月に関係部局に対して通知を発して、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び要領に基づいて実施するよう周知徹底するとともに、26年12月並びに27年4月及び5月に、特定調達の対象となる要件を満たす電気及びガスの調達契約について、それぞれ上記の手続を踏まえて、官報に入札公告を掲載して一般競争に付するなどの処置を講じていた。

第5 東京地下鉄株式会社

不 当 事 項

工 事

(397) 高架橋下の基盤整備工事の施行に当たり、機械器具経費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

科 目	建設仮勘定、鉄道事業営業費
部 局 等	東京地下鉄株式会社本社
工 事 名	キッド・ステイ妙典保育園(仮称)建設に伴う基盤整備その他工事
工 事 の 概 要	地下鉄東西線の高架橋下に保育園を建設するための基盤整備工事として、舗装撤去工、高架橋補修工等を行うもの
契 約 額	128,307,758 円(平成 25、26 両年度)
請 負 人	株式会社岩城組
契 約	平成 26 年 3 月 見積合わせ競争契約
支 払	平成 26 年 12 月
割高となっていた契約額	920 万円(平成 25、26 両年度)

1 工事の概要

東京地下鉄株式会社(以下「東京メトロ」という。)は、平成 25、26 両年度に、「キッド・ステイ妙典保育園(仮称)建設に伴う基盤整備その他工事」を見積合わせ競争契約により、株式会社岩城組と契約額 128,307,758 円で締結して施行している。

本件工事は、地下鉄東西線妙典駅付近の高架橋下に保育園を建設するための基盤整備工事として、舗装撤去工、高架橋補修工等を行うものである。このうち、舗装撤去工は、保育園建設予定地である既存の駐車場のアスファルト舗装を撤去するものであり、高架橋補修工は、舗装撤去工と同じ場所において、保育園の建設に先立ち、高架橋の下面にコンクリートの劣化を防止するための塗料をあらかじめ塗布するものである。

東京メトロは、本件工事の予定価格の積算に当たり、東京メトロで定めた土木工事積算基準等に基づき、同基準等に示された各種算定式等を電子データ化した積算システム(以下「積算システム」という。)を利用して、舗装撤去工については、労務費、機械器具経費等を積み上げて算出し、高架橋補修工については、労務費、材料費等を積み上げて算出していた。このうち、舗装撤去工については、高架橋下という狭い施工条件であることから、バケット容量(山積)が0.13m³の小型のバックホウを使用することとして積算していた。また、高架橋補修工については、使用する塗料等に係る材料費の単価が市販の積算参考資料に掲載されていないことから、業者2社から徴した見積りや同種の工事を参考にすることで単価を決定し、材料費を積算することとしていた。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、東京メトロ本社において、契約書、予定価格の積算書等の書類を確

認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、東京メトロは、舗装撤去工の機械器具経費については、バケット容量(山積)が0.13m³の小型のバックホウの機械損料を計上すべきところ、積算システムにおける機械器具の選択を誤ったため、より高額なバケット容量(山積)が1.4m³の大型のバックホウの機械損料を計上するなどしていた。また、高架橋補修工の材料費については、積算システムに単価を入力する際に、前記の同種の工事を参考にするなどした単価よりも誤って高い金額を入力していた。

したがって、正しい機械器具経費及び材料費を用いるなどして本件工事費を修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた費用等を考慮しても、諸経費等を含めた工事費の総額は119,019,580円となることから、本件契約額128,307,758円はこれに比べて約920万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東京メトロにおいて、本件工事の予定価格の積算に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

第6 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の運転業務契約における標準分析作業に係る人件費について、作業内容等を反映した月額単価を用いるなどして予定価格の積算を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの

科目	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理費
部局等	中間貯蔵・環境安全事業株式会社(平成26年12月23日以前は日本環境安全事業株式会社)
契約名	運転業務委託契約11契約
契約の概要	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設においてポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に必要な操業管理を行わせるもの
契約の相手方	5会社
契約	平成25年4月、26年4月 随意契約
契約額	162億1675万余円(平成25、26両年度)
標準分析作業に係る人件費の積算額	10億7833万余円(平成25、26両年度)
低減できた積算額	3億4870万円(平成25、26両年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の運転業務契約の予定価格の積算について

(平成27年10月15日付け 中間貯蔵・環境安全事業株式会社代表取締役社長宛て) 標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理事業

貴会社(平成26年12月23日以前は日本環境安全事業株式会社。以下同じ。)は、環境事業団の解散に伴い、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平成15年法律第44号)に基づき、16年4月1日に全額政府出資の特殊会社として設立され、同事業団の業務のうち、ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)、PCBを含む油(以下「PCB油」という。)、PCBが封入された容器等のうち廃棄物となったものなど(以下、これらを合わせて「PCB廃棄物」という。)の無害化処理に係る事業(以下「処理事業」という。)を承継している。

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年法律第65号。以下「特措法」という。)によれば、その事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者(以下「保管事業者」という。)は、PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないとされている。

そして、貴会社は、特措法及び特措法の規定により環境省が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」(以下「基本計画」という。)等に基づいて、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理に資するために、地域ごとに拠点となる処理施設として北海道 PCB 廃棄物処理施設等 5 処理施設^(注1)を設置し、保管事業者からの委託を受けて、PCB 廃棄物の種類ごとに定めた処理料金を徴収して、5 処理施設において処理を行っており、26 年度の貴会社における処理事業に係る売上高は 636 億 5593 万余円となっている。

(注1) 5 処理施設 北海道、東京、豊田、大阪、北九州各 PCB 廃棄物処理施設

(2) 処理施設の運転業務契約の概要

5 処理施設は、環境事業団又は貴会社が、技術提案書を提出した者の中から契約の相手方として選定した者(以下「プラントメーカー」という。)5 者とそれぞれ随意契約を締結して整備したもので、処理施設ごとに各プラントメーカーが開発した技術等が活用されている。そして、処理事業は、周辺住民等から安全性等への配慮が強く求められていることから、処理施設の操業管理には各処理施設に導入された特殊な設備の操作等に精通し、かつ、高度な専門性等を有した技術者等が必要なものである。そこで、貴会社は、16 年 4 月以降、処理事業の実施に当たり、各プラントメーカーが設立した各処理施設において PCB 廃棄物の無害化処理に必要な操業管理等の業務(以下「運転業務」という。)を行うための専門会社(以下「運転会社」という。)5 会社との間で、運転業務に係る契約(以下「運転業務契約」という。)をそれぞれ締結している。

運転業務の各工程は、PCB 廃棄物から PCB 油を抜油する作業、抜油済みの PCB 廃棄物を解体及び洗浄する作業、PCB 油等を無害化処理する作業、無害化等について分析等を行う作業等で構成されている。このうち、無害化等について分析等を行う作業には、無害化処理した PCB 油等が所定の分析項目について基準値以下になっているか分析機器で計測する作業(以下「標準分析作業」といい、標準分析作業に従事する作業員を「標準分析作業員」という。)、無害化等について最終確認や判定を行う作業等がある。

(3) 運転業務契約の予定価格の積算

貴会社は、運転業務契約の予定価格の積算に当たり、人件費については、厚生労働省が作成している賃金構造基本統計調査報告(以下「賃金センサス」という。)を用いて算定している。賃金センサスには、産業や企業規模等の種別ごとに所定内給与額等^(注2)が一覧表として示されている。

運転業務は、前記のとおり、特殊な設備の操作等に精通し、かつ、高度な専門性等を有した技術者等が必要であることなどから、貴会社は、運転業務の全ての工程に係る作業員の大半がプラントメーカーからの出向等により運転会社の正社員等となることを前提としており、また、プラントメーカーの賃金センサスにおける企業規模の区分が「大企業」(従業員数 1000 人以上)に該当することなどを考慮して、「製造業を営む大企業」の給与額の表を用いることとしている。そして、貴会社は、上記の表の中から、各工程の作業で必要となる作業員の各職責に応じて、16 年程度の経験年数の区分等を選定し、各区分の所定内給与額等に福利厚生費等を加算するなどして月額単価を算定している。

(注2) 所定内給与額 事業所の就業規則等で定められた給与に関する支給条件及び算定方法によって支給された基本給及び超過労働給与額を含まない諸手当

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴会社は、25年9月までにPCB廃棄物の処理体制を全て整えて、基本計画に従って処理事業を進めており、5処理施設における運転業務契約の契約金額は毎年度多額に上っている。一方、貴会社の決算状況をみると、23年度から当期純損益は黒字に転換したものの、より一層の経費の削減が求められている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、運転業務契約の予定価格の積算が、実際の作業内容等を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、25、26両年度に締結した運転業務契約計11件(契約金額計162億1675万余円)を対象に、貴会社本社において契約書、仕様書、予定価格調書等の関係書類を確認するとともに、5処理施設において、運転業務の各工程における作業の実態を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、貴会社は、運転業務契約における標準分析作業に係る人件費の積算については、他の工程に係る人件費と同様に、「製造業を営む大企業」の給与額の表の中から、16年程度の経験年数の区分を選定するなどして、月額単価を418,000円から665,000円までと算定し、5処理施設で25年度計5億0158万余円、26年度計5億7675万余円、合計10億7833万余円と積算していた。

しかし、次のことから、作業内容や作業員に求められる能力等を適切に反映した積算とはなっていなかった。

(1) 仕様書で求める作業内容や作業員の能力等について

貴会社は、標準分析作業については、仕様書において、日本工業規格等に準拠した方法で行うこととしており、標準分析作業の具体的な手順を定めた作業標準書等を各運転会社に作成させることとしていた。そして、作業標準書等において、標準分析作業員には、市販されている器具等を用いて、作業標準書等に定めた手順で標準分析作業を行わせることとし、原則として、他の作業を行わせないこととしていた。また、標準分析作業員には、2日間の講義の受講等により取得できる資格を指定しているのみであり、仕様書において、他の工程に従事する作業員に必要としているような特殊な設備の操作や高度な専門性等は求めていなかった。

(2) 実際の作業内容や作業員に求められる能力等について

貴会社は、標準分析作業員については、環境分析等で一般的に使用されたり、簡易に操作できるように改良等されたりなどした分析機器等により標準分析作業を実施させている状況であった。そして、標準分析作業員に対して、標準分析作業以外の作業は行わせてはならず、また、前記のとおり、標準分析作業の内容は他の工程において必要とされる特殊な設備の操作や高度な専門性等を要しないものであることから、標準分析作業員については、プラントメーカーからの出向者等を必要とせず、運転会社が直接採用等しており、その経験年数が6年以下の者が8割を超えていた。そして、運転会社の従業員数は5会社とも約150人から約270人までとなっており、賃金センサスにおける企業規模の区分は、プラントメーカーが該当する「大企業」(従業員数1000人以上)ではなく、「中企業」(従業員数100人以上999人以下)に該当するものであった。

したがって、運転業務契約における標準分析作業に係る人件費については、他の工程とは異なる作業内容や作業員に求められる能力等を反映して算定した月額単価を用いて積算すべきであると認められる。

上記により、実際の作業内容等を反映して、運転会社の企業規模である「製造業を営む中企業」の給与額の表の中から、6年程度の経験年数の区分を選定するなどして、月額単価を329,000円から495,000円までと算定し、運転業務契約における標準分析作業に係る人件費の積算額を修正計算すると、前記の積算額は25年度計3億5333万余円、26年度計3億7621万余円、合計7億2954万余円となり、25年度約1億4820万円、26年度約2億0050万円、計約3億4870万円低減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

運転業務契約における標準分析作業に係る人件費の積算に当たり、作業内容や作業員に求められる能力等を反映することなく、他の工程に従事する作業員に必要とされる能力等を基に経験年数の区分を選定するなどして月額単価を算定している事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴会社において、運転業務契約における標準分析作業に係る人件費の積算に当たり、実際の作業内容等を反映した月額単価を算定するなど、予定価格の積算を適切に行うための検討が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴会社は、PCB廃棄物の処理について、基本計画に従って処理事業を行うために、今後とも引き続き運転業務契約を締結していくこととしており、これに係る契約金額は多額に上るものと見込まれる。

については、貴会社において、運転業務契約における標準分析作業に係る人件費について、実際の作業内容等を反映して算定した月額単価を用いるなどして予定価格の積算を適切に行うよう是正改善の処置を求める。

第7 成田国際空港株式会社

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について

(平成 25 年度決算検査報告 754 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

成田国際空港株式会社(以下「成田会社」という。)は、一定金額以上の产品及びサービスの調達(以下「特定調達」という。)を行うに当たっては、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている政府調達に関する協定(以下「協定」という。)等及び協定等を遵守した契約事務を行うために成田会社が定めた「物品等又は特定役務の調達手続に関する細則」(以下「細則」という。)に従った契約手続を実施することとなっている。そして、我が国の電気及びガスの小売市場は自由化が進められており、制度上、国内外の事業者が広く参入できるような状況となっている。しかし、電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たしているにもかかわらず、一般競争に付するなどの特定調達に係る契約手続が実施されていない事態が見受けられた。

したがって、成田会社において、協定の趣旨を十分に理解した上で、これを関係部局に周知徹底し、電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び細則に基づいて実施するよう、成田国際空港株式会社代表取締役社長に対して平成 26 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、成田会社本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、成田会社は、本院指摘の趣旨に沿い、26 年 11 月に関係部局に対して通知を発して、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び細則に基づいて実施するよう周知徹底するとともに、同月に、特定調達の対象となる要件を満たす電気の調達契約について、上記の手続を踏まえて、官報に入札公告を掲載して一般競争に付し、今後契約手続を実施するガスの調達契約についても、同様の手続をとることとする処置を講じていた。

第8 東日本高速道路株式会社、第9 中日本高速道路株式会社、第10 西日本高速道路株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(3) アスファルト舗装工事における路盤材の選定に当たり、鉄鋼スラグ及び溶融スラグに係る事前確認を適切に行うなどして環境にも配慮した経済的な設計を行うよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社
科目	(1)~(3) 仕掛道路資産、管理費用
部局等	(1) 本社、4支社 (2) 本社、4支社 (3) 本社、4支社
舗装工事の概要	高速道路の建設工事又は保全工事の一環として、アスファルト舗装を新設したり、打ち換えたりなどする工事
環境にも配慮した経済的な設計を行っていなかった舗装工事に係る契約金額	(1) 602億4303万余円(平成23年度~26年度) (2) 787億2234万余円(平成21年度~26年度) (3) 931億0011万余円(平成21年度~26年度)
上記の舗装工事における路盤材の材料費に係る積算額	(1) 38億8641万円(背景金額) (2) 37億8079万円(背景金額) (3) 49億4332万円(背景金額)

1 アスファルト舗装の概要

(1) アスファルト舗装の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。))及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。また、以下、これらの会社を総称して「3会社」という。))は、高速道路の建設工事又は保全工事の一環として、アスファルト舗装を新設したり、打ち換えたりなどする工事(以下、これらを合わせて「舗装工事」という。))を実施している。

アスファルト舗装は、表層、基層及び路盤を路床の上に構築するものであり、このうち路盤は、通常、上層路盤と下層路盤とに分けて施工されている。

(2) 路盤に使用する材料

舗装設計施工指針(社団法人日本道路協会編)及び舗装施工便覧(社団法人日本道路協会編。以下、これらを合わせて「指針等」という。))によれば、アスファルト舗装における材料の選定に当たっては、設計条件、施工条件等から要求される性能に適合する品質であることを配合設計や適切な試験(以下、これらを「配合試験」という。))により確認することなどとき

れている。そして、アスファルト舗装の路盤に使用する材料(以下「路盤材」という。)には、新品の碎石及び砂(以下「新品の骨材」という。)等のほか、鉄鋼スラグ^(注1)、熔融スラグ^(注2)等の建設産業以外から発生する再生資材の積極的な活用も検討することとされている。

(注1) 鉄鋼スラグ 鉄鋼製造工程で副産物として生成される固化物

(注2) 熔融スラグ ごみ、焼却灰等を熔融固化する施設において、ごみなどの容積を減容等する際に生成されるガラス質の固化物

(3) 路盤の設計

3会社は、アスファルト舗装の路盤の設計に当たり、3会社が制定した「設計要領第一集舗装編」によれば、路盤材の設計については、現場条件に合わせて、安定性、耐久性、経済性等が得られるように材料の選定を行うほか、鉄鋼スラグを使用する場合には指針等を参照すること、熔融スラグ等については諸条件を十分考慮した上で材料の選定に当たることとされている。

また、鉄鋼スラグ及び熔融スラグは、一般に新品の骨材と比較して安価なものとなっているが、製鉄所又は熔融固化施設(以下、これらを合わせて「スラグ生成プラント」という。)が施工箇所の近隣に所在していない場合には、別途に運搬費等を考慮する必要があることから、必ずしも経済的とならないこともある。

さらに、鉄鋼スラグ及び熔融スラグについては、スラグ生成プラントごとに粒度、品質等が異なることから、碎石、砂等のいずれの骨材に代えて活用できるかなどを確認する必要がある。

(4) 建設産業以外から発生する再生資材の活用に関する国の取組

国は、近年の最終処分場の不足や天然資源の枯渇等の諸問題に対応するために、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)等の制定をはじめ様々な取組を進めてきている。国土交通省は、平成13年に各地方整備局、旧日本道路公団等に対して「舗装の構造に関する技術基準について」(平成13年国土交通省道路局長等通達。以下「舗装基準通達」という。)を発して、建設産業以外から発生する再生資材の活用等リサイクルの推進に努めることとしている。

そして、鉄鋼スラグについては昭和54年に、また、熔融スラグについては平成18年に、それぞれ道路用の路盤材等として活用できる品質、試験方法等に関する日本工業規格(以下「JIS」という。)が制定されている。さらに、環境省は、熔融スラグについてJISが制定されたことなどを受けて、19年に都道府県及び政令市に対して「一般廃棄物の熔融固化物の再生利用の実施の促進について」(平成19年環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知)を発して、熔融スラグの活用を促進するよう助言している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

3会社は、毎年度多数の舗装工事を実施しており、路盤材に係る材料費は多額に上っている。また、3会社は、事業活動により発生する副産物を有効活用するなど環境への負荷を低減する面から3Rの推進に貢献することとしていることから、路盤材については、新品の骨材等^(注3)に加えて鉄鋼スラグ及び熔融スラグを積極的に活用することが、3Rの推進や経費の節減に寄与することになる。

そこで、本院は、経済性等の観点から、舗装基準通達等の趣旨を踏まえて、路盤材の選定に当たり環境にも配慮した経済的な設計を行っているかなどに着眼して、25年度又は26年度に舗装工事で路盤を施工した契約(契約年度は、21年度から26年度まで)、東会社87件(契約金額計1044億5445万余円)、中会社59件(同計964億5723万余円)、西会社109件(同計1219億6068万余円)、3会社計255件(同計3228億7238万余円)を対象として、3会社の本社及び各支社において、契約書、設計書等の書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注3) 3R 循環型社会をつくっていく上で基本的な考え方。リデュース(廃棄物の発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)の頭文字

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

3会社は、前記255件のうち240件(東会社84件、中会社59件、西会社97件)においては、路盤材の選定に当たり、鉄鋼スラグ又は熔融スラグについて過去の使用実績がほとんどなく、また、調達可能な数量が不明確であることなどから、スラグ生成プラントの所在地やそこで生成されるスラグの品質、価格(1m³当たりの単価。以下同じ。)等をあらかじめ把握するなどの調査確認(以下、この調査確認を「事前確認」という。)を行わないまま、新品の骨材を使用することとしていた。そこで、前記の240件について、スラグ生成プラントの所在地、スラグの品質、調達可能性等を調査したところ、188件(東会社54件、中会社51件、西会社83件)においては、スラグ生成プラントが近隣に所在しており、このうち183件(東会社52件(契約金額計602億4303万余円、路盤材計419,302.6m³、路盤材の材料費に係る積算額計38億8641万余円)、中会社51件(同計787億2234万余円、同計565,279.0m³、同計37億8079万余円)、西会社80件(同計931億0011万余円、同計425,451.6m³、同計49億4332万余円)、同合計2320億6549万余円、同合計1,410,033.2m³、同合計126億1052万余円)については、必ずしも必要とする全ての数量を調達できるとは限らないものの、JISに適合する品質の鉄鋼スラグ又は熔融スラグの活用が可能であった。

さらに、25、26両年度における新品の骨材、鉄鋼スラグ及び熔融スラグの価格を調査したところ、新品の碎石の価格(運搬費を含む。)は1,700円から6,000円まで、新品の砂の価格(運搬費を含む。)は1,960円から5,600円までとなっていたのに対して、鉄鋼スラグの価格(運搬費を含む。)は1,400円から4,600円まで、熔融スラグの運搬費を含まない価格は16円から1,922円までとなっており、運搬費を考慮しても、鉄鋼スラグや熔融スラグは新品の骨材よりおおむね安価となっていた。

<事例>

東会社関東支社さいたま工事事務所は、平成25年度から27年度まで、首都圏中央連絡自動車道建設工事の一環として、高速道路の下層路盤等に係る舗装工事を実施している。同事務所は、この工事の路盤材の選定に当たり、地域の条件にかかわらず新品の骨材を使用することとしていたため、新品の碎石(19,938.0m³、運搬費を含む価格2,650円)及び新品の砂(3,518.5m³、同3,750円)として設計していた。

しかし、上記工事の施工箇所には近隣に熔融固化施設が所在し、同施設ではJISに適合し新品の砂に代えて活用できる品質の熔融スラグを25年度に2,803.2m³生成していた。そして、運搬費を含まない熔融スラグの価格160円に施工箇所までの運搬費1,590円を加えても1,750円となることから、熔融スラグは新品の砂より安価となっていた。

このように、路盤材の選定に当たり、大半の契約において鉄鋼スラグ及び溶融スラグに係る事前確認を行わなかったため、新品の骨材との経済比較や配合試験を行わないまま、新品の骨材を使用することとしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、3会社において、路盤材の選定に当たり、鉄鋼スラグ及び溶融スラグに係る事前確認を行って、これらを積極的に活用することにより、環境にも配慮した経済的な設計を行うことに対する認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、3会社は、27年8月及び9月に関係部署へ通知を発して、路盤材の選定に当たり、鉄鋼スラグ及び溶融スラグについて事前確認を適切に行い、新品の骨材との経済比較や配合試験の結果に基づいて環境にも配慮した経済的な設計を行うこととして、同年9月からこれを適用することとする処置を講じた。

第11 全国健康保険協会

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

文書の保管に係る契約の締結に当たり、費用等について保管庫賃貸借契約と文書保管委託契約との比較検討を行って調達方法を決定すること及び文書保管委託契約について競争の利益を享受できるよう一般競争入札に付することを周知徹底し、より経済的な契約を締結するよう改善させたもの

科 目	一般管理費	
部 局 等	全国健康保険協会 33 支部	
契 約 名	(1) 保管庫賃貸借契約等 38 契約 (2) 文書保管委託契約等 18 契約	
契 約 の 概 要	(1) 文書を保管するための保管庫の賃貸借契約を締結して、事務所内に収納できない文書を保存期限が満了するまで保管するもの (2) 文書の保管等を委託する契約を締結して、事務所内に収納できない文書を保存年限が満了するまで保管するもの	
契 約 の 相 手 方	(1) 太成倉庫株式会社等 22 会社 (2) 株式会社ヤマタネ等 14 会社	
契 約	(1) 平成 23 年 4 月ほか 随意契約 (2) 平成 24 年 4 月ほか 一般競争契約、随意契約	
検査の対象とした契約件数及び支払額	(1) 38 件	1 億 4459 万余円(平成 25、26 両年度)
	(2) 18 件	8228 万余円(平成 25、26 両年度)
(1)のうち保管費用等の節減が見込まれた契約件数及び節減額	24 件	5266 万円
(2)のうち競争の利益を享受できていなかった契約件数及び支払額	12 件	6054 万円(背景金額)

1 契約等の概要

(1) 文書保管の概要

全国健康保険協会(以下「協会」という。)は、平成 20 年 10 月 1 日に、社会保険庁から健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく政府管掌健康保険事業を継承して、保険者として健康保険事業を運営しており、社会保険の被保険者等から提出される健康保険療養費支給申請書等の文書を多く保有していて、各文書の保存年限等を定めた文書管理規程に基づいて当該文書を保管している。

そして、協会本部及び 47 支部のうち、全ての文書を事務所内で保管している 9 支部を除く本部及び 38 支部においては、事務所内に収納できない文書について、業者との間で、文書を保管するための保管庫の賃貸借契約(以下「保管庫賃貸借契約」という。)や、文

書の保管等を業者に委託する契約(以下「文書保管委託契約」という。)を締結して、保存年限が満了するまで外部で保管している。

(2) 保管庫賃貸借契約及び文書保管委託契約の概要

協会において保管庫賃貸借契約を締結する場合には、事務所内に保管できない文書をダンボール箱等に収納して保管することとして、賃貸借期間内に見込まれる最大保管数量を基に保管庫の必要面積を算出し、その面積が確保できる保管庫を選択する。そして、同規模の他の保管庫と賃借料、利便性等の条件について比較検討を行った上で最適であるとされた場合、当該保管庫を所有する業者と随意契約により契約を締結している。

一方、文書保管委託契約を締結する場合には、事務所内に保管できない文書をダンボール箱に収納して、当該ダンボール箱の保管、運搬等を業者に委託することとなり、保管料、運搬費等はそれぞれの単価に実際に保管、運搬等を行った箱数を乗じて算出される。

(3) 契約方式

全国健康保険協会会計規程(平成20年規程第38号)及び全国健康保険協会会計細則(平成21年細則第4号)(以下、これらを合わせて「会計規程等」という。)によれば、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付さなければならないとされている。しかし、当該契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが不利と認められる場合等には、随意契約によることができるとされている。また、上記のほか、契約金額が少額である場合その他特別の必要があると認められる場合として、運送又は保管をさせるときなどには、随意契約によることができるとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、文書の保管に係る費用の節減が図られているかなどに着眼して、本部及び5支部が予定価格が少額であることを理由として随意契約により締結していた契約を除く、33支部における保管庫賃貸借契約38件、文書保管委託契約18件計56件(25、26両年度分支払額計2億2688万余円)を対象として、20支部において、契約書、仕様書等を確認したり、本部において、会計規程等について説明を聴取したりして会計実地検査を行うとともに、13支部に調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 保管庫賃貸借契約を締結するに当たり、費用等について文書保管委託契約との比較検討を行っていなかったため、経済的な契約となっていなかった事態

33支部のうち、22支部は、保管庫賃貸借契約38件(25、26両年度分支払額計1億4459万余円)について、従前から賃借していた保管庫が、利便性、倉庫スペース、賃借料等において、借上げ物件としては最適であることから、契約の性質が競争を許さない場合に該当するなどとして、従前の契約を更新するなどして随意契約により締結していた。

そして、上記22支部のうち5支部は、保管庫賃貸借契約を締結するに当たり、費用等について文書保管委託契約との比較検討を行った上で保管庫を選定していたものの、他の17支部は、比較検討を行っていなかった。

そこで、当該17支部が締結していた保管庫賃貸借契約29件(25、26両年度分支払額計1億1085万余円)について、全国的に文書保管業務を受託している業者の一箱当たりの保

管料等を用いて、保管庫賃貸借契約から文書保管委託契約に変更した場合に見込まれる保管費用等を試算したところ、茨城、栃木及び和歌山支部を除いた14支部の契約24件(25、26両年度分支払額計1億0091万余円)については、25、26両年度で計5564万余円節減でき、従前の保管庫からの保管文書の移転のために見込まれる費用計298万余円を差し引いたとしても25、26両年度の支払総額を合計5266万余円節減できたと認められた。

(注1) 5支部 北海道、千葉、新潟、兵庫、島根各支部

(注2) 17支部 青森、岩手、山形、茨城、栃木、群馬、東京、神奈川、三重、京都、奈良、和歌山、高知、佐賀、長崎、熊本、鹿児島各支部

(2) 文書保管委託契約を締結するに当たり、競争の利益を享受できていなかった事態

33支部のうち、12支部は、文書保管委託契約計18件(25、26両年度分支払額計8228万余円)を締結していた。^(注3) そのうち、4支部の文書保管委託契約計5件(25、26両年度分支払額計2011万余円)は、契約を締結するに当たり、仕様書等に保管の条件、セキュリティ等について具体的に定めるなどした上で、一般競争入札により業者を選定していた。

一方、8支部の契約計12件(25、26両年度分支払額計6054万余円)は、費用、セキュリティ等の面において、文書の保管場所としては最適であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合や、その他特別の必要があると認められる場合とされている「運送又は保管をさせるとき」に該当するなどとして、従前の業者と随意契約により契約を締結していた。

そこで、上記の8支部においても、前記の4支部と同様に一般競争に付することが可能かどうかについて、文書保管委託契約の業務内容や地域ごとの業者の数等をみたところ、次のような状況となっていた。

ア 文書保管委託契約は、文書の保管や運搬を委託するものであることから、業務の内容が業者によって異なるものではなく、仕様書等に具体的に条件を定めれば、現在契約を締結している業者でなくても履行できる業務となっていた。

イ 8支部について、現在契約を締結している業者以外で、同じ地域内において現在の契約と同様の条件で文書保管委託を行うことができる業者の数を調査したところ、それぞれ5社以上存在していた。

したがって、上記8支部の契約計12件(25、26両年度分支払額計6054万余円)は、一般競争入札に付した場合、複数の業者が入札に参加する可能性があるにもかかわらず、一般競争入札に付することを検討することなく、従前の業者と随意契約により契約を締結していたことから、競争の利益を享受できない状況となっていたと認められた。

現に、随意契約により契約を締結していた支部が一般競争入札により業者を選定したところ、費用が大幅に低減していた。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<参考事例>

福岡支部は、平成21年11月からA会社と随意契約により文書保管委託契約を締結し、24年度まで随意契約により契約を更新していたが、25年度の契約から競争の利益を享受するため、一般競争入札により業者を選定し、B会社と契約を締結した。その結果、支払額は、24年度が452万余円であったのに対して、25年度は保管文書の移転費用も含めて353万余円となっており、費用が大幅に低減していた。

(注3) 4支部 埼玉、東京、愛媛、福岡各支部

(注4) 8支部 宮城、福島、石川、岐阜、静岡、愛知、大阪、広島各支部

(1)及び(2)のように、保管庫賃貸借契約について、経済的な契約となっていなかった事態や、文書保管委託契約について、競争の利益が享受できていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、協会において、保管庫賃貸借契約について、より経済的な契約を締結するために、費用等について文書保管委託契約との比較検討を行うことの必要性についての認識が欠けていたこと、文書保管委託契約を締結するに当たり、競争の利益を享受することについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、協会は、27年8月に事務連絡を発して、保管庫賃貸借契約を締結するに当たっては、費用等について文書保管委託契約との比較検討を行い、より経済的な調達方法を決定すること及び文書保管委託契約を締結するに当たっては、競争の利益を享受するために、一般競争入札に付することとし、これを契約期間が29年度までとなっている契約も含め遅くとも28年度末までに全ての契約について適用するよう周知徹底する処置を講じた。

第12 日本年金機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対して適用の促進を行う業務において、加入指導を行うに当たり不足している情報を把握して法人登記簿情報に追加することを検討したり、加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を検討したり、的確に立入検査の手続をとる方法を検討したりすることなどにより、同業務がよりの確かつ効率的に行われるよう改善の処置を要求し及び意見を表示し、並びに加入勧奨に係る委託契約において業務の実績を踏まえて委託費の支払が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

部 局 等	厚生労働本省、日本年金機構本部
適用促進業務の概要	日本年金機構が健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対して適用の促進を行う業務
科 目	業務経費
適用促進業務のために取得した膳本数	110,877 通(平成 26 年度)
訪問勧奨の際に電話番号を聴取していなかった事業所数	10,846 事業所(平成 25、26 両年度)
適用促進業務において行われた立入検査予告数	2,012 件(平成 25、26 両年度)
適用関係業務に要した経費	301 億円(背景金額)(平成 25、26 両年度)
契 約 名	厚生年金保険等未適用事業所への加入勧奨業務
契 約 の 概 要	日本年金機構が、未適用事業所を的確に把握して事業主等へ加入勧奨を行うために、対象事業所への勧奨文書の送付、電話及び訪問を行うもの
契約の相手方	4 会社
契約件数及び支払額	7 件 3 億 0540 万余円(平成 25、26 両年度)
節減できた電話勧奨経費相当額	2547 万円(平成 25、26 両年度)

本院は、日本年金機構(以下「機構」という。)が行う適用促進業務について、平成 27 年 10 月 26 日に、「健康保険及び厚生年金保険の未適用の事業所に対する適用促進の実施状況等について」として、厚生労働大臣に対して、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示し、日本年金機構理事長に対して、同条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示し、並びに同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

これらの意見表示及び処置要求の内容は、厚生労働省及び機構のそれぞれの検査結果に応じたものとなっているが、これらを総括的に示すと以下のとおりである。

1 適用促進業務に係る事務の概要

(1) 適用促進業務の概要

厚生労働省は、健康保険及び厚生年金保険(以下、両保険を合わせて「厚年保険等」という。)の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を機構に委任し、又は委託して、機構は、同省の監督の下に、当該事務を実施している。そして、機構は、厚年保険等の事業に関する事務を行うために、本部のほか、全国9ブロック本部、312年金事務所等を設置している。また、厚年保険等が強制的に適用される事業所は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に定められている事業を行う事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの、常時従業員を使用する法人の事業所等となっている。

厚生労働省は、21年度に日本年金機構法(平成19年法律第109号。以下「機構法」という。)第33条第1項の規定に基づいて定めた機構が達成すべき業務運営に関する目標である第1期中期目標(22年1月から26年3月まで)において、厚年保険等を適用すべき事業所であるにもかかわらず、その適用を受けていない事業所(以下「未適用事業所」という。)を把握した上で、厚年保険等の適用を促進することとしている。そして、機構は、上記の中期目標を達成するために機構法第34条第1項の規定に基づいて定めた第1期中期計画(22年1月から26年3月まで)において、厚年保険等の適用を促進するための取組として、厚年保険等への加入指導から未適用事業所に対する立入検査等に至る実施手順及び判断基準を定めることとしていたことから、機構本部は、23、25両年度に業務処理マニュアル(平成22年要領第4号)を改正して(以下、改正後の業務処理マニュアルを「事務処理手順」という。)、その中で上記の実実施手順等を定めている。そして、各年金事務所は、事務処理手順に基づいて、未適用事業所に対する厚年保険等の適用を促進する業務(以下「適用促進業務」という。)を行っている。

(2) 適用促進業務の流れ

機構が22年1月の設立以降取り組んでいる適用促進業務の流れは、次のとおりとなっている。

ア 適用促進業務の対象となる事業所の選定

機構本部は、厚年保険等の適用の可能性のある事業所(以下「適用調査対象事業所」という。)を選定するために、24年10月以降、法務省から新規に設立された法人の情報及び異動又は閉鎖された法人の情報(以下、これらの情報を「法人登記簿情報」という。)の提供を毎月受けるとともに、厚生労働省労働基準局から年に1回雇用保険の適用事業所に係る情報(以下「雇用保険情報」という。)の提供を受けている。そして、25年度までは、機構が管理する厚年保険等に加入している事業所の情報と、法人登記簿情報及び雇用保険情報をそれぞれ突合することにより適用調査対象事業所を選定していたが、26年度からは、年金事務所等が行う適用促進業務等に係る事務処理の効率化を図ることを目的とした「厚生年金保険適用業務支援システム」(以下「支援システム」という。)が本格運用されたことから、支援システムを活用して、上記三つの情報を一体的に突合することにより、情報の重複を省いて適用調査対象事業所を選定するなどしている。

イ 外部委託による加入勧奨

機構は、機構法附則第3条により定められた「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」(平成20年7月閣議決定)において、外部委託を推進するに当たっては効率化の推進等という視点に立って最も望ましい業務の在り方を検討するとの基本的な考え方の下に、厚年保険等の加入勧奨業務等について外部委託を行うこととなっている。これを受けて、機構は25年度に、委託期間を同年10月から26年6月までとする「厚生年金保険等未適用事業所への加入勧奨業務 北海道地区」等7契約(以下「25年度加入勧奨契約」という。)を4会社と締結して、外部委託による加入勧奨を行っている。そして、上記の外部委託に当たっては、機構本部が契約に係る事務を行うとともに、雇用保険の被保険者数が50人未満の事業所に係る雇用保険情報及び法人登記簿情報と厚年保険等に加入している事業所の情報とをそれぞれ突合するなどして不一致となった事業所に係る一覧表を各年金事務所に送付し、各年金事務所は、機構本部から受領した当該一覧表を基に外部委託による加入勧奨の対象となる適用調査対象事業所のリスト(以下「リスト」という。)を作成して機構本部に送付している。その後、機構本部はブロック本部を経由して受託事業者にリストを交付し、受託事業者は、リストに記載されている事業所へリーフレット等の印刷物の送付を行い、さらに、電話番号が判明している事業所に対して電話により厚年保険等の制度の説明等を行う(以下、電話による加入勧奨を「電話勧奨」という。)とともに、電話番号が不明の事業所については電話番号案内等により電話番号を調査した上で電話勧奨を行っている。そして、電話勧奨の終了後、事業所を訪問して、事業主等と面談し、厚年保険等の制度の説明、事業所の現況確認、未適用事業所である場合は厚年保険等への加入義務の説明等を行い(以下、訪問による加入勧奨を「訪問勧奨」という。)、自主的な厚年保険等の加入に結び付けることとなっている。

また、受託事業者は、これらの加入勧奨業務を終了した事業所ごとに勧奨結果報告書を作成して、毎月2回ブロック本部に納品している。ブロック本部は、勧奨結果報告書の記載内容に不備がないかなどについて確認を行った上で、年金事務所に送付している。

ウ 年金事務所による加入指導等

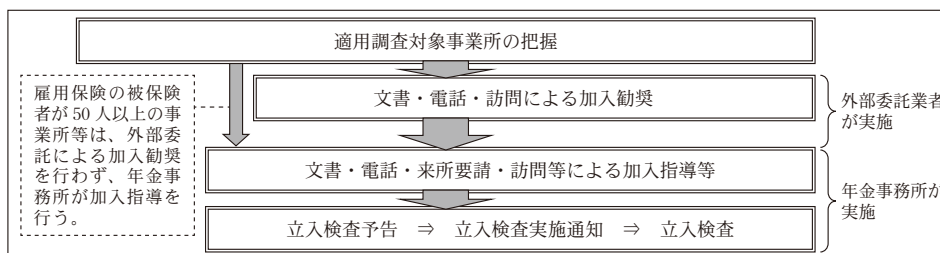
年金事務所は、雇用保険の被保険者数が50人以上の適用調査対象事業所等及び受託事業者が加入勧奨を行った適用調査対象事業所に対して、文書、電話、来所要請、訪問等の手段で、厚年保険等の制度等について十分説明を行い、事業主の自主的な加入を促すための加入指導を行うこととなっている。この際、年金事務所は、支援システム等に登録されている適用調査対象事業所に係る情報や受託事業者の勧奨結果報告書では把握できない事業所の実態を把握するなどのために、必要に応じて法務局等から商業・法人登記簿謄本(以下「謄本」という。)を取得している。

また、機構本部が発出した「適用促進業務における適用対象外事業所の取扱基準(指示・依頼)」(平成24年厚年指2012-289。以下「取扱基準」という。)に基づき、年金事務所は、謄本の取得により、既に事業実態のないことが確認できた適用調査対象事業所を加入指導の対象から除外したり、移転したことが確認できた適用調査対象事業所について移転先所在地を管轄する年金事務所に加入指導業務を引き継いだりしている。

そして、事務処理手順に基づき、訪問による加入指導が3回以上行われたこと、立入検査予告が行われたこと、加入指導を継続したとしても厚年保険等の加入の届出が行われる見込みがないことなどの一定の条件を満たした未適用事業所に対して、年金事務所は、立入検査実施日等を通知する立入検査実施通知を送付し、その実施日までに自主的な厚年保険等の加入がなされない場合には、厚年保険等の事業の適正な運営のために、健康保険法等に基づく立入検査を行い、強制的に加入手続を行うこととなっている。

アからウまでの適用促進業務の流れを図で示すと、次のとおりとなる。

図 適用促進業務の流れの概念図



2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

未適用事業所に対する厚年保険等の適用を促進し、適正な負担を求めていくことが、健康保険事業及び厚生年金保険事業の健全な運営を維持するとともに、被保険者等となるべき者に対する医療保障や年金受給権を確保する上で重要なものとなっている。

そして、機構は、24年度以降、23年度末時点で把握した適用調査対象事業所を3年間で半減させることを目標として設定するなど、適用促進業務に積極的に取り組むこととしている。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、年金事務所による加入指導や外部委託による加入勧奨は効率的に行われているか、立入検査等が的確に行われているか、加入勧奨に係る委託契約において委託費の支払は適切に行われているかなどに着眼して、機構が25、26両年度に適用関係業務に要した経費301億余円(25年度加入勧奨契約に係る委託費3億0540万余円を含む。)を対象として検査した。

検査に当たっては、厚生労働本省並びに機構本部、9ブロック本部及び26都府県下の142年金事務所において、適用促進業務の実施状況等について、担当者から説明を徴するなどして会計実地検査を行うとともに、上記26都府県下の187年金事務所全てから調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 年金事務所等が行う適用促進業務の実施状況

ア 支援システムに収録された法人登記簿情報に不足が生じていたり、支援システムの活用が十分でなかったりして、法人に係る情報の取得が効率的に行われていない事態

前記のとおり、26年度から支援システムが本格運用され、支援システムには法人登記簿情報が収録されていることから、支援システムを通じて入手した法人登記簿情報を

活用することにより、謄本を取得することなく事業所の情報の把握が一定程度可能になると思われる。そこで、26年度に加入指導を行うために取得した謄本数をみたところ、謄本を取得していなかった1年金事務所を除く186年金事務所において、26年度当初の適用調査対象事業所269,576事業所等に関して法人登記簿情報では把握できない事業所の事業実態を把握するなどのために、計110,877通を取得しており、その取得理由については、次のとおりとなっていた。

- (ア) 法人登記簿情報には記載されていないが謄本には記載されている事業主の現住所、事業主以外の役員の氏名等の情報(以下、これらの情報を「謄本記載情報」という。)が不足しているなどのために取得したもの 87,216通
- (イ) 取扱基準に基づき、事業実態のない適用調査対象事業所を加入指導の対象から除外するために取得したもの 18,026通
- (ウ) 取扱基準に基づき、他の年金事務所に加入指導業務を引き継ぐために取得したもの 5,635通

しかし、支援システムに収録された法人登記簿情報に謄本記載情報を追加すれば、(ア)のように謄本を取得することなく、より効率的に加入指導を行うことができると認められる。

謄本記載情報を把握するために年金事務所が謄本を取得せざるを得なかった事例を示すと、次のとおりである。

<事例1>

浜田年金事務所は、A社に対して加入指導を行うに当たり、法人登記簿情報によるA社の所在地を訪問したところ、民家であり、その表札名も事業主と異なっていて、看板等もなかったことから、事業の実態を確認できなかった。このため、同年金事務所は、謄本を取得してA社の事業主の現住所等を把握して加入指導を行わざるを得なかった。

また、支援システムに収録された法人登記簿情報には、事業所の解散、破産等の情報や移転の情報も含まれていて、これらの情報を各年金事務所で確認することが可能となっていることから、(イ)及び(ウ)のように謄本を取得する必要はないと認められる。

- イ 加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を検討していなかったり、外部委託による加入勧奨が効率的に行われていなかったりしている事態

前記のとおり、年金事務所は、外部委託による加入勧奨の終了後、加入指導を行っている。そこで、25年度加入勧奨契約についてみたところ、年金事務所におけるリストの作成、機構本部における仕様書等の作成等に時間を要することなどから、年金事務所が適用調査対象事業所を把握してから外部委託が開始されるまでに要した期間は、雇用保険情報に基づくものが360日、法人登記簿情報に基づくものが140日となっていた。そして、機構本部は外部委託を行う適用調査対象事業所数を勘案するなどして、前記のとおり、委託期間を25年10月から26年6月までとしており、年金事務所は、受託事業者からブロック本部経由で年金事務所に報告される勧奨結果報告書を確認した後に加入指導を開始していた。

また、年金事務所ごとの外部委託の実施状況についてみたところ、187年金事務所のうち5年金事務所は、外部委託に付随した業務に手間を要することや、早期に加入指導を行うこととしたことなどから、年金事務所の判断で外部委託による加入勧奨を行っておらず、直ちに自ら加入指導を行っていたが、残りの182年金事務所は、原則として全年金事務所が一律に外部委託を行うこととなっていたため、外部委託による加入勧奨を行っていた。

そこで、182年金事務所において、外部委託を行うことにより、どの程度の業務の効率化が図られたかをみるために、仮に受託事業者が行った業務を年金事務所の職員が自ら行うこととした場合、どの程度の処理時間を要するか、年金事務所ごとに、受託事業者が業務に費やした延べ時間(受託事業者が行った電話勧奨及び訪問勧奨の実施回数に、予定価格の積算において使用した1件当たりの勧奨時間(電話勧奨13分、訪問勧奨84分)を乗じて算出したもの)を当該各年金事務所でも適用促進業務に従事する職員数で除して、職員1人当たりの効率化された時間を試算したところ、表1のとおり、400時間以上効率化された年金事務所がある一方で、19年金事務所は25時間未満となっているなどしていた。

表1 職員1人当たりの効率化された時間(本院試算) (単位：年金事務所)

効率化された時間	25時間未満	25時間以上 50時間未満	50時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上 300時間未満	300時間以上 400時間未満	400時間以上
年金事務所数 (計182年金事務所)	19	35	49	52	24	2	1

機構本部が、年金事務所の業務の効率化を図りつつ、適用促進業務を推進するためには、効率的に外部委託による加入勧奨を行うとともに、年金事務所による加入指導を適時適切に行わせることなどが必要である。しかし、機構本部が年金事務所ごとの業務の効率化等を考慮せず外部委託の在り方を検討しないまま、原則として全年金事務所一律に外部委託を行うこととしていたことは、前記の基本計画において、外部委託に当たっては効率化の推進等という視点に立って最も望ましい業務の在り方を検討することとなっていることからみて、年金事務所による加入指導を適時適切に行うことができないおそれがあることなどから適切とは認められない。

また、外部委託による加入勧奨を行った182年金事務所に係る83,163事業所のうち69,122事業所については、受託事業者が電話番号を調査しても電話番号が不明のままであった。そこで、これらに対して受託事業者が訪問勧奨をした際の電話番号の聴取状況をみたところ、表2のとおり、事業主等と面談することができた16,449事業所のうち10,846事業所については、受託事業者が電話番号の聴取を行っていなかった。これは、仕様書等において、訪問勧奨の際に、事業主等が厚年保険等への加入を検討すると回答した場合以外は、電話番号が不明のままであっても、電話番号を聴取することにはなっていないことなどのためであった。

表2 電話番号の聴取状況 (単位：事業所)

年金事務所数	委託事業所数	電話番号を調査しても電話番号が不明であった事業所数		
		事業主等と面談することができた事業所数	電話番号を聴取していない事業所数	
182年金事務所	83,163	69,122	16,449	10,846

しかし、電話番号を聴取することを仕様書等に明記していない事態は、年金事務所が外部委託による加入勧奨の結果を踏まえて加入指導を行う際に、電話での加入指導ができなかったり、電話番号等を把握するために事業所に対して調査を行う手間を要したりするなどの支障が生ずるおそれがあることから適切とは認められない。

ウ 立入検査の手続が的確にとられていない事態

前記のとおり、年金事務所は、適用調査対象事業所として把握した事業所のうち、訪問による加入指導が3回以上行われたことなどの一定の条件を満たした未適用事業所に対して立入検査実施通知を送付するなどする(以下、これらの手続を「立入検査の手続」という。)こととなっていることから、その状況をみたと、次のとおりとなっていた(ア及びイ)には重複している事業所が含まれる。)

(ア) 適用調査対象事業所として把握されてから相当期間が経過するなどしているのに立入検査の手続がとられていない事態

前記のとおり、立入検査の手続をとる前には、訪問による加入指導が3回以上行われる必要があり、これが主要な条件であると考えられる。そして、前記の187年金事務所に係る適用調査対象事業所のうち、訪問等による事業主等との面談により加入指導が3回以上行われた事業所については、立入検査の手続の対象となる未適用事業所である可能性が高い事業所であると思料された。そこで、これらに係る立入検査の手続の状況をみたと、26年度末時点で立入検査の手続がとられていない事業所は計4,263事業所あり、このうち適用調査対象事業所として把握されてから1年以上経過しているなど相当期間が経過しているものが計4,209事業所見受けられた。

事業主等との面談により加入指導が3回以上行われたにもかかわらず立入検査の手続がとられていない事例を示すと、次のとおりである。

<事例2>

出雲年金事務所は、平成23年度末までに適用調査対象事業所として把握していたB社の事業主と25年6月に面談し、1回目の加入指導を行った。その後、同年8月及び10月に、B社の社員である事業主の親族と面談して加入指導を行い、加入対象者がいることを確認したが、今後継続した加入指導が必要であるとして、26年2月及び6月にも面談を行い、加入指導を継続していて、26年度末時点においても、立入検査の手続をとっていなかった。

(イ) 立入検査予告が行われたにもかかわらず、立入検査の手続がとられていない事態

前記のとおり、立入検査の手続をとるための条件として、立入検査予告を行うこととなっている。そこで、25、26両年度における立入検査予告の実施状況をみたと、表3のとおり、159年金事務所において、2,012事業所に対して立入検査予告が行われていて、立入検査予告が行われても自主的な加入に至らなかった1,117事業所のうち、320事業所(28.6%)については27年4月末までに立入検査の手続がとられていたが、797事業所(71.3%)については同月末までに立入検査の手続がとられていなかった。

表3 立入検査予告の実施状況等

年 度	立入検査予告を行った年金事務所数	立入検査予告が行われた事業所数	立入検査予告が行われたことにより自主的な加入に至った事業所数		立入検査予告が行われたことにより、厚年保険等の適用対象外であることが判明した事業所数		立入検査予告が行われても自主的な加入に至らなかった事業所数		立入検査の手続がとられた事業所数		立入検査の手続がとられていない事業所数	
			数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
平成 25	78	439	160	36.4%	15	3.4%	264 (100%)	60.1%	135	(51.1%)	129	(48.8%)
26	146	1,573	615	39.0%	105	6.6%	853 (100%)	54.2%	185	(21.6%)	668	(78.3%)
計	159	2,012	775	38.5%	120	5.9%	1,117 (100%)	55.5%	320	(28.6%)	797	(71.3%)

注(1) 立入検査の手続がとられていない事業所の中には、立入検査予告の実施後、立入検査の手続はとられていないものの、加入指導を継続した結果、平成27年4月末までに加入したものが含まれている。

注(2) 年金事務所数は年度間で重複している。

そして、上記797事業所の中には、立入検査予告の実施後3か月以上経過しているなど相当期間が経過するなどしている事業所が676事業所見受けられた。

しかし、(ア)のように、適用調査対象事業所として把握されてから相当期間が経過するなどしているのに立入検査の手続がとられていない事態や、(イ)のように、立入検査予告の実施後相当期間が経過するなどしているのに立入検査の手続がとられていない事態は、未適用事業所を厚年保険等に適切に加入させ、事業主間の負担の公平を確保する点からは適切とは認められない。

(2) 委託費の支払

機構は、25年度加入勧奨契約の予定価格の算定において、電話勧奨に係る経費(以下「電話勧奨経費」という。)については、電話番号が不明のため電話勧奨を行うことができない件数を推測することが困難であったことから、加入勧奨の対象となる全ての事業所の電話番号が判明していて、かつ、その全てに電話勧奨を行うこととして積算している。そして、機構は、電話勧奨経費を含む契約単価(7契約において1件当たり1,850円から3,500円)に、加入勧奨を行った102,590件を乗するなどして得た額を委託費として受託事業者を支払っており、その額は7契約で計3億0540万余円となっていた。

しかし、電話番号の不明等のため電話勧奨を行うことができなかった場合に備えて、委託費の減額についての規定(以下「減額規定」という。)を本件委託契約書にあらかじめ定めておけば、機構は、電話勧奨の実績に応じた委託費を支払うことが可能であったと認められる。そこで、電話勧奨等の実施状況をみたところ、加入勧奨を行った102,590件のうち、実際に電話勧奨が行われていたのは16,659件となっていた。

したがって、予定価格の積算における電話勧奨経費を予定委託件数で除した値に、落札比率(予定価格に対する契約金額の比率)を乗じた各契約の電話勧奨に係る単価を用いて、現行の契約に基づく電話勧奨経費相当額と、実際に電話勧奨が行われた16,659件に基づく電話勧奨経費相当額を算出した上で、これらを比較すると、前者は3069万余円、後者は522万余円となり、差額の2547万余円が節減できたと認められる。

(改善及び是正改善を必要とする事態)

適用促進業務において、支援システムに収録された法人登記簿情報に不足が生じていることや、支援システムの活用が十分でないことにより、法人に係る情報の取得が効率的に行われていなかったり、外部委託を活用した適用促進業務が効率的に行われていなかったりして

いる事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。また、外部委託の在り方が検討されていなかったり、立入検査の手続が的確にとられていなかったりしている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。さらに、加入勧奨に係る委託契約において、委託費の減額規定が定められておらず、電話勧奨に係る委託費が実績に応じて支払われていない事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことによると認められる。

- ア 厚生労働省及び機構において、法人登記簿情報だけでは加入指導に必要な情報が不足していることを把握していなかったり、機構において、支援システムの機能を活用することができるように取扱基準の改正等を行っていなかったりしていること
- イ 機構において、外部委託による加入勧奨を行うに当たり、年金事務所ごとの業務の効率化等を考慮せず外部委託の在り方についての検討を十分に行っていないこと
- ウ 機構において、外部委託を活用して適用促進業務を効率的に行うことについての理解が十分でないこと
- エ 機構において、年金事務所が的確に立入検査の手続をとることができるような取組を十分行っていないこと
- オ 厚生労働省において、立入検査の手続をとることについての機構に対する指導監督が十分でないこと
- カ 機構において、電話勧奨の実績に応じて委託費の節減を図ることについての認識が欠けていること

3 本院が要求する改善の処置及び表示する意見並びに求める是正改善の処置

未適用事業所に対する厚年保険等の適用を促進し、適正な負担を求めていくことは、健康保険事業及び厚生年金保険事業の健全な運営を維持するとともに、被保険者等となるべき者に対する医療保障や年金受給権を確保する上で重要なものとなっている。

そして、機構は、稼働実態がある適用調査対象事業所を効率的に把握し、適用促進業務を行うために、26年12月から、厚生労働省を通じて国税庁から源泉徴収義務者情報の提供を受けており、27年度以降の3か年において当該情報を活用して優先的に年金事務所職員による加入指導等に取り組むこととしている。

については、厚生労働省及び機構において、適用促進業務がよりの確かつ効率的に行われるよう、また、加入勧奨に係る委託契約において委託費の支払が適切に行われるよう、次のとおり、改善の処置を要求し及び意見を表示し、並びに是正改善の処置を求める。

- ア 機構において加入指導を行うに当たり不足している謄本記載情報を把握し、当該情報を法人登記簿情報に追加することを検討し、追加する必要がある場合は、厚生労働省において同情報の提供元である法務省にその提供を働きかけること、また、機構において、各年金事務所が支援システムに収録された法人登記簿情報を活用して適用調査対象事業所を加入指導の対象外とするなど、効率的に加入指導を行うための方策を検討し、取扱基準の改正等を行うこと(会計検査院法第36条による改善の処置を要求するもの)
- イ 機構において、加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を十分検討すること(同法第36条による意見を表示するもの)

- ウ 機構において、外部委託を活用した適用促進業務を効率的に行うために、今後締結される委託契約の仕様書等に、事業所の電話番号が不明の場合、訪問勧奨の面談の際に電話番号を聴取することを明記すること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)
 - エ 機構において、事務処理手順を改正するなどの的確に立入検査の手続をとる方法について検討し、その方法を定めるとともに、これを年金事務所に周知徹底すること(同法第36条による意見を表示するもの)
 - オ 厚生労働省において、エの検討結果等を機構に報告させて、その報告内容に基づいて必要な指導監督を行うこと(同法第36条による意見を表示するもの)
 - カ 機構において、加入勧奨に係る委託契約の電話勧奨経費について、電話勧奨の実績に応じて支払うことができるよう、契約書等において委託費の減額規定を定めるなどすること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)
- (2) 日本年金機構が保有する固定資産のうち国から出資された土地及び建物について、保有の必要性を見直すとともに、不要な資産を国庫に納付させるよう適切な制度を整備するよう意見を表示したもの
- (平成27年10月20日付けで厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、299ページの厚生労働省の項に記載)

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

- (1) 厚生年金特例法の運用について
- (平成25年度決算検査報告302、790ページ参照)
(341ページの厚生労働省の項に掲記)
- (2) 国民年金の第3号被保険者の年金記録不整合問題への対応について
- (平成25年度決算検査報告326、790ページ参照)
(345ページの厚生労働省の項に掲記)
- (3) 特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について
- (平成25年度決算検査報告790ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

日本年金機構(以下「機構」という。)は、一定金額以上の産品及びサービスの調達(以下「特定調達」という。)を行うに当たっては、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている政府調達に関する協定(以下「協定」という。)等及び協定等を遵守した契約事務を行うために機構が定めた「日本年金機構政府調達契約事務取扱細則」等(以下「細則等」という。)に従った契約手続を実施することとなっている。そして、我が国の電気及びガスの小売市場は自由化が進められており、制度上、国内外の事業者が広く参入できるような状況となっている。しかし、電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たしているにもかかわらず、一般競争に付するなどの特定調達に係る契約手続が実施されていない事態が見受けられた。

したがって、機構において、協定の趣旨を十分に理解した上で、これを関係部局に周知徹底し、電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び細則等に基づいて実施するよう、日本年金機構理事長に対して平成26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、26年10月に関係部局に対して通知を発して、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び細則等に基づいて実施するよう周知徹底するとともに、同年12月及び27年3月並びに26年10月に、特定調達の対象となる要件を満たす電気及びガスの調達契約について、それぞれ上記の手続を踏まえて、官報に入札公告を掲載して一般競争に付する処置を講じていた。

第13 新関西国際空港株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

空港施設について、空港土木施設台帳を適切に整備したり、具体的な点検項目を定めて点検を実施したり、点検の結果を踏まえて適切に修繕等を実施したりすることなどにより、同施設の維持管理が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの

科目	空港事業固定資産
部局等	新関西国際空港株式会社本社
空港施設の維持管理の概要	空港施設に求められる機能を維持するために、点検を実施したり、必要に応じて修繕等を実施したりなどするもの
空港施設数	230 施設
上記の財産台帳価格	1577 億 7759 万余円(平成 26 年度末)
維持管理が適切に行われていない空港施設数	19 施設
上記の財産台帳価格	16 億 7785 万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

空港施設の維持管理について

(平成 27 年 10 月 19 日付け 新関西国際空港株式会社代表取締役社長宛て) 標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 空港施設の維持管理の概要

(1) 空港施設の概要

貴会社は、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)等に基づき、関西国際空港及び大阪国際空港において、航空機の離着陸に必要な滑走路、着陸帯、誘導路等から構成される空港基本施設及び空港機能を確保する上で必要な場周柵、排水施設等の土木施設(以下、これらを合わせて「空港土木施設」という。)及び灯光により航空機の航行を援助する航空灯火その他航空保安上必要な灯火(以下「航空灯火施設」という。)を管理している(以下、空港土木施設及び航空灯火施設を合わせて「空港施設」という。)

そして、貴会社は、航空法の規定に基づき、空港保安管理規程を定めるなどして空港施設を管理している(以下、空港保安管理規程に基づいた空港施設の機能を維持するための管理を「維持管理」という。)

(2) 空港施設の維持管理

貴会社は、空港土木施設の維持管理については、「空港内の施設の維持管理指針」(平成 25 年 9 月国土交通省航空局制定。同年 9 月以前は「空港土木施設管理規程」(平成 15 年 12 月国土交通省航空局制定)。以下「維持管理指針」という。)に基づき、長期的な視点に立った維持

管理・更新計画(以下「維持管理計画」という。)を定め、これに基づき維持管理を実施することとしている。

また、貴会社は、航空灯火施設の維持管理については、航空機の航行の安全を確保することを目的として、「関西国際空港飛行場灯火施設保守要領」(平成24年6月新関西国際空港株式会社制定)、「大阪国際空港飛行場灯火施設保守要領」(平成24年6月新関西国際空港株式会社制定)等(以下「灯火要領等」という。)を定め、これに基づき維持管理を実施している。

ア 空港施設の台帳等の整備

維持管理指針によれば、空港土木施設の維持管理には、各施設の設計等に関する情報が必要であり、これらの情報を常に最新の状態で保存し、維持管理に活用することが重要であるとされている。そして、貴会社は、各施設の配置図、構造図等の図面情報や数量等を記載した空港土木施設台帳を整備することとしている。

また、貴会社は、灯火要領等に基づき、航空灯火施設の情報を記載した施設原簿を整備することとしている。

イ 空港施設の点検の実施

貴会社は、維持管理計画に基づき、空港土木施設に求められる機能を維持するために、施設の異常の有無等を日常的に把握する巡回点検、滑走路等の施設の異常の程度や状態等を確認して評価する定期点検等を行うこととしている。

また、貴会社は、灯火要領等に基づき、航空灯火施設の機能の低下を防ぎ、事故を未然に防止し、運転の万全を期するために必要な点検を実施して、施設の機能を維持することとしている(以下、航空灯火施設に関する点検を「灯火点検」という。)

ウ 空港施設の修繕等

貴会社は、イの点検結果を踏まえて、維持管理計画に定められている修繕基準に基づくなどして修繕等を行うことなどにより、空港土木施設の機能を維持し、安全を確保したり、航空灯火施設を正常な状態に保持したりすることとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、合规性、有効性等の観点から、空港施設の台帳等が適切に整備されているか、点検が適切に実施されているか、点検結果が修繕等に活用されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、貴会社が関西国際空港及び大阪国際空港に設置している空港施設230施設(財産台帳価格計1577億7759万余円)(空港土木施設73施設(同計1571億7045万余円)、航空灯火施設157施設(同計6億0713万余円))を対象として、貴会社において点検報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 空港土木施設台帳の整備状況

1(2)アのとおり、貴会社は、維持管理指針に基づき、空港土木施設の維持管理のために、各施設の図面情報や数量等を記載した空港土木施設台帳を整備することとしている。

しかし、関西国際空港及び大阪国際空港においては、歩道ルーフ(財産台帳価格計16億4911万余円)の全ての図面情報等が空港土木施設台帳に記載されておらず、維持管理に十分に活用できるように空港土木施設台帳が適切に整備されていなかった(後記の表の(1)参照)。

(2) 点検の実施状況

ア 空港土木施設の巡回点検の実施状況

1(2)イのとおり、貴会社は、維持管理計画に基づき、空港土木施設の異常の有無等を日常的に把握するために巡回点検を実施することとしている。

しかし、大阪国際空港においては、航空機からの風を防護するためのプラストフェンスが巡回点検の対象とされていなかった。そこで、平成27年6月の会計実地検査で現地を確認したところ、プラストフェンスを固定するボルトが5か所で劣化して損傷した状況となっており、当該状況が把握されていなかった(後記の表の(2)ア参照)。

イ 灯火点検の実施状況

貴会社は、灯火要領等において、航空灯火施設ごとに点検周期、点検項目、点検方法等の点検内容を定め、これに従って灯火点検を実施している。

航空灯火施設は、主に、灯器、電源設備、灯柱等で構成されている。貴会社は、灯柱に灯器が取り付けられている航空灯火施設のうち、灯器等の機器や設備については灯火要領等において点検内容を具体的に定めて灯火点検を実施していた。

しかし、灯柱については灯火要領等で灯火点検の対象として明確にしていないことや点検項目も明確に定めていないことから、維持管理が適切に行われておらず、灯柱がある航空灯火施設157施設のうち大阪国際空港における10施設の灯柱では、錆が生じていて、中には板厚減少まで進行しているものがあるなど、劣化や損傷が発生している状況になっていた(後記の表の(2)イ参照)。

(3) 点検の結果を踏まえた修繕の実施状況

ア 滑走路及び誘導路の舗装の盛り上がりの管理

1(2)イのとおり、貴会社は、滑走路及び誘導路の舗装について、維持管理計画に基づき、巡回点検を実施して、関西国際空港の滑走路等の舗装の盛り上がり把握しており、巡回点検の際に、把握した時期、図面、写真、その後の変状等を記録することとしている。

関西国際空港は、海面を埋め立てて造成されたため地盤沈下の影響で航空灯火施設の配管が埋設されている部分とその周囲より高くなることなどにより舗装の盛り上がりが生じている。

貴会社は、舗装の盛り上がりについて、維持管理計画に基づき、滑走路は高さ38mm以上、誘導路は高さ57mm以上のものをできるだけ早期に修繕する必要があると分類し、滑走路及び誘導路の本体部分の盛り上がりについては修繕を実施していた。

しかし、貴会社は、滑走路及び誘導路のうち両側のショルダー部分の盛り上がりについては、計画的に修繕を実施した部分があるものの、通常の運航では航空機が通過しないことなどから修繕の予定も立てていない箇所が多数残っていた。

このため、滑走路の38mm以上の盛り上がりと誘導路の57mm以上の盛り上がりについて、25年度及び26年度の2年間で修繕を実施したのは本体部分5か所のみで、26年度

末時点で修繕を実施していない箇所が2施設の滑走路のショルダー部分で43か所(財産台帳価格計680万余円)、2施設の誘導路のショルダー部分で49か所(同計2193万余円)あった。これらの中には、最大で150mmのところもあって、当該箇所を航空機が通過する場合には航空機の走行に支障が生ずるおそれがある状況となっていた(後記の表の(3)ア参照)。

イ 場周柵の管理

貴会社は、維持管理計画に基づき、関西国際空港において、場周柵の巡回点検を実施しており、25年8月に実施した巡回点検で、1期島の場周柵のうち、護岸の天端に設置されている侵入防止のための境界柵の一部が損傷していて、近いうちの修繕が望ましいと点検記録簿に記録していたにもかかわらず、修繕を実施していなかった。そして、27年6月に会計実地検査で現地を確認したところ、腐食が進行して有刺鉄線が広範囲で外れていて侵入防止の機能が低下していた(後記の表の(3)イ参照)。

表 (1)、(2)、(3)の各事態の空港施設数及び当該財産台帳価格一覧

			検査の結果		維持管理が適切に実施されていなかった空港施設数	財産台帳価格
			施設の区分	事態		
(1) 台帳の整備状況		空港土木施設	空港土木施設台帳が適切に整備されていなかった事態		3	16億4911万円
(2) 点検の実施状況	ア	空港土木施設	空港土木施設の巡回点検が実施されておらず劣化して損傷した状況が適切に把握されていなかった事態		1	—
	イ	航空灯火施設	航空灯火施設に劣化や損傷が発生している状況になっていた事態		10	—
(3) 修繕の実施状況	ア	空港土木施設	滑走路等の巡回点検の結果を踏まえて適切に修繕を行っていないかった事態		4	2874万円
	イ	空港土木施設	場周柵の巡回点検の結果を踏まえて適切に修繕を行っていないかった事態		1	—
計					19	16億7785万円

(注) 財産台帳価格が「—」となっているものは、財産台帳価格が他の施設を含んだ価格となっていて当該施設の価格を特定することができないものや、財産台帳価格相当額が1円未満のものである。

(改善を必要とする事態)

空港土木施設台帳に施設の図面情報等を記載していない事態、空港土木施設の巡回点検の対象としていない施設があったり、灯火点検において航空灯火施設の灯柱を明確に点検対象に含めていなかったりする事態、空港土木施設の巡回点検を踏まえて適切に修繕を実施していない事態は適切ではなく改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴会社において、次のことなどによると認められる。

- ア 空港土木施設台帳に記載すべき施設の図面情報等について確認が十分でないこと
- イ 巡回点検を行わなければならない空港土木施設についての確認が十分でないこと
- ウ 航空灯火施設について、灯柱に係る具体的な点検項目を灯火要領等で定めていないこと
- エ 空港土木施設の巡回点検で異常を把握した場合において、適切に修繕を実施しなければならないことについての認識が欠けていること

3 本院が要求する改善の処置

滑走路等の空港施設の機能を適切に発揮させるためには、空港機能の保全を図りつつ、空港施設の適切な維持に加えて、既存施設への老朽化に対応することが重要であり、点検の着実な実施等、予防保全の手法を用いた適切な維持管理を実施することが必要である。

については、貴会社において、空港施設の維持管理が適切に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 空港土木施設台帳を維持管理に十分に活用するために、施設の図面情報等を記載して適切に整備すること
- イ 空港土木施設の巡回点検を漏れなく実施すること
- ウ 航空灯火施設について、灯柱に係る具体的な点検項目を灯火要領等で定めて、適切に点検を実施すること
- エ 空港土木施設の点検で把握した異常箇所について、適切に修繕等を実施すること

第14 独立行政法人国立公文書館

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

電子公文書等の移管・保存・利用システムにおけるデータの移管状況を踏まえて、次期システムの設計に当たり、ストレージ容量及びバックアップの方法を経済的かつ効率的なものとするよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人国立公文書館
契 約 名	電子公文書等の移管・保存・利用システム一式
契 約 の 概 要	電子公文書等の移管・保存・利用システムの構築等並びに機器の賃貸借及び運用支援等業務
契 約 金 額	8億9507万余円(平成22年度～27年度)
契 約 の 相 手 方	富士通株式会社及び東京センチュリーリース株式会社
契 約	平成22年7月～28年3月 一般競争契約
契約金額のうち ストレージの ディスクドライ ブの賃貸借等に 係る経費相当額 (1)	3276万円(平成23年度～27年度)
契約金額のうち 遠隔地バック アップシステム に係る構築費等 相当額(2)	2516万円(平成22年度～27年度)
(1)及び(2)の純計	5720万円

1 電子公文書等の移管及び保存等の概要

(1) 電子公文書等の移管及び保存

独立行政法人国立公文書館(以下「公文書館」という。)は、行政機関、独立行政法人、国立大学法人等(以下「行政機関等」という。)から歴史資料として重要な公文書等(以下「歴史公文書等」という。)の移管を受けて、保存及び一般の利用に供している。

公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)によれば、行政機関等は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものについては公文書館等に移管しなければならないとされており、平成23年度以降、歴史公文書等のうち電子的方式で作られたもの(以下「電子公文書等」という。)を公文書館に移管し、公文書館において保存等を開始することとなった。このため、公文書館は、本館及びつくば分館(以下「分館」という。)において、電子公文書等を長期に保存するなどのために、22年4月に要件定義書を作成した上で、22年度に電子公文書等の移管・保存・利用システム(以下「電子公文書等システム」という。)を構築し、23年度以降、機器の賃貸借、運用支援、保守等の契約を締結している。

また、公文書館は、27年度に電子公文書等システムの機器の賃貸借期間が満了することなどから、28年度に次期電子公文書等の移管・保存・利用システム(以下「次期システム」という。)の運用を開始することとしており、これに先立ち、次期システムの構築のための要件定義書を作成することとしている。

(2) 電子公文書等システムの概要

電子公文書等システムは、受入、長期保存、遠隔地バックアップ等の各サブシステムから構成されており、サブシステムごとに行政機関等から移管された電子公文書等のデータを記憶する装置(以下「ストレージ」という。)を有している(参考図参照)。

公文書館は、22年4月の電子公文書等システムの要件定義書の作成に当たり、内閣府が調査した20年度末に府省庁等が保有している行政文書ファイル数や電子媒体の割合を参考にするなどして、表1のとおり、21年度期首の公文書総数を2885万ファイル、電子化された公文書総数を86万ファイルと算定している。そして、公文書館は、毎年増加する公文書数に各年度の電子化率を乗ずるなどして、21年度以降の電子化された公文書数を算定するとともに、それに電子公文書等として公文書館に移管される率(以下「移管率」という。)を乗じて、23年度から27年度までの5年間に64万ファイルの電子公文書等が移管されると算定している。さらに、公文書館は、上記の要件定義書において、5年間に移管される64万ファイルに安全率(30%)を考慮し、90万ファイルの電子公文書等のデータを保存することが可能となるように電子公文書等システムを設計することにした。そして、公文書館は、上記の90万ファイルについて、1ファイル当たり2MBが必要であるなどとした上で、サブシステムごとに必要なストレージ容量を250GBから4.5TBまでと算定しており、要件定義書においては、サブシステムごとに必要となるストレージ容量を段階的に増設するのではなく、23年度の運用開始から全てに対応できるよう設計していた。

(参 考 図)

電子公文書等システム概念図

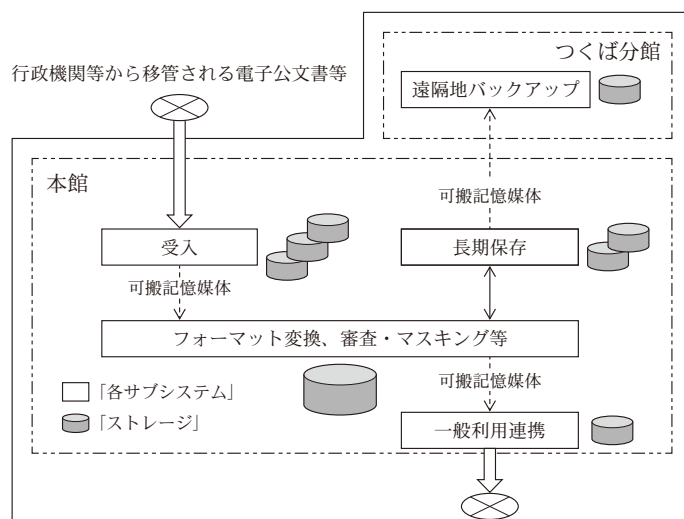


表1 公文書館が算定した行政機関等から移管される電子公文書数等

年 度	公 文 書				電子化された公文書						
	期 首 a	期 中		期 末 d = a + c	期 首 e	期 中			電子公文書等 として移管		期 末 k = h - j
		増加率 b	c = a × b			電子化率 f	g = c × f	小 計 h = e + g	移管率 i	j = h × i	
平成 21	万ファイル 2885	% 5	万ファイル 144	万ファイル 3029	万ファイル 86	% 20	万ファイル 28	万ファイル 115	% —	万ファイル —	万ファイル —
22	3029	5	151	3180	115	30	45	160	15	24	136
23	3180	5	159	3339	136	40	63	200	3	6	194
24	3339	5	167	3506	194	50	83	277	3	8	269
25	3506	5	175	3682	269	60	105	374	3	11	363
26	3682	5	184	3866	363	70	128	492	3	15	477
計										64	

(注) 「移管」は、翌年度に公文書館に移管されるファイル数である。

(3) 電子公文書等システムにおけるデータのバックアップ

電子公文書等システムは、前記のとおり、受入、長期保存、遠隔地バックアップ等の各サブシステムから構成されており、このうち遠隔地バックアップシステムはセキュリティ等の観点から公文書館のネットワークに接続しない構成として分館に設置されているが、その他のサブシステムは本館に設置されている。

本館に設置されている長期保存システムは、電子公文書等をストレージに保存等するとともに、分館に設置されている遠隔地バックアップシステムに送付するために、長期保存システムのストレージに保存されている電子公文書等のバックアップデータを生成し、持ち運び可能な記憶媒体(以下「可搬記憶媒体」という。)に出力するほか、長期保存システムのストレージに保存した電子公文書等のデータの損傷の有無等を確認する機能を有している。また、遠隔地バックアップシステムは、本館から送付された可搬記憶媒体から取り込んだデータを、ストレージで保存するほか、保存したデータの損傷の有無等を定期的を確認するなどの機能を有している。

公文書館では、行政機関等から移管された一年分の電子公文書等のデータを毎年度末にまとめてバックアップすることとしており、その際には、本館の長期保存システムからバックアップデータを可搬記憶媒体に出力し、それを公文書館の職員が分館に持参して遠隔地バックアップシステムのストレージに保存するとともに、保存したデータの損傷の有無等を確認していた。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

電子公文書等システムは、前記のとおり、27年度に機器の賃貸借期間が満了するなどのため、公文書館は、28年度に次期システムの運用を開始することとしているが、次期システムの構築に当たっては、電子公文書等システムへのデータの移管状況を踏まえて、経済的かつ効率的なシステムとして構築することが重要である。

そこで、本院は、経済性、効率性等の観点から、電子公文書等システムは当初の想定どおりのファイル数の電子公文書等が公文書館に移管されて賃貸借した機器は十分に利用されているか、また、電子公文書等システムにおけるデータのバックアップ方法は適切かなどに着眼して、本館及び分館において会計実地検査を行った。検査に当たっては、22年度から27

年度までの電子公文書等システムの構築、機器の賃貸借、運用支援及び保守業務(契約金額 895,072,020 円)を対象として、契約書、要件定義書、設計書、業務実績報告書等の関係書類を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 電子公文書等システムにおけるストレージの使用状況

前記のとおり、電子公文書等システムは、23年度の運用開始に当たり、確実な指標がない中で複数の仮定に基づき、行政機関等から移管される電子公文書等のファイル数を算定せざるを得ない状況であった。そして、移管されたファイル数は、23年度から27年度までの5年間に移管されると想定していた64万ファイルに対して、実際に運用開始から4年を経過した26年度末までに802ファイルとなっていた。また、サブシステムごとのストレージ容量は、前記のとおり、サブシステムの機能ごとに250GBから4.5TBまでと算定していた(23年度から27年度までの各サブシステムのストレージのディスクドライブの賃貸借等に係る経費相当額計3276万円)が、表2のとおり、26年度末におけるデータ量は14GBから147.4GBまでとなっており、ストレージ容量に対するデータ量である使用率は1.4%から4.6%までとなっていてストレージ容量は過大なものとなっていた。公文書館においては、このように行政機関等からの電子公文書等の移管数が不明確な状況等を考慮すれば、23年度の運用開始から全てに対応できるようストレージ容量を設計することなく、必要に応じて段階的に増設するよう検討する必要があったと認められた。

表2 各サブシステムにおけるストレージの使用状況

サブシステム名	ストレージ名	容量 (A)	実績 (B)	電子公文書等のデータ量				使用率 (B)/(A)
				平成 23年度	24年度	25年度	26年度	
受入	受入用	TB 1	GB 14	GB —	GB —	GB —	GB 14	% 1.4
	隔離保存用1	GB 250	—	—	—	—	—	—
	隔離保存用2	GB 250	—	—	—	—	—	—
長期保存	長期保存1	TB 4.5	GB 147.4	GB 29	GB 8.3	GB 7.1	GB 28	3.2
	長期保存2	TB 2	GB 72.4	GB 29	GB 8.3	GB 7.1	GB 28	3.5
遠隔地バックアップ	長期保存(遠隔地 バックアップ)	TB 2	GB 94.4	GB 29	GB 8.3	GB 7.1	GB 28	4.6
一般利用連携	一般利用用	TB 1	GB 23	GB 11	GB 7.3	GB 2.6	GB 2.1	2.2
フォーマット変換、 審査・マスキング等	業務・行政利用用	TB 4.5	GB 93.9	GB 30	GB 8.9	GB 7.1	GB 28	2.0

注(1) 受入用ストレージの平成23年度から25年度までのデータは、次のストレージに取り込まれた段階で削除されている。

注(2) 隔離保存用1及び2ストレージは、移管された電子公文書等がウイルスに感染していた場合に使用されるものである。

注(3) 実績(B)は、電子公文書等のデータ量、アプリケーション量及び作業用データ量の合計値である。

(2) 分館の遠隔地バックアップシステム

前記のとおり、分館に設置された遠隔地バックアップシステムは、バックアップデータを保管することを目的として構築されており、このデータを保存するほか、保存したデータの損傷の有無等を確認する機能を有している(22年度から27年度までのシステム構築費及び機器賃貸借等経費相当額計2516万円(1)に計上した経費相当額71万円を含む。))。

しかし、前記のとおり、行政機関等から移管された電子公文書等が少ないことなどにより、遠隔地バックアップシステムについても、26年度末までにバックアップされた電子公文書等は、前記の802ファイルにとどまっていた。さらに、公文書館では、同システムに保存されたデータの損傷の有無の確認等を年に1回行っているが、このデータの損傷の有無の確認等に要した作業時間は30分程度となっていた。このような状況を踏まえると、電子公文書等のバックアップについては、行政機関等からの電子公文書等の移管数が不明確であること、長期保存システムにおいてデータの保存、損傷の有無等の確認が実施できることなどを考慮すれば、分館に遠隔地バックアップシステムを構築することなく、本館の長期保存システムによりデータの損傷の有無等の確認を行った上で光ディスクに保存し、分館に輸送してそのまま保管するなど電子公文書等の移管状況に応じた経済的な方法を検討する必要があると認められた。

このように、電子公文書等システムのサブシステムについて、ストレージ容量を必要に応じて段階的に増設することなく、運用開始時から全てに対応できるよう設計していたことなどからストレージ容量が過大なものとなっていたり、データのバックアップについて、長期保存システムにより光ディスク等にデータを出力してそのまま保管するなど、電子公文書等の移管状況に応じた経済的な方法を検討することなく遠隔地バックアップシステムを構築したりしていた事態は適切ではなく、次期システムの構築に当たってこのような事態が生じないよう、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、公文書館において、電子公文書等システムの要件定義書の作成に当たり、データ保存のために必要となるストレージ容量をデータの移管状況に応じて段階的に増設することについての検討が十分でなかったこと、また、電子公文書等の移管状況に応じた経済的なバックアップの方法についての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、公文書館は、次期システムの構築のための要件定義書において、次のような処置を講ずるとともに、27年7月、これに基づき、次期システムの構築に係る契約を締結した。

ア 各サブシステムにおけるストレージ容量については、経済的かつ効率的なシステムとなるよう当面必要な容量を設置し、今後、電子公文書等の移管状況を踏まえて段階的に増設することとした。

イ 電子公文書等のデータバックアップの方法については、遠隔地バックアップシステムを構築するのではなく経済的な光ディスク等で保管することとした。

第15 独立行政法人情報通信研究機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

研究所等における調達迅速化を図るための現場購買による契約について、会計規程等の遵守について周知徹底を図ったり、現場購買を適正に実施するための体制を整備したりすることにより、会計規程等に従って適正に実施するよう改善させたもの

科 目	(一般勘定) 経常費用	
部 局 等	独立行政法人情報通信研究機構(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人情報通信研究機構)	
現場購買の概要	研究所等における調達迅速化を図るために、予定価格が一定の金額を超えない契約について、研究所等の室長等が契約担当として契約を締結することができる制度	
現場購買により行われた契約件数及び契約金額	21,264 件	41 億 7555 万余円(平成24、25両年度)
上記のうち会計規程等に違反して実施されていた契約件数及び契約金額	176 件	1 億 3943 万円

1 独立行政法人情報通信研究機構における契約制度の概要

独立行政法人情報通信研究機構(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人情報通信研究機構。以下「機構」という。)は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究等を総合的に行っており、部、研究本部、研究所、研究開発推進センター、研究センター、部門及び室(以下「研究所等」という。)を設置するなどして研究開発業務等を実施するとともに、業務を実施するために必要となる契約を多数締結している。

機構は、独立行政法人情報通信研究機構会計規程(平成16年04規程第10号。27年4月1日以降は国立研究開発法人情報通信研究機構会計規程)等(以下「会計規程等」という。)により、予定価格が100万円(物件の借入れにあつては80万円。以下同じ。)を超える契約等については、総務系理事又は財務部長等が契約担当(契約等の収入又は支出の原因となる行為を担当する会計機関。以下同じ。)として契約を締結することとしている。しかし、研究所等における調達迅速化を図るために、予定価格が100万円を超えない契約については、研究所等の室長等が契約担当として契約を締結することができる制度(以下「現場購買」という。)を設けている。

また、会計規程等によれば、契約担当が契約を締結しようとする場合は全て競争に付さなければならないこととされているが、予定価格が少額(160万円を超えない財産の買入れ、80万円を超えない物件の借入れ及び100万円を超えない役務の供給をさせるときなど)であるときは随意契約(以下、このような随意契約を「少額随契」という。)の方法によることができることとされている。

そして、会計規程等によれば、現場購買により少額随契を締結する場合は、次のように行うことなどとされている。

- (ア) 予定価格が100万円を超える調達を分割して現場購買により発注することは認められないこと
- (イ) 価格が統一され又は固定されている場合であって見積書を徴する必要がないと認められるときなどを除いて、契約担当は原則2者以上から見積書を徴すること
- (ウ) 契約担当の承認を受けて発注書等の会計書類を作成して、注文する業者に納品予定を確認した上で会計書類を送付することにより契約を締結すること
- (エ) 契約の相手方から契約の履行を完了した旨の届出を受理したときは、検査を行う者(以下「検査員」という。)は、契約の履行が完了したことを確認するために必要な検査を行い、納品書兼検査調書又は完了届兼検査調書に検収印を押印すること
- (オ) 各プロジェクトに配賦された予算を変更する必要があるときは、予算実施計画を変更して変更後の予算を各プロジェクトに配賦すること
- (カ) 資産の増減を伴う工事は、現場購買では契約できないこと

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、現場購買による契約が会計規程等に従って適正に実施されているかなどに着眼して、機構の研究開発業務等を実施するために24、25両年度に現場購買により行われた全ての契約21,264件、契約金額計41億7555万余円を対象として、見積書、決議書、発注書等の契約関係書類の写しの提出を受け、その内容を確認するなどして検査するとともに、研究所等や契約相手方において契約の履行状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、現場購買による契約において、次のとおり、会計規程等に違背して実施されていた契約が176件1億3943万余円見受けられた(アからウまでの事態については、1件の契約が複数の事態に当てはまる場合があるため、アからウまでを合計しても上記の件数、契約金額とは一致しない。)

- ア 1件の調達を複数の契約に分割して発注していた事態 129件 1億0852万余円
1件で予定価格が100万円を超える調達を、予定価格100万円以下の複数の契約に分割して現場購買により発注していた契約が129件あった。また、これらの中には、1件の調達とすると予定価格が160万円を超える財産の買入れとなるなどのため少額随契の対象とはならず、本来、競争契約に付すべき契約も97件8597万余円あった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

情報分析研究室は、平成25年2月15日に「モニター LC70XL9 他1点」に係る購入契約を契約金額53万余円で、また、同日に「モニター SHARP LC-46V7-B 他5点」に係る購入契約を契約金額76万余円で、それぞれ予定価格が100万円以下であるとして現場購買により実施していた。

しかし、上記の2契約は、いずれも、同研究室長が契約担当として、同年2月28日を納入期限として発注し、同研究室に納品させていたものであり、複数の契約に分割しなければならない理由はなかった。

イ 見積書の徴取が適正に行われていなかった事態 67件 4945万余円
室長等が、特段の理由もなく1者からしか見積書を徴していなかった契約が12件484万余円あった。また、見積書を徴する際に見積先に依頼するなどして1者から複数の業者の見積書を提出させて、複数の業者から徴したとしていた契約が55件4461万余円あった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

音声コミュニケーション研究室は、平成24年11月5日に、株式会社伸榮と「H24九州の固有名詞リストの試作」に係る契約を契約金額98万余円で締結していた。

しかし、上記の契約について、機構の発注担当者は、見積書を徴する際に、同会社に対して他の会社の見積書も用意するように依頼していた。そして、この依頼を受けた同会社は、取引相手先である別会社に対して、同会社が機構に提出する予定の見積書を提示した上でこれを上回る金額の見積書の発行を依頼して、自らの見積書にこの見積書を合わせて機構の発注担当者に提出していた。

ウ その他の事態 14件 1108万余円
室長等の承認を受けて作成した発注書等の会計書類を注文する業者に送付することにより契約を締結する前に、業者にシステム開発等を開始させていた契約が3件278万余円、契約で定めた作業期間や納入期限には作業や物品の納入が完了していないのに、完了したこととして、検査員が完了届兼検査調書又は納品書兼検査調書を作成していた契約が6件464万余円あった。また、予算実施計画を変更することなく、他のプロジェクトの予算を流用してシステム開発等に係る現場購買を行っていた契約が3件238万余円あった。さらに、現場購買によることのできない機械設備の新設作業等の資産の増減を伴う工事について、現場購買により契約を締結していたものが2件127万余円あった。

このように、研究所等における調達迅速化を図るために設けられた現場購買による契約において、会計規程等に违背する処理が行われていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、室長等において会計規程等に従って現場購買による契約を適正に実施することの重要性についての認識が欠けていたこと、機構において現場購買による契約を適正に実施するための取組の必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、27年5月に室長等に対して調達説明会を実施するなどして、会計規程等の遵守について周知徹底を図るとともに、同年8月に事務連絡を発して、室長等に契約ごとの見積書の徴取状況等を記載した契約原簿を整備させ、その内容を財務部及び監査室が定期的に確認したり、室長等から見積書等の写しを財務部に提出させ適正な処理が行われているかについて支払時に点検を行ったりなどする体制を整備する処置を講じた。

第16 独立行政法人国立青少年教育振興機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

企画運営等業務の委託に当たり、業務の実施に要した経費の額に基づき委託費の精算を適切に行うこととするよう改善させたもの

科 目	(項) 運営費
部 局 等	独立行政法人国立青少年教育振興機構本部
契 約 名	親子で楽しむ読書と体験の連携事業業務委託等 10 件
契 約 の 概 要	絵本作家等による講演会等のイベントの企画、実施及び運営を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	3 会社等
契 約	平成 23 年 5 月～26 年 3 月 一般競争契約、随意契約
契 約 件 数 及 び 支 払 額	10 件 4 億 6805 万余円(平成 23 年度～25 年度)
委託費の精算を行うこととする必要があったと認められた契約件数及び当該契約において精算を行うこととしていなかった費目に係る支払額	7 件 2 億 5341 万円(背景金額)(平成 23 年度～25 年度)
上記のうち実支出額の全額を確認することができた契約件数及び当該契約において節減できた支払額	3 件 1489 万円(平成 23、24 両年度)

1 企画運営等業務契約の概要

(1) 企画運営等業務の概要

独立行政法人国立青少年教育振興機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成 11 年法律第 167 号)に基づき、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的として、子どもの体験活動、読書活動等の普及啓発を図る事業を実施しており、その一環として、絵本作家等による講演会や海外の子どもとの交流活動等の各種イベントを実施している。そして、機構は、イベントの企画、実施及び運営を行うために、実施内容の決定、実施会場の選定及び確保、講演者等の選定及び連絡調整、移動手段や宿泊場所の確保、実施内容に係る機構との連絡調整等の業務(以下「企画運営等業務」という。)を外部に委託している。

(2) 企画運営等業務契約の概要

ア 企画運営等業務契約の契約方法

機構は、企画運営等業務については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程

(平成18年規程第3-1号。以下「会計規程」という。)等に基づき、総合評価落札方式による一般競争契約又は公募による随意契約により委託契約(以下「企画運営等業務契約」という。)を締結している。

機構は、企画運営等業務契約を締結するに当たり、契約ごとに、イベントの趣旨、受託者が実施する業務の概要等を定めた仕様書を作成し、入札希望者等に交付して、当該仕様書に基づいて、実施内容等を記載した事業計画書及び入札書を提出させるなどした上で、受託者を決定している。

イ 企画運営等業務の実施に伴う書類の提出及び委託費の精算

受託者は、契約書において、事業計画書に基づいて企画運営等業務を実施することとなっている。機構は、上記の仕様書において、「指導業務」「会場設営業務」「旅行宿泊業務」等の業務の区分(以下「費目」という。)を示しており、契約を締結した時点で、費目ごとに見込まれる業務の内容及びそれに要する経費の内訳(以下「見込額」という。)を記載した書類(以下「経費内訳書」といい、事業計画書と合わせて「事業計画書等」という。)を、さらに、企画運営等業務が完了した後に、業務の実施結果やこれに係る経費の額を費目ごとに記載した報告書(以下「完了報告書」という。)を、それぞれ受託者に提出させている。

また、機構は、企画運営等業務が完了した後の委託費の精算について、会計規程等においては特段の定めを設けておらず、仕様書において、上記費目のうち、精算を行う費目(以下「精算対象費目」という。)をあらかじめ指定し、精算対象費目については、完了報告書に記載された業務の実施に要した経費の額(以下「実支出額」という。)を確認した上で、精算を行わない費目(以下「精算対象外費目」という。)については、完了報告書に記載された金額が経費内訳書に記載された見込額と同額となっていることを確認した上で、これらの合計額と契約金額とのいずれか低い額を受託者に支払っている。

そして、機構が平成23年度から25年度までの間に締結した企画運営等業務契約は、3会社等との間で計10件あり、委託費の支払額は計4億6805万余円となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、企画運営等業務契約において、委託費の支払額は実際に行われた業務に見合ったものとなっているかなどに着眼して、前記の10契約を対象として、機構本部において、契約書、事業計画書、完了報告書等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 精算対象費目の指定状況

前記のとおり、機構は、各契約の仕様書において、精算対象費目を指定していた。

そこで、10契約における精算対象費目の指定状況についてみると、次のとおりとなっていた。

ア 全ての費目を精算対象費目に指定していた契約

3契約(委託費の支払額計6689万余円、精算対象費目計36費目)

イ 一部の費目を精算対象費目に指定していた契約

5 契約(同計 3 億 4667 万余円、精算対象費目計 19 費目及び精算対象外費目計 67 費目)

ウ 精算対象費目を全く指定していなかった契約

2 契約(同計 5448 万余円、精算対象外費目計 28 費目)

イの5契約においては、交通費、宿泊費等を計上する「旅行宿泊業務」が共通して精算対象費目に指定されていたが、それ以外の費目は、契約ごとに精算対象費目に指定されていたり指定されていなかったりしていた。

(2) 企画運営等業務の実施状況及び委託費の精算の状況

前記のとおり、事業計画書等に記載された業務の内容(以下「事業計画書等の内容」という。)は、受託者が契約を締結した時点で見込んだものであることから、これらは業務の進捗に伴って変更される場合がある。

そこで、10 契約に係る企画運営等業務の実施状況を確認したところ、受託者は、機構と協議した上で、イベントの実施会場や講演者のほか、会場設営の作業内容、イベントに携わるスタッフの人数等を変更するなどして、いずれの契約においても、業務の進捗に伴って事業計画書等の内容を一部変更するなどしていた。

一方、機構は、(1)イの5契約の大半の費目及び(1)ウの2契約の全ての費目を精算対象費目に指定しておらず、これらの費目については精算を行っていなかった。

そして、これらの7契約(委託費の支払額計 4 億 0116 万余円、このうち精算対象外費目に係る委託費の支払額計 2 億 5341 万余円)のうち、受託者が保管していた証拠書類により実支出額の全額を確認することができた3契約(委託費の支払額計 1 億 0127 万余円、このうち精算対象外費目に係る委託費の支払額計 8851 万余円)についてみたところ、いずれの契約においても、精算対象外費目に係る実支出額の合計額が見込額の合計額を下回っていた。

また、残りの4契約(委託費の支払額計 2 億 9988 万余円、このうち精算対象外費目に係る委託費の支払額計 1 億 6489 万余円)については、受託者において精算対象外費目に係る証拠書類の一部が保管されていなかったため、実支出額の全額を確認することはできなかったが、完了報告書等によれば、上記の3契約と同様に、事業計画書等の内容を一部変更するなどしていた。

したがって、これらの7契約においては、全ての費目について実支出額を確認した上で、委託費の精算を行うこととする必要があったと認められた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

機構は、平成 23 年度に、絵本作家による講演会等を全国 4 か所で実施するために、親子で楽しむ読書と体験の連携事業に係る企画運営等業務を契約金額 3926 万余円で委託している。そして、機構は、仕様書において示した全ての費目を精算対象費目に指定しておらず、業務が完了した後に、契約金額と同額を受託者に支払っていた。

しかし、本件契約に係る企画運営等業務の実施状況を確認したところ、会場設営の作業が不要になったり、講演者への謝礼等の金額が見込額を下回ったりなどしていたため、実支出額は 3314 万余円となっており、これに基づき精算を行ったとすれば、委託費の支払額を 611 万余円節減できたと認められた。

(1)及び(2)のとおり、企画運営等業務契約において、事業計画書等の内容が業務の進捗に伴って変更されるなどしていたのに、実支出額に基づき委託費の精算を行うこととしていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた委託費の支払額)

前記の7契約のうち、実支出額の全額を確認することができた3契約(委託費の支払額計1億0127万余円)について、精算対象外費目を含めた全ての費目を対象として実支出額に基づき精算を行ったとすると支払額は8638万余円となり、上記の1億0127万余円と比べて、支払額を1489万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、企画運営等業務については、事業計画書等の内容が業務の進捗に伴って変更されているのに、機構において、実支出額に基づき委託費の精算を行うことについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、26年度に締結した企画運営等業務契約において全ての費目を精算対象費目とし、さらに、27年5月に企画運営等業務の委託に係る事務処理要領を制定して、27年度以降に締結する企画運営等業務契約については、全ての費目について実支出額を確認した上で、当該金額が契約金額を下回る場合には実支出額に基づき委託費の精算を適切に行うこととする処置を講じた。

第17 独立行政法人国立科学博物館、第18 独立行政法人労働安全衛生総合研究所、
第19 独立行政法人海上技術安全研究所、第20 独立行政法人海技教育機構、第21
独立行政法人日本スポーツ振興センター、第22 独立行政法人日本芸術文化振興会

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)-(6) 特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について

(平成 25 年度決算検査報告 799 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人海上技術安全研究所(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人海上技術安全研究所)、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター及び独立行政法人日本芸術文化振興会(以下、これらを合わせて「6 機関」という。)は、一定金額以上の産品及びサービスの調達(以下「特定調達」という。)を行うに当たっては、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている政府調達に関する協定(以下「協定」という。)等及び6 機関が協定等を遵守した契約事務を行うためにそれぞれ定めた規程等(以下「特定調達手続規程等」という。)に従った契約手続を実施することとなっている。そして、我が国の電気及びガスの小売市場は自由化が進められており、制度上、国内外の事業者が広く参入できるような状況となっている。しかし、電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たしているにもかかわらず、一般競争に付するなどの特定調達に係る契約手続が実施されていない事態が見受けられた。

したがって、6 機関において、協定の趣旨を十分に理解した上で、これを関係部局に周知徹底し、電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び特定調達手続規程等に基づいて実施するよう、6 機関のそれぞれの長に対して 26 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、6 機関の本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、6 機関は、本院指摘の趣旨に沿い、表のとおり、26 年 9 月から 27 年 5 月までの間に、それぞれ関係部局に対して通知を発するなどして、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び特定調達手続規程等に基づいて実施するよう周知徹底するとともに、26 年 11 月から 27 年 8 月までの間に、特定調達の対象となる要件を満たす電気及びガスの調達契約について、上記の手続を踏まえて、官報に入札公告を掲載して一般競争に付する処置を講じていた。

表 周知徹底及び契約手続の実施状況

機 関 名	通知の発出年月	品目	特定調達に係る契約 手続を踏まえた入札 公告年月
独立行政法人国立科学博物館	平成 26 年 9 月	ガス	26 年 12 月
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	26 年 11 月	ガス	27 年 1 月
独立行政法人海上技術安全研究所	26 年 10 月	電気	26 年 11 月
独立行政法人海技教育機構	26 年 9 月	電気	26 年 12 月
独立行政法人 日本スポーツ振興センター	26 年 10 月	電気	26 年 11 月
		ガス	26 年 11 月、27 年 2 月
独立行政法人日本芸術文化振興会	27 年 5 月	ガス	27 年 8 月

第23 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、第24 独立行政法人種苗管理センター、第25 独立行政法人家畜改良センター、第26 独立行政法人水産大学校、第27 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、第28 独立行政法人農業生物資源研究所、第29 独立行政法人農業環境技術研究所、第30 独立行政法人国際農林水産業研究センター、第31 独立行政法人森林総合研究所、第32 独立行政法人水産総合研究センター

不 当 事 項

予 算 経 理

- (398) 研究用物品の購入等に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が販売代理店に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する独立行政法人に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの

科 目	経常費用
部 局 等	(1) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 2 地域センター (2) 独立行政法人種苗管理センター本所、1 農場、1 分場 (3) 独立行政法人家畜改良センター本所、9 牧場、1 支場 (4) 独立行政法人水産大学校 (5) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構)中央農業総合研究センター、6 研究所、4 農業研究センター (6) 独立行政法人農業生物資源研究所(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人農業生物資源研究所)本部、放射線育種場 (7) 独立行政法人農業環境技術研究所(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人農業環境技術研究所) (8) 独立行政法人国際農林水産業研究センター(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人国際農林水産業研究センター)本部 (9) 独立行政法人森林総合研究所(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人森林総合研究所)本所、林木育種センター、2 支所、3 育種場 (10) 独立行政法人水産総合研究センター(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人水産総合研究センター) 5 研究所
会計経理の内容	研究用物品の購入等に係る代金の支払
不適正な会計経理の額	(1) 11,741,541 円(平成 19 年度～23 年度) (2) 3,624,118 円(平成 18 年度～25 年度) (3) 27,347,273 円(平成 21 年度～25 年度) (4) 16,539,794 円(平成 18 年度～23 年度) (5) 488,551,252 円(平成 18 年度～25 年度)

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人家畜改良技術センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター

7法人の中間報告の内容を精査した結果、誤って不適正な支払額を二重に計上していたり、一括払を預け金として整理していたりなどしているものが見受けられたことから、不適正な会計経理の額は、本院が平成25年度決算検査報告に掲記した額計204,625,988円を除くと計811,082,468円であった。

さらに、7法人においては中間報告のほかに、新たに研究用物品の購入等について預け金、一括払等の事態が計352,108,182円、また、3法人においては研究用物品の購入等について預け金等の事態が計31,905,453円、合わせて10法人において合計384,013,635円見受けられた。

これらを合計すると、不適正な会計経理を行って、研究用物品の購入等に係る代金を支払うなどしていた事態が、表2のとおり10法人において18年度から25年度までの間に計1,195,096,103円見受けられた。

表2 不適正な会計経理の法人別、態様別の内訳 (単位：円)

法人名	年度	指摘の態様									合計
		(1) DNA合成 製品の購入 を前払により 行っていた 事態	(2) 預け金等を行っていた事態								
			ア 預け金	イ 一括払	ウ 差替え	エ 翌年度納入	オ 先払い	カ 前年度納入	キ 契約前納入	計	
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	平成19～23	—	—	—	—	10,676,516	—	—	1,065,025	11,741,541	11,741,541
独立行政法人種苗管理センター	18～25	—	—	—	1,260	187,425	843,570	13,230	2,578,633	3,624,118	3,624,118
独立行政法人家畜改良センター	21～25	6,106,800	—	—	742,560	413,601	626,668	915,350	18,542,294	21,240,473	27,347,273
独立行政法人水産大学校	18～23	427,350	986,355	—	—	12,422,340	—	—	2,703,749	16,112,444	16,539,794
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	18～25	111,506,455	208,459,976	107,469,911	—	10,035,091	3,297,021	236,988	47,545,810	377,044,797	488,551,252
独立行政法人農業生物資源研究所	18～25	58,790,098	113,989,240	157,820,147	1,326,486	5,098,275	7,867,167	4,948,891	105,771,182	396,821,388	455,611,486
独立行政法人農業環境技術研究所	18～25	5,821,620	62,076	1,379,983	73,353	2,711,017	30,179,261	166,928	24,595,966	59,168,584	64,990,204
独立行政法人国際農林水産業研究センター	21～25	6,472,134	117,390	2,137,762	—	700,402	879,417	111,509	10,180,276	14,126,756	20,598,890
独立行政法人森林総合研究所	21～25	31,521,869	17,130,120	8,797,113	—	18,116,263	6,684,245	217,350	12,385,695	63,330,786	94,852,655
独立行政法人水産総合研究センター	21～25	10,515,397	—	—	3,376	—	—	31,920	688,197	723,493	11,238,890
計		231,161,723	340,745,157	277,604,916	2,147,035	60,360,930	50,377,349	6,642,166	226,056,827	963,934,380	1,195,096,103

注(1) 独立行政法人農業生物資源研究所及び独立行政法人森林総合研究所の中間報告においてポストペイド方式と分類されていた態様については、これまでの検査報告の掲記例に倣い、年度区分に応じて前年度納入又は契約前納入として整理した。

注(2) 平成25年度決算検査報告に不当事項として掲記した額を除く。

(1) DNA合成製品の購入を前払により行っていた事態

DNA合成製品の購入に当たり、研究員名等を製造メーカーに登録してDNA合成製品の購入に用いるポイントを保有するための口座を開設し、DNA合成製品の購入代金を販売代理店を通して製造メーカーに前払して、その口座にDNA合成製品の購入可能量に応じたポイントを保有しておき、研究員が研究等の進捗に応じて必要なDNA合成製品を製造メーカーに連絡するとDNA合成製品が納入されて口座から納入に応じたポイントが引き落とされる方式(以下「プリペイド方式」という。)を利用していた研究員がいた。そして、これらの研究員は、プリペイド方式のポイントを購入することとなる契約依頼票を経理責任者等に提出していた。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人農業家畜改良技術センター、独立行政法人国際農林水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター

ウ 差替え

研究員が、販売代理店に虚偽の納品書等を提出させて、契約した研究用物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより法人に代金を支払わせ、実際には契約した研究用物品とは異なる物品に差し替えて納入させるなどしていた事態 5 法人 2,147,035 円

エ 翌年度納入

研究用物品が翌年度に納入されていたのに、研究員又は納品検査を行う職員(以下「検査職員」という。)が、関係書類に実際の納品日より前の日付を検査日として記載することなどにより、研究用物品が現年度に納入されたこととして法人に代金を支払わせるなどしていた事態 9 法人 60,360,930 円

オ 先払い

研究用物品は年度内に納入されていたが、研究員又は検査職員が、関係書類に実際の納品日より前の日付を検査日として記載することなどにより、実際に研究用物品が納入されるよりも先に法人に代金を支払わせるなどしていた事態 7 法人 50,377,349 円

カ 前年度納入

研究用物品が前年度に納入されていたのに、研究員又は検査職員が、関係書類に実際の納品日より後の日付を検査日として記載することなどにより、研究用物品が現年度に納入されたこととして法人に代金を支払わせるなどしていた事態 8 法人 6,642,166 円

キ 契約前納入

研究用物品は年度内に納入されていたが、契約手続が行われないうまま納入されていたのに、研究員又は検査職員が、関係書類に実際の納品日より後の日付を検査日として記載することなどにより、研究用物品が契約締結後に納入されたこととして法人に代金を支払わせるなどしていた事態 10 法人 226,056,827 円

(1)及び(2)の事態は、各法人の会計規程等に違反して、DNA 合成製品を前払であるプリペイド方式により購入するなどしていたり、契約した研究用物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成させたり、関係書類に実際の納品日と異なる日付を検査日として記載したりするなどの不適正な会計経理を行って、研究用物品の購入等に係る代金計 1,195,096,103 円を支払っていたものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究員及び検査職員において事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、経理責任者等において DNA 合成製品の購入方法に対する確認が十分でなかったこと及び研究用物品の納品検査において現物との照合を行わなかったこと、また、各法人において研究員、検査職員及び経理責任者等に対し研究用物品の購入等を会計規程等に基づき適正に行うことなどの指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを部局等の別に示すと次のとおりである。

法人名	部局等	年度	不適正な会計経理による支払額 円	摘要	
(398)	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	札幌センター	19、21～23	1,065,025	(2)キ
(399)	同	神戸センター	19、20	10,676,516	(2)工
(400)	独立行政法人種苗管理センター	本所	19～21、23～25	1,942,155	(2)オ、カ、キ
(401)	同	北海道中央農場	18～25	1,646,794	(2)ウ、工、オ、キ
(402)	同	同後志分場	21、25	35,169	(2)キ
(403)	独立行政法人家畜改良センター	本所	21～25	7,432,813	(1)、(2)ウ、工、オ、カ、キ
(404)	同	新冠牧場	21、25	2,000,343	(2)カ、キ
(405)	同	十勝牧場	21～23、25	2,655,761	(2)カ、キ
(406)	同	奥羽牧場	21～23	2,800,194	(2)キ
(407)	同	岩手牧場	21、22	1,374,333	(2)カ、キ
(408)	同	茨城牧場	21、22	75,390	(2)キ
(409)	同	同長野支場	21～25	1,716,749	(2)工、カ、キ
(410)	同	岡崎牧場	21、23	1,628,789	(2)工、オ、カ、キ
(411)	同	兵庫牧場	21	127,365	(2)キ
(412)	同	熊本牧場	21、23	100,285	(2)キ
(413)	同	宮崎牧場	21～25	7,435,251	(2)工、オ、カ、キ
(414)	独立行政法人水産大学校	水産大学校	18～23	16,539,794	(1)、(2)ア、工、キ
(415)	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	中央農業総合研究センター	18～25	84,688,922	(1)、(2)ア、イ、工、オ、キ
(416)	同	果樹研究所	18～20、22	12,697,964	(1)、(2)ア、オ、キ
(417)	同	野菜茶業研究所	18～21	6,970,845	(1)
(418)	同	畜産草地研究所	18～25	35,234,839	(1)、(2)ア、イ、工、カ、キ
(419)	同	動物衛生研究所	18～25	242,784,443	(1)、(2)ア、イ、工、キ
(420)	同	農村工学研究所	18、20	1,068,352	(1)
(421)	同	食品総合研究所	18～25	83,680,262	(1)、(2)ア、イ、工、キ
(422)	同	北海道農業研究センター	18～24	11,140,980	(1)、(2)ア、オ、カ、キ
(423)	同	東北農業研究センター	18～20	4,878,405	(1)
(424)	同	近畿中国四国農業研究センター	18～20	804,300	(1)
(425)	同	九州沖縄農業研究センター	18～20、22	4,601,940	(1)
(426)	独立行政法人農業生物資源研究所	本部	18～25	454,072,816	(1)、(2)ア、イ、ウ、工、オ、カ、キ
(427)	同	放射線育種場	19、20、23、25	1,538,670	(1)、(2)ウ、キ
(428)	独立行政法人農業環境技術研究所	農業環境技術研究所	18～25	64,990,204	(1)、(2)ア、イ、ウ、工、オ、カ、キ
(429)	独立行政法人国際農林水産業研究センター	本部	21～25	20,598,890	(1)、(2)ア、イ、工、オ、カ、キ
(430)	独立行政法人森林総合研究所	本所	21～25	71,908,156	(1)、(2)ア、イ、工、オ、キ
(431)	同	林木育種センター	21～25	20,848,850	(1)、(2)工、オ、カ、キ
(432)	同	北海道支所	21～25	605,764	(2)キ
(433)	同	九州支所	21	4,263	(2)キ

第3章
第2節
第23―第32

独立行政法人農林水産消費安全技術総合研究機構、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人中央農業総合研究センター、独立行政法人果樹研究所、独立行政法人野菜茶業研究所、独立行政法人畜産草地研究所、独立行政法人動物衛生研究所、独立行政法人農村工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人北海道農業研究センター、独立行政法人東北農業研究センター、独立行政法人近畿中国四国農業研究センター、独立行政法人九州沖縄農業研究センター、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人北海道支所、独立行政法人九州支所

第33 独立行政法人産業技術総合研究所

意見を表示し又は処置を要求した事項

産学官連携共同研究施設について、その使用状況等を把握し、長期間にわたり空室が生じている場合の要因分析を行うとともに、各センターに対し必要な改善を指示するなどの体制を整備することなどにより今後の連携研究等に一層有効に活用されるよう意見を表示し、及び貸付施設の光熱水料の算定について、施設の利用者の負担額が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	建物、立替金、預り金	
部 局 等	独立行政法人産業技術総合研究所(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人産業技術総合研究所)東京、つくば両本部、7センター	
産学官連携共同研究施設及び研究所以外の利用者に研究施設を貸し付ける場合の経費算定の概要	(1)	独立行政法人産業技術総合研究所が、技術ポテンシャルを活用した新産業等の創出等を目的として、設置した研究施設
	(2)	連携研究等を実施するために研究施設を研究所以外の利用者に貸し付ける場合に、光熱水料等の経費を算定し利用者に経費を請求するもの
産学官連携共同研究施設の室数、貸付対象面積及び平成26年度末現在の帳簿価額	(1)	300室、22,131㎡ 117億1170万余円
上記のうち使用率が低調となっていて長期間にわたり空室となっている施設の室数、貸付対象面積及び平成26年度末現在の帳簿価額	(1)	45室、2,145㎡ 46億5698万円(背景金額)
貸付けに係る光熱水料納付額	(2)	3億5493万余円(平成25、26両年度)
上記に加えて施設の利用者に負担させることができた認められる光熱水料	(2)	2668万円

【意見を表示し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

産学官連携共同研究施設の使用状況及び貸付施設の光熱水料の算定について

(平成27年10月13日付け 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第36条の規定により意見を表示し、及び同法第34条の規定により是正改善の処置を求める。

記

1 産学官連携共同研究施設等の概要

(1) 貴研究所の概要

貴研究所(平成27年3月31日以前は、独立行政法人産業技術総合研究所)は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法(平成11年法律第203号)に基づき、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的として、東京、つくば両本部のほか、国内10か所に研究拠点^(注)を設置するなどして研究を実施している。そして、貴研究所は、経済産業大臣が定める第3期中期目標に基づき第3期中期計画(22年度から26年度まで)を22年3月に策定し、産学官の多様な関係者が集結し、相互の技術やアイデアを融合・発展させ、新しい産業を生み出す中核地点としての機能の強化を進めることとしており、第3期中期計画以前から実施している貴研究所以外の機関との共同研究、受託研究、ベンチャー技術移転促進事業等(以下、これらを合わせて「連携研究等」という。)についてもより一層促進することとしている。これらの連携研究等の実施に当たり、貴研究所は、各研究拠点の研究施設を研究の必要性に応じて貴研究所以外の利用者に貸し付けている。

(注) 研究拠点 北海道、東北、つくば、臨海副都心、中部、関西、中国、四国、九州各センター及び福島再生可能エネルギー研究所

(2) 産学官連携共同研究施設の概要

貴研究所は、貴研究所の技術ポテンシャルを活用した新産業及びベンチャー企業の創出、育成を支援するための技術開発を行うことを目的として、6か所の研究拠点(北海道、東北、つくば、臨海副都心、中部、関西各センター)に、産学官連携共同研究施設(Open Space Lab)(以下「OSL」という。)を、表1のとおり、経済産業省から施設整備費補助金計510億3421万余円(26年度末現在の帳簿価額計117億1170万余円)の交付を受けて設置しており、それぞれ15年11月から17年4月までの間に順次運用を開始し、各OSLにおいて連携研究等を実施している。これらのOSLには、研究室・事務室、各センターの主要研究分野に応じた一般的な実験室のほか、専門性が高く用途が限定されるクリーンルームや動物飼育施設等の特殊実験室等が設置されており、これらの施設を研究の必要性に応じて貴研究所以外の利用者に貸し付けている。

また、OSLの運営については、産学官連携共同研究施設利用要領(平成18年7月1日18要領第48号)において、OSLが設置された各センターの産学官連携センター長等が運営責任者とされており、運営に関し必要に応じて、貴研究所本部等の関係者と協議するものとされている。

表1 各 OSL の概要

OSL 名	主要研究分野	運用開始年月	総床面積 (m ²)	階数	平成 26 年度末現在の建物の帳簿価額 (千円)
北海道 OSL	バイオ	平成 16.4	4,792	3	537,666
東北 OSL	材料化学	16.4	4,659	4	736,356
つくば OSL	情報技術	16.4	32,983	9	4,909,375
臨海副都心 OSL	バイオ、IT	17.4	20,506	11	4,119,318
中部 OSL	材料・プロセス技術等	15.11	4,713	3	687,999
関西 OSL	化学・材料技術等	16.4	5,604	3	720,991
計			73,259		11,711,708

(注) 総床面積及び帳簿価額は、表示単位未満を切り捨てているため、各欄の数値を合計しても、全体数欄の数値と一致しない。

(3) 貴研究所以外の利用者に研究施設を貸し付ける場合の経費の算定等

貴研究所は、連携研究等を実施するために OSL 等の研究施設を貴研究所以外の利用者に貸し付ける場合、連携研究等経費算定要領(平成 19 年 4 月 1 日 19 要領第 15 号。以下「算定要領」という。)に基づき、光熱水料(電気、水道、ガス等の料金)等の経費を算定しており、これにより算定した額を利用者に連携研究等に係る経費として請求している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、連携研究等で使用する OSL について、各施設が十分に利用されているか、研究施設について貸し付ける際の光熱水料等の算定が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、6 か所の OSL を対象として、OSL の使用状況等に関する資料等を徴するとともに、つくば本部及び北海道、東北、つくば、臨海副都心、中部及び関西の 6 センターにおいて、OSL の使用状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。また、前記の国内 10 か所の研究拠点のうち、連携研究等のために外部利用者に研究施設を貸し付けて光熱水料の納付を受けた、北海道、東北、つくば、臨海副都心、中部、関西及び九州の 7 センターの光熱水料(25 年度 1 億 7278 万余円、26 年度 1 億 8214 万余円、計 3 億 5493 万余円)を対象として、光熱水料に関する資料等を徴するとともに、上記の 6 センター及びつくば本部において、光熱水料に係る関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) OSL の施設の利用率が低調となっていて長期間空室となっている事態

6 か所の OSL について、27 年 3 月末時点の使用状況を見ると、表 2 のとおり、貸付対象施設の全体面積 22,131m²(300 室)のうち、使用面積は 18,492m²(232 室)となっており、3,639m²(68 室)が空室となっていた。そこで、OSL ごとに 27 年 3 月末現在の利用率(貸付対象施設の全体面積に対する使用面積の割合。以下同じ。)をみると、北海道及び臨海副都心両 OSL(26 年度末現在の帳簿価額計 46 億 5698 万余円)の使用率が 80% を下回り低調な状況となっていた。そのうち、北海道 OSL の使用状況は、貸付対象となっている面積 990m²(36 室)のうち使用面積は 233m²(6 室)で、使用率は 23.5% となっていた。また、臨海副都心 OSL の使用状況は、貸付対象となっている面積 7,719m²(86 室)のうち使用面積は 5,813m²(69 室)で、使用率は 75.3% となっていた。

表2 OSLの使用率等

(平成27年3月末現在)

OSL名	貸付対象 室数(A)	部屋面積 (B) (㎡)	使用室数 (C)	使用面積 (D) (㎡)	使用率 (D)/(B) (%)	空室数 (A)-(C)	空室面積 (B)-(D) (㎡)
北海道 OSL	36	990	6	233	23.5	30	756
臨海副都心 OSL	86	7,719	69	5,813	75.3	17	1,906
東北 OSL	37	1,811	34	1,646	90.9	3	164
つくば OSL	65	6,670	61	6,387	95.7	4	282
中部 OSL	38	2,395	33	2,170	90.5	5	225
関西 OSL	38	2,543	29	2,240	88.0	9	303
計	300	22,131	232	18,492	83.5	68	3,639

(注) 貸付対象施設面積は、表示単位未満を切り捨てているため、各欄の数値を合計しても全体数欄の数値と一致しない。

そこで、上記6か所の空室となっていた施設について、空室となっていた期間をみると、表3のとおりであり、1年以上空室となっていた面積は計3,047㎡(65室)となっていた。そのうち、北海道OSLは、空室となっていた施設全てが1年以上にわたって空室となっており、空室となっていた756㎡(30室)のうち95㎡(12室)が7年、32㎡(2室)が10年空室となっていた。また、臨海副都心OSLは、1,388㎡(15室)が1年以上空室となっており、そのうち238㎡(2室)が5年、238㎡(5室)が7年にわたり空室となっていた。このように使用率が低調になっていた北海道及び臨海副都心両OSLにおいて、1年以上空室となっていた面積は計2,145㎡(45室)となっており、長期間にわたって空室となっている事態が見受けられた。

表3 OSLの空室状況等(平成27年3月末時点)

(単位：㎡)

OSL名	空室 期間	空室面積 計(A)= (B)+(C)	1年未満 (B)					1年以上 空室面積 計(C)
				1年以上 2年未満	2年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年 以上	
北海道 OSL		756 (30)	0 (0)	298 (7)	330 (9)	95 (12)	32 (2)	756 (30)
臨海副都心 OSL		1,906 (17)	517 (2)	238 (2)	672 (6)	477 (7)	0 (0)	1,388 (15)
計		2,663 (47)	517 (2)	537 (9)	1,003 (15)	572 (19)	32 (2)	2,145 (45)
東北 OSL		164 (3)	0 (0)	49 (1)	114 (2)	0 (0)	0 (0)	164 (3)
つくば OSL		282 (4)	73 (1)	209 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	209 (3)
中部 OSL		225 (5)	0 (0)	46 (1)	133 (3)	46 (1)	0 (0)	225 (5)
関西 OSL		303 (9)	0 (0)	0 (0)	290 (8)	13 (1)	0 (0)	303 (9)
合計		3,639 (68)	591 (3)	842 (14)	1,541 (28)	631 (21)	32 (2)	3,047 (65)
割合 注(3)		100% (100%)	16.2% (4.4%)	23.1% (20.5%)	42.3% (41.1%)	17.3% (30.8%)	0.8% (2.9%)	83.7% (95.5%)

注(1) ()書きは室数を示す。

注(2) 施設面積及び割合は、表示単位未満を切り捨てているため、各欄の数値を合計しても全体数欄の数値と一致しない。

注(3) 空室面積の合計3,639㎡(68室)に対して各空室期間の施設面積等の合計が占める割合を表示している。

また、1年以上空室となっていた施設の種類をみると、表4のとおり、研究室・事務室が計1,008㎡(15室)、実験室が計1,292㎡(20室)、特殊実験室が計747㎡(30室)となっていた。そして、これらの空室となっていた施設面積及び室数について、施設の種類ごとに空室率(OSL全体の面積又は室数に対する1年以上空室となっていた施設の面積又は室数の割合。以下同じ。)を算定すると、研究室・事務室は、面積で8.9%、室数で12.0%、実験室は、面積で15.3%、室数で16.6%、特殊実験室は、面積で36.2%、室数で61.2%となっており、面積及び室数ともに、使用する目的及び用途が限定される特殊実験室の空室率が高い状況となっていた。そして、北海道OSLについてみると、前記の空室30室のうち21室が特殊実験室であり、その用途は動物飼育施設等となっていた。

表4 OSLの施設の種類ごとの空室状況(1年以上)

OSL名	平成27年3月末現在の状況 施設の 種類	空室(a)					貸付対象施設面積及び室数(b)					OSLの空室率(a)÷(b)×100				
		研究室、 事務室	実験室	特殊 実験室	その他	計	研究室、 事務室	実験室	特殊 実験室	その他	計	研究室、 事務室	実験室	特殊 実験室	その他	計
北海道OSL	㎡ 室数	229 6	134 3	392 21	—	756 30	283 8	261 5	445 23	—	990 36	80.8% 75.0%	51.6% 60.0%	88.1% 91.3%	—	76.4% 83.3%
臨海副都心OSL	㎡ 室数	519 5	868 10	0 0	0 0	1,388 15	3,723 40	3,305 40	314 1	376 5	7,719 86	13.9% 12.5%	26.2% 25.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	17.9% 17.4%
東北OSL	㎡ 室数	49 1	49 1	64 1	0 0	164 3	499 10	1,036 18	243 7	32 2	1,811 37	10.0% 10.0%	4.8% 5.5%	26.6% 14.2%	0.0% 0.0%	9.0% 8.1%
つくばOSL	㎡ 室数	209 3	—	—	—	209 3	6,670 65	—	—	—	6,670 65	3.1% 4.6%	—	—	—	3.1% 4.6%
中部OSL	㎡ 室数	0 0	225 5	—	—	225 5	58 1	2,336 37	—	—	2,395 38	0.0% 0.0%	9.6% 13.5%	—	—	9.4% 13.1%
関西OSL	㎡ 室数	—	13 1	290 8	—	303 9	—	1,485 20	1,058 18	—	2,543 38	—	0.8% 5.0%	27.4% 44.4%	—	11.9% 23.6%
計	㎡ 室数	1,008 15	1,292 20	747 30	0 0	3,047 65	11,235 124	8,426 120	2,061 49	408 7	22,131 300	8.9% 12.0%	15.3% 16.6%	36.2% 61.2%	0.0% 0.0%	13.7% 21.6%

(注) 面積は、表示単位未満を切り捨てているため、各欄の数値を合計しても全体数欄の数値と一致しない。

このように、特殊実験室が空室となる割合が高いのは、当初設計された用途が動物実験や先端実験といった利用範囲が限定されるものであることから研究環境の変化等により、これらの施設を研究に使用するニーズが低下したためと考えられる。

このように長期間にわたり空室が生じているのは個々の要因が考えられるが、北海道及び臨海副都心両センターでは、各施設が空室となる原因を分析するために必要と考えられる施設のニーズを把握する要望調査を外部の企業等に対して十分に実施していなかった。また、新たな外部利用者のニーズを発掘するためにホームページ等において十分なOSLの情報を公開することが重要であるのに、ホームページにおける掲載内容も、北海道センターではOSLの各室の設備情報及び利用要領が含まれていなかったり、臨海副都心センターではOSLの各室の設備情報、利用要領、利用条件等の情報が全く掲載されていなかったりしており、OSLの利用を一層促進するための取組が十分でなかった。

そして、貴研究所本部では、基本的に各センターにOSLの運営を委ねていて、その使用状況及び施設のニーズ等を定期的に報告させるなどの仕組みがないことから、OSLの使用状況等を十分に把握しておらず、これらの使用状況等を踏まえて適時適切に関係部署と積極的な協議を行ったり、各センターに対し必要な改善を指示したりするなどの体制とはなっていなかった。

(2) 研究施設を貸し付ける場合の光熱水料の算定が適切ではない事態

貴研究所では、前記のとおり、連携研究等のために研究施設を外部利用者に貸し付ける場合、算定要領に基づき、光熱水料等を算定し、当該金額を外部利用者に請求している。

利用者に請求する光熱水料の算定方法は、算定要領によれば、光熱水料の前年実績額等を各研究拠点等の研究施設の床面積で除するなどして、当該年度の光熱水料の単価(以下「光熱水料単価」という。)を算出し、光熱水料単価に利用者の使用面積(m²)及び使用期間を乗じて算出することとなっている。そして、光熱水料単価を算出する際、貴研究所では、算定要領に定めはないのに、光熱水料の前年実績額等から廊下等の共用部分の電気量の使用割合に相当するとして7%分を控除した金額を光熱水料単価の算出に使用していた。

しかし、光熱水料については、経費の性質上利用者が応分の負担をすべきものであり、廊下等の共用部分についても施設の利用者は当然利用するものであることから、光熱水料単価の算定に当たり、前年実績額等に一定率を乗じて算出した金額を控除して光熱水料単価を引き下げていることは適切とは認められない。

上記により、貴研究所が、25、26両年度に、利用者から徴収した光熱水料について、光熱水料単価の算出の際に前年実績額等から7%分を控除せずに、光熱水料の額を計算すると、25年度1億8576万余円、26年度1億9585万余円、計3億8162万余円となり、前記の3億5493万余円との差額2668万余円を施設の利用者に負担させることができたことと認められる。

(改善及び是正改善を必要とする事態)

貴研究所において、使用率が低調となっているOSLの施設が長期間にわたり空室となっている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。また、研究施設を貸し付ける場合の光熱水料の算定について、前年実績額等に一定率を乗じて算出した金額を控除することにより、光熱水料単価を引き下げている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴研究所において、次のことなどによると認められる。

- ア 本部において、各センターからOSLの使用状況及び施設のニーズ等を定期的に報告させるなどの仕組みがないことから、使用状況等を十分に把握しておらず、使用率が低調となっていて長期間にわたり空室となっている施設がある場合に、その要因分析を行うとともに、適時適切に関係部署と積極的な協議を行ったり、各センターに対し必要な改善を指示したりするなどの体制が整備されていないこと
- イ OSLの施設の使用率が低調となっていて長期間にわたり空室が生じているセンターにおいて、利用を促進するために、施設のニーズを把握する要望調査を十分に行っていないか、OSLの情報を広く公開することの必要性についての理解が十分でなかったりしていること
- ウ 本部において、研究施設を外部利用者に貸し付ける場合、利用者に光熱水料を請求する際の算定について、受益者負担の観点から、施設の利用者に応分の負担を求めることについての認識が欠けていること

3 本院が表示する意見及び求める是正改善の処置

前記のとおり、貴研究所は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって我が国の経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としている。また、公的研究機関の研究成果を民間企業等の事業化へとつなげる産学官連携は、公的研究機関である貴研究所において従来取り組んできた重要な施策の一つであり、貴研究所は、27年度からの第4期中長期計画において、大学や他の研究機関との連携を強化し、優れた技術を企業による事業化へとつなげる「橋渡し機能」を強化することとしている。

については、貴研究所において、今後の連携研究等に OSL が一層有効に活用されるよう、また、光熱水料について、施設の利用者の負担額が適切なものとなるよう、次のとおり意見を表示し及び是正改善の処置を求める。

- ア 各センターの OSL の使用状況及び施設のニーズ等を定期的に把握し、これらを踏まえて、OSL において施設の使用率が低調となっていて長期間にわたり空室が生じている場合には、その要因分析を行うとともに、適時適切に関係部署と積極的な協議を行ったり、各センターに対し必要な改善を指示したりするなどの体制を整備すること(会計検査院法第36条による意見を表示するもの)
- イ OSL において施設の使用率が低調となっていて長期間にわたり空室が生じているセンターに、利用を促進するために、施設のニーズを把握する要望調査を十分に行わせるとともに、OSL の広報活動を一層促進させること(同法第36条による意見を表示するもの)
- ウ 研究施設を外部利用者に貸し付ける場合、利用者に光熱水料を請求する際、前年実績額等に一定率を乗じて算出した金額の控除を行わず適切に算定すること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

研究用備品等の管理及び利活用について

(平成 25 年度決算検査報告 814 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び表示した意見

独立行政法人産業技術総合研究所(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人産業技術総合研究所。以下「研究所」という。)は、研究業務を実施するために必要となる試験及び測定装置等各種の備品類(以下「研究用備品等」という。)を多数保有しており、これらを有形固定資産等管理要領(以下「管理要領」という。)等に基づき、固定資産管理台帳(以下「台帳」という。)に「使用中」「保管中」「処分」等の区分で記録して管理している。しかし、台帳に「使用中」又は「保管中」と記録されている研究用備品等について、その所在が確認できず、又は、既に廃棄されるなどして管理が適正を欠いていたり、研究所内で使用する見込みがなく不用決定された研究用備品等について、その利活用のための外部への譲渡が積極的に行われておらず、その大部分が廃棄されていたりしている事態が見受けられた。

したがって、研究所において、「使用中」の全ての有形固定資産等について管理要領等に基づき定期的な実査を適切に実施することとし、また、「保管中」の有形固定資産等の管理につ

いて管理要領等の内容を見直すなどして台帳の記録内容と現物の照合を行うこととして、研究用備品等の管理の適正化を図るための体制を整備したり、管理責任者等の職員に対して、研究用備品等の適正な管理の重要性や台帳の記録を正確なものとするための具体的な手続等について研修を実施するなどしてその周知徹底を図ったりするとともに、研究所内で使用する見込みがなく不用決定された研究用備品等について、譲渡を申し出る可能性が高いと思料される企業等に対して譲渡の希望の有無を確認すること、ホームページ等を用いて広く需要調査を行うことなどの外部に対する譲渡を積極的に検討する仕組みを整備するよう、独立行政法人産業技術総合研究所理事長に対して26年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、研究所つくば本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、研究所は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 26年10月に管理要領を改正して、「使用中」及び「保管中」の有形固定資産等について、毎年度、台帳の記録内容と現物の照合を行う棚卸しを実施することを定めるなどして、研究用備品等の管理の適正化を図るための体制を整備して、27年4月から5月までの間に棚卸しを実施するとともに、全職員に対して、研究用備品等の適正な管理の重要性や資産管理業務の具体的な手続等について研修を実施してその周知徹底を図った。

イ 27年6月以降、研究所内で使用する見込みがなく不用決定された研究用備品等について、譲渡を申し出る可能性が高いと思料される企業等に対して譲渡の希望の有無を確認することとし、また、ホームページを用いて広く需要調査を行うこととして、外部に対する譲渡を積極的に検討する仕組みを整備した。

第34 独立行政法人農畜産業振興機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

情報システムの開発業務に係る請負契約について、予定価格の統一的な算定方法を具体的に示すとともに、情報システムの開発・利用に係る調整等を所掌する部署との連携を図ることにより、予定価格の算定を適切なものとするよう改善させたもの

科	目	(畜産勘定)	情報収集提供事業費、一般管理費
		(野菜勘定)	一般管理費
		(砂糖勘定)	一般管理費
		(でん粉勘定)	一般管理費
		(補給金等勘定)	一般管理費
		(肉用子牛勘定)	一般管理費
部	局	等	独立行政法人農畜産業振興機構本部
契	約	名	人事・給与システム開発委託業務等 3 契約
契	約	の	概要
			人事管理及び給与支給関係業務の効率化を目的としたシステムの開発等を行うものなど
契	約	の	相手方
			3 会社
契	約		平成 26 年 3 月～27 年 1 月 一般競争契約
予	定	価	格の積算
額			6897 万余円(平成 25、26 両年度)
低	減	で	きた積算
額			1040 万円(平成 25、26 両年度)

1 情報システムの開発業務に係る請負契約の概要

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成 14 年法律第 126 号)に基づき、農畜産物の安定的な供給を図るための生産者の経営安定対策、農畜産物の需給調整・価格安定対策等に関する事業を実施している。

機構は、上記の事業を実施するために必要な農畜産物の生産及び流通に関する調査、情報収集等のほか、人事管理及び給与支給関係業務等の内部管理業務の効率化等を目的として、各種の情報システムを構築している。そして、情報システムの開発、改修等の業務(以下「開発業務」という。)を行わせるために、一般競争契約により、平成 25、26 両年度に「人事・給与システム開発委託業務」等 21 件の請負契約を締結している。

予定価格の算定、契約の締結等の契約に関する諸手続については、各事業等の担当部が、独立行政法人農畜産業振興機構会計規程(平成 15 年 15 農畜機第 10 号)等に基づき行うこととなっている。そして、情報システムの開発業務に係る予定価格については、仕様書等に基づいて算定することとなっており、当該仕様書の作成に当たっては、事前に、情報システムの開発・利用に係る調整等を所掌し、情報システムについて専門的な知見を有する企画調整部システム調整課(以下「システム調整課」という。)から助言を受けることとなっている。

一方、予定価格の算定に当たっては、仕様書の作成の場合とは異なり、システム調整課が関与することにはなっていない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、情報システムの開発業務に係る請負契約の予定価格の算定が適切に行われているかなどに着眼して、前記21件の契約(契約金額計1億3419万余円)を対象として、機構本部において、契約書、仕様書、予定価格調書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、検査の対象とした前記21件の契約のうち3件の契約に係る予定価格の算定について、次のような事態が見受けられた。

(1) 仕様書に定められていない業務に係る経費の算出について

内部管理業務の担当部は、機構が25年度に締結した「人事・給与システム開発委託業務」に係る契約について、現行のシステムの開発業務に要した費用を基に算出した開発費用に、契約締結後に仕様の変更等が生じた場合に要する経費を見込んで、当該開発費用の額に20%を乗じて得た額を加えるなどして、予定価格を5451万余円と算定していた。

しかし、契約締結後に仕様の変更等が生じた場合には変更契約又は別途契約によって対応するものであり、当該仕様の変更等に伴う業務は仕様書に定められていないことから、これに係る経費を予定価格に計上する必要はなかったと認められた。なお、本件契約の締結後、実際に仕様の変更等は生じていなかった。

(2) 諸経費の算出について

調査情報業務の担当部は、機構が26年度に締結した「平成26年度畜産物新データベースシステムの改修業務」及び「貿易統計システムの改修」に係る2件の契約について、市販の積算参考資料に掲載されているソフトウェア開発業務の技術者の人件費単価等を基に開発費用を算出し、これに当該開発費用の額に10%を乗じて得た額を諸経費として加えるなどして、予定価格を計1446万余円と算定していた。

しかし、上記の積算参考資料に掲載されている同技術者の人件費単価には諸経費が含まれていることから、別途諸経費を算出してこれを予定価格に計上する必要はなかったと認められた。

このように、情報システムの開発業務に係る請負契約の予定価格の算定に当たり、仕様書に定められていない業務に係る経費を計上していたり、諸経費が含まれている人件費単価等を基に別途算出した諸経費を計上していたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

前記3契約の予定価格の積算額計6897万余円について、仕様書に定められていない業務に係る経費等を計上しないこととして修正計算すると、計5857万余円となり、積算額を約1040万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、各担当部に対し、情報システムの開発業務に係る請負契約の予定価格について統一的な算定方法を具体的に示していなかったこと、当該予定価格の算定に当たり情報システムの開発・利用に係る調整等を所掌するシステム調整課との連携を図ることについて周知していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、27年8月に各担当部に対して事務連絡を発して、情報システムの開発業務に係る請負契約の予定価格について統一的な算定方法を具体的に示すとともに、当該予定価格の算定に当たってはシステム調整課から助言を受けるなどして相互の連携を図るよう周知する処置を講じた。

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

農業協同組合連合会等に対する肉用牛等の販売に係る補填金の交付について

(平成25年度決算検査報告830ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、畜産経営の安定を図るために、肉用牛肥育経営安定特別対策事業及び養豚経営安定対策事業(以下「両事業」という。)により、肥育牛生産者及び養豚事業者に対して、肉用牛又は肉豚(以下「肉用牛等」という。)を販売した日が属する四半期における1頭当たりの粗収益が同四半期における生産費を下回ったなどの場合に、その差額の8割について補填金を交付している。また、農業協同組合連合会等(以下「農協連等」という。)は、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)の規定により、組合員等のために行う農業の経営及び技術の向上に関する指導(以下「指導事業」という。)等のほか、農業者の営農と競合しない範囲において一定の農業の経営等を行うことが認められている。そして、直営の牧場等で肉用牛等を飼養し、販売していた農協連等において、両事業の補填金の交付を受けていた。しかし、指導事業の一環として肉用牛等を飼養及び販売している農協連等に対しても両事業の補填金が交付されていて、販売を目的として肉用牛等を飼養する畜産経営の安定を図るといった事業の目的に沿うものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、機構において、農協連等に対する補填金について、両事業の実施要綱等を改正して、指導事業の一環として肉用牛等を飼養及び販売する場合には両事業の補填金の交付対象としないこととして、その交付対象を明確にすることなどにより、補填金の交付が販売を目的として肉用牛等を飼養する畜産経営の安定を図るといった事業の目的に沿うものとなるよう、独立行政法人農畜産業振興機構理事長に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、27年4月に両事業の実施要綱を改正して、指導事業の一環として肉用牛等を飼養及び販売する場合には両事業の補填金の交付対象としないこととして、その交付対象を明確にするなどの処置を講じていた。

第35 独立行政法人国際協力機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

政府開発援助の実施に当たり、施設の能力を設計する場合に、需要予測を裏付ける調査を十分に実施して、その妥当性を検討し、施設の能力の設計に適切に反映させるなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

(平成 27 年 10 月 29 日付けで外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、110 ページの外務省の項に掲記)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 研修宿泊施設の管理運営委託契約により発生した収入超過額について、確実に運営費に充てることとするよう改善させたもの

科 目	一般勘定
部 局 等	独立行政法人国際協力機構(平成 15 年 9 月 30 日以前は国際協力事業団)中国国際センター
契 約 の 概 要	中国国際センターの管理運営業務に係る委託契約
契 約 の 相 手 方	財団法人ひろしま国際センター(平成 25 年 4 月 1 日以降は公益財団法人ひろしま国際センター)
契 約	平成 9 年 4 月 随意契約
受託先の特定資産である財政調整積立金として保有されたままとなっているなどしていた額	2404 万円(平成 27 年 2 月末現在)

1 中国国際センターの管理運営業務の概要

(1) 中国国際センターの概要

独立行政法人国際協力機構(平成 15 年 9 月 30 日以前は国際協力事業団。以下「機構」という。)中国国際センター(以下「中国センター」という。)は、9 年に、ひろしま国際プラザの一部として開設され、研修宿泊施設として機構の研修員受入事業、市民参加協力事業等(以下「研修員受入事業等」という。)の実施に使用されている。ひろしま国際プラザは、中国センターと広島県立広島国際協力センター(以下「県立センター」という。)との複合施設であり、研修施設、食堂、宿泊施設、体育館等から構成されており、当該施設は、機構専有部分、広島県専有部分及び機構と広島県との共用部分(以下「共用部分」という。)に区分されている。

機構は、9 年度に、機構専有部分及び共用部分のうち機構の持分に係る各施設の維持管理業務、宿泊施設のフロント業務等(以下、これらの業務を「管理運営業務」という。)を委託する契約(以下「管理運営委託契約」という。)を財団法人ひろしま国際センター(25 年 4

月1日以降は公益財団法人ひろしま国際センター。以下「財団」という。)と締結していて、これを23年度まで毎年度更新していた。

(2) 管理運営委託契約の内容

機構は、財団と締結した管理運営委託契約において、管理運営業務に関して、次のように定めていた。

ア 機構は、機構が実施する研修員受入事業等の実施に伴う宿泊施設や研修施設の利用料を財団に支払う。

イ 財団は、機構の研修員受入事業等以外に係る宿泊施設や研修施設の利用料を利用者から徴収する。

ウ 財団は、ア及びイの利用料を管理運営業務に要する費用(以下「運営費」という。)に充てる。

エ 財団は、各年度の契約期間終了後、管理運営業務に係る収支実績を記載した報告書(以下「収支実績報告書」という。)を機構に提出する。

なお、機構は、24年度の管理運営業務に係る委託契約の内容について、23年度までの管理運営委託契約で定めていた受託者が受け入れた利用料をもって運営費に充てる方式から、管理運営業務に要した実費を委託費として受託者に支払う方式に変更していて、25年度から27年度までの間についても同様の内容で委託契約を締結していた。また、財団は、26年度から30年度までの間、広島県から県立センターの指定管理者としての指定を受けていることから、引き続き30年度までの間、機構は、複合施設として一体の建物を効率的に管理するために、財団と管理運営業務に係る委託契約を締結することになっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、機構が支払った利用料を含む財団が受け入れた利用料が、運営費に適切に充てられているかなどに着眼して、機構本部及び中国センターにおいて、9年度から26年度までの管理運営業務に係る委託契約を対象として、契約書、収支実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、機構を通じて関係書類を入手するなどして管理運営業務に係る財団の経理の状況を調査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

収支実績報告書によると、9年度から23年度までの間に、財団が受け入れた利用料及びその利息から成る収入は、累計10億3043万余円となっており、同期間の運営費の累計9億8442万余円を上回っていて、収入が支出を上回る額(以下「収入超過額」という。)は累計4601万余円となっていた。

この収入超過額の取扱いについて確認したところ、その累計4601万余円のうち累計4219万余円については、財団が14年3月に定めた財団法人ひろしま国際センター研修部特別会計財政調整積立金設置要綱(以下「積立金設置要綱」という。)に基づいて、同月以降、財団の特定資産である財政調整積立金に繰り入れられ、運営費に充てられるなどしていた累計2196万余円を除く2022万余円が、27年2月末時点で財政調整積立金の残額(以下「財政調整積立金残額」という。)として保有されていた。そして、財政調整積立金は、積立金設置要綱

によれば、収入が支出を下回る額が発生した場合の補填に充てられるほか、ひろしま国際プラザの施設全体の整備経費に充てられることとされていて、運営費に限定して使用されることとなっていなかった。そのため、上記の財政調整積立金残額 2022 万余円については、今後も継続して必要となる運営費に充てられる確約がないまま財団の特定資産として保有されていた。

また、収入超過額累計 4601 万余円のうち、財政調整積立金に繰り入れられた 4219 万余円を除いた残額 381 万余円については、財政調整積立金に繰り入れられておらず、財団の収入として受け入れられたままとなっていた(以下、上記の残額を「財団受入額」という)。

以上のように、管理運営委託契約に基づき運営費に充てることとなっている利用料及びその利息に係る収入超過額累計のうち、財政調整積立金残額 2022 万余円及び財団受入額 381 万余円の計 2404 万余円について、財団の特定資産として保有されていたり、財団の収入として受け入れられたままとなっていたりしているのに、機構がこれら収入超過額を運営費に充てるための措置を執っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、収入超過額が発生した場合に、これを運営費に充てる必要があることを管理運営委託契約で明示していなかったこと、管理運営委託契約の内容を変更する際に、財団が保有するなどしていた収入超過額の取扱いについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、27 年7月に、財団との間で、財団が指定管理者としての指定を受けている 30 年度末までの間に、財団が財政調整積立金残額及び財団受入額の全額を管理運営委託契約で定める運営費に確実に充てることを確認する文書を取り交わす処置を講じた。

(2) 特定非営利活動法人等が実施する草の根技術協力事業の実施に当たり、額の確定が適切に行われるよう、また事業終了後一定期間経過後の状況を把握することによって得られる教訓が今後の類似事業に活かされるよう改善させたもの

科 目	一般勘定 (項)国民参加型協力関係費
部 局 等	独立行政法人国際協力機構本部、5 国際センター
草の根技術協力事業の概要	特定非営利活動法人、地方自治体等が開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的として行う技術協力活動を促進し、助長するための事業
検査の対象とした契約数及びこれらに係る実績額	88 契約 22 億 8176 万余円(平成 23 年度～25 年度)
業務従事日数の妥当性を十分確認せずに直接人件費、日当及び宿泊料の額の確定を行っていた契約数並びにこれらに係る実績額	88 契約 8 億 8136 万円(平成 23 年度～25 年度)

上記宿泊料のうち宿泊の実態を踏まえた額の確定を行っていなかった契約数及びこれらに係る実績額	39 契約	8926 万円
現地調査の対象とした事業数及びこれらに係る実績額	26 事業	11 億 0925 万余円(平成 15 年度～25 年度)
事業の効果が持続していないことを把握できていなかった事業数及びこれらに係る実績額	4 事業	1 億 5616 万円(背景金額)(平成 18 年度～24 年度)

1 草の根技術協力事業の概要等

(1) 草の根技術協力事業の概要

独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、国民参加協力の一環として国内の特定非営利活動法人、地方自治体等が開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)の住民を対象として当該地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的として行う技術協力活動を促進し、助長するための事業として、技術協力の実施並びに有償及び無償の資金供与による協力の実施とは別に、草の根技術協力事業を実施している。

本件事業は、草の根パートナー型(以下「草の根技協」という。)、草の根協力支援型及び地域提案型の3つの類型に分類されており、機構は、特定非営利活動法人、地方自治体等との間で業務委託契約を締結して、3年間から5年間程度の事業を行っている。草の根技協は国際協力の経験が豊富な特定非営利活動法人等が、草の根協力支援型は比較的小規模な特定非営利活動法人等が、それぞれ受託団体となって開発途上地域で人を介した協力を通じて知識、技術等を相手国実施機関に移転する事業(以下、これらの事業を「草の根技協等」という。)であり、平成25年度の事業実績でみると、草の根技協等の事業費のうち約90%が草の根技協となっている。一方で、地域提案型は、地方自治体等が受託団体となり、日本での研修員受入れを中心として行う事業が多く、事業内容が草の根技協等と異なっている。

また、機構は、27年度に、より多くの団体の参加を促進するために草の根技協等を新・草の根パートナー型として実施するとともに、事業規模の小さな新・草の根協力支援型を新設しているが、実施方法について草の根技協等から大きな変更はなされていない。

(2) 草の根技協等に係る委託費の積算、額の確定等

機構は、草の根技協等についての募集要項、その別冊である経費積算ガイドライン及び実施の手引き(以下、これらを合わせて「募集要項等」という。)を制定しており、募集要項等によれば、機構は、応募者から提出された概算事業費を含む事業提案書を審査して受託団体を決定した後、概算事業費を精査等した額を基に業務委託契約を締結することとされている。また、機構は、四半期ごとに、実際の支出額の費目別内訳、直接人件費内訳書、派遣諸費精算明細書等を含む四半期支出状況報告書(以下「四半期報告書」という。)及びその証拠書類を受託団体から提出させ、これらを審査して各期の支出実績額の確定(以下「額

の確定]という。)を行い、契約期間終了後に精算を行うこととしている。

草の根技協等の対象経費は、業務従事者に関する直接人件費、日当、宿泊料等であり、これらの積算及び額の確定に関して、機構は、次のように定めている。

ア 直接人件費の積算は、業務従事者の経歴等を勘案した上で、機構と受託団体との間で合意した月額単価に、業務従事者の業務従事日数を月数に換算した値を乗じて算出する。

イ 日当及び宿泊料の積算は、現地の物価水準等を勘案した上で、機構と受託団体との間で合意したそれぞれの単価に、派遣期間中の業務従事日数や宿泊数(機中泊分を除く。)を乗じて算出する。

ウ 直接人件費、日当及び宿泊料のいずれも、業務従事者が受託業務に従事していない期間の計上はできず、額の確定に当たっては、業務従事日数等の実績に基づくこととし、四半期報告書で実績を確認する。

(3) 草の根技協等の事業効果の評価

募集要項等によれば、草の根技協等の実施に当たり、機構及び受託団体は、事業終了時まで達成されるべき具体的目標であるプロジェクト目標を、相手国実施機関と合意の上で設定することとされている。機構は、草の根技協等について、事業の効果、プロジェクトの目標の達成状況及び実施過程を確認し、そこから引き出される教訓を評価対象事業及び類似事業へフィードバックして、今後のより良い事業づくりにつなげることなどを目的として、事業の終了時評価等を実施することとしている。そして、草の根技協等の終了後においても、その直接的な効果が継続、あるいは更に発展することによる長期的な効果が期待されている。

2 検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点及び着眼点)

本院は、効率性、有効性等の観点から、草の根技協等の実施に当たり、機構が額の確定を適切に行っているか、草の根技協等の効果が事業終了後においても持続しているかなどに着眼して検査及び現地調査を実施した。

(検査及び現地調査の対象及び方法)

本院は、機構本部及び5国際センター^(注1)において、草の根技協に関する23年度から25年度までの間に締結された56受託団体の88契約^(注2)(実績額計22億8176万余円)を対象として、額の確定に当たっての確認状況等について聴取するとともに、このうち6受託団体については事務所に赴き、関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、機構を通じて受託団体から資料の提出を求めてその内容を確認するなどの方法により検査を実施した。

さらに、7か国^(注3)で14受託団体に委託して実施され、16年度から25年度までの間に事業が終了した草の根技協、26事業(同計11億0925万余円)を対象として、機構の職員の立会いの下に相手国実施機関等の協力が得られた範囲で、事業の実施現場の状況を確認するなどして現地調査を実施した。

(注1) 5国際センター 北海道、筑波、東京、中部、中国各国際センター

(注2) 56受託団体の88契約 平成24年度に広尾センターが閉鎖されたことに伴い、東京国際センター及び筑波国際センターへと移管された契約を含む。

(注3) 7か国 カンボジア王国、インド、ケニア共和国、ペルー共和国、フィリピン共和国、ウズベキスタン共和国、ベトナム社会主義共和国

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査したところ、機構において次のような事態が見受けられた。

(1) 額の確定について

ア 業務従事日数の確認状況について

業務従事者による業務従事日数は、直接人件費、日当及び宿泊料の算定根拠となることから、前記 88 契約(直接人件費 5 億 8850 万余円、日当及び宿泊料 2 億 9285 万余円、計 8 億 8136 万余円)の業務従事者のうち業務従事日数が多い者計 230 名を抽出して、業務への従事状況についてみたところ、62 契約に係る計 115 名は受託業務以外の他の業務にも従事している兼務者となっていた。

そして、88 契約のうち前記の 6 受託団体が受託した 11 契約についてみると、11 契約全てについて委託費の対象となる業務従事者の中に兼務者が含まれている状況であったが、業務実績が確認できる書類を整備することとされていないことから、四半期報告書が兼務の実態を踏まえた内容で作成されているのか確認できなかった。また、6 受託団体における四半期報告書への業務従事日数の記載内容については、契約交渉時に定めた日数をそのまま計上していたり、明確な根拠がないまま想定した他の業務との従事割合を勘案した日数を計上していたりなどしている状況となっていた。

しかし、機構は、88 契約に係る額の確定において、四半期報告書に他の業務への従事状況の記載等、業務従事日数の実績を確認するための書類の提出を求めていなかった。このため、機構は、上記の兼務の実態等を把握しておらず、額の確定において、業務従事日数の妥当性を十分に確認していなかった。

イ 開発途上地域に長期滞在する業務従事者の宿泊の実態の把握について

前記の 88 契約に係る宿泊料について、開発途上地域での宿泊日数が多い業務従事者計 141 名(宿泊料計 1 億 4463 万余円)を抽出して、その宿泊の状況をみたところ、表のとおり 39 契約に係る計 51 名(同計 8926 万余円)についてはホテル等に宿泊せず、受託団体が借り上げた住宅等に滞在しており、特に滞在期間が 180 日以上業務従事者では、借り上げた住宅等に滞在している割合が 70% 以上となっていた。

表 滞在期間別の宿泊、滞在先の人(泊)数

滞在期間の区分	宿泊、滞在先別の内訳				計
	ホテル等に宿泊		住宅等を借り上げて滞在		
	人数(泊数)	割合(泊数の割合)	人数(泊数)	割合(泊数の割合)	人数(泊数)
180 日未満	76(3,760)	82%(71%)	16(1,526)	17%(28%)	92(5,286)
180 日以上	14(4,833)	28%(23%)	35(15,506)	71%(76%)	49(20,339)
計	90(8,593)	63%(33%)	51(17,032)	36%(66%)	141(25,625)

そして、前記 6 受託団体のうち、実際に住宅等を借り上げていた 4 受託団体によると、家賃以外にも、光熱水料等の経費が必要であるが、住宅等を借り上げて滞在する方がホテル等に宿泊するよりも経済的であるとしていた。

しかし、機構は、業務従事者が長期滞在する場合に、受託団体が借り上げた住宅等に滞在している実態を十分に把握していなかったため、その実態を踏まえた額の確定が行われていなかった。

(2) 事業終了後の事業効果の持続状況の確認について

7か国で実施され16年度から25年度までの間に事業が終了した前記の26事業について、機構は、終了時評価等においてプロジェクト目標の達成状況等については確認しているとしていた。

一方で、本院の現地調査時点においては、上記26事業のうち3か国^(注4)で実施された計4事業(実績額計1億5616万余円)について、草の根技協を通じて水供給関連施設の使用手法、維持管理の方法等の技術等を現地の住民に移転した後に引き渡された施設等の大部分が故障するなどして有効に活用されていなかったり、教育施設の運営等に係る技術等の移転を行ったものの、施設の一部が目的に沿って使用されていなかったり、施設の利用者数が目標の半分程度にとどまっていたりなどして移転された技術等が十分に活用されていない事態が見受けられた。

しかし、機構は、草の根技協等について、終了時評価は実施しているため事業実施中に発生した問題点及び終了直後に発生した問題点は把握することができる体制にはあるものの、事業終了後一定期間経過後の状況を確認することとしていないため、上記の事態を把握できておらず、今後実施する類似事業に対する教訓として活用等することができていなかった。

このように、機構において、直接人件費、日当及び宿泊料の額の算定根拠となる業務従事日数の妥当性を十分確認していなかったり、業務従事者が受託団体が借り上げた住宅等に滞在している実態に対応した額の確定が行われていなかったりしていた事態並びに事業終了後一定期間経過後の状況を確認して今後の類似事業の改善に反映させる体制となっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注4) 3か国 インド、ケニア共和国、ペルー共和国

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、次のことによると認められた。

- ア 額の確定に当たり、業務従事日数の実績を確認する方法の検討が十分でなかったり、業務従事者の宿泊実態を把握することの重要性についての理解が十分でなかったりしていたこと
- イ 事業終了から一定期間経過後の状況を確認して、今後の類似事業の改善に反映させることの重要性についての理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、27年9月に募集要項等を改訂するなどして、次のような処置を講じた。

- ア 受託団体から業務従事日数の実績を確認できる書類を提出させることを定めるとともに、業務従事実績を確認した上で額の確定を行ったり、借り上げた住宅等に滞在する場合に計上することができる費用等について定めるとともに、領収書に基づき額の確定を行ったりすることとした。
- イ 事業終了から3年程度が経過した時点で、実績額が一定金額以上の事業を対象として、受託団体から聞き取りを行ったり、機構自らが現地を確認したりなどして事業終了後の状況を把握し、その結果を今後の類似事業の改善に反映できる体制を整備した。

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の実施について

〔平成 24 年度決算検査報告 125、707 ページ参照〕
〔平成 25 年度決算検査報告 156、841 ページ参照〕

(127 ページの外務省の項に掲記)

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の効果の発現について

(平成 25 年度決算検査報告 144、841 ページ参照)

(129 ページの外務省の項に掲記)

第36 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

助成事業における技術研究組合の取扱いを明確にすることにより、技術研究組合に適用される助成率が適切なものとなるよう改善させたもの

科 目	(一般勘定) 業務経費
部 局 等	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)本部
助 成 の 根 拠	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成 14 年法律第 145 号。平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法)
助 成 事 業 者 (事 業 主 体)	1 技術研究組合
助 成 事 業 助成事業の概要	次世代戦略技術実用化開発助成事業 産業技術の実用化開発を行う者に対して、当該実用化開発に必要な費用の一部を助成するもの
助 成 金 交 付 額	1 億 8650 万余円(平成 22、23 両年度)
「大企業」の助成 率を適用した場 合の助成金額	1 億 3987 万余円(平成 22、23 両年度)
上記の助成率を 適用した場合に 生ずる助成金交 付額の開差額	4662 万円

1 助成事業の概要

(1) 助成事業の概要

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構。以下「機構」という。)は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成 14 年法律第 145 号。27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法)に基づき、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資することを目的として研究開発等に係る業務を行っている。

機構は、研究開発等に係る業務のうち研究開発要素が高い業務については委託事業で、実用化開発要素が高い業務については助成事業で実施しており、22 年度から 26 年度までの間に、次世代戦略技術実用化開発助成事業等 12 事業を助成事業として実施している。また、機構はこれらの助成事業の対象を、民間企業のほか、技術研究組合法(昭和 36 年法律第 81 号)に基づいて複数の民間企業等が試験研究を協同して実施するために設立した技術研究組合とするなどしている。

(2) 助成事業における中小企業の取扱い

中小企業憲章(平成22年6月18日閣議決定)によれば、経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援するとして、「資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する」などとされている。そして、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)においては、製造業の場合で資本金3億円以下又は従業員300人以下に該当する者が「中小企業者」とされている。

機構は、中小企業の経営資源のぜい弱性に配慮して、前記12事業のうち7事業について、中小企業の助成率を大企業よりも優遇したり、助成対象事業者を中小企業に限定したりしている。

(3) 次世代戦略技術実用化開発助成事業の概要

機構は、優れた先端技術シーズ等を実用化に効率的に結実させることを通じて、我が国技術水準の向上及びイノベーションの促進を図るために、優れた技術の実用化開発に対して助成を行うことを目的として、次世代戦略技術実用化開発助成事業を実施している。この助成事業は、イノベーション実用化開発費助成金交付規程(平成18年度規程第56号)等に基づき、機構が産業技術の実用化開発を行う者に対して実用化開発に必要な費用の一部を助成する事業である。22年3月に機構の研究開発推進部が制定した「平成22年度イノベーション推進事業公募要領」(以下「公募要領」という。)によれば、助成対象事業者の要件は、日本において登記されている民間企業、技術研究組合等とされ、助成率については、公募要領において「2/3以内(ただし、大企業は1/2以内)」と規定されているが、技術研究組合の取扱いについては他の助成事業とは異なり特に規定されていない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、技術研究組合に適用される助成率が適切なものとなっているかなどに着眼して、中小企業と大企業とで助成率に差を設けている次世代戦略技術実用化開発助成事業のうち、技術研究組合が助成対象事業者となっている1件(助成金1億8650万余円)を対象として、機構本部において、交付申請書、実績報告書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、22年5月に、次世代LIC総合技術研究組合(以下「LIC組合」という。)から次世代戦略技術実用化開発助成事業の申請を受けて、次世代リチウムイオンキャパシタの実用化開発に要した費用計2億7975万余円(22年度1億4546万余円、23年度1億3428万余円)に対して、助成金計1億8650万余円(22年度9697万余円、23年度8952万余円)を交付していた。

LIC組合が機構に提出した交付申請書によれば、LIC組合の構成員は、A社(資本金233億余円、従業員数2,470人)、B社(資本金549億余円、従業員数1,099人)及びC社(資本金641億余円、従業員数2,952人)の3社であり、いずれも中小企業基本法に定められている中小企業者に該当しない者であった。そして、機構は、LIC組合は研究のために設立された技術研究組合であり事業を営む民間企業ではないため、公募要領上の「大企業」には該当しない

として助成率を3分の2以内と決定し、これを適用して助成金を算定していた。

しかし、機構が中小企業の経営資源のぜい弱性に着目して助成率に差を設けている趣旨や機構が実施している他の助成事業における技術研究組合の取扱いを勘案すると、大企業のみで3社で構成されているLIC組合には、公募要領上の「大企業」の助成率2分の1以内を適用して助成金を算定すべきであったと認められた。

このように、大企業から構成されている技術研究組合について、民間企業ではないことをもって大企業でないとして、より高い助成率を適用していた事態は、助成率に差を設けた趣旨等からみて適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(助成金交付額の開差額)

LIC組合に対する助成金交付額を「大企業」の助成率2分の1を適用して算定すると、前記の助成金の額1億8650万余円は1億3987万余円となり、4662万余円の開差額が生ずることとなる。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、公募要領の記述が十分でなく、大企業から構成される技術研究組合の取扱いが明確なものになっていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、27年8月に関係部局に対して事務連絡を発して、技術研究組合のうちその構成員の3分の2以上が中小企業者である技術研究組合については中小企業者として取り扱うことなどを明確にして機構内で統一を図るとともに、今後の助成事業等の執行に当たり公募要領等に反映させることとする処置を講じた。

第37 独立行政法人日本学術振興会

不 当 事 項

補 助 金

(442) 最先端・次世代研究開発支援プログラムに係る先端研究助成基金助成金の経理が不当と認められるもの

科 目	(先端研究助成業務勘定) 先端研究助成基金助成金
部 局 等	独立行政法人日本学術振興会
補 助 の 根 拠	独立行政法人日本学術振興会法(平成 14 年法律第 159 号)
補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	1 研究者
補 助 事 業	最先端・次世代研究開発支援プログラムに係る先端研究助成基金助成
補助事業の概要	政策的及び社会的意義が特に高い先端的研究開発を行うもの
上記に対する助成金額	152,100,000 円(平成 22 年度～25 年度)
上記に対する国庫補助金交付額	152,100,000 円
不当と認める助成金額	6,450,265 円(平成 22、23 両年度)
上記に対する国庫補助金交付額	6,450,265 円

1 最先端・次世代研究開発支援プログラムに係る先端研究助成基金助成金の概要

独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、独立行政法人日本学術振興会法(平成 14 年法律第 159 号)等に基づき、平成 21 年度に国から交付された補助金により 25 年度末まで先端研究助成基金を設置して、同基金を財源として先端研究助成基金助成金を交付している。

この助成金のうち、最先端・次世代研究開発支援プログラムに係る先端研究助成基金助成金(以下「助成金」という。)は、中長期的な我が国の科学・技術の発展を図ることなどを目的として、「新成長戦略(基本方針)」(平成 21 年 12 月閣議決定)において掲げられた政策的及び社会的意義が特に高い先端的研究開発を行う若手研究者、女性研究者等を対象として交付されるものである。

「先端研究助成基金助成金(最先端・次世代研究開発支援プログラム)取扱要領」(平成 22 年規程第 13 号。以下「取扱要領」という。)等によれば、補助の対象となる経費は、物品費、旅費、謝金、人件費等の直接経費と同経費の 30% に相当する間接経費とされており、補助事業者は、取扱要領等で認められている場合を除き助成金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならないこと、助成金の公正かつ効率的な使用に努めることとされている。

そして、補助事業者は助成金の管理を所属する研究機関に行わせることとされており、当該研究機関は、物品費の適正な執行を図るために、購入品についての納品検査を確実に実施することなどとされている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、交付された助成金が研究機関において取扱要領等に従って適切に管理されているかなどに着眼して、振興会及び6研究機関において会計実地検査を行った。そして、上記の研究機関に係る10補助事業者が行っている研究課題について、納品書、請求書等の書類を確認するなどして検査するとともに、助成金の管理が適切でないと思われる事態があった場合には、研究機関に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

振興会は、22年度に公立大学法人大阪府立大学(以下「大阪府立大学」という。)に所属する研究者Aの研究課題を対象として交付決定を行い、22年度から25年度までの間に助成金計152,100,000円を研究者Aに交付していた。そして、大阪府立大学はこれらの助成金の管理を行っていた。

しかし、研究者Aは、22、23両年度に、業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させた上で、検収を担当する大阪府立大学の職員に指示して現物確認をすることなく納品書に押印させるなどして大阪府立大学に研究用物品の購入代金計4,961,742円を支払わせ、納品書、請求書等に記載された内容とは異なる研究作業の支払に充てていた。

したがって、上記の購入代金計4,961,742円は、取扱要領等に違反し補助の対象となる経費とは認められず、助成金計6,450,265円(直接経費計4,961,742円、間接経費計1,488,523円)が過大に交付されており、これに係る国庫補助金同額が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者Aにおいて助成金の原資は税金等であるにもかかわらず事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、大阪府立大学において研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、振興会において研究機関等に対して助成金の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

第38 独立行政法人理化学研究所

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

DNA合成製品の調達に当たり、会計規程等に沿った調達の手順等を定めるなどして、発注権限を有しない研究員等が直接発注したり契約担当部署が契約を締結する前にDNA合成製品が納入されたりすることがないように仕組みを構築することなどにより、調達の適正化が図られるよう改善させたもの

科 目	経常費用	
部 局 等	独立行政法人理化学研究所(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人理化学研究所)本部(25年3月31日以前は本所)、4事業所(25年3月31日以前は研究所)	
DNA合成製品の概要	遺伝子解析等の目的で分子生物学的実験に使用するもの	
DNA合成製品の契約件数及び契約金額	28,725件	8億3730万余円(平成21年度~26年度)
発注権限を有しない研究員等が直接発注していたものの契約件数及び契約金額(1)	3,892件	3億8259万円(平成23年度~26年度)
会計規程等で認められていない前払となっていたものの契約件数及び契約金額(2)	18件	210万円(平成21年度~26年度)
(1)及び(2)の計	3,910件	3億8469万円

1 DNA合成製品の調達に係る会計経理等の概要

独立行政法人理化学研究所(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人理化学研究所。以下「理研」という。)は、独立行政法人理化学研究所法(平成14年法律第160号。27年4月1日以降は国立研究開発法人理化学研究所法)に基づき、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験及び研究(以下、これらを合わせて「研究」という。)を実施している。

理研は、21年に発生した主任研究員による背任事件に関する調査報告書(22年7月)に基づき、会計規程(平成15年規程第62号)等を改正するなどして、研究を行うための物品の調達に当たっては、契約担当部署が発注書等により発注することとし、契約担当部署に所属する納品確認センターが、仕様が記載された発注書等と現物を照合し、品名、数量等の確認を行うこととするなどしている。

そして、理研は、遺伝子解析等に関する研究を行うためのDNA合成製品の調達において、会計規程等に沿っておおむね次の手順で行っている。

- ① 研究員等は、物品購入要求伝票を起票してDNA合成製品の販売代理店の見積書とともに所属長の承認後に契約担当部署に回付する。

- ② 物品購入要求伝票を受領した契約担当部署は、環状の有機化合物であるアデニン、グアニン等の塩基の並ぶ順序(以下「塩基配列」という。)等の仕様を記載した発注書等を販売代理店に送付して、契約を締結する。
- ③ 研究員等が製造メーカーから直送された DNA 合成製品を納品確認センターに持参するなどして、同センターが品名、数量等を確認するとともに研究員等が仕様を満たしているかなどを確認して、検査員である研究室長等は検査結果を契約担当部署に報告する。
- ④ 検査結果の報告を受けた契約担当部署は契約支払伝票を起票して納品書等とともに経理担当部署に回付して、経理担当部署は販売代理店に代金を支払う。
また、理研は、会計規程等において、DNA 合成製品の調達に当たっては、代金の前払を認めていない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、DNA 合成製品の調達手続は会計規程等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、21 年度から 26 年度までの間の DNA 合成製品の調達に係る契約 28,725 件(契約金額計 8 億 3730 万余円^(注))を対象として、本部(25 年 3 月 31 日以前は本所)及び和光、筑波、大阪、神戸第一、播磨各研究拠点の事業所(25 年 3 月 31 日以前は研究所)等において、物品購入要求伝票等の関係書類を確認するとともに、横浜研究拠点の事業所の契約については、関係書類を本部において確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注) 契約 28,725 件(契約金額計 8 億 3730 万余円) DNA 合成製品の調達については、「独立行政法人理化学研究所における研究予算の執行状況等について」(特定検査対象に関する検査状況 987 ページ参照)においても検査の状況を掲記している。本件は、運営費交付金等を財源とした研究予算で調達した DNA 合成製品のほかに、補助金及び受託費で調達したものを対象としているのに対して、特定検査対象に関する検査状況においては、運営費交付金等を財源とする研究予算で調達した DNA 合成製品のみを対象としていることから、本件と契約件数及び契約金額が異なる。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 発注権限を有しない研究員等が直接発注するなどしていた事態

本部及び和光、筑波、横浜、神戸第一各研究拠点の事業所において、23 年 7 月から 27 年 3 月までの間に締結した DNA 合成製品の調達に係る契約 3,892 件(契約金額計 3 億 8259 万余円)について、研究の進捗に応じて異なる塩基配列を指定して DNA 合成製品を調達する必要がある、納入が遅れた場合は研究に支障が生ずることになるとして、研究員等が、発注権限を有していないのに、DNA 合成製品の製造メーカーのホームページ上で直接発注していた。このうち、本部及び上記の各研究拠点の事業所の契約 1,691 件(契約金額計 1 億 8749 万余円)については、DNA 合成製品が納入された後に、研究員等が、複数の発注を取りまとめて一括して調達したこととする物品購入要求伝票を起票して回付し、回付を受けた契約担当部署が契約を締結するなどした後、経理担当部署が代金を支払っていた。残りの契約 2,201 件(契約金額計 1 億 9509 万余円)については、発注権限を有していない研究員等が製造メーカーのホームページ上で直接発注した都度、物品購入要求伝票を起票するなどしていた。

また、DNA 合成製品については、納入の都度、納品確認センターが、仕様が記載された発注書等と現物を照合して、品名、数量等の確認を行うこととなっている。

しかし、前記 3,892 件のうち、DNA 合成製品の納入後に契約を締結していたものなどについて、納品確認センターは、DNA 合成製品の納入時に、発注書等が作成されていないことなどから現物に添付された送り状等と現物を照合したのみで、発注書等と現物との照合を行っていなかった。

(2) 会計規程等で認められていない前払により調達していた事態

横浜研究拠点の事業所において、21 年 12 月から 26 年 7 月までの間に締結した DNA 合成製品の調達に係る契約 18 件(契約金額計 210 万余円)について、研究員等が、氏名等を製造メーカーに登録して、DNA 合成製品の調達に用いるポイントを保有するための口座を開設し、DNA 合成製品の購入代金を販売代理店を通して製造メーカーに前払して、その口座に DNA 合成製品の調達に応じたポイントを保有しておき、研究員等が研究の進捗に応じて必要な DNA 合成製品を製造メーカーに連絡すると DNA 合成製品が納入されて口座から納入に応じたポイントが引き落とされる方式(以下「プリペイド方式」という。)を利用していた。そして、研究員等は、プリペイド方式のポイントを購入するために物品購入要求伝票を起票して契約担当部署に回付していた。

しかし、契約担当部署は、当該プリペイド方式のポイント購入が DNA 合成製品の購入においては認められていない前払となるものであるのに、これをそのまま承認し、契約を締結していた。

また、納品確認センターは、発注書等と現物を照合して、品名、数量等を確認することとなっているのに、現物を確認しないまま、プリペイド方式のポイントの購入に係る納品書をもって納品を確認したこととしていた。

このように、発注権限を有しない研究員等が直接発注するなどしていたり、会計規程等で認められていない前払により調達していたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 研究員等及び契約担当部署において、会計規程等を遵守する認識が欠けていたこと、また、契約担当部署において、研究の進捗に応じて塩基配列を指定する必要がある DNA 合成製品の調達について、会計規程等に沿った上で納入が遅れないようにする手順を定めていなかったこと
- イ 納品確認センターにおいて、発注書等と現物を照合して、品名、数量等を確認することの重要性に対する認識が欠けていたこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、理研は、27 年 9 月に、研究員等及び契約担当部署に対して会計規程等の趣旨及びその遵守を周知して、研究の進捗に応じて塩基配列を指定する必要がある DNA 合成製品の調達について、会計規程等に沿った上で納入が遅れないようにする手順を新たに定めて、発注権限を有しない研究員等が直接発注したり、契約担当部署が契約を締結する前に DNA 合成製品が納入されたりすることがないような仕組みを構築するとともに、納品確認センターに対して納品確認の重要性を周知して、マニュアルの見直しを行うなどして、現物の確認や発注書等と現物との照合を確実にを行うようにするなどの処置を講じた。

第39 独立行政法人宇宙航空研究開発機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

資産の無償寄託等を行うに当たり、引渡し的事实を証する引渡書を作成するなどさせたり、資産責任者が引渡書の作成等を確認する体制を整備したり、無償寄託の期間を延長する際の手続を明確にしたりするなどして、無償寄託等の手続が適切に行われるよう改善させたもの

科 目	貯蔵品、機械装置、工具器具備品、建設仮勘定	
部 局 等	独立行政法人宇宙航空研究開発機構(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構)筑波宇宙センター、相模原キャンパス、東京事務所	
無償寄託等の概要	管理する資産を機構の施設において保管することが適当でないなどの場合に、支出又は収入を伴わずに、機構以外の者に寄託したり、貸し付けたりするなどのもの	
検査の対象とした無償寄託等資産の件数及び帳簿価額	283件	72億8147万余円(平成26年度末)
上記のうち引渡書が作成されていなかったなどの資産の件数及び帳簿価額(1)	89件	24億9907万円
上記のうち無償寄託の期間を延長する際の手続の実施状況が確認できなかった資産の件数及び帳簿価額(2)	36件	14億6356万円
(1)及び(2)の純計	102件	28億9627万円

1 資産の管理及び無償寄託等の概要

独立行政法人宇宙航空研究開発機構(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構。以下「機構」という。)は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成14年法律第161号。27年4月1日以降は国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法)に基づき、宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究、宇宙及び航空に関する基盤的研究開発、人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用等の事業を行っており、これらの事業を行うために機械装置、工具器具備品等の資産を保有している。そして、会計規程(平成15年規程第15-43号)に基づき、資産の適正かつ効率的な運用その他良好な管理を図ることを目的として資産取扱要領(平成15年財務部長通達第15-1号。以下「要領」という。)を定めている。

資産を使用する職員(以下「資産使用責任者」という。)は、要領に基づき、ロケット、人工衛星等に係る部品等の資産を機構の施設において保管することが適当でないなどの場合に

は、機構以外の者に寄託することができることとなっている。また、会計規程等に基づき、教育及び学術研究を目的とするなどの場合には、ロケット、人工衛星等の研究に資する装置等の資産を機構以外の者に貸し付けることができることとなっている。

要領によれば、寄託又は貸付けを行う場合の手続は、おおむね次のとおりとされている。

- (ア) 資産使用責任者は、資産の取得、異動等に関する責任者である部長等(以下「資産責任者」という。)の承認を得た上で、資産の管理番号、品名、引渡年月日、返却予定年月日等を記載した引渡書を作成する。
- (イ) 資産の引渡しの際に、寄託を受けた者(以下「受寄者」という。)又は借受者(以下、受寄者と合わせて「受寄者等」という。)に、引渡書に受領年月日を記載させて、受領印を押印させる。
- (ウ) 資産使用責任者は、受寄者等に資産を引き渡した事実を証する書類として、引渡書を保管し、財務部はその写しを保管する。

また、資産の寄託又は貸付けのうち、支出を伴わない寄託(以下「無償寄託」という。)又は収入を伴わない貸付け(以下「無償貸付」といい、無償寄託と合わせて「無償寄託等」という。)を行う場合には、引渡書に無償寄託の条件又は無償貸付の条件を付記することとなっている。無償寄託の条件は、期間は原則として引渡日から6か月以内とすること、期間満了の1か月前に資産使用責任者と受寄者との間で協議した上で、無償寄託を続ける場合には、本条件と同一条件で再度6か月継続することなどとなっており、無償貸付の条件は、貸付目的以外のために使用しないことなどとなっている。

そして、資産の取得、異動等の事実を記録する資産台帳によれば、無償寄託等を行っている資産(以下「無償寄託等資産」という。)は、26年度末で計1,807件(帳簿価額計73億4742万余円)となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、引渡書は要領等に基づき適正に作成されているか、無償寄託の期間を延長する際の手続は適切に行われているかなどに着眼して、26年度末における無償寄託等資産計1,807件のうち帳簿価額が1件100万円以上の283件(帳簿価額計72億8147万余円)を対象として、筑波宇宙センター、相模原キャンパス、調布航空宇宙センター及び東京事務所において、資産台帳等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。さらに、機構が無償寄託等を行っている株式会社のうち4株式会社(以下「4会社」という。)における無償寄託等資産の保管状況等を調査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 引渡書の作成状況

機構は、資産の無償寄託等を行う際に作成することとなっている引渡書は、契約書に代わり受寄者等に資産を引き渡した事実を証する書類であるとしている。

しかし、資産責任者が資産使用責任者における引渡書の作成等について確認していなかったことから、表のとおり、前記の無償寄託等資産283件のうち、資産使用責任者が受寄者等へ資産を引き渡す際に引渡書を作成していなかった無償寄託等資産が44件(帳簿価額計12億3060万余円)、引渡書自体は作成しているが引渡書に付記すべき無償寄託条件

又は無償貸付条件を付記していなかった無償寄託等資産が45件(帳簿価額計12億6847万余円)、計89件(帳簿価額計24億9907万余円)見受けられた。

表 引渡書の作成状況

区分 (平成26年度末)	無償寄託資産		無償貸付資産		計	
	件数 (件)	帳簿価額 (千円)	件数 (件)	帳簿価額 (千円)	件数 (件)	帳簿価額 (千円)
資産台帳に記録されている資産	146	2,909,692	137	4,371,787	283	7,281,479
(ア) 引渡書を作成していなかった資産	14	179,607	30	1,050,994	44	1,230,601
(イ) 引渡書自体は作成しているが引渡書に付記すべき無償寄託条件又は無償貸付条件を付記していなかった資産	42	1,264,027	3	4,443	45	1,268,471
計	56	1,443,635	33	1,055,437	89	2,499,072

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

筑波宇宙センターに所属する資産使用責任者は、平成26年4月に、人工衛星の推進系の基礎研究に資するための資産として「推進系予備品」1品目(帳簿価額5909万余円)の無償寄託を行っていた。

しかし、資産使用責任者は、受寄者へ資産を引き渡す際に引渡書を作成していなかった。また、資産責任者は、資産使用責任者が引渡書を作成したかどうかについて確認していなかった。

(2) 無償寄託の期間を延長する際の手続の実施状況

無償寄託の期間を延長する場合は、前記のとおり、期間満了の1か月前に協議することなどとなっている。

そこで、4会社のうち無償寄託が行われていた資産がある3会社において、資産74件(帳簿価額計20億1960万余円)について無償寄託の期間を延長する際の協議の状況等を確認したところ、36件(帳簿価額計14億6356万余円)については、引渡しから6か月を超えているにもかかわらず、延長の協議を行ったことや機構内部の意思決定を示す事跡が何ら残っていなかった。このため、受寄者と協議した上で期間を延長しているのか、協議をせずに期間を延長しているのかなどが確認できない状況となっていた。

このように、無償寄託等資産の取扱いについて、引渡書が作成されていなかったり、無償寄託の期間を延長する際の手続の実施状況が確認できなかったりなどしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、資産使用責任者において引渡書は契約書に代わり受寄者等に資産を引き渡した事実を証する書類であるのに、引渡書の重要性に対する認識が欠けていたり、資産責任者において引渡書の作成等について確認することになっていなかったりしたこと、機構において無償寄託の期間を延長する際の手続を明確にすることの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、27年9月に、受寄者等と無償寄託等の状況を再確認して引渡書を作成するなどしたり、資産使用責任者等に対して引渡書の作成について研修を行ったり、要領等を改訂するなどして資産責任者が引渡書の作成等を確認する体制を整備したり、無償寄託の期間を延長する際に資産使用責任者は所定の申請書により資産責任者の承認を得ることとするなどして、手続を明確にしたりする処置を講じた。

(第21 独立行政法人日本スポーツ振興センター)

不 当 事 項

予 算 経 理

(443) 会計規則に定められた契約手続を経ることなく契約に係る業務を実施させていたり、当該手続を経て確定した契約書に基づくことなく支払を行っていたりなどしていたもの

科 目	(投票勘定) 経常費用 業務経費 (特定業務勘定) 経常費用 業務経費 (一般勘定) 経常費用 業務経費、一般管理費
部 局 等	独立行政法人日本スポーツ振興センター本部
契 約 名	新国立競技場実施設計業務等 47 契約
契 約 の 概 要	スポーツ施設の運営、スポーツ振興投票の実施等に当たり、設計業務、コンサルティング業務等を委託したり、工事等を請け負わせたりなどするもの
契 約 の 相 手 方	27 会社等
契 約	平成 24 年 4 月～26 年 12 月 一般競争契約、随意契約
会計規則に定められた契約手続を経ることなく業務を実施させるなどしていた契約の契約金額	4,939,856,495 円(平成 24 年度～26 年度)

1 契約事務等の概要等

(1) 契約事務等の概要

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、スポーツ施設の運営、スポーツ振興投票の実施等に当たり、設計業務、コンサルティング業務等を委託したり、工事等を請け負わせたりなどするために、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則(平成 15 年度規則第 13 号。以下「会計規則」という。)等に基づいて契約を締結することとしている。

会計規則によれば、センターは、会計機関として、契約を担当する契約担当役や、現金、預金等の出納事務を担当する出納役を設けることとされている。契約担当役は、競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、契約金額が 250 万円を超えないなどの契約書の作成を省略できる場合を除き、契約上の紛争や疑義による不測の損害が生じることを防止するなどのために、契約の目的、契約金額、履行期限等の事項を記載した契約書を作成しなければならず、契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないとされている。また、出納役が出納事務として行う支払等の取引は、全て伝票によって処理しなければならないこととされており、伝票は、契約書、請求書その他の証拠書類に基づいて作成しなければならないとされている。

(2) 建設業法における契約手続に関する規定

建設業法(昭和24年法律第100号)によれば、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して工事内容、請負代金の額、工事完成の時期等の事項を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならないこととされている。そして、上記の事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならないこととされている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、センターにおける契約事務等が会計規則等に基づいて適正に実施されているかなどに着眼して、平成24年4月から27年1月までの間にセンターが締結した契約から契約書の作成を省略できる契約等を除いた計338契約、契約金額(単価契約については支払額。以下同じ。)計22,814,005,335円を対象として、センター本部において、契約関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(1) 契約事務について

センターは、一般競争入札の落札者又は随意契約の相手方を決定した上で、契約書を作成し、これに記載した契約締結日と同日付けで契約担当役が記名押印して契約を締結したとしていた。

しかし、前記338契約のうち47契約、契約金額計4,939,856,495円については、契約担当役による実際の記名押印が、契約書上の契約締結日からおよそ1か月から9か月を経過した日に行われており、センターは、会計規則に定められた契約手続を経ることなく契約に係る業務を実施させていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

センターは、「新国立競技場実施設計業務」(契約金額2,574,936,000円)について、公募型プロポーザル方式により選定した「日建設計/梓設計/日本設計/アラップ設計共同体」と随意契約を締結していた。

当該契約の契約書上の契約締結日は平成26年8月20日となっていたが、契約担当役による実際の記名押印は当該日付から36日を経過した同年9月25日に行われていた。そして、センターに提出された業務工程表等によると設計業務の着手時期は同年8月20日となっていて、センターは、同日から36日間にわたり、会計規則に定められた契約手続を経ることなく当該契約に係る業務を実施させていた。

そして、47契約のうち18契約、契約金額計391,423,155円については、契約担当役による実際の記名押印が、契約の履行期間を経過して業務が完了した後に行われていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

センターは、「スポーツ振興投票の実施に関する経営コンサルティング業務」について実施した企画競争に基づいて、アビームコンサルティング株式会社と平成24年度第3四半期分の契約(契約金額124,171,472円)を随意契約により締結していた。

当該契約の契約書上の契約締結日は24年9月28日となっていたが、契約担当役による実際の記名押印は当該日付から129日を経過した25年2月4日に行われていた。そして、業務完

了報告書等によると履行期間は24年10月1日から同年12月31日までとなっており、契約担当役による実際の記名押印は、履行期間を経過して業務が完了した後に行われていて、センターは、全履行期間にわたり、会計規則に定められた契約手続を経ることなく当該契約に係る業務を実施させていた。

さらに、18契約のうち1契約、契約金額98,419,650円については、建設工事の請負契約に係る工事内容の変更に伴い締結した変更契約において、契約担当役による実際の記名押印が工事完了後に行われており、建設業法に違反していた(後述する事例3を参照)。

(2) 出納事務について

契約担当役による実際の記名押印が契約書上の契約締結日より後に行われていた前記の47契約に係る出納事務の状況を確認したところ、4契約の契約金額計140,682,189円のうち計116,582,010円について、センターは、契約担当役による記名押印が行われていないのに、伝票を作成して支払を行っており、当該支払は、会計規則に定められた契約手続を経て確定した契約書に基づくものとはなっていない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

センターは、一般競争入札により米持建設株式会社と契約を締結した「国立霞ヶ丘競技場東テニスコラブハウス及び一部コート改修、その他工事」について、当該工事に係る設計変更が必要となったため変更契約(変更後の契約金額98,419,650円)を締結していた。

当該変更契約の契約書上の契約締結日は平成25年3月8日となっていたが、契約担当役による実際の記名押印は当該日付から39日を経過した同年4月16日に行われていた。そして、工事完成通知書等によると、工期は24年12月10日から25年3月27日までとなっており、契約担当役による実際の記名押印は工事完了後に行われていて、センターは、会計規則に定められた契約手続を経ることなく当該変更契約に係る工事を実施させていた。また、当該変更契約は建設工事の請負契約であることから、建設業法に違反していた。

さらに、契約金額のうち前払金を除いた残金79,775,850円について、センターは、契約担当役が実際に記名押印した日より前の同年4月15日に、伝票を作成して支払を行っており、当該支払は、会計規則に定められた契約手続を経て確定した契約書に基づくものとはなっていない。

したがって、センターは、前記の47契約、契約金額計4,939,856,495円について、会計規則に定められた契約手続を経ることなく契約に係る業務を実施させていたり、このうち4契約に係る計116,582,010円について、当該手続を経て確定した契約書に基づくことなく支払を行っていたりなどしており、会計規則等に違反して不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、会計規則等を遵守して適正な会計経理を行うことについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

第40 独立行政法人福祉医療機構

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について

(平成 25 年度決算検査報告 343、854 ページ参照)
(348 ページの厚生労働省の項に掲記)

第41 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

不 当 事 項

工 事

(444) 新幹線鉄道建設事業における車両基地建設工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、資材等搬入用の進入路橋りょうの上部工等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの

科 目	(建設勘定) (項)業務経費
部 局 等	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社
工 事 名	北陸新幹線、白山総合車両基地路盤他工事
工 事 の 概 要	北陸新幹線白山総合車両基地を建設するために、同車両基地の盛土工、地盤改良工、進入路橋りょうの築造等を実施するもの
工 事 費	16,627,411,800 円
請 負 人	鹿島・鉄建・飛島・北都北陸新幹線、白山総合車両基地路盤他特定建設工事共同企業体
契 約	平成 21 年 4 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 27 年 2 月
支 払	平成 24 年 6 月、25 年 2 月、27 年 2 月
不適切な設計となっていた橋りょうの築造等に係る工事費	20,347,178 円(平成 24、26 両年度)

1 工事の概要

この工事は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社(以下「支社」という。)が、平成 21 年度から 26 年度までの間に、石川県白山市宮保地内において、北陸新幹線白山総合車両基地を建設するために、同車両基地の盛土工、地盤改良工、進入路橋りょうの築造等を工事費 16,627,411,800 円で実施したものである。

このうち進入路橋りょう(橋長 10.0m、幅員 6.5m)は、車両基地内に新幹線鉄道の車両や資材等を搬入するための進入路が既存の農道上を横断する箇所に築造するものであり、下部工として逆 T 式橋台 2 基の築造、上部工としてプレストレストコンクリート桁(以下「PC 桁」という。)の製作、架設等を実施したものである。

本件進入路橋りょうの設計は、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づいて行われている。示方書によれば、設計で想定されない地震動が作用するなどした場合でも上部構造の落下を防止することができるように、落橋防止システムを設けることとされている。この落橋防止システムは、橋りょうの形式、地盤条件等に応じて、^(注1)桁^(注1)か^(注2)かり長、^(注1)落橋防止構造、^(注1)変位制限構造等の中から、適切に選択して設計することとされている。そして、これらのうち、桁^(注1)か^(注2)かり長については、上下部構造間に予期しない大きな相対変位が生じた場合に上部構造が下部構造頂部から逸脱して落下するのを防止する

機能を発揮するために必要な長さ(以下「最小値」という。)を算出し、これ以上の長さを確保することによって、落橋防止システムが有効に機能するものとなっている(以下、落橋防止システムにおいて桁かかり長を最小値以上とすることを「桁かかり長の確保」という。)

支社は、落橋防止システムの設計を含む進入路橋りょう等の設計業務を設計コンサルタントに委託し、当該設計業務の成果品の提出を受けている。そして、上記の成果品に基づき、本件進入路橋りょうは両端が剛性の高い橋台に支持されていることなどから橋軸方向の変位が生じにくい橋りょうであり、落橋防止システムにおける桁かかり長の確保及び落橋防止構造を省略しても、変位制限構造を採用することにより橋りょうの所要の安全度が確保されるとして、設計図面を作成して、これにより施工していた(参考図参照)。

(注1) 桁かかり長・落橋防止構造 桁と橋台の胸壁をPC鋼材で連結するなどして、上下部構造間に予期しない大きな相対変位が生じた場合に、これが桁かかり長(桁端部から下部構造頂部縁端部までの長さ)を超えないようにする構造

(注2) 変位制限構造 支承と補完し合って、上下部構造間の相対変位が大きくなるようにするためのもので、桁と橋台とをアンカーバーで連結するなどしてその相対変位を制限する構造

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、本件工事の設計が示方書に基づき適切に行われているかなどに着眼して、支社において会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図面、設計計算書、施工写真等の書類及び現地の状況を確認するなどして検査したところ、本件進入路橋りょうの橋台の設計が、次のとおり適切でなかった。

すなわち、示方書によれば、橋軸方向の変位が生じにくい橋りょうについて、落橋防止システムのうち省略することができるのは落橋防止構造のみとされており、桁かかり長の確保を省略することができるとはされていない。しかし、支社は、本件進入路橋りょうの設計に当たり、誤って落橋防止構造のほか桁かかり長の確保についても省略することとしたため、桁かかり長の最小値を算出していなかった。

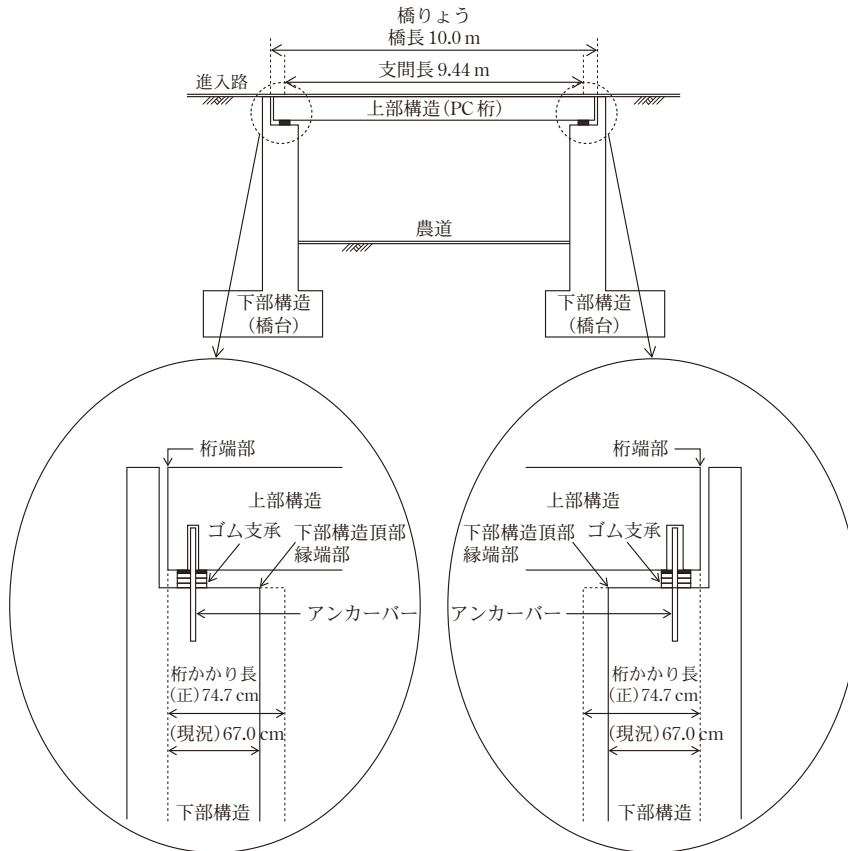
そこで、示方書に基づいて、本件進入路橋りょうにおける桁かかり長の最小値を算出すると74.7cmとなり、本件進入路橋りょうの桁かかり長67.0cmはこれに比べて長さが不足しており、落橋防止システムの機能が確保されていない状況となっていた。

したがって、本件進入路橋りょうは、橋台の設計が適切でなかったため、上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっていて工事の目的を達しておらず、橋台及びこれに架設されたPC桁等に係る工事費相当額20,347,178円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、支社において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったこと、示方書についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)

本件進入路橋りょうにおける落橋防止システムの概念図



意見を表示し又は処置を要求した事項

新幹線鉄道建設事業における障害防止対策事業の実施に当たり、事業を適切に実施するために、居住実態を的確に調査及び確認したり、事業を経済的に実施するために、工事内容を十分に確認したりするよう改善の処置を要求したもの

科 目	(建設勘定) (項)業務経費
部 局 等	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構本社、鉄道建設本部青森新幹線建設局、鉄道建設本部九州新幹線建設局
障害防止対策事業の概要	新幹線鉄道の列車の騒音による障害を軽減するために、沿線の住宅等の建物所有者が実施する住宅防音工事に関して助成するもの
助成契約件数及び助成金額	計 686 件 6 億 3282 万余円(平成 23 年度～25 年度)
上記のうち申出書の記載と居住実態とが異なる可能性のある助成契約件数及び助成金額	計 19 件 3413 万円(背景金額)

高額なルームエアコンを対象としている助成契約件数及び助成金額	計 41 件	5570 万余円
上記に係る高額なルームエアコンと基本的な冷暖房機能を備えたルームエアコンとの本体価格相当額の差額		648 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

新幹線鉄道建設事業における障害防止対策事業の実施について

(平成 27 年 10 月 29 日付け 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長宛て) 標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 障害防止対策事業の概要

貴機構は、新幹線鉄道建設事業の一環として、新幹線鉄道の列車の騒音に係る対策事業(以下「騒音対策事業」という。)を実施している。そして、平成 23 年度から 25 年度までの間に、22 年 12 月に開業した東北新幹線の八戸・新青森間については貴機構鉄道建設本部青森新幹線建設局(以下「青森局」という。)が、また、23 年 3 月に開業した九州新幹線の博多・新八代間については貴機構鉄道建設本部九州新幹線建設局(以下「九州局」という。)が、騒音対策事業を実施している。

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)によれば、国は、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準(以下「騒音基準」という。)を定めることとされている。新幹線鉄道の騒音基準については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和 50 年環境庁告示第 46 号)が定められており、これによれば、地域の類型として、主として住居の用に供される地域であるⅠ類型及び商工業の用に供される地域であるⅡ類型の二つを設けることとされ、騒音基準は、Ⅰ類型の地域は 70 デシベル以下、Ⅱ類型の地域は 75 デシベル以下とされている。

そして、新設の新幹線鉄道の騒音基準は、高架橋等に防音壁を設置するなどの騒音防止施策を講じて開業時に直ちに達成されるよう努めるものとされており、それでも開業時に騒音基準の達成が困難な区域においては、家屋の防音工事等(以下「住宅防音工事」という。)を行うことにより、騒音基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにすることとされている。

このため、貴機構は、沿線の住宅において個別に騒音測定を行い、測定された騒音値が騒音基準を超えていた住宅について、建物所有者が実施する防音サッシやルームエアコン等を設置するなどの住宅防音工事に要する費用(以下「住宅防音工事費用」という。)の全額又は一部の額を助成する事業(以下「障害防止対策事業」という。)を実施している。

(2) 障害防止対策事業の実施手順

貴機構は、障害防止対策事業を、貴機構が定めた「新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策

処理要綱」(昭和56年幹幹一第19号。以下「要綱」という。)等に基づき、次の手順で実施している。

ア 建物所有者は、居住者に係る住民票記載事項の証明書、工事見積書、建物平面図等を添付した申出書を貴機構に提出する。

イ 貴機構は、申出書の提出を受けて、申出書及び住民票記載事項の証明書を確認するなどして、助成の対象となる家族の人数(以下「助成対象家族数」という。)を決定し、これと同数の居室数を上限として助成対象室数を決定する。

また、住宅防音工事の内容については、九州局等で定めた「防音工事設計・見積審査の手引き(機械設備編)」(以下「審査の手引き」という。)等に記載された設計標準等に比べて過剰なものとなっていないかなどについて審査を行い、助成金の上限額を決定した上で、建物所有者と障害防止防音工事助成契約(以下「助成契約」という。)を締結する。

ウ 建物所有者は、助成契約に基づき、防音サッシやルームエアコン等の設置工事を、工事業者に請け負わせるなどして実施して、住宅防音工事の完了後、貴機構に工事完了届を提出する。

エ 貴機構は、工事完了届の提出を受けて、住宅防音工事の実施状況を確認し、これを了とした場合は、建物所有者から別途提出される防音工事助成金請求書に基づき、建物所有者に助成金を支払う。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、障害防止対策事業が、居住実態を反映して適切に実施されているか、住宅防音工事費用は経済的なものとなっているかなどに着眼して、23年度から25年度までの間に実施された障害防止対策事業(助成契約計686件、助成金額計6億3282万余円)を対象として、本社、青森局及び九州局において、建物所有者からの申出書等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 助成対象家族数について

貴機構本社は、障害防止対策事業における助成対象家族数の決定に当たり、申出書に記載されている家族の中に、騒音測定を行った日から申出書提出日までの間に当該住宅に転入した者(以下「直前転入者」という。)や、将来当該住宅に転入を予定している者(以下「転入予定者」という。)が含まれていた場合の取扱いを、要綱等において定めていなかった。このため、青森局及び九州局は、このような場合でも、転入目的や居住実態について十分に調査及び確認することなく、これらの者を含めて助成対象家族数を決定していた。また、賃貸住宅の建物所有者から申出があった助成については、賃借人の家族に係る住民票記載事項の証明書等が提出されなかった場合でも賃貸借契約書に記載されている家族数に基づき助成対象家族数を決定していた。そして、これらの助成対象家族数を基にするなどして、建物所有者と助成契約を締結し、助成金を支払っていた。

しかし、今回、27年4月から6月までの間に関係市町から交付された住民票の写しにより確認したところ、九州局において、直前転入者が申出書の提出日前後や助成金が支払われた直後等に、転入する前の住宅等に転出していたものが11件(助成金額計1590万余

円)、転入予定者が申出書の提出日以降2年から3年程度を経過した時点までの間に、一度も当該住宅に住民登録をしていなかったものが4件(同605万余円)、また、賃貸借契約書に記載された家族数に含まれていた者が申出書の提出日以前に既に別住所に転出していたり、申出書の提出日以降2年程度を経過した時点までの間に、一度も当該住宅に住民登録を行っていなかったりしていたものが4件(同1217万余円)と、申出書の記載と居住実態とが異なる可能性のある事態が助成契約計19件(同3413万余円)において見受けられた。

<事例>

九州局は、平成24年度に、熊本県八代市に居住する建物所有者Aが実施する住宅防音工事について、24年5月11日に助成契約を締結し、6月11日に1,502,550円の助成金を支払っていた。Aが4月13日に九州局に提出していた申出書によれば、家族数は、A本人、同居している父母及び子の計4名であるとされており、九州局は、これに基づき助成対象室数を4室と決定していた。そして、申出書に添付されていた住民票の写しによれば、同居している父母は、申出書提出日と同日に八代市内の別の住宅から助成対象住宅に転入していた。

しかし、八代市から交付された住民票の写しにより申出書提出日以降の状況について確認したところ、同居しているとされている父母は、助成契約締結前の4月19日には、既に直前転入する前と同じ住宅に転出していた。

(2) 住宅防音工事費用について

九州局は、申出書の添付書類として建物所有者から提出された工事見積書を審査して助成金の額を決定している。そして、審査の手引きによれば、設置するルームエアコンは、基本的な冷暖房機能を備えたものとされている。

しかし、貴機構本社は、ルームエアコンに係る助成単価等の具体的な基準を定めていなかった。このため、九州局は、助成契約計41件(助成金額5570万余円)において建物所有者が設置したルームエアコン計92台(これに係るルームエアコン本体価格相当額計2279万余円)は、フィルターの自動清掃機能等の付加機能を装備した高額なものであったのに、その全額を助成の対象としていた。

そこで、製造メーカーの希望小売価格等に基づいて、審査の手引きによる基本的な冷暖房機能を備えたルームエアコンの価格を試算したところ計1631万余円となり、前記の計2279万余円との差額648万余円が割高となっていると認められる。

(改善を必要とする事態)

障害防止対策事業について、直前転入者や転入予定者等に係る居住実態を十分に調査及び確認することなく、これらの者を助成対象家族数に含めていたり、割高なルームエアコン機種に係る工事費用の全額を助成の対象にしたりしている事態は適切でなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構本社において、次のことなどによると認められる。

ア 助成対象家族数の決定に当たり直前転入者や転入予定者等に係る居住実態を的確に調査及び確認するための方策を示していないこと

イ ルームエアコンに係る助成単価を定めていないなど、建物所有者が設置するルームエアコンの価格を的確に確認するための方策を示していないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴機構は、今後も引き続き新幹線鉄道建設事業に係る障害防止対策事業を多数実施することが見込まれる。

については、貴機構において、障害防止対策事業が適切に行われるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 助成対象家族数の決定に当たり直前転入者や転入予定者等に係る居住実態を的確に調査及び確認するための方策を検討すること

イ 建物所有者が設置するルームエアコンの価格を的確に確認するための方策を検討すること

第42 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

国家備蓄施設における電気需給契約の契約電力について、各施設の過去の最大需要電力を考慮するなどした具体的な算定方法に係る統一的な基準を定めることなどにより、電気需給契約がより経済的なものとなるよう改善させたもの

科 目	(石油天然ガス等勘定)受託経費	
部 局 等	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	
契 約 の 概 要	我が国又は特定の地域において石油の供給が不足する事態に備えて、国の委託を受けている国家備蓄施設の管理を行うために必要となる電気の需給契約	
契 約 の 相 手 方	東北電力株式会社等 7 社	
電 気 料 金 の 支 払 額	10 備蓄基地	14 億 2786 万余円(平成 25 年 5 月～27 年 4 月)
上記のうち節減できた電気料金	5 備蓄基地	4252 万円

1 国家備蓄施設における電気需給契約の概要

(1) 国家備蓄施設の概要

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和 50 年法律第 96 号)及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成 14 年法律第 94 号)に基づき、我が国への石油の供給が不足する事態及び我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態に備えて、国の委託を受けて、国家備蓄石油及び国家備蓄施設(以下「備蓄基地」という。)を管理している。

備蓄基地は、国家備蓄石油の備蓄に必要な貯蔵施設(土地を含む。)であって国が所有するものをいい、全国に 15 備蓄基地^(注1)が設置されている。

機構は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構業務方法書(平成 16 年資第 2 号)に基づき、上記 15 備蓄基地の管理等に係る業務を更に委託することとして、備蓄基地の操業を目的として設立された会社等(以下「操業会社」という。)に当該業務を委託している。

(注1) 15 備蓄基地 　むつ小川原、苫小牧東部、白島、福井、上五島、秋田、志布志、串木野、久慈、菊間各国家石油備蓄基地、七尾、福島、神栖、倉敷、波方各国家石油ガス備蓄基地

(2) 備蓄基地における電気需給契約の概要

機構は、前記 15 備蓄基地のうち、無人の離島に所在するなどして、電気事業者から直接電気の供給を受けていない白島、福島、神栖、倉敷及び波方の計 5 備蓄基地を除く 10 備蓄基地^(注2)について、東北電力株式会社等 7 電気事業者と電気需給契約を締結しており、平成 25 年 5 月から 27 年 4 月までの間に電気料金計 14 億 2786 万余円を支払って

る。当該電気料金は、機構が国との間で毎年度締結している備蓄基地の管理に関する契約に基づき、国が負担することとなっている。

電気需給契約は、契約電力が500kW以上になると見込まれる場合には、一般的に、契約期間を1年として電気を使用する者が電気事業者と協議により契約電力を定めている。そして、その電気料金は、契約電力に契約電力1kW当たりの単価を乗じて算出する基本料金と、電力使用量に電力使用量1kWh当たりの単価を乗じて算出する従量料金等から成っている。そして、契約電力を超過して電力を使用した場合には、契約電力を超過した電力に契約電力1kW当たりの単価を乗じた金額の1.5倍に相当する契約超過金を支払うことなどとなっている。

このため、機構は、備蓄基地において過去に使用した最大需要電力と備蓄基地の運用に必要と見込まれる最大需要電力を操業会社から報告させて契約電力を算定し、原則として一般競争により各電気事業者と電気需給契約を締結している。

(注2) 10 備蓄基地 　むつ小川原、苫小牧東部、福井、上五島、秋田、志布志、串木野、久慈、菊間、七尾各備蓄基地

(注3) 最大需要電力 　30分間の平均需要電力の最大値

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、適切な契約電力により契約を締結しているかに着眼して、前記10備蓄基地の電気需給契約を対象に、機構本部において、契約書、仕様書等の関係書類、契約電力の算定方法等を確認するとともに、1備蓄基地において、備蓄基地の運用に必要と見込まれる最大需要電力の算定方法等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

前記の10備蓄基地における24年度から26年度までの間に締結した電気需給契約について、契約電力と過去の最大需要電力を検査したところ、苫小牧東部等5備蓄基地では、表のとおり、契約電力と過去3年間の最大需要電力との差が171kWから464kW(契約電力に対する割合で11.0%から23.2%)と大きくかい離していた。

表 5 備蓄基地における契約電力と過去3年間の最大需要電力との比較

備蓄基地名	契約電力 (A)	過去3年間の 最大需要電力 (B)	契約電力と過去 3年間の最大需 要電力の差 (C=A-B)	割合 (C/A)
	kW	kW	kW	%
苫小牧東部	2,000	1,536	464	23.2
福井	1,700	1,309	391	23.0
志布志	1,600	1,350	250	15.6
串木野	1,300	1,128	172	13.2
菊間	1,550	1,379	171	11.0

機構は、上記の5備蓄基地の契約電力の算定に当たり、最大需要電力が最も大きくなると見込まれるのが、緊急時に原油を払い出す際に送油ポンプを用いる場合、又は、火災が発生した際に消火用ポンプを用いる場合のいずれかであることから、操業会社から報告を受けた平常時に使用する機器の消費電力と送油ポンプ又は消火用ポンプのうち消費電力が大きい方の定格消費電力とを合算した値を、そのまま契約電力とするなどしていた。

しかし、備蓄基地においては、昭和58年9月の石油の貯蔵の開始以降、緊急時における原油の払出し及び火災(以下「緊急払出し等」という。)が発生していないことを踏まえれば、特に、送油ポンプ及び消火用ポンプの使用電力が大きい備蓄基地においては、緊急払出し等を見込んだ最大需要電力を契約電力とすると、過去の最大需要電力を契約電力とする場合と比べて相当高額な基本料金を支払うことになる。そのため、契約に当たって、緊急払出し等の場合に契約電力を超過した際には契約超過金を当該月分支払うことなどを前提として、過去の最大需要電力を考慮した契約電力とすれば、緊急時の対応に問題を生じることなく基本料金を節減することができることになる。

現に、機構は、久慈備蓄基地について、緊急払出し等の際に必要なと見込まれる電力が4,500kWであったが、契約電力を超過して電力を使用した場合でも備蓄基地の管理等に支障を来さないように電気の供給が行われることを確認した上で、過去の最大需要電力である1,462kWを考慮して契約電力を1,500kWとしていた。

したがって、上記のとおり、機構において、上記5備蓄基地の契約電力の算定に当たり、緊急払出し等の発生頻度を踏まえることなく、緊急払出し等における送油ポンプ又は消火用ポンプの使用を前提とした契約電力で電気需給契約を締結していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた基本料金)

電気需給契約における基本料金について、緊急払出し等の発生頻度を踏まえた上で、各備蓄基地の過去の最大需要電力を考慮するなどして算定した契約電力とすると、前記の5備蓄基地における平成25年5月から27年4月までに支払った基本料金は、計4252万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、契約電力の算定に当たり、緊急払出し等の発生頻度を踏まえた上で、各備蓄基地の過去の最大需要電力を考慮するなどして、電気需給契約をより経済的なものとするための検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は27年8月に、各備蓄基地における電気需給契約がより経済的なものとなるよう、各備蓄基地の過去の最大需要電力を考慮するなどした具体的な契約電力の算定方法に係る統一的な基準を定めて、今後締結する電気需給契約から適用することとする処置を講じた。

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国家備蓄施設における業務システムの構築、運用及び保守について

(平成25年度決算検査報告859ページ参照)

1 本院が表示した意見

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、国の委託を受けて、国家備蓄石油及び国家備蓄施設(以下「備蓄施設」という。)を管理しており、備蓄施設の

管理等に係る業務を更に石油備蓄株式会社(以下「操業会社」という。)に委託している。その際、機構は、操業会社に対して、委託業務全般に係る経費の節減に努めること、契約の締結に当たって原則として一般競争入札等の競争性を有する入札方法とすることなどを求めている。そして、備蓄施設等の監視、制御等を行う業務システム等の設備については、操業会社が請負等により構築、運用及び保守を実施している。しかし、操業会社による業務システムの構築、運用及び保守において、機器等を集約して設置していなかったり、競争の利益を十分に享受できるようになっていなかったりして、操業会社との業務委託契約に基づく業務委託料相当額が経済的なものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、機構において、複数の業務システム間における設置機器の集約化等を図ったり、業務システムの運用及び保守に係る契約の締結に際して競争の利益を十分に享受できるようにしたりするための方策等について、操業会社と協議した上で、具体的に検討するよう、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事長に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、操業会社と協議した上で、27年4月に操業会社に対して指示文書を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 複数の業務システムに係る機器等の設置状況を把握した上で、設置機器の集約を図る中長期計画を策定して、同計画に基づき集約化を図ることとした。

イ 業務システムの運用及び保守に係る契約の締結に際して競争の利益を十分に享受できるようにするために、機器仕様及びソフトウェアの詳細な情報を明記するなどして仕様書の記載の充実を図るなどした。

第43 独立行政法人労働者健康福祉機構

不 当 事 項

予 算 経 理

(445) 病院情報システムの整備に当たり、予算実施計画の示達を受けずに病院情報システムの購入契約等の発注を行うなど不適正な会計経理を行っていたもの

科 目	機器等整備費
部 局 等	独立行政法人労働者健康福祉機構本部、総合せき損センター
契 約 名	病院情報システム一式購入契約等2契約
契 約 の 概 要	病院情報システムの購入及び保守
契 約 の 相 手 方	株式会社ソフトウェア・サービス
契 約	平成25年7月 一般競争契約
契 約 額	203,700,000円(平成25年度)
不適正な会計経理により支払われた金額	203,700,000円(平成25年度)

1 病院情報システムの購入契約等の概要

独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年法律第171号)に基づき、労働者の福祉の増進に寄与することを目的として、療養施設、リハビリテーション施設等の設置及び運営に係る業務を行っている。

上記施設等のうち、脊髄脊椎疾患患者を対象とした専門病院である総合せき損センター(以下「せき損センター」という。)は、平成25年7月に、カルテを電子化するため、病院情報システム一式の購入契約及び同システムのソフトウェアに係る保守契約(以下、これらの契約を合わせて「システム契約」という。)を計203,700,000円で締結している。

機構における物品の購入等に係る会計事務手続については、独立行政法人労働者健康福祉機構会計規程(平成16年規程第8号。以下「会計規程」という。)等に定められており、契約その他支出の原因となる行為を行う場合には、機構の理事長から示達される予算実施計画の範囲内において行うこととなっている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、契約に係る会計経理が会計規程等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、システム契約を対象として、機構本部及びせき損センターにおいて、契約書、仕様書、検査調書等により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、せき損センターは、25年6月に機構本部から独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金を財源とした203,974,000円の予算実施計画の示達を受けて、同年7月1日付けでシステム契約を前記のとおり計203,700,000円で締結して、同月31日に納品書を契約相手方から受領し、同日に検査を行い、8月30日に契約金額全額を支払っていた。

しかし、実際には、せき損センターは、上記の予算実施計画の示達を受けていないにもか

かわらず、24年8月にシステム契約の発注を行っていた。そして、25年2月に物品の大半を納入させるとともに、納入を受けた機器等の内容、同システムの保守の開始、契約代金の支払方法等を確認する書面を契約相手方に交付するなどしていた。

したがって、上記のように予算実施計画の示達を受けることなく発注を行うなどしていることは会計規程に違反して不適正な会計経理となっており、前記の契約金額203,700,000円は不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、せき損センターにおいて会計規程を遵守することの認識が欠けていたこと、機構本部においてせき損センターにおける事業の実施状況の把握及びせき損センターに対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

第44 独立行政法人国立病院機構

不 当 事 項

予 算 経 理

(446) 地方公共団体等の要請等により医師の確保が困難な地域における診療援助活動等に従事した職員に対する付加職務手当の支給が過大となっていたもの

科 目	給与費
部 局 等	独立行政法人国立病院機構福井病院(平成27年4月1日以降は独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター)
付加職務手当の概要	地方公共団体等の要請等により医師の確保が困難な地域における診療援助活動等に従事した職員に支給する手当
付加職務手当の支給額	77,547,855 円(平成21年4月～26年11月)
上記のうち過大となっていた付加職務手当の支給額	5,488,626 円

1 付加職務手当の概要等

(1) 付加職務手当の概要

独立行政法人国立病院機構福井病院(平成27年4月1日以降は独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター。以下「福井病院」という。)は、独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)が設置している病院であり、各部門に所属する職員に対して、独立行政法人国立病院機構職員給与規程(平成16年規程第20号)等に基づき、基本給や年俸のほか付加職務手当等の各種手当を支給している。

このうち、付加職務手当は、本務としてあらかじめ割り振った職務以外に、院長の命令により、地方公共団体等の要請等による医師の確保が困難な地域における診療援助活動等の職務を特に付加した場合(以下、付加した職務を「付加職務」という。)に、当該診療援助活動等に従事した職員に対して支給するものである。

そして、付加職務手当の算定については、「独立行政法人国立病院機構病院に勤務する職員の病院外活動に関する取扱指針について」(平成16年国立病院機構発総第0618001号国立病院機構理事長通知)によれば、地方公共団体等の要請元が病院に委託費等(これに係る消費税額(地方消費税額を含む。))を含む。以下同じ。)を支払った場合には、支払われた委託費等を病院の収益とするとともに、委託費等が、当該職員が付加職務を行うことにより欠いた本務の勤務時間数に対する給与相当額を超える場合は、その超える額を付加職務手当として支給することとされている。

さらに、委託費等に係る消費税については機構として納税することとなるため、地方公共団体等の要請元から病院に支払われた委託費等については、委託費等からあらかじめこれに係る消費税相当額を控除して、付加職務手当を算定することとなっている(次式参照)。

$$\boxed{\text{付加職務手当}} = \boxed{\text{要請元からの委託費等}} - \boxed{\text{消費税相当額}} - \boxed{\text{付加職務を行うことにより欠いた本務の勤務時間数に対する給与相当額}}$$

(2) 付加職務手当の支給に係る事務の概要

福井病院においては、前記の診療援助活動等の実施に当たり、要請元に対して委託費等の請求事務を行う担当者は、要請元に対して付加職務に従事した職員の勤務実績を問い合わせた上で、委託費等の請求額を算定し、当該職員の勤務実績と合わせて給与事務担当者に報告している。そして、給与事務担当者は、報告を受けた委託費等の請求額及び勤務実績に基づき付加職務手当を算定している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、診療援助活動等に従事した職員に対する給与は適正に算定されているかなどに着眼して、福井病院において、21年4月から26年11月までの間に医師等32人に支給された付加職務手当計77,547,855円を対象として、給与簿、支払決議書、伝票等の関係書類の提出を受け、付加職務手当の算定方法を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

福井病院において、給与事務担当者は、地方公共団体等の要請元が委託費等に係る消費税額を明示していた場合を除き、支払われた委託費等からこれに係る消費税相当額を控除せずに付加職務手当を算定していた。このため、要請元から支払われた委託費等のうち消費税額が明示されていなかったものについては、消費税相当額が付加職務手当として職員に支給されていた。

したがって、診療援助活動等の要請元から支払われた委託費等に係る消費税相当額を控除するなどして、適正な付加職務手当を算定すると計72,059,229円となり、前記の付加職務手当計77,547,855円との差額5,488,626円が過大に支給されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、福井病院において、要請元から支払われた委託費等に消費税額の明示がない場合でも、消費税相当額を控除して付加職務手当を算定しなければならないことについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

独立行政法人国立病院機構病院が重症心身障害者等に負担を求める日用品費について、負担を求める趣旨等を周知するとともに、患者負担額の具体的な算定方法等を周知するなどして患者負担額を適切に算定できるよう是正改善の処置を求めたもの

科	目	その他医業収益
部	局	等
日用品費の概要		独立行政法人国立病院機構本部、5病院 重症心身障害者及び重症心身障害児に対して、機能訓練、日常生活上の世話等を行う療養介護に係る障害福祉サービス等として、紙おむつ、衛生用品等の日用品を提供したり、衣類等に係る洗濯等のサービスを提供したりするために要する費用
検査の対象		12病院

12 病院における平成 24、25 両年度の日用品費の実支出額	3 億 7609 万余円
12 病院において平成 25、26 両年度に収入として計上された患者負担額	1 億 2989 万余円
患者負担額を過小に算定していた病院数	5 病院
過小に算定されていた患者負担額	2750 万円(平成 25、26 両年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

重症心身障害者等の日用品費に係る患者負担額の算定について

(平成 27 年 10 月 13 日付け 独立行政法人国立病院機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 日用品費の概要

貴機構は、独立行政法人国立病院機構法(平成 14 年法律第 191 号)に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行っており、平成 26 年度末現在で 143 病院を設置している。そして、そのうちの 73 病院において、重症心身障害者及び重症心身障害児を受け入れている。

73 病院では、入院している重症心身障害者及び重症心身障害児に対して、医療の提供を行うだけでなく、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 3 月 31 日以前は障害者自立支援法。以下「法」という。)等に基づき、機能訓練、日常生活上の世話等を行う療養介護に係る障害福祉サービス等(以下「療養介護サービス等」という。)として、生活支援員等による支援のほか、紙おむつ、衛生用品等の日用品の提供及び衣類等に係る洗濯等のサービスの提供を行うなどしている。

そして、法等によれば、重症心身障害者及び重症心身障害児に療養介護サービス等の給付を行った病院等は、療養介護サービス等に要した費用に充てるために、当該重症心身障害者又は重症心身障害児の保護者(以下、両者を合わせて「重症心身障害者等」という。)の居住地の市町村(特別区を含む。)又は都道府県から重症心身障害者等に支給されることとなる介護給付費等の支払を受けることができるとされている。また、病院等は、上記の日用品及びサービスの提供に要する費用(以下「日用品費」という。)のうち介護給付費等により賄われる額を超える部分については、重症心身障害者等に負担を求めることができるとされている。

このため、貴機構本部は、18 年 7 月に各病院に対して「障害者自立支援法の施行に伴う日用品費等の取扱いについて」(平成 18 年総発 0721001 号、医発 0721002 号。以下「日用品費通知」という。)を发出し、重症心身障害者及び重症心身障害児が日常共通的に使用する日用品等の病院全体で一括して準備するものについては、重症心身障害者等に均等に割り振った額の負

担を求めることとしている。そして、当該金額が、介護給付費等のうち日用品費に充当する額として定めた10,000円(月額)を超えない場合は負担を求めないこととし、これを超える場合についてのみ重症心身障害者等に当該超える部分(以下「患者負担額」という。)の負担をを求めることとしている。また、患者負担額の変更は、年度ごとに行うこととしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、患者負担額が適正に算定されているかなどに着眼して、73病院のうち^(注1)の12病院において、24、25両年度の日用品費計3億7609万余円及び25、26両年度に収入として計上された患者負担額計1億2989万余円を対象として、日用品の購入契約書、重症心身障害者等宛ての患者負担額に係る請求書の写しなどを確認するなどして、会計実地検査を行った。

(注1) 12病院 甲府病院、まつもと医療センター中信松本病院、新潟病院、さいがた医療センター、北陸病院、あわら病院、福井病院(平成27年4月1日以降は敦賀医療センター)、紫香楽病院、賀茂精神医療センター、福岡東医療センター、肥前精神医療センター、琉球病院

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

12病院は、18年7月の日用品費通知を受けて、患者負担額を徴収するに当たり、前年度の日用品費の実支出額に基づいて算定した日用品費の月額金額から、介護給付費等のうち日用品費に充当する10,000円を控除した金額を当該年度の患者負担額にすることなどとして、18年度の患者負担額を徴収していた。

しかし、このうち^(注2)5病院(25年度は肥前精神医療センターを除いた4病院)は、19年度以降、患者負担額の見直しを行っていなかったため患者負担額を変更していなかったり、患者負担額の変更は行っていたものの日用品費である洗濯代の一部を日用品費の実支出額に含めていなかったりしていた。そこで、25、26両年度について、それぞれ前年度の日用品費の実支出額に基づき算定した患者負担額の合計額と、実際に収納した患者負担額の合計額とを比較したところ、25年度1340万余円、26年度1409万余円、計2750万余円過小となっていた。

(注2) 5病院 新潟病院、さいがた医療センター、賀茂精神医療センター、福岡東医療センター、肥前精神医療センター

<事例>

さいがた医療センター(上越市所在)は、平成18年10月に、1人当たりの日用品費の患者負担額を8,000円と定めて重症心身障害者等から毎月同額を徴収しており、25、26両年度において、それぞれ延べ948人の重症心身障害者等から、年度ごとに756万余円の患者負担額を徴収していた。しかし、同センターは、患者負担額の見直しを行っていなかったため、患者負担額を変更していなかった。そこで、それぞれの前年度である24、25両年度の日用品費の実支出額から25、26両年度の1人当たりの患者負担額を算定すると、それぞれ14,988円、14,124円となり、実際に徴収した患者負担額8,000円は、これに比べて25年度6,988円、26年度6,124円少額となっていた。このため、25年度662万余円、26年度580万余円、計1243万余円が過小に算定されていた。

(是正改善を必要とする事態)

5 病院において、患者負担額の見直しを行っていないことなどにより、重症心身障害者等に負担を求める日用品費を過小に算定している事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 5 病院において、日用品費通知に従い、患者負担額の見直しを毎年度行う必要性についての理解が十分でないこと

イ 貴機構本部において、日用品費通知に患者負担額の具体的な算定方法等を示しておらず、各病院が患者負担額を算定するのに十分な内容となっていないこと、また、5 病院に対する指導が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

73 病院においては、今後も引き続き適切な療養介護サービス等を提供していくとともに、提供した日用品及びサービスに応じた適切な負担を求めることが必要である。

については、貴機構において、重症心身障害者及び重症心身障害児を受け入れている 73 病院に対して、患者に負担を求める趣旨等を周知徹底するとともに、患者負担額の具体的な算定方法等を周知するなどして患者負担額を適切に算定できるよう、是正改善の処置を求める。

第45 独立行政法人日本学生支援機構

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について

(平成 25 年度決算検査報告 871 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対して学資を貸与する事業(以下、この貸与する学資を「奨学金」といい、奨学金の貸与を受ける者を「奨学生」という。)を実施している。しかし、退学等により奨学生の資格を失った者に振り込まれた奨学金(以下「振込超過金」という。)が大学等の事務処理の遅延により多額となっていたり、振込超過金の件数及び金額の把握並びに大学等における再発防止策の実施状況の確認が行われていなかったり、奨学生としての資格の有無の確認等(以下「適格認定」という。)に係る実態調査の結果、適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生について当該奨学生が在学する大学等に適格認定の修正を行わせないまま奨学金が貸与され続けていたりしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、大学等の学籍事務担当者と当該大学等の奨学金事務担当者が退学者等に関する情報を直ちに共有することの重要性を大学等に周知徹底するなどの振込超過金の発生を防止する方策を検討して実施したり、振込超過金の件数及び金額を把握して振込超過金が発生した大学等に対して再発防止策の実施状況を確認するなどの的確な指導を行ったり、適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生について、当該奨学生が在学する大学等に本来奨学生の資格を失わせる「廃止」と認定すべきであった時点まで遡って適格認定の修正を行わせてその結果に基づいて奨学生の資格を失わせることとする取扱いを定めるとともに、その内容について大学等及び奨学生に対して周知したりするよう、独立行政法人日本学生支援機構理事長に対して平成 26 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、機構において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 振込超過金の発生を防止する方策として、27 年 1 月に大学等に対して事務連絡を発したり、26 年 11 月から 27 年 3 月までの間に大学等の奨学金事務担当者に対する研修会を開催したりして、大学等の学籍事務担当者と当該大学等の奨学金事務担当者が退学者等に関する情報を直ちに共有することの重要性を周知徹底するとともに、26 年 11 月から振込超過金の件数及び金額を把握して、振込超過金が発生した大学等に対しては、再発防止策の実施状況を確認するなどの指導を行った。

イ 27年度の奨学金事務に関する手引において、適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生については、当該奨学生が在学する大学等に本来「廃止」と認定すべきであった時点まで遡って適格認定の修正を行わせてその結果に基づいて奨学生の資格を失わせることとする取扱いを定めるとともに、その内容について、大学等に対しては適格認定の実施に係る通知文書等により、また、奨学生に対しては奨学金の貸与手続に係る配布資料により、それぞれ周知した。

第46 独立行政法人都市再生機構

第3章 第2節 第46 独立行政法人都市再生機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

借地方式市街地住宅について、工作物等の設置に係る合意等の内容を文書等により記録して保存したり、土地賃借料の変更協議に係る事務手続の明確化を図ったりするなどして、今後の管理、運営が適切に行われるよう意見を表示したもの

科 目	(都市再生勘定)	固定資産	建物 土地 借地権
部 局 等	独立行政法人都市再生機構本社、4支社等		
借地方式市街地住宅の概要	市街地の土地を土地所有者から借り上げるなどして、事務所、店舗等の用に供する施設部分と住宅部分とが一体となった建物を建設し、住宅部分を賃貸住宅として管理、運営するもの		
借地方式市街地住宅として管理、運営している団地数及び当該団地の帳簿価額	304 団地	2118 億 2358 万余円	(平成 26 年度末現在)
工作物等の設置に係る合意等の内容を書類で確認できなかった団地数及び当該団地の帳簿価額(1)	138 団地	817 億 1656 万円	(平成 26 年度末現在)
土地賃借料の減額要因になると考えられる工作物等が設置されていた団地数及び当該団地の帳簿価額(2)	90 団地	1047 億 3643 万円	(平成 26 年度末現在)
(1)及び(2)の純計	161 団地	1302 億 3081 万円	(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

借地方式市街地住宅の管理、運営について

(平成 27 年 10 月 29 日付け 独立行政法人都市再生機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 借地方式市街地住宅等の概要

(1) 借地方式市街地住宅の概要

貴機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成 15 年法律第 100 号)に基づき、前身である都市基盤整備公団(以下、その前身である住宅・都市整備公団及び更にその前身である日本住宅公団と合わせて「公団」という。)等から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図ることなどを目的

として、平成16年7月に設立された。

そして、貴機構が公団から承継した賃貸住宅のうち借地方式市街地住宅(以下「市街地住宅」という。)は、公団が、昭和30年代から40年代にかけて、立地が至便な都市部に住宅を建設することにより良好な住宅環境づくりを行うことを目的として、市街地の土地を土地所有者から借り上げるなどして、事務所、店舗等の用に供する施設部分と住宅部分とが一体となった建物を建設したものである。当該建物のうち、施設部分については土地所有者等(土地所有者又は借地権者が設立した法人を含む。)に譲渡されており、住宅部分については貴機構が賃貸住宅として管理、運営している。

市街地住宅には、土地所有者が所有する土地について貴機構と土地所有者等が借地権(注1)準共有する全面借地方式市街地住宅(以下「全借住宅」という。)と、土地所有者の土地を公団が一部買収し、貴機構と土地所有者の双方が所有する土地について貴機構と土地所有者等が借地権を準共有する一部買収方式市街地住宅(以下「一借住宅」という。)とがある。

(注1) 準共有 一つの不動産等に対して、複数人で所有権以外の財産権を有すること

(2) 市街地住宅の管理

貴機構は、賃貸住宅の管理について、独立行政法人都市再生機構業務方法書(平成16年規程第1号)等において、公団から承継した賃貸住宅を適切に管理すること、当該賃貸住宅団地に関する固定資産税その他財産管理に必要な資料の整備又は保管に努めなければならないことなどを定めており、市街地住宅の建物のうち、住宅部分についてもこれらの定めによることとなっている。ただし、市街地住宅の附属施設等や敷地の管理等に係る具体的な事項については、貴機構が土地所有者等との間で締結した市街地住宅の管理に係る規約(以下「管理規約」という。)等により定められている。

(3) 市街地住宅の土地賃借料

貴機構は、市街地住宅の土地に係る賃借料(以下「土地賃借料」という。)の算定に当たり、「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」(昭和38年用地対策連絡協議会決定)に定められている建物階層別利用率表を準用することとしている。そして、同表に記載されている各階層の利用率に住宅又は施設の専有部分の容積を乗ずるなどして、建物の敷地におけるそれぞれの専有部分の比重を表す土地利用比率を算出し、この土地利用比率に固定資産税評価額を乗ずるなどして住宅又は施設の専有部分ごとに土地賃借料を算定することとしている。

上記の算定方法については、土地賃貸借契約書等に明記されており、土地所有者等が市街地住宅の敷地内に新たに倉庫等の工作物等を設置して施設部分の容積が増加した場合は、貴機構が支払う土地賃借料の減額要因となり得るため、土地賃貸借契約の変更により土地賃借料を変更する必要があることがある。

(4) UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針

貴機構は、平成19年12月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」を受けて、貴機構が管理、運営する賃貸住宅ストックの再生・活用の方向性を定めた「UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針」(以下「再生・再編方針」という。)を同月に策定し、18年度末現在の賃貸住宅ストック約77万戸について、30年度までに約5万戸を削減することとしている。再生・再編方針では、個別団地ごとの特性に応じて、更に①団地再生(団地の建替え等)、②ストック活用(既存の建物の有効活用)、③用途転換(賃貸住宅以外の用途に活

用)及び④土地所有者等への譲渡、返還等の4つに類型化した再生・活用方針が定められている。そして、貴機構は、市街地住宅のうち、全借住宅については、④の類型として土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を行うとしている一方で、一借住宅については、その多くが②の類型として今後も既存の建物を有効に活用しつつ、適時・適切な計画的修繕等を行うなどとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴機構は、前記のとおり、再生・再編方針に基づき、今後、全借住宅について土地所有者等への譲渡、返還等に向けた協議を行うこととなるが、協議が整い、実際に譲渡、返還等を行うまでの間は引き続き適切に管理、運営する必要がある。また、多くの一借住宅についても既存の建物を有効に活用するために引き続き適切に管理、運営する必要がある。

そこで、本院は、法規性、経済性等の観点から、市街地住宅は適切に管理されているか、工作物等の設置に伴う土地賃借料の変更は適切に行われているかなどに着眼して貴機構の4支社等^(注2)が26年度末現在で管理、運営している全借住宅201団地及び一借住宅103団地計304団地(管理戸数4万0483戸、建物、土地及び借地権の帳簿価額計2118億2358万余円)を対象として、貴機構本社及び4支社等において、土地賃貸借契約書、管理規約、管理規約に基づく敷地図面等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 4支社等 東日本賃貸住宅本部、中部、西日本、九州各支社

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた((1)及び(2)の事態には重複しているものがある)。

(1) 市街地住宅の敷地内に設置された工作物等の管理について

建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)によれば、区分所有する建物については、建物又はその敷地若しくは附属施設の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項を規約で定めることができることとされている。そして、区分所有法が制定された以降に管理が開始された市街地住宅の中には、その管理規約において、土地所有者等が市街地住宅の敷地に工作物等を設置する場合は、あらかじめ貴機構の承諾を受けるものとする条項を定めているものがある。また、貴機構は、区分所有法が制定される以前に管理が開始されて管理規約やこれに基づく敷地図面等が整備されていないなどの一部の市街地住宅については、建物等の管理又は使用に関する具体的な事項を区分所有者間の協議により取り決めることとしている。

しかし、検査の対象とした市街地住宅304団地のうち、建物の建設後に新たに工作物等が設置されていた162団地について、当該工作物等が敷地図面等に記載されていなかった。そして、このうち138団地(建物、土地及び借地権の帳簿価額計817億1656万余円)については、工作物等の設置に係る4支社等の承諾又は4支社等を含む区分所有者間の合意(以下、これらを合わせて「合意等」という。)の内容を示す書類が保存されておらず、当該工作物等が設置された経緯やその設置に当たっての具体的な条件等を確認できない状況となっていた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

西日本支社管内にあるA住宅は、建物の1階及び2階が施設部分となっており、当該施設部分の1階に土地所有者が店舗を運営している。このA住宅は、建物の建設後に店舗の一部が増築されていたが、当該増築部分の設置に係る合意等の内容を示す書類が保存されておらず、同支社は当該増築部分が設置されていることすら把握していなかった。

貴機構は、工作物等の設置に係る合意等の内容を示す書類が保存されていなかった138団地について、当該工作物等が設置された当時は何らかの合意等があったと思料されるとしているが、合意等の内容を示す書類が保存されていないことにより、今後、市街地住宅の譲渡、返還等に向けた貴機構と土地所有者等との間の協議において支障を来すおそれなどがあると認められる。

(2) 工作物等の設置に伴う土地賃借料の変更について

前記のとおり、土地所有者等が市街地住宅の敷地内に新たに工作物等を設置したことに伴い土地賃借料の変更が必要となる場合があるが、土地賃借料の変更に係る事務手続については、貴機構本社で明文化したものはないものの、4支社等は、土地所有者等との間で次のような手順により土地賃借料を変更するとしている。

- ① 土地所有者等は、市街地住宅の敷地内に設置する工作物等について4支社等の合意等を得た後、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令に定める手続を行い、工作物等を設置する。
- ② 4支社等は、工作物等の設置に係る変更の登記が行われたことを確認し、これにより施設の専有部分の容積が増加していることを確認する。
- ③ 4支社等は、土地賃借料の変更の要否等を検討するために土地所有者等との間の協議(以下、土地賃借料の変更に係る協議を「変更協議」という。)を行った上で、土地賃貸借契約書に基づいて土地利用比率の変更を行い、貴機構の土地賃借料を減額するための変更契約を行う。

また、4支社等は、上記③の変更協議を行うに当たり、土地賃借料の変更の要否等を客観的に判断できるような基準については特に定めていないとしている。

そこで、市街地住宅の敷地内に工作物等が設置されていた前記162団地のうち、施設の専有部分の容積の増加により土地賃借料の減額要因になると考えられる工作物等が設置されていた90団地(建物、土地及び借地権の帳簿価額計1047億3643万余円)について、当該工作物等の設置に伴う土地賃借料の変更の状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

上記90団地のうち67団地については、工作物等の設置後も土地賃借料が据え置かれていたが、前記①の合意等に係る書類が保存されていなかったなどのため、変更協議の際に土地賃借料の変更の要否等についてどのような検討が行われたかを確認できず、土地賃借料が据え置かれていたことの妥当性を客観的に判断できない状況となっていた。

また、①の合意等に係る資料が保存されている残りの23団地のうち、12団地については、工作物等の設置に係る変更の登記が行われていないことなどを理由として土地賃借料が据え置かれていたが、11団地については、変更の登記が行われていないのに土地賃借

料が減額されるなどして、必ずしも前記の手順どおりに土地賃借料の変更が行われておらず、どのような場合に土地賃借料の変更が必要となるのか客観的に判断できない状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

土地所有者等が市街地住宅の敷地内に設置した工作物等について、その設置に係る合意等の内容を示す書類が保存されておらず当該工作物等の設置に当たっての具体的な条件等を確認できなかつたり、工作物等の設置に伴う土地賃借料の変更の要否等を客観的に判断できるようになっておらず変更協議に係る事務手続が明確になっていなかったりなどしている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構本社及び4支社等において、次のことなどによると認められる。

- ア 土地所有者等が工作物等を設置するに当たり、合意等の内容を文書等により記録し保存して、これを適切に管理する必要性についての認識が欠けていること
- イ 土地賃借料の変更の要否等を客観的に判断できるような基準を定めるなどして変更協議に係る事務手続の明確化を図ることにより、適切に変更協議を行うことの必要性についての認識が欠けていること

3 本院が表示する意見

市街地住宅は、昭和30年代から40年代にかけて建設されたものであり、今後、借地期間の満了を迎えるものが急速に増加することが見込まれている。そして、再生・再編方針に基づき、全借住宅については土地所有者等へ譲渡、返還等を行うこととなる一方で、多くの一借住宅については引き続き既存の建物を活用しつつ賃貸住宅として管理、運営していくこととなる。また、市街地住宅の譲渡、返還等を行うに当たっては、その敷地内に設置された工作物等の撤去が必要となる場合もあることから、今後新たに設置される工作物等についても、貴機構と土地所有者等との協議に際して十分に合意形成を図っておくことが重要である。

については、貴機構において、市街地住宅について、土地所有者等との合意形成を十分に図りつつ、今後の管理、運営が適切に行われるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 敷地図面等に記載のない既存の工作物等について把握を行うとともに、今後土地所有者等が工作物等を設置するに当たっては、土地所有者等との間の市街地住宅の譲渡、返還等に向けた円滑な協議の実施に資するなどのために、合意等の内容を文書等により記録し保存して、これを適切に管理するよう4支社等へ周知すること
- イ 土地賃借料の変更協議に係る事務手続について、土地賃借料の変更の要否等を客観的に判断できるような基準を定めるなどしてその明確化を図ることにより、適切に変更協議を行うよう4支社等へ周知すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

賃貸住宅団地の駐車場について、駐車場を集約化して敷地の利活用を促進するための募集停止基準を定めるとともに、募集停止した昇降式駐車場を保守点検の対象に含めないことにより保守点検に係る業務費の算定が適切なものとなるよう改善させたもの

科	目	(都市再生勘定)	固定資産	土地
				構築物
				機械装置
				(項) 賃貸住宅業務費
部	局	等	独立行政法人都市再生機構本社、4支社等	
	賃貸住宅団地における駐車場の概要		賃貸住宅団地の居住者等の利用に供するため団地内に設置した有料駐車場	
	契約されていないなかった駐車場		78,461 台分(平成 26 年度末)	
	上記に係る帳簿価額相当額		1091 億 7858 万円(背景金額)	
	昇降式駐車場に係る保守点検業務契約の件数及び金額	26 契約	2 億 6912 万余円(平成 26 年度)	
	低減できた業務費相当額		8409 万円(平成 26 年度)	

1 賃貸住宅団地における駐車場の概要

(1) 駐車場の管理業務の概要

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、平成 26 年度末現在、1,692 団地、約 74 万戸の賃貸住宅等の賃貸、維持管理等に係る業務を実施している。そして、機構が賃貸住宅団地内に設置している団地居住者等の利用に供する有料駐車場(以下「駐車場」という。)には、敷地を舗装して白線等で区画を行い、区画線内に駐車させる平面式駐車場、複数階の構造物の昇降路を自走させて入出庫を行わせる立体式駐車場、自動車を載せる部分(以下「搬器」という。)を昇降装置で上下させて自動車の入出庫を行わせる昇降式駐車場、搬送装置により搬器を駐車室内で移動させて自動車の入出庫を行わせるタワー式駐車場等(以下、昇降式駐車場及びタワー式駐車場等を合わせて「機械式駐車場」という。)がある。

機構本社は、駐車場の賃貸、維持管理等に係る業務(以下「管理業務」という。)を行うに当たり「独立行政法人都市再生機構賃貸住宅団地管理規程」(平成 16 年規程第 54 号。以下「管理規程」という。)を定めるとともに、「有料駐車場の賃借人の募集等について」(平成 24 年理事通達 82-23)を4支社等^(注)に発している。そして、4支社等は、管理規程等に基づき、駐車場の利用料金等を決定するなどして、団地居住者等と自動車1台ごとに、平面式及び立体式駐車場にあっては1区画単位で、機械式駐車場にあっては1搬器単位で有料駐車場利用契約(以下「利用契約」という。)を締結しており、利用契約において、駐車位置の変更に対する協力等の利用に当たって遵守すべき事項を定めている。

そして、機構本社は、管理規程において、4支社等は必要があると認めるときは駐車場等としての用途を変更し、又は廃止することができるなどとしている。また、空き駐車場の活用については、別途、4支社等に通知を発し、近隣居住者等や時間貸し駐車場の管理及び運営を行う事業者(以下「時間貸し事業者」という。)に貸与することなどができることとしている。

(注) 4支社等 東日本賃貸住宅本部、中部、西日本、九州各支社

(2) 昇降式駐車場の保守点検

機構本社は機械式駐車場の管理業務の実施に当たり、24年11月に、「機械式駐車装置等保守点検業務仕様書」等(以下「仕様書等」という。)を定めており、4支社等は仕様書等に基づき、機械式駐車場に係る保守点検業務について、一般競争契約により専門業者に請け負わせて3年の複数年にわたる契約を締結している。

仕様書等によれば、機械式駐車場のうち昇降式駐車場の保守点検業務については、保守点検の対象となる搬器を1搬器単位で指定した上で、点検及び消耗品等の交換を3か月に1回以上行うことなどとされている。そして、4支社等は、専門業者から見積りを徴するなどして決定した1搬器当たりの保守点検単価に、指定した搬器の点検回数を乗ずるなどして、昇降式駐車場の保守点検に係る業務費を算定している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

機構が団地居住者に対して22年に実施した定期調査によれば、自動車を保有している世帯の割合は47.7%となっており、17年に実施した定期調査の50.9%から低下している。一方、機構が管理している駐車場の設置数は、24年度から約33万台分で推移しており、保守点検に係る費用が毎年度多額に上っている。

そこで、本院は、経済性、有効性等の観点から、賃貸住宅団地における駐車場の利用状況はどのようになっているか、必要な設置数について検討がなされているか、昇降式駐車場の保守点検に係る業務費は適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、4支社等が管理業務を実施している駐車場(26年度末現在、平面式駐車場262,946台分(土地に係る帳簿価額相当額5002億8198万余円)、立体式駐車場38,153台分(構築物に係る帳簿価額207億1984万余円)、機械式駐車場32,917台分(機械装置に係る帳簿価額50億9368万余円))及び26年度の昇降式駐車場の保守点検業務に係る26件の契約(業務費計2億6912万余円)を対象として、機構本社及び4支社等において、有料駐車場利用契約書や駐車場配置図面等の関係書類及び現地を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 駐車場の利用状況

機構は、26年度末現在、表のとおり、1,169団地における計334,016台分の駐車場を管理しているが、これらの利用契約の締結状況についてみると、1,004団地の平面式駐車場50,215台分(敷地に係る帳簿価額相当額1006億0684万余円)、210団地の立体式駐車場12,602台分(構築物に係る帳簿価額相当額63億6607万余円)、331団地の機械式駐車場15,644台分(機械装置に係る帳簿価額相当額22億0567万余円)、計78,461台分(帳簿価額

相当額 1091 億 7858 万余円)が未契約となっていて利用されていなかった(以下、未契約の駐車場を「空き駐車場」という。)

表 支社等別駐車場利用契約の締結状況

支社等名	団地数	設置数	契約数	空き駐車場数
東日本賃貸住宅本部	653	177,909	131,952	45,957
中部支社	97	32,898	27,606	5,292
西日本支社	306	97,782	73,897	23,885
九州支社	113	25,427	22,100	3,327
計	1,169	334,016	255,555	78,461

4 支社等は、団地の建替えや居住環境の整備等を行う際に、駐車場の設置数を見直すなどして、駐車場の集約化を図り、余剰となった敷地を公募等により民間事業者等に譲渡したり、用途を変更して高齢者福祉施設、商業施設等を誘致したりなどしていた。また、上記以外にも、空き駐車場について、近隣居住者等や時間貸し事業者に対して貸与するなどしていた。

このように、4 支社等は空き駐車場について利活用を図っていたものの、前記のとおり、依然として多数の空き駐車場が存在していたことから、機構本社は駐車場の設置数を検討するため空き駐車場について募集を停止する基準(以下「募集停止基準」という。)を定めて、駐車場の集約化等を図り、更に敷地の利活用を促進する必要があると認められた。

上記の事態について、事例及び参考事例を示すと次のとおりである。

<事例>

中部支社は、管内の A 団地の周縁部にある駐車場のうち、道路を挟んで団地の反対側に設置されている 38 台分について空き駐車場となっていたことから、団地全体の駐車場の設置数を検討して、駐車場の集約化等を図り、更に敷地の利活用を促進する必要があると認められた。

<参考事例>

東日本賃貸住宅本部は、管内の B 団地の周縁部にある駐車場のうち、道路を挟んで団地の反対側に設置されている 57 台分について用途の廃止を行い、住宅用地として譲渡契約(契約額 2 億 3301 万円)を平成 27 年 3 月に締結していた。

(2) 昇降式駐車場の保守点検に係る業務費

4 支社等は、26 年度に、昇降式駐車場の保守点検業務において、搬器 21,077 器分を指定して保守点検を実施し、これに係る業務費 2 億 6912 万余円を支払っていた。

しかし、4 支社等は、機構本社が募集停止基準を定めていなかったり、募集停止した昇降式駐車場に係る保守点検の取扱いを定めていなかったりしたことなどから、搬器 8,604 器分については利用契約が締結されていないのに、保守点検業務の対象としていた。

そこで、今後、住宅の募集に必要な駐車場数を勘案して保守点検業務の対象搬器数を算定したところ、前記 21,077 器分のうち保守点検業務が必要となる搬器は 14,473 器分となり、6,604 器分については保守点検業務の対象に含めないと認められた。

したがって、昇降式駐車場の保守点検業務において、利用契約が締結されていないなどの搬器 6,604 器分について保守点検を実施しないこととすれば、これらに係る業務費 8409 万余円が低減できたと認められた。

このように、機構において、駐車場の集約化等を図り、更なる敷地の利活用の促進を検討するために必要な募集停止基準を定めていなかったり、募集停止の対象となる昇降式駐車場の保守点検について見直しを行わず、業務費を支払ったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構本社において、駐車場の集約化等を図って、更なる敷地の利活用を促進するために募集停止基準を定めることについての検討が十分でなかったこと、募集停止した昇降式駐車場に係る保守点検の取扱いを定めていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、27年8月に、4支社等に通知を発して、駐車場の集約化等を図って更なる敷地の利活用を促進するための募集停止基準を定めるとともに、これを踏まえて、募集停止した昇降式駐車場に係る保守点検の取扱いを定める処置を講じた。

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について

(平成25年度決算検査報告883ページ参照)

1 本院が表示した意見

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について、独立行政法人都市再生機構会計規程等を定めて、これに基づき会計処理を行っている。そして、一部の賃貸住宅を対象に、賃貸住宅団地の経営管理を行うために、保全工事の実施による損益等の推移等を検討した賃貸住宅団地ごとの事業計画(以下「団地別事業計画」という。)を策定している。しかし、保全工事に係る会計処理に当たり、除却した建物附属設備等、構築物及び機械装置(以下、これらを合わせて「設備等」という。)の機能を考慮しないまま工事費の資産計上及び費用処理(以下、これらを合わせて「資産計上」という。)を実施していたり、このような資産計上等により算定された損益等に基づく団地別事業計画を踏まえて保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を行っていたりしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、除却した設備等の機能を考慮しないまま工事費の資産計上等を行っている保全工事については、適切な資産計上等が行えるよう工事費の範囲等を検討したり、この検討結果を踏まえた保全工事に係る会計処理に基づく損益等を団地別事業計画等に反映させた上で、これを踏まえて保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を行うよう支社等に周知したりするよう、独立行政法人都市再生機構理事長に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、27年6月から外部機関を活用して、保全

工事の内容について、仕様、積算内容等の分析及び調査を行い、適切な資産計上等が行えるよう工事費の範囲等についての検討を始めていた。そして、保全工事に係る会計処理に基づく損益等の団地別事業計画等への影響を検討することとして、これを踏まえて投資判断等を行うよう支社等に周知することとしている。

第47 独立行政法人日本原子力研究開発機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

第三者が所有する機械装置等に設置して使用する物品について、購入時に機械装置等に設置する根拠となる契約等を確認したり、外部に持ち出すときなどに実際の保管場所等を明確にしたりすることなどにより、適切に使用し管理できるよう改善させたものの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人日本原子力研究開発機構(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)本部
第三者が所有する機械装置等に設置して使用する物品の概要	機構が共同研究等を行う際に、大学等が所有する機械装置等に設置して使用する観測機器、試験装置等
購入の目的に沿って使用されておらず適切に管理されていなかった物品の取得価額	3465万円(平成25年度)

1 第三者が所有する機械装置等に設置して使用する物品の管理等の概要

(1) 物品の管理の概要

独立行政法人日本原子力研究開発機構(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構。以下「機構」という。)は、独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成16年法律第155号。27年4月1日以降は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法)に基づき、原子力に関する基礎的研究等の事業を行っており、これらの事業を行うために多数の物品を購入して保有している。

そして、物品を購入するときは、物品管理規程(平成17年17(規程)第67号。以下「物品規程」という。)等に基づき、購入要求部署が購入を要求する伝票(以下「契約請求票」という。)を起案して管財担当部署に回付し、管財担当部署が購入要求部署と合議を行うなどして購入の目的等の確認を行った後に、契約請求票を契約担当部署に回付して、契約担当部署が契約手続を行うこととなっている。

また、物品規程等によれば、機構の職員が物品を外部に持ち出すときは、品名、規格、数量、管理番号、理由等を明らかにして管財担当部署の許可を受けなければならないこととされており、物品持出票、物品預かり書等(以下「物品持出票等」という。)を作成することとされている(以下、これらの手続を「物品持出手続」という。)

(2) 第三者が所有する機械装置等に設置して使用する物品の概要

機構は、第2期中期目標期間(22年4月から27年3月まで)に係る中期計画に基づき、大学等と共同研究契約等を締結するなどして共同研究等を行っている。そして、機構が保有する観測機器、試験装置等の物品を大学等や請負業者等が所有する機械装置等に設置して使用している(以下、このような場合の大学等や請負業者等を「第三者」という。)

機構本部に所属する福島環境安全センター(以下「センター」という。)は、24年8月に、東海大学が所有している無人観測船(以下「観測船」という。)を使用した福島沖での海況及び放射線モニタリングについて同大学の教授から技術提案を受けるなどして、25年9月から26年1月まで同大学と共同研究を行った。そして、上記の技術提案等を契機に、福島第一原子力発電所事故に係る研究開発の一環として、無人観測船を利用した遠隔での海底の放射線モニタリングの技術開発を進めるために、26年3月に無人観測船用放射線測定システム(以下「測定システム」という。)を導入していた。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

機構は、今後も大学等と共同研究等を行うなどとしており、機構が保有する観測機器、試験装置等の物品を第三者が所有する機械装置等に設置して使用する場合等が増加すると見込まれている。そこで、本院は、有効性等の観点から、第三者が所有する機械装置等に設置して使用するなどする物品について、購入の目的に沿って使用されているか、適切に管理されているかなどに着眼して、測定システム(取得価額3465万円)を対象として、機構本部において、契約書、仕様書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 測定システムの購入の際の手続、使用の状況等

測定システムを観測船に設置して使用するためには、観測船の運航について東海大学の協力を得る必要があるが、測定システムの導入は前記の技術提案等が契機になっていたことなどから、センターは観測船の運航について引き続き同大学の協力が得られると想定して、観測船の運航に係る協定の締結等を行っていなかった。また、観測船を福島沖で運航するに当たっては、保守管理等のために、福島沿岸で観測船を陸揚げして保管することが可能な停泊港を確保する必要があるが、センターは福島沿岸の停泊港について港自体の使用は可能であることを確認しただけで、観測船の陸揚げ施設が震災復旧の途上のため使用できない状況となっていることまで確認していなかった。

そして、センターは、測定システムの購入のために契約請求票を起案して、管財担当部署と購入の目的等について合議を行ったが、その際に、管財担当部署は、物品規程等では、第三者が所有する機械装置等に設置する根拠となる契約等を確認することとはなっていないことなどから、測定システムを観測船に設置して使用することや観測船の陸揚げが可能な停泊港を確保することなどを確認していなかった。また、契約担当部署も、管財担当部署と同様に確認していなかった。

このため、機構は、観測船の運航について東海大学から十分な協力を得られず、観測船の陸揚げが可能な停泊港の確保もできなかったことから観測船を運航できない状況となり、27年6月の会計実地検査時点においても測定システムは福島沖での放射線モニタリングの技術開発には使用されていなかった。

(2) 第三者が所有する機械装置等に設置して使用する場合等の物品持出手続

センターは、測定システムを観測船に設置する際に、当該物品を機構の外部に持ち出すこととなるため、物品規程等に基づき、測定システムの物品持出手続をとっていた。

しかし、物品持出手続は機構の職員等が物品を一時的に機構の外部に持ち出す場合等を

念頭に定められており、物品の保管場所や預かり者の住所、氏名等の情報を記載することとはなっていなかったため、測定システムの物品持出票等には、第三者である東海大学が測定システムを預かって保管していること、測定システムが観測船に設置されていることなどは記載されておらず、物品を管理する上で、測定システムの所在等が明確となっていなかった。

このように、測定システムが購入の目的である福島沖での放射線モニタリングの技術開発に使用されていなかったり、物品を管理する上で、測定システムの所在等が明確となっていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、次のことなどによると認められた。

- ア 物品を第三者が所有する機械装置等に設置して使用する場合に、物品の購入要求部署（研究開発部門等）において設置の根拠となる契約等を締結することの必要性に対する認識が欠けていたこと、物品規程等において管財担当部署及び契約担当部署が設置の根拠となる契約等を確認することとはなっていなかったこと
- イ 物品を使用する研究開発部門等と管財担当部署及び契約担当部署との情報共有、連携等が十分でなかったこと
- ウ 物品持出手続において、機構が保有する物品を第三者が所有する機械装置等に設置して使用する場合等に、物品持出票等にも実際の保管場所や保管者を記載して物品の所在等を明確にすることの必要性等に対する認識が欠けていたこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、27年8月に測定システムの設置対象となる無人観測船による福島沖での海底放射能の測定に係る契約を新たに締結するとともに、同年9月に本部管理部門、各研究開発部門等に対して通達を発するなどして、次のような処置を講じた。

- ア 第三者が所有する機械装置等に設置して使用するために物品を購入する場合に、契約請求票等に利用計画、使用方法等を記載するとともに、第三者が所有する機械装置等に設置する根拠となる共同研究契約等の契約書類等を添付することなどとし、物品等の外部使用確認票を新たに作成して、物品購入時に上記の書類等を確認することとした。
- イ 外部使用確認票等により、研究開発部門等が保有する物品の管理情報等が管財担当部署及び契約担当部署の管理部門に速やかに伝達されるようにした。
- ウ 物品を第三者が所有する機械装置等に設置して使用する場合等に、実際の保管場所や保管者を物品持出票等に記載するとともに、第三者が所有する機械装置等に設置する根拠となる共同研究契約等の契約書類等を物品持出票等に添付することなどとした。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

高速増殖原型炉もんじゅの研究開発経費及びその関連施設の利活用等について

平成23年度決算検査報告 909 ページ参照
平成24年度決算検査報告 796 ページ参照
平成25年度決算検査報告 897 ページ参照

1 本院が表示した意見

独立行政法人日本原子力研究開発機構(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構。以下「機構」という。)は、高速増殖原型炉「もんじゅ」(以下「もんじゅ」という。)の研究開発を実施している。しかし、機構が行うもんじゅ及びその関連施設の研究開発に係る経費の全体規模が把握できるように公表されていなかったり、関連施設であるリサイクル機器試験施設(以下「RETF」という。)の建設計画が中断していて建設再開及び供用開始のめどが立っておらず、使用可能な建物部分が使用されことなく存置されていたりしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、もんじゅ及びその関連施設の研究開発に要した経費の全体規模が把握できるように公表すべき範囲や内容を見直して、当該経費を今後必要になると見込まれる経費とともに適時適切に把握して公表したり、RETFの建物部分の暫定的な使用方法を幅広く検討するなどして、当面の利活用方法について関係機関との協議等を行ったりするよう、独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長に対して23年11月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、23年11月に、もんじゅ及びその関連施設の研究開発に要した経費の全体規模が把握できるように公表すべき範囲や内容の見直しを行い、以前から公表しているもんじゅの研究開発に係る事業費の予算額に加えて、もんじゅ及びRETFに係る建設費、固定資産税等の支出額を公表するとともに、今後必要になると見込まれるもんじゅに係る経費については職員の人件費や固定資産税を含めてその予算額を公表し、その後も予算の認可や決算の承認に応じて適宜公表する処置を講じていた。

また、機構は、RETFの当面の利活用方法について、26年9月までに、関係機関と協議を行うなどの処置を講じていた。

今後、本院としては、RETFの利活用の状況について注視していくこととする。

第48 独立行政法人地域医療機能推進機構

不 当 事 項

予 算 経 理

(447) 病院等の運営に当たり、支出を行わないこととしているレクリエーション経費を支出していたもの

科 目	設備関係費
部 局 等	独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院
契 約 名	土地賃貸借契約
契 約 の 概 要	テニスコート等用地として使用するために、地権者と土地の賃貸借契約を締結したもの
契 約	平成 26 年 4 月 随意契約
支 払	平成 26 年 4 月～27 年 2 月
支 払 額	3,300,000 円(平成 26 年度)
不当と認める支払額	3,300,000 円(平成 26 年度)

1 独立行政法人のレクリエーション経費に係る支出等の概要

(1) 社会保険病院等の運営の経緯

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「旧機構」という。)は、一連の社会保険庁改革により、社会保険庁が設置し、その運営を社団法人全国社会保険協会連合会(平成 26 年 4 月 1 日以降は一般社団法人全国社会保険協会連合会。以下「全社連」という。)等の運営委託法人に委託していた社会保険病院等(病院の附属施設である介護老人保健施設及び看護師養成施設を含む。以下「病院等」という。)について、20 年 10 月及び 24 年 4 月に国から現物出資を受け、同庁と同様に、運営委託法人に対して病院等の運営を委託していた。その後、26 年 4 月 1 日の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 73 号)の施行に伴い、旧機構は独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「機構」という。)に改組され、旧機構がそれまで運営委託法人に運営を委託していた病院等について、機構が直接運営を行うこととなった。

(2) 独立行政法人のレクリエーション経費に係る支出の概要

国におけるレクリエーション経費(以下「レク経費」という。)の取扱いについては、20 年度以降、その支出を原則廃止することとしており、独立行政法人のレク経費についても、国に準じた取扱いを行う必要があることから、総務省は、20 年 8 月以降、各府省に対して、所管の独立行政法人のレク経費に係る支出の見直しを繰り返し要請している。そして、社会保険庁は、21 年 11 月に、旧機構に対して事務連絡を发出して、レク経費の廃止等を要請している。

また、本院は、病院等が社会保険料を財源として設置された公的病院であること、機構への改組により、いわゆる「公設民営」の病院から「公設公営」の病院となることから、その運営については円滑かつ健全なものとするのが強く求められているとして、25 年 10 月

に、旧機構理事長に対して、レク経費を含む病院等の運営に係る支出等の在り方についての方針を検討して、これらの方針を運営委託法人に指示するとともに、改組後の機構の運営に反映する措置を講ずるよう、会計検査院法第36条の規定により意見を表示している。これを受けて、旧機構は、同月に、運営委託法人理事長等及び社会保険病院長に対して、病院等の運営に係る支出等の在り方に関する通知を発出し、今後、病院等におけるレク経費に係る支出を行わないこととしている。

そして、機構は、前記の総務省による要請、上記の旧機構が発出した通知等に基づいて、レク経費に係る支出は行わないこととし、26年5月に、各病院長に対して「法定外福利厚生費の見直しについて」の事務連絡を発出して、病院等におけるレク経費に係る支出を行わないことについて再度周知徹底を図っている。

(注) レクリエーション経費 職員の厚生施策のうち、研修、健康の保持増進等の厚生に関する事項を除く文化・教養活動、体育活動等のための経費

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、機構が直接運営を行うこととなった病院等の会計経理が適正に行われているかなどに着眼して、機構本部及び機構滋賀病院において、総勘定元帳等の会計帳簿等を確認したり、現地を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

全社連が運営を行っていた社会保険滋賀病院(26年4月1日以降は機構滋賀病院)は、従前職員用の駐車場用地として使用していた近隣の土地1,017㎡について、テニスコート等用地として使用するために、11年8月1日に、同日から31年7月31日までの期間で、当該土地の地権者と賃貸借契約を月額300,000円(翌月の賃借料を当月末までに支払)で締結し、同病院は当該土地にテニスコートを設置していた。そして、26年4月1日の機構への改組に伴い、機構が直接、同病院の運営を行うこととなったことから、機構滋賀病院は、改めて同日から31年7月31日までの期間で、上記の契約と同内容の賃貸借契約を締結し、その賃借料の支出について地代家賃(駐車場土地使用料)として経理処理していた。

しかし、当該テニスコートは、専ら病院職員がクラブ活動で使用するためのものであり、本件土地の賃貸借契約に係る賃借料の支出はレク経費に該当するものとなっていた。

したがって、機構は、レク経費に係る支出を行わないこととしているのに、機構滋賀病院は、テニスコート等用地として本件土地の賃貸借契約を継続してレク経費に該当する賃借料の支出を行っており、これに係る26年4月から27年2月までの支払額計3,300,000円が不当と認められる。

なお、機構滋賀病院は、本院の指摘を受けて、地権者と交渉し、27年3月31日をもって本件土地の賃貸借契約を終了している。

このような事態が生じていたのは、機構滋賀病院において、レク経費に係る支出を行わないこととした通知等に対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

第49 独立行政法人住宅金融支援機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

団体信用生命保険等業務について、団体信用生命保険への加入に伴う費用負担の軽減や加入を継続するための費用負担の平準化等の全体加入率を改善するための処置を講ずることにより、不加入者の死亡等を原因として発生する債権の償却から生ずる損失の抑制を図るよう改善させたもの

科 目	(証券化支援勘定) 買取債権 (財形住宅資金貸付勘定) 貸付金 (住宅資金貸付等勘定) 貸付金 (既往債権管理勘定) 貸付金
部 局 等	独立行政法人住宅金融支援機構本店
団体信用生命保険等業務の概要	住宅ローンの貸付けを受けた者から特約料の支払を受け、借受者を被保険者とする団体信用生命保険契約を締結することにより、借受者の死亡時等に受け取った生命保険金等で当該貸付けに係る債務を弁済する業務
不加入者の死亡等を原因とした全額繰上償還請求が平成25年8月末時点で行われていたもののうち、25、26両年度末に償却が行われたものの件数及び償却額の合計	263件 19億2661万円(背景金額)

1 団体信用生命保険等業務の概要等

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)に基づき、民間の金融機関(以下「金融機関」という。)が長期固定金利の住宅ローンを国民に提供することを支援するために、金融機関においてフラット35等の商品名で販売されている長期固定金利の住宅ローン(以下、この住宅ローンを「フラット35」という。)の債権を買い取るなどしている。そして、一般に住宅ローンについては、その貸付けを受けた者の死亡時等に、生命保険金等で当該貸付けに係る債務を弁済する団体信用生命保険(以下「団信」という。)があるが、機構は、フラット35の貸付けを受けた者等(以下、融資実行の前後を通じて「借受者」という。)から特約料の支払を受け、借受者を被保険者とする団信(以下、団信のうち、機構が取り扱う団信を「機構団信」といい、機構団信に加入する借受者を「加入者」という。)の契約を生命保険会社と締結して団体扱いの保険料を支払う団体信用生命保険等業務を実施しており、平成25年度当初の機構団信の保有契約件数及びその債権残高は181万余件、20兆4437億余円となっている。

これらの買い取った債権の管理や機構団信への加入の申込みの受付、特約料の徴収等の事務は、買取債権管理回収業務委託契約等に基づき当該フラット35等を販売した金融機関において行うこととなっている。そして、「債権管理業務の手引き(買取債権編)」(平成26年機構作成)によれば、機構から委託を受けた金融機関は、原則として借受者の延滞月数が6か

月以上になると全額繰上償還請求を行うこととされており、その後、借受者が全額繰上償還できなければ担保物件の処分を行い、それでも債権の全額を回収できず返済が見込めない場合には、機構は、当該債権を償却することとされており、その償却額は最終的に機構の損失となる。

機構は、機構団信について、遺族の生活費等を賄うことを目的とする一般の生命保険とは異なり、借受者が死亡するなどした場合に、借受者の遺族等が残債務を返済するなどの負担を軽減するためのものであることから、借受者に対して、一般の生命保険への加入の有無にかかわらず加入することを推奨している。しかし、機構は、健康上の理由により機構団信に加入できない者にも住宅を取得する機会を確保できるよう配慮する必要があるため、加入を融資条件とはしていない。

機構団信の債務弁済充当約款によれば、機構団信の特約料は、住宅ローンの月々の返済とは別に債務残高に応じて毎年1年分を一括で支払うこととされており、特約料の支払がなく、継続の勧奨を行っても支払われない場合は、その加入者は脱退扱いとなり、再加入することはできないこととされている。そして、加入者の平均年齢の上昇に伴い生命保険会社に対して支払う機構団信の保険料率が上昇したことを踏まえて、機構は、20年4月に、21年度からの特約料率を従前の0.283%から0.360%へ引き上げることとしたことなどから、表1及び表2のとおり、新規の借受者のうち機構団信に加入する者の割合(以下「新規加入率」という。)が低下したり、特約料率の引上げ前と比べて、借入れから2年目を中心に、加入者のうち機構団信から脱退する者の割合(以下「脱退率」という。)が上昇したりしている。その結果、表3のとおり、全ての借受者のうち機構団信に加入している者の割合(以下「全体加入率」という。)が25年度には73.8%にまで低下している。

表1 新規加入率の推移 (単位：%)

年 度	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
新規加入率	89.7	83.8	80.7	76.3	72.7	72.3

表2 借入れから5年目までの脱退率の推移 (単位：%)

年 度	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
借入れから2年目の脱退率	1.45	4.53	7.08	4.54	4.20	4.03
借入れから3年目の脱退率	0.94	2.29	2.77	3.85	2.43	1.95
借入れから4年目の脱退率	0.82	1.83	1.72	2.09	2.76	1.72
借入れから5年目の脱退率	0.84	1.51	1.51	1.49	1.84	1.92

表3 全体加入率の推移 (単位：%)

年 度	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
全体加入率	82.8	81.5	79.8	78.0	76.1	73.8

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、全体加入率の低下が機構の債権の償却にどのような影響を与えているのか、全体加入率の低下に対する機構の対応は適切かなどに着眼して、機構団信に加入していない借受者(以下「不加入者」という。)の死亡等を原因とした全額繰上償還請求

が25年8月末時点で行われていた債権904件のうち、25、26両年度末に償却が行われた263件を抽出し、これを対象として、機構本店及び11支店においてその債権管理書類等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、機構団信の不加入者の実態について、機構本店等に聴取したり、機構を通じて、63金融機関に対してアンケート調査を実施したりするなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 全体加入率の低下による機構の債権の償却への影響

前記のとおり、機構は、加入者に係る債権については、加入者が死亡等した場合、原則として機構団信により債務が弁済されるため当該債権の全額を回収できる。しかし、不加入者に係る債権については、不加入者が死亡等した場合、借受者の遺族等による債務の弁済がなければ当該債権の全額を回収できずに償却することとなる事態も生ずる。

<事例>

借受者Aは、平成8年3月に2300万円の融資を受け、機構団信に加入したが19年3月に特約料の未払により脱退となり、24年2月に死亡した。

そして、融資対象物件であるAの自宅には、AのほかAの配偶者Bが居住していたが、Bは本件融資金を返済できなかったため、機構は、26年6月に融資対象物件を競売により処分し、残元金1808万余円のうち305万余円を回収し、未回収元金1502万余円については、26年度末に償却した。

なお、Aは自宅を購入するに当たり、前記のほか、金融機関Cからも融資を受けていたが、当該住宅ローンにおいては、団信への継続的な加入を融資条件としていたため、Cからの融資金については、24年6月に団信により弁済された。

そこで、不加入者に係る債権のうち、死亡等を原因として発生した償却の状況を確認するために、前記の263件の債権の償却額について検査したところ、その合計金額は19億2661万余円であった。

そして、表3のとおり、全体加入率は、20年度には82.8%であったが25年度には73.8%と低下傾向にあり、不加入者の割合が増加していることから、上記のとおり、借受者が死亡等しても機構団信による債務の弁済がなされず、今後、不加入者の死亡等を原因とする債権の償却が増加していく可能性が大きくなると考えられる。現に、不加入者の死亡等を原因として償却された債権の割合について確認したところ、20年度には全体の0.7%であったが、25年度には3.3%まで上昇していた。

(2) 機構団信の新規加入率の低下及び脱退率の上昇への対応

新規加入率の低下の要因についてみると、機構団信に加入を申し込んだものの健康上の理由により加入できなかった者に係る債権の件数の割合は、表4のとおり、21年度以降は10%に満たず、22年度以降は5%前後で推移していた。

表4 機構団信に加入しなかった借受者に係る債権の件数の推移 (単位：件、%)

年度	A. 新規借受者のうち、不加入者に係る債権の件数	B. うち健康上の理由により加入できなかった者に係る債権の件数(B/A)	C. うち左記以外の理由により加入しなかった者に係る債権の件数(C/A)
平成20年度	4,281件	709件(16.5%)	3,572件(83.4%)
21年度	9,087件	679件(7.4%)	8,408件(92.5%)
22年度	23,523件	1,339件(5.6%)	22,184件(94.3%)
23年度	28,178件	1,404件(4.9%)	26,774件(95.0%)
24年度	25,434件	1,416件(5.5%)	24,018件(94.4%)
25年度	21,968件	1,350件(6.1%)	20,618件(93.8%)

さらに、24年度に機構団信への加入を申し込まなかった新規借受者のうち2,000人を対象として、機構がその理由を調査した結果(有効回答者数410人)によれば、加入しなかった一番の理由として「健康上の理由により加入できないと見込まれる」を挙げた者の割合は12.5%となっている一方、「特約料が高い」など主として経済的な理由を挙げた者の割合は73.2%に上っていた。

また、脱退率の上昇の要因についてみると、機構を通じて金融機関に対して実施したアンケート調査によれば、借受者が機構団信を脱退した理由として「金銭的余裕がないので返済を優先させるため」を挙げた者の割合が63.6%、「特約料が高い」を挙げた者の割合が61.8%に上っていた。そして、その特約料の支払方法について、毎年1年分の特約料を一括で支払うことは借受者にとって負担感があるという意見が多数挙げられていた。

これらのことから、機構団信の新規加入率の低下及び脱退率の上昇の主な要因は、健康上の理由ではなく、「特約料が高い」などの経済的な理由によると認められた。

一方で、機構は、従前から金融機関に対して、借受者への機構団信の内容の事前説明や機構団信に加入できる借受者が不加入の意思表示を行った場合に加入を促す勧奨等を行うように要請し、金融機関もこれらの要請に応じて勧奨等を行うなど、全体加入率を改善するための対応を執っていたものの、その改善が見られない状況となっていた。

(1)及び(2)のとおり、全体加入率の低下に伴い、今後、機構団信による債務の弁済がなされず、債権が償却されることにより生ずる損失の増加が想定される一方、全体加入率の改善のために、機構が借受者の経済的な負担を軽減するような対応を十分に行わなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、全体加入率の低下の要因が主として経済的な理由によるものであることを踏まえた対応として、加入に要する経済的な負担を軽減するような方策の検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、29年4月を目途に新規の借受者から次のような取扱いを実施することを27年3月に決定し、その実施に向けて、金融機関への周知やシステム改修の手続等を開始する処置を講じた。

- ア フラット 35 の借受者が死亡等した場合、機構団信の加入者については、債権の償却のリスクが発生しない一方で、不加入者については、そのリスクが発生することを踏まえて、不加入者がリスクを負担するよう両者の金利の設定方法を見直すことで、加入者の費用負担を実質的に軽減することとした。
- イ 特約料について、フラット 35 の毎月の融資金利に含めて加入者から徴収することで、加入者の費用負担の平準化を図るとともに、機構団信からの脱退ができない仕組みとすることとした。

第50 国立大学法人東北大学、第51 国立大学法人秋田大学、第52 国立大学法人山形大学、第53 国立大学法人筑波大学、第54 国立大学法人金沢大学、第55 国立大学法人山梨大学、第56 国立大学法人信州大学、第57 国立大学法人岐阜大学、第58 国立大学法人浜松医科大学、第59 国立大学法人三重大学、第60 国立大学法人滋賀医科大学、第61 国立大学法人京都大学、第62 国立大学法人神戸大学、第63 国立大学法人鳥取大学、第64 国立大学法人島根大学、第65 国立大学法人岡山大学、第66 国立大学法人山口大学、第67 国立大学法人徳島大学、第68 国立大学法人愛媛大学、第69 国立大学法人高知大学、第70 国立大学法人佐賀大学、第71 国立大学法人長崎大学、第72 国立大学法人大分大学、第73 国立大学法人富山大学

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)-(24) 国立大学病院管理会計システムの利用状況について

(平成 25 年度決算検査報告 907 ページ参照)

1 本院が表示した意見

国立大学法人東北大学、国立大学法人秋田大学、国立大学法人山形大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人山梨大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人岐阜大学、国立大学法人浜松医科大学、国立大学法人三重大学、国立大学法人滋賀医科大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人神戸大学、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人島根大学、国立大学法人岡山大学、国立大学法人山口大学、国立大学法人徳島大学、国立大学法人愛媛大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人佐賀大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人大分大学及び国立大学法人富山大学(平成 17 年 9 月 30 日以前は国立大学法人富山医科薬科大学。以下、これらを合わせて「24 国立大学法人」という。)を含む 41 国立大学法人は、経営者等の意思決定や組織内部の業績測定・業績評価に役立つ情報を提供するなどの附属病院の運営・経営状況を把握するための管理会計等の必要性等を踏まえて、16 年 4 月の国立大学法人化に向けて開発された国立大学病院管理会計システム(以下「HOMAS」という。)を導入している。しかし、24 国立大学法人において、HOMAS を利用する上での体制上の問題点に対して十分な対策が講じられていないことから、25 年度末現在において HOMAS が全く利用されていない事態が見受けられた。

したがって、24 国立大学法人において、現状の HOMAS の機能等を継承しつつ、新たな機能を追加するなどして 28 年 4 月以降に導入が予定されている国立大学病院向け管理会計サービス(以下「HOMAS 2」という。)を効果的かつ継続的に利用するために、HOMAS 2 の開発や各国立大学法人間の意見調整を行う国立大学附属病院長会議等と連携しながら、HOMAS 2 の仕様等の内容を踏まえて、附属病院の組織全体として HOMAS 2 の利用方針等について十分に検討して明確にしたり、18 国立大学法人において、財務会計、医事会計等のシステムからのデータの取り込みの際に各部門と連携を図るようにし、また、担当者の変更があった際に適切かつ迅速に業務を引き継げるようにして、業務の効率性や継続性を確保できるような体制を整備したり、8 国立大学法人において、診療科別や検査部門といった部門ごとの原価計算において各診療科等へ直接費用を計上することが困難な費目について費用

を各部門に案分するための配賦基準等、附属病院の各関係者から理解を得る必要があるものについて十分な調整を図ったりする措置を講ずることにより、HOMAS2の利用に必要な体制の整備を図るよう、24国立大学法人の各学長に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、24国立大学法人のうち、18国立大学法人^(注3)において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。そして、残りの6国立大学法人^(注4)に対しては、その後の処置状況の報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

検査の結果、18国立大学法人は、本院指摘の趣旨に沿い、HOMAS2に係る業務の担当を明確にすることなどにより各部門と連携を図るようにし、また、HOMAS2の担当者を増員することなどにより適切かつ迅速に業務を引き継げるようにして、業務の効率性や継続性を確保できるような体制を整備する処置を講じていた。

一方、24国立大学法人は、附属病院の経営戦略等を決定する会議等において、HOMAS2の導入に向けて、その利用方針等を検討するなどしていたものの、HOMAS2で作成できる帳票の具体的な内容等といったHOMAS2の仕様の詳細等がHOMAS2の導入に向けて順次開催されている説明会等で周知されている段階であることから、それらを踏まえて、附属病院の組織全体としてHOMAS2の利用方針等について十分に検討して、附属病院の各関係者に周知する予定であるとしている。また、8国立大学法人は、HOMAS2における配賦基準等の情報収集をしたり、配賦基準等の調整に関する問題点を検討したりするなどしていたものの、HOMAS2における配賦基準の共通ルール等が上記の説明会等で周知されている段階であることから、それらを踏まえて、附属病院の各関係者と配賦基準等について調整する予定であるとしている。

(注1) 18国立大学法人 東北大学、秋田大学、山形大学、筑波大学、金沢大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、三重大学、京都大学、鳥取大学、徳島大学、愛媛大学、佐賀大学、長崎大学、大分大学、富山大学の各国立大学法人

(注2) 8国立大学法人 秋田大学、三重大学、滋賀医科大学、京都大学、神戸大学、徳島大学、高知大学、佐賀大学の各国立大学法人

(注3) 18国立大学法人 東北大学、山形大学、筑波大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、三重大学、滋賀医科大学、京都大学、鳥取大学、島根大学、山口大学、徳島大学、愛媛大学、高知大学、長崎大学、富山大学の各国立大学法人

(注4) 6国立大学法人 秋田大学、金沢大学、神戸大学、岡山大学、佐賀大学、大分大学の各国立大学法人

24国立大学法人ごとに、上記の処置状況を示すと、表のとおりである。

表 24 国立大学法人における処置状況

国立大学法人名	本院が表示した意見			
	HOMAS2の仕様等の内容を踏まえて、附属病院の組織全体としてHOMAS2の利用方針等について十分に検討して明確にすること	各システムからのデータの取り込みの際に各部門と連携を図るようにして、業務の効率性を確保できるような体制を整備すること(注(2))	担当者の変更があった際に適切かつ迅速に業務を引き継げるようにして、業務の継続性を確保できるような体制を整備すること(注(2))	診療科別や検査部門といった部門ごとの原価計算において各費用を計上することが困難な費目について費用を各部門に案分する等の配賦基準等、附属病院の各関係者から理解を得る必要があるものについて十分な調整を図ること
東北大学	×	—	○	—
秋田大学	×	—	○	×
山形大学	×	○	—	—
筑波大学	×	—	○	—
金沢大学	×	—	○	—
山梨大学	×	○	○	—
信州大学	×	○	○	—
岐阜大学	×	—	○	—
浜松医科大学	×	—	○	—
三重大学	×	—	○	×
滋賀医科大学	×	—	—	×
京都大学	×	—	○	×
神戸大学	×	—	—	×
鳥取大学	×	○	—	—
島根大学	×	—	—	—
岡山大学	×	—	—	—
山口大学	×	—	—	—
徳島大学	×	—	○	×
愛媛大学	×	—	○	—
高知大学	×	—	—	×
佐賀大学	×	○	○	×
長崎大学	×	—	○	—
大分大学	×	○	○	—
富山大学	×	○	—	—
計	24 国立大学法人	18 国立大学法人(注(3))		8 国立大学法人

注(1) ○が処置が完了した事項、×は処置が完了していない事項、—は表示した意見に含まれていない事項

注(2) 各国立大学法人に対しては、業務の効率性を確保できるような体制を整備することと業務の継続性を確保できるような体制を整備することの事項に分けて意見を表示しているため、本表においてもそれぞれの事項に分けて処置状況を記載している。

注(3) 業務の効率性を確保できるような体制を整備することと業務の継続性を確保できるような体制を整備することの両方の事項又はいずれか一つの事項の処置が完了している国立大学法人数を計上している。

第74 国立大学法人東京医科歯科大学、第75 国立大学法人長岡技術科学大学

不 当 事 項

予 算 経 理

- (448) DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払による購入を
 (449) 行っていたり、納品検査において現物との照合を行わず支払を行っていたりするなど
 不適正な会計経理を行っていたもの

科 目	経常費用
部 局 等	(1) 国立大学法人東京医科歯科大学 (2) 国立大学法人長岡技術科学大学
会計経理の内容	DNA 合成製品の購入に係る代金の支払
不適正な会計経理の額	(1) 9,058,338 円(平成 21 年度～26 年度) (2) 3,528,000 円(平成 21 年度～25 年度)

1 DNA 合成製品の購入に係る会計経理の概要

国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下、これらを合わせて「国立大学法人等」という。)は、国立大学法人等に所属する研究者が各種の研究活動を行うために、研究用物品を多数購入するなどしている。研究用物品のうち DNA 合成製品は遺伝子解析等の目的で分子生物学的実験等に使用するものであり、研究の進捗に応じて発注が行われている。

そして、各国立大学法人等の会計規程等の定めるところにより、DNA 合成製品等の研究用物品の購入に係る契約については、研究者が契約依頼書を経理責任者等へ提出し、経理責任者等が契約を締結して納品検査を行うこととなっていたり、物品の購入に係る代金の前払は、定期刊行物及び外国から購入する物品の代金等の支払のような業務の実施上又は経費の性質上必要があるものを除き認めないこととなっていたりしている。また、各国立大学法人等の資産、負債及び資本の増減又は異動並びに収益及び費用は、その原因となる事実の発生した日の属する年度により所属する年度を区分することなどとなっている。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、DNA 合成製品の購入は会計規程等に基づき適正に行われているか、DNA 合成製品の納品検査は適切に行われているかなどに着眼して、全 86 国立大学法人のうち 31 国立大学法人^(注1)及び 4 大学共同利用機関法人のうち 1 大学共同利用機関法人^(注2)において、平成 21 年度から 26 年度までの間に支払が行われていた DNA 合成製品の購入に係る契約を対象として、契約決議書、検収調書等の書類により会計実地検査を行った。

(注1) 31 国立大学法人 北海道大学、東北大学、山形大学、筑波大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京農工大学、東京工業大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、徳島大学、九州大学、鹿児島大学、琉球大学、筑波技術大学の各国立大学法人

(注2) 1 大学共同利用機関法人 大学共同利用機関法人自然科学研究機構
 検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

2 国立大学法人に所属する複数の研究者は、DNA 合成製品の購入に当たり、研究者名等を製造メーカーに登録してDNA 合成製品の購入に用いるポイントを保有するための口座を開設し、DNA 合成製品の購入代金を販売代理店を通して製造メーカーに前払して、その口座にDNA 合成製品の購入可能量に応じたポイントを保有しておき、研究者が研究の進捗に応じて必要なDNA 合成製品を製造メーカーに連絡するとDNA 合成製品が納入されて口座から納入に応じたポイントが引き落とされる方式(以下「プリペイド方式」という。)を利用して。そして、これらの研究者は、プリペイド方式のポイントを購入することとなる契約依頼書等を経理責任者等に提出していた。

しかし、2 国立大学法人の経理責任者等は、当該プリペイド方式のポイントの購入が実際はDNA 合成製品の購入には当たらない前払となるものであることを認識せずに、これをそのまま承認して、販売代理店との契約や販売代理店への支払を行っていたり、納品検査に当たり、プリペイド方式のポイントの購入に係る納品書をDNA 合成製品の納品書と誤って認識するなどしていたりしていた。

その結果、実際にはDNA 合成製品の納品の事実がないのに、プリペイド方式のポイントの購入に係る納品書等を販売代理店から受けたことをもって納品を確認したこととして、現物との照合を行わず支払を行っていた事態が、2 国立大学法人において、21 年度から26 年度までの間に計84 件、支払額計12,586,338 円について見受けられた。

さらに、プリペイド方式により購入されていたポイントの一部については、研究者が年度内の研究に使用せず翌年度に持ち越していたり、残高を保有した研究者が他の研究機関へ異動したことにより当該残高の管理が困難となっていたりしている事態が見受けられた。

これらの事態は、会計規程等に違反して、DNA 合成製品を代金の前払となるプリペイド方式により購入するなどの不適正な会計経理を行って、DNA 合成製品の購入代金計12,586,338 円を支払っていたものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者において適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、経理責任者等においてDNA 合成製品の購入方法に対する確認が十分でなかったこと及びDNA 合成製品の納品検査において現物との照合を行わなかったこと、また、2 国立大学法人において研究者及び経理責任者等に対しDNA 合成製品の購入を会計規程等に基づき適正に行うなどの指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを国立大学法人別に示すと次のとおりである。

国立大学法人名	年度	不適正な会計経理を行っていた件数	不適正な会計経理による支払額 円
(448) 東京医科歯科大学	21～26	61	9,058,338
(449) 長岡技術科学大学	21～25	23	3,528,000
(448)(449)の計		84	12,586,338

第76 国立大学法人大阪大学

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

自動販売機、売店等を設置するための施設の貸付けに係る契約の見直しについて

平成 23 年度決算検査報告 940 ページ参照
平成 24 年度決算検査報告 843 ページ参照
平成 25 年度決算検査報告 913 ページ参照

1 本院が求めた是正改善の処置

国立大学法人大阪大学(以下「大阪大学」という。)は、大学構内に自動販売機、売店等(以下、これらを合わせて「自販機等」という。)を設置させるための施設の貸付けに係る契約を締結している。しかし、競争性及び透明性を確保しないまま一般財団法人恵済団(以下「恵済団」という。)と随意契約を締結していたり、恵済団が自販機等の設置及び運営を委託している販売会社等に施設の貸付けを直接行っていれば得ることができた適切な利益を享受していなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、大阪大学において、契約の相手方については原則として自販機等の設置及び運営を自ら行う販売会社等を対象として競争性及び透明性を確保した上で決定するとともに、施設の貸付けに係る契約については自販機等の収支等を踏まえた上でその売上額に応じた手数料等の支払を受けることとするなどして、自販機等の運営による適切な利益を享受できるよう、国立大学法人大阪大学学長に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、大阪大学において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、大阪大学は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 24 年 9 月に、恵済団が販売会社等に自販機等の設置及び運営を委託している施設の貸付けに係る随意契約の見直し計画を決定して、当該計画のとおり、25 年 2 月及び 26 年 1 月に、契約の相手方について、自販機等の設置及び運営を自ら行う販売会社等を対象として企画競争により競争性及び透明性を確保した上で決定した。また、恵済団が自ら売店等を運営するための施設の貸付けについては、26 年 4 月に、恵済団との随意契約の見直し計画を決定し、同年 11 月以降に企画競争の仕様書の作成に向けた情報収集を行うなどして、競争性及び透明性を確保した企画競争による契約に移行することとした。

イ 25 年 2 月及び 26 年 1 月に、大阪大学に売上額の一定割合を拠出金として支払うことなどとする契約を販売会社等と締結して、自販機等の運営による適切な利益を享受できるようにした。

第77 大学共同利用機関法人自然科学研究機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

大学連携ネットワーク事業の実施に当たり、国立大学法人が独自に相互利用に供することとしている研究設備をネットワークシステムに登録するよう働きかけることなどにより、大学間における研究設備の全国一元的な相互利用の推進が図られるよう改善の処置を要求したもの

科 目	経常費用	
部 局 等	大学共同利用機関法人自然科学研究機構	
大学連携ネットワーク事業の概要	国立大学法人等が所有する研究設備の相互利用を推進するもの	
ネットワークシステムに登録されていなかった国立大学法人の研究設備の件数	3,180 件	
上記システムの開発等に要した経費		1 億 0294 万円(背景金額)(平成 19 年度～26 年度)
復活再生させた研究設備の件数及び復活再生に要した経費	45 件	1 億 7122 万余円(平成 20 年度～23 年度)
上記のうち相互利用に供されていなかった研究設備の件数及び復活再生に要した経費	21 件	7645 万円(平成 20、21 両年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

大学連携研究設備ネットワーク事業による研究設備の大学間相互利用の推進について

(平成 27 年 10 月 26 日付け 大学共同利用機関法人自然科学研究機構長宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 大学連携研究設備ネットワーク事業等の概要

(1) 大学連携研究設備ネットワーク事業の概要

貴法人は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づき、天文学、物質科学、エネルギー科学、生命科学その他の自然科学に関する研究分野において、大学の共同利用のための大学共同利用機関を設置することを目的として設立された大学共同利用機関法人であり、国立天文台、核融合科学研究所、基礎生物学研究所、生理学研究所及び分子科学研究所の 5 大学共同利用機関を設置している。これらの大学共同利用機関は、個々の大学では整備できない大規模な施設・設備や大量のデータ、資料等を、全国の大学の研究者に提供する我が国の学術研究の中核的研究拠点であり、このうち、分子科学研究所は、分子科学

の研究の中核拠点として実験的研究及び理論的研究を行うとともに、全国の研究者に共同利用・共同研究の場を提供することなどを目的として設置されている。

そして、貴法人は、研究設備の有効利用を目指した全国的なネットワークの構築と維持の一環として、各国立大学法人及び分子科学研究所が所有する研究設備を、大学等の研究機関の枠を越えて他大学等の研究者等にも広く相互利用に供することを目的として、平成19年度から、大学連携研究設備ネットワーク事業(19年度から21年度までは化学系研究設備有効活用ネットワーク構築事業。以下「大学連携ネットワーク事業」という。)を実施している。

大学連携ネットワーク事業は、国立大学法人等の研究設備が全般的に老朽化しており、このような状況に抜本的に対応するためには全ての国立大学法人等が連携して相互利用・共同利用を推進する体制を整えなければならないとの考えの下に、貴法人等が中心となって、19年度にまず化学系の研究設備を対象として開始したものである。そして、22年度からは化学系の研究設備に限定せず、他の幅広い分野の物質科学全般の研究設備を対象として国立大学法人等間での相互利用の推進を図ることになっている。

大学連携ネットワーク事業の運営に当たっては、運営に関する重要事項等を協議するための機関として、大学連携ネットワーク事業に賛同する国立大学法人及び大学共同利用機関法人^(注1)(27年9月末時点で72国立大学法人。以下「72法人」という。)の職員各1名及び分子科学研究所の所長を委員として、大学連携研究設備ネットワーク協議会(19年度から21年度までは化学系研究設備有効活用ネットワーク協議会。以下「協議会」という。)が組織されている。そして、協議会により定められた「大学連携研究設備ネットワーク協議会規約」(平成22年3月制定。19年度から21年度までは「化学系研究設備有効活用ネットワーク協議会規約」(平成19年4月制定)。以下「規約」という。)において、上記の国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各委員は、各機関の長(学長又は機構長)によって任命されること、分子科学研究所の所長は協議会の委員長として協議会を代表し会務を総括すること、協議会の事務を処理するために分子科学研究所に事務局が置かれることなどが規定されている。

(注1) 72国立大学法人 北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、富山大学の各国立大学法人

(2) ネットワークシステム及び復活再生事業の概要

ア ネットワークシステムの概要

貴法人は、規約等に基づき、72 法人及び分子科学研究所が所有する研究設備のうち相互利用に供することができる研究設備を対象として、その設備管理、料金管理、予約管理等を行うために、大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム(以下「ネットワークシステム」という。)を構築し、運用している。

そして、72 法人及び分子科学研究所が、自らの所有する研究設備をネットワークシステムに登録しようとする場合には、規約等に基づき、各機関の協議会委員が登録申請を行うことになっており、登録申請された研究設備がネットワークシステムに登録されて、大学間等の相互利用に供されることとなっている。

ネットワークシステムに登録された研究設備については、72 法人及び分子科学研究所による相互利用のほか、当該設備を所有する72 法人及び分子科学研究所が認めた場合には私立大学や民間企業も利用することができることになっており、相互利用又は利用しようとする者は、大学連携ネットワーク事業のホームページを通じて、登録された研究設備名等のリスト、設備の詳細、予約状況等を全国一元的に確認して利用予約等を行うことができることになっていて、利用者の利便性の確保が図られている。

貴法人は、ネットワークシステムの開発、運用等に要した経費として19 年度から26 年度までの間に計1 億0294 万余円を支出している。

イ 研究設備の復活再生事業の概要

貴法人は、大学連携ネットワーク事業の一環として、20 年度から23 年度までの間に、72 法人が所有する老朽化した研究設備を修理したり機能を向上させたりして復活再生させる事業(以下、「復活再生事業」といい、復活再生事業により復活再生させた研究設備を「復活再生設備」という。)を実施している。復活再生事業の対象とする研究設備は、協議会が選定することになっており、貴法人は、協議会が選定した研究設備を所有する国立大学法人との間で共同事業契約を締結して、当該研究設備の復活再生に要した経費を国立大学法人に支払うこととなっている。そして、復活再生設備を所有する国立大学法人は、当該復活再生設備をネットワークシステムに登録することとなっている。

貴法人は、復活再生事業により、これまでに39 国立大学法人が所有する45 件の研究設備を復活再生させており、これに要した経費として計1 億7122 万余円を支出している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、72 法人及び分子科学研究所が所有する既存の研究設備のうち相互利用に供することができる設備及び復活再生設備が、適切にネットワークシステムに登録されていたり、相互利用に供されていたりしているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、貴法人が19 年度から26 年度までの間に実施した大学連携ネットワーク事業(事業費計2 億7416 万余円)を対象として、貴法人及び24 国立大学法人において、関係書類の提出を受けて、その内容を分析するとともに、ネットワークシステムへの登録状況等を確認するなどの方法により会計実地検査を行い、残りの48 国立大学法人については、関係書類の提出を受けて、その内容を分析し確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 72 法人が所有する研究設備のネットワークシステムへの登録状況

前記のとおり、ネットワークシステムに登録される研究設備は、72 法人及び分子科学研究所が所有する既存の研究設備のうち相互利用に供することができる設備及び復活再生設備が対象となるが、72 法人の中には、大学連携ネットワーク事業の実施以前から、研究設備を学内で共同利用するための施設等を設置するなどして独自の体制を整備し、さらに、これらの研究設備について学外との相互利用に供するために、各国立大学法人が自らのホームページ上で研究設備の情報を公開するなどの独自のシステム(以下「独自システム」という。)による登録を進めている法人があった。

そこで、27 年 3 月末時点で、72 法人が相互利用に供するための登録をしている研究設備計 3,548 件(復活再生設備を含む。)について、ネットワークシステムへの登録と独自システムへの登録の状況等をみたところ、表のとおり、相互利用に供しようとする研究設備をネットワークシステムのみに登録している国立大学法人は 27 法人、ネットワークシステムへの登録と独自システムへの登録とを併用している国立大学法人は 45 法人^(注2)となっていた。そして、これらの 45 法人においては、259 件の研究設備をネットワークシステムに登録している一方で、独自システムに登録している研究設備は 3,310 件に上っており、このうち、ネットワークシステムに登録している研究設備は 130 件(独自システムに登録している研究設備の件数に対する割合 3.9%)と少数にとどまっていた。また、残りの 3,180 件(同 96.0%。45 法人における取得価格計 461 億 2706 万余円)については、各国立大学法人が相互利用に供できると自ら認めて独自システムに登録した研究設備であるのに、ネットワークシステムへの登録が行われておらず、全国一元的に相互利用を行う体制となっていなかった。

表 72 法人における研究設備のネットワークシステムへの登録及び独自システムへの登録の状況

相互利用に供するための方法	国立大学法人数	相互利用に供するために登録している研究設備				(A)及び(B)の純計
		ネットワークシステムに登録している研究設備の件数(A)	独自システムに登録している研究設備の件数(B)	ネットワークシステムに登録している件数	ネットワークシステムに登録していない件数	
ネットワークシステムのみに登録	27 法人	109 件	—	—	—	109 件
ネットワークシステムへの登録と独自システムへの登録を併用	45 法人	259 件	3,310 件(100.0%)	注(1) 130 件(3.9%)	3,180 件(96.0%)	3,439 件
計	72 法人	368 件	3,310 件	130 件	3,180 件	3,548 件

注(1) 45 法人における 130 件は、(A)の 259 件にも含まれる。

注(2) ()書きは(B)に対する割合である。

そして、貴法人は、協議会等を通じて、72 法人が相互利用に供するために独自システムに登録している研究設備の状況を調査しておらず、45 法人においてその研究設備のほとんどがネットワークシステムへ登録されていない事態を把握していなかったため、独自

システムに登録されている研究設備をネットワークシステムに登録するよう働きかけていなかった。

(注2) 45 法人 北海道大学、室蘭工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、秋田大学、山形大学、茨城大学、筑波大学、宇都宮大学、群馬大学、千葉大学、東京大学、東京農工大学、東京工業大学、電気通信大学、新潟大学、長岡技術科学大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、神戸大学、岡山大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、九州大学、九州工業大学、長崎大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学の各国立大学法人

(2) 復活再生設備の相互利用の状況

前記のとおり、貴法人は、20年度から23年度までの間に、復活再生事業により、39国立大学法人の研究設備45件について復活再生させているが、これらのうち、20国立大学法人の復活再生設備21件(復活再生に要した経費計7645万余円)については、27年3月末時点で、ネットワークシステムを通じた相互利用が全くなかった。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

貴法人は、平成21年4月に、国立大学法人山梨大学が所有する透過型電子顕微鏡(以下「顕微鏡」という。)の復活再生事業として、同大学との間で顕微鏡に取り付けるためのCCDカメラの取得に係る共同事業契約を締結し、同年11月に、同大学に対してその取得に係る経費として7,644,000円を支払っており、同大学は同年12月に同カメラを取得している。

しかし、その後、顕微鏡本体の真空冷却水装置等に老朽化による不具合が生じて安定的な稼働が見込めないことなどから、同大学は顕微鏡を26年度末時点でネットワークシステムに登録しておらず、復活再生事業で取得した同カメラを含む顕微鏡は、ネットワークシステムを通じた相互利用が全くなかった。

貴法人等に対して、復活再生設備が相互利用に供されていない理由を確認したところ、復活再生事業の対象とする研究設備の選定において、当該研究設備の状態の把握や復活再生後の利用見込み等に関する調査が十分でなかったためであるとしている。また、ネットワークシステムに登録されている復活再生設備に関する情報についてみると、他の研究設備と同様に設備の名称等を登録するだけにとどまっていて、復活再生事業により向上した設備の詳細な仕様や機能等の利用者にとって有用な情報が十分に提供されていなかった。

(注3) 20 国立大学法人 室蘭工業大学、北見工業大学、秋田大学、埼玉大学、山梨大学、静岡大学、名古屋大学、豊橋技術科学大学、大阪大学、神戸大学、奈良女子大学、和歌山大学、山口大学、徳島大学、高知大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、北陸先端科学技術大学院大学、富山大学の各国立大学法人

(改善を必要とする事態)

45法人において相互利用に供するために独自システムに登録されている研究設備のうち、ネットワークシステムに登録されている研究設備が少数にとどまっている事態及び大学連携ネットワーク事業の実施により復活再生させたにもかかわらず、ネットワークシステム

を通じた相互利用が全く行われていない復活再生設備がその半数近くに上っている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、各国立大学法人において、ネットワークシステムを活用して研究設備を相互利用に供することについての検討が十分でないことなどにもよるが、貴法人において、次のことなどによると認められる。

- ア 72 法人が相互利用に供するために独自システムに登録している研究設備について、ネットワークシステムへの登録状況を調査してその実態を把握しておらず、ネットワークシステムへの研究設備の登録を促進することについての検討が十分でないこと
- イ 各国立大学法人に対して、復活再生事業の対象とする研究設備の選定基準を示したり、復活再生設備をネットワークシステムに登録するに当たり、利用者に提供すべき情報として、復活再生事業により向上した設備の詳細な仕様や機能等の具体的な内容を示したりしておらず、復活再生設備の相互利用を推進することについての検討が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

研究開発に当たっては、研究設備の有無やその性能等が研究の成否等に大きく影響するが、各国立大学法人が研究設備を新たに購入する財源は予算の制約等により限られたものとなっている。このような状況において、各国立大学法人等が所有する研究設備を大学等の研究機関の枠を越えて相互利用に供することは、研究設備の不足を補う有効な対策であり、今後も大学連携ネットワーク事業が引き続き実施されると見込まれることから、各国立大学法人が所有する研究設備についてネットワークシステムへの登録を促進することにより、利用者の利便性を一層向上させることが重要である。

については、貴法人において、大学連携ネットワーク事業を実施するに当たり、大学間における研究設備の全国一元的な相互利用の推進が図られるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア ネットワークシステムを通じた相互利用を推進するために、各国立大学法人において相互利用に供するために独自システムに登録されている研究設備の状況を調査して把握するとともに、各国立大学法人に対して、当該研究設備をネットワークシステムに登録するよう働きかけること
- イ 復活再生設備の相互利用を推進するために、各国立大学法人に対して、復活再生事業の対象とする研究設備の選定基準を示したり、復活再生設備をネットワークシステムに登録するに当たり、利用者に提供すべき情報として、復活再生事業により向上した設備の詳細な仕様や機能等の具体的な内容を示したりすること

第78 首都高速道路株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

複層構造の高速道路の桁下に設置されている照明方式の案内標識の更新に当たり、現地の状況を十分確認した上で、視認性が確保できる場合には、経済的な反射方式の採用を検討するよう改善させたもの

科 目	仕掛道路資産
部 局 等	首都高速道路株式会社本社、神奈川管理局
契 約 名	(修)標識設備改修工事 26-3-1
契 約 の 概 要	複層構造の高速道路の桁下に設置されている照明方式の案内標識を含む道路標識の更新を行うもの
更新工事の契約金額	1億5444万円(平成26、27両年度)
契 約	平成26年7月 一般競争契約
上記のうち照明方式の案内標識の更新に係る工事費の積算額	2338万余円
反射方式を採用することにより低減できた工事費の積算額	1910万円

1 道路標識の概要等

(1) 道路標識の概要

首都高速道路株式会社(以下「会社」という。)は、高速道路等の通行者に対して、案内、警戒、規制及び指示の情報を提供し、交通の安全と円滑を図ることを目的として、高速道路上等に道路標識を多数設置している。

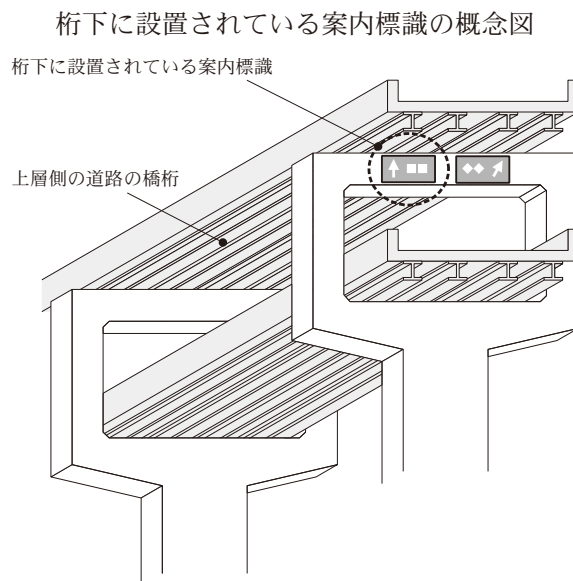
道路標識は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年総理府・建設省令第3号)によれば、案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識等に分類されており、その設計等については、道路標識の整備に関する一般的技術基準を定めた「道路標識設置基準」(昭和61年都街発第32号都市局長、道企発第50号道路局長通達。以下「設置基準」という。)等に規定されている。また、道路標識は、設置基準等によれば、夜間における視認性を確保するために、原則として、反射材料を用いるか又は照明装置を設置することとされており(以下、反射材料を用いる方式を「反射方式」といい、照明装置を設置する方式を「照明方式」という。)、反射方式は標示板にヘッドライトの光を反射させる材料を貼付するもので、照明方式は標示板に照明装置を内蔵して透光性のある標示板を内部から照明するなどのものである。

そして、照明方式は、照明装置を必要とすることから、反射方式に比べて製作費等が一般に高価である。

(2) 案内標識の設計

会社は、道路標識の新設、更新等に当たっては、設置基準等のほかに、会社が定めた標識設置要領に基づいて設計を行っている。そして、標識設置要領によれば、案内標識については反射方式を基本とすることとされているが、複層構造の橋りょう区間や立体交差部で上層側の道路の橋桁の下方(以下「桁下」という。)のように常時暗い場所に設置する場合は、日中に通行する車両がヘッドライトを点灯していなくても視認性が確保できる照明方式を採用して、照明装置を常時点灯することとされている(参考図1参照)。

(参考図1)



2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

会社は、平成27年3月末現在で桁下に照明方式の案内標識計150面を設置しており、これらについては、今後、その劣化や損傷等の状況に応じて更新することが見込まれている。そして、照明方式の案内標識は、照明装置を必要としない反射方式に比べて製作費等が高価となるため、その更新には多額の費用を要することになる。

そこで、本院は、経済性等の観点から、会社が桁下に設置している照明方式の案内標識の更新が経済的な設計となっているかなどに着眼して、会社が26年度に契約した桁下に設置されている照明方式の案内標識を含む道路標識の更新工事1件(契約金額1億5444万円)を対象として、本社及び神奈川管理局において契約書、設計書、特記仕様書等の書類を確認するとともに、現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

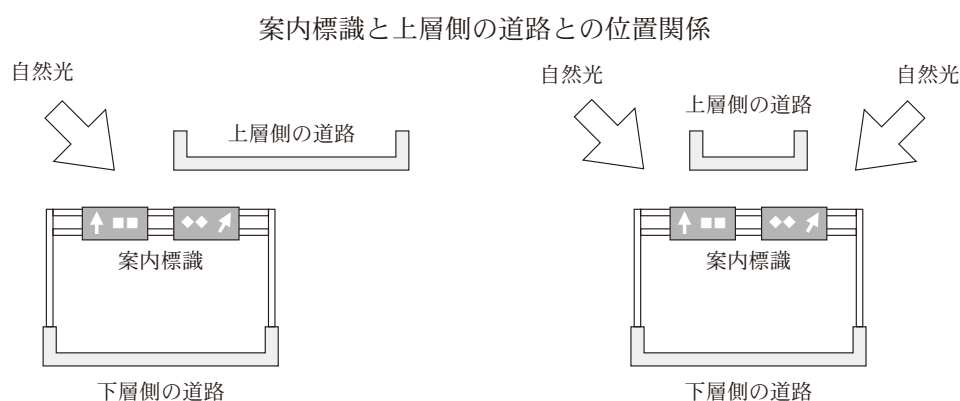
会社は、上記の工事において、桁下に設置されている照明方式の案内標識計150面のうち7面を更新していた。そして、これら7面の設計に当たり、現地の状況を確認することなく、更新前と同様の照明方式を採用して更新することとして、これに係る工事費を2338万余円と積算していた。

しかし、更新の対象とした7面の案内標識の現地の状況を確認したところ、これら7面の案内標識はいずれも、上層側の道路の橋桁が、下層側の道路の真上に位置していなかった

り、上層側の道路の橋桁の幅が下層側の道路の幅員より狭かったりなどしているため、常時、照明装置を点灯しなければ案内標識が視認できないような暗い場所とはなっておらず、日中は自然光により視認性が確保されていると認められた(参考図2参照)。また、会社は、更新の対象とした7面全ての案内標識について、日中は自然光により視認性が確保できていると判断して、照明装置を日の出から日の入までの間は消灯し、夜間のみ点灯することとして運用していた。

したがって、上記7面の案内標識は、照明方式ではなく反射方式を採用できると認められた。

(参考図2)



以上のとおり、桁下に設置されている照明方式の案内標識については、今後、その劣化や損傷等の状況に応じて更新することが見込まれる。そして、7面の案内標識の更新に当たり、案内標識と上層側の道路との位置関係により反射方式としても日中の視認性が確保できるのに、現地の状況を十分に確認することなく、高価な照明方式を採用していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

前記7面の案内標識について、照明方式ではなく反射方式により更新することとして修正計算すると、前記の積算額2338万余円は422万余円となり、約1910万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、会社において、桁下に設置されている照明方式の案内標識の更新に当たり、現地の状況を確認した上で、経済的となる反射方式を採用することについての検討が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、会社は、27年8月に次のような処置を講じた。

- ア 契約履行中の前記工事については、受注者と協議した上で、照明方式を採用していた7面の案内標識を経済的な反射方式により更新するよう変更契約を締結した。
- イ 関係部局に通知を発して、今後、桁下に設置されている照明方式の案内標識を更新する際には、現地の状況を十分確認した上で、日中の視認性が確保できる場合には、経済的な反射方式の採用を検討することとして、同月から適用することとした。

第79 株式会社商工組合中央金庫

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

東日本大震災災害復旧資金の貸付けにおける利子補給の実施について

(平成 25 年度決算検査報告 920 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

株式会社商工組合中央金庫(以下「金庫」という。)は、東日本大震災災害復旧資金の貸付けとして、東日本大震災により被害を受けた者に対して、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)から利子補給金の支給を受けて、これを借受者に交付することで実質的に金利を引き下げる貸付けを行っている。このうち、事務所等が全壊したり流失したりするなどの直接被害を受けた者等に対する貸付けにおいては、利子補給等を行うことができる貸付金額に、より多くの借受者が限りある復興予算を効果的に利用できるようにするために限度額(以下「低利適用限度額」といい、低利適用限度額が設けられている貸付けを「低利貸付」という。)が設けられている。そして、低利貸付と同様の貸付けは、公庫、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行(以下、これらを合わせて「他の融資機関」という。)においても行われており、金庫及び他の融資機関が同一の借受者に併せて低利貸付を行おうとする場合の低利適用限度額は、金庫及び他の融資機関における低利貸付の貸付金元高の合計金額により判断することとなっている。しかし、借受者が低利適用限度額を超えて低利貸付を受けていないかについて実効性のある確認を行うような仕組みとなっていなかったり、低利適用限度額を超えて低利貸付が行われていたりしている事態が見受けられた。

したがって、金庫において、金庫と他の融資機関との間で、低利貸付の貸付金元高の合計金額を把握するための協力体制が執られるよう協定等を締結したり、「危機対応業務にかかる手続要領(営業店編)」(以下「要領」という。)等において、当該協定等に基づき、他の融資機関から貸付金元高に係る証ひょうの提供を受けるなどして低利適用限度額の確認を行い、その内容を記録するなどのための具体的な方法を財務省及び中小企業庁と協議した上で定めて、各支店に周知したりするよう、株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長に対して平成 26 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、金庫本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、金庫は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 金庫と他の融資機関との間で、27 年 3 月に、低利貸付の貸付金元高の合計金額を適切に把握するための覚書を締結した。

イ 他の融資機関から貸付金元高に係る証ひょうの提供を受けるなどして低利適用限度額の確認を行いその内容を記録することとするよう、財務省及び中小企業庁と協議した上で 27 年 3 月に要領等を改正し、同年 4 月から実施する旨を各支店に周知した。

第80 北海道旅客鉄道株式会社

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

鉄道施設の維持管理について

(平成 25 年度決算検査報告 924 ページ参照)

1 本院が表示した意見

北海道旅客鉄道株式会社(以下「会社」という。)は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」等(以下「技術基準」という。)に基づき、鉄道施設の維持管理を図るために、軌道に係る軌道変位検査及び補修工事並びに軌道に近接した法面や斜面からの落石の進入を防止するための落石止擁壁に係る通常全般検査を実施することとしている。しかし、軌道の維持管理について軌道変位検査及び補修工事が適切に実施されていなかったり、落石止擁壁の維持管理について擁壁背面の落石等の堆積状況が適切に把握されていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、会社において、軌道の維持管理について、技術基準等を遵守して軌道変位検査及び補修工事を適切に実施することについて関係部署に周知徹底して、その実施状況を確実に確認する方法を検討したり、軌道変位検査の対象箇所等を記録し管理するための管理台帳の具体的な運用方法を検討したり、軌道変位の評価指標である整備基準値以上となるなどしていた箇所ごとに補修工事の実施状況を管理するための補修箇所管理表の運用をより確実なものとする方策を検討したりするとともに、落石止擁壁の維持管理について、通常全般検査における適切な判断基準を検討するよう、北海道旅客鉄道株式会社代表取締役社長に対して平成 26 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、会社の本社等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、会社は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 軌道の維持管理について、26 年 9 月以降、関係社員に対する講習会を行い、技術基準等を遵守して軌道変位検査及び補修工事を適切に実施するよう周知徹底するとともに、会社管内の軌道を区間ごとに管轄する保線管理室等が行う軌道変位検査及び補修工事の実施状況並びに保線管理室等を統括する保線所等が行う確認の状況について、本社の業務支援室が監査を行い、その結果を社内の会議等に報告することとした。そして、27 年 2 月に、関係部署に対して通知を発して、管理台帳等の様式を改めて、これらの活用により進捗を管理して軌道変位検査を行うこととした。また、整備基準値以上となっている箇所について、システムの改修により、26 年 10 月以降、補修箇所管理表に自動的に出力することとして、補修箇所管理表の運用をより確実なものとした。

イ 落石止擁壁の維持管理について、27 年 4 月に、土木施設管理マニュアルを改正して、落石止擁壁の背面に係る落石等の堆積量を適切に把握し記録するための判断基準を定め、これにより通常全般検査を適切に実施することとした。

第81 四国旅客鉄道株式会社

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

鉄道施設の維持管理について

(平成 25 年度決算検査報告 931 ページ参照)

1 本院が表示した意見

四国旅客鉄道株式会社(以下「会社」という。)は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」等(以下「技術基準」という。)に基づき、鉄道施設の維持管理を図るために、軌道に係る軌道変位検査及び補修工事を実施することとしている。しかし、軌道の維持管理について、軌道変位検査及び補修工事が適切に実施されていない事態が見受けられた。

したがって、会社において、技術基準等を遵守して軌道変位検査及び補修工事を適切に実施することについて関係部署に周知徹底したり、軌道変位検査の対象箇所等を記録し管理するための管理台帳の具体的な運用方法を検討したり、補修期限内に補修工事を実施したか確認するための方策を検討したりするよう、四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長に対して平成 26 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、会社の本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、会社は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 26 年 10 月に、関係部署に対して通知を発して、技術基準等を遵守して軌道変位検査及び補修工事を適切に実施するよう周知徹底するとともに、本社が軌道変位検査及び補修工事の実施状況に重点を置いた点検を行うこととした。

イ 27 年 3 月に、関係部署に対して通知を発して、管理台帳を補足するために駅の構内配線図を利用した確認リストを新たに作成して、管理台帳と確認リストを基に軌道変位検査を行うこととした。

ウ 27 年 3 月に、関係部署に対して通知を発して、補修工事の実施状況についての管理表を新たに作成して、補修期限内に補修工事を実施したか確認を行うこととした。

第82 東日本電信電話株式会社、第83 西日本電信電話株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1)(2) 建替工事を発注したものの地権者等から承諾を得られないなどして建て替えに至っていないなどの管理対象電柱について、補強等を適切に行うことにより、建て替えに至るまでの安全性の確保を図るとともに、建て替えに向けた対策の検討等に必要な情報をデータベースに適切に登録することなどにより、建て替えの円滑化を図るよう改善させたもの

会 社 名	(1) 東日本電信電話株式会社 (2) 西日本電信電話株式会社
科 目	固定資産市内線路設備
部 局 等	(1) 本社、5事業部 (2) 16地域事業本部等
管理対象電柱の 管理の概要	管理対象電柱について、折損等を未然に防止するなどのために、補強等を行ったり、建て替えに向けた対策の検討等に必要な情報をデータベースに登録し、これを利用して円滑な建て替えを行ったりなどするもの
5事業部及び 16地域事業本部等が管理する 管理対象電柱の本数	(1) 176,851本(平成26年度末) (2) 92,575本(平成26年度末)
上記の管理対象 電柱に係る固定 資産価額相当額	(1) 4億2162万余円 (2) 2億1035万余円
補強や不平衡荷 重への対応を 行っていなかった 管理対象電柱 の本数	(1) 9,652本 (2) 2,129本
上記の管理対象 電柱に係る固定 資産価額相当額	(1) 2360万円 (2) 404万円
建て替えに向け た対策の検討等 に必要な情報が データベースに 適切に登録され ない状況となっ ていたなどの管 理対象電柱の本 数	(1) 21,469本 (2) 5,947本
上記の管理対象 電柱に係る固定 資産価額相当額	(1) 6161万円(背景金額) (2) 1205万円(背景金額)

1 管理対象電柱の概要等

東日本電信電話株式会社(以下「東会社」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「西会

社]という。)は、近隣の建造物の損傷や人身事故につながるおそれもある折損等を未然に防止するために、遅れ破壊が発生しやすい性質の鉄筋を用いたコンクリートポールを特定して、これを管理対象電柱(以下「管理 CP」という。)として管理している。

(注1) 遅れ破壊 何らかの外的要因によってコンクリートポールにひび割れが生じて、そこから雨水等が浸透し、コンクリートの強度を補強するための鉄筋が腐食して発生した水素の作用により、鉄筋が時間の経過とともに破断する現象

両会社は、管理 CP について、本社が定めた更改方針等に基づき、東会社は平成 34 年度末までに、西会社は 29 年度末までに全数を建て替えることとしており、東会社においては各事業部が、西会社においては各地域事業本部及び各支店(以下、地域事業本部と支店を合わせて「地域事業本部等」といい、事業部と地域事業本部等を合わせて「事業部等」という。)が、それぞれ建替工事を発注するなどしている。

一方、両会社は、建替工事を発注したものの地権者等から承諾を得られないなどして建て替えに至っていないなどの管理 CP(以下「建替不承諾柱等」という。)のうち、ひび割れが生ずるなどしているものについては、折損等のおそれがあることから、建て替えに至るまでの折損等を未然に防止するために補強を行うこととしている。

さらに、両会社は、ケーブル張力の不均衡等による荷重(以下「不平衡荷重」という。)が発生している建替不承諾柱等のうち、ひび割れが生ずるなどしているものについては上記の補強により対応することにしており、ひび割れが生じていないものについては不平衡荷重によりひび割れが生ずるおそれがあることから、不平衡荷重を除去する工事等により対応することとしている。

また、東会社は建替不承諾柱等のうち単独柱^(注2)について、西会社は単独柱に加えて共架柱^(注3)を含めた建替不承諾柱等の全数について、建て替えが困難なもの(以下「困難柱」という。)として位置付けてそれぞれ管理することにしており、両会社は、前記の期限までに管理 CP の全数の建て替えを完了できるよう、困難柱の建て替えに向けた対策の検討等に利用するためのデータベース(以下「困難柱 DB」という。)を整備している。両会社の本社は、困難柱 DB に、建て替えが困難な要因、地権者等との折衝状況、道路掘削規制等の解消時期等の建て替えに向けた対策の検討等に必要な情報(以下「情報」という。)を登録するよう、各事業部等に指示するなどしている。

(注2) 単独柱 東会社又は西会社の通信ケーブル等が添架されており、電力会社の電力ケーブル等が添架されていない電柱

(注3) 共架柱 東会社又は西会社の通信ケーブル等と電力会社の電力ケーブル等が添架されている電柱

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

両会社が管理する 26 年度末現在の管理 CP は、東会社において 301,513 本(固定資産価額相当額 7 億 2526 万余円)、西会社において 203,205 本(同 4 億 1519 万余円)と多数に上っており、昭和 63 年度から平成 26 年度までの間に、東会社の管内では 49 本、西会社の管内では 45 本の管理 CP の折損等も発生している状況である。そして、両会社は、前記の期限までに管理 CP 全数の建て替えを完了するために、建て替えを円滑に進めるとともに、建て替えに至るまで管理 CP を安全に管理することが求められている。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、管理 CP について折損等を未然に防止するなどのための補強等が適切に行われているか、困難柱の情報が困難柱 DB に適切に登録されているかなどに着眼して、東会社の 5 事業部が管理する 26 年度末現在の管理 CP176,851 本(固定資産価額相当額 4 億 2162 万余円)、西会社の 16 地域事業本部等が管理する 26 年度末現在の管理 CP92,575 本(同 2 億 1035 万余円)を対象として、東会社の本社及び 5 事業部並びに西会社の本社及び 16 地域事業本部等において、管理 CP の管理の状況について関係書類を確認したり、担当者から説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

(注 4) 5 事業部 東京、神奈川、埼玉、宮城、北海道各事業部

(注 5) 16 地域事業本部等 関西、東海、北陸、中国、九州各地域事業本部、大阪、滋賀、兵庫、名古屋、静岡、金沢、富山、広島、岡山、福岡、鹿児島各支店

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 建替不承諾柱等の補強や不平衡荷重への対応を行っていなかった事態

前記東会社の 5 事業部が管理する管理 CP176,851 本、西会社の 16 地域事業本部等が管理する管理 CP92,575 本のうち、26 年度末時点において、ひび割れが生ずるなどしている建替不承諾柱等は、東会社の 5 事業部において 34,313 本、西会社の 16 地域事業本部等において 2,051 本となっていた。これらの補強の状況についてみたところ、表 1 のとおり、東会社の 5 事業部が管理する建替不承諾柱等 7,410 本(固定資産価額相当額 1810 万余円)、西会社の 16 地域事業本部等が管理する建替不承諾柱等 777 本(同 148 万余円)については、補強しないままでは折損等のおそれがあり、近隣の建造物の損傷や人身事故につながるおそれもあるのに、補強を行っていなかった。

また、26 年度末時点において、ひび割れが生じていない東会社の 5 事業部が管理する建替不承諾柱等 142,538 本、西会社の 16 地域事業本部等が管理する建替不承諾柱等 3,896 本のうち、表 1 のとおり、東会社の 5 事業部が管理する建替不承諾柱等 2,242 本(同 550 万余円)、西会社の 16 地域事業本部等が管理する建替不承諾柱等 1,352 本(同 255 万余円)については、不平衡荷重に対応していなかった。これらは、不平衡荷重によりひび割れが生ずるおそれがあるだけでなく、状況によっては、折損等につながるおそれもある建替不承諾柱等もあると思料された。

現に、これらの中には、不平衡荷重により相当な傾斜が生じているため、地際部においてひび割れが生ずるおそれがあり、ひいては折損等につながるおそれもある建替不承諾柱等が見受けられた。

表 1 補強や不平衡荷重への対応を行っていなかった建替不承諾柱等の本数等

(単位：事業部等、本、千円)

会社名	補強を行っていなかった建替不承諾柱等			不平衡荷重への対応を行っていなかった建替不承諾柱等			計		
	事業部等数	本数	固定資産価額相当額	事業部等数	本数	固定資産価額相当額	事業部等数	本数	固定資産価額相当額
東会社	5	7,410	18,100	5	2,242	5,504	5	9,652	23,604
西会社	16	777	1,481	16	1,352	2,559	16	2,129	4,041

注(1) 事業部等数は、各欄の数値を合計しても計と一致しない。

注(2) 固定資産価額相当額は、表示単位未満を切り捨てているため、各欄の数値を合計しても計と一致しないものがある。

上記のとおり、東会社の5事業部が管理する建替不承諾柱等9,652本(同2360万余円)、西会社の16地域事業本部等が管理する建替不承諾柱等2,129本(同404万余円)について、補強や不平衡荷重への対応を行っていなかった事態は、管理CPの折損等を未然に防止するなどの安全性の確保が十分に図られていなかったと認められた。

(2) 困難柱の情報が困難柱DBに適切に登録されない状況となっていたなどの事態

東会社の5事業部が管理する建替不承諾柱等11,421本(固定資産価額相当額3934万余円)、西会社の16地域事業本部等が管理する建替不承諾柱等5,947本(同1205万余円)については、26年度末において、困難柱として管理されていた。これらの困難柱DBへの情報の登録状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

すなわち、東会社の5事業部の管理する困難柱1,035本(同609万余円)については、道路掘削規制等の解消時期を登録していなかったり、建て替えが困難な要因の詳細を登録していなかったりなどしていた。また、西会社の11地域事業本部等が管理する困難柱1,344本(同251万余円)については、道路掘削規制等の解消時期を登録していなかったり、困難柱であるのに一切の情報を登録していなかったりなどしていた。これらの多数の情報を困難柱DBに適切に登録していなかった事態は、表2のとおり、両会社の事業部等において、困難柱として管理されている建替不承諾柱等について、情報が困難柱DBに適切に登録されない状況となっていたと認められた。

また、東会社は、前記のとおり、建替不承諾柱等のうち単独柱については困難柱として位置付けていたが、共架柱については困難柱として位置付けておらず、情報を困難柱DBに登録することにしていなかった。このため、表2のとおり、4事業部が管理する建替不承諾柱等のうち共架柱10,048本(同2226万余円)については建て替えが実質的に困難なものである一方、情報を困難柱DBに登録しておらず、東会社において建替不承諾柱等のうち共架柱の情報を登録するデータベースの整備もしていなかったことから、4事業部においてこの情報を把握できていなかった。

表2 情報が困難柱DBに適切に登録されない状況となっていた困難柱等の本数等
(単位：事業部等、本、千円)

会社名	情報が困難柱DBに適切に登録されない状況となっていた困難柱			情報を登録するデータベースを整備しておらず情報を把握できていない状況となっていた建替不承諾柱等のうち共架柱			計		
	事業部等数	本数	固定資産価額相当額	事業部等数	本数	固定資産価額相当額	事業部等数	本数	固定資産価額相当額
東会社	5	11,421	39,347	4	10,048	22,264	5	21,469	61,611
西会社	16	5,947	12,059				16	5,947	12,059

(注) 事業部等数は、各欄の数値を合計しても計と一致しない。

上記のとおり、東会社の5事業部が管理する建替不承諾柱等21,469本(同6161万余円)について、情報が困難柱DBに適切に登録されない状況となっていたり、東会社において情報を登録するデータベースを整備しておらず情報を把握できていない状況となっていたりしていた事態、及び西会社の16地域事業本部等が管理する建替不承諾柱等5,947本(同1205万余円)について、情報が困難柱DBに適切に登録されない状況となっていた事態は、両会社の事業部等において、情報を利用して管理CPの建て替えに向けた対策の検討

等を適切に行い、これに基づき円滑に建て替えを行うことに支障が生ずるおそれがあったと認められた。

(注6) 11 地域事業本部等 関西、東海、中国、九州各地域事業本部、滋賀、兵庫、名古屋、静岡、広島、岡山、鹿児島各支店

(注7) 4 事業部 東京、埼玉、宮城、北海道各事業部

このように、両会社の事業部等において、建替不承諾柱等について補強や不平衡荷重への対応を行っていなかった事態、東会社の事業部において情報が困難柱 DB に適切に登録されていなかったり、建替不承諾柱等のうち共架柱の情報を把握できていなかったりしていた事態、及び西会社の地域事業本部等において情報が困難柱 DB に適切に登録されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 両会社の事業部等において、ひび割れが生ずるなどしている建替不承諾柱等に補強を行うことの重要性や、ひび割れが生じていない建替不承諾柱等に発生している不平衡荷重に対応することの必要性についての理解が十分でなかったこと
- イ 東会社の事業部において、情報を困難柱 DB に適切に登録することの必要性についての理解が十分でなかったり、東会社において、困難柱 DB を整備する際に建替不承諾柱等のうち共架柱も含めたデータベースを整備することについての検討が十分でなかったりしていたことや、西会社の地域事業本部等において、情報を困難柱 DB に適切に登録することの必要性についての理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、両会社は、27年8月に、各事業部等に対して指示文書を発するなどして次のような処置を講じた。

- ア 両会社は、ひび割れが生ずるなどしている建替不承諾柱等について補強を行うことや、ひび割れは生じていないものの不平衡荷重が発生している建替不承諾柱等について不平衡荷重に対応することについて周知徹底を図った。
- イ 東会社は、困難柱と建替不承諾柱等のうち共架柱とを統一的に管理するための新たなデータベースを整備するとともに、情報を同データベースに適切に登録するよう周知徹底を図った。また、西会社は、情報を困難柱 DB に適切に登録するよう周知徹底を図った。

第84 日本郵便株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 集配局等に配備されているフォークリフトの稼働状況等を把握するための体制を整備するとともに、その稼働状況等から配備の必要性の有無や配置転換、廃車等の判断を行う配備基準を定めることにより、保守費用等の節減を図るよう改善させたもの

科 目	固定資産、営業原価
部 局 等	日本郵便株式会社
契 約 名	(1) 物品売買契約 1 契約 (2) 請負契約 2 契約
契 約 の 概 要	(1) 東京北部郵便局の開局に当たり、必要となるフォークリフトを購入するもの (2) 日本郵便株式会社の集配局等に配備されているフォークリフト等について定期自主検査、修理等を行うなどするもの
契 約 の 相 手 方	(1) 1 会社 (2) 1 会社
契 約	(1) 平成 26 年 11 月 一般競争契約 (2) 平成 25 年 4 月、26 年 4 月 一般競争契約
フォークリフトの購入に係る代金及び保守作業に係る経費の支払額	(1) 816 万余円(平成 26 年度) (2) 9017 万余円(平成 25、26 両年度)
上記のうち節減できた支払額	(1) 760 万円 (2) 1591 万円

1 集配局等の業務等の概要

(1) 集配局等の業務の概要

日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。)は、日本郵便株式会社法(平成 17 年法律第 100 号)等に基づき、郵便業務、銀行及び保険の窓口業務等を行っている。そして、これらの業務を行うために、平成 26 年度末現在で、全国に 13 の支社と支社管内に、郵便物等の引受け、配達等の業務等を行う 1,085 郵便局(以下「集配局」という。)、日本郵便等が所有する消耗品等の保管、輸送等の業務を行う 18 物流センター等(以下、集配局と物流センター等を合わせて「集配局等」という。)、計 1,103 集配局等を設置するなどしている。

各集配局等においては、平らな荷役台(以下「パレット」という。)に積載されて集配局等に持ち込まれる郵便物等を輸送車両から建物内に移動させるなどの積卸作業(以下「積卸作業」という。)のために、フォークリフトやハンドリフト等が配備されている。

(2) フォークリフトの配備の概要

日本郵便は、26 年度末現在、101 集配局等に計 246 台のフォークリフトを配備している。そして、各集配局等へのフォークリフトの配備台数等については、集配局等からの要

求によるほか予算等を考慮した上で、フォークリフトを使用した場合の積卸作業に要する時間をパレット1枚当たり4分として計算するなどして決定している。

(3) フォークリフトの保守作業の概要

フォークリフトは、事業者が、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等に定められた定期自主検査をしなければならないこととなっている。このため、本社は、購入から1年以内のもの及び廃車予定のものを除いたフォークリフトについて定期自主検査、修理を行うことなどの保守作業に係る請負契約を、毎年度、一般競争契約により締結している。そして、保守作業の請負業者は、保守作業の終了後、保守作業の内容等を記録した報告書(以下「作業報告書」という。)を本社及び保守作業を実施したフォークリフトが配備されている集配局等に提出することになっている。

また、当該契約は総価により契約しているが、保守対象とするフォークリフトの台数の変更等に応じて支払額を確定するために、定期自主検査、修理等について、それぞれ単価を定めるなどしており、当該各単価は、保守対象となる各フォークリフトの稼働状況にかかわらず定額となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性等の観点から、フォークリフトが実際の稼働状況等に応じて適切に配備されているか、フォークリフトの保守作業に係る経費(以下「保守費用」という。)の支払が経済的になっているかなどに着眼して、25、26両年度に配備されていたフォークリフト246台を対象として、本社、13支社及びフォークリフトが配備されていた19集配局等において、契約書、作業報告書等の関係書類を確認するとともに、当該両年度にフォークリフトが配備されていなかった16集配局において、積卸作業の実態を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) フォークリフトの稼働状況

フォークリフトが配備されていない集配局等においては、ハンドリフト等を使用して積卸作業を実施しており、1日当たりのパレットの枚数が少なくとも2枚(1か月当たり60枚)であれば通常の業務に支障は生じていなかった。一方、フォークリフトが配備されている集配局等における1日当たり2枚のパレットの積卸作業に要するフォークリフトの稼働時間は、1か月当たりの稼働時間に換算すると、4時間(フォークリフトを使用した場合のパレット1枚当たりの積卸作業に要する時間4分に1か月当たり60枚を乗じた時間)に相当するものである。

そこで、フォークリフトが配備されていた25年度102集配局等、26年度101集配局等における25、26両年度の保守対象となるフォークリフト246台のうち、作業報告書に累積の稼働時間が記載されていた25年度215台、26年度206台の稼働状況についてみたところ、1か月当たり10時間以上の稼働時間となっていたフォークリフトが25年度117台、26年度119台と全体の5割以上となっていた一方、全く使用されていないフォークリフト(25年度1台、26年度4台)を含めて25年度58台、26年度52台のフォークリフト

トは、1か月当たり4時間以下の稼働時間であって、稼働率が低調となっていた(以下、このようなフォークリフトを「低稼働フォークリフト」という)。

(2) 本社によるフォークリフトの稼働状況の把握等

本社では、各集配局等で使用しているフォークリフトの稼働状況等について把握していなかったため、集配局等におけるフォークリフトの必要性の有無や配置転換、廃車等の検討が十分に行われていなかった。このため、本社は、27年5月の東京北部郵便局の開局に当たり、配置転換できるフォークリフトがないとして、新たにフォークリフト7台を計816万余円で購入して同郵便局に配備していた。しかし、低稼働フォークリフトのうち8台については、新たに購入したフォークリフトの仕様書に示されていた必要な条件を満たすものであり、同郵便局への配置転換が可能なものであった。また、本社は、保守対象とするフォークリフトについて、上記のとおり配置転換、廃車等の検討を十分に行うことなく、低稼働フォークリフト(25年度58台、26年度52台)についても保守対象としており、これらに係る保守費用も含めて保守費用25年度4499万余円、26年度4518万余円、計9017万余円を支払っていた。

このように、低稼働フォークリフトについて、各集配局等における稼働状況等を把握しておらず、配備の必要性の有無や配置転換、廃車等の検討を十分に行わないまま、新たにフォークリフトを購入していたり、保守対象に含めていたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた保守費用等)

本社が新たに購入して東京北部郵便局に配備していた前記のフォークリフト7台について、購入することなく、同数の低稼働フォークリフトを同郵便局に配置転換させていたとすれば、同郵便局までの当該フォークリフトの移動に要する費用を考慮しても、購入に係る代金の支払額760万余円が節減できたと認められた。また、低稼働フォークリフト25年度58台、26年度52台のうち25年度11台、26年度11台については配置転換により効率的な稼働が見込まれることから、これらを除いた低稼働フォークリフト25年度47台、26年度41台について保守対象から除外して保守作業を実施していたとすれば、前記の保守費用25年度4499万余円、26年度4518万余円、計9017万余円は、それぞれ25年度3660万余円、26年度3765万余円、計7426万余円となり、その差額25年度838万余円、26年度752万余円、計1591万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、日本郵便において、各集配局等におけるフォークリフトの稼働状況等を適切に把握していなかったこと、各集配局等におけるフォークリフトの稼働状況等から配備の必要性の有無や配置転換、廃車等の判断を行うための配備基準を定めていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、日本郵便は、27年9月までに、フォークリフトの保守費用等の節減を図るために、次のような処置を講じた。

ア 各集配局等におけるフォークリフトの稼働状況等を把握するための体制を整備した。

イ 各集配局等におけるフォークリフトの稼働状況等から配備の必要性の有無や配置転換、廃車等の判断を行うための配備基準を定めた。

- (2) 郵便局の劣化対策等工事の実施に当たり、実施方針等について定めた設計指針を改定するなどして、投資回収期間等を踏まえて点灯時間の長い箇所に設置されている照明器具を優先してLED化するよう改善させたもの

科 目	固定資産、営業原価
部 局 等	日本郵便株式会社
契 約 名	電灯設備模様替工事 89 契約
契 約 の 概 要	従前の蛍光管を使用した照明器具等を LED 照明器具に交換するもの
契 約 の 相 手 方	23 会社
契 約	平成 26 年 10 月～12 月 指名競争契約
152 郵便局で実施された LED 化に係る工事費	48 億 0134 万余円(平成 26 年度)
上記のうち効率的に LED 化を実施することができた工事費相当額	4 億 2680 万円

1 劣化対策等工事等の概要

(1) 劣化対策等工事の概要

日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。)は、郵政民営化法(平成 17 年法律第 97 号)等に基づき、日本郵政公社(平成 19 年 10 月 1 日解散)の郵便業務、窓口業務等を承継して実施しており、これらの業務を実施するために、全国に 13 の支社と支社管内に計 2 万を超える郵便局を設置している。

そして、日本郵便は、郵便局等の建物、建築設備等の維持管理を行っているが、19 年 10 月 1 日の日本郵政公社の民営化以降、これらの機能保全を図るための大規模な修繕、更新等の工事を見送ってきた。

そこで、日本郵便は、日本郵政株式会社(以下「日本郵政」という。)が 26 年 2 月に策定した「日本郵政グループ中期経営計画～新郵政ネットワーク創造プラン 2016～」に基づき、26 年度から老朽化対策や顧客に魅力的な店舗作り等を目的として、郵便局等の建物、建築設備等の修繕、更新等を行う工事(以下「劣化対策等工事」という。)を実施することとし、その実施に当たり、設計・工事監理業務を委託する契約を 26 年 6 月に日本郵政と締結している。そして、日本郵便は、劣化対策等工事の実施方針等について日本郵政と協議するなどして定めた劣化対策工事設計指針(以下「設計指針」という。)に沿って、劣化対策等工事を実施している。

(2) 劣化対策等工事で実施する LED 化の概要

日本郵便は、設計指針において、劣化対策等工事で実施する照明器具の更新について、更新期間を 20 年とし、初期投資、維持管理に係る費用等の低減に配慮して実施することとしている。

また、日本郵便は、LED 照明器具については電力使用量の削減効果(以下「省エネ効果」という。)による電気料金の節減等が期待できることから、電気料金の節減見込額等を試算して、当初の設計指針においては、上記の更新期間が経過している照明器具のうち、点灯

時間の長い箇所に設置されている照明器具について、従前の蛍光灯を使用した照明器具(以下「蛍光灯」という。)等から LED 照明器具に交換(以下「LED 化」という。)することとされていた。そして、その後、LED 照明器具の市場の拡大等に伴う価格の低下等によって当初の想定よりも実際の工事費が割安となったことから、設計指針を改定して、原則として、点灯時間の短い箇所に設置されている照明器具を含めた全ての照明器具について、LED 化することとしている。

そして、日本郵便は、26 年度には、153 郵便局(うち 1 郵便局については工事を中止)における LED 化に係る請負契約 89 件を、指名競争契約により、23 会社と契約金額計 48 億 0272 万余円で締結している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

日本郵便は、前記のとおり、多数の郵便局を設置しており、今後も引き続き LED 化を進めていくことを予定している。

そこで、本院は、効率性等の観点から、劣化対策等工事の実施に当たり、LED 化が郵便局における照明器具の使用状況を踏まえて適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、前記の 89 契約に基づいて 152 郵便局において実施された LED 化(工事費計 48 億 0134 万余円)を対象として、本社及び 67 郵便局において、契約書、特記仕様書、請負代金内訳明細書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、残りの 85 郵便局についても、上記関係書類の提出を受けるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

日本郵便及び日本郵政では、前記のとおり、設計指針の作成の際に、LED 化による省エネ効果で見込まれる電気料金の節減額を試算していた。しかし、照明器具の使用状況によって省エネ効果に差が生ずるのに、LED 化に係る工事費を電気料金の節減見込額等により回収することができる期間(以下「投資回収期間」という。)等を踏まえた効率的な LED 化の検討を十分に行っていなかった。

そこで、本院において、LED 化に係る工事費、蛍光灯の更新等に係る工事費、LED 照明器具と蛍光灯の電力使用量の差等を用いて、1 日当たりの点灯時間別に、LED 化による維持管理に係る工事費及び電気料金の節減見込額を求めるなどして、投資回収期間を試算した。試算の結果、1 日当たりの点灯時間が 10 時間から 20 時間程度となる窓口や事務室等に設置されている照明器具は、LED 化による省エネ効果が高く電気料金の節減見込額が大きくなるなどのため、投資回収期間が 3 年から 5 年程度となった。一方、点灯時間が 2 時間以下と短い箇所に設置されている照明器具は、投資回収期間が設計指針において照明器具の更新期間とされた 20 年を超えるため、更新期間内には LED 化に係る工事費を回収することができないことになった。

そして、前記の 152 郵便局における照明器具の設置状況をみたところ、これらの郵便局では計 267,030 台の照明器具を LED 化しているが、このうち計 23,674 台(工事費相当額計 4 億 2680 万余円)は、倉庫や機械室等の点灯時間が 1 時間程度と短い箇所に設置されていた。

このように、郵便局における照明器具の使用状況を考慮すると、その更新に当たっては、

上記152郵便局の点灯時間の短い箇所に設置されていてLED化に係る投資回収期間が20年を超える照明器具よりも、今後更新を予定している他の郵便局の点灯時間の長い箇所に設置されている照明器具を優先してLED化した方が効率的であったにもかかわらず、その検討を十分に行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、日本郵便が、投資回収期間等を踏まえた効率的なLED化の検討を十分に行わないまま、設計指針において、原則として、20年が経過している全ての照明器具についてLED化することとしていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、日本郵便は、27年8月に設計指針を改定するなどして、今後は、投資回収期間等を踏まえて点灯時間の長い箇所に設置されている照明器具を優先してLED化することとする処置を講じた。

第85 一般財団法人民間都市開発推進機構

第3章
第2節
第85
一般財団法人民間都市開発推進機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

一般財団法人民間都市開発推進機構が実施する住民参加型まちづくりファンド支援事業について、資金の受領者に資金の使用見込みの定期的な見直しなどを行わせることを事業実施要領等に定めることなどにより、資金の有効な活用が図られるよう改善の処置を要求したもの

(平成27年10月29日付けで国土交通大臣及び一般財団法人民間都市開発推進機構理事長宛てに改善の処置を要求したものの全文は、523ページの国土交通省の項に掲記)

第86 独立行政法人農業者年金基金

意見を表示し又は処置を要求した事項

旧農業者年金事業の実施に当たり、農業経営を再開するなどして経営移譲年金の支給停止事由に該当している受給権者について支給停止の処分を行うなどするとともに、受給権者が支給停止事由に該当していないかの確認を行う体制を整備することなどにより、経営移譲年金の支給が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

科 目	(旧年金勘定) (項)旧年金等給付費
	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 平成14年1月1日から3月31日までは、 (項)農業者年金事業給付費 平成13年12月31日以前は、 (年金勘定) (項)農業者年金事業給付費 </div>
部 局 等	独立行政法人農業者年金基金(平成15年9月30日以前は農業者年金基金)
給 付 の 根 拠	独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第1号等の規定により、なおその効力を有することとされている廃止前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)
経営移譲年金の概要	農業者が、農地等について後継者又は第三者に使用収益権を設定するなどして当該農地等を処分し、耕作等の事業を廃止又は縮小した場合に、その者に対して行う年金給付
農業経営を再開するなどして支給停止事由に該当しているにもかかわらず経営移譲年金が支給されている受給権者数	55人
上記の者に対する支給停止該当期間に係る経営移譲年金の支給額	5872万円(平成4、5両年度、12年度～27年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

旧農業者年金事業における経営移譲年金の支給について

(平成27年10月22日付け 独立行政法人農業者年金基金理事長宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 旧農業者年金事業の概要等

(1) 旧農業者年金事業の概要

貴基金(平成15年9月30日以前は農業者年金基金)は、独立行政法人農業者年金基金法

(平成14年法律第127号。以下「基金法」という。)附則第6条第1項第1号等の規定に基づいて、農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号。以下「改正法」という。)が施行される以前に被保険者であった農業者に対して経営移譲年金、農業者老齢年金等を国の負担により給付する事業(以下「旧農業者年金事業」という。)を実施している。

旧農業者年金事業における給付のうち経営移譲年金の給付を受ける権利を有する者(以下「受給権者」という。)は26年3月時点で35万余人であり、このうち実際に支給を受けている者は30万余人、25年度の支給総額は605億余円となっている。

(2) 経営移譲年金の支給要件等

基金法附則第6条第1項第1号等において旧農業者年金事業の実施に当たってはなお効力を有することとされている農業者年金基金法(昭和45年法律第78号。平成15年廃止。以下「旧基金法」という。)によれば旧農業者年金事業における給付のうち、経営移譲年金は、保険料納付済期間等が原則として20年以上あり、かつ、65歳に達する前に後継者又は第三者(以下「後継者等」という。)に経営移譲を行った農業者に対して、原則として、経営移譲を行った時から支給することとされている。

この経営移譲とは、経営移譲を行う者が経営移譲の終了日の1年前の日において有している農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)について、後継者等に対して、耕作目的で所有権を移転し又は使用収益権を設定するなどの処分を行い、農業経営を廃止又は縮小することである。そして、後継者等に経営移譲を行う場合は、単に農地等の権利名義を変えるだけでなく、実体を伴った経営移譲が行われていることを確保するために、農業共済の加入名義、米の生産調整に係る助成金の申請名義、農業所得に係る納税申告の名義等(以下、これらを合わせて「諸名義」という。)を経営移譲を行う者から後継者等に変更することとなっている。

(3) 経営移譲年金の受給権裁定後の現況確認等

旧基金法等において、貴基金は、受給権者の請求に基づいて、当該受給権者に係る経営移譲年金の給付を受ける権利について裁定することとなっており、受給権者は、当該請求を行うに際して、貴基金に対して農業経営の廃止又は縮小が終了した日等を記載した経営移譲年金裁定請求書(以下「裁定請求書」という。)を提出することとなっている。

また、裁定後においても、受給権者は、農業経営を再開していないなどの場合に、毎年6月に農業者年金受給権者現況届(以下「現況届」という。)を貴基金に提出することとなっており、貴基金は、現況届によって受給権者における年金受給資格の有無等について確認することとなっている。

そして、貴基金は、①裁定請求書の記載内容の事実の確認、②受給権者の支給要件に関する審査に必要な資料の整備及び③受給権者から提出された現況届の点検の各業務を市町村の農業委員会に委託して実施している。

旧基金法等において、受給権者は、支給開始後に農業経営を再開するなどして支給停止事由に該当した場合、遅滞なく、その事由等を記載した届出(以下「支給停止事由該当届」という。)を農業委員会等を通じて貴基金に提出することとなっている。また、農業委員会は、旧農業者年金事業市町村事務取扱要領(昭和46年農業者年金基金制定)において、受給権者から提出された現況届の点検に当たり、受給権者が支給停止事由に該当していないことなどを確認し、その確認をした現況届(以下「確認済現況届」という。)を貴基金に提出す

ることとなっている。そして、貴基金は、農業委員会から受給権者に係る支給停止事由該当届が提出されたり、確認済現況届が提出されなかったりした場合は、受給権者が支給停止事由に該当しているかを確認し、該当していると認められた場合には、支給停止事由に該当した日が属する月の翌月から支給停止事由が消滅した日が属する月までの間(以下「支給停止事由該当期間」という。)、経営移譲年金の支給を停止することとなっている。

(4) 平成10年の本院の処置要求を受けて貴基金が講じた処置

貴基金は、「実体を伴った経営移譲及び経営継承を確保するための指導等について」(昭和61年61農年1第84号農業者年金基金理事長通知。以下「指導通知」という。)を農業委員会等に通知して、受給権者から受給権の裁定後第1回目に提出された現況届の点検に当たって、受給権者が諸名義を変更するなどして、実体を伴った経営移譲を行っているかについて確認することとし、これを行っていないと認められる場合には、受給権裁定の取消しを行うなどとしている。

本院は、10年3月に、旧農業者年金事業の実施に当たり、経営移譲年金の給付の適正化を図るために、諸名義の変更を確実に行うことなどについて、経営移譲者に対する周知徹底及び農業委員会における事実確認の徹底を図るよう農業委員会を指導するなどするよう、会計検査院法第36条の規定により、貴基金理事長に対して改善の処置を要求するとともに、これを平成9年度決算検査報告に掲記した。

貴基金は、本院の指摘の趣旨に沿い、指導通知を改正して、経営移譲年金を支給する際の確認に当たって、諸名義の変更を確実に行うことなどについての経営移譲者への周知及びその事実確認を徹底するよう農業委員会を指導したり、その事務処理が的確に推進されるよう、諸名義の変更状況等を記録するための経営移譲管理カード等を作成して整備したりしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、経営移譲年金の支給が適正に行われているかなどに着眼して、30都道府県^(注1)の185市町村の区域内に住所を有する26年3月時点の受給権者69,116人のデータと米の生産調整に係る助成金の制度加入者等の情報とを照合することにより、農業経営を再開するなどしている可能性がある^(注1)と認められる者567人を抽出し、それらの者が農業経営を再開していて支給停止事由に該当しているかなどについて、実態の調査及びその報告を貴基金に対して求めるとともに、貴基金において裁定請求書、現況届等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 30都道府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、宮城、秋田、山形、茨城、栃木、千葉、新潟、富山、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、奈良、和歌山、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 受給資格の有無等の現況を確認する必要がある受給権者に係る検査の結果

前記の567人に関し、貴基金が調査した結果について、本院が確認したところ、19^(注2)道県の36市町の区域内に住所を有する55人については、表のとおり、一度は実体を伴った経営移譲を行って経営移譲年金の支給を受けていたものの、経営移譲を行った後継者等

の離農、死亡等により、農地等の返還を受けて農業経営を再開するなどして支給停止事由に該当していた。しかし、貴基金は、当該受給権者から農業委員会等を通じて支給停止事由該当届の提出を受けていなかったり、農業委員会から確認済現況届の提出を受けていたりしたことから、当該受給権者に対して、支給停止の処分を行っておらず、支給停止事由該当期間中に、経営移譲年金計 5872 万余円を支給していた。

また、116 人については、農業経営を再開するなどして支給停止事由に該当しているかなどの確認が取れておらず、引き続き調査を行う必要がある状況となっている。

(注2) 19 道県 北海道、岩手、秋田、茨城、新潟、富山、福井、山梨、静岡、愛知、和歌山、岡山、徳島、愛媛、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島各県

表 米の生産調整に係る助成金の制度加入者等の情報と照合した結果、受給資格の有無等の現況を確認する必要があると認められた受給権者(567 人)に係る検査の結果 (単位：人)

検査の結果	受給権者数
一度は実体を伴った経営移譲を行っていたものの、その後、農業経営を再開するなどして支給停止事由に該当していたにもかかわらず支給停止の処分を行っておらず、支給停止事由該当期間中に経営移譲年金を支給していたもの	55
農業経営を再開するなどして支給停止事由に該当しているかなどの確認が取れておらず、引き続き調査を行う必要があるもの	116
平成 25 年度の米の生産調整に係る助成金の制度に加入していたが、26 年 3 月までに経営移譲を行っていたため、経営移譲年金の支給期間中に支給停止事由に該当しているとは認められないものなど	396

(2) 受給権者における年金受給資格の有無等を確認するための体制

(1)の事態を踏まえて、受給権者が支給停止事由に該当した場合に、支給停止事由該当届を提出しなければならないことをどのように受給権者に対し周知しているかについて確認したところ、当該事項が現況届の様式に記載されておらず、周知が十分に行われていない状況となっていた。

したがって、支給停止事由に該当している受給権者を的確に把握するために、受給権者に対して、支給停止事由に該当した場合は遅滞なく支給停止事由該当届を提出するよう周知する必要があると認められる。

また、農業委員会において受給権者の諸名義の現況確認をどのように行っているかについて確認したところ、前記改正後の指導通知によれば、裁定後第 1 回目の現況届を点検する際に、経営移譲管理カードを活用して諸名義の変更状況等について市町村の農政担当部署等の関係機関(以下「関係機関」という。)に照会するなどして確認を取ることなどとされており、農業委員会は当該通知に従って諸名義の確認を行っていた。

しかし、第 2 回目以降の現況届を点検する際には、受給権者が支給停止事由に該当しているかについて確認するために、諸名義の保有状況について確認を行うこととなっていなかった。このため、農業委員会はこれらの確認を行っておらず、支給停止事由に該当しているか十分に把握できない状況となっていた。

また、第 2 回目以降の現況届の点検時にも、貴基金において受給権者のデータと農林水産省が保有する米の生産調整に係る助成金の制度加入者等の情報とを照合することにより農業経営を再開するなどしている可能性がある受給権者を抽出し、農業委員会において、抽出した受給権者の諸名義の保有状況について関係機関に照会することなどの方法によれ

ば、農業経営を再開するなどして支給停止事由に該当しているかの確認を効率的に行うことができる。

したがって、このような確認方法により支給停止事由に該当している受給権者を的確に把握する体制を整備する必要があると認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

新潟県長岡市に住所を有する受給権者 A は、平成 21 年 1 月に後継者に経営移譲を行ったとして、貴基金に対して経営移譲年金の給付を受ける権利についての裁定の請求を行い、貴基金はこれを裁定して、同年 4 月分から A に係る経営移譲年金の支給を開始した。その後、A は後継者から農地等の返還を受け、25 年 3 月に農業経営を再開して支給停止事由に該当することとなり、同年 6 月には、自らの名義で米の生産調整に係る助成金の申請を行うなどしていた。

しかし、A は支給停止事由に該当した期間中も農業委員会に現況届を提出し、農業委員会は A の諸名義の状況を関係機関に照会して確認することなく確認済現況届を貴基金に提出していた。また、A は支給停止事由該当届を農業委員会を経由して貴基金に提出していなかった。そして、貴基金は 27 年 1 月分まで A に係る経営移譲年金の支給を継続していた。

したがって、A に支給された経営移譲年金のうち、支給停止事由に該当した翌月の 25 年 4 月分から 27 年 1 月分までの計 1,027,400 円の支給が適正でなかった。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

受給権者に対して、支給停止事由に該当した場合は遅滞なく支給停止事由該当届を提出しなければならないことについての周知が十分に行われていなかったり、農業委員会において第 2 回目以降の現況届を点検する際に、諸名義の保有状況について関係機関に照会することなどの方法により確認を取っていないなどしており、その結果、農業経営を再開するなどして支給停止事由に該当している受給権者に対し、経営移譲年金が支給されていたり、受給権者が農業経営を再開するなどして支給停止事由に該当しているかの確認が取れていない状況となっていたりしている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴基金において、支給停止事由に該当した場合には遅滞なく支給停止事由該当届を提出しなければならないことについて、受給権者に周知するための方策を十分に検討していないことや、第 2 回目以降の現況届を点検する際においても、受給権者の諸名義の保有状況について関係機関に照会することなどにより、支給停止事由に該当していないかについて確認する体制を整備していないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴基金は、後継者等への経営移譲を援助促進して農業経営の近代化と農地保有の合理化に寄与するために、改正法が施行される以前の農業者年金の被保険者であって、経営移譲を行った者に対して今後も経営移譲年金の給付を行うこととなっている。

については、貴基金において、経営移譲年金の支給が適正なものとなるよう、アのとおり是正の処置を要求し並びにイ及びウのとおり是正改善の処置を求める。

- ア 農業経営を再開するなどして支給停止事由に該当しているにもかかわらず経営移譲年金を支給している受給権者55人について、支給停止事由に該当した日が属する月の翌月に遡及して支給停止の処分を行うとともに、農業経営を再開するなどしているかの確認が取れていない受給権者116人について、引き続き調査を実施し、調査の結果、支給停止事由に該当している者があれば同様の処分を行うこと
- イ 受給権者が支給停止事由に該当した場合には、遅滞なく支給停止事由該当届を提出しなければならないことなどについて、農業委員会等による受給権者に対する指導を行わせるとともに、現況届に当該事項を記載するよう様式を改正するなどすること
- ウ 農林水産省から米の生産調整に係る助成金の制度加入者等の情報の提供を受けて、当該情報と受給権者のデータを照合することにより、農業経営を再開するなどしている可能性がある受給権者を抽出し、抽出した受給権者について、第2回目以降の現況届を点検する際にも、受給権者の諸名義の保有状況について農業委員会から関係機関に照会させることなどの方法により、受給権者が農業経営を再開するなどして支給停止事由に該当していないかの確認を行う体制を整備すること

第87 横浜港埠頭株式会社

不 当 事 項

工 事

(45) 荷役機械の走行用レール等を設置する工事の施行に当たり、レールの敷設工費の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

科 目	構築物、附属設備(電気施設)、資産除却損
部 局 等	横浜港埠頭株式会社
工 事 名	(本牧)HD-4号220M区間レール等設置工事
工 事 の 概 要	本牧D-4号岸壁の耐震化工事に伴い、荷役機械の走行用レールの設置等を行うもの
契 約 額	209,006,853円(平成25年度)
請 負 人	東亜・五洋特定建設工事共同企業体
契 約	平成25年6月 随意契約
支 払	平成25年6月、11月
割高となっていた契約額	1110万円(平成25年度)

1 工 事 の 概 要

横浜港埠頭株式会社(以下「会社」という。)は、平成25年度に、(本牧)HD-4号220M区間レール等設置工事契約を随意契約により、東亜・五洋特定建設工事共同企業体と契約額209,006,853円で締結して施行している。

本件工事は、埠頭群荷さばき施設等整備事業の一環として、横浜港において、本牧埠頭の本牧D-4号岸壁の耐震化工事に伴い、レール敷設工、側溝設置工等を実施するものである。このうち、レール敷設工については、荷役機械の走行用レール(延長計451m)等を設置するもので、レールを岸壁のコンクリート舗装に固定するベースプレートを含めたレール敷設工の延長は計456mとなっている。

会社は、本件工事の予定価格の積算に当たって、レール敷設工に係る労務費等については業者から見積書を徴し、また、レールを敷設する場合に必要な機械経費については横浜市制定の積算基準を準用するなどして、レール敷設工に係る費用(以下「敷設工費」という。)を算出した上で、敷設工費をレール敷設工の延長で除して敷設工費の1m当たりの単価(以下「単価」という。)を算出することとしていた。そして、これにレールの延長計451mを乗じて、敷設工費の積算額を18,100,885円としていた。

2 検 査 の 結 果

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、会社において、契約書、設計書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、会社は、敷設工費 6,582,300 円をレール敷設工の延長計 456m で除して単価を 14,434 円と算出すべきところ、誤って、本件工事とは別のレール等設置工事の積算で計上されたレール敷設工の延長 164m で除して単価を 40,135 円と算出していた。

したがって、上記の適正な単価 14,434 円を用いて修正計算すると、レール敷設工の延長に係る積算過小を考慮しても、敷設工費は 6,581,904 円となり、これにより適正な工事費の総額を算定すると 197,809,500 円となることから、本件契約額 209,006,853 円はこれに比べて約 1110 万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において、本件工事の予定価格の積算に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

第1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

検査対象	48 省庁等
是正措置の概要	本院が不当事項として検査報告に掲記したものについて、国損を回復するなどのために省庁等が債権等を管理して債務者等から返還させるなどの是正措置を講ずるもの
是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	42 省庁等、449 件 10,920,433,132 円 (検査報告 昭和 21 年度～平成 25 年度)
上記のうち金銭を返還させる是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	42 省庁等、443 件 10,807,279,699 円

1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第 29 条第 3 号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(以下「省庁等」という。)は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置(以下「金銭を返還させる是正措置」という。)
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付等することによる是正措置(以下「金銭を還付する是正措置」という。)
- ③ 構造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(以下「手直し工事等による是正措置」という。)
- ④ 会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置(以下「再発防止策による是正措置」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合規性等の観点から、適切な債権管理が行われることなどにより、是正措置が適正に講じられているかに着目して検査した。そして、昭和21年度から平成25年度までの検査報告に掲記した不当事項について、関係する48省庁等における27年7月末現在の是正措置の状況を対象として、35省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの13省等については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

昭和21年度から平成25年度までの検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものは42省庁等における449件10,920,433,132円^(注1)である。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものは42省庁等における443件10,807,279,699円、金銭を還付する是正措置を必要とするものは4省等^(注2)における7件3,511,047円、手直し工事等による是正措置を必要とするものは2省^(注3)における2件109,642,386円となっている。これを、平成25年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と、平成24年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(注1) 449件10,920,433,132円 1件について複数の方法による是正措置が必要なものがあるため、それぞれの是正措置の件数を合計しても449件とは一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。上記件数及び金額の記載方法は、本文及び表(それぞれの注を含む。)において同じ。

(注2) 4省等 厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター

(注3) 2省 農林水産省、国土交通省

(1) 平成25年度決算検査報告に掲記した不当事項の是正措置の状況

検査の結果、平成25年度決算検査報告に掲記した不当事項402件(指摘金額の合計14,140,662,411円)^(注4)のうち、373件13,437,695,362円については27年7月末までには是正措置が完了している。

一方、残りの29件702,967,049円については27年7月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが28件603,857,549円あり、その状況は表1のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが1省^(注5)における1件99,109,500円ある。

(注4) 373件13,437,695,362円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが325件6,027,675,768円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが2件50,036,771円、手直し工事等による是正措置が完了したものが29件712,421,448円、再発防止策による是正措置が講じられたものが32件6,647,561,375円となっている。

(注5) 1省 国土交通省

表1 平成25年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況
(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの			徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)	件数	金額	
							件数	金額				
総務省	10	130,936,520	9	128,041,640	1	2,894,880	—	—	1	2,894,880	—	—
法務省	4	22,899,823	4	22,899,823	—	—	—	—	—	—	—	—
外務省	2	21,904,623	2	21,904,623	—	—	—	—	—	—	—	—
財務省	2	260,656,958	1	260,218,096	1	438,862	—	—	—	—	1	438,862
文部科学省	32	366,792,265	32	366,792,265	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	201	4,854,274,999	189	4,445,601,800	12	408,673,199	—	—	10	331,026,622	2	77,646,577
農林水産省	28	286,574,340	25	215,209,340	3	71,365,000	—	—	3	71,365,000	—	—
経済産業省	10	70,927,089	9	68,061,114	1	2,865,975	—	—	1	2,865,975	—	—
国土交通省	45	386,530,174	43	362,491,474	2	24,038,700	—	—	2	24,038,700	—	—
環境省	8	200,366,564	7	119,237,564	1	81,129,000	—	—	1	81,129,000	—	—
防衛省	2	5,405,489	—	—	2	5,405,489	1	4,040,489	1	1,365,000	—	—
省庁計	344	6,600,952,844	321	6,004,141,739	23	596,811,105	1	4,040,489	19	514,685,177	3	78,085,439
日本私立学校振興・共済事業団	1	8,060,000	1	8,060,000	—	—	—	—	—	—	—	—
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	3	1,122,255	—	—	3	1,122,255	—	—	3	1,122,255	—	—
国立研究開発法人農業生物資源研究所	1	3,950,814	—	—	1	3,950,814	—	—	1	3,950,814	—	—
日本放送協会	2	8,452,249	2	8,452,249	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	1	5,169,780	1	5,169,780	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	1	3,825,375	0	1,852,000	1	1,973,375	—	—	1	1,973,375	—	—
団体計	9	30,580,473	4	23,534,029	5	7,046,444	—	—	5	7,046,444	—	—
合計	353	6,631,533,317	325	6,027,675,768	28	603,857,549	1	4,040,489	24	521,731,621	3	78,085,439

注(1) 平成27年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、同日現在の名称としている。

注(2) 総務省及び経済産業省のうち各1件は、総務省及び経済産業省の合同事業に係る指摘であり、「金銭を返還させる是正措置を必要とするもの」及び「是正措置が完了しているもの」の金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

(2) 平成24年度以前の検査報告に掲記した不当事項の是正措置等の状況

ア 是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から平成24年度までの検査報告に掲記した不当事項において、26年7月末現在で是正措置が未済となっていた482件14,312,791,674円のうち、^(注6)62件4,095,325,591円については27年7月末までには是正措置が完了している。

一方、残りの420件10,217,466,083円については27年7月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが415件10,203,422,150円あり、その状況は表2のとおりとなっている。そして、金銭を還付する是正措置を必要とするものが^(注7)4省等における7件3,511,047円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが^(注8)1省における1件10,532,886円ある。

(注6) 62件4,095,325,591円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが47件981,313,241円あり、このうち、不納欠損等として整理したものが21件643,823,685円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが4件655,105円、手直し工事等による是正措置が完了したものが8件1,535,948,390円、再発防止策による是正措置が講じられたものが6件1,577,408,855円となっている。

(注7) 4省等 厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター

(注8) 1省 農林水産省

表2 平成24年度以前の検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
							件数	金額	件数	金額	件数	金額
裁判所	1	9,030,000	—	—	1	9,030,000	1	9,030,000	—	—	—	—
内閣府(警察庁)	1	2,214,000	—	—	1	2,214,000	1	2,214,000	—	—	—	—
法務省	10	360,319,811	—	—	10	360,319,811	9	359,992,811	—	—	1	327,000
外務省	3	30,108,954	—	—	3	30,108,954	1	11,914,499	2	18,194,455	—	—
財務省	20	382,148,251	2	3,588,425	18	378,559,826	7	320,712,008	—	—	11	57,847,818
文部科学省	1	33,606,972	—	—	1	33,606,972	—	—	1	33,606,972	—	—
厚生労働省	132	2,479,904,984	11	381,839,018	121	2,098,065,966	12	142,114,711	92	1,574,874,238	17	381,077,017
農林水産省	14	247,143,941	5	27,277,200	9	219,866,741	1	47,313,172	6	165,977,696	2	6,575,873
経済産業省	12	107,741,151	1	9,269,895	11	98,471,256	1	12,159,284	9	84,855,181	1	1,456,791
国土交通省	7	96,581,237	—	—	7	96,581,237	5	86,971,927	2	9,609,310	—	—
環境省	4	224,576,654	2	39,660,654	2	184,916,000	—	—	2	184,916,000	—	—
防衛省	8	76,347,069	0	437,938	8	75,909,131	7	72,193,456	1	3,715,675	—	—
省庁計	213	4,049,723,024	21	462,073,130	192	3,587,649,894	45	1,064,615,868	115	2,075,749,527	32	447,284,499
株式会社日本政策金融公庫	2	52,101,571	0	24,000	2	52,077,571	1	47,318,571	1	4,759,000	—	—
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1	8,362,535	—	—	1	8,362,535	1	8,362,535	—	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	4,402,008	—	—	1	4,402,008	1	4,402,008	—	—	—	—
中日本高速道路株式会社	3	245,487,955	—	—	3	245,487,955	1	15,206,491	2	230,281,464	—	—
国立研究開発法人情報通信研究機構	1	2,000,000	—	—	1	2,000,000	—	—	1	2,000,000	—	—
独立行政法人国際交流基金	1	3,736,196	0	25,752	1	3,710,444	—	—	1	3,710,444	—	—
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	27,375,000	0	5,475,000	1	21,900,000	—	—	1	21,900,000	—	—
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	5,032,800	0	145,800	1	4,887,000	—	—	1	4,887,000	—	—
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3	13,864,510	0	405,000	3	13,459,510	2	7,427,978	1	6,031,532	—	—
独立行政法人自動車事故対策機構	1	4,798,754	—	—	1	4,798,754	1	4,798,754	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	3	28,942,032	0	265,367	3	28,676,665	1	865,726	1	2,386,828	1	25,424,111
独立行政法人中小企業基盤整備機構	2	79,978,464	—	—	2	79,978,464	—	—	2	79,978,464	—	—
国立研究開発法人国立がん研究センター	14	37,411,781	11	5,988,600	3	31,423,181	—	—	—	—	3	31,423,181
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	1	450,361	1	450,361	—	—	—	—	—	—	—	—
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	1	824,170	—	—	1	824,170	—	—	—	—	1	824,170
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	1	10,563,558	—	—	1	10,563,558	—	—	1	10,563,558	—	—
国立大学法人筑波大学	1	13,071,079	0	720,000	1	12,351,079	1	12,351,079	—	—	—	—
国立大学法人京都大学	1	20,028,650	0	700,000	1	19,328,650	1	19,328,650	—	—	—	—
国立大学法人大阪大学	1	780,000	0	80,000	1	700,000	—	—	—	—	—	—
国立大学法人奈良教育大学	1	8,584,000	0	97,000	1	8,487,000	1	8,487,000	—	—	—	—
国立大学法人山口大学	1	120,198,228	—	—	1	120,198,228	—	—	1	120,198,228	—	—
日本放送協会	2	125,208,140	—	—	2	125,208,140	2	125,208,140	—	—	—	—
株式会社商工組合中央金庫	1	4,460,000	—	—	1	4,460,000	—	—	1	4,460,000	—	—
東日本電信電話株式会社	1	35,143,995	0	60,000	1	35,083,995	1	35,083,995	—	—	—	—
日本郵便株式会社	14	932,687,365	2	68,493,377	12	864,193,988	10	789,730,401	—	—	2	74,463,587
株式会社ゆうちょ銀行	110	3,461,195,315	4	62,604,580	106	3,398,590,735	106	3,398,590,735	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	111	1,885,651,492	10	373,425,274	101	1,512,226,218	101	1,512,226,218	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	2	2,672,408	0	280,000	2	2,392,408	—	—	2	2,392,408	—	—
団体計	249	7,135,012,367	26	519,240,111	223	6,615,772,256	200	5,990,088,281	16	493,548,926	7	132,135,049
合計	462	11,184,735,391	47	981,313,241	415	10,203,422,150	245	7,054,704,149	131	2,569,298,453	39	579,419,548

注(1) 平成26年8月1日から27年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、27年7月31日現在の名称としている。

注(2) 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に係る債権は、日本郵政公社が平成19年10月1日に解散したことに伴い日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権を承継したものである。同債権については、複数の会社に承継されているものがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計には一致しない。

注(3) 是正措置が未済となっているもののうち、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の全件並びに株式会社日本政策金融公庫の1件47,318,571円に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

イ 金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和21年度から平成24年度までの検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするもので27年7月末現在では是正措置が未済となっているものが、2(2)アのとおり、415件10,203,422,150円ある。これらに対する直近1年間(26年8月1日から27年7月31日まで)の是正措置の進捗状況及び債務者等の状況を態様別に示すと、次のとおりである。^(注9)

(注9) 債務者等が複数存在するため1件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は415件と一致しない。

(ア) 債務者等が分割納付等を実施中であるもの

省庁	116件	1,845,714,712円
団体	121件	3,753,857,388円

これらは分割納付等が行われているが、債務者等の資力により是正措置の進捗の度合いは区々となっている。また、これらに係る直近1年間の返還額は、^(注10)省庁133,837,068円、団体27,649,828円となっている。

(注10) 直近1年間の返還額 元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

(イ) 債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進捗していないもの

省庁	96件	1,489,008,235円
団体	131件	2,782,362,436円

これらは是正措置の完了に向け督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進捗していないものである。

このうち、団体における116件2,303,621,469円に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

(ウ) 債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進捗していないもの

省庁	17件	252,926,947円
団体	7件	79,552,432円

これらは、債務者等が行方不明又は収監中であるなどの理由により、是正措置が進捗していないものである。

3 本院の所見

2(2)イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているため、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

第2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

検査対象	43 省庁等
検査の概要	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として検査報告に掲記したものについて、当該処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査するもの
改善の処置の履行状況を検査した本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項の件数	86 件(検査報告 平成 20 年度～25 年度)

1 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

(1) 検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第 34 条又は第 36 条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体(以下「省庁等」という。)において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(以下「処置済事項」という。)として掲記している。

一方、本院は、毎年次策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続して検査することとしている。検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が制度を改めるなどの改善の処置が履行されること(改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われることをいう。以下同じ。)により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

(2) 平成 25 年度決算検査報告に掲記した改善の処置の履行状況

本院は、平成 25 年度決算検査報告に、平成 18 年度から 24 年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、平成 24 年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたもの 99 件から、検査報告掲記時点で既に履行済であったなどのため検査の必要がなかったもの 13 件及び 26 年次(25 年 10 月から 26 年 9 月まで)は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことなどから検査を実施しなかったもの 3 件を除いた 83 件についての検査の結果を掲記した。

その内訳は、改善の処置が履行されていたもの(以下「履行済」という。)が 64 件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの(以下「検査分履行済」という。)が 18 件、改善の処置が一部履行されていなかったもの(以下「一部不履行」という。)が 1 件となっており、改善の処置が全く履行されていなかったもの(以下「不履行」という。)は 0 件となっていた。

そして、上記の検査分履行済 18 件、一部不履行 1 件及び 26 年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことなどから検査を実施しなかったもの 3 件の計

22件並びに平成25年度決算検査報告に新たに掲記した処置済事項76件の合計98件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、上記の98件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったため検査の必要がなかったもの(以下「検査の必要がなかったもの」という。)9件及び今年度は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの(以下「検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの」という。)3件を除いた86件について、26年8月から27年7月までの間に、関係する43省庁等のうち、36省庁等において会計実地検査を行うとともに、7省庁等については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

上記の86件について改善の処置の履行状況を検査したところ、履行済が67件、検査分履行済が19件となっており、一部不履行及び不履行は0件となっていた。これを、平成25年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況と、20年度から24年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(1) 平成25年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

平成25年度決算検査報告に掲記した処置済事項76件のうち、検査の必要がなかったもの9件及び検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの3件を除いた64件について検査したところ、履行済が53件、検査分履行済が11件となっていた。

(2) 20年度から24年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

20年度から24年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたもの22件について検査したところ、履行済が14件、検査分履行済が8件となっていた。

なお、平成25年度決算検査報告の一部不履行1件については、改善の処置が履行されていたことから、上記の履行済14件に含まれている。

2(1)及び2(2)に係る改善の処置の履行状況を検査報告年度別及び省庁等別に示すと、表1及び表2のとおりである。

表1 検査報告年度別の改善の処置の履行状況

(単位：件)

検査報告年度	改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項 (A)	検査の必要がなかったもの (B)	検査の対象となる会計と経理等の実績がなかったもの (C)	検査対象の処置済事項 (A)-(B)-(C)	改善の処置の履行状況			
					履行済	検査分履行済	一部不履行	不履行
					平成20年度	2	—	—
22年度	6	—	—	6	4	2	—	—
23年度	6	—	—	6	3	3	—	—
24年度	8	—	—	8	6	2	—	—
計	22	—	—	22	14	8	—	—
25年度	76	9	3	64	53	11	—	—
合計	98	9	3	86	67	19	—	—

表2 省庁等別の改善の処置の履行状況

(単位：件)

省庁等名 (平成27年7月31日現在)	検査対象の処置済事項	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分履行済	一部不履行	不履行
国会(衆議院)	1	1	—	—	—
内閣府(内閣府本府)	2	1	1	—	—
同(警察庁)	1	—	1	—	—
総務省	3	3	—	—	—
法務省	9	4	5	—	—
外務省	1	1	—	—	—
財務省	3	3	—	—	—
文部科学省	1	1	—	—	—
厚生労働省	3	2	1	—	—
農林水産省	9	4	5	—	—
経済産業省	1	1	—	—	—
国土交通省	8	5	3	—	—
防衛省	5	5	—	—	—
日本銀行	1	1	—	—	—
東日本高速道路株式会社	3	3	—	—	—
中日本高速道路株式会社	3	3	—	—	—
西日本高速道路株式会社	3	3	—	—	—
日本郵政株式会社	1	1	—	—	—
日本司法支援センター	1	1	—	—	—
全国健康保険協会	1	1	—	—	—

省庁等名 (平成27年7月31日現在)	検査対象の 処置済事項	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分 履行済	一部 不履行	不履行
日本年金機構	1	1	—	—	—
独立行政法人造幣局	1	1	—	—	—
独立行政法人国立印刷局	2	2	—	—	—
独立行政法人国民生活センター	1	1	—	—	—
独立行政法人農畜産業振興機構	1	—	1	—	—
国立研究開発法人理化学研究所	2	2	—	—	—
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	1	—	—	—
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	1	—	—	—
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	1	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	1	—	1	—	—
国立研究開発法人海洋研究開発機構	1	1	—	—	—
独立行政法人都市再生機構	1	1	—	—	—
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1	1	—	—	—
独立行政法人住宅金融支援機構	1	1	—	—	—
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	1	1	—	—	—
首都高速道路株式会社	1	1	—	—	—
阪神高速道路株式会社	1	1	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	1	—	—	—
日本郵便株式会社	2	2	—	—	—
株式会社ゆうちょ銀行	1	1	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	1	1	—	—	—
日本下水道事業団	1	—	1	—	—
放送大学学園	1	1	—	—	—
計	86	67	19	—	—

3 本院の所見

処置済事項については、省庁等において改善の処置を講じた事項に係る処置が確実に履行されることが肝要である。

本院は、前記の検査分履行済19件、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの3件及び平成26年度決算検査報告に掲記した処置済事項57件の計79件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。

**第4章 国会及び内閣に対する報告並び
に国会からの検査要請事項に関
する報告等**

第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの 検査要請事項に関する報告等

第1節 国会及び内閣に対する報告

第1 医療費の適正化に向けた取組の実施状況について

検査対象	厚生労働省
医療費の適正化に向けた取組の概要	(1) 医療費の適正化を総合的かつ計画的に推進するための医療費適正化計画の策定、各種施策の実施及び評価 (2) 診療報酬等の請求に対する審査及び点検 (3) 医療機関等に対する指導及び監査
国民医療費	39兆2117億円(平成24年度)
上記のうち国庫負担分	10兆1138億円

1 検査の背景

(1) 国民医療費の動向等

厚生労働省が毎年度公表している国民医療費は、平成21年度に35兆円を超え、それ以降も毎年度増加しており、24年度には39兆2117億円となっていて、国民所得に占める国民医療費の割合も毎年度上昇している。そして、今後の我が国の一層の高齢化の進行等に伴い国民医療費はますます増大し、これに伴い国庫負担もますます増大することが予想されている。

(注1) 国民医療費 当該年度内の医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を推計したもので、医科診療及び歯科診療に係る診療費のほか、薬局調剤医療費、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費等が含まれる。

(2) 医療費の適正化に向けた各種の取組

このような状況を踏まえて、厚生労働省は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に基づき、医療に要する費用の適正化(以下「医療費適正化」という。)を図るための計画を作成するなどして、医療費適正化を推進することとしている。

すなわち、厚生労働省は、高齢者医療確保法第8条の規定に基づき、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるとともに、5年ごとに、5年を1期として、医療費適正化を推進するための計画(以下「全国医療費適正化計画」という。)を定めることとなっている。また、都道府県は、高齢者医療確保法第9条の規定に基づき、基本方針に即して、5年ごとに、5年を1期として、医療費適正化を推進するための計画(以下、全国医療費適正化計画と合わせて「医療費適正化計画」という。)を

定めることとなっている。

また、従来、医療保険制度(後期高齢者医療制度を含む。)の下における診療報酬又は調剤報酬(以下「診療報酬等」という。)の支払は、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)及び各都道府県単位で設立されている国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」といい、支払基金と国保連合会を合わせて「審査支払機関」という。)を通じて行われることとなっている。そして、診療報酬等の支払の適正化を図るために、医療機関又は薬局(以下「医療機関等」という。)から提出される診療報酬明細書及び調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)については、審査支払機関がその内容等の審査(以下「レセプト1次審査」という。)を行っているほか、健康保険法(大正11年法律第70号)等に規定される保険者等(後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)を含む。以下同じ。)が、診療報酬等を支払った後にレセプトの内容等の点検(以下「レセプト2次点検」という。)を行っている。そして、厚生労働省は、審査支払機関及び保険者等に対して、レセプト1次審査及びレセプト2次点検について指導等を行っている。

さらに、厚生労働省は、従来、保険診療の質的向上及び適正化を図るために、医療機関等に対する指導及び監査を実施しており、不正又は不当な診療報酬等の請求があった場合には、当該診療報酬等を返還させることとしている。

(3) 基本方針及び医療費適正化計画の評価等

厚生労働省は、20年3月に基本方針(平成20年3月31日厚生労働省告示第149号。以下「第1期基本方針」という。)を定めるとともに、20年9月に第1期全国医療費適正化計画(20年度から24年度まで)を定めている。そして、同省は、24年9月に基本方針を改正(平成24年9月28日厚生労働省告示第524号。以下、改正後の基本方針を「第2期基本方針」という。)するとともに、26年3月に第2期全国医療費適正化計画(25年度から29年度まで)を定めている。そして、同省は、高齢者医療確保法第16条の規定に基づき、医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、医療に要する費用に関する地域別等の事項について調査及び分析を行い、その結果を公表することとなっている。また、同省及び都道府県は、高齢者医療確保法第12条の規定に基づき、医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、当該計画の実績に関する評価を行うとともに、その結果を公表することとなっている。さらに、同省及び都道府県は、この実績に関する評価を行うに当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第3条及び第4条の規定に基づき、当該施策に要した費用に対する効果についても調査及び分析を行い、その結果を公表することとなっている。

厚生労働省は、各保険者が被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)のうち40歳から74歳までの者(以下「受診対象被保険者」という。)に対して実施する特定健康診査(以下「特定健診」という。)及び特定保健指導(以下、特定健診と特定保健指導を合わせて「特定健診等」という。)の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって国民の高齢期における医療費の適正化を図るために、全国健康保険協会特定健康診査・保健指導補助金等の国庫補助金を全国健康保険協会等の保険者に交付している。その交付額は、第1期医療費適正化計画期間中(20年度から24年度まで)の5か年度の計で823億余円、第2期医療費適正化計画期間中の25、26両年度で433億余円(見込み)、合計で1257億余円(見込み)となっている。

(4) レセプト情報・特定健診等情報データベースシステム(NDBシステム)の概要

ア NDBシステムの構築と運用

厚生労働省保険局長が開催する「医療サービスの質の向上等のためのレセプト情報等の活用に関する検討会」が20年2月7日に公表した報告書(以下「検討会報告書」という。)によれば、全ての特定健診等の内容等に関する電子情報(以下「特定健診等データ」という。)及び全ての診療等に関するレセプトの内容等に関する電子情報(以下「レセプトデータ」という。)を全ての保険者等(特定健診等データについては広域連合を除く。以下同じ。)から収集して把握し、追跡調査を行うこととすれば、抽出調査に基づく推計とは異なる正確な調査及び分析を行うことができるのと同検討会における議論等を踏まえ、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果等についてより適切な分析を行うとともに、我が国全体の施策の在り方を検討する上では、高齢者医療確保法第16条の規定に基づき調査及び分析を行うための情報として、全ての特定健診等データ及び全てのレセプトデータを収集し、分析を行う必要があるとされている。そこで、厚生労働省は、このような検討会報告書における構想を踏まえ、我が国の全ての特定健診等データ及び全てのレセプトデータを収集・保存し、その詳細な分析等を行うことを目的として、レセプト情報・特定健診等情報データベースシステム(以下「NDBシステム」という。)を構築し、21年4月からその運用を開始している。

厚生労働省は、NDBシステムの運用に当たり、保険者、健康保険組合連合会及び審査支払機関に対して、被保険者(特定健診等については受診対象被保険者。以下同じ。)の氏名、生年月日、被保険者証等記号等(以下「被保険者の個人情報」という。)を匿名化する処理(以下「匿名化処理」という。)を行うために匿名化・提供システムを提供している。匿名化処理は、被保険者の個人情報を疑似乱数化された別の文字列(以下「ハッシュ値」という。)に置き換えるものである。そして、保険者、健康保険組合連合会及び審査支払機関は、全国の特定健診等の実施機関(以下「健診等実施機関」という。)又は医療機関等から送付された特定健診等データ及びレセプトデータについて、匿名化処理により生成されたハッシュ値(ハッシュ値を生成した後、元の被保険者の個人情報を削除したもの。以下同じ。)をNDBシステムに送付している。

イ NDBシステムの構築、運用等に係る経費等

27年2月末現在、NDBシステムには、全国の健診等実施機関から収集した特定健診等データ(20年度から24年度までの間に実施された特定健診等に係るもの)約1億2000万件及び保険者等から収集したレセプトデータ(21年4月から26年10月までの間に実施された診療等に係るもの)約87億8900万件が保存されている。

また、NDBシステムの構築、運用等に係る経費は、20年度から26年度までの合計で27億9734万余円となっている。

(5) レセプト1次審査及びレセプト2次点検の概要

保険者等は、健康保険法第76条第5項等の規定に基づき、診療報酬等の請求に対するレセプト1次審査及び支払の事務を審査支払機関に対して委託することができることとなっている。レセプト1次審査は、当月分の診療報酬等の請求について審査を行うもので、その請求の適否等を確認するために過去の診療報酬等の請求内容を確認することはできるものの、過去の請求分の適否等についてまで審査を行うことはできないことになって

いる。これに対して、保険者等が行うレセプト2次点検は、医療機関等に対する診療報酬等の支払の終了後に、ある程度の時間をかけて当該支払の適否等についての見直しを行うもので、過去の診療報酬等の請求分についても遡って点検を行い、疑義がある場合には、審査支払機関に対して再度の審査(以下「再審査」という。)等を請求することができることになっている。

厚生労働省は、国保連合会に対して、レセプト1次審査に係る経費の一部について国民健康保険団体連合会等補助金を交付しており、21年度から25年度までの各年度の交付額については、7億円から12億円までとなっている。

なお、厚生労働省は、保険者等のうち、全国健康保険協会、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、国民健康保険組合及び広域連合(以下「助成対象保険者等」という。)に対して、助成対象保険者等が支払う診療報酬等の額の一部について、全国健康保険協会保険給付費等補助金等の国庫補助金を交付しており、これらの国庫補助金の21年度から25年度までの各年度の交付額については、5兆2764億円から6兆1133億円までとなっている。

(6) 医療機関等に対する指導及び監査

厚生労働省は、健康保険法第73条等の規定に基づき、保険診療の質的向上及び適正化を図ることなどを目的として、医療機関等に対する指導及び監査を都道府県知事と共同で実施している。

医療機関等に対する指導は、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」(平成7年12月22日保発第117号厚生省保険局長通知)の別添1「指導大綱」(以下「指導大綱」という。)に基づき実施することとなっている。そして、指導大綱によれば、医療機関等に対する指導は、医療機関等に診療報酬等の請求等に関する事項を周知徹底させることを主眼として、懇切丁寧に行うとされており、また、指導に当たっては、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に協力を求め、円滑な実施に努めることとされている。さらに、指導大綱によれば、地方厚生(支)局長は、必要があると認めるときは、都道府県医師会、同歯科医師会又は同薬剤師会に対して立会いの依頼を行うなどとされている。

指導大綱によれば、指導の形態としては、「集団指導」、「集団的個別指導」及び「個別指導」がある。このうち「集団的個別指導」は、レセプト1件当たりの平均点数が高いもののうち一定の基準を超えるもの(以下「高点数」という。)について上位から順に、毎年度、管内の医療機関等の総数のおおむね8%を指導対象として選定して行うもので、原則として、少数のレセプトに基づき、個々の医療機関等と簡便な面接懇談方式等により実施することとされている。また、「個別指導」は、①医療機関等のうち、審査支払機関、保険者、被保険者等から診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があり「個別指導」が必要と認められた医療機関等(以下「情報提供医療機関」という。)、②「個別指導」が行われた後、再度指導を行い改善状況を判断する必要がある「再指導」の措置が執られたなどの医療機関等(以下「再指導医療機関」という。)、③「集団的個別指導」の結果、指導対象となった大部分のレセプトについて適正を欠くものが認められた医療機関等、④「集団的個別指導」を受けた医療機関等のうち、翌年度においてもなお高点数の医療機関等であるもの(以下「高点数個別医療機関」という。)などについて、管内の医療機関等の総数のおおむね4%を指導対象として選定して行うものである。そして、原則として、指導を行う月以前の連続した2か月分のレセプトに基づき、関係書類を閲覧し、個々の医療機関等との面接懇談方

式により実施することとされている。

これに対して、医療機関等に対する監査は、前記の保険局長通知の別添2「監査要綱」（以下「監査要綱」という。）に基づき実施することとなっている。そして、監査要綱によれば、医療機関等に対する監査は、医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求に不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を執ることを主眼として行うこととされている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

前記のとおり、我が国の国民医療費は毎年度増加しており、これに伴い国庫負担もますます増大することが予想されている。

そして、本院は、病床転換助成事業の実施が極めて低調となっているため、病床転換支援金の大部分が支払基金における剰余金となっているなどしている事態について、26年10月に厚生労働大臣に対して、会計検査院法第36条の規定により、その見直しなどを行うよう意見を表示するとともに、会計検査院法第34条の規定により、支払基金における病床転換支援金の経理について、国庫補助金相当額の返還を含む見直しを行うよう支払基金を指導するなどの是正改善の処置を求めている。また、昭和61年度以降、診療報酬等の支払が適正に行われているかについて検査した結果を毎年度の検査報告に不当事項（医療費に係る国の負担が不当と認められるもの）として掲記するとともに、その発生原因として、審査支払機関等において、医療機関等の不適正な診療報酬等の請求に対する審査・点検が十分でなかったこと、地方厚生（支）局等において、医療機関等に対する指導が十分でなかったことなどを挙げている。さらに、国民健康保険等における海外療養費の支給について、平成26年10月に厚生労働大臣に対して、制度の適正かつ公平な運用を図る必要があるとして、その支給に当たっては適切な審査等が行われるよう改善の処置を要求している。

そこで、これらの検査結果等も踏まえて、厚生労働省における前記の医療費の適正化に向けた取組の実施状況について、合規性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して検査した。

ア 医療費適正化計画における医療費適正化のための各種の施策は着実に実施されており、また、その実績に関する評価は適切に行われているか、特に、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果について評価することを一つの重要な目的として構築されたNDBシステムは、所期の目的どおり運用されているか、特に、第2期医療費適正化計画の実績に関する評価において、特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果について、NDBシステムに収集・保存されているデータの突合・分析等により得られる詳細な分析データに基づき適切な評価を行うことができる運用状況となっているか

イ 審査支払機関及び助成対象保険者等におけるレセプト1次審査及びレセプト2次点検は、効率的かつ効果的に行われているか

ウ 医療機関等に対する指導及び監査は、指導大綱、監査要綱等に即して適切に実施されているか

(2) 検査の対象及び方法

厚生労働本省、8 厚生(支)局の管轄区域内に所在する4 厚生局本局及び20 事務所(以下、厚生局本局と事務所を合わせて「事務所等」という。)、22 都県及び管内の155 市区町(155 保険者)、22 広域連合及び22 国保連合会、2 国民健康保険組合、全国健康保険協会本部及び同協会の22 支部、2 健康保険組合並びに支払基金本部において、関係書類の提出を受けるとともに、関係者から説明等を徴取するなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 医療費適正化計画の実施状況等

第1 期基本方針及び第2 期基本方針では、医療費の急増を抑えていくための重要な政策として、生活習慣病予防対策及び入院期間の短縮対策が掲げられている。そして、入院期間の短縮対策については、療養病床の再編成の取組が掲げられており、医療の必要性の低い高齢者が入院している病床を介護保険施設等に転換して療養病床を削減する病床転換助成事業を中心に実施することとなっていた。そして、第2 期基本方針では、「療養病床の機械的削減は行わない」とされ、療養病床の再編成は、都道府県医療費適正化計画に定めることが必要な取組としては掲げられないこととなったが、病床転換助成事業については、第2 期医療費適正化計画中においても引き続き実施されている。

そこで、これらの施策の実施状況等について検査したところ、次のとおりとなっていた。

ア 生活習慣病予防対策としての特定健診等の実施状況

第1 期医療費適正化計画の期間中における特定健診の実施状況については、保険者全体における実施率が24 年度の平均で46.2% となっていて、目標の70% を相当下回っており、また、特定保健指導の実施状況については、保険者全体における実施率が24 年度の平均で16.4% となっていて、目標の45% を相当下回っていた。

イ 入院期間の短縮対策としての病床転換助成事業の実施状況等

第1 期医療費適正化計画に療養病床の再編成のための取組として掲げられていた病床転換助成事業の実施状況についてみると、実際に病床転換が行われた療養病床数(以下「転換病床数」という。)は当該期間中の5 か年度で計3,887 床となっていて、病床転換の実施率は、当該期間中の転換見込病床数25,500 床の15.2% にとどまっていた。また、第2 期医療費適正化計画期間中における全国の転換病床数は、25 年度では計279 床、26 年度では計171 床にとどまっていた、同事業は全国的にほとんど実施されていない状況となっていた。

ウ 厚生労働省における第1 期医療費適正化計画の実績に関する評価

厚生労働省は、第1 期医療費適正化計画の実績に関する評価の目的として、全国医療費適正化計画は、定期的にその達成状況を点検し、その結果に基づき必要な対策を実施するいわゆるPDCA サイクルに基づき管理を行うこととしているものであるなどとした上で、26 年10 月の第1 期医療費適正化計画の実績に関する評価において、次のような評価等を行っていた。

すなわち、生活習慣病予防対策については、「住民の健康の保持の推進」に関する目標・施策の進捗状況等として、特定健診及び特定保健指導の実施率に関する数値目標についての調査及び分析を行っており、特定健診及び特定保健指導の実施率は、いずれも

目標値には達していないものの、着実に上昇しているなどとしていた。

一方、入院期間の短縮対策については、平均在院日数の短縮に関する目標等に関する評価を行っており、厚生労働省が第1期全国医療費適正化計画で定めた目標値(24年度時点で全国平均29.8日)はおおむね達成されていて、実績値は29.7日であるなどとしていた。もっとも、同省は、当該平均在院日数の短縮の背景については、医療機関の機能分化、連携や在宅医療・地域ケアの推進が一定程度関係していると考えられるとしつつも、必ずしも明確でないうとしていた。そして、入院期間の短縮のための療養病床の再編成の施策として実施された病床転換助成事業については、実態調査を行った結果、療養病床の介護保険施設等への転換が進んでいないことから、療養病床の機械的削減は行わないこととしたなどとしていて、同事業が入院期間の短縮又は医療費適正化に及ぼした効果等に関する評価を行っていなかった。

また、厚生労働省は、第1期医療費適正化計画期間の最終年度である24年度の47都道府県における医療費の総額は39.5兆円と見込まれていたが、様々な医療費適正化の取組が行われた場合には38.6兆円となり、同年度の医療費適正化効果は0.9兆円になるとしており、さらに、実際の24年度の47都道府県における医療費の総額は38.4兆円となっているので、様々な医療費適正化の取組が行われた場合の同見込額よりも更に0.2兆円下回る結果になったとしていた。しかし、これらの効果額がどのような医療費適正化の取組ないし施策によるものであるのかという要因分析及びどのように算出されたものであるのかという算出過程等については、明示されていなかった。

(2) NDBシステムの運用状況と生活習慣病予防対策の効果分析

ア NDBシステムにおける収集・保存データの不突合の状況

NDBシステムの運用における特定健診等データとレセプトデータの突合状況について、23、24両年度における各保険者の特定健診データ(特定健診等データから特定保健指導に関するデータを除いたもの。以下同じ。)のレセプトデータとの突合率により確認したところ、次のとおり、多数の保険者について、特定健診データをレセプトデータと突合できない状況となっていた。すなわち、23年度では全3,420保険者のうち1,943保険者(56.8%)、24年度では全3,403保険者のうち1,667保険者(49.0%)について、両データを突合することが全くできない状況となっていた。特に、これらの保険者のうち、全国健康保険協会については、23、24両年度ともに、両データを突合することが全くできない状況となっており、また、健康保険組合についても、23、24両年度ともに、ほぼ全ての保険者について、すなわち、23年度では全1,429保険者のうち計1,418保険者(99.2%)、24年度では全1,412保険者のうち計1,403保険者(99.4%)について、両データを突合することが全くできない状況となっていた。

イ NDBシステムにおける収集・保存データの不突合の重要な要因と厚生労働省の対応

(ア) 特定健診等データ及びレセプトデータの入力形式等

a 健診等実施機関及び医療機関等における入力形式等

厚生労働省は、特定健診等データについては「特定健診の電子的なデータ標準様式特定健診情報ファイル仕様説明書」(以下「仕様説明書」という。)において被保険者の個人情報を入力する際の入力文字の種類・形式(英数、漢字の別及び全角・半角文字の別)や数字等の入力方法(以下、これらを合わせて「入力形式等」という。)を定

めているが、一方で、レセプトデータについては、従来、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」等(以下「記録条件仕様等」という。)において被保険者の個人情報等の入力形式等を定めている。そして、健診等実施機関及び医療機関等は、それぞれこれらの記載に基づいて特定健診等データ及びレセプトデータの入力を行っている。

そこで、仕様説明書及び記録条件仕様等における特定健診等データ及びレセプトデータのそれぞれの被保険者の個人情報の入力形式等について確認したところ、例えば、「被保険者証等記号」、「被保険者証等番号」等については、両者の入力形式等に関する指示内容は異なるものとなっており、しかも、レセプトデータについては、「半角英数文字又は全角文字(漢字・カナ・数字等を含む。)」となっているなど、指示内容が選択可能なものとなっていた。このため、それぞれ仕様説明書及び記録条件仕様等の指示内容に従ってデータ入力が行われた場合、同一の被保険者の個人情報であるのに、特定健診等データとレセプトデータでは被保険者の個人情報の入力形式等が異なるものとなっていて、それぞれ異なるハッシュ値が生成される場合があることが判明した。

b レセプト電算処理システム等における置換処理

レセプトデータについては、従来、医療機関等から審査支払機関に送付された後、審査支払機関のレセプト電算処理システムにおいて、例えば、半角英数文字又は全角文字で入力された「被保険者証等記号」については全て全角文字に置き換えるなどの処理(以下「置換処理」という。)が行われていた。一方、特定健診等データについては、健診等実施機関から保険者又は国保連合会に提供された後、一部の保険者、健康保険組合連合会又は国保連合会の特定健診等データに関する電算処理システムにおいて、例えば、半角英数文字又は全角文字で入力された「被保険者証等記号」については全て半角英数文字に置き換えるなど、被保険者の個人情報の入力形式等について、レセプト電算処理システムとは異なる置換処理が行われていた。

このため、特定健診等データとレセプトデータとで被保険者の個人情報の入力形式等が同じ場合であっても、それぞれについて異なる置換処理が行われる結果として、生成されるハッシュ値が異なるものとなる場合があることも判明した。

c 匿名化・提供システムにおける置換処理の状況

匿名化・提供システムは、特定健診等データとレセプトデータで被保険者の個人情報の入力形式等の一部が異なっている場合には、匿名化処理の過程で一定の置換処理を行う機能を有している。しかし、匿名化・提供システムは、特定健診等データとレセプトデータとで被保険者の個人情報の入力形式等が異なる全ての場合に置換処理を行うものとなっていなかった。

上記 a、b 及び c のとおり、同一の被保険者であっても、特定健診等データとレセプトデータでは、当該被保険者の個人情報の入力形式等が異なっている場合があり、その場合には、それぞれの匿名化処理の過程で異なるハッシュ値が生成され、NDBシステムには異なるハッシュ値が収集・保存されることになる。そして、このことがNDBシステムにおいて、両データを突合できない事態を生じさせている重要な要因となっていると認められる。

(イ) データ突合に関する事前の検証等の状況

入札仕様書によれば、NDBシステムにおいて実際に特定健診等データとレセプトデータを突合することができるかどうかの検証(以下「突合検証」という。)については、受託業者が用意するそれぞれの模擬のデータ(以下「模擬データ」という。)を用いて行うこととされている。そして、厚生労働省は、模擬データの作成については、受託業者が仕様説明書及び記録条件仕様等に基づき行ったとしている。

しかし、厚生労働省は、被保険者の個人情報を入力形式等が特定健診等データとレセプトデータの入力形式等とで異なる場合があることなどについては想定しておらず、突合検証に当たり、受託業者と十分な協議を行っていなかった。このため、受託業者により作成された模擬データは、被保険者の個人情報を入力形式等が両データで異なる場合があるなどの実態を適切に反映したものとなっていなかったと認められる。そして、同省は、NDBシステムの運用開始に当たり、実際にNDBシステムに収集・保存されている特定健診等データ及びレセプトデータを用いた突合検証を行っていなかった。

(ウ) データの不突合の事態判明後の厚生労働省の対応

厚生労働省の「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」(24年2月24日)の資料によると、22年4月から23年3月までの間におけるNDBシステムの突合率は、男性で9.8%、女性で15.7%とされており、同省は、遅くともこの24年2月の時点では、NDBシステムにおいて両データの不突合が生じている事態を把握していた。

しかし、厚生労働省は、不突合の事態の原因究明と改善に向けた調査等を速やかに実施していなかった。

上記の事態について、本院は、27年9月4日に厚生労働大臣に対して、会計検査院法第36条の規定により、NDBシステムの運用状況を大幅に改善し、第2期医療費適正化計画の実績に関する評価に当たっては、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果について、収集・保存されているデータを十分に活用した適切な評価を行うことができるようにするために、データの不突合の原因等を踏まえたシステムの改修等を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示した(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項282ページ参照)。

ウ 医療費適正化計画の実績に関する評価

基本方針では、生活習慣病予防対策が医療費適正化に及ぼす効果が医療費に現れてくるのは第2期医療費適正化計画の期間からとするとされていた。しかし、厚生労働省は、第1期都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価に当たり、全都道府県に対して、同省が作成・配布する推計ツールを用いて特定健診等の実施による生活習慣病予防対策の効果額を推計し、その費用対効果を推計して報告するよう通知していた。そして、同省は、第1期全国医療費適正化計画の実績に関する評価において、44都道府県における当該効果額の算出が同省の通知に従い、同省の示した推計ツールに基づいて行われたものであることや、推計ツールの内容等には特段言及することのないまま、メタボリックシンドローム該当者及び同予備群(以下、両者を合わせて「メタボ該当者等」という。)とそれ以外の者の間には年間平均総医療費の額に約9万円の差があることが判明

していることや特定保健指導の費用を踏まえたとした上で、特定健診等の実施による効果として、生活習慣病予防対策の効果を算出している44都道府県の効果額を集計すると約250億円になると公表していた。

しかし、推計ツールによる上記の推計は、NDBシステムに収集・保存されている特定健診等データ及びレセプトデータのごく一部に基づいて行われたものであり、どのような保険者から抽出されたデータであるのかについては不明であること、また、推計ツールの内容は幾つかの仮定に基づくものであり、特に、特定保健指導の実施の効果額算定のための推計を行うに当たり用いられた9万円については、特定保健指導の実施による生活習慣病予防対策の費用対効果に係る効果額算出のための推計を行うに当たり、特定健診を受けたメタボ該当者等について、生活習慣病関連疾患に対象疾患を限定することなく、その年間平均総医療費の額に基づいて推計されたものとなっていることなどを踏まえると、第1期全国医療費適正化計画の実績に関する評価における当該効果額の公表に当たっては、当該効果額の推計の前提とされた前記のような重要な情報を明示する必要があったと考えられる。

なお、その後、厚生労働省の「特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのワーキンググループ」が26年11月に公表した「第二次中間とりまとめ」によれば、特定健診等の実施による生活習慣病予防対策が医療費適正化に及ぼす効果について試算した結果は、推計ツールを用いて行われた前記の推計による効果額と比べると、相当程度低額なものとなっている。これは、このワーキンググループによる効果額の試算においては、医療費適正化に及ぼす効果額については、メタボリックシンドローム関連疾患に対象疾患を限定した上で、その一人当たり外来医療費を用いることにしたことなどによるものと考えられる。

(3) レセプト1次審査及びレセプト2次点検の実施状況

ア レセプト1次審査の実施状況

助成対象保険者等のうち国民健康保険の保険者である市町村及び国民健康保険組合並びに広域連合は、それぞれ国保連合会に対してレセプト1次審査及び診療報酬等の支払に関する事務を委託しており、一方、健康保険及び船員保険の保険者である全国健康保険協会は、支払基金に対してこれらの事務を委託している。

そして、従前は、レセプト1次審査の終了後に審査支払機関からレセプトの送付を受けた助成対象保険者等が、レセプト2次点検において縦覧^(注2)点検や突合^(注3)点検を行っていた。しかし、レセプトの電子化の進展に伴い、現在では、審査支払機関は、レセプト1次審査において、コンピュータにより自動的に電子レセプトの内容を点検する機能(以下「コンピュータチェック」という。)を活用するなどして縦覧^(注2)審査、突合^(注3)審査等を行うことが一般化している。

(注2) 縦覧審査・縦覧点検 医療機関等から提出されたレセプトと被保険者ごとの過去複数月のレセプトの内容とを照合することにより、レセプト1次審査では当月分の、また、レセプト2次点検では過去複数月の請求分まで遡って、当該医療機関等のレセプトの内容を審査又は点検すること

(注3) 突合審査・突合点検 医療機関等から提出された医科又は歯科のレセプトと調剤のレセプトとを被保険者ごとに照合することにより、レセプト1次審査では当月分の、また、レセプト2次点検では過去複数月の請求分まで遡って、当該医療機関等のレセプトの内容を審査又は点検すること

審査支払機関がレセプト1次審査により請求額の減額等(以下「査定」という。)した額について確認したところ、22国保連合会では21年度から25年度までの5か年度の計で741億余円、支払基金では同1382億余円、合計2123億余円となっていた。

イ レセプト2次点検の実施状況

(ア) レセプト2次点検の実施方法及び査定状況

25年度に180助成対象保険者等(22都県管内の179助成対象保険者等及び全国健康保険協会)が行ったレセプト2次点検における診察、検査、投薬等の診療内容に関する点検の実施方法について確認したところ、嘱託職員等を雇用するなどして助成対象保険者等が自ら行っていたり、国保連合会や民間業者に委託して行っていたりしていた。また、レセプト2次点検における点検内容は、縦覧点検、突合点検等となっていた。

上記の179助成対象保険者等において、再審査で査定された額の中の保険者負担額を集計したところ、21年度から25年度までの5か年度の計で414億余円となっていた。また、全国健康保険協会において、再審査で査定された額を集計したところ、22年度から25年度まで(船員保険分は24年度及び25年度)の4か年度(同2か年度)の計で216億余円となっていた。

(イ) レセプト1次審査における具体的な審査内容の把握状況

助成対象保険者等が審査支払機関のレセプト1次審査における縦覧審査、突合審査等のコンピュータチェックの具体的な審査内容を把握することができれば、既にレセプト1次審査において検討・審査済みとなっている事項を考慮した上でレセプト2次点検における点検内容を定めることができることなどから、レセプト2次点検を一層効率的かつ効果的に行うことができると考えられる。

そこで、180助成対象保険者等に対して、審査支払機関によるレセプト1次審査においてコンピュータチェックを活用するなどした縦覧審査又は突合審査が行われていることを把握しているかどうかについて確認したところ、150助成対象保険者等はその事実を把握しているとしていた。しかし、把握しているとしていた150助成対象保険者等に対して、レセプト1次審査で行われている縦覧審査又は突合審査におけるコンピュータチェックの具体的な審査内容を把握しているかどうかについて確認したところ、61助成対象保険者等は把握しているとしていたが、89助成対象保険者等は把握していなかった。

また、具体的な審査内容を把握しているとしていた61助成対象保険者等に対して、その把握した審査内容を踏まえて、レセプト2次点検における点検内容について見直しを行ったかどうかについて確認したところ、9助成対象保険者等はレセプト1次審査における審査事項等と重複しないようにするなど点検内容の見直しを行っていたとしていたが、52助成対象保険者等は見直しを行っていなかった。

レセプト2次点検の実施に当たり、レセプト1次審査におけるコンピュータチェッ

クの具体的な審査内容を把握し、これを考慮してレセプト2次点検を行っていた助成対象保険者等について参考事例を示すと、次のとおりである。

＜参考事例＞

広島市は、レセプト点検員を10名雇用してレセプト2次点検を行っている。

そして、同市は、レセプト1次審査におけるコンピュータチェックで既に検討・審査済みとなっている事項についてもレセプト2次点検の対象とすることは、人的資源及び経費的な重複が生ずることとなり適切でないとして、平成23年度から、広島県国民健康保険団体連合会から通知される縦覧審査及び突合審査におけるコンピュータチェックの具体的な審査内容を随時把握するとともに、毎月、レセプト点検員の勉強会を開催し、レセプト2次点検における点検内容がレセプト1次審査における審査内容と重複しないように適宜の見直しを行った上で、レセプト2次点検を行っていた。

(ウ) レセプト1次審査及び再審査の結果における理由等の把握状況

助成対象保険者等が審査支払機関のレセプト1次審査で査定された診療報酬等について査定の具体的な事由を把握し、また、審査支払機関の再審査で原審どおりとされた具体的な理由を把握することができれば、その後のレセプト2次点検に反映させることができることなどから、レセプト2次点検を一層効率的かつ効果的に行うことができると考えられる。

そこで、180助成対象保険者等に対して、レセプト1次審査で査定された場合の増減点事由が分かりやすいものであるかどうかについて確認したところ、126助成対象保険者等は分かりにくいとしていた。また、再審査の結果、原審どおりとされた場合における理由付記が分かりやすいものであるかどうかについて確認したところ、130助成対象保険者等は分かりにくいとしていた。

(4) 医療機関等に対する指導及び監査の状況

ア 医療機関等に対する指導の実施状況

21年度から25年度までの間に実施された医療機関等に対する指導の結果、不当な請求が行われているとして、8厚生(支)局において返還を求めた医療費(患者負担分を除く保険者負担分)の額は、計144億余円となっている。

21年度から25年度までの間における24事務所等の「集团的個別指導」の実施状況について、医科、歯科及び薬局の別に確認したところ、北海道厚生局本局は、北海道内の医科の医療機関(21年度から25年度)及び薬局(21、22両年度)に対して、中国四国厚生局本局は、広島県管内の医科の医療機関(21年度から25年度)に対して、中国四国厚生局岡山事務所は、岡山県管内の医科及び歯科の医療機関(21年度から25年度。22年度については歯科を除く。)に対して「集团的個別指導」を実施していなかった。また、中国四国厚生局山口事務所は、山口県管内の医科の医療機関(21、22両年度)に対する「集团的個別指導」を実施していなかった。

これらの4事務所等において、従来、指導大綱等に反して「集团的個別指導」を実施していなかった理由について確認したところ、「集团的個別指導」の実施に当たり、関係者(医療関係団体等)との調整が十分でなかったことが主な原因であるなどとしていた。そして、厚生労働省は、4事務所等において「集团的個別指導」を実施していない事実を把握しており、同省のホームページでもその事実を公表しているが、指導大綱等に即して

「集団的個別指導」を適切に実施するよう4事務所等に対して明確な指示等を行ったことはないとしている。

また、24、25両年度における24事務所等の「個別指導」の実施状況について確認したところ、9事務所等^(注4)において、医療機関等のうち医科、歯科又は薬局のいずれかに対する実施率が50%を下回っていて、医療機関等に対する「個別指導」が十分に実施されているとは認められない状況となっていた。

(注4) 9事務所等 北海道、東海北陸、中国四国、九州各厚生局本局、東京、神奈川、岐阜、兵庫、岡山各事務所

9事務所等において、24、25両年度に「個別指導」の対象の医療機関等として選定されながら、各年度内に「個別指導」が実施されていなかった医療機関等の選定事由の内訳をみると、高点数個別医療機関であることを事由として選定された医療機関等が80%以上を占めていた。

このほか、情報提供医療機関として選定されたのに、指導大綱等の指示に反して、実際には当該年度中に「個別指導」を実施していなかったものが24年度で152医療機関等、25年度で102医療機関等見受けられた。また、同じく再指導医療機関として選定されたのに、指導大綱等の指示に反して、実際には当該年度中に「個別指導」を実施していなかったものも24年度で117医療機関等、25年度で171医療機関等見受けられた。

このように、「個別指導」を実施していない医療機関等の大部分は、高点数個別医療機関であることを事由として選定されたものとなっており、管内に多数の医療機関等が集中している大都市圏を管轄する事務所等では、管内の4%程度の医療機関等を「個別指導」の対象として選定しても、高点数個別医療機関であることを事由に選定された医療機関等の大半について「個別指導」が実施されていない状況となっていた。

これらの9事務所等において、指導大綱等に即して「個別指導」を実施していない理由について確認したところ、人員不足や他の業務で繁忙であったことなどによるものであるなどとしている。そして、厚生労働省は、9事務所等における「個別指導」の実施率が低調であることを把握していたとしており、必要に応じて指導及び監査の実施状況等についても確認し、適宜助言を行うなどしていたとしている。しかし、同省は、9事務所等に対して、指導大綱等に即して「個別指導」を実施するよう明確な指示等を行ったことはないとしている。

そして、指導大綱等に即して「集団的個別指導」が実施されていなかったり、「個別指導」の実施率が低調となっていたりしている事態は、表のとおり、国民1人当たりの国民医療費の額が高額となっている道県を管轄する事務所等においても見受けられた。

表 事務所等における指導の実施状況(都道府県別)

	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
1	高知県	高知県	高知県	高知県
2	山口県	山口県	山口県	山口県
3	広島県	広島県	広島県	大分県
4	大分県	大分県	大分県	広島県
5	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	佐賀県
6	徳島県	佐賀県	佐賀県	鹿児島県
7	北海道	長崎県	長崎県	長崎県
8	福岡県	徳島県	徳島県	徳島県
9	長崎県	福岡県	福岡県	福岡県
10	佐賀県	北海道	北海道	島根県
11	島根県	島根県	島根県	北海道
12	香川県	香川県	香川県	香川県
13	石川県	石川県	石川県	石川県
14	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
15	熊本県	熊本県	熊本県	熊本県
16	富山県	富山県	福井県	福井県
17	愛媛県	福井県	富山県	愛媛県
18	福井県	愛媛県	愛媛県	富山県
19	鳥取県	鳥取県	鳥取県	鳥取県
20	秋田県	京都府	京都府	京都府
21	京都府	秋田県	兵庫県	兵庫県
22	兵庫県	兵庫県	秋田県	秋田県
23	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県
24	山形県	山形県	大阪府	山形県
25	和歌山県	大阪府	山形県	大阪府
26	大阪府	和歌山県	和歌山県	和歌山県
27	福島県	滋賀県	滋賀県	滋賀県
28	滋賀県	福島県	奈良県	福島県
29	奈良県	奈良県	福島県	奈良県
30	新潟県	新潟県	新潟県	三重県
31	三重県	三重県	三重県	宮城県
32	岩手県	長野県	長野県	新潟県
33	長野県	岐阜県	岐阜県	長野県
34	宮城県	宮城県	岩手県	岩手県
35	岐阜県	岩手県	山梨県	岐阜県
36	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県
37	山梨県	山梨県	宮城県	山梨県
38	青森県	群馬県	青森県	群馬県
39	群馬県	青森県	群馬県	青森県
40	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県
41	東京都	神奈川県	神奈川県	神奈川県
42	神奈川県	東京都	東京都	東京都
43	栃木県	栃木県	栃木県	栃木県
44	茨城県	茨城県	茨城県	茨城県
45	埼玉県	沖縄県	沖縄県	沖縄県
46	沖縄県	埼玉県	埼玉県	埼玉県
47	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県

注(1) 厚生労働省の「医療費の地域差分析」を基に、1人当たりの国民医療費(市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る実績医療費)が高額な順に都道府県を整理して作成した。

注(2) は、「集団的個別指導」を実施していない4事務所等が管轄する4道県

注(3) は、「個別指導」の実施率が低調となっている9事務所等が管轄する9都道県

以上のほか、厚生労働省は、指導大綱では、当該年度内に計画的に「個別指導」を実施することができなかった高点数個別医療機関について、翌年度以降に「個別指導」を実施することとはなっていないとしている。そして、実際に、これらの医療機関等に対して、翌年度以降に「個別指導」を実施した例は見受けられなかった。

イ 監査の実施状況

監査要綱によれば、監査は、原則として、「個別指導」を実施した結果、監査の必要が認められた場合に実施することとされている。21年度から25年度までの間における医療機関等に対する監査の結果、不正又は不当な請求が行われているとして、8厚生(支)局において返還を求めた医療費の額は、計99億余円となっている。そして、会計実地検査を行った24事務所等において、24、25両年度に監査を実施した52件及び40件のうち、「個別指導」を実施した結果、監査を実施したものは、それぞれ43件及び37件となっていた。

前記のとおり、医療機関等に対する指導及び監査は、いずれも保険診療の質的向上及び適正化を図るために実施されるものであるが、指導大綱によれば、このうち各種の指導は、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼として行われるものである。

以上を踏まえると、医療機関等に対する監査を適切に実施するためには、その前提として医療機関等に対する「集団的個別指導」及び「個別指導」が指導大綱等に即して着実かつ適切に実施されることが重要であると考えられる。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 医療費適正化計画の実施状況等について

(ア) 生活習慣病予防対策としての特定健診等の実施状況

第1期医療費適正化計画の期間中の保険者全体における特定健診の実施率は、当該計画の最終年度である24年度の平均で46.2%となっており、特定保健指導の実施率は、当該計画の最終年度である24年度の平均で16.4%となっていて、いずれも目標を相当下回っていた。

(イ) 病床転換助成事業の実施状況

病床転換助成事業による転換病床数は、第1期医療費適正化計画期間中の5か年度の合計で3,887床となっていて、病床転換の実施率は、同期間中の転換見込病床数25,500床の15.2%となっていた。また、第2期医療費適正化計画期間中の全都道府県における転換病床数は、25年度では計279床、26年度では計171床にとどまっていて、同事業は全国的にほとんど実施されていない状況となっていた。

(ウ) 第1期医療費適正化計画の実績に関する評価

基本方針では、生活習慣病予防対策が医療費適正化に及ぼす効果が医療費に現れてくるのは第2期医療費適正化計画の期間からとするとされていた。しかし、厚生労働省は、第1期都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価に当たり、全都道府県に対して、同省の作成した推計ツールを用いて生活習慣病予防対策として実施されている特定保健指導が医療費適正化に及ぼす効果額を算出するよう通知していた。そし

て、同省は、第1期全国医療費適正化計画の実績に関する評価において、メタボ該当者等とそれ以外の者の間には年間平均総医療費の額に約9万円の差があることが判明していることや特定保健指導の費用を踏まえたとした上で、特定健診等の実施による効果として、生活習慣病予防対策の効果を算出している44都道府県の効果額を集計すると約250億円となると公表していた。

しかし、この評価の公表に当たっては、44都道府県における当該効果額の推計は、厚生労働省の通知に基づき、同省の示した推計ツールに基づいて行われたものであること、推計ツールの内容は幾つかの仮定に基づくものであり、特に、特定保健指導の実施の効果額算定のための推計を行うに当たり用いられた9万円については、特定健診を受けたメタボ該当者等の年間平均総医療費に基づいて仮定された額であり、生活習慣病関連疾患に対象疾患を限定して算出されたものではないことなど、当該効果額の推計の前提とされた重要な情報を明示する必要があったと考えられる。

一方、厚生労働省は、入院期間の短縮対策については、平均在院日数の短縮に関する目標等に関する評価を行っており、第1期医療費適正化計画で定めた目標値はおおむね達成されているとしていた。しかし、同省は、平均在院日数の短縮の背景については必ずしも明確ではないとしていた。そして、入院期間の短縮のための療養病床の再編成の施策として実施された病床転換助成事業については、療養病床の機械的削減は行わないこととしたなどとして、同事業が入院期間の短縮又は医療費適正化に及ぼした効果等に関する評価を行っていなかった。

イ NDBシステムの運用状況と生活習慣病予防対策の効果分析について

NDBシステムは、我が国の全保険者等から全ての特定健診等データ及び全てのレセプトデータを収集・保存した上で、これらのデータの十分な突合・分析等を行うことなどを目的として、多額の経費を投じて構築されたものであるのに、多くの保険者の特定健診等データをレセプトデータと突合することができない状況となっていて、システム構築の所期の目的を十分に達成していないと認められた。

そして、このまま推移すれば、30年度に予定されている第2期医療費適正化計画の実績に関する評価において、生活習慣病予防対策として実施された特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果について、NDBシステムに収集・保存されているデータの十分な突合・分析等により得られる詳細な分析データに基づき適切な評価を行うことは困難であると見込まれる。

ウ レセプトの審査及び点検については、多くの助成対象保険者等において、レセプト2次点検の実施に当たり、レセプト1次審査におけるコンピュータチェックの具体的な審査内容について十分に把握していなかったり、レセプト1次審査における査定の具体的な事由及び再審査で原審どおりとした具体的な理由について十分に把握していなかったりするなどして、効率的かつ効果的に行われているとは認められない状況となっていた。

エ 医療機関等に対する指導及び監査のうち指導については、事務所等において、「集団的個別指導」及び「個別指導」を指導大綱等に即して適切に実施していないなどの事態が見受けられた。

(2) 所見

厚生労働省において、今後の医療費適正化に向けた各種の取組に当たっては、次のような点に留意する必要がある。

- ア 医療費適正化計画については、医療費適正化のための各種の施策を着実に実施するとともに、医療費適正化計画の実績に関する評価を適切に行うこと、特に、全ての保険者等から全ての特定健診等データ及び全てのレセプトデータを収集・保存した上、これらのデータの十分な突合・分析等を行うことを一つの重要な目的として構築されたNDBシステムについては、システムの運用状況を大幅に改善して、30年度に予定されている第2期医療費適正化計画の実績に関する評価に当たっては、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果について、収集・保存されているデータを十分に活用した適切な評価を行うことができるようにするために、データの不突合の原因等を踏まえたシステムの改修等を行うなどの措置を講ずること
- イ レセプトの審査及び点検については、レセプトの電子化の進展に伴い、従来、助成対象保険者等がレセプト2次点検で行っていた縦覧点検及び突合点検が審査支払機関によるレセプト1次審査でも行われるようになってきている状況を踏まえて、レセプト1次審査又は再審査における具体的な審査内容、審査結果の理由等を可能な限り明確に助成対象保険者等に伝えることに努めるよう審査支払機関に周知するとともに、当該具体的な審査内容、審査結果の理由等を把握した場合には、レセプト2次点検における点検内容について適宜の見直しを行うなどして、レセプト2次点検を一層効率的かつ効果的に行うよう助成対象保険者等に指導等を行うこと
- ウ 医療機関等に対する指導は、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として実施されるもので、診療報酬等の請求等の適正化を図る上で重要なものであることなどから、事務所等に対して、医療機関等に対する指導を指導大綱等に即して適切に実施するよう改めて指示するとともに、事務所等における実施体制を一層整備すること

本院としては、医療費適正化に向けた取組の実施状況及び今回の検査で明らかとなった問題点等について、引き続き検査していくこととする。

第2 土砂災害対策に係る事業の実施状況について

検査対象	27 都道府県
事業の根拠	砂防法(明治30年法律第29号)、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)等
土砂災害対策に係る事業の概要	砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業により砂防関係施設を整備するなどのハード対策に係る事業並びに土砂災害警戒区域等の指定を行うなどのソフト対策に係る事業
27 都道府県における土砂災害対策に係る事業費	5585 億 1838 万円(平成21年度～25年度)
上記に対する国庫補助金等交付額	2780 億 3053 万円

1 検査の背景

(1) 土砂災害対策に係る法令等の概要

ア 砂防法等の制定

我が国では、明治30年に、砂防法(明治30年法律第29号)が制定され、土石流による土砂災害から人家、公共施設等を守ることを目的に、砂防指定地を指定して砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備を整備する砂防事業が開始された。その後、昭和32年の西九州地方における豪雨により、砂防法の適用対象とならない箇所、土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴って移動する現象(以下「地すべり」という。)による被害が生じたことを契機として、33年に、公共施設等に対する地すべり等による被害を除却し又は軽減することを目的として、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)が制定され、地すべり防止区域を指定して地下水の排水施設、擁壁等の地すべりを防止する施設(以下「地すべり防止施設」という。)を整備する地すべり対策事業が開始された。さらに、42年の西日本における集中豪雨により、がけ崩れによる被害が多数生じたことを契機として、44年に、傾斜度が30度以上である土地(以下「急傾斜地」という。)の崩壊による被害から国民の生命を保護することを目的として、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)が制定され、急傾斜地崩壊危険区域を指定して、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められる場合に、擁壁工、排水工、法面工等の急傾斜地の崩壊を防止する施設(以下「急傾斜地崩壊防止施設」といい、砂防設備及び地すべり防止施設と合わせて「砂防関係施設」という。また、砂防関係施設の整備、改築等を行う土砂災害対策を「ハード対策」という。)を整備する急傾斜地崩壊対策事業(以下、砂防事業及び地すべり対策事業と合わせて「土砂災害対策事業」という。)が開始された。そして、都道府県は、土砂災害対策事業を国庫補助事業等により実施している。

イ 土砂災害危険箇所の把握

従来、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域(以下、これらを合

わせて「砂防指定地等」という。)が指定された後に、土砂災害対策事業が実施されてきたところであるが、依然として、砂防指定地等に指定された区域以外においても、土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊(以下、これらを合わせて「土石流等」という。)による土砂災害が全国的に多数発生し、甚大な被害を被っている状況となっていた。このようなことから、国土交通省は、土石流の発生のおそれのある溪流及び地形条件等から土石流の氾濫が予想される区域、地すべりの発生のおそれのある箇所及び地すべりによって移動した土塊による被害想定区域、並びに急傾斜地の崩壊等のおそれがある箇所及び急傾斜地が崩壊した場合等の被害想定区域(以下、これらの区域等を合わせて「土砂災害危険箇所」という。)について、それぞれ都道府県に対して通知を発するなどして、数回にわたり土砂災害危険箇所の調査を依頼している。

ウ 土砂災害防止法の制定等

(ア) 土砂災害防止法の制定

平成11年に広島県において豪雨による土砂災害が発生し多数の死者、負傷者等の人的被害が生じたことなどから、12年に、土砂災害から国民の生命及び身体を保護することを目的として、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)が制定された。これにより、従前から実施されてきた土砂災害危険箇所の調査とは別に、都道府県は、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地等の地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等に関する調査(以下「基礎調査」という。)を行うこととされた。そして、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合に、①住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)として、また、②建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域を土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」といい、警戒区域と合わせて「警戒区域等」という。)として、それぞれ土石流等の災害区分別に指定し公表することとされた(以下、基礎調査を行い警戒区域等に指定したり、警戒避難体制を整備したりするなどの土砂災害対策を「ソフト対策」という。)

(イ) 土砂災害防止法の改正等

26年8月19日夜から20日明け方にかけて広島県において発生した集中豪雨により、土砂災害が発生し多数の死者、負傷者等の人的被害が生じた。そして、これは、基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない地域が多くあり、住民に土砂災害の危険性が十分伝わっていなかったことなどが原因であるとされた。これを受けて、土砂災害防止法が27年1月に改正され、改正前は、基礎調査を実施した後に、警戒区域等に指定されて初めて土砂災害の危険性の高い箇所を公表することとされていたが、改正後は、基礎調査を実施して土砂災害の危険性の高い箇所が判明した場合は、警戒区域等に指定される前であっても、都道府県が、その結果を住民に公表することなどとしてされた。

(2) 広島県において発生した土砂災害に対する土木学会等の調査報告

前記のとおり広島県において発生した土砂災害について、公益社団法人土木学会及び公益社団法人地盤工学会は、26年10月に、平成26年広島豪雨災害合同緊急調査団における調査報告書(以下「調査報告書」という。)を作成しており、その中で以下の点を指摘している。

- ① 今回、人的被害が大きかった緑井、八木両地区においては、基礎調査は実施されていたが、災害時には警戒区域等の指定はされていなかった。そして、本土砂災害の後に広島県が公表した調査結果によれば、当該両地区において被災した箇所は、警戒区域に該当し、さらに、特別警戒区域に該当する区域も含んでいた。また、当該両地区はいずれも高度経済成長期に市街地が形成された地区である。
- ② 人的被害が最も大きかった八木地区の八木ヶ丘団地及び阿武の里団地において、今回の土石流下物と同様な堆積物が存在していることなどから、過去にも土石流があったと推定できる。

(3) 砂防関係施設の維持管理に関する基準

国土交通省は、砂防関係施設について長寿命化を図るなどのため、26年9月に、統一かつ効果的に点検を実施し、客観的な基準で健全度を評価することを定めた「砂防関係施設点検要領(案)」(平成26年9月国土交通省水管理・国土保全局策定。以下「26年点検要領」という。)を策定している。

また、砂防関係施設のうち砂防えん堤には、山腹の崩壊等の発生・拡大の防止、軽減等を目的とする機能と、土砂及び流木(以下「土砂等」という。)の流出抑制・調節及び土石流の捕捉・減勢等を目的とする機能等がある(以下、後者の目的のために整備される砂防えん堤を「土石流対策砂防えん堤」という。)。そして、土石流対策砂防えん堤については、「土石流・流木対策設計技術指針」(平成19年3月国土交通省河川局策定。以下「土石流対策指針」という。)によれば、土石流・流木対策施設において、除石(捕捉あるいは堆積した土砂等を除去することをいう。以下同じ。)を前提とした施設の効果量を見込む場合は、土砂等を速やかに除石することとされており、また、堆砂後の除石のため、管理用道路を含めあらかじめ搬出方法を検討しておくものとされている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

我が国では、台風や局地的な集中豪雨が頻発するなどして土砂災害が発生し、人的被害等が生じたことなどから、これまで砂防法、土砂災害防止法等のハード対策及びソフト対策に係る法令等が整備されてきている。そして、27年1月に土砂災害防止法が改正され、基礎調査を実施して土砂災害の危険性の高い箇所が判明した場合には、都道府県がその結果を住民に公表するなどのソフト対策が強化されており、また、国土交通省は今後おおむね31年度までの5年間で基礎調査を完了するよう都道府県に要請している。

一方、土石流等が発生した際に、夜間である場合は避難に時間を要したり、高齢者や子供等は速やかに避難することが困難であったりすることなども考えられる。また、近年、市街化地域の拡大に伴い溪流下流部や急傾斜地の直下等の土砂災害の危険性の高い箇所において住宅等が立地している場合もあるため、そのような箇所で土石流等が発生した場合には、多大な被害が生ずることが想定される。

このようなことから、土砂災害の危険性の高い箇所については、ソフト対策と連携して限られた予算の中でハード対策を着実に実施していくことが重要である。

そこで、本院は、砂防関係施設について、合規性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査を実施した。

- ア 警戒区域等における砂防関係施設の整備状況等はどのようになっているか。
- イ 土砂災害対策事業が効率的に実施されているか。
- ウ 砂防関係施設の定期点検等は適切に行われているか。
- エ 既存の土石流対策砂防えん堤について、土石流による被害を軽減させるため、除石が適切に行われるなどしているか。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、27 都道府県管内において国庫補助事業等により実施された土砂災害対策事業等を対象として検査した。検査に当たっては、警戒区域等の指定状況、砂防関係施設の点検状況、砂防えん堤の土砂等の管理状況等について調書を徴して調査分析するとともに、基礎調査結果、砂防関係施設の台帳、定期点検結果等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 27 都道府県 東京都、北海道、京都府、秋田、山形、茨城、群馬、埼玉、千葉、富山、福井、愛知、三重、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、山口、徳島、香川、愛媛、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

3 検査の状況

(1) 土砂災害対策に係る事業費

27 都道府県が実施した 21 年度から 25 年度までの間のハード対策及びソフト対策に係る事業費についてみると、表 1 のとおり、毎年度多額に上っており、これらのうち、ハード対策に係る事業費については、砂防事業に係るものが他の事業区分のものに比べて高額になっている。

表 1 土砂災害対策に係る事業費(平成 21 年度から 25 年度まで) (単位：千円)

事業区分		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
ハードに係る対策事業に費	砂防事業	71,328,918	68,292,790	62,234,593	65,997,882	46,056,634
		36,962,538	36,109,260	33,342,863	34,351,423	24,165,327
	地すべり対策事業	12,829,533	10,479,205	12,220,530	13,299,034	8,928,894
		6,614,466	5,445,927	6,662,960	6,997,505	4,653,514
	急傾斜地崩壊対策事業	32,055,216	28,823,599	27,005,807	29,626,813	23,514,248
		14,611,691	13,357,227	12,485,227	13,735,331	10,940,333
	その他	154,399	152,910	54,546	534,986	503,350
77,200		76,456	27,273	267,493	251,675	
計		116,368,066	107,748,504	101,515,476	109,458,715	79,003,126
		58,265,895	54,988,870	52,518,323	55,351,752	40,010,849
ソフト対策に係る事業費計		8,438,544	8,578,199	7,735,537	10,048,121	9,624,097
		3,121,449	3,238,238	2,898,682	4,034,399	3,602,075
合計		124,806,610	116,326,703	109,251,013	119,506,836	88,627,223
		61,387,344	58,227,108	55,417,005	59,386,151	43,612,924

注(1) 上段：事業費、下段：国庫補助金(交付金を含む。事業費の内数)

注(2) 「その他」には、砂防事業、地すべり対策事業又は急傾斜地崩壊対策事業に区分することが困難なものを計上している。

注(3) 平成 24、25 両年度については、事業が完了していないものがあることから 26 年度へ繰り越した額を除いている。

(2) 警戒区域等における砂防関係施設の整備状況等

ア 警戒区域等の指定の状況

27 都道府県における警戒区域の指定状況についてみると、警戒区域の指定区域数が土砂災害危険箇所数を上回っていて、指定が比較的進んでいる都府県がある一方で、土砂災害危険箇所数に対する警戒区域の指定区域数の割合が30%以下となっているなどして、指定が進んでいない道県もあり、都道府県によって進捗状況に大きな差が生じていた。また、特別警戒区域の指定状況について災害区分別でみると、27 都道府県の警戒区域数のうち土石流では40.9%、急傾斜地の崩壊では53.8%の区域において、特別警戒区域にも指定された区域があり、警戒区域の約半数の区域に、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域が含まれている状況となっていた。

イ 砂防関係施設が未整備の特別警戒区域における保全対象の状況等

26 年12月末現在、基礎調査が行われ特別警戒区域に指定されている区域のうち、砂防関係施設が未整備である区域についてみると、表2のとおり、土石流では26,344区域、急傾斜地の崩壊では61,657区域と多数に上っていた。

また、調査報告書によれば、人的被害が大きかった広島県の緑井、八木両地区は、市街化地域の拡大に伴い人口集中地区(注2)(以下「DID」という。)となっており、更に両地区の一部には特別警戒区域が含まれていた。そこで、砂防関係施設が未整備である特別警戒区域を含む警戒区域の一部等が DID となっている警戒区域についてみると、表2のとおり、土石流では692区域、急傾斜地の崩壊では6,882区域となっており、27 都道府県の中にはこのような警戒区域が多く存在している都道府県も見受けられた。

(注2) 人口集中地区 Densely Inhabited District (DID) 市町村の境域内で人口密度が原則として4,000人/km²以上の国勢調査の基本単位区が隣接して、その人口が5,000人以上となる地域

表2 砂防関係施設が未整備の特別警戒区域における保全対象の状況等

都道府県名	土 石 流				急 傾 斜 地 の 崩 壊					
	特別警戒区域数	うち砂防関係施設が未整備である区域数	保全対象		砂防関係施設が未整備である特別警戒区域の一部等がDIDとなっている警戒区域数	特別警戒区域数	うち砂防関係施設が未整備である区域数	保全対象		砂防関係施設が未整備である特別警戒区域の一部等がDIDとなっている警戒区域数
			人家	公共施設				人家	公共施設	
区域	区域	戸	棟	区域	区域	区域	戸	棟	区域	
北海道	196	187	104	13	34	1,107	996	3,499	142	401
秋田県	309	271	103	1	—	374	287	327	7	3
山形県	1,311	1,237	352	4	5	1,910	1,496	1,644	43	46
茨城県	598	551	686	142	—	1,503	1,158	3,417	110	199
群馬県	2,311	2,133	325	958	—	5,717	5,101	3,468	1,248	—
埼玉県	834	748	195	13	—	1,698	1,594	2,588	133	14
千葉県	—	—	—	—	—	2,680	2,550	4,836	157	236
東京都	843	831	202	14	148	3,143	3,126	2,660	267	602
富山県	885	790	151	5	2	2,781	2,196	2,132	23	23
福井県	3,412	3,123	462	—	15	6,072	5,562	3,614	24	131
愛知県	1,350	1,188	1,037	46	5	3,948	3,581	5,720	363	101
三重県	1,225	1,074	126	9	3	2,331	2,169	1,666	77	31
京都府	3,289	3,054	1,298	43	42	7,028	6,274	10,176	450	147
兵庫県	1	1	—	—	—	45	45	—	—	—
奈良県	9	8	35	2	—	24	7	7	—	—
和歌山県	898	838	1,295	63	58	2,310	2,009	5,114	158	35
鳥取県	1,448	1,217	1,026	1	—	2,665	2,366	5,398	21	—
島根県	240	234	156	6	—	672	653	1,272	29	—
山口県	2,942	1,708	520	37	23	4,086	1,737	4,420	95	40
徳島県	637	539	377	19	1	2,032	1,814	3,502	197	15
香川県	1,325	1,197	188	—	1	2,973	2,795	2,892	51	31
愛媛県	1,465	1,340	1,008	103	59	565	512	449	126	21
長崎県	1,432	1,361	1,978	3	281	8,233	7,866	9,738	437	4,632
大分県	1,086	941	113	4	4	2,647	2,394	2,999	172	103
宮崎県	379	344	120	13	—	1,440	1,209	2,365	131	66
鹿児島県	1,706	1,429	16,598	15	11	3,866	2,160	8,371	61	5
沖縄県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	30,131	26,344	28,455	1,514	692	71,850	61,657	92,274	4,522	6,882

(注) 公共施設とは、官公署、学校、病院、社会福祉施設等である(以下、表において同じ。)

ウ 土砂災害の発生箇所におけるソフト対策及びハード対策の実施状況等

土砂災害は、同じ箇所でも繰り返し発生する可能性もあることから、再び同じ被害を生じさせないためにも、土砂災害が発生した箇所においてソフト対策及びハード対策を実施することを検討したり、過去に土砂災害が発生した箇所をできるだけ把握したりしておくことが重要であると考えられる。

そして、土砂災害防止法が制定された12年から26年までの間に人的被害が生じた土砂災害の発生箇所78か所についてみると、26年12月末現在におけるソフト対策及びハード対策の実施状況は、警戒区域等に指定され、かつ、砂防関係施設等が整備されている箇所は46か所(58.9%)となっていた。また、これらの土砂災害の発生箇所の中には、過去にも土石流が発生したこん跡があるとされているものも見受けられた。

(3) 土砂災害対策事業採択後の工事の実施状況

ア 事業採択後の工事の実施状況等

土砂災害対策事業について、事業採択後5年以上が経過し、26年12月末現在において工事が未着手となっている事業についてみると、8府県で砂防事業等の34事業となっており、このうち特別警戒区域において工事を実施することとしているものが15

事業となっていた。また、事業採択後5年以上が経過し、工事が未着手となっている理由についてみると、地権者等の同意が得られなかったり、地権者が特定できなかったりなどしていることから、用地交渉未了のためが最も多くなっていた。

イ 工事が未着手の事業に要した事業費

都道府県は、事業採択後は国庫補助事業等により用地測量、詳細設計等を行うことになる。そこで、前記の工事が未着手の34事業について、21年度以前に実施した用地測量、詳細設計等の業務に要した事業費のうち、判明した事業費についてみると、計6億4991万余円(国庫補助金3億7845万余円)となっていた。

(4) 砂防関係施設の維持管理

ア 砂防関係施設の定期点検の実施状況

(ア) 定期点検に関する通知等

砂防設備の定期点検については、「砂防設備の定期巡視点検の実施について」(平成16年国河保第88号。国土交通省河川局砂防部保全課長通知)において、定期巡視点検実施計画を策定し、砂防設備の本体等の漏水、ひび割れ、破損等の有無について、原則として年1回以上、出水期前に巡視点検を行うこととされている。また、地すべり防止施設の定期点検については、「[地すべり防止技術指針]の適用について」(平成20年国河砂第61号・国河保第65号。国土交通省河川局砂防部砂防計画課長・保全課長通知。以下、「砂防設備の定期巡視点検の実施について」と合わせて「定期点検通知」という。)において、地表排水路の状況、地下水排除施設の状況等について、年1回程度、視認可能な範囲を現地踏査により点検を行うこととされている。

(イ) 砂防関係施設の定期点検の実施状況

国土交通省は、砂防関係施設の機能維持を目的として、定期点検を行うよう各都道府県に対して定期点検通知を発するなどしてきたところである。そして、27都道府県における砂防関係施設の26年度(26年12月末現在)における定期点検の実施状況についてみると、北海道のように点検要領等を作成し、26年度において全ての砂防関係施設の定期点検を実施しているところがある一方で、点検割合が10%未満となっているなど定期点検を十分に実施していない県も見受けられた。また、27都道府県全体の点検割合についてみると、砂防設備では27.7%、地すべり防止施設では29.2%、急傾斜地崩壊防止施設では26.7%となっていた。

イ 砂防設備台帳の有無と定期点検等の実施

(ア) 砂防設備台帳等の作成

国土交通省は、都道府県が砂防事業を実施するに当たり、砂防指定地を指定することとされている。そして、砂防法第11条の2において、都道府県は、砂防指定地台帳及び砂防設備台帳を調製してこれを保管することとされている。また、砂防指定地台帳等整備規則(昭和36年建設省令第7号)において、砂防指定地台帳には指定年月日、砂防指定地の区域等を、砂防設備台帳には砂防設備の位置、種類等をそれぞれ記載することとされている。

(イ) 砂防設備の位置の把握と定期点検等の実施

都道府県は、定期点検等を点検要領等に従って適切に実施していくため、砂防設備の位置を把握しておく必要がある。そして、上記のとおり、砂防法等により、砂防設

備の位置等を記載した砂防設備台帳を作成することとされている。そこで、会計実地検査時において、砂防設備台帳の作成状況等について確認したところ、一部の砂防設備について現地には存在していたが砂防設備台帳が作成されていないなどの事態が^(注3)11都府県において見受けられた。

(注3) 11都府県 東京都、京都府、秋田、茨城、福井、愛知、奈良、島根、徳島、大分、鹿児島各県

また、砂防設備台帳は作成され砂防設備の位置が記載されているものの、一部の砂防設備台帳に不備があり、砂防設備台帳に記載されている位置に砂防設備が確認できないため、国土交通省が25年2月に都道府県に対して発した通知に基づく点検(以下「25年緊急点検」という。)^(注4)が実施できていないとしているなどの事態が、7県における計43基の砂防えん堤等において見受けられた。

(注4) 7県 秋田、山形、富山、愛知、徳島、大分、宮崎各県

(5) 土石流対策砂防えん堤により被害を軽減するための方策

ア 砂防えん堤の概要

(ア) 砂防えん堤の類型

砂防えん堤は、その背後の空間(以下「堆砂空間」という。)において、土砂等を堆積させたり、土石流を捕捉したりする構造になっていて、その型式によって不透過型、透過型及び部分透過型(以下、透過型及び部分透過型を合わせて「透過型等」という。)に分類される。また、砂防えん堤は、計画上、定期的に、又は土石流が発生した場合等に必要に応じて、堆砂空間の除石を行うこととしているもの(以下「除石管理型砂防えん堤」という。)と、除石を行わないこととしているもの(以下「非除石管理型砂防えん堤」という。)に分類される。

(イ) 砂防えん堤の型式別等の整備状況

27都道府県における砂防えん堤の型式別等の整備状況についてみると、表3のとおり、不透過型の非除石管理型砂防えん堤が9割強を占めているが、新規に整備する場合は、透過型等の除石管理型砂防えん堤も整備されるようになってきている。

表3 砂防えん堤の型式別等の整備状況

砂防えん堤数 A基	除石管理型砂防えん堤					非除石管理型砂防えん堤				
	不透過型		透過型等		合計 B+C基	不透過型		透過型		合計 D+E基
	B基	割合 B/A %	C基	割合 C/A %		D基	割合 D/A %	E基	割合 E/A %	
29,122	117	0.4	1,216	4.1	1,333	27,584	94.7	205	0.7	27,789

(注) 平成26年12月31日以前に国庫補助事業等により整備し、又は国土交通省(13年1月5日以前は建設省)から移管を受けた砂防えん堤について記載している(以下、表において同じ。)

(ウ) 土石流対策砂防えん堤の設計等

a 土石流対策砂防えん堤の設計

砂防えん堤の設計に当たっては、「砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)」(平成19年3月国土交通省河川局策定。以下「砂防計画策定指針」という。)によれば、土石流が発生した場合等に溪流から流出することが想定される土砂量(以下「計画流出土砂量」という。)について、現地調査を行った上で、地形図、過去の土石流の記

録等により総合的に決定することとされている。そして、除石管理型砂防えん堤については、堆砂空間に土砂等が堆積していないとして土石流を捕捉するための容量（以下「捕捉容量」という。）を確保することとされており、また、非除石管理型砂防えん堤については、満砂状態になっているとして、捕捉容量を確保することとされている。

b 特別警戒区域の範囲の決定方法

特別警戒区域の指定に当たり、都道府県は、おおむね、除石管理型砂防えん堤については、堆砂空間に土砂等が堆積していない状態になっていることを前提に、捕捉容量の土石流を捕捉した上で、土石流が捕捉容量を超えた場合に土砂等が流出するとして特別警戒区域の範囲を決定しているのに対して、非除石管理型砂防えん堤については、堆砂空間が満砂状態になっていることを前提に、土石流が捕捉容量を超えた場合に土砂等が流出するとして特別警戒区域の範囲を決定している。

イ 土石流対策砂防えん堤について

近年の地球温暖化に伴い各地で大雨が多発しており、土石流の発生により多大な人的被害が生じていることから、土石流が発生した場合には、既存の砂防えん堤が有効に機能することが重要である。そこで、27都道府県が管理している砂防えん堤29,122基（除石管理型砂防えん堤1,333基、非除石管理型砂防えん堤27,789基）のうち、土石流対策砂防えん堤として整備された除石管理型砂防えん堤1,157基、土石流対策砂防えん堤として整備され満砂状態となっている非除石管理型砂防えん堤4,114基についてみると、以下のとおりとなっていた。

(ア) 砂防えん堤の整備箇所における特別警戒区域の指定状況

特別警戒区域は、砂防えん堤が整備されている箇所であっても、指定される場合がある。これは、砂防えん堤を整備する際の全体計画において複数の砂防えん堤等を整備するとしていたものの、その全ての整備が完了していない場合は、一部の砂防えん堤では、計画流出土砂量の全量を捕捉することができないことなどによるものである。そこで、砂防えん堤の下流における特別警戒区域の指定状況についてみると、除石管理型砂防えん堤では基礎調査が実施済みの615基のうち155基、非除石管理型砂防えん堤では基礎調査が実施済みの1,683基のうち764基、計919基（基礎調査が実施済みの砂防えん堤2,298基の39.9%）で特別警戒区域が指定されていた。

(イ) 砂防えん堤における保全対象等

上記のとおり、全体計画において計画されている複数の砂防えん堤等が現時点では一部整備されていないことなどにより、特別警戒区域が指定されている場合もあるが、計画されている全ての砂防えん堤等を整備するには相当の時間と費用を要する。このため、土石流による被害を軽減させるためには、保全対象を考慮するなどして、既存の砂防えん堤が有効に機能するよう除石を行ったり、計画されている砂防えん堤を効率的に整備したりする必要がある。

a 除石管理型砂防えん堤について

(a) 除石を行う際の土砂等の搬出方法等

前記のとおり、土石流対策指針によれば、土石流・流木対策施設において、除石を前提とした施設の効果量を見込む場合は、捕捉あるいは堆積した土砂等を速

やかに除石することとされており、また、堆砂後の除石のため、管理用道路を含めあらかじめ搬出方法を検討しておくものとされている。さらに、砂防計画策定指針の解説によれば、土砂等の搬出方法や搬出土砂等の受入先、除石の実施頻度等の除石計画を検討する必要があるとされている。そこで、除石管理型砂防えん堤のうち土石流対策砂防えん堤として整備された1,157基について、管理用道路の整備状況についてみると、533基(46.0%)においては整備されていなかった。また、管理用道路が整備されていない砂防えん堤533基について、除石計画における搬出方法の記載の有無についてみると、約6割が記載されていなかった。

(b) 保全対象と土砂等の搬出方法

除石管理型砂防えん堤のうち土石流対策砂防えん堤として整備された1,157基において、基礎調査が実施されている615基(53.1%)の保全対象についてみると、表4のとおり、人家が10戸以上所在していたり、公共施設等が所在していたりするものが見受けられた。そして、これらのうち、管理用道路が整備されておらず、かつ、除石計画において搬出方法が記載されていない除石管理型砂防えん堤は、人家が10戸以上所在しているもので71基、公共施設が所在しているもので62基となっていた。

表4 除石管理型砂防えん堤における保全対象の状況等 (単位：基)

都道府県名	基礎調査済の砂防えん堤数	保 全 対 象						
		人 家				公共施設	緊急輸送道路等	DID
		0戸	1~9戸	10~49戸	50戸~			
北海道	26	3	9	13	1	16	—	—
秋田県	3	2	—	1	—	2	—	—
山形県	44	3③	13⑬	26⑳	2②	18⑱	10⑩	—
茨城県	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬県	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉県	7	2②	1①	4③	—	2①	1	—
千葉県	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都	1	1	—	—	—	—	—	—
富山県	21	3	10	8	—	7	9	—
福井県	65	15	20⑧	18④	12③	31⑩	5	—
愛知県	14	4④	7⑤	3③	—	6⑥	3③	—
三重県	10	—	7⑦	3③	—	2②	3③	—
京都府	28	—	12	12	4	13	3	2
兵庫県	88	3	28	53	4	13	10	1
奈良県	24	5①	12⑨	4②	3③	8⑦	8④	—
和歌山県	6	—	3	3	—	—	1	—
鳥取県	30	4	14	11	1	7	6	—
島根県	30	6	13	9	2	7	—	—
山口県	17	4	9	4	—	1	1	—
徳島県	22	3②	9⑥	10⑥	—	10⑦	11⑧	—
香川県	24	2②	6②	15②	1	12②	3	—
愛媛県	42	1①	11①	16⑧	14⑤	24⑥	25⑨	2
長崎県	2	—	—	—	2	2	—	—
大分県	8	1	4③	2	1①	5②	1	—
宮崎県	5	1①	4③	—	—	3①	1	—
鹿児島県	96	41①	24	22	9	27	32①	—
沖縄県	2	—	—	1	1	—	1	—
計	615	104⑱	216⑳	238㉑	57⑭	216㉒	134㉓	5

注(1) 「保全対象」には、基礎調査を実施した時点の砂防えん堤数を計上している。

注(2) ○内の数字は、管理用道路が整備されておらず、かつ、除石計画において搬出方法が記載されていない砂防えん堤の基数で内数である。

b 非除石管理型砂防えん堤について

非除石管理型砂防えん堤の中には、溪流の最下流に整備されており、その直下に人家や公共施設等が所在している場合がある。そこで、満砂状態となっている非除石管理型砂防えん堤 4,114 基のうち溪流の最下流に整備されている 1,608 基についてみると、基礎調査が実施されているのは 906 基 (56.3%) となっていた。そして、当該砂防えん堤の保全対象についてみると、人家が 50 戸以上所在していたり、警戒区域の一部等が DID となっていたりなどしていた。さらに、この 1,608 基の砂防えん堤のうち、保全対象に人家が 10 戸以上所在し、かつ、特別警戒区域が指定されているものについてみると、特別警戒区域の中に人家が 10 戸以上所在しているものが 17 基となっていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

砂防関係施設について、合規性、効率性、有効性等の観点から、警戒区域等における砂防関係施設の整備状況等はどのようになっているか、土砂災害対策事業が効率的に実施されているか、砂防関係施設の定期点検等は適切に行われているか、既存の土石流対策砂防えん堤について、土石流による被害を軽減させるため、除石が適切に行われるなどしているかなどに着眼して検査を行ったところ、次のような状況となっていた。

ア 砂防関係施設が未整備である特別警戒区域を含む警戒区域の一部等が DID となっている警戒区域については、土石流では 692 区域、急傾斜地の崩壊では 6,882 区域となっており、また、12 年から 26 年までの間に人的被害が生じた土砂災害発生箇所 78 か所の中には、過去に土石流が発生したこん跡があるとされているものも見受けられた。

イ 土砂災害対策事業を実施するに当たり、事業採択後に、用地測量や設計業務等を行っているが、砂防関係施設を整備する箇所の用地交渉が未了であるなどの理由で、工事が 5 年以上未着手となっている事業が砂防事業等の 34 事業となっていた。また、このうち、特別警戒区域において工事を実施することとしていた事業が 15 事業となっていた。

ウ 26 年度における定期点検の実施状況は、砂防設備では 27.7%、地すべり防止施設では 29.2%、急傾斜地崩壊防止施設では 26.7% となっていた。そして、砂防設備台帳に一部不備があり、砂防設備の位置が確認できないため定期点検又は 25 年緊急点検が実施されていない事態が見受けられた。

エ 除石管理型砂防えん堤 1,157 基については、基礎調査が実施済みの 615 基のうち 155 基において、非除石管理型砂防えん堤 4,114 基については、基礎調査が実施済みの 1,683 基のうち 764 基において、特別警戒区域が指定されていた。そして、除石管理型砂防えん堤については、警戒区域に多数の人家等が所在しているものもあるが、除石を行う際に必要な管理用道路が整備されておらず、かつ、除石計画において搬出方法が記載されていないものが見受けられた。また、溪流の最下流に整備されている非除石管理型砂防えん堤については、特別警戒区域に多数の人家が所在していたり、警戒区域の一部等が DID となっていたりしているものも見受けられた。

(2) 所見

土砂災害対策に係る事業については、明治 30 年に砂防法が制定されるなどして現在に

至るまで実施されてきているが、市街化地域の拡大に伴い、溪流下流部や急傾斜地の直下等、従来人が住んでいなかった地域にも住宅等が立地してきていることなどから、土砂災害が発生した場合には人的被害に結びつく可能性が大きい。

そして、平成26年8月の広島県における土砂災害を契機として、土砂災害防止法の改正が行われ、都道府県は基礎調査をおおむね31年度までの5年間に完了することとされている。

一方、我が国の財政状況は引き続き厳しい状況にあることなどから、警戒区域等において砂防関係施設が整備されていない区域が多数に上っている。

そこで、国土交通省においては、今後、基礎調査が確実に実施されるよう努めるとともに、以下の点について都道府県に助言するなどして、砂防関係施設を効率的に整備し、また、施設が有効に機能するよう維持管理を適切に行い、もって土砂災害が発生した場合に人的被害が軽減等されるよう努める必要がある。

ア 広島県の土砂災害を教訓に、砂防関係施設の整備に当たっては、保全対象に人家が密集している区域があることを十分認識したり、過去に土砂災害が発生した箇所についてできるだけ把握したりした上で、優先順位を検討し、限られた予算の中で効率的に実施すること

イ 土砂災害対策事業を実施するに当たり、砂防関係施設を整備する箇所の地権者等に対して、土砂災害の危険性や事業の重要性等を十分説明し理解を求めることなどにより、事業採択後は速やかに工事に着手し、より効率的に事業を実施すること

ウ 砂防関係施設については、土砂災害を防止又は軽減する機能が長期にわたり維持されるよう26年点検要領等により適切に定期点検を実施すること。また、砂防設備台帳の不備を改善するとともに、一部の砂防設備については、位置を確認して速やかに点検を実施すること

エ 除石管理型砂防えん堤については、必要に応じて除石を行うこととなっていることから、除石が必要となった場合に速やかに除石が行えるよう、管理用道路を含めあらかじめ土砂等の搬出方法を検討しておくこと。また、非除石管理型砂防えん堤も含め、既存の土石流対策砂防えん堤については、警戒区域等の土砂災害のおそれのある地域の安全性向上に効果を発揮しているものの、引き続き全体計画において計画されている砂防えん堤の整備を効率的に進めるなど、土砂災害対策を推進していくこと

本院としては、都道府県がおおむね31年度までの5年間で基礎調査を完了し土砂災害の危険性の高い箇所を把握することとされていることから、基礎調査が適切に実施されて危険性の高い箇所が住民に周知されているか、当該箇所における砂防関係施設の整備や維持管理等が適切に行われているかなどについて引き続き注視していくこととする。

第3 国有林野事業の運営等について

検査対象	林野庁本庁、7森林管理局、98森林管理署、14森林管理署支署、8森林管理事務所
国有林野事業の概要	国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを旨として、国が行う国有林野の管理及び経営の事業
管理経営を行っている国有林野の面積	7,582,743ha(平成26年度末)
上記に係る土地、立木竹等の国有財産台帳価格	3兆8943億4154万円
国有林野事業に関連する歳入及び歳出の額	<p>(1) 国有林野事業特別会計</p> <p>収納済歳入額 3兆5335億7023万円(平成16年度～24年度)</p> <p>支出済歳出額 3兆5927億4079万円(平成16年度～24年度)</p> <p>(2) 一般会計</p> <p>収納済歳入額 575億4650万円(平成25、26両年度)</p> <p>支出済歳出額 2923億0927万円(平成25、26両年度)</p> <p>(3) 国有林野事業債務管理特別会計</p> <p>収納済歳入額 6134億7853万円(平成25、26両年度)</p> <p>支出済歳出額 6134億7853万円(平成25、26両年度)</p>

1 検査の背景

(1) 国有林野事業の概要

国は、森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)において、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを旨として、国有林野の管理及び経営の事業(以下「国有林野事業」という。)の適切かつ効率的な運営を行うこととなっている。

農林水産大臣は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)において、国有林野の管理経営に関する計画を明らかにするなどして、その適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するために、5年ごとに、10年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画(以下「管理経営基本計画」という。)を定めなければならないこととなっている。

そして、林野庁は、管理経営基本計画に基づき、平成26年度末において国有林野7,582,743ha(土地、立木竹等の国有財産台帳価格計3兆8943億4154万余円)の管理経営を行っており、森林管理局は、樹木の伐採、路網の整備等の国有林野での施業に係る計画(以下「国有林野施業実施計画」という。)を定めている。

国有林野事業は、24年度以前は国有林野事業特別会計(以下「林野特会」という。)において経理されていたが、25年度以降は一般会計において経理されている。そして、林野特会における国有林野事業に関連する16年度から24年度までの間の収納済歳入額及び支出済歳出額は、それぞれ3327億余円から4378億余円の間及び3448億余円から4310億余円の間で推移し、24年度には4378億余円及び4266億余円となっており、一方、一般会計で経理することとなった25年度以降の国有林野事業に関連する収納済歳入額及び支出済歳出額は、25年度281億余円及び1480億余円、26年度293億余円及び1442億余円となっている。

(2) 国有林野事業の一般会計への移行

国有林野事業は、企業的な運営等を図るために林野特会で経理されていたが、国有林野の産物の売払収入の減少等により、9年度末の借入金残高は3兆7446億余円となり、危機的な財務状況に陥った。このような状況の中、林野庁は、9年に一定の前提の下で今後の国有林野の管理経営に係る収支の見通しについての試算を行った。そして、国は、「国有林野事業の改革のための特別措置法」(平成10年法律第134号)を制定して、10年10月の借入金残高3兆8875億余円のうち、2兆8421億余円を一般会計に帰属させることとし、残りの1兆0454億円については、林野特会において60年度までに返済することとした。国は、24年6月に、森林が有する多面的機能の持続的な発揮を図り、厳しい状況に置かれている林業を活性化するための「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第42号。以下「管理経営法等改正法」という。)を制定するなどして、25年4月に林野特会を廃止した。そして、特別会計に所属していた権利義務は一般会計等に帰属するものとされ、また、林野特会の負担に属する借入金に係るものは国有林野事業債務管理特別会計(以下「債務管理特会」という。)に帰属するなどとされ、債務管理特会に承継された借入金は、新たな国民負担を生じさせないために、従前と同様、国有林野の産物の売払収入等により返済することとされた。そして、債務管理特会で経理することとなった25年度以降の収納済歳入額及び支出済歳出額は、それぞれ25年度3013億余円、3013億余円、26年度3121億余円、3121億余円となっている。

(3) 国有林野事業に係る施策の概要

ア 公益重視の管理経営の一層の推進

国有林野に囲まれたり隣接したりしている民有林(以下「介在地等」という。)の中には、立地条件が不利であることなどから民有林所有者等による森林の整備・保全が十分に行われず、土砂の流出等により国有林野が発揮している公益的機能に悪影響を及ぼすなどのものがある。そのため、管理経営法等改正法の施行により、介在地等の民有林所有者等と協定を締結する(以下、この協定を「公益増進協定」という。)ことにより、国の負担で国有林野と介在地等を一体的に整備及び保全できることとなった。公益増進協定の対象区域となる介在地等については、国有林野と一体的な施業を行うことなどを条件に選定されることとなっている。また、森林管理局は、公益増進協定による森林の整備及び保全に係る効果の分析や評価を行うこととなっている。

イ 森林・林業再生に向けた貢献

(ア) 国産材の安定供給

a システム販売

林野庁は、利用が低位であった曲がり材等の低質な間伐材等について、需要者とあらかじめ取引量等に係る協定を締結し、安定的かつ計画的な供給を行う販売方法（以下、このような販売方法を「システム販売」、取引量等に係る協定を「システム販売協定」という。）を活用して、林業・木材産業の活性化を図ってきている。さらに、これまで委託販売の対象としてきた木材についても、安定的かつ計画的な供給により国産材の需要拡大を図って木材自給率を高めるために、システム販売を推進している。また、システム販売協定の締結に当たって、システム販売の目的を達成し、木材買受けの機会の均等を図るために、企画競争方式により相手方の選定を行うこととなっている。

b 路網のネットワーク機能強化事業

路網のネットワーク機能強化事業は、木材の効率的な生産・販売の実施に当たり、木材の搬出機能を高めるために、一定の規格・構造を有する林道等又は森林作業道^(注1)に隣接した箇所^(注1)に木材を集積する土場（以下「ストックポイント」という。）の整備を行ったり、ストックポイントが林道等又は森林作業道から離れている場合に、両者を接続する付属路の整備を行ったり、また、林道等における木材搬出用トラックの通行量や積載荷重の増加等に対応するために、特に相当額の経費を投じて林道等の路盤等を強化する修繕（以下「特殊修繕」という。）を実施したりするものである。

林野庁は、森林作業道に隣接している山元土場、林道等に隣接して複数の施業地から搬出してきた木材を集積して大型トラック等で搬出することが可能な中間土場等のストックポイントと特殊修繕を行った林道等とを有機的に機能させることにより、木材の効率的な生産・販売を実現するとしている。

なお、林道等の原形の保持を目的として常時行っている維持修繕は、建設機械をチャーターして碎石を補填するなどの方法で実施されている。

（注1） 森林作業道 樹木の伐採等の森林施業の用に供する道で、主として、林業機械の通行を想定しており、利用の実態や作業用車両が様々であることから、規格・構造は一律には定められていない。

(イ) 民有林と連携した施業の推進

林野庁は、国有林野に隣接するなどしている民有林所有者等と森林管理署等との間で協定の締結（以下、この協定を「森林整備推進協定」という。）及び国有林と民有林との間で森林施業の一体化を図る森林共同施業団地（以下「施業団地」という。）の設定を行い、路網の整備や間伐等^(注2)の実施に係る計画（以下「森林整備等実施計画」という。）を定めて、民有林と連結した路網の整備、計画的な間伐等の実施、民有林材との協調出荷等に取り組むことにより、施業の効率化や低コスト化、国産材の安定的かつ計画的な供給等を図ることとしている。また、森林整備推進協定に係る施業の実施に当たっては、協定の締結者により構成する運営会議を設置することができることとなっている。

さらに、林野庁は、24年6月25日に、森林管理局に対して事務連絡(以下「施業団地の留意点」という。)を発し、森林管理署等は、既設の施業団地について、過去の施業の実施結果を検証するとともに、新たな施業団地を設定したり、協定期間を更新したりする際には、当該検証結果を上記の取組に反映することとされている。

(注2) 間伐 木材の利用価値の向上と森林の有する多面的機能の維持増進を図るために、育成過程の森林で密集化する立木を間引くこと

(ウ) 林業の低コスト化等に向けた技術開発等

林野庁は、林業の低コスト化等に向けた技術開発を一層推進し、実用段階に到達した先駆的な技術等については、国有林野の管理経営に役立てるとともに民有林の経営における普及・定着にも資するよう取り組むこととしている。

森林管理局は、新たな技術開発課題の設定を行うに当たっては、学識経験者等で構成される技術開発委員会の意見を徴した上で評価を行い、その評価結果を本庁に提出することとなっている。そして、森林管理局は、技術開発課題の実施結果について、毎年度、技術開発委員会の意見を徴した上で実施評価を行っている。また、森林管理局は、技術開発期間が5年以上の技術開発課題については、技術開発期間の完了時に技術開発の結果をまとめた報告書を作成して、本庁に提出することとなっている。そして、本庁は、当該報告書の提出を受けて、学識経験者等で構成された国有林野事業技術開発委員会(以下「本庁技術開発委員会」という。)の意見を徴するなどして事後評価を行うこととなっており、事後評価の結果は、森林管理局に通知され、新たな技術開発課題の設定等の際に活用及び反映されることとなっている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、国有林野事業の運営等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して、林野庁が管理経営を行っている国有林野7,582,743ha(土地、立木竹等に係る26年度末の国有財産台帳価格3兆8943億4154万余円)、16年度から26年度までの国有林野事業に係る収納済歳入額(林野特会3兆5335億7023万余円、一般会計575億4650万余円、債務管理特会6134億7853万余円)及び支出済歳出額(林野特会3兆5927億4079万余円、一般会計2923億0927万余円、債務管理特会6134億7853万余円)を対象として、本庁、7森林管理局^(注3)及び29森林管理署^(注4)等において会計実地検査を行うとともに、林野庁から調書を徴するなどして検査した。

ア 国有林野の管理経営に係る組織体制は、どのように変わってきているか、また、一般会計等への移行に伴う権利義務の承継等は、どのようにになっているか。

イ 公益重視の管理経営に係る施策である民有林との一体的な森林整備等の推進並びに森林・林業再生に貢献するための施策であるシステム販売、路網のネットワーク機能強化事業、民有林と連携した施業の推進及び林業の低コスト化等に向けた技術開発等は、それぞれ適切に実施され、かつ、効果を発揮しているか。

ウ 国有林野事業における施策が発揮している効果は、借入金の返済に係る林野庁の試算に照らして、60年度までに借入金の返済を可能とするものとなっているか、また、借入金の返済は、債務管理特会が設けられた趣旨に照らして、国有林野の産物の売払収入等により行われているか。

(注3) 7 森林管理局 北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局

(注4) 29 森林管理署等 根釧西部、宗谷、十勝東部、岩手南部、会津、磐城、棚倉、茨城、日光、東信、南信、飛騨、東濃、島根、安芸、四万十、大分、宮崎南部、西都児湯、鹿児島、北薩、沖縄各森林管理署、東大雪、上小阿仁、最上、南会津各森林管理署支署、埼玉、千葉、香川各森林管理事務所

3 検査の状況

(1) 国有林野の管理経営に係る組織体制

職員数(実員)の推移についてみると、27年度期首における職員数4,967人は、16年度期首における職員数8,049人と比べて、3,082人、38.2%減少している。

また、森林事務所は、職員配置の見直しを行ったことなどにより、24年度期首の1,256か所から414か所減少して、25年度期首においては842か所となっている。

(2) 一般会計等への移行に伴う権利義務の承継等の状況

林野特会における24年度末の現金預金等1088億余円のうち36億余円が東日本大震災復興特別会計に、短期借入金及び長期借入金計1兆2721億余円が債務管理特会にそれぞれ承継されており、その他の現金預金や固定資産等は一般会計に承継されている。

また、25年4月の国有林野事業の一般会計への移行に伴い、企業用財産という財産区分が廃止され、新たに森林経営用財産という財産区分が設けられたが、この森林経営用財産については、一般会計の国有財産と同様に、市場価格等による台帳価格の改定が行われることとなった。そして、森林経営用財産における立木竹の台帳価格は、25年度期首で6兆8697億余円であったものが、上記の価格改定等により、4兆0275億余円減少して、25年度末で、2兆8422億余円となっている。

また、前記414か所の森林事務所に係る庁舎は265か所(土地面積183,492.6㎡、国有財産台帳価格6億1778万余円)となっており、3か所を25年度中に処分するなどしたことにより、27年度期首では262か所(土地面積176,619.2㎡、国有財産台帳価格10億9945万余円)となっている。

(3) 国有林野事業に係る施策の実施状況

ア 公益重視の管理経営に係る施策の実施状況

森林管理局が26年度末で所在を把握している介在地等は、計2,296か所となっており、東北、関東、四国、九州各森林管理局は、短期間に管内全ての介在地等に係る所在の把握及び森林の現況等の調査を行うことが困難であることから、主に国有林野における施策が決まっている施業地に隣接等する介在地等を対象として所在の把握及び調査を行っている。

上記2,296か所の介在地等のうち、調査実施済みの介在地等が2,268か所(全体の98.7%)、調査中の介在地等が28か所(同1.2%)となっており、調査実施済みの介在地等2,268か所のうち、民有林所有者等と施業に関する調整を行っていない介在地等が2,250か所(同97.9%)となっていた。そして、上記の2,250か所のうち、国有林野施業実施計画において、隣接する国有林野で当面間伐等の施業予定がないことから調整を行っていない介在地等が894か所となっており、このうち、2か所については、介在地等の把握及び森林の状況等の調査に時間を要したため、民有林所有者等との調整を行う前の25年度又は26年度に、国有林野において間伐等が実施されていた。

また、26年度末で既に公益増進協定を締結した介在地等は7か所であり、このうち、森林の整備及び保全が終了しており、効果の分析や評価が実施できる状況となっていると考えられる介在地等4か所については、林野庁において、公益増進協定の締結実績が少ないなどのため、具体的な効果の分析方法や評価手法、実施時期を定めていないことから、森林管理局においては効果の分析や評価を実施していなかった。

イ 森林・林業再生に貢献するための施策の実施状況

(ア) 国産材の安定供給体制に係る施策の実施状況

a システム販売

システム販売の相手方の選定に当たっては、森林管理局の局内関係部局等の委員で構成された販売推進委員会が企画提案書等の審査・評価を行っているが、北海道、関東両森林管理局においては、契約担当部局の者を委員として参加させていなかった。また、全ての森林管理局で、企画提案書に加えて買受希望価格を提出させているが、東北森林管理局は、買受希望価格を評価の対象としておらず、システム販売協定の相手方の選定に当たってどの程度考慮されているのかが明確となっていなかった。

21年度から26年度までの間に森林管理局が締結した協定数は、製品販売で3,138件、立木販売で18件となっており、立木販売の拡大にはまだ至っていない状況である。製品販売における協定量に対する販売量の割合は、協定全体で見れば、いずれの年度においてもおおむね100%となっている。製品販売に係る個別の協定についてみると、協定量に対して販売量が20%以上超過しているものが808件、20%以上不足しているものが902件見受けられ、これらの中には、100%以上の開差が生じていて、協定量に対して販売量が2倍以上となるものが235件、販売量が全くない0㎡となっているものが141件見受けられた。そして、北海道、関東両森林管理局を除く5森林管理局においては、協定量に対して販売量の超過が見込まれる場合の取扱いを明確に定めておらず、基本的には超過数量全てを相手方に販売している。また、北海道森林管理局を除く6森林管理局においては、協定量に対して販売量の不足が見込まれる場合に具体的な対策を講じていなかった。

b 路網のネットワーク機能強化事業等

(a) ストックポイント及び付属路の整備

森林管理局において、25、26両年度に実施したストックポイント及び付属路の整備に要した事業費は、計5億5026万余円となっている。

25、26両年度ともに、近畿中国、四国両森林管理局においては、付属路の整備のみを実施しており、東北森林管理局においては、ストックポイント及び付属路の整備を実施していない。付属路の整備を実施していない東北森林管理局を除く6森林管理局において、25、26両年度に実施した付属路の整備延長計652,383mについては、林道等の原形の保持を目的とする維持修繕等が計484,843mと多数となっていて、施策の目的の達成に必ずしも十分に寄与するものとはならないと考えられる。

また、林野庁は、ストックポイント及び付属路の整備は、今後、当該ストックポイント及び付属路を使用した施業や木材の搬出が明らかである場合に認められ

るとしているが、上記計 652,383mのうち、11,360mについては、国有林野施業実施計画等において整備した林道等を使用した木材の搬出を伴う施業が予定されていない状況となっていた。

(b) 林道等の特殊修繕

森林管理局において、25、26両年度に実施した林道等の特殊修繕は、計 312 路線となっており、このうち、北海道、近畿中国、四国各森林管理局においては、計 293 路線の林道等における全ての特殊修繕が維持修繕と同様に、建設機械チャーター等による砕石の補填等の方法で実施されている。林道等の特殊修繕は、どのような場合にどの程度の強化を行うのか明確になっておらず、林野庁においては、特殊修繕を維持修繕と同様の実施方法で実施することも認められるとしている。しかし、特殊修繕と維持修繕は、その実施目的が異なっていることから、実施した特殊修繕は、施策の目的の達成に必ずしも十分に寄与するものとはならないと考えられる。

また、林野庁は、特殊修繕は、特殊修繕を実施した林道等を使用した木材の搬出の実施が明らかである場合に認められるとしているが、25、26両年度に実施した計 312 路線の林道等の特殊修繕のうち、33 路線計 7,590mについては、国有林野施業実施計画等において特殊修繕を実施した林道等を使用する木材の搬出を伴う施業が予定されていない状況となっていた。

(c) 貯木場の利用状況

貯木場計 42 か所のうち、26 年度末で未利用となっている貯木場は 21 か所となっており、このうち 10 か所についてはシステム販売に係るストックポイントとしての利用が可能であるか検討中としていた。

(イ) 民有林と連携した施業の実施状況

森林管理署等における森林整備推進協定の協定数及び協定面積は、26 年度末で計 134 件及び 598,951ha に上っており、このうち、26 年度末までに協定期間が満了して、森林整備推進協定を更新しているものが 87 件となっている。

上記 87 件に係る間伐面積、出荷量及び路網の整備の実施率は、それぞれ 84.1%、73.6%、96.6% となっている。そして、これらの中には、国と相手方との連携が十分に図られていないものも見受けられた。また、施業の効率化や低コスト化等を図る取組の実施状況をみると、路網と高性能林業機械を活用した低コストで高効率な作業システムの導入及び国有林野と民有林の路網の連結は、それぞれ 47 件(実施率 54.0%)及び 42 件(同 48.2%)となっており、民有林と連携したシステム販売の活用は、8 件(同 9.1%)と低調となっている。さらに、施業の効率化等の取組が全く実施されていないものが 22 件見受けられた。このうち 3 件については、地理的条件上国有林と民有林の連携が困難となっていた。

林野庁が施業団地の留意点を発した 24 年 6 月 25 日以前に協定期間が満了して、森林整備推進協定を更新している 28 件のうち、施業の実施結果の検証及び検証結果の反映を実施していないものが 25 件となっていた。

(ウ) 林業の低コスト化等に向けた技術開発等の実施状況

森林管理局の実施評価は、毎年度、12月中に行われ、翌年度の技術開発課題の設定も同時に行われているが、本庁の事後評価の結果は、翌年の3月又は9月に森林管理局に通知されていることから、事後評価の結果を翌年度の技術開発課題の設定に速やかに活用、反映することは困難な状況となっている。

また、21年度から26年度までの間に技術開発が完了した技術開発課題は計100件となっており、技術開発期間が5年未満の技術開発課題のうち、実施評価において、「高く評価できる」及び「妥当である」とする評価を受けた25件並びに事後評価において、「予想以上の効果を上げたもの」及び「当初の目的をほぼ達成したもの」とする評価を受けた34件の計59件のうち、実証研究を行っているものは23件となっており、このうち、実用化に至ったものは5件(21.7%)となっている。そして、上記23件のうち、林業の低コスト化に係る技術開発課題は9件となっているが、このうち、森林管理局が民間事業者等へ十分に普及したと判断して、国有林野における施業の積算基準に反映したものは3件(33.3%)となっている。

(4) 国有林野事業に係る借入金の返済状況

ア 借入金の返済試算

林野庁は、9年に行った収支の見通しについての試算を基に、表のとおり、23年に一般会計への移行後の国有林野の債務の返済に係る試算(以下「23年試算」という。)を行っている。

表 一般会計への移行後の国有林野の債務の返済試算(23年試算) (単位：億円)

区 分	平成 25 ～29 年度 (平均)	30～34 (平均)	35～39 (平均)	40～44 (平均)	45～49 (平均)	50～54 (平均)	55～59 (平均)	60
債務返済に充てる財源	270	340	480	520	550	560	570	570
うち林産物収入	230	310	450	490	520	530	540	540
林産物収入等の確保に要する経費	180	140	110	100	100	100	100	100
債務返済額	90	200	370	420	450	460	460	470
債務返済額(元本償還額)累計	29 年度	34 年度	39 年度	44 年度	49 年度	54 年度	59 年度	60 年度
	490	1500	3370	5460	7710	1兆 0010	1兆 2330	1兆 2800

注(1) 本試算は、林野庁による試算である。 (林政審議会資料より)

注(2) 平成29年度末の債務返済額累計は、24年度までの元本返済額及び返済予定額約60億円を含む。

林産物収入の実績は、25年度では230億余円となっており、23年試算における35年度から39年度までの林産物収入の平均450億円を確保するためには、35年度までに林産物収入を25年度実績の約2倍に増加させることが必要となる。林野庁は、前記各施策の実施等により、国産材の安定供給体制の構築、木材の効率的な生産・販売等を通じた国産材の需要拡大及び木材の搬出等の経費の縮減等を通じた施業コストの縮減を図り、国有林材の販売量を増加させるとともに、10年間で主伐立木単価を2,600円/m³から4,000円/m³に上昇させることを、林産物収入の増加によって借入金の返済を行うための前提条件にしている。

しかし、前記のとおり、借入金返済の前提とされている林産物収入の増加のために重要となる、国有林野事業に係る各施策の効果が十分に発揮されているとは認められない状況となっており、新たな国民負担を生じさせずに60年度までに借入金を返済するためには、なお一層の努力が必要であると考えられる。

イ 債務管理特会への繰入額(借入金返済額)

一般会計への移行後は、管理経営法等改正法等の施行により、国有林野の産物の売払収入等から当該売払等に要する費用を控除した額に相当する額を借入金返済額として債務管理特会へ繰り入れている。国有林野の産物の売払等に要する費用は、一般会計の歳出科目である(項)国有林野産物等売払及管理処分業務費(以下「処分業務費」という。)から支出することとなっている。処分業務費の支出済歳出額は、25年度206億余円、26年度188億余円となっており、このうち、木材供給のための収穫調査等の販売等の事業に係る事業的経費は、25年度91億余円、26年度80億余円となっている。また、立木の収穫調査等に必要な経費であっても、公有林野等官行造林地に係るものは、処分業務費から支出すべき経費に含まれていない。

森林管理局等において、25、26両年度に事業的経費として支出された経費について、1件300万円以上の木材供給のための収穫調査に係る委託契約を抽出して、事業の内容に応じて適正な歳出科目から支出されているかを確認したところ、4森林管理署等が締結した5契約において、公有林野等官行造林地における収穫調査に係る経費計20,767,098円を誤って処分業務費から支出している事態が見受けられた。

(注5) 収穫調査 林産物の売払いなどに当たり、立木の材積等を把握するために、農林水産大臣が指定する者等に行わせる立木の樹種、樹高、胸高直径、品質等の調査

(注6) 公有林野等官行造林地 公有林野等官行造林法(大正9年法律第7号。昭和36年廃止)に基づき、国が地方公共団体の所有する森林、原野等に造林した土地

4 所見

(1) 検査の状況の概要

国有林野事業は、管理経営法等改正法の施行により、25年4月以降一般会計で経理されることとなり、林野庁は、公益重視の管理経営を一層推進するための施策や森林・林業再生に貢献するための施策を実施するとともに、施策の結果得られる木材を計画的に供給することにより国有林野の産物の売払収入等を得るなど企業的な運営から脱却することとなった。また、債務管理特会に承継された借入金については、従前と同様、国有林野の産物の売払収入等により60年度までに返済することとなっており、新たな国民負担を生じさせることなく着実に借入金の返済を行うことが求められている。

したがって、一般会計への移行後の早い段階において、国有林野事業について、24年度以前の林野特会や25年度以降の一般会計への移行後における事業の運営等の結果を総括するとともに、公益重視の管理経営等に係る各施策の実施状況とその効果を検証及び分析すること、また、借入金の返済に係る林野庁の試算の内容と返済状況を検証及び分析して課題を明らかにすることは、今後の適切な国有林野事業の運営及び借入金の着実な返済に当たり重要であると考えられる。

そこで、本院が、国有林野事業の運営等について、その組織体制や一般会計等への移行に伴う権利義務の承継等を確認するとともに、公益重視の管理経営に係る施策である民有林との一体的な森林整備等の推進並びに森林・林業再生に貢献するための施策であるシステム販売、路網のネットワーク機能強化事業、民有林と連携した施業及び林業の低コスト化等に向けた技術開発等は、それぞれ適切に実施され、かつ、効果を発揮しているか、同施策が発揮している効果は、借入金の返済に係る林野庁の試算に照らして、60年度までに借入金の返済を可能とするものとなっているか、また、借入金の返済は、債務管理特会が設けられた趣旨に照らして、国有林野の産物の売払収入等により行われているかなどを検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 公益重視の管理経営に係る施策である民有林との一体的な森林整備等の推進のための公益増進協定については、介在地等に隣接する国有林野で当面間伐等の施業予定がないことから、民有林所有者等との施業に関する調整を行っていないものが894か所となっていた。このうち、森林管理局が介在地等の把握及び森林の状況等の調査を速やかに行っていないため、公益増進協定の対象区域となる介在地等の調査期間中に、隣接する国有林野の間伐等の施業が既に実施されており、今後、当分の間、国有林野の施業に合わせた一体的な施業が実施できないおそれがあるものが2か所見受けられた。また、林野庁において、公益増進協定に基づく森林の整備及び保全に係る効果の分析方法や評価手法、実施時期を定めておらず、森林管理局が効果の分析や評価を実施していないため、介在地等における森林の整備及び保全に消極的な民有林所有者等との今後の合意形成等に資するような評価が行われていない状況となっていた。

イ 森林・林業再生に貢献するための施策であるシステム販売については、森林管理署等が、企画競争方式により選定されたシステム販売協定の相手方と販売契約を締結することとなるのに、2森林管理局において相手方の選定等を行う販売推進委員会に契約担当部局の者を関与させていなかったり、1森林管理局において買受希望価格を企画提案書とともに提出させているのに評価項目としていなかったりしていた。

また、5森林管理局において協定量に対して販売量が大幅に超過することが見込まれる場合の取扱いが明確に定められておらず、相手方に超過分全量を販売している事態が見受けられ、契約の透明性や公平性の確保等が十分でない状況となっていた。

さらに、6森林管理局において、協定量に対して販売量の不足が見込まれる場合に不足を解消するための具体的な対策が講じられておらず、木材の安定的かつ計画的な供給を行うという施策の効果が、十分発揮されていない状況となっていた。

ウ 森林・林業再生に貢献するための施策である路網のネットワーク機能強化事業については、山元土場、中間土場等のストックポイントや林道等を有機的に機能させることが重要であるのに、山元土場に至る林道等の原形の保持を目的とする維持修繕等としての付属路の整備や特殊修繕が優先して実施されており、木材の搬出機能を現状より一層高めることとしている本事業の目的の達成に必ずしも十分に寄与するものとはならない状況となっていた。

また、付属路の整備や路網の特殊修繕の実施箇所の中には、国有林野施業実施計画等で木材搬出を伴う間伐等の施業を予定しておらず、施業による使用を予定していない林道等に対して維持修繕等を実施しているものが、付属路の整備で整備延長計11,360m、

特殊修繕で33路線計7,590m見受けられた。さらに、26年度末において、未利用となっている貯木場は21か所となっており、これらの中には、システム販売に係るストックポイントとしての利用が可能であるか検討中としているものも10か所見受けられた。

エ 森林・林業再生に貢献するための施策である民有林と連携した施業のための森林整備推進協定については、間伐面積、出荷量及び路網の整備の実施率がそれぞれ84.1%、73.6%、96.6%となっており、これらの中には、森林管理署等と相手方との連携が十分に図られていないものも見受けられた。また、低コストで高効率な作業システムの導入、路網の連結、民有林と連携したシステム販売の活用等の施業の効率化や低コスト化等を図る取組は、それぞれ実施率54.0%、48.2%、9.1%となっており、これらの中には、施業団地の設定に問題があったため、上記の取組を全く実施していないものも見受けられた。

また、施業団地の留意点において、森林整備推進協定に基づく施業の実施結果の検証及び検証結果の反映の対象としている施業団地28件のうち、25件については、森林管理署等において実施結果の検証及び検証結果の反映が行われていなかった。

オ 森林・林業再生に貢献するための施策である林業の低コスト化等に向けた技術開発等については、本庁技術開発委員会における事後評価の結果が、翌年の3月又は9月に森林管理局に通知されるため、事後評価の結果を森林管理局における翌年度の研究開発課題の設定に速やかに活用及び反映することが困難な状況となっていた。

また、技術開発が完了した実証研究については、技術開発課題23件のうち、実用化に至ったものは5件(技術開発課題の21.7%)となっており、林業の低コスト化に関する技術開発課題9件のうち、森林管理局が民間事業者等へ十分に普及したと判断して、国有林野における施業の積算に適用する積算基準へ反映したものは3件(林業の低コスト化に関する技術開発課題の33.3%)となっていた。

カ 一般会計への移行後の借入金の返済については、23年試算は、林野庁がシステム販売等の施策を確実に実施することなどによって、国産材の安定供給体制の構築、木材の効率的な生産・販売等を通じた国産材の需要拡大を図り、国有林材の販売量を増加させることや、路網の整備等による搬出等の経費の縮減等を通じた施業コストの縮減を図り、主伐立木単価を上昇させることを前提としている。しかし、現時点では、イからオまでのとおり、借入金の返済の前提条件にされている林産物収入の増加のために重要となる、国有林野事業に係る各施策の効果が十分に発揮されているとは認められない状況となっていた。

また、国有林野の産物の売払等に要する費用については、処分業務費以外の歳出科目から支出すべき経費を誤って処分業務費から支出している事態が見受けられたが、これらの事態は、借入金返済額の適切な算出に影響するおそれもあり、国有林野事業が一般会計に移行した際に、国有林野の産物の売払収入等により借入金の返済が行われることを明確にするために債務管理特会が設けられた趣旨に照らして、適切とは認められない。

(2) 所見

国有林野事業は、25年度以降一般会計で経理されることとなり、林野庁は、管理経営基本計画に基づく公益重視の管理経営を一層推進するための施策や森林・林業再生に貢献するための施策を実施しており、債務管理特会に承継された借入金については、新たな国民負担を生じさせずに国有林野の産物の売払収入等によって60年度までに着実に返済することが求められている。

したがって、林野庁においては、森林管理局及び森林管理署等と十分に連携して、今回の本院の検査により明らかになった状況を踏まえ、今後の国有林野事業の運営等に当たって、次のような点に留意して対応を検討することが必要である。

ア 森林管理局は、介在地等に隣接する国有林野の施業の実施時期までに公益増進協定を締結できるよう、速やかに管内全ての介在地等の所在を把握した上で、森林の状況等の調査を行うこと。

また、林野庁は、速やかに公益増進協定の効果の分析や評価の手法、実施時期を定めて森林管理局に示すとともに、森林管理局においては、国有林野と一体的な整備及び保全を行う必要のある介在地等の民有林所有者等との公益増進協定の締結に向けた合意形成等に資するよう、適時適切に効果の分析や評価を行った上でその評価結果等を活用すること

イ 森林管理局は、システム販売において、販売推進委員会に契約担当部局の者を関与させたり、買受希望価格を評価項目とするなど相手方の選定における買受希望価格の位置付けを明確にしたり、協定量に対する販売量の大幅な超過が見込まれる場合の当該超過分の取扱いをあらかじめ明確にしたりするなどして、契約の透明性や公平性の一層の確保等を図ること。

協定量に対して販売量の大幅な不足が見込まれる場合の具体的な取扱いについて、森林管理署等が管轄している地域の特性に留意しつつ、森林管理署等から適時に木材の生産量の情報を報告させるなど、間伐等の施業の実施状況や木材の販売状況を適時適切に把握する体制を整備するなどして、協定間で供給の調整を行うなど可能な限り不足分の解消を図って安定的かつ計画的な供給に努めること

ウ 林野庁は、路網のネットワーク機能強化事業について、特殊修繕の位置付けを明確にすること、また、森林管理局及び森林管理署等において、山元土場、中間土場等のストックポイントや林道等を有機的に機能させることにより、その効果が十分に発揮されるよう、施策の趣旨を踏まえた上で、ストックポイントや付属路の整備及び林道等の特殊修繕の実施内容や実施方法を適切に選定するとともに、中間土場の適地がない場合には、未利用となっている貯木場等の資産の活用も十分検討するなどして、木材の効率的な生産・販売を実施すること。

また、付属路の整備及び特殊修繕の実施に当たっては、国有林野施業実施計画等における施業の予定に留意して、適切に実施箇所の選定を行うこと

エ 森林管理署等は、森林整備推進協定について、運営会議等を通じて民有林所有者等と綿密に連携したり、過去の森林整備推進協定に基づく施業の実施結果を検証したりするなどした上で、施業団地の設定や森林整備等実施計画を必要に応じて見直すことによ

り、施業の効率化や低コスト化、国産材の安定的かつ計画的な供給等を図る取組を一層推進すること

オ 林野庁は、林業の低コスト化等に向けた技術開発等について、本庁技術開発委員会の開催時期を見直すなどして、事後評価の評価結果を森林管理局における翌年度の技術開発課題の設定の際に速やかに活用及び反映できるようにすること。

また、森林管理局は、局内の関係部局間における密接な連携を図りながら、新規技術の開発、その実用化及び実用化した新規技術の民間事業者等への普及に一層努めること

カ 一般会計への移行後の借入金の返済については、新たな国民負担を生じさせることなく、林産物収入の増加によって国有林野事業に係る借入金の返済を行うための前提条件となる各施策の効果がこれまで十分に発揮されていない状況に鑑み、林野庁は、システム販売の推進、施業コストの縮減等の施策を確実に実施するよう、より一層努力すること。

また、林野庁は、森林管理局等に対して、債務管理特会が設けられた趣旨を踏まえて、販売等の事業に係る経費を、その内容に応じた適正な歳出科目から支出するよう指導を徹底すること

本院としては、我が国における林業を取り巻く状況や林野庁における借入金の返済状況等を踏まえつつ、国有林野事業の運営等について、引き続き多角的な観点から検査していくこととする。

第4 政府出資株式会社等における事業及び財務の状況等について

検査対象	政府出資株式会社等 38 法人
政府出資株式会社等の概要	事業の公共性・公益性に着目し、的確な事業の遂行及び経営基盤の安定を図るために国が直接又は間接に出資している特殊法人等
38 法人における出資残高	20 兆 7550 億円(平成 25 年度末)
上記のうち 34 法人における国の出資残高	19 兆 5961 億円(平成 25 年度末)
上記のうち 3 法人に係る株式の売却収入	17 兆 4834 億円(昭和 61 年度～平成 26 年度)

1 検査の背景

(1) 政府出資株式会社等の概要

国は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事業であって国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものについては、国が設立する法人に当該事業を実施させている。これらの法人が実施する事業には、採算性が高いものであって企業の経営による方がより効率的に継続して実施できるものや民間でも実施が可能なものなど様々なものがある。

上記の法人には、法律により直接設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(以下「特殊法人」という。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人(以下「認可法人」という。)等がある(以下、これらの法人を合わせて「特殊法人等」という。また、各法人の設立の根拠となる法律を「設置根拠法」という。)

国は、特殊法人等について、その事業が現在及び将来にわたる国民の負担又は法律により与えられた事業独占等の特別の地位に基づいて実施されていることに鑑み、特殊法人等整理合理化計画(平成 13 年 12 月閣議決定)等に基づき、法人ごとに事業及び組織形態の見直しを実施している。そして、その一環として、特殊法人等を実施させている事業のうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるなどの事業については、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)及び各法人の設置根拠法に基づいて設立する独立行政法人に当該事業を実施させることとした。

そして、国は、上記の組織形態等の見直しを実施しつつ、特殊法人等が行う事業の公共性・公益性に着目して、的確な事業の遂行及び経営基盤の安定を図るために必要な場合には特殊法人等に出資を行っており、当該特殊法人等の特定の事業の実施及び経営基盤の強化のために必要があると認めるときは、追加出資も行っている。また、国が直接出資する場合のほか、国が出資する法人が特殊法人等に出資している場合もある(以下、国が出資する法人が更に出資している特殊法人等を「間接出資法人」という。)

これらの特殊法人等の組織形態には、株式会社(以下、株式会社である特殊法人等のうち国が直接又は間接に出資しているものを「政府出資株式会社」という。)と、公庫、事業団、機構等といった株式会社以外の形態(以下、株式会社以外の組織形態である特殊法人

等のうち国が直接出資しているものを「非株式会社」といい、政府出資株式会社と合わせて「政府出資株式会社等」という。)とがある。政府出資株式会社等について、国が直接出資する法人及び間接出資法人の別にみると、平成27年3月末現在で、国が直接出資する法人が34法人、間接出資法人が9法人(注1)、(注2)独立行政法人が出資している法人が4法人、政府出資株式会社等が出資している法人が5法人(注3)の計43法人となっている。

(注1) 34法人 株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、東京地下鉄株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本郵政株式会社、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社産業革新機構、新関西国際空港株式会社、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、株式会社海外需要開拓支援機構、中部国際空港株式会社、日本電信電話株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、日本アルコール産業株式会社、株式会社商工組合中央金庫、日本たばこ産業株式会社、沖縄振興開発金融公庫、日本私立学校振興・共済事業団、日本銀行、日本中央競馬会、預金保険機構、日本司法支援センター、全国健康保険協会、日本年金機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、農水産業協同組合貯金保険機構

(注2) 4法人 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

(注3) 5法人 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、日本郵便株式会社

(2) 政府出資株式会社等に対する国等の財政支援等の概要

国は、前記のとおり、政府出資株式会社等に対して直接又は間接に出資を行い、各種の事業を実施させているが、このうち、一部の政府出資株式会社等については、出資のほかに、設置根拠法等に基づき、国等から補助金、補給金、交付金及び助成金(以下、これらを合わせて「補助金等」という。)の交付、無利子等の融資、債務の保証(以下「債務保証」という。)等の財政支援等を受けている。

(3) 政府出資株式会社等が実施する事業の概要

政府出資株式会社等の目的、事業の範囲等は、各法人の設置根拠法において定められている。

政府出資株式会社は、その目的である事業(以下「主たる事業」という。)のほか、主たる事業の遂行に支障のない範囲で主務大臣の認可を受けて、法人の目的を達成するために必要な事業を実施することができることとなっている。そして、政府出資株式会社を主たる事業の類型別にみると、高速道路会社、空港会社、鉄道会社、金融機関、官民ファンド等があり、これらの法人は、主たる事業等を単独で又は子会社・関連会社と企業集団を構成して実施している。

また、非株式会社は、預金者等の保護、通貨及び金融の調節等の主たる事業のほか、これに関連するものとして設置根拠法に限定列挙された事業を実施することができることとなっている。

(4) 政府出資株式会社等から国が得ている収入の概要

国は、設置根拠法の規定及び政府出資株式会社等に出資したことによって取得した株式

や権利に基づき、政府出資株式会社等から、設置根拠法に基づく国庫納付や株主総会の決議等に基づく配当による収入を得ている。

また、国は、各種税法に基づく租税の徴収や国が保有する政府出資株式会社の株式のうち、国に保有義務が課せられていないものを売却することによって収入を得ている。そして、一部の政府出資株式会社の株式については、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。以下「復興財源法」という。)により、その売却収入が東日本大震災に係る復興債の償還財源として位置付けられている。

(5) 政府出資株式会社等に対する事業及び財務に係る国の監督等の概要

国は、政府出資株式会社等の設置根拠法等において、当該法人の公共性、財産の毀損防止等の観点から、政府出資株式会社が発行する株式の国の保有義務や、政府出資株式会社等の事業計画の決定、債券(社債等)の発行、借入れの決定、財務諸表等の提出等に係る主務大臣の認可又は承認についての規定を設けることにより、政府出資株式会社等に対する事業及び財務に係る監督等を実施している。

(6) 政府出資株式会社等における財務報告制度の概要

政府出資株式会社等には、財務状況の透明性等が確保されるよう、その組織形態や事業の特性に応じた会計制度、情報開示制度及び監査制度が設けられている。

政府出資株式会社については、会社法(平成17年法律第86号)に基づき、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)に準拠した計算書類を作成して開示することとなっており、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って、計算書類等を作成することとなっている。そして、株式を上場していたり、債券を発行していたりなどする場合には、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に基づき、財務諸表等の作成及び開示を行うことが義務付けられている。

また、非株式会社については、設置根拠法、法人ごとに定められた財務及び会計に関する省令並びに「特殊法人等会計処理基準」(昭和62年10月財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に基づくなどして財務諸表等の作成及び開示を行うことが義務付けられている。同基準は、特殊法人等の財政状態及び経営成績を明らかにするために、特殊法人等の会計処理及び財務諸表等の作成に関して基本的事項を定めたものである。

そして、非株式会社の中には、「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」(平成13年6月財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会報告。以下「作成指針」という。)に基づき、民間企業として活動を行っているとの仮定に立って、行政コスト計算財務書類を作成して開示している法人もある。

政府出資株式会社等が作成する財務諸表等の監査等については、政府出資株式会社は、会社法等に基づく監査役等及び会計監査人による監査を受けることが義務付けられており、非株式会社は、各法人の設置根拠法等に基づき、監事等が監査を実施したり、財務諸表について設置根拠法等に定められた大臣の承認を受けたりすることとなっている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

国が出資している法人のうち、独立行政法人については、運営の基本となる共通の事項や、財務諸表を作成するに当たって準拠すべき基準(以下「作成基準」という。)が、それぞれ

れ独立行政法人通則法及び「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定)において定められており、共通の予算・会計制度や目標管理、評価制度等の下で運営されている。

一方、政府出資株式会社等については、会社法が政府出資株式会社に適用されるほかは、その運営の基本となる共通の事項を定めた法律や共通の作成基準等は設けられておらず、各法人の設置根拠法及びこれに基づく予算・会計制度等の下で運営されている。

そして、前記のとおり、その組織形態については、株式会社及び非株式会社があり、財政支援等や監督等を通じた国の関与や、適用される財務報告制度も各法人で異なっている。

国が出資している全法人の出資残高は、25年度末で計56兆1539億余円となっており、このうち独立行政法人94法人への出資残高が計24兆1152億余円となっているのに対して、前記の政府出資株式会社等43法人から国が直接出資する政府出資株式会社等が出資する間接出資法人5法人を除いた政府出資株式会社等38法人に対する国の出資残高は、計19兆5961億余円となっていて、1法人当たりの出資残高でみると、独立行政法人の出資残高よりも多額となっている。

また、国は、これらの政府出資株式会社等の剰余金や利益から国庫納付金や配当として収入を得るとともに、国に保有義務が課せられていない株式を売却して収入を得ており、これらの収入は国の貴重な財源となっている。そして、一部の政府出資株式会社の株式については、復興財源法により、その売却収入が東日本大震災に係る復興債の償還財源と位置付けられていることなどから、売却に向けて必要な検討を着実に行うことが求められている。

そこで、本院は、政府出資株式会社等における事業及び財務の状況等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

- ア 政府出資株式会社等に対する国の出資及び国等によるその他の財政支援等の状況はどのようなになっているか。
- イ 政府出資株式会社等の事業の実施状況及び財務状況はどのようなになっているか。また、国等の財政支援等は政府出資株式会社等の財務にどのような影響を与えているか。
- ウ 政府出資株式会社等から国が得ている収入はどのようなになっているか。また、政府出資株式会社に係る国の株式保有義務や株式売却等の状況はどのようなになっているか。
- エ 国は、政府出資株式会社等の事業の適正な実施を確保するためにどのような監督等を行っているか。
- オ 政府出資株式会社等の財務報告の状況はどのようなになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

表に掲げる政府出資株式会社28法人及び非株式会社10法人の計38法人を対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき提出された21年度から25年度までの財務諸表等のほか、事業及び財務の状況、国等による財政支援等の状況等に係る調書等の提出を求め、これらを在庁して分析するとともに、38法人において会計実地検査を行った。

また、連結決算を行っている政府出資株式会社については、連結財務諸表も活用して事業及び財務の状況等について検査した。

表 検査の対象とした政府出資株式会社等(平成27年3月末現在)

区	分	法人名	
政府出資株式会社等 (38 法人)	政府出資株式会社 (28 法人)	株式会社日本政策金融公庫	
		株式会社国際協力銀行 注(1)	
		東京地下鉄株式会社	
		中間貯蔵・環境安全事業株式会社 注(2)	
		成田国際空港株式会社	
		東日本高速道路株式会社	
		中日本高速道路株式会社	
		西日本高速道路株式会社	
		本州四国連絡高速道路株式会社	
		日本郵政株式会社 注(3)	
		株式会社日本政策投資銀行	
		輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	
		株式会社産業革新機構 注(1)	
		新関西国際空港株式会社 注(1)	
		株式会社農林漁業成長産業化支援機構 注(1)	
		株式会社民間資金等活用事業推進機構 注(1)	
		株式会社海外需要開拓支援機構 注(1)	
		中部国際空港株式会社	
		日本電信電話株式会社 注(4)	
		首都高速道路株式会社	
		阪神高速道路株式会社	
		日本アルコール産業株式会社	
		株式会社商工組合中央金庫	
		日本たばこ産業株式会社	
		間接出資法人 (4 法人)	北海道旅客鉄道株式会社 注(5)
			四国旅客鉄道株式会社 注(5)
			九州旅客鉄道株式会社 注(5)
			日本貨物鉄道株式会社 注(5)
	非株式会社 (10 法人)	沖縄振興開発金融公庫	
		日本私立学校振興・共済事業団	
		日本銀行 注(6)	
		日本中央競馬会	
		預金保険機構 注(7)	
		日本司法支援センター	
		全国健康保険協会	
		日本年金機構 注(1)	
		原子力損害賠償・廃炉等支援機構 注(1)	
		農水産業協同組合貯金保険機構 注(8)	

注(1) 平成21年度から25年度までに設立された政府出資株式会社等は、株式会社産業革新機構(21年7月17日設立)、日本年金機構(22年1月1日設立)、原子力損害賠償・廃炉等支援機構(原子力損害賠償支援機構として23年9月12日設立。26年8月18日名称変更)、株式会社国際協力銀行(24年4月1日設立)、新関西国際空港株式会社(24年4月1日設立)、株式会社農林漁業成長産業化支援機構(25年1月23日設立)、株式会社民間資金等活用事業推進機構(25年10月7日設立)及び株式会社海外需要開拓支援機構(25年11月8日設立)の計8法人である。

注(2) 平成26年12月23日以前は、日本環境安全事業株式会社

注(3) 日本郵政株式会社は、特殊法人である日本郵便株式会社の株式の総数を保有しており、同会社は日本郵政株式会社の連結財務諸表の作成対象会社となっている。

注(4) 日本電信電話株式会社は、特殊法人である東日本、西日本両電信電話株式会社の株式の総数を保有しており、両会社は日本電信電話株式会社の連結財務諸表の作成対象会社となっている。

注(5) 北海道旅客鉄道株式会社等4法人が発行した株式は、国が出資する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(法人設立時は日本国有鉄道清算事業団)が保有している。

注(6) 日本銀行は、日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき、我が国の中央銀行として銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うことなどの業務を行っている。同法によれば、日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならないとされており、また、同法の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならないとされている。

注(7) 預金保険機構は、共に認可法人である株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に出資している。

注(8) 農水産業協同組合貯金保険機構は、認可法人である株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に出資している。

3 検査の状況

(1) 政府出資株式会社等に対する国の出資及び国等によるその他の財政支援等の状況

政府出資株式会社等 38 法人における国の出資残高は、25 年度末で 19 兆 5961 億余円となっている。そして、21 年度から 25 年度までの間に行われた国等による財政支援等については、補助金等が 12 法人に計 8 兆 0987 億余円、運営費交付金が 2 法人に計 1 兆 4223 億余円それぞれ交付されており、また、融資残高は 10 法人に対して 22 兆 6110 億余円(25 年度末)、債務保証残高は 13 法人に対して 8 兆 7603 億余円(同)となっている。北海道、四国及び九州各旅客鉄道株式会社では経営安定基金が設けられ、経営安定基金資産の残高は計 1 兆 4034 億余円(同)となっており、11 法人では法人税法上の公共法人等に該当するとして法人税の優遇措置が講じられている。

(2) 政府出資株式会社等における事業の実施状況及び財務状況

政府出資株式会社等においては、各法人の設置根拠法に基づき、それぞれ公共性・公益性の高い事業が実施されており、政府出資株式会社等 38 法人の事業の実施状況及び財務状況については、次のようになっている。

ア 政府出資株式会社

政府出資株式会社 28 法人における 21 年度から 25 年度までの事業の実施状況をみると、高速道路会社 4 法人及び空港会社 2 法人における事業の実施状況を示す指標の値は、21 年度に比べて 25 年度の方が多くなっており、その他の業種の 3 法人における事業の実施状況を示す指標の値はその増加傾向が顕著になっている。

そして、28 法人における 25 年度の損益の状況については、19 法人は単体決算に加えて連結決算を、9 法人は単体決算のみを行っている。28 法人のうち 12 法人は、主たる事業のみを行っているが、残りの 16 法人は、主たる事業以外の事業も行っており、このうち、9 法人は、主たる事業で営業損失を計上している一方で、主たる事業以外の事業で営業利益を計上している。また、28 法人の単体決算における当期純損益等については、6 法人において当期純利益が増加傾向になっている。

イ 非株式会社

非株式会社 10 法人における 21 年度から 25 年度までの事業の実施状況をみると、健康保険事業を行う 1 法人において、医療給付額の増加率が被保険者数の増加率を上回る状況となっていた。

そして、非株式会社 10 法人における 25 年度の損益の状況をみると、いずれも連結決算を行うこととなっておらず、10 法人のうち 7 法人は勘定別に財務諸表を作成している。当期純損益等については、勘定によって当期純損失を計上している法人もある。なお、10 法人のうち 2 法人は、設置根拠法等により収益から費用及び繰越欠損金の合計額を控除した額を責任準備金として積み立てることとなっており、当期利益金は計上されていない。

ウ 財政支援等が政府出資株式会社等の財務に与える影響

国等から補助金等の財政支援等を受けている政府出資株式会社等の損益や純資産等の財務状況は、その効果が反映されたものになっていると考えられる。そして、主たる事業に係る営業損失の額が、他の政府出資株式会社のそれに比べて大きい政府出資株式会社 4 法人については、地方税の軽減措置等を考慮せずに損益を試算した場合は、営業損

失が拡大するなどして、税引前の当期純利益が当期純損失に転ずることとなり、その損益に与える影響は大きいものとなっている。

(3) 政府出資株式会社等から国が得ている収入及び株式売却等の状況

政府出資株式会社等から国が得ている収入には、国庫納付、配当及び納税によるものがある。また、国が保有する株式の売却収入があり、一部の政府出資株式会社に係る株式の売却収入については、東日本大震災に係る復興債の償還財源として位置付けられている。

そして、各法人の設置根拠法等において国庫納付規定がある法人は、政府出資株式会社2法人及び非株式会社9法人の計11法人であり、このうち国庫納付を行っている法人は、政府出資株式会社等8法人となっている(21年度から25年度までの国庫納付額計4兆1126億余円)。

また、配当については、政府出資株式会社8法人及び非株式会社1法人の計9法人が配当を行っている(21年度から25年度までの国が受領した配当額計9770億余円)。一方で、配当を行っていない政府出資株式会社20法人は、累積損失を計上していたり、剰余金の処分は準備金の積立てと国庫納付のみにより行うこととなっていたり、経営基盤の確立のために内部留保を行っていたりしている。

さらに、法人税等については、法人税法上の公共法人に該当する政府出資株式会社等6法人が非課税となっており、また、同法上の公益法人等に該当する非株式会社5法人は、収益事業から生じた所得がないことから法人税は課されていない。

政府出資株式会社の株式売却の状況については、3法人に係る株式が売却されて、27年6月末までに、国は総額17兆4834億余円の収入を得ている。一方で、1法人に係る株式については設置根拠法において早期に売却する旨の規定があり、その売却収入を東日本大震災に係る復興債の償還財源に充てることとされているものの、株式売却に向けての動きは進捗していない状況となっている。

(4) 政府出資株式会社等の事業及び財務に係る国の監督等

国は、政府出資株式会社に対する議決権の保有割合に応じて、株主権の行使を通じて、特定の役職員の選任等、剰余金の処分、定款の変更、重要な財産の譲渡等の決定等に係る事項を議決することができることとなっている。また、財務諸表等については設置根拠法に定められた大臣に提出することとなっている。

非株式会社については、設置根拠法等により、非株式会社の長等の任命が主務大臣により行われることなどとなっていたり、事業計画の決定等が主務大臣の認可事項となっていたりしている。また、財務諸表については設置根拠法等に定められた大臣に提出してその承認を受けることとなっている。

(5) 政府出資株式会社等の財務報告

政府出資株式会社28法人は、会社法に基づく計算書類等を開示しており、このうち15法人は、この計算書類等のほかに、金融商品取引法に基づく財務諸表等を開示している。また、非株式会社10法人については、設置根拠法等において連結財務諸表の作成は義務付けられておらず、設置根拠法等により作成及び開示並びに監査を義務付けられている財務諸表等(以下「法定財務諸表等」という。)の作成基準等については、3法人は独立行政法人会計基準を適用しており、2法人は設置根拠法において省令等の定めによることとなっていて、省令等に定めのないものについては一般に公正妥当と認められる企業会計の基準

に従うこととなっている。残りの5法人のうち4法人は特殊法人等会計処理基準を適用している。

財務諸表等の監査等については、政府出資株式会社28法人において、会社法に基づく監査役等及び会計監査人による監査が実施されており、財務諸表等を設置根拠法に定められた大臣に提出することとなっている。非株式会社10法人のうち、設置根拠法等に基づく監事による監査及び会計監査人による監査が義務付けられている法人は、それぞれ10法人及び3法人となっている。また、2法人は任意で会計監査人による監査を受けている。そして、会計監査人の監査を受けていない法人を含めて、全10法人は、財務諸表を設置根拠法等に定められた大臣に提出してその承認を受けなければならないこととなっている。

行政コスト計算財務書類については、作成指針の公表後に設立された非株式会社1法人が法定財務諸表等のみを作成しているが、同法人は、今後、必要に応じて同財務書類に準じた財務情報の開示の可否を検討していくこととしている。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

政府出資株式会社等における事業及び財務の状況等について検査したところ、次のような状況となっている。

ア 政府出資株式会社等に対する国の出資及び国等によるその他の財政支援等の状況

政府出資株式会社等38法人における国の出資残高は、25年度末で19兆5961億余円となっている。21年度から25年度までの間に行われた国等による財政支援等については、補助金等が12法人に計8兆0987億余円、運営費交付金が2法人に計1兆4223億余円それぞれ交付されており、また、融資残高は10法人で22兆6110億余円(25年度末)、債務保証残高は13法人で8兆7603億余円(同)、3法人に係る経営安定基金資産の残高は計1兆4034億余円(同)となっており、11法人では法人税法上の公共法人等に該当するとして法人税の優遇措置が講じられている。

イ 政府出資株式会社等における事業の実施状況及び財務状況

政府出資株式会社28法人における21年度から25年度までの事業の実施状況をみると、高速道路会社4法人及び空港会社2法人における事業の実施状況を示す指標の値は、21年度に比べて25年度の方が多くなっており、その他の業種の3法人における事業の実施状況を示す指標の値はその増加傾向が顕著になっている。そして、主たる事業及び主たる事業以外の事業を行っている16法人のうち、9法人は、主たる事業で営業損失を計上している一方で、主たる事業以外の事業で営業利益を計上している。

非株式会社10法人における21年度から25年度までの事業の実施状況をみると、健康保険事業を行う1法人において、医療給付額の増加率が被保険者数の増加率を上回る状況となっていた。そして、非株式会社10法人における25年度の損益の状況をみると、いずれも連結決算を行うこととなっておらず、10法人のうち7法人は勘定別に財務諸表を作成しており、勘定によっては当期純損失を計上している法人もある。

政府出資株式会社等のうち、主たる事業に係る営業損失の額が、他の政府出資株式会社のそれに比べて大きい政府出資株式会社4法人については、地方税の軽減措置等を考慮せずに損益を試算した場合は、営業損失が拡大するなどして、税引前の当期純利益が

当期純損失に転ずることとなる。

ウ 政府出資株式会社等から国が得ている収入及び株式売却等の状況

政府出資株式会社等 11 法人のうち国庫納付を行っている法人は、8 法人となっている(21 年度から 25 年度までの国庫納付額計 4 兆 1126 億余円)。また、配当については、政府出資株式会社等 9 法人が配当を行っている(21 年度から 25 年度までの国が受領した配当額計 9770 億余円)。

政府出資株式会社の株式売却の状況については、3 法人に係る株式が売却されて、27 年 6 月末までに、国は総額 17 兆 4834 億余円の収入を得ている。一方で、株式の売却収入が東日本大震災に係る復興債の償還財源として位置付けられている 1 法人に係る株式については設置根拠法において早期に売却する旨の規定があり、その売却収入を東日本大震災に係る復興債の償還財源に充てることとされているものの、株式売却に向けての動きは進捗していない状況となっている。

エ 政府出資株式会社等の事業及び財務に係る国の監督等

国は、政府出資株式会社に対する議決権の保有割合に応じて、株主権の行使を通じて、定款の変更、重要な財産の譲渡等の決定等に係る事項を議決することができることとなっている。また、財務諸表等については設置根拠法に定められた大臣に提出することとなっている。

非株式会社については、設置根拠法等により、事業計画の決定等が主務大臣の認可事項等となっている。また、財務諸表については設置根拠法等に定められた大臣に提出してその承認を受けることとなっている。

オ 政府出資株式会社等の財務報告

財務諸表等の監査等については、政府出資株式会社 28 法人において、会社法に基づく監査役等及び会計監査人による監査が実施されている。非株式会社 10 法人のうち、設置根拠法等に基づく監事による監査及び会計監査人による監査が義務付けられている法人は、それぞれ 10 法人及び 3 法人となっている。また、2 法人は任意で会計監査人による監査を受けている。

行政コスト計算財務書類については、作成指針の公表後に設立された非株式会社 1 法人が、設置根拠法等により作成及び開示並びに監査を義務付けられている財務諸表等のみを作成しているが、同法人は、今後、必要に応じて同財務書類に準じた財務情報の開示の要否を検討していくこととしている。

(2) 所見

国は、政府出資株式会社等に対して、各法人の設置根拠法に基づいて様々な事業を実施させており、総額 19 兆円を超える規模の出資を行うとともに、一部の法人に対して、補助金等、融資、債務保証等の財政支援等を行っている。そして、国は、政府出資株式会社等の剰余金や利益から国庫納付金や配当として収入を得るとともに、国に保有義務が課せられていない法人の株式を売却して収入を得ている。

一方、一部の政府出資株式会社に係る株式の売却収入は、復興財源法に基づいて東日本大震災に係る復興債の償還財源として位置付けられているが、売却に向けての動きが進捗していない状況も見受けられている。

以上の検査の状況を踏まえて、政府出資株式会社等の事業が引き続き効率的、効果的に

実施されるよう、政府出資株式会社等及び関係府省においては、当該法人の事業の特性も考慮しつつ、次の点に十分留意することが必要である。

ア 政府出資株式会社等は、国から出資を受けて公共性・公益性の高い事業を実施していること、一部の法人は、国等から補助金等、融資、債務保証等による財政支援等を受けていることを踏まえて、法人の目的を達成するために引き続き適切に事業を実施すること

イ 政府出資株式会社等は、公共性・公益性の高い事業を実施していることを踏まえ、特に国等から多額の財政支援等を受けている法人においては、その事業が効率的かつ安定的に実施されるよう財務の健全性の確保に努めること

ウ 政府出資株式会社等は、国庫納付金や配当金が国の貴重な財源になっていることを踏まえて、引き続き効率的な経営に努めること

また、国に保有義務が課せられていない政府出資株式会社の株式のうち、その売却収入が東日本大震災に係る復興債の償還財源として位置付けられている株式については、売却に向けた必要な検討を着実にを行うよう努めること

エ 国は、政府出資株式会社に対して、経営の自主性を尊重しつつ、引き続き適切に株主権を行使すること。また、政府出資株式会社等に対する認可事項等による国の監督については、当該法人の事業の特性に応じて、各法人の事業がその目的を達成するために適切に行われるよう、引き続き設置根拠法等に基づき適切に行うこと

オ 非株式会社は、財務諸表等の財務報告が、国及び国民において当該法人の事業の実施状況を把握し、その効率性や妥当性を評価する上で不可欠のものであることを踏まえて、財務状況の透明性の向上に努めるとともに、引き続き財務諸表等の作成及び開示を適切に行うこと

本院としては、政府出資株式会社等が国費を財源として事業運営を行っており、その効率的な実施や財務状況の透明性の向上等を図ることが求められていることから、今後とも、政府出資株式会社等における事業及び財務の状況等について、引き続き注視していくこととする。

第5 地域再生法に基づく事業の実施状況等について

検査対象	内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、認定地方公共団体 887 団体(44 都道府県、842 市町村、1 一部事務組合)
地域再生法に基づく事業の概要	認定地方公共団体が、認定地域再生計画に基づき、支援措置の適用を受けるなどして実施する、自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力を再生するための事業
検査の対象とした地域再生法に基づく事業に係る認定地域再生計画数	1,506 計画(平成 17 年度～26 年度)
上記の認定地域再生計画に記載された支援措置を適用した事業に係る国の支出額	8524 億 8979 万円
上記のうち地域再生基盤強化交付金額	8089 億 6113 万円

1 検査の背景

(1) 地域再生法の概要等

ア 地域再生法の概要

地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)によれば、同法の目的は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進することとされている。そして、国は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域再生に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとされている。また、政府は、地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないとされ、基本方針には、①地域再生の意義及び目標に関する事項、②地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、③地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成その他の地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題に関する基本的な事項、④地方公共団体が基本方針に基づき作成する地域再生を図るための計画(以下「地域再生計画」という。)の認定に関する基本的な事項、⑤①から④までのほか、地域再生の推進のために必要な事項を定めるものとされている。

政府は、地域再生法に基づき、平成 17 年 4 月に閣議決定により基本方針を定めており、基本方針において、地域再生の意義は、「地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速

し、持続可能な地域再生を実現すること]であるとしている。また、地域再生の推進により実現すべき目標は、「個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること」及び「地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること」であるとしている。

イ 地域再生計画の作成等

地域再生法に基づく地域再生制度は、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するために、地方公共団体(都道府県、市町村(特別区を含む。))又は地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法(昭和25年法律第218号)の規定による港務局を含む。以下同じ。)が作成し申請する地域再生計画を内閣総理大臣が認定(以下、認定された地域再生計画を「認定地域再生計画」という。)した場合に、国が認定地域再生計画に基づく事業に対して特別な措置を講ずる制度である。

地域再生法によれば、地方公共団体は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるとされている。地域再生計画には、地域再生計画の区域、地域再生を図るために行う事業に関する事項及び計画期間を記載するものとされ、地域再生計画の目標、その他内閣府令で定める事項を記載するよう努めるとされている。そして、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号。以下「施行規則」という。)において、内閣府令で定める事項として、地域再生計画の名称、地域再生計画の目標の達成状況に係る評価(以下「達成状況評価」という。)に関する事項等が定められている。また、同法によれば、地域再生を図るために行う事業に関する事項が認定地域再生計画に記載されている場合、地域再生法に基づき、特別の措置(以下、地域再生法に基づく特別の措置を「法定措置」という。)が適用され、国の支援が受けられることとなる。また、法定措置のほか、認定地域再生計画に記載されていることにより、国の支援が受けられる各府省庁が実施する施策(以下「連動施策」という。)がある(以下、法定措置と連動施策を合わせて「支援措置」という。)

内閣府は、地方公共団体の地域再生計画の作成に資するために、地域再生計画の認定制度、認定基準、認定申請手続等を解説した「地域再生計画認定申請マニュアル(総論)」(以下「申請マニュアル(総論)」という。)を作成して、地域のニーズの把握、地域再生計画の区域の設定、地域再生計画の変更等、地域再生計画の発案から認定の流れなどを示している。また、支援措置について、支援措置を設ける趣旨及び概要、支援措置の内容、支援措置に係る必要な手続、地域再生計画及び添付資料の記載に当たって留意すべき事項、当該支援措置を認定申請できる時期等について定めた「地域再生計画認定申請マニュアル(各論)」(以下「申請マニュアル(各論)」という。)、支援措置の中でも特に「地域再生基盤強化交付金」(以下「交付金」という。)に絞り、交付金の特徴、交付金に係る地域再生計画作成の考え方、交付金に係る達成状況評価等について詳細に解説した「地域再生計画作成の手引き～地域再生基盤強化交付金活用のために～」(以下「手引」という。)等を作成している。

地域再生法によれば、内閣総理大臣は、地方公共団体から認定申請があった地域再生計画が、①基本方針に適合するものであること、②その実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること、③円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること(以下、これらを「認定基準」という。)に適合すると認めるときは、認定する(以下、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体を「認定地方公共団体」という。)ものとされ、内閣総理大臣は、認定したときは、その旨を公示しなければならないとされている。また、認定地方公共団体は、認定地域再生計画を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、内閣総理大臣の認定を受けなければならないとされている。軽微な変更については、施行規則によれば、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更、交付金を充てて行う施設の整備の事業期間に影響を与えない場合における計画期間の六月以内の変更及び地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更とされている。

さらに、内閣総理大臣は、認定地域再生計画が、認定基準のいずれかに適合しなくなったと認められるときは、認定を取り消すことができるとされている。

ウ まち・ひと・しごと創生法との関係

国は、国民一人一人が夢を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要であるとして、26年11月にまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号。以下「創生法」という。)を制定した。そして、創生法において、都道府県及び市町村は、政府が定めるものとされているまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を勘案して、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、これらを合わせて「地方版総合戦略」という。)を定めるよう努めるものとされている。内閣府によれば、地方版総合戦略は、都道府県又は市町村の区域における、まち・ひと・しごと創生に関する施策目標や基本的方向性等を明示して地域の実情に応じた施策全般にわたる戦略を定めるものであり、地域再生計画は、地域再生を図るために取り組もうとする個別の事業や、それを実施するために活用する国の支援措置について具体的に定める実施計画であるとしている。そして、創生法の制定に併せて改正した地域再生法において、基本方針は、総合戦略等との調和が保たれたものでなければならないと規定された。

(2) 地域再生法に基づく事業等

ア 地域再生法に基づく事業

26年度末現在における支援措置は、法定措置8件、連動施策26件の計34件となっている。法定措置は、認定地域再生計画に記載されることにより事業を実施することができるものであり、法定措置に係る事業を実施しようとする地方公共団体は、地域再生計画を作成し、申請して内閣総理大臣の認定を受けることが要件となる。連動施策となっている各府省庁が実施する事業には、法定措置と同様に、地域再生計画の認定を事業実施の要件としているものと、地域再生計画の認定を受けることにより事業の採択や選定に当たり一定の配慮をするものがある。

イ 交付金の概要及び特徴

交付金は、地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うために、道、污水处理施設及び港の三つの分野において、省庁の所管を超える2種類以上の類似施設を一体的に整備することとして、複数の省庁が所管する類似施設に対する補助金を内閣府に一元化し、17年度に法定措置として創設された。そして、予算は内閣府に一括計上され、地域再生計画の申請及び交付金の予算要望の窓口を内閣府に一本化することにより、地方公共団体の手続の簡素化が図られるとされ、また、地域の裁量による自由な施設配置、事業の進捗等に応じた事業間の融通及び年度間の事業量の変更を可能とすることにより予算の弾力的な執行が可能となるなど、地域の自主裁量性が向上するとされた。交付金は、道整備交付金、污水处理施設整備交付金及び港整備交付金の3種類に分類され、各交付金の対象施設は、道整備交付金は、市町村道、広域農道又は林道(このうち2種類以上の施設の整備を行う。)、污水处理施設整備交付金は、公共下水道、集落排水施設(農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。)又は浄化槽(このうち2種類以上の施設の整備を行う。)、港整備交付金は、地方港湾の港湾施設又は第一種漁港若しくは第二種漁港の漁港施設(両方の施設の整備を行う。)となっている。

交付金について基本的な枠組みを定めた「地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱」(平成17年府地再第8号、17農振第148号、国総政第6号、環廃対発第050422002号。以下「基本大綱」という。)によれば、交付金を交付する期間は、認定地域再生計画に基づく事業に対して交付金の交付が開始される年度からおおむね5年以内とされている。また、交付金の総額は、交付金の種類及び施設の区分に応じ、認定地域再生計画に記載された施設の整備に要する費用に交付限度額の算出に用いる割合を乗じて算出された額及び対象施設の整備事業の進捗を勘案し、認定地方公共団体が行う予算要望を踏まえるものとされている。

交付金の交付の事務は、地域再生法及び地域再生法施行令(平成17年政令第151号)に基づき、主として農道、林道、集落排水施設及び漁港施設に係るものについては農林水産大臣が、主として道路、下水道及び港湾施設に係るものについては国土交通大臣が、主として浄化槽に係るものについては環境大臣が行うこととなっている(以下、交付金の交付の事務を行う大臣を「交付担当大臣」という。)。そして、内閣総理大臣は、専門的知見を活用した交付金の効果的・効率的執行という観点から、毎年度、交付担当大臣と協議して、交付金の種類ごとに作成した配分計画に基づき、財務大臣の承認を得て、交付金の予算を交付担当大臣が所管する関係行政機関へそれぞれ移し替えることとなっている。

交付金に係る基準等は、基本大綱、申請マニュアル(総論)、申請マニュアル(各論)、手引のほか、交付金の種類ごとに「道整備交付金交付要綱」(平成17年17農振第7号、国道地調第2号)、「污水处理施設整備交付金交付要綱」(平成17年17農振第167号、国都下事第18号、環廃対発第050422003号)、「港整備交付金交付要綱」(平成17年17水港第641号、国港管第53号)等がそれぞれ定められており、これらに基づいて事業が実施されている。

手引によれば、交付金の特徴は、複数の施設を連携して一体的に整備する必要があること、交付金の交付申請関連の書類をいずれかの省庁の地方支分部局等の一箇所でまとめて申請すること(以下「ワンストップ窓口」という。)ができること、従来の補助金とは異なり、単年度ごとの国の負担割合が固定ではないため、年度内に発生する事業の進捗状況の変化に応じて当該年度の国費の充当率を変更し、次年度以降で調整すること(以下「年度間融通」という。)ができること、年度ごとの交付金の交付額(以下「単年度交付額」という。)の2分の1未満で、かつ一体的に整備する類似の他の施設(以下「他の施設」という。)の当該年度の交付額未満の範囲において、交付された交付金を他の施設の整備に要する経費として充てること(以下「他施設充当」という。)ができることとされている。

ウ 地域再生法に基づく事業の予算額等

地域再生法が施行された17年4月から27年3月までの間における、認定地域再生計画数は1,013 認定地方公共団体の1,870 計画となっており、支援措置数は内閣官房等12府省庁が所管する計112件に上っている。^(注1)これらの支援措置の中には、交付金の交付等の国の予算措置を伴うもの、課税の特例等の国が財政上の優遇措置を行うものなど国の収入支出に係る支援措置のほか、規制の緩和を内容とするなど国の収入支出には直接関わらない支援措置がある。

そして、112件の支援措置のうち、地域再生計画の認定が事業実施の要件となっていて、かつ、国の予算措置を伴う支援措置は15件であり、これらに係る事業の17年度から26年度までの間の予算額は、毎年度多額に上っている。

(注1) 内閣官房等12府省庁 内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

国は、地域再生を総合的かつ効果的に推進するために、認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づいて行う事業に対して、支援措置を適用するなどして地域が行う自主的かつ自立的な取組を支援することとしている。

そして、前記のとおり、17年4月から27年3月までの間における認定地域再生計画数は、1,013 認定地方公共団体の1,870 計画となっており、支援措置数は、内閣官房等12府省庁の112件となっている。また、地域再生計画の認定が事業実施の要件となっている支援措置のうち、国の予算措置を伴う支援措置に係る17年度から26年度までの間の内閣官房等12府省庁の予算額は、前記のとおり毎年度多額に上っている。

また、国は、26年11月に創生法を制定し、併せて地域再生法を改正したことなどから、同法に基づく事業の実施は、地方公共団体における地方版総合戦略の着実な遂行においても重要なものとなっている。

そこで、本院は、内閣官房等12府省庁及び地方公共団体における地域再生法に基づく事業の実施状況等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して横断的に検査を実施した。

ア 地方公共団体は、地域再生計画を作成するに当たって、適切に地域のニーズを把握しているか、地方公共団体間の調整及び連携を適切に行っているか。また、認定地方公共

団体は、認定地域再生計画を地域住民等に対し適時に公表しているか。

イ 認定地域再生計画に記載された支援措置の適用を受けた事業は、適切に実施されているか、支援措置は、地方公共団体にとって活用しやすいよう適切に設定されているか。

ウ 交付金事業は、その特徴が十分に生かされ、効果的・効率的かつ弾力的に行われているか。また、支援措置として交付金を記載した認定地域再生計画の計画変更等は適切に行われ、計画に基づいて事業は適切に実施されているか。

エ 認定地域再生計画に設定された目標は達成されているか。また、国と地方公共団体との連携等は十分図られているか。

(2) 検査の対象及び方法

17年度から26年度までの間における認定地方公共団体1,013団体の認定地域再生計画1,870計画のうち、国の予算措置を伴うものなど国の収入支出に係る支援措置を適用して実施した887団体の1,506計画に基づく事業(このうち、国の予算措置を伴う支援措置を適用して実施した事業に係る国の支出額8524億余円)を対象として検査を実施した。また、前記のとおり、支援措置の中には、国の収入支出には直接関わらないものがあるが、地域再生法に基づく事業の実施状況等の全体像を把握するために、このような支援措置を記載するなどした126団体の364計画についても合わせて調査した。

そして、地域再生制度を所管する内閣府並びに内閣官房等12府省庁及び13道県^(注2)において、地域再生法に基づく事業の実施状況等について、関係資料の提出や説明を受けたり、現地の状況を確認したりなどして会計実地検査を行った。また、13道県及び31都府県^(注3)の計44都道府県(管内1,614市町村。認定地方公共団体927団体。927団体に係る認定地域再生計画1,756計画)から、17年度から26年度までの間における地域再生法に基づく事業の実施状況等に係る資料や調書の提出を受けるなどして、地域再生計画の作成及び認定状況、事業の実施状況等について検査及び調査を実施した。

なお、東日本大震災により特に甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島各県(管内127市町村。認定地方公共団体86団体。86団体に係る認定地域再生計画114計画)については、内閣府から資料の提出を受けるとともに公表されている資料により分析した。

(注2) 13道県 北海道、秋田、山形、茨城、長野、愛知、三重、島根、岡山、愛媛、高知、福岡、宮崎各県

(注3) 31都府県 東京都、京都、大阪両府、青森、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、岐阜、静岡、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、広島、山口、徳島、香川、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、沖縄各県

3 検査の状況

(1) 地域再生計画の作成及び認定状況等

認定地域再生計画に係る26年度末の状況をみると、1,870計画のうち、計画期間が終了したものは1,425計画、実施中のものは425計画、認定を取り消されたものは20計画となっていた。年度別の認定数をみると、17年度が703計画(1,870計画の37.5%)、21年度は256計画(同13.6%)、26年度は204計画(同10.9%)となっていた。

全国の市町村について、人口規模が小さい市町村及び財政力指数が低い市町村は、地域再生計画を作成している割合が低くなっていて、地域再生計画を作成していない主な理由は、人口規模が小さいほど、また、財政力指数が低いほど、人員等が不足しているためと

している割合が高くなっていった。

地域のニーズの把握状況をみると、地域のニーズを把握していないとしているものが157計画(調書の対象とした1,756計画の8.9%)となっており、地域のニーズを把握していない地域再生計画に基づく事業の実施については、地域のニーズを反映した自主的かつ自立的な取組を推進することとはならないことが懸念される。

地域再生計画の対象区域に作成主体以外の地方公共団体が含まれているものは102計画となっており、対象区域に含まれている地方公共団体が作成主体となっていない主な理由をみると、作成主体が、地域再生計画の作成段階において、該当する地方公共団体と調整を行わなかったためとしたものが16計画(102計画の15.6%)等となっていた。

1,756計画から26年度末に認定を受けて間もない169計画を除いた1,587計画について、認定地方公共団体における認定地域再生計画の公表状況をみると、自らは公表していないとしているものは761計画(1,587計画の47.9%)となっていた。認定地域再生計画を自らは公表していない主な理由をみると、認定地域再生計画の実施内容について公表する必要がないと考えたためとしているものが260計画(761計画の34.1%)等となっていた。

(2) 支援措置の適用を受けた事業の実施状況等

支援措置112件は、①予算措置を伴うもの(92件)、②財政上の優遇措置(9件)、③規制の緩和(4件)、④その他(7件)に分類できる。予算措置を伴う支援措置の適用を受けて実施した事業に係る国の支出額をみると、総額8524億余円となっていた。支援措置別にみると、農林水産省、国土交通省及び環境省所管の交付金が計8089億余円(8524億余円の94.8%)と最も多くなっていた。

支援措置数の推移をみると、地域再生制度が創設された17年度当初は16件となっていて、19年度末では52件、20年度末では56件と増加したものの、26年度末現在では34件まで減少している。

所管府省庁において、地域再生計画と支援措置との関係及び配慮の内容を周知していない支援措置が見受けられたり、配慮の内容を具体的に定めていない支援措置が見受けられたりしており、これらについては、地方公共団体が支援措置を一つ又は複数選択して自主的に地域再生計画を作成する際の選択の幅を広げることに資する状況とはなっていない。

支援措置の中には、認定地域再生計画に1回も記載されていないものが49件(112件の43.7%)となっていた。また、49件の中には地方公共団体が地域再生計画を作成し、その認定を受けた時期には既に事業の公募期間が終了していて、認定地域再生計画に記載しても支援措置の適用を受けることが不可能であったものが5件見受けられた。

認定地方公共団体における提案制度等の活用状況をみると、提案制度等を活用したことがないものは623団体(925団体の67.3%)となっていた。地方公共団体が提案制度等を活用していない理由をみると、提案制度等を知らなかったためとしているものが45団体(623団体の7.2%)、提案制度等を十分理解していなかったためとしているものが205団体(同32.9%)等となっていて、認定地方公共団体であっても、提案制度等を知らなかったり、理解が十分でなかったりする団体が多く見受けられた。

(3) 交付金事業の実施状況等

農林水産省、国土交通省及び環境省が所管している交付金の予算額は、18年度から22年度までの間は1000億円を超える規模となっていたが、22年度以降は減少傾向となって

いた。認定地方公共団体において、交付金以外の国庫補助金等を活用することによって交付金の対象施設を整備していることも交付金の予算額が減少している要因の一つとなっていた。

調書の対象とした都道府県 44 団体のうち、交付金の活用がない沖縄県を除く 43 団体におけるワンストップ窓口の活用状況をみると、42 団体がワンストップ窓口を活用していないとしている状況となっていた。活用していないとしている理由をみると、都道府県において交付金の対象施設を所管している部署が異なっており、部署間で連携を図ることができないためとしている都道府県が 18 団体等となっていた。

年度間融通の活用状況をみると、26 年度末までに計画期間が終了していて、交付金を記載していた 816 計画のうち、年度間融通を活用していないものは 84 計画(816 計画の 10.2%)となっていた。年度間融通を活用していない理由をみると、年度間融通を活用することを検討しなかったためとしているものが 42 計画(84 計画の 50.0%)となっていた。また、17 年度から 26 年度までの間に年度間融通の対象となった 2,062 施設の初年度の年度間融通の活用状況をみると、交付決定の段階で年度間融通を活用することとして単年度交付額を超える交付金の交付を受けているものは 100 施設(2,062 施設の 4.8%)となっていた。施設別にみると、汚水処理施設整備交付金の対象施設に対して、交付決定の段階で年度間融通を活用することとして単年度交付額を超える交付金を交付している事態が多く見受けられた。

他施設充当の活用状況をみると、他施設充当を活用していないものは 296 計画(816 計画の 36.2%)となっていた。他施設充当を活用していない理由をみると、他施設充当を活用することを検討しなかったためとしているものが 49 計画(296 計画の 16.5%)となっていた。

816 計画の計画変更の認定申請の状況をみると、計画変更の認定申請を行わなければならないのにしていないものは 14 計画となっていた。14 計画の計画変更の認定申請を行わなかった理由をみると、計画変更に関する基準を知らなかったためとしているものが 5 計画(14 計画の 35.7%)、計画変更の認定申請を失念したためとしているものが 7 計画(同 50.0%)となっていた。また、認定地域再生計画の軽微な変更の報告の状況をみると、軽微な変更の報告を行わなければならないのにしていないものは計 240 計画となっていた。240 計画の変更の報告を行わなかった理由をみると、軽微な変更に関する基準を知らなかったためとしているものが 59 計画(240 計画の 24.5%)、軽微な変更の報告を行うことを失念したためとしているものが 94 計画(同 39.1%)となっていた。

(4) 認定地域再生計画における目標の設定状況及び達成状況等

1,756 計画のうち、認定地域再生計画の計画期間が終了している 1,332 計画における目標の設定状況をみると、設定された目標数は計 3,514 目標となっており、このうち、定量的な目標は 3,428 目標となっていた。3,428 目標をアウトプット指標又はアウトカム指標に分類すると、アウトプット指標は 355 目標、アウトカム指標は 3,073 目標となっていた。また、1,311 計画に設定された定量的な目標 3,428 目標の達成状況をみると、達成したとしているものは 1,749 目標(3,428 目標の 51.0%)にとどまっていた。そして、交付金を記載していた 816 計画に設定された 2,227 目標のうち、達成したとしているものは 1,171 目標(2,227 目標の 52.5%)、交付金以外の支援措置を記載していた 495 計画に設定

された1,201目標のうち、目標を達成したとしているのは578目標(1,201目標の48.1%)となっており、交付金以外の支援措置を記載していた計画に設定された目標の達成率は50%を下回る状況となっていた。目標を達成していない理由をみると、関係者との調整に時間を要しているためとしているものなどとなっていた。

地域再生制度における国と地方公共団体との連携に関する課題等について地方公共団体に対して調査したところ、回答された課題等は様々な内容となっていた。このうち、地域再生制度に関する課題が数多く挙げられており、中でも「簡素化した使いやすい制度にしてほしい。」等の手続の効率化等に関する意見等が計47件となっていた。また、「活用したい支援措置が少ないので支援措置数を増やしてほしい。」等の支援措置の充実に関する意見等が計28件となっていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 地域再生計画の作成及び認定状況等

地域のニーズの把握状況をみると、地域のニーズを把握していないとしているものが157計画(調書の対象とした1,756計画の8.9%)となっていた。

対象区域に含まれている地方公共団体が作成主体となっていない主な理由をみると、作成主体が、地域再生計画の作成段階において、該当する地方公共団体と調整を行わなかったためとしたものが16計画(102計画の15.6%)等となっていた。

1,756計画から26年度末に認定を受けて間もない169計画を除いた1,587計画について、認定地方公共団体における認定地域再生計画の公表状況をみると、自らは公表していないとしているものは761計画(1,587計画の47.9%)となっていた。公表していない主な理由をみると、認定地域再生計画の実施内容について公表する必要がないと考えたためとしているものが260計画(761計画の34.1%)等となっていた。

イ 支援措置の適用を受けた事業の実施状況等

支援措置数の推移をみると、19年度末では52件、20年度末では56件と増加したものの、26年度末現在では34件まで減少している。

所管府省庁において、地域再生計画と支援措置との関係及び配慮の内容を周知していない支援措置が見受けられたり、配慮の内容を具体的に定めていない支援措置が見受けられたりした。また、支援措置の中には、認定地域再生計画に1回も記載されていないものが49件(112件の43.7%)となっていた。

認定地方公共団体における提案制度等の活用状況をみると、活用したことがないものは623団体(925団体の67.3%)となっていた。活用していない理由をみると、提案制度等を十分理解していなかったためとしているものが205団体(623団体の32.9%)等となっていて、提案制度等の理解が十分でない団体が多く見受けられた。

ウ 交付金事業の実施状況等

調書の対象とした都道府県44団体のうち、交付金の活用がない沖縄県を除く43団体におけるワンストップ窓口の活用状況をみると、42団体がワンストップ窓口を活用していないとしている状況となっていた。活用していないとしている理由をみると、都道府県において交付金の対象施設を所管している部署が異なっており、部署間で連携を図ることができないためとしている都道府県が18団体等となっていた。

年度間融通の活用状況をみると、26年度末までに計画期間が終了していて、交付金を記載していた816計画のうち、年度間融通を活用していないものは84計画(816計画の10.2%)となっていた。活用していない理由をみると、年度間融通を活用することを検討しなかったためとしているものが42計画(84計画の50.0%)となっていた。また、年度間融通の対象となった2,062施設の初年度の年度間融通の活用状況をみると、交付決定の段階で年度間融通を活用することとして単年度交付額を超える交付金の交付を受けているものは100施設(2,062施設の4.8%)となっていた。

他施設充当の活用状況をみると、他施設充当を活用していないものは296計画(816計画の36.2%)となっていた。活用していない理由をみると、活用することを検討しなかったためとしているものが49計画(296計画の16.5%)となっていた。

816計画の計画変更の認定申請の状況をみると、計画変更の認定申請を行わなければならないのにしていないものは14計画となっていた。計画変更の認定申請を行わなかった理由をみると、計画変更に関する基準を知らなかったためとしているものが5計画(14計画の35.7%)等となっていた。また、認定地域再生計画の軽微な変更の報告の状況をみると、軽微な変更の報告を行わなければならないのにしていないものは240計画となっていた。変更の報告を行わなかった理由をみると、軽微な変更に関する基準を知らなかったためとしているものが59計画(240計画の24.5%)等となっていた。

エ 認定地域再生計画における目標の設定状況及び達成状況等

認定地域再生計画の計画期間が終了している1,332計画における定量的な目標は3,428目標、このうち達成したとしている目標は1,749目標(3,428目標の51.0%)にとどまっていた。

地域再生制度における国と地方公共団体との連携に関する課題等について地方公共団体に対して調査したところ、地域再生制度に関する課題が数多く挙げられており、中でも「簡素化した使いやすい制度にしてほしい。」等の手続の効率化等に関する意見等が計47件、「活用したい支援措置が少ないので支援措置数を増やしてほしい。」等の支援措置の充実に関する意見等が計28件となっていた。

(2) 所見

地域再生法によれば、国は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域再生に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとされており、内閣府及び関係省庁は、認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき行う事業に対して、支援措置を適用するなどして地域が行う自主的かつ自立的な取組を支援している。

また、国は、26年11月の創生法の制定及び地域再生法の改正に伴い変更した基本方針において、「地方創生においては、地方が自ら考え、責任をもって取り組むことが何より重要であることから、都道府県及び市町村は、総合戦略を勘案して、地方版総合戦略を定め、推進することが強く期待されている」等としており、内閣府は、全ての地方公共団体が、27年度中に地方版総合戦略を策定することを期待しているとしている。そして、地方版総合戦略は、地域の実情に応じた施策全般にわたる戦略を定めるものであり、地域再生計画は、個別の事業等について具体的に定める実施計画であるとしていることから、27年度以降実施される地域再生法に基づく事業は、地方公共団体における地方版総合戦略の着実な遂行においても重要なものとなる。

一方、「3 検査の状況」に記述したとおり、地域再生計画の認定数や支援措置数が減少傾向となっている事態や、認定地方公共団体において、地域再生計画の作成、認定地域再生計画に基づく事業の実施等の各段階において、地域再生制度を活用する上で留意すべき事態が見受けられた。さらに、地域再生計画を作成していない市町村を含め、地方公共団体は、地域再生制度の活用に関する様々な課題を抱えており、これに対する国への意見や要望を挙げている。他方、地域再生法において、国の責務は定められているものの、地方公共団体の責務については、地域再生が地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組を前提としていることから、定められていない。

したがって、内閣府及び関係省庁においては、地方公共団体が積極的に地域再生制度を活用して地方版総合戦略を着実に遂行できるよう、次の点に留意して、地域再生に関する施策の総合的な策定、及び実施をより一層推進して、地方公共団体における地域再生の総合的かつ効果的な推進に更に取り組むとともに、必要に応じて地域再生制度や交付金制度の見直しを検討することが必要である。

ア 内閣府は、地方公共団体に対して、地域のニーズを十分把握するとともに、地方公共団体間の調整及び連携を十分に図った上で地域再生計画の認定を申請するよう助言する。また、認定地方公共団体に対して、認定地域再生計画については、適時に公表することが望ましいことを助言する。

イ 内閣府及び関係省庁は、連携を一層強化して、地方公共団体が地域再生計画に記載して適用を受けることができる支援措置の充実を図ることを検討する。

ウ 内閣府並びに農林水産省、国土交通省及び環境省は、地方公共団体に対して、交付金の特徴を定期的に周知するなどして交付金のより一層の活用を促すとともに、国土交通省及び環境省は、各年度の交付額が単年度交付額を超えていないことを確認する。また、内閣府は、認定地方公共団体に対して、認定地域再生計画について変更認定等を伴う事態が生じた場合は、変更認定を適時適切に申請することなどについて周知徹底を図るとともに、農林水産省、国土交通省及び環境省は、認定地方公共団体における変更認定を申請する必要がある事態を認めた場合は、内閣府と連携して速やかに変更認定を申請するよう助言する。

エ 内閣府は、地域再生計画の認定に当たり、地域再生計画に設定された目標が認定基準に適合しているか十分確認するとともに、認定地方公共団体の認定地域再生計画に基づく事業の実施に当たり、認定地域再生計画に設定された目標の達成状況を把握し、必要に応じて目標を達成できるよう助言する。また、内閣府及び関係省庁は、地方公共団体に対して、地域再生制度、支援措置に関する情報、提案制度等について定期的に周知するなどして、地方公共団体等との連携を強化することにより地域再生制度の更なる活用を促す。

本院としては、今後とも地域再生法に基づく事業の実施状況等について引き続き注視していくこととする。

第6 租税特別措置(法人税関係)の適用状況等について

検査対象	内閣府本府、金融庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
租税特別措置等の概要	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づいて、特定の企業の税負担を軽減することなどにより、国による特定の政策目的を実現するための特別な政策手段及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)に基づいて設けられた、東日本大震災に対する税制上の対応措置
適用実態調査の概要	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)に基づき実施する租税特別措置の適用の実態の調査
上記調査の対象となる租税特別措置に係る減収額 (財務省試算)	1兆4805億円(平成25年度)

1 検査の背景

(1) 租税特別措置の概要

租税特別措置(以下「特別措置」という。)は、所得税法(昭和40年法律第33号)、法人税法(昭和40年法律第34号)等で定められた税負担に対して、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)に基づいて、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による特定の政策目的を実現するための特別な政策手段であるとされ、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものである。特別措置には、産業政策等の特定の政策目的のための税負担の軽減等を図るもの(政策税制)に係るもののほか、課税の公平確保や納税環境整備を図るための税負担を不当に減少させる行為の防止や手続の特例等に係るものがある。

特別措置全体の項目数は、平成26年4月1日現在で385項目となっており、その主なものは、所得税関係の特別措置151項目、法人税関係の特別措置116項目及び相続税関係の特別措置27項目となっている。

(注1) 385項目 所得税関係の特別措置151項目のうち法人税関係と共通する特別措置40項目、法人税関係の特別措置116項目のうち所得税関係と共通する特別措置23項目、計63項目の重複する項目を除くと322項目となる。

(2) 特別措置を取り巻く状況

14年11月に政府税制調査会から内閣総理大臣に答申された「平成15年度における税制改革についての答申」によれば、特別措置は、特定の政策目的を実現するための政策手段の一つであるが、「公平・中立・簡素」という租税原則に反する例外措置であり、政策税制

の集中、重点化を図るに当たっては、既存の特別措置等について本格的な統廃合を行うこととされている。

また、26年6月に政府税制調査会から報告された「法人税の改革について」(以下「26年税調報告」という。)においては、法人税改革の具体的な改革事項として、成長志向の法人税改革を行うに当たり、課税ベースの拡大等を行うこととしている。この中で、政策税制については、経済社会環境の変化に応じて必要性と効果を検証し、真に必要なものに限定する必要があるとされており、特に特定の産業が集中的に支援を受ける優遇措置は、可能な限り廃止又は縮減して、既存産業への政策支援の偏りを是正することにより、新産業が興りやすい環境を整備していく必要があるとされている。

(3) 東日本大震災に対する税制上の対応措置の概要

特別措置とは別に、23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害(以下「東日本大震災」という。)の被災者等の負担の軽減を図るなどのために、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。)が制定され、この中で、東日本大震災に対する税制上の対応措置(以下「震災特例」という。また、特別措置と震災特例を合わせて「特別措置等」という。)が設けられている。

震災特例全体の項目数は26年4月1日現在で81項目となっており、その主なものは、所得税関係の震災特例27項目、法人税関係の震災特例21項目及び相続税関係の震災特例11項目となっている。

(注2) 81項目 所得税関係の震災特例27項目のうち法人税関係と共通する震災特例10項目、法人税関係の震災特例21項目のうち所得税関係と共通する震災特例3項目、計13項目の重複する項目を除くと68項目となる。

(4) 法人税関係の特別措置等の手法別区分

法人税関係の特別措置等の方式として、法人税を免除し、又は軽減するもの(以下「直接控除」という。)及び一時的にその課税を猶予し、課税の延期を行うもの(以下「課税の繰延べ」という。)の二つの方式がある。そして、直接控除には、税額控除、所得控除、税率の軽減及び非課税といった手法が用いられ、課税の繰延べには、特別償却、準備金等、引当金及び圧縮記帳といった手法が用いられている。このうち、直接控除は、補助金の交付と比較すると、直接的な効果は異なるが、負担軽減やインセンティブ付与の観点から、実質的には減免された税額相当額の補助金を交付されたことと同様の効果があるといわれている。また、課税の繰延べは、投下資金の早期回収効果があるなど、企業の資金繰りに利点があるといわれている。

(5) 税制改正要望事項について

税制上の措置を行政上の事務事業に導入している行政機関(税制上の措置を行政上の事務事業に導入している行政機関としての財務省を含む。以下「関係省庁」という。)は、毎年度行われる税制改正に当たり、特別措置等の制度ごとに、各政策の目的に基づき、税制の新設、拡充、延長等について要望(以下、関係省庁が毎年度行う税制に関する要望のことを「税制改正要望」という。)する事項を記載した「税制改正要望書」(以下「要望書」という。)を、租税に関する制度の企画、立案等を所掌する財務省に提出している。

税制改正要望の内容については、財務省による要望事項の査定、税制調査会での議論等

を経て、税制改正大綱の閣議決定が行われる。そして、この大綱に沿った措置法等の改正案は、閣議決定を経た上で内閣から国会に提出されて、国会で審議、議決された後、施行される。

(6) 関係省庁及び財務省における特別措置等の検証

ア 関係省庁における特別措置に関する政策評価法等に基づく検証

特別措置の検証は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)等に基づき、特別措置の有効性について国民に対する説明責任を果たすことなどを目的として行われ、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月閣議決定。以下「22年度大綱」という。)を踏まえ、特別措置も政策評価の義務付け対象に加えられることとなった。具体的には、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減又は繰延べを行う特別措置のうち、一定の要件を満たす法人税に係る特別措置(以下「法人税関係特別措置」という。)の新設又は内容の拡充若しくは期限の延長に係る政策を決定しようとする場合に事前評価の実施が義務付けられた。そして、法人税関係特別措置については、政策評価に関する基本計画において事後評価の対象として定めるものとなった。さらに、特別措置の政策評価を円滑かつ効率的に実施するなどのために、政策評価の内容、手順等の標準的な指針を示した「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」(平成22年5月政策評価各府省連絡会議了承。以下「租特ガイドライン」という。)が策定され、必要性等、有効性等及び相当性の点から政策評価を行うこととなった。

「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月閣議決定)によれば、政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価の結果が税制改正要望等の政策の企画立案作業における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要があるとされている。

そして、租特ガイドラインによれば、特別措置に係る政策評価の実施においては、客観的なデータを可能な限り明らかにし、特別措置の新設、拡充又は延長の適否や特別措置の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられることが重要であるとされている。

イ 特別措置等に係る税制改正要望の際に行われる検証及び財務省による検証

関係省庁は、政策評価法等に基づく検証のほか、各年度の税制改正要望の際に財務省に提出する要望書において、施策の必要性、手段としての有効性及び要望の措置の妥当性といった点から検証を行うこととなっている。具体的には、特別措置等による減収見込額や政策目標の達成状況を提示することなどにより、当該特別措置等の効果等の検証を行っている。

なお、関係省庁は、要望項目に関する特別措置について政策評価法等に基づく政策評価を実施している場合には、事前評価書等を当該要望書に添付することとなっている。

そして、財務省は、関係省庁から提出を受けた要望書等に基づいて、特別措置等の効果等の検証を行っている。

震災特例については、平成24年度税制改正以降、特別措置と同様の事務手続で改正等が行われているが、政策評価法等において政策評価の実施が義務付けられておらず、

震災特例の効果等の検証は、主にこの要望書において行われている。

(7) 租特透明化法に基づく適用実態調査の概要

特別措置に関して、適用実態の調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的として、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。)が制定され、22年4月から施行された。

租特透明化法に基づき実施される特別措置の適用実態の調査(以下「適用実態調査」という。)等の概要は、次のとおりである。

- ① 財務大臣は、適用額明細書^(注3)を利用する適用実態調査の対象となる特別措置(以下「調査対象特別措置」という。)について、適用額明細書に記載された事項を集計することにより、調査対象特別措置ごとの適用法人数、適用総額等の適用の実態を調査する。
- ② 財務大臣は、適用実態調査を実施した特別措置について、特別措置ごとの適用者数、適用総額等を記載した「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(以下「適用実態報告書」という。)を作成し、内閣は作成された適用実態報告書を国会へ提出する。
- ③ 行政機関の長や総務大臣は、特別措置について政策評価を行うために必要があるときは、適用実態調査によって集められた情報(以下「適用実態調査情報」という。)の提供を求めることができることとなっており、財務大臣は、この求めに対して、正当な理由がない限り、適用実態調査情報を提供する。

そして、25年8月に改正された租特ガイドラインによれば、政策評価において租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報等を分析することとされている。

(注3) 適用額明細書 法人税申告書を提出する法人が、当該申告書に係る事業年度において適用を受ける調査対象特別措置の内容、適用額その他の事項を記載した一覧表

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、平成14年度決算検査報告において、特定検査対象に関する検査状況として「租税特別措置法(法人税関係)の実施状況について」を掲記し、措置法の適用状況の把握に努めていくことや、税制改正の際の検証等の内容を充実することにより、施策の実効性を高めていくことが望まれることなどを記述している。また、中小企業者に適用される特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう、22年10月に、財務大臣及び経済産業大臣に対して、会計検査院法第36条の規定により、意見を表示したところである。

少子・高齢化の急速な進展等経済社会の構造が大きく変化している中で、持続的な経済社会の活性化の実現を図る取組として税制改革に期待が寄せられている。特に調査対象特別措置については、適用実態報告書によれば、適用法人数、適用件数及び適用総額のいずれも過去3回の適用実態報告書で増加の傾向が見受けられる状況にあり、また、26年税調報告においては、具体的な改革事項として法人税関係の特別措置の見直しが取り上げられたところである。

さらに、震災特例は、税制以外の他の復興支援施策とともに、東日本大震災からの復興

に向けた取組の一層の推進が図られている。

そこで、本院は、政府税制調査会の議論等を念頭に置きながら、法人税関係の特別措置等の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況について、有効性等の観点から、法人税関係の特別措置等の適用状況はどのようになっているか、関係省庁及び財務省による法人税関係の特別措置等の検証は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

23年度適用実態報告書の調査対象特別措置の適用件数 1,254,869 件、24年度適用実態報告書の調査対象特別措置の適用件数 1,323,396 件、25年度適用実態報告書の調査対象特別措置の適用件数 1,443,402 件、計 4,021,667 件及び震災特例の23年度から25年度までの適用件数 267 件を対象として検査した。

検査に当たっては、適用実態報告書を分析したほか、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)等に基づき、全524税務署から国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類として提出されたe-Taxデータ^(注4)による法人税確定申告書(以下[e-Taxデータ]という。)、23事業年度52,342法人、24事業年度57,202法人、25事業年度49,382法人、計延べ158,926法人について調査対象特別措置等の適用があった延べ98,487法人のe-Taxデータを分析するなどして検査を行った。

そして、内閣府本府等^(注5)13府省庁において、税制改正要望の際に財務省に提出した要望書等や事前評価書等の関係資料における法人税関係の特別措置等の検証状況及び各関係省庁において所管する政策を実現するための手段として基礎的な単位となる事務事業の別に区分した場合の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。また、財務省において、適用実態調査の内容を聴取したり、法人税関係の特別措置等の検証状況等を確認したりするなどの方法により会計実地検査を行った。

(注4) e-Taxデータ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)により提出された法人税確定申告書のうち、「計算証明規則」、「電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則」(平成15年会計検査院規則第4号)等に基づき本院に証拠書類として提出されたもので税務署の規模に応じて資本金や税額が一定額以上の法人税申告書のデータ

(注5) 13府省庁 内閣府本府、金融庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

3 検査の状況

(1) 法人税関係の特別措置の適用状況の概況

法人税関係の特別措置116項目のうち、課税の強化となるものなど32項目を除いた調査対象特別措置84項目(26年4月1日現在で施行されている特別措置)について、25年度適用実態報告書を分析したところ、各調査対象特別措置の適用状況は、適用件数1,441,570件(直接控除方式829,263件、課税の繰延べ方式612,307件)、減収額(財務省試算)1兆4711億円(直接控除方式9809億円、課税の繰延べ方式4902億円)となっていた。

23、24、25各年度の適用実態報告書における調査対象特別措置の適用件数は、23年度1,254,869件、24年度1,323,396件、25年度1,443,402件と増加傾向にあり、財務省が適用実態報告書を基に試算した減収額(26年4月1日現在で廃止されている調査対象特別措置を含む。)は、23年度9049億円、24年度1兆0003億円、25年度1兆4805億円と増加傾

向となっていた。減収額の主なものは「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(研究開発税制)」(以下「研究開発税制」という。)が、23年度3395億円(37.5%)、24年度3952億円(39.5%)、25年度6240億円(42.1%)、「中小企業者等の法人税率の特例」が、23年度942億円(10.4%)、24年度999億円(9.9%)、25年度1084億円(7.3%)となっており、各年度いずれもこれらの2項目で全体の約半分を占めていた。

(2) 法人税関係の特別措置等の関係省庁と事務事業別特別措置の状況

前記法人税関係の特別措置116項目及び震災特例21項目の計137項目のうち、関係省庁が所管する政策に係る特別措置等は109項目となる。そして、109項目の中には、複数の関係省庁の政策目的に関連する法人税関係の特別措置等があり、26年4月1日現在で57項目となっていた。これらについては、当該複数の関係省庁が共同して税制改正要望を行う場合もある。

上記の109項目について、関係省庁から提出された資料等を基に、更に各関係省庁が所管する政策を実現するための手段として基礎的な単位となる事務事業に区分すると、図表1のとおり、特別措置関係216項目、震災特例関係27項目、計243項目(以下、このように区分された法人税関係の特別措置等を「事務事業別特別措置」という。)となっていた。

図表1 事務事業別特別措置の概要 (単位：項目)

関係省庁	特別措置の事務事業別特別措置の項目数	震災特例の事務事業別特別措置の項目数	左の計	左のうち要望事項の取りまとめを行う項目数
内閣府本府	25	—	25	19
金融庁	17	1	18	14
復興庁	1	13	14	13
総務省	18	—	18	5
外務省	2	—	2	—
財務省	5	—	5	3
文部科学省	2	—	2	—
厚生労働省	20	—	20	12
農林水産省	25	—	25	11
経済産業省	40	9	49	26
国土交通省	37	4	41	28
環境省	18	—	18	14
防衛省	6	—	6	2
計	216	27	243	147

(注) 関係省庁から提出された資料に基づいて作成した。

(3) 研究開発税制の適用状況

適用実態報告書によれば、23年度から25年度までの研究開発税制の適用実績は図表2のとおりとなっていて、適用件数についてみると、製造業を中心に幅広い業種で適用されていた。また、適用額についてみると、3か年度分の全業種の適用総額の合計が1兆2254億余円となっていて、このうち「化学工業」が2965億余円(24.2%)と最も多額で、次いで「輸送用機械器具製造業」が2651億余円(21.6%)となっていた。

図表2 研究開発税制の適用実績

業 種	平成23年度		24年度		25年度		計		
	適用 件数 (件)	適用額 (百万円)	適用 件数 (件)	適用額 (百万円)	適用 件数 (件)	適用額 (百万円)	適用 件数 (件)	適用額 (百万円)	割合 (%)
農林水産業	30	94	45	143	33	172	108	410	0.0
鉱業	24	651	31	655	27	804	82	2,111	0.1
建設業	350	2,976	398	3,381	495	4,227	1,243	10,586	0.8
製造業	6,345	274,226	7,005	302,397	7,919	474,716	21,269	1,051,340	85.7
食料品製造業	684	10,432	719	10,550	749	9,760	2,152	30,744	2.5
繊維工業	145	679	158	866	185	1,387	488	2,934	0.2
木材、木製品製造業	39	142	40	165	51	187	130	495	0.0
家具、装備品製造業	32	187	29	183	43	221	104	592	0.0
パルプ、紙、紙製品製造業	112	1,098	119	1,457	122	1,916	353	4,472	0.3
新聞業、出版業又は印刷業	54	408	54	584	59	490	167	1,483	0.1
化学工業	1,148	102,600	1,200	85,012	1,349	108,977	3,697	296,590	24.2
石油製品製造業	64	1,582	73	2,219	69	1,480	206	5,282	0.4
石炭製品製造業	5	63	7	104	8	143	20	312	0.0
ゴム製品製造業	95	5,962	108	8,263	115	9,070	318	23,296	1.9
皮革、同製品製造業	11	27	10	53	18	103	39	184	0.0
窯業又は土石製品製造業	175	7,592	192	5,023	215	7,959	582	20,574	1.6
鉄鋼業	92	1,668	91	1,061	110	7,496	293	10,227	0.8
非鉄金属製造業	77	1,076	113	1,430	130	3,555	320	6,062	0.4
金属製品製造業	556	3,889	623	4,372	741	5,386	1,920	13,648	1.1
機械製造業	730	20,813	892	40,270	999	48,546	2,621	109,630	8.9
産業用電気機械器具製造業	581	21,907	622	20,814	741	27,663	1,944	70,385	5.7
民生用電気機械器具電球製造業	127	747	178	3,241	181	7,861	486	11,850	0.9
通信機械器具製造業	114	2,029	136	4,316	148	5,951	398	12,297	1.0
輸送用機械器具製造業	393	29,182	437	64,266	540	171,745	1,370	265,194	21.6
理化学機械器具等製造業	252	7,352	273	5,000	282	8,004	807	20,356	1.6
光学機械器具等製造業	90	19,339	97	2,300	117	4,111	304	25,751	2.1
時計、同部品製造業	6	71	9	116	10	71	25	259	0.0
その他の製造業	763	35,371	825	40,719	937	42,619	2,525	118,711	9.6
卸売業	1,270	12,897	1,344	8,438	1,482	12,370	4,096	33,706	2.7
小売業	207	1,850	212	1,344	222	1,227	641	4,421	0.3
料理飲食旅館業	27	27	21	26	38	25	86	80	0.0
金融保険業	23	192	26	200	35	2,223	84	2,617	0.2
不動産業	35	258	35	97	41	79	111	435	0.0
運輸通信公益事業	65	23,220	70	23,173	103	31,618	238	78,012	6.3
サービス業	1,043	7,554	1,175	4,720	1,346	7,580	3,564	19,855	1.6
その他	61	6,469	82	4,945	110	10,497	253	21,912	1.7
計	9,480	330,421	10,444	349,524	11,851	545,544	31,775	1,225,490	100.0

注(1) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省作成)に基づいて作成した。

注(2) 繰越控除制度分は集計から除いている。

注(3) 「割合」の数値は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても「計」の数値と一致しない。

適用実態報告書では、「化学工業」及び「輸送用機械器具製造業」に含まれる具体的な適用業種の内訳については明らかにされていないことから、e-Tax データにより集計した研究開発税制の適用総額 2467 億円（繰越控除制度分は集計から除いている。）のうち、「化学工業」及び「輸送用機械器具製造業」の適用件数及び適用額を適用業種ごとに更に細分類したところ、適用件数は、幅広い業種で適用されていた。一方、適用額は、「化学工業」のうち「医薬品製造業」が 618 億円で、化学工業全体の適用額 743 億円の 83.1% を占めており、「輸送用機械器具製造業」のうち「自動車・同付属品製造業」が 819 億円で、輸送用機械器具製造業全体の適用額 850 億円の 96.4% を占めていた。

前記のとおり、調査対象特別措置のうち、研究開発税制に係る減収額が最も多額であることから、23、24、25 各年度の適用実態報告書により研究開発税制の適用による減収額^(注6)の多額な単体法人上位 10 法人、連結法人上位 10 法人、計 20 法人の状況をみたところ、これらの 20 法人で各年度の研究開発税制に係る減収額全体の 38.6% (23 年度)、41.9% (24 年度)、50.2% (25 年度) を占めていた。そして、研究開発税制の減収額 23 年度 3395 億円、24 年度 3952 億円、25 年度 6240 億円のところで、減収額が 100 億円を超える法人は、23 年度 3 法人、24 年度 5 法人、25 年度 8 法人となっていた。

(注6) 単体法人 連結納税制度における連結法人以外の法人

(注7) 連結法人 連結納税制度における連結親法人及び当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

(4) 法人税関係の震災特例について

法人税関係の震災特例は、東日本大震災により被災した法人等の負担の軽減を図るなどのための税制上の政策手段として震災特例法において規定されている。その内容は、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付、復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却等となっていて、前記のとおり 26 年 4 月 1 日現在で 21 項目ある。

震災特例は、適用実態調査の対象とされていないことから、上記の震災特例 21 項目のうち、手続の特例等 6 項目を除いた 15 項目（以下「法人税関係震災特例」という。）について、23、24、25 各事業年度の e-Tax データにより集計したところ、各法人税関係震災特例の適用状況は、適用件数は 267 件、適用総額は直接控除方式のうち税額控除が 7 億円、課税の繰延べ方式のうち特別償却が 53 億余円となっていた。

(5) 特別措置等の検証状況

ア 関係省庁における政策評価の実施状況

関係省庁は、前記のとおり、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減又は繰延べを行うもので一定の要件を満たす法人税関係特別措置については、政策評価法に基づく事前評価及び事後評価を実施することが義務付けられている。そして、事前評価にあつては法人税関係特別措置の新設、内容の拡充又は期限の延長に係る政策を決定しようとする場合に政策評価を行うこととされ、事後評価にあつては、政策評価に関する基本計画に基づき行わなければならないこととなっている。租特ガイドラインによれば、事前評価については、税制改正要望に際して行うこととされ、事後評価については、基本計画の期間を踏まえ、3 年から 5 年に 1 回は行うことを原則とし、その際には、政策評価の必要性の高いものから計画的に取り組むこととされている。

前記の 13 府省庁が 26 年 4 月 1 日現在で所管している事務事業別特別措置の政策評価

の単位の件数及び政策評価の実施状況は図表3のとおり、政策評価の単位の件数338件(関係省庁ごとの重複分を含む。)に対して、22年度から26年度までの間に政策評価を実施した件数は291件(関係省庁ごとの重複分を含む。)となっている。

なお、上記事務事業別特別措置のうち、政策評価が義務付けられている法人税関係特別措置について、22年度から26年度までの間に事後評価等を実施していないものが24件見受けられた。関係省庁は実施していない理由について、必要に応じて他の事務事業別特別措置の政策評価を優先するなどしたためであり、未実施のものは今後順次実施する予定であるなどとしている。

図表3 事務事業別特別措置の政策評価の単位の件数及び政策評価の実施状況 (単位：件)

関係省庁	政策評価の単位の件数	政策評価実施件数					政策評価未実施件数		
		平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	政策評価の義務付け対象	政策評価の義務付け対象外	
内閣府本府	17	16	2	6	4	9	5	1	0
金融庁	21	14	3	4	7	4	3	3	4
復興庁	14	12	0	0	6	6	0	0	2
総務省	17	15	2	4	5	8	7	1	1
外務省	2	1	1	0	0	0	0	1	0
財務省	6	2	1	0	1	1	0	0	4
文部科学省	2	2	1	2	1	2	1	0	0
厚生労働省	21	21	10	6	11	10	11	0	0
農林水産省	59	55	32	7	27	15	13	1	3
経済産業省	49	45	11	19	13	22	8	2	2
国土交通省	110	92	24	11	23	66	18	11	7
環境省	14	10	3	3	4	3	4	4	0
防衛省	6	6	2	0	4	2	0	0	0
計	338	291	92	62	106	148	70	24	23

注(1) 平成26年4月1日現在で関係省庁が所管している事務事業別特別措置を対象として、関係省庁から提出された資料に基づいて作成した。

注(2) 「政策評価の単位の件数」は、事務事業別特別措置に係る政策評価を実施した単位ごとに1件として集計した。なお、政策評価を実施していないものについては、根拠条文ごとなどに1件として集計した。

注(3) 「政策評価実施件数」は、重複分を控除しているため、各年度の件数を合計しても一致しない場合がある。

注(4) 政策評価の単位は、租特ガイドラインに基づいて関係省庁が決めたもので、複数の事務事業別特別措置についてまとめて政策評価を実施したり、一つの事務事業別特別措置について所管ごとに政策評価を実施したりする場合もある。

イ 要望書による検証状況

前記の13府省庁が26年4月1日現在で所管している事務事業別特別措置のうち、25、26、27各年度の税制改正要望が行われたものに係る要望書の提出件数は、それぞれ83件、102件、66件となっていた。

財務省は、関係省庁に対して税制改正の方針についての説明を行い、その後関係省庁から事前評価書等や事務事業別特別措置の適用状況を関係省庁が独自で調査した書類等が添付された要望書の提出を受けて、これらに基づいて要望内容の審査やヒアリングを行うなどして税制改正要望事項を査定している。そして、財務省は、事務事業別特別措置の効果等の検証を行い、不特定多数の適用を想定していながら適用額が特定の者に偏っていたり、適用件数が少なかったりしているものなどについて、適用対象を限定したり、本来の政策目的を促進するために要件を強化又は緩和したり、効果が十分には期待できないことから廃止したりするなどの税制改正の提案をしていた。

ウ 適用実態調査情報及び適用実態報告書の活用状況

25年度又は26年度に政策評価を行った調査対象特別措置の所管課における適用実態調査情報又は公表されている適用実態報告書(以下「実態調査情報等」という。)の活用状況についてみると、政策評価を行うに当たり実態調査情報等を活用していたものは62件となっていて、このうち28件については、複数の関係省庁が共同して税制改正要望を行う場合に取りまとめを行う関係省庁(以下「取りまとめ省庁」という。)が実態調査情報等を活用していたものであり、取りまとめ省庁以外の関係省庁も取りまとめ省庁と同一のデータを使用していた。

実態調査情報等が活用されていなかったものは95件となっていて、関係省庁は活用していなかった理由について、実態調査情報等は特別措置の条文を単位とした適用数や適用総額が記載されており、政策評価の単位が実態調査情報等の単位より詳細な場合には活用することができないなどとしていた。

エ 調査対象特別措置の適用実態等からみた検証状況

(ア) 減収額と減収見込額とに開差がある調査対象特別措置の検証状況

24年度適用実態報告書及び25年度適用実態報告書の「法人税関係特別措置の概要及び適用件数・適用法人数・適用総額(総括表)」(以下「総括表」という。)に掲記された26年4月1日現在で施行されている調査対象特別措置のうち、税率の軽減及び税額控除に係るものは15項目である。これらの15項目のうち適用総額が1億円以上のものなど9項目について、総括表に掲記された適用総額から、24、25両年度における税率の軽減に係る減収額及び税額控除に係る減収額を本院で試算し、これらの減収額と事前評価書等において各関係省庁が試算した減収見込額とを比較すると、研究開発税制の税額控除に係る減収額については、関係省庁における24年度分の減収見込額2591億円に対して、同年度分の減収額が3494億円で、その開差は903億円となっており、減収額が減収見込額を大きく上回る状況となっていた。この減収額については、26年度事前評価や27年度税制改正要望の際に、減収見込額との比較やその分析等が可能であった。

しかし、このような状況に関する分析や検討の結果について、26年度の事前評価書や27年度税制改正要望の際に提出する要望書において説明されることなく、当該研究開発税制に係る関係省庁から拡充等の要望がなされていた。

(注8) 税率の軽減に係る減収額については、各年度の適用総額にそれぞれの税率軽減割合を乗じて算出し、税額控除に係る減収額については、総括表に掲記された適用総額と同額としている。

- (イ) 幅広い企業や業種を対象としながら、適用実態が特定の企業に集中している調査対象特別措置の検証状況

26年度税制改正要望又は27年度税制改正要望に際して検証を実施した調査対象特別措置のうち、不特定多数の適用が想定されるものであって、上位10法人の適用額の合計が適用総額の80%を超えていて、かつ、適用法人数が20法人以上であるものを23年度適用実態報告書及び24年度適用実態報告書の「個別措置の適用概況一覧」等から抽出すると5項目であり、これらの事前評価書や要望書における検証状況をみると、適用数については特定の業種や企業に偏りが無いなどの説明があるものもある一方、適用額からみた偏りについては、いずれにおいても説明がなされていない。

- (ウ) 26年4月1日現在で創設後20年以上経過した調査対象特別措置の検証状況

26年4月1日現在で創設後20年以上経過した調査対象特別措置48項目のうち、期限の定めのないものは18項目であり、これらについては、関係省庁において、一部の所管課を除き、22年度から26年度までに事後評価等が行われている。そして、関係省庁は、事後評価が実施された調査対象特別措置については、いずれも引き続き必要な措置であるとし、事後評価の評価結果の反映の方向性を引き続き継続している。

また、上記48項目のうち、期限の定めのある調査対象特別措置は30項目であり、これらの検証状況についてみると、既存の調査対象特別措置を新たに設定した政策目的を達成する手段とするものや、目的を達成していないなどのため、いずれも延長や縮減を行うなどして存置されていた。そして、このうち特別償却に関するものは11項目となっているが、9項目については、23年度以後の税制改正の結果、縮減等要件の見直しが行われているものの、要望の段階では延長となっているものもあった。

- (エ) 適用実態等からみて必要最小限の措置となっているかという点での検証状況

前記の13府省庁から提出された調査対象特別措置における26、27両年度の税制改正の際の要望書の提出状況をみると、それぞれ52件、56件となっており、これらのうち拡充の要望又は延長及び拡充の要望(以下、これらを合わせて「拡充等の要望」という。)に係る要望書の提出件数は、それぞれ24件、22件、計46件となっていた。これらの46件について拡充等の要望を行った理由をみると、「経済状況が悪化したため」、「新たな政策目的が立案されたため」としているものが多い状況となっていた。また、「特別措置の適用が少なかったため」としているものの適用が少なかった理由については、関係省庁からの聞き取りによると、適用の要件が厳しいことなどとなっていた。

22年度大綱によれば、政策税制措置を拡充する場合には、適用実態等からみて、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の措置となっているかなどの指針を踏まえて、緊要性を厳格に判断することとされている。また、要望書の記載要領によれば、要望書の「要望の措置の妥当性」欄においては、国民の納得できる必要最小限の措置となっているか否かを記載することとされている。

26、27両年度の税制改正の際に拡充等の要望を行った調査対象特別措置のうち、税制改正要望の際に実態調査情報等の活用が可能であった17項目について、その検証状況をみると、関係省庁は、16項目について必要最小限の措置となっているかの

検証を行ったとしていた。しかし、必要最小限と判定した理由についてみると、拡充しようとする措置の内容が適用実態等からみて拡充後もなお必要最小限であるとする説明が必ずしも十分なされていないものが見受けられ、必要最小限の措置となっているかということの検証が十分なされていないと思料される状況となっていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

少子・高齢化の急速な進展等経済社会の構造が大きく変化している中で、持続的な経済社会の活性化の実現を図る取組として税制改革に期待が寄せられている。そして、26年税調報告においては、特別措置の見直しについても法人税改革の具体的な改革事項として取り上げられているところである。

さらに、震災特例は、税制以外の他の復興支援施策とともに、東日本大震災からの復興に向けた取組の一層の推進が図られている。

このような特別措置等を取り巻く状況を踏まえ、本院は、法人税関係の特別措置等の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況を検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 調査対象特別措置等の適用状況

(ア) 調査対象特別措置 84 項目について 25 年度適用実態報告書を分析したところ、各調査対象特別措置の適用状況は、適用件数 1,441,570 件(直接控除方式 829,263 件、課税の繰延べ方式 612,307 件)、減収額(財務省試算) 1 兆 4711 億円(直接控除方式 9809 億円、課税の繰延べ方式 4902 億円)となっていた。また、財務省が適用実態報告書を基に試算した減収額は、23 年度から 25 年度までの間において増加傾向にあり、各年度とも研究開発税制と中小企業者等の法人税率の特例で全体の約半分を占めていた。

(イ) 適用実態報告書をみると 23 年度から 25 年度までの研究開発税制の適用総額の合計は 1 兆 2254 億余円となっていて、「化学工業」が 2965 億余円(24.2%)と最も多額で、次いで「輸送用機械器具製造業」が 2651 億余円(21.6%)となっていた。そして、適用実態報告書では、具体的な適用業種の内訳については明らかにされていないことから、e-Tax データにより集計した研究開発税制の適用総額 2467 億円を適用業種ごとに更に細分類したところ、適用件数は、幅広い業種で適用されていた。一方、適用額は、「化学工業」のうち「医薬品製造業」が 618 億円で、化学工業全体の適用額 743 億円の 83.1% を占めており、「輸送用機械器具製造業」のうち「自動車・同付属品製造業」が 819 億円で、輸送用機械器具製造業全体の適用額 850 億円の 96.4% を占めていた。

また、研究開発税制の適用による減収額の多額な単体法人上位 10 法人、連結法人上位 10 法人、計 20 法人の状況をみたとところ、これらの 20 法人で、各年度の研究開発税制に係る減収額全体の 38.6% (23 年度)、41.9% (24 年度)、50.2% (25 年度)を占めていた。そして、研究開発税制の減収額 23 年度 3395 億円、24 年度 3952 億円、25 年度 6240 億円のところ、減収額が 100 億円を超える法人は、23 年度 3 法人、24 年度 5 法人、25 年度 8 法人となっていた。

(ウ) 震災特例の適用状況について 23、24、25 各事業年度の e-Tax データにより集計

したところ、適用件数は267件、適用総額は直接控除方式のうち税額控除が7億余円、課税の繰延べ方式のうち特別償却が53億余円となっていた。

イ 法人税関係の特別措置等の検証状況

- (ア) 実態調査情報等の活用対象となる調査対象特別措置に係る政策評価に当たり実態調査情報等が活用されていたものは62件、活用されていなかったものは95件となっていた。活用されていなかった理由は、実態調査情報等には特別措置の条文を単位とした適用数や適用総額が記載されており、政策評価の単位が実態調査情報等の単位より詳細な場合には活用することができないことによるものなどであった。
- (イ) 24年度の研究開発税制の税額控除に係る減収額については、関係省庁が事前評価書等において試算した減収見込額が2591億円に対して、本院が試算した減収額は3494億円で、減収見込額と減収額の開差は903億円となっていたが、減収額が減収見込額を大きく上回る状況に関する分析や検討の結果について、26年度の事前評価書や27年度税制改正の際の要望書において説明されることなく、拡充等の要望がなされていた。
- (ウ) 26年度税制改正要望又は27年度税制改正要望に際して検証を実施した調査対象特別措置のうち、上位10法人の適用額の合計が適用総額の80%を超えていて、かつ、適用法人数が20法人以上であるものを23年度適用実態報告書及び24年度適用実態報告書から抽出すると5項目であり、これらの事前評価書や要望書における検証状況をみると、適用数については特定の業種や企業に偏りが無いなどの説明があるものもある一方、適用額からみた偏りについてはいずれにおいても説明がなされていない。
- (エ) 26年4月1日現在で創設後20年以上経過した調査対象特別措置のうち、期限の定めのないものは18項目あり、このうち事後評価が実施された調査対象特別措置については、事後評価の評価結果の反映の方向性を引き続き継続することとしていた。また、期限の定めのあるものは30項目あり、既存の調査対象特別措置を新たに設定した政策目的を達成する手段とするものや、目的を達成していないなどのため、延長や縮減を行うなどして存置されていた。
- (オ) 26、27両年度の税制改正の際に拡充等の要望を行った調査対象特別措置で実態調査情報等の活用が可能であったもの17項目のうち、16項目は必要最小限の措置となっているかの検証が行われているが、必要最小限と判定した理由についてみると、拡充しようとする措置の内容が適用実態等からみて拡充後もなお必要最小限であるとする説明が必ずしも十分なされていないものが見受けられ、必要最小限の措置となっているかということの検証が十分なされていないと思料される状況となっていた。
- (カ) 財務省は、関係省庁から事前評価書等が添付された要望書の提出を受けて、要望内容の審査やヒアリングを行うなどして要望事項を査定している。そして、事務事業別特別措置の効果等の検証を行い、適用額が特定の者に偏っていたり、適用件数が少なかったりしているものなどについて、適用対象を限定したり、本来の政策目的を促進するために要件を強化又は緩和したり、効果が十分には期待できないことから廃止したりするなどの税制改正の提案をしていた。

(2) 所見

特別措置等は、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものであり、その効果等を不断に検証して、真に必要なものに限定すべきであるとされている。

関係省庁においては、実態調査情報等を一層活用することなどにより、適用額からみた業種や企業の偏りの状況や、特別措置の適用に伴う減収額が減収見込額を上回る状況等について、検証内容を一層充実させ、拡充等の要望に当たっては適用実態等からみて拡充後もなお措置の内容が必要最小限であるとする説明を十分行い、特別措置の実効性を高めるとともに、国民に対する説明責任を的確に果たしていくことが望まれる。

また、財務省においては、特別措置等について今後とも十分に検証していくことが望まれる。

本院としては、今後とも法人税関係の特別措置等の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況について、引き続き注視していくこととする。

第2節 国会からの検査要請事項に関する報告

第1 東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について

要請を受諾した年月日	平成24年8月28日
検査の対象	国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
検査の内容	東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成27年3月2日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年8月27日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月28日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(二) 検査の内容

東日本大震災からの復興等に対する事業に関する次の各事項

- ① 東日本大震災に伴う被災等の状況
- ② 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

(2) 24、25両年に報告した検査要請事項に係る検査の実施状況

上記の要請により、本院は、東日本大震災からの復興等に対する事業に関して、効率性、有効性等の観点から、東日本大震災復旧・復興関係経費(以下「東日本大震災関係経費」という。)の予算(以下「復旧・復興予算」という。)が23年度に措置されている16府省庁等^(注1)を対象として、①東日本大震災に伴う被災等の状況、②復興等の各種施策及び支援事業の実施状況等について検査を実施し、24年10月25日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告した。

(注1) 16府省庁等 国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

そして、引き続き、被災の状況や復旧・復興事業の実施状況について検査するとともに、基金の執行状況や復旧・復興予算の計上、執行等の状況を分析し、25年10月31日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告した(以下、この報告を「25年報告」という。)

本院は、25年報告において、東日本大震災関係経費により実施される復旧・復興事業は、各府省庁等において長期にわたり継続して実施されていること、事業の実施に係る諸制度の見直しなどが想定されることなどから、岩手県、宮城県及び福島県(以下、これらの県を合わせて「東北3県」という。)を含めた被災の状況、復興事業の実施状況等について引き続き検査を実施して、その結果については取りまとめが出来次第報告することとした。

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、東日本大震災からの復旧・復興事業に関する各事項について、合规性、効率性、有効性等の観点から、①被災及び被災に対する復旧・復興の状況等はどのようになっているか、②被災した地方公共団体における復旧・復興事業の実施状況はどのようになっているか、③復興特別区域制度による復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画に基づく特例等は、有効に活用されているか、④地方公共団体等が国庫補助金等を既存の基金に積み増すなどして実施している復旧・復興事業(以下「復興関連基金事業」という。)に係る当該基金の用途は適切か、使用見込みのない余剰金が滞留するなどしていないか、⑤原子力災害からの復興再生について、各府省庁、福島県等が実施する各種施策は円滑かつ迅速に実施されているか、⑥東日本大震災復興特別会計(以下「復興特会」という。)において措置された予算(以下「復興特会予算」という。)はどのような経費に配分されているか、その財源はどのように確保されているかなどに着眼して検査を実施した。

本院は、23年度から25年度までの東日本大震災復興関係経費に係る予算が措置されている16府省庁等を25年報告に引き続き対象として検査するとともに、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)等の規定に基づき青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の計9県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるもの(以下「特定被災地方公共団体」という。)又は東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村のうち政令で定めるものなどの区域として指定された227市町村に、特定被災地方公共団体に指定された市町が所在しているが特定被災地方公共団体として指定されていない北海道及び埼玉県を加えた11道県及び227市町村(以下「特定被災自治体」という。)を対象として検査した。

特定被災自治体の検査に当たっては、特に甚大な被害を受けた東北3県を対象として会計実地検査を行うとともに、特定被災自治体以外の地方公共団体の検査に当たっては、全国向けの復興関連基金事業に必要な資金として国庫補助金等の交付を受けた地方公共団体を対象として会計実地検査を行った。

検査に当たっては、16府省庁等の内部部局等と東北3県を含む20都県^(注2)に対して321人日を要して会計実地検査を行い、調書及び関係資料を徴したり担当者等から説明を聴取したりするとともに、公表されている資料等を基に調査分析を行った。

(注2) 20都県 東京都、岩手、宮城、福島、神奈川、石川、福井、岐阜、愛知、奈良、岡山、徳島、香川、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、沖縄各県

2 検査の結果

(1) 東日本大震災に伴う被災等の状況

ア 被害等の状況

(ア) 人的被害、建物被害等の状況

死者、行方不明者等の人的被害は、死者 15,889 人、行方不明者 2,601 人(26 年 9 月 11 日警察庁公表)等のほか、震災関連死の死者数が 3,089 人となっている。また、建物への被害は、全壊 127,367 戸、半壊 273,335 戸、一部破損 744,539 戸等(26 年 9 月 11 日警察庁公表)となっている。

(イ) 避難及び住民の減少等の状況

a 避難の状況

避難所は 26 年 3 月末までに全て解消されたが、同年 9 月末現在、親族・知人宅や応急仮設住宅等で生活している避難者は、全国で 24 万 3040 人(25 年 6 月末現在約 29 万 8000 人(25 年報告))に上っていて、全国の避難者数に占める東北 3 県の避難者数の割合は 77.4% とその大半を占めている。また、福島県では、原子力発電所の事故等により、4 万 6645 人が他県等での長期の避難生活を余儀なくされている。

b 被災地の住民の減少等の状況

特定被災自治体が所在する 11 道県の人口は、10 道県で減少しており、特に福島県の東日本大震災発生後の人口減少が他の道県に比べて著しく、原子力災害による避難の長期化等がまちづくりなどに深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。また、東北 3 県の年少人口(0 歳~14 歳)及び生産年齢人口(15 歳~64 歳)は減少しており、高齢化が進んでいる。

(ウ) 被災者への支援の状況

a 応急仮設住宅の状況

応急仮設住宅は、25 年 4 月 1 日現在、53,537 戸が完成している。また、国は、25 年 4 月に地域の実情を踏まえて、応急仮設住宅の供与期間を延長する必要がある場合は、更に延長できることとした。

b 被災者生活再建支援金の支給状況

26 年 3 月末までの被災者生活再建支援金の支給世帯数及び支給額は、基礎支援金 189,869 世帯、1514 億余円(国庫補助金相当額 1211 億余円)、加算支援金 111,216 世帯、1379 億余円(同 1103 億余円)、計延べ 301,085 世帯、2894 億余円(同 2315 億余円)となっている。

(エ) 東北 3 県の公共土木施設等、文教施設及び福祉施設の被災及び復旧等の状況

東北 3 県が実施している公共土木施設等の被災及び復旧の状況について、各県から徴した調書を基に、東北 3 県間で比較可能な海岸、港湾、漁港、河川、道路等の復旧事業に限定して集計すると、道路等は各県とも 80% 以上の施設が復旧し、河川も復旧が進んでいるが、漁港については各県とも 50% 以下となっているなど復旧率が低くなっている。東北 3 県が実施している文教施設及び福祉施設の被災及び復旧の状況

について、公共土木施設等と同様に学校等及び医療機関等の復旧事業に限定して集計すると、各県ともおおむね復旧は進捗しているが、被災の状況や地域によって復旧の状況等に差が見受けられる。そして、各県の地区のうち、公共土木施設等の復旧事業等や市街地復興土地区画整理事業等が同時に実施されている地区においては、他の事業の進捗に影響を受けているものが見受けられた。また、経済・産業等の復興の状況については、各県とも県全域において事業所数及び従業者数のいずれも減少しているが、地域別にみるとその減少幅に著しい差違が生じている。

(オ) 東日本大震災における被害額の推計

a 推計の状況

国は、官民全ての建築物等のストックの被害額について推計を行うこととした。そして、内閣府は、各省庁及び被災9県に依頼するとともに、自らも被害額の推計を実施した。被害額には間接被害及び原子力災害による被害は含めず、直接被害により生じた額のみを推計することとし、再調達価格や減価償却後の価格の積み上げのほか、他の手法による推計も許容した。また、推計する時点で把握していない被害分についても何らかの方法により必ず推計を行うこととした。そして、内閣府は、これらを取りまとめて、23年6月に公表している。施設等別の被害額は、建築物等10兆4384億余円、ライフライン施設1兆3458億余円、社会基盤施設2兆1669億余円、農林水産関係施設1兆8778億余円、その他の施設1兆0867億余円で、その合計は約16.9兆円となっている。

主な施設等の被害額の推計方法についてみると、住宅等、民間企業の土地・建築物・機械設備等、公共土木施設等の被害額は再調達価格で算出しているが、電気に係る被害額は再調達価格によるものと減価償却後の価格によるものが混在したのになっていた。

b 各府省庁等による被害額の推計に対する検査結果

東日本大震災における被害額の推計は、被害の全容を把握するよう努めたものであったが、被害額に推計の対象とならないものなどを一部含めていたり、被害額に反映していなかったりしていたものが見受けられた。

c 推計の活用

23年7月に決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」(以下「復興基本方針」という。)では、復興期間を10年間とし、復興需要の高まる当初の5年間を「集中復興期間」と位置付けるとともに、集中復興期間に実施すると見込まれる施策・事業の事業規模については、国・地方を合わせて、少なくとも19兆円程度が見込まれるとされた。復興庁によれば、当時の東日本大震災復興対策本部は、この19兆円については、阪神・淡路大震災の際の復旧・復興費用(9.2兆円)を参考にし、同震災の被害推計額(9.9兆円)と今回の内閣府の推計額(16.9兆円)との比率(1.7倍)を勘案するなどして救助・復旧に必要な費用を10.4兆円、復興に要する費用を5.3兆円とそれぞれ算出し、この額にリーマンショック以降の金融危機に際して実施した中小企業に対する資金繰り支援と同程度の2.5兆円及び阪神・淡路大震災の際に講じられた全国の緊急防災・減災事業と同程度の1.3兆円を加えたものであったとしている。

イ 国の復旧・復興への取組

(ア) 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置

復興庁が25年2月22日に設置した「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」は、26年1月までに、土地等の取得手続の迅速化、技術者・技能者の確保、資材の円滑な確保、入札不調等に関して市場実態を的確に反映した予定価格の設定、被災者が住まいの確保について見通しを持てるようにするための災害公営住宅及び民間住宅の宅地等の整備に関する工程の四半期ごとの開示等の住宅再建・復興まちづくりの加速化措置(以下「加速化措置」という。)を公表している。

(イ) 東日本大震災の復旧・復興に係る事業規模及び復興財源フレーム

a 19兆円フレーム

国は、23年7月29日に決定した復興基本方針に基づき、集中復興期間に係る事業費と財源の見込みを19兆円程度の規模とする復興財源フレーム(以下「19兆円フレーム」という。)を示した。事業規模は、集中復興期間に実施すると見込まれる施策・事業として、少なくとも19兆円程度を、財源は、復興特別税及び歳出削減・税外収入等を見込んだ。なお、事業規模には、原則として、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号)等に基づき電力事業者が負担すべき経費は含まれていない。

b 19兆円フレームの見直し

国は、25年1月29日の復興推進会議決定により19兆円フレームを見直し、集中復興期間に係る事業費と財源の見込みを25兆円程度の規模とする復興財源フレーム(以下「25兆円フレーム」という。)を示した。事業規模は、23、24両年度の事業費、25年度概算決定での事業費及び26、27両年度に確実に実施が見込まれる施策・事業の規模から、少なくとも23.5兆円程度とした。なお、見直しの時点で災害査定等が終わっていなかった復旧・復興事業、工事を伴う公共事業以外の分野の復興事業等に係る費用は、これらの額の積算に含まれていない。財源は、日本郵政株式会社(以下「日本郵政」という。)の株式売却による収入見込及び23年度の決算剰余金等を追加的に確保した。

c 事業規模及び財源の26年9月末現在の状況

25兆円フレームの事業規模及び財源の26年9月末現在の状況について、事業規模をみると、23年度から26年度までの事業費は計22.6兆円に達していて、25兆円フレームとの差額は2.4兆円程度となっている。財源をみると、26年9月末現在の復興特別税収の全体見込額は9.5兆円程度であり、歳出削減・税外収入等は10.1兆円が既に確保されている。なお、日本郵政の株式売却収入は、今後の財源として、26年9月末現在で4兆円が見込まれている。

(ウ) 原子力災害に対する国の復旧・復興への取組

国は、25年12月に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を閣議決定し、①「早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える」、②「福島第一原発の事故収束に向けた取組を強化する」、③「国が前面に立って原子力災害からの福島の再生を加速す

る」の3項目を示し、福島の復興の加速に向けて各種取組を実施している。

また、国は、同年8月までに新たな避難指示区域(帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域)への見直しを完了した。その後、26年4月1日に田村市、同年10月1日に川内村にそれぞれ設定していた避難指示解除準備区域における避難指示を解除するなどし、26年10月1日現在、10市町村に避難指示区域を設定している。

(2) 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

ア 東北3県における復旧・復興事業の実施状況

(ア) 東北3県に対する東日本大震災関係経費に係る国庫補助金等の交付等の状況

a 東日本大震災関係経費に係る国庫補助金等の交付等の状況

東北3県及び管内の127市町村に23年度から25年度までに交付等された国庫補助金等は、復興関連基金事業に充てられた国庫補助金等交付額1兆7881億余円、復興基金事業についての特別交付税交付額1650億円、東日本大震災復興交付金(以下「復興交付金」という。)交付可能額1兆9662億余円、補助事業等に係る国庫補助金等交付額2兆5932億余円及び震災復興特別交付税交付額1兆6654億余円、計8兆1780億余円となっている。それぞれの交付額等が全体に占める割合は、補助事業等が31.7%、復興交付金事業が24.0%、復興関連基金事業が21.8%、震災復興特別交付税20.3%等となっている。

b 復興関連基金事業の実施状況

東北3県における復興関連基金事業21基金66事業のうち、復興に係る基金事業の取崩額等を区分して把握することが困難な基金を除いた18基金62事業をみると、国庫補助金等交付額は計1兆7080億余円、25年度末までの取崩額は計8710億余円、国庫補助金等交付額に対する取崩額の割合(以下「基金事業執行率」という。)は50.9%となっている。62事業の25年度末における執行状況をみると、基金事業執行率が100%となっている事業がある一方、1.1%となっている事業があるなど、事業により執行の状況に大きな差が見受けられた。

東北3県の基金事業の実施等の状況をみると、同種の復興事業や既存の事業等により代替可能であったことなどにより、基金事業の執行が低調となっているものが、①安心子ども基金(保育所等の複合化・多機能化推進事業)(基金事業執行率は岩手県0%、福島県39.5%)及び②緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)で実施される事業のうち、被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業において見受けられた(基金事業執行率は岩手県6.8%、宮城県及び福島県0%)。また、基金事業の執行状況を的確に把握するなどして、経費の配分等を適切に行う必要があったと認められるものが、災害等廃棄物処理基金(災害等廃棄物処理基金事業)において見受けられた(環境省において宮城県の25年度事業に係る交付額の算定の際に控除していなかった額2億1607万余円)。さらに、基金事業が終了したものについて、使用見込みのない国庫補助金等が基金等に保有されていたものが、上記の災害等廃棄物処理基金(災害等廃棄物処理基金事業)において見受けられた(岩手県及び宮城県で26年7月時点において使用見込みのない額計36億5324万余円)。

c 復興交付金事業の交付可能額

東北3県及び管内の68市町村において復興庁から計9回にわたり通知を受けた復興交付金交付可能額は計2兆0192億余円となっていて、宮城県及び22市町が交付可能額全体の6割を占めている。また、基幹事業別にみると、災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)(以下「災害公営住宅整備事業等」という。)、防災集団移転促進事業及び都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)(以下「都市再生区画整理事業」という。)の3基幹事業に係る交付可能額が全体の6割以上を占めている。

復興交付金の交付可能額は復興庁が算定していることから、復興庁において算定が適正に行われているか検査したところ、復興庁が石巻市に対して行った第7回通知における復興交付金の交付可能額のうち、市街地復興効果促進事業の国費配分額9億2005万余円について、積算を誤っていたため、交付可能額が2348万円過大となっている事態が見受けられた。

d 補助事業等の実施状況

23年度から25年度までの東北3県及び127市町村に対する国庫補助金等の交付決定額は、23年度1兆8539億余円、24年度7452億余円、25年度8793億余円、計3兆4786億余円となっており、岩手県計8890億余円、宮城県計1兆8737億余円、福島県計7157億余円となっている。

沿岸部、内陸部並びに県及び広域連合等複数の市町村で実施される広域的な事業等(以下「県事業・その他」という。)の区分ごとの交付決定額は、県事業・その他計1兆9855億余円、沿岸部計1兆3563億余円、内陸部計1368億余円となっていて、交付決定額の沿岸部の内陸部に対する比率は、年度ごとに規模の差が拡大している。また、福島県に対する交付決定額が岩手、宮城両県に比べて少なくなっているのは、避難指示区域内で除染等の措置が実施されている段階にあることなどによるものである。このため、福島県の避難指示区域の指定が解除等された後、各種補助事業等が増加することが見込まれる。

25年度末までの補助事業等の実施状況は、平成23年度一般会計補正予算(第1次から第3次まで)(以下、第1次補正予算を「23年度1次補正」、第2次補正予算を「23年度2次補正」、第3次補正予算を「23年度3次補正」といい、これらを合わせて「23年度補正予算」という。)により措置された補助事業等については、交付決定を受けた県及び125市町村で完了している。平成24年度東日本大震災復興特別会計予算(当初及び第1次)(以下「24年度復興特会予算」という。)により措置された補助事業等については、交付決定を受けた123市町村のうち88市町村で完了しており、国庫補助金等交付決定額から事業完了後に生じた過不足額等を控除した最終の交付決定額に対する国庫補助金等交付額の割合(以下「補助事業執行率」という。)は91.8%となっている。また、平成25年度東日本大震災復興特別会計予算(当初及び第1次)(以下「25年度復興特会予算」という。)により措置された補助事業等については、交付決定を受けた124市町村のうち57市町村で完了しており、補助事業執行率は54.0%となっている。

所管別の補助事業の実施状況については、9府省庁が計138事業を実施してお

り、所管別の交付決定額は、環境省が1兆0221億余円と最も多額となっており、農林水産省が8788億余円、内閣府が6480億余円、国土交通省が3535億余円、経済産業省が2918億余円等となっている。また、所管別の補助事業執行率をみると、内閣府及び環境省が90%以上となっている一方、農林水産省、経済産業省及び国土交通省が70%前後にとどまっている。

(イ) 市街地・居住地復興のための各種制度の活用、事業の実施状況等

a 復興特別区域制度の活用状況

東北3県の復興推進計画をみると、26年9月末までに、東北3県及び管内の101市町村において作成された計96計画が認定を受けており、これらの計画の認定により14の特例の適用を受けることができるようになり、その延べ件数は103件、対象区域は延べ826市町村に達している。また、復興推進計画による特例は、時間の経過に伴って必要とする特例の内容が変化していた。

復興整備計画をみると、26年9月末までに、東北3県管内の32市町村が県と共同して同計画を作成して、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)に規定されている14の復興整備事業のうち6事業を記載し、各種の特例を受けることができるようにしている。

復興交付金事業計画をみると、東北3県管内の沿岸部の全37市町村及び内陸部の42市町村、計79市町村が復興交付金事業計画を作成し、復興庁に提出していた。また、復興交付金の交付を受けた東北3県及び管内の市町村における基金の造成及び取崩しの状況をみると、23年度から25年度までの各年度実施分の復興交付金は1兆3235億余円、25年度末までの取崩額は5075億余円(復興交付金基金事業執行率38.3%)となっていた。

b 市街地・居住地復興のための事業の実施状況等

復興庁が公表した26年9月末現在の工程表(以下「工程表」という。)によれば、これまでに市街地・居住地復興のための事業のうち津波復興拠点整備事業を除く4事業(以下「住まいの復興に係る4事業」という。)を実施している地区は延べ1,004地区あり、これらの地区において整備される区画数及び戸数(以下「整備計画戸数」という。)は全体で45,021戸となっている。これを事業別にみると、主に民間住宅用の宅地を整備する漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等)、都市再生区画整理事業及び防災集団移転促進事業の整備計画戸数はそれぞれ504戸(全体の1.1%)、9,958戸(同22.1%)、10,374戸(同23.0%)、計20,836戸(同46.2%)となっている一方、災害公営住宅整備事業等の整備計画戸数は24,185戸(全体の53.7%)となっている。これらの整備計画戸数を整備が完了する年度別にみると、合計45,021戸のうち集中復興期間の終了年度である27年度末までの整備計画戸数は28,324戸(全体の62.9%)となっており、残りの16,697戸(同37.0%)は、集中復興期間終了後の28年度以降に完了する見込みなどとなっている。

c 市街地・居住地復興のための事業に係る復興交付金交付可能額等

市街地・居住地復興のための事業に係る復興交付金交付可能額は、26年9月末現在、東北3県で計1兆2240億余円となっている。これを県別にみると、宮城県が7142億余円(全体の58.3%)と最も多額となっており、次いで岩手県が3669億余

円(同 29.9%)、福島県が 1428 億余円(同 11.6%)となっている。事業別にみると、整備計画戸数の多い災害公営住宅整備事業等が 5411 億余円と最も多額となっており、次いで高台等に住宅団地を整備する防災集団移転促進事業が 4416 億余円と多額となっている。

d 住まいの復興に係る 4 事業の進捗状況

住まいの復興に係る 4 事業について、26 年 9 月末現在の工程表を基に、地区別の進捗状況をみると、漁業集落防災機能強化事業は 37 地区で実施されているが、このうち完了しているのは 13 地区(37 地区の 35.1%)であり、3 地区(同 8.1%)は集中復興期間終了後の 28 年度以降に完了する見込みとなっている。災害公営住宅整備事業等は 584 地区で実施されているが、このうち完了しているのは 108 地区(584 地区の 18.4%)であり、116 地区(同 19.8%)は 28 年度以降に完了する見込みとなっている。都市再生区画整理事業は 50 地区で実施されているが、このうち完了しているのは 1 地区(50 地区の 2.0%)であり、41 地区(同 82.0%)は 28 年度以降に完了する見込みとなっている。防災集団移転促進事業は 333 地区で実施されているが、このうち完了しているのは 95 地区(333 地区の 28.5%)であり、37 地区(同 11.1%)は 28 年度以降に完了する見込みとなっている。

e 住まいの復興に係る 4 事業の整備計画戸数の増減状況

24 年 12 月末現在の工程表及び 26 年 9 月末現在の工程表を基に、東北 3 県の整備計画戸数の増減をみたところ、合計戸数は 51,816 戸から 45,021 戸へと 6,795 戸減少(増減率マイナス 13.1%)していた。この状況について、事業を実施する市町村の状況を把握している岩手県、宮城県、復興庁等によれば、(i)市町村が実施する住民に対する意向調査の結果、住民の意向が変化したり、明確になってきたりしたこと、(ii)事業の実施を予定していた一部の地区において避難路等を設けたり、道路を盛土して二重堤としたりして、安全対策を講ずることにより、高台へ移転する必要がなくなったことなどによるとしている。

f 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置の活用状況等

住まいの復興に係る 4 事業の課題に対して講じられた加速化措置の活用状況をみると、所有者不明の土地が多数あるなどして時間を要している用地の取得については、司法書士、補償コンサルタント等の活用や移転先団地の変更の際の手続の簡素化等の措置が、資材・作業員の不足や単価の上昇等に対しては、標準建設費の二度にわたる引上げ等が活用又は適用されていた。

また、各市町村において必要とする職員の充足状況等をみると、26 年 10 月 1 日現在、東北 3 県の 50 市町村が必要としている職員数計 2,666 人に対して充足された職員数は計 2,368 人(88.8%)となっており、充足された職員が従事する業務をみると、一般事務系では 92.5%、技術系では 84.9% が充足されていた。

イ 国庫補助金により設置造成等された基金の取崩等の状況

復興関連基金事業 112 事業に係る国庫補助金等交付額は計 3 兆 6709 億余円であり、既存の基金事業等と復興関連基金事業とを区分して経理していない 8 事業及び 26 年 8 月末までに復旧・復興事業に必要な資金として国庫補助金等の交付を受けた地方公共団体、公益法人及びその他の団体(以下「基金団体」という。)から国庫補助金等交付額の全

額が国庫に返納された2事業の計10事業を除いた計102事業の国庫補助金等交付額は計3兆4013億余円、25年度末までの取崩額は計1兆3785億余円、基金事業執行率は40.5%となっている。

復興関連基金事業112事業に係る国庫補助金等の国への返納実績をみると、26年8月末までに35事業で1652億余円となっている。このうち、復興特会の歳入への計上についてみると、復興特会に帰属することとなっているのに、復興特会の歳入に収納されていなかったものが見受けられた(2事業で計3億9400万余円)。

東北3県を除く17都県における復興関連基金事業は、9基金18事業であり、このうち、既存の基金事業と復興関連基金事業とを区分して経理していないため、執行状況を把握できない基金事業を除いた7基金16事業をみると、国庫補助金等交付額は計1122億余円、25年度末までの取崩額は計741億余円、基金事業執行率は66.0%、25年度末までの国庫返納額(国庫補助金等相当額)は197億余円、25年度末に保有している国庫補助金等相当額は183億余円となっている。16事業の25年度末における執行状況をみると、基金事業執行率が100%となっている事業がある一方、1.7%となっている事業があるなど、事業により執行の状況に大きな差が見受けられる。

そこで、17都県における復興関連基金事業の実施状況についてみると、事業の対象となる被災者がほとんどいないことなどのため、今後の実施が見込めないものが、緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)で実施される4事業で見受けられた(4事業で計11億2583万余円)。また、基金の使途が被災者に対する事業に限定されていなかったものが、緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)で実施される事業のうち、生活福祉資金相談等体制整備事業において見受けられた(1事業で26年度に被災者に限定しないまま使用されることが見込まれていた額1億7847万余円)。

ウ 原子力災害からの復興再生

(ア) 原子力災害関係の事業の実施状況

25年度に実施される原子力災害関係の事業に係る歳出予算現額(歳出予算額(当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計)に、予備費使用額及び流用等増減額を加減したもの。以下「予算現額」という。)は計1兆1629億余円で、除染等の事業(放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施(以下「汚染土壌等の除染」という。)、放射性物質汚染廃棄物処理事業、中間貯蔵施設検討・整備事業)が84.5%を占め、福島復興事業(長期避難者生活拠点形成事業、福島定住等緊急支援事業、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業、福島再生加速化交付金)が11.7%を占めている。

(イ) 除染等の事業の実施状況

a 汚染土壌等の除染の実施状況

福島県管内の11市町村の除染特別地域における特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置の進捗状況をみると、26年9月末現在、檜葉町、大熊町、田村市及び川内村は、帰還困難区域を除き除染等の措置を終了しているが、その他の市町村は、25年度末までとしていた当初の目標から遅れるなどしており、各特別地域内除染実施計画の終了時期までに終了するよう事業を実施している。

また、汚染状況重点調査地域に指定された福島県等8県管内の100市町村のう

ち、除染実施計画を策定している94市町村における除染等の措置の進捗状況をみると、26年9月末現在、福島県管内の36市町村では除染等の措置を完了した市町村はなく、その他の7県管内の58市町村のうち、現在も事業を実施しているのは15市町村となっている。

b 汚染廃棄物処理事業の実施状況

福島県管内の11市町村における対策地域内廃棄物の処理の進捗状況をみると、25年度末までに処理施設等への搬入を目指すとした当初の処理計画から遅れ、26年9月末現在、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去、仮置場への搬入を南相馬市(一部を除く。)、大熊町、楡葉町及び川内村は完了し、田村市は仮置場を設置せず直接既存の処理施設等へ搬入することを予定しており、その他の6町村は改定された処理計画どおり完了するよう事業を実施している。

また、指定廃棄物の数量は、26年9月末現在、岩手県等12都県で約15万tとなっており、処理施設等の確保が進まないことから、その全量が地方公共団体や委託を受けた民間事業者等が所有する焼却施設等において保管されており、国が必要な最終処分場を確保することとした宮城県等5県における処理施設等の確保に係る進捗状況をみると、同月末現在においても候補地を選定している段階である。

c 中間貯蔵施設事業の実施状況

中間貯蔵施設の整備に係る工程表では、26年3月末までに用地取得等が完了する予定であったが、同年9月末現在においても基本設計・実施設計、環境影響調査等の段階にあり、大幅に計画から遅延している。

(ウ) 福島復興事業の実施状況

長期避難者生活拠点形成事業について、福島県は、復興公営住宅の整備計画における全体戸数4,890戸のうちおおむね3,700戸について27年度までの入居を目指すとしていたが、26年8月に、27年度末までに完成するのは約2,100戸になるとの見通しを公表している。団地等ごとの進捗状況をみると、26年9月末現在、27年度末までの完成予定は1,170戸(入居開始23戸を含む。)となっており、整備計画から遅延している。

福島定住等緊急支援事業は、福島県内の中通り地域を中心に、原子力災害の影響により多くの子育て世帯が避難をしている25市町村で実施されている。また、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業は、除染等の措置や避難指示区域の見直しが遅れたことなどから、多額の繰越し及び不用が生じている。

エ 復旧・復興事業に係る予算の執行状況

復旧・復興予算における歳出予算額は、23年度1次補正で計4兆0153億余円、23年度2次補正で計1兆8106億余円、23年度3次補正で計9兆0095億余円、23年度合計14兆8354億余円、24年度復興特会予算で計4兆9706億余円、25年度復興特会予算で計5兆3023億余円であり、3か年度の合計は25兆1085億余円となっている。

23年度予算及び24、25両年度の復興特会予算の執行状況は、予算現額計25兆1009億余円に対して、支出済歳出額(以下「支出済額」という。)計20兆1211億余円(支出済額の予算現額に対する割合(以下「執行率」という。)80.1%)、繰越額計1兆9604億余円(翌年度繰越額の予算現額に対する割合(以下「繰越率」という。)7.8%)、不用額計3兆0192

億余円(不用額の予算現額に対する割合(以下「不用率」という。))12.0%)となっている。このうち、23年度予算は、予算現額計14兆8243億余円について、支出済額計12兆5622億余円(執行率84.7%)、不用額計2兆2621億余円(不用率15.2%)で全額の執行を終えている。

(ア) 23年度復旧・復興予算の25年度末までの執行状況

23年度補正予算に計上された東日本大震災関係経費に係る予算(以下「23年度復旧・復興予算」という。)では、被災した公共土木施設、公立学校施設、介護関係施設、医療施設、社会教育施設等の災害復旧事業や、放射性物質汚染廃棄物処理事業等に係る経費項目で、25年度末までの累計の支出済額の予算現額に対する割合(以下「累計執行率」という。)が50%台にとどまっている。23年度3次補正により実施されている事業のうち、復興基本方針の「5 復興施策」又は「6 原子力災害からの復興」(以下「復興施策等」という。)との関連が明確にある事業の25年度末までの累計の不用額の予算現額に対する割合は、「5 復興施策」23.6%、「6 原子力災害からの復興」58.3%となっている。

(イ) 24、25両年度の復興特会予算の25年度末までの執行状況

24年度復興特会予算のうち25年度への繰越分(以下「24年度繰越分」という。)計1兆6362億余円の25年度の執行状況は、支出済額計1兆1975億余円、26年度への事故繰越額計1841億余円、不用額計2545億余円となっている。25年度復興特会予算計5兆3023億余円の執行状況は、支出済額計3兆2092億余円、繰越額計1兆7762億余円、不用額計3168億余円となっている。これらのうち復興施策等との関連が明確にある事業の累計執行率は、「5 復興施策」73.6%、「6 原子力災害からの復興」54.4%となっている。

(ウ) 事業別の執行状況

24年度繰越分のうち、25年度において避け難い事故のため26年度に再び繰り越したものの事業数及び事故繰越額は、計46件、計1841億余円となっていて、24年度復興特会予算の予算現額計4兆9742億余円に対する事故繰越額の割合は3.7%となっている。事故繰越事由は、事業数では「地元住民等調整」が、事故繰越額では「自然災害」が最も多くなっている。

25年度復興予算のうち、26年度に繰り越したものの事業数及び繰越額は、計112件、計1兆7762億余円となっていて、25年度復興特会予算の予算現額5兆3023億余円に対する繰越率は33.4%となっている。繰越事由は、事業数、繰越額ともに「計画に関する諸条件」が最も多くなっている。

25年度末に不用が生じている事業の事業数及び不用額は、23年度復旧・復興予算のうち25年度への事故繰越分(以下「23年度事故繰越分」という。)97件、計1203億余円、24年度繰越分107件、計2545億余円、25年度復興特会予算283件、計3168億余円で、合計487件、6917億余円となっている。また、市街地・居住地復興のための事業等の進捗が、他の事業の進捗に影響を及ぼしている状況となっている地区が見受けられた。

震災復興特別交付税に係る経費の23年度の一般会計及び24、25両年度の復興特会における3か年の執行率は99.0%と極めて高くなっている。一方、当該経費の繰入

先の交付税及び譲与税配付金特別会計における3か年の執行率は71.6%となっているが、年度別では、23年度48.8%、24年度50.2%、25年度38.0%と低くなっている。

(エ) 実施方法別の執行状況

23年度事故繰越分、24年度繰越分及び25年度復興特会予算により実施された復旧・復興事業について、実施方法別に25年度の執行状況をみると、補助事業では、事業主体が特定被災自治体であり、限られた人員で膨大な事業を実施していること、実施している復旧・復興事業の多くが、関係機関との調整や地域住民との協議、調整等に日数を要することなどが、執行率が低くなる要因となっている。

オ 復旧・復興事業の財源等の状況

(ア) 復旧・復興事業の歳入予算及び歳入実績の状況

各年度の収納済歳入額等の決算額に基づく財源の確保等の状況をみると、23年度は、復興公債金11兆2499億余円、歳出予算の既定経費の減額3兆8643億余円等により収納済歳入額等が計14兆4733億余円となり、復興公債金を除いた財源は計3兆2233億余円となっている。24年度は、収納済歳入額計5兆0222億余円のうち、復興公債金2兆3032億余円及び一般会計より受入1兆9999億余円が大部分を占め、復興公債金を除いた財源は計2兆7189億余円となっている。25年度は、収納済歳入額計6兆7703億余円のうち、一般会計より受入3兆1769億余円、前年度剰余金受入1兆8700億余円及び復興特別法人税1兆2043億余円が大部分を占めていて、復興公債金による歳入は0円となっている。

(イ) 復興債の発行及び償還の状況

復興債の発行計画額及び発行実績額をみると、25年度は、25年度当初予算に復興債の発行による収入として1兆9026億円が計上されていたが、復興特別税収等により必要な事業費が賸われたため、新規の復興債は発行されなかった。

国債整理基金特別会計(以下「国債整理特会」という。)の収支に基づく復興債の償還に係る資金の流れをみると、24年度は、歳入実績が計5兆5477億余円、歳出実績が復興債整理支出の計上額5兆0653億余円で、歳入歳出の差額4824億余円が、剰余金として全額25年度へ繰り越されている。復興借換債の発行による収入は2兆5130億余円で、復興債償還費の半額程度である。25年度は、8650億余円が償還財源として復興特会から国債整理特会に繰り入れられている。復興債償還費4兆5226億余円に対して、復興借換債の発行による収入は2兆4930億余円である。

23年度から25年度までの復興債の年度末現在額は、23年度末現在額11兆2574億余円、24年度末現在額11兆0437億余円、25年度末現在額9兆0135億余円となっている。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)に規定されている復興債の償還費等の財源のうち、政府保有株式についてみると、国有財産台帳等に記載されている25年度末の価格は、東京地下鉄株式会社の株式が2380億余円、日本たばこ産業株式会社の株式が2兆1600億余円、エネルギー対策特別会計保有分が6702億余円、日本郵政の株式が8兆5687億余円で、計11兆6371億余円となっている。

(ウ) 除染等の事業等に係る費用及び東京電力の負担の状況

除染等の事業及び緊急実施除染事業(以下、これらを「特措法等4事業」という。)について、23年度から25年度までの支出済額、直轄事業の支出済額及び基金を取り崩して事業費を支出した額の合計(以下「事業実施済額」という。)等を見ると、支出済額計9686億余円(事業実施済額計6716億余円)のうち、除染等の事業に係る分が計7535億余円(同計4796億余円、25年度までに確定した事業費2030億余円)となっている。

23年度から25年度までに実施された特措法等4事業に係る費用について、26年10月末現在の求償額は計1386億余円であり、このうち除染等の事業に係る分が1250億余円となっている。求償額を年度別にみると、24年度計149億余円、25年度計528億余円、26年度計708億余円と増加している。また、26年10月末現在の東京電力の支払額は計930億余円(支払率67.1%)であり、このうち除染等の事業に係る分が計828億余円(同66.2%)となっている。支払額を求償の年度別にみると、24年度計114億余円(同76.6%)、25年度計309億余円(同58.4%)、26年度計507億余円(同71.6%)となっている。

3 検査の結果に対する所見

本院は、24年次及び25年次に引き続き、東日本大震災からの復旧・復興に対する事業について検査を実施した。

国及び地方公共団体は、引き続き全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、東日本大震災発生後3年11か月を経過した今もなお、数多くの住民は応急仮設住宅や避難先での不自由で困難な生活を余儀なくされており、被災地の社会経済の再生や生活の再建には復旧・復興事業の進捗の遅れや地域の人口減少等、数多くの課題がある。

このため、復旧・復興のための施策は、被災地に暮らす住民の声に配慮して迅速かつ円滑に実施する必要がある。復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が基本理念に即し、更なる復旧・復興の進展につながるよう、今後、次の点に留意して、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。

ア 復旧・復興事業の実施については、進捗している事業が多くある一方、事業完了までに時間を要しているものが多く見受けられることから、国は、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から復興需要が高まる期間として位置付けた27年度末までの集中復興期間において、国庫補助事業等の各種復旧・復興事業が東北3県等の地方公共団体において円滑かつ迅速に実施できるよう、事業の実施状況や復興の進捗に課題となっている事項を把握するとともに、集中復興期間後も被災地の復旧・復興を図るため引き続き支援し、被災者の生活の再建が迅速に行われるよう努めること

イ 東北3県及び管内の市町村では、多数多額の市街地・居住地復興のための事業を実施するなどしていることから、国は、復興特別区域制度がより一層活用されるよう、また、復興交付金等により実施する各種事業が加速化されるよう、引き続き、地方公共団体と十分な意見交換を行いつつ、情報提供、助言その他必要な協力を行い、迅速かつ着実な復興の支援に努めること

ウ 復興関連基金事業において、国は、今後も基金団体と十分連携し、適切かつ有効に事業が実施されるよう努めるとともに、基金の執行や基金規模は適切かなどの検証を行い、基

金団体に今後の使用が見込めない余剰金等が生じている場合には、これを国庫に返納することを要請するなど、資金を適切かつ有効に活用するよう努めること

エ 原子力災害からの復興再生について、国は、引き続き除染等の事業の早期の完了を目指すとともに、現在も多くの住民が避難生活を送っている福島県については、住民の意向を踏まえるなどして、長期避難者支援等の事業の円滑かつ迅速な実施に努めること

オ 復旧・復興事業は、今後とも多額の経費が見込まれることから、国は、各種事業が有効かつ効率的に実施されるよう努めるとともに、復興財源が復興特別税等により確保されていることなどから、引き続き国民負担の増大を抑制しつつ、必要な財源の確保に努めること

本院は、東日本大震災からの復興に向けた確実な歩みがなされている一方、事業の遅れなど、課題も見受けられていることから、避難者等に対する支援等の状況、各種復興事業の実施状況、原子力災害からの復興再生の状況等を分析して報告した。本院としては、各府省庁や特定被災自治体が、一体となって復興基本方針や復興計画等に基づき被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策等を継続して実施していることから、引き続き東北3県の被災の状況、集中復興期間における復興事業の実施状況等について検査を実施し、その結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

第2 東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について

要請を受諾した年月日	平成24年8月28日
検査の対象	内閣府、文部科学省、経済産業省、環境省、原子力損害賠償支援機構（平成26年8月18日以降は原子力損害賠償・廃炉等支援機構）、東京電力株式会社
検査の内容	東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成27年3月23日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年8月27日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月28日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣府、文部科学省、経済産業省、原子力損害賠償支援機構、東京電力株式会社等

(二) 検査の内容

東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する次の各事項

- ① 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況
- ② 原子力損害賠償支援機構による資金援助業務の実施状況等
- ③ 東京電力株式会社による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等

(2) 25年報告及び25年報告以降の動向

本院は、上記の要請により25年次に実施した会計検査の結果について、25年10月16日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告し(以下、この報告を「25年報告」という。)、その概要を平成24年度決算検査報告に掲記した(平成24年度決算検査報告992ページ参照)。

政府は、原子力災害からの福島復興・再生を一層加速させるために、25年12月20日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を閣議決定している(以下、この閣議決定を「25年閣議決定」という。)。この中で、原子力災害から一日も早く福島を再生させることは国の責務であるとして、福島再生のために必要な全ての課題に対して、国民の理解と協力を得ながら取り組んでいく姿勢が明らかにされた。そして、25年閣議決定において明らかにされた国の方針や、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)を取り巻く

事業環境の変化を踏まえて、総合特別事業計画(以下「総特」という。)の内容を大幅に見直した新・総合特別事業計画が策定された。あわせて、原子力損害賠償支援機構法(平成23年法律第94号。26年8月18日以降は原子力損害賠償・廃炉等支援機構法。以下「機構法」という。)が改正され、原子力損害賠償支援機構(26年8月18日以降は原子力損害賠償・廃炉等支援機構。以下「機構」という。)に賠償支援業務に加えて廃炉等支援業務が追加された。

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

ア 検査の観点及び着眼点

本院は、25年報告において、除染に係る費用の見通しとその負担が不透明であることや、柏崎刈羽原子力発電所(以下「柏崎刈羽原発」という。)が25年9月末現在稼働していないなど、東京電力の業務運営が総特における見込みとは異なるものとなっていることなどのために、総特の大幅な改定が見込まれるなどの状況を踏まえた上で、25年度以降に実施された支援等について引き続き検査を実施して、検査の結果については取りまとめが出来次第報告することとした。

そこで、今回の検査では、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、それぞれ次の着眼点により検査を実施した。

- ① 原子力損害の賠償に関する国の支援等はどのように実施されているか。特に、国の支援等に係る財政負担等はどのような状況になっているか、財政上の措置以外の国の支援等はどのような状況になっているか。
- ② 機構が行う東京電力への資金交付等の資金援助等の業務はどのように実施されているか。機構が東京電力等から納付を受ける負担金の水準はどのように設定されているか、機構が引き受けた東京電力が発行した株式の処分を含めて、機構を通じて東京電力に交付された資金の回収の見通しはどのようにになっているか。機構の決算はどのような状況になっているか。
- ③ 原子力損害の賠償に関して、要賠償額の見通しはどのようにになっているか、東京電力による賠償は適正かつ迅速に行われているか、除染に係る費用の負担はどうなっているか。東京電力の事業運営に関して、経営の合理化のためのコスト削減、資産売却等の方策や事業改革はどのように実施されているか、財務基盤の強化は図られているか、特別事業計画の作成後の状況の変化に適切に対応しているか。廃炉・汚染水対策における国と東京電力の役割分担はどのようにになっているか、対策の適正かつ着実な推進が図られているか。東京電力の決算はどのような状況になっているか。

イ 検査の対象及び方法

本院は、検査に当たっては、内閣府、文部科学省、経済産業省及び機構による23年^(注)原発事故に係る原子力損害の賠償の支援並びに東京電力による特別事業計画の履行のうち、原則として26年9月末までに実施された支援等を対象とした。

検査の実施に当たっては、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき提出された計算証明書類、各機関から徴した関係資料、報告等により、専門家の意見も踏まえつつ、在庁してこれらの分析等を行うとともに、内閣府、文部科学省、経済産業省、環境省、機構及び東京電力において、関係書類を基に説明を受け、また、東京電力については福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)等にも赴き、303人日を要

して、会計実地検査を行った。

(注) 23年原発事故 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波の際に、福島第一原発において発生した、全ての交流電源が失われ、冷却機能を喪失するという重大な事故

2 検査の結果

(1) 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況

東京電力に係る原子力損害の賠償に関する国の支援は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号。以下「原賠法」という。)の枠組みの下で行うこととされており、国が原子力損害の賠償に関する支援等に係る財政上の負担等をした額は、計4兆9002億余円となっている。このほか、国は、福島第一原発の廃炉・汚染水対策に関して計1892億余円の財政措置を講じている。

ア 国による財政上の措置等の状況

(ア) 原賠法に基づく措置の状況

国は、東京電力に対して、福島第一原発に係る原子力損害賠償補償契約による補償金として1200億円、福島第二原子力発電所に係る同契約による補償金として689億2666万余円を支払っている。

(イ) 国から機構に対する財政上の措置の状況

国は、機構に対して9兆円の国債を交付しており、機構の請求に応じて26年12月末までに計4兆5337億円を償還し、機構を通じて東京電力に対して同額を交付している。また、交付国債の償還のために借り入れるなどした借入金等は計4兆5822億余円となっていて、これに係る支払利息は、今後、償還期限が到来するものも含めて計106億2301万余円となっている。さらに、エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の平成26年度予算において、機構法第68条の規定に基づく機構への資金交付に充てるために350億円が計上されている。

イ 国による財政上の措置以外の支援等の状況

(ア) 原子力損害賠償紛争審査会及びADRセンターによる支援の状況

原子力損害賠償紛争解決センター(以下「ADRセンター」という。)における23年9月から26年9月末までの和解の仲介の申立てに係る取扱実績は、申立件数13,206件、処理件数10,408件となっていて、26年9月末現在で2,798件が未処理となっている。

(イ) 機構法附則の検討条項に係る進捗状況

機構法附則第6条第1項から第3項までの規定に基づく検討及び措置については、25年閣議決定や機構法の改正等、検討結果に基づく措置が講じられている事項もあるが、政府においてなお検討の途上にあり、その結果に基づく原賠法の改正等の抜本的な見直しなどの必要な措置を講ずるまでには至っていない事項もある。

(2) 機構による資金援助業務の実施状況等

ア 機構及び東京電力による特別事業計画の作成等の状況

機構は、機構法の規定に基づき、東京電力と共同して、これまで数次にわたり交付国債による資金交付の前提となる特別事業計画を作成又は変更し、主務大臣である内閣総理大臣及び経済産業大臣の認定を受けている。そして、26年8月に変更の認定を受け

た新・総合特別事業計画(以下、変更の認定を受けた新・総合特別事業計画を「第2次新・総特」といい、新・総合特別事業計画と第2次新・総特を総称して「新・総特」という。)においては、要賠償額の見通しが5兆4214億3900万円となったことを受けて、資金交付額は、原子力損害賠償補償契約に基づき支払われた1200億円を控除した5兆3014億3900万円となった。

イ 資金援助業務の実施状況

(ア) 東京電力が発行する株式の引受け等の状況

機構は、東京電力が発行する株式を1兆円で引き受けている。機構が引き受けた東京電力の種類株式を全て普通株式に転換して売却等する場合、機構が全ての売却等までに得ることになる対価の額は平均売却価額に約33.3億株を乗じて得られる額となる。そして、除染費用相当分(約2.5兆円)を株式の売却益で回収するには、平均売却価額が1,050円となる必要がある。

(イ) 交付国債の償還請求及び賠償資金の交付の状況

機構は、東京電力からの要望に応じて交付国債の償還請求を行い、償還された分について東京電力に対して原子力損害の賠償に充てるための資金として交付しており、26年12月末までの交付額は、計4兆5337億円となっている。

ウ 機構への負担金の納付及び機構からの国庫納付の状況

(ア) 機構への負担金の納付の状況

25年度分の一般負担金年度総額は1630億円であり、各原子力事業者は同額を26年12月末までに納付している。25年度分の特別負担金について、機構は、26年3月20日の運営委員会で271億円と議決し、主務大臣はこれを認可した。その後、機構は、東京電力の25年度決算に係る経常利益の大幅な上振れを受けて、26年4月21日に特別負担金額を500億円に変更する議決を行い、主務大臣はこれを認可した。そして、機構及び資源エネルギー庁は、特別負担金に係る認可の事実のみを公表している。しかし、特別負担金の多寡が国民負担に影響を及ぼすものであることなどに鑑みると、機構は、各年度の額の算定に係る具体的な考え方を、東京電力の財務書表上の計数等、検討に際して考慮した諸要素を適宜用いるなどして、国民に対して十分に説明する必要がある。また、資源エネルギー庁は、機構が特別負担金の額を主務省令で定める基準に従って定めたことについて国民に対して十分に説明していくよう、内閣府と共に機構を監督していく必要がある。

(イ) 機構からの国庫納付の状況

機構は、25年度の当期純利益の全額に相当する2097億8904万余円について、26年7月末と27年1月末に分けて国庫に納付している。

(ウ) 交付した資金の回収に係る試算

本院において、国が機構を通じて東京電力に交付した資金が、今後、どのように実質的に回収されるかなどについて、一定の条件を仮定して機械的に試算した。その結果、資金交付額が交付国債の額である9兆円になるとして、特別負担金の額を500億円とするなどした場合に9兆円を回収するのは、21年後の平成47年度から30年後の平成56年度までとなった。この場合、回収を終えるまでに国が負担することとなる支払利息は、約1032億円から約1264億円までとなり、原子力損害賠償支援資金へ

の追加的な資金投入等が必要になる試算結果となった。

エ 機構の決算の状況

機構が主務大臣に提出し承認を受けた23年度の財務諸表は運営委員会で議決された財務諸表を修正したものであり、修正した財務諸表については運営委員会の議決を改めて経ていなかった。しかし、機構は、機構法で定める運営委員会の議決を改めて経る必要があったと認められる。

(3) 東京電力による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等

ア 原子力損害の賠償の状況

23年4月から26年12月までの東京電力の賠償金の支払額は、4兆5656億余円である。23年度から26年度までの4か年度の本賠償金1件当たりの平均支払額をみると、「個人」325万余円、「個人(自主的避難)」27万余円、「法人等」562万余円、「団体」1億9441万余円となっている。

「個人」及び「法人等」に係る賠償金について、請求受付から支払までに2年以上の期間を要した支払が見受けられたほか、「個人」に係る賠償金の支払について、4件、計109万余円の重複が見受けられた。東京電力は、賠償金の支払について機構のモニタリングを受けるとともに、従来、賠償金の適正な支払の確認に取り組んでいるとしているが、引き続き適切な賠償を実施するための取組に努める必要がある。

イ 特別事業計画に基づく東京電力の事業運営の状況

(ア) 経営の合理化のための諸方策の実施状況

a コスト削減の状況

(a) コスト削減の目標額と25年度の実績

東京電力は、24年度から「10年間で3兆3650億円を超えるコスト削減を実現する」としており、機構は、これを支援しつつ、「その進捗をモニタリングする体制」を執ることとしている。25年度のコスト削減額についてみると、目標額7862億円に対して、東京電力が算定して公表している実績額は8188億円となっている。この中には、外的要因によると認められる修繕工事等の繰延べによるコスト削減額等、算定及び公表について今後留意する必要のある事態が見受けられた。

(b) 調達委員会及び生産性倍増委員会によるコスト削減

調達委員会は25年度に20の調達分野を個別に審査し、東京電力はその結果を調達活動に反映したことによるコスト削減額を26年3月末時点で67億円と算定している。そして、東京電力は、同年9月に生産性倍増委員会を設置し、その最終報告で「コスト総点検」のまとめと今後の方向性を示している。

(c) コスト削減を実現させるための競争的発注方法の実施状況

東京電力は、25年度における競争的発注方法による契約の実績が件数で43.1%、金額で31.8%であり、新・総特の目標を達成したとしている。競争的発注方法による契約の比率が最も高い工務部門においては、架空送電工事及び地中送電ケーブル工事を発注しているが、これらの工事については、工事を受注した主要業者が談合を行っていたとして、25年12月に公正取引委員会が排除措置命令を行うなどしており、東京電力は被った損害に係る損害賠償請求を行うなどしている。また、本院は、談合等の抑止及び談合等が発生した場合の損害の早期か

つ確実な回復を目的として、契約書に違約金条項を導入する必要がある旨を指摘し、これに対して東京電力が改善の処置を執ったことを平成25年度決算検査報告に「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として掲記した。

b 設備投資計画の見直し

新・総特においては、25年度から34年度までの設備投資額が総特における投資規模6兆5700億円から4兆6800億円に減少した。東京電力は、25年度の投資削減目標額1313億円に対して削減実績額が目標額を241億円上回る1554億円になったとしている。一方、設備投資削減額を原資とする投資の再配分については、柏崎刈羽原発における工事が繰延べとなったことなどにより、当初の計画額を大幅に下回る結果となったとしている。

c 資産売却・グループ会社合理化等

(a) 資産売却

総特においては、資産売却について、25年度までに「不動産、有価証券及び子会社・関連会社7074億円の売却」を目標としており、実績額は8122億円となっていて、東京電力は目標を達成したとしている。これらの中には、売却に当たり、東京電力が売却した子会社に一定期間継続して事務を委託することを約束していて、コスト削減に資するかどうか引き続き注視する必要がある事例が見受けられた。

(b) 子会社のコスト削減等の状況

総特においては、存続と判断した65社のうちの20社について、24年度から33年度までの10年間で計2478億円のコスト削減を行うこととなっている。さらに、新・総特においては、25年度から34年度までの10年間で計3517億円のコスト削減を行うこととなっている。

(c) 固定資産に計上されている核燃料

23年原発事故の後、東京電力の核燃料保有量は増加傾向にあり、柏崎刈羽原発が再稼働するまでは増加していくことになる。

d 希望退職による人員削減、組織フラット化等の人事改革

東京電力は、総特における25年度末までの人員削減の目標(連結で約7,400人、単体で約3,600人)を達成したとしている。

(a) 希望退職による人員削減

東京電力は、26年5月の希望退職者の募集に1,100人を超える応募者があり、これによる26年度の人件費削減額は85億円と見込まれるとしている。

(b) 組織フラット化

新・総特においては、社内カンパニー制及び管理会計の導入を踏まえて、26、27両年度に業務の集中化や見直しを行うことにより、約1,700人分の業務量削減効果を見込む「組織フラット化」を実施するとされている。

e HDカンパニー制導入に向けた社内カンパニーの戦略実施状況

(a) フュエル&パワー・カンパニー

柏崎刈羽原発が稼働していない現状においては、火力発電所が東京電力の発電

電力量の95%以上を担っており、その発電原価の9割を占める燃料費を削減することが重要な経営課題となっている。

(b) パワーグリッド・カンパニー

スマートメーターの設置に至るまでの一時的対策として東京電力が実施した新料金プランの設定等に伴うメーターの調達について、需要想定が過大であったため、大量の過剰在庫が発生している事例が見受けられた。

(c) カスタマーサービス・カンパニー

ガス事業の収支は、これまでは赤字となる期が多かったが、直近の25年度においては含み損解消のための料金値上げにより、21年度以来4期ぶりに黒字に転換した。

(イ) 収支見通しの状況

a 収支の状況

新・総特に添付されている収支見通しと東京電力の25年度決算を比較すると、経常利益は決算額が見通しを上回っているものの、原子力損害賠償費の追加的発生等により税引前当期純利益は決算額が見通しを下回っている。

b 柏崎刈羽原発の状況と収支への影響

(a) 新規制基準に適合するための工事の進捗状況等

東京電力は、柏崎刈羽原発の再稼働のために、原子力発電所の規制に係る規則等(新規制基準)に適合するよう各種の安全対策を進めている。新・総特の収支計画は、柏崎刈羽原発の6号機及び7号機が26年7月から再稼働することを前提としていることから、東京電力は他の号機に先行して6号機及び7号機について対策工事を実施しているが、27年1月末現在で、いまだ工事の一部が完了していない。

(b) 再稼働の遅延による収支への影響

25年度の原油価格及び為替レートを前提とした6号機及び7号機がいずれも再稼働しなかった場合の営業費用への影響は、東京電力の想定を前提とすれば1年間で2880億円から4320億円程度になる。

c 財政状態及びキャッシュ・フローの状況と特別負担金

東京電力は、「2014年度東京電力グループアクション・プラン」において、社債市場への復帰を可能とする財務体質とするために、自己資本比率を28年度末に16%程度とするなどの目標を設定している。

新・総特においては、26年度以降の特別負担金を500億円と仮置きして収支見通しが作成されているが、28年度末に自己資本比率が16.0%になるように特別負担金を每期700億円とすると、現金及び現金同等物の期末残高は最も少なくなる30年度で1755億円となる。

(ウ) 金融機関への協力要請等

a 新・総合特別事業計画の認定後の資金調達の状況

新・総合特別事業計画における要請を受けて、金融機関は、①与信を維持し、②一般担保による与信の総量は23年原発事故発生時における範囲を超えず、減少するよう運用するとともに、③機構及び東京電力と協議した上で、26年4月以降、

原則として、返済期限が到来した借入金の借換えの際に短期の委託者向けローンを選択することにより、私募債形式によらない融資を行っている。

b 財務制限条項の状況

26年9月末において、東京電力及び東京電力グループの損益、純資産等に係る財務制限条項が付されているのは、私募債1兆2210億余円、借入金3217億余円、計1兆5428億余円となっているが、同月末までに判定値が2四半期連続して計画値を下回ったことはなく、同条項には抵触していない。

ウ 1～4号機の廃炉に向けた取組等

(ア) 1～4号機の廃炉に向けた取組

a 廃炉に向けた中長期的な取組等

福島第一原発の1号機から4号機まで(以下「1～4号機」という。)の廃炉作業に要する期間は、「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(以下「中長期ロードマップ」という。)によれば、30年から40年という長期にわたるとされている。

b 廃炉作業の進捗状況

東京電力は、中長期ロードマップ等に基づき廃炉作業を進めており、4号機については、26年12月に全ての燃料の共用プール等への移送作業を完了している。

(イ) 汚染水問題への対策等

a 汚染水問題に関する方針等

汚染水処理は、技術的難易度が高く、汚染水処理設備等を構成する装置等の中には、除染装置、蒸発濃縮装置、地下貯水槽及びフランジボルト締めタイプの中低濃度タンクのように、短期間で運転や使用を停止した装置等もあった。

b 汚染源を「取り除く」ための対策

東京電力は、2号機及び3号機のタービン建屋とトレンチとの接続部を凍結によって止水し、トレンチ内の汚染水を移送して水抜きした上で内部を充填する工法を計画し、実証試験により止水が成立することを確認した上で工事を実施したが、止水するまでには至らなかった。また、多核種除去設備による汚染水の浄化を行っている。

c 汚染源に水を「近づけない」ための対策

東京電力は、26年5月に、地下水バイパスによる地下水のくみ上げに係る取組を開始した。また、凍土方式の陸側遮水壁の構築については、経済産業省が汚染水処理対策事業費補助金により凍土方式遮水壁大規模整備実証事業として実施している。

d 汚染水を「漏らさない」ための対策

東京電力は、1～4号機の既設護岸の前面に海側遮水壁の設置と併せて地下水管理を行うための設備の設置も進めている。また、汚染水等を貯蔵するタンクの増設を進めている。

(ウ) 福島第一原発の廃炉・汚染水対策に係る東京電力の負担等

a 1～4号機の廃炉・汚染水対策に要する費用

東京電力が負担する廃炉・汚染水対策費用のうち、毎年度経常的に発生する消耗品費等に計上される費用(以下「安定化維持費用」という。)は、電気料金の原価を算定する基礎となる営業費に算入することが認められており、その支出額は、24、25両年度で計543億余円となっている。廃炉・汚染水対策を進める上で必要となる研究開発費は、23年度から25年度までの計25億余円となっている。また、東京電力は、26年3月時点で、安定化維持費用及び研究開発費を除いた1～4号機の廃炉・汚染水対策に要する費用の総額を計9712億余円と見込んでいる。そして、22年度から25年度までに対価を支払うなどした額は、計3455億余円となっている。

b 廃炉に係る会計制度の見直しと福島第一原発の廃炉・汚染水対策に要する費用の財務会計上の取扱い

25年度第3四半期決算における5号機及び6号機の廃炉に係る会計処理について、改正前の電気事業会計規則(昭和40年通商産業省令第57号)によれば、その簿価1485億余円を一括して費用計上することとされていたが、同規則の改正により、東京電力は、簿価1485億余円のうち1288億余円を廃止措置中も引き続き役割を果たす設備として引き続き資産に計上し、発電のみに使用する設備196億余円を特別損失として費用計上している。また、原子力発電施設解体引当金に関する省令(平成元年通商産業省令第30号)の改正により、廃止後の安全貯蔵期間にわたり定額法で原子力発電施設解体引当金を積み立てることとされたことから、25年度第3四半期においては、計4億余円を費用計上している。

(エ) 廃炉・汚染水対策に対する国の支援等

a 廃炉・汚染水対策に対する国の財政措置

国は、23年度以降、1～4号機の廃炉・汚染水対策に関する研究開発等、研究施設の整備及び実証事業に対して、計1892億余円の財政措置を講じている。

b 研究開発等への財政支援

委託事業による研究開発等についての事業数及び委託費は、23年度から26年度までの計18事業53億余円となっている。

補助事業による研究開発等についての事業数及び補助金額は、24年度から26年度までの計13事業48億余円となっている。

廃炉・汚染水対策事業による研究開発等については、「特定非営利活動法人地球と未来の環境基金」が基金設置法人として選定され、経済産業省から廃炉・汚染水対策事業費補助金214億余円の交付を受け、26年3月20日に廃炉・汚染水対策基金を造成した。しかし、当該基金設置法人に原子力分野に関する専門的知識を有する者は在籍しておらず、そのような者を在籍させるなどしておく必要がある。

また、基金補助事業の公募等の業務を実施する事務局法人に株式会社三菱総合研究所が選定され、同基金による廃炉・汚染水対策に資する技術の開発等計42事業が実施されている。このうち研究開発に関する17事業中15事業において、基金補助事業者の公募に対する応募者が技術研究組合国際廃炉研究開発機構の1者のみとなっていた。このように、基金補助事業者の選定において競争原理が働きにくい状況にあることを踏まえた上で、事務局法人においては、事業費が適正であるかを十分に確認する必要がある。

c 廃炉作業に関する研究施設の整備等

経済産業省は、25年3月に、遠隔操作機器等を開発・実証するための施設及び放射性物資の分析等を実施するための施設を整備するために、独立行政法人日本原子力研究開発機構に850億円を出資した。

d 汚染水対策に関する実証事業

経済産業省は、凍土方式遮水壁大規模整備実証事業及び高性能多核種除去設備整備実証事業に必要な経費について、汚染水処理対策事業費補助金を交付することとした。

エ 東京電力の決算の状況

(ア) 23、24両年度の決算

23、24両年度中に行われた資金交付に係る資金援助の申込額は、それぞれの年度における損益計算書に、特別利益である原子力損害賠償支援機構資金交付金として計上されるとともに、それぞれの年度末時点で未収となっている額が貸借対照表に未収原子力損害賠償支援機構資金交付金として計上されている。また、機構を引受先として発行した株式1兆円により、貸借対照表の資本金が5000億円、資本剰余金の中の資本準備金が5000億円増加している。

(イ) 25年度決算

収支の状況をみると、営業収益が前年度比11.7%増の6兆4498億余円となったことや、営業費用を4.3%増にとどめることができたことなどから、432億余円の経常利益を計上している。また、特別損益が3561億余円の利益となり、当期純利益は3989億余円となっている。

3 検査の結果に対する所見

東京電力に係る原子力損害の賠償に関する国の支援は、原賠法の枠組みの下で、国民負担の極小化を図ることを基本として、機構が東京電力に対して出資したり、原子力損害の賠償のための資金を交付したりすることなどにより、多額の財政資金を投じて実施されている。

25年閣議決定においては、原子力災害から一日も早く福島を再生させることは国の責務であるとして、福島の再生のために必要な全ての課題に対して、国民の理解と協力を得ながら取り組んでいく姿勢が明らかにされ、除染・中間貯蔵施設費用等に関する具体的な対応として、国と東京電力の役割分担が明確にされた。そして、25年閣議決定において明らかにされた国の方針や、東京電力を取り巻く事業環境の変化を踏まえて総特の内容を大幅に見直した新・総特が策定され、東京電力は、「責任と競争」の両立を基本に、賠償、廃炉、福島復興等の責務を全うしていくとともに、電力の安定供給を貫徹しつつ、新たなエネルギーサービスの提供と企業価値の向上に取り組むことなどが示された。あわせて、機構法が改正され、機構に賠償支援業務に加えて廃炉等支援業務が追加された。

新・総特における要賠償額の見通しは5兆4214億余円(第2次新・総特)となり、賠償の進捗や対象期間の延長に伴い引き続き賠償見積額の増加が見込まれるほか、25年閣議決定においては、除染費用、中間貯蔵施設費用がそれぞれ約2.5兆円、約1.1兆円と見込まれている。国から機構に対しては、原子力損害の賠償に必要な資金を東京電力に交付するために累計で9兆円の国債が交付されており、26年12月までに原子力損害を受けた者に支払われ

た賠償金の額は4兆5656億余円となっている。

東京電力は、電気料金改定等による収入の増加やコスト削減の実施による費用の抑制等により、25年度決算で機構から資金援助を受けるようになって以降初めて当期純利益を計上するなど財務状況について一定の改善がなされ、同年度分に係る特別負担金500億円を納付するに至った。一方、原子力発電所の停止に伴う燃料費の増大等の影響により、機構に一般負担金を納付する他の原子力事業者の中には複数年にわたり経常収支が赤字となっているものがあることや、運転期間が40年を超える原子炉の取扱いによっては、25年度分の一般負担金年度総額1630億円と同程度の金額を今後も維持することができるかについて注視する必要がある。

そして、このような状況の中で、25年閣議決定において、機構が保有する東京電力の株式を売却し、それにより生ずる利益の国庫納付により除染費用相当分等の回収を図るとされたことから、東京電力の株式をできる限り早期に、かつ、高い価格で売却することは、国民負担の極小化や、機構法の本来の仕組み、すなわち、原子力事業者から納付される一般負担金により機構に積立てを行い、原子力事故が発生した後の資金援助の財源にするという仕組みが早期に機能することに大きく貢献する。しかし、株式を高い価格で売却できるようにするために、財務状況の更なる改善、内部留保の蓄積、キャッシュ・フローの確保等により企業価値の向上に東京電力が取り組むことは当然としても、その取組は決して容易ではなく、また、実際の売却価格は様々な要素により決まるもので、高い価格での売却は確実なものではない。

したがって、上記のような点を踏まえた上で、今後、文部科学省は次の(1)アの点に、経済産業省は次の(1)イの点にそれぞれ留意して原子力損害の賠償に関する支援等を実施し、機構は次の(2)の点に留意して資金援助業務等を実施し、また、東京電力は次の(3)の点に留意して原子力損害の賠償その他の特別事業計画を履行していく必要がある。

(1) 原子力損害の賠償に関する国の支援等の状況

ア 文部科学省において、

- (ア) ADRセンターにおける和解の仲介の申立てに係る未処理件数が大幅に減少するには、なお時間を要すると考えられることから、処理の促進のために引き続きADRセンターの体制整備等に努める。
- (イ) 原賠法の改正等の抜本的な見直しなどの必要な措置を講ずるまでには至っていないことから、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方について検討を加えるなど機構法附則において求められている事項を早期に達成できるよう努める。

イ 経済産業省において、

- (ア) 一般負担金年度総額や東京電力の特別負担金額の認可に当たっては、「国民負担の極小化を図ることを基本とする」という考え方を踏まえて、国が機構を通じて交付した資金の確実な回収と東京電力の企業価値の向上の双方に十分に配慮する。また、機構が特別負担金の額を主務省令で定める基準に従って定めたことについて国民に対して十分に説明していくよう、内閣府と共に機構を監督する。
- (イ) 廃炉・汚染水対策において、基金補助事業者の選定において競争原理が働きにくい

状況にある場合には、事務局法人に事業費が適正であるかどうかを十分に確認させるようにする。

(2) 機構による資金援助業務の実施状況等

機構において、

ア 東京電力におけるコスト削減等の経営合理化や原子力損害の賠償の実施に関するモニタリングを引き続き的確に実施するなどして、引き続き、東京電力による特別事業計画の確実な履行を支援する。

イ 一般負担金年度総額や東京電力の特別負担金額の検討に当たっては、「国民負担の極小化を図ることを基本とする」という考え方を踏まえて、国が機構を通じて交付した資金の確実な回収と東京電力の企業価値の向上の双方に十分に配慮する。また、特別負担金の額が東京電力に対して「経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額負担」を求めたものであることについて、各年度の額の算定に係る具体的な考え方を、東京電力に係る財務諸表上の計数等、検討に際して考慮した諸要素を適宜用いるなどして、国民に対して十分に説明する。

(3) 東京電力による原子力損害の賠償その他の特別事業計画の履行状況等

東京電力において、

ア 本賠償未請求者に対する働きかけを継続して、未精算状態を早期に解消する。賠償金の支払の重複が生ずることのないよう、引き続き、審査体制の強化に取り組む。

イ 経営の合理化に向けて、実質的な効果のあるコスト削減により一層取り組むとともに、売却に至っていない資産の売却に引き続き取り組む。子会社の売却に当たっては、一定期間の業務委託を約定した売却が、実質的なコスト削減に資するかどうか確認する。

ウ 廃炉・汚染水対策において、実証試験と実際の工事の結果が異なった原因を明確にし、今後の実証試験での条件設定等に活用する。

東京電力の企業価値の向上は、今後、28年度末に機構によって実施される「責任と競争に関する経営評価」によって検証されることとなっている。また、23年度以降多額の財政措置が講じられて実施されている廃炉・汚染水対策については、機構に廃炉等支援業務が追加されており、機構の指導の下で、適切な事業の実施と確実な成果が求められる。

本院としては、26年度以降に実施された支援等について引き続き検査を実施して、検査の結果については、上記の28年度末に実施される「責任と競争に関する経営評価」による検証や廃炉・汚染水対策の実施状況等を踏まえた上で取りまとめが出来次第報告することとする。

第3節 特定検査対象に関する検査状況

第1 各府省等における情報システムに係るプロジェクト管理の実施状況等について

検査対象	19府省等
検査の対象とした契約の概要	業務アプリケーションの新規開発又は更改を行っていた情報システムに係る、設計・開発、ハードウェア等の賃借又は購入、運用・運用サポート、保守、プロジェクト管理支援の各業務の契約
検査の対象とした情報システムのシステム数、契約件数及び支払金額	102システム 282件 1883億2433万円(平成24年度～26年度)

1 検査の背景

政府は、情報システムに係る調達において、サービス市場における自由で公正な競争を促し、真の競争環境を実現するとともに、調達手続のより一層の透明性・公平性の確保を図るために、「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下「基本指針」という。)を策定して、基本指針に沿って情報システムに係る調達を進めてきた。

基本指針では、情報システムに係る政府調達においては、情報通信技術の進展に伴い、多様な技術や製品によって設計・開発あるいは将来の改修を行うことが可能な柔軟性のある情報システムの構築が可能となってきた一方で、競争環境が適切に確保されていないのではないかとといった調達手続上の課題や、調達工程の進捗管理や調達成果物の品質管理が適切に行えていないのではないかなどといった調達管理上の課題等、従来の課題がいまだに解決されていない状況にあるとしていた。

その後、政府は、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月閣議決定)等に基づき、政府情報システムの標準的な整備及び管理について、その手続・手順に関する基本的な方針及び事項、政府内の各組織の役割等を定める体系的なルールとして、従来の基本方針等を統合・整理するなどして、平成26年12月に「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下「ガイドライン」という。)を決定し、27年4月から施行している。また、ガイドラインの内容を補完するなどのために、27年3月に「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書」(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室及び総務省行政管理局作成。以下「実務手引書」という。)を作成している。

ガイドラインにおいては、情報システムは単なる行政事務処理上の道具ではなく、行政運営の中核を成す基盤として存在するに至っており、情報システムを業務の見直しも通じて効率的かつ効果的に整備及び管理することが電子政府の構築につながり、「世界最先端IT国家」の実現につながるものであるとして、各府省及び政府全体におけるITガバナンスを強化することが重要であるとしている。

ガイドラインでは、政府情報システムにおけるITガバナンスとは、内閣情報通信政策監及び各府省の情報化統括責任者を中心とする体制において、政府情報システムの整備又は管理のための全ての活動、成果及び関係者を適正に管理し、電子政府の構築と世界最先端IT国家への実現へと導く仕組みを組織に組み込むことであるとしている。そして、ガイドラインにおいては、組織、人材、各種計画、予算関係、管理等について規定した上で、ITガバナンスを確保する上では、これらと相互に密接不可分の関係にあるとして、プロジェクト管理等のITマネジメントについて規定している。

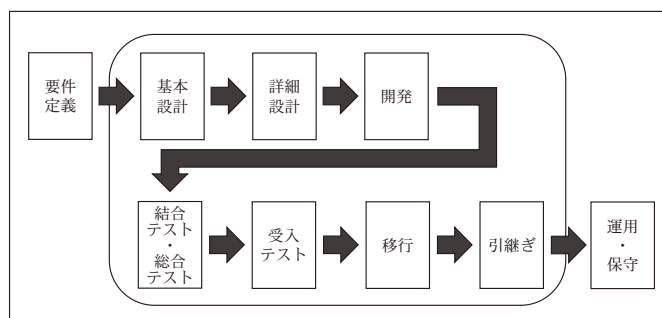
2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

これまで、各府省等における情報システムの整備等には、多額の国費が投じられている。一方、本院は、各府省等の情報システムについて、過去の検査報告において、基本設計工程の遅延等からシステムが完成して稼動する見通しが立たない状況となっていて所期の目的の達成が困難となっているものや、情報システムの構築に必要な入力情報、処理過程及び出力情報といった基礎的な情報の詳細が受注者に適切に提供されなかったなどのため、作業が中断して契約が履行途中で解除となり所期の目的が達成されなかったものなど、多数の不適切な事態を掲記している。そして、これらの事態がプロジェクト管理や、設計・開発工程において発注者に求められる役割等が適切に行われなかったことに起因して生じていることを明らかにしている。また、情報システムの調達の中でも、各府省等における個別の業務を実施するためのソフトウェア(以下「業務アプリケーション」という。)の新規開発及び更改は、設計・開発工程での遅延、停滞等の支障を生ずるリスクが高く、契約後の工程管理等を特に適切に行うことが求められる(図参照)。

こうした状況の中で、従来の基本指針等が統合・整理等されて、ガイドラインが27年4月に施行されるなどしたことから、これまでの各府省等における情報システムに係るプロジェクト管理の状況等を総括した上で、今後、ガイドライン等に沿って、各府省等がITガバナンスの強化のために取り組んでいくことが重要と考えられる。

図 一般的な業務アプリケーションの設計・開発工程等



そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 情報システムの調達に係る契約方式、入札等の状況はどのようになっているか。

イ 情報システムの調達のうち、設計・開発工程におけるプロジェクト管理の状況、発注者に求められる役割への対応状況等はどのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

(注1)
検査に当たっては、19府省等の本省、外局等における、24年度から26年度までの間の

年間支払金額の合計が1億円以上となっている情報システムのうち、業務アプリケーションの新規開発又は更改を行っている情報システムについて、次の①から⑤までの業務を実施している支払金額1000万円以上の契約(26年度は26年10月末までに契約を締結しているもの)を対象にして、提出を受けた調書等の資料を分析するなどして検査するとともに、15府省等^(注2)において関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

- ① 業務アプリケーションの設計・開発業務
- ② 業務アプリケーションを稼働させるためのサーバ等のハードウェア等の賃借又は購入
- ③ 情報システムの運用業務・運用サポート業務
- ④ 業務アプリケーション等の保守業務
- ⑤ プロジェクト管理支援業務

(注1) 19府省等 内閣官房、内閣府本府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

(注2) 15府省等 内閣官房、内閣府本府、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、最高裁判所、会計検査院

3 検査の状況

(1) 対象契約の契約方式等の状況

ア 対象契約の概況

検査の対象とした情報システムのシステム数、契約件数、契約金額及び支払金額は、表1のとおり、計102の情報システム、282件、3368億4068万余円及び1883億2433万余円となっている。

表1 府省等別の情報システム数、契約件数、契約金額及び支払金額 (単位：件、百万円)

府省等名	情報システム数	契約件数	契約金額	支払金額			
				平成24年度	25年度	26年度	計
内閣官房	2	3	13,436	—	—	5,212	5,212
内閣府本府	4	8	830	—	88	477	565
警察庁	5	12	14,519	398	794	2,809	4,003
金融庁	2	7	4,550	1,075	1,140	720	2,935
総務省	12	30	12,737	1,771	2,598	2,689	7,059
法務省	8	21	17,091	187	2,318	5,371	7,877
外務省	2	9	7,917	1,086	1,217	1,764	4,068
財務省	9	41	125,879	28,395	22,758	22,712	73,866
文部科学省	3	7	1,931	490	342	367	1,201
厚生労働省	13	36	51,290	9,381	10,116	9,062	28,561
農林水産省	5	17	3,283	473	653	872	2,000
経済産業省	3	11	4,068	754	1,017	829	2,601
国土交通省	15	33	50,060	9,358	10,306	10,119	29,784
環境省	4	9	1,069	527	165	231	923
防衛省	7	14	23,365	6,324	3,068	5,465	14,858
参議院	2	4	2,676	324	371	334	1,030
国立国会図書館	2	7	606	138	67	252	458
最高裁判所	3	5	969	—	485	425	911
会計検査院	1	8	555	12	190	201	404
計	102	282	336,840	60,700	57,702	69,921	188,324

(注) 契約金額欄及び支払金額欄の数値は、単位未満を切り捨てているため、各欄を集計しても計欄の数値と一致しないものがある。

イ 契約方式、入札等の状況

検査の対象とした282契約の契約方式は、表2のとおり、一般競争契約の割合が契約件数で81.2%、契約金額で77.5%となっていて、随意契約の割合に比べて高い割合となっている。競争の利益を十分に享受するためには、より多数の者が応札する状況の下で競争が行われることが重要であると考えられるが、一般競争契約のうち、応札者が1者(以下「1者応札」という。)のもの割合が契約件数で61.9%、契約金額で88.3%を占める状況となっている。

そして、落札率(契約金額の予定価格に対する比率をいう。以下同じ。)については、予定価格の妥当性や契約方式それぞれの特性等から、その高低だけをもって一律に評価できない面はあるものの、契約の競争性や予算執行の経済性及び効率性を評価する際の指標の一つと考えられる。そこで、一般競争契約における平均落札率^(注3)の状況をみると、表2のとおり、1者応札の場合は95.0%となっていて、応札者が複数(以下「複数応札」という。)の場合の67.9%に比べて相当高い状況となっている。

(注3) 平均落札率 各契約の落札率の合計を契約件数で除したもの

表2 契約方式及び入札等の状況

(単位：件、百万円、%)

契約方式	契約件数 (構成比)	契約金額 (構成比)	平均落札率	一般競争契約における割合等			
				契約件数	契約金額	平均落札率	
一般競争契約	229 (81.2)	239,042 (77.5)	84.4	1者応札	61.9	88.3	95.0
				複数応札	38.0	11.6	67.9
随意契約	53 (18.7)	69,301 (22.4)	99.1				
計	282 (100.0)	308,344 (100.0)	87.1				

(注) 変更契約に伴う契約金額の変更分は含めていないため、表1の契約金額とは一致しない。

(2) 情報システムにおけるプロジェクト管理等の状況

ア 設計・開発工程におけるプロジェクト管理

前記のとおり、ガイドラインにおいては、各府省及び政府全体におけるITガバナンスの強化が重要であるとしており、組織、人材、各種計画、予算関係、管理等について規定した上で、ITガバナンスを確保する上では、これらと密接不可分の関係にあるとして、プロジェクト管理等のITマネジメントについて規定している。

そして、プロジェクト管理は、情報システムを整備するプロジェクトにおいては、その対象範囲を明確にするとともに、課題を整理した上で、リスクを踏まえて遂行するために行うものとされている。

実務手引書によれば、プロジェクトの対象範囲の明確化とは、誰(発注者、受注者等)が何をいつ実行するのか及び成果物を具体的に示すこととされており、WBS^(注4)を用いるなどして、作業項目とスケジュールを可能な限り具体的に記載するとともに、最終的には、プロジェクトの関係者間で認識を共有して、プロジェクト開始後のトラブルの発生の回避に努めることとされている。

(注4) WBS Work Breakdown Structure の略。プロジェクトにおいて実施すべき全ての作業を、具体的な進捗状況や工数の投入実績値を把握できる単位にまで詳細化して、階層構造で表したもの

また、実務手引書によれば、課題を整理するとは、プロジェクトの前提や制約となる条件等の問題について、その対応方針及び対策を課題として整理して、当該プロジェクトの関係者間で共有することにより、個々の課題の対応責任者、解決までの期限、解決に至る状況等を明確にして着実に課題を解決することとされている。

さらに、実務手引書によれば、プロジェクトの目標の達成を阻害する予期し得ない事態であるリスクについては、顕在化の時期やその正確な内容をあらかじめ特定することはできないが、事前に考えられるリスクを想定して予防策や発生時の対応等を検討しておくほか、リスクが顕在化した場合には関係者間で情報を共有しつつ、対応手順に従った適切な対応を行うことが肝要であるとされている。

また、ガイドラインによれば、プロジェクトの最小単位は、情報システムのライフサイクル期間を基本とするが、作業の管理を適正に行うために、必要に応じて一つのプロジェクトを階層化して、それぞれをサブプロジェクトとして扱うことができるとされており、その分割の単位は、実務手引書によれば、プロジェクトの工程(設計・開発、運

用、保守等)等であり、一般的に調達単位の基準になるとされている。

そこで、検査の対象とした前記282件の契約のうち業務アプリケーションの設計・開発を行っている133契約について、設計・開発工程におけるプロジェクト管理の実施状況等をみたところ、次のとおりとなっていた。

(ア) プロジェクト管理の実施状況

a プロジェクト管理の調達仕様書への記載状況

ガイドラインによれば、発注者は、設計・開発を計画的に実施するために、契約締結後、設計・開発業者とともに、設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領(以下、これらを合わせて「設計・開発実施計画書等」という。)を作成することとされている。そして、同計画書には作業体制、スケジュール等について、また、同要領には工程管理(進捗管理を含む。)、リスク管理、課題管理等の設計・開発工程の管理手法等について、それぞれ記載することとされている。したがって、設計・開発実施計画書等の作成等について、調達仕様書に記載して設計・開発業者とともに確実に実施することが重要である。

そこで、調達仕様書における設計・開発実施計画書等の作成についての記載状況をみたところ、設計・開発実施計画書等を作成することを記載していない契約が12件見受けられた。また、進捗管理の実施とその報告を受けることを記載していない契約が16件、リスク管理の実施とその報告を受けることを記載していない契約が68件、課題管理の実施とその報告を受けることを記載していない契約が47件見受けられた(表3参照)。

表3 設計・開発実施計画書等の作成並びに進捗管理、リスク管理及び課題管理の実施とその報告を受けることに関する調達仕様書への記載状況 (単位：件)

府省等名	契約件数	設計・開発実施計画書等の作成		進捗管理の実施とその報告		リスク管理の実施とその報告		課題管理の実施とその報告	
		仕様書に記載あり	仕様書に記載なし	仕様書に記載あり	仕様書に記載なし	仕様書に記載あり	仕様書に記載なし	仕様書に記載あり	仕様書に記載なし
内閣官房	2	2	0	2	0	2	0	2	0
内閣府本府	7	7	0	7	0	3	4	7	0
警察庁	7	7	0	7	0	0	7	0	7
金融庁	4	4	0	4	0	3	1	4	0
総務省	13	13	0	13	0	8	5	12	1
法務省	10	10	0	7	3	6	4	6	4
外務省	4	4	0	4	0	2	2	4	0
財務省	14	14	0	14	0	8	6	10	4
文部科学省	3	3	0	3	0	2	1	2	1
厚生労働省	16	16	0	12	4	10	6	11	5
農林水産省	6	3	3	4	2	1	5	2	4
経済産業省	4	4	0	4	0	1	3	4	0
国土交通省	20	13	7	18	2	8	12	12	8
環境省	4	4	0	4	0	2	2	2	2
防衛省	9	9	0	7	2	2	7	0	9
参議院	3	1	2	1	2	1	2	1	2
国立国会図書館	3	3	0	2	1	2	0	3	0
最高裁判所	3	3	0	3	0	1	1	2	0
会計検査院	1	1	0	1	0	1	0	1	0
計	133	121	12	117	16	63	68	85	47

(注) 調達仕様書の記載内容から記載の有無が判断できないものを除外している。

b 進捗報告の頻度の状況

進捗管理については、調達仕様書において進捗管理の実施を記載していた契約が117件見受けられた。そして、上記117件の契約について、進捗報告の頻度をみると、表4のとおり、週ごとの報告としていた契約が40件と最も多くなっていた一方、隔週ごとの報告としていた契約が23件、月ごとの報告としていた契約が30件、その他の頻度としていた契約が12件、特に明記していない契約が12件見受けられた。

表4 調達仕様書における進捗報告の頻度 (単位：件)

契約金額	契約件数						特に明記していない
		週ごと	隔週ごと	月ごと	その他		
1億円未満	28	6	7	8	4	3	
1億円以上 2億円未満	19	6	3	7	2	1	
2億円以上 3億円未満	9	2	2	2	1	2	
3億円以上 4億円未満	14	10	1	1	1	1	
4億円以上 5億円未満	9	4	3	1	1	0	
5億円以上	38	12	7	11	3	5	
計	117	40	23	30	12	12	

c 工程管理の実施状況

工程管理については、実務手引書によれば、設計・開発実施要領にWBSに基づく管理手法を記載することとされており、当該WBSは、設計・開発段階において必要な作業項目を特定して、作業内容及びスケジュールを詳細に階層化して記載することとされている。しかし、実務手引書によると、プロジェクトの開始時に設計・開発の全ての工程を詳細化することは困難であるため、WBSは、設計・開発の進捗に合わせて、その詳細化を進めることが望ましいとされている。そして、その際の留意点として、作業項目の粒度をそろえて、極力5人日程度まで詳細化することなどとされており、作業の進捗に合わせて適宜のタイミングで作業項目が詳細化されることにより、きめ細やかな進捗管理ができるなどとされている。

そこで、WBSの作業項目の具体的な作業人日数(以下「工数」という。)が確認できた29契約について、その工数の規模を確認したところ、基本設計工程において、WBSの全ての作業項目の工数を1人日以下に詳細化していた契約が見受けられた一方、作業項目の工数が最小でも72人日、最大で1,440人日となっていた契約も見受けられた。また、開発から結合テストまでの製造工程において、WBSの作業項目の工数を最大でも5人日にまで詳細化していた契約が見受けられた一方、作業項目の工数が最小でも58人日、最大で3,421人日となっていた契約も見受けられた。

さらに、実務手引書によれば、進捗管理の手法として、WBSにより詳細化した各作業項目に基づいて、作業状況を客観的な統一尺度で可視化及び一元管理するEVM^(注5)を用いることで、プロジェクトの進捗状況や進捗に係る課題及び問題を把握することができることにより、事前に的確な対応を行うことが可能となるとされている。

(注5) EVM Earned Value Managementの略。コスト、スケジュール等について、計画と実績の差異を測定して、今後の推移を予測することで、プロジェクト完了時のコストや完了までのスケジュールが推定できる進捗管理の手法であり、コスト超過やスケジュール遅延等を分析することにより、

プロジェクトの問題点を把握できる。

そこで、WBSを作成した上でEVMを用いて進捗管理を受注者に実施させているか確認したところ、71契約において実施させており、さらに、このうち28契約においては、設計・開発工程の作業項目ごとの進捗状況等を可視化することで遅延の発生等を把握して、適切な対処を行うことができるガントチャート^(注6)による進捗管理をEVMと併せて受注者に実施させていた。

(注6) ガントチャート 作業計画等を横型棒グラフで示した工程管理図であり、作業項目の開始日から完了日までの期間を横棒グラフで示した上で、実際の進捗状況や作業項目間の依存関係を記載するなどしてプロジェクトの進捗状況を視覚的に表すことができることから、プロジェクト管理や生産管理等で工程管理に用いられる。

d リスク管理の実施状況

リスクを整理するためのリスク管理表を設計・開発業務の成果物等としていた36契約について、リスク管理表の記載事項を確認したところ、事前に考えられるリスクについての評価を記載していない契約が6件、当該リスクに対する予防策や発生時の対応策を記載していない契約が2件見受けられた。

e 課題管理の実施状況

課題を整理するための課題管理表を設計・開発業務の成果物等としていた64契約について、課題管理表の記載事項を確認したところ、課題に対する重要度を記載していない契約が17件、課題に対する対応者を記載していない契約が2件見受けられた。

(イ) 設計・開発工程の遅延状況

設計・開発工程の遅延状況について確認したところ、進捗管理表等において設計・開発の工程別の進捗状況が確認できた98契約のうち、52契約においては調達仕様書等における工程別完了予定日と比較して、実際の工程に遅延が生じていた。そして、工程別の遅延状況は、表5のとおり、基本設計工程までの工程において最も遅延が多く生じており、詳細設計工程までの工程において遅延がピークに達しているものの、その後、総合テスト工程までの工程において遅延は大きく解消されているほか、その後の工程においても緩やかに解消される傾向が見受けられた。

表5 設計・開発における工程別の遅延状況 (単位：件)

府省等名	契約件数	遅延の生じた工程				
		基本設計までの工程	詳細設計までの工程	総合テストまでの工程	受入テストまでの工程	運用開始時
内閣府本府	2	2	1	0	0	0
警察庁	2	1	2	2	2	0
金融庁	2	2	0	1	0	0
総務省	6	4	5	2	3	0
法務省	1	0	1	0	0	0
外務省	4	1	3	3	2	1
財務省	9	5	8	2	2	0
文部科学省	1	1	1	1	1	1
厚生労働省	3	1	1	0	1	2
農林水産省	2	1	0	0	1	1
経済産業省	2	0	0	1	1	1
国土交通省	10	7	8	3	0	0
防衛省	1	1	1	0	0	0
参議院	3	3	2	3	0	0
国立国会図書館	2	0	0	2	0	0
最高裁判所	2	1	1	0	0	0
計	52	30	34 (+4)	20 (△ 14)	13 (△ 7)	6 (△ 7)

(注) 括弧書きの値は、前工程で遅延が生じた契約から、現工程で遅延が解消した契約を減じ、現工程で新たに遅延が生じた契約を加えた数を表している。

基本設計工程は、設計工程の中でも、特に受注者による発注者への業務内容等についての聴取等、発注者やその関係者との調整、合意等のための作業が多く必要とされる工程であり、一方、詳細設計工程終了後から総合テストまでの工程は、発注者の関与が比較的少なく受注者の作業が主となる工程であるが、前者の工程で生じた多くの遅延が後者の工程において解消されている傾向となっていた。そして、このような状況は、詳細設計までの工程で生じた遅延がその後の工程を圧迫していて、情報システムの品質の確保に悪影響を及ぼすおそれがあると考えられる。

イ 設計・開発工程において発注者に求められる役割

実務手引書では、情報システムの設計・開発は、技術的な専門性を有する作業であり、政府情報システムに関しては主に設計・開発業者が作業を行うことが一般的であり、発注者が作成した調達仕様書及び要件定義書により調達を行うために、設計・開発業者の責務は、契約に基づきこれらを満たすこととなるとしている。しかし、要件定義書等において求めた要求水準を確実に満たすためには、このような契約関係をよりどころにするだけでなく、設計・開発実施計画書等により作業の進め方や管理方法を定めた上で、特に要件定義の内容が設計に確実に反映されるよう、発注者が設計や受入テストに積極的に関与することが重要となるとしている。

そこで、検査の対象とした前記 282 件の契約のうち業務アプリケーションの設計・開発を行っている 133 契約について、設計・開発工程における発注者の関与が適切に行われているかみたところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 基本設計工程

業務アプリケーションの設計・開発では、基本設計工程において、発注者が作成した業務要件等を記載した要件定義書の内容を設計・開発業者が理解するとともに、発注者が、設計・開発業者から設計の検討内容の報告を受けるなどして、その内容を確認した上で設計・開発を進める必要がある。そして、そのためには、発注者が設計・開発業者の設計内容や検討状況等を確認するための仕様検討会議等の開催について、調達仕様書に記載して確実に実施させることが重要である。

しかし、32 契約では、基本設計工程において、仕様検討会議等を開催することを調達仕様書等に記載していなかった。また、仕様検討会議等を開催することを記載していた 83 契約についてみると、会議の開催を週 2 回以上としていた契約が 3 件、週 1 回としていた契約が 19 件、隔週としていた契約が 6 件、その他の頻度としていた契約が 36 件、開催頻度を特に明記していない契約が 19 件となっていた。

(イ) 受入テスト工程

業務アプリケーションの設計・開発では、通常、設計・開発業者が情報システムの結合テスト、総合テスト等を終了した後に、発注者が受入テストを行っている。受入テストは、構築した情報システムが調達仕様書に記載された要件に適合しているかどうかを発注者が検証する最終段階のテストであり、実際に業務で使用するデータや操作方法により実施等する重要な工程である。そして、受入テストには、設計・開発業者の支援、調整等が必要となることから、発注者が行う受入テストに対する受注者の支援等について調達仕様書に記載することにより確実に実施させることが重要である。

しかし、表 6 のとおり、24 契約では、調達仕様書において、受入テストに対する受注者の支援等を記載していなかった。さらに、このうち、10 契約については、発注者が設計・開発業者と共に作成した設計・開発実施計画書等においても、受入テストに対する受注者の支援等を記載していなかった。

表6 仕様検討会議等の開催状況、受入テストに対する受注者の支援、テスト計画書及びテスト結果報告書に関する調達仕様書等における記載状況 (単位：件)

府省等名	契約件数	仕様検討会議等の開催状況を記載しなかったもの	仕様検討会議等の開催状況を記載したものの	仕様検討会議等の開催頻度					受入テストの支援等を記載してないもの	テストの作成がなかったもの	テスト計画書の作成がなかったもの	テスト結果報告書の提出がなかったもの		
				週2回以上	週1回	隔週	その他	特に明記していない					調達仕様書	設計・開発計画書等
内閣官房	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
内閣府本府	7	0	7	0	3	3	1	0	0	0	0	0		
警察庁	7	0	7	0	0	0	0	7	0	0	0	0		
金融庁	4	2	2	0	1	0	0	1	2	1	0	1		
総務省	13	4	6	0	1	0	5	0	2	1	0	0		
法務省	10	3	4	0	0	0	0	4	2	1	1	1		
外務省	4	0	4	0	1	0	3	0	0	0	0	0		
財務省	14	4	9	2	2	2	1	2	0	0	1	0		
文部科学省	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
厚生労働省	16	7	7	1	0	1	4	1	2	1	0	0		
農林水産省	6	1	3	0	1	0	1	1	1	1	3	3		
経済産業省	4	1	3	0	0	0	0	3	1	1	0	0		
国土交通省	20	6	14	0	5	0	9	0	3	2	4	0		
環境省	4	0	3	0	0	0	3	0	0	0	1	0		
防衛省	9	2	7	0	2	0	5	0	5	1	0	0		
参議院	3	0	3	0	0	0	3	0	3	0	3	0		
国立国会図書館	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0		
最高裁判所	3	0	2	0	2	0	0	0	1	0	0	0		
会計検査院	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0		
計	133	32	83	3	19	6	36	19	24	10	13	5		

(注) 調達仕様書の記載内容から記載の有無が判断できないものを除外している。

(ウ) 開発・テスト工程

ガイドラインによれば、発注者は、成果物の品質を確保するために、設計・開発業者に対して、設計・開発で実施する単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、作業内容、作業スケジュール、合否判定基準等を記載したテスト計画書の作成を求めるとともに、テスト内容が十分であり、かつテストデータが適切であるかなどを確認することとされている。また、これらの各種テストの実施状況についても設計・開発業者に対して報告を求めるとされている。そして、発注者は、各種テストのテスト計画書及び実施状況について、必要に応じて課題等の指摘又は指導を行うこととされている。したがって、設計・開発業者によるテスト計画書の作成やテスト結果報告書の提出について、調達仕様書に記載して確実に実施させることが重要である。

しかし、13契約では、調達仕様書において設計・開発業者にテスト計画書を作成させることを記載していなかった。また、5契約では、調達仕様書において設計・開発業者にテスト結果報告書を提出させることを記載していなかった。

ウ 運用工程におけるサービスレベル契約(SLA)

同一性の高いサービスを反復かつ継続的に提供する運用等の工程においては、品質等を確保するために、一般的に、サービスレベル契約^(注7)(以下「SLA」という。)を導入することが有効であるとされている。

(注7) サービスレベル契約 一般的に SLA (Service Level Agreement) といわれている。

利用者への継続的・安定的なサービスの提供を円滑に行うために、サービスレベル契約書において、発注者と受注者の役割、必要な管理項目とサービスレベル管理指標の保証値等について、発注者と受注者との間で合意した内容を明記する。

ガイドラインによれば、発注者は、運用業者等に対して、作業実績等を報告するよう求めるとともに、作業実績状況、サービスレベルの達成状況等を確認することとされている。そして、実務手引書によれば、発注者は、障害復旧対応等の作業について、SLAの目標値が達成されているかどうかを十分確認して、目標が達成されていない場合は、運用業者に対して、その原因の分析を行わせるとともに、目標値の達成に向けて執り得る対応策についての提案を求めることとされている。したがって、SLAの締結や達成状況等を評価することなどについて、調達仕様書に記載して確実に実施することが重要である。

そこで、情報システムの運用業務・運用サポート業務の調達を行っている88契約について、調達仕様書におけるSLAの記載状況等についてみたところ、表7のとおり、29契約では、調達仕様書にSLAを締結することを記載していなかった。また、調達仕様書にSLAを締結することを記載していた59契約のうち、18契約では、発注者がSLAの達成状況等を評価することを記載していなかった。

表7 調達仕様書におけるSLAの記載状況 (単位：件)

府省等名	契約件数	SLAを記載していなかったもの	SLAを記載していたもの	発注者が達成状況等を評価することを記載していなかったもの
内閣官房	1	0	1	0
内閣府本府	5	5	0	0
金融庁	3	1	2	0
総務省	11	3	8	1
法務省	6	3	3	0
外務省	3	1	2	0
財務省	17	7	10	5
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	18	3	15	2
農林水産省	6	2	4	0
経済産業省	2	0	2	2
国土交通省	4	1	3	3
環境省	5	1	4	3
防衛省	1	1	0	0
参議院	2	0	2	2
最高裁判所	2	0	2	0
会計検査院	1	0	1	0
計	88	29	59	18

また、SLAの締結を調達仕様書に記載していた59契約について、セキュリティ、サポートデスク、障害対策、アプリケーションの稼働等の管理項目ごとのSLAの設定状況をみたと、障害対策に関するSLAを設定していた契約が49件、アプリケーションの稼働に関するSLAを設定していた契約が39件等となっていた。そして、障害対策に関するSLAを設定していた上記の49件について、設定していたSLAの内容をみると、その多くは情報システムの障害発生時刻から復旧までに要する時間を要求水準として設定するなどしていた。

さらに、SLAで定める要求水準に対する達成状況報告を運用業務・運用サポート業務の成果物等としていた36契約のうち、8契約においては、SLAで定める要求水準に達しなかった項目が見受けられたが、このうち2契約については、SLAの達成状況を発注者が評価することを調達仕様書に記載していなかった。

4 本院の所見

各府省等における情報システムの調達について検査したところ、一般競争契約における1者応札の割合が高くなっていたり、プロジェクト管理等において様々な課題が見受けられたりする状況となっていた。

したがって、各府省等において、今後とも、情報システムの調達契約を行うに当たって実

質的な競争性の一層の確保に努めるとともに、新たに施行されたガイドライン等に沿ってITガバナンスを強化していくためには、本院の検査により明らかとなった具体的な課題を十分に認識した上で、次のような点に留意して、効率的かつ効果的な情報システムの整備及び管理に努めることが重要である。

- ア 設計・開発工程におけるプロジェクト管理について、リスク管理及び課題管理の実施等を調達仕様書に明記して、これらの手法を積極的に活用するとともに、リスク管理表や課題管理表に必要な項目を記載するなどして適切に運用する。また、工程管理においては、WBSについて、各作業項目の工数の規模を適切に設定するなどして用いた上で、EVMやガントチャートを適宜活用するなどして、進捗の遅延状況を把握して所要の対策を講ずる。
- イ 設計・開発工程において発注者に求められる役割について、仕様検討会議等を適切な頻度で開催することや、受入テストに対する受注者の支援並びに単体テスト、結合テスト及び総合テストの計画書や結果報告書の提出について調達仕様書に明記して、これらを確実に実施させる。
- ウ 運用工程におけるSLAを適切に設定するなどした上で、達成状況を発注者として評価することなどにより、提供されるサービスの品質等の向上に努める。

本院としては、今後も、各府省等における情報システムに係るプロジェクト管理の実施状況等について、引き続き注視していくこととする。

第2 農林漁業における新規就業者支援事業の実施について

検査対象	農林水産本省、林野庁、水産庁、全国農業会議所、全国森林組合連合会、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター、25 道県等
農林漁業における新規就業者支援事業	(1) 新規就業者雇用事業 (2) 青年就農給付金事業
事業の概要	(1) 新規就業者を雇用する農林漁業の経営体に助成金を交付するもの (2) 経営の不安定な新規自営就農者に青年就農給付金(経営開始型)を給付するもの
25 道県における事業費(国庫補助金額)	(1) 農業 47 億 5596 万円(同額)(平成 20 年度～25 年度) 林業 89 億 6082 万円(同額)(平成 20 年度～25 年度) 漁業 12 億 9908 万円(同額)(平成 20 年度～25 年度) 計 150 億 1587 万円(同額)(平成 20 年度～25 年度) (2) 農業 92 億 0456 万円(同額)(平成 24、25 両年度)

1 新規就業者支援事業の概要等

(1) 農林漁業における就業者の状況等

我が国の農業、林業又は漁業(以下、これらを合わせて「農林漁業」という。)の就業者数は長期的に減少傾向にあり、とりわけ農業及び漁業においては就業者の高齢化が進んでおり、今後も持続可能な農林漁業を実現するためには将来を担う人材の育成及び確保が急務となっている。

このような状況の中で、国は、食料・農業・農村基本法(平成 11 年法律第 106 号)、森林・林業基本法(昭和 39 年法律第 161 号)、水産基本法(平成 13 年法律第 89 号)等に基づき、農林漁業において効率的かつ安定的な経営を担う人材の育成及び確保を図るために、必要な施策を講ずることとしている。また、政府は、平成 25 年 5 月に農林水産業・地域の活力創造本部を設置して、同年 12 月に農林水産業・地域の活力創造プラン(以下「創造プラン」という。)を策定して、農林漁業の政策に係る目標や展開する施策を定め、強い農林水産業を創り上げることなどに取り組む方針を示している。そして、農林水産省(農林水産本省、林野庁又は水産庁。以下同じ。)は、食料・農業・農村基本法等に基づく施策又は創造プランで定めた施策の一環として、農業において新規就業し定着する農業者を倍増して 10 年後の 35 年に 40 代以下の就業者数を 40 万人に拡大すること、林業において 5 万人の就業者数を維持すること、漁業において毎年 2 千人の新たな就業者を確保することをそれぞれ目標に定めて、農林漁業に新たに就業する者(以下「新規就業者」という。)を育成し確保するために次の各種の事業を実施している。

(2) 農林漁業の新規就業者雇用事業

農林水産省は、新規就業者を雇用する農林漁業を営む法人又は個人(以下「経営体」という。)が生産活動の現場等において実際の業務を通じた新規就業者の教育(以下「研修」という。)を行うなどの場合に、研修の実施に要する経費の一部を補助するために、全国農業会議所、全国森林組合連合会、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター等(以下、こ

れらを合わせて「事業主体」という。)を経由して、経営体に助成金を交付する事業を実施している(以下、この事業を「新規就業者雇用事業」といい、この事業により研修を受ける者を「研修就業者」という。)(表1参照)。

表1 農林漁業の新規就業者雇用事業の主な制度内容

分野	事業名	事業開始年度	事業主体	1人当たり助成金額 (上限月額)	助成期間 (上限期間)	国庫補助金額 (平成20年度～ 25年度)
農業	農の雇用事業	20年度	全国農業会議所	97,000円	2年間	134億6388万余円
林業	緑の雇用事業	15年度	全国森林組合連合会	90,000円	3年間	387億0043万余円
漁業	漁業就業者研修事業	13年度	一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター	独立型 282,000円 雇用型 141,000円	独立型 3年間 雇用型 1年間	54億5007万余円

注(1) 漁業については、研修終了後に自営独立を目指す独立型、研修終了後も経営体への継続した雇用就業を目指す雇用型がある。

注(2) 本表は、平成27年3月末時点の内容である。

(3) 青年就農給付金事業

農林水産省は、24年度以降、経営の不安定な就業初期段階の農業の新規就業者を対象に市町村が給付する給付金(以下「青年就農給付金(経営開始型)」という。)に対して全国農業会議所等を経由して補助金(24、25両年度の国庫補助金計154億4725万円)を交付している(以下、青年就農給付金(経営開始型)を給付する事業を「青年就農給付金事業」といい、新規就業者雇用事業と合わせて「新規就業者支援事業」という。)

青年就農給付金事業は、原則45歳未満で農業経営者となることに強い意欲を有している農業の新規就業者(以下「新規自営就農者」という。)に対して、市町村が年額150万円を最大5年間給付する事業である。給付を受けようとする者は農業経営の開始から5年後における収穫高や売上等の農業経営に関する目標を記載した経営開始計画を作成して市町村に提出し、市町村は、同計画の内容が農業経営の開始から5年後までに農業で生計が成り立つ内容となっているかなどを確認することとなっている。また、青年就農給付金(経営開始型)の受給者は、就農後においても、給付期間内及び給付期間終了後3年間、就農状況に関する報告(以下「就農状況報告」という。)を半年ごとに市町村に提出することとなっている。そして、市町村は、生産性や品質の向上のための技術支援、効率的で安定的な農業経営のための支援等の業務を担っている都道府県の普及指導センター(以下「指導センター」という。)等の関係機関と協力して、受給者が経営開始計画に則して計画的な就農ができていのかどうか現地に赴くなどして確認するとともに、必要な場合は、関係機関と連携して受給者に対して適切な指導を行うこととなっている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

前記のとおり、新規就業者支援事業は、農林漁業の就業者数が長期的に減少傾向にある状況の下、農林漁業において効率的かつ安定的な経営を担う人材の育成及び確保を図るために、多額の国費を投じて実施されている事業である。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、新規就業者雇用事業の研修就業者の定着状況はどのようになっているか、青年就農給付金(経営開始型)の受給者が安定的に経営を継続しているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、20年度から25年度までの間に

(注1)
25 道県の 1,840 経営体(農業 813、林業 534、漁業 493)に対して交付された新規就業者雇用事業の助成金計 150 億 1587 万余円(農業 47 億 5596 万余円、林業 89 億 6082 万余円、漁業 12 億 9908 万余円(国庫補助金それぞれ同額))及び 24、25 両年度に 25 道県内の 5,031 人に給付された青年就農給付金(経営開始型)計 92 億 0456 万余円(国庫補助金同額)を対象として、農林水産省、事業主体、25 道県等において、交付申請書、実績報告書等により会計実地検査を行った。また、新規就業者雇用事業の助成金の交付を受けた 1,395 経営体(農業 762、林業 525、漁業 108)に対して質問票を送付して雇用に関する意識調査を行い、その内容を分析するとともに、青年就農給付金(経営開始型)の給付が終了した受給者のいる 318 市町村における受給者の農業経営の状況等に関する関係書類を確認するなどの方法により検査した。

(注1) 25 道県 北海道、青森、秋田、山形、栃木、群馬、千葉、新潟、富山、静岡、三重、兵庫、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎各県

3 検査の状況

(1) 農林水産省における新規就業者数の成果目標と実績等

農業については、前記のとおり、40 代以下の就業者を 10 年後の 35 年までに 40 万人に拡大することが目標とされている。また、農林水産省は、有効性等の視点から事業の点検等を行う毎年の行政事業レビューシートにおいて、農業の新規就業者支援事業等の成果目標として、45 歳未満の新規就業者の増加を、農業の新規就業者支援事業の対象とならない者も含めて年間 2 万人としている。

林業については、農林水産省によれば、全体の就業者 5 万人の維持を目指すとしているが、林業の新規就業者雇用事業の対象とならない者も含めた単年度の新規就業者数の成果目標は特に定められていない。

漁業については、行政事業レビューシートにおいて、漁業の新規就業者雇用事業の対象とならない者も含めて、毎年度 2 千人の新規就業者数の成果目標が掲げられている。

一方、20 年度から 25 年度までの新規就業者数の実績は、農林水産省の調査によれば、表 2 のとおり、25 年度における新規就業者数の実績は、農業 16,020 人、林業 2,827 人、漁業 1,790 人となっており、農業及び漁業の実績はそれぞれの成果目標である 2 万人、2 千人を下回っていて単年度の成果目標を達成していなかった。

表 2 新規就業者数の推移

(単位：人)

分野	実 績						目 標
	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度
農 業	—	—	—	—	17,260	16,020	20,000
林 業	3,333	3,941	4,014	3,181	3,190	2,827	—
漁 業	1,784	2,002	1,867	1,776	1,920	1,790	2,000

(注) 農業は、45 歳未満の新規就業者数である(平成 23 年度以前は、45 歳未満の新規就業者数について調査を実施していない。)

新規就業者数については、景気動向により毎年変動することなどから、単年度の新規就業者数のみにより長期的な目標の達成状況を評価できないが、上記のとおり農業及び漁業において単年度の成果目標を達成していないことも踏まえて、農林水産省が長期的な目標

の達成に向けて新規就業者支援事業を始めとする施策に着実に取り組み効果を発現させることが重要である。

(2) 新規就業者雇用事業の実施状況

ア 研修就業者の離職の状況と定着に向けた取組

(ア) 研修就業者の離職の状況

20年度から25年度までの間に新規就業者雇用事業の助成金の交付を受けている経営体における研修就業者8,619人のうち、27年3月末時点で経営体を離職してその後農林漁業に就業していない研修就業者(以下「農林漁業から離れた者」という。)は、表3のとおり、農業1,726人(研修就業者数全体に対する割合44.5%)、林業1,456人(同37.7%)、漁業381人(同42.5%)、計3,563人(同41.3%)となっていた(これらの者に係る助成金計48億9178万余円(国庫補助金同額))。このうち経営体からの離職が研修開始後3年未満の者は、表4のとおり、農業1,468人(同37.9%)、林業1,167人(同30.2%)、漁業348人(同38.8%)、計2,983人(同34.6%)となっており(これらの者に係る助成金計37億2634万余円(国庫補助金同額))、林業の割合が農業、漁業に比べてそれぞれ7.7ポイント、8.6ポイント低かった。

表3 在職者及び離職者の状況(平成27年3月末時点) (単位:人、千円)

分野	研修就業者		在職者		経営体から離職した者		農林漁業から離れなかった者		農林漁業から離れた者	
	人数(A)	助成金額	人数	助成金額	人数(B) (研修就業者 全体に対する 割合 (B)/(A))	助成金額	人数(C) (研修就業者 全体に対する 割合 (C)/(A))	助成金額	人数(D) (研修就業者 全体に対する 割合 (D)/(A))	助成金額
農業	3,870	4,642,062	1,543	2,219,945	2,327 (60.1%)	2,422,116	601 (15.5%)	705,117	1,726 (44.5%)	1,716,999
林業	3,853	8,908,487	2,112	5,483,210	1,741 (45.1%)	3,425,277	285 (7.3%)	692,538	1,456 (37.7%)	2,732,738
漁業	896	1,245,277	454	702,842	442 (49.3%)	542,434	61 (6.8%)	100,387	381 (42.5%)	442,046
計	8,619	14,795,827	4,109	8,405,998	4,510 (52.3%)	6,389,828	947 (10.9%)	1,498,044	3,563 (41.3%)	4,891,784

表4 農林漁業から離れた者の離職までの期間(平成27年3月末時点) (単位:人、千円)

分野	研修就業者		農林漁業から離れた者							
			経営体からの離職 が研修開始後3年 以上の者		経営体からの離職が研修開始後3年未満の者					
	人数(A)	助成金額			人数	助成金額	人数(B)	助成金額	人数(C)	助成金額
農業	3,870	4,642,062	258	300,256	972	1,146,560	496	270,181	1,468 (37.9%)	1,416,742
林業	3,853	8,908,487	289	801,951	536	1,214,141	631	716,646	1,167 (30.2%)	1,930,787
漁業	896	1,245,277	33	63,232	98	151,905	250	226,908	348 (38.8%)	378,814
計	8,619	14,795,827	580	1,165,439	1,606	2,512,607	1,377	1,213,736	2,983 (34.6%)	3,726,344

また、研修就業者を5人以上雇用した551経営体について、研修就業者の定着の状況及び農林漁業から離れた者の状況をみたところ、表5のとおり、雇用した全ての研修就業者が定着している経営体が19経営体(農業5、林業12、漁業2)ある一方で、全ての研修就業者が離職している経営体も21経営体(農業13、林業8)あるなど、経営体によって相当な差が見受けられた。

表5 農林漁業から離れた者の割合ごとの経営体数 (単位：経営体)

割合 分野	全ての研 修就業者 が定着	0% 超 20% 未満	20% 以上 40% 未満	40% 以上 60% 未満	60% 以上 80% 未満	80% 以上 100% 未満	全ての研 修就業者 が離職	計
農業	5	10	39	59	54	38	13	218
林業	12	40	92	110	36	19	8	317
漁業	2	1	1	4	3	5	—	16
計	19	51	132	173	93	62	21	551
構成比	3.4%	9.2%	23.9%	31.3%	16.8%	11.2%	3.8%	100.0%

(注) 小数点第2位以下を切り捨てているため、構成比を合計しても100%にならない。

(イ) 経営体の人材の育成及び確保の課題並びに研修就業者の定着に向けた取組

農林漁業を担う人材の育成及び確保を図るためには、新規就業者数の目標を達成するだけでなく、研修就業者の離職を可能な限り抑止して定着を図ることが重要となる。

前記の農林漁業から離れた者3,563人の離職の理由について、事業主体を通じて経営体に確認したところ(複数回答あり)、「仕事がきつい、体力的にきつい」が1,033人、「仕事がつまらない、なじめない」が621人、「職場の人間関係のトラブル」が500人となっており、職場に関する諸問題が見受けられた。また、意識調査を行った前記の1,395経営体に対して、経営上の課題のうち人材の育成及び確保の課題として認識している点について質問票で確認したところ(複数回答あり)、「従業員がすぐに辞める」が267経営体、「新規採用者を教育できる人材がいない」が190経営体となっており、就業者の定着や育成を課題としている経営体が見受けられた。

そこで、1,395経営体に対して、「安全管理の徹底」や「カウンセリング」等の就業者の定着のための取組を実施しているか、これらの取組に効果があると考えているかについて質問票で確認したところ、表6のとおり、「カウンセリング」以外の取組については半数以上の経営体の実施しており、各取組を実施している経営体の多くは、取組は就業者の定着に効果があると考えていた。一方で、いずれかの取組を実施していない経営体も見受けられたことから、その理由を確認したところ、「マニュアルのないものがない」、「やり方がよくわからない」などの理由により、これらの取組には就業者の定着に効果があると考えているものの実施できないとしていた。

表6 就業者の定着のための取組の実施状況と効果の評価 (単位：経営体)

就業者の定着のための取組	取組を実施している経営体 (A)			取組を実施していない経営体 (B)		
	取組を実施している経営体 (A)	うち就業者の定着に効果があると考えている経営体 (a)	左の割合 (a)/(A)	取組を実施していない経営体 (B)	うち就業者の定着に効果があると考えている経営体 (b)	左の割合 (b)/(B)
外部研修、研究会に参加させる	853	792	92.8%	439	331	75.3%
近い年代の者同士で働かせる	849	676	79.6%	440	247	56.1%
安全管理の徹底	1,080	992	91.8%	210	159	75.7%
毎日の全体ミーティング	911	841	92.3%	388	303	78.0%
職場の仲間でのイベント	835	759	90.8%	449	353	78.6%
カウンセリング	270	232	85.9%	1,005	787	78.3%

(注) 取組ごとに未回答の経営体があるため、(A)と(B)を合わせても1,395経営体にならない。

これらのことから、事業主体においては、定着に効果があるとしている取組の実施に経営体が努めるよう、事例を把握して収集し、これを経営体に対して紹介するなどして広く情報提供を行うことが重要である。

<参考事例1>

山口県でねぎなどの野菜を生産している有限会社Aは、研修就業者を8人雇い入れて、平成22年度から25年度までの間に、助成金計15,908,000円の交付を受けていた。8人のうち1人は研修終了後に離職してねぎ農家である実家の経営を継いでおり、残り7人は27年3月末現在で同会社に在職している。

同会社は、就業者を定着させるために毎日の全体ミーティングや職場の仲間でのイベントを行っているほか、就業意欲を高めるために、ある程度の経験を積んだ就業者に対してそれぞれが担当する野菜を決めて、各自に栽培計画の立案及び実行をさせるなどの取組を行っていた。

イ 事業主体による経営体に関する審査並びに指導及び助言について

(ア) 事業主体による経営体に関する審査

前記の1,840経営体から漁業のうち研修終了後に雇用関係が終了する前提で研修を実施した77経営体を除いた1,763経営体について、27年3月末において就業者を雇用して事業経営を継続しているかなどを確認したところ、売上不振や債務超過で倒産したり後継者がおらず廃業したりなどしていた経営体は、表7のとおり、51経営体(1,763経営体に対する割合2.8%)となっていた。そして、これらの経営体に雇用されていた研修就業者188人は農林漁業から離れていた(これらの者に係る助成金計2億2004万余円(国庫補助金同額))。

表7 倒産、廃業等により就業者を雇用していない経営体と雇用されていた研修就業者(平成27年3月末時点)

分野	検査対象とした経営体	左のうち倒産、廃業等により就業者を雇用していない経営体(割合)	左の経営体に雇用されていた研修就業者(人)	左の研修就業者に係る助成金額(国庫補助金同額)(千円)
農 業	813	22(2.7%)	117	113,905
林 業	534	4(0.7%)	29	52,333
漁 業	416	25(6.0%)	42	53,810
計	1,763	51(2.8%)	188	220,048

このように、経営体が事業経営を継続できなければ、新規就業者雇用事業により研修就業者を確保してもその事業効果が十分に発現しないことから、事業主体においては、助成金を申請する経営体に対する経営状況の審査を適切に実施することが重要である。

そこで、事業主体における経営体に関する審査の状況についてみたところ、倒産、廃業等した経営体の割合が農業と漁業に比べて低かった林業については、財務状況や雇用管理の改善を行う計画を定めた林業経営体だけが本件事業の助成対象とされているほか、審査基準を設けて、経営体の過去3か年度の経常損益の額に基づき審査が行われていた。一方、農業及び漁業については、事業主体において、経営体の事業経営の継続可能性に関する財務状況その他の経営状況の審査を行うこととされていなかった。

これらのことから、新規就業者雇用事業を効率的に実施し、新規就業者が継続して農林漁業に就業できるようにするためには、農業及び漁業の事業主体においても、経営体の事業経営の継続可能性も考慮して事前審査を行うことが重要である。

<事例1>

和歌山県で漁業を営んでいた株式会社B(資本金2000万円)は、新規就業者を平成23、24両年度にそれぞれ1名ずつ雇い入れて、助成金計1,143,910円の交付を受けていた。同会社の経営状況についてみると、22、23、24各年3月期決算において経常損失を計上し、繰越損失もそれぞれ約4900万円、7200万円、8600万円と年々増加して、每期、債務超過の状態になっていたが、事業主体は、審査に当たり、経営体に財務書類を提出させることになっていなかったことから、同会社の経営状況を把握していなかった。同会社は26年3月末に廃業した。

(イ) 経営体に対する定着を図るための指導及び助言

経営体ごとの研修就業者の離職の状況は、前記のとおり、雇用した全ての研修就業者が定着している経営体がある一方で、全ての研修就業者が離職した経営体もあるなど、経営体によって相当な差があることに鑑みると、事業主体においては、特に離職率の高い経営体に対して重点的に指導を行うことが重要である。

そこで、事業主体において経営体に対してどのような指導及び助言を行うことになっているかなどについてみたところ、林業については、事業主体が研修就業者の林業への定着について改善を要すると認めた場合に、経営体に改善措置の意見を通知して、経営体が改善の方針を事業主体に提出することなどになっている。一方、農業及

び漁業については、林業のように離職率の高い経営体に改善措置の意見を通知したり改善の方針を提出させたりすることになっていなかった。

これらのことから、研修就業者の定着状況を向上させるために、農業及び漁業の事業主体においても、離職率の高い経営体に対する指導、助言等のフォローアップの強化を図ることなどが重要である。

(3) 青年就農給付金事業の実施状況

ア 青年就農給付金(経営開始型)の受給者の経営状況

(ア) 受給者の離農の状況

24、25両年度に青年就農給付金(経営開始型)を受給した25道県の5,031人のうち、27年3月末までに農業経営を中止した者は54人(これらの者に係る給付金計9362万余円(国庫補助金同額))となっていた。54人のうち21人は、経営状況が厳しかったり資金不足のため設備投資を行うことができなかつたりなどにより離農しており、新規自営就農者が抱えるこのような課題を解決して離農を抑止するためには、市町村において、指導センター等の関係機関と連携して早期に相談に応ずるなどして適切な対策を執ることが重要である。

(イ) 給付期間が終了した受給者の経営状況

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)によれば、市町村は、26年度以降、都道府県の定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即して、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定することができることとされている。そして、市町村はこの構想において新規自営就農者の所得目標を定めていて、前記318市町村の多くは所得目標を250万円程度に設定している。

そこで、27年3月末までに給付期間が終了した受給者のうち、就農状況報告、決算書等の書類で経営状況が確認できた488人について、26年における農業所得^(注2)の状況をみると、全体の77.0%に当たる376人は、多くの市町村が設定している所得目標である250万円に達していなかった。新規自営就農者の農業所得を向上させるためには、市町村や指導センター等の関係機関が各人の農業経営の状況に応じた指導を行って、栽培飼養管理技術の改善、品質の安定、生産性の向上及び経費の削減を図ることなどが必要となる。

これらのことから、厳しい経営状況が続いて資金不足に陥り新規自営就農者が今後も離農するおそれがあると考えられるため、市町村においては、就農状況報告や現地確認により、新規自営就農者の農業経営の状況についての的確に把握するとともに、関係機関からの協力を得るなどして、新規自営就農者に対して適時適切にその状況に応じた指導、助言等を行うことが重要である。

(注2) 農業所得 農業経営によって得られた農産物の販売収入等の収入から、これを得るために要した一切の費用を差し引いたもの

<事例2>

静岡県C市においては、平成27年3月末までに青年就農給付金(経営開始型)の受給を終了している者は4人(各人の父母、祖父母は農家ではない。)となっており、うち3人は露地野菜を栽培し1人は畜産を営んでいる。26年における農業所得(受給している給付金を除く。)についてみると、それぞれ、162万円、△25万円、△27万円、△122万円となっ

ており、赤字となっていた3人は給付金の受給開始以後も指導センター等の関係機関からの指導を受けていなかった。

イ 新規自営就農者への指導、助言等の体制

青年就農給付金(経営開始型)の受給者は、前記のとおり、最大5年間の給付期間内及び終了後3年間の最大計8年間において、半年ごとに就農状況報告を提出することなどとなっている。そして、青年就農給付金事業は24年度から開始されて、当分の間は毎年青年就農給付金(経営開始型)の受給を開始する者が追加されるため、常時管理していかなければならない新規自営就農者が累増して、市町村の負担はますます大きくなっていくことが見込まれる。

そこで、前記の318市町村における新規自営就農者に対する指導状況についてみたところ、新規自営就農者に対する支援業務を行う担当者が1人しかいない市町村が118市町村(318市町村に対する割合37.1%)となっていたり、職員として採用されている農業分野の技術者が1人もいない市町村が268市町村(同84.2%)となっていて、農業の専門知識及び技術が必ずしも十分でなかったりしている状況となっていた。そして、このような状況について市町村に見解を徴したところ、指導センター等の関係機関との連携強化を図りながら指導、助言等に当たる必要があるとしている市町村が306市町村(同96.2%)見受けられた。

これらのことから、市町村においては、指導センター等の関係機関との密接な連携を図って、新規自営就農者に対して重点的かつ効率的な指導、助言等を行うことが重要である。

<参考事例2>

宮城県D市においては平成27年3月末までに青年就農給付金(経営開始型)の受給を終了している者は9人となっており、これらの者はビニールハウスでのきゅうりなどの野菜の栽培等を行っている。9人の26年の農産物の販売収入等の平均は約1066万円となっており、このうち5人は1000万円を超えていた。関係機関である指導センター及び農業協同組合は、これらの者に対して栽培管理技術、農業経営等の指導を行っていた。そして、新規自営就農者にとって必要となる農地やビニールハウスについても、D市及び農業協同組合がその確保に関して助言等を行い、D市と関係機関が連携を図り課題解決に当たっていた。

4 本院の所見

我が国の農林漁業の就業者の高齢化が今後更に進むことが予測されている中で、新規就業者数の目標を達成して、農林漁業において効率的かつ安定的な経営を担う人材を育成及び確保するためには、研修就業者の経営体内又は業界内への定着を図ること及び新規自営就農者が安定した経営を継続していくことが必要である。

については、農林水産省において、研修就業者を定着させ、また、新規自営就農者の安定した経営を継続させて、事業の効果の発現を図るよう、次の点に留意して、新規就業者支援事業を実施することが肝要である。

ア 新規就業者雇用事業について、事業主体が経営体に対して、新規就業者の定着に向けた取組の実施に努めるよう情報提供をしたり、農業及び漁業の経営体の事業経営の継続可能性も考慮して事前審査を行ったり、農業及び漁業の離職率の高い経営体に対する指導、助言等のフォローアップの強化を図ったりなどすること

イ 青年就農給付金事業について、市町村が新規自営就農者に対して、農業経営の状況を的確に把握して適時適切にその状況に応じた指導、助言等を行い、指導センター等の関係機関との密接な連携を図って重点的かつ効率的な指導、助言等を行うこと

本院としては、新規就業者支援事業の実施状況等について引き続き注視していくこととする。

第3 高規格幹線道路の暫定2車線道路の整備及び管理状況について

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第3

検査対象	国土交通省、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社	
暫定2車線道路の概要	完成時の車線数が4である高規格幹線道路のうち、2車線の建設により暫定的に供用を開始し、交通量の増加に応じて残りの2車線を完成する道路	
平成26年度までに支出された無料道路の事業費及び26年度末の有料道路の資産価額	無料道路の事業費	1兆7017億円
	有料道路の資産価額	5兆0195億円
供用開始から10年以上経過した有料道路の資産価額	有料道路の資産価額	3兆2646億円(平成26年度末)

1 検査の背景

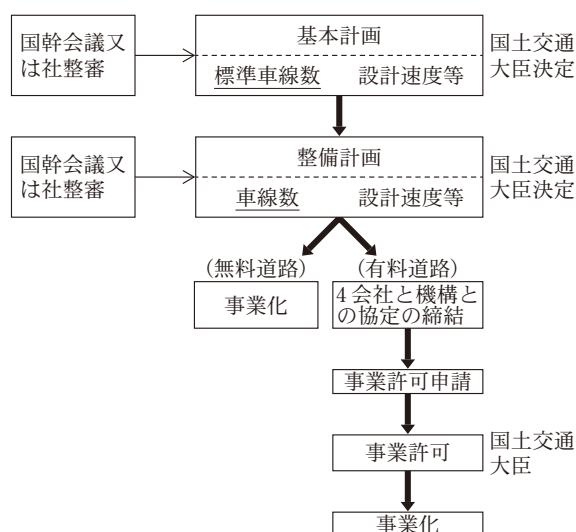
(1) 高規格幹線道路の概要

高規格幹線道路(以下「高規格道路」という。)は、昭和62年の第四次全国総合開発計画において、約14,000kmの全国的な自動車交通網として構想され、高速自動車国道(以下「高速道」という。)の11,520kmと一般国道自動車専用道路(以下「自専道」という。)の約2,480kmから構成されている。平成26年度末現在、高速道8,628km、自専道1,555km、合計10,183kmが供用中となっている。

高速道及び自専道には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社(以下、これらの会社を総称して「3会社」という。)及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下、3会社と合わせて「4会社」という。)が、有料道路事業として4会社単独又は国土交通省と4会社が分担して建設し、4会社が単独で管理する高規格道路(以下「有料道路」という。)と、国土交通省が単独で建設及び管理を行う無料の高規格道路(以下「無料道路」という。)がある。

高規格道路の事業化の手続は図1のとおりとなっており、高速道については、国土開発幹線自動車道建設法(昭和32年法律第68号)等に基づき国土開発幹線自動車道建設会議(以下「国幹会議」という。)の議を経るなどして予定路線のうち建設を開始する路線の車線数、設計速度等を定める基本計画、整備計画等が決定される。また、自専道については、「高規格幹線道路等の事業実施に向けた手続きについて」(平成21年3月国道経第75号)等に基づき社会資本整備審議会(以下「社整審」という。)の議を経るなどして基本計画、整備計画等が決定される。なお、これらの計画等を変更する場合も同様の手続となっている。

図1 高規格道路事業化の手続



そして、4会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条の規定に定める協定(以下「協定」という。)を締結するなどして、整備計画に適合した有料道路の建設及び管理を行うこととなる。協定において、有料道路の新設及び改築事業の完成予定年度は35年度までとなっている。

また、4会社が建設する有料道路は、工事完了後に資産及び債務を機構に引き渡すこととなっている。そして、機構は、協定において、旧日本道路公団等から承継した債務及び建設工事等に伴い4会社から引き受ける債務(26年度末における債務返済計画上の債務残高は約22兆1062億円。ただし、老朽化した構造物全体の更新及び修繕を行う特定更新等工事費を除く。)を、62年度までに返済することとなっている。なお、この債務には、橋りょう、トンネル、交通安全対策等を対象にした修繕に要する費用(以下「修繕費」という。)が含まれている。

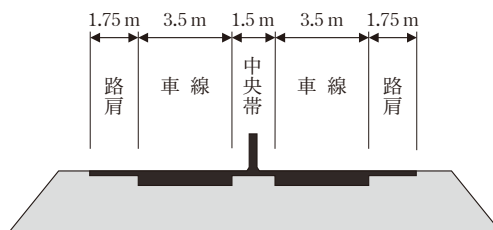
(2) 暫定2車線道路の概要

ア 高規格道路の構造

道路の構造の一般的な技術基準である道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。)及び「道路構造令の解説と運用」(社団法人日本道路協会編。以下、構造令と合わせて「構造令等」という。)によれば、高規格道路のうち地方部に存する道路の車線数は、計画交通量が設計基準交通量以下となる場合は2、計画交通量が設計基準交通量を上回る場合は4以上とすることとされている(以下、道路完成時の車線数を2とする道路を「完成2車線道路」といい、4とする道路を「完成4車線道路」という。)

そして、構造令等によれば、完成4車線道路は、安全かつ円滑な交通を確保するために、中央帯を設置して車線を往復の方向別に分離することとされている(以下、この構造を「分離式」という。)。さらに、15年7月の構造令の改正により、完成2車線道路についても、原則として分離式によることとされている(図2参照)。

図2 分離式の構造<完成2車線道路の例>



(注1) 計画交通量 計画等を行う路線の将来通行するであろう自動車の日交通量。1年間の平均日交通量とすることが一般的である。

(注2) 設計基準交通量 道路の車線数の決定の基準となる交通量。道路の区分及び地形ごとに、当該道路の構造条件及び交通条件を基にして算定される交通容量を日単位に換算するなどしたもの。例えば、地方部の高規格道路の場合は、平地部で14,000台/日、山地部で10,000台/日などとされている。

イ 暫定2車線道路の整備の状況

26年度末までに決定された基本計画によれば、高規格道路の車線数は全て4以上とされているが、完成4車線道路のうち、当面の間、交通量が少ないと見込まれる道路については、整備計画等において、差し当たり2車線の完成をもって供用開始して、交通量の増加に応じて残りの2車線を完成することとされている(以下、完成4車線道路のうち2車線のみを暫定的に建設する部分がある道路を「暫定2車線道路」という。)。26年度末現在、暫定2車線道路の供用延長は20路線255区間^(注3)2,423.8kmとなっている(表1参照)。

(注3) 区間 あるインターチェンジ(IC)やジャンクション(JCT)等を起点として、次のインターチェンジ(IC)やジャンクション(JCT)等を終点とする1単位を1区間として計上している。以下同じ。

表1 暫定2車線道路の供用延長(平成26年度末現在)

路線名	有料道路		無料道路		計	
	区間数	延長(km)	区間数	延長(km)	区間数	延長(km)
北海道縦貫自動車道	15	207.6	—	—	15	207.6
北海道横断自動車道	14	206.1	2	34.0	16	240.1
東北縦貫自動車道	3	28.8	—	—	3	28.8
東北横断自動車道	29	289.0	2	24.0	31	313.0
東北中央自動車道	4	27.1	—	—	4	27.1
日本海沿岸東北自動車道	10	76.3	13	81.4	23	157.7
関越自動車道	5	37.5	—	—	5	37.5
常磐自動車道	10	125.6	—	—	10	125.6
東関東自動車道	5	29.5	—	—	5	29.5
東海北陸自動車道	9	108.4	—	—	9	108.4
中部横断自動車道	3	16.0	3	7.3	6	23.3
近畿自動車道	17	162.1	2	21.2	19	183.3
山陽自動車道	5	40.9	—	—	5	40.9
山陰自動車道	2	18.2	—	—	2	18.2
中国横断自動車道	15	137.1	18	153.1	33	290.2
四国縦貫自動車道	12	147.9	—	—	12	147.9
四国横断自動車道	10	86.1	5	38.1	15	124.2
九州横断自動車道	3	12.2	1	0.9	4	13.1
東九州自動車道	19	185.3	10	75.5	29	260.8
西瀬戸自動車道	9	46.6	—	—	9	46.6
20 路線計	199	1,988.3	56	435.5	255	2,423.8

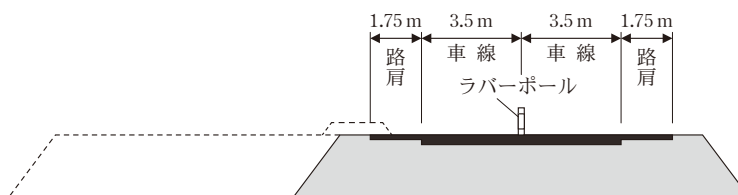
(注) 西瀬戸自動車道は自専道であり、他の路線は高速道である。

ウ 暫定2車線道路の構造

国土交通省及び4会社は、暫定2車線道路の整備に当たって、用地については、4車線分を取得するが、工事については、初期投資額を節減して4車線化する際の手戻り工事を少なくするために、多くの場合、完成4車線道路の断面の片側等に2車線を建設し、中央帯ではなくラバーポール等の簡易物で往復の通行を区分する構造(図3参照。以下、この構造を「非分離式」といい、非分離式により供用している部分を「対面通行部」という。)を採用している。

なお、非分離式による暫定2車線道路は、「道路構造令の解説と運用」、3会社の設計要領等によれば、完成4車線道路を段階的に建設する過程における暫定的な道路として取り扱われるとされている。

図3 非分離式の構造<完成断面の片側に2車線を建設する場合の例>



エ 設計速度及び規制速度

高規格道路の設計速度は、安全かつ快適な走行が可能となる速度として、構造令により、80km/h、100km/hなどとされている。一方、道路交通法(昭和35年法律第105号)によれば、道路の供用に当たって、各都道府県の公安委員会は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るなどのために、道路管理者と協議して規制速度を決定することとされている。そして、この規制速度は、警察庁が制定した「交通規制基準」(平成23年警察庁丙規発第3号、警察庁丙交企発第10号)により、車線数、分離式又は非分離式の別を考慮するなどして決定されることになっていて、非分離式の暫定2車線道路の場合は、原則として70km/h以下とされている。

オ 4会社の交通安全対策費

4会社は、協定において年度ごとに定められた修繕費の限度額の範囲内で、毎年度、修繕工事を実施しており、26年度の4会社の修繕費の合計は、限度額2251億余円に対して1927億余円が支出されていて、このうち、防護柵改良、凹凸型路面標示工等を行う交通安全対策費は129億余円となっている。

(3) 近年の4車線化の状況

暫定2車線道路として建設、供用された有料道路のうち高速道の6路線は、^(注4)国幹会議の議を経るなどして21年5月に整備計画が変更され、4車線化することが決定された。その際の判断材料は、交通量が多く、渋滞や事故が多発していること、費用便益比が1を上回っていることなどとなっていた。これらの判断材料のうち、交通量についてみると、19年度における6路線の日平均交通量は10,000台/日から13,200台/日であり、6路線の平均値は10,950台/日となっていた。

(注4) 6路線 関越自動車道(信濃町IC~上越JCT)、東関東自動車道(木更津南JCT~富津竹岡IC)、東海北陸自動車道(白鳥IC~飛騨清見IC)、近畿自動車道(御坊IC~南紀田辺IC)、四国横断自動車道(鳴門IC~高松市境)、九州横断自動車道(長崎IC~長崎多良見IC)

(4) 国土交通省における暫定2車線道路の取組状況

国土交通省社整審道路分科会国土幹線道路部会は、「高速道路を中心とした「道路を賢く使う取組」の中間答申」を27年7月に行っており、高規格道路の暫定2車線道路は、諸外国にも例を見ない特殊な構造であり、対面交通の安全性や走行性等を考慮しても、その状態を長期間継続すべきではないこと、単に4車線化に取組むだけでなく、低速車両対策等として効果的な追越車線の設置等や3車線運用など道路を賢く使う観点を踏まえながら、本来の機能を確保するための工夫が重要であること、暫定2車線道路の車線数の増加にあ

たっては、2車線運用時の交通状況を踏まえつつ、運転者の安心や快適性、走行性等を高める観点から、透明性を確保しつつ、機動的に対応することが必要であることなどとしている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

国土交通省及び4会社は、限られた財源の中で効率的に高速道路網を整備するなどのために、高規格道路の多くを暫定2車線道路により建設してきた。そして、現時点において、有料道路の新設及び改築事業の完成予定年度は35年度までとされているが、現時点の協定では、暫定2車線道路の大半において、4車線化の実施時期が明確にされていない状況となっている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、暫定2車線道路について、供用延長の推移、現況交通量、推計交通量及び4車線化のために取得した用地の状況はどのようになっているか、対面通行部の交通事故及び規制速度の状況はどのようになっているか、また、それらによる経済的損失はどの程度生じているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、26年度末現在における国土交通省及び4会社が建設及び管理を行っている暫定2車線道路(延長2,638.2km、26年度までに無料道路の整備に支出された事業費1兆7017億余円及び26年度末現在の有料道路の資産価額5兆0195億余円)を対象として、8地方整備局等^(注5)、機構及び4会社の13支社等^(注6)から提出を受けた調書等及び現地を確認するとともに、国土交通本省及び4会社本社において、暫定2車線道路の4車線化や安全対策等の取組状況を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注5) 8地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局

(注6) 4会社の13支社等 東日本高速道路株式会社北海道、東北、関東、新潟各支社、中日本高速道路株式会社名古屋、八王子、金沢各支社、西日本高速道路株式会社関西、中国、四国、九州各支社、本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道、しまなみ今治両管理センター

3 検査の状況

(1) 暫定2車線道路の状況

ア 暫定2車線道路の延長

26年度末現在の暫定2車線道路の延長は、表2のとおり、20路線255区間2,423.8kmが供用されており、このうち20路線234区間において1,752.1km(2,423.8kmの72.2%)が対面通行部となっており、6路線21区間159.6km(同6.5%)の4車線化の事業化がなされている。また、新たに10路線23区間214.4kmの暫定2車線道路が建設中となっている。

表2 供用中又は建設中の暫定2車線道路の延長(平成26年度末現在)

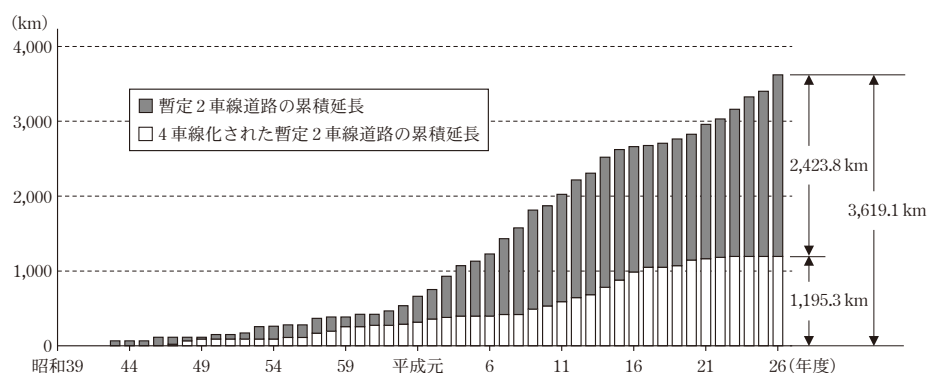
区 分		供用中の暫定2車線道路(a)			建設中の暫定2車線道路(b)	(a)+(b)
			(a)のうち 対面通行部を含む道路	(a)のうち 4車線化の事業化がなされている道路		
有料道路	路線数	20	20	6	7	20
	区間数	199	189	21	10	209
	延長(km)	1,988.3	1,435.5	159.6	109.9	2,098.2
無料道路	路線数	9	7	—	5	11
	区間数	56	45	—	13	69
	延長(km)	435.5	316.6	—	104.5	540.0
計	路線数	20	20	6	10	22
	区間数	255	234	21	23	278
	延長(km)	2,423.8	1,752.1	159.6	214.4	2,638.2

注(1) 有料道路と無料道路の両方を含む路線があるため、路線数については、無料道路と有料道路の値を合計しても計欄と一致しない。

注(2) 対面通行部を含む道路の延長は、非分離式により供用している部分のみを計上している。

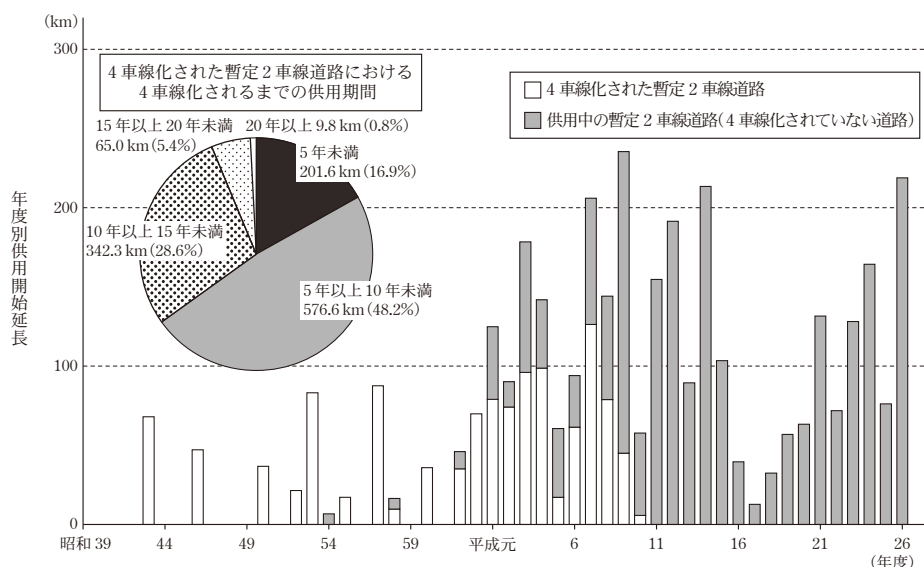
暫定2車線道路及び暫定2車線道路から4車線化された道路の累積延長は、図4のとおりとなっており、元年度以降、増加の傾向にある。そして、26年度末現在、暫定2車線道路が3,619.1km建設されていて、このうち、供用中の暫定2車線道路の累積延長は2,423.8km(3,619.1kmの66.9%)、4車線化された暫定2車線道路の累積延長は1,195.3km(同33.0%)となっている。

図4 暫定2車線道路及び4車線化された暫定2車線道路の累積延長(平成26年度末現在)



また、供用開始された年度別に暫定2車線道路の延長をみると、図5のとおり、26年度末現在、10年度までに供用開始された暫定2車線道路の多くは4車線化されており、その65.1%に当たる778.2kmは供用開始から10年未満に4車線化されている。一方、4車線化されていない暫定2車線道路は、元年度以降に供用開始されたものが多く、また、11年度以降に供用開始された道路で4車線化されたものはなく、暫定2車線道路による供用年数は長期化する傾向にある。

図5 供用開始年度別の暫定2車線道路の延長等(平成26年度末現在)



注(1) 本図中の円グラフは、4車線化された暫定2車線道路1,195.3kmについて、4車線化されるまでの期間別の内訳を示したものである。

注(2) 本図中の棒グラフは、供用中の暫定2車線道路について、年度別の供用開始延長を示すとともに、それらが4車線化されているか否かについて、平成26年度末現在の状況を示している。

イ 暫定2車線道路の供用年数

供用中の暫定2車線道路20路線255区間2,423.8kmのうち4車線化の事業中の道路を除く19路線234区間2,264.2kmについて、26年度末現在の供用年数をみると、供用開始から10年以上経過している道路は17路線132区間1,316.9km(2,264.2kmの58.1%)となっており、20年以上経過している道路は6路線32区間271.6km(同11.9%)となっている。

なお、供用開始から10年以上経過している道路は全て有料道路となっている。

ウ 暫定2車線道路の交通量

(ア) 現況交通量

供用開始から10年以上経過している前記の17路線132区間1,316.9kmについて、26年度の現況交通量をみたところ、8路線20区間161.2kmは、21年に4車線化が決定した路線の日平均交通量の最小値である10,000台/日以上となっているが、16路線112区間1,155.7km(1,316.9kmの87.7%)は、10,000台/日を下回っている状況であった。このうち、11路線40区間412.7km(同31.3%)は、5,000台/日を下回っている。

(イ) 推計交通量

3会社は、道路事業の再評価及び事後評価において、将来の推計交通量を算出している。そこで、(ア)の16路線112区間1,155.7kmのうち、推計交通量を算出している14路線54区間551.6kmの推計交通量についてみたところ、4路線10区間90.6km(551.6kmの16.4%)は10,000台/日以上となっているが、12路線44区間461.0km(同83.5%)は10,000台/日を下回っている。

3(1)アからウまでのとおり、26年度末現在、20路線255区間2,423.8kmの暫定2車線道路が供用されているが、その供用年数は長期化する傾向にある。そして、16路線112

区間 1,155.7kmについては、供用開始から既に10年以上経過していて、現況交通量が10,000台/日を下回っている状況である。さらに、推計交通量を算出している14路線54区間551.6kmのうち12路線44区間461.0kmについては、推計交通量が10,000台/日を下回っていることから、引き続き暫定2車線道路として供用されることが見込まれる。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

東北横断自動車道酒田線(以下「山形道」という。)のうち、山形北ICから月山ICまでの区間及び湯殿山ICから酒田みなとICまでの区間の延長計96.2kmは暫定2車線道路となっている。これらの区間は、平成元年度から13年度までの間に順次供用され、日平均交通量は17年度3,569台/日、26年度4,428台/日となっていて、26年度末現在、4車線化の事業化もなされていない。また、山形道は、22年6月から23年6月までに地域への経済効果等の影響を把握するために実施された有料道路の無料化社会実験の対象路線であったが、同実験期間中の22、23両年度における日平均交通量は、それぞれ7,724台/日、6,209台/日となっている。

(2) 4車線化のために取得した用地等の状況

国土交通省及び4会社は、供用中の暫定2車線道路の20路線255区間2,423.8kmのうち20路線247区間2,355.0kmについて、当初から4車線分の用地を取得しており、表3のとおり、有料道路における26年度末現在の取得済み用地は計10,093.3haとなっている。このうち供用開始から10年以上経過している19路線151区間1,466.9kmに係る用地は、計7,881.8ha(10,093.3haの78.0%)となっている。

表3 4車線分の用地を取得済みの道路の状況(平成26年度末現在)

区 分	4車線分の用地を取得済みの道路					左のうち供用開始から10年以上経過しているもの				
	路線数	区間数	延 長 (km)	用地取得 面積(ha)	用地価額 (億円)	路線数	区間数	延 長 (km)	用地取得 面積(ha)	用地価額 (億円)
有料道路	20	199	1,987.0	10,093.3	4,692	19	151	1,466.9	7,881.8	3,042
無料道路	8	48	368.0			—	—	—	—	—
計	20	247	2,355.0	10,093.3	4,692	19	151	1,466.9	7,881.8	3,042

注(1) 無料道路と有料道路の両方を含む路線があるため、路線数については、無料道路と有料道路の値を合計しても計欄と一致しない。

注(2) 道路法(昭和27年法律第180号)第28条の規定に基づき調製及び保管する道路台帳には、用地の面積及び価額の記載欄がないことなどから、無料道路については、用地取得面積及び用地価額を把握できないため空欄としている。

4車線分の用地のうち2車線分の用地は、暫定2車線道路として供用されているものの、残りの2車線分の用地(以下「4車線化用地」という。)は、道路として利用されていない状況となっている。

国土交通省は、21年1月に「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」等を発して、直接には通行の用に供していない道路予定区域等について、公園等の暫定利用も含めて計画的に有効活用が図られるように占用許可の要件を示している。そして、機構も同様の通知を4会社に発して、4車線化用地等の道路予定区域の有効利用の促進を図っているものの、26年度末現在、公園等として利用されている面積は、高架の道路の路面下等も含めて計3.5haとなっている。

このように有効利用が進んでいない理由について、機構は、将来の4車線化の実施に支障とならないこと、供用中の暫定2車線道路に対する安全確保が必要であることなどを踏

まえて、道路管理上の影響を考慮して慎重な対応が必要であるためとしている。

(3) 対面通行部における安全性及び機能性

ア 高規格道路における交通事故の状況等

(ア) 交通事故の状況

3会社が管理する高規格道路について、17年1月から26年12月までの10年間の車両の対向車線への逸脱事故の発生状況をみると、表4のとおり、対面通行部において2,208件発生しており、このうち677件が死傷事故で、死亡者119名、負傷者1,281名となっていて、車線を逸脱した車両が対向車両と衝突して対向車両の乗員が死傷するなどした、いわゆる「もらい事故」による死亡者は28名、負傷者は594名となっていた。一方、分離式の部分における逸脱事故は10年間で30件発生しており、このうち、7件が死傷事故で、死亡者3名、負傷者15名となっていて、もらい事故による死亡者が2名、負傷者が1名となっていた。

表4 高規格道路における対面通行部・分離式の部分別の事故状況(平成17年1月から26年12月まで)

区 分	車両の対向車線への逸脱事故件数(件)	左のうち死傷事故件数(件)	死亡者数(名)	左のうちもらい事故	
				死亡者数(名)	負傷者数(名)
対面通行部	2,208	677	119	28	594
分離式の部分	30	7	3	2	1

対面通行部における逸脱事故の主な発生原因は、ハンドル操作不相当等の人為的ミスとなっていて、防護柵を備えた中央帯があれば、相当程度の逸脱事故を防止できたと考えられる。

(イ) 交通安全対策の実施状況

対面通行部における逸脱事故に対する交通安全対策について、4会社は、対面通行部の限られた道路幅に防護柵を設置することは困難であることなどから、縁石、ラバーポール等の設置間隔を短くするなどの視認性の向上、また、車線境界に施工した舗装面の凹凸上を走行した際の振動音による注意喚起を図る凹凸路面標示を施工しているものの、抜本的な事故の抑制には至っていない。

上記の対策に加え、近年、除雪のために確保していた路肩部分を狭めて中央帯と防護柵を設置するなど、現況の道路構造を考慮した小規模な改良等を試行的に実施しているが、その延長は計6.2kmに過ぎないものとなっている。

(ウ) 交通安全対策に係る費用

前記26年度の交通安全対策費129億余円は、4会社の修繕費の合計1927億余円のうち管理費用等を除いた修繕工事費の合計1564億余円に対して8.2%とその割合も小さく、対面通行部の交通安全対策を、経済的及び効率的に行うために、防護柵の効率的な設置に当たっては、現況の道路構造を考慮した小規模な改良等も検討する必要がある。

そこで、分離式とする場合の工事費について、過去に4車線分の土工が概成している部分の施工実績を基に試算すると、1km当たり約1.4億円から2.5億円となる。一方、暫定2車線道路を4車線化する工事費について、既に取得済みである4車線化用地の取得費を除いて試算すると、1km当たり約12億円から36億円^(注7)となり、分離式とする場合に比べて多額の工事費が必要になると見込まれる。

(注7) 約12億円から36億円 平成21年に4車線化の事業化がなされた有料道路の高速道6路線の工事予算額を基に算出した1km当たりの工事費(消費税を含む。)

(エ) 車線逸脱事故による経済的損失

対面通行部における前記677件の死傷事故について、交通事故による被害・損失の経済的価値を算定する際の基礎資料として国土交通省の公共事業評価の費用便益分析において利用されている「交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査報告書」(平成24年3月内閣府報告)の1名当たり死亡及び負傷損失額等を適用して試算した。その結果、事故死傷者の人的損失、車両、構築物の修理等の物的損失、渋滞損失及びその他損失を合わせた金銭的損失額が58億余円、また、被害者の肉体的な痛みや苦しみなどの非金銭的損失額が256億余円、計314億余円となる。

イ 対面通行部における規制速度

供用中の暫定2車線道路20路線255区間2,423.8kmのうち対面通行部の延長1,716.0km(2,423.8kmの70.7%)は、設計速度が80km/h又は100km/hであるのに対して規制速度は70km/hとなっていて、高規格道路が有している機能が十分に発揮されていない状況となっている。

交通規制基準によれば、分離式の2車線道路の規制速度の上限は80km/hとされていることなどから、対面通行部1,716.0kmにおける規制速度を70km/hとすることによる経済的損失額について、「費用便益分析マニュアル」(平成20年国土交通省制定)を準用して試算した。その結果、26年度の現況交通量と速度差等を基に算出すると年間175億余円となる。

一方、国土交通省では、近年、供用中の暫定2車線道路のうち交通量が少ないと見込まれる道路については、2車線分のみの用地取得にとどめて分離式の2車線構造として、これにより規制速度は上限の80km/hとされて、高規格道路が有する安全性及び機能性を確保している区間もあり、そのような区間は九州地方整備局管内で6区間計43.9kmとなっている。

分離式の道路と非分離式の道路の状況について事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

東九州自動車道の隼人東ICから末吉財部ICまでの延長27.3kmの有料道路は、非分離式の暫定2車線道路として平成14年3月に全線供用していて、規制速度は70km/hとされている。一方、これに接続する末吉財部ICから鹿屋串良JCTを連絡する延長28.8kmの無料道路は、コンクリート製の中央帯を設置する分離式の暫定2車線道路として26年12月に全線供用していて、規制速度は80km/hとされている。

このほか、同自動車道の大分宮河内ICから佐伯ICまでの延長34.0kmの有料道路も非分離式の暫定2車線道路(全線供用開始20年6月)で規制速度は70km/hとされ、これに接続する佐伯ICから北川ICの延長46.6kmの無料道路も分離式の暫定2車線道路(全線供用開始27年3月)で規制速度は80km/hとなっている。

4 本院の所見

26年度末現在、供用中の暫定2車線道路2,423.8kmのうち4車線化事業中の延長を除いた2,264.2kmについては、4車線化の実施時期が明確にされていない状況である。そして、有料道路については、新設事業や4車線化を含めた改築事業を35年度までに完成するとされて

いる。また、無料道路は、有料道路のような時間的な制約はないものの、建設及び管理を行う延長が増えてきている。一方、少子高齢化、過疎化等の影響により社会経済情勢に変化が生じてきており、地方部の暫定2車線道路においては現況交通量が少なく、将来交通量の大きな伸びも見込まれない区間が多数見受けられ、暫定2車線道路での供用年数は長期に及ぶこととなり、4車線化用地も長期間利用されていない状況となっている。そして、暫定2車線道路の対面通行部においては、分離式の部分に比べて逸脱事故が多く発生したり、速度規制により機能性が低下したりして、高規格道路の機能が有効に発揮されていない状況となっている。

したがって、暫定2車線道路は、次の点に留意して、高規格道路としての安全性、機能性等の向上を図ることが望まれる。

- ア 国土交通省及び4会社は、暫定2車線道路について、現況交通量、将来交通量、交通事故の状況等を踏まえ、効果的な追越車線の設置等に加えて、分離式の道路構造の採用も含めた安全性及び機能性の向上のための対策に取り組むこと、また、これらの対策の実施に当たっては、現況の道路構造を考慮した小規模な改良等とすることなどを検討すること
- イ 国土交通省及び機構は、4車線化用地について、将来の4車線化の実施及び供用中の暫定2車線道路の安全確保等の道路管理上の影響を考慮した上で、有効利用等の方策を検討すること

本院としては、高規格道路の暫定2車線道路の整備及び管理状況について、引き続き注視していくこととする。

第4 量的・質的金融緩和の導入及びその拡大の日本銀行の財務への影響について

検査対象	日本銀行、財務省
業務の根拠	日本銀行法(平成9年法律第89号)等
日本銀行の業務の概要	日本銀行券の発行、国庫金の取扱い、国債に関する国の事務、通貨及び金融の調節、金融機関の間における資金決済の円滑に資する業務、信用秩序の維持に資するための業務等
平成26年度末の保有長期国債の額	220兆1337億円
平成26年度末の日銀当座預金の額	201兆5564億円
平成26年度末の自己資本残高の額	7兆1680億円
平成26年度の国庫納付金の額	7567億円

1 検査の背景

(1) 日本銀行の金融調節

日本銀行は、日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給したり、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収したりして、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金(以下「日銀当座預金」という。)の残高を増減させることにより、短期金融市場における資金量の調整(以下「金融調節」という。)を行っている。

また、日本銀行は、平成20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るために、補完当座預金制度を導入している。この制度は、準備預金制度^(注1)の対象となる金融機関に係る日銀当座預金等のうち日本銀行に預け入れることが義務付けられている額を超える額(以下「超過準備額」という。)及び準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等に係る日銀当座預金(以下、超過準備額及び準備預金制度の非対象先に係る日銀当座預金を合わせて「超過準備額等」という。)について、それぞれ政策委員会で決定した適用利率(制度導入時から年0.1%)による利息を付すものである。

(注1) 準備預金制度 準備預金制度に関する法律(昭和32年法律第135号)に基づき、銀行等の預金取扱金融機関について、預金等の債務に所定の準備率を乗じて算定される法定準備預金額を日本銀行に預け入れることを義務付ける制度

(2) 物価安定の目標の導入並びに量的・質的金融緩和の導入及びその拡大

日本銀行は、25年1月に、日本経済のデフレーションからの早期脱却と物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向けて、消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標を導入した。そして、同年4月に、物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するために、金融調節の操作目標を無担保コールレート(オー

バーナイト物)からマネタリーベース^(注2)に変更し、マネタリーベースが年間約60兆円から70兆円に相当するペースで増加するように金融調節を行い、また、資産の買入れ方針として、①長期国債について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するように買入れを行うとともに、買入れる長期国債の平均残存期間を3年弱から7年程度に延長する、②指数連動型上場投資信託(以下「ETF」という。)及び不動産投資信託(以下「J-REIT」という。)について、保有残高がそれぞれ年間約1兆円及び年間約300億円に相当するペースで増加するように買入れを行うなどとする金融緩和(以下「量的・質的金融緩和」という。)を導入した。そして、日本銀行は、この量的・質的金融緩和について、上記物価安定の目標の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで継続するなどとした。

そして、日本銀行は、26年10月に、量的・質的金融緩和の拡大を決定し、マネタリーベースが年間約80兆円(拡大前から約10~20兆円追加)に相当するペースで増加するように金融調節を行い、また、①長期国債について、保有残高が年間約80兆円(同約30兆円追加)に相当するペースで増加するように買入れを行うとともに、買入れる長期国債の平均残存期間を最大3年程度延長して7~10年程度にする、②ETF及びJ-REITについて、保有残高が年間約3兆円及び年間約900億円(同それぞれ3倍増)に相当するペースで増加するように買入れを行うなどとした。

(注2) マネタリーベース 日本銀行が供給する通貨の総量。日本銀行券発行高、貨幣流通高及び日銀当座預金の合計額で構成される。平成27年3月末のマネタリーベースの残高は295兆円である。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、平成25年度決算検査報告において、特定検査対象に関する検査状況として「日本銀行の財務の状況及びその推移について」を掲記し、日本銀行は消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標に向けて、量的・質的金融緩和の下で金融機関等から長期国債を中心に多額の金融資産を買い入れるなどした結果、日本銀行の資産及び負債の規模は急速に拡大していることなどを記述した。

そして、前記のとおり、日本銀行は、26年10月に量的・質的金融緩和を拡大して、価格変動リスクのある資産を含む金融資産の買入れペースを増大している。

日本銀行の財務状況は、その時々金融・経済情勢とそれを踏まえた日本銀行の金融調節等により変化するものであるが、日本銀行が保有する資産の健全性が損なわれたり、負債の残高が増加することに伴い費用が発生したりすることなどにより日本銀行に損失が発生した場合、その損失は日本銀行が国庫に納める納付金の減少を通じて最終的には国民の負担となる。

そこで、本院は、27年次の検査においては、上記の状況を踏まえつつ、24年度から26年度までの日本銀行の財務の状況について、財務の健全性が確保されているかなどに着目し、正確性、合規性、経済性等の観点から、量的・質的金融緩和の導入及びその拡大により、日本銀行の保有する長期国債、価格変動リスクのある資産等及び日銀当座預金等の負債等の規模はどのようになっているか、長期国債利息、補完当座預金制度に係る支払利息等の損益の状況はどのようになっているか、各事業年度の剰余金の処分及び国庫納付金の納付状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

本院は、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき日本銀行から本院に提出された財務諸表等について書面検査を行うとともに、日本銀行及び財務本省において、日本銀行の財務の状況、国庫納付金の納付状況等に関する各種資料等の提出を受けるなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

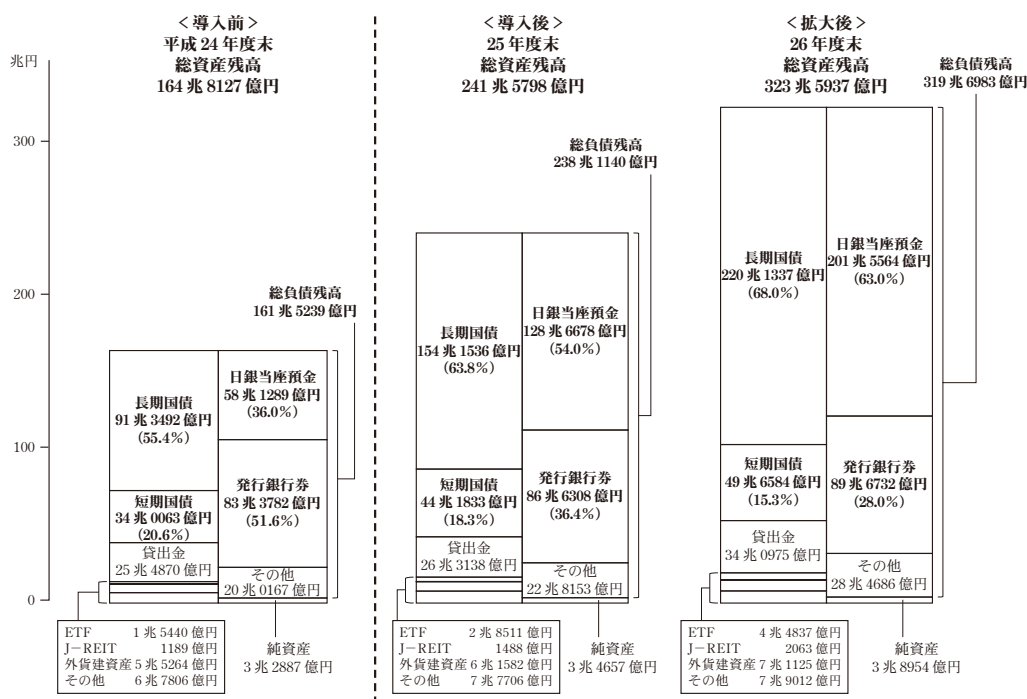
(1) 日本銀行の資産、負債等への影響

ア 日本銀行の資産及び負債への影響

24、25、26各年度末の日本銀行の資産、負債等の状況は図1のとおりであり、総資産残高は、24年度末に164兆8127億円であったものが、26年度末にその約2倍の323兆5937億円となり、その額は過去に例をみない規模となっている。資産の主なものは、金融調節等を通じて取得した金融資産である長期国債(発行から償還までの期間が2年以上の国債をいう。以下同じ。)及び短期国債並びに貸出金であるが、これらのうち、長期国債の残高は、24年度末に91兆3492億円(総資産残高に占める割合55.4%)であったものが、26年度末にその約2.4倍の220兆1337億円(同68.0%)にまで増加している。

一方、総負債残高は、24年度末には161兆5239億円であったものが、26年度末にはその約2倍の319兆6983億円となっている。負債の主なものをみると、24年度末には、日本銀行券の発行残高である発行銀行券が83兆3782億円(総負債残高に占める割合51.6%)、日銀当座預金が58兆1289億円(同36.0%)であったが、26年度末には、それぞれ89兆6732億円(同28.0%)、201兆5564億円(同63.0%)になり、日銀当座預金が発行銀行券を上回って負債の過半を占めるようになってきている。これは、日本銀行が、量的・質的金融緩和の導入及びその拡大において、金融機関等から長期国債を中心に多額の金融資産の買入れを行うことにより、金融機関等が日本銀行に預け入れている日銀当座預金の残高が増加していることによるものである。

図1 量的・質的金融緩和導入前と導入後の日本銀行の資産、負債等の状況



注(1) 日本銀行の貸借対照表及び附属明細書から本院が作成した。

注(2) 外貨建資産は、国際金融協力の実施等に備える目的で保有している外貨預け金、外貨債券、外貨投資信託及び外貨貸付金である。

注(3) ()書きは、総資産残高又は総負債残高に対する割合である。

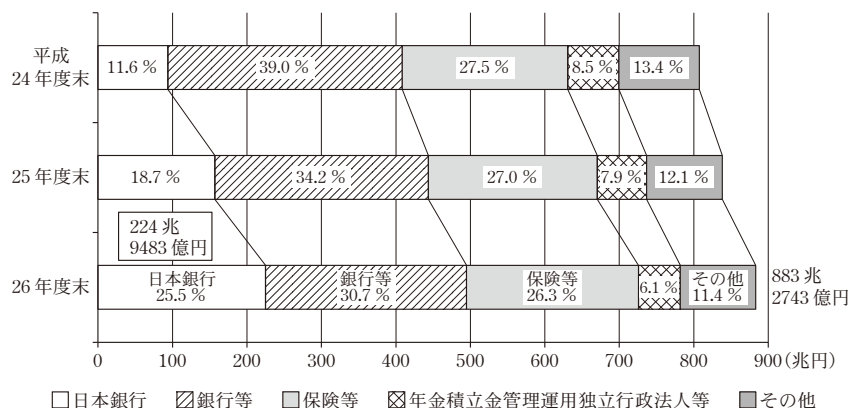
イ 日本銀行が保有する長期国債への影響

(ア) 長期国債の発行残高に対する日本銀行の保有割合

日本銀行は、国債の売買を行うために必要な基本的事項を定める国債売買基本要領(平成11年3月制定)において、発行後1年以内の5年債、10年債等償還期間別で直近に発行された2銘柄を買入れ対象の国債から除外することを規定していたが、量的・質的金融緩和の導入に伴い、25年4月に当該規定を削除し、買入れ対象を拡大して買入れを行っている。

長期国債の発行残高に対する日本銀行の保有割合をみると、図2のとおり、26年度末において発行残高883兆2743億円(時価ベース)に対して、その25.5%に当たる224兆9483億円(同)の長期国債を保有しており、24年度末の保有割合11.6%に比べて約2.2倍の保有割合となっている。

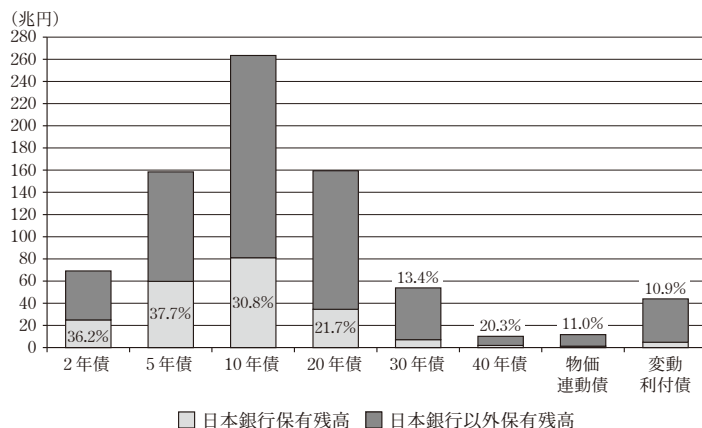
図2 長期国債の発行残高に対する日本銀行の保有割合の状況



(注) 日本銀行「資金循環統計」(時価ベース)から本院が作成した。

また、26年度末の長期国債の発行残高に対する日本銀行の保有割合について種類別及び償還期間別にみると、図3のとおり、2年債、5年債及び10年債について、保有割合が3割を超える状況となっている。

図3 平成26年度末における長期国債の発行残高に対する日本銀行の保有割合(種類別及び償還期間別)

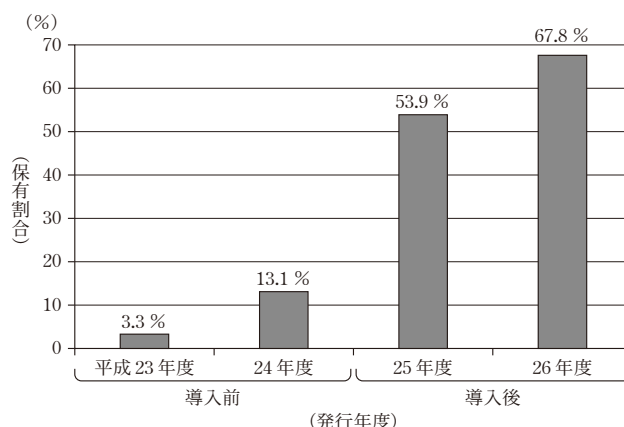


注(1) 日本銀行の保有国債残高は日本銀行「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」から、国債の発行残高は財務省「国債の入札結果」から(いずれも額面金額ベース)、本院が作成した。

注(2) 国債の発行残高は、流動性供給入札及び買入消却による増減は含まない。

そして、発行残高が最も大きい10年債のうち、23年度から26年度までに新規に発行されたものについて、それぞれ発行回ごとの初回発行後1年経過時点の日本銀行の保有割合の平均を発行年度別にみると、図4のとおり、25、26両年度発行分の平均保有割合は53.9%及び67.8%となっており、23、24両年度発行分の平均保有割合3.3%及び13.1%に比べて大幅に増加している。また、20年債、30年債及び40年債についても増加傾向となっている。

図4 平成23年度から26年度までに新規に発行された10年債の初回発行後1年経過時点の日本銀行の平均保有割合



注(1) 日本銀行の保有国債残高は日本銀行「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」から、国債の発行残高は財務省「国債の入札結果」、「流動性供給入札において追加発行した国債の銘柄」等から(いずれも額面金額ベース)、本院が作成した。

注(2) 国債の発行残高は、流動性供給入札による追加発行分を含む。

注(3) 平成23年度発行分は第314回債から第321回債まで、24年度発行分は第322回債から第328回債まで、25年度発行分は第329回債から第333回債まで、26年度発行分は第334回債及び第335回債についての保有割合の加重平均である。

(イ) 日本銀行における長期国債の評価方法等

日本銀行は、会計規程(平成10年10月制定)において、長期国債の貸借対照表価額については、原則として償還期限まで保有している実態を勘案して、償却原価法により評価を行うこととしている。このため、長期国債の貸借対照表価額は、時価の変動による影響を受けないことになっている。

そして、当該長期国債の貸借対照表価額、時価及び含み損益について24、25、26各年度末の状況をみると、この間の市場金利の低下傾向を反映して、表1のとおり、26年度末は、24年度末と同様に時価が貸借対照表価額を上回り、含み益が生じている。

表1 日本銀行が保有する長期国債の貸借対照表価額、時価及び含み損益の状況
(単位：億円)

区 分	平成24年度末	25年度末	26年度末
貸借対照表価額	91兆3492	154兆1536	220兆1337
時 価 ^{注(2)}	93兆8741	156兆8774	224兆9509
含 み 損 益	2兆5248	2兆7238	4兆8171

注(1) 日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類(「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」(平成13年6月財政制度等審議会公表)に基づき、特殊法人等が民間企業として活動しているとの仮定に立って作成する財務書類)から本院が作成した。

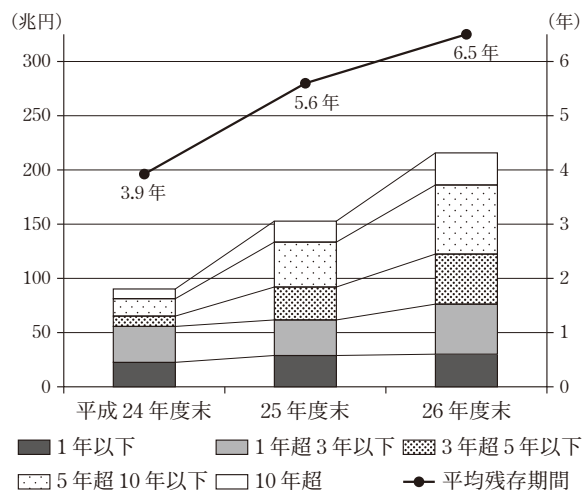
注(2) 時価は、算出方法の相違により、図2の日本銀行「資金循環統計」から作成した日本銀行の保有残高(時価ベース)とは一致しない。

(ウ) 日本銀行が保有する長期国債の平均残存期間等

日本銀行は、前記のとおり、量的・質的金融緩和の導入及びその拡大により、買入れる長期国債の平均残存期間を延長している。

そこで、24、25、26各年度末に日本銀行が保有していた長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間についてみたところ、図5のとおり、平均残存期間は、24年度末の3.9年から、26年度末には6.5年へと長期化している。

図5 日本銀行が保有する長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間の状況

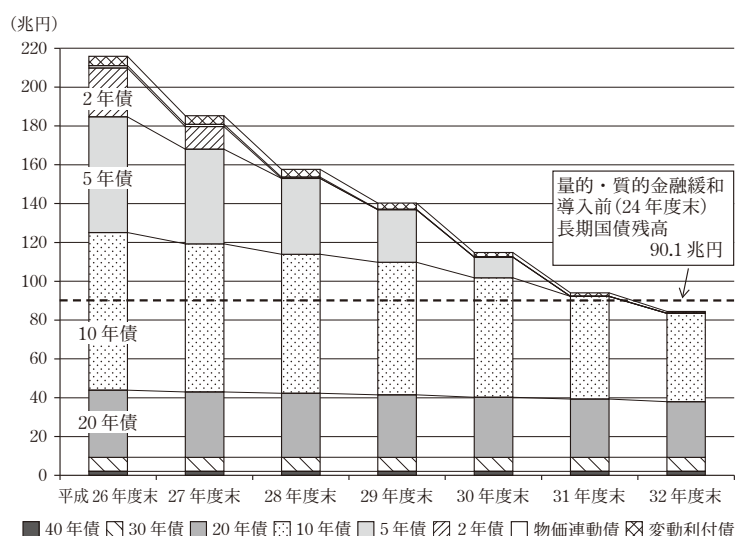


注(1) 日本銀行「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」及び財務省「国債の入札結果」から本院が作成した。

注(2) 長期国債保有残高は、額面金額ベースであり、貸借対照表価額とは異なる。

そして、26年度末時点で日本銀行が保有している長期国債の残高の規模をみるために、日本銀行が長期国債を実態として償還期限まで保有していることを踏まえ、26年度末時点で日本銀行が保有している長期国債について、26年度以降の各年度末における償還期限到来による償還分を本院において機械的に差し引き、各年度末の保有残高を試算したところ、図6のとおり、26年度末時点に保有する長期国債の残高が、量的・質的金融緩和導入前の24年度末時点の90兆1823億円を下回る規模となるのは6年後の32年度末となった。

図6 平成26年度末に日本銀行が保有する長期国債の26年度以降の残高の見込み(本院の機械的試算)



注(1) 日本銀行「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」及び財務省「国債の入札結果」から本院が作成した。

注(2) 長期国債保有残高は、額面金額ベースであり、図1の貸借対照表価額とは異なる。

ウ 日本銀行が保有するETF及びJ-REITへの影響

(ア) 日本銀行によるETF及びJ-REITの買入方法

日本銀行は、自らを受益者として信託銀行を受託者とする金銭の信託を行い、これに係る信託財産として、ETF及びJ-REITを信託銀行に指図して市場価格で証券会社から買い入れることとしている。買入の対象となるETFは、TOPIX、日経225又はJPX日経インデックス400に連動するように運用されるもの、また、J-REITは、これを発行する投資法人の債務が適格格付機関からAA格相当以上の格付けを取得していることなど日本銀行が適格と認めるものであることなどの要件を満たすものとなっている。そして、ETF及びJ-REITの買入価格は、原則として金融商品取引所における売買高加重平均価格又は当該価格を目途として受託者が取引する価格とし、その買入は、銘柄ごとの時価総額におおむね比例して行われるよう日本銀行が定める範囲を限度として行うこととなっている。また、J-REITについては、上記買入限度額は、銘柄ごとの発行済投資口の総数の5%以内に定めることとなっている。

(イ) 日本銀行が保有するETF及びJ-REITの状況

24、25、26各年度末の日本銀行のETF及びJ-REITの保有残高(時価ベース)をみると、表2のとおりとなっており、24年度末においてはそれぞれ2兆0941億円及び1908億円であったものが、26年度末においてそれぞれ6兆8754億円及び2880億円となっている。

表2 日本銀行が保有するETF及びJ-REITの状況

(1) ETF (単位：億円)

区 分	平成24年度末	25年度末	26年度末
保有残高	2兆0941	3兆8485	6兆8754
株式会社東京証券取引所等に上場されているETFの純資産総額	3兆0667	8兆1617	12兆9440

(2) J-REIT (単位：億円)

区 分	平成24年度末	25年度末	26年度末
保有残高	1908	1921	2880
株式会社東京証券取引所に上場されているJ-REITの時価総額	7兆2481	7兆5845	10兆7157

注(1) 日本銀行の保有残高は、行政コスト計算財務書類(時価ベース)から、株式会社東京証券取引所等に上場されているETFの純資産総額及びJ-REITの時価総額は、株式会社東京証券取引所資料及び個別銘柄情報(時価ベース)から、本院が作成した。

注(2) ETFは、需要に応じて組成されるものであるため、株式会社東京証券取引所等に上場されているETFの純資産総額は、需要に応じて増減するものである。

(ウ) 日本銀行におけるETF及びJ-REITの評価方法等

日本銀行は、金銭の信託により買入れているETF及びJ-REITについて、金融政策目的で買入れたものであり、その保有目的や実態が民間企業等とは異なることを踏まえて、原価法により評価を行うこととしている。

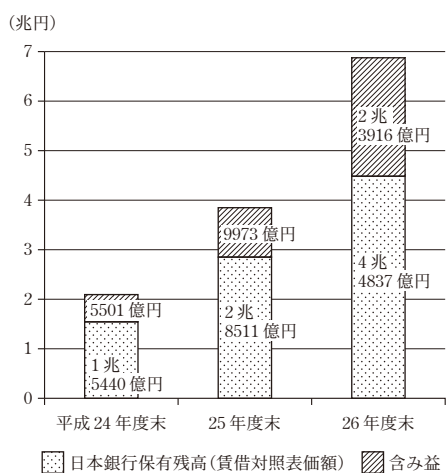
ETF及びJ-REITは、国債のように償還期限が設定されるものではないため、その保有残高は処分又は減損処理によって減少することとなるが、処分においては、ETF及びJ-REITの貸借対照表価額と処分価格との差額が損益として計上されることとなる。

日本銀行は、保有等に伴う損失発生可能性に備え、ETF及びJ-REITの時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合、その差額に対してそれぞれ引当金を上半期末及び事業年度末に計上することとなっている。さらに、ETF及びJ-REITの上半期末又は事業年度末における時価が著しく下落した場合には、減損処理を行うこととなっている。

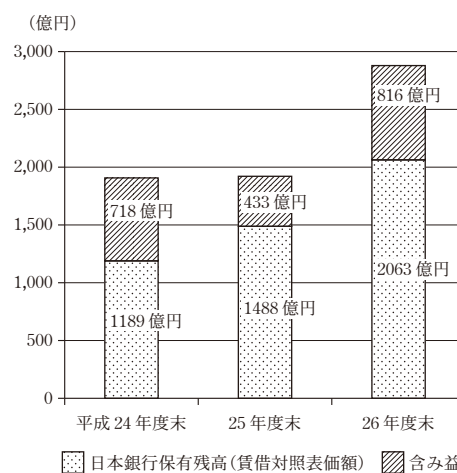
そして、ETF及びJ-REITの24、25、26各年度末の時価、貸借対照表価額及び含み損益をみると、図7のとおり、株式市場の情勢により、各年度末とも、時価が貸借対照表価額を上回り、含み益が発生している。

図7 日本銀行が保有するETF及びJ-REITの時価、貸借対照表価額及び含み損益の状況

(1) ETF



(2) J-REIT



(注) 日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類から本院が作成した。

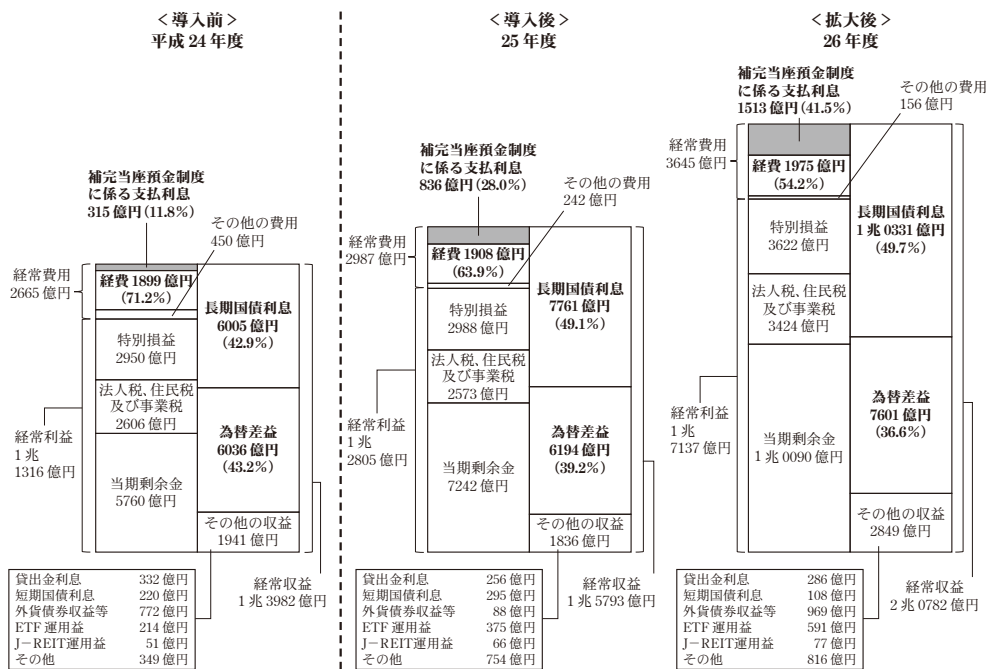
(2) 日本銀行の損益、当期剰余金の処分等への影響

ア 日本銀行の損益への影響

日本銀行の経常収益の主なものは、金融調節等を通じて取得した長期国債、短期国債、貸出金、外貨建資産等の金融資産から生ずる利息等となっている。24年度から26年度までの損益の状況をみると、図8のとおり、24年度においては、外貨建資産から生ずる為替差益又は為替差損(以下「外国為替関係損益」という。)が経常収益に対して最も大きな割合(43.2%)を占めている。しかし、量的・質的金融緩和の導入及びその拡大に伴う長期国債残高の増加により、長期国債利息が、24年度に6005億円(42.9%)であったものが、25年度に7761億円(49.1%)、26年度には1兆0331億円(49.7%)となり、両年度とも経常利益の額に与える影響が最も大きくなっている。

そして、経常費用の主なものは一般事務費、銀行券製造費等の経費であり、24年度においては経常費用の71.2%を占めていたが、25、26両年度においては63.9%及び54.2%となり、一方、超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息が、量的・質的金融緩和の導入及びその拡大に伴う日銀当座預金の増加により、24年度に315億円(11.8%)であったものが、25年度に836億円、26年度には1513億円となり、経常費用のそれぞれ28.0%及び41.5%を占めるようになっている。

図8 量的・質的金融緩和導入前と導入後の日本銀行の損益の状況



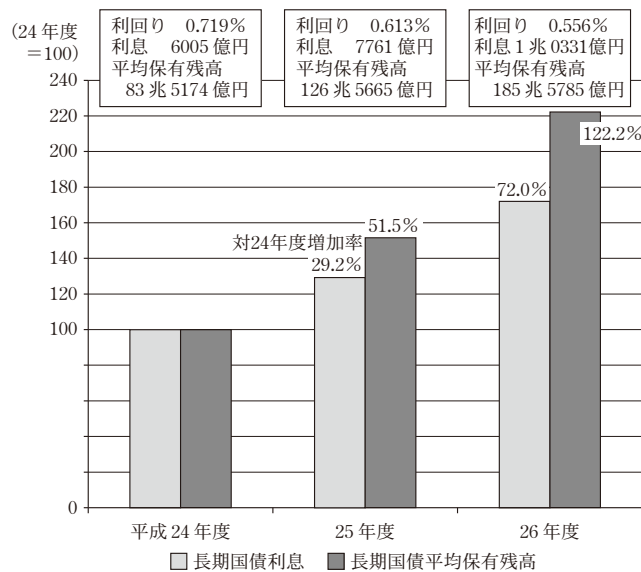
注(1) 日本銀行の損益計算書及び決算説明資料から本院が作成した。

注(2) ()書きは、経常収益又は経常費用に対する割合である。

イ 保有長期国債の利回り等及び補完当座預金制度に係る支払利息への影響

24年度から26年度までの日本銀行が保有する長期国債の利回りなどの状況をみると、図9のとおり、25、26両年度とも、24年度に対する長期国債の平均保有残高の増加率が51.5%及び122.2%となっているのに比べて長期国債利息の増加率は29.2%及び72.0%と小さくなっており、保有長期国債の利回りは低下傾向で推移している。

図9 日本銀行が保有する長期国債の利回りなどの状況

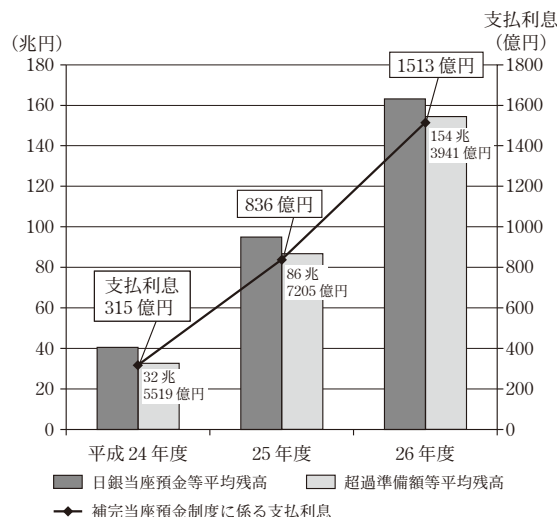


(注) 日本銀行の決算説明資料から本院が作成した。

そして、24年度から26年度までの補完当座預金制度に係る支払利息等の状況をみると、図10のとおり、25年度以降は、長期国債を中心とする多額の金融資産の買入れが

行われたことなどに伴い、26年度における超過準備額等の平均残高が154兆3941億円と24年度の約4.7倍に増加し、それに伴い26年度における支払利息の金額も1513億円と24年度の約4.8倍に増加している。

図10 補完当座預金制度に係る支払利息等の状況



注(1) 日銀当座預金等平均残高及び超過準備額等平均残高は、日本銀行「業態別の日銀当座預金残高」から本院が作成した。

注(2) 各年度の超過準備額等平均残高は、当年4月から翌年3月までの各月の準備預金積み期間(当月16日～翌月15日)の平均残高である。

この結果、長期国債利息に対する補完当座預金制度に係る支払利息の割合を計算してみると、24年度においては5.2%だったものが、26年度には14.6%と増加している。

ウ 当期剰余金の処分への影響

(ア) 当期剰余金の処分の概要

日本銀行は、取得した金融資産に関し、保有等に伴う損失発生可能性に備えるため、外国為替等取引損失引当金等の積立^(注3)について、また、ETF又はJ-REITに係る引当金の積立を含む財務諸表について、財務大臣の承認を受けて、上記の引当金の積立額について内部に留保している。

日本銀行の各事業年度の剰余金(以下「当期剰余金」という。)は、経常利益から上記の引当金の積立^(注3)又は取崩し等を特別損益として加減したものから、法人税等を差し引いた額となっている。そして、日本銀行は、当期剰余金から、原則として当該当期剰余金の5%に相当する額(特に必要があると認められるときは、財務大臣の承認を受けて、当該額を超える額)を準備金(以下「法定準備金」という。)として積み立てるなどした後の残額を、国庫に納付することとなっている。

(注3) 外国為替等取引損失引当金 日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)等に基づき、財務大臣の承認を受けて、外国為替関係損益の50%に相当する金額を目的として、自己資本比率の水準等を勘案して積み立てることができるもの。財務大臣は、日本銀行法施行規則(平成10年大蔵省令第3号)に基づき当該承認を行うときは、日本銀行の自己資本の充実の状況を勘案するものとなっている。

(イ) 当期剰余金の処分の状況

日本銀行は、24年度から26年度までにおいて、財務大臣の承認を受けて、表3のとおり、特別損失として外国為替等取引損失引当金に積み立てるなどした結果、24年度から26年度までの当期剰余金は、それぞれ5760億円、7242億円及び1兆0090億円となっている。

そして、日本銀行の法定準備金積立額は、表3のとおり、25、26両年度において、それぞれ当期剰余金の5%に相当する額を超える1448億円及び2522億円となっている。これらは、日本銀行が、財務の健全性確保の観点から、量的・質的金融緩和の導入及びその拡大に伴い資産規模が拡大していることにより、従来よりも収益の振幅が大きくなると見込まれる状況を踏まえて、財務大臣に対して上記法定準備金の積立ての認可申請を行い、同大臣の認可を受けて、25年度は当期剰余金の額の20%に相当する額を、26年度は25%に相当する額を積み立てたものである。

また、24年度から26年度までにおいて、当期剰余金から法定準備金積立額等を控除した額5472億円、5793億円及び7567億円がそれぞれ国庫に納付されている。

表3 当期剰余金の処分の状況 (単位：億円、%)

区 分	平成24年度	25年度	26年度
経常利益(a)	1兆1316	1兆2805	1兆7137
特別損(△)益(b)	△2950	△2988	△3622
うち外国為替等取引損失引当金繰入額(△)	△3018	△3097	△3800
法人税、住民税及び事業税(c)注(1)	2606	2573	3424
当期剰余金(d) = (a) + (b) - (c)	5760	7242	1兆0090
法定準備金積立額(e)	288	1448	2522
積立率(e)/(d)	5.0	20.0	25.0
配当金(f)注(2)	0	0	0
国庫納付金(d) - (e) - (f)	5472	5793	7567

注(1) 国庫納付金の額は、日本銀行法に基づき、法人税及び事業税に係る課税所得の算定上、損金の額に算入することとなっている。

注(2) 配当金は、出資者に対して各年度総額500万円が支払われている。

(ウ) 自己資本比率の状況

日本銀行は、将来の損失発生に備えて、自己資本を保有し、財務の健全性の維持に努めている。そして、自己資本比率^(注4)を財務の健全性に関する指標としており、この比率が10%程度となることを目途としておおむねその上下2%の範囲内となるように特別損益の経理において外国為替等取引損失引当金等の積立て又は取崩しを行い、当期剰余金の処分において法定準備金の積立てを行うこととしている。

(注4) 自己資本比率 上半期末又は事業年度末の資本金、法定準備金(当期剰余金の処分において積み立てられる金額を含む。)、外国為替等取引損失引当金等の合計額(自己資本残高)をその期中における日本銀行券の平均発行残高で除して得た比率

日本銀行の自己資本比率は、表4のとおり、24、25両年度末は7%台となっていたが、26年度末は、当期剰余金の額の25%（25年度は20%）に相当する額について法定準備金の積立てを行うなどした結果、8.20%となっている。

表4 自己資本比率の状況 (単位：億円、%)

区 分	平成24年度末	25年度末	26年度末
資本金勘定(a)	2兆7415	2兆8863	3兆1386
資本金	1	1	1
法定準備金等	2兆7414	2兆8862	3兆1385
引当金勘定(b)	3兆3396	3兆6493	4兆0294
債券取引損失引当金	2兆2433	2兆2433	2兆2433
外国為替等取引損失引当金	1兆0963	1兆4060	1兆7861
自己資本残高(c) = (a) + (b)	6兆0811	6兆5357	7兆1680
日本銀行券平均発行残高(d)	81兆5695	84兆4116	87兆3941
自己資本比率(c)/(d)	7.45	7.74	8.20

注(1) 法定準備金等は、当期剰余金の処分における法定準備金積立額及び特別準備金(1319万円)を含む。

注(2) 債券取引損失引当金は、日本銀行法施行令に基づき、外国為替等取引損失引当金と同様に、債券の売買、保有等に伴い生じた損益について積立て又は取崩しを行うものであるが、平成14年度以降、積立て又は取崩しの実績はなく、同額で推移している。

4 本院の所見

日本銀行による量的・質的金融緩和の導入及びその拡大に伴い、日本銀行の資産及び負債の規模は過去に例をみない規模で急速に拡大している。これに伴い、資産から得られる収益も増大し、当期剰余金も増加している。しかし、長期国債の利回りが低下傾向で推移していく中、保有長期国債の平均保有残高の増加率に比べて長期国債利息の増加率は小さくなっており、また、超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息は、長期国債を中心とする多額の金融資産の買入れによる日銀当座預金の大幅な増加に伴って増加している。そして、量的・質的金融緩和の導入及びその拡大に関して、日本銀行は、「日本銀行の収益に及ぼす影響としては、資産及び負債の規模が縮小していく、あるいはいわゆる出口の過程では、収益が押し下げられる方向はある」としている。

したがって、日本銀行においては、引き続き、量的・質的金融緩和の導入及びその拡大に伴い取得した金融資産について、保有等に伴う損失発生可能性に備えて適切に引当金の積立てを行うとともに、金融資産及び日銀当座預金の規模の拡大等に伴い、従来よりも収益及び費用の振幅が大きくなると見込まれる状況を踏まえて、当期剰余金の5%に相当する額を超える金額を必要に応じて法定準備金に積み立てるなど更に財務の健全性の確保に努めることが重要である。また、財務省においては、日本銀行から上記引当金の積立てを含む財務諸表等の承認又は上記法定準備金の積立ての認可の申請があった場合には、量的・質的金融緩和の導入及びその拡大後の日本銀行の財務の健全性等を勘案した上で、国民に還元されるべき

とされている日本銀行の利益の特質等に留意しつつ、引き続き適切に承認又は認可を行って
いくことが必要である。

第4章
第3節
特定検査対象に関する検査状況
第4

本院としては、今後の金融経済情勢の変化を踏まえつつ、今後とも日本銀行の財務の状況
について引き続き検査していくこととする。

第5 独立行政法人理化学研究所における研究予算の執行状況等について

検査対象	独立行政法人理化学研究所(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人理化学研究所)
研究予算の概要	運営費交付金等を財源として研究を実施するために必要な物品等の調達、研究員の人件費等に充てられる予算
研究予算の執行額	3173億2843万円(平成21年度～26年度)

1 検査の背景

(1) 独立行政法人理化学研究所の概要等

独立行政法人理化学研究所(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人理化学研究所。以下「理研」という。)は、独立行政法人理化学研究所法(平成14年法律第160号。27年4月1日以降は国立研究開発法人理化学研究所法)に基づき、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験及び研究(以下、これらを合わせて「研究」という。)を実施し、これらに係る成果を普及し、及びその活用を促進することによって、科学技術水準の向上を図ることを目的として設置された自然科学全般に関する総合的研究機関である。そして、理研は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)に基づき、文部科学大臣が定めた理研が達成すべき中期的な業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を基に、中期目標を達成するための計画を策定して、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととなっている。

なお、国の関与の度合いなどに応じた法人の分類や各独立行政法人が財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上等の措置を講ずることとする方針を示した「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定。以下「基本的方針」という。)等に基づき、通則法の一部が改正され、理研は27年4月1日から国立研究開発法人に分類されている。また、この改正に伴い、独立行政法人会計基準(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「会計基準」という。)も27年1月に改訂され、原則として27事業年度から適用されることとなっている。

理研は、埼玉県和光市に所在する本部(25年3月31日以前は本所)のほか、和光、仙台、筑波、横浜、名古屋、大阪、神戸第一、神戸第二、播磨各研究拠点を設置している。そして、各研究拠点には、中期目標を達成するための計画で定められた創発物性科学研究、発生・再生科学総合研究等の研究開発すべき課題(以下「研究開発課題」という。)ごとに研究センター、研究機構等(以下、これらを合わせて「研究センター」という。)が設置されており、各研究センターには、研究開発課題を細分化した研究領域のうち推進すべき研究領域ごとに研究室、チーム、ユニット等(以下、これらを合わせて「研究室」という。)が設置されている。また、各研究拠点には、研究拠点において研究を実施するために必要となる物品等(以下「研究用物品」という。)に関する契約事務、支払事務等を行う事業所等(以下「事業所等」という。)がそれぞれ設置されている。

(2) 予算額及び職員数

理研の26年度の支出予算額は844億余円で、このうち運営費交付金等を財源として研

究用物品の調達、研究員の人件費等に充てられる予算(以下「研究予算」という。)は493億余円と多額に上っている。

また、27年3月末現在の常勤職員は3,520人で、その内訳は、理研との間で期間を定めた雇用契約を締結して研究を行う任期制研究員2,708人、定年まで勤務することができる雇用契約を締結して研究を行う定年制研究員331人等となっている。

(3) 特定国立研究開発法人(仮称)の選定

政府は、基本の方針に基づき、世界トップレベルの成果を生み出すことが期待される創造的業務を行う特定国立研究開発法人(仮称)を創設するために、通則法とは別の法律を制定することとしている。この特定国立研究開発法人(仮称)については、国立研究開発法人の中から、世界最高水準の研究開発活動の蓄積、成果最大化に向けた研究開発体制等の項目に沿って総合的に検討した上で極力少数を選定することとしている。

そして、総合科学技術・イノベーション会議(26年5月18日以前は総合科学技術会議)において、理研や独立行政法人産業技術総合研究所(27年4月1日以降は国立研究開発法人産業技術総合研究所)が、特定国立研究開発法人(仮称)の対象候補法人に選定されている。

(4) 研究予算の執行や研究論文に係る不適切な事態等

理研は、これまで、予算の執行に関して不適切な事態が発生する都度、調達制度の改善、法令遵守意識を高めるための職員研修の充実等の再発防止策を講じてきたとしている。

一方で、26年1月に発表されたSTAP細胞に関する研究論文に不正があったとされる問題(以下「STAP細胞問題」という。)が発生して、国会で取り上げられたり、新聞等で報道されたりしている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

前記のとおり、STAP細胞問題が発生するなどして、理研における予算の執行、研究成果の評価等に対する社会的関心も高くなっている。また、理研の支出予算額に占める研究予算の額は493億余円と多額に上っている。

そこで、本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、研究予算の執行等について透明性は確保されているか、研究用物品の調達について競争性は確保されているか、研究用物品の調達に係る会計経理は会計規程(平成15年規程第62号)等に基づいて適正に行われているか、人件費の大半を占める任期制研究員の給与の決定方法について透明性は確保されているか、研究予算を適正に執行するための研修は適切に実施されているか、研究開発課題に係る評価が適切に公表され透明性は確保されているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、検査に当たり、21年度から26年度までの間の研究予算の執行額計3173億2843万余円を対象として、理研本部及び和光、筑波、名古屋、大阪、神戸第一、神戸第二、播磨各研究拠点の事業所等において、予算書と決算書等を対比して分析したり、総勘定元帳、契約書等の関係書類を確認したり、調書の提出を受けてその内容を確認したりするとともに、横浜研究拠点の事業所等については関係書類を本部において確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 研究予算の執行状況等

ア 研究予算の執行額の把握状況

各研究センターは、研究センターで定めた組織に関する規程等に基づき、研究領域ごとに研究室を設置していて、研究室では、研究室長、チームリーダー、ユニットリーダー等の研究室の主宰者(以下、これらを合わせて「研究室長」という。)の指示に基づき、当該研究室が推進すべき研究領域に係る研究テーマが設定されるなどして研究室単位で研究が実施されている。本部は、国の予算が成立した後、各研究センターへ予算を配賦(以下、この配賦された予算を「当初予算」という。)しており、本部から当初予算の配賦を受けた各研究センターは所属する各研究室に研究予算を配賦している。

26年度の研究予算の額及び執行額について、主な研究センター等別にみると、表1のとおり、当初予算の額が493億1162万余円、その後予算額の変更を行うなどした予算現額が493億6409万余円、これに対する執行額は489億7588万余円となっていた。

表1 主な研究センター等別の研究予算の額及び執行額(平成26年度) (単位:千円)

研究センター等	当初予算の額	予算額の変更等	予算現額	執行額
<研究センター>				
創発物性科学研究センター	1,834,072	△ 139,965	1,694,106	1,892,817
光量子工学研究領域	556,374	177,221	733,595	841,206
環境資源科学研究センター	1,262,159	△ 72,748	1,189,410	1,235,025
生命システム研究センター	1,241,887	290,321	1,532,208	1,615,764
発生・再生科学総合研究センター	2,485,656	33,833	2,519,489	2,703,251
脳科学総合研究センター	5,070,177	33,084	5,103,261	5,074,572
統合生命医科学研究センター	3,225,221	35,731	3,260,952	3,233,687
バイオリソースセンター	1,392,528	28,761	1,421,289	1,503,122
ライフサイエンス技術基盤研究センター	2,265,191	25,544	2,290,735	2,741,739
計算科学研究機構	67,468	32,350	99,818	111,482
放射光科学総合研究センター	1,164,078	83,705	1,247,783	1,169,621
仁科加速器研究センター	2,602,483	658,860	3,261,343	3,285,441
HPCI 計算生命科学推進プログラム	—	1,000	1,000	1,000
社会知創成事業	1,915,776	△ 12,074	1,903,701	1,929,676
その他	—	1,210,204	1,210,204	1,279,621
研究センター計	25,083,070	2,385,830	27,468,900	28,618,030
<管理部門>				
本部等	17,013,872	△ 2,330,348	14,683,523	13,268,109
事業所	7,214,685	△ 3,018	7,211,666	7,089,750
管理部門計	24,228,557	△ 2,333,367	21,895,189	20,357,859
合計	49,311,627	52,463	49,364,090	48,975,889

注(1) 千円未満を切り捨てているため、各項目を集計しても計又は合計の数値と一致しないものがある。

注(2) 発生・再生科学総合研究センターは、平成26年11月21日以降、多細胞システム形成研究センター

注(3) 管理部門の研究予算は、各研究センター等の運営に係る共通的な経費等である。

そして、各研究センター等で研究予算について執行状況が組織上のどの単位まで把握できるようになっているか確認したところ、各研究センターに割り当てられた研究開発課題は研究室ごとに推進すべき研究領域が決定されていて、研究室単位で研究を実施していることなどから、研究室ごとに把握できるようになっていた。しかし、研究室が推進すべき研究領域に係る研究テーマが一つの場合は当該研究テーマに係る研究予算の執行状況を把握できるものの、研究テーマが複数ある場合には研究テーマごとに把握できない状況となっていた。

前記のとおり、国から基本の方針が示されたり、会計基準が改訂されたりしたことなどに伴い、理研を含めた独立行政法人は、セグメント情報の開示の拡充を行うなどして、説明責任や透明性を一層向上させることが求められている。これらを踏まえるなどすると、理研は、研究予算の執行額の大きさなどを考慮した上で、研究領域に係る研究

テーマごとに研究予算の執行状況が把握できるようにすることを検討する必要があると認められる。なお、本院が他の国立研究開発法人について公表されている資料等により確認するなどしたところ、予算の執行状況を適切に把握して、その使用を計画的かつ適切に行うために、理研における研究領域に係る研究テーマに相当する単位ごとに予算の執行状況を把握している国立研究開発法人が見受けられた。

イ STAP細胞の研究及び不正調査に要した費用等

前記のとおり、研究室が推進すべき研究領域に係る研究テーマが複数ある場合には、研究テーマごとに研究予算の執行状況を把握できない状況となっていたことなどから、STAP細胞の研究に係る研究予算の執行状況について検査したところ、次のとおりとなっていた。

すなわち、STAP細胞の研究については、23、24両年度は発生・再生科学総合研究センター(26年11月21日以降は多細胞システム形成研究センター)内の「ゲノム・リプログラミング研究チーム」という研究室における研究領域に係る複数の研究テーマのうちの一つとして、また、25年度は新たに任期制研究員として研究室長を採用して同研究センター内に新たに設置した「細胞リプログラミング研究ユニット」(以下「細胞ユニット」という。)という研究室における研究領域の研究テーマとしてそれぞれ実施されていた。このため、STAP細胞の研究に係る研究予算の執行状況については、25年度は細胞ユニットにおける研究領域の研究テーマとして把握できるものの、23、24両年度は、「ゲノム・リプログラミング研究チーム」における研究領域に係る研究テーマが複数あるため、STAP細胞の研究に係る研究予算の執行額を特定できず、把握できない状況となっていた。

そこで、本院において、「ゲノム・リプログラミング研究チーム」の23、24両年度の研究用物品の購入費計6528万余円からSTAP細胞の研究に要した費用を納品書等に基づいて試算した132万余円に、細胞ユニットの研究用物品の購入費2283万余円、人件費1632万余円等を加えるなどしたところ、STAP細胞の研究に要したと認められた費用は計5324万余円となった。また、これにSTAP細胞の研究に係る不正の有無等についての調査(以下「不正調査」という。)に要した費用等計9170万余円を加えた合計額は、表2のとおり、23年度から26年度までの間で計1億4495万余円となった。

表2 STAP細胞の研究及び不正調査に要した費用等(平成23年度～26年度)

費目		年度	費用(千円)	備考
STAP細胞の研究に要したと認められた費用	物件費	平成23	734	ゲノム・リプログラミング研究チーム研究費3200万余円のうち納品書等で試算できたもの
		24	591	ゲノム・リプログラミング研究チーム研究費3328万余円のうち納品書等で試算できたもの
		25	22,836	細胞ユニットの研究費
		25	11,424	細胞ユニットの研究室内装工事費
	人件費	23	1,740	細胞ユニット研究室長の客員研究員時代の謝金
		24	2,383	細胞ユニット研究室長の客員研究員時代の謝金及び細胞ユニットの設立準備費
		25	12,206	細胞ユニット人件費
	旅費	24	268	細胞ユニット研究室長の客員研究員時代の旅費
		25	1,065	細胞ユニット研究室長の旅費
	小計			53,249
不正調査に要した費用等	STAP現象検証経費	26	17,312	実験経費、立会人旅費等
	その他のSTAP関連経費	25	2,100	法律事項等の専門家への相談に係る経費
		26	36,178	法律事項等の専門家への相談に係る経費、職員のメンタルケア経費等
	調査委員会に係る経費等	25	1,314	調査委員会に係る経費
		26	22,255	調査委員会に係る経費及び保存サンプル分析経費
	再発防止改革委員会等に係る経費	25	425	広報経費
		26	12,118	再発防止改革委員会に係る経費、広報経費等
	小計			91,705
計			144,954	

(注) 千円未満を切り捨てているため、各項目を集計しても小計の数値と一致しない。

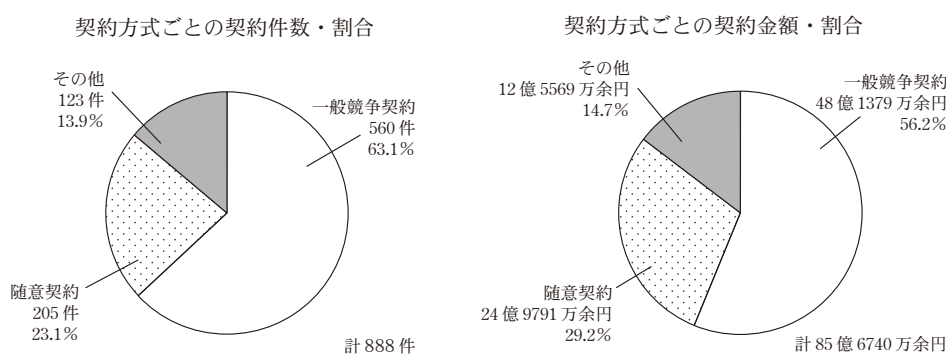
(2) 研究用物品の調達に係る会計経理

ア 研究用物品の調達に係る契約方式等

理研は、26年度に、研究予算による研究用物品の調達に係る契約を46,305件(契約金額計135億9733万余円)締結している。このうち、45,417件(契約金額計50億2992万余円)は、予定価格が少額(工事又は物品の製造にあつては250万円未満、財産の買入れにあつては160万円未満等)である場合に、会計規程等で認められている随意契約(以下「少額随契」という。)により研究用物品を調達していた。

そして、少額随契45,417件を除いた888件(契約金額計85億6740万余円)について、契約方式別にみると、図のとおり、一般競争契約により締結したものが560件(件数割合63.1%)、契約金額計48億1379万余円(金額割合56.2%)、随意契約により締結したものが205件(同23.1%)、契約金額計24億9791万余円(同29.2%)等となっていた。

図 契約方式ごとの契約件数及び契約金額(少額随契を除く。)(平成26年度)



注(1) 割合については、四捨五入しているため、合計が100%とはならない。

注(2) 「その他」には企画競争や公募随契等の競争性のある随意契約が含まれている。

そして、上記の一般競争契約560件(契約金額計48億1379万余円)の応札状況についてみると、349件(件数割合62.3%)、契約金額22億3097万余円(金額割合46.3%)で1者応札となっていた。

このように一般競争契約において1者応札が多いことについて、理研は、先端的な研究を実施しており、当該研究に関連した研究用物品を納入できる者が限定的であることが多いことなどによるとしている。そして、理研は、それまで1者応札が多い状況が継続していたことなどから、22年2月に、仕様書の作成に当たり、研究に支障のない範囲で、特定の研究用物品等に限定することのないよう研究員等に対して通知文書を発するなどして、1者応札の問題を改善するための方策を講じていた。

しかし、神戸第一研究拠点の事業所等が、22年度に、研究センターで使用するテーブル、椅子等の什器を調達するために一般競争入札を経て締結した契約(契約件数2件、契約金額計954万余円)において、入札参加希望者に示した仕様書に、調達対象の什器が特定の製品に限定されるよう、素材、背もたれの意匠等が詳細に記載されており、入札結果も1者応札となっている事態が見受けられた。

上記の事態については、理研は、マスコミの報道を受けるなどして、26年9月に、既製品の例示が必要な場合は2者以上の製品を記載することなどとする通知文書を発しているが、22年2月に1者応札の問題を改善するための方策を講じた後に上記の事態が発生したことなどに鑑み、研究用物品の調達について、仕様書に定める研究用物品の性能や意匠等の必要性の確認を十分に徹底させるなどの競争性を確保する方策を検討する必要があると認められる。

イ DNA合成製品の調達に係る会計経理

理研は、主として少額随契により、遺伝子解析等に関する研究を行うために研究用物品であるDNA合成製品を多数調達している。

DNA合成製品の調達に係る会計経理について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

理研は、21年に発生した主任研究員による背任事件を受けるなどして研究員等には発注権限を付与しないこととしていたのに、和光、筑波、横浜、神戸第一各研究拠点の事業所等において23年7月から27年3月までの間にDNA合成製品を調達するために締結した契約2,380件(契約金額計1億9565万余円)については、研究員等が直接発注

するなどしており、また、品名、数量等の確認を行うこととなっている契約担当部署に所属する納品確認センターが、DNA 合成製品の納入時に発注書等と現物の照合を行っていなかった。

さらに、横浜研究拠点の事業所等において22年4月から26年7月までの間にDNA 合成製品を調達した10件(契約金額計94万余円)については、会計規程等において認められていない前払になるプリペイド方式^(注1)におけるポイント購入を利用してDNA 合成製品を調達するなどしていた。

上記の事態については、本院の指摘に基づき、理研が改善の処置を講じたことから、別途第3章においても「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として掲記した(前掲731ページ参照)。^(注2)

(注1) プリペイド方式 研究員等が、DNA 合成製品の購入代金を製造メーカーに前払してあらかじめ登録した口座にポイントを保有しておき、DNA 合成製品が納入されると口座からポイントが引き落とされる方式

(注2) 当該掲記事項においては、研究予算で調達したDNA 合成製品のほか、補助金及び受託費で調達したものも含まれていることから、本件と契約件数及び契約金額が異なる。

(3) 任期制研究員の給与の決定方法等

人件費の大半を占める任期制研究員の給与については、任期制職員給与規程(平成18年規程第7号)に基づき、固定給と変動給とを合計した金額とすることとなっており、このうち変動給の金額は、研究センター等が、業績、能力、職務遂行状況等の評価に関する通達を定め、これにより決定することとなっている。

研究センター等が任期制研究員を採用する場合に、変動給の金額を決定する際の各評価項目と金額加算の基準等を通達等で明記しているか確認したところ、業績、知識・資格等の評価項目については、全ての研究センター等が変動給の金額加算の基準を明記していたが、任期制の研究室長等の経験年数の項目については、10研究センター等^(注3)が変動給の金額加算の基準を明記していない状況となっていた。

(注3) 10研究センター等 創発物性科学、光量子工学、環境資源科学、統合生命医科学、バイオリソース、ライフサイエンス技術基盤、仁科加速器の各研究センター、社会知創成事業バイオマス工学研究、同創薬・医療技術基盤、同予防医療・診断技術開発の各プログラム

また、理研においては、任期制職員給与規程に基づき、優れた業績を上げた任期制研究員に対して、各研究センター等ごとに、支給方法等を定めた上で、報奨金を支給することができることとなっている。26年度に報奨金の支給実績がある研究センター等では事前に支給方法等を通達等で定めていたが、支給実績のない研究センター等では定めていない状況となっていた。

したがって、任期制研究員の採用時の給与の決定や報奨金制度についてより透明性を高めるための方策の一つとして、前記の10研究センター等において任期制の研究室長等の経験年数による変動給の加算額の基準を通達で明記したり、今後報奨金の支給を予定している研究センター等において事前に報奨金の支給方法等を通達等で定めたりすることの可否を検討する必要があると認められる。

(4) 研究予算を適正に執行するための研修の実施状況

理研は、21年に発生した主任研究員による背任事件を受けた再発防止策の一環として、23年度から、研究予算の適正な執行等について、新任の研究室長を対象とするなどした研修を実施している。その受講状況は、26年4月時点では受講完了が3割程度、一部受講が1割程度、未受講が5割程度となっていたが、STAP細胞問題を受けるなどして研修の受講の徹底が周知されたことから、27年3月時点では100%となっている。しかし、26年4月時点では研修を受講していたのは対象者の半数程度となっていた状況等に鑑み、今後も研修等を着実に実施していく必要があると認められる。

(5) 理研が実施する評価の公表状況等

文部科学省は、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成14年6月文部科学大臣決定)を定めて、研究開発課題について、外部の専門家等を評価者として、①開始前に目標や計画の妥当性、予算等の資源配分的意思決定を行うための事前評価、②終了時に目標の達成状況を把握し、その後の課題展開への活用等を行うための事後評価、③研究開発の開始後に研究中止等を含めた計画変更等の要否の確認等を行うための中間評価及び④終了後、一定の時間を経過してから研究開発を契機とした副次的効果を把握するために主要な施策から対象を選定して追跡評価を行い、その評価結果を公表することとしている。

理研は、上記文部科学省の評価指針を踏まえて「研究開発等評価実施規程」(平成15年規程第74号)を定めており、事前評価については理研の理事や外部有識者等で構成される研究戦略会議が、中間評価、事後評価及び追跡評価については外部有識者で構成されるアドバイザー・カウンスル等がそれぞれ実施している。

これらのうち、研究戦略会議が21年度から26年度までの間に実施した7研究センター^(注4)に対する事前評価についてみると、中期目標に位置付けられる前の未公開の構想等に対する評価であるとして、理研は評価結果を公表していなかった。しかし、事前評価の評価項目のうち、研究の方向性、目標等の決定や資金、人材等の資源の配分が適切に行われたかなど、公表しても今後の研究に支障を及ぼすおそれがないと考えられる項目については、事前評価が適切に行われているかを検証することにより研究開発課題の実施体制等に対する透明性をより高められることなどから、今後予定されている事後評価の際に併せて公表することなどを検討する必要があると認められる。

(注4) 7研究センター 創発物性科学、光量子工学、環境資源科学、生命システム、統合生命医科学、ライフサイエンス技術基盤、社会知創成事業の各研究センター

4 本院の所見

理研は、自然科学全般に関する総合的研究機関であり、総合科学技術・イノベーション会議において、特定国立研究開発法人(仮称)の対象候補法人として選定されるなどしている。そのような中で、STAP細胞問題が発生し、これを契機とするなどして、理研は、26年8月に「研究不正再発防止をはじめとする高い規範の再生のためのアクションプラン」を取りまとめて、ガバナンスの強化や研究不正防止等に取り組んでいるところである。

については、理研において、今回の本院の検査により明らかになった状況を踏まえて、研究予算の執行等がより適切に行われるよう、次の点に留意することが必要である。

- ア 研究予算の執行状況等について、国から基本的方針が示されたり、会計基準が改訂されたりしたことなどに伴い、説明責任や透明性を一層向上させることが求められていることなどから、研究領域に係る研究テーマごとに執行状況を把握することを検討すること
- イ 研究用物品の調達に係る契約方式と競争性の確保について、調達に当たっては、仕様書に定める研究用物品の性能や意匠等の必要性の確認を十分に徹底させるなどの1者応札とならないような競争性を確保するための方策を検討すること
- ウ DNA合成製品の調達に係る会計経理について、理研は、本院の指摘に基づき、会計規程等に沿った調達の手順等を定めるなどして、調達の適正化が図られるよう改善の処置を講じたが、今後、調達の手順等に沿って会計経理の適正な執行を期すこと
- エ 任期制研究員の給与の決定方法等について、透明性を高めるなどのために、任期制研究員の採用時の経験年数による変動給の金額加算の基準を通達に明記したり、報奨金の支給方法等を通達等で定めたりすることの要否を検討すること
- オ 研究予算を適正に執行するための研修の実施状況について、新任の研究室長を対象とするなどした研修の受講状況が、STAP細胞問題の発生後に当該研修の受講の徹底が周知されるまでは、対象者の半数程度となっていた状況等に鑑み、引き続き研修等を着実に実施していくこと
- カ 研究開発課題の評価結果の公表について、透明性を高めるために、研究戦略会議が実施した事前評価の評価結果を今後予定されている事後評価の際に併せて公表することなどを検討すること

理研は、STAP細胞問題等を踏まえるなどして、法令遵守意識を高めるための各種の施策を実施したり、研究用物品の調達方法の見直しを図ったりするなどの研究予算の執行に関する各種の改善策を実施しているところである。

したがって、本院としては、当該施策が着実に実施されているか注視していくとともに、引き続き研究予算の執行状況等について多角的に検査していくこととする。

第6 株式会社地域経済活性化支援機構による事業再生支援業務の実施状況等について

検査対象	株式会社地域経済活性化支援機構(平成25年3月17日以前は株式会社企業再生支援機構)	
事業の根拠	株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号。平成25年3月17日以前は株式会社企業再生支援機構法)	
事業の概要	有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者等に対して実施する事業再生支援	
関係金融機関等からの債権買取額	23案件	372億円(平成22年度～26年度)
中小企業者等に対する融資額	9案件	822億円(平成21年度、23年度～26年度)
中小企業者等に対する出資額	16案件	3707億円(平成22年度～26年度)
平成26年度末の利益剰余金の額		999億円

1 株式会社地域経済活性化支援機構の概要

(1) 株式会社地域経済活性化支援機構の目的及び業務

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号。平成25年3月17日以前は株式会社企業再生支援機構法。以下「機構法」という。)に基づき、金融機関等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者(以下「中小企業者等」という。)に対して金融機関等有する債権の買取りその他の業務を通じて中小企業者等の事業の再生を支援することを目的として21年10月14日に株式会社企業再生支援機構として設立された。その後、25年3月にそれまで実施していた業務の範囲に地域経済の活性化に資する資金供給を促進するために必要な業務等を追加することとされ、機構は、25年3月18日に商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更して改組された。

機構は、次のア及びイの業務を行うこととなっている。

ア 有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者等の事業の再生の支援を目的として、中小企業者等に対して金融機関等有する債権の買取り等を行う事業再生支援業務

イ 地域経済の活性化に資する事業活動の支援を目的として、地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合(注1)(以下「地域経済の活性化に資するファンド」という。)の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理等を行う地域経済活性化事業活動支援業務(26年10月に機構が有限責任組合員として地域経済の活性化に資するファンドに対して出資を行う特定組合出資業務等が追加された。)

そして、機構は、原則として、30年3月31日までに支援等に係る決定を行い、当該決定に係る全ての業務については、35年3月31日までの期間に完了するよう努めなければならないこととなっており、業務の完了により解散することとなっている。

(注1) 投資事業有限責任組合 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第3条第1項の投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組合員及び有限責任組合員から成る組合

(2) 資本金の原資等

26年度末の機構の資本金260億余円のうち255億余円については、預金保険機構が、政府からの出資金160億円及び金融機関からの拠出金96億余円、計256億余円を財源にして出資している。

また、機構は、業務に必要な資金を金融機関等からの借入れ等により調達することとしており、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、当該借入れ等について保証契約をすることができることとなっている。

(3) 事業再生支援業務の概要

ア 再生支援申込事業者に対する支援決定

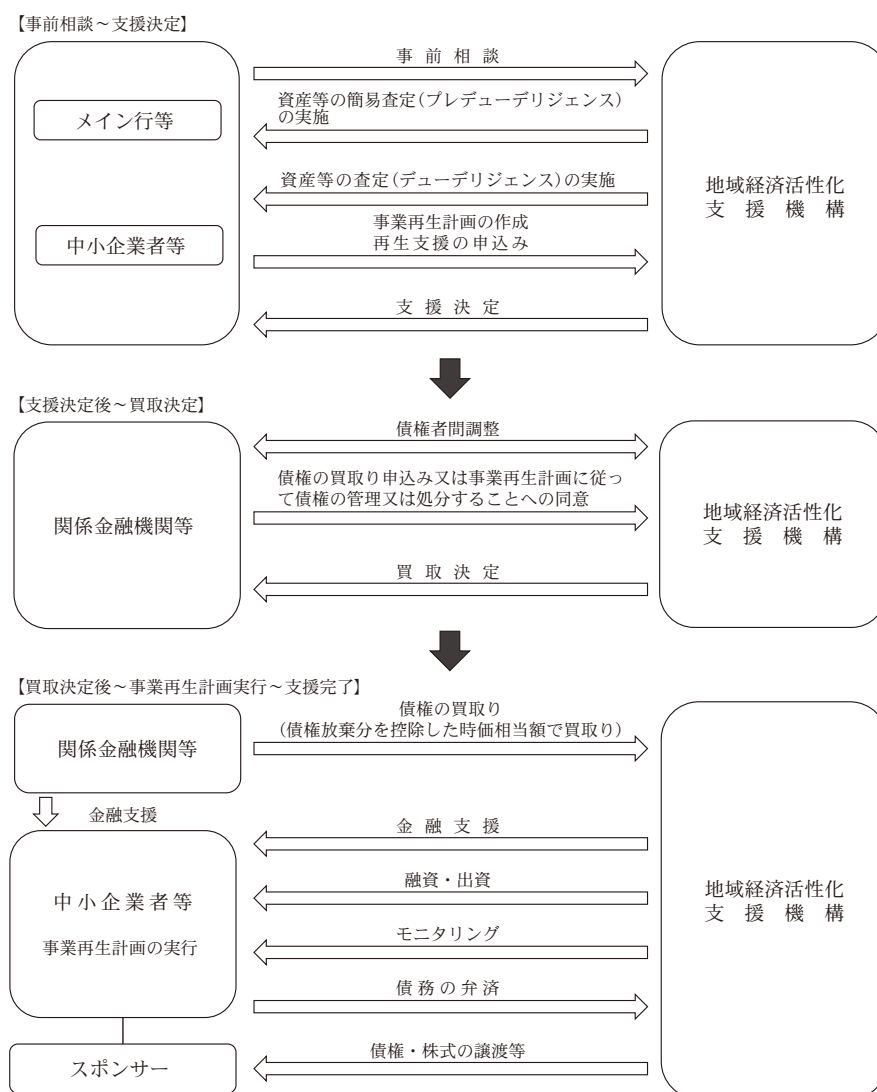
機構が実施する事業再生支援業務は、事業再生の可能性があり、かつ事業の継続が地域の活性化に資するにもかかわらず、債権者間の利害調整が困難であるなどの理由で民間だけでは事業再生が進まないなどの事業者について、公的資金を投入するなどしてその事業の再生を支援するものである。

機構は、事業再生支援(以下「再生支援」という。)をする旨の決定(以下「支援決定」という。)に当たっては、地域の事業者の公正かつ自由な競争を阻害することがないようにするために、機構の主務大臣が定めた株式会社地域経済活性化支援機構支援基準(平成21年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第1号。25年3月17日以前は株式会社企業再生支援機構支援基準。以下「支援基準」という。)に厳に従って中立かつ公正な立場から行うこととなっている。

機構は、図のとおり、中小企業者等又は当該中小企業者等の大口債権者であるメインの金融機関(以下「メイン行」という。)等から事業再生に関する事前相談を受けた後、中小企業者等が行う事業再生計画の作成を支援し、関係者間の調整を行い、機構、中小企業者等、メイン行等との間で合意が整った時点で、中小企業者等は、作成した事業再生計画を添付して、メイン行とともに機構に再生支援の申込みを行う。支援基準によれば、支援決定が行われると見込まれる日から5年以内に、生産性向上基準^(注2)及び財務健全化基準^(注3)を満たすことが見込まれるものでない限り、支援決定を行ってはならないこととされていることから、事業再生計画には、債権者への金融支援依頼事項が記載されているほか、支援基準に定める要件を満たしていることが確認できるよう、生産性向上基準^(注4)及び財務健全化基準^(注5)を構成する自己資本当期純利益率(以下「ROE」という。)、有形固定資産回転率等の各指標(以下「支援基準指標」という。)について、支援決定前から改善を見込んだ再生支援完了時までの各決算期等における計画値(以下「計画値」という。)が設定されるなどしている。そして、機構は、上記の申込みがあったときは、機構に設置された地域経済活性化支援委員会^(注6)(25年3月17日以前は企業再生支援委員会)、取締役会等(以下、これらを合わせて「委員会等」という。)において審議を行い、支援基準に定める要件を満たしている場合、原則として、支援決定を行うこととなっている。

- (注2) 生産性向上基準 次の①から④までのいずれかを満たすこととする基準。① ROEが2%ポイント以上向上すること、②有形固定資産回転率が5%以上向上すること、③従業員1人当たり付加価値額が6%以上向上すること、④①から③までに相当する生産性の向上を示す他の指標の改善
- (注3) 財務健全化基準 次の①及び②を満たすこととする基準。①有利子負債(資本性借入金がある場合は当該借入金を控除)のキャッシュ・フローに対する比率が10倍以内であること、②経常収入が経常支出を上回ること
- (注4) 自己資本当期純利益率 当期純利益額/自己資本の額×100。株主が投入した資本を企業がいかに効率的に投資、運用して利益を生み出したかという、企業の経営効率を測定する指標
- (注5) 有形固定資産回転率 売上高/有形固定資産の帳簿価格。工場の機械や建物・構築物といった有形固定資産として投入された資本が、どれだけ売上高を生み出しているかを表す指標
- (注6) 地域経済活性化支援委員会 取締役である委員3人以上7人以内で組織し、再生支援等に係る各種の決定を行う機関

図 再生支援の流れ



(注) この図は、再生支援の代表的な例を示したものである。

イ 関係金融機関等からの債権買取り

機構は、図のとおり、支援決定を行った後、支援決定を受けた中小企業者等(以下「事業者」という。)の債権者のうち事業者の事業再生のために協力を求める必要がある金融機関等(以下「関係金融機関等」という。)に対して、債権放棄等の金融支援を要請するなどして債権者間の調整を行うとともに、関係金融機関等から債権の買取りの申込みなどがあったときは、所定の要件を満たす場合に債権買取り等をする旨の決定(以下「買取決定」という。)を行うこととなっている。

ウ 事業再生計画の実行及び再生支援の完了

機構は、図のとおり、支援決定後、事業再生計画に従って、事業者に対して、融資、債務保証、出資等を行い、事業者の業務、収益及び財務の状況や事業再生計画の進捗をモニタリングしながら事業再生計画の実行を支援する。そして、委員会等において、事業者の事業の状況等を審議し、事業再生に一定のめどが立ったと認められた場合は、債権、株式等の譲渡その他の処分を行うことの決定を行い、機構が保有する債権について事業者から弁済を受けたり、株式をスポンサー^(注7)に売却したりするなどして再生支援を完了する。

(注7) スポンサー 事業者に対する投融資等を通じて、事業者の事業の再生に関与する投資家

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

機構は、前記のとおり、政府保証が付された借入金により事業再生支援業務を実施してきており、限られた期間内において、地域経済の活性化を図ることなどが求められている。

そこで、本院は、事業再生支援業務の実施状況等について、経済性、有効性等の観点から、事業再生支援業務に投入された公的資金はどのように使用されているか、事業再生計画で設定された支援基準指標の計画値に対する達成状況はどのようになっているか、事業再生支援業務の実施に係る財務状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、機構が21年10月から27年6月までの間に実施した事業再生支援業務等を対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき、機構から本院に提出された財務諸表等について書面検査を行うとともに、機構及び内閣本府において、事業再生支援業務の実施状況等に関する各種資料等の提出を受けるなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 事業再生支援業務の実施状況

ア 再生支援に係る支援決定等の状況

21年10月から27年6月までに機構が支援決定した案件は59案件(以下「支援決定した59案件」という。)となっている。支援決定した59案件の再生支援の状況についてみ

ると、23 案件で債権買取り 372 億余円、9 案件で融資 822 億余円、16 案件で出資 3707 億余円等の再生支援を行っている。このうち、27 年 6 月末までに再生支援が完了した案件は 39 案件(以下「支援完了した 39 案件」という。)あり、残り 20 案件は、27 年 6 月末時点において再生支援が継続中である。

イ 関係金融機関等による金融支援

支援決定した 59 案件に係る有利子負債の総額は 1 兆 2862 億余円^(注8)であった。そして、支援決定した 59 案件については、機構からの金融支援の要請に対して、全ての関係金融機関等から同意が得られ、事業再生計画に沿って関係金融機関等の有する債権のうち 8331 億余円の債権放棄、241 億余円の DES(債務の株式化)^(注9)、計 8572 億余円等の金融支援を実施することとされた。上記の債権放棄予定額のうち、株式会社日本航空、株式会社日本航空インターナショナル及び株式会社ジャルキャピタル(以下、これらを合わせて「日本航空」という)^(注11)に対する関係金融機関等の債権放棄額は、日本航空の有利子負債額 7318 億円に対して 5215 億円となっており、支援決定した 59 案件のうち、日本航空の再生支援が大部分を占めている状況となっている。

(注8) 一部の案件で、支援対象となっていない子会社等の有利子負債額が含まれている。

(注9) DES(債務の株式化) Debt Equity Swap の略。債務(借入金)を資本(株式)と交換することで、債権者が債務者の金融支援のために、債権(貸出金)を株式に転換すること

(注10) 金額には、一部、事業再生計画に記載された計画額が含まれている。

(注11) 平成 22 年 12 月 1 日以降は、株式会社日本航空、株式会社日本航空インターナショナル、株式会社ジャルキャピタル等が合併して株式会社日本航空インターナショナル。23 年 4 月 1 日以降は、日本航空株式会社

ウ 機構による再生支援の状況

日本航空の案件とこれを除く機構が支援決定した 58 案件(以下「支援決定した 58 案件」という。)について、それぞれに対する再生支援の状況をみると、次のとおりである。

(ア) 日本航空に対する再生支援の状況

機構は、事業再生計画に基づき、日本航空に対して、融資 800 億円、出資 3500 億円及び債務保証 1058 億余円(保証限度額)の再生支援を行っている。

上記の融資に係る回収等の状況をみると、表 1 のとおり、24 年度末までに、融資に係る利息等収入が 84 億余円、株式の処分益が 2983 億余円となっており、費用を差し引いた日本航空に対する再生支援に係る損益は 3091 億余円の黒字となっている。

表 1 日本航空の融資に係る回収等の状況 (単位：百万円)

機構手数料 (A)	利息収入 (B)	株式処分益 (C)	収益計 (D) = (A) + (B) + (C)	デューデリ ジェンス費用 (E)	直接費用 (F)	費用計 (G) = (E) + (F)	損益 (H) = (D) - (G)
2,347	8,465	298,326	309,139	—	9	9	309,130

注(1) 機構手数料は、再生支援の対価として事業者から受け取る手数料である。

注(2) 利息収入は、融資に係る利息等である。

注(3) デューデリジェンス費用は、事業者が全額負担している。

(イ) 支援決定した 58 案件に対する再生支援の状況

a 債権買取り、融資、出資等の状況

機構は、支援決定した 58 案件のうち、23 案件について、関係金融機関等から債権買取りの申込みを受け、債権元本額 831 億余円の債権を 372 億余円で買い取っている。また、機構は、事業再生計画に基づき、支援決定した 58 案件のうち、8 案件に対して融資 22 億余円、15 案件に対して出資 207 億余円及び 7 案件に対して債務保証 25 億円(保証限度額)の再生支援を行っている。

b 買取債権等に係る回収等の状況

機構は、支援決定した 58 案件のうち、27 年 6 月末までに再生支援が完了した 38 案件(以下「支援完了した 38 案件」という。)に対する再生支援のために投入した計 497 億余円(債権買取り 290 億余円、融資 16 億余円及び出資 190 億余円)の資金により取得した資産については、買取債権について事業者から弁済を受けたり、株式をスポンサーに売却したりするなどして全て回収又は処分を完了している。

支援完了した 38 案件の買取債権等に係る回収等の状況をみると、表 2 のとおり、上記の債権買取り等に投入した資金 497 億余円に対する収益は、買取債権等に係る利息等収入が 27 億余円、株式の処分益が 252 億余円などとなっており、費用を差し引いた支援完了した 38 案件に対する再生支援に係る損益は 270 億余円の黒字となっているが、これらの中には、民事再生手続の適用を受けて会社を清算したため、再生支援に係る損益が 13 億余円の赤字となっているものも 1 案件含まれている。

表 2 支援完了した 38 案件の買取債権等に係る回収等の状況 (単位：百万円)

機構手数料 (A)	利息収入 (B)	株式処分益 (C)	収益計 (D) = (A) + (B) + (C)	デューデリ ジェンス費用 (E)	直接費用 (F)	費用計 (G) = (E) + (F)	損益 (H) = (D) - (G)
1,065	2,759	25,227	29,052	685	1,271	1,956	27,095

注(1) 機構手数料は、再生支援の対価として事業者から受け取る手数料である。

注(2) 利息収入は、買取債権等に係る利息等である。

注(3) デューデリジェンス費用は、事業者負担控除後の金額である。

上記のとおり、支援完了した 38 案件の買取債権等に係る回収等の状況をみると、再生支援に係る損益が赤字となっている案件も見受けられたものの、全体としては再生支援に係る損益は黒字となっている。

機構は、35 年 3 月までの間、事業再生支援業務を実施していくことが見込まれることから、業務の安定的かつ円滑な実施のために、引き続き、中小企業者等の企業価値の向上を図り、投入した資金以上の回収に努めていくことが重要である。

(2) 事業再生計画で設定された支援基準指標の計画値に対する達成状況

ア 事業再生計画で設定された計画値に対する達成状況の確認

支援完了した 39 案件についてみると、事業者は、各事業再生計画において、支援基準指標については、事業再生計画の実行を通じて支援決定前に比べて相当程度改善とする計画値を設定していた。

そこで、支援完了した39案件について、これらの計画値を達成していたかをみるために、機構が支援基準指標の実績値をどのように把握しているか確認したところ、機構は、再生支援の完了の判断に当たって、支援基準指標の実績値を把握していなかった。

機構の説明によれば、支援基準指標の実績値を把握していないのは、売上高、営業利益、EBITDA等により各事業者の財務状況を確認するなどして再生支援の完了を判断したためであるとしている。

(注12) EBITDA Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization の略。

利払前、税引前、償却前利益。企業の営業活動から生じたキャッシュ・フローを表す。

支援基準指標と機構が再生支援の完了を判断する際に確認していた指標を対比すると、表3のとおりである。

表3 支援基準指標と機構が再生支援の完了を判断する際に確認していた指標

支援基準指標	機構が再生支援の完了を判断する際に確認していた指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ ROE ・ 有形固定資産回転率 ・ 従業員1人当たり付加価値額 ・ 有利子負債のキャッシュ・フローに対する比率 ・ 経常収入が経常支出を上回ることなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高 ・ 営業利益 ・ EBITDA 等

イ 再生支援が完了した事業者の分析

前記のとおり、機構は、再生支援の完了の判断に当たって支援基準指標の実績値を把握していないことから、本院は、再生支援完了直前の決算期等を対象として、支援基準指標のうち、実績値の算出に必要なデータを手に入れたROE、有形固定資産回転率の両指標の実績値が計画値を達成しているかなどについて分析した。

ROE及び有形固定資産回転率の分析に当たっては、支援決定から再生支援の完了までの期間が1年以上ある23事業者のうち、事業再生計画においてROE及び有形固定資産回転率を計画値として設定していた17事業者(ROEについては10事業者、有形固定資産回転率については15事業者。8事業者は重複している。)を対象とした。

ROEについては、10事業者のうち6事業者は計画値を達成していたが、4事業者は計画値を達成していなかった。これらの計画値を達成していなかった4事業者のROEの状況についてみたところ、表4のとおり、計画値は6.9%から48.7%までとなっていて、これに対する実績値は0%から33.9%までとなっていた。そして、計画値を達成していなかった4事業者のうち、会社を清算しているものが1事業者、計画値の増加分に対する達成率が17.3%と著しく低くなっているものが1事業者あり、これらの2事業者については、支援基準に定める生産性向上基準の要件(2%ポイント以上向上すること)を充足していなかった。

表4 ROEの状況

(単位：%)

事業者名	基準値 (a)	支援基準の要件 (b) = (a) + 2%	計画値(c)	実績値(d)	支援基準の要件 (b)を充足	計画値(c) 達成/未達成	達成率 (e) = ((d) - (a) / (c) - (a))
A	-92.3	-90.3	-13.8	67.3	○	○	203.3
B	0	2.0	19.1	45.0	○	○	235.6
C	-288.2	-286.2	-1.0	1.3	○	○	100.8
D	0	2.0	18.9	15.2	○	×	80.4
E	0	2.0	83.3	93.6	○	○	112.3
F	-51.3	-49.3	17.8	22.7	○	○	107.0
G	0	2.0	18.4	—	×	×	—
H	0	2.0	6.9	1.2	×	×	17.3
I	0	2.0	7.9	19.5	○	○	246.8
J	0	2.0	48.7	33.9	○	×	69.6

- 注(1) 基準値は、事業再生計画における再生支援の開始時点の数値である。
 注(2) 会社を清算して再生支援を完了している事業者の実績値及び達成率は「—」としている。
 注(3) 自己資本がマイナスの数値であった場合はROEを「0」として算定している。純利益がマイナスの数値の場合はマイナスの数値を採用している。
 注(4) 計画よりも早く再生支援が完了しているため、再生支援完了直前の決算期等の計画値の純利益がマイナスの数値になっている事業者が含まれている。

有形固定資産回転率については、15事業者のうち6事業者は計画値を達成していたが、9事業者は計画値を達成していなかった。これらの計画値を達成していなかった9事業者の有形固定資産回転率の状況についてみたところ、表5のとおり、計画値は0.80回から22.89回までとなっていて、これに対する実績値は0回から14.70回までとなっていた。そして、これらの計画値を達成していなかった9事業者のうち、実績値が基準値を下回っており財務状況が再生支援の開始時点から悪化しているものが1事業者、会社を清算しているものが1事業者、計画値の増加分に対する達成率が9.6%と著しく低くなっているものが1事業者あり、これらの3事業者のうち2事業者については、支援基準に定める生産性向上基準の要件(5%以上向上すること)を充足していなかった。

表5 有形固定資産回転率の状況

(単位：回)

事業者名	基準値 (a)	支援基準の要件 (b) = (a) × 105%	計画値 (c)	実績値 (d)	支援基準の要件 (b)を充足	計画値(c) 達成/未達成	達成率(%) (e) = ((d) - (a) / (c) - (a))
K	0.55	0.57	2.06	—	×	×	—
L	2.36	2.47	4.66	4.38	○	×	87.8
M	0.99	1.03	1.70	1.69	○	×	98.5
N	2.60	2.73	2.80	3.03	○	○	215.0
O	1.65	1.73	6.49	5.81	○	×	85.9
P	2.11	2.21	2.68	2.25	○	×	24.5
Q	3.82	4.01	35.29	58.69	○	○	174.3
R	2.41	2.53	4.52	5.44	○	○	143.6
S	1.18	1.23	22.89	3.27	○	×	9.6
T	12.60	13.23	14.91	14.70	○	×	90.9
U	1.60	1.68	5.91	4.52	○	×	67.7
V	0.19	0.19	1.80	3.23	○	○	188.8
W	0.50	0.52	0.93	1.34	○	○	195.3
X	2.67	2.80	3.66	4.76	○	○	211.1
Y	0.55	0.57	0.80	0.32	×	×	-92.0

- 注(1) 基準値は、事業再生計画における再生支援の開始時点の数値である。
 注(2) 会社を清算して再生支援を完了している事業者の実績値及び達成率は「—」としている。

上記のとおり、本院において、ROE及び有形固定資産回転率について分析したところ、計画値を達成していなかったなどの事業者が見受けられたところであるが、機構は、事業再生計画で設定された支援基準指標の計画値に対する達成状況を把握していなかった。

しかし、前記のとおり、事業再生支援業務には公的資金が投入されていることから、政策目的に沿って地域経済を支える地元企業の再生支援のために事業再生支援業務が効果を上げているかを適切に評価することが必要となる。そのためには、スポンサーへの譲渡等を行える程度に企業価値の向上が図られたか確認するだけでは十分でなく、支援基準指標の実績値を把握することにより事業再生計画の実行を通じた事業の再生が確実に図られたことを確認することが求められる。また、支援基準指標の計画値に対する実績値が把握されていないため、その後の支援基準指標の改善に反映させることも困難となっている。

したがって、再生支援の完了の判断に当たっての委員会等の審議において、支援決定を行う際の判断の根拠となった支援基準指標の実績値を把握し、計画値に対する達成状況を確認することが重要である。

(3) 事業再生支援業務の実施に係る財務等の状況

ア 機構の財務等の状況

(ア) 資産、負債等の状況

機構の21年度末から26年度末までの資産、負債等の状況をみると、表6のとおり、24年度に日本航空に対する再生支援が完了したことにより、多額の利益剰余金が生じている。

表6 資産、負債等の状況 (単位：百万円)

科目	年度末						科目	年度末					
	平成21	22	23	24	25	26		21	22	23	24	25	26
(資産の部)							(負債の部)						
流動資産	475,228	18,733	37,786	307,655	94,883	124,127	流動負債	455,655	352,245	387,536	125,012	282	1,676
固定資産	713	362,311	369,211	18,254	16,526	4,171	固定負債	43	6,134	377	426	437	563
							負債合計	455,699	358,379	387,914	125,438	720	2,239
							(純資産の部)						
							株主資本	20,242	22,665	19,083	200,471	110,689	126,059
							資本金	20,129	20,129	20,129	23,084	23,084	26,084
							利益剰余金	113	2,535	△1,046	177,386	87,605	99,975
							純資産合計	20,242	22,665	19,083	200,471	110,689	126,059
資産合計	475,941	381,044	406,997	325,909	111,410	128,299	負債・純資産合計	475,941	381,044	406,997	325,909	111,410	128,299

そして、24年度末から26年度末までの資産の構成をみると、表7のとおり、債権買取りや事業者等に対する出資等の機構の業務に係る投融資額は、24年度末で319億余円(資産合計に対する割合9.8%)、25年度末で234億余円(同21.0%)、26年度末で130億余円(同10.2%)となっている。一方、国庫短期証券及び買現先取引^(注13)で運用している余裕資金運用の額は、24年度末で2884億余円(資産合計に対する割合88.4%)、25年度末で850億余円(同76.3%)、26年度末で1043億余円(同81.3%)となっている。

(注13) 買現先取引 国庫短期証券を一定期間後に売り戻すことをあらかじめ約束して行う売買取引

表7 資産の構成 (単位：百万円、%)

科目(使途)	年度末	平成 24	25	26
現金・預金(A)		4,053 (1.2)	1,230 (1.1)	1,169 (0.9)
貸出金(債権買取り及び融資)(B)		14,705 (4.5)	8,168 (7.3)	8,000 (6.2)
営業投資有価証券(特定組合出資等)(C)		— (—)	— (—)	1,504 (1.1)
関係会社株式(事業者及び子会社に対する出資)(D)		17,270 (5.2)	15,304 (13.7)	3,588 (2.7)
機構の業務に係る投融資額 (E) = (B) + (C) + (D)		31,976 (9.8)	23,473 (21.0)	13,093 (10.2)
有価証券及び短期貸付金(国庫短期証券及び買現先 取引による余裕資金運用)(F)		288,413 (88.4)	85,090 (76.3)	104,377 (81.3)
その他(G)		1,466 (0.4)	1,615 (1.4)	9,660 (7.5)
資産合計 (H) = (A) + (E) + (F) + (G)		325,909 (100.0)	111,410 (100.0)	128,299 (100.0)

(注) 括弧内の数字は、各項目の資産合計に対する構成比であり、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても100%にはならない。

(イ) 損益の状況

機構の21年度から26年度までの損益の状況をみると、表8のとおり、24年度は、日本航空に対する再生支援から生じた株式売却益等により、営業利益は3023億余円、当期純利益は1784億余円と多額に上っている。

表8 損益の状況 (単位：百万円)

科目	年度	平成 21	22	23	24	25	26
営業収益		2,071	8,823	1,064	307,853	2,683	18,434
営業費用		1,556	4,386	4,646	5,487	3,896	5,102
営業利益		515	4,437	△ 3,582	302,366	△ 1,212	13,331
営業外収益		2	20	14	205	129	24
営業外費用		152	—	—	20	—	21
経常利益		365	4,457	△ 3,567	302,550	△ 1,083	13,335
特別損失		—	24	10	1,297	—	9
税引前当期純利益		365	4,433	△ 3,578	301,253	△ 1,083	13,325
法人税、住民税及び事業税		252	2,010	3	122,820	4	955
当期純利益		113	2,422	△ 3,582	178,433	△ 1,088	12,369

イ 国庫納付の状況

機構法によれば、機構の解散時において、所定の額を超える残余財産の額を国庫に納付することとされているが、25年3月に機構法が改正され、機構の存続期間中においても、株主総会の決議及び主務大臣の認可を経て、剰余金の額の全部又は一部に相当する額を国庫に納付することができることとされた。

機構の24年度末の利益剰余金は、日本航空の株式売却益が多額に上ったことなどから1773億余円となっている。機構は、国の財政状況を踏まえて、財政協力の一環として、26年3月に利益剰余金1773億余円から機構の存続期間等を考慮して内部留保した額886億余円を差し引いた886億余円を国庫に納付している。

ウ 機構が今後の業務のために必要と見込んでいる資金の状況

機構の24年度末から26年度末までの利益剰余金の推移をみると、1773億余円、876億余円、999億余円となっており、国庫納付後の26年度末においても、なお多額の利益剰余金を保有している。そして、機構によると、26年度末の利益剰余金のうち業務のために必要と見込んでいる資金は、表9のとおり、654億円であるとしている。

表9 利益剰余金のうち機構が必要と見込んでいる資金の状況(平成26年度末現在) (単位:億円)

平成26年度末における利益剰余金の額	機構の業務が完了すると見込まれる35年3月までの間に要する経常経費総額	26年度末における機構の投融資残高	特定組合出資業務における地域経済の活性化に資するファンドに対する出資見込額	機構が26年度末現在で業務のために必要と見込んでいる資金の額	差引額
A	B	C	D	E=B+C+D	F=A-E
999	400	130	124	654	345

機構が26年度末現在で業務のために必要と見込んでいる資金の内訳をみると、機構の業務が完了すると見込まれる35年3月までの間に要する経常経費総額として400億円、投融資全額が毀損した場合の損失として130億円等となっている。

上記のように、機構は、今後の業務のために一定の資金が必要であると見込んでいるが、地域経済の活性化に資するファンドに対する出資見込額等の不確定要素もある。一方、支援等に係る決定の期限となっている30年3月末までには、35年3月までの間の業務に必要な資金について、より確実に見込むことが可能となると思料される。

また、機構は、業務に必要な資金を金融機関等からの借入れなどにより調達することとしているが、前記の見込みにおいては、借入金により業務を実施する想定とはなっていない。

したがって、今後、機構においては、上記のことも踏まえ、解散するまでの間に必要と見込まれる投融資額及び経常経費の額を適時に精査し、残余金が生ずることとなる場合には、当該残余金を国庫へ納付することなどを検討することが重要である。

4 本院の所見

機構は、地域金融機関を含む地域の関係者と連携することなどにより、機構が持つ地域における事業再生等のノウハウの全国的な蓄積と浸透を図ることに積極的に取り組むことによって、地域経済の担い手として地域経済の活性化に重要な役割を果たす中小企業者等の事業再生等を通じて、地域において自律的かつ持続的に事業再生及び地域活性化が行われるように、業務を完了するまでの間、引き続き一層の役割を果たしていくことが期待されている。

したがって、機構においては、今後の事業再生支援業務等の実施に当たっては、次の点に留意することが重要である。

- ア 事業再生支援業務の実施に当たっては、引き続き中小企業者等の企業価値の向上を図り、機構が投入した資金以上の回収に努めること
- イ 再生支援の完了の判断に当たっての委員会等の審議において、支援決定を行う際の判断の根拠となった支援基準指標の実績値を把握し、事業再生計画で設定された支援基準指標の計画値に対する達成状況を確認すること
- ウ 解散するまでの間に必要と見込まれる投融資額及び経常経費の額を適時に精査し、残余金が生ずることとなる場合には、当該残余金を国庫へ納付することなどを検討すること

本院としては、今後とも事業再生支援業務の実施状況等について、引き続き検査していくこととする。

第4節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

1 国民の関心の高い事項等に関する検査の取組方針

近年、行政においては、財政健全化に向けて、歳出の重点化や効率化、徹底した無駄の排除による効率的かつ効果的な公的部門の構築等に取り組むとしている。また、国会においては、国会による財政統制を充実し強化する観点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

このような中で、本院は、その使命を的確に果たすために毎年次策定している会計検査の基本方針に従って、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

2 検査の状況

(1) 検査の結果、検査報告に掲記したもの

上記国民の関心の高い事項等としては、今なお我が国の大きな課題となっている東日本大震災からの復興や、度重なる自然災害の発生等により関心が一層高まっている国民生活の安全性の確保が挙げられる。また、厳しい財政の現状等を踏まえて、予算・経理の適正な執行はもとより、資産、基金等のストック、行政経費の効率化や事業の有効性の確保に対する国民の関心は引き続き高いものとなっている。このほか、少子高齢化や地球温暖化の進行、情報化の進展等を背景として、社会保障、環境及びエネルギー、情報通信(IT)といった分野についても国民の関心は高いものとなっている。

これら国民の関心の高い事項等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から検査を行った結果、「第3章 個別の検査結果」及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

ア 東日本大震災からの復興に向けた施策等に関するもの

- ① 東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について
(国会からの検査要請事項に関する報告・908 ページ記載)
- ② 東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について
(国会からの検査要請事項に関する報告・923 ページ記載)
- ③ 震災復興特別交付税の額の算定について、震災復興特別交付税の精算等が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、及び現行制度に基づく調整では短期間で解消することが困難な要調整額についてその解消が図られるよう意見を表示したもの (総務省・83 ページ記載)
- ④ コンテンツ緊急電子化事業により電子化された書籍のうち配信されていない書籍について、著作権者の許諾を得るようにさせたり、配信するための技術的な修正を完了させたりして、配信が可能な状態にすることにより、電子書籍の流通の促進が図られるよう改善の処置を要求したもの (経済産業省・439 ページ記載)
- ⑤ 緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの
(厚生労働省・237 ページ記載)

イ 国民生活の安全性の確保に関するもの

- ① 土砂災害対策に係る事業の実施状況について（国会及び内閣に対する報告・848 ページ記載）
- ② 高規格幹線道路の暫定2車線道路の整備及び管理状況について
（特定検査対象に関する検査状況・960 ページ記載）
- ③ 空港施設について、空港土木施設台帳を適切に整備したり、具体的な点検項目を定めて点検を実施したり、点検の結果を踏まえて適切に修繕等を実施したりすることにより、同施設の維持管理が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの（国土交通省・529 ページ記載）
- ④ 防災拠点施設に設置する蓄電池設備について、耐震設計等に係るガイドライン等を整備して事業主体に周知することなどにより、耐震性を適切に確保するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの
（環境省・569 ページ記載）

ウ 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

- ① 独立行政法人理化学研究所における研究予算の執行状況等について
（特定検査対象に関する検査状況・987 ページ記載）
- ② 普通財産の管理及び処分に係る業務を委託するに当たり、総合評価落札方式により落札者を決定する際に加点評価した提案の内容を確実に契約に反映することにより、会計法の趣旨に沿って国にとって最も有利な内容で契約を締結することとなるよう改善させたもの
（財務省・141 ページ記載）
- ③ 研究所等における調達迅速化を図るための現場購買による契約について、会計規程等の遵守について周知徹底を図ったり、現場購買を適正に実施するための体制を整備したりすることにより、会計規程等に従って適正に実施するよう改善させたもの
（独立行政法人情報通信研究機構・690 ページ記載）
- ④ 研究用物品の購入等に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が販売代理店に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する独立行政法人に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの
（独立行政法人農林水産消費安全技術センター等・699 ページ記載）
- ⑤ 会計規則に定められた契約手続を経ることなく契約に係る業務を実施させていたり、当該手続を経て確定した契約書に基づくことなく支払を行っていたりなどしていたもの
（独立行政法人日本スポーツ振興センター・738 ページ記載）

エ 資産、基金等のストックに関するもの

- ① 日本年金機構が保有する固定資産のうち国から出資された土地及び建物について、保有の必要性を見直すとともに、不要な資産を国庫に納付させるよう適切な制度を整備するよう意見を表示したもの
（厚生労働省、日本年金機構・299 ページ記載）
- ② 独立行政法人奄美群島振興開発基金の保証業務において、繰越欠損金の状況を踏まえつつ、出資による保証基金の積増しを見直すなどして、政府出資金等から成る保証基金の規模を保証債務残高の状況等を勘案した適切なものとするための措置を講ずるよう意見を表示したものの
（国土交通省・510 ページ記載）
- ③ 公共用財産である国有港湾施設について、公共利用の確保等が適切に行われるよう、港湾管理者に対し、使用許可を受けずに専用使用されている施設については是正のための指示をするよう、また、適切に管理するよう周知するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求

め、並びに地方整備局等及び港湾管理者に対し、処理要領等を周知徹底することなどにより管理及び使用が適切に行われるように検討するよう意見を表示したもの

(国土交通省・492 ページ記載)

- ④ 一般財団法人民間都市開発推進機構が実施する住民参加型まちづくりファンド支援事業について、資金の受領者に資金の使用見込みの定期的な見直しなどを行わせることを事業実施要領等に定めることなどにより、資金の有効な活用が図られるよう改善の処置を要求したもの

(国土交通省、一般財団法人民間都市開発推進機構・523 ページ記載)

オ 行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

- ① 国有林野事業の運営等について (国会及び内閣に対する報告・860 ページ記載)

- ② 地域再生法に基づく事業の実施状況等について

(国会及び内閣に対する報告・883 ページ記載)

- ③ 政府開発援助の実施に当たり、施設の能力を設計する場合に、需要予測を裏付ける調査を十分に実施して、その妥当性を検討し、施設の能力の設計に適切に反映させるなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

(外務省、独立行政法人国際協力機構・110 ページ記載)

- ④ 共同溝における公益物件の収容状況等を踏まえて、共同溝整備計画において公益物件の収容時期をより具体的に定めるなどして公益物件の収容状況等を適切に確認できるようにするための方策を講じたり、収容を促すなどするための検討を行ったりなどして共同溝の有効利用がより図られるよう意見を表示したもの (国土交通省・516 ページ記載)

- ⑤ 健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対して適用の促進を行う業務において、加入指導を行うに当たり不足している情報を把握して法人登記簿情報に追加することを検討したり、加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を検討したり、的確に立入検査の手続をとる方法を検討したりすることなどにより、同業務がよりの確かつ効率的に行われるよう改善の処置を要求し及び意見を表示し、並びに加入勧奨に係る委託契約において業務の実績を踏まえて委託費の支払が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(日本年金機構等・669 ページ記載)

カ 社会保障に関するもの

- ① 医療費の適正化に向けた取組の実施状況について

(国会及び内閣に対する報告・831 ページ記載)

- ② 国民健康保険に係る療養給付費負担金及び財政調整交付金の交付に当たり、都道府県に対して減額調整の対象となる高額療養費及びその集計方法等を具体的に示して、これを都道府県を通じて市町村に対して周知徹底することにより、その交付額の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (厚生労働省・259 ページ記載)

- ③ 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)の支給について、障害者の就労・離職状況等を把握するとともに、これらを十分に踏まえて障害者に対する定着指導等を一層効率的、効果的に行うことなどにより、障害者の雇用の安定に資するものとなるよう意見を表示したもの (厚生労働省・293 ページ記載)

- ④ 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付に当たり、交付額を適切に算定することなどにより、予算の効果的な執行を図るよう改善させたもの (厚生労働省・318 ページ記載)

キ 環境及びエネルギーに関するもの

- ① 自家発電設備導入促進事業等について、事業効果について改めて検証を行うとともに、将来電力需給の逼迫等に対する緊急措置的な事業を実施する場合に備えて、事業効果を把握して検証する方法についての知見を蓄積して、これを制度設計に活用する方法を検討するよう意見を表示したもの (経済産業省・430 ページ記載)
- ② 省エネ改修事業について、事業主体から提出させる証拠書類の範囲等の見直しを行ったり、審査や現地調査の体制を整備したりするよう是正改善の処置を求め、並びに関係会社等が行った改修工事において事業主体の利益相当分を排除するなどの仕組みや取得した財産等の処分制限等に関して必要な事項を交付規程等に具体的に明記等するよう改善の処置を要求し及び改修設備専用のエネルギー計測器の必要性について検討して交付規程等の見直しを行うよう意見を表示したもの (国土交通省・497 ページ記載)
- ③ 郵便局の劣化対策等工事の実施に当たり、実施方針等について定めた設計指針を改定するなどして、投資回収期間等を踏まえて点灯時間の長い箇所に設置されている照明器具を優先してLED化するよう改善させたもの (日本郵便株式会社・809 ページ記載)
- ④ 放射線監視等交付金事業により整備した太陽光発電型モニタリングポストの設計が適切でなかったもの (環境省・565 ページ記載)

ク 情報通信(IT)に関するもの

- ① 各府省等における情報システムに係るプロジェクト管理の実施状況等について (特定検査対象に関する検査状況・935 ページ記載)
- ② レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムの運用状況を大幅に改善し、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果について、収集・保存されているデータを十分に活用した適切な評価を行うことができるようにするために、データの不突合の原因等を踏まえたシステムの改修等を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの (厚生労働省・282 ページ記載)
- ③ 大学連携ネットワーク事業の実施に当たり、国立大学法人が独自に相互利用に供することとしている研究設備をネットワークシステムに登録するよう働きかけることなどにより、大学間における研究設備の全国一元的な相互利用の推進が図られるよう改善の処置を要求したものの (大学共同利用機関法人自然科学研究機構・789 ページ記載)
- ④ インターネット上からの通信が可能なサーバ上で利用していたサポート期間が終了しているソフトウェアの更新等を実施するとともに、ポリシー等を改定することなどによりサポート期間が終了しているソフトウェアを利用しないよう改善させたもの

内閣府(宮内庁)、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省・637 ページ記載

(2) その他の検査の状況

(1)のほか、国会法第105条の規定に基づく検査要請が行われた「介護保険制度の実施状況について」について検査を実施している。

3 本院の所見

本院は、今後も我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めるために、国会等で議論された事項等の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとともに、我が国の財政の健全化に向けた様々な取組について留意しながら検査を行っていくこととする。

第5節 特別会計財務書類の検査

平成25年度特別会計財務書類の内閣から本院への送付年月日	平成26年11月7日
検査対象	17府省庁等が所管する18特別会計の平成25年度特別会計財務書類
平成25年度特別会計財務書類の本院から内閣への回付年月日	平成26年12月22日

会計検査院は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「法」という。)第19条第2項の規定に基づき、平成26年11月7日に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する18特別会計の平成25年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月22日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

(注1) 17府省庁等 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

(注2) 18特別会計 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業債務管理、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、社会資本整備事業、自動車安全、東日本大震災復興各特別会計

内閣に通知した検査結果の概要は、次のとおりである。

平成25年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から、法、特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)、特別会計の情報開示に関する省令(平成19年財務省令第30号)、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。)等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、作成基準等と異なる処理をするなどして、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、次表のとおり、17府省庁等が所管する3特別会計において6事項見受けられた。

なお、上記の6事項については、全て6省庁において所要の訂正が行われた。

(注3) 6省庁 復興庁、総務、財務、厚生労働、国土交通、防衛各省

表 特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないもの

第4章
第5節
特別会計財務書類の検査

番号	特別会計名 (勘定名)	所管	財務書類の科目等	計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項	
1	財政投資 (特定 国有財 産整備)	財務省 及び国 土交通 省	区分別収支計算書				
			I 業務収支				
			2 業務支出				
			(2) 施設整備支出				
			土地に係る支出	本会計年度	(記載なし)	△ 409	①
			建物に係る支出	本会計年度	△ 13,931	△ 13,522	
			〈表示が適切とは認められない事項の説明〉 事項① 土地購入費は「土地に係る支出」に計上すべきであるのに、誤ってこれを「建物に係る支出」に含めていたもの(財務省) なお、上記に連動して、合算区分別収支計算書の関連箇所に誤りが生じていた。				
番号	特別会計名 (勘定名)	所管	財務書類の科目等	計上金額	適切な計上金額	事項	
2	自動車 安全 (保障)	国土交 通省	注記				
			3 追加情報				
			(2) 貸倒引当金を計上している債権のうち、徴収可能性に重大な懸念が生じているもの 債権の種類：返納金債権、延滞金債権、過怠金債権、損害賠償金債権	34,774 百万円	49,859 百万円	②	
			〈表示が適切とは認められない事項の説明〉 事項② 徴収可能性に重大な懸念が生じている債権の注記において、作成基準等により、貸倒れが懸念される債権の額を記載することとなっているのに、誤って貸倒引当金の額を記載していたもの なお、上記に連動して、勘定を合算した財務書類の注記の関連箇所に誤りが生じていた。				

番号	特別会計名	所管	財務書類の科目等			計上金額	適切な計上金額	事項		
						(単位：百万円)	(単位：百万円)			
3	東日本 震災 復興	国会、判事、検察、府、興総、復庁、省、務外、省、務、省、科、厚、農、水、産、業、国、境、防、衛	貸借対照表	前払金	本会計年度	121,872	122,687	③		
				資産合計	本会計年度	3,479,578	3,480,393			
				未払金	本会計年度	2,583	2,376	④		
				負債合計	本会計年度	9,024,567	9,024,360			
				資産・負債差額	本会計年度	△ 5,544,989	△ 5,543,967			
				負債及び資産・負債差額合計	本会計年度	3,479,578	3,480,393			
			業務費用計算書	補助金等	本会計年度	2,024,697	2,024,688	④⑤		
				委託費等	本会計年度	40,027	39,894	⑤		
				労働保険特別会計への繰入	本会計年度	250	407	③		
				装備品等購入費	本会計年度	21,050	9,970	⑥		
				庁費等	本会計年度	157,535	157,487			
				本年度業務費用合計	本会計年度	3,254,427	3,243,313			
			資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 3,254,427	△ 3,243,313			
				IV 無償所管換等	本会計年度	△ 124,896	△ 134,985	③④⑥		
				VII 本年度末資産・負債差額	本会計年度	△ 5,544,989	△ 5,543,967			
			区分別収支計算書							
			I 業務収支							
			2 業務支出							
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)							
				補助金等	本会計年度	△ 2,023,598	△ 2,023,731	⑤		
				委託費等	本会計年度	△ 40,027	△ 39,894			
				庁費等の支出	本会計年度	△ 231,447	△ 231,398	⑥		
				業務支出(施設整備支出を除く)合計	本会計年度	△ 3,419,367	△ 3,419,318			
			(2) 施設整備支出							
				工作物に係る支出	本会計年度	△ 13,767	△ 13,815	⑥		
				施設整備支出合計	本会計年度	△ 122,281	△ 122,329			
			附属明細書							
			1 貸借対照表の内容に関する明細							
			(1) 所管別の資産、負債及び資産・負債差額の明細							
				前払金	復興庁	—	815	③		
	未払金	復興庁	2,131	1,924	④					
(2) 資産項目の明細										
③ 前払金の明細										
	復興庁	労働保険特別会計に繰り入れた額のうち繰入超過額	本年度末残高	(記載なし)	815	③				
⑧ 固定資産の明細										
	工作物	本年度増加額	17,713	17,761	⑥					
		本年度減少額	17,713	17,761						
(3) 負債項目の明細										
① 未払金の明細										
	復興庁	復興特区支援利子補給金	本年度末残高	2,130	1,922	④				

第5章 会計事務職員に対する検定

第5章 会計事務職員に対する検定

第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

平成26年10月から27年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは8件1,104,022円である。これに繰越し分6件85,770,704円を加えて、処理を要するものは14件86,874,726円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは10件82,606,879円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
裁	判	3	11,980	3	11,980
法	務	4	40,012	1	40,000
外	務	1	1	1	1
財	務	4	1,102	4	1,102
防	衛	2	33,779	1	29,523
	計	14	86,874	10	82,606

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- | | | |
|--|----|-------------|
| ① 現金出納職員に弁償責任があると検定したもの | 1件 | 8,680,000円 |
| ② 現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補填されているもの | 6件 | 4,053,022円 |
| ③ 現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額について、国と現金出納職員との間に裁判上の和解が成立しているものなど | 3件 | 69,873,857円 |

(検定したものの説明)

現金出納職員に弁償責任があると検定したものの概要は、前橋地方裁判所歳入歳出外現金出納官吏木村某が、22年8月25日から24年2月9日までの間に、窓口における保管金の受入事務を補助者に行わせるに際して出納官吏として十分な注意を払わなかったため、当該補助者に歳入歳出外現金8,680,000円を領得されたものである。

第2節 国の物品管理職員に対する検定

(概況)

平成26年10月から27年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受理したものは11,330件57,140,551,810円(このうち、23年3月11日に発生した東日本大震災により生じた物品の亡失又は損傷に係るものは3件54,357,538,676円)である。これに繰越し分105件2,427,725,370円を加えて、処理を要するものは11,435件59,568,277,180円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは11,337件55,454,516,142円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所 管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
国 会	20	4,127	20	4,127
裁 判 所	60	3,521	59	3,498
計 検 査 院	9	565	9	565
内 閣	5	1,006	5	1,006
内 閣 府	1,282	407,505	1,282	407,505
総 務 省	8	1,659	8	1,659
法 務 省	220	38,974	212	33,771
外 務 省	3	10,171	1	536
財 務 省	8,613	71,148	8,613	71,148
厚 生 労 働 省	345	609,794	295	46,767
農 林 水 産 省	317	42,716	315	42,674
経 済 産 業 省	118	483	118	483
国 土 交 通 省	369	1,805,753	358	221,651
環 境 省	15	35,478	13	1,873
防 衛 省	51	56,535,371	29	54,617,246
計	11,435	59,568,277	11,337	55,454,516

処理したもののうち防衛省の金額が多いのは、主として、東日本大震災により、基地で保管していたF-2用エンジン等多数の物品の亡失又は損傷があったことによる。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの 10,295 件 54,817,698,968 円
- ② 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなど 1,042 件 636,817,174 円

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計についての歳入歳出、債務等の状況、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人についての財務等の状況、また、財政投融资の状況、さらに、検査対象のうち特定の決算等の状況を示すと、次のとおりである。

第1 国の会計

1 概 況

平成26年度における国の一般会計及び特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

区 分		26年度(百万円)	25年度(百万円)
歳入	合計	511,415,517	528,895,205
	一般会計	104,679,121	106,044,663
	特別会計	406,736,395	422,850,541
区 分		26年度(百万円)	25年度(百万円)
歳出	合計	489,015,407	482,905,861
	一般会計	98,813,467	100,188,878
	特別会計	390,201,940	382,716,982

(注1) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

2 一 般 会 計

歳入及び歳出

26年度における一般会計の収納済歳入額及び支出済歳出額、それらの主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	26年度(百万円)	25年度(百万円)
収納済歳入額	104,679,121	106,044,663
租税及印紙収入	53,970,700 (51.6%)	46,952,947 (44.3%)
公債金	38,492,899 (36.8%)	43,454,537 (41.0%)
公債金	6,576,999	7,013,999
特例公債金	31,915,899	33,836,999
年金特例公債金	—	2,603,537
その他	12,215,522 (11.7%)	15,637,179 (14.7%)

区 分	26 年度(百万円)	25 年度(百万円)
支出済歳出額(注2)	98,813,467	100,188,878
社会保障関係費	30,170,912 (30.5%)	29,232,009 (29.2%)
文教及び科学振興費	5,865,995 (5.9%)	6,161,433 (6.1%)
国債費	22,185,692 (22.5%)	21,293,507 (21.3%)
地方交付税交付金	16,977,067 (17.2%)	17,427,950 (17.4%)
防衛関係費	5,062,847 (5.1%)	4,792,290 (4.8%)
公共事業関係費	7,320,813 (7.4%)	7,975,211 (8.0%)
その他	11,230,138 (11.4%)	13,306,474 (13.3%)

(注2) 平成26年度における支出済歳出額に対する公債金38兆4928億余円の割合は39.0%である。

3 特別会計

26年度において、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)の規定に基づき設置されている特別会計は15(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。これによれば、勘定数は35となる。)である。そして、同年度における特別会計の一般会計からの繰入額、決算剰余金、積立金等の資金及び損益は、次のとおりである。

区 分	26 年度(百万円)	25 年度(百万円)	
特別会計(勘定)数(注3)	15 会計(35 勘定)	18 会計(52 勘定)	
一般会計から繰入額	一般会計から繰入れを受けている特別会計(勘定)数	11 会計(25 勘定)	14 会計(33 勘定)
	一般会計からの繰入合計額(注4)	54,076,979	57,917,782
決算剰余金	決算剰余金合計額(注5)	16,534,455	40,133,559
	積立金に積み立て又は資金に組み入れることとしたもの	5,153,611	2,667,438
	翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	9,933,504	34,659,727
	一般会計の翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	1,447,339	2,806,393
積立金等における資金	資金を計上している特別会計(勘定)数	11 会計(19 勘定)	13 会計(22 勘定)
	資金を計上している資金数	21 資金	25 資金
	外国為替資金	157,958,776	141,616,449
	財政融資資金	141,245,882	146,276,525
	上記の2資金を除く資金の合計額(注6)	133,535,699	154,019,417
損益	法令上損益計算書を作成している特別会計(勘定)数	9 会計(22 勘定)	12 会計(31 勘定)
	翌年度繰越利益金を計上している特別会計(勘定)数(注7)	6 会計(12 勘定)	8 会計(17 勘定)
	翌年度繰越損失金を計上している特別会計(勘定)数(注8)	2 会計(4 勘定)	4 会計(5 勘定)

(注3) 特別会計においては、農業共済再保険、漁船再保険及び漁業共済保険、社会資本整備事業各特別会計の3特別会計が廃止され、勘定においては、交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金、交通安全対策特別交付金両勘定、年金特別会計の福祉年金勘定、食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化、米管理、麦管理、調整各勘定、農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金、農業、家畜、果樹、園芸施設、業務各勘定、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険、漁船特殊保険、漁船乗組員給与保険、漁業共済保険、業務各勘定及び社会資本整備事業特別会計の治水、道路整備、港湾、空港整備、業務各勘定の23勘定が廃止された。また、新たに、食料安定供給特別会計の食糧管理、農業共済再保険、漁船再保険、漁業共済保険各勘定及び自動車安全特別会計の空港整備勘定の5勘定が設置された。なお、26年度からは交付税及び譲与税配付金特別会計は勘定区分のない特別会計となった。

(注4) 一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

26年度(百万円)		25年度(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計	17,158,460 (30.7%)	交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	17,553,472 (31.3%)
国債整理基金特別会計	21,460,231 (10.3%)	国債整理基金特別会計	20,448,875 (9.1%)
年金特別会計(国民年金勘定)	1,931,915 (42.4%)	年金特別会計(国民年金勘定)	2,111,918 (42.4%)
年金特別会計(厚生年金勘定)	8,769,017 (21.2%)	年金特別会計(厚生年金勘定)	8,305,803 (21.2%)
年金特別会計 (子どものための金銭の給付勘定)	1,222,697 (82.2%)	年金特別会計 (子どものための金銭の給付勘定)	1,271,592 (82.6%)
東日本大震災復興特別会計	1,687,425 (31.5%)	社会資本整備事業特別会計 (治水勘定)	1,117,051 (73.9%)
		社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	2,162,053 (68.6%)
		東日本大震災復興特別会計	3,176,949 (46.9%)

(注5) 収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額を決算剰余金という。また、決算剰余金が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める決算剰余金の割合である。

26年度(百万円)		25年度(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計	2,056,180 (3.7%)	交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	2,312,025 (4.1%)
国債整理基金特別会計	3,071,049 (1.5%)	国債整理基金特別会計	26,386,986 (11.7%)
外国為替資金特別会計	3,413,368 (97.8%)	外国為替資金特別会計	3,209,482 (96.5%)
年金特別会計(厚生年金勘定)	1,763,694 (4.3%)	東日本大震災復興特別会計	2,363,598 (34.9%)
東日本大震災復興特別会計	1,565,240 (29.2%)		

(注6) 外国為替資金証券の発行収入等を財源とする「外国為替資金」、他の積立金等からの預託金及び財政投融资特別会計が発行する国債の発行収入等を財源とする「財政融資資金」を除く資金の合計額である。また、資金の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

26年度末(百万円)		25年度末(百万円)	
地震再保険特別会計積立金	1,052,103	国債整理基金	3,040,271
国債整理基金	3,000,558	外国為替資金特別会計積立金	21,991,924
労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,800,752	労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,844,172
労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	6,062,093	労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	5,925,658
年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,475,420	年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,322,276
年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,094,516	年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,003,977
年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	103,173,745	年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	102,835,445

(注7) 翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

26年度末(百万円)		25年度末(百万円)	
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,006,574	労働保険特別会計(労災勘定)	8,186,831
労働保険特別会計(労災勘定)	8,177,850	労働保険特別会計(雇用勘定)	6,849,999
労働保険特別会計(雇用勘定)	7,031,782	年金特別会計(基礎年金勘定)	2,980,527
年金特別会計(基礎年金勘定)	3,190,474	年金特別会計(国民年金勘定)	7,787,442
年金特別会計(国民年金勘定)	7,883,793	年金特別会計(厚生年金勘定)	107,793,154
年金特別会計(厚生年金勘定)	109,192,823		

(注8) 翌年度繰越損失金が生じている特別会計は、次のとおりである。

26年度末(百万円)		25年度末(百万円)	
年金特別会計(健康勘定)	△ 975,099	年金特別会計(健康勘定)	△ 1,192,924
食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)	△ 17,542	農業共済再保険特別会計(果樹勘定)	△ 26,735
食料安定供給特別会計 (漁業共済保険勘定)	△ 33,906	漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 (漁船普通保険勘定)	△ 32,188
食料安定供給特別会計(業務勘定)	△ 307	漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 (漁業共済保険勘定)	△ 36,495
		社会資本整備事業特別会計(業務勘定)	△ 1,308

4 一般会計及び特別会計の債務

平成26年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額等及びその主な内訳は、次のとおりである。

区 分	26年度(百万円)	25年度(百万円)
年度末債務現在額の合計額	1,115,638,948	1,088,488,982
うち公債(注9)	881,542,719	853,820,214
うち借入金	54,984,086	55,504,742
一般会計(注10)	13,404,159	14,085,641
特別会計		
借入金を計上している特別会計(勘定)数	6会計(7勘定)	6会計(7勘定)
借入金(注11)	41,579,926	41,419,101
利子支払額の合計額	9,864,433	9,915,130
うち公債利子等	9,545,707	9,511,106
うち借入金利子	296,852	324,709
一般会計	231,512	243,393
特別会計	65,340	81,315

(注9) 公債の主なものは、次のとおりである。

26年度末(百万円)		25年度末(百万円)	
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	479,036,199	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	449,857,682
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	260,117,292	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	258,026,939
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	98,990,964	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	104,210,415
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	17,978,459	日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	18,108,371
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	8,279,527	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	9,013,536
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと(年金特例公債)	4,902,405	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと(年金特例公債)	5,193,191
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	2,116,984	国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	2,162,363
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	1,654,562	交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	1,509,548

(注10) 一般会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、これらは全て財政融資資金からの借入金である。

26年度末(百万円)		25年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金借入金	12,845,392	交付税及び譲与税配付金借入金	13,429,274
日本高速道路保有・債務返済機構借入金	359,949	日本高速道路保有・債務返済機構借入金	405,424
旧国営土地改良事業借入金	84,872	旧国営土地改良事業借入金	126,564
旧国立高度専門医療センター借入金	71,861	旧国立高度専門医療センター借入金	81,164
旧社会資本整備事業借入金	660	旧社会資本整備事業借入金	1,792

(注11) 特別会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、平成26年度末現在額のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金については23兆1000億余円、エネルギー対策特別会計(原子力損害賠償支援勘定)における借入金については全額、国有林野事業債務管理特別会計における借入金については9175億余円が、それぞれ民間金融機関からの借入金であるが、その他は財政融資資金からの借入金である。

26年度末(百万円)		25年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計	33,117,295	交付税及び譲与税配付金特別会計	33,317,295
エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	4,482,299	エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	4,032,299
年金特別会計(健康勘定)	1,479,228	年金特別会計(健康勘定)	1,479,228
国有林野事業債務管理特別会計	1,258,253	国有林野事業債務管理特別会計	1,265,880

第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成26年度末における国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。)の状況は、次のとおりである。

区 分		26年度(百万円)	25年度(百万円)
年度末法人数	政府関係機関	4 法人	4 法人
	独立行政法人	93 法人	94 法人
	国立大学法人等(注1)	90 法人	90 法人
	その他の法人	25 法人	24 法人
	計(注2)	211 法人	211 法人
年度末における資産、負債及び純資産の状況(注3)	資産の部	757,298,764	666,171,856
	うち独立行政法人(注4)	314,367,690	309,947,954
	うち国立大学法人等	10,523,275	10,592,292
	負債の部	648,829,388	572,657,362
	うち独立行政法人	255,358,940	264,354,732
	うち国立大学法人等	3,316,366	3,493,307
	純資産の部	108,469,376	93,514,494
	うち独立行政法人	59,008,749	45,593,222
	うち国立大学法人等	7,206,909	7,098,984
	うち政府出資金	48,819,437	48,634,920
	うち独立行政法人	16,188,362	16,349,826
	うち国立大学法人等	6,150,977	6,152,102
	民間金融機関が銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているリスク管理債権の開示基準を参考にすると、延滞債権等の状況を開示している法人(注5)(注6)	12 法人	12 法人

区 分		26年度(百万円)	25年度(百万円)
損益の状況	当期利益金を計上している法人	151 法人	153 法人
	うち独立行政法人	68 法人	75 法人
	うち国立大学法人等	62 法人	58 法人
	当期損失金を計上している法人	60 法人	57 法人
	うち独立行政法人	24 法人	18 法人
	うち国立大学法人等	28 法人	31 法人
	損益を計上していない法人	1 法人	2 法人
	うち独立行政法人	1 法人	1 法人
	うち国立大学法人等	0 法人	1 法人
	翌年度繰越損失金を計上している法人(注7)	29 法人	27 法人
翌年度繰越損失金の額の合計	1,970,827	2,031,020	
国からの補助金等及び政府出資額の状況	政府関係機関に対するもの		
	補給金	36,228	42,768
	補助金	291	381
	交付金	—	—
	政府出資額	322,357	178,999
	計	358,877	222,148
	独立行政法人に対するもの		
	施設整備費補助金	127,242	226,570
	運営費交付金	1,482,132	1,431,749
	その他の補助金等	957,186	1,015,459
	政府出資額	115,509	253,249
	計	2,682,069	2,927,029
	国立大学法人等に対するもの		
	施設整備費補助金	197,306	258,402
	運営費交付金	1,114,724	1,080,537
	その他の補助金等	139,293	171,330
	政府出資額	—	—
	計	1,451,324	1,510,270
	その他の法人に対するもの		
	補給金	3,835	4,000
補助金	1,831,634	1,779,614	
交付金	8,660,080	8,542,887	
政府出資額	24,748	60,000	
計	10,520,299	10,386,502	
合計	15,012,570	15,045,950	

(注1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。

(注2) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は政府関係機関に含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては1法人としている。

(注3) 政府出資金の額が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。なお、「純資産の部」の金額が「うち政府出資金」の金額を下回っているのは、過年度に生じた損失金の累計額である繰越損失金等が生じているためである。

26年度末(百万円)		25年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
資産の部	23,608,940	資産の部	24,653,427
負債の部	18,981,634	負債の部	20,145,668
純資産の部	4,627,306	純資産の部	4,507,759
うち政府出資金	6,002,365	うち政府出資金	5,761,246

26年度末(百万円)		25年度末(百万円)	
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
資産の部	18,463,816	資産の部	16,346,047
負債の部	16,003,296	負債の部	14,004,734
純資産の部	2,460,520	純資産の部	2,341,312
うち政府出資金	1,391,000	うち政府出資金	1,360,000
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
資産の部	11,336,721	資産の部	11,153,848
負債の部	2,200,569	負債の部	2,156,395
純資産の部	9,136,151	純資産の部	8,997,452
うち政府出資金	7,813,897	うち政府出資金	7,765,397
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人福祉医療機構	
資産の部	4,688,728	資産の部	4,770,071
負債の部	3,540,871	負債の部	3,437,630
純資産の部	1,147,856	純資産の部	1,332,441
うち政府出資金	1,121,382	うち政府出資金	1,301,835
独立行政法人中小企業基盤整備機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構	
資産の部	12,470,678	資産の部	11,444,257
負債の部	11,288,160	負債の部	10,520,665
純資産の部	1,182,517	純資産の部	923,592
うち政府出資金	1,105,576	うち政府出資金	1,109,976
独立行政法人都市再生機構		独立行政法人都市再生機構	
資産の部	13,811,176	資産の部	14,190,475
負債の部	12,828,516	負債の部	13,254,269
純資産の部	982,660	純資産の部	936,205
うち政府出資金	1,059,168	うち政府出資金	1,056,168
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	
資産の部	40,927,497	資産の部	40,955,932
負債の部	30,627,554	負債の部	31,219,348
純資産の部	10,299,943	純資産の部	9,736,584
うち政府出資金	4,049,092	うち政府出資金	4,026,229
国立大学法人等		国立大学法人等	
国立大学法人東京大学		国立大学法人東京大学	
資産の部	1,393,860	資産の部	1,391,504
負債の部	282,077	負債の部	283,523
純資産の部	1,111,783	純資産の部	1,107,981
うち政府出資金	1,045,247	うち政府出資金	1,045,247
その他の法人		その他の法人	
日本郵政株式会社		日本郵政株式会社	
資産の部	9,107,178	資産の部	9,740,129
負債の部	362,721	負債の部	1,020,744
純資産の部	8,744,456	純資産の部	8,719,384
うち政府出資金	8,003,856	うち政府出資金	8,003,856
株式会社日本政策投資銀行		株式会社日本政策投資銀行	
資産の部	16,283,399	資産の部	16,247,962
負債の部	13,563,994	負債の部	13,637,880
純資産の部	2,719,404	純資産の部	2,610,081
うち政府出資金	1,479,239	うち政府出資金	1,479,239

第6章 第1節 第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

(注4) 「うち独立行政法人」の計数には、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を含めていない。以下同じ。

(注5) 「リスク管理債権」は、銀行法等により、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- ① 破綻先債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金
- ② 延滞債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金
- ③ 3か月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(①及び②を除く。)
- ④ 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①、②及び③を除く。)

(注6) 延滞債権等の額の合計が1000億円以上の法人の状況は、次のとおりである。

26年度末(百万円)		25年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
破綻先債権	25,758	破綻先債権	31,710
延滞債権	747,100	延滞債権	771,731
3か月以上延滞債権	1,349	3か月以上延滞債権	1,558
貸出条件緩和債権	606,224	貸出条件緩和債権	627,331
合計	1,380,432	合計	1,432,332
貸付金等残高	19,648,688	貸付金等残高	20,660,457
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	120,482	延滞債権	96,366
3か月以上延滞債権	35,945	3か月以上延滞債権	75,579
貸出条件緩和債権	73,770	貸出条件緩和債権	77,386
合計	230,198	合計	249,332
貸付金等残高	14,432,949	貸付金等残高	12,655,401
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	68,324	延滞債権	68,575
3か月以上延滞債権	—	3か月以上延滞債権	17,728
貸出条件緩和債権	771,262	貸出条件緩和債権	794,570
合計	839,587	合計	880,874
貸付金等残高	11,291,805	貸付金等残高	11,137,243
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人福祉医療機構	
破綻先債権	12,131	破綻先債権	15,479
延滞債権	43,250	延滞債権	34,764
3か月以上延滞債権	6,496	3か月以上延滞債権	7,730
貸出条件緩和債権	73,345	貸出条件緩和債権	95,584
合計	135,223	合計	153,558
貸付金等残高	4,551,069	貸付金等残高	4,600,536
独立行政法人日本学生支援機構		独立行政法人日本学生支援機構	
破綻先債権	16,917	破綻先債権	16,241
延滞債権	205,823	延滞債権	209,271
3か月以上延滞債権	46,717	3か月以上延滞債権	45,945
貸出条件緩和債権	269,634	貸出条件緩和債権	232,080
合計	539,093	合計	503,539
貸付金等残高	8,604,221	貸付金等残高	8,212,594
独立行政法人住宅金融支援機構		独立行政法人住宅金融支援機構	
破綻先債権	84,197	破綻先債権	96,645
延滞債権	392,124	延滞債権	459,451
3か月以上延滞債権	111,147	3か月以上延滞債権	128,897

26年度末(百万円)		25年度末(百万円)	
貸出条件緩和債権	877,714	貸出条件緩和債権	1,082,172
合計	1,465,184	合計	1,767,166
貸付金等残高	24,968,798	貸付金等残高	26,504,165
その他の法人		その他の法人	
株式会社日本政策投資銀行		株式会社日本政策投資銀行	
破綻先債権	—	破綻先債権	2,710
延滞債権	78,937	延滞債権	93,669
3か月以上延滞債権	—	3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	21,741	貸出条件緩和債権	39,362
合計	100,678	合計	135,743
貸付金等残高	13,409,078	貸付金等残高	13,963,046

(注7) 翌年度繰越損失金が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。

26年度末(百万円)		25年度末(百万円)	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
翌年度繰越損失金	1,375,058	翌年度繰越損失金	1,253,487
(当期損失金)	(134,789)	(当期損失金)	(35,936)

第3 財政投融资

1 財政投融资の概要

国の財政投融资の主なもの、財政投融资計画に基づき、社会資本の整備、中小企業に対する融資等の国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融资の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。

2 財政投融资の原資

財政投融资の主な原資は、次のとおり、財政融資資金、財政投融资特別会計(投資勘定)並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

- ① 財政融資資金は、財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。
- ② 財政投融资特別会計(投資勘定)は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ③ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

3 財政投融资計画の実績

平成26年度における財政投融资計画に係る財政融資資金等の貸付け等の実績及び同年度末における残高は、次の原資別及び貸付け等先別の内訳のとおりである。

区 分		26年度(百万円)	25年度(百万円)
原 資 別	財政融資資金(注1)(注2)	実 績	9,335,793
		年度末残高	110,402,910
	財政投融资特別会計(投資勘定)	実 績	122,539
		年度末残高	4,809,730
	政府保証債及び政府保証借入金(注2)	実 績	3,521,407
		年度末残高	37,094,948
郵便貯金資産	実 績	—	
	年度末残高	1,459,548	

区 分		26年度(百万円)	25年度(百万円)
原 資 別	簡易生命保険資産	実 績	—
		年度末残高	8,471,391
	計	実 績	12,979,740
		年度末残高	162,238,529
貸 付 け 等 先 別	一般会計(注3)	実 績	—
		年度末残高	517,344
	特別会計	実 績	13,261
		年度末残高	1,227,352
	政府関係機関	実 績	4,251,967
		年度末残高	26,502,550
	事業団等	実 績	733,082
		年度末残高	9,667,915
	独立行政法人	実 績	3,775,808
		年度末残高	54,462,783
	地方公共団体	実 績	3,532,420
		年度末残高	60,945,286
	その他	実 績	673,200
		年度末残高	8,915,296
	計(注4)	実 績	12,979,740
		年度末残高	162,238,529

(注1) 財政融資資金の平成26年度末の財源のうち、財投債は98兆9909億余円、預託金は41兆1809億余円である。

(注2) 財政融資資金により引き受けた債券は収入金ベースで計上し、政府保証債は額面ベースで計上している。

(注3) 一般会計の年度末残高は、旧国営土地改良事業特別会計、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、旧国立高度専門医療センター特別会計及び旧社会資本整備事業特別会計の財政融資資金からの借入金を承継したものである。

(注4) 貸付け等の年度末残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

26年度末(百万円)		25年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫	16,864,879	株式会社日本政策金融公庫	17,869,543
株式会社国際協力銀行	7,343,999	株式会社国際協力銀行	7,189,357
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1,763,640	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1,781,961
事業団等		事業団等	
株式会社日本政策投資銀行	8,443,097	株式会社日本政策投資銀行	8,262,292
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構	2,939,712	独立行政法人福祉医療機構	2,838,319
独立行政法人日本学生支援機構	5,332,442	独立行政法人日本学生支援機構	4,944,088
独立行政法人都市再生機構	10,411,121	独立行政法人都市再生機構	10,505,206
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	21,745,264	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	22,234,816
独立行政法人住宅金融支援機構	11,001,899	独立行政法人住宅金融支援機構	13,124,356
地方公共団体	60,945,286	地方公共団体	63,291,242
その他		その他	
地方公共団体金融機構	8,397,271	地方公共団体金融機構	8,975,803

第4 個別の決算等

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第2節に記述するとおりであるが、国の会計等のよりの確な理解に資するために、純計額でみた国の財政状況について個別に取り上げることとして、その現状を述べると次のとおりである。

純計額でみた国の財政状況

1 純計額等の概要

(1) 国の決算額と純計額等

国の会計は、財政法(昭和22年法律第34号)第13条の規定に基づき、一般会計と国が特定の事業を行う場合等に限り法律をもって設置される特別会計とに分かれているが、これらの会計は相互に完全に独立しているわけではなく、歳出財源の受入れ及び繰入れ並びに費用の受入れ及び支払(以下、これらを合わせて「財政資金の受入れ及び繰入れ」という。)が一般会計と特別会計間、特別会計間、同一特別会計内の勘定間等において行われている。

このように、国の各会計間等においては財政資金の受入れ及び繰入れが行われていることから、各会計の歳入歳出額を単純に合算しても、実質的な財政規模を示すものとはならない。

このため、国の実質的な財政規模を示すものとして、内閣は、各会計の歳入歳出額を単純に合算した金額(以下「総計額」という。)から、各会計間等における財政資金の受入れ及び繰入れの金額(以下「重複額」という。)を控除した金額(以下「純計額」という。)を算定しており、純計額は、前年度の1月中に提出されることが常例となっている毎会計年度の予算が国会に提出される際に、財政法第28条の規定に基づき、参考のために添付される前々年度歳入歳出決算純計表、前年度歳入歳出決算見込純計表及び当該年度歳入歳出予算純計表(以下「純計表」という。)に示されている。

そして、純計表には、参考として、総計額、重複額及び純計額を各省各庁の所管(主管)別に分類した表及び歳入純計額をその性質別に分類し、歳出純計額を主要な施策別に分類(以下「主要経費別分類」という。)した表が付されている。

純計表に示されている総計額、重複額及び純計額は、前々年度の収納済歳入額及び支出済歳出額(以下、収納済歳入額を「歳入決算額」、支出済歳出額を「歳出決算額」、両者を合わせて「決算額」という。)、前年度の決算見込額又は当該年度の予算額を対象としてそれぞれ示されているが、以下においては、決算額を対象とした金額を総計額、重複額及び純計額としている。

また、法律に基づくものではないが、国の財務に関する状況を一覧で分かりやすく開示するために、企業会計の慣行を参考とし、各会計の決算額等を基に各省庁が作成した省庁別財務書類を合算する際に、省庁間の内部取引を相殺消去するなどの必要な修正を行った国の財務書類(一般会計・特別会計)(以下「国の財務書類」という。)が作成され、公表されている。

(2) 歳入歳出の決算処理

国の各会計の歳入歳出決算は、財政法及び特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)の規定に基づき作成され、各会計における毎会計年度の歳入決算額から歳出決算額を控除した残額(以下「決算上の剰余金」という。)を生じた場合等の処理(以下「決算処理」という。)については、財政法、特会法等にそれぞれ定められている。

一般会計で生じた決算上の剰余金は、財政法第41条に基づき、一般会計の翌年度の歳入に繰り入れられる。また、各特別会計で生じた決算上の剰余金は、特会法の各規定に基づき、①当該特別会計に所属する財政法第44条の資金^(注1)(以下「44条資金」という。)に繰り入れられるもの、②当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れられるもの及び③一般会計の翌年度の歳入に繰り入れられるものがある。また、各特別会計の歳入歳出の決算上不足が生じた場合等には、44条資金から補足する特別会計もある。

(注1) 財政法第44条の資金 財政法第44条は、「国は、法律を以って定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。」と規定しており、この規定に基づき法律をもって設置された資金として、一般会計に所属する決算調整資金、財政投融资特別会計に所属する財政融資資金等がある。これらの資金は、1会計年度内に消費することを予定せず、一般の現金と区分して保有し、運用され、主として歳入歳出外で経理される金銭であり、1会計年度の全ての歳入歳出を予算計上しなければならぬ総計予算主義の例外となっている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

国の財政の状況は、一般会計や各特別会計の決算額を個々にみるだけでなく、総計額から重複額を控除した純計額を用いることで、全体の状況をより的確に把握することができるようになる。そこで、本院は、正確性等の観点から、純計額の性質別分類及び主要経費別分類を、経費の用途等に分類することなどにより、国全体の収入支出及び財政状況はどのようになっているか、一般会計の決算額のうち大きな割合を占めている公債金及借入金、国債費及び社会保障関係費は純計額でみると、どのような推移を示すのかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、各年度の一般会計及び各特別会計の決算額を対象として、一般会計歳入歳出決算の内訳を示している歳入決算明細書及び歳出決算報告書並びに特別会計歳入歳出決定計算書の各科目に付された経費の性質、分類等を明らかにしたコード番号により収入支出を分類、集計するなどして分析するとともに、財務本省において関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

なお、純計額を用いた分析については、最新の純計額が把握できる平成25年度決算を中心に行った。

3 純計額でみた国の財政状況

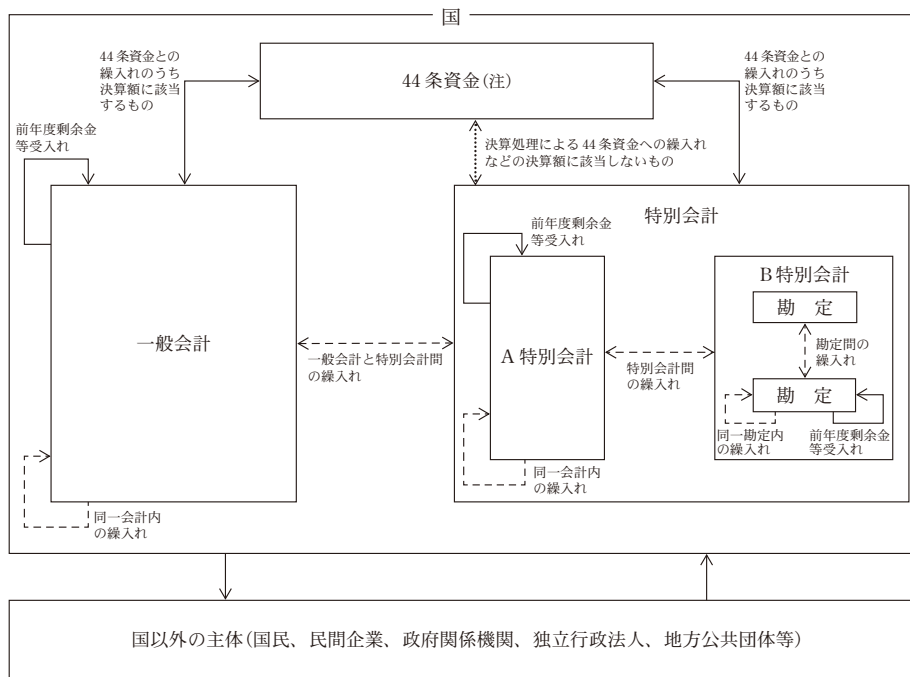
(1) 財政資金の受入れ及び繰入れと純計額

ア 財政資金の受入れ及び繰入れ

前記のとおり、総計額から、各会計間等における財政資金の受入れ及び繰入れの金額である重複額を控除して純計額が算定されており、国と国以外の主体との間及び国内部における財政資金の受入れ及び繰入れと純計額との関係は、図1のとおりである。

なお、国内部における財政資金の受入れ及び繰入れのうち、前年度の決算処理の際に生じた決算上の剰余金及び44条資金から補足された金額の当年度の同一会計の歳入としての受入れ(以下「前年度剰余金等受入れ」という。)及び上記以外の歳入又は歳出の決算額に含まれる44条資金との間の繰入れは、重複額ではないため控除されずに純計額となる。また、特別会計における決算上の剰余金を積立金として積み立てるような決算処理により行われる44条資金への繰入れなどの決算額に該当しないものについては、総計額にも純計額にも含まれていない。

図1 国と国以外の主体との間及び国内部における財政資金の受入れ及び繰入れと純計額との関係



<====> 純計額に含まれるもの
 <-----> 控除されて純計額には含まれないもの
 <.....> 決算額に該当しないため純計額には含まれないもの

(注) 44条資金は各会計に所属するものであるが、国内部における財政資金の受入れ及び繰入れの関係を示すために、便宜上、各会計の外側に図示している。

イ 純計額

(ア) 総計額、純計額及び再差引純計額の推移

純計表においては、歳入歳出の別に一般会計総額、特別会計総額、これらを合算した総計額、重複額及び純計額が示されている。また、歳入純計額には、国債を借り換えるために特会法第46条及び第47条の規定に基づき国債整理基金特別会計において発行された国債(以下「借換国債」という。)の発行収入金(以下「借換債収入額」という。)が、歳出純計額には借換債収入額による国債の償還額(以下「借換債償還額」という。)がそれぞれ含まれているが、借換債収入額は、そのまま国債の償還に充てられるものであり、当該年度の償還に充てられる借換債収入額と借換債償還額は歳入と歳出で同額となることから、純計表には、これらを控除した再差引純計額も示されている。

国は、様々な歳出需要を賄うために必要となる財源を、租税の徴収や国債の発行等により調達しているが、歳出財源の範囲内で歳出を行うことや税収等の歳入に係る見積りを実際の歳入が上回ることなどにより、各会計を個々にみた場合、通常、決算上の剰余金が生ずることになる。

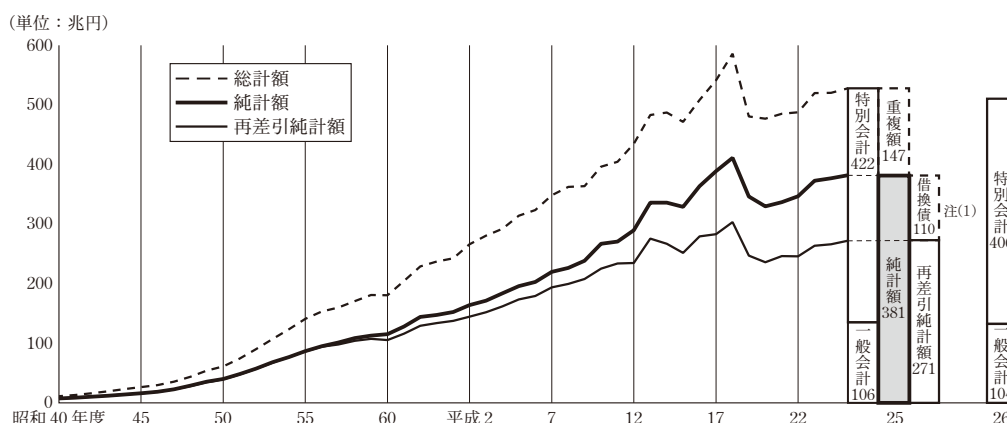
このため、各会計の決算額を合算した総計額は、歳入が歳出を上回ることが一般的であり、純計額及び再差引純計額においても歳入が歳出を上回っており、それぞれの歳入と歳出はおおむね連動して推移している。

歳入補填の公債が初めて発行された昭和40年度以降の歳出の総計額、純計額及び再差引純計額の推移をみると、40年度は、歳出総計額10兆1293億円、歳出純計額6兆6068億円、歳出再差引純計額6兆5860億円であったが、社会保障制度の拡充、国債残高の累増等により、おおむ

ね右肩上がりの傾向を示しており、平成25年度には、歳出総計額482兆9058億円、歳出純計額337兆8413億円、歳出再差引純計額227兆6844億円となっている。

一方、歳入の総計額、純計額及び再差引純計額の推移は図2のとおりであり、上記の歳出需要の増加を賄うため、昭和40年度の歳入純計額は7兆4625億円であったが、歳出と同様におおむね右肩上がりの傾向を示しており、平成25年度には歳入純計額が381兆8671億円となっている。なお、19年度が、18年度に比べて大きく減少しているのは、18年度まで地方財政の財源不足の補填のために交付税及び譲与税配付金特別会計において毎年度短期の借入れと償還を行っていた借入金のうち18兆6647億円を19年度に同特別会計から一般会計に帰属させたことにより、当該部分に相当する短期の借入れと償還を行わなくなったことから、19年度以降の借入れと償還の額が減少したこと、18年度には、国債残高圧縮の観点から財政融資資金特別会計の積立金の一部12兆円が国債整理基金特別会計へ繰り入れられて国債の償還に充てられたが、19年度には同様の措置が行われなかったことなどによるものであり、国の財政状況の実質的な変動を示すものではない。

図2 歳入の総計額、純計額及び再差引純計額の推移



注(1) 「借換債」は、当該年度の償還に充てられる借換債収入額を表している。

注(2) 平成26年度は、参考として総計額を示している。

(イ) 重複額

25年度の歳入重複額147兆0280億円の内訳は、表1のとおりであり、国債の償還等のために一般会計、交付税及び譲与税配付金特別会計等9特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れが80兆1142億円(54.4%)を占めている。

表1 歳入重複額の内訳(平成25年度)

(単位:億円)

区 分	重複額	割合	主 な 繰 入 れ	
一般会計と特別会計間	60兆2013	40.9%		
一般会計から特別会計への繰入れ	57兆9370	39.4%	国債の償還財源等の一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れ	20兆4488
			地方交付税交付金及び地方特例交付金財源の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れ	17兆5534
			基礎年金拠出金等の一部に充てるための国庫負担金、児童手当等の給付に係る国庫負担金等の財源の一般会計から年金特別会計への繰入れ	11兆6974
特別会計から一般会計への繰入れ	2兆2643	1.5%	24年度の決算上の剰余金の外国為替資金特別会計等5特別会計から一般会計への繰入れ	1兆9635
特別会計間	61兆8900	42.0%	国債の償還財源等の交付税及び譲与税配付金特別会計等9特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れ	59兆6653
同一特別会計内の勘定間	24兆8310	16.8%	基礎年金給付費等の財源の年金特別会計国民年金勘定及び厚生年金勘定から基礎年金勘定への繰入れ	18兆8688
同一会計内又は同一勘定内	1054	0.0%	国債整理基金特別会計が保有する国債の利子収入の同会計からの繰入れ	1024
計	147兆0280	100.0%		
国債の償還等のために一般会計、交付税及び譲与税配付金特別会計等9特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れ				80兆1142

第6章
第1節
第4
個別の決算等

(注2) 9特別会計 交付税及び譲与税配付金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、社会資本整備事業、東日本大震災復興各特別会計

(ウ) 純計額

25年度の歳入純計額のうち国の歳出需要を賄うために行う国債の発行等による収入である公債金及借入金が56.8%を占めていて、歳出純計額のうち国債の償還等に要する経費である国債費が58.6%、社会保障に係る経費が22.2%を占めている(図3参照)。

なお、再差引純計額に占める割合は、公債金及借入金が43.4%、国債費が38.6%、社会保障に係る経費が33.0%となっている。

図3 歳入純計額と歳出純計額の内訳(平成25年度)

<table border="1"> <tr> <td>租税</td> <td>50兆0861億円(13.1%)</td> </tr> <tr> <td> 所得税</td> <td>15兆5308億円(4.0%)</td> </tr> <tr> <td> 法人税</td> <td>10兆4937億円(2.7%)</td> </tr> <tr> <td> 消費税</td> <td>10兆8140億円(2.8%)</td> </tr> <tr> <td>保険料及再保険料</td> <td>37兆8026億円(9.8%)</td> </tr> <tr> <td> 社会保険料</td> <td>37兆6682億円(9.8%)</td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td>17兆6662億円(4.6%)</td> </tr> <tr> <td>公債金及借入金</td> <td>216兆9309億円(56.8%)</td> </tr> <tr> <td> 公債金</td> <td>176兆2265億円(46.1%)</td> </tr> <tr> <td> 建設国債</td> <td>7兆0139億円(1.8%)</td> </tr> <tr> <td> 特例国債</td> <td>33兆8369億円(8.8%)</td> </tr> <tr> <td> 年金特例国債</td> <td>2兆6035億円(0.6%)</td> </tr> <tr> <td> 財投債</td> <td>10兆6999億円(2.8%)</td> </tr> <tr> <td> 借換国債</td> <td>122兆0719億円(31.9%)</td> </tr> <tr> <td> 25年度発行前倒債</td> <td>23兆2757億円(6.0%)</td> </tr> <tr> <td> 25年度発行借換国債</td> <td>98兆7962億円(25.8%)</td> </tr> <tr> <td> 借入金等</td> <td>40兆7044億円(10.6%)</td> </tr> <tr> <td> 財政融資資金からの借入金</td> <td>11兆7138億円(3.0%)</td> </tr> <tr> <td>前年度剰余金等受入れ</td> <td>40兆3468億円(10.5%)</td> </tr> <tr> <td> 24年度発行前倒債の繰越し</td> <td>11兆3606億円(2.9%)</td> </tr> <tr> <td>44条資金より受入れ</td> <td>19兆0343億円(4.9%)</td> </tr> <tr> <td> 財政融資資金より受入れ</td> <td>15兆7709億円(4.1%)</td> </tr> </table>	租税	50兆0861億円(13.1%)	所得税	15兆5308億円(4.0%)	法人税	10兆4937億円(2.7%)	消費税	10兆8140億円(2.8%)	保険料及再保険料	37兆8026億円(9.8%)	社会保険料	37兆6682億円(9.8%)	その他の収入	17兆6662億円(4.6%)	公債金及借入金	216兆9309億円(56.8%)	公債金	176兆2265億円(46.1%)	建設国債	7兆0139億円(1.8%)	特例国債	33兆8369億円(8.8%)	年金特例国債	2兆6035億円(0.6%)	財投債	10兆6999億円(2.8%)	借換国債	122兆0719億円(31.9%)	25年度発行前倒債	23兆2757億円(6.0%)	25年度発行借換国債	98兆7962億円(25.8%)	借入金等	40兆7044億円(10.6%)	財政融資資金からの借入金	11兆7138億円(3.0%)	前年度剰余金等受入れ	40兆3468億円(10.5%)	24年度発行前倒債の繰越し	11兆3606億円(2.9%)	44条資金より受入れ	19兆0343億円(4.9%)	財政融資資金より受入れ	15兆7709億円(4.1%)	<table border="1"> <tr> <td>純計剰余金</td> <td>44兆0258億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 翌年度歳入繰入れ</td> <td>41兆3386億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 25年度発行前倒債の繰越し</td> <td>23兆2757億円</td> <td>→ 決算処理による44条資金への繰入れ</td> </tr> <tr> <td> 44条資金への繰入れ</td> <td>2兆6674億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 旧臨時軍事費特別会計の整理注(3)</td> <td>197億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会保障に係る経費</td> <td>75兆1432億円(22.2%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 社会保障関係費</td> <td>74兆7889億円(22.1%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 雇用安定資金へ繰入れ</td> <td>490億円(0.0%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 社会保障関係費以外の主要経費</td> <td>3542億円(0.1%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の経費</td> <td>64兆5398億円(19.1%)</td> <td>→ 決算額に該当する44条資金への繰入れ</td> </tr> <tr> <td> 地方交付税交付金</td> <td>17兆5954億円(5.2%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 公共事業関係費</td> <td>8兆6516億円(2.5%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 文教及び科学振興費</td> <td>6兆2320億円(1.8%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 防衛関係費</td> <td>4兆7813億円(1.4%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 財政融資資金へ繰入れ</td> <td>10兆6999億円(3.1%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国債費</td> <td>198兆1582億円(58.6%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 債務償還費</td> <td>188兆5970億円(55.8%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 公債償還</td> <td>148兆5747億円(43.9%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 一般財源等による償還</td> <td>38兆6023億円(11.4%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 借換国債による償還</td> <td>109兆9723億円(32.5%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 借入金償還</td> <td>40兆0223億円(11.8%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 財政融資資金への借入金償還</td> <td>12兆9994億円(3.8%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 借換国債による償還</td> <td>1845億円(0.0%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 利子及割引料</td> <td>9兆4537億円(2.7%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 国債事務取扱手数料等</td> <td>1074億円(0.0%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借換債償還額</td> <td>110兆1569億円</td> <td>→</td> </tr> </table>	純計剰余金	44兆0258億円		翌年度歳入繰入れ	41兆3386億円		25年度発行前倒債の繰越し	23兆2757億円	→ 決算処理による44条資金への繰入れ	44条資金への繰入れ	2兆6674億円		旧臨時軍事費特別会計の整理注(3)	197億円		社会保障に係る経費	75兆1432億円(22.2%)		社会保障関係費	74兆7889億円(22.1%)		雇用安定資金へ繰入れ	490億円(0.0%)		社会保障関係費以外の主要経費	3542億円(0.1%)		その他の経費	64兆5398億円(19.1%)	→ 決算額に該当する44条資金への繰入れ	地方交付税交付金	17兆5954億円(5.2%)		公共事業関係費	8兆6516億円(2.5%)		文教及び科学振興費	6兆2320億円(1.8%)		防衛関係費	4兆7813億円(1.4%)		財政融資資金へ繰入れ	10兆6999億円(3.1%)		国債費	198兆1582億円(58.6%)		債務償還費	188兆5970億円(55.8%)		公債償還	148兆5747億円(43.9%)		一般財源等による償還	38兆6023億円(11.4%)		借換国債による償還	109兆9723億円(32.5%)		借入金償還	40兆0223億円(11.8%)		財政融資資金への借入金償還	12兆9994億円(3.8%)		借換国債による償還	1845億円(0.0%)		利子及割引料	9兆4537億円(2.7%)		国債事務取扱手数料等	1074億円(0.0%)		借換債償還額	110兆1569億円	→
租税	50兆0861億円(13.1%)																																																																																																																										
所得税	15兆5308億円(4.0%)																																																																																																																										
法人税	10兆4937億円(2.7%)																																																																																																																										
消費税	10兆8140億円(2.8%)																																																																																																																										
保険料及再保険料	37兆8026億円(9.8%)																																																																																																																										
社会保険料	37兆6682億円(9.8%)																																																																																																																										
その他の収入	17兆6662億円(4.6%)																																																																																																																										
公債金及借入金	216兆9309億円(56.8%)																																																																																																																										
公債金	176兆2265億円(46.1%)																																																																																																																										
建設国債	7兆0139億円(1.8%)																																																																																																																										
特例国債	33兆8369億円(8.8%)																																																																																																																										
年金特例国債	2兆6035億円(0.6%)																																																																																																																										
財投債	10兆6999億円(2.8%)																																																																																																																										
借換国債	122兆0719億円(31.9%)																																																																																																																										
25年度発行前倒債	23兆2757億円(6.0%)																																																																																																																										
25年度発行借換国債	98兆7962億円(25.8%)																																																																																																																										
借入金等	40兆7044億円(10.6%)																																																																																																																										
財政融資資金からの借入金	11兆7138億円(3.0%)																																																																																																																										
前年度剰余金等受入れ	40兆3468億円(10.5%)																																																																																																																										
24年度発行前倒債の繰越し	11兆3606億円(2.9%)																																																																																																																										
44条資金より受入れ	19兆0343億円(4.9%)																																																																																																																										
財政融資資金より受入れ	15兆7709億円(4.1%)																																																																																																																										
純計剰余金	44兆0258億円																																																																																																																										
翌年度歳入繰入れ	41兆3386億円																																																																																																																										
25年度発行前倒債の繰越し	23兆2757億円	→ 決算処理による44条資金への繰入れ																																																																																																																									
44条資金への繰入れ	2兆6674億円																																																																																																																										
旧臨時軍事費特別会計の整理注(3)	197億円																																																																																																																										
社会保障に係る経費	75兆1432億円(22.2%)																																																																																																																										
社会保障関係費	74兆7889億円(22.1%)																																																																																																																										
雇用安定資金へ繰入れ	490億円(0.0%)																																																																																																																										
社会保障関係費以外の主要経費	3542億円(0.1%)																																																																																																																										
その他の経費	64兆5398億円(19.1%)	→ 決算額に該当する44条資金への繰入れ																																																																																																																									
地方交付税交付金	17兆5954億円(5.2%)																																																																																																																										
公共事業関係費	8兆6516億円(2.5%)																																																																																																																										
文教及び科学振興費	6兆2320億円(1.8%)																																																																																																																										
防衛関係費	4兆7813億円(1.4%)																																																																																																																										
財政融資資金へ繰入れ	10兆6999億円(3.1%)																																																																																																																										
国債費	198兆1582億円(58.6%)																																																																																																																										
債務償還費	188兆5970億円(55.8%)																																																																																																																										
公債償還	148兆5747億円(43.9%)																																																																																																																										
一般財源等による償還	38兆6023億円(11.4%)																																																																																																																										
借換国債による償還	109兆9723億円(32.5%)																																																																																																																										
借入金償還	40兆0223億円(11.8%)																																																																																																																										
財政融資資金への借入金償還	12兆9994億円(3.8%)																																																																																																																										
借換国債による償還	1845億円(0.0%)																																																																																																																										
利子及割引料	9兆4537億円(2.7%)																																																																																																																										
国債事務取扱手数料等	1074億円(0.0%)																																																																																																																										
借換債償還額	110兆1569億円	→																																																																																																																									
歳入純計額 381兆8671億円(100%)	歳出純計額 337兆8413億円(100%)																																																																																																																										

注(1) 純計表に付されている性質別及び主要経費別に分類された表を基礎として、歳入純計額のうち、国が運営している保険制度に関する収支を区分経理している特別会計である労働保険特別会計等における支払備金受入のように決算処理で翌年度の歳入に繰り入れられるものは前年度剰余金等受入れとして整理したり、後述する社会保障に係る経費の全体像を示すために、歳出純計額のうち、社会保障関係費のほか、社会保障関係費以外の主要経費に含まれている消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く。)等も社会保障に係る経費として整理したりなどしている。

注(2) 純計剰余金44兆0258億円は、各会計の決算上の剰余金を合算した45兆9893億円から、歳入重複額が歳出重複額を上回る額1兆9635億円を控除した金額と同額となっている。純計剰余金の内訳は、各会計の決算上の剰余金を合算した金額の内訳(①翌年度歳入繰入れ43兆3021億円、②44条資金への繰入れ2兆6674億円、③旧臨時軍事費特別会計の整理197億円)の①翌年度歳入繰入れから、歳入重複額が歳出重複額を上回る額1兆9635億円を控除して示している。

注(3) 旧臨時軍事費特別会計に関する歳入歳出の別途整理を取りやめることとしたことに伴う「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成25年法律第76号)附則第15条第2項の規定に基づく控除額である。

注(4) 項目ごとに内訳を示しているが、主な内訳を示している項目は内訳の金額を合計しても項目の金額と一致しない。

歳入純計額と歳出純計額の差額(以下「純計剰余金」という。)は44兆0258億円であり、そのうち、41兆3386億円が各会計の翌年度歳入に繰り入れられ、2兆6674億円が44条資金へ繰り入れられている。

公債金及借入金のうち25年度に発行した借換国債で同年度の国債の償還に充てる分98兆7962億円と、前年度剰余金等受入れのうち24年度に発行した借換国債で25年度の国債の償還に充てる分(以下、翌年度の国債の償還のために発行された借換国債を「前倒債」という。)の繰越し11兆3606億円の合計110兆1569億円が、歳出純計額の国債費のうち借換国債による償還に充てられ、公債金及借入金のうち25年度に発行した前倒債23兆2757億円は、翌年度歳入へ繰り入れられる。

なお、前倒債の発行収入金は、25年度までは発行年度の歳入となった上で翌年度へ繰り越されていたことから、歳入純計額及び純計剰余金に含まれていたが、前倒債の発行と国債の償還と

の対応関係を明確にするために、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第76号)により改正された特会法の規定に基づき、26年度からは、発行年度に国債整理基金特別会計の歳入外として経理され、発行年度の翌年度に歳入に組み入れられており、発行年度の歳入純計額及び純計剰余金に含まれないこととなる。

(エ) 純収支及び国債に係る収入支出を除く純収支

a 純収支

歳入純計額のうち、前年度剰余金等受入れ、44条資金より受入れ及び財政融資資金からの借入金(公債金及借入金の内数)、歳出純計額のうち、44条資金への繰入れ及び財政融資資金への借入金償還額(国債費の内数)は、いずれも国内部における財政資金の受入れ及び繰入れであるため、これらを歳入純計額又は歳出純計額から控除した金額は、決算額のうち国以外の主体からの収入(以下「純収入」という。)と国以外の主体に対する支出(以下「純支出」という。)と捉えることができる。

25年度の純収入は310兆7721億円、純支出は314兆0927億円であり、純収入と純支出の差(以下「純収支」という。)は△3兆3206億円となっている。

なお、前記の前倒債の発行と国債の償還との対応関係を明確にするために行われた特会法改正の趣旨に倣い、上記の純収入に24年度の前倒債の発行収入金11兆3606億円を加え、25年度の前倒債の発行収入金23兆2757億円を控除すると、純収入は298兆8570億円となり、純支出314兆0927億円との差額である純収支は△15兆2357億円となる。

b 国債に係る収入支出を除く純収支

純収入のうち公債金及借入金を控除し、純支出のうち国債費を控除すると、国債の発行等による収入と償還による支出を除く純収入及び純支出となり、その差は国債に係る収入支出を除く純収支を示すこととなる。25年度についてみると、国債に係る収入を除く純収入は105兆5549億円、国債に係る支出を除く純支出は128兆9340億円であり、その差は△23兆3790億円となり、国以外の主体からの国債に係る収入を除く純収入を国以外の主体に対する国債に係る支出を除く純支出が上回っていることを示している。

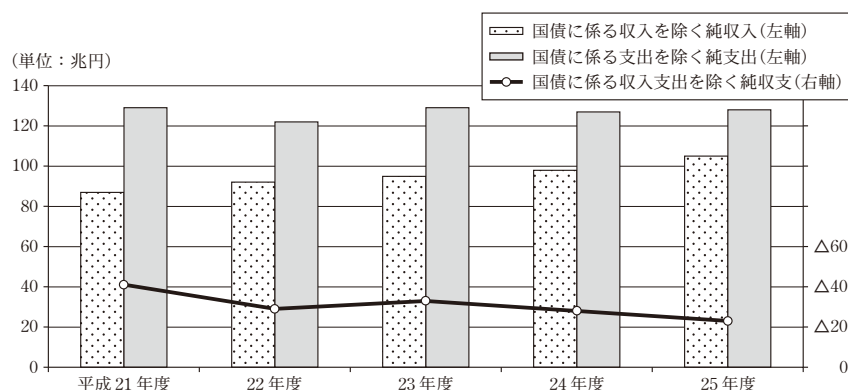
21年度から25年度までの純収支及び国債に係る収入支出を除く純収支の推移は、表2及び図4のとおりであり、収入を支出が上回る金額は、いずれの年度も、純収支よりも国債に係る収入支出を除く純収支の方が大きくなっている。

表2 純収支及び国債に係る収入支出を除く純収支の推移 (単位：億円)

区 分		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
歳入純計額(A)		336兆7601	346兆5397	372兆6361	376兆9833	381兆8671
うち	前年度剰余金等受入れ(B)	25兆8814	32兆6205	42兆5315	38兆1826	40兆3468
	44条資金より受入れ(C)	31兆6433	23兆7735	27兆7351	21兆3401	19兆0343
	公債金及借入金(D)=(E)+(F)	191兆9475	197兆5227	206兆5112	218兆5459	216兆9309
	財政融資資金からの借入金(E)	14兆4374	13兆2925	12兆0110	11兆8837	11兆7138
	上記以外(F)	177兆5101	184兆2302	194兆5002	206兆6621	205兆2171
歳出純計額(G)		303兆1903	302兆0638	332兆6349	332兆8106	337兆8413
うち	44条資金への繰入れ(H)	9兆4176	9兆1181	13兆1099	14兆2199	10兆7490
	国債費(I)=(J)+(K)	164兆7331	170兆4450	190兆3239	191兆5690	198兆1582
	財政融資資金への借入金償還額(J)	15兆6572	15兆7996	14兆7176	13兆0726	12兆9994
	上記以外(K)	149兆0758	154兆6453	175兆6063	178兆4963	185兆1587
純収支(L)=(M)-(N)		△13兆3174	△2928	△14兆4488	588	△3兆3206
純収入(M)=(A)-(B+C+E)		264兆7980	276兆8531	290兆3584	305兆5767	310兆7721
純支出(N)=(G)-(H+J)		278兆1154	277兆1460	304兆8073	305兆5179	314兆0927
(参考) 前倒債発行収入金を、発行年度の歳入純計額に含めないこととした場合の純収支		△16兆1673	△9兆0859	△7兆1767	△1兆6546	△15兆2357
国債に係る収入支出を除く純収支(O)=(P)-(Q)(注)		△41兆7516	△29兆8777	△33兆3427	△28兆1069	△23兆3790
国債に係る収入支出を除く純収入(P)=(M)-(F)		87兆2878	92兆6228	95兆8582	98兆9146	105兆5549
国債に係る収入支出を除く純支出(Q)=(N)-(K)		129兆0395	122兆5006	129兆2010	127兆0215	128兆9340

(注) 国債の発行等による収入や国債の償還による支出を除き、その時点で必要とされる経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標として、基礎的財政収支(プライマリーバランス)がある。基礎的財政収支は、内閣府が我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に国際基準に基づいて推計を行った国民経済計算の一部として、国の一般会計及び地方の普通会計と、それぞれの一部の特別会計等を含む「一般政府」を対象にして示されている。また、財務省においても、国の一般会計を対象にした基礎的財政収支が示されている。本表の「国債に係る収入支出を除く純収支(O)」は、国の一般会計と特別会計を合わせた純計額を対象とした計数であり、基礎的財政収支とは異なる。

図4 国債に係る収入支出を除く純収支の推移



(オ) 国の財務書類との関連

国の財務書類は、国の年度末のストックに関する情報を示す貸借対照表、国の単年度のフローに関する情報を示す業務費用計算書、資産・負債差額増減計算書及び区分別収支計算書の財務書類4表及びこれらに関連する事項についての附属明細書で構成されている。

純計額と国の財務書類のフローに関する情報の対応関係は、財務省の作成している資料によれば、次のとおりである。

- a 業務費用計算書の「費用」と歳出純計額との関係は、図5のとおりであり、歳出純計額のうち、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の負担において発行する公債(以下「財投債」という。)の発行により調達した資金を貸付けの財源として財政融資資金に繰り入れる国の内部取引及び公債金及借入金の元本部分の償還である債務償還費の支出による資産と負債の減少等のストックの変動は業務費用計算書の「費用」には計上されない一方、歳出純計額に計上されていない減価償却費、貸倒引当金繰入額等の現金支出を伴わない費用は業務費用計算書の「費用」に計上されるなどの違いがある。

図5 業務費用計算書の「費用」と歳出純計額との関係の概念図

歳出純計額 (A)	
控除項目 (B)	国の内部取引(財政融資資金へ繰入れ)
	ストックの変動(債務償還費等)
加算項目 (C)	現金支出を伴わない費用(減価償却費、貸倒引当金繰入額等)
業務費用計算書の「費用」 (A) - (B) + (C)	

- b 資産・負債差額増減計算書の「財源」と歳入純計額との関係は、図6のとおりであり、歳入純計額のうち、既に現金・預金として保有している前年度の剰余金を歳入として受け入れるなどの国の内部取引及び公債金及借入金の収入による資産と負債の増加等のストックの変動は資産・負債差額増減計算書の「財源」には計上されないなどの違いがある。

図6 資産・負債差額増減計算書の「財源」と歳入純計額との関係の概念図

歳入純計額 (A)	
控除項目 (B)	国の内部取引(前年度剰余金受入等)
	ストックの変動(公債金及借入金)
資産・負債差額増減計算書の「財源」 (A) - (B)	

- c 区分別収支計算書は、基本的に、純計額と同様に歳入歳出決算で示される財政資金の流れについて、企業会計の慣行を参考に「業務収支」及び「財務収支」に区分して計上している。ただし、純計額には含まれていない決算処理による44条資金への繰入れなどに関する情報を含んでいるなど、異なる部分もある。

このように、純計額は、国全体の決算額を基にしたフローに関する情報を示すものであるのに対して、国の財務書類は、企業会計の慣行を参考として国の財務に関する状況をフロー及びストックの両面から開示するために作成されているものとなっている。

(2) 国債の発行等及び社会保障

前記のとおり、25年度歳入純計額のうち公債金及借入金が占める割合は56.8%(再差引純計額に占める割合は43.4%)、25年度歳出純計額のうち国債費が占める割合は58.6%(同38.6%)、社会保障に係る経費が占める割合は22.2%(同33.0%)となっており、国の財政状況に大きな影響を与えていることから、次において、国債及び社会保障に係る純計額の構成等について分析した。

ア 国債の発行等

(ア) 公債金及借入金

25年度の歳入純計額における公債金及借入金は216兆9309億円であり、その内訳は、表3のとおり、公債金が176兆2265億円、借入金等が40兆7044億円となっている。公債金の主なものは、借換国債^(注3)122兆0719億円、特例国債^(注4)33兆8369億円、財投債10兆6999億円、建設国債7兆0139億円となっている。このうち、借換債収入額は21年度93兆3302億円であったもの

が、25年度122兆0719億円と28兆7417億円増加しているが、同額がそのまま国債の償還に充てられるため、国債残高を累増させるものではなく、当該年度の財政状況を示すものでもない。

一方、借換国債以外の公債の発行収入金は、21年度から25年度までの間に、50兆7029億円から67兆1479億円までの範囲で推移している。また、借入金等の主なものは、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方財政の財源不足を補填するための借入金33兆3172億円である。

(注3) 特例国債 公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注4) 建設国債 財政法第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

表3 公債金及借入金の推移 (単位：億円)

区分	会計名等	種類	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	対21年度	(参考) 26年度
								増△減	
公債金(a)			154兆6952	160兆3315	168兆8958	179兆2437	176兆2265	21兆5312	148兆7099
	一般会計	特例国債(c)	36兆9439	34兆6999	34兆4299	36兆0359	33兆8369	△3兆1069	31兆9158
	一般会計	建設国債(d)	15兆0109	7兆6029	8兆3679	11兆4289	7兆0139	△7兆9970	6兆5769
	一般会計	年金特例国債(e)	—	—	—	2兆5841	2兆6035	2兆6035	—
	東日本大震災復興特別会計	復興債(f)	—	—	11兆2499	2兆3032	—	—	1199
	財政投融资特別会計	財投債(g)	9兆4099	8兆3999	13兆0999	14兆2199	10兆6999	1兆2900	13兆9999
	計(c)+(d)+(e)+(f)+(g)		61兆3649	50兆7029	67兆1479	66兆5724	54兆1545	△7兆2104	52兆6128
	国債整理基金特別会計	借換国債	93兆3302	109兆6285	101兆7478	112兆6712	122兆0719	28兆7417	96兆0970
借入金等(b)			37兆2522	37兆1912	37兆6154	39兆3021	40兆7044	3兆4521	40兆9679
	うち交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定	借入金	33兆6172	33兆6172	33兆5172	33兆4172	33兆3172	△3000	33兆1172
合計(a)+(b)			191兆9475	197兆5227	206兆5112	218兆5459	216兆9309	24兆9834	189兆6779

(イ) 国債費

a 国債費の内訳

25年度の国債費に係る歳出純計額は198兆1582億円となっている。これは、一般会計歳出決算額21兆2935億円と各特別会計歳出決算額の合計258兆3632億円を合算した総計額279兆6567億円から、重複額81兆4984億円を控除した金額である。

そして、重複額81兆4984億円は、主に、国債の償還財源等としての一般会計、交付税及び譲与税配付金特別会計等9特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れであり、重複額を控除した歳出純計額198兆1582億円の内訳をみると、元本の償還に充てる債務償還費188兆5970億円(95.1%)、利子及割引料9兆4537億円(4.7%)、国債事務取扱手数料等1074億円(0.0%)となっている。

国債費に係る歳出純計額の大半を占める25年度の債務償還費について、償還財源別の内訳は、表4のとおりであり、借換債償還額を除いた税収等の一般財源等による償還額が78兆4401億円(41.5%)となっており、このうち、公債償還に係るものは、38兆6023億円となっている。また、公債償還に係る一般財源等による償還額は、21年度から25年度までの間に、22兆1472億円から38兆6023億円までの範囲で推移している。なお、一般財源等による償還額の中には、財投債の償還額が含まれており、その償還の財源が財政融資資金による独立行政法人等への貸付けの回収により賄われているという点が、主として税収を償還の財源とする特例国債等とは異なっている。

表4 債務償還費の推移

(単位：億円)

区 分	平成21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		対21年度 増△減額
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	
公債償還(a)	116兆8149	75.1%	122兆3164	76.0%	142兆0461	78.6%	143兆3849	78.7%	148兆5747	78.7%	31兆7597
一般財源等による償還額(b)	26兆8371	17.2%	22兆1472	13.7%	33兆8629	18.7%	32兆6022	17.9%	38兆6023	20.4%	11兆7651
借換債償還額(c)	89兆9777	57.9%	100兆1692	62.2%	108兆1831	59.8%	110兆7826	60.8%	109兆9723	58.3%	19兆9946
借入金等償還(d)	38兆5322	24.8%	38兆5607	23.9%	38兆5716	21.3%	38兆6474	21.2%	40兆0223	21.2%	1兆4900
一般財源等による償還額(e)	38兆0297	24.4%	37兆8944	23.5%	37兆7348	20.8%	38兆4722	21.1%	39兆8377	21.1%	1兆8080
借換債償還額(f)	5025	0.3%	6662	0.4%	8367	0.4%	1751	0.0%	1845	0.0%	△3180
計(a)+(d)	155兆3471	100.0%	160兆8772	100.0%	180兆6178	100.0%	182兆0323	100.0%	188兆5970	100.0%	33兆2498
一般財源等による償還額(b)+(e)	64兆8668	41.7%	60兆0416	37.3%	71兆5978	39.6%	71兆0745	39.0%	78兆4401	41.5%	13兆5732
借換債償還額(c)+(f)	90兆4802	58.2%	100兆8355	62.6%	109兆0199	60.3%	110兆9578	60.9%	110兆1569	58.4%	19兆6766

21年度から25年度までの特例国債等の借換国債以外の公債の一般財源等による償還額(表4参照)と、借換国債以外の公債の発行収入金(表3参照)を比較すると、毎年度、発行収入金が一般財源等による償還額を上回っており、国債残高を累増させる要因となっている。

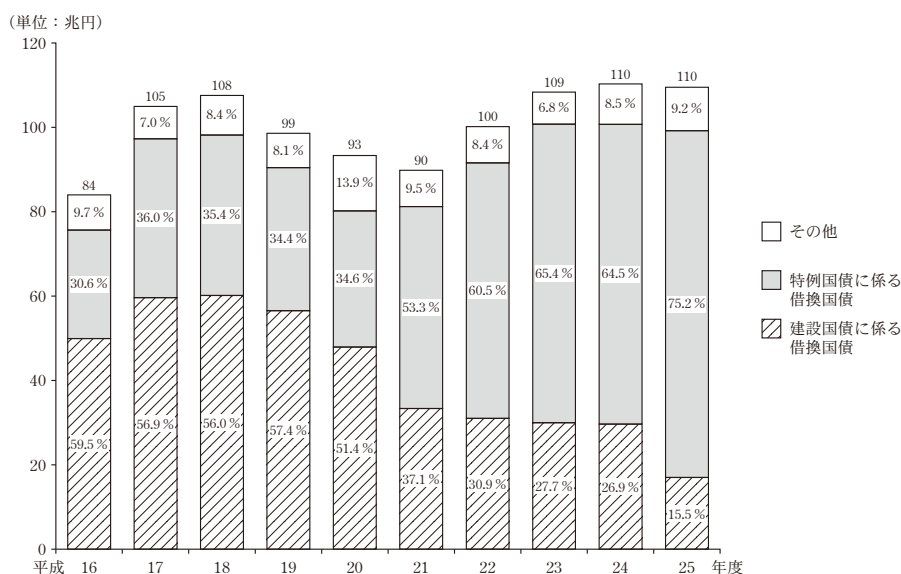
b 借換債償還額

建設国債及び特例国債に係る借換えは、満期到来額等に対する償還を、税収等の一般財源と借換債収入額による償還を繰り返して、60年以内に全額を償還するという考え方にに基づき行われている。

国債の償還が長期にわたることから、借換債償還額の推移を、16年度から25年度までの10年間でみると、図7のとおり、16年度から18年度にかけて増加し、その後21年度にかけて減少した後、22年度以降、再び増加に転じている。また、借換債償還額の国債の種類別の内訳については、20年度までは、建設国債に係る借換国債の占める割合が高かったが、21年度以降は、特例国債に係る借換国債の占める割合が高くなっている。

このうち、借換債償還額が18年度から21年度にかけて減少した主な要因は、20年度に公債の満期償還が集中することへの対策として、20年度までに満期を迎える公債を償還期限前に保有者から買い取るにより償還を行ったことなどによるものである。一方、22年度以降増加し、借換債償還額の中で、特例国債に係る借換国債の占める割合が高くなっている主な要因は、特例国債の残高が年々増加していることや、近年、特例国債の借換えについては、償還年限の短い公債が割り当てられている傾向があることにより、その借換の頻度が高まったことなどによるものである。

図7 借換債償還額及び国債の種類別の内訳の推移



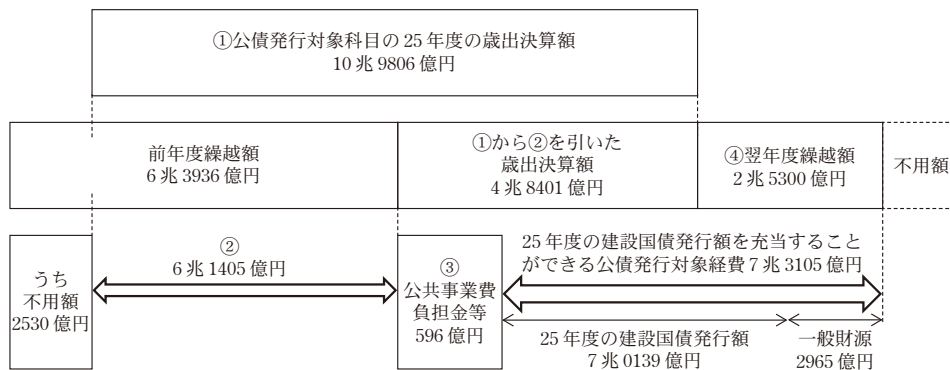
(ウ) 建設国債の発行対象経費の使途等

公債金及借入金のうち、建設国債の発行対象経費については財政法第4条に「公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」と規定されている。建設国債の発行対象経費の使途等について分析すると次のとおりである(以下、公共事業費、出資金及び貸付金を「公債発行対象経費」という。)

a 建設国債発行額と公債発行対象科目の歳出決算額との関係

25年度の一般会計の歳出における公債発行対象経費の科目(以下「公債発行対象科目」という。)の歳出決算額合計10兆9806億円①から、同科目の前年度繰越額のうち不用額を除く金額6兆1405億円②及び国が公共事業の実施に伴い地方公共団体等から収納した公共事業費負担金等596億円③を差し引き、同科目の翌年度繰越額2兆5300億円④を加えると7兆3105億円となり、これが、25年度の建設国債発行額を充当することのできる公債発行対象経費となる。そして、25年度の建設国債発行額は7兆0139億円であり、これを上記の公債発行対象経費に充当しており、差額2965億円は、税収等の一般財源で賄ったこととなる(図8参照)。

図8 平成25年度の建設国債発行額と公債発行対象科目の25年度歳出決算額との関係



b 建設国債の発行対象経費の使途

建設国債の発行収入は全て一般会計の歳入となり、一般会計の歳出における公債発行対象経費の財源となる。そして、25年度の公債発行対象科目に係る歳出決算額は、上記のとおり10兆9806億円で、このうち、一般会計から各特別会計へ計3兆6970億円(33.6%)を繰り入れ、7兆2835億円(66.3%)を直接支出している。

そして、各特別会計へ繰り入れられた金額3兆6970億円の大部分は、治水事業、道路整備事業等のための財源としての社会資本整備事業特別会計への繰り入れ3兆5489億円である。また、繰入額3兆6970億円のうちの96.5%が公債発行対象経費の区分上、公共事業費となっている。

なお、社会資本整備事業特別会計が25年度で廃止され、26年度より空港整備事業等に関する経理を除いたものが一般会計化されたことにより、26年度の公債発行対象科目に係る歳出決算額8兆5553億円のうち、一般会計から直接支出した額は8兆3338億円(97.4%)となっている(以下、表5から表7において26年度分を併記)。

他会計に繰り入れることなく一般会計から直接支出した7兆2835億円については表5のとおり公共事業費6兆9020億円が94.7%を占めている。また、主要経費別にみると、公共事業関係費が4兆1363億円(56.7%)と大半を占めているが、その他の事項経費、文教及び科学振興費、中小企業対策費等としても支出されている。

表5 公債発行対象経費のうち一般会計から直接支出した額の主要経費別内訳 (単位：億円、%)

公債発行対象経費	主要経費別分類	年度	社会 保障 関係 費	文教及 び科学 振興費	国債費	公共事 業関係 費	経済協 力費	中小企 業対策 費	エネ ルギー 対 策費	食料安 定供給 関係費	その他 の事項 経費	計
公共事業費		平成25年度	744	6250	—	4兆0853	—	171	59	477	2兆0464	6兆9020 (94.7)
	(参考)	26年度	573	4601	—	7兆0125	19	2	70	477	3513	7兆9383 (95.2)
出資金		25年度	12	—	—	509	544	1957	—	32	11	3068 (4.2)
	(参考)	26年度	3	208	—	438	530	1853	—	23	53	3109 (3.7)
貸付金		25年度	27	718	—	—	—	—	—	—	0	746 (1.0)
	(参考)	26年度	21	676	—	142	—	—	—	4	0	845 (1.0)
計		25年度	783 (1.0)	6969 (9.5)	— (—)	4兆1363 (56.7)	544 (0.7)	2128 (2.9)	59 (0.0)	510 (0.7)	2兆0476 (28.1)	7兆2835 (100.0)
	(参考)	26年度	598 (0.7)	5485 (6.5)	— (—)	7兆0705 (84.8)	549 (0.6)	1855 (2.2)	70 (0.0)	505 (0.6)	3566 (4.2)	8兆3338 (100.0)

また、人件費、旅費、物件費、施設費、補助費・委託費、他会計へ繰入及びその他の別に分類した使途別分類でみると、表6のとおり、一般会計から直接支出した額7兆2835億円は、補助費・委託費6兆1979億円と施設費6308億円を合算した額6兆8287億円が、その大半を占めている。

人件費506億円、旅費21億円及び物件費201億円は合わせて729億円(1.0%)であり、その大部分は、目レベルでみると、人件費については、職員基本給、職員諸手当等、旅費については、施設施工旅費等、物件費は施設施工庁費等となっている。

このほか、使途別分類のその他3817億円の大部分は、出資金3068億円及び貸付金746億円となっている。このうち、出資金の主なものは、株式会社日本政策金融公庫出資金1987億円、政府開発援助独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金506億円、貸付金の主なものは、独立行政法人日本学生支援機構に対する貸付けである育英資金貸付金718億円となっている。

表6 公債発行対象経費のうち一般会計から直接支出した額の使途別内訳 (単位：億円)

年度	使途別分類	人件費	旅費	物件費	施設費	補助費・ 委託費	他会計 へ繰入	その他	計
平成 25年度	金額	506	21	201	6308	6兆1979	—	3817	7兆2835
	割合	0.6%	0.0%	0.2%	8.6%	85.0%	—	5.2%	100.0%
(参考) 26年度	金額	1760	44	639	3兆1874	4兆5045	—	3974	8兆3338
	割合	2.1%	0.0%	0.7%	38.2%	54.0%	—	4.7%	100.0%

使途別分類の中で、大きな割合を占める補助費・委託費と施設費を合算した額6兆8287億円について、主要経費別に主な歳出科目を示すと、表7のとおりとなっており、公共事業関係費は(目)社会資本整備総合交付金1兆2536億円、(目)防災・安全社会資本整備交付金1兆1353億円、その他の事項経費は(目)地域経済活性化・雇用創出臨時交付金1兆3903億円、(目)地域自主戦略交付金2331億円、文教及び科学振興費は(目)国立大学法人施設整備費補助金2179億円となっている。

表7 使途別分類「補助費・委託費」及び「施設費」の主要経費別の主な歳出科目 (単位：億円)

平成25年度			(参考)26年度		
主要経費別分類	歳出科目	歳出決算額	主要経費別分類	歳出科目	歳出決算額
主要経費別分類合計		6兆8287	主要経費別分類合計		7兆6920
うち社会保障関係費		742	うち社会保障関係費		572
	医療施設耐震化臨時特例交付金	381		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	181
	社会福祉施設等施設整備費補助金	134		社会福祉施設等施設整備費補助金	160
うち文教及び科学振興費		6250	うち文教及び科学振興費		4600
	国立大学法人施設整備費補助金	2179		国立大学法人施設整備費補助金	1611
	学校施設環境改善交付金	1367		学校施設環境改善交付金	1079
うち公共事業関係費		4兆0171	うち公共事業関係費		6兆7710
	社会資本整備総合交付金	1兆2536		防災・安全社会資本整備交付金	1兆3023
	防災・安全社会資本整備交付金	1兆1353		社会資本整備総合交付金	1兆0708
うち中小企業対策費		171	うち食料安定供給関係費		477
	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	167		農業・食品産業強化対策整備交付金	314
うち食料安定供給関係費		477	うちその他の事項経費		3465
	農業・食品産業強化対策整備交付金	295		沖縄振興公共投資交付金	863
うちその他の事項経費		2兆0415		施設整備費	743
	地域経済活性化・雇用創出臨時交付金	1兆3903			
	地域自主戦略交付金	2331			

(注) 主要経費別ごとに100億円以上で上位二つの目を計上している。

イ 社会保障

(ア) 社会保障に係る歳出純計額

表8のとおり、25年度の一般会計歳出決算額のうち社会保障関係費は29兆2320億円、各特別会計歳出決算額のうち社会保障関係費は81兆5399億円であり、これらを含む25年度の社会保障に係る歳出の総計額は112兆6096億円となる。この中には、基礎年金拠出金等の一部に充てるための国庫負担金等の一般会計から年金特別会計及び労働保険特別会計への繰入れや、基礎年金給付費等の財源の年金特別会計及び労働保険特別会計内の勘定間の繰入れなどの計37兆4664億円の重複額が含まれているため、これを控除した社会保障に係る歳出純計額は75兆1432億円である。この歳出純計額が歳出純計額全体337兆8413億円に占める割合は22.2%、再差引純計額全体227兆6844億円に占める割合は33.0%となっている。

表8 社会保障に係る歳出純計額及び歳出純計額全体に占める割合(平成25年度) (単位：億円)

区 分	全体	社会保障に係る歳出					
		社会保障関係費		社会保障関係費以外の主要経費 (注)		計	
		金額	割合	金額	割合	金額	割合
一般会計歳出決算額(A)	100兆1888	29兆2320	29.1%	2905	0.2%	29兆5225	29.4%
各特別会計歳出決算額(B)	382兆7169	81兆5399	21.3%	1兆5472	0.4%	83兆0871	21.7%
総計額(C)=(A)+(B)	482兆9058	110兆7719	22.9%	1兆8377	0.3%	112兆6096	23.3%
重複額(D)	145兆0645	35兆9829	24.8%	1兆4834	1.0%	37兆4664	25.8%
純計額(E)=(C)-(D)	337兆8413	74兆7889	22.1%	3542	0.1%	75兆1432	22.2%
再差引純計額	227兆6844		32.8%		0.1%		33.0%

(注) 社会保障に係る歳出のうち社会保障関係費以外の主要経費の金額は、基礎年金、老人医療及び介護に係る経費に充当することとして一般会計予算総則で定められた消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く)、労働保険特別会計及び年金特別会計の歳出のうち、社会保障関係費以外の主要経費に分類されている経費を集計したものであり、純計額3542億円に含まれるものは、一般会計の基礎年金国家公務員共済組合負担金、労働保険特別会計徴収勘定の業務取扱費等である。

a 社会保障に係る歳出純計額の内訳

純計表においては、主要経費別分類の社会保障関係費が、年金医療介護保険給付費、生活保護費、社会福祉費、保健衛生対策費及び雇用労災対策費に細分類されている。

25年度の社会保障に係る歳出純計額75兆1432億円について、主要経費別内訳及び使途別内訳を示すと、表9のとおりであり、主要経費別分類で見ると、社会保障関係費のうちの年金医療介護保険給付費63兆9041億円(85.0%)が大半を占めている。また、使途別分類で見ると、年金、恩給、保険金の類や雑給与の類等が使途になっているその他46兆6935億円(62.1%)と補助費・委託費28兆0612億円(37.3%)の計74兆7547億円(99.4%)が大半を占めている。

表9 社会保障に係る歳出純計額の主要経費別内訳及び使途別内訳(平成25年度) (単位:億円)

使途別分類		人件費	旅費	物件費	施設費	補助費・委託費	他会計へ繰入	その他	計
社会保障関係費	金額	832	11	2350	83	27兆7603	490	46兆6516	74兆7889
	割合	0.1%	0.0%	0.3%	0.0%	36.9%	0.0%	62.0%	99.5%
年金医療介護保険給付費	金額	—	—	—	—	20兆0376	—	43兆8664	63兆9041
	割合	—	—	—	—	26.6%	—	58.3%	85.0%
生活保護費	金額	—	—	—	—	2兆7951	—	—	2兆7951
	割合	—	—	—	—	3.7%	—	—	3.7%
社会福祉費	金額	67	1	595	21	4兆1751	—	1621	4兆4058
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.5%	—	0.2%	5.8%
保健衛生対策費	金額	214	0	770	25	3376	—	38	4426
	割合	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.4%	—	0.0%	0.5%
雇用労災対策費	金額	550	9	984	37	4147	490	2兆6191	3兆2411
	割合	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.5%	0.0%	3.4%	4.3%
社会保障関係費以外の主要経費	金額	47	0	66	—	3009	—	418	3542
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.4%	—	0.0%	0.4%
計	金額	880	12	2416	83	28兆0612	490	46兆6935	75兆1432
	割合	0.1%	0.0%	0.3%	0.0%	37.3%	0.0%	62.1%	100.0%
									74兆7547
									99.4%

使途別分類で人件費、旅費、物件費及び施設費に分類されたものは、厚生労働省所管一般会計の厚生労働本省、検疫所、国立ハンセン病療養所及び国立更生援護機関、年金特別会計、労働保険特別会計等における社会保障に係る職員給与や庁費等である。また、他会計へ繰入に分類されたものは、労働保険特別会計雇用勘定から同勘定に設置された44条資金である雇用安定資金への繰入れである。

そして、社会保障に係る歳出純計額75兆1432億円を、経費の主たる内容に基づき、年金給付費等の給付対象者に対する給付に係る支出と給付以外の支出に区分すると、給付対象者に対する給付に係る支出は72兆8839億円(96.9%)、給付以外の支出は2兆2592億円(3.0%)となっている。

b 社会保障に係る歳出純計額の推移

前記のとおり、社会保障に係る歳出純計額の大半を占める年金医療介護保険給付費は、その

大部分が年金特別会計から支出されているため、一般会計を単独でみるよりも、特別会計を含めた純計額でみる方が、年金医療介護保険給付費を含む社会保障に係る国の歳出の状況を的確に反映することとなる。

すなわち、社会保障に係る一般会計歳出決算額は、21年度28兆9611億円に対して25年度29兆5225億円と1.9%増となっているのに対して、社会保障に係る歳出純計額の21年度から25年度までの推移は、表10のとおり、年金医療介護保険給付費の増加を主たる要因として、21年度純計額71兆7823億円に対して25年度純計額75兆1432億円と4.6%増加していることが分かる。

表10 社会保障に係る歳出純計額の推移 (単位：億円)

区分	平成21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	対21年度比
社会保障関係費	71兆4442	99.5%	71兆8330	99.5%	73兆1808	99.4%	74兆0486	99.5%	74兆7889	99.5%	104.6%
年金医療介護保険給付費	58兆4102	81.3%	60兆0220	83.1%	60兆6603	82.4%	62兆4562	83.9%	63兆9041	85.0%	109.4%
生活保護費	2兆2890	3.1%	2兆4598	3.4%	2兆7322	3.7%	2兆7742	3.7%	2兆7951	3.7%	122.1%
社会福祉費	4兆6328	6.4%	4兆8455	6.7%	5兆2033	7.0%	4兆8880	6.5%	4兆4058	5.8%	95.1%
保健衛生対策費	1兆1893	1.6%	6177	0.8%	7536	1.0%	4368	0.5%	4426	0.5%	37.2%
雇用労災対策費	4兆9228	6.8%	3兆8877	5.3%	3兆8312	5.2%	3兆4932	4.6%	3兆2411	4.3%	65.8%
社会保障関係費以外の主要経費	3381	0.4%	3507	0.4%	3690	0.5%	3584	0.4%	3542	0.4%	104.7%
計		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	
歳出純計額全体に占める割合	71兆7823	23.6%	72兆1837	23.8%	73兆5499	22.1%	74兆4070	22.3%	75兆1432	22.2%	104.6%
歳出純計額全体から国債費を除く金額に占める割合		51.8%		54.8%		51.6%		52.6%		53.7%	
歳出純計額全体	303兆1903	100.0%	302兆0638	100.0%	332兆6349	100.0%	332兆8106	100.0%	337兆8413	100.0%	111.4%
国債費	164兆7331	54.3%	170兆4450	56.4%	190兆3239	57.2%	191兆5690	57.5%	198兆1582	58.6%	120.2%
歳出純計額全体から国債費を除く金額	138兆4572	45.6%	131兆6188	43.5%	142兆3110	42.7%	141兆2415	42.4%	139兆6830	41.3%	100.8%
(参考) 社会保障に係る一般会計歳出決算額	28兆9611	100.0%	28兆5234	100.0%	30兆0752	100.0%	29兆4865	100.0%	29兆5225	100.0%	101.9%

また、21年度から25年度までの社会保障に係る歳出純計額が歳出純計額全体に占める割合は22.1%から23.8%までの範囲で推移しているが、歳出純計額全体から国債費を除く金額に占める割合は51.6%から54.8%までの範囲で推移していて、国債の償還等に要する経費を除く経費の過半が社会保障に係る経費となっている。

なお、歳出純計額全体から国債費を除く金額に占める割合が、22年度の54.8%から23年度の51.6%に減少しているのは、社会保障に係る歳出純計額は年々増加している一方、20年9月に発生したいわゆるリーマン・ショックに端を発する経済金融危機や23年3月に発生した東日本大震災等への対応として政府が実施した経済対策等により、歳出純計額全体から国債費を除く金額が、21、23両年度は22年度に比べて大きくなっているためである。

(イ) 社会保障に係る歳入として特定できる純計額

国の歳入には、国が運営している社会保険制度に関する収支を区分経理している労働保険特別会計及び年金特別会計の歳入決算額のように社会保障に係る歳入として特定されているものがあり、25年度の歳入純計額のうち社会保障に係る歳入として特定できるものは、次の①から③までの合計額 58 兆 9953 億円である。

- ① 労働保険特別会計及び年金特別会計の歳入純計額 48 兆 7571 億円
- ② 基礎年金、老人医療及び介護に係る経費に充当することとして、一般会計予算総則で定められている消費税の収入 10 兆 8293 億円のうち地方交付税交付金の財源に充てられる額を除いた額 7 兆 6346 億円
- ③ 年金特例国債の発行収入金 2 兆 6035 億円

社会保障に係る歳入として特定できる純計額の 21 年度から 25 年度までの推移は、表 11 のとおりである。

(注 5) 年金特例国債 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成 24 年法律第 101 号)に基づき、基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源となる税金が入るまでのつなぎとして、平成 24、25 両年度に、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行された公債

表11 社会保障に係る歳入として特定できる純計額の推移 (単位：億円)

区 分	平成 21 年度		22 年度		23 年度		24 年度		25 年度		
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	対 21 年度比
労働保険特別会計及び年金特別会計の歳入純計額 注(1)	45 兆 5869	86.8%	48 兆 5950	87.2%	49 兆 3448	87.2%	50 兆 0318	83.5%	48 兆 7571	82.6%	106.9%
保険料・拠出金収入	35 兆 0486	66.7%	37 兆 0728	66.5%	38 兆 1976	67.5%	39 兆 0111	65.1%	40 兆 1024	67.9%	114.4%
前年度剰余金等受入れ	2 兆 0583	3.9%	2 兆 3590	4.2%	2 兆 9672	5.2%	3 兆 6955	6.1%	1 兆 8553	3.1%	90.1%
44 条資金より受入れ	6 兆 0599	11.5%	6 兆 5338	11.7%	5 兆 6754	10.0%	4 兆 4143	7.3%	2 兆 4958	4.2%	41.1%
その他の収入	2 兆 4199	4.6%	2 兆 6293	4.7%	2 兆 5045	4.4%	2 兆 9107	4.8%	4 兆 3034	7.2%	177.8%
消費税の収入のうち、地方交付税交付金の財源に充てられる額を除いた額 注(2)	6 兆 9143	13.1%	7 兆 0734	12.7%	7 兆 1871	12.7%	7 兆 2970	12.1%	7 兆 6346	12.9%	110.4%
年金特例国債の発行収入金	—	—	—	—	—	—	2 兆 5841	4.3%	2 兆 6035	4.4%	皆増
計	52 兆 5012	100.0%	55 兆 6685	100.0%	56 兆 5320	100.0%	59 兆 9130	100.0%	58 兆 9953	100.0%	112.3%

注(1) 平成 21 年度は、船員保険特別会計の歳入純計額を含む。

注(2) 消費税の収入の総計額には国の特別会計等が納税した額が重複額として含まれているが、地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)に基づき、総計額の 29.5/100 に相当する額が地方交付税交付金の財源となり、これを除く金額が社会保障に係る財源となることから、総計額の 70.5/100 に相当する額を社会保障に係る歳入として特定できる純計額として整理している。

(ウ) 社会保障に係る歳出純計額と社会保障に係る歳入として特定できる純計額の差額

社会保障に係る歳出純計額と社会保障に係る歳入として特定できる純計額の差額の 21 年度から 25 年度までの推移は、表 12 のとおりであり、25 年度の差額は 17 兆 6271 億円となっていて、この差額は、消費税の収入以外の税金や年金特例国債以外の公債の発行収入金等によって賅われていることとなる。

表12 社会保障に係る歳出純計額と社会保障に係る歳入として特定できる純計額の差額の推移 (単位：億円)

区 分	平成 21 年度		22 年度		23 年度		24 年度		25 年度		
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	対 21 年度比
社会保障に係る歳出純計額 (A)	71 兆 7823	100.0%	72 兆 1837	100.0%	73 兆 5499	100.0%	74 兆 4070	100.0%	75 兆 1432	100.0%	104.6%
社会保障に係る歳入として特定できる純計額 (B)	51 兆 0219	71.0%	54 兆 1893	75.0%	55 兆 0528	74.8%	58 兆 4338	78.5%	57 兆 5160	76.5%	112.7%
差額(A)－(B)	20 兆 7603	28.9%	17 兆 9944	24.9%	18 兆 4971	25.1%	15 兆 9732	21.4%	17 兆 6271	23.4%	84.9%

(注) 年金特別会計健康勘定の借入金の収入額及び償還額は、財政融資資金からの短期の借入れと償還を毎年度繰り返しているものであり、償還財源は国債整理基金特別会計へ繰り入れられることから重複額となり社会保障に係る歳出純計額(A)に含まれていない。このため、社会保障に係る歳入として特定できる純計額(B)は、表11の計欄の金額から、当該借入金の額(各年度1兆4792億円)を控除している。

4 まとめ

(1) 財政資金の受入れ及び繰入れと純計額

昭和40年度以降の歳出の総計額、純計額及び再差引純計額の推移は、社会保障制度の拡充、国債残高の累増等により、おおむね右肩上がりの傾向を示しており、平成25年度には歳出純計額が337兆8413億円となっている。一方、昭和40年度以降の歳入の総計額、純計額及び再差引純計額の推移は、上記の歳出需要の増加を賄うため歳出と同様におおむね右肩上がりの傾向を示しており、平成25年度には歳入純計額が381兆8671億円となっている。

そして、25年度の純計額の内訳をみると、歳入純計額のうち公債金及借入金が占める割合は56.8% (再差引純計額に占める割合は43.4%)、歳出純計額のうち国債費が占める割合は58.6% (同38.6%)、社会保障に係る経費が占める割合は22.2% (同33.0%)となっている。

また、25年度の純収支は△3兆3206億円、国債に係る収入支出を除く純収支は△23兆3790億円となっていて、いずれも国が国以外の主体から収納した金額よりも、国が国以外の主体へ支出した金額の方が多くなっている。また、21年度から25年度までの推移をみると、毎年度、国債費よりも公債金及借入金が多いために国債残高が累増している昨今の財政状況においては、純収支よりも国債に係る収入支出を除く純収支の方が、収入を支出が上回る金額が大きくなっている。

(2) 国債の発行等及び社会保障

ア 国債の発行等

借換国債以外の公債の発行収入金は、21年度から25年度までの間に、50兆7029億円から67兆1479億円までの範囲で推移している。一方、公債償還に係る一般財源等による償還額は、21年度から25年度までの間に、22兆1472億円から38兆6023億円までの範囲で推移しており、いずれの年度も、借換国債以外の公債の発行収入金が一般財源等による償還額を上回っており、国債残高を累増させる要因となっている。

借換債償還額は22年度以降増加し、借換債償還額の中で特例国債に係る借換国債の占める割合が高くなっている主な要因は、特例国債の残高が年々増加していることや、近年、特例国債の借換えについては、償還年限の短い公債が割り当てられている傾向があることにより、その借換えの頻度が高まったことなどによるものである。

建設国債の発行対象経費の用途について分析すると、その大部分が公債対象経費のうち公共事業費に充てられている。このうち、一般会計から直接支出された額は、主要経費別でみると公共事業関係費が、また、用途別分類でみると補助費・委託費及び施設費がそれぞれ大半を占めている。

イ 社会保障

25年度の社会保障に係る歳出純計額のうち、主要経費別分類で見ると、社会保障関係費のうちの年金医療介護保険給付費が85.0%を占めていて、使途別分類で見ると、年金、恩給、保険金の類や雑給与の類等が使途となっているその他と補助費・委託費が99.4%を占めている。また、社会保障に係る歳出純計額の96.9%は、給付対象者に対する給付に係る支出となっている。

社会保障に係る歳出純計額の大半を占める年金医療介護保険給付費は、その大部分が年金特別会計から支出されているため、一般会計を単独で見るよりも、特別会計を含めた純計額で見る方が、年金医療介護保険給付費を含む社会保障に係る国の歳出の状況を的確に反映することとなり、21年度から25年度までの推移をみると、社会保障に係る一般会計歳出決算額は1.9%増加しているのに対して、社会保障に係る歳出純計額は4.6%増加していることが分かる。

また、21年度から25年度までの歳出純計額全体から国債費を除く金額のうち社会保障に係る歳出純計額が占める割合は51.6%から54.8%までの範囲で推移していて、国債の償還等に要する経費を除く経費の過半が社会保障に係る経費となっている。

国の歳入には、労働保険特別会計及び年金特別会計の歳入、消費税の収入の一部、年金特例国債の発行収入金といった社会保障に係る歳入として特定されているものがあるが、社会保障に係る歳入として特定できる純計額と社会保障に係る歳出純計額との差額は、25年度では17兆6271億円となっており、この差額は、消費税の収入以外の税収や年金特例国債以外の公債の発行収入金等によって賄われていることとなる。

本院としては、これらを踏まえて、純計額でみた国の財政状況について引き続き注視していくこととする。

第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要

第1 歳入歳出決算

1 一般会計

(1) 歳入

一般会計の歳入決算は次のとおりである。

区 分	26 年 度 (千円)	25 年 度 (千円)
徴収決定済額	104,687,637,290	106,048,854,854
収納済歳入額	104,679,121,833	106,044,663,640
不納欠損額	679,052	1,042,397
収納未済歳入額	7,836,404	3,148,816

収納済歳入額の主なものは、租税及印紙収入の53兆9707億余円及び公債金の38兆4928億9982万余円である。このうち、公債金の収納済歳入額は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債の収入金6兆5769億9991万余円及び「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平成24年法律第101号)第2条第1項の規定により発行された公債の収入金31兆9158億9990万余円の合計額である。

収納未済歳入額の主なものは、電波利用料収入(徴収決定済額716億5244万余円)の37億5802万余円である。

なお、既往年度に生じた収納未済歳入額で本年度にもなお収納されなかったものが487億2031万余円ある。

(2) 歳出

一般会計の歳出決算は次のとおりである。

区 分	26 年 度 (千円)	25 年 度 (千円)
支出済歳出額	98,813,467,430	100,188,878,834
翌年度繰越額	3,604,866,310	3,793,187,125
不 用 額	1,411,809,584	1,783,420,607

ア 支出済歳出額

(ア) 所管別

所 管	26 年 度 (千円)	25 年 度 (千円)
皇 室 費	6,152,786	5,775,457
国 会	133,005,616	126,646,905
裁 判 所	309,383,524	306,434,808
会 計 検 査 院	16,241,932	15,159,683
内 閣	113,765,714	100,013,370
内 閣 府	707,773,813	626,669,837
総 務 省	18,027,647,025	19,884,429,724
法 務 省	759,250,307	699,451,452
外 務 省	843,847,018	806,170,801
財 務 省	24,444,074,418	24,683,070,530

所 管	26 年 度 (千円)	25 年 度 (千円)
文 部 科 学 省	5,803,249,844	6,022,382,792
厚 生 労 働 省	30,990,534,962	29,629,399,054
農 林 水 産 省	2,632,739,930	3,051,258,255
経 済 産 業 省	1,577,263,235	1,346,952,458
国 土 交 通 省	7,003,467,932	7,700,609,272
環 境 省	379,435,328	386,025,486
防 衛 省	5,065,634,038	4,798,428,941

(イ) 主要経費別

主 要 経 費	26 年 度 (千円)	25 年 度 (千円)	主 要 経 費	26 年 度 (千円)	25 年 度 (千円)
社会 保障 関 係 費	30,170,912,345	29,232,009,884	地方 特 例 交 付 金	119,188,000	125,522,000
年金医療介護保険給付費	22,505,078,321	21,829,579,118	防 衛 関 係 費	5,062,847,796	4,792,290,454
生活 保 護 費	2,800,101,773	2,795,120,764	公 共 事 業 関 係 費	7,320,813,431	7,975,211,906
社会 福 祉 費	4,311,081,468	3,858,466,992	治山治水対策事業費	1,023,907,650	1,253,705,202
保健衛生対策費	406,594,992	441,306,767	道路整備事業費	1,543,746,020	1,880,804,343
雇用労災対策費	148,055,789	307,536,241	港湾空港鉄道等整備事業費	461,568,798	439,614,406
文教及び科学振興費	5,865,995,488	6,161,433,310	住宅都市環境整備事業費	639,116,243	479,065,065
義務教育費国庫負担金	1,524,197,363	1,460,423,523	公園水道廃棄物処理等施設整備費	215,370,964	190,246,571
科学技術振興費	1,533,691,769	1,704,338,932	農林水産基盤整備事業費	771,989,322	804,162,115
文教施設費	160,010,796	244,020,800	社会資本総合整備事業費	2,373,258,539	2,401,378,521
教育振興助成費	2,551,851,240	2,646,055,519	推 進 費 等	74,822,399	79,485,067
育英事業費	96,244,320	106,594,536	災害復旧等事業費	217,033,492	446,750,614
国 債 費	22,185,692,730	21,293,507,626	経 済 協 力 費	655,451,106	650,997,288
恩 給 関 係 費	443,614,489	504,297,411	中 小 企 業 対 策 費	416,953,288	504,053,031
文官等恩給費	13,897,852	15,711,086	エ ネ ル ギ ー 対 策 費	1,303,303,617	962,593,465
旧軍人遺族等恩給費	408,930,998	464,917,252	食料安定供給関係費	1,073,793,127	1,171,857,830
恩給支給事務費	1,368,058	1,399,801	地方交付税交付金	16,977,067,371	17,427,950,754
遺族及び留守家族等援護費	19,417,579	22,269,270	その他の事項経費	7,217,834,637	9,387,153,870

イ 翌年度繰越額

翌年度繰越額は3兆6048億6631万余円(25年度3兆7931億8712万余円)で、その内訳は次のとおりである。

- ① 財政法第14条の3第1項の規定による明許繰越のもの 3,457,458,041千円
- ② 財政法第42条ただし書の規定による事故繰越のもの 147,056,967千円
- ③ 財政法第43条の2第1項の規定による継続費の通次繰越のもの 351,301千円

これらの翌年度繰越額のうち主なものは次のとおりである。

所 管	組 織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内 閣 府	内 閣 本 府	地域活性化・地域住民生活等緊急支援推進費	171,658,434	171,674,174
総 務 省	総 務 本 省	地域活性化・地域住民生活等緊急支援推進費	248,246,316	248,325,826
		電子政府・電子自治体推進費	50,908,060	97,275,661
外 務 省	外 務 本 省	経 済 協 力 費	88,610,452	275,008,830

所 管	組 織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
文部科学省	文部科学本省	私立学校振興費	32,789,013	604,833,795
		国立大学法人施設整備費	45,802,269	216,490,103
		研究開発推進費	35,617,864	159,808,415
		公立文教施設整備費	52,815,039	217,215,796
厚生労働省	厚生労働本省	社会保障・税番号活用推進費	32,498,963	35,099,051
農林水産省	農林水産本省 林 野 庁	農業・食品産業強化対策費	36,202,317	68,657,316
		農業経営対策費	49,158,564	694,035,492
		農山漁村地域整備事業費	30,956,031	156,678,037
		森林整備・林業等振興対策費	53,349,051	57,290,819
経済産業省	経済産業本省 中小企業庁	技術革新促進・環境整備費	37,568,205	85,238,003
		経営革新・創業促進費	48,550,503	190,697,632
国土交通省	国土交通本省	道路環境改善事業費	36,483,815	186,268,427
		地球温暖化防止等対策費	107,774,227	126,796,601
		住宅防災事業費	72,327,282	184,051,801
		河川整備事業費	109,723,102	671,070,618
		砂防事業費	30,397,563	129,384,965
		道路交通安全対策事業費	69,954,299	529,410,445
		港湾事業費	36,075,605	236,218,276
		地域連携道路事業費	190,477,148	872,240,699
		整備新幹線整備事業費	37,156,975	108,147,831
		道路交通円滑化事業費	57,306,305	307,607,049
		沖縄振興交付金事業推進費	32,888,269	87,657,930
		社会資本総合整備事業費	650,659,570	2,900,871,765
防衛省	防衛本省	研究開発費	38,913,233	173,606,213
		防衛施設安定運用関連諸費	32,242,112	311,222,398
		在日米軍等駐留関連諸費	44,774,306	351,947,401

なお、上記のうち事故繰越の主なものは経済産業省所管の技術革新促進・環境整備費のうちの360億0443万余円である。

ウ 不用額

不用額は1兆4118億0958万余円(25年度1兆7834億2060万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所 管	組 織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	共生社会政策費	48,224,061	115,430,289
財務省	財務本省 国 税 庁	財務本省共通費	12,043,529	150,260,854
		国債費	323,911,718	21,784,929,005
		予備費	81,690,180	81,690,180
		国税庁共通費	10,155,895	570,475,780
文部科学省	文部科学本省	義務教育費国庫負担金	16,250,307	1,540,447,671
		公立文教施設整備費	10,177,940	217,215,796
厚生労働省	厚生労働本省	原爆被爆者等援護対策費	15,328,712	146,384,936
		失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	27,507,219	153,564,500
		保育所運営費	38,329,337	466,938,487
		母子家庭等対策費	12,051,894	187,828,315
		生活保護費	59,602,979	2,859,704,753
		障害保健福祉費	66,308,147	1,474,915,225
		介護保険制度運営推進費	54,968,066	2,683,664,424
		臨時福祉給付金等給付事業助成費	24,258,147	488,637,994

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
農林水産省	農林水産本省	農業経営対策費	48,732,565	694,035,492
		優良農地確保・有効利用対策費	10,057,174	67,771,316
		農業生産基盤保全管理等推進費	18,306,004	26,076,322
国土交通省	国土交通本省	住宅防災事業費	30,368,450	184,051,801
		災害対策等緊急事業推進費	11,509,438	22,332,555
		都市再生・地域再生整備事業費	14,028,087	37,665,898
		社会資本総合整備事業費	16,223,974	2,900,871,765
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	18,420,371	1,022,082,381
		武器車両等整備費	15,498,247	976,950,129

エ 予備費使用額

予備費使用額は1683億0982万円(25年度254億0025万円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
内閣府	公正取引委員会	公正取引委員会	3,302,967	11,095,818
総務省	総務本省	選挙制度等整備費	63,025,794	99,166
法務省	法務本省	訟務費	39,996,610	1,825,936
農林水産省	農林水産本省	農業経営対策費	44,792,414	646,900,582
国土交通省	国土交通本省	道路交通安全対策事業費	2,102,088	391,904,000
防衛省	防衛本省	在日米軍等駐留関連諸費	14,190,417	302,599,615

(3) 剰余金

収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた5兆8656億5440万余円から既前年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた26年度新規発生剰余金は5兆8634億6671万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源3兆6048億6631万余円、地方交付税交付金財源6364億9707万余円並びに復興費用及び復興債償還費用財源412億3550万余円を差し引いた1兆5808億6781万余円が、26年度における財政法第6条の純剰余金となっている。

2 特別会計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものである。平成26年度における特別会計は15会計であって、その歳入歳出決算についてみると、次のとおりである。

(1) 内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計

この特別会計は、地方交付税及び地方譲与税の配付並びに交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第76号)による改正前の特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計は、交付税及び譲与税配付金と交通安全対策特別交付金との2勘定に区分して経理されていたが、両勘定は、26年4月1日に廃止された。そして、25年度の末日において両勘定に所属していた権利及び義務は改正後の特別会計に関する法律に基づく同特別会計に帰属するものとされた。

同特別会計の26年度の歳入歳出決算、借入金及び交付・譲与実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	55,958,697,794	55,958,697,794	—	—
25年度				
〔交付税及び譲与 税配付金勘定〕	〔56,061,266,915〕	〔56,061,266,915〕	〔—〕	〔—〕
〔交通安全対策特 別交付金勘定〕	〔69,957,168〕	〔69,957,168〕	〔—〕	〔—〕
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
26年度	55,706,165,601	53,902,517,129	1,497,333,711	306,314,760
25年度				
〔交付税及び譲与 税配付金勘定〕	〔55,866,845,783〕	〔53,749,240,979〕	〔1,797,593,894〕	〔320,010,909〕
〔交通安全対策特 別交付金勘定〕	〔71,264,783〕	〔65,268,371〕	〔—〕	〔5,996,411〕

翌年度繰越額は全て地方交付税交付金(歳出予算現額19兆0770億4546万余円)の分である。また、不用額の主なものは、地方交付税交付金の1482億8369万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同33兆4901億9540万余円)の1329億1329万余円及び地方譲与税譲与金(同2兆9519億0334万余円)の150億3646万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	33,117,295,408	33,317,295,408

(ウ) 交付・譲与実績

区 分	26年度(千円)	25年度(千円)
地方交付税	17,431,428,058	17,595,453,518
道府県分	8,878,785,060	8,848,887,324
市町村分	8,552,642,998	8,746,566,194
地方特例交付金	119,188,000	125,522,000
都道府県分	47,675,200	50,209,000
市町村分	71,512,800	75,313,000
交通安全対策特別交付金	57,059,124	64,763,978
都道府県分	33,039,996	37,478,876
市町村分	24,019,128	27,285,102
地方譲与税〔地方揮発油譲与税 地方道路譲与税 石油ガス譲与税 自動車重量譲与税 航空機燃料譲与税 特別とん譲与税 地方法人特別譲与税〕	2,936,866,880	2,558,841,845
都道府県分	2,550,338,430	2,154,070,542
市町村分	386,528,449	404,771,302

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(83ページ参照)を掲記した。

(2) 財務省所管 地震再保険特別会計

この特別会計は、地震再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の26年度の歳入歳出決算、損益、責任準備金、再保険の対象となる保険及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	123,363,696	123,363,696	—	—
25年度	114,766,233	114,766,233	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
26年度	129,447,372	3,781,846	—	125,665,525
25年度	113,425,427	7,056,991	11	106,368,423

不用額の主なものは、再保険費(歳出予算現額 1293 億 7994 万余円)の 1256 億 5599 万余円である。

(イ) 損益

区分	26年度(千円)		25年度(千円)	
利益		124,449,127		117,489,835
	(うち再保険料)	105,524,824	(うち再保険料)	100,856,385
損失		3,781,846		7,056,991
	(うち再保険金)	3,723,945	(うち再保険金)	7,003,601
責任準備金繰入		120,667,280		110,432,844

(ウ) 責任準備金

区分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
責任準備金現在額	1,193,444,997	1,072,777,716

(エ) 再保険の対象となる保険

区分	26年度末	25年度末
地震保険加入件数	16,489 千件	15,838 千件
保険金額	143,426,234,562 千円	136,151,058,474 千円

(オ) 主な業務実績

区分	26年度	(25年度)
再保険料 件数	9,584 千件	9,556 千件
再保険料 金額	105,524,824 千円	100,856,385 千円
再保険金支払 ^(注) 件数	10 千件	18 千件
再保険金支払 金額	3,723,945 千円	7,003,601 千円

(注) 再保険金の支払は、平成23年東北地方太平洋沖地震に対するものである。

(3) 財務省所管 国債整理基金特別会計

この特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等による公債、借入金等(以下「国債」という。)の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の26年度の歳入歳出決算、国債の償還及び国債の利子等の支払は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	207,469,465,805	207,469,465,805	—	—
25年度	225,009,982,610	225,009,982,610	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
26年度	214,126,952,453	204,398,415,858	3,060,528,512	6,668,008,082
25年度	205,532,176,449	198,622,996,170	3,098,901,510	3,810,278,767

翌年度繰越額は全て国債整理支出(歳出予算現額 212 兆 4701 億 5336 万余円)の分である。また、不用額は、国債整理支出の 6 兆 6039 億 0723 万余円及び復興債整理支出(同 1 兆 6567 億 9909 万円)の 641 億 0085 万余円である。

なお、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成 25 年法律第 76 号)により改正された特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)第 47 条の規定に基づき、26 年度から、翌年度の国債の償還等のために発行された国債の発行収入金(26 年度 28 兆 8340 億余円)は同特別会計の歳入外として収納済歳入額(同 207 兆 4694 億余円)とは別に国債整理基金に編入され、この発行収入金は翌年度の同特別会計の歳入に組み入れることとされた。

(イ) 国債の償還

区 分	26 年度(千円)	25 年度(千円)
公 債 等	152,875,561,579	148,515,006,863
借 入 金	40,128,340,638	38,705,624,948
政府短期証券	1,353,400,000	1,316,700,000

(ウ) 国債の利子等の支払

区 分	26 年度(千円)	25 年度(千円)
公債利子等	9,545,711,156	9,511,115,437
借入金利子	296,852,941	324,709,401
政府短期証券利子	21,873,484	79,314,249

(4) 財務省所管 外国為替資金特別会計

この特別会計は、国の行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 26 年度の歳入歳出決算、損益、積立金、^(注1)基準外国為替相場等^(注2)の変更などによる外国為替等評価損益等、^(注3)その他資産負債差額並びに主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26 年度	3,491,680,609	3,491,680,609	—	—
25 年度	3,327,342,060	3,327,342,060	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
26 年度	1,635,241,392	78,312,299	—	1,556,929,092
25 年度	1,576,765,466	117,859,440	85	1,458,905,940

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 1 兆 2624 億 3597 万余円)の 1 兆 2404 億 4257 万余円及び諸支出金(同 716 億 7743 万円)の 163 億 4702 万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、26 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 3 兆 4133 億 6831 万余円のうち、27 年度の予算総則第 12 条第 1 項に定める金額 1 兆 4280 億 8108 万余円を、27 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	26 年度(千円)	25 年度(千円)
利 益	3,491,680,609	3,327,342,060
(うち運用収入)	2,411,268,948	2,407,392,443
損 失	78,312,299	117,859,440
(うち借入金利息)	21,506,127	78,474,541
利 益 金	3,413,368,310	3,209,482,619
(利益金の処理)	1,556,954,776	679,368,778
(翌年度に外国為替資金に組入れ)		(25 年度の出納の完結の際に積立金として積立て)
	1,428,081,081	1,585,193,815
(翌年度に一般会計に繰入れ)		(翌年度に一般会計に繰入れ)
	428,332,452	944,920,026
(翌年度に歳入に繰入れ)		(翌年度に歳入に繰入れ)

(ウ) 積 立 金

区 分	26 年度末(千円)	25 年度末(千円)
積 立 金 現 在 額	—	21,991,924,030

(エ) 基準外国為替相場等の変更などによる外国為替等評価損益等

区 分	26 年度末(千円)	25 年度末(千円)
外国為替等繰越評価損	—	27,382,513,050
外国為替等評価益	—	17,521,180,515

(オ) その他資産負債差額

区 分	26 年度末(千円)	25 年度末(千円)
その他資産負債差額	27,010,199,874	—

(カ) 主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行

区 分	26 年度末(千円)	25 年度末(千円)
主な資産運用		
円貨預け金現在額	8,285,492,940	11,416,690,369
外貨証券現在額	124,418,091,843	116,424,058,029
政府短期証券(外国為替資金証券)の発行		
政府短期証券(外国為替資金証券)現在額	115,528,040,000	114,335,030,000

(注1) 積立金 特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の特別会計に関する法律に基づく積立金である。この積立金は、改正法附則第5条第2項の規定により、25年度の出納の完結の際に外国為替資金として組み入れられたものとみなされた。

(注2) 基準外国為替相場 本邦通貨と外国通貨(米ドル)の換算レートにつき、当該月の前々月中における実勢相場の平均値として財務大臣が日本銀行本店において公示する相場。26年度については次のとおりである。

26年 4月中	5月中	6月中	7月中	8月中	9月中	10月中	11月中	12月中	27年 1月中	2月中	3月中
102円	102円	103円	102円	102円	102円	103円	107円	108円	116円	119円	118円

(注3) その他資産負債差額 改正法による改正前の特別会計に関する法律に基づく積立金、外国為替等繰越評価損益及び外国為替等評価損益に相当する額を合算した額

(5) 財務省及び国土交通省所管 財政投融资特別会計

この特別会計は、財政融資資金の運用、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資及び貸付け並びに特定の国有財産整備の計画的な実施に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、財政融資資金、投資及び特定国有財産整備の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の26年度の歳入歳出決算、損益、積立金、財政融資資金預託金、財政投融资特別会計公債金、財政融資資金の運用資産、利益積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 財政融資資金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	35,306,707,894	35,306,707,758	—	136
25年度	29,500,503,762	29,500,503,559	—	203
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
26年度	37,946,834,874	34,891,042,760	—	3,055,792,113
25年度	30,264,240,374	29,013,583,577	721	1,250,656,075

不用額の主なものは、財政融資資金へ繰入(歳出予算現額 16兆6000億円)の2兆6000億0016万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同20兆7428億5234万余円)の2505億6367万余円及び諸支出金(同5983億4293万余円)の2047億4890万余円である。

(イ) 損益

区分	26年度(千円)	25年度(千円)
利益	2,012,846,522 (うち貸付金利子 1,945,110,473)	2,299,356,554 (うち貸付金利子 2,188,829,719)
損失	1,635,239,109 (うち公債金利子 1,206,715,198)	1,837,456,064 (うち公債金利子 1,355,813,742)
利益金	377,607,412	461,900,489
〔前年度繰越利益金	628,966,944	863,766,454〕
〔翌年度繰越利益金	1,006,574,357	628,966,944〕

(ウ) 積立金

区分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
積立金現在額	605,749,256	118,829,274

(エ) 財政融資資金預託金

区分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
財政融資資金預託金現在額	41,180,959,533	41,381,558,340

(オ) 財政投融资特別会計公債金

区分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
財政投融资特別会計公債金現在額	98,990,964,359	104,210,415,975

(カ) 財政融資資金の運用資産

区分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
貸付金現在額	134,564,440,774	140,254,460,177
有価証券現在額	6,557,308,524	5,856,962,189

イ 投資勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	738,153,874	738,153,874	—	—
25年度	1,232,518,574	1,232,518,574	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
26年度	368,819,780	122,628,492	73,100,000	173,091,288
25年度	1,143,360,465	994,923,758	28,400,017	120,036,688

翌年度繰越額は全て産業投資支出(歳出予算現額 3686 億円)の分である。また、不用額の主なものは、産業投資支出の 1729 億 6100 万円である。

(イ) 損 益

区 分	26年度(千円)	25年度(千円)
利 益	477,850,277	983,370,851
(うち納付金)	45,459,495	681,378,326
(うち株式処分益)	219,152,283	140,532,030
損 失	410,979	650,182,101
(うち雑損)	321,486	20,840
(うち地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入)	—	650,000,000
利 益 金 (利益金の処理)	477,439,298 (翌年度に利益積立金に組入れ)	333,188,749 (翌年度に利益積立金に組入れ)

(ウ) 利益積立金

区 分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
利 益 積 立 金 現 在 額	2,334,863,770	2,001,686,687

(エ) 主な業務実績

区 分	26 年 度	(25 年 度)
(出 資)		
出 資 金 の 増		
法人数	21 法人	20 法人
金 額	1,342,541,283 千円	1,473,144,561 千円
出 資 金 の 減		
法人数	11 法人	12 法人
金 額	35,469,347 千円	31,143,349 千円
年 度 末 出 資 金 残 高		
法人数	26 法人	25 法人
金 額	12,968,283,788 千円	11,661,211,852 千円

(注) 出資金の増は国有財産台帳価格の改定による増額を、出資金の減は国有財産台帳価格の改定による減額をそれぞれ含んでいる。

(貸 付 け)

貸 付 金	法人数	2 法人	1 法人
金 額		18,500,000 千円	3,500,000 千円
貸 付 金 回 収	法人数	2 法人	2 法人
金 額		122,260 千円	142,117 千円
年 度 末 貸 付 金 残 高	法人数	4 法人	3 法人
金 額		132,286,902 千円	113,909,162 千円

ウ 特定国有財産整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	68,868,679	68,868,679	—	—
25年度	79,919,293	79,919,293	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
26年度	58,782,131	38,620,985	16,163,757	3,997,388
25年度	51,115,806	34,334,119	8,631,733	8,149,953

翌年度繰越額は全て特定国有財産整備費(歳出予算現額 540 億 8852 万余円)の分である。

(イ) 借入金

区 分	26 年度末(千円)	25 年度末(千円)
借入金現在額	—	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 年 度		(25 年 度)	
施設跡地等の処分 土地	171 千㎡		276 千㎡	
建物 延べ	77 千㎡	延べ	85 千㎡	
施設の取得 建物 延べ	25 千㎡	延べ	141 千㎡	

なお、この特別会計について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(141 ページ参照)を掲記した。

(6) 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計

この特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、エネルギー需給、電源開発促進及び原子力損害賠償支援の 3 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 26 年度の歳入歳出決算、借入金、資金、納付金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア エネルギー需給勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26 年度	2,888,153,653	2,888,072,524	—	81,129
25 年度	2,593,068,673	2,593,068,673	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
26 年度	2,904,888,846	2,203,666,109	357,420,281	343,802,455
25 年度	2,454,714,209	2,099,171,551	146,665,921	208,876,737

翌年度繰越額は、エネルギー需給構造高度化対策費(歳出予算現額 7448 億 2222 万余円)の 3202 億 7154 万余円及び燃料安定供給対策費(同 3968 億 8107 万余円)の 371 億 4873 万余円である。また、不用額の主なものは、燃料安定供給対策費の 1477 億 8674 万余円、エネルギー需給構造高度化対策費の 1003 億 8728 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 1 兆 5513 億 3113 万余円)の 940 億 8374 万余円である。

(イ) 借入金

区 分	26 年度末(千円)	25 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	474,850,569	494,228,950

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 年 度	(25 年 度)
国家備蓄石油の年度末現在高 (原油) (指定石油製品) (石油ガス)	4889 万 kL 137 万 kL 95 万 t	4911 万 kL 130 万 kL 84 万 t
国家備蓄石油の管理等の委託	59,005,497 千円	60,759,140 千円
石油備蓄事業補給金の交付	28,975,977 千円	27,849,322 千円
独立行政法人新エネルギー・ (注1) 産業技術総合開発機構に対す るエネルギー需給勘定運営費 交付金の交付	135,438,579 千円	93,864,447 千円
非化石エネルギー等導入促進 対策費補助金の交付	82,228,368 千円	53,546,110 千円

(注1) 27年4月1日以降は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イ 電源開発促進勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26 年度	412,035,221	412,035,191	—	30
25 年度	362,185,269	362,185,269	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
26 年度	387,701,691	343,112,155	14,237,542	30,351,993
25 年度	333,521,857	285,154,678	21,360,987	27,006,191

翌年度繰越額の主なものは、原子力安全規制対策費(歳出予算現額 449 億 7248 万余円)の 57 億 8259 万余円、電源立地対策費(同 1899 億 3448 万余円)の 50 億 1068 万余円及び電源利用対策費(同 276 億 2924 万余円)の 13 億円である。また、不用額の主なものは、電源立地対策費の 129 億 4362 万余円、原子力安全規制対策費の 84 億 6018 万余円及び事務取扱費(同 286 億 8638 万余円)の 61 億 6828 万余円である。

(イ) 資 金

区 分	26 年度末(千円)	25 年度末(千円)
周辺地域整備資金現在額	40,397,879	52,674,115

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 年 度	(25 年 度)
電源立地地域対策交付金の交 付	111 地方公共団体 96,528,961 千円	112 地方公共団体 95,831,751 千円
独立行政法人日本原子力研究 (注2) 開発機構に対する電源利用勘 定運営費交付金の交付	92,022,278 千円	94,168,252 千円
原子力損害賠償・廃炉等支援 機構に対する交付金の交付	35,000,000 千円	—

(注2) 27年4月1日以降は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

ウ 原子力損害賠償支援勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26 年度	5,241,562,936	5,241,562,936	—	—
25 年度	4,481,399,127	4,481,399,127	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
26 年度	8,852,235,897	5,103,101,831	—	3,749,134,065
25 年度	4,927,034,658	3,958,531,866	—	968,502,791

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 8 兆 8297 億 3411 万余円)の 3 兆 7491 億 3273 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	26 年度末(千円)	25 年度末(千円)
借入金現在額(市中金融機関)	4,482,299,000	4,032,299,000

(ウ) 資 金

区 分	26 年度末(千円)	25 年度末(千円)
原子力損害賠償支援資金現在額	26,366,077	7,863,596

(エ) 納 付 金

区 分	26 年度(千円)	25 年度(千円)
原子力損害賠償支援機構納付金収入	209,789,046	97,322,099

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 3 件((338) : 423 ページ、(339) : 426 ページ、(384) : 565 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項 2 件(430、569 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 2 件(141、637 ページ参照)を掲記した。

(7) 厚生労働省所管 労働保険特別会計

この特別会計は、労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、労災、雇用及び徴収の 3 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 26 年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 労災勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26 年度	1,248,587,758	1,223,907,707	1,639,789	23,040,260
25 年度	1,172,006,889	1,149,196,487	1,325,928	21,484,473
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
26 年度	1,067,970,296	994,781,168	2,245,570	70,943,557
25 年度	1,064,640,247	995,758,603	269,728	68,611,916

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額 520 億 3764 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 7760 億 6567 万余円)の 247 億 6567 万余円、社会復帰促進等事業費(同 1497 億 8142 万余円)の 214 億 0313 万余円及び保険料返還金等徴収勘定へ繰入(同 362 億 6002 万余円)の 126 億 5282 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	26 年度(千円)	25 年度(千円)
利 益	1,206,837,003	1,162,473,896
(うち徴収勘定より受入)	845,217,364	804,660,393
損 失	1,215,818,281	1,208,286,223
(うち保険給付費)	751,299,999	745,215,688
損 失 金	8,981,277	45,812,327
〔前年度繰越利益金	8,186,831,431	8,232,643,758〕
〔翌年度繰越利益金	8,177,850,153	8,186,831,431〕

(ウ) 積立金

区 分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
積立金現在額	7,800,752,289	7,844,172,728

(エ) 主な業務実績

区 分	26年度	(25年度)
適用事業場数(年度末)	2,707,702事業場	2,676,910事業場
療養補償給付	229,522,991千円	219,749,782千円
休業補償給付	100,596,112千円	100,234,025千円
遺族補償年金	194,858,540千円	195,526,339千円
障害補償年金	139,143,810千円	141,214,120千円

イ 雇用勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	2,426,510,936	2,407,882,080	749,290	17,879,565
25年度	2,417,692,209	2,399,160,562	752,768	17,778,878
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
26年度	2,622,812,116	2,047,307,020	2,888,288	572,616,807
25年度	2,622,493,201	2,123,717,762	836,046	497,939,392

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額386億6632万余円)の分である。また、不用額の主なものは、失業等給付費(歳出予算現額1兆7561億7813万余円)の2953億4244万余円、地域雇用機会創出等対策費(同1702億7299万余円)の1060億7924万余円及び高齢者等雇用安定・促進費(同1653億4240万余円)の478億6194万余円である。

(イ) 損 益

区 分	26年度(千円)	25年度(千円)
利 益	2,485,661,637	2,500,828,467
損 失	2,198,190,952	2,137,167,427
利 益 金	313,164,518	244,052,560
〔前年度繰越利益金	6,718,618,200	6,605,946,842〕
〔翌年度繰越利益金	7,031,782,718	6,849,999,402〕

(ウ) 積立金等

区 分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
積立金現在額	6,062,093,205	5,925,658,692
雇用安定資金現在額	674,424,194	473,106,168

(エ) 主な業務実績

区 分	26年度	(25年度)
被保険者数(年度末)	40,152,072人	39,496,459人
一般求職者給付	724,750,540千円	835,857,384千円
雇用継続給付	521,059,959千円	456,291,775千円
就職促進給付	130,542,866千円	124,654,810千円
特定求職者雇用開発助成金	69,368,345千円	71,706,512千円
雇用調整助成金	6,962,940千円	54,110,776千円

ウ 徴収勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	3,294,697,874	3,231,032,355	7,504,676	56,160,842
25年度	3,236,858,064	3,165,777,563	9,452,069	61,628,431
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
26年度	3,222,834,656	3,166,497,633	—	56,337,022
25年度	3,058,037,546	3,025,164,021	1,485	32,872,039

収納未済歳入額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額3兆0902億6453万余円)の459億1017万余円及び雑収入(同130億2088万余円)の101億5991万余円である。また、不用額の主なものは、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入(歳出予算現額2兆2718億4167万余円)の350億6673万余円、諸支出金(同528億2705万余円)の186億0443万余円及び業務取扱費(同306億2484万余円)の25億6585万余円である。

(イ) 損 益

区 分	26年度(千円)	25年度(千円)
利 益	3,105,633,463 (うち保険料 3,039,648,272)	3,005,477,155 (うち保険料 2,938,055,349)
損 失	3,106,060,666 (うち保険給付費等財源労災勘定へ繰入 845,217,364) (うち失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入 2,198,190,952)	3,005,730,261 (うち保険給付費等財源労災勘定へ繰入 804,660,393) (うち失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入 2,137,167,427)
損 失 金	427,203	253,105
前年度繰越利益金	2,338,455	2,591,561
翌年度繰越利益金	1,911,252	2,338,455

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項23件((37):180ページ、(39):185ページ、(40)-(52):187ページ、(53):189ページ、(54):193ページ、(55):195ページ、(56)-(58):197ページ、(285):237ページ、(295):239ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項3件(293、304、310ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項4件(141、332、334、637ページ参照)を掲記した。

(8) 厚生労働省所管 年金特別会計

この特別会計は、国民年金事業、厚生年金保険事業、健康保険に関し政府が行う業務及び児童手当に関する政府の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、基礎年金、国民年金、厚生年金、健康、子どものための金銭の給付及び業務の6勘定に区分して経理されている。

なお、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第76号)により26年4月1日に福祉年金勘定が廃止された。そして、25年度の末日において同勘定に所属していた権利及び義務は、国民年金勘定に帰属するものとされた。

同特別会計の勘定別の26年度の歳入歳出決算、損益、積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 基礎年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	22,347,313,630	22,346,542,248	268,646	502,736
25年度	22,089,917,263	22,088,428,079	880,160	609,023
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
26年度	22,435,327,567	21,632,721,838	—	802,605,728
25年度	22,154,969,410	21,431,413,745	—	723,555,664

不用額の主なものは、基礎年金給付費(歳出予算現額 20 兆 7037 億 9213 万円)の 7177 億 7328 万余円及び基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金(同 1 兆 6477 億 0071 万余円)の 15 億 9792 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	26年度(千円)		25年度(千円)	
利 益	(うち拠出金等収入	21,842,989,324	(うち拠出金等収入	20,992,332,577
損 失	21,828,684,125)		20,977,720,116)	
	(うち基礎年金給付費	21,633,042,327	(うち基礎年金給付費	21,432,082,344
	19,986,018,843)		19,270,288,980)	
利 益 金 (△ 損 失 金)		209,946,997		△ 439,749,766
〔前年度繰越利益金		2,980,527,891		3,420,277,658〕
〔翌年度繰越利益金		3,190,474,889		2,980,527,891〕

(ウ) 積 立 金

区 分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
積立金現在額	2,475,420,205	2,322,276,810

(エ) 主な業務実績

区 分		26年度	(25年度)
老齢基礎年金等の支給	受給権者数	31,110 千人	29,808 千人
	支給額	19,986,018,843 千円	19,270,288,980 千円

イ 国民年金勘定(25年度は国民年金勘定及び福祉年金勘定)

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	4,569,101,401	4,560,889,414	2,408,772	5,803,213
25年度				
〔国民年金勘定	〔4,986,305,649〕	〔4,976,223,511〕	〔1,805,600〕	〔8,276,538〕
〔福祉年金勘定	〔4,092,669〕	〔4,064,523〕	〔13,994〕	〔14,151〕
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
26年度	4,532,272,851	4,471,827,598	—	60,445,252
25年度				
〔国民年金勘定	〔4,984,212,788〕	〔4,901,900,425〕	〔—〕	〔82,312,362〕
〔福祉年金勘定	〔4,540,736〕	〔4,016,861〕	〔—〕	〔523,874〕

不用額の主なものは、国民年金給付費(歳出予算現額 8802 億 3190 万余円)の 526 億 5388 万余円、基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入(同 3 兆 5022 億 6067 万余円)の 30 億 3246 万余円及び諸支出金(同 478 億 5140 万余円)の 10 億 1031 万余円である。

(イ) 損益 ^(注)

区 分	26 年度(千円)
利 益	5,249,811,198
	(うち保険料 2,297,764,030)
	(うち一般会計より受入 1,932,109,678)
損 失	5,153,460,373
	(うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入 3,499,228,212)
	(うち国民年金給付費 827,578,021)
利 益 金	96,350,825
〔前年度繰越利益金	7,787,442,600〕
〔翌年度繰越利益金	7,883,793,425〕

(注) 福祉年金勘定については、貸借対照表及び損益計算書を作成することとはされていなかったため、26年度の国民年金勘定の損益と対比できる25年度の損益はない。

(ウ) 積立金

区 分	26 年度末(千円)	25 年度末(千円)
積立金現在額	7,094,516,241	7,003,977,861
	(うち運用寄託金現在額 6,800,916,241)	(うち運用寄託金現在額 6,683,977,861)

(エ) 主な業務実績

区 分	26 年 度	(25 年 度)
被保険者数(年度末)	26,739 千人	27,507 千人
老 齢 年 金 等 の 支 給	1,886 千人	2,155 千人
受給権者数	827,578,021 千円	940,990,823 千円
支 給 額		

ウ 厚生年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26 年度	41,434,349,525	41,313,438,288	33,106,565	87,804,672
25 年度	39,381,589,201	39,244,761,076	39,243,747	97,584,377
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
26 年度	41,088,616,561	39,549,743,654	—	1,538,872,906
25 年度	39,562,493,361	38,919,681,033	—	642,812,327

不納欠損額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額 26 兆 4358 億 1049 万余円)の 323 億 0604 万余円である。収納未済歳入額は、保険料収入の 838 億 8790 万余円、解散厚生年金基金等徴収金(同 2 兆 1127 億 0892 万余円)の 24 億 1430 万余円及び雑収入(同 108 億 2143 万余円)の 15 億 0246 万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 24 兆 7275 億 8830 万余円)の 1 兆 4240 億 2070 万余円、基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入(同 16 兆 1430 億 4639 万余円)の 140 億 4071 万余円及び諸支出金(同 77 億 9075 万余円)の 28 億 1148 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	26 年度(千円)	25 年度(千円)
利 益	41,129,838,006	36,804,694,249
	(うち保険料 26,317,043,118)	(うち保険料 25,045,150,474)
損 失	39,730,169,118	39,139,610,048
	(うち保険給付費 23,303,567,599)	(うち保険給付費 23,781,360,995)
利 益 金 (△ 損 失 金)	1,399,668,888	△ 2,334,915,798
〔前年度繰越利益金	107,793,154,861	110,128,070,659〕
〔翌年度繰越利益金	109,192,823,749	107,793,154,861〕

(ウ) 積立金

区 分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
積立金現在額	103,173,745,718 (うち運用寄託金現在額 96,873,745,718)	102,835,445,494 (うち運用寄託金現在額 98,085,445,494)

(エ) 主な業務実績

区 分	26年度	(25年度)
厚生年金保険の被保険者数(年度末)	35,985千人	35,272千人
老 齢 厚 生 年 金 等 の 支 給 受 給 権 者 数	35,258千人	34,555千人
支 給 額	23,150,061,482千円	23,655,209,173千円

エ 健康勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	10,262,873,870	10,195,760,885	18,070,024	49,042,961
25年度	9,955,249,532	9,878,716,525	19,997,189	56,535,817
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
26年度	9,826,051,129	9,815,578,153	—	10,472,975
25年度	9,731,679,046	9,723,321,125	—	8,357,920

不納欠損額は全て保険料収入(徴収決定済額 8兆 5237億 3647 万余円)の分である。収納未済歳入額の主なものは、保険料収入の 490億 4293 万余円である。また、不用額は、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 1兆 4911億 0550 万余円)の 91億 4578 万余円及び諸支出金(同 31億 3555 万余円)の 13億 2719 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	26年度(千円)	25年度(千円)
利 益	8,560,465,603 (うち保険料 8,455,950,327)	8,106,146,781 (うち保険料 8,099,128,811)
損 失	8,342,640,791 (うち保険料等交付金 8,314,384,711)	8,270,457,199 (うち保険料等交付金 8,221,943,330)
利 益 金 (△ 損 失 金)	217,824,811	△ 164,310,418
〔前年度繰越損失金	1,192,924,793	1,028,614,375〕
〔翌年度繰越損失金	975,099,981	1,192,924,793〕

(ウ) 借 入 金

区 分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	1,479,228,212	1,479,228,212

(エ) 主な業務実績

区 分	26年度	(25年度)
保険料等交付金の交付	8,314,384,711千円	8,221,943,330千円

オ 子どものための金銭の給付勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	1,489,378,981	1,488,367,955	268,718	742,307
25年度	1,541,273,809	1,540,100,134	303,900	869,773
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
26年度	1,488,884,185	1,470,311,051	146,351	18,426,783
25年度	1,531,750,362	1,511,763,132	118,471	19,868,758

不用額の主なものは、子どものための金銭の給付交付金(歳出予算現額1兆4177億7580万円)の100億8123万余円及び児童育成事業費(同661億3109万余円)の52億9929万余円である。

(イ) 積立金

区 分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
積立金現在額	13,619,424	4,717,468

(ウ) 主な業務実績

区 分	26年度	(25年度)
子どものための金銭の給付交付金の交付	1,407,694,567千円	1,452,408,846千円

カ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	498,005,546	457,045,341	9,063,077	31,897,127
25年度	513,518,921	472,008,062	9,200,394	32,310,464
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
26年度	385,870,940	370,769,233	911,803	14,189,904
25年度	393,675,590	381,369,340	556	12,305,692

不納欠損額及び収納未済歳入額は全て雑収入(徴収決定済額905億9383万余円)の分である。また、不用額の主なものは、社会保険オンラインシステム費(歳出予算現額589億2954万余円)の94億8383万余円及び業務取扱費(同436億5796万余円)の46億8659万余円である。

(イ) 損益

区 分	26年度(千円)	25年度(千円)
利 益	423,663,343	414,073,345
(うち一般会計より受入)	120,864,104	(うち一般会計より受入) 132,296,986
損 失	421,210,071	434,758,948
(うち日本年金機構運営費)	282,599,150	(うち日本年金機構運営費) 294,970,741
利 益 金 (△ 損 失 金)	2,453,272	△ 20,685,603
〔前年度繰越利益金〕	230,769,152	251,457,046
〔翌年度繰越利益金〕	233,222,424	230,771,442

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項18件((38):182ページ、(59):199ページ、(179)(180):223ページ、(296)(297):240ページ、(298)-(309):241ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項2件(299、304ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(141ページ参照)を掲記した。

(9) 農林水産省所管 食料安定供給特別会計

この特別会計は、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業共済再保険事業等、漁船再保険事業、漁業共済保険事業及び土地改良工事等に関する経理を一般会計と区分して行うために設置されているものである。

同特別会計は、農業経営安定、食糧管理、農業共済再保険、漁船再保険、漁業共済保険、業務及び国営土地改良事業の7勘定に区分して経理されている。

なお、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第76号)により、26年4月1日に農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計が廃止された。そして、25年度の末日において両特別会計において所属していた権利及び義務は、食料安定供給特別会計に帰属す

るものとされた。

同特別会計の勘定別の26年度の歳入歳出決算、損益、積立金、借入金、主な業務実績、調整資金の増減額及び政府短期証券(食糧証券)の発行は次のとおりである。

ア 農業経営安定勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	320,993,762	320,993,762	—	—
25年度	280,341,684	280,340,020	—	1,663
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
26年度	268,944,249	171,567,951	—	97,376,297
25年度	273,698,441	157,779,404	—	115,919,036

不用額の主なものは、農業経営安定事業費(歳出予算現額2687億3601万余円)の972億3752万余円である。

(イ) 損益

区分	26年度(千円)	25年度(千円)
利益	159,795,783	164,195,068
損失	77,529,667	77,529,667
利益金(△損失金)	△11,772,167	13,490,731
〔前年度繰越利益金〕	161,199,174	147,708,442
〔翌年度繰越利益金〕	149,427,006	161,199,174

(ウ) 主な業務実績

区分	26年度	(25年度)
認定農業者等に対する農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金の交付	167,893,350千円	150,413,219千円
認定農業者等に対する農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金の交付	3,488,116千円	143,691千円

イ 食糧管理勘定

(ア) 歳入歳出決算^(注1)

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	747,543,656	719,998,111	—	27,545,545
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
26年度	1,061,670,877	704,176,126	11,601,260	345,893,490

(注1) 食料安定供給特別会計において経理されていた米管理勘定、麦管理勘定及び調整勘定に係る経理は、同特別会計の食糧管理勘定において経理することとされたため、歳入歳出決算の区分が異なり、26年度と25年度の対比はできない。

収納未済歳入額の主なものは、食糧売払代(徴収決定済額4357億8644万余円)の274億4507万余円である。また、翌年度繰越額は全て食糧買入費(歳出予算現額6199億9881万余円)の分である。不用額の主なものは、食糧買入費(同6199億9881万余円)の1652億3414万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同2256億0119万余円)の792億7750万余円及び食糧管理費(同382億5430万円)の84億0672万余円である。

(イ) 損益^(注2)

区 分	26 年度(千円)
利 益	447,945,251 (うち主要食糧売上高 368,319,755) (うち輸入飼料売上高 46,568,859)
損 失	544,117,220 (うち主要食糧売上原価 367,974,257) (うち輸入飼料売上原価 46,339,126) (うち主要食糧事業管理費 29,847,575)
損 失 金 (損失金の処理)	96,171,968 (調整資金を減額して整理)

(注2) 食料安定供給特別会計において経理されていた米管理勘定、麦管理勘定及び調整勘定に係る経理は、同特別会計の食糧管理勘定において経理することとされたため、損益の区分が異なり、26年度と25年度の対比はできない。

(ウ) 調整資金の増減額

区 分	26 年度(千円)	25 年度(千円)
年 度 首 資 金	184,791,655	162,532,406
本 年 度 受 入 額	96,300,000	85,100,000
本 年 度 損 失 整 理	△ 96,497,725	△ 62,840,751
損 失 整 理 後 の 現 在 額	184,593,930	184,791,655

(エ) 政府短期証券(食糧証券)の発行

区 分	26 年度(千円)	25 年度(千円)
繰 越 債 務 額	146,300,000	176,000,000
本 年 度 発 行 額	508,200,000	297,300,000
本 年 度 償 還 額	498,300,000	327,000,000
年 度 末 現 在 額	156,200,000	146,300,000

(オ) 主な業務実績

区 分	26 年 度	(25 年 度)
米 穀 買 入 れ	116 万 t	81 万 t
売 渡 し	103 万 t	81 万 t
年 度 末 在 庫	187 万 t	174 万 t
麦 類 買 入 れ	680 万 t	658 万 t
売 渡 し	680 万 t	658 万 t
年 度 末 在 庫	—	—
民間団体に対する食糧麦備蓄対策費補助金の交付	4,323,427 千円	4,321,827 千円

ウ 農業共済再保険勘定

(ア) 歳入歳出決算^(注3)

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26 年度	72,499,535	72,499,535	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
26 年度	85,204,499	42,379,832	—	42,824,666

(注3) 農業共済再保険特別会計において経理されていた農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定に係る経理は、食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定において経理することとされたため、歳入歳出決算の区分が異なり、26年度と25年度の対比はできない。

不用額の主なものは農業共済再保険費及交付金(歳出予算現額 628 億 5734 万余円)の 213 億 5328 万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 214 億円ある。)

(イ) 損益^(注4)

区 分	26年度(千円)	
利 益		72,882,928
	(うち再保険料)	40,302,702
損 失		54,661,025
	(うち再保険金)	26,136,669
利 益 金		18,221,903
〔前年度繰越利益金〕		122,120,128
〔翌年度繰越利益金〕		122,120,128

(注4) 農業共済再保険特別会計において経理されていた農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定に係る経理は、食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定において経理することとされたため、損益の区分が異なり、26年度と25年度の対比はできない。

(ウ) 積立金

区 分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
積立金現在額	166,648,310	129,525,440

(エ) 主な業務実績

a 農業共済

区 分	26年度	(25年度)
(共済引受)		
水稻	148万ha	150万ha
畑作物	28万ha	27万ha
麦	26万ha	26万ha
(再保険金支払)		
畑作物	1,821,672千円	1,818,589千円
麦	882,654千円	661,297千円
水稻	16,355千円	326,830千円

b 家畜共済

区 分	26年度	(25年度)
(共済引受)		
牛	421万頭	432万頭
肉豚	155万頭	169万頭
種豚	17万頭	18万頭
馬	2万頭	2万頭
(再保険金支払)		
牛	17,476,192千円	17,774,878千円
肉豚	714,852千円	707,190千円
馬	238,116千円	218,530千円
種豚	111,013千円	126,626千円

c 果樹共済

区 分	26年度	(25年度)
(共済引受)		
うんしゅうみかん	875万本	901万本
りんご	333万本	333万本
いよかん	152万本	169万本
指定かんきつ	150万本	139万本
なし	139万本	143万本
(再保険金支払)		
りんご	156,490千円	446,954千円
なし	103,390千円	1,489,489千円
ぶどう	75,135千円	44,746千円
かき	59,898千円	33,319千円
もも	33,175千円	122,303千円

d 園芸施設共済			
区 分		26 年 度	(25 年 度)
(共済引受)			
園芸施設		65 万棟	63 万棟
(再保険金支払)			
園芸施設		4,380,696 千円	1,193,815 千円

工 漁船再保険勘定

(ア) 歳入歳出決算 ^(注5)

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26 年度	16,285,937	16,285,937	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
26 年度	8,428,730	5,844,258	—	2,584,471

(注5) 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計において経理されていた漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定及び漁船乗組員給与保険勘定に係る経理は、食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定において経理することとされたため、歳入歳出決算の区分が異なり、26年度と25年度の対比はできない。

なお、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第34条第2項の規定に基づき、26年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額から未経過再保険料に相当する額及び支払備金に相当する額を控除した額 89 億 6991 万余円のうち、27年度の予算総則第12条第2項に定める金額 3436 万余円を、27年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益 ^(注6)

区 分	26 年度(千円)	
利 益		16,250,517
	(うち再保険料)	2,812,974
損 失		7,316,020
	(うち再保険金)	723,210
	(うち漁船保険中央会交付金)	4,516,977
	(うち次年度繰越支払備金)	169,962
利 益 金		8,934,497
〔前年度繰越損失金		26,476,823〕
〔翌年度繰越損失金		17,542,325〕

(注6) 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計において経理されていた漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定及び漁船乗組員給与保険勘定に係る経理は、食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定において経理することとされたため、損益の区分が異なり、26年度と25年度の対比はできない。

(ウ) 積 立 金

区 分	26 年度末(千円)	25 年度末(千円)
積 立 金 現 在 額	5,710,680	5,685,232

(エ) 主な業務実績

区 分	26 年 度	(25 年 度)
(保険引受)		
件 数	345,664 件	351,108 件
再 保 險 金 額	57,641,201,824 千円	57,936,147,058 千円
(保険金支払)		
損 害 再 保 險 金	723,210 千円	730,242 千円

オ 漁業共済保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	8,611,318	8,611,318	—	—
25年度	8,666,669	8,666,669	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
26年度	9,032,033	6,316,199	—	2,715,833
25年度	8,983,182	8,525,240	—	457,941

(イ) 損益

区分	26年度(千円)		25年度(千円)	
利益		10,317,947		13,444,564
損失	(うち保険料)	3,337,013	(うち保険料)	3,221,651
	(うち保険金)	7,728,991	(うち保険金)	10,373,298
	(うち漁業共済組合連合会交付金)	1,183,322	(うち漁業共済組合連合会交付金)	3,429,932
	(うち次年度繰越支払備金)	5,025,394	(うち次年度繰越支払備金)	5,095,308
		—		456,264
利益金		2,588,956		3,071,266
〔前年度繰越損失金〕		36,495,679		39,566,946
〔翌年度繰越損失金〕		33,906,723		36,495,679

(ウ) 主な業務実績

区分	26年度	(25年度)
(保険引受)		
件数	63,354件	61,202件
再共済金額	531,617,171千円	491,982,775千円
(保険金支払)		
漁獲共済保険金	127,846千円	1,178,130千円
養殖共済保険金	125,526千円	1,554,296千円
特定養殖共済保険金	929,949千円	668,251千円
漁業施設共済保険金	—	29,253千円
計	1,183,322千円	3,429,932千円

カ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	9,156,425	9,156,401	—	24
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
26年度	12,234,652	9,156,394	—	3,078,257

(注7) 食料安定供給特別会計において経理されていた業務勘定、農業共済再保険特別会計において経理されていた業務勘定並びに漁船再保険及び漁業共済保険特別会計において経理されていた業務勘定に係る経理は、食料安定供給特別会計の業務勘定において経理することとされたため、歳入歳出決算の区分が異なり、26年度と25年度の対比はできない。

(イ) 損益

区分	26年度(千円)
利益	9,739,622
損失	(うち食糧管理勘定より事務取扱経費受入)
	7,894,254
	10,064,269
	(うち事務取扱費)
	8,978,215
損失金(損失金の処理)	324,646
	(食糧管理勘定へ移し整理)

(注8) 食料安定供給特別会計において経理されていた業務勘定、農業共済再保険特別会計において経理されていた業務勘定並びに漁船再保険及び漁業共済保険特別会計において経理されていた業務勘定に係る経理は、食料安定供給特別会計の業務勘定において経理することとされたため、損益の区分が異なり、26年度と25年度の対比はできない。

キ 国営土地改良事業勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	39,065,427	39,065,427	—	—
25年度	48,786,061	48,786,061	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
26年度	45,488,988	38,122,776	5,260,233	2,105,978
25年度	61,311,130	47,546,618	11,957,843	1,806,668

(イ) 借入金

区分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	51,321,331	51,925,993

(ウ) 主な業務実績

区分	26年度	(25年度)
かんがい排水事業	22地区	26地区
総合農地防災事業	2地区	2地区

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項2件((321):357ページ、(336):371ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(141ページ参照)を掲記した。

(10) 農林水産省所管 森林保険特別会計

この特別会計は、国が行う森林保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

なお、同特別会計は、森林国営保険法等の一部を改正する法律(平成26年法律第21号)により27年4月1日に廃止された。そして、26年度の末日において同特別会計に所属していた権利及び義務は、同法等により、一般会計に帰属するものを除き、国立研究開発法人森林総合研究所に承継された。

同特別会計の26年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	8,042,132	8,042,132	—	—
25年度	8,421,378	8,421,378	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
26年度	4,172,232	1,966,883	—	2,205,349
25年度	4,171,641	1,741,033	13	2,430,594

なお、同法附則第8条第1項の規定に基づき、26年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額60億7524万余円は、国立研究開発法人森林総合研究所に承継された。

(イ) 損 益

区 分	26 年度(千円)	25 年度(千円)
利 益	8,042,132 (うち保険料 1,942,950)	8,421,378 (うち保険料 2,036,950)
損 失	7,612,938 (うち保険金 974,322)	7,745,744 (うち保険金 766,545)
利 益 金	429,194	675,633
〔前年度繰越利益金	21,651,660	20,976,026〕
〔翌年度繰越利益金	22,080,855	21,651,660〕

(ウ) 積 立 金

区 分	26 年度末(千円)	25 年度末(千円)
積 立 金 現 在 額	21,651,660	20,976,026

(エ) 主な業務実績

区 分	26 年 度	(25 年 度)
(保険引受)		
件 数	131,390 件	121,646 件
面 積	786,927 ha	847,403 ha
金 額	920,447,610 千円	965,708,030 千円
(保険金支払)		
件 数	2,143 件	2,480 件
面 積	1,183 ha	1,197 ha
金 額	974,322 千円	766,545 千円

(11) 農林水産省所管 国有林野事業債務管理特別会計

この特別会計は、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第42号)により25年4月1日に廃止された旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理に関する経理を一般会計と区分して行うために設置されているものである。

同特別会計の26年度の歳入歳出決算及び借入金は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26 年度	312,111,054	312,111,054	—	—
25 年度	301,367,483	301,367,483	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
26 年度	312,126,183	312,111,054	—	15,128
25 年度	301,383,466	301,367,483	—	15,982

(イ) 借 入 金

区 分	26 年度末(千円)	25 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	1,258,253,443	1,265,880,503

(12) 経済産業省所管 貿易再保険特別会計

この特別会計は、貿易保険の再保険に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の26年度の歳入歳出決算、損益、異常危険準備金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	81,249,628	81,249,628	—	—
25年度	48,003,152	48,003,152	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
26年度	204,128,350	2,890,493	—	201,237,857
25年度	209,119,476	14,520,665	61	194,598,748

不用額の主なものは、再保険費(歳出予算現額 1945 億 4748 万余円)の 1921 億 5268 万余円である。

(イ) 損益

区分	26年度(千円)		25年度(千円)	
利益	(うち再保険料	151,120,810 58,192,579)	(うち再保険料	114,277,194 29,015,575)
損失	(うち再保険金	151,120,810 1,426,923)	(うち再保険金	114,277,194 13,064,289)
	(うち異常危険準備金繰入	36,584,296)	(うち異常危険準備金繰入	17,439,216)

(ウ) 異常危険準備金

区分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
異常危険準備金現在額	656,023,816	619,439,519

(エ) 主な業務実績

区分	26年度	(25年度)
再保険引受件数	170,138件	226,962件
引受再保険金額	13,628,726,293千円	11,912,228,300千円
再保険支払件数	75件	383件
支払再保険金額	1,426,923千円	13,064,289千円

(13) 経済産業省所管 特許特別会計

この特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)に関する事務に係る経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の26年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	323,255,582	323,255,582	—	—
25年度	323,877,148	323,877,041	—	106
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
26年度	126,595,942	116,791,737	230,074	9,574,130
25年度	114,826,945	107,617,061	532,340	6,677,542

不用額の主なものは、事務取扱費(歳出予算現額 1160 億 5807 万余円)の 92 億 7904 万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	26 年 度	(25 年 度)
(特 許 権)		
出 願 の 受 理	325,941 件	328,797 件
審 査 請 求 の 受 理	246,236 件	243,553 件
審 査	239,726 件	343,485 件
(実用新案権)		
出 願 の 受 理	6,974 件	7,516 件
(意 匠 権)		
出 願 の 受 理	29,860 件	30,913 件
審 査	30,117 件	30,976 件
(商 標 権)		
出 願 の 受 理	115,856 件	105,559 件
審 査	228,012 件	202,224 件

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項1件((337):422 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(637 ページ参照)を掲記した。

(14) 国土交通省所管 自動車安全特別会計

この特別会計は、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録等事務、自動車事故対策事業、空港整備事業等に関する国の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、保障、自動車検査登録、自動車事故対策及び空港整備の4勘定に区分して経理されている。

なお、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第76号)により、25年度の末日において社会資本整備事業特別会計に所属していた権利及び義務のうち、空港整備事業等に係るものは自動車安全特別会計の空港整備勘定(経過措置として26年度に設置)に帰属している。

同特別会計の勘定別の26年度の歳入歳出決算、損益、繰越金、基金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 保障勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26 年度	63,641,779	61,861,453	627,921	1,152,403
25 年度	64,174,040	62,438,695	387,293	1,348,051
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
26 年度	5,905,216	3,474,294	—	2,430,921
25 年度	6,542,142	4,427,293	—	2,114,848

(イ) 損 益

区 分	26 年度(千円)	25 年度(千円)
利 益	7,143,356	8,782,512
(うち賦課金)	1,988,929	1,976,184
(うち雑収入)	1,719,004	1,649,617
損 失	7,419,603	7,403,374
(うち次年度繰越未経過賦課金)	1,698,690	1,712,701
(うち未収金償却引当損)	1,629,447	—
利 益 金	△ 276,246	1,379,137
(△ 損失金)	529,929	2,501,833
(利益金又は損失金の処理)	△ 806,176	△ 1,122,695
(翌年度に繰越利益として整理)		
(翌年度に基金を減額して整理)		

(ウ) 繰越金

区 分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
繰越利益の額	119,609,965	117,108,131

(エ) 基金

区 分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
基金残額	16,092,621	17,215,316

(オ) 主な業務実績

区 分	26年度	(25年度)
保障金等の支払件数	1,219件	1,421件
〔経過措置としての保険金〕 支払金額	1,495,637千円	2,026,000千円
再保険金及び保険金の支払件数	317件	498件
支払金額	844,475千円	1,277,967千円

イ 自動車検査登録勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	49,959,520	49,959,520	—	—
25年度	46,233,354	46,233,354	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
26年度	35,046,783	32,720,641	6,941	2,319,200
25年度	35,327,793	30,579,312	526,961	4,221,518

(イ) 主な業務実績

区 分	26年度	(25年度)
自動車の検査	25,344千件	25,732千件
(うち有料分)	(25,287千件)	(25,677千件)
自動車の登録	15,552千件	16,632千件
(うち有料分)	(15,188千件)	(16,131千件)

ウ 自動車事故対策勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26年度	13,163,163	13,163,163	—	—
25年度	12,798,758	12,798,758	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
26年度	13,070,137	12,536,146	—	533,990
25年度	12,973,090	12,449,387	—	523,702

(イ) 損 益

区 分	26年度(千円)	25年度(千円)
利 益	3,273,792	3,339,640
(うち利子収入)	3,071,985	3,227,836
損 失	12,537,466	12,449,387
(うち独立行政法人自動車事故対策 機構運営費交付金)	6,892,911	6,772,218
損 失 金 (損失金の処理)	9,263,673 (翌年度に基金を減額して整理)	9,109,746 (翌年度に基金を減額して整理)

(ウ) 基 金

区 分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
基 金 残 額	672,250,224	681,359,971

(エ) 主な業務実績

区 分	26 年 度	(25 年 度)
自動車事故対策計画に基 づく助成	3,999 件	3,801 件
件 数		
金 額	12,335,033 千円	12,237,716 千円

エ 空港整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26 年度	419,422,226	419,323,509	136	98,580
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
26 年度	410,768,190	345,045,876	48,950,950	16,771,362

翌年度繰越額の主なものは、沖縄空港整備事業費(歳出予算現額 439 億 7197 万余円)の 243 億 7300 万余円、空港整備事業費(同 1005 億 8047 万余円)の 196 億 1550 万余円及び航空路整備事業費(同 286 億 4558 万余円)の 28 億 0863 万余円である。また、不用額の主なものは、空港等維持運営費(同 1469 億 4084 万余円)の 100 億 4978 万余円及び空港整備事業費の 48 億 5672 万余円である。

(イ) 借 入 ^(注)
金

区 分	26 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	716,678,696

(注) 社会資本整備事業特別会計空港整備勘定の負担に属する借入金の 25 年度末現在額は 7782 億 4297 万余円である。

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 年 度
(直轄事業)	
滑走路の新設及び延長	2 空港

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 1 件((346): 453 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(529 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 2 件(141、549 ページ参照)を掲記した。

(15) 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管 東日本大震災復興特別会計

この特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理することを目的として、復興事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 26 年度の歳入歳出決算、復興債の償還金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
26 年度	5,357,365,505	5,357,343,560	2,506	19,438
25 年度	6,770,336,395	6,770,331,089	—	5,306
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
26 年度	6,254,206,340	3,792,102,603	1,535,205,477	926,898,259
25 年度	6,938,642,128	4,406,732,650	1,960,483,035	571,426,442

所管別の支出済歳出額は、次のとおりである。

所 管	26 年 度 (千 円)	25 年 度 (千 円)
国 会	191,153	185,843
裁 判 所	—	9,644
会 計 検 査 院	—	—
内 閣	43,641	27,444
内 閣 府	61,280,658	81,803,376
復 興 庁	119,590,929	301,770,765
総 務 省	417,670,270	583,288,976
法 務 省	2,757,053	3,444,265
外 務 省	—	—
財 務 省	744,131,091	909,811,837
文 部 科 学 省	209,541,814	273,070,825
厚 生 労 働 省	38,197,431	77,277,893
農 林 水 産 省	305,944,143	219,823,194
経 済 産 業 省	85,871,477	273,197,271
国 土 交 通 省	1,113,931,207	731,185,674
環 境 省	650,805,218	820,348,542
防 衛 省	42,146,510	131,487,094

(注) 会計検査院及び外務省には25、26両年度の歳出予算現額が、また、裁判所には26年度の歳出予算現額がそれぞれ計上されていない。

翌年度繰越額の主なものは、次のとおりである。

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	地域活性化等復興政策費	2,076,630	77,769,200
復興庁	復興庁	東日本大震災復興推進費	299,542,956	299,542,956
		原子力災害復興再生支援事業費	9,364,980	203,432,350
		地域活性化等復興政策費	9,600,000	51,088,133
		教育・科学技術等復興事業費	2,739,374	4,109,013
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	18,067,242	23,367,242
		環境保全復興政策費	50,321,710	107,784,667
		環境保全復興事業費	45,000,000	133,628,502
		東日本大震災災害復旧等事業費	3,620,917	6,809,610
総務省	総務本省 消防庁	生活基盤行政復興政策費	1,447,220	4,455,190
		生活基盤行政復興事業費	2,137,882	5,648,225
文部科学省	文部科学本省	教育・科学技術等復興政策費	2,410,527	32,289,121
		原子力災害復興再生支援事業費	2,061,208	5,620,642
		公立文教施設整備費	20,003,184	160,621,559
		教育・科学技術等復興事業費	15,435,970	40,654,182
厚生労働省	厚生労働本省	東日本大震災災害復旧等事業費	11,863,676	20,201,439
		社会保障等復興事業費	4,990,147	9,448,222
農林水産省	農林水産本省 林野庁 水産庁	農林水産業復興政策費	1,388,506	14,900,674
		農林水産業復興事業費	1,498,916	3,708,143
		東日本大震災復興事業費	18,924,708	37,029,889
		東日本大震災災害復旧等事業費	48,037,858	91,798,330
		東日本大震災復興事業費	6,751,372	22,307,178
		農林水産業復興政策費	4,331,474	9,343,547
		東日本大震災災害復旧等事業費	39,344,477	69,457,636
		東日本大震災復興事業費	15,828,392	38,786,466
		農林水産業復興政策費	2,318,358	20,884,522
		農林水産業復興事業費	8,909,213	21,569,660
		東日本大震災災害復旧等事業費	154,404,443	277,664,446
経済産業省	経済産業本省 資源エネルギー庁 中小企業庁	東日本大震災復興独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費	4,637,285	8,992,285
		原子力災害復興再生支援事業費	1,205,938	4,814,442
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	2,126,213	34,303,159
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	32,027,094	44,719,482
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	28,699,890	89,876,043
国土交通省	国土交通本省	河川整備事業費	6,729,589	28,203,868
		海岸事業費	5,661,749	11,800,522
		原子力災害復興再生支援事業費	1,034,874	80,804,479
		社会資本総合整備事業費	2,838,872	13,171,154
		東日本大震災復興事業費	199,027,578	486,879,973
		東日本大震災災害復旧等事業費	199,487,551	474,711,011
環境省	環境本省 地方環境事務所	東日本大震災復興事業費	2,477,069	11,536,867
		環境保全復興事業費	7,580,740	13,568,206
		環境保全復興政策費	49,259,553	490,644,930
		東日本大震災災害復旧等事業費	1,827,360	1,831,680
		環境保全復興政策費	174,455,494	413,999,136
防衛省	防衛本省	防衛復興政策費	2,782,655	24,461,231

第6章 第2節 第1 2 特別会計 (15) 東日本大震災復興特別会計

不用額の主なものは、次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	原子力災害復興再生支援事業費	1,295,672	3,421,491
		地域活性化等復興政策費	18,293,513	77,769,200
復興庁	復興庁	原子力災害復興再生支援事業費	84,935,063	203,432,350
		東日本大震災復興推進調整費	4,795,645	5,000,000
		地域活性化等復興政策費	41,488,133	51,088,133
		生活基盤行政復興政策費	1,831,930	1,831,930
		生活基盤行政復興事業費	1,505,378	1,505,378
		財務行政復興事業費	4,800,000	4,800,000
		教育・科学技術等復興政策費	2,850,707	2,850,707
		教育・科学技術等復興事業費	1,369,639	4,109,013
		社会保障等復興政策費	1,572,046	1,572,046
		農林水産業復興政策費	1,599,479	1,599,479
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	5,300,000	23,367,242
		環境保全復興政策費	57,462,957	107,784,667
		環境保全復興事業費	88,628,502	133,628,502
東日本大震災復興事業費	1,834,371	1,834,371		
東日本大震災災害復旧等事業費	3,188,693	6,809,610		
総務省	総務本省	地方交付税交付金	160,701,176	572,332,215
財務省	財務本省	復興債費	17,841,870	761,563,488
		復興加速化・福島再生予備費	150,000,000	150,000,000
文部科学省	文部科学本省	教育・科学技術等復興政策費	1,956,709	32,289,121
		原子力災害復興再生支援事業費	1,285,174	5,620,642
		公立文教施設整備費	23,806,805	160,621,559
厚生労働省	厚生労働本省	東日本大震災災害復旧等事業費	1,816,727	20,201,439
		社会保障等復興政策費	1,526,640	24,865,296
農林水産省	農林水産本省	農林水産業復興政策費	2,161,471	14,900,674
		東日本大震災復興事業費	2,940,441	37,029,889
		東日本大震災災害復旧等事業費	5,343,390	91,798,330
		農林水産業復興政策費	1,023,282	9,343,547
	林野庁 水産庁	東日本大震災災害復旧等事業費	7,102,638	69,457,636
		東日本大震災復興事業費	1,146,767	38,786,466
		農林水産業復興政策費	5,043,281	20,884,522
		東日本大震災災害復旧等事業費	33,989,518	277,664,446
経済産業省	資源エネルギー庁	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	1,436,872	44,719,482
	中小企業庁	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	1,153,422	4,696,269
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	32,776,533	89,876,043
国土交通省	国土交通本省	原子力災害復興再生支援事業費	2,694,079	80,804,479
		東日本大震災復興事業費	12,341,191	486,879,973
		東日本大震災災害復旧等事業費	63,708,187	474,711,011
環境省	環境本省	環境保全復興政策費	50,937,763	490,644,930
	地方環境事務所	環境保全復興政策費	4,288,551	413,999,136
	原子力規制委員会	環境保全復興政策費	1,285,306	6,891,270

(イ) 復興債の償還金等

区 分	26年度(千円)	25年度(千円)
償 還 金	724,675,444	844,631,824
利 子 等	19,046,173	20,452,156

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 年 度	(25 年 度)
被 災 者 支 援	96,332,643 千円	137,702,460 千円
インフラ等復旧、まちづくり	1,382,289,756 千円	1,434,052,141 千円
産業の振興・雇用の確保	111,620,308 千円	436,669,777 千円
原子力災害からの復興・再生	826,375,932 千円	558,943,471 千円
地 方 交 付 税 交 付 金	411,631,039 千円	577,189,058 千円
全 国 防 災 対 策 費	213,577,941 千円	393,270,789 千円

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項5件((1)：59ページ、(286)：237ページ、(375)：478ページ、(378)：481ページ、(390)：586ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項4件(377、504、607、612ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項3件(408、535、624ページ参照)を掲記した。

第2 国税収納金整理資金の受払

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)に基づいて、昭和29年度に設置されたものである。この資金に国税収納金等を受け入れ、過誤納金の還付金等はこの資金から支払い、その差引額を国税収入その他の収入として国の歳入に組み入れることとしており、その受払の計算書を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととなっている。

平成26年度国税収納金整理資金受払計算書についてみると、受入及び支払は次のとおりである。

受入	徴収決定済額(千円)	収納済額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済額(千円)
26年度	68,577,102,664	67,503,988,501	138,199,857	934,914,305
25年度	59,062,875,751	58,108,538,134	137,336,992	817,000,624
支払	支払決定済額(千円)		歳入組入額(千円)	
26年度	11,207,564,797		54,722,372,276	
25年度	8,965,778,765		48,424,053,411	

なお、平成26年4月に、消費税法(昭和63年法律第108号)の一部改正により消費税の税率が100分の6.3となり、地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正により国税収納金整理資金において消費税と併せて受払を行ってきた地方消費税の税率が消費税額の63分の17(消費税率換算で100分の1.7)となった。また、地方法人税法(平成26年法律第11号)により、同年10月に地方法人税が創設された。そして、国税収納金整理資金において地方法人税の受払を行うこととなり、その収納済額から支払決定済額を控除した金額が交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入に組み入れられることとされた。

前記歳入組入額の主なものは次のとおりである。

区 分	歳入組入額(千円)
一般会計各税組入金	53,237,693,483
交付税及び譲与税配付金特別会計各税組入金	559,921,452
国債整理基金特別会計組入金	142,134,917
東日本大震災復興特別会計各税組入金	781,943,734

不納欠損額及び収納未済額の主なものは次のとおりである。

区 分	不納欠損額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	39,586,441	25,189,768,697
法人税受入金	33,703,409	11,953,282,003
源泉所得税受入金	26,733,383	139,663,501
申告所得税受入金	22,649,426	116,904,807
相続税受入金	6,986,303	1,977,549,018
関税受入金	5,207,795	1,115,429,336
消費税受入金	1,749,167	2,537,455
区 分	収納未済額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	497,677,894	25,189,768,697
揮発油税及地方揮発油税受入金	230,650,993	2,983,123,401

前記収納未済額のほか、既往年度分の収納未済額が1兆1129億0099万余円ある。

第3 法律により設置されているその他の資金の受払

国税収納金整理資金のほか、法律により特に設置されている資金で、その増減及び現在額についての計算書を内閣が歳入歳出決算を国会に提出する場合に添付しなければならないこととなっているものは、決算調整資金及び貨幣回収準備資金の2資金である。

1 決算調整資金

この資金は、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、この資金からその不足を補填することにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的として、決算調整資金に関する法律(昭和53年法律第4号)に基づいて昭和52年度に設置されたものである。

平成26年度決算調整資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	金 額(千円)
26年7月末資金現在額	—
26年8月1日から27年7月31日までの資金増	—
26年8月1日から27年7月31日までの資金減	—
27年7月末資金現在額	—

2 貨幣回収準備資金

この資金は、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として、貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)に基づいて平成15年度に設置されたものである。

平成26年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金は国庫金と回収貨幣及地金に区分されており、その増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	事 項	26年度(千円)	25年度(千円)
国 庫 金	年度首在高 (受入)	638,294,202	634,317,766
	貨幣発行高	138,076,800	173,859,875
	運用益	1,503,016	1,672,399
	地金売払代	791,294	1,281,425
	計	140,371,110	176,813,699
	(払出)		
	貨幣回収高	163,221,101	148,844,895
一般会計へ繰入 (年度末繰入分)	53,281,283	23,992,367	
計	216,502,385	172,837,263	
	差引現在額	562,162,926	638,294,202
回 収 貨 幣 及 地 金	年度首在高 (受入)	246,319,672	241,889,830
	回収貨幣	14,560,534	9,711,649
	計	14,560,534	9,711,649
	(払出)		
	貨幣材料	5,102,670	3,814,296
	地金売払	735,406	1,279,091
	その他	233,249	188,419
計	6,071,326	5,281,807	
	差引現在額	254,808,880	246,319,672
資 金 合 計		816,971,807	884,613,874

第4 債権及び債務

第6章 第2節 第4 債権及び債務 1 債権 2 債務

1 債 権

平成26年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	26年度末現在額(千円)	25年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
歳 入	7,742,656,182	8,214,136,467	△ 471,480,284
歳 入 外	83,299	96,576	△ 13,276
積 立 金	103,674,661,959	104,769,423,356	△ 1,094,761,396
資 金	117,458,284,907	122,052,362,111	△ 4,594,077,204
計	228,875,686,349	235,036,018,511	△ 6,160,332,162

26年度末現在額を前年度末現在額と比べると、6兆1603億3216万余円減少している。

増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

区 分	会 計	項	増加額△減少額(千円)
歳 入	一般会計	特別会計整理収入	997,126,749
		貸付金等回収金収入	424,623,344
	年金特別会計 国民年金勘定 自動車安全特別会計 空港整備勘定	保険料収入	△ 250,378,091
		償還金収入	278,961,120
積 立 金	年金特別会計 国民年金勘定 厚生年金勘定	運用寄託金債権	116,938,379
		運用寄託金債権	△ 1,211,699,775
資 金	一般会計	各税受入金債権	214,837,891
		円貨貸付金債権	△ 224,181,608
	外国為替資金特別会計 財政投融资特別会計 財政融資資金勘定	政府関係機関貸付金債権	△ 1,357,866,904
		地方公共団体貸付金債権	△ 1,097,401,887
		特別法人貸付金債権	△ 2,135,468,536

2 債 務

平成26年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計は、次のとおりである。

種 別	26年度末現在額(千円)	25年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	156,186,582	146,569,375	9,617,206
歳出予算の繰越債務負担額	4,029,550,741	4,090,868,401	△ 61,317,659
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	317,304,703	315,640,155	1,664,547
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	7,232,529,438	6,933,045,630	299,483,808
財政法第15条第2項の規定に基づく国庫債務負担行為	51,302,945	10,384,102	40,918,843
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	223,241,994	—	223,241,994

種 別	26 年度末現在額(千円)	25 年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
公債	881,542,719,071	853,820,214,474	27,722,504,596
内国債	881,542,639,814	853,820,146,215	27,722,493,598
外国債(注)	79,257	68,258	10,998
借入金	54,984,086,051	55,504,742,798	△ 520,656,747
政府短期証券	116,888,340,000	115,688,430,000	1,199,910,000
他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)	4,534,960,008	5,008,178,058	△ 473,218,050
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	45,678,727,453	46,970,909,346	△ 1,292,181,893
計	1,115,638,948,989	1,088,488,982,344	27,149,966,644

(注) 外国債は明治32年から昭和38年までの間に発行された英貨債、米貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

債務の26年度末現在額を前年度末現在額と比べると、増加したものは、公債、政府短期証券、財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為等である。また、減少したものは、予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額、借入金、他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)等である。

公債について26年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は180兆6533億8410万余円、減少した額は152兆9308億7951万余円で、差引き27兆7225億0459万余円増加している。なお、公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの借換えに係るものは、差引き29兆1785億1701万余円増加している。

年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したものの		減少したものの	
区 分	金額(千円)	区 分	金額(千円)
借換発行したもの	123,703,565,610	借換発行したものを償還したもの	87,539,665,803
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの	31,858,167,350	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものを償還したもの	35,636,669,300
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)の負担において発行したもの	13,986,168,600	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものを償還したもの	19,216,315,329
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの	6,516,795,750	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものを償還したもの	7,109,208,446
原子力損害賠償・廃炉等支援機構国庫債券を発行したもの	4,000,000,000	原子力損害賠償・廃炉等支援機構国庫債券を償還したもの	1,044,300,000

また、借入金について26年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は39兆6076億8389万余円、減少した額は40兆1283億4063万余円で、差引き5206億5674万余円減少している。年度中に増加した主なものは、民間金融機関からの借入れ28兆0979億0600万円であり、減少した主なものは、民間金融機関への償還27兆6117億0400万円である。

なお、26年4月の外国貨幣換算率^(注)の変更に伴い増加した債務は5468億2629万余円、減少した債務は2億6829万余円である。

(注) 主な外国貨幣の換算率の変更

米 貨	1ドル	82円→97円
英 貨	1ポンド	132円→150円
欧州連合貨	1ユーロ	107円→128円
カナダ貨	1カナダ・ドル	83円→94円

第5 国庫金、国有財産及び物品

1 国庫金

平成27年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、次のとおりである。

種別	27年3月末現在(千円)	26年3月末現在(千円)	差引き増△減(千円)
当座預金	149,999,428	149,998,722	706
別口預金	294,151,178	360,092,216	△ 65,941,038
指定預金	1,352,713,527	1,170,391,358	182,322,169
小額紙幣引換準備預金	493	493	—
計	1,796,864,628	1,680,482,791	116,381,837

一時的な資金不足を補うため、政府短期証券を発行した額は累計で662兆5848億7000万円であり、また、一時借入金をした額は累計で437兆4411億2434万余円(財政融資資金等からの借入金)、国庫余裕金を繰り替え使用した額は累計で64兆円である。

2 国有財産

平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区分	26年度末現在額(千円)	25年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)	
土地	17,722,278,677	17,477,843,719	244,434,957	
立木竹	2,669,568,453	2,913,743,133	△ 244,174,679	
建物	3,405,465,191	3,459,842,876	△ 54,377,684	
工作物	2,977,804,438	3,111,966,962	△ 134,162,523	
機械器具	0	0	△ 0	
船舶	1,454,264,706	1,403,852,098	50,412,608	
航空機	621,751,864	617,135,674	4,616,190	
地上権等	884,064	811,217	72,847	
特許権等	2,114,578	2,227,244	△ 112,666	
政府出資等	80,760,915,175	75,802,384,134	4,958,531,040	
不動産の信託の受益権	15,003,890	23,338,363	△ 8,334,473	
計	109,630,051,042	104,813,145,424	4,816,905,617	
分類及び種類	行政財産	23,137,439,808	23,399,846,293	△ 262,406,484
	公用財産	18,121,041,093	18,220,016,634	△ 98,975,540
	公共用財産	668,275,361	659,721,736	8,553,625
	皇室用財産	555,144,962	531,289,048	23,855,913
	森林経営用財産	3,792,978,391	3,988,818,873	△ 195,840,482
普通財産	86,492,611,233	81,413,299,131	5,079,312,102	

26年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は26兆2663億7642万余円、減少した額は21兆4494億7080万余円で、差引き4兆8169億0561万余円増加している。なお、これらの中には、社会資本整備事業特別会計の廃止等に伴い、国有財産の所属替等が行われたことにより増加した額18兆2144億0388万余円、減少した額18兆2084億7275万余円、台帳価格の改定が行われたことにより増加した額5兆8235億2898万余円、減少した額1兆9169億5246万余円が含まれている。

そのほか年度中に増加したものと減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したものの			減少したものの		
区分	事由	金額(千円)	区分	事由	金額(千円)
政府出資等	出資	634,704,877	政府出資等	出資金回収	270,077,587
船舶	新造	214,805,299	政府出資等	売却	216,659,764
工作物	新設	140,101,096	土地	売却	118,651,895
航空機	新造	92,018,044	政府出資等	資本金減少	33,185,151
建物	新築	83,161,237	立木竹	伐採	14,446,837

また、平成26年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区分	26年度末現在額(千円)	25年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
土地	1,039,441,978	1,023,592,774	15,849,204
立木竹	659,799	594,563	65,235
建物	1,126,245	1,546,339	△ 420,093
工作物	486,899	563,290	△ 76,390
計	1,041,714,923	1,026,296,967	15,417,956

3 物 品

平成26年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は、次のとおりである。

品目	26年度末現在額(千円)	25年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
電気機器	67,014,287	65,977,543	1,036,744
通信機器	696,469,911	686,501,980	9,967,930
工作機器	1,785,507	1,758,253	27,253
木工機器	3,582,501	3,624,312	△ 41,810
土木機器	117,268,739	115,883,661	1,385,078
試験及び測定機器	529,176,170	499,947,054	29,229,115
荷役運搬機器	2,025,949	2,110,637	△ 84,688
産業機器	23,091,583	24,422,311	△ 1,330,727
船舶用機器	11,756,743	13,631,951	△ 1,875,207
車両及び軌条	747,325,625	743,206,849	4,118,775
医療機器	30,638,850	32,975,706	△ 2,336,855
特殊用途機器	100,557,786	100,869,698	△ 311,912
雑機器	301,479,431	303,105,748	△ 1,626,317
防衛用武器	3,417,975,220	3,345,102,780	72,872,440
防衛用施設機器	181,236,635	192,419,696	△ 11,183,061
防衛用電気通信機器	3,282,976,277	3,216,926,144	66,050,132
防衛用航空機用機器	1,090,302,208	1,135,979,247	△ 45,677,039
防衛用船舶用機器	135,234,034	139,662,786	△ 4,428,752
防衛用衛生器材	43,984,939	44,203,259	△ 218,319
防衛用一般機器	1,388,226,024	1,391,261,598	△ 3,035,573
美術品	36,343,116	34,983,952	1,359,164
計	12,208,451,544	12,094,555,175	113,896,369

26年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は4兆5987億1504万余円、減少した額は4兆4848億1867万余円で、差引き1138億9636万余円増加している。なお、年度中に増加した額及び減少した額の中には、それぞれ6792億6163万余円が、農業共済再保険、社会資本整備事業両特別会計の廃止に伴う物品の管理換が行われたことにより含まれている。

第6 財政融資資金の長期運用

平成26年度の財政融資資金の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額、本年度運用済額、翌年度繰越額及び運用残額は、次のとおりである。

区 分	長期運用予定現額 (千円)	本年度運用済額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	運用残額 (千円)
国(特別会計)	21,458,304	13,261,270	699,155	7,497,879
政府関係機関	5,790,500,000	3,611,603,000	—	2,178,897,000
独立行政法人等	2,620,871,798	2,178,508,561	56,513,493	385,849,744
地方公共団体	6,203,718,314	3,532,420,834	2,146,268,134	525,029,346
計	14,636,548,416	9,335,793,665	2,203,480,782	3,097,273,969

第7 政府関係機関及びその他の団体

1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を
検査している。

平成27年次の検査(26年10月から27年9月まで)において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 220
- ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
- ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 8
- ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 17
- ⑤ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3
- ⑥ 国が補助金その他の財政援助を与えたものの会計のうち 4,522
- ⑦ 国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若し
くは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち 129

このうち、①から⑥までの明細は次のとおりである。

区 分	団 体 名	
①国が資本金の2分の1以上を出資しているもの 220	(1) 政府関係機関 4 沖縄振興開発金融公庫 株式会社日本政策金融公庫 株式会社国際協力銀行 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門 (注1)	
	(2) 事業団等 34 日本私立学校振興・共済事業団 日 本 銀 行 日本中央競馬会 預 金 保 険 機 構	
	東京地下鉄株式会社 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (注2) 成田国際空港株式会社 東日本高速道路株式会社	
	中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 日本郵政株式会社	
	日本司法支援センター 全国健康保険協会 株式会社日本政策投資銀行 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	
	株式会社産業革新機構 日 本 年 金 機 構 (注3) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 農水産業協同組合貯金保険機構	
	新関西国際空港株式会社 株式会社農林漁業成長産業化支援機構 株式会社民間資金等活用事業推進機構 株式会社海外需要開拓支援機構	
	(注4) 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	
	以上のほか、清算中のものなどが9団体ある。	

区 分	団 体	名
	(注5) 独立行政法人 93	
国立公文書館	情報通信研究機構	酒類総合研究所
国立特別支援教育総合研究所		
大学入試センター	国立青少年教育振興機構	国立女性教育会館
国立科学博物館		
物質・材料研究機構	防災科学技術研究所	放射線医学総合研究所
国立美術館		
国立文化財機構	労働安全衛生総合研究所	農林水産消費安全技術センター
種苗管理センター		
家畜改良センター	水産大学校	農業・食品産業技術総合研究機構
農業生物資源研究所		
農業環境技術研究所	国際農林水産業研究センター	森林総合研究所
水産総合研究センター		
日本貿易保険	産業技術総合研究所	製品評価技術基盤機構
土木研究所		
建築研究所	交通安全環境研究所	海上技術安全研究所
港湾空港技術研究所		
電子航法研究所	航海訓練所	海技教育機構
航空大学校		
国立環境研究所	教員研修センター	駐留軍等労働者労務管理機構
自動車検査		
造幣局	国立印刷局	国民生活センター
農畜産業振興機構		
農林漁業信用基金	北方領土問題対策協会	国際協力機構
国際交流基金		
新エネルギー・産業技術総合開発機構	科学技術振興機構	日本学術振興会
理化学研究所		
宇宙航空研究開発機構	日本スポーツ振興センター	日本芸術文化振興会
高齢・障害・求職者雇用支援機構		
福祉医療機構	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	労働政策研究・研修機構
日本貿易振興機構		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際観光振興機構	水資源機構
自動車事故対策機構		
空港周辺整備機構	情報処理推進機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構
労働者健康福祉機構		
国立病院機構	医薬品医療機器総合機構	環境再生保全機構
日本学生支援機構		
海洋研究開発機構	国立高等専門学校機構	大学評価・学位授与機構
国立大学財務・経営センター		
中小企業基盤整備機構	都市再生機構	奄美群島振興開発基金
医薬基盤研究所		
日本高速道路保有・債務返済機構	日本原子力研究開発機構	地域医療機能推進機構
年金積立金管理運用		
		(注6)

区 分	団 体 名			
	住宅金融支援機構	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	国立がん研究センター	国立循環器病研究センター
	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
	勤労者退職金共済機構			
	(注5) (4) 国立大学法人等 90			
	北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	小樽商科大学
	帯広畜産大学	旭川医科大学	北見工業大学	弘前大学
	岩手大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学
	山形大学	福島大学	茨城大学	筑波大学
	宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学	千葉大学
	東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学
	東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学	東京海洋大学
	お茶の水女子大学	電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学
	新潟大学	長岡技術科学大学	上越教育大学	金沢大学
	福井大学	山梨大学	信州大学	岐阜大学
	静岡大学	浜松医科大学	名古屋大学	愛知教育大学
	名古屋工業大学	豊橋技術科学大学	三重大学	滋賀大学
	滋賀医科大学	京都大学	京都教育大学	京都工芸繊維大学
	大阪大学	大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学
	奈良教育大学	奈良女子大学	和歌山大学	鳥取大学
	島根大学	岡山大学	広島大学	山口大学
	徳島大学	鳴門教育大学	香川大学	愛媛大学
	高知大学	福岡教育大学	九州大学	九州工業大学
	佐賀大学	長崎大学	熊本大学	大分大学
	宮崎大学	鹿児島大学	鹿屋体育大学	琉球大学
	総合研究大学院大学	政策研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学
	筑波技術大学	富山大学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	大学共同利用機関法人自然科学研究機構
	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構		
②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められたもの 1	日本放送協会			

区 分	団 体 名			
③国が資本金の一部を出資しているものうち 8	中部国際空港株式会社	日本電信電話株式会社	首都高速道路株式会社	阪神高速道路株式会社
	日本アルコール産業株式会社	株式会社商工組合中央金庫	日本たばこ産業株式会社	(注7) 阪神国際港湾株式会社
④国が資本金を出資したものが更に出資しているものうち 17	北海道旅客鉄道株式会社	四国旅客鉄道株式会社	九州旅客鉄道株式会社	日本貨物鉄道株式会社
	東京湾横断道路株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
	日本郵便株式会社	株式会社ゆうちょ銀行	株式会社かんぽ生命保険	株式会社整理回収機構
	株式会社地域経済活性化支援機構	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	関西国際空港土地保有株式会社	東京電力株式会社
	以上のほか、検査対象年度を限定して検査することに決定したものが1団体ある。			
⑤国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものうち 3	一般財団法人民間都市開発推進機構	独立行政法人農業者年金基金	地方公共団体金融機構	
⑥国が補助金その他の財政援助を与えたものうち 4,522	横浜港埠頭株式会社 以上のほか、都道府県、市町村、各種組合、学校法人等が4,521団体等ある。			

(注1) 「国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

(注2) 「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」は、平成26年12月24日に「日本環境安全事業株式会社」から移行した。

(注3) 「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」は、平成26年8月18日に「原子力損害賠償支援機構」から移行した。

(注4) 「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構」は、平成26年10月20日に設立された。

(注5) 各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立大学法人」については、記載を省略した。

(注6) 「独立行政法人地域医療機能推進機構」は、平成26年4月1日に「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」から移行した。

(注7) 「阪神国際港湾株式会社」は、平成26年12月26日に国から出資を受けて、国が資本金の一部を出資している団体となった。

2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算

[1] 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされており、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人である。平成26年度末における政府関係機関は4機関であって、その収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

この公庫は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するなどして、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設置されているものである。

- ① 沖縄における産業の開発を促進するために必要な長期資金の貸付けを行うなどの業務
- ② 沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを行うなどの業務

その資本金は26年度末現在で758億2799万余円となっている。

同公庫の26年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
26年度	16,273,287		
25年度	18,043,738		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
26年度	15,510,150	13,823,216	1,686,933
25年度	16,782,229	13,931,343	2,850,885

(イ) 損 益

科 目	26年度(千円)	25年度(千円)
経常収益	25,922,581	26,459,055
うち貸付金利息	15,971,555	17,750,573
経常費用	25,889,549	26,429,349
うち借入金利息	6,653,594	6,722,064
(注) 当期利益金	33,031	29,705
(利益金の処理)		
翌年度に積立金として整理 (積立金)	33,031 (1,725,080)	29,705 (1,695,374)

(注) この利益金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定(琉球政府が食糧管理特別会計から長期年賦支払で買入れた本土産米穀の売渡代金を原資とする貸付け及び沖縄における新たな事業の創出を促進するために必要な資金の出資に関する経理を整理する勘定)において生じたものである。

(ウ) 借 入 金 等

区 分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	543,831,625	555,185,652
沖縄振興開発金融公庫債券等発行残高	164,238,500	174,108,000

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	26 年 度	(25 年 度)
貸 付 け 等 件 数	6,063 件	5,419 件
金 額	126,934,569 千円	85,814,551 千円
貸 付 金 回 収 等 金 額	129,334,546 千円	162,217,837 千円
(うち繰上償還)	(40,734,408 千円)	(59,500,665 千円)
(うち貸付金償却)	(2,953,759 千円)	(2,777,985 千円)
年度末貸付金等残高 件 数	54,090 件	56,312 件
金 額	815,199,634 千円	817,599,612 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公庫において開示している債権

破綻先債権	767,593 千円	1,312,651 千円
延滞債権	19,228,783 千円	20,768,203 千円
3か月以上延滞債権	40,843 千円	172,348 千円
貸出条件緩和債権	45,540,455 千円	47,978,361 千円
計	65,577,675 千円	70,231,566 千円

〔貸倒引当金 8,992,088 千円 9,760,688 千円〕
 (注) 貸倒引当金に計上できる金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額 101 億 6950 万余円の範囲内とされている。

b 出資業務

区 分	26 年 度	(25 年 度)
出 資 会 社 数	5 社	3 社
件 数	5 件	3 件
金 額	1,300,000 千円	240,000 千円
年度末出資金残高 会 社 数	58 社	54 社
件 数	72 件	67 件
金 額	5,993,831 千円	4,693,831 千円

(2) 株式会社日本政策金融公庫

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は26年度末現在で3兆8550億8600万円となっている。

同会社の会計は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務の7勘定に区分して経理されている。

同会社の勘定別の26年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 国民一般向け業務(国民一般向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
26 年度	151,491,954		
25 年度	153,755,382		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
26 年度	108,471,377	86,654,876	21,816,500
25 年度	111,295,129	89,459,200	21,835,928

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 324 億 5634 万余円)の 109 億 0037 万余円、業務諸費(同 194 億 7882 万余円)の 41 億 1682 万余円及び職員基本給(同 242 億 7096 万余円)の 11 億 9479 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	26 年度(千円)	25 年度(千円)
経常収益	150,814,226	152,799,486
うち貸出金利息	132,139,702	135,570,917
経常費用	119,775,460	145,395,018
うち借入金利息	16,934,677	20,445,714
特別利益	49,363,334	927,836
特別損失	968,246	468,915
当期純利益	79,433,852	7,863,389
(利益金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	79,433,852	7,863,389
(繰越利益剰余金)	(△ 532,774,421)	(△ 612,208,274)

なお、特別利益の主なものは、厚生年金基金代行返上益の 492 億 1428 万余円である。

(ウ) 借 入 金 等

区 分	26 年度末(千円)	25 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	5,520,178,178	5,483,081,358
社 債 発 行 残 高	679,980,028	744,944,384

(エ) 主な業務実績

区 分	26 年 度	(25 年 度)
貸 付 件 数	410,952 件	407,351 件
金 額	2,428,083,239 千円	2,454,501,439 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	2,436,657,607 千円	2,496,508,934 千円
(うち貸出金償却)	(85,196,215 千円)	(92,079,156 千円)
年 度 末 貸 出 金 残 高 件 数	2,077,023 件	2,119,013 件
金 額	6,951,202,051 千円	6,959,776,420 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	15,448,018 千円	17,863,595 千円
延 滞 債 権	134,954,216 千円	138,922,790 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	101,958 千円	66,928 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	495,049,132 千円	525,598,936 千円
計	645,553,325 千円	682,452,251 千円
貸 倒 引 当 金	132,683,698 千円	150,416,332 千円
(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。		

イ 農林水産業者向け業務(農林水産業者向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
26 年度	50,819,013		
25 年度	64,610,271		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
26 年度	57,162,084	49,681,784	7,480,299
25 年度	59,096,531	50,842,651	8,253,879

(イ) 損 益

科 目	26年度(千円)	25年度(千円)
経常収益	47,313,760	58,769,565
うち貸出金利息	39,312,272	42,809,672
経常費用	57,064,431	58,198,699
うち借入金利息	28,475,588	29,671,251
特別利益	9,763,797	—
特別損失	13,127	570,865
当期純利益	—	—

(ウ) 借 入 金 等

区 分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	2,015,005,224	1,977,960,095
社債発行残高	190,964,963	183,960,710

(エ) 主な業務実績

区 分	26年度	(25年度)
貸 付 け 件 数	11,853 件	12,473 件
金 額	366,980,763 千円	331,870,325 千円
貸 出 金 回 収 等 (うち貸出金償却)	328,333,771 千円 (3,098,158 千円)	339,222,294 千円 (6,136,224 千円)
年度末貸出金残高 件 数	170,437 件	174,122 件
金 額	2,562,758,184 千円	2,524,111,192 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破綻先債権	1,172,941 千円	793,193 千円
延滞債権	61,980,091 千円	69,291,500 千円
3か月以上延滞債権	1,247,137 千円	1,474,679 千円
貸出条件緩和債権	22,262,730 千円	18,114,772 千円
計	86,662,901 千円	89,674,145 千円
貸倒引当金	23,484,791 千円	18,463,999 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

ウ 中小企業者向け業務(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
26年度	109,560,258		
25年度	114,736,612		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
26年度	76,638,448	51,649,775	24,988,672
25年度	81,579,322	56,984,920	24,594,401

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額460億4558万余円)の184億0241万余円、業務諸費(同79億6285万余円)の21億4867万余円及び社債発行諸費(同14億3101万余円)の11億9914万余円である。

(イ) 損 益

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

科 目	26 年度(千円)	25 年度(千円)
経常収益	116,011,580	114,051,013
うち貸出金利息	93,457,402	97,606,886
経常費用	55,945,183	128,627,294
うち借入金利息	18,492,997	21,340,160
うち社債利息	8,042,800	10,798,675
特別利益	17,596,963	—
特別損失	413,614	6,512
当期純利益(△ 当期純損失)	77,249,746	△ 14,582,793
(利益金又は損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	77,249,746	△ 14,582,793
(繰越利益剰余金)	(△ 392,148,378)	(△ 469,398,124)

なお、特別利益の主なもの、厚生年金基金代行返上益の175億9608万余円である。

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

科 目	26 年度(千円)	25 年度(千円)
経常収益	355,593	385,846
うち有価証券利息配当金	335,103	344,021
経常費用	42,155	38,913
特別利益	6,748	—
当期純利益	320,186	346,933
(利益金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	320,186	346,933
翌年度に利益準備金として積立て	160,093	10,382
翌年度に国庫へ納付	160,093	10,382
(繰越利益剰余金)	(320,186)	(20,765)

(ウ) 借 入 金 等

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	26 年度末(千円)	25 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	3,775,950,724	3,962,294,904
社債発行残高	994,707,349	1,129,593,173

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	26 年度末(千円)	25 年度末(千円)
社債発行残高	—	—

(エ) 主な業務実績

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	26 年 度	(25 年 度)
貸 付 け 件 数	27,008 件	29,097 件
金 額	1,777,755,040 千円	1,928,965,135 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	1,963,286,881 千円	2,009,143,214 千円
(うち貸出金償却)	(37,250,307 千円)	(40,889,525 千円)
年度末貸出金等残高 件 数	152,080 件	153,301 件
金 額	6,017,284,896 千円	6,202,816,737 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	9,137,772 千円	13,054,176 千円

区 分	26 年 度	(25 年 度)
延 滞 債 権	550,166,191 千円	563,517,119 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	16,518 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	88,912,402 千円	83,618,054 千円
計	648,216,366 千円	660,205,869 千円
貸 倒 引 当 金	274,700,980 千円	308,468,714 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	26 年 度	(25 年 度)
貸 付 債 権 元 本 件 数	—	—
金 額	—	—

エ 信用保険等業務(信用保険等業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
26 年度	269,144,179		
25 年度	281,488,722		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
26 年度	952,179,952	433,555,433	518,624,518
25 年度	1,228,180,383	544,397,997	683,782,385

不用額の主なものは、保険金(支出予算現額 9354 億 9396 万余円)の 5093 億 1364 万余円及び保険費に係る賠償償還及払戻金(同 109 億 8467 万余円)の 75 億 2516 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	26 年度(千円)	25 年度(千円)
経常収益	154,255,831	415,098,947
うち保険料	140,655,032	143,243,606
経常費用	435,090,809	428,327,463
うち保険金	426,180,327	537,092,453
うち回収金	△ 108,642,462	△ 117,404,301
特別利益	3,992,129	—
特別損失	52,173	826
当期純損失	276,895,022	13,229,341
(損失金の処理)		
翌年度に資本準備金を取り崩して整理	276,895,022	13,229,341

(ウ) 主な業務実績

中小企業信用保険

区 分	26 年 度	(25 年 度)
保 險 関 係 成 立 件 数	687,221 件	717,566 件
保 險 価 額	8,485,909,766 千円	8,984,480,254 千円
保 險 金 支 払 件 数	51,151 件	63,488 件
金 額	426,156,884 千円	537,036,568 千円
支 払 保 險 金 等 回 収 金 額	108,452,729 千円	117,169,154 千円

オ 危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
26年度	40,856,652		
25年度	47,528,273		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
26年度	206,841,715	61,372,361	145,469,353
25年度	251,215,881	91,469,246	159,746,634

不用額の主なもの、補償金(支出予算現額 1077 億 2436 万余円)の 943 億 7082 万余円、支払利息(同 780 億 8383 万円)の 428 億 9992 万余円及び利子補給金(同 195 億 7242 万余円)の 70 億 8754 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	26年度(千円)	25年度(千円)
経常収益	41,924,870	47,522,681
うち貸出金利息	34,971,119	40,927,380
経常費用	56,842,287	63,852,519
うち借入金利息	34,971,119	40,927,380
特別利益	39,266	—
特別損失	31,023	—
当期純損失	14,909,175	16,329,837
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 14,909,175	△ 16,329,837
(繰越利益剰余金)	(△ 176,205,019)	(△ 161,295,843)

(ウ) 借 入 金

区 分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	4,035,688,000	4,911,541,000

(エ) 主な業務実績

区 分		26年度	(25年度)
ツーステップ・ローン	貸付け等	130,000,000千円	559,379,000千円
	CP取得	—	—
貸出金回収	金額	1,005,853,000千円	1,009,932,000千円
年度末貸出金残高	金額	4,035,688,000千円	4,911,541,000千円
損害担保引受応諾額	貸付け等	1,250,339,766千円	1,465,628,162千円
	CP取得	—	—
補償金支払額	金額	13,353,539千円	38,889,991千円
支払補償金回収	金額	2,136,451千円	2,126,866千円
年度末貸出金残高のうちリスク管理債権の状況			
破綻先債権		—	—
延滞債権		—	—
3か月以上延滞債権		—	—
貸出条件緩和債権		—	—
計		—	—
貸倒引当金		—	—

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

カ 特定事業等促進円滑化業務(特定事業等促進円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
26年度	474,052		
25年度	397,743		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
26年度	2,703,548	471,921	2,231,626
25年度	2,695,001	395,780	2,299,220

(イ) 損 益

科 目	26年度(千円)	25年度(千円)
経常収益	491,875	436,315
うち貸出金利息	414,417	359,970
経常費用	499,722	441,339
うち借入金利息	414,417	359,970
特別利益	20,327	—
特別損失	1,984	—
当期純利益(△ 当期純損失)	10,495	△ 5,024
(利益金又は損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	10,495	△ 5,024
(繰越利益剰余金)	(△ 21,738)	(△ 32,234)

(ウ) 借 入 金

区 分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	81,810,000	62,318,000

(エ) 主な業務実績

区 分	26年度	(25年度)
ツーステップ・ローン 貸 付 け	22,903,000 千円	10,683,000 千円
貸 出 金 回 収 金 額	3,411,000 千円	2,500,000 千円
年度末貸出金残高 金 額	81,810,000 千円	62,318,000 千円

上記のうちリスク管理債権の状況

破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	—	—
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—
計	—	—

〔貸 倒 引 当 金

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。〕

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(645ページ参照)を掲記した。

(3) 株式会社国際協力銀行

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとと

もに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は26年度末現在で1兆3910億円となっている。

同会社の26年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
26年度	285,666,041		
25年度	264,448,206		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
26年度	805,552,655	213,766,284	591,786,370
25年度	658,237,733	200,938,661	457,299,071

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額7828億5734万余円)の5880億0187万余円、業務諸費(同89億6444万余円)の11億4166万余円及び社債発行諸費(同22億0091万余円)の10億4859万余円である。

(イ) 損 益

科 目	26年度(千円)	25年度(千円)
経常収益	257,252,057	226,100,079
うち貸出金利息	166,130,632	149,769,292
経常費用	136,755,328	134,741,722
うち借入金利息	50,488,916	57,187,201
うち社債利息	65,567,185	58,430,002
特別利益	5,707,596	8,730
特別損失	16,599	180
当期純利益	126,187,726	91,366,906
(利益金の処理)		
翌年度に利益準備金として積立て	63,684,918	45,683,453
翌年度に国庫へ納付	63,684,918	45,683,453
(利益準備金)	(865,683,460)	(820,000,007)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	26年度末(千円)	25年度末(千円)
借入金残高(外国為替資金等)	9,425,316,034	8,407,707,799
社債発行残高	3,049,490,189	2,711,377,832

(エ) 主な業務実績

区 分	26年度	(25年度)
貸 付 け 件 数	294件	273件
金 額	2,247,686,461千円	2,345,969,467千円
貸出金回収等 (うち貸出金償却)	470,138,348千円 (—)	245,696,349千円 (—)
年度末貸出金残高	1,249件	1,219件
金 額	14,432,949,324千円	12,655,401,211千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破綻先債権	—	—
延滞債権	120,482,204千円	96,366,724千円
3か月以上延滞債権	35,945,890千円	75,579,604千円
貸出条件緩和債権	73,770,228千円	77,386,136千円
計	230,198,322千円	249,332,466千円

区 分	26 年 度	(25 年 度)
貸 倒 引 当 金	115,492,525 千円	128,885,447 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。さらに、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を計上している。

(4) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

独立行政法人国際協力機構は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行うことなどにより、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置されているものである。

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、上記業務のうち、有償の資金供与による協力の実施業務に関する会計を区分して経理するものである。

同部門の資本金は26年度末現在で7兆8138億9784万余円となっていて、26年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
26 年度	204,950,930		
25 年度	202,375,046		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
26 年度	111,900,552	89,148,212	22,752,339
25 年度	100,799,863	84,914,702	15,885,160

不用額の主なものは支払利息(支出予算現額672億2308万余円)の168億4264万余円、業務委託費(同247億4438万余円)の35億2083万余円及び業務諸費(同135億9717万余円)の17億7773万余円である。

(イ) 損 益

科 目	26 年度(千円)	25 年度(千円)
経常収益	209,144,397	217,847,466
うち貸付金利息	169,039,022	178,962,059
経常費用	94,687,841	92,277,860
うち借入金利息	24,068,325	27,387,902
臨時利益	866	47
臨時損失	19,329	1,027
当期総利益	114,438,092	125,568,625
(利益金の処理)		
翌年度に準備金として整理(準備金)	114,438,092 (1,255,357,507)	125,568,625 (1,129,788,882)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	26 年度末(千円)	25 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	1,703,585,530	1,781,961,332
国際協力機構債券発行残高	427,305,000	320,000,000

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	26 年 度	(25 年 度)
貸 付 け 件 数	2,569 件	2,559 件
金 額	827,375,347 千円	749,711,553 千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却) 金 額	672,813,919 千円 (一)	705,353,479 千円 (一)
年度末貸付金残高 件 数	1,864 件	1,865 件
金 額	11,291,805,380 千円	11,137,243,952 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理
債権の開示基準を参考に機構において
開示している債権

破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	68,324,707 千円	68,575,237 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	17,728,532 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	771,262,809 千円	794,570,251 千円
計	839,587,516 千円	880,874,021 千円

貸 倒 引 当 金	145,266,937 千円	142,613,264 千円
-----------	----------------	----------------

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、予想損失率を対象債権額に乗じたものを一般貸倒引当金として算定した額とされている。

これに加えて、貸付金残高のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権に対する貸倒引当金については、下記のように別途貸倒引当金を計上している。

貸 倒 引 当 金	60,988,674 千円	46,566,256 千円
-----------	---------------	---------------

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、債権ごとに個別引当を行った額とされている。なお、公的債務削減措置が講じられているか又は講じられることが確実と認められる債権については、公的債務削減額を合理的に見積もることが可能な場合は当該債権の全額を直接償却している。

b 出資業務

区 分	26 年 度	(25 年 度)
出 資 会 社 等 数	3	1
金 額	515,637 千円	101,097 千円
年度末出資金残高 会 社 等 数	10	8
金 額	43,186,117 千円	67,298,469 千円

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(718 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(718、720 ページ参照)を掲記した。

[2] 事業団等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している事業団等(政府関係機関、独立行政法人及び国立大学法人等を除く。)のうち、11法人の平成26年度決算についてみると、次のとおりである。

(1) 日本私立学校振興・共済事業団

この事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、次の業務を行うことにより、もって私立学校教育の振興に資することを目的として設置されているものである。

- ① 補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務
- ② 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度の運営

その資本金は26事業年度末現在で1086億7786万余円(全額国の出資)となっている。

同事業団の会計は、助成、短期、長期、福祉及び共済業務の5勘定に区分されており、その勘定別の26事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 助成勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)
資産	599,650,965	583,585,949	負債	482,579,812	475,327,217
うち貸付金	578,328,841	563,134,747	うち長期借入金	368,491,534	355,332,514
うち破産更生債権等	3,640,932	6,639,783			
(注) うち貸倒引当金	△ 7,492,046	△ 8,246,358	純資産	117,071,152	108,258,731
			資本金	108,677,863	100,329,155
			資本剰余金	5,404,535	5,398,512
			利益剰余金	2,988,754	2,531,063

(注) 貸倒引当金は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に基づいた「日本私立学校振興・共済事業団貸付債権の自己査定基準」の定めるところに従って算出した額を計上している。

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常費用	351,957,901	352,709,381
うち交付補助金	321,343,545	320,471,243
経常収益	352,073,782	352,851,287
うち補助金等収益	321,343,545	320,471,243
経常利益	115,881	141,906
臨時損失	4,787	1,130
臨時利益	546,656	557,072
法人税、住民税及び事業税	60	60
当期純利益	657,691	697,787
当期総利益	657,691	697,787
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	657,691	697,787
利益処分量		
助成金	236,625	100,000
長期勘定へ繰入	140,502	100,000
積立金	280,564	497,787

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 事業年度	(25 事業年度)
(補助事業)		
補助金交付法人数	636 法人	633 法人
補助金交付額	321,343,545 千円	320,471,243 千円
(貸付事業)		
貸 付 け 法 人 数	158 法人	150 法人
件 数	191 件	182 件
金 額	80,329,600 千円	54,255,400 千円
貸付金回収等金額	68,134,356 千円	70,162,738 千円
事業年度末貸付金残高	1,319 法人	1,305 法人
件 数	2,735 件	2,757 件
金 額	581,969,774 千円	569,774,531 千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に事業団におい て開示している債権		
破 綻 先 債 権	82,960 千円	82,960 千円
延 滞 債 権	9,356,834 千円	11,081,151 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	4,445,030 千円	4,588,030 千円
計	13,884,824 千円	15,752,141 千円

イ 短期勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)
資産	69,143,502	70,680,016	負債	26,978,387	27,796,997
うち現金及び預金	42,869,744	42,418,398	うち未払金	11,261,553	12,360,491
うち未収入金	17,415,913	17,105,897	うち支払準備金	11,054,411	10,758,616
うち投資有価証券	3,494,800	5,488,400	純資産	42,165,115	42,883,019
			利益剰余金	42,165,115	42,883,019

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常費用	249,979,661	245,935,771
うち業務費	249,973,360	245,929,226
経常収益	249,666,118	243,493,701
うち掛金収入	228,735,533	223,987,707
経常損失	313,542	2,442,069
臨時損失	11,189,723	10,774,963
臨時利益	10,785,362	10,565,790
当期純損失	717,903	2,651,242
当期総損失	717,903	2,651,242
(損失の処理)		
当期末処理損失		
当期総損失	717,903	2,651,242
損失処理額		
積立金取崩額	717,903	2,651,242

ウ 長期勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)
資産	3,646,088,160	3,548,003,895	負債	3,301,717	1,671,965
うち現金及び預金	230,756,662	365,549,892	うち未払費用	2,305,644	747,363
うち長期性預金	1,251,936,153	925,212,835	純資産	3,642,786,443	3,546,331,930
うち投資有価証券	1,792,560,399	1,780,633,831	資本剰余金	—	△ 34,197,477
			利益剰余金	3,642,786,443	3,580,529,407

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常費用	556,812,918	561,429,725
うち業務費	555,249,450	560,938,608
経常収益	653,272,260	684,464,999
うち掛金収入	396,624,401	381,266,359
うち財務収益	128,202,402	181,596,854
経常利益	96,459,342	123,035,273
臨時損失	34,343,714	19,125
臨時利益	141,408	942,267
当期純利益	62,257,035	123,958,415
当期総利益	62,257,035	123,958,415
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	62,257,035	123,958,415
利益処分額		
長期給付積立金	62,257,035	123,958,415

エ 福祉勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)
資産	1,112,870,515	1,120,860,022	負債	1,067,454,448	1,079,173,087
うち長期性預金	942,927,044	910,599,734	うち加入者貯金	1,009,385,079	967,650,766
			純資産	45,416,067	41,686,934
			資本剰余金	3,473,309	3,380,661
			利益剰余金	41,942,757	38,306,273

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常費用	33,758,658	34,997,268
うち業務費	33,751,897	34,031,543
経常収益	37,486,811	38,765,577
うち掛金収入	7,518,928	7,422,556
うち保険患者収入	8,915,958	9,065,839
うち施設収入	8,417,659	8,576,605
うち貸付金利息	1,197,842	1,351,325
うち財務収益	8,824,601	9,284,946
経常利益	3,728,152	3,768,309
臨時損失	51,929	35,474
臨時利益	53,873	449,372
法人税、住民税及び事業税	964	964
当期純利益	3,729,132	4,181,242
当期総利益	3,729,132	4,181,242
(保健経理)	669,568	△ 28,826
(医療経理)	154,651	1,044,808
(宿泊経理)	675,729	417,401
(貯金経理)	2,305,166	2,670,894
(貸付経理)	△ 75,983	76,965
(利益の処分又は損失の処理)		
(保健経理)		
当期未処分利益又は当期未処理損失		
当期総利益(△ 当期総損失)	669,568	△ 28,826
利益処分額又は損失処理額		
積立金	669,568	—
積立金取崩額	—	28,826
(医療経理)		
当期未処理損失		
当期総利益	154,651	1,044,808
前期繰越欠損金	4,030,770	5,075,578
損失処理額		
別途積立金	△ 1,350	—
次期繰越欠損金	3,877,469	4,030,770
(宿泊経理)		
当期未処理損失		
当期総利益	675,729	417,401
前期繰越欠損金	11,832,467	12,157,220
損失処理額		
別途積立金	△ 284,000	△ 92,648
次期繰越欠損金	11,440,737	11,832,467
(貯金経理)		
当期未処分利益		
当期総利益	2,305,166	2,670,894
利益処分額		
欠損金補てん積立金	2,276,148	2,643,570
積立金	29,017	27,324
(貸付経理)		
当期未処分利益又は当期未処理損失		
当期総利益(△ 当期総損失)	△ 75,983	76,965
利益処分額又は損失処理額		
貸付資金積立金	—	△ 768,105
積立金	—	845,070
積立金取崩額	75,983	—

オ 共済業務勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)
資産	15,605,224	17,521,014	負債	4,995,648	4,530,797
うち現金及び預金	7,395,618	9,469,591	うち未払金	2,056,323	1,552,743
うち有価証券	3,162,454	3,160,816	うち退職給付引当 金	2,807,550	2,852,391
			純資産	10,609,575	12,990,217
			資本剰余金	2,889,010	2,902,059
			利益剰余金	7,720,565	10,088,157

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常費用	6,002,586	5,722,570
一般管理費	6,002,586	5,722,570
経常収益	3,628,418	3,577,870
うち掛金収入	3,290,003	3,247,848
経常損失	2,374,168	2,144,700
臨時損失	6,477	44,471
臨時利益	3	130,908
当期純損失	2,380,641	2,058,263
当期総損失	2,380,641	2,058,263
(損失の処理)		
当期末処理損失		
当期総損失	2,380,641	2,058,263
損失処理額		
別途積立金	△ 9,490	—
別途積立金取崩額	—	13,049
積立金取崩額	2,390,131	2,045,213

なお、この事業団について検査した結果、不当事項5件((392)-(396) : 648 ページ参照)を掲記した。

(2) 日 本 銀 行

この銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。その資本金は26事業年度末現在で1億円(うち国の出資5500万円)となっている。

また、同銀行は、法令で定めるところにより、国庫金並びに通貨及び金融に関する国の事務を取り扱っている。

同銀行の26事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)
資産	323,593,715,832	241,579,845,815	負債	319,698,303,128	238,114,057,948
うち国債	269,792,149,426	198,337,031,240	うち預金	206,071,828,959	132,347,720,198
うち貸出金	34,097,585,000	26,313,833,000	うち発行銀行券	89,673,254,629	86,630,810,178
うち外国為替	7,112,527,067	6,158,293,721	うち売現先勘定	17,608,286,376	13,375,580,245
			純資産	3,895,412,703	3,465,787,866
			うち資本金	100,000	100,000
			うち法定準備金	2,886,275,112	2,741,425,223

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常収益	2,078,249,103	1,579,307,772
うち国債利息	1,044,012,970	805,736,536
うち外国為替収益	857,077,653	628,307,553
経常費用	364,522,403	298,764,260
うち経費	197,514,096	190,816,633
うちその他経常費用	161,646,075	93,345,064
経常利益	1,713,726,700	1,280,543,512
特別利益	18,100,432	11,075,893
特別損失	380,397,117	309,971,913
うち外国為替等取引損失引当金繰入額	380,080,000	309,715,000
税引前当期剰余金	1,351,430,014	981,647,493
法人税、住民税及び事業税	342,405,620	257,398,045
当期剰余金	1,009,024,394	724,249,447
(剰余金の処分)		
法定準備金積立額	252,256,098	144,849,889
配当金	5,000	5,000
国庫納付金	756,763,295	579,394,557

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 事業年度	(25 事業年度)
事業年度末銀行券発行高	144 億枚	140 億枚
主 な 金 融 調 節		
国庫短期証券買入れ	101 兆 8821 億円	91 兆 0059 億円
長期国債買入れ	96 兆 6215 億円	88 兆 0255 億円
貸出増加支援資金供給 ^(注)	13 兆 7958 億円	8 兆 5496 億円

(注) 貸出増加支援資金供給とは、金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、金融機関の貸出増加額の2倍まで(25事業年度においては、金融機関の貸出増加額まで)、希望に応じて低利・長期で貸し付けるものである。

(3) 預金保険機構

I 決算等の状況

この機構は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、次のような業務を行うことなどにより、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。

- ① 金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払等を行うとともに、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助等を行う業務、金融整理管財人の業務、及び金融整理管財人の管理に係る金融機関の業務を承継する銀行の設立、当該設立された銀行の経営管理等を行う業務

- ② 金融危機に対応するため必要と認められた場合において、金融機関の株式等の引受け等を行う業務、及び金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理として金融機関等の特別監視等を行う業務
- ③ 金融機関等の資産の買取り等を行う業務
- ④ 金融機関等が発行する株式等の引受け等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- ⑤ 金融機関等又は組織再編成金融機関等が発行する株式等の引受け等又は協同組織中央金融機関からの信託受益権等の買取り等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- ⑥ 預金等に係る債権の消滅手続の開始等に係る公告等を行う業務
- ⑦ 株式会社地域経済活性化支援機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務
- ⑧ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務
その資本金は26事業年度末現在で351億3500万円(うち国の出資348億3000万円)となっている。
同機構の会計は、一般、危機対応、金融再生、金融機能早期健全化、金融機能強化、被害回復分配金支払、地域経済活性化支援及び東日本大震災事業者再生支援の8勘定に区分して経理されている。
同機構の勘定別の26事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
26事業年度	939,117,017		
25事業年度	911,102,895		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
26事業年度	371,317,904	214,666,837	156,651,067
25事業年度	472,055,942	207,123,461	264,932,481

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額2929億円)の1515億円である。

(イ) 損 益

区 分	26事業年度(千円)	25事業年度(千円)
経常収益	926,174,551	917,741,852
うち保険料収入	645,969,033	622,346,365
経常費用	925,713,668	917,740,699
うち責任準備金繰入	692,422,360	657,982,188
特別損失	460,882	1,153

(ウ) 責 任 準 備 金

区 分	26事業年度末(千円)	25事業年度末(千円)
責任準備金	2,380,434,912	1,688,012,551

(エ) 主な業務実績

区 分	26 事業年度 千円	(25 事業年度) 千円
事業年度末被管理金融機関貸付金残高	155,969,861	226,527,656
〔貸倒引当金 (注1) 被管理金融機関貸付金は、全額が日本振興銀行株式会社向け貸付金であり、当該貸付先の民事再生計画に基づく今後の弁済見込みが未定であることから、25 事業年度と同様に貸付金元本残高の全額を当該貸付金に係る貸倒引当金として計上している。〕	155,969,861	226,527,656
破綻した金融機関からの 買取資産(貸付金)の回収(注3)	100,133	2,191,261
事業年度末買取資産(貸付金)残高	3,965,355	4,065,489
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に機構において 開示している債権		
破 綻 先 債 権	2,990,359	3,086,220
延 滞 債 権	974,996	979,268
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—
計	3,965,355	4,065,489
〔貸倒引当金 (注2) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績に基づき算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額とされている。〕	3,965,355	4,065,489

(注3) 10年2月の預金保険法(昭和46年法律第34号)の改正が行われる前までは、預金保険機構が株式会社整理回収銀行に対して破綻した金融機関の資産の買取りを委託できるのは、信用組合に限られていたため、同機構は10年1月に破綻した株式会社阪和銀行の貸付金等資産2082億余円を直接買い取っている。

イ 危機対応勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
26 事業年度	236,937,998		
25 事業年度	848,769,087		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
26 事業年度	270,633,809	270,120,685	513,123
25 事業年度	445,707,884	445,187,433	520,450

(イ) 損 益

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常収益	40,911,846	63,798,961
うち取得株式等事業収入	40,809,160	63,753,903
経常費用	704,180	412,512
うち一般管理費	529,498	12,024
うち事業外費用	174,681	387,857
当期利益金	40,207,666	63,386,448
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理 (積立金)	40,207,666 (330,353,785)	63,386,448 (266,967,337)

(ウ) 借入金

区 分	26 事業年度末(千円)	25 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	—	269,300,000

ウ 金融再生勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
26 事業年度	676,839,848		
25 事業年度	549,832,235		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
26 事業年度	1,362,618,212	675,679,028	686,939,183
25 事業年度	827,099,592	550,775,060	276,324,531

(3) 不用額の主なもの、特定協定銀行貸付金(支出予算現額 5312 億円)の 5312 億円及び借入返済金(同 3231 億円)の 1518 億円である。

(イ) 損 益

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常収益	45,225,722	45,067,340
うち資産買取事業収入	22,732,788	19,983,890
経常費用	25,318,086	28,874,588
うち事業外費用	3,681,735	4,680,057
特別損失	4	58
当期利益金	19,907,631	16,192,693
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金を減額整理 (繰越欠損金)	19,907,631 (245,810,957)	16,192,693 (262,003,651)

(ウ) 借入金等

区 分	26 事業年度末(千円)	25 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	246,900,000	171,300,000
預金保険機構債発行残高	1,550,000,000	1,650,000,000

エ 金融機能早期健全化勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
26 事業年度	297,719,880		
25 事業年度	460,977,185		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
26 事業年度	290,316,023	240,092,046	50,223,976
25 事業年度	372,448,586	290,289,251	82,159,334

(イ) 損 益

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常収益	7,488,139	88,607,231
うち協定銀行納付金収入	5,813,803	86,765,925
経常費用	161,877	247,289
うち事業外費用	103,540	189,457
特別損失	—	14
当期利益金	7,326,262	88,359,927
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	7,326,262	88,359,927
(積立金)	(1,589,616,467)	(1,501,256,540)

オ 金融機能強化勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
26 事業年度	944,117,997		
25 事業年度	586,871,687		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
26 事業年度	24,108,452,723	983,126,649	23,125,326,073
25 事業年度	23,449,935,086	547,644,907	22,902,290,178

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 11 兆 7200 億円)の 11 兆 5051 億円、協定銀行貸付金(同 11 兆 9900 億円)の 11 兆 5025 億円及び事業外費用(同 1183 億余円)の 1176 億余円である。

(イ) 損 益

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常収益	22,937,213	6,802,146
うち協定銀行納付金収入	22,499,706	6,253,875
経常費用	603,964	551,593
うち事業外費用	513,765	465,500
特別損失	—	1
当期利益金	22,333,249	6,250,552
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	22,333,249	6,250,552
(積立金)	(15,339,336)	(9,088,784)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	26 事業年度末(千円)	25 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	170,500,000	214,900,000
預金保険機構債発行残高	280,000,000	280,000,000

(エ) 主な業務実績

区 分	金融機関数	26 事業年度	(25 事業年度)
協定銀行への資本増強の委託	金 額	2 金融機関	3 金融機関
		17,000,000 千円	40,000,000 千円

カ 被害回復分配金支払勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
26 事業年度	1,083,619		
25 事業年度	1,023,312		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
26 事業年度	1,502,687	1,076,762	425,924
25 事業年度	1,400,490	1,018,441	382,049

(イ) 損 益

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常収益	683,619	533,312
うち被害回復分配金残余納付金	566,264	412,652
経常費用	666,494	498,419
うち被害回復分配金支払業務費	567,389	405,039
当期利益金	17,124	34,892
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金を減額整理	17,124	34,892
(繰越欠損金)	(31,851)	(66,744)

(ウ) 借 入 金

区 分	26 事業年度末(千円)	25 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	150,000	160,000

キ 地域経済活性化支援勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
26 事業年度	3,000,047		
25 事業年度	50		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
26 事業年度	3,006,713	3,004,772	1,940
25 事業年度	6,180	4,238	1,941

(イ) 損 益

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常収益	46	51
事業外収益	46	51
経常費用	4,790	4,238
うち一般管理費	4,772	4,238
当期損失金	4,744	4,187
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	4,744	4,187
(繰越欠損金)	(19,242)	(15,055)

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 事業年度	(25 事業年度)
株式会社地域経済活性化 支援機構に対する出資	3,000,000 千円	—

ク 東日本大震災事業者再生支援勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
26 事業年度	8		
25 事業年度	9		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
26 事業年度	978	515	462
25 事業年度	918	415	502

(イ) 損 益

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常収益	8	9
事業外収益	8	9
経常費用	518	421
うち一般管理費	515	415
当期損失金	510	411
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	510	411
(繰越欠損金)	(912)	(500)

II 金融機関の資本の増強のために使用された公的資金の状況

同機構は、預金保険法、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)等に基づき、直接又は協定銀行に委託して金融機関等の資本増強に関する業務を行っており、10年3月から27年3月までに、63金融機関(資本増強時の金融機関数)に対して計13兆0349億余円に及ぶ公的資金(政府保証を付して資金の借入れ又は債券の発行により調達した資金)を使用して資本増強を実施した。

このうち、26事業年度末現在までに計12兆0216億余円が返済され、同事業年度末における未返済残高は29金融機関(現在の金融機関数)で計1兆0132億余円となっている。

これらの状況を金融機関別に整理して示すと、表のとおりとなっている。

表 公的資金による資本増強の実施状況(平成26事業年度末現在)

(単位:億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	資本増強実施年月	資本増強額	返済額	残高
公的資金の返済が完了していない金融機関						
1	株新生銀行	①旧株日本長期信用銀行	平成10年3月	1766	466	1300
			12年3月	2400	1200	1200
	計			4166	1666	2500
2	株あおぞら銀行	②旧株日本債券信用銀行	10年3月	600	—	600
			12年10月	2600	1722	877
	計			3200	1722	1477
3	株りそなホールディングス	注(1) ③旧株大和銀行	10年3月	1000	1000	—
			11年3月	4080	4080	—
		③株りそな銀行	15年6月	1兆9600	1兆9600	—
		④旧株あさひ銀行	10年3月	1000	1000	—
			11年3月	5000	4200	800
		⑤株近畿大阪銀行	13年4月	600	120	480
計			3兆1280	3兆0000	1280	
4	株じもとホールディングス	⑥株きらやか銀行	21年9月	200	200	—
			注(2) ⑥株じもとホールディングス(株きらやか銀行)	24年12月	300	—
		⑦株仙台銀行	23年9月	300	—	300
		計			800	200
5	⑧全国信用協同組合連合会(山梨県民信用組合)		21年9月	450	—	450
6	株筑波銀行	⑨旧株関東つくば銀行	15年9月	60	60	—
			注(3) ⑨株筑波銀行	23年9月	350	—
	計			410	60	350
7	⑩株東和銀行		21年12月	350	—	350
8	⑪株第三銀行		21年9月	300	—	300
9	⑫全国信用協同組合連合会(ぐんまみらい信用組合)		24年12月	250	—	250
10	⑬株みちのく銀行		21年9月	200	—	200
11	⑭株七十七銀行		23年12月	200	—	200
12	⑮全国信用協同組合連合会(横浜中央信用組合)		26年3月	190	—	190
13	⑯全国信用協同組合連合会(いわき信用組合)		24年1月	175	—	175
14	⑰信金中央金庫(あぶくま信用金庫)		24年2月	175	—	175
15	⑱株豊和銀行		18年12月	90	90	—
			26年3月	160	—	160
	計			250	90	160
16	⑲信金中央金庫(石巻信用金庫)		24年2月	157	—	157
17	⑳株南日本銀行		21年3月	150	—	150
18	㉑株高知銀行		21年12月	150	—	150
19	全国信用協同組合連合会(相双五城信用組合)	㉒全国信用協同組合連合会(旧相双信用組合)	24年1月	139	—	139

(単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	資本増強実施年月	資本増強額	返済額	残高
20	㉓株宮崎太陽銀行		22年3月	130	—	130
21	㉔信金中央金庫(気仙沼信用金庫)		24年2月	130	—	130
22	㉕フィデアホールディングス株(株北都銀行)		22年3月	100	—	100
23	㉖株東北銀行		24年9月	100	—	100
24	㉗全国信用協同組合連合会(滋賀県信用組合)		26年12月	90	—	90
25	㉘信金中央金庫(宮古信用金庫)		24年2月	85	—	85
26	㉙全国信用協同組合連合会(釧路信用組合)		26年12月	80	—	80
27	㉚株福邦銀行		21年3月	60	—	60
28	㉛全国信用協同組合連合会(那須信用組合)		24年3月	54	—	54
29	㉜全国信用協同組合連合会(東京厚生信用組合)		26年3月	50	—	50
計 32 金融機関				4 兆 3871	3 兆 3738	1 兆 0132
公的資金の返済が完了した金融機関						
31 金融機関				8 兆 6478	8 兆 6478	—
合計 63 金融機関				13 兆 0349	12 兆 0216	1 兆 0132

注(1) 旧株大和銀行は合併等により株りそな銀行となったが、旧株大和銀行が存続会社であることから株りそな銀行と同一法人として整理している。

注(2) 株仙台銀行及び株きらやか銀行は、24年10月に共同持株会社である株じもとホールディングスを設立して経営統合している。株きらやか銀行は、経営統合前に資本増強措置の申込みを行い、統合後に株じもとホールディングスに対して公的資金が300億円投入されている。

注(3) 旧株関東つくば銀行は合併等により株筑波銀行となったが、旧株関東つくば銀行が存続会社であることから株筑波銀行と同一法人として整理している。

(4) 東京地下鉄株式会社

この会社は、東京都の特別区の存する区域及びその付近の主として地下において、鉄道事業及びこれに附帯する事業を經營することを目的として設立されているものである。その資本金は26事業年度末現在で581億円(うち国の出資310億3431万余円)となっている。

同会社の26事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区分	26事業年度末 (千円)	25事業年度末 (千円)	区分	26事業年度末 (千円)	25事業年度末 (千円)
資産	1,311,002,755	1,286,255,341	負債	844,964,502	840,538,910
うち鉄道事業固定 資産	1,025,435,593	1,037,561,021	うち社債	345,000,000	370,000,000
			うち長期借入金	196,338,514	214,749,569
			純資産	466,038,253	445,716,431
			うち資本金	58,100,000	58,100,000
			うち資本剰余金	62,167,000	62,167,000

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常収益	370,746,615	359,043,955
うち鉄道事業営業収益	348,717,254	342,757,996
経常費用	286,703,606	277,628,445
うち鉄道事業営業費	265,518,396	254,891,458
経常利益	84,043,008	81,415,509
特別利益	9,449,535	16,700,222
特別損失	14,289,090	16,574,796
法人税、住民税及び事業税	24,208,777	29,440,000
法人税等調整額	5,196,467	2,720,652
当期純利益	49,798,208	49,380,283
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	96,141,885	86,288,816
会計方針の変更による累積的影響額	△ 16,728,473	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	79,413,412	—
特別償却準備金の取崩し	76,740	92,785
別途積立金の積立て	△ 30,000,000	△ 28,000,000
剰余金の配当	△ 12,782,000	△ 11,620,000
当期純利益	49,798,208	49,380,283
変動額合計	7,092,948	9,853,068
繰越利益剰余金(当期末残高)	86,506,360	96,141,885

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 事業年度	(25 事業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	195.1 km	195.1 km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	2,494 百万人	2,454 百万人
輸 送 人 キ ロ	20,048 百万人キロ	19,769 百万人キロ
(年度末車両保有数)		
電 車	2,702 両	2,705 両

なお、この会社について検査した結果、不当事項1件((397) : 654 ページ参照)を掲記した。

(5) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この会社は、中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、中間貯蔵に係る事業を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理その他環境の保全に資するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業並びに環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供に係る事業を行うことを目的として設立されているものである。その資本金は26事業年度末現在で86億円(全額国の出資)となっている。

同会社は、26年12月24日に、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第120号)の施行により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業のほか、福島県内において除去された土壌等の中間貯蔵に係る事業を新たに行うこととなったことから、同会社の会計を、中間貯蔵に係る事業については中間貯蔵事業勘定に、また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業については環境安全事業勘定に区分して経理している。

同会社の勘定別の26事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 中間貯蔵事業勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)
資産	3,096,361	負債	129,837
うち現金及び預金	2,814,212	うち未払金	109,883
		純資産	2,966,524
		うち資本金	3,000,000
		うち利益剰余金	△ 33,475

(イ) 損益計算書

区 分	(注) 26 事業年度 (千円)
経常収益	157,368
うち中間貯蔵収入	156,837
経常費用	190,323
うち売上原価	121,502
経常損失	32,955
法人税、住民税及び事業税	519
当期純損失	33,475
(繰越利益剰余金の変動)	
繰越利益剰余金(前期末残高)	—
当期純損失	33,475
変動額合計	△ 33,475
繰越利益剰余金(当期末残高)	△ 33,475

(注) 26 事業年度は 26 年 12 月 24 日から 27 年 3 月 31 日までである。

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 事業年度
環境省が実施する中間貯蔵に係る事業のために、環境省から工事監督支援業務、輸送統括管理者業務等を受託した契約の件数	1 件
環境省が実施する上記の事業で中間貯蔵施設に搬入した除去土壌等の量	702 m ³

イ 環境安全事業勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)
資産	85,591,210	82,019,085	負債	113,406,089	126,479,812
うち現金及び預金	25,401,731	14,756,877	うち長期借入金	10,000,000	47,200,000
うち建物	23,033,409	26,375,705	うち資産除去債務	22,462,446	22,330,012
うち機械装置	14,339,935	21,204,979			
			純資産	△ 27,814,878	△ 44,460,726
			うち資本金	5,600,000	600,000
			うち資本剰余金	9,700,000	9,700,000
			うち利益剰余金	△ 43,114,878	△ 54,760,726

(注) 25 事業年度(2 勘定に区分する以前の事業年度)におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理に係る事業の経理を、環境安全事業勘定の 25 事業年度分として記述している。

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常収益	64,236,190	56,460,237
うち廃棄物処理収入	61,456,619	53,353,198
経常費用	50,933,542	43,673,008
うち売上原価	48,284,780	40,725,764
経常利益	13,302,648	12,787,228
特別利益	2,997,269	25,375,963
特別損失	6,805,783	22,503,476
法人税、住民税及び事業税	2,294,300	1,813,939
法人税等調整額	△ 4,446,014	4,671,014
当期純利益	11,645,847	9,174,762
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	△ 54,760,726	△ 63,935,489
当期純利益	11,645,847	9,174,762
変動額合計	11,645,847	9,174,762
繰越利益剰余金(当期末残高)	△ 43,114,878	△ 54,760,726

(注) 25 事業年度(2 勘定に区分する以前の事業年度)におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理に係る事業の経理を、環境安全事業勘定の 25 事業年度分として記述している。

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 事業年度		(25 事業年度)	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理台数	トランス類	932 台	トランス類	1,666 台
	コンデンサ類	32,919 台	コンデンサ類	36,436 台

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(656 ページ参照)を掲記した。

(6) 東日本高速道路株式会社、(7) 中日本高速道路株式会社、(8) 西日本高速道路株式会社

これらの会社は、会社ごとに定められた区域内の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は 26 事業年度末現在で東日本高速道路株式会社 525 億円、中日本高速道路株式会社 650 億円、西日本高速道路株式会社 475 億円(各会社とも全額国の出資)となっている。

各会社の 26 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

東日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)
資産	938,317,154	849,537,334	負債	796,476,522	706,462,108
うち仕掛道路資産	516,537,858	470,943,639	うち道路建設関係 社債	274,843,208	354,643,916
			うち道路建設関係 長期借入金	145,000,000	50,000,000
			純資産	141,840,632	143,075,226
			うち資本金	52,500,000	52,500,000
			うち資本剰余金	58,793,635	58,793,635

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常収益	1,056,841,063	825,322,842
うち料金収入	777,432,809	658,934,680
経常費用	1,052,370,256	824,477,059
うち道路資産賃借料	560,190,779	461,842,496
経常利益	4,470,806	845,783
特別利益	298,885	244,970
特別損失	490,532	642,823
法人税、住民税及び事業税	1,790,000	700,000
法人税等調整額	30,958	△ 126,348
当期純利益(△ 当期純損失)	2,458,201	△ 125,720
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	12,504,131	14,060,768
会計方針の変更による累積的影響額	△ 3,723,794	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,780,337	—
別途積立金の積立て	—	△ 1,430,916
別途積立金の取崩し	2,071,755	—
当期純利益(△ 当期純損失)	2,458,201	△ 125,720
変動額合計	4,529,957	△ 1,556,637
繰越利益剰余金(当期末残高)	13,310,294	12,504,131

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 事業年度末	(25 事業年度末)
供 用	42 路線 3,820 km	42 路線 3,732 km
建 設	6 路線 167 km	7 路線 254 km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(661 ページ参照)を掲記した。

中日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)
資産	1,457,627,864	1,371,936,075	負債	1,281,459,741	1,193,845,544
うち仕掛道路資産	898,250,083	875,916,090	うち道路建設関係 社債	862,185,000	807,520,000
			うち道路建設関係 長期借入金	95,000,000	110,000,000
			純資産	176,168,122	178,090,531
			うち資本金	65,000,000	65,000,000
			うち資本剰余金	71,650,292	71,650,292

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常収益	916,626,025	604,506,423
うち料金収入	633,935,575	511,461,469
経常費用	913,904,085	606,715,237
うち道路資産賃借料	461,888,532	360,586,013
経常利益(△ 経常損失)	2,721,940	△ 2,208,813
特別利益	249,541	54,413
特別損失	339,340	183,272
法人税、住民税及び事業税	2,090,000	450,000
法人税等調整額	△ 86,798	306,835
当期純利益(△ 当期純損失)	628,939	△ 3,094,507
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	△ 3,042,407	635,615
会計方針の変更による累積的影響額	△ 2,551,348	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 5,593,756	—
安全性向上積立金の取崩し	3,998,929	—
高速道路事業積立金の取崩し	1,238,268	1,905,381
固定資産圧縮積立金の積立	△ 434,710	—
別途積立金の積立	△ 2,134,101	△ 2,488,897
当期純利益(△ 当期純損失)	628,939	△ 3,094,507
変動額合計	3,297,325	△ 3,678,023
繰越利益剰余金(当期末残高)	△ 2,296,430	△ 3,042,407

(7)

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 事業年度末	(25 事業年度末)
供 用	22 路線 1,979 km	21 路線 1,923 km
建 設	7 路線 265 km	9 路線 322 km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(661 ページ参照)を掲記した。

西日本高速道路株式会社

(8)

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)
資産	924,837,642	902,360,151	負債	784,404,356	759,150,814
うち仕掛道路資産	451,581,194	451,488,073	うち道路建設関係 社債	211,366,370	324,993,546
			うち道路建設関係 長期借入金	229,596,000	130,000,000
			純資産	140,433,286	143,209,336
			うち資本金	47,500,000	47,500,000
			うち資本剰余金	55,497,524	55,497,524

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常収益	982,491,187	853,045,756
うち料金収入	718,334,836	605,520,501
経常費用	978,781,586	851,099,940
うち道路資産賃借料	521,035,490	426,364,081
経常利益	3,709,600	1,945,816
特別利益	94,009	43,876
特別損失	576,168	778,132
法人税、住民税及び事業税	3,120,000	800,000
過年度法人税等	—	425,094
法人税等調整額	△ 390,000	520,000
当期純利益(△ 当期純損失)	497,441	△ 533,533
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	17,541,214	18,203,257
会計方針の変更による累積的影響額	△ 3,266,056	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,275,158	—
別途積立金の積立て	—	△ 128,508
別途積立金の取崩し	3,228,982	—
当期純利益(△ 当期純損失)	497,441	△ 533,533
変動額合計	3,726,424	△ 662,042
繰越利益剰余金(当期末残高)	18,001,582	17,541,214

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 事業年度末	(25 事業年度末)
供 用	49 路線 3,453 km	50 路線 3,427 km
建 設	4 路線 102 km	4 路線 141 km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(661 ページ参照)を掲記した。

(9) 全国健康保険協会

この協会は、健康保険の被保険者(健康保険組合の組合員である被保険者を除く。)に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者に係る船員保険事業を行い、もって被保険者及びその被扶養者における健康の保持増進及び良質かつ効率的な医療の享受の実現を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は26 事業年度末現在で70 億5940 万余円(全額国の出資)となっている。

同協会の会計は、健康保険及び船員保険の2 勘定に区分して経理されている。

同協会の勘定別の26 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 健康保険勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)
資産	1,491,939,645	1,313,176,008	負債	645,625,028	644,642,431
流動資産	1,462,260,031	1,296,537,167	流動負債	616,423,280	618,945,975
うち現金及び預金	1,074,991,558	809,320,021	うち未払金	600,775,967	603,762,755
うち未収入金	391,147,732	490,952,715	固定負債	29,201,748	25,696,455
固定資産	29,679,613	16,638,840	うち退職給付引当金	16,574,751	15,122,454
うちリース資産	17,862,512	13,137,513	純資産	846,314,617	668,533,576
			資本金	6,594,277	6,594,277
			健康保険法第 160 条の 2 の準備金	661,939,298	351,684,664
			利益剰余金	177,781,040	310,254,633

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常費用	9,583,774,700	9,321,030,701
うち保険給付費	5,073,371,334	4,893,263,046
経常収益	9,762,551,236	9,631,287,050
うち保険料等交付金収益	8,279,550,148	8,187,188,330
経常利益	178,776,535	310,256,349
特別損失	0	1,646
法人税、住民税及び事業税	69	69
当期純利益	178,776,466	310,254,633
(利益の処分)		
当期末処分利益	177,781,040	310,254,633
当期純利益	178,776,466	310,254,633
退職給付会計基準適用に伴う影響額	△ 995,426	—
利益処分額	177,781,040	310,254,633
健康保険法第 160 条の 2 の準備金繰入額	177,781,040	310,254,633
次期繰越利益	—	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 事業年度	(25 事業年度)
被保険者数(事業年度末)	20,914 千人	20,315 千人
医 療 給 付	4,569,643,569 千円	4,398,468,640 千円
現金給付(傷病手当金等)	503,727,764 千円	494,794,405 千円
拠出金等(後期高齢者支援金等)	3,485,261,172 千円	3,488,422,206 千円
介 護 納 付 金	896,725,697 千円	824,264,900 千円

イ 船員保険勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)
資産	43,086,444	42,340,850	負債	3,868,912	4,007,695
流動資産	12,624,914	11,922,060	流動負債	3,460,911	3,642,351
うち現金及び預金	10,348,618	9,323,322	うち未払金	3,286,004	3,469,833
固定資産	30,461,529	30,418,789	固定負債	408,000	365,344
うち金銭の信託	30,335,514	30,249,319	うち退職給付引当金	407,493	364,942
			純資産	39,217,532	38,333,154
			資本金	465,124	465,124
			船員保険法第 124 条の準備金	37,868,030	38,565,982
			利益剰余金	884,377	△ 697,952
			(△ 繰越欠損金)		

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常費用	44,313,667	45,279,658
うち保険給付費	25,909,446	26,217,702
経常収益	45,200,849	44,581,707
うち保険料等交付金収益	34,834,563	34,755,000
経常利益(△ 経常損失)	887,181	△ 697,951
特別利益	18,219	—
法人税、住民税及び事業税	0	0
当期純利益(△ 当期純損失)	905,400	△ 697,952
(利益の処分又は損失の処理)		
当期末処分利益又は当期末処理損失	884,377	△ 697,952
当期純利益(△ 当期純損失)	905,400	△ 697,952
退職給付会計基準適用に伴う影響額	△ 21,022	—
利益処分額又は損失処理額	884,377	△ 697,952
船員保険法第 124 条の準備金繰入額(△ 船員保険法第 124 条の準備金取崩額)	884,377	△ 697,952
次期繰越利益又は次期繰越欠損金	—	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 事業年度	(25 事業年度)
被保険者数(事業年度末)	57,750 人	57,859 人
職務上の事由による年金等の支給		
受給権者数	2,424 人	2,421 人
支給額	4,234,339 千円	4,320,057 千円
医療給付	18,562,506 千円	18,787,673 千円
現金給付(傷病手当金等)	3,112,600 千円	2,980,974 千円
拠出金等(後期高齢者支援金等)	11,664,654 千円	12,328,631 千円
介護納付金	3,378,698 千円	3,348,845 千円

なお、この協会について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(665 ページ参照)を掲記した。

(10) 日本年金機構

この機構は、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業に関し、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づく業務等を行うことにより、政府が管掌する年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は26事業年度末現在で1031億1159万余円(全額国の出資)となっている。

同機構の26事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)
資産	219,253,665	224,338,458	負債	94,510,698	87,077,769
うち建物	37,659,606	36,278,008	うち未払金	26,852,302	23,152,651
うち土地	65,817,187	65,810,145	純資産	124,742,966	137,260,688
			資本金	103,111,590	103,111,590
			資本剰余金	△ 9,171,827	△ 8,080,468
			利益剰余金	30,803,203	42,229,567

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常費用	256,595,348	261,094,268
うち業務経費	231,531,300	236,907,108
経常収益	276,523,332	290,692,602
うち運営費交付金収益	271,754,760	286,629,266
臨時損失	50,109	5,560
臨時利益	50,109	5,560
当期純利益	19,927,984	29,598,334
当期総利益	19,927,984	29,598,334
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	19,927,984	29,598,334
利益処分量		
国庫納付準備金	19,927,984	29,598,334

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 事業年度末	(25 事業年度末)
厚生年金保険の加入状況 (適用事業所数)	1,867 千事業所	1,800 千事業所
国民年金の加入状況(第 1号被保険者数)	17,175 千人	17,788 千人

なお、この機構について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項2件(669、678ページ参照)を掲記した。

(11) 新関西国際空港株式会社

この会社は、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに関西国際空港及び大阪国際空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図ることにより、航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するため、特定事業の活用その他の両空港の設置及び管理の効率化に資する措置を講じつつ、両空港の設置及び管理を一体的かつ効率的に行うことなどを目的として設立されているものである。その資本金は26事業年度末現在で3000億円(全額国の出資)となっている。

同会社の26事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)
資産	1,238,017,668	1,161,787,870	負債	670,835,120	601,331,393
うち空港事業固定 資産	431,226,108	436,189,800	うち社債	508,827,821	459,548,546
うち関連会社株式	438,525,916	438,525,916	うち長期借入金	55,529,546	55,666,352
			純資産	567,182,548	560,456,476
			うち資本金	300,000,000	300,000,000
			うち資本剰余金	253,041,182	253,041,182

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常収益	130,580,649	118,401,810
うち施設使用料収入	65,815,460	60,572,632
経常費用	119,710,244	112,560,237
うち施設運営費	54,297,003	55,679,513
経常利益	10,870,405	5,841,573
特別利益	56,072	311,995
特別損失	1,086,013	244,921
法人税、住民税及び事業税	3,824,444	2,813,170
法人税等調整額	△ 285,780	△ 393,691
当期純利益	6,301,800	3,489,169
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	7,415,294	3,926,125
会計方針の変更による累積的影響額	424,270	—
会計方針の変更を反映した繰越利益 剰余金(当期首残高)	7,839,565	—
当期純利益	6,301,800	3,489,169
変動額合計	6,301,800	3,489,169
繰越利益剰余金(当期末残高)	14,141,366	7,415,294

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 事業年度	(25 事業年度)
空港の供用		
航空機着陸回数	142,117 回	136,225 回
航空旅客数	34,552,654 人	32,074,788 人
航空貨物取扱数量	874,177 t	803,894 t
航空燃料給油量	1,320,769 kl	1,274,965 kl

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(680ページ参照)を掲記した。

[3] 独立行政法人及び国立大学法人等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人及び国立大学法人等のうち、29独立行政法人及び3国立大学法人等の平成26年度決算についてみると、次のとおりである。

(独立行政法人)

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等の定めるところにより設立される法人である。

独立行政法人のうち、国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人で、第3章に「不当事項」、「意見を表示し又は処置を要求した事項」又は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を掲記した独立行政法人は29法人あり、これらの独立行政法人に係る26事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

なお、26事業年度において国庫納付を行った独立行政法人については、国庫納付金の納付額を参考として掲載している。

[以下、「不当」は「不当事項」を、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を、「処置済」は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を示す。]

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	国立公文書館	情報通信研究機構 (注8)				
			(注7)	一般勘定	基盤技術研究促進勘定	債務保証勘定	出資勘定
貸借対照表 26事業年度末	資 産	5,443	153,149	144,582	1,937	6,151	540
	負 債	808	38,213	38,205	56	12	0
	うち運営費交付金債務	—	6,412	6,412	—	—	—
	純 資 産	4,635	114,936	106,376	1,881	6,138	539
	うち 資 本 金	7,179	147,806	81,951	59,271	3,233	3,350
	うち 政府出資金	7,179	144,572	81,951	59,271	—	3,350
	うち 資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 2,544	24,831	22,445	—	2,386	—
うち 利益剰余金 (△繰越欠損金)	—	△ 57,702	1,980	△ 57,389	518	△ 2,811	
損 益 計 算 書 26事業年度	経 常 費 用	2,235	44,032	43,939	69	22	0
	経 常 収 益	2,266	44,273	44,134	69	66	2
	うち運営費交付金収益	2,190	24,692	24,692	—	—	—
	経 常 利 益(△経常損失)	31	240	194	0	44	1
	臨 時 損 失 (注2)	1	46	46	—	—	—
	臨 時 利 益 (注2)	—	52	45	—	6	—
	特 別 損 失 (注2)						
	特 別 利 益 (注2)						
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	30	221	169	0	50	1
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	43	43	—	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	30	265	212	0	50	1	
利益の処分又は損失の処理 (26事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	—		212	△ 57,389	50	△ 2,811
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	30		212	0	50	1
	前 期 繰 越 欠 損 金	30		—	57,390	—	2,812
	積 立 金 振 替 額 (注3)	—					
	積 立 金	—		212	—	50	—
	目 的 積 立 金 (注4)	—		—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—		—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額	—		—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	—		—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—		—	57,389	—	2,811
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注5)	—	—	—	—	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注6)						
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		処置済1 (P685)		処置済1 (P690)			

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名	国立青少年教育振興機構	農林水産消費安全技術センター	種苗管理センター	家畜改良センター	水産大学校
		貸借対照表		資 産	92,514	10,093	9,574
負 債			4,158	1,927	949	5,032	1,163
うち運営費交付金債務			800	—	181	664	419
純 資 産			88,356	8,166	8,624	37,955	10,295
うち 資 本 金			113,514	10,172	9,696	48,164	8,986
うち政府出資金			113,514	10,172	9,696	48,164	8,986
うち 資 本 剰 余 金			△ 25,160	△ 2,729	△ 1,076	△ 10,260	1,270
うち 利 益 剰 余 金 (△ 繰 越 欠 損 金)			1	724	4	51	38
損 常 費 用			11,377	6,906	2,970	8,675	2,389
損 常 収 益			11,377	6,920	2,970	8,670	2,397
うち運営費交付金収益			9,290	6,658	2,557	5,712	1,717
益 経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)			△ 0	13	0	△ 5	7
計 臨 時 損 失 (注2)			—	17	0	9	5
計 臨 時 利 益 (注2)			—	646	1	21	5
算 特 別 損 失 (注2)							
書 特 別 利 益 (注2)							
26事業年度末							
当期純利益 (△ 当期純損失)			△ 0	642	1	6	7
前中期目標期間繰越積立金 取崩額			0	0	—	3	2
目的積立金取崩額			—	—	—	—	—
当期総利益 (△ 当期総損失)			0	642	1	9	9
利益の処分又は損失の処理							
26事業年度							
当期未処分利益 (△ 当期未処理損失)			0	642	1	9	9
当期総利益 (△ 当期総損失)			0	642	1	9	9
前期繰越欠損金			—	—	—	—	—
積立金振替額 (注3)				0			
積立金			0	642	1	9	9
目的積立金 (注4)			—	—	—	—	—
前中期目標期間繰越積立金 取崩額			—	—	—	—	—
目的積立金取崩額			—	—	—	—	—
積立金取崩額			—	—	—	—	—
次期繰越欠損金			—	—	—	—	—
(参考)							
国庫納付金の納付額 (注5)			—	—	—	—	—
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注6)							
うち不要財産に係る国庫納 付額			—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			処置済1 (P693)	不当2 (P699)	不当3 (P699)	不当11 (P699)	不当1 (P699)

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	(注8) 農業・食品産業技術総合研究機構					
		農業技術研究業務勘定	基礎的研究業務勘定	民間研究促進業務勘定	農業機械化促進業務勘定	特例業務勘定	
貸借対照表 26事業年度末	資 産	282,890	254,498	5,870	7,235	14,731	952
	負 債	25,308	19,238	5,822	10	633	0
	うち運営費交付金債務	10,315	5,071	5,087	—	156	—
	純 資 産	257,582	235,259	47	7,225	14,098	952
	うち 資 本 金	314,674	261,045	1,406	9,540	15,298	27,382
	うち政府出資金	311,035	261,045	1,406	6,070	15,129	27,382
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 28,831	△ 26,960	△ 1,401	△ 0	△ 1,285	817
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 28,260	1,174	42	△ 2,314	84	△ 27,247	
損 益 計 算 書 26事業年度	経 常 費 用	51,248	41,559	8,290	167	1,653	15
	経 常 収 益	51,414	41,531	8,291	307	1,668	54
	うち運営費交付金収益	45,012	35,304	8,279	—	1,428	—
	経 常 利 益(△経常損失)	166	△ 27	0	140	14	38
	臨 時 損 失 ^(注2)	332	196	131	—	4	—
	臨 時 利 益 ^(注2)	256	116	135	—	4	—
	特 別 損 失 ^(注2)						
	特 別 利 益 ^(注2)						
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	20	△ 173	3	140	11	38
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	298	292	—	—	6	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	318	118	3	140	17	38	
利益の処分又は損失の処理 (26事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		118	3	△ 2,314	17	△ 27,247
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		118	3	140	17	38
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	—	2,454	—	27,286
	積 立 金 振 替 額 ^(注3)						
	積 立 金		118	3	—	17	—
	目 的 積 立 金 ^(注4)		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	2,314	—	27,247
(参考)							
国庫納付金の納付額 ^(注5)	751	7	20	562	—	161	
うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注6)							
うち不要財産に係る国庫納 付額	751	7	20	562	—	161	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)				不当 11 (P699)			

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	(注8) 農業生物資源研究所	(注8) 農業環境技術研究所	(注8) 国際農林水産業研究センター	(注8) 森林総合研究所		
					研究・育種勘定	特定地域整備等勘定	
貸借対照表 26事業年度末	資 産	34,227	33,302	8,237	1,113,140	46,459	71,434
	負 債	3,856	1,373	1,065	222,553	3,217	65,685
	うち運営費交付金債務	800	150	246	742	742	—
	純 資 産	30,371	31,929	7,171	890,586	43,242	5,748
	うち 資 本 金	35,320	34,353	8,470	759,381	49,584	1,495
	うち政府出資金	35,320	34,353	8,470	759,381	49,584	1,495
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 5,234	△ 2,536	△ 1,373	124,780	△ 6,703	30
損 益 計 算 書 26事業年度	経 常 費 用	8,592	3,555	3,763	27,049	11,033	12,666
	経 常 収 益	8,595	3,566	3,777	27,185	11,110	12,563
	うち運営費交付金収益	6,115	2,753	3,333	9,247	9,247	—
	経 常 利 益(△経常損失)	2	10	14	135	77	△ 103
	臨 時 損 失 ^(注2)	99	1	9	—	—	—
	臨 時 利 益 ^(注2)	27	0	—	—	—	—
	特 別 損 失 ^(注2)	/	/	/	/	/	/
	特 別 利 益 ^(注2)	/	/	/	/	/	/
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	△ 69	8	5	135	77	△ 103
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	17	9	4	477	31	195
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	△ 52	17	9	613	108	92	
利益の処分又は損失の処理 (26事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	△ 52	17	9	/	108	92
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	△ 52	17	9	/	108	92
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	/	—	—
	積 立 金 振 替 額 ^(注3)	/	/	/	/	/	/
	積 立 金	—	17	9	/	108	92
	目 的 積 立 金 ^(注4)	—	—	—	/	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	/	—	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	/	—	—
	積 立 金 取 崩 額	52	—	—	/	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	/	—	—
(参考)	国庫納付金の納付額 ^(注5)	—	—	—	2	2	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注6)	/	/	/	/	/	/
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	2	2	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当2 (P699)	不当1 (P699)	不当1 (P699)	不当7 (P699)			

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	(注8) 森林総合研究 所	(注8) 水産総合研究センター		(注8) 産業技術総合 研究所		
		水源林勘定	試験研究・技 術開発勘定	海洋水産資源 開発勘定			
貸借対照表 26事業年度末	資 産	995,261	53,817	51,307	2,627	374,831	
	負 債	153,665	7,821	6,607	1,331	64,354	
		うち運営費交付金債務	—	2,570	1,700	869	—
	純 資 産	841,595	45,995	44,699	1,296	310,477	
		うち 資 本 金	708,301	58,092	56,812	1,280	284,741
		うち政府出資金	708,301	58,092	56,812	1,280	284,741
		うち 資 本 剰 余 金	131,454	△ 12,563	△ 12,579	16	12,167
	うち 利 益 剰 余 金 (△ 繰 越 欠 損 金)	1,839	466	466	—	13,568	
損 益 計 算 書 26事業年度	経 常 費 用	3,364	19,958	16,472	3,493	90,455	
	経 常 収 益	3,525	20,044	16,558	3,493	92,558	
		うち運営費交付金収益	—	14,307	12,192	2,115	68,923
	経 常 利 益(△経常損失)	161	85	85	0	2,103	
	臨 時 損 失 ^(注2)	—	4	4	0	613	
	臨 時 利 益 ^(注2)	—	3	3	0	482	
	特 別 損 失 ^(注2)						
	特 別 利 益 ^(注2)						
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	161	84	84	—	1,972	
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	250	33	33	—	176	
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—		
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	411	117	117	—	2,149		
利益の処分又は損失の処理 (26事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	411		117	—	2,149	
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	411		117	—	2,149	
	前 期 繰 越 欠 損 金	—		—	—	—	
	積 立 金 振 替 額 ^(注3)					2,858	
	積 立 金	411		117	—	5,008	
	目 的 積 立 金 ^(注4)	—		—	—	—	
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—		—	—	—	
	目 的 積 立 金 取 崩 額	—		—	—	—	
	積 立 金 取 崩 額	—		—	—	—	
	次 期 繰 越 欠 損 金	—		—	—	—	
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 ^(注5)	—	—	—	—	—	
	うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注6)						
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		不当7 (P699)	不当5 (P699)		意・処1 (P707)		

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名	農 畜 産 業 振 興 機 構					
			畜産勘定	野菜勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	補給金等勘定	
貸借対照表 (26事業年度末)	資 産		403,227	286,595	74,778	2,247	3,057	35,755
	負 債		363,052	255,759	73,944	25,992	348	6,941
		うち運営費交付金債務	716	294	—	266	144	—
	純 資 産		40,174	30,835	834	△ 23,744	2,709	28,814
		うち 資 本 金	30,958	29,965	293	—	—	—
		うち政府出資金	30,958	29,965	293	—	—	—
		うち 資 本 剰 余 金	—	—	—	—	—	—
	うち 利 益 剰 余 金 (△ 繰 越 欠 損 金)	9,215	869	540	△ 23,744	2,709	28,814	
損 益 計 算 書 (26事業年度)	経 常 費 用		241,911	108,044	10,995	59,995	11,160	51,664
	経 常 収 益		248,788	99,920	11,221	63,065	10,942	63,569
		うち運営費交付金収益	1,635	557	—	770	260	—
	経 常 利 益(△経常損失)		6,876	△ 8,123	226	3,069	△ 218	11,904
	臨 時 損 失 ^(注2)		6	—	0	5	—	—
	臨 時 利 益 ^(注2)		8,198	8,124	0	69	—	—
	特 別 損 失 ^(注2)		/	/	/	/	/	/
	特 別 利 益 ^(注2)		/	/	/	/	/	/
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)		15,069	0	225	3,133	△ 218	11,904
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		218	—	—	—	218	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		15,287	0	225	3,133	—	11,904	
利益の処分又は損失の処理 (26事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		/	0	225	△ 23,744	—	11,904
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		/	0	225	3,133	—	11,904
	前 期 繰 越 欠 損 金		/	0	—	26,878	—	—
	積 立 金 振 替 額 ^(注3)		/	/	/	/	/	/
	積 立 金		/	0	225	—	—	11,904
	目 的 積 立 金 ^(注4)		/	—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		/	—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		/	—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		/	—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		/	—	—	23,744	—	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 ^(注5)		105,541	80,970	—	19,693	4,878	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注6)		/	/	/	/	/	/
	うち不要財産に係る国庫納 付額		80,970	80,970	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			処置済1 (P715)					

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	農畜産業振興機構		(注9) 国際協力機構	(注8) 新エネルギー・産業技術総合開発機構		
			肉用子牛勘定	債務保証勘定	一般勘定	一般勘定	電源利用勘定	
貸借対照表 26事業年度末	資	産	698	397	238,497	92,110	12,898	1,038
	負	債	369	—	186,872	67,417	10,065	146
		うち運営費交付金債務	11	—	46,240	58,837	8,590	74
	純	資産	328	397	51,625	24,692	2,833	891
		うち資本金	328	371	63,217	79,200	958	309
		うち政府出資金	328	371	63,217	79,043	958	242
		うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	—	—	△ 16,742	△ 39	△ 17	△ 17
損 益 計 算 書 26事業年度	経	常 費 用	3,458	0	253,318	136,925	27,242	411
	経	常 収 益	3,456	20	254,339	140,708	28,048	550
		うち運営費交付金収益	46	—	144,188	135,072	26,577	261
	経	常 利 益(△経常損失)	△ 1	19	1,020	3,782	805	139
	臨	時 損 (注2) 失	—	—	88	7	2	0
	臨	時 利 益 (注2) 益	1	3	39	198	2	1
	特	別 損 (注2) 失						
	特	別 利 益 (注2) 益						
	当	期 純 利 益 (△ 当期純損失)	—	23	971	3,973	805	139
	前	中 期 目 標 期 間 繰 越 積 立 金 取崩額	—	—	464	0	0	0
目	的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—	
当	期 総 利 益 (△ 当期総損失)	—	23	1,436	3,973	805	139	
利益の処分又は損失の処理 (26事業年度)	当	期 未 処 分 利 益 (△ 当期未処理損失)	—	23	1,436		805	139
	当	期 総 利 益 (△ 当期総損失)	—	23	1,436		805	139
	前	期 繰 越 欠 損 金	—	—	—		—	—
	積	立 金 振 替 額 (注3)						
	積	立 金	—	23	1,436		805	139
	目	的 積 立 金 (注4)	—	—	—		—	—
	前	中 期 目 標 期 間 繰 越 積 立 金 取崩額	—	—	—		—	—
	目	的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—		—	—
	積	立 金 取 崩 額	—	—	—		—	—
	次	期 繰 越 欠 損 金	—	—	—		—	—
(参考)	国	庫 納 付 金 の 納 付 額 (注5)	—	—	337	—	—	—
	う	ち 積 立 金 の 処 分 に よ る 国 庫 納 付 額 (注6)						
	う	ち 不 要 財 産 に 係 る 国 庫 納 付 額	—	—	337	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			処置済1 (P715)	意・処1 処置済2 (P718、720)	処置済1 (P726)			

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名	(注8) 新エネルギー・産業技術総合開発機構			日本学術振興会		
			エネルギー 需給勘定	基盤技術研 究促進勘定	鉱工業承継 勘定		一般勘定	学術研究助 成業務勘定
貸借対照表 (26事業年度末)	資 産		65,442	11,228	1,593	90,010	9,148	80,892
	負 債		57,260	33	1	89,646	8,784	80,892
		うち運営費交付金債務	50,172	—	—	77	77	—
	純 資 産		8,182	11,195	1,591	364	364	—
		うち 資 本 金	2,460	73,937	1,534	676	676	—
		うち政府出資金	2,393	73,937	1,512	676	676	—
		うち 資 本 剰 余 金	△ 46	△ 0	42	△ 455	△ 455	—
		うち 利 益 剰 余 金 (△ 繰 越 欠 損 金)	5,767	△ 62,741	14	142	142	—
損 益 計 算 書 (26事業年度)	経 常 費 用		109,228	41	1	260,573	161,679	98,894
	経 常 収 益		112,023	84	1	260,659	161,765	98,894
		うち運営費交付金収益	108,234	—	—	27,996	27,996	—
	経 常 利 益(△経常損失)		2,794	42	0	85	85	—
	臨 時 損 失 ^(注2)		4	0	—	0	0	—
	臨 時 利 益 ^(注2)		191	—	3	—	—	—
	特 別 損 失 ^(注2)							
	特 別 利 益 ^(注2)							
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)		2,981	42	3	85	85	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		0	—	—	0	0	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		2,982	42	3	86	86	—	
利益の処分又は損失の処理 (26事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		2,982	△ 62,741	3		86	—
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		2,982	42	3		86	—
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	62,784	—		—	—
	積 立 金 振 替 額 ^(注3)							
	積 立 金		2,982	—	3		86	—
	目 的 積 立 金 ^(注4)		—	—	—		—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—		—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—		—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—		—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	62,741	—		—	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 ^(注5)		—	—	—	2,365	2,365	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注6)							
	うち不要財産に係る国庫納 付額		—	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			処置済1 (P726)			不当1 (P729)		

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	(注8)、(注10) 理化学研究 所	(注8) 宇宙航空研 究開発機構	日本スポーツ振興センター			
				投票勘定	災害共済給 付勘定	免責特約勘 定	
貸借対照表 26事業年度末	資 産	290,825	624,303	360,514	83,405	7,347	2,581
	負 債	94,077	413,991	118,140	77,355	5,460	903
	うち運営費交付金債務	4,551	19,353	19,445	—	—	—
	純 資 産	196,748	210,312	242,373	6,050	1,887	1,677
	うち 資 本 金	265,342	544,265	245,796	—	—	—
	うち政府出資金	252,457	544,259	245,796	—	—	—
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 74,095	△ 307,660	△ 13,664	—	—	—
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	5,501	△ 26,292	10,241	6,050	1,887	1,677	
損 益 計 算 書 26事業年度	経 常 費 用	124,173	229,291	133,178	105,994	19,115	405
	経 常 収 益	124,928	219,891	144,121	111,714	19,201	509
	うち運営費交付金収益	48,073	71,852	6,169	—	—	—
	経 常 利 益(△経常損失)	754	△ 9,400	10,943	5,720	86	103
	臨 時 損 失 ^(注2)	144	91	25,141	19,580	—	—
	臨 時 利 益 ^(注2)	140	86	15,502	14,543	—	—
	特 別 損 失 ^(注2)						
	特 別 利 益 ^(注2)						
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	721	△ 9,430	1,303	683	86	103
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	909	—	1	—	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	1,631	△ 9,430	1,305	683	86	103	
利益の処分又は損失の処理 (26事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	1,631	△ 26,292		683	86	103
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	1,631	△ 9,430		683	86	103
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	16,862		—	—	—
	積 立 金 振 替 額 ^(注3)						
	積 立 金	1,544	—		683	86	103
	目 的 積 立 金 ^(注4)	86	—		—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—		—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—		—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	—	—		—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	26,292		—	—	—
(参考)	国庫納付金の納付額 ^(注5)	—	—	10,181	10,181	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注6)						
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	処置済1 (P731)	処置済1 (P734)		不当1 (P738)			

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名	日本スポーツ振興センター		鉄道建設・運輸施設整備支援機構			
			特定業務勘定	一般勘定		建設勘定	海事勘定	基礎的研究等勘定
貸借対照表 (26事業年度末)	資 産		49,779	223,145	10,069,285	7,402,382	232,722	38,122
	負 債		32,317	7,849	8,588,168	6,840,290	208,136	38,017
		うち運営費交付金債務	18,708	737	44	—	1	—
	純 資 産		17,462	215,295	1,481,117	562,092	24,586	104
		うち 資 本 金	17,063	228,732	115,829	51,967	63,767	—
		うち政府出資金	17,063	228,732	115,829	51,967	63,767	—
		うち 資 本 剰 余 金	—	△ 13,664	501,301	499,563	2,000	—
	うち 利 益 剰 余 金 (△ 繰 越 欠 損 金)	398	227	863,986	10,561	△ 41,180	104	
損 益 計 算 書 (26事業年度)	経 常 費 用		2,220	11,705	831,055	345,291	26,181	166
	経 常 収 益		7,200	11,759	792,613	346,241	32,917	196
		うち運営費交付金収益	1,629	4,540	212	—	7	—
	経 常 利 益(△経常損失)		4,979	53	△ 38,442	949	6,736	30
	臨 時 損 失 ^(注2)		5,539	21	232	71	0	0
	臨 時 利 益 ^(注2)		958	—	0	0	—	—
	特 別 損 失 ^(注2)							
	特 別 利 益 ^(注2)							
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)		398	32	△ 38,673	878	6,736	30
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	1	60,888	—	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		398	34	22,215	878	6,736	30	
利益の処分又は損失の処理 (26事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		398	34		878	△ 41,180	30
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		398	34		878	6,736	30
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	—		—	47,917	—
	積 立 金 振 替 額 ^(注3)							
	積 立 金		398	34		878	—	30
	目 的 積 立 金 ^(注4)		—	—		—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—		—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—		—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—		—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—		—	41,180	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 ^(注5)		—	—	176	176	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注6)							
	うち不要財産に係る国庫納 付額		—	—	176	176	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			不当1 (P738)		不当1 意・処1 (P742、744)			

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	鉄道建設・運輸施設整備 支援機構		石油天然ガス・金属鉱物資源機構			
		助成勘定	特例業務勘定		石油天然ガス等勘定	投融资等・金属鉱物産物備蓄勘定	金属鉱業一般勘定
貸借対照表 26事業年度末	資 産	1,805,415	1,985,121	1,556,552	1,197,265	229,147	75,761
	負 債	1,480,614	1,415,318	926,985	861,925	38,861	21,887
	うち運営費交付金債務	43	—	7,486	6,450	19	1,016
	純 資 産	324,801	569,802	629,566	335,340	190,286	53,874
	うち 資 本 金	94	—	699,652	436,567	185,099	30,916
	うち政府出資金	94	—	699,652	436,567	185,099	30,916
	うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	—	—	23,305	△ 4,238	3,504	18,925
324,706	569,802	△ 93,448	△ 97,017	1,653	4,033		
損 益 計 算 書 26事業年度	経 常 費 用	622,765	79,632	257,037	239,517	677	15,209
	経 常 収 益	561,871	94,368	217,457	200,328	1,103	15,758
	うち運営費交付金収益	204	—	16,621	13,643	71	2,907
	経 常 利 益(△経常損失)	△ 60,894	14,735	△ 39,580	△ 39,188	425	549
	臨 時 損 失 ^(注2)	0	160	128	126	—	1
	臨 時 利 益 ^(注2)	—	—	128	126	—	1
	特 別 損 失 ^(注2)						
	特 別 利 益 ^(注2)						
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	△ 60,894	14,575	△ 39,580	△ 39,188	425	549
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	60,888	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	△ 5	14,575	△ 39,580	△ 39,188	425	549	
利益の処分又は損失の処理 (26事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	△ 5	14,575		△ 97,017	425	549
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	△ 5	14,575		△ 39,188	425	549
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—		57,828	—	—
	積 立 金 振 替 額 ^(注3)						
	積 立 金	—	14,575		—	425	549
	目 的 積 立 金 ^(注4)	—	—		—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—		—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—		—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	5	—		—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—		97,017	—	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 ^(注5)	—	—	7	—	—	7
	うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注6)						
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	7	—	—	7
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		不当1 意・処1 (P742、744)		処置済1 (P749)			

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名	石油天然ガス・金属鉱物資源機構			労働者健康福祉機構	国立病院機構
			金属鉱業鉱害防止積立金勘定	金属鉱業鉱害防止事業基金勘定	石炭経過勘定		
貸借対照表 (26事業年度末)	資 産		1,751	5,285	47,770	452,970	1,285,854
	負 債		1,727	37	2,977	302,286	843,566
		うち運営費交付金債務	—	—	—	473	1,808
	純 資 産		24	5,247	44,793	150,684	442,287
		うち 資 本 金	—	—	47,069	146,405	208,050
		うち政府出資金	—	—	47,069	146,405	208,050
		うち 資 本 剰 余 金	—	5,117	△ 3	53,872	222,525
	うち 利 益 剰 余 金 (△ 繰 越 欠 損 金)	24	130	△ 2,273	△ 49,593	11,711	
損 益 計 算 書 (26事業年度)	経 常 費 用		18	69	1,544	315,201	924,475
	経 常 収 益		8	71	186	308,687	939,419
		うち運営費交付金収益	—	—	—	6,686	18,554
	経 常 利 益(△経常損失)		△ 9	1	△ 1,358	△ 6,513	14,944
	臨 時 損 失 ^(注2)		—	—	—	1,777	6,603
	臨 時 利 益 ^(注2)		—	—	—	92	3,370
	特 別 損 失 ^(注2)						
特 別 利 益 ^(注2)							
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)		△ 9	1	△ 1,358	△ 8,198	11,711
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		△ 9	1	△ 1,358	△ 8,198	11,711
利益の処分又は損失の処理 (26事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		△ 9	1	△ 2,273	△ 49,593	11,711
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		△ 9	1	△ 1,358	△ 8,198	11,711
	前期繰越欠損金		—	—	914	41,395	—
	積 立 金 振 替 額 ^(注3)						
	積 立 金		—	1	—	—	11,711
	目 的 積 立 金 ^(注4)		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		9	—	—	—	—
目的積立金取崩額		—	—	—	—	—	
積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	
次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	2,273	49,593	—	
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 ^(注5)		—	—	—	183	1,648
	うち積立金の処分による国庫納付額 ^(注6)					—	1,561
	うち不要財産に係る国庫納付額		—	—	—	168	87
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			処置済 1 (P749)			不当 1 (P753)	不当 1 意・処 1 (P755、756)

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	都市再生機構			日本原子力研究開発機構 (注8)			
			都市再生勘定	宅地造成等経過勘定		一般勘定	電源利用勘定	
貸借対照表 26事業年度末	資 産	13,811,176	12,452,513	1,358,662	930,677	445,135	462,977	
	負 債	12,828,516	11,424,925	1,403,590	352,861	173,030	179,770	
		うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—	—
	純 資 産	982,660	1,027,588	△ 44,928	577,815	272,105	283,207	
		うち 資 本 金	1,061,168	973,478	87,690	889,330	345,790	543,540
		うち 政府出資金	1,059,168	971,478	87,690	872,913	345,349	527,564
		うち 資本剰余金 (△繰越欠損金)	38,364	38,364	—	△ 338,806	△ 78,552	△ 260,254
損 益 計 算 書 26事業年度	経 常 費 用	1,008,150	752,432	255,720	186,394	80,820	107,315	
	経 常 収 益	1,100,111	886,035	214,078	189,247	81,447	107,691	
		うち運営費交付金収益	—	—	—	139,371	49,901	89,476
	経 常 利 益(△経常損失)	91,960	133,602	△ 41,642	2,853	626	376	
	臨 時 損 失 (注2)	54,998	51,028	3,969	870	509	360	
	臨 時 利 益 (注2)	4,693	4,010	683	769	409	359	
	特 別 損 失 (注2)							
	特 別 利 益 (注2)							
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	41,656	86,584	△ 44,928	2,687	490	346	
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	149	119	30	
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—		
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	41,656	47,734	△ 6,078	2,836	609	376		
利益の処分又は損失の処理 (26事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		15,744	△ 132,618		609	△ 1,471	
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		47,734	△ 6,078		609	376	
	前 期 繰 越 欠 損 金		31,989	126,539		—	1,847	
	積 立 金 振 替 額 (注3)					767	—	
	積 立 金		15,744	—		1,376	—	
	目 的 積 立 金 (注4)		—	—		—	—	
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—		—	1,393	
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—		—	—	
	積 立 金 取 崩 額		—	—		—	—	
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	132,618		—	78	
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注5)	—	—	—	2,595	1,958	637	
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注6)	—	—	—				
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	2,595	1,958	637	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		意・処1 処置済1 (P762、767)			処置済1 (P772)			

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	(注8) 日本原子力研 究開発機構	地域医療機 能推進機構	住 宅 金 融 支 援 機 構			
		埋設処分業 務勘定			証券化支援 勘定	住宅融資保 険勘定	財形住宅資 金貸付勘定
貸借対照表 (26事業年度末)	資 産	22,563	502,221	28,435,285	13,156,601	172,723	458,362
	負 債	60	55,309	27,293,991	12,454,022	55,230	425,287
	うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—	—
	純 資 産	22,502	446,912	1,141,294	702,578	117,493	33,074
	うち 資 本 金	—	85,491	711,735	557,235	102,000	—
	うち 政府出資金	—	85,491	711,735	557,235	102,000	—
	うち 資本 剰 余 金 (△ 繰 越 欠 損 金)	—	362,497	△ 257	△ 496	223	—
損 益 計 算 書 (26事業年度)	経 常 費 用	268	353,580	682,748	200,866	3,239	3,773
	経 常 収 益	2,118	358,640	943,766	273,273	8,990	6,300
	うち運営費交付金収益	—	—	—	—	—	—
	経 常 利 益(△経常損失)	1,850	5,060	261,018	72,407	5,750	2,527
	臨 時 損 失 ^(注2)	0	11,185				
	臨 時 利 益 ^(注2)	0	109				
	特 別 損 失 ^(注2)			11	11	—	—
特 別 利 益 ^(注2)			12,747	6,476	352	438	
当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	1,850	△ 6,016	273,753	78,871	6,102	2,966	
前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	8,686	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	1,850	△ 6,016	282,439	78,871	6,102	2,966	
利益の処分又は損失の処理 (26事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	1,850	(注11) △ 1,076		78,871	6,102	2,966
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	1,850	△ 6,016		78,871	6,102	2,966
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—		—	—	—
	積 立 金 振 替 額 ^(注3)	—					
	積 立 金	—	—		78,871	6,102	2,966
	目 的 積 立 金 ^(注4)	1,850	—		—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—		—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—		—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	—	—		—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	1,076		—	—	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 ^(注5)	—	115,012	83	1	77	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注6)		—				
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	83	1	77	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		処置済1 (P772)	不当1 (P776)	処置済1 (P778)			

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	住宅金融支援機構	
			住宅資金貸 付等勘定	既往債権管 理勘定
貸借対照表 26事業年度末	資 産		2,240,189	12,947,751
	負 債		1,853,230	13,046,562
		うち運営費交付金債務	—	—
	純 資 産		386,958	△ 98,810
		うち 資 本 金	42,900	9,600
		うち 政府出資金	42,900	9,600
		うち 資本 剰 余 金	16	—
	うち 利 益 剰 余 金 (△ 繰 越 欠 損 金)	345,543	△ 108,410	
損 益 計 算 書 26事業年度	経 常 費 用		193,377	364,936
	経 常 収 益		200,766	537,880
		うち運営費交付金収益	—	—
	経 常 利 益(△経常損失)		7,389	172,943
	臨 時 損 失	(注2)		
	臨 時 利 益	(注2)		
	特 別 損 失	(注2)	—	—
	特 別 利 益	(注2)	2,420	3,059
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)		9,809	176,003
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		8,686	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		18,496	176,003	
利益の処分又は損失の処理 26事業年度	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		18,496	△ 108,410
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		18,496	176,003
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	284,413
	積 立 金 振 替 額	(注3)		
	積 立 金		18,496	—
	目 的 積 立 金	(注4)	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	108,410
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額	(注5)	4	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額	(注6)		
	うち不要財産に係る国庫納 付額		4	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			処置済1 (P778)	

- (注1) 各法人の名称中「独立行政法人」については、記載を省略した。
- (注2) 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成12年独立行政法人会計基準研究会)では、経常損益計算の結果を受けて、臨時損益を記載し、当期純利益を計算することとされているが、主務省令で臨時損益に代えて特別損益を記載することとされている法人もある。このため、臨時損益を記載している法人は特別損益欄に、特別損益を記載することとされている法人は臨時損益欄にそれぞれ斜線を付している。
- (注3) 26事業年度が中期目標期間の最後の事業年度となっている法人において、目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金を積立金に振り替えた額をいう。また、26事業年度が中期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注4) 27年10月20日現在において、独立行政法人通則法第44条第3項の規定により主務大臣の承認を受けようとする額又は受けた額等をいう。
- (注5) 26事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、国庫納付金の支払額及び不要財産に係る国庫納付等による支出として表示された額等をいう。
- (注6) 前事業年度が中期目標期間の最後の事業年度となっている法人において、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律により、26事業年度に積立金の全部又は一部を国庫に納付した額をいう。また、前事業年度が中期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注7) 複数の勘定を有する法人については各勘定の欄とは別に法人全体の欄を設けたが、勘定相互間の債権債務、費用収益は相殺消去することとされているため、法人全体の欄の額は各勘定の額の合計とは一致しないものがある。なお、利益の処分又は損失の処理は勘定ごとに行い、法人全体では行わないとされていることから、法人全体の「利益の処分又は損失の処理」欄に斜線を付している。
- (注8) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)の施行日(27年4月1日)以降は、法人の名称中「独立行政法人」が「国立研究開発法人」へ変更された。
- (注9) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定については1102ページ参照
- (注10) 財務諸表は、27年10月20日現在のものである。
- (注11) 独立行政法人地域医療機能推進機構は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成23年法律第73号)により、26年4月1日に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を改組して発足したものである。当期末処理損失1,076百万円は、当期総損失6,016百万円と独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の25事業年度からの繰越利益に改組に伴う会計上の修正を行った後の繰越利益4,939百万円を合算した額である。

(国立大学法人及び大学共同利用機関法人)

国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)は、大学の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために、国立大学を設置して教育研究を行うこと及び大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供することを目的として、国立大学法人法(平成15年法律第112号)の定めるところにより設立される法人である。

国立大学法人等のうち、第3章に「不当事項」又は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を掲記した国立大学法人等は3法人あり、これらの国立大学法人等に係る26事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

[以下、「不当」は「不当事項」を、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を示す。]

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	東京医科歯科 大学	長岡技術科学 大学	自然科学研究 機構
		貸借対照表 (26事業年度末)	資 産		161,810
負 債			42,390	6,586	50,580
	うち運営費交付金債務		315	87	1,409
純 資 産			119,419	14,350	73,813
	う ち 資 本 金		75,912	14,207	75,038
	うち政府出資金		75,912	14,207	75,038
	う ち 資 本 剰 余 金		15,050	△ 152	△ 1,755
	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)		28,456	296	530
損 益 計 算 書 (26事業年度)	経 常 費 用		55,826	7,603	39,406
	経 常 収 益		57,308	7,738	39,288
		うち運営費交付金収益	13,998	3,913	26,922
	経 常 利 益(△経常損失)		1,481	134	△ 117
	臨 時 損 失		51	94	116
	臨 時 利 益		46	—	116
	当期純利益(△当期純損失)		1,476	40	△ 117
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		268	12	64
	当期総利益(△当期総損失)		1,744	53	△ 53
利益の処分又は損失の処理 (26事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期末処理損失)		1,744	53	△ 53
		当 期 総 利 益 (△当期総損失)	1,744	53	△ 53
		前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—
	積 立 金		1,744	7	—
	目 的 積 立 金 ^(注2)		—	45	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	53
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		不当1 (P786)	不当1 (P786)	意・処1 (P789)	

(注1) 各法人の名称中「国立大学法人」及び「大学共同利用機関法人」については、記載を省略した。

(注2) 27年10月20日現在において、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第44条第3項の規定により文部科学大臣の承認を受けようとする額をいう。

3 日本放送協会の決算

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、併せて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的として設置されているものである。その純資産総額は平成26事業年度末現在で6590億2747万余円となっている。

同協会の会計は、一般、番組アーカイブ業務及び受託業務等の3勘定に区分して経理されている。

同協会の勘定別の26事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)
資産	997,130,003	934,269,268	負債	330,551,428	307,305,836
流動資産	309,518,076	266,943,886	流動負債	222,662,634	214,069,173
うち有価証券	211,896,386	136,596,592	うち受信料前受 金	131,845,477	125,453,995
固定資産	552,794,112	589,398,661	固定負債	107,888,793	93,236,663
うち建物	160,992,603	163,634,973	うち退職給付引 当金	77,414,321	68,124,220
特定資産	134,817,814	77,926,720			
建設積立資産	134,817,814	77,926,720			
			純資産	666,578,575	626,963,431
			承継資本	163,375	163,375
			固定資産充当資本	443,936,706	442,059,494
			剰余金	222,478,493	184,740,561

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常事業収入	673,030,273	655,231,766
うち受信料	660,954,821	643,846,689
経常事業支出	656,110,803	649,624,994
うち国内放送費	293,805,222	286,862,563
経常事業収支差金	16,919,469	5,606,771
経常事業外収入	10,513,949	9,561,406
うち雑収入	5,503,734	4,497,735
経常事業外支出	206,951	88,409
財務費	206,951	88,409
経常事業外収支差金	10,306,998	9,472,997
経常収支差金	27,226,467	15,079,768
特別収入	15,185,654	6,013,715
うち固定資産売却益	14,690,491	2,356,894
特別支出	2,796,978	2,813,325
うち固定資産除却損	2,571,091	2,582,624
当期事業収支差金	39,615,143	18,280,158
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	39,615,143	18,280,158
建設積立金繰入れ	38,610,936	—
事業収支剰余金	1,004,207	18,280,158

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 事業年度	(25 事業年度)
(1 日平均放送時間)		
国内放送		
テレビジョン		
地上デジタル放送(総合放送及び教育放送)	44 時間 25 分	44 時間 25 分
衛星デジタル放送(BS 1 及び BS プレミアム)	47 時間 58 分	48 時間 00 分
ラジオ(第1放送、第2放送及びFM放送)	66 時間 21 分	66 時間 16 分
国際放送		
テレビジョン		
世界のほぼ全地域向け放送	外国人向け 23 時間 44 分 邦人向け 4 時間 58 分	23 時間 37 分 4 時間 47 分
北米向け放送及び欧州向け放送	10 時間 15 分	10 時間 07 分
ラジオ(日本語放送、その他の言語による放送及び衛星ラジオ国際放送)	58 時間 40 分	58 時間 10 分
(放送受信契約)		
事業年度末放送受信契約件数	42,000 千件	41,412 千件
受信料(A)	660,954,821 千円	643,846,689 千円
当年度内の収納額(B)	644,123,518 千円	628,642,921 千円
当年度内の未回収額(A-B)	16,831,303 千円	15,203,768 千円
収納率(B/A)	97.45%	97.64%

イ 番組アーカイブ業務勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)
資産	292,954	325,110	負債	7,844,059	8,099,880
流動資産	242,853	258,309	うち流動負債	7,808,988	8,047,274
うち未収金	226,136	241,540	うち一般勘定短期借入金	7,427,598	7,666,067
固定資産	50,101	66,801	純資産	△ 7,551,104	△ 7,774,769
器具	50,101	66,801	欠損金	△ 7,551,104	△ 7,774,769

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常事業収入	1,884,190	1,843,360
視聴料収入	1,884,190	1,843,360
経常事業支出	1,661,285	1,714,775
うち既放送番組配信費	1,474,658	1,522,143
経常事業収支差金	222,905	128,584
経常事業外収入	759	4,780
雑収入	759	4,780
経常事業外収支差金	759	4,780
経常収支差金	223,664	133,365
当期事業収支差金	223,664	133,365
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	223,664	133,365
繰越欠損金	223,664	133,365

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 事業年度	(25 事業年度)
番組アーカイブ視聴料 収入	2,765,801 件 1,884,190 千円	2,953,051 件 1,843,360 千円

ウ 受託業務等勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)	区 分	26 事業年度末 (千円)	25 事業年度末 (千円)
資産	56,451	41,166	負債	56,451	41,166
流動資産	56,451	41,166	流動負債	56,451	41,166
うち未収金	44,188	41,166	うち未払消費税 等	38,457	7,383

(イ) 損益計算書

区 分	26 事業年度(千円)	25 事業年度(千円)
経常事業収入	1,385,216	1,357,198
受託業務等収入	1,385,216	1,357,198
経常事業支出	1,162,187	1,137,333
受託業務等費	1,162,187	1,137,333
経常事業収支差金	223,029	219,865
当期事業収支差金	223,029	219,865
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	223,029	219,865
一般勘定への繰入れ	223,029	219,865

(ウ) 主な業務実績

区 分	26 事業年度	(25 事業年度)
保有する施設等の賃貸等 による業務収入	1,403 件 1,379,437 千円	1,394 件 1,350,103 千円